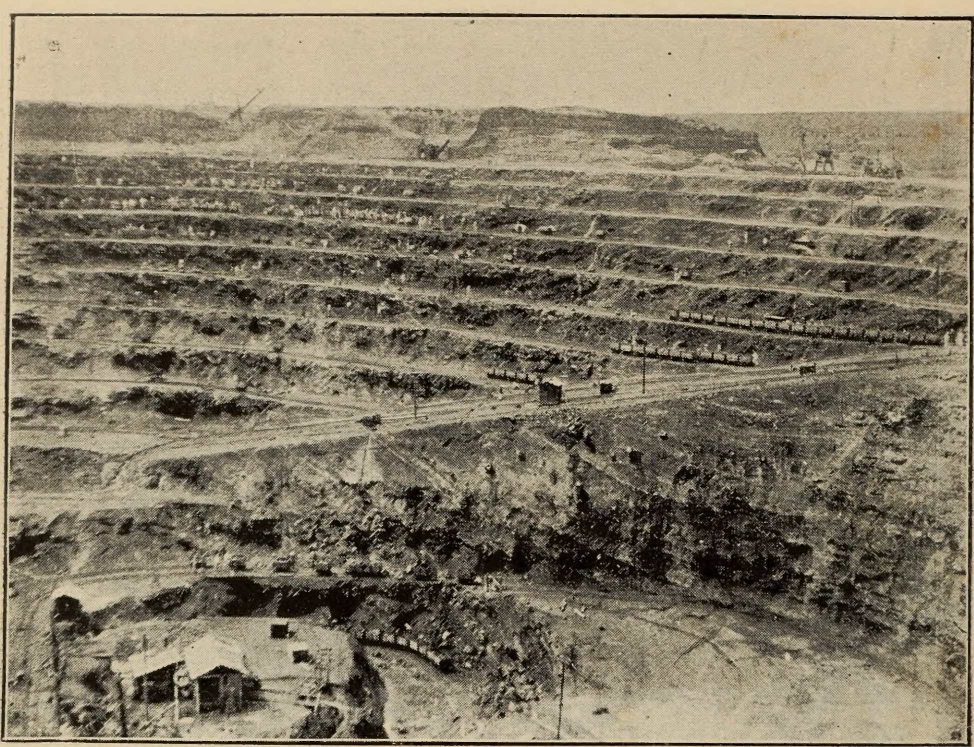
滿蒙通覽

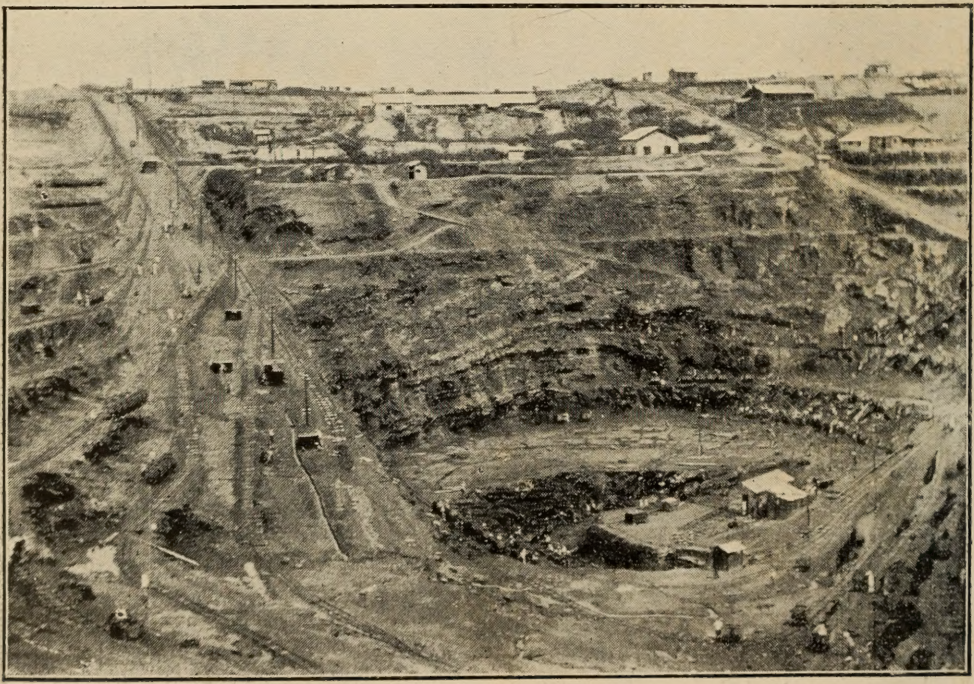
下編

滿蒙通覽

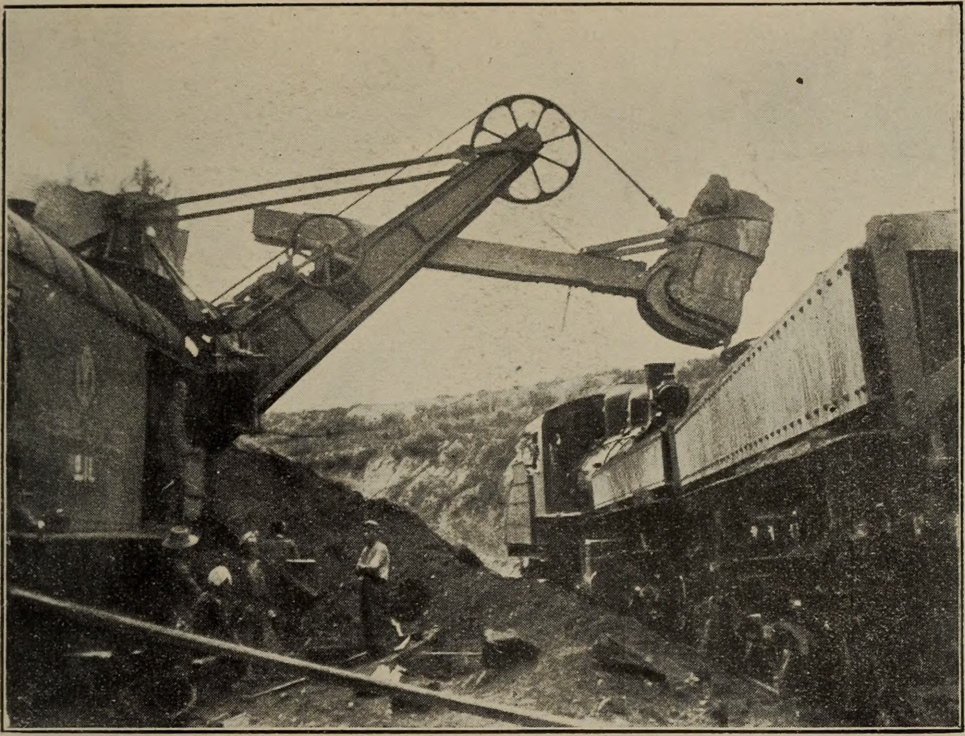
下編



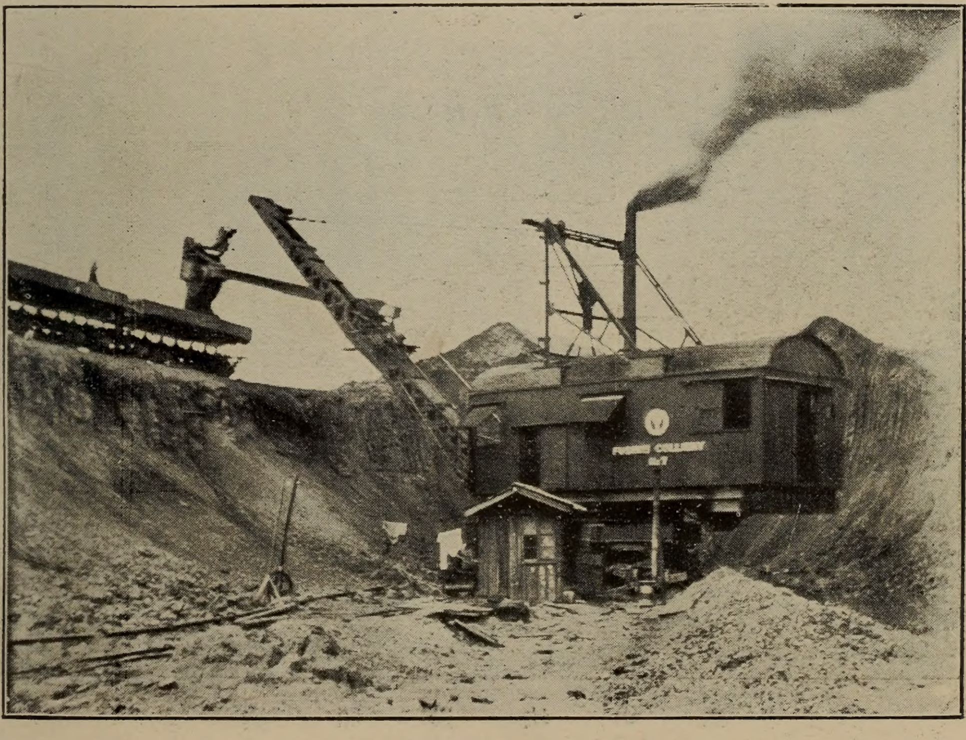
撫順炭坑の一



撫順炭坑の二



撫順炭坑露天堀土取器 (一)



撫順炭坑露天堀土取器 (二)



撫順城外の喇嘛塔



奉天の北陵



大連埠頭の光景

滿蒙通覽目次

―下編―

第四章　天然曹達と天然鹽

滿蒙通覽下編目次終

滿蒙通覽

福昌公司調査部編纂

—下編—

第五卷　滿蒙の生産力

第一章　滿蒙に於ける特殊の産物

粉條子（豆素麵）

粉條子即ち豆素麵は支那人の好んで食するものにして、滿洲到る處に其の需要あるのみならず、蒙地に於ても亦其の需要あるは勿論、南洋方面の出稼支那人に對し多大の需要あり、今其の製法につき淺見宏氏の『山東に於ける豆素麵及び其の製法』と題する記錄を紹介せんに左の如し。

（一）、粉條子とは何ぞ

支那に於て粉條子と稱するは綠豆(青小豆)の澱粉を主なる原料とし、之に高粱包米若くは馬鈴薯、豌豆の澱粉を混じて製し、饂飩、素麵或は蕎麥等に類する物にして、邦人は之を豆素麵と稱す。蓋し適譯と云ふべし。然れども該品の饂飩、素麵、蕎麥等と異る所は、該品は一應煮沸して干し上げたるものなること、並に之が爲め前記各品に比し强靭の度遙かに大なるにあり。而して其の綠豆の澱粉のみを以て製造せられたるものは、(勿論水の適否の關係もあるら)概して純白に近く、强靭の度最も大にして、且つ「テグス」の如き光澤を有し、之を以て品質最上なるものとす。高粱、馬鈴薯等の混合量大なるに隨ひ品質次第に劣等となり、隨て價格も順次遞減するものとす。

支那人は肉類及野菜と混じて種々料理の材料となし日用の必要品とす。邦人の嗜好にも適し糸蒟蒻以上の風味を有するが如し。

南洋に於ては惡氣を拂ふの效顯著なりとして需要甚だ多く、芝罘より香港に向け輸出するものも、更に香港より南洋各地に再輸出するもの大部分を占むるものの如し。

(二)支那に於ける粉條子の產地及其の貿易

支那各地豆素麵を產する所多しと雖も、最も有名なるは、山東省なりとす。其の產額及品質共に全國に冠たり。是れ蓋し氣候其の他諸種の關係が豆素麵製造に最も適するものあるが故なるべし。而して山東省に於ても舊制登州府管下黃縣、招遠縣、棲霞、福山、寧海、蓬萊等の各縣を以て主なる產地とし、就中品質に於ては招遠縣及黃縣產を以て最上とす。

此等各地產出の豆素麵は芝罘を以て集散市場となし、福山、棲霞、寧海、地方產は陸路直接芝罘に集まり、黃縣、招遠等芝罘以西の各地產品は龍口を經由して海路芝罘に集まるものとす。而して一度芝罘市場に出でたる豆素麵は香港を主とし、新嘉坡、上海、福州等の南方各地に仕向けらるゝものとす。而して前述の如く芝罘市場に集まる豆素麵中、龍口經由品は芝罘にて之を黃縣物と呼び、芝罘市場に來集する豆素麵中の白眉にして相場常に最高位にあり。

今參考の爲め龍口及芝罘に於ける粉莊(豆素麵問屋)を列擧すれば次の如し。

龍口

中和興　源吉興　福祥德（大粉莊）　源豐德（同）　蚨聚信　有成公　增順義（大粉莊）　志成玉
福源號　德興號　裕盛德　增順和

芝罘

和成福　永源茂　順裕德　裕興合　同義成　福祥德　仁和昌　双盛棧
成德和　德聚西　同成和　洪壽福　成記　允興德　中和興　福順益
同聚和　增順義　裕慶合　泰生祥　福聚德　東順長　協升東　增順利
億成和　中和恒　恒源茂　東順利　協成仁　增元利　義泰永　永斗福
義豐和　豐盛恒　知興仁　萬興義　豐泰永　東順永　同成公　德生源
同盛仁　恒順西　億成興　合生號　三益成　同義興　蚨聚恒

次に本品輸出の荷造りにつき述べんに、從來山東粉條子は葦を以て編めるアンペラを用ひ、一包百二三十斤あり。其の包裝費安價なるも、香港、南洋等に到着する頃には破損多しとのことなれば改良すべき點多々あるべし。

(三)粉條子原料及芝罘に於ける原料製品の相場

粉條子の原料は從來品質最良なるものを得るには綠豆(青小豆)のみを用ひ、配合

物の多少により遞次品質劣惡となり、而して配合物としては高粱包米(玉蜀黍)馬鈴薯、赤小豆、豌豆等を用ふ。山東省にて使用する綠豆は該省西北部地方產に係る羊角口、堤子口等より來るもの、及天津、錦州、海州產多く上海、鎭江より來るものも亦少からず。

最近に於ける芝罘の綠豆及粉條子相場次の如し。

綠豆	海州物	九、五兩	錦州物	一一、〇兩	天津物	一〇、六兩
	鎭江物	一〇、〇	羊角口物	一		
粉條子	黃縣物	一一、〇				

備考　綠豆は芝罘桝一石の相場、一石は芝罘衡約三百卅五斤
　　　粉條子は芝罘衡百斤相場、而して日本斤百斤は芝罘斤約百〇二斤に相當す。

尙同日に於ける芝罘金銀相場(芝罘兩に對する)は次の如し。

日本金票　八、一四五錢
日本銀票　六、九〇〇

小洋錢　　五、八六五

右により原料及製品の日本金或は小洋相場を算出し得べし。

(四)製　法

粉條子製造は一見甚だ簡易なるが如きも決して然らず。されば支那人も始めは常工と稱する該技術に長けたる者を雇用するを常とす。其の製造は之を大別して二回の操作とす。第一操作、澱粉製造、第二操作、澱粉より粉條子を製造す。

支那人の在來方法

第一操作、澱粉製造

先づ原料たる綠豆並に高粱等に混在せる砂石及塵埃等を除去し、(箕を用ふ)之を大盆(大鉢)に入れ一度沸騰せしめたる水一桶を程好く冷却せしめ、之を原料に攪拌し、冬日は特に之に蓋をなし熱氣の發散を防ぐ。約二十四時間にして充分に水を吸收するを待ち、石臼を以て之を粉末となす。之を推磨と稱す。推磨の際臼の上方に滴水盆子(水筒)を掛け、絶えず少量の水を滴下し之を騾馬に挽かしむ。約二時間にして綠豆錦斗一斗は粉末となる。此の粉末は臼より直ちに粉缸に入る。

次に此の粉末を二分し、其の一を取り大羅(羅は篩也)にて小漿水(澱粉上澄の水「説明は後にあり」)を交へ、大羅中にて擣臼(キネ)を以て捏ねる時は、細末なる粉末水は羅を通じて大缸(大甕)に入り、粕は羅中に殘留す。此の殘留粕に更に水を混じ再び擣臼にて捏ね篩ひ落して之を了り、三度殘留物に大漿水(澱粉甕上澄水)を加へ、擣臼にて捏ね篩ひ落す時は、最後に殘留せしものは全部高粱及綠豆の皮殼にして、全く人の食用に供すべからず。之を以て豚の飼養に供す。次に第二の粉末も同樣の操作を以て前後とも同一大缸中に粉末水を貯ふる事約三時間にして、之を小羅(小篩)に入れ擣臼にてつき小缸に入る。此際大缸の上澄の水を取りて別器に盛る。此の水は即ち大漿水也。小羅にて篩ひ落す方法は大羅の時と少しも異ることなきも、唯漿水を用ふること無く專ら清水を用ふるのみ。斯くして小缸內の粉末水を數度擣臼にて攪拌したる後之を放置すること約三時間にして、全く粉末は下部に沈澱するを以て、其の上澄水即ち所謂小漿水を去り、之を別器に盛り大漿水と共に次日の通羅の用に供す。小缸內に沈澱したるもの丶內、上部のものは其內に粕を混じ、稍黑色を呈し粉條子の製造に適せず。其他の沈澱物は純白色にして、即ち粉條

子製造の原料となるを以て之をとり、布片又は布袋に入れ絞りて水分を去りたるものを粉團と稱し、通常綠豆一斗(即ち原料一斗)より粉團一個を製す。

尙ほ注意すべきは粉末を大缸内に沈澱せしめたる後約三時間にして、原料に黑赤又は黃の三色の内何れかの色を帶ぶるに至るべし。其の黑みがゝりたるは漿水の適當に混入せられたるを示し、赤みがゝりたるは漿水の多くして堅くなりたるを示し、黃色を帶びたるものは漿水少くして柔かなるを示す。黑色を呈したるものより十五斤の粉條子を得るものとせば、他の二者よりは約十四斤以上を製出する事能はず。

粉條子製造に關する困難なる點は一に此の漿水の關係にあり同じ原料より製出し得る斤量に差を生じ、損益の分關なるを以て、始めは多く長工と稱する粉條子製造の技術者を傭雇し來り、一二年其の技術を習得するものゝ如し。

豆に水を吸收せしむるに約一晝夜を要するとは已に述べたり。又推磨より粉團を製造する迄約一日にして、原料の手入に約二日を要す。故に器具は每日轉換して之を使用する事を得べく、日々粉團一個宛を製造し、十五日間に至り愈々粉條

子の製造に從事するを通常とす。

第二操作　粉團より粉條子を製する法

粉條子製造に適當なる粉團乾燥の程度は粉團製後約七八日を經過したるものなりとす。故に初日に造りたるものと十五日目に造りたるものとを混合せしむる時は、大約七八日前に製造せしものと同程度の濕氣を帶びたるものを得べし。尙ほ二日目のものと十四日目のもの、三日目と十三日目の如く順に混合せしむる時は、總て同程度の濕氣を含みたるものを得るを以て、之を等しく捏鉢に入れ水を適當に加へ十分に捏溶したる後、粉瓢とて銅又は木或は干瓢にて製したるものに盛り、水を漲りて煮沸したる大鍋中に手を以て打ちながら、瓢の底に穿けたる圓形又は長方形の穴を通じて滴下せしめ、凡そ十分間にして之を取上げ、急に冷水に侵し冷却せしむる事約五分間、更に之を乾燥架に掛け、之を野天にて乾燥せしむ。是れ即ち粉條子也。野天に粉條子を乾燥せしむるに冬季は約一日、夏季は半日にて足るべし。冬季製造したるものは含水量多く、重量稍重し、綠豆五升高粱五升宛を混合せるものは一石の原料より、冬は一百八九十斤、春は一百七十斤、秋は一百七十

五斤を製造し得。緑豆のみのものなる時は同じ原料より冬季に於ても約一百三十斤以上に製出し得ず。

製造用具及之れに要する固定資本(小洋錢)

名稱	員數	價格	用途
騾馬	一頭	三〇、〇〇〇	臼を挽くに用ふ。
水缸(水甕)	一個	八、〇〇〇	
粉杆	十二個	一、二〇〇	粉條子乾燥用の罐を掛けるに用ふ。
粉磨	一盤	一二、〇〇〇	原料をつぶすに用ふる臼。
大羅	一個	三、〇〇〇	粉水を篩ふに用ふ。
小羅	同	一、〇〇〇	同右
粉棍	百個	一、〇〇〇	粉條子を掛けるに用ふ。
磨架	一個	三、〇〇〇	石臼臺
大鍋	同	四、〇〇〇	粉條子を煮るに用ふ。
大盆(鉢)	二個	一〇、〇〇〇	生熟粉團を攪拌するに用ふ。

撞叺	一個	一、〇〇〇	粉漿をこねる爲めのきね。
風櫃	一個	一、五〇〇	フイゴ、火を吹くに用ふ。
大缸	二個	一〇、〇〇〇	
粉瓢	三個	三、六〇〇	(粉を以て作りたる糊を鍋の中に落し込む穴の形によりて粉條子に種類を生ず。)
盆架	一個	二、〇〇〇	鉢を載せる臺。
小缸	同	二、〇〇〇	
粉架	同	二、〇〇〇	粉條子を晾すに用ふ。
大小水掛	二個	一、〇〇〇	篩を載せる。
合計		九六、三〇〇	

旅順に於ける日本人の製法附用具

第一操作　澱粉製造

註　予は先年關東州の産業として望みあるべきを思ひ、民政長官に建議しおきたるに、少許の補助金を支給して一日本人に經營せしめ成績良好なりしも、本人の資金缺乏の爲目下中止の狀態にあり。

イ、箕を以て原料に混じ居る土砂塵埃等を除去す。
ロ、大鉢中に原料(一回約支那升二斗即我約一斗七升)を入れ、微温湯を以て約十時間浸す。
ハ、柄着笊を以て水中の原料を底部にて廻はし、水と共に渦をなして巻立て浮上る所を其柄着笊を以て撈ひ取る。此の操作を繰返へし行ふ時は砂、小石等は底部に殘留す。
ニ、然れども此の殘部には尚ほ多くの原料を混入するを以て之と小石、土砂等と仕譯くるには柄杓を以て搖り、水と共に原料を流し全く小石及土砂のみとす。
ホ、原料を豆挽機の上部漏斗に入れ、機を回轉すると同時に、上部に吊しある水筒より水を滴下する時は原料は汚白色粥狀となりて下部に備へある鉢中に落つ。
ヘ、八部通り以下地中に埋めたる甕の上部に臺を置き臺上に草を置き、其の上に篩(即大羅)を安置し、汚白粥狀の粉を篩中に入れ、其の硬さを計り、キネ(即撞臾)(撞は圓錘狀板に丁字形の柄を付す)を以て甕中に漏下せしめ。約四時間沈澱せしむ。
ト、沈澱したる澱粉は上部は不純物を混ずるを以て、白色を呈する部に達するまで

静かに撈ひ取り、其の下部は絹篩を以て三度び之を濾し鉢中に沈澱せしむること約十時間を要す。

チ、斯くして沈澱したる澱粉は上部の水を取り溜まる澱粉の上表部を箒を以て掃き取り、白色部のみを布に包み布四隅を縄を以て吊し置く時は、澱粉中の水は全く滴下して澱粉は團結す。支那人は之を粉團と云ふ。斯くして第一操作澱粉製造は完結せられたるものとす。

茲に注意すべきは、粉團は貯藏の巧拙によりて腐敗し黴を生じ易きを以て、絶えず適當の注意を拂はざるべからず。即時々硫黄を以て燻蒸するを良しとす。

第二操作　澱粉より粉條子を製造する方法

イ、火床上に布を敷き澱粉を粉末となして此の上にて乾燥せしめ、粉末が一様に暖くなりたる時、豫定量の約十分の二を小鉢に入れ、小量の水を以て煉り、釜中に沸騰したる湯中に入れ棒を以て煉り糊狀となす。

ロ、糊狀となりたるものを煉鉢に取り徐々に澱粉を加へ團子を製す。

ハ、釜には滿水せしめ、温度を約攝氏七八十度に保たしめ、其の上部に押出器(即ち支

那人の所謂粉瓢)を吊るし、之れに團子を入れ、上より手を以て打ち、湯中に流す時は暫くにして順次釜面をすべりて浮び上るを以て、側に冷水を盛りたる鉢を置き、此の中に引揚げ又原料の汁を入れたる他の鉢中に入れて洗ひ、乾竹に掛けて掛架に掛け水滴なきに至り冷水中に入れ、一日乃至二日を經再び洗つて乾燥せしむる時は、半日又は一日にてテグスの如き筋となり、之れにて全く粉條子を製出したるものとす。

結論

上來粉條子の性質、產地、產額製造上の收支計算等につき概述したるが、元來該事業たる支那農家の副業にして、一見邦人の事業としては困難なるが如きも、予は可成機械力を應用し、生產費を少からしむることに努力せは、邦人の專業として成功の望確實なりと信ずるもの也。現に前來說明せる旅順に於ける試驗的の經營之を證して餘りあり。尙ほ研究すべきは純綠豆のみを使用せず。混合物を多くするも製品の色澤を劣等ならざらしむる事を研究せば、原料の仕入に於て支那以上の有利なる點あるべし

而して邦人が之を經營するには、製造地の選定を第一の要件とす。製造地の選定は、先づ氣候、原料及販路の關係を研究せざるべからず。思ふに日本內地は雨量多くして濕度強く且つ原料豐富ならざるべく、されば日本內地に於て之を經營せんとするは得策ならざるが如し。今や南滿洲に於て吾人は到る所に於て土地を商租し、農商工に從事し得るの權利を得たれば、空氣乾燥し原料豐富にして、しかも動力を得るに困難ならず。尙ほ本業を利用して養豚事業を營まば、販路無限且つ香港、新嘉坡等との運輸關係も已に良好なる現在の狀態に於て、關東州其他南滿洲に於て適當なる場所を選定し、該業に染指せば、將來滿洲に於ける邦人の有力なる產業の一たるべきは信じて疑はざる所也。

粉皮子　は前記の粉條子と同一成分のものにして唯其製造に際し素麵とせず。直徑一尺許の圓形の薄膜として製出す、其の形狀は我が邦のユバに似て其の色白色なり。

瓜子兒

瓜子兒は酒會、宴席、劇場等に於て行樂の際、或は日常間食として多く之を食ふ、其の需要亦莫大なり、瓜子兒とは西瓜の種子なり、西瓜は其の肉を食ふ西瓜と種類を異にし、其の肉を食はずして種子を得るにあり、支那人は之れを鹽藏し更らに乾燥したる後之れを煎りたるものなり。

杏仁油

杏は蒙古一帶に多く產し陰曆七月前後に之を採取す、其種子を騾馬に牽かしめ石臼にて碎きたるものを釜の中に入れて蒸し、後之れを壓搾するときは油分を含有する水分を出す、而して之れを煮沸するときは水分は沸騰して純然たる液體のみを殘す、更らに其の殘部を取出したる後に於て油を移すものにして、此油は謂ゆる杏仁油と稱するものなり、其の用途は洋燈用又は食用に供す、其の搾油能率は十斤の種子(仁)に對し約一片を得と云ふ。

乳汁製造品

蒙古人は日常に於て牛乳及び羊乳より種々なる飲食物を製す、謂ゆる酸奶子、黄油、奶豆腐、奶酒是れなり。

酸奶子 とは其の名の如く酸味を帶ぶるものにして、蒙古人は之れを嗜み頗る珍重す、多くは黄油と混じ又は茶に混和して飲料となす。其の製法は搾乳を甕中に貯藏し置き自然に粘結醱酵し、水分分離して豆腐の如く凝結せるものなり。

黄油 搾乳を鍋中に入れて能く煮沸し、其の上層に凝集せる薄皮即ち奶皮子を取りて布袋に入れ之れを吊るし置き、水分を滴垂し後、再び釜に入れ攪拌しつゝ之を煮るなり、而して水分全く蒸發し黄白色の油分を分離す、之れを黄油といふ、之れを貯ふるには羊の胃袋を用ふれど、夏季容易に溶解することあり、其の溶解するとせざるとは牛の飼料に基因すといふ。

奶豆腐 はウオチカ又はホシルカとも稱す蒙古人の愛用品にして寺廟の供物、來客の接待等の上に無くてならぬものとなり居れり、其の味酸甘にして初口には異樣に感ずるも、慣るれば一種の嗜好を生ず、頗る滋養分に富む。數日の間尚ほ軟かなるを以つて食用に便なり、其の日を經て圓形體となれるものは貯藏して冬期

の食物となす。其の製法は牛乳より脂肪分卽ち前記の奶皮を去りたる殘餘を容器に入れ、恰も絹漉豆腐の如く凝豆腐の如く凝結せるものを、釜に移して攪拌しつゝ之れを煮るなり、而して其の餠の如き粘着體となるや、一種の型ある器物に入れて乾燥したるものなり。

奶酒 はスーヌアラヒと稱す、白色透明にして風味良好と云ひ難く、其の酒精分は十乃至十五％位なり、往時は蒙古王の北京朝覲の折、貢物の一として釀造したるものなり、今は其の釀造漸く減少せり、是れ移住滿漢人が燒酒を釀造して供給するに至りたるがためなり。其の製法は酸奶より分離したる水液を貯へ、日々少量の新乳を加へ數日間時々攪拌して醱酵せしめたる後、蒸溜器樣のものに移して煮沸し、其の蒸氣を冷却せしめ樋に導き滴々別器に雫らしめて製造するものとす。

醍醐味　東京なるラクトー株式會社にて發賣する醍醐味は蒙古の乳汁製品に型どりたるものなり、今同社の說明を附記することゝしぬ、卽ち左の如し。

蒙古より傳はれる靈藥「醍醐味」

蒙古人は古來牛乳の中に乳酸菌を發育させて酸素を造り、之を靈藥と考へ又强壯料として之を食品となし、そして諸種の病氣の災害から免れて居る。蒙古人は酸素は乳酸菌の働きである事なんかは一向御存知でないが、蒙古人の愛用し崇信して居る所の酸素を顯微鏡下に照して見ると、全く乳酸菌が立派に生存して居ることがわかるのである。

歐米では漸く二三十年前から學者が研究し初め實際に應用し初めたが、東洋では實に佛教以前即ち「ベーダ教」時代から其應用や効能に就ては承知して居つたものである。

印度では牛乳の變化に五つの階段があると言はれて居る。即ち乳、酪、生酥、熟酥、醍醐の五種類であつて、醍醐を以て最上最良のものとせられて居る。佛教中の最上最妙の法なる法華涅槃の教理は、全く牛乳の醍醐に相當するものであると言つて、法華は即ち醍醐だと言ふ位になつて言る。

蒙古では酸乳には種々あるが、中にも此の醍醐が酸乳中の粹の粹なるものである。それは一斗の牛乳から僅に九合位しか取り得ない濃厚なるクリームを原料

として造つたものであるからである。即ち其滋養價は牛乳の十倍以上であり、其味も亦實にいやみのない妙味があるからである。

ラクトー株式會社發賣の醍醐味は、蒙古式に則りて其種となる菌を各別々に純粹培養を行つて之を理想的に共同培養したものである。乳酸菌との關係に付ては高木醫學士が既に實驗せられた細菌學上の成績もあるが、此は學界の報告に譲る事として只茲には乳酸菌と酵母菌との關係は、人間の體內に於ても又體外に於ても實に興味ある重要なる問題であることだけを述べて置く。

要するに乳酸菌に就て研究實驗した學者及臨床醫家は澤山あるが、其の藥餌的效能は此に略するが、病源菌驅除、腐敗醱酵防止の二大事實に對しては何人も異論はないのである。

既に乳酸菌に就ては如上の特效があり、そうして蒙古人の強健無比なるは全く此の爲めでありとすれば、乳酸菌普及は實に我國力に關する重大なる問題であるのである。兎に角數千年來崇信されつゝ今日に傳はりたる千古の事實と、之に加ふるに實際之を吾々に用ひて見て效果顯著なる醍醐味を滿天下に推薦するに躊

躇しないのである。

豚の血と石灰との塗料

豆油及び焼酒等の運搬に使用する樽代用品なる籠即ち支那名の簍子は需要頗る廣汎なるが、其の構造法につき在間島日本領事館の報告によれば、材料は、支那名天笠花、又は簍篠子と稱する我邦の萩の一種なる枝條を二つに割りて編み上げ、塗料は豚の血と石灰とを交せ五日乃至一週間位、土中に埋め置き、腐熟せしものを用ひ張紙には苧麻より製したる大西紙と稱する我が美濃紙より少しく大形の紙を使用す、但し塗料の製法は秘傳なりとて容易に判明せず。製法は籠の内部を張るには最初地下として右塗料を塗りて紙を張り付け、乾きたる後更らに塗料を塗り紙を張り付く、塗料の乾上りを待ち三回位之れを繰返す、掩蓋は牛皮を微温湯に浸し十分に柔軟なるを俟ち取出して籠口を掩ふ。

編者曰く、吾人之れが塗料に就きて深く研究したる某氏に聽くに、豆粉を能く水に攪拌したるものを上塗りとし、其の乾きたる際豚血と石灰の腐敗したるものを

塗り紙を張り付け其の豆粉を塗り更らに豚血と石灰との腐敗したるものを塗るなるべしといふ。

滿蒙に於ける藥草

人參

明代に入りて遼東に於ける野生人參の聲價は一時に顯はれたり、明は遼東都司に命じて採收の幾何を貢進せしめたり、其の採收地は始めは大摩天嶺附近の森林なりしが、漸く缺乏を告げ、都司が命令せし東寧衛の人民は、深く太子河の上流より蘇子河の流域に亙りて採取せり、是れ天順、成化間の頃なるべし。人參の明人に貴重されしと共に女眞人に執りても亦重要なる利源なり、故に女眞人は人參採取の漢人を殺害し、或は追尾して遼東の內地を犯したること一再ならざるなり、是於乎明は其苦痛に耐えずして遼東例貢の人參を停免せり。明と女眞との戰爭ありしも人參問題のためなり、女眞は此の戰に於て李滿住父子倂に董山を失ひたるも、數年ならずして其勢力を回復し、人參採取の紛爭は遂に依然として更まらざりしな

り。清の太祖實錄に曰く。

我國の明人と人參を以つて交易する水を用ひて之れを漬す、明人佯りて市ふことを欲せず、國人は朽敗を恐れて急に售り多く價を得ず、上、民用の充たざらんを慮り煮て之れを暴し、以つて售らんと欲す、諸貝勒大臣之れを難ず、上聽かず、法の如く製せしめ急に售らず、價を得ること常に倍し、民用以つて利あり。

又、武備志に當時女眞の實狀を錄して曰く。

熊廷弼乃ち西虜を款し東北江夷を致して其黨を携へり、時に貢を許さゞるもの二年、其の人參浥爛して十餘萬觔に至る、奴も亦窘めり、乃ち聽勘して稍々故地を還す。

とあり、要するに清の太祖も亦人參に對して苦き經驗を甞めたるなり。

柳邊紀略の著者は遼東野人の諺語として遼東に三件の寶あり、曰く貂皮、曰く人參、曰く護臘(烏拉)草と、又、寧古塔人の間にも此等の三件を寶とせる諺語あり、以つて謂ゆる滿洲人が如何に人參を貴重せしかを知るに足るべきなり、支那人の記錄によるに黄參一兩(我十匁一七強)が五千文乃至十兩てふ相場は康熙五十年代のこと

なり、乾隆十五年代には一兩一錢にて人參一錢(一匁一七一)、同廿八年には三兩二錢乃至二兩五錢となれり、又、道光年代には中人十家產一杯の味に滿たずとなれり。

康熙帝が卽位の翌歲を以つて從來、山海關にて發行し來りし滿洲出入許可票を取り上げ、之れを中央なる兵部にて發給することに更改するも亦人參問題のためなり。卽ち人參に至りては唯、朝廷及び王公の歲額のみ入ることを得、餘は皆入るを得ず、入るものは死せしむと是れ山海關の人參夾帶を取締りたるものとす。

長白山の東西なる人參產地を人蔘山と稱し八旗に分別して貸與し、各其地界を犯さゞらしめたり、卽ち野生人參の產地は長白山彙より沿海州の西部を走る所の完達山彙を主とし、其等の土地が朝鮮に接續せるより、殊に長白山の東南谷に生じたるものは、其の西北部に生じたるものに比し良品なりしを以つて、韓人の脚先は絕えず滿洲の內地を侵して其の寶庫を蠶食したり、卽ち江都會盟の結果になりし國境貿易の不結果について、滿洲側より韓人の王廷を詰問せし文書に見るも亦明かなり。

清朝が封禁網の嚴重なる法令を布きしも、滿洲の開發を促したるものは先づ以

つて人參採取なり、然り人參の盜掘に伴うて控金賊の跳梁長白山森伐採等皆漢人によりてなされたり、彼等漢人は封禁網の關門を餘處に見て、山東より鴨綠江に入りて人參の盜掘をなしたるなり、其の山東人たるや何れも靑州、登州、萊州の產なりしなり。

要するに人參問題は滿洲の歷史に深き印象を刻みて、今に吾人をして其の趣味を多からしむ。

人參は其の味、甘く溫、大に元氣を補ひ津液を生じ、渴を止め氣を養ひ、血を調ふ、蘆頭を去り剉み少し焙る、鐵を忌む。

甘草

甘草は其の味、甘く溫、脾を補ひ中を溫め火熱を瀉し灸れば裏寒を去る、粗皮を削り去り剉みて焙る。荳科植物に屬する宿根草なり、根は走根、直根の二に分かれ、直根の大なるものは徑二寸、長さ五尺に達し、稀れには直徑五寸長さ一丈に及ぶものあり、外皮は赭色、肉は黃色を帶び、其の橫斷面は鬆疎にして放線狀を、又縱斷面は長

纖維狀を呈し根より萠芽を出す、萠芽は長さ二尺直徑二サンチを普通とし、其砂土に生ずるものは稀に直徑二サンチ長さ七尺に達す、此類は走根少し、之に反し壤土に生ずるものは走根太く且短くして根多し、走根の直徑三吋に達するものあり。枝は羽狀複葉にして五分の一葉序を呈し、花は紫紅色にして槐樹の花に類似し、無限花序をなし、春芽に稍晩れて五六月の交に於て集穗狀に開く、十月實を結び實は一寸大の灣莢をなし中に麻の實より稍々小なる四五の固き綠色扁球形の實を生ず、俗に甘草と稱するは其根にして嚙みて極めて甘き液を出すを以て此名あり。

甘草は乾燥後之れを市場に出すものと、資金の融通を早めんがため途中にて乾燥するものとの二あり、乾燥によりして棒は七割止、鬚は五割止の減量を來す、中軸全部の乾燥には五個月以上を要す、而して壤土產のものは日光に洒せば黑色を呈し雨期には黴を生ず。

甘草の銷路は北滿洲に於ては海拉爾を經るものと齊々哈爾を經るものとあり、南滿洲にては小庫倫より奉天を經て大阪に輸出するものと錦州の西海口を經て大連に來るものとあり、又西海口より芝罘を經て上海に仕向けらるゝものあり。

甘草は蒙古の特產物にして赤峯には邦人經營の滿蒙興業株式會社あり、同地に集散する甘草をエキスに製造しつゝあり、又、鄭家屯に集散する甘草を以つて四平街に甘草エキス會社を設立計畫のものあり。

馬黃

●馬黃●は蒙古の特產物にして土人は其の葉を煎じて之れを飲む、發汗劑なり、又其の根は解熱劑とす、其の實は甘甜なるを以つて之れを奶豆腐に入れ調味の用に供し、且つ其の硬結を防ぐ、長井藥學博士は本藥草はコカイン及びアナトリンと同一の藥效を有するものなりとの學說を公表せられしといふ。本藥草は顯花植物に屬し、外形は木賊及び杉菜に類似するも、莖間は木賊の如く中空ならずして僅かに細き穴を通ず、根は宿根にして堅硬なる肥料なき地中に於ても尙ほ二十尺以上の深さに達し、褐色の皮を被り、橫斷面は輻狀木質纖維を表す、個々に叢生して能く酷寒に堪へ、冬季と雖約一尺の地上莖中五寸は常に綠色を帶ぶ。達爾罕東西札魯特、阿爾科爾沁、巴林等の或る地方の如きは牧獸之れを食せざるが故に茫々たる原頭

馬黄の叢々たるものあり、其の量測知すべからずといふ。

藥物としての杏仁

藥物以外の用途としては既に前述する如くなるが、杏仁は藥物として輕視すべからず、其の用途甚だ廣し、蒙古人は杏仁油の粕を腹痛の際鎭痛劑となせり。其の産地は小庫倫の北方約四十支里より八十支里に亙り、東は賓圖旗に界し、西は奈曼王府北部に連なる、廣袤約六十支里四方に亙る沙漠地帶に多し。又、阿原科爾沁南部ヤメンソムよりハルローラに至る八十支里の間にも多し。其の他、赤峯烏丹城間、札薩克圖、圖什業圖旗下の沙漠地帶にも亦多し。

茜草

茜草は古來より紅色の染料として使用さるゝ外に、其の根は茜根と稱し、血を行り血を治し女子月經等に效あり、又、解熱劑としてアンチピリンと同一の效力を有す。茜草は一名茹蘆と稱す、八重葎に似たる蔓草なり、春、舊根より其の芽を發す、莖、

方にして中空莖と共に刺あり、葉は四片一節に生じ、棗の葉に似て鋸齒なし、初秋に至り蔓の梢葉の節に穗をなして四瓣の白花を綴る、其の大さ一分許なり、其の實は山椒に似て其の根は細條多く簇りて黃赤色を帶べり。茜草は蒙古到る處に產すれども、殊に奈曼旗下の沙漠地帶に多し。

比世斯

蒙古到る處に產する茄科植物にして、其の葉を先づ中剉截ヒヨス葉四分を取り、酒精二分を加へて濕潤せしめ、二三時間放置しオレーフ油四十分を混和し數次之れを攪拌し重湯煎上りに溫め、酒精分の揮散し盡くるを待ち、壓搾して得たる油を濾過して製したるもの、謂ゆる比世斯油にして、帶褐綠色の液なり。其の葉はヒヨスチヤミン及びスコホラミンを含有す、是れ其の藥效ある主成分にして、之れを硬骨にて練り鎭痛劑として外用さる。

大黃

其の味苦寒なり、瘀血を消し積聚を除き結熱を去り腸胃を通じ宿食停痰を治す、

其のまゝ剉み其のまゝ酒に浸して炒る。海拉爾地方に集散するもの多し。

黃芩

其の味苦寒、肺火を瀉し痰熱嗽を止め腸胃の熱を淸くし胎を安んず、腐りを去り剉み酒に浸し乾かして焙る。

黃芪

其の味甘溫、肺氣を補ひ表を固くし汗を斂め瘡を托し肌を生ず、渴を止め膚熱を解す、蜜に水を混ぜて塗り炙りて剉み乾す、又、腎を補ひ下焦に通ずるには鹽水に浸して右の如くにするなり。

桔梗

其の味、苦平、咽の腫れ痛を治し、鼻の塞がるを通じ胸を開き痰を消し風を散じ膿を排し藥を載せて上昇す、蘆頭を去り其のまゝ剉み焙る。

赤芍藥

其の味酸寒、肝を制し肺を斂め血熱を去り腹痛を止め瀉痢を治す、能く斂め能く補ふ、虛寒には用ふること勿れ、水に浸して蘆頭を去り剉み乾し酒に浸し日に乾して焙る、鐵を忌む。

防風

其の味甘溫、頭暈を除き骨節痛みに諸風口噤むに用ふ、米泔に一夜浸し土氣を洗ひ蘆頭と黑き皮を去り剉み乾して少し焙る。

萹蓄

和名ウシグサと稱す、其の苗瞿麥に似たり、葉細く綠にして竹及び落地帚葉の如し、細子を結ぶ、根は蒿根の如し、熱淋濇痛を治し小便を利し霍亂、黃疸、女子の陰蝕及び痔を療す、又、小兒の蚘、心を咳て痛く面靑く沫出し死に臨むものに之れを用ひて效あり。

苦參

其の根黃色、長五七寸許り、苗の高さ三四尺以來、葉碎靑色極めて槐葉に似たり、春生じて冬凋む、其の花、黃白色、七八月頃實を結ぶ、角を作る、大根の實の角の如し、風熱瘡疹を治し心腹の結を除き疳の蟲を殺す。

遠志

其の味苦辛溫、神を安んじ驚を止め心を鎭め志を强くし健忘を治す、能く洗ひ蘆頭を去り槌にて碎き心を去り剉み甘草湯に浸し乾して焙る、鐵を忌む。

黃連

其の味苦寒、心火を瀉し痞滿を除き目を明かにし蟲を殺し蚘を安んじ痢疾心腹痛に大腸を淸くす、瘡瘍を治す、蘆頭と毛とを去り酒に浸し剉み焙る

痲黃

其の味、辛苦溫、表を解し汗を出し風寒頭痛身熱し脊强り咳嗽喘逆を治す、根と節とを去り剉み、水にて煮て沫を去り日に乾して焙る。

車前子

其の味淡し、寒水を利し眼赤きを除き瀉をとめ熱を解し催生に用ふ、水にて洗ひ、土砂を去り、日に乾して碎き用ふ。

陳皮

其の味、辛微、溫氣を順にし膈を緩うし脾を和げ痰を消す、米泔に一夜浸し臍と裏の白みとを去り剉み日に乾し炒り用ふ。

黃柏

其の味、苦寒、腎火の有餘を瀉し小便を利す、火を下し陰を滋す、下焦の濕熱腫れ痛みに下血に骨蒸を治す、粗皮を去り剉み、酒に浸し乾し色の付くほどに炒る。

葛根

其の味、甘平、肌を解し表を發す嘔吐頭痛に胃を開き欝を散す、渴を止め酒毒を解す、土氣を洗ひ剉み焙る。

茴香

其の味、辛平、脚氣、疝氣、腹、腰の痛み氣を下し胃を暖め命門の不足を補ふ、其のまゝ剉み鹽水に浸し乾す。

山査子

其の味、甘平、肉食を消し飲食を化し疝氣を療し痰飲痞滿を治し小兒の痘疹を發し乳積を消す、湯に浸し和げて核を去り剉み用ふ。

枳實

其の味、苦寒、食を消し痞を除き結實を破り脹滿を消す、痰を化し積を破るには墻を推し破るの功ありといへり、水に浸し核と穰とをすき去り剉み麵粉を霜の降りたる程に拌きまぜて乾し炒る。

檳榔子

其の味辛溫、氣を下し滯りを破り穀を消し瘴癘を防ぐ、後重を治すること神の如

し皮蒂を去り剉む、火を忌む。

玄　参

其の味、苦寒、腎を補ひ熱を清くし骨蒸燥渇を治し、瘰癧、癰疽を治す、水に浸し白く強き所を去り剉む、銅鐵共に忌む、竹刀にて剉む。

海拉爾集散の藥草

海拉爾に集散する北滿洲及び蒙古地産の藥草は左の如し。

大黄、甘草、黄芩、黄芪、桔梗、赤芍藥、防風、蒿蓄、苦參

洮南と黒頂山間の産地

本地方に於ける主なる産地及び主要藥草種類は左の如し

六家子ハーマタ間　防風、麻黄、

秉蒙窰一帶　黄芩、防風、地楡、

黒頂山一帶　甘草、防風、地楡、麻黄、白芍、黄連

本地方に於ける一個年の蒐集見込數量及び買收價格は左の如し。

甘草	一萬斤	百斤に付	三、五元	地楡	二千斤	百斤に付	三、〇元
防風	一萬斤	同	五、〇	黄連	一千斤	同	二、五
麻黄	三千斤	同	三、〇				

洮南と哈海木局間の産地

本地方に於ける藥草の重なる發生地及び主要藥草種類は左の如し

チヤガントボ一帯	甘草、防風、桔梗
天爺廟ボタラガンエラ間	防風、黄連、甘草、
アゴンエラ一帯	黄芩、防風、

本地方に於ける藥草の一個年の蒐集見込數額及び買收價格を概算するに左の如し。

甘草	一萬斤	百斤	三、〇元	防風	三萬斤	同	四、〇元
黄連	一萬斤	同	二、〇	黄芩・	三千斤	同	二、五
桔梗	五千斤	同	三、〇				

哈海木局と景星鎭間の産地

本地方に於ける藥草の重なる發生地及び

主要薬草左の如し

二十家子デヘ間　防風、黄連、

ハロト、ドルブンチン間　防風、甘草、

オランジョ、バルタガン間　防風、地楡、

本地方に於ける薬草の一個年の蒐集見込額及び買收價格は左の如し。

防風	一萬五千斤	百斤	三、〇元	黄連	五千斤	同	二、〇元
甘草	一萬斤	同	二、五	地楡	二千斤	同	二、〇

洮南と臥虎屯間の産地

本地方に於ける主なる發生地及び主要薬草左の如し。

洮南　開通間　防風、甘草、麻黄、黄芩、

邊照　太平川間　防風、麻黄、

口代　附近　防風、甘草、

本地方に於ける薬草の一個年の蒐集見込數額及買收價格を概算せば左の如し。

防風	二萬斤	百斤	四、〇元	甘草	一萬斤	同	三、〇元

麻黃　五千斤　同　二、〇　黃芩　三千斤　同　二、五

臥虎屯と長嶺縣間の產地

本地方に於ける藥草の主なる發生地及び主要藥草の種類を示せば左の如し。

新集廠附近　甘草、防風、黃芩、
長嶺縣附近　甘藥、防風、桔梗、

本地方に於ける一個年の蒐集見込數量及買收價格左の如し。

甘草　一萬斤　百斤　四、〇元　黃芩　五千斤　同　三、五元
防風　一萬五千斤　同　四、〇　桔梗　二千斤　同　三、〇

長嶺縣と開通縣間の產地

本地方に於ける主なる發生地及び主要なる藥草の種類左の如し。

南平鎭附近　甘草、防風、桔梗、黃芩、
五道岡子開通縣間　防風、甘草、

本地方に於ける藥草の一個年の蒐集見込數量及び買收價格左の如し。

甘草　五千斤　百斤　三、五元　桔梗　一千斤　同　三、〇元

防風　二千斤　同　四、〇　黄芩　三千斤　同　三、〇

哲里木盟西北部一帶、黑龍江省の一部、索倫部南部の地方には以上の外に左の藥草を多く産す。

遠志、金星草、白芍、蒲連、車前子、薑黄、狼毒、蒲黄、郁李仁、百合、杏仁兒、

赤峰集散の藥材

大正七年二月赤峰なる日本領事館の報告による集散の藥材を記さんに、本品は五十二種七十三萬餘吊にして其價額三十九萬餘吊に達す、此の内甘草は三聯單を以て輸出せるもの四十八萬餘斤あり、之れを細別すれば左の如し

品名	單位	單價	量
白矾	斤	一吊三百文乃至一吊六百文	一五、七八五
皂矾	同	七百文乃至九百文	二四、五二八
堂參	同	一吊二百文	二三〇
黄連	同	六吊	三、六三四
川貝	同	八吊	一、三二〇
陳皮	同	二百文	四四、六八〇

甘草	斤	二百二十文乃至六百四十文	五八二、四三五
葛根	同	一吊二百文	六三〇
防風	同	六百文	四〇〇
雲苓	同	四吊二百文	一〇、四二〇
枳實	同	一吊六百文	一二〇
吉胡	同	一斗に付五吊六百文	一三〇
元参	同	一吊百文	八
黄芩	同	三吊八百文	三〇〇
桂枝	同	六百文	一、六四〇
桂元	同	五百六十文	一三〇
皮硝	同	三百六十文	一八、二一〇
細葯	同	三吊二百文乃至六吊	七〇五
粗葯	同	一吊八百文乃至二吊二百文	三、六五八
瓜仁	同	一吊六百文	二〇〇

黄丹	同	一包(十二兩)に付き五百六十文乃至八百文	九一〇
硃砂	同	一兩に付き八十吊	六
回香	同	四百文乃至六百文	六四〇
古月	同	一吊四百文	三八〇
木香	同	三吊二百文	二〇
硫黄	値吊	一斤に付百六十文乃至二百二十文	二七、四五六
樟腦	斤	四吊六百文乃至五吊四百文	五六
砂仁	同	八吊	七〇
姜黄	同	四百文乃至六百文	二、七四〇
梅桂	同	四百文	七〇
山査	同	五百文	六二〇
黄麻	同	四百文乃至一吊二百文	一〇
黄枝	同	五百六十文乃至六百二十文	一六〇
百荷粉	同	三吊	八〇

杏仁	斤	二百文	三、〇〇〇
石黄	同	一吊二百文	五八〇
荊介	同	三百文	一一七
檳榔	同	六百五十文乃至八百文	一、一三七
紅曲	同	一吊二百文乃至一吊四百文	四〇
粉皮	同	五百二十文	三四〇
枝子	同	五百文	九八〇
江曲	同	百八十文	一二〇
梅子	同	六百四十文	二〇
黄柏	同	二百文	二、四四〇
松香	同	一吊	七七〇
大青	同	三吊五百文	八九〇
印硃	同	八百文	七
草河車	同	一吊二百文	五〇〇

大力子	同	一吊六百文	七、五七〇
䕩黄	同	四百文乃至六百文	一、三七〇
蔴黄	同	三百二十文	八〇
陳黄	同	六百五十文	二〇

東蒙集散の甘草　東蒙古集散の甘草につき大正六年都督府の調査したるものを記さんに左の如し。

甘草は東蒙古到る處之れを產せざるなきが、就中小河子沿及び小哈拉道口を中心として北烏丹城に至る六十支里、西元寶隆に至る六十支里、東開魯に至る五百支里、南四德塘に至る五十支里に亙る廣漠の地域は其產出最も多量なりと稱せらる、採取期は陰曆三月、五月、七月及び八月後半より十月に至る五個月間にして、之れが採取に從事する者は多く支那人にして蒙古人は採取せず、土地は漠地と蒙地とを問はざるも、地主の異なる耕地は收穫後ならざれば採掘すること能はず、而して大人一日十七八斤(二十四兩を以て一斤とす)を採取し得べし、之れが買出しに從事する者を草撥子と呼び、草撥子は遠く錦都、朝陽方面より採取地に來り、苦力の採掘し

來る者を買收し(現金賣買多く前渡金を交付するは稀なり)西海口、天津等に送り、更に芝罘其他に輸出せらる

昨年中最も多額を買占たるは米商美隆洋行にして、該洋行は赤峰三道街德記洋行に依賴し、德記洋行は更に此方面の甘草買收に關し葦子塘の永合燒鍋に代理を託せり、永合德が同年中收買せし額は大約小哈拉道口稅局課稅數量、二十四萬二千六百二十八斤、小河子沿附近、二十五萬斤、美隆洋行の活躍は買收相場に一大變動を與へ、平年一斤(廿四兩)に付三四仙を普通とせるに同年は一時六仙の高値を示し最も多く賣買せられたるは五仙内外なりき、而して秋季は需要俄に減少し、八月十五日以後西海口に送られしものは空しく堆積せられて越年するの狀況となれり。

甘草の輸送先は每年西海口仕向けを普通とせるに、美隆洋行の甘草は赤峰、喜峰口經由天津に向けられたり、今茲に最も注意を要するは、甘草輸送に關し三聯單を用ふるの得否にして、同年美隆洋行は悉く三聯單を用ひたるが、小河子沿及小哈拉道口稅局に就き聞くに、三聯單を用ふれば必ず秤量し課稅せざる可らざるを以て、每梱につき大洋九仙六の高きを見る、されば小河子沿稅局長王炳文は三聯單によ

る甘草輸出は本年(昨年)を以て初めとし、明年若し德記洋行の買收に從事する事あるも、恐らく三聯單は使用せざるならんと言へり。

第二章　滿洲の鑛業

一、滿洲に於ける帝國の鑛業權

中立地帶の鑛業權　光緒二十二年八月、即ち露暦千八百九十六年九月、露清の間に締結されたるカシニー條約によれば、

一、從來黑龍江及び長白山に於て鑛物の採掘を禁ずるの規則ありたるも、條約批准後は露國人民及び清國臣民共に、前顯何れの礦物をも採掘するを得べし、左れど採掘前先づ淸國地方官に請願して當該官廳の許可を受くべく、地方官は淸國本部に實施する鑛業條例により必要なる護照を與ふべし。

二、東三省の鑛物採掘開坑に關しては、露國は此條約締結後直ちに其の人民の任意に從事することを得べく、前顯地方を旅行する露國の文武官、商人等は何處に前

往するも淸國地方官の權內にある總ての保護の特權及び便宜を享受すべし、此等の官吏等は其の途上に障礙をなし、前顯露國官吏及び商人の旅行を遲延せしむべからず。

と規定し、次に光緒二十四年閏三月十七日即ち露曆千八百九十八年四月には露淸間に於ける旅順大連灣租借に關する續約に、

露國の承諾なく中立地內に開鑛に關する利益の讓與をなさず。

と締結し、次に光緒二十四年閏三月即ち露曆千八百九十八年四月には旅順大連灣租借に關する追加條約に、

露國の承諾なくして隙地內に鑛山の開掘權を他國人に讓與することを得ず

と締結したるを以つて中立地帶に於ける鑛山採掘に關する露國の鑛業優越權は確定したるなり。然るに我帝國は日露戰勝の後、即ち明治三十八年十二月(光緒三十一年十一月)日淸間滿洲善後協約に、

淸國政府は露國が日露講和條約第五條及び第六條に依り日本國に對して爲したる一切の讓渡を承諾す

と締結したるを以つて、中立地帶に於ける露國の鑛業優越權を承繼したるなり。

滿鐵沿線の鑛山採掘權　露國が滿鐵沿線に於て得たる鑛山採掘權は左の如し。

一、從來黑龍江及び吉林二省及び長白山に於て鑛物の採掘を禁ずる規則ありしも、條約批准後は露國人民及び淸國臣民共に前顯何れの礦物をも採掘するを得べし、左れど採掘前先づ淸國地方官に請願して、當該官廳の許可を受くべく、地方官は淸國本部に實施する鑛業條例により必要なる護照を與ふべし（光緒二十二年八月締結のカシニー條約）

二、會社は淸國政府の許可を經て鐵道と連帶し、若しくは之れと關係なしに炭坑を採掘し、且つ之れと同時に淸國に於て、他の鑛業及び商工業を營むことを得、若しくは鐵道事業と關係せずして前記業務を營む場合には、其の業務に關する特別會計を設けざるべからず（光緒二十二年の東淸鐵道條例）

三、東淸鐵道南滿洲支線沿線に於て鐵道所要の石炭を採掘することを許可し、同地方に於て他の採炭業者が納むる所の稅額に超過せざる範圍に於て納稅すべし

（光緒二十四年東淸鐵道追加條例）

四、東淸鐵道會社は吉林省の議定區域內に於て石炭採掘權を有す、其の採掘の場所と方法とは該會社の自擇に任かす、唯測量の際には淸國官吏と會同したる上、實際障碍なきを確めたる後始めて之れに著手するを許すべし、其の障碍とは居民又は墳墓を距る遠近をいへるものにして、市場ある所は二支里內に在りては、採掘するを得ず、又、十家以上の鄕村は一支里以內に在りて採掘するを得ず、更らに大墳墓地或は禁林あれば半支里に在つて採掘するを得ず。次に鐵道線路兩傍三十支里內の炭坑は會社の經營に歸するも淸國人亦該鐵道兩側三十支里內に於ける石炭採掘の利益を享有すべく、該會社既開の炭礦に防碍なき限り、會社は之れを阻止することを得ず、若し他の外國人或は淸國人と外國人と合資の上三十支里內に在つて石炭採掘を行はんとするものは、淸國官憲及び該會社と商議し、其の承諾を得て始めて之れが經營を許す、但し三十支里以外は該會社に關係なく內外人の採掘請願に對する許否の權利は中國官憲に在りて設會社之れに關係することを得ず、若し夫れ該會社三十支里以外の地に於て採鑛せんとする

ときは、一般内外人と同じく本省巡撫の許可を請ふべし(光緒三十三年七月 露暦一九〇五年九月)東清鐵道會社採炭契約)

然るにポーツマス條約によれば、

露西亞帝國政府は長春旅順間の鐵道及び其の一切の支線並びに同地方に於て、之れに附屬する一切の權利、特權及び同地方に於て該鐵道に屬したる其の利益のために經營せらるゝ一切の炭坑を補償を受くることなく且つ清國政府の承諾を以つて日本國政府に移轉讓渡すべきことを約す、兩締約國は前記規定に係かる清國政府の承諾を得べきことを互に約す。

次いで日清滿洲善後條約によれば、

清國政府は露國が日露講和條約第五條及び第六條に據り、日本國に對してなしたる一切の讓與を承認す。

とあるを以つて露國が滿洲に於て獲得せし權利の全部即ち以前に於て之れを經營せしと否とを問はず一切の權利をば清國の合意により之れを我帝國に於て承繼したるなり。

撫順、煙臺其他の採掘權　撫順炭坑は露清合併の華利公司及び撫順炭坑公司の經營にして、東清鐵道會社の直營にあらざりしかば、煙臺炭坑と共に鑛區其の他の件に關し紛糾せるも、もと是れポーツマス條約及び日清間滿洲善後條約により我國に於て合法に繼承取得したる權利なるを以つて、明治四十二年九月の滿洲の鐵道鑛山に關する日清協約により、清國政府は日本政府の撫順及び煙臺兩炭坑の採掘權を承認せり、即ち左の如し。

(甲) 日本國政府は清國の一切の主權を尊重し、並びに兩炭礦の採炭に對し清國政府に納稅することを承諾す、右の稅率は清國他所の石炭に對する最惠の稅率を標準とし別に協定すべし。

(乙) 清國政府は兩炭鑛の採炭に對し他所の石炭に對する最惠の輸出稅率を適用することを承諾す。

(丙) 炭礦の區域並びに一切の細則は別に委員を派して協定すべし。　尋いで明治四十四年五月、兩炭坑に關する細則を協定せられたり。　即ち左の如し。

第一條　南滿洲鐵道株式會社(以下單ニ會社ト記ス)撫順、煙臺兩炭坑(以下單ニ兩

炭坑ト記ス)ノ石炭ニ對シテハ坑口原價百分ノ五ノ割合ヲ以テ算定シタル鑛産税ヲ清國政府ニ納付スルコトヲ承諾ス但シ坑口原價ハ出炭高一日三千噸(英噸以下同ジ)未滿ニ止マル間ハ毎噸庫平銀一兩ト定メ又一日三千噸ヲ超過スルトキハ日本貨幣一圓ト定メテ税額ヲ計算ス

第二條　會社ハ海口ヨリ輸出スル兩炭坑ノ石炭ニ對シテ毎噸海關銀十分ノ一兩即銀一錢ノ割合ヲ以テ算定シタル輸出税ヲ清國海關ニ納付スルコトヲ承諾ス

陸路ヲ經テ朝鮮又ハ露國ニ輸出スル兩炭坑ノ石炭ニ對スル輸出税ハ追テ別ニ之ヲ協定スベシ

第三條　前二ケ條ノ納税ハ北京ニ於テ議定セラレタル滿洲案件ニ關スル協約成立ノ日即明治四十二年九月四日(宣統元年七月二十日)以降ノ石炭ニ適用シ會社ハ同日以後ノ採炭ニ對スル鑛産税ヲ清國政府へ納付シ又會社ガ同日以後清國海關へ納付シ來リタル過納ノ輸出税ハ毎噸二錢ノ割ヲ以テ清國政府ヨリ會社へ還付スベシ

將來ノ鑛產稅ニ就テハ會社ハ每年四回即日曆一月、四月、七月、十月ニ各三ヶ月分ノ稅額ヲ清國政府ノ指定スル收稅委員ニ納付ス又輸出稅ニ就テモ每月一回成ルベク早ク其ノ前月分ノ稅額ヲ其ノ地ノ清國海關ニ納付ス

第四條　兩炭坑ノ石炭ニシテ艦船自體ノ消費ノ爲積載輸出セラルヽ場合ニハ海關ノ例規ニ據リテ取扱ハルヽモノトス

第五條　會社自用ノ石炭ニハ鑛產稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ其ノ數量ハ一日七百噸ト定ム

第六條　ノ兩炭坑ノ石炭ニ對シテハ第一條又ハ第二條ニヨリテ課稅スル外各種ノ稅金釐捐賦課金手數料等ヲ課スルコトナシ但シ他所ノ石炭ニシテ兩炭坑ノ石炭ヨリモ課稅輕減セラルヽモノアルトキハ會社モ亦之ニ均霑スルノ權利ヲ有スベシ

前項釐捐等免除ノ報償トシテ會社ハ年額日本貨幣五萬圓ヲ第三條第二項ニ準ジ四期ニ分チテ清國政府ニ納付ス

清國官憲ハ兩炭坑ノ石炭ニ對シテ釐捐等免除ノ旨ヲ各省一般ニ周知セシム

ルノ手續ヲ執ルベシ

第七條　兩炭坑ノ鑛界ハ兩國委員立會ノ上査定シタル附錄圖面ニ據ル

第八條　清國政府ハ兩炭坑ノ鑛界ニ於テ會社ノ外何人ニモ石炭ヲ試掘又ハ採掘ヲ許可セザルベク竝ニ既ニ許可ヲ與ヘアルモノハ速ニ之ヲ取消スベキコトヲ承諾ス

第九條　鑛界內ニ於テ會社ノ許可又ハ承諾ヲ受ケズシテ石炭ヲ採掘スル者又ハ採掘セムトスル者アルトキハ會社ハ之ヲ清國官憲ニ告知ス其ノ場合ニ於テ清國官憲ハ嚴ニ之ヲ禁止スベシ

第十條　兩炭坑ノ採掘運炭又ハ鑛夫ノ雇傭ニ關シ清國官憲ハ充分ノ便宜ヲ與フベキコトヲ承諾ス

第十一條　會社ハ鑛界內ニ於テ鑛業上必要ナル民地ノ買收ヲ要シ又ハ鐵道ノ延長ヲ要スル場合ニハ之ヲ清國官憲ニ通知シ双方協議ノ上決定ス會社ハ石炭採掘ヲ終リタルトキハ鑛業ニ使用シタル土地ヲ清國政府ニ還附スベシ

第十二條　鑛業會社ハ用地內ニ墳墓又ハ家屋アリテ移轉ヲ要スルトキハ所有

主ト協議シテ相當ノ移轉料ヲ給與シ又鑛業ノ物件ニ損害ヲ生ゼシメタルトキハ相當ノ賠償ヲ爲スベキコトヲ承諾ス

第十三條　會社ハ工夫ノ取締又ハ救濟ニ關シテ相當ノ規定ヲ設クベキコトヲ承諾ス

第十四條　此ノ細則ハ成立ノ日ヨリ六十ケ年ヲ以テ期限トス期限ニ至リ石炭ヲ採盡スル能ハザルトキハ更ニ其ノ期限ヲ延長スベシ

本細則ハ日淸兩國文ヲ以テ各四通ヲ作成シ雙方ノ委員調印ノ上兩國政府南滿洲鐵道株式會社及東三省總督ニ於テ各日本文及淸國文一通ヅヽヲ保有シ以テ證據トナス

我が政府は撫順及煙臺の兩炭坑の引繼ぎを受くると同時に瓦房店附近の炸子窰の炭坑の引繼ぎをも受け、是れより先き明治四十年七月の日露鐵道接續假條約に關する公文書にては

(甲)　石碑嶺に於ける炭坑及び其の附屬物件

(乙)　陶家屯に於ける石炭坑及び其の附屬物件

（丙）甲乙に記載せる附属物件中には南滿洲鐵道と東清鐵道との境界線より石碑嶺及び陶家屯に至る輕便鐵道並びに電話線及び此等に附屬せる一切の物件を包含す。

と發表され、此に石碑嶺及び陶家屯の炭坑も亦全く我が國に於て繼承することゝなりたり。

日支合辦の鑛業權

前記せる滿洲の鐵道鑛山に關する日清協約にて安奉鐵道沿線及び南滿洲鐵道幹線の鑛務は撫順及び煙臺を除き、明治四十一年即ち光緒三十三年東三省督撫が日本國總領事と議定せる大綱を按照し、日清兩國人の合辦となすべく、其の細則は追つて督撫と日本國總領事との間に商定すべし。

とあるにより安奉鐵道沿線及び南滿洲鐵道沿線に於て撫順及び煙臺炭坑を除き、有ゆる鑛山の經營權を日支合併にすることを承認したるものにして、即ち合併條件は最惠約款に據り採鑛區域は日本總領事と奉天督撫との協定によることゝなりたり。於是乎、本溪湖煤鐵合辦公司の設立を見るに至りたる所以なり。

採掘權を得たる滿洲の鑛山

大正四年五月締結したる日支條約により我國が滿洲に於て採掘權を得たる各鑛山は左の如し。

(甲) 奉天省

所在地	縣名	礦種
牛心台	本溪	石炭
田什付溝	本溪	石炭
杉松崗	海龍	石炭
鐵廠	通化	石炭
暖地塘	錦	石炭
鞍山站一帶	(遼陽縣より本溪縣に亙る)	鐵

(乙) 吉林省南部

所在地	縣名	礦種
杉松崗	和龍	石炭、鐵
缸窰	吉林	石炭
夾皮溝	樺甸	金

即ち支那國政府は日本國臣民に對し、既に試掘或は採掘せられたる各鑛區を除くの外、前記の鑛山を速かに調査選定の上、試掘或は採掘を免許すべく鑛業條例確定に至るまでは現行辦法に據るべしとせり。

二、支那鑛業諸規程

支那鑛業條例

中華民國三年三月十一日敎令第三十六號ヲ以テ公布セラレタル鑛業條例左ノ如シ

第一章　總　則

第一條　鑛物ノ試掘採掘及其ノ附屬スル事業ヲ鑛業トナス

第二條　試掘權及採掘權ヲ鑛業權トナス

第三條　中華民國人或ハ中華民國ノ法律ニ依テ成立シタル法人ハ本條例ニヨリ鑛業權ヲ取得スル事ヲ得

第四條　中華民國ノ締盟國ノ人民ハ中華民國人ト合併シテ鑛業權ヲ取得スルコ

トヲ得、但シ本條令及其他關係諸法律ヲ遵守スベシ

外國人ノ株式又ハ持分ハ全株式又ハ全資本ノ十分ノ五ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一項ノ外國人民ハ其ノ國ノ外交官或ハ領事館ノ證明書ヲ農商總長或ハ鑛務監督署長ニ提出シ本條例及其他關係諸法律ヲ遵守スベシ

第五條　二人以上ニテ鑛業ヲ合併シ或ハ鑛業ヲ合併センコトヲ呈請スル者ハ其出資者中ヨリ代表者一人ヲ選定シテ所轄鑛務監督署ニ呈報スベシ若シ其呈報ヲ爲サヾル時ハ鑛務監督署長ハ一人ヲ指定シテ之レニ充當ス。

前項ノ合併鑛業者或ハ合併鑛業ヲ呈請セントスル者ハ組合契約ヲ成立セシモノト看做ス

第六條　鑛質種類左ノ如シ

第一類

金	Gold.	(金)
銀	Silver.	(銀)
銅	Copper.	(銅)

鐵	Iron.	(鐵)
錫	Tin.	(錫)
鉛	Lead.	(鉛)
銻	Antimony.	(アンチモニー)
鎳	Nickel.	(ニッケル)
鈷	Cobalt.	(コバルト)
錳	Manganse.	(滿俺)
鋅	Zinc.	(亞鉛)
鋁	Aluminium.	(アルミニユーム)
砒	Arsenic.	(砒素)
汞	Mercury.	(水銀)
鉍	Bismuth.	(ビスマス)
鉑	Platinum.	(白金)
銥	Iridium.	(イリヂユーム)

鉬	Molybdenum.	（モリブデム）
鉻	Chromium.	（クロミユーム）
鈾	Uranium.	（ウラニユーム）
煤炭類	Coals.	（石炭類）
金剛石	Diamond.	（金剛石）
寶石類	Precious stones.	（寶石類）

第二類

水　晶	Rock crystal.	（水　晶）
石　綿	Asbestus.	（石　綿）
雲　母	Mica.	（雲　母）
鋼　玉	Corumdum.	（砂鋼玉）
石　膏	Gypsum.	（石　膏）
燐酸石灰	Apatite.	（燐酸石灰）
重晶石	Barytes.	（重晶石）

硝酸鹽	Nitrates.	(硝酸鹽)
硫黄	Sulphur.	(硫黄)
硫化鐵	Pyrite.	(硫化鐵)
硼砂	Borax.	(硼砂)
弗石	Fluorite.	(螢石)
大理石(裝飾品製造用)	Marble.	(大理石)
長石	Felspar.	(長石)
滑石	Talc.	(滑石)
筆鉛	Graphite.	(黑鉛)
泥炭	peat.	(泥炭)
琥珀	Amber.	(琥珀)
土瀝青	Asphaltum.	(土瀝青)
柏油	Bitumen.	(柏脂)
浮石	Pumice.	(輕石)

海泡石	Meerschaum.	(海泡石)
磁　石	Kaolin.	(陶　土)
硅藻板	Tripolite.	(硅藻板)
苦土鑛	Magnesium. earth.	(苦　土)
漂白土	Fullers. earth.	(漂白土)
顏料石類(赭白紅土ノ類等)	Dyestluffiestones.	(顏料石類)

第　三　類

青　石	Slate.	(粘板岩)
石灰石	Limestone.	(石灰石)
砂　石	Sandstone.	(砂　石)
花崗石	Granite.	(花崗石)
斑　石	Porphyry.	(斑　石)
白雲石	Dolomite.	(白雲石)
土　灰	Earthlime.	(石灰土)

灰泥石　Marl.　(泥灰石)
粘土　Clay.　(粘土)
火粘土　Fireclay.　(耐火粘土)

其他採鑛所得ノ建築石材及一切ノ有用石材類ハ之レヲ含ムモ食鹽及石油ハ政府ノ專辦ニ歸シ第三類鑛物中ニ之レヲ含マズ

第七條　前條ニ列記セザル鑛物ハ農商總長ニヨリテ隨時ニ種類ヲ核定シ部令ヲ以テ之レヲ定ム

第八條　第六條所載各種ノ鑛物竝ニ廢鑛、鑛滓ハ農商總長或ハ鑛務監督署長ノ核准(許可)ヲ經ルニ非ザレバ試掘、採掘スルヲ得ズ但シ地方團體公有ノ各種鑛泉類ハ此限リニアラズ

第九條　第六條第一類ノ鑛物ハ土面業主(土地所有者)ト否トニ論ナク應サニ鑛業權ヲ呈請シタ先キニ在ル者優先シテ鑛業權ヲ取得スルノ權アルベシ

第十條　第六條第二類ノ鑛物ハ土地所有者優先シテ鑛業權ヲ取得スルノ權アリ但シ土地所有者ニシテ鑛業權ヲ取得スルヲ願ハザル者或ハ註冊(登記)後一箇年

ヲ經過スルモ尙開工セザル時ハ農商總長或ハ鑛務監督署長ハ別ニ他人ニ鑛業權ヲ取得スルコトヲ准(許)スヲ得

第十一條　第六條第三類ノ鑛物ハ土地所有權者ニ於テ自ラ試採掘ヲ爲シ或ハ他人ニ租與シテ試採掘ヲ爲スコトヲ得但シ此場合ハ地方行政長官ノ核准ヲ受クベシ

地方行政長官ハ前項ノ核准ヲナス時ハ須ラク之レヲ鑛務監督署長ニ轉達スベシ

第二章　鑛區

第十二條　鑛業權者ハ政府ノ准許(許可)ヲ得テ鑛物ノ試掘或ハ採掘ヲ爲サントスル土地ノ區域ヲ鑛區トナス

第十三條　左ニ列記スル各地ハ鑛區ト作スヲ得ズ

一、古聖ノ廬墓及歷代帝王ノ陵寢地界ヲ距ル周圍一里以内ノ者、

二、砲臺、要塞、軍港及一切ノ軍用局廠ノ關係地點以內ニ於テハ未ダ該管官署ノ准許可ヲ經ザル者

三、商埠、市場、地界ヲ距ル一里以内ニテハ該管官署ノ准許ヲ經ザル者、

四、官有公有ノ建築物、公園及著名ノ古蹟、公用道路、鐵路及ビ緊要ナル水利等ノ地界ヲ距ル四十丈以內ニテ未ダ所轄官署或ハ所有者及關係人ノ准許可ヲ經ザル者

第十四條　鑛區ノ界限ハ直線ヲ以テ之レヲ定メ地中開鑛ノ界限ハ地面劃定スル所ノ界限ノ直下シタルモノヲ以テ準トナス

第十五條　鑛區ノ面積ハ方里及畝數ヲ以テ計算ス六十方丈ヲ一畝ト爲シ五百四十畝ヲ以テ一方里ト爲ス(支那一丈ハ邦一丈一尺七寸)(滿鐵調査課調一丈五寸六分)

第十六條　石炭礦ハ二百七十畝以上十方里以下トス其他ノ鑛物ハ五十畝以上五方里以下ヲ限リト爲ス

前項ノ規定ハ若シ特別ノ情形(事情)ニ因リ農商總長必要ト認ムル時ハ之レヲ增減スルコトヲ得

第十七條　一鑛區內ニ二以上ノ鑛業權ヲ設定スルコトヲ得ズ但シ異種ノ鑛物ヲ

目的トセル時或ハ第三十五條ノ事故アル時ハ此限ニ在ラズ

第十八條　凡ソ鑛區ノ外ニ在リテ隧峒ヲ開鑿シ專ラ洩水、通氣、轉運ノ用トナスモノハ鑛區ヲ以テ論ゼズ但シ須ラク鑛務監督署長ノ許可ヲ經ベシ

前項隧峒內ニ於テ鑛物ヲ發見セル時ハ直チニ鑛務監督署長ニ呈報スベシ

鑛務監督署長ハ前項ノ呈報アリ採掘ノ價値アリト認メタル時ハ期ヲ限リテ鑛區ノ設定ヲ爲サシムベシ

第三章　鑛　業　權

第十九條　鑛業權ハ物權ト見做シ不動產ニ關スル諸法律ノ規定ヲ準用ス但シ同一鑛區內ノ鑛業權及其他ノ物權同一人ニ歸スル時ハ其ノ他ノ物權ハ依然トシテ存在ス

第二十條　鑛業權ハ分割スルヲ得ズ

第二十一條　鑛業權ハ繼承、讓與、滯納處分及强制執行ヲ除クノ外權利ノ目的タルヲ得ズ但シ採掘權ハ抵押權ノ目的タルコトヲ得

第二十二條　左ニ列記スル事項ハ應サニ該管鑛務監督署ニヨリ註冊(登記スベシ

但シ鑛業權行使ノ制限ヲ受ケタル時ハ廢業ノ註冊ヲ爲スヲ得ズ

一、鑛業權ノ設定、變更、移轉、消滅及ビ制限

二、鑛業權ヲ抵押ト爲ス時ハ其ノ抵押權ノ設定、變更、移轉、消滅及制限

三、合辦鑛業權者ノ退夥(脫退)

第二十三條　前條ニ關スル註冊規則ハ別ニ法令ヲ以テ之レヲ定ム

第二十四條　第二十二條ニ規定スル註冊ノ各事項ハ註冊ヲ經ルニ非ラザレバ其效力ヲ生ゼズ但シ鑛業權ノ繼承、鑛業權滿期ノ消滅及本條例ニ依テ競賣スル場合ハ此限ニアラズ

第二十五條　凡ソ試掘ヲ爲サントスルモノハ應サニ呈文ヲ具シ並ニ圖說ヲ附シ呈シテ該管鑛務監督署長ノ核准ニ由ルベシ但シ鑛務監督署長ハ認メテ必要トナス時ハ地方官ヲシテ調査セシメ或ハ派員シテ査勘スルコトヲ得

第二十六條　試掘權ハ二箇年ヲ以テ限期トス

第二十七條　試掘ノ時得ル所ノ鑛物ハ須ラク鑛務監督署長ノ准許可ヲ經テ賣買及消費等ノ處分ヲ爲スコトヲ得竝ニ本條例ニ依リ納稅スベシ

第二十八條　凡ソ採鑛セントスルモノハ應サニ呈文ヲ具シ並ニ圖說ヲ附シ該管鑛務監督署長ヲ經由シテ呈請シ農商總長ノ核准ヲ俟チ再ビ署ニ到リ註冊ヲ行フベシ但シ農商總長認メテ必要トナス時ハ該管鑛務監督署長ヲシテ調査或ハ派員シテ查勘セシムルコトアルベシ

前項ノ規定ニヨリ鑛務監督署長ハ地方官ヲシテ調査或ハ派員セシムルコトヲ得

第二十九條　鑛業出願人ハ名義ノ變更ヲ爲スコトヲ得唯試掘期間中ニ在リテハ鑛務監督署長ニ呈報シ採掘期間中ニ在リテハ鑛務監督署長ヲ經テ農商總長ノ核准ヲ經ルニアラザレバ效力ヲ生ゼズ

第三十條　採掘出願人ハ其ノ地ニ確カニ採掘セントスル鑛物ノ存在ヲ證明スベシ

第三十一條　鑛業出願人ガ具スル所ノ圖說若シ不完備ノ點アルトキハ鑛務監督署長或ハ農商總長ハ一定ノ期限ヲ定メ其更正或ハ補呈ヲ命ズルコトアルベシ若シ其期限ヲ經過シ尙ホ更正補呈等ノ手續ヲ爲サヾル時ハ應サニ之ヲ取消ス

ベシ

第三十二條　農商總長或ハ鑛務監督署長ガ試掘出願地採掘ニ適スルモノト認メタル時ハ一定ノ期間ヲ定メ採掘ヲ呈請セシムルコトヲ得若シ出願人ニシテ命令ヲ受ケタル期間ヲ經過スルモ尙ホ呈請セザル時ハ他人ノ呈請ヲ許スヲ得農商總長ハ採掘出願地ニ於テ尙ホ試掘ヲ要スルモノト認メタル時ハ前項ノ規定ヲ準用ス

第三十三條　採掘出願地ノ地位形狀ト鑛床ノ地位形勢ト合致セズ鑛利ヲ損ズルモノト認メタル時ハ農商總長或ハ鑛務監督署長ハ一定ノ期限ヲ定メ其ノ更正ヲ命ズルコトアルベシ若シ期限ヲ超エテモ尙ホ呈請セザレバ之レヲ取消スコトアルベシ前項ノ事故ヲ生ジタル場合ハ出願人ハ其ノ訂正ヲ出願スルコトヲ得

第三十四條　農商總長或ハ鑛務監督署長ハ鑛業呈請地ニシテ公益ヲ妨害シ或ハ經營スルノ價値ナキモノト認メタル時ハ核准スルコトヲ得ズ

第三十五條　鑛床ノ位置形狀ニ因リ隣接セル他人ノ鑛區ニ掘進スルノ必要アル

時ハ隣接鑛業權者ト協商シ其承諾ノ證明ヲ得テ鑛務監督署長ヲ經テ農商總長ニ鑛區ノ訂正ヲ呈請シ核准ヲ經タル後鑛區ヲ增改スベシ

若シ前項ノ事情ニ因ラズシテ隣接鑛區ニ掘進セントスル時ハ隣接鑛業權者ノ承諾書ノ外若シ抵押權者有ルトキハ均シク其承諾書ヲ得テ之レヲ呈送スベシ

第三十六條　試掘出願地出願ノ當時他人既設ノ鑛區ト相重複スル場合ニ於テ其鑛物同種ナル時ハ其重複ノ部分ニ就テハ核准スルヲ得ズ

第三十七條　採掘出願地ト他人既設ノ鑛區ト相重複シ其鑛物同種ナル時ハ其重複ノ部分ニ就テハ核准スルヲ得ズ但シ第三十五條ノ事情アルモノハ此限リニアラズ

第三十八條　採掘出願地ト他人ノ試掘出願地ト相重複シ其鑛物同種ナルトキハ其重複ノ部分ニ對シテハ第三十二條第一項ノ規定ヲ準用ス

第三十九條　鑛業出願地ト他人ノ鑛區ト相重複シ異種ノ鑛物ナルトキハ鑛務監督署長ハ直チニ鑛業權者ニ通知スベシ但シ出願鑛區他人ノ鑛業ニ妨害アリト認メタルトキハ此限リニアラズ

通知ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ於テ鑛業權者ハ其鑛業權ノ優先權アルモノトス

前二項ノ規定ハ第三十五條ノ事情アルトキハ之レヲ適用セズ

第四十條 採掘出願地ト他人ノ試掘出願地或ハ採掘出願ノ地ト他人ノ採掘出願地ト相重複スルトキハ其ノ重複ノ部分ハ應サニ呈請ノ日附前ナルモノヲ優先權者ト爲ス若シ同時ナレバ鑛務監督署長ハ期限ヲ指定シテ各呈請人ニ通知シ協商ノ上更ニ呈請ヲ行ハシムベシ

已ニ其指定ノ期限ヲ經過シ尚ホ各呈請人ガ出願ヲ爲サヾルトキハ抽籤法ヲ以テ優先權者ヲ決定ス

第一項ノ規定ハ第三十三條、第三十五條及第三十九條ノ但書ノ事情アルモノニ之レヲ適用セズ

試掘出願地ト採掘地ト相重複スル時若シ同時ノ呈請ニ係レバ且ツ鑛物モ亦同種ナルトキハ其重複ノ部分ニ於テハ採掘出願人ハ優先權者ナリ

第四十一條 試掘權ノ存續期間ハ屆出期間滿了後三十日間トス試掘權ハ該管區

域內ニ於テ同種ノ鑛物ニ對シテ優先權アルモノトス他人前項ノ區域ニ於テ鑛業ヲ出願シ其鑛物異種ナル時ハ第三十九條ノ規定ヲ準用ス此際前項ノ規定ニ依テ優先ノ呈請ヲナセル者ヲ鑛業權者ト看做ス

第四十二條　試掘出願人同種ノ鑛物ニ於テ更ニ採掘ノ呈請ヲ爲シ其ノ呈請地ガ他人ノ呈請鑛區ト相重複スルトキハ其重複スル部分ニ就テハ其試掘呈請發送ノ日卽チ採掘願書ノ發送ノ日ニ代リタルモノト看做ス但シ第四十條第四項ノ事情アルモノハ此限リニアラズ

前項ノ規定ハ採掘出願人ガ同種ノ鑛物ニ對シ更ニ試掘呈請ヲ爲ストキニ之レヲ準用ス

前二項ノ規定ハ第三十二條及第三十三條第一項ノ期限經過後ノ呈請ニ之レヲ適用セズ

第四十三條　試掘鑛區ノ增減合併分割及其他變更ヲ爲サントスル時ハ應サニ呈シテ所轄鑛務監督署長ニ核准ノ註冊ヲ受クベシ若シ採掘鑛區ナルトキハ應サニ鑛務監督署長ニ由リ呈請シテ農商總長ノ核准ヲ俟チ署ニ到リ註冊シテ後方

サニ效力ヲ生ズ

第四十四條　採掘權者ハ隨時施行計畫ノ圖說ヲ繪具シ呈シテ鑛務監督署長ノ査定ニ由ルベシ採掘權者ハ鑛務監督署長審定ノ施工計畫ニヨリ開採スベシ

前項ノ施工計畫ヲ變更セントスル時ハ必ズ鑛務監督署長ノ審定ヲ經テ後實行スルヲ得

第四十五條　鑛業權者ハ坑內實測圖及鑛業簿ヲ作成シ鑛業事務所ニ備ヘ置キ且其副本ヲ繕具シ鑛務監督署ニ提出スベシ

前項ノ繪圖及鑛業簿ノ程式(樣式)ハ農商部部令ヲ以テ之レヲ定ム

第四十六條　鑛業權者若シ左記各款ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ其鑛業權ハ直チニ取消サルベシ

一、註冊一年後正當ノ理由ナクシテ開工セズ或ハ中途ニシテ停止シ一箇年以上ニ至リタルモノ

二、鑛業公益ニ害アルモノ

三、鑛業警察規則ニヨリ其ノ危險ヲ豫防セシメ或ハ工程ヲ停止シタルトキ遵行

セザルモノ
四、施工計畫ニ依ラズシテ施工セルモノ
五、期ヲ逾エテ鑛税ヲ納メザルモノ
六、錯誤ニ因テ核准シタルモノ

第四十七條　鑛業權者ガ鑛業權ヲ以テ抵押トナシ債務ヲ起サントスル時ハ左記各款ノ規定ニ依ルベシ

一、鑛業權ヲ以テ抵押ト爲シ債務ヲ起サントスルモノハ農商總長ノ核准ヲ經ルニ非ザレバ其效力ヲ生セズ
二、鑛業權ヲ抵押ト爲シタル後鑛區ノ分割、併合、減少或ハ增區ヲ爲サント欲スルトキハ債權者ノ承諾或ハ各債權者ト協定ヲ經ルニ非サレバ其效力ヲ生ゼズ
三、鑛業權ニシテ取消サレ或ハ自ラ廢業シ一タビ註冊ヲ經タル後ハ該管鑛務監督署長ハ直チニ抵押權者ニ通知ヲ爲スベシ該債權者ハ通知ニ接シタル日ヨリ三十日以內ニ鑛務監督署長ニ其ノ鑛業權ノ競賣ヲ呈明スル事ヲ得但シ

第四十六條第二款及第六款ノ事情ニ因テ取消スモノハ此限リニアラズ

四、賣却或ハ競賣ノ手續未ダ完了セザル期間内ニアリテハ其鑛業權ハ賣却或ハ競賣ノ目的範圍内ニ於テ存續スルモノト看做ス

五、鑛業權ヲ賣却シタル所得金ハ其ノ費用ヲ除キ債務及其利息ヲ償還シ剩餘金ハ原鑛業者ニ還付ス

六、買受人ハ本法第三條或ハ第四條ノ規定ニ合スルコトヲ要シ其收得シタル鑛業權ハ前鑛業權者註冊取消ノ日ヨリ其權利確定スルモノト看做ス

第四十八條 鑛業權ヲ取消サレ或ハ自ラ廢業ヲ爲シタル後鑛業權者自ラ其鑛業ノ處分ヲ行ハントスル時ハ前條第四項及第五項竝ニ第六項ノ規定ヲ準用ス

第四十九條 試掘或ハ採掘ノ呈請ヲ爲シタル時ハ吏員ヲ派シ實地調査ヲ爲サシムルコトアルベシ此場合ニ於ケル所用一切ノ費用ハ呈請人ノ負擔トス

第五十條 隣接鑛業權者及其他利害關係人間ニ於テ事故ヲ生ジタル場合ハ鑛務監督署長ニ署員ノ出張調査ヲ呈請スルコトヲ得但シ此場合ニ要スル所ノ費用ハ呈請人ニ於テ負擔スルモノトス

第四章　用地

第五十一條　本法ニ謂ユル關係人ト稱スルハ土地使用ノ權利ヲ有スル者ヲ言フ

第五十二條　本法ニ於テ謂ユル償金トハ地價、地租及地主ト關係人ニ對シ通常受クベキ損害賠償金ヲ言フ

第五十三條　鑛業呈請人及鑛業權者ハ鑛業ノ必要ニ應ジ他人ノ土地ニ於テ測量或ハ檢查等ヲ爲スコトヲ得但シ此場合ハ鑛務監督署長ノ許可ヲ受クベシ
前項ノ許可ヲ得テ他人ノ土地ニ立入ラントスル時ハ先ヅ地主及土地使用者ニ通知スベシ

第五十四條　測量及檢查ヲ行フ爲メ障碍物ヲ除去スル必要アルトキハ必ズ鑛務監督署長ノ許可ヲ受クベシ
前項ノ許可ヲ得タル後障碍物ヲ除去セントスル時ハ先ヅ土地所有者又ハ土地使用者ニ通知スベシ

第五十五條　鑛業權者ハ鑛業上緊急ノ危險ヲ防禦スル爲メ他人ノ土地ヲ使用シ或ハ立入ルコトヲ得但シ前項ノ場合ニハ直チニ鑛務監督署長ニ呈報シ同時ニ

地主及土地使用人ニ通知スベシ

第五十六條 前三條ノ事項ニ因テ地主及關係人ノ受ケタル損失ニ對シテハ鑛業權者ハ相當ノ賠償金ヲ支拂フベシ

第五十七條 鑛業權者ハ左ノ目的ニ因リ他人ノ土地ヲ使用スルコトヲ得

一、鑿孔及ビ開坑

二、鑛物土石爆發藥、木材、薪炭、鑛滓及灰燼等ノ置場設置

三、選工場及製錬場ノ建設

四、大小隧道、運路、運河、水管、汽管、溝渠、池井、索道及電線ノ架設

五、其他鑛業上必要ノ各種工事及工作物ノ建設

第五十八條 前條ノ規定ニ依リ他人ノ土地ヲ使用セントスル時ハ該管鑛務監督署長ノ許可ヲ經テ該地施行ノ計畫圖並ニ說明書ヲ提出シ同鑛務監督署長ノ審査ヲ受ケ決定スベシ

鑛務監督署長ハ前項ノ許可ヲ爲シタル後直ニ之レガ公告ヲ爲シ或ハ地主又ハ其關係者ニ對シ通知ヲ爲スベシ前項ノ公告或ハ通知ヲ受ケタル後鑛業權者ハ

土地ニ關スル權利ヲ收得セントスル時ハ土地所有者及其關係人ト協商シテ之レヲ定ム

前二項ノ規定若シ土地官有ナル場合ハ該管官署ノ許可ヲ請求スルコトヲ得

第五十九條　鑛業權者ガ他人ノ土地ヲ使用シタル時ハ地主及關係人ニ對シ相當ノ償金ヲ支拂フベシ

第六十條　土地ハ三年以上使用スル場合或ハ地形ヲ變更スル場合鑛業權者ハ地主及關係人ト協商シ或ハ地主ノ請求ニヨリ土地ノ市價ニ照シテ賠償金ヲ給與スルヲ得、但シ鑛業ヲ廢止シ或ハ使用完結シタル場合ハ其土地ハ原地主ニ還附スベシ

第六十一條　土地ノ一部ヲ使用スルニ當リ其餘ノ土地ノ價値ヲ低落シ或ハ他ノ事項ニ依テ損失ヲ生ジタル場合ハ鑛業權者ハ地主及其關係人ニ對シ相當ノ償金ヲ支拂フベシ但シ其ノ餘ノ土地ガ從前ノ效用ヲ失スルガ如キ場合ハ前條ノ規定ヲ準用ス

第六十二條　使用ノ土地ニ於テ道路、溝渠、牆柵及其他工作物ノ新築、增築、改修ヲ爲

サントスル要アルトキハ鑛業權者ハ地主ニ對シ相當ノ償金ヲ支拂フベシ但シ已ニ第六十條ノ規定ニ依テ處分ヲ爲ス者ハ此限リニアラズ

第六十三條　第五十八條ノ公告或ハ通知ヲ受ケタル後地主及其關係人ガ其土地ノ地質ヲ變更シ或ハ工作物ノ新築改築ヲ爲シ若クハ大修繕及ビ附加增設ヲナサントスル時ハ土地所有者又關係人ハ鑛務監督署長ノ許可ヲ經ルヲ要ス其許可ヲ得ザレハ所要ノ償金ヲ請求スルコトヲ得ズ

第六十四條　第五十八條ノ公告或ハ通知ヲ受ケタル後其ノ鑛業ヲ廢止シ或ハ變更ヲ爲シタルタメ土地所有權者或ハ關係人ニ損害ヲ及ボシタルトキハ相當ノ償金ヲ支拂フベシ

第六十五條　土地所有者及其關係人ハ償金ニ對シ鑛業權者ニ相當ノ擔保ヲ提出スルコトヲ要求スルヲ得

第六十六條　使用ノ土地協定成リ裁決ヲ經テ確定シ或ハ評定セルモ償金或ハ其擔保尙ホ確定セザル時ハ鑛業權者ハ其裁決セル償金ヲ供託シ又ハ擔保ヲ供シテ其土地ヲ使用スルコトヲ得

第六十七條　鑛業權者ニシテ償金ヲ支拂ハズ擔保ヲ具ヘザルトキハ地主及關係人ハ其土地ノ使用ヲ拒絶スルコトヲ得

第六十八條　土地所有權ハ土地使用期間ニアリテハ應サニ鑛業權者ニ歸スベシ其他ノ權利亦暫時停止セラル但シ使用ヲ防害セザルモノハ此限ニアラズ

第六十九條　土地ノ使用完竣シタル時ハ鑛業權者ハ應サニ其土地ヲ原狀ニ回復シ還附スルモノトス若シ原狀ニ回復シ能ハザルニ因テ生ジタル損失ニ對シテハ償金ヲ支拂フベシ但第六十條ノ規定ニ依リ處分セラレタルモノハ此限リニアラズ

第七十條　土地使用ノ規定ニ關シテハ水ヲ使用スル權利ニ之レヲ準用ス

第五章　鑛　工

第七十一條　鑛業ニ從事スル勞働者ハ鑛工トナス

第七十二條　鑛業權者ハ定ムル所ノ鑛工服務規則ハ所謂鑛務監督署ノ許可ヲ經テ始メテ其效力ヲ生ズ

第七十三條　鑛業權者ハ應サニ鑛工名簿ヲ鑛業事務所ニ備ヘ置クベシ其程式ハ

農商部部令ヲ以テ之レヲ定ム

第七十四條　鑛工ノ工價(工賃)ハ毎月豫定ノ期日ヲ按シ通用貨幣ヲ以テ一回若シクハ二回ニ發給スベシ

第七十五條　鑛業權者ハ解雇ノ鑛工ニ對シ其請求ニ因テ雇傭ノ期間、服務ノ種類技能ノ巧拙及工賃ノ多寡及解雇ノ事故等ヲ明記シタル證明書ヲ附與スベシ

第七十六條　鑛工ニシテ若シ工作ニ因リテ負傷シ或ハ疾病ニ罹リ或ハ死亡シタル場合ハ鑛業權者ハ醫藥撫恤費等ヲ給與スベシ

第七十七條　鑛工ノ年齡及工作時間竝ニ婦女幼童工作ノ種類等ニ關シテハ農商總長之レガ制限ヲ爲スコトヲ得

第六章　鑛　稅

第七十八條　鑛稅ノ種類左ノ如シ

一、鑛區稅

二、鑛產稅

第七十九條　鑛區稅ノ稅額左ノ如シ

一、若シ鑛區ガ第六條第一類ノ採鑛ヲナス場合ニハ毎年一畝毎ニ銀元三角ヲ納税シ砂鉑(Platinum Placers.白金砂)砂金(Gold Placers.)砂錫(Tin Placers.)砂鐵(Iron sand)ノ河底ニ在ル者ハ長サ十丈毎ニ毎年銀元三角ヲ納税スベシ第六條第二類ノ鑛物ハ一ケ年一畝毎ニ銀元一角五分ヲ納税スルモノトス

二、鑛區ガ試掘ヲナス場合ナラバ前項ノ税額ハ均シク五分ヲ以テ計算トナス

第八十條　前條鑛區税ハ地面租税以外ノ税ト爲ス

第八十一條　鑛産税ノ税額左ノ如シ

一、第六條第一類ノ鑛物ハ産出地平均市價千分ノ十五ヲ按ジ納税スルモノトス

二、第六條第二類ノ鑛物ハ産出地ノ平均市價千分ノ十ヲ按ジ納税スルモノトス

第八十二條　第七十九條及第八十一條ノ鑛區税及鑛産地ハ均シク二期ニ呈納スベシ

第八十三條　第六條第三類ノ鑛物ハ鑛區税及鑛産税ヲ免除ス

第七章　鑛業警察

第八十四條　鑛業警察事項ニ關スル事項ハ農商總長及所轄鑛務監督署長之レヲ行フ其ノ規則ハ農商部部令ヲ以テ之レヲ定ム

第八十五條　農商總長或ハ鑛務監督署長ハ鑛業工程ニ對シ危險ノ虞アリ或ハ公益ヲ害スルモノト認メタル時ハ鑛業權者ヲシテ其豫防方法ヲ爲サシメ或ハ停止ヲ命ズベシ

第八十六條　採掘權者ノ雇用スル技術員ハ農商總長或ハ鑛務監督署長ニ於テ選任或ハ改任ヲ命ズルコトアルベシ

前項技術員ノ資格及職務ニ關シテハ農商部部令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十七條　鑛業權消滅後一箇年以内ハ危險豫防ノ範圍内ニ於テ尚ホ存續スルモノト看做ス

農商總長及鑛務監督署長ハ原鑛業權者ニ對シ危險ノ豫防設備ヲ命ズルコトアルベシ

注意　鑛業警察法ハ未ダ發表ニ至ラズ一般警察法ヲ臨機適用シツヽアリ

第八章　裁決訴願及訴訟

第八十八條　鑛業ニ關スル出願ノ許可又ハ拒否ニ不服アルモノハ三箇月以内ニ於テ農商總長ニ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニ因テ或ハ權利ヲ侵害セラレシトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第八十九條　第三十五條第一項ノ協商ニ關シ未ダ解決ヲ爲シ能ハザル時ハ鑛務監督署長ノ裁決ヲ申請スルコトヲ得若シ前項ノ裁決ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得若シ違法ニ因テ權利ヲ侵害セラレタルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九十條　鑛業權ノ取消ヲ受ケタル時鑛業權者ニ於テ若シ不服アル者ハ農商總長ニ訴願ヲ提起スルコトヲ得若シ違法ニ因テ權利ヲ侵害セラレタルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九十一條　鑛業權者ハ地面ノ使用ニ對シ償金及擔保ニ關シ協商解決シ能ハザル時ハ鑛務監督署長ニ裁決ノ申請ヲ爲スコトヲ得若シ地面使用ノ件ニ付キ前項ノ裁決ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

若シ違法ニ因リ權利ヲ侵害セラレタル時ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得
若シ償金及擔保ノ件ニツキ第一項ノ裁決ニ不服アル者ハ民事訴訟法ニ依テ民事ノ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九十二條 處分或ハ裁決ニ對シ不服アル者ハ處分又ハ裁決ノ通知書ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ於テ訴願或ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得
若シ處分或ハ裁決ノ通知ヲ受ケザル者ハ即チ公示ノ日ニ依リテ起算ス

第九十三條 凡ソ中華民國人民ト合股シテ辦鑛シ或ハ雇入ノ外國人間ニ於ケル鑛業上ノ繋爭ニ關シテハ鑛務監督署長ノ裁決ヲ呈請スベシ

第九章　罰　　則

第九十四條 詐欺ヲ以テ鑛業權ヲ收得シ或ハ鑛業權ヲ得ズシテ竊ニ鑛物ヲ採掘シタル者ハ三年以下ノ有期徒刑若シクハ三千元以下ノ罰金ニ處ス

第九十五條 私ニ鑛業權ヲ轉賣シ或ハ擔保トナス者亦前條ノ處罰ヲ準用ス

第九十六條 過失ニヨリテ受ケタル鑛區以外ニ掘出スモノハ五百元以下ノ罰金ニ處ス

第九十七條　前三條ノ規定ニ因リ處罰ヲ受ケタル者ハ其採掘セル鑛物ハ之レヲ沒收ス已ニ之レヲ轉賣或ハ消費處分ヲ爲シタル者ハ其價格ヲ追納セシム

第九十八條　第十三條ノ規定ニ違背シ或ハ第八十五條及第八十七條第二項ノ命令ニ服從セザル者ハ五百元以下ノ罰金ニ處ス

第九十九條　第二十七條第四十四條及第七十四條ノ規定ニ違背シタル者ハ二百元以下ノ罰金ニ處ス

第百條　第五十四條第七十二條及第七十三條ノ規定ニ違背シタル者ハ一百元以下ノ罰金ニ處ス

第百一條　當該官吏ノ鑛業帳簿或ハ物件等ノ檢査ヲ拒絕シ或ハ妨止シタル者ハ五十元以下ノ罰金ニ處ス

第百二條　凡ソ脫稅ヲ圖リ或ハ已ニ脫稅ヲ爲シタル者ハ納稅額三倍ノ罰金ニ處ス

第百三條　本條例ノ規定ニ違背シ或ハ本條例發スル所ノ命令ノ規定ニ違背シタル者ハ刑法中ノ減輕ヲ適用セズ再犯者ハ加重及ビ數罪俱發ノ例ヲ適用ス

第百四條 鑛業權者ニシテ未成年者或ハ禁治產者ナル時ハ本條例所定ノ罰則ハ其法定代理人ニ適用ス

但シ該未成年者鑛業上ニ於テ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル時ハ此限リニアラズ

第百五條 鑛業者ノ代理人、雇人及其他ノ從業者ニシテ業務ニ關シ本條例ニ違犯シタル時ハ自己ノ意志ニ出デザル理由ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルヽヲ得ズ

附則

第百六條 本條例ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第百七條 本條例公布ノ日ヨリ起算シ六箇月ヲ以テ限リトナシ凡ソ從前鑛業許可書ヲ有スル既得權ハ須ラク本條例ニ基キ更ニ註冊ノ呈請ヲ爲スベシ

第百八條 本條例公布ノ日ヨリ起算シ六箇月ヲ以テ限トシ從前ノ鑛區ニ對スル年稅及鑛產稅ハ舊條例ニ照シ上納スルモノトス屆出半年ニ及バザル者ハ月ヲ以テ計算ス

第百九條 本條例施行前第六條第三類ノ鑛物ニ對シ鑛業稅ヲ徵收シタルモノハ

地方稅ト爲シ暫ク其舊率ニ依ル但シ千分ノ五ヲ越ユルヲ得ズ

第百十條　官營鑛業ハ法令ヲ除キ別ニ規定ヲ設クルノ外本條例ノ規定ヲ準用ス

第百十一條　本條例施行前外資ヲ輸入シテ鑛業ヲ爲シ合資合同ノ契約ヲ締結セルモノハ均シク其舊契約ニ依テ處辦ス

鑛業條例修正

一、同條例中第五十一條第五十二條本法ノ下ニ字樣(樣式或ハ雛形)ノ文字ヲ加フ

二、同條例中第百五十一條中合資合同ヲ締結セル者ノ下ニ經官署核准者(官署ノ許可ヲ經テ)ヲ加フ

鑛業條例中鑛物追加

民國五年八月十七日農商部布告第二號ニテ爾後鑛業條例第七條ノ規定ニ照シ鎢鑛ヲ追加シ鑛業條例第五條第一類鑛物中ニ加フ其旨特ニ布告セリ

鎢　鑛　Wolframiteor Tungsten.（タングステン）

農商部布告第四號

鑛業條例第四十五條第一項ニアル鑛業人ガ事務所ヘ交付スベキ坑内實測圖及鑛業簿、同條第二項ニアル前項地圖及帳簿ノ程式ハ農商部部令ヲ以テ之レヲ定ム又第七十三條内ニアル鑛工名簿様式ヲ制定セラレ各省財政廳各鑛業人ハ規定ニ從ヒ鑛業事務所ヘ備ヘ檢閲ニ供フベシ

鑛業條例施行細則

中華民國三年三月三十一日教令第四十一號ヲ以テ公布セラレタル現行鑛業條例施行細則左ノ如シ

第一條　鑛業ニ關スル一切ノ諸願書及圖表ニシテ農商部規定ノ様式ニ依テ作成シ提出スベシ

前項ノ諸願書及圖表ニシテ農商總長或ハ鑛務監督署長ニ於テ不備ノ點アリト認メタルトキハ期限ヲ定メ其更正及補足ヲ命ズルコトアルベシ

第二條　農商總長或ハ鑛務監督署長ニ提出シタル諸願書圖表及標本等ノ類ハ必要ト認メタルトキハ一切之レヲ還附セズ

第三條　本細則ノ規定ニ依リテ爲シタル總テノ手續其他ノ所爲ハ鑛業出願人鑛業權者土地所有者又ハ關係人ノ承繼ニ對シテ皆其效力ヲ有ス

第四條　本細則中鑛業ノ出願ニ關スル規定ハ鑛業出願地又ハ鑛區ノ訂正增減及改正ノ時亦之レヲ適用ス

第五條　諸願書及圖面ヲ郵便ヲ以テ提出セントスルトキハ必ズ掛號(書留郵便)タルヲ要ス農商總長或ハ鑛務監督署長ハ發送地郵便局ノ消印記號ニ記載シタル日時ヲ以テ提出ノ日時ト看做ス

前項書留郵便ノ受取書ハ出願人ニ於テ之レヲ保存スベシ

第六條　鑛務監督署長ヲ經由シテ農商總長ニ轉呈シタル諸願書及圖面ハ鑛務監督署ニ提出シタル日時ヲ以テ提出ノ日時ノ標準トナス

第七條　鑛業條例第四條ノ規定ニ依ル中華民國人民ト外國人民間ニ於テ合辦鑛業ヲ爲サントスル時ハ先ヅ契約案ヲ起草シ鑛務監督署長ヲ經由シ之レヲ農商總長ニ轉呈シ許可ヲ得タル後調印スベシ其契約書中ニ記載スベキ條件左ノ如シ

一、鑛業條例第五條ノ規定ニ依ル代表人ハ中華民國人民ヲ以テ之レニ充ツル事

二、公司(會社)中ノ重要職員ハ中外人各一人ヲ以テ之レニ充ツ

三、凡テ事務上ノ事ハ中外兩經理人商議ノ上處辦スベシ

四、總テ各項ノ工事ヨリ收支款項ニ至ルマデ皆中外兩經理人商議署名捺印ノ後之レヲ處理スベシ

五、鑛業管理上一切ノ手續及其他ノ行爲ハ鑛業條例及本施行細則並ニ關係諸法律ヲ遵照シテ處辦スベシ

六、一切ノ職工等ハ全部中華民國ノ人民ヲ使役スベシ

七、公司ハ鑛業ヲ爲スノ外他ノ營業ヲ兼營スルコトヲ得ズ

八、合辦經營ヲ若干年ト定メ期間滿了ノ時若シ合辦經營ヲ繼續セザル場合ハ總テノ財產ハ評價ヲ定メ公賣ニ付シ其得タル代金ハ中外人各出資額ニ應ジ按分ヲ以テ分配シ解散ヲ行フ時ハ總テ該公司ノ取得シタル鑛業權及其他ノ權利ハ均シク同時ニ消滅スベシ

九、契約書ハ中外兩文ヲ以テ各四通ヲ作製シ二通ハ農商總長及鑛務監督署長ニ呈シ中外股東(株主)ハ各一通ヲ所持シ若シ双方ニ誤解ヲ生ジタル時ハ中國文字ヲ證據トナスベシ

第八條　合辦鑛業出願ノ時代表者一人ヲ推定シ連署ヲ以テ屆出ヲ爲スベシ出願人ノ變更及鑛業權ノ設定或ハ移轉ニ因リ鑛業出願人或ハ鑛業權者ト爲ルベキ者二人以上ナル時ハ前項ノ規定ヲ準用ス

第九條　合辦鑛業出願人或ハ合辦鑛業權者ノ代表人ヲ改定スル時ハ連署ヲ以テ屆出ヅベシ

第十條　鑛業條例第五條第一項ノ規定ニ依リ鑛務監督署長ガ代表人ヲ指定スル時ハ該合辦鑛業出願人或ハ合辦鑛業權者ニ通知スルコトヲ要ス

第十一條　鑛業出願代表人若シ鑛業取消或ハ鑛區增減ノ出願又ハ出願人變更ノ屆出ヲ爲ス時ハ其屆書ニ全體ノ決議書又ハ之レニ相當スル書面ヲ添附スベシ前項ノ規定ハ合辦鑛業ヲ爲ス時ニ在リテ鑛區ノ增減併合又ハ分割ヲ出願スル時ニ之レヲ準用ス

第十二條　地面ノ砂金、砂錫、砂鐵ヲ採取スルタメ他人ノ土地ヲ使用スル時ハ鑛業條例第五十八條乃至第六十一條又第六十三條乃至第六十九條及本細則第六十三條第六十四條ノ規定ヲ適用ス

第十三條　鑛業出願ノ鑛區若シ鑛業條例第六條第二類ノ鑛物ナル時ハ鑛業條例第十條ノ規定ニ依リ鑛務監督署長ハ公告シ又ハ土地所有者ニ對シ通知ヲ爲シ期限ヲ定メテ該鑛區ノ鑛業權ヲ收得スルヤ否ヤ呈覆セシムベキコトヲ命ズ

前項ノ公告又ハ通知ヲ受ケタル後土地所有者ハ屆出デノ期間內ニ於テ鑛業權收得ノ出願ヲ願ハズ又ハ其期限ヲ經過シタルトキ竝ニ其屆出ヲ爲サヾル時ハ則チ權利ハ前鑛業出願人ニ優先收得ノ權アルモノトス

第十四條　前條ノ規定ニ依リ鑛業出願人權利ヲ收得セントスル場合ニハ先ヅ該土地所有者ノ自ラ鑛業ヲ營マザルノ理由書ヲ願書ニ添附シ呈送スベシ

第十五條　鑛業條例第十條ノ規定ニ依リ土地所有者ニシテ鑛業出願人タル時ハ理由書ヲ願書ニ添附シ呈送スベシ

第十六條　鑛業ニ關スル出願書ニシテ利權保護ノ爲、或ハ鑛區ノ分合上便利ノ爲

若シ鑛業條例第十六條第一項ノ制限ヲ超過スル時ハ其理由ヲ屆書ニ添附シ呈送スベシ

第十七條　鑛業ノ出願地ニシテ若シ鑛業條例第十三條第二、三、四項所載ノ範圍內ナルトキハ出願ノ日ヨリ起算シ三十日以內ニ所轄官廳或ハ所有者ノ許可書又ハ證明書ヲ得テ呈送スベシ

第十八條　鑛業出願地ノ地形ガ鑛業經營上不適當ト認メタル時ハ鑛務監督署長ハ農商總長ノ許可ヲ得テ相當ノ期限ヲ附シ出願人ニ對シ出願地ノ改正ヲ命ズルコトヲ得

第十九條　鑛業出願人若シ他人ノ鑛區ニ隣接セル土地ニ在テ鑛區ヲ劃定セントスルトキハ少クトモ他人ノ鑛區ト中間六十尺ヲ離ルヽコトヲ要ス但隣接鑛業權者ノ承諾ヲ得或ハ他人ノ試掘鑛區內ニ採掘ヲ出願スルトキハ此限ニアラズ前項ノ規定ニ依リ隣接鑛業權者ノ承諾ヲ得タルトキハ其承諾書ヲ願書ニ添附シ呈送スベシ

鑛務監督署長ハ權利ノ保護又ハ鑛業ノ監督上便利ノ爲メ前項距離ノ延長又ハ

減縮ノ必要アリト認メタル時ハ農商總長ノ許可ヲ得テ相當ノ期限ヲ附シテ出願人ニ出願地ノ增減ヲ命ズルコトヲ得

第二十條　同一地域內ニ二種以上ノ鑛物アリテ若シ鑛業出願人ニシテ盡ク其鑛業ヲ望マバ各種ノ鑛物每ニ願書ヲ提出スベシ但シ同一ノ鑛床中ニ存スルモノハ此限ニ在ラズ

第二十一條　鑛業權ヲ取得シタル後鑛名ヲ更正セントスル時ハ其理由書ヲ願書ニ添附シ之レヲ呈送スベシ

第二十二條　鑛業願書ニ添附スベキ鑛區圖ハ農商部部令ノ樣式ニ依リ測量圖竝ニ左ニ列記セル事項ヲ詳細記載スベシ

一、出願地ノ地名及種類
二、出願地ノ面積
三、南北線
四、縮尺
五、基點出願地ノ兩端目標トナルベキ不動基點ヲ定ム

六、測點及其番號出願地ノ各隅トナルベキ測點ニハ境界石ヲ立テ測點トナス

七、境界線竝ニ基點ト測點間ニ聯絡セル直線ノ方位及其間數

八、隣接鑛區ト出願鑛區ノ距離地界線三百尺以內ノ關係

九、出願地又ハ其附近一帶ノ鑛床ノ露頭及其走向傾斜但シ砂鑛等ハ此限リニアラズ

十、出願地及其附近一帶ノ地形竝ニ鑛業條例第十三條所載ノ各項

河底ノ砂鑛鑛區ニ於テ採取ヲ爲サントスル時ハ左ニ列記セル事項ヲ詳細記載スベシ

一、河名及沿岸一帶ノ地名竝ニ種類

二、河流ノ總延長線及幹支流ノ各延長線

三、南北線

四、縮尺

五、出願探掘鑛區ノ各端

六、各端ノ不動基點竝ニ其標記名稱

七、基點ト各測點間ノ間數竝ニ方向

八、若シ全河ノ採取ヲ欲セザル時ハ其境界線ヲ明カニ詳記スベシ

此等ノ鑛區ヲ實測シタル測量員ニハ署名捺印セシメ錯誤アリタル場合其責任者タルベシ

第二十三條　採掘出願人ハ鑛物ノ鑛床ニ關スル說明書ヲ作成シ願書ニ添附シ呈送スベシ

但シ鑛務監督署長ノ實測圖ト相符合スルモノハ此限ニ在ラズ

第二十四條　鑛務監督署長ハ期限ヲ定メ鑛業出願人或ハ鑛業權者ニ對シ鑛業ノ設備ニ關スル設計書ノ提出ヲ命ズルコトヲ得若シ不合ノ點アリト認メタル時ハ其理由ヲ指摘シ其更正ヲ命ズベシ若シ提出者ヲシテ自ラ更正ヲ行フト雖モ須ラク鑛務監督署長ノ審定ヲ受クベシ

第二十五條　鑛務監督署長ハ鑛業出願地ニ對シ再ビ實測ノ必要ヲ認メタル時ハ期限ヲ定メ出願人ニ對シ原圖測量簿及ビ其他稿本ヲ提出セシムルコトヲ得

第二十六條　鑛務監督署長ハ鑛業出願地又ハ鑛區ニ對シ署員ヲ派シテ實地調査

ノ必要ヲ認メタル時ハ先ヅ調査期日及調査事項ヲ指定シ出願人亦ハ鑛業權者ハ立會ヲ命ズベシ

第二十七條　鑛業出願人ノ變更ヲ爲サントスル時ハ其願書ニハ新舊出願人連署ヲ要スルモノトス

但シ試掘地ニ在リテ採掘ヲ出願シタル後其出願人ノ名義變更ヲ爲サントスル時ハ其採掘權移轉證明書ヲ添附シ差出スベシ

第二十八條　承繼ニ因リ鑛業出願人ト爲リ又ハ其名稱或ハ住所ノ變更ヲ爲シタル鑛業人ハ其證ト爲ルベキ書面ヲ添附シ鑛務監督署長ニ呈報スベシ法人ノ代表人ヲ變更シタル時亦同ジ

前二項ノ規定ハ已ニ試掘移轉ノ申請アリタル者ニモ之レヲ適用ス

第二十九條　合辦鑛業出願人脫退ノ時代表人ハ脫退ノ日ヨリ十日以內ニ其理由ヲ證明スベキ書面ヲ作製シ鑛務監督署長ニ呈報スベシ

前項ノ規定ハ若代表人ナキ時ハ合辦出願人ヨリ申請スルヲ要ス

第三十條　若シ採掘出願地ヲ訂正シ又ハ鑛業出願地ヲ增減スル時ハ出願書ニ其

理由書及鑛區ノ圖面ヲ添附シ新舊出願地ノ關係ヲ表明スベシ

第三十一條 鑛業出願人若シ已ニ第四十條ノ通知ヲ受ケタル時ハ再ビ鑛區ノ增減ヲ出願スルコトヲ得ズ

第三十二條 鑛業條例第四十條第二項ノ規定ニ依リ鑛務監督署長抽籤ヲ行ハントスル時ハ關係鑛業出願人ヲシテ出頭參觀セシムベシ

鑛務監督署長ハ抽籤ノ日時ヲ豫定シ半箇月以前ニ關係鑛業出願人ニ通知ヲ爲スベシ

若シ關係鑛業人當日出頭セザル時ハ鑛務監督署長ハ鑛務監督署ノ職員二名以上會同シテ之レヲ行フ

第三十三條 鑛區ノ合併或ハ分割ニ關スル願書ニハ其理由書ヲ添附シ竝ニ合併及分割スベキ鑛區ノ新舊鑛區關係圖ヲ添ヘ出願スベシ圖面ハ各鑛區ニ分チテ調製スベシ

前項ノ願書ニシテ鑛業權已ニ抵押トナリタルモノハ鑛業條例第四十七條第二項ノ規定ニ依リ債權者ノ承諾書若クハ各債權者トノ協定書ヲ取得シ同時ニ呈

逐スヘシ

第三十四條　鑛業條例第三十五條第一項ノ規定ニ依ル出願書及鑛區圖ノ外鑛床圖及其說明書竝ニ隣接鑛業權者ノ承諾書又ハ之ニ相當ノ證據ヲ取得シ呈逐スヘシ

鑛業條例第三十五條第二項ノ規定ニ依リ前項ノ願書圖說ノ外隣接鑛業權者及其債權者ノ承諾書ヲ取得シ同時ニ呈逐スヘシ

前二項ノ鑛床圖ハ平面圖及截斷面圖ノ二種トス

第三十五條　鑛區ノ訂正增減或ハ改正ノ願書ハ第三十條ノ規定ヲ準用ス

第三十六條　鑛業條例第四十七條第二項ノ規定ニ依ル區ノ減少又ハ區ノ增減ニ關スル出願書ニハ債權者ノ承諾書ヲ作製シ申請書ニ添附スヘシ

第三十七條　鑛業出願ニ關シ左記各項ニ照シ公費ヲ納付スルモノトス

一、試掘ニ關スル出願書　一件　銀元　二十元

二、試掘出願地變更ニ關スル出願書

增區或ハ增減區共　一件　銀元　十二元

減區　一件　銀元　二　元

三、試掘鑛業變更ニ關スル願書

增區或ハ增減區共　一件　銀元　十二元

減區　一件　銀元　二　元

改正　一件　銀元　二　元

四、試掘出願人變更ニ關スル願書

承繼ニ因テ變更スルモノ　一件　銀元　二　元

承繼以外ノ理由ニ依テ變更スルモノ　一件　銀元　十　元

五、採掘ニ關スル願書　一件　銀元　三十元

六、採掘出願變更ニ關スル願書

增區或ハ增減區　一件　銀元　二十元

減區　一件　銀元　二　元

送スベシ

第三十四條　鑛業條例第三十五條第一項ノ規定ニ依ル出願書及鑛區圖ノ外鑛床圖及其說明書竝ニ隣接鑛業權者ノ承諾書又ハ之ニ相當ノ證據ヲ取得シ呈送スベシ

鑛業條例第三十五條第二項ノ規定ニ依リ前項ノ願書圖說ノ外隣接鑛業權者及其債權者ノ承諾書ヲ取得シ同時ニ呈送スベシ

前二項ノ鑛床圖ハ平面圖及截斷面圖ノ二種トス

第三十五條　鑛區ノ訂正增減或ハ改正ノ願書ハ第三十條ノ規定ヲ準用ス

第三十六條　鑛業條例第四十七條第二項ノ規定ニ依ル區ノ減少又ハ區ノ增減ニ關スル出願書ニハ債權者ノ承諾書ヲ作製シ申請書ニ添附スベシ

第三十七條　鑛業出願ニ關シ左記各項ニ照シ公費ヲ納付スルモノトス

一、試掘ニ關スル出願書　一件　銀元　二十元

二、試掘出願地變更ニ關スル出願書

增區或ハ增減區共　一件　銀元　十二元

減區　一件　銀元　二　元

三、試掘鑛業變更ニ關スル願書

增區或ハ增減區共　一件　銀元　十二元

減區　一件　銀元　二　元

改正　一件　銀元　二　元

四、試掘出願人變更ニ關スル願書

承繼ニ因テ變更スルモノ　一件　銀元　二　元

承繼以外ノ理由ニ依テ變更スルモノ　一件　銀元　十　元

五、採掘ニ關スル願書　一件　銀元　三十元

六、採掘出願變更ニ關スル願書

增區或ハ增減區　一件　銀元　二十元

減區　一件　銀元　二　元

七、採掘鑛區變更ニ關スル願書
增區或ハ增減區　一件　銀元　二十元
減區　一件　銀元　二　元
鑛區訂正　一件　銀元　十二元
改正　一件　銀元　二　元
八、採掘鑛區ノ併合或ハ分割ニ關スル願書　一件　銀元　十二元
九、採掘鑛區分合ニ關スル願書　一件　銀元　二十元
十、採掘出願人變更ニ關スル願書
承繼ニ因リ變更スルモノ一件　銀元　二　元
承繼以外ノ原因ニテ變更スルモノ　一件　銀元　二十元
十一、合同鑛業出願人脫退ニ關スル願書

一件　銀元　二　元

十二、鑛物名稱變更ニ關スル願書

一件　銀元　四　元

十三、鑛業條例第五十條ノ規定ニ依ル調査請願書

一件　銀元　二十元

十四、鑛業條例第五十三條ノ規定ニ依ル測量及檢査請願書

一件　銀元　六　元

十五、鑛業條例第五十四條ニ依ル障碍物除去請願書

一件　銀元　六　元

十六、鑛業條例第五十七條ノ規定ニ依ル他人ノ土地使用ニ關スル請願書

一件　銀元　十　元

十七、裁決ニ關スル請願書一件　銀元　十　元

第三十八條　鑛業監督署長ハ出願書、申請書、又ハ屆書ニ左ノ事項アルモノハ之レヲ受理セズ

一　鑛業ノ全部或ハ其大部分ノ土地所轄鑛務監督署ノ管轄區域内ニ在ラザル者

二　出願ノ鑛物ガ鑛業條例第六條第一第二類ニアラザル者

三、鑛業出願ニ鑛區圖ナク或ハ鑛區圖アルモ其區域不明ナル者

四、前條ノ規定ニ依リ公費ヲ納付セザル者

五、第十一條ノ規定ニ違背シ全部ノ決議書或ハ相當ノ證書ヲ具備セザル者

六、第五條ノ規定ニ違背ノ諸書類ヲ郵送ノ場合書留郵便ヲ以テ差出サヾル者

七、第二十七條第一項ノ規定ニ違背シ新舊出願人連署セザル者

八、第二十七條第二項ノ規定ニ違背シ試掘權移轉證明書ヲ添附セザル者

九、第三十三條第二項ノ規定ニ違背シ承諾書及協定書ヲ添附セザル者

十、第三十四條第三十六條ノ規定ニ違背シ承諾書或ハ相當ノ證據書類ヲ添附セザル者

十一、第四十一條ノ規定ニ違背シ鑛業許可書ヲ受ケザル者

第三十九條　鑛務監督署長ハ願書申請書或ハ屆書ニ對シ左ノ各項ノ事情アル時

ハ之レヲ却下スベシ

一、中外人合辦鑛業ヲ爲サントシテ合辦契約ヲ爲ス場合第七條ノ規定ニ依ラザル者

二、實地調査ノ際出願人出願區域ヲ明示スル能ハザルカ或ハ第二十六條ノ規定ニ依リ指定シタル調査事項ノ説明ヲ爲シ能ハザル者

三、辦區圖所載ノ地域ト實際ノ地域ト符合セザル者

四、第一條第二項ノ規定ニ違背シ命令ノ期間内ニ願書附圖等ノ訂正或ハ補充ヲ爲サヾル者

五、第十七條ノ規定期間内ニ於テ許可書或ハ證明書ヲ提出シ能ハザル者

六、第五條ノ規定ニ違背シ諸書類郵送ノ場合書留郵便ヲ以テ差出サヾル者

七、第二十七條第一項ノ規定ニ違背シ新舊出願人連署セザル者

八、第二十七條第二項ノ規定ニ違背シ試掘權移轉證明書ヲ添附セザル者

九、第三十三條第二項ノ規定ニ違背シ承諾書及協定書ヲ添附セザル者

十、第三十四條第三十六條ノ規定ニ違背シ承諾書或ハ相當ノ證據書類ヲ添附

セザル者

十一、第四十一條ノ規定ニ違背シ鑛業許可書ヲ受ケザル者

第三十九條　鑛務監督署長ハ願書申請書或ハ屆書ニ對シ左ノ各項ノ事情アル時ハ之レヲ却下スベシ

一、中外人合辦鑛業ヲ爲サントシテ合辦契約ヲ爲スニ第七條ノ規定ニ依ラザル者

二、實地調査ノ際出願人出願區域ヲ明示スル能ハザルカ或ハ第二十六條ノ規定ニ依リ指定シタル調査事項ノ說明ヲ爲シ能ハザル者

三、鑛區圖所載ノ地域符合セザル者

四、第一條第二項ノ規定ニ違背シ命令ノ期間內ニ願書附圖等ノ訂正或ハ補充ヲ爲サヾル者

五、第十七條ノ規定期間內ニ於テ許可書或ハ證明書ヲ提出シ能ハザル者

六、第十八條第十九條第三項ノ規定ニ依リ命令ノ期間內ニ於テ出願地ノ更正或ハ增減ヲ爲サヾル者

七、第二十四條ノ規定ニ依リ命令ノ期間內ニ計畫書ヲ提出セザル者
八、第二十六條ノ規定ニ依リ命令ノ期間內ニ協同調査ヲ爲サヾル者
九、第四十條ノ規定ニ依リ命令ノ期間內ニ登記料ヲ納付セザル者

第四十條　鑛業ノ出願ヲ許可シタルトキハ鑛務監督署長ハ其出願人ニ之レヲ通知スルコトヲ要ス

出願人ハ其通知ヲ受ケタル日ヨリ起算シ二箇月以內ニ鑛業登記條例ニ照シ登錄稅ヲ納付スベシ登錄稅ハ其通知ヲ受クルモノ或ハ其代理人又ハ書留郵便ヲ以テ納付スルコトヲ得若シ郵便ヲ以テ納付スル場合ハ第五條ノ規定ヲ準用ス

登錄稅納付ノ時ハ第一項ノ通知ニ依リ納付スルモノトス

第四十一條　總テ鑛業權ノ設立又ハ變更ニ基キ前條ノ規定ニ依リ登錄稅ヲ納付スルモノハ鑛務監督署長ハ登記ノ時許可證ヲ發給又ハ交換スベシ

前項鑛業許可證ヲ分テ試掘許可證採掘許可證ノ二種トス採掘許可證ハ農商總長其出願ニ對シ之レヲ發行シ鑛山監督署ヲ經テ出願人ニ交付ス試掘許可證ハ鑛務監督署長之レヲ給付ス

凡ソ鑛區ノ併合分割ニ依ル鑛業權設定出願書或ハ鑛區ノ變更ニ依ル鑛業權設定出願書又ハ第二十一條ノ規定ニ依ル鑛種ノ名稱變更出願ニハ鑛業許可證ヲ添附シ出願スベシ其出願者若シ許可ヲ得タル時ハ即チ前二項ノ規定ニ依リ鑛業許可證ヲ交付シ其以前已ニ許可證ヲ有スル分ハ別ニ農商總長或ハ鑛務監督署長ニ於テ登記ノ抹消ヲ爲ス鑛業權ノ讓與或ハ承繼ニ因テ登記ノ出願ヲ爲ス時ハ鑛業許可證ニ因テ鑛務監督署長其登錄ヲ爲ス鑛業權消滅ノ時ハ鑛業許可證ヲ鑛務監督署長ニ於テ返納セシメ登記ヲ抹消ス或ハ農商總長ニ移牒シ登記ノ抹消ヲ爲スベシ

第四十二條　鑛區所在地ノ名稱、種類、境界、基點及其面積ト出願ノ鑛區圖相符合セザル點ヲ發見シタル時ハ鑛務監督署長ハ期限ヲ附シテ鑛業權者ニ表示ノ地位變更ヲ命ズルコトヲ得但シ調査圖ヲモ抄示スルコトヲ要ス

第四十三條　鑛業權者ガ鑛業代理人ヲ推定シ鑛業ヲ管理セシムル時ハ鑛務監督署長ニ呈報スルヲ要ス

前項ノ代理人ハ鑛業條例及本細則ノ規定ニ依ル鑛業管理上ノ一切ノ手續及其

他ノ行爲ニ關シ代理權完全ナルコトヲ要ス若シ鑛業權者ガ代理權者ニ對シ制限ヲ加フル時ハ申請當時之レヲ聲明スルコトヲ要ス

第四十四條 鑛業開始ノ時ハ鑛業權者ハ鑛區所在地或ハ其附近ニ於テ鑛業事務所ヲ設立シ其開業ノ期日及重要職員等一切鑛務監督署長ニ呈報スベシ

第四十五條 鑛業權者ハ鑛業權ノ設定ヲ爲シ或ハ移轉ノ登錄ヲ受ケタル日ヨリ起算シ若シ六箇月以內ニ事業ニ著手シ能ハザルカ或ハ六箇月以上事業ヲ休止セントスルモノハ其理由ヲ詳記シ鑛務監督署長ニ呈明スベシ若其期間內ニ於テ開業シタル時ハ直ニ具申スルコトヲ要ス

第四十六條 試掘權者ハ試掘鑛區圖及試掘工程表ヲ鑛業事務所ニ備置キ採掘權者ハ坑內實測圖鑛業簿及鑛業施工計畫書鑛工名簿ヲ鑛業事務所ニ備置クベシ鑛務監督署長ハ必要ト認ムル時ハ隨時署員ヲ派遣シ之レヲ調査セシムルコトヲ得

第四十七條 試掘工程表ハ毎月一通ヲ作リ開鑿ノ狀況及掘出ノ鑛量試掘日數及工夫人員ヲ詳細ニ記載シ置クベシ

第四十八條　試掘ニテ得タル鑛物ヲ試掘權者ガ處分セントスル時ハ其處分ノ方法及數量ヲ鑛務監督署長ニ稟請シ許可ヲ受クベシ

第四十九條　坑内實測圖ハ平面截面ノ二種ニ分チ每月末日迄ニ於ケル掘進ノ狀況ヲ詳細ニ測定シ翌月上旬迄ニ作成スベシ(圖中一見容易ニ解釋シ得ヲル丶樣繪入區別スベシ)

每年一月七日迄ニ前期六箇月ノ坑内實測圖ノ複本ヲ調製シ二箇月内ヲ限リ鑛務監督署長ニ屆出デ檢査ニ備フ但シ鑛山ノ狀況ニ依リ必要ト認ムル時ハ鑛務監督署長ハ採掘權者ニ對シ出願期若シクハ出願日數ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第五十條　鑛業簿ニハ鑛物ノ數量販賣代金工業日數及工夫人員等ヲ詳細記載スベシ每年一月七日ニ前六箇月ノ鑛業簿複本ヲ調製シ一箇月以内ヲ限リ鑛務監督署長ノ備考ニ呈送スベシ

第五十一條　每年一月鑛業明細表ヲ作リ前年ニ於ケル鑛物ノ採掘數量其販賣高販賣代價工業日數及工夫人員ヲ記載シ鑛務監督署長ニ呈出シ檢閱ヲ受クベシ

第五十二條　前三條ノ規定ニ依リ提出スベキ圖表簿等ノ書類ニシテ若シ鑛業權

ノ消滅或ハ移轉アリタル時ハ鑛業權ヲ有スル責任者ニ於テ登錄ノ日ヨリ三十日以內ニ呈送スベシ

第五十三條　坑內實測圖ノ縮圖及鑛業簿ノ複本又ハ鑛業明細表ヲ提出スベキ場合ニ於テ記載スベキ事項ハ必ラズ聲明シ增入スベキモノハ之レヲ增入スルコトヲ得

第五十四條　鑛業施行計畫書ニハ左記ノ各事項ヲ詳細ニ記載シ圖面及說明書ヲ添附シ始業ノ日ヨリ三十日以內ニ鑛務監督署長ニ呈送シテ審定ヲ受クベシ

一、鑛床ニ關スル事項

主要鑛床ノ位置ト其厚サ及走向傾斜等

主要斷層ノ位置其鑛床ニ及ボス影響主要鑛物及副鑛物ノ種類及成分

母岩ノ種類及其性質ト其開鑿支柱ニ及ボス稼工ノ影響

二、試掘及採掘ニ關スル事項

試掘スル所ノ鑛床位置及試掘ノ順序方法

新開ノ竪坑斜坑或ハ橫坑ノ位置、方向、高濶延長、成功期日、開鑿方法及其目的並

ニ坑口ノ裝置
通氣排水及運搬方法
鑛夫人員及使用機械ノ原動力
湧出水量及毒氣磐岩等ノ危險及工作ニ於ケル其豫防方法ノ有無

三、採掘ニ關スル事項
採掘スル所ノ鑛床位置ト名稱及採掘ノ順序方法
粗鑛ノ量ト其最低品質及其處置方法
通氣排水及運搬方法
鑛夫人員及使用機械ノ原動力
湧出水量及毒氣磐岩等ノ危險及工作ニ於ケル其豫防方法ノ有無

四、選鑛ニ關スル事項
選鑛ノ順序及方法
精粗各鑛ノ量及精鑛ノ種類ト其品質
廢水及鑛滓ノ量ト其品質及其處置方法

鑛夫人員及使用機械ノ原動力

五、製錬ニ關スル事項

精鑛ノ量竝ニ製錬シタル物ノ種類及其量

煙害ト廢水鑛滓ノ量及其品質竝ニ其處置方法

鑛夫人員及使用機械ノ原動力

其鑛業ノ種類ト其狀況ニ依リテ前記各項ノ規定ニ因リ記載シ能ハザル者ハ其理由ヲ陳述スベシ

第五十五條　鑛業條例第四十四條ノ規定ニ依リ鑛務監督署長ハ施行計畫書ヲ審定スルトキ若シ不合ノ點アリト認メタル時ハ一箇月以上三箇月以下ノ期限ヲ定メ其改正ヲ命ズ

第五十六條　鑛業條例第四十四條第三項ノ規定ニ依リ施工計畫ヲ變更セントスルモノハ申請書ヲ作製シ新施工計畫書及其變更セントスル理由書ヲ詳細記載シ審定ヲ申請スベシ

第五十七條　設定ノ數鑛區ヲ併合經營セントスルトキハ第四十九條ヨリ第五十

ニ坑口ノ裝置
通氣排水及運搬方法
鑛夫人員及使用機械ノ原動力
湧出水量及毒氣磐岩等ノ危險及工作ニ於ケル其豫防方法ノ有無

三、採掘ニ關スル事項
採掘スル所ノ鑛床位置ト名稱及採掘ノ順序方法
粗鑛ノ量ト其最低品質及其處置方法
通氣排水及運搬方法
鑛夫人員及使用機械ノ原動力
湧出水量及毒氣磐岩等ノ危險及工作ニ於ケル其豫防方法ノ有無

四、選鑛ニ關スル事項
選鑛ノ順序及方法
精粗各鑛ノ量及精鑛ノ種類ト其品質
廢水及鑛滓ノ量ト其品質及其處置方法

鑛夫人員及使用機械ノ原動力

五、製錬ニ關スル事項

精鑛ノ量並ニ製錬シタル物ノ種類及其量

煙害ト廢水鑛滓ノ量及其品質並ニ其處置方法

鑛夫人員及使用機械ノ原動力

其鑛業ノ種類ト其狀況ニ依リテ前記各項ノ規定ニ因リ記載シ能ハザル者ハ其理由ヲ陳述スベシ

第五十五條　鑛業條例第四十四條ノ規定ニ依リ鑛務監督署長ハ施行計畫書ヲ審定スルトキ若シ不合ノ點アリト認メタル時ハ一箇月以上三箇月以下ノ期限ヲ定メ其改正ヲ命ズ

第五十六條　鑛業條例第四十四條第三項ノ規定ニ依リ施工計畫ヲ變更セントスルモノハ申請書ヲ作製シ新施工計畫書及其變更セントスル理由書ヲ詳細記載シ審定ヲ申請スベシ

第五十七條　設定ノ數鑛區ヲ併合經營セントスルトキハ第四十九條ヨリ第五十

條及第五十四條第五十六條ノ書類圖面等ハ併合シテ調製スルコトヲ要ス

第五十八條　鑛業條例第五十條ノ規定ニ依リ署員ノ出張ヲ申請シ實地調査ヲ受ケントスル者ハ調査區域及其理由ヲ詳細記載スベシ

鑛務監督署長ハ前項ノ出願ヲ許可シタル時ハ之レヲ通知スルト共ニ調査日數及需用ノ人夫物品等ノ豫定書ヲ調製シ出願人ニ交付ス

出願人ハ人夫及物品ヲ準備シ其期日ニ至ラバ臨場シ協同シテ辦理スベシ

第五十九條　鑛業條例第五十三條ノ規定ニ依リ他人ノ土地內ニ於テ測量又ハ檢査ヲ受ケントスル時ハ土地ノ名稱種目及其目的ヲ詳細記載スルコトヲ要ス

第六十條　鑛業條例第五十四條ノ規定ニ依リ障礙物除去ノ申請ヲナストキハ其ノ申請書ニ障礙物ノ種類及名稱現存ノ地位所有者及ビ占有者ノ姓名並ニ豫定價格ヲ詳細記載スベシ

第六十一條　鑛業條例第五十三條第五十四條ノ規定ニ依リ他人ノ土地ニ立入リ或ハ之ヲ使用シ又ハ障害物ヲ除去セントスルモノハ該鑛務監督署長ノ許可證ヲ携帶シテ示スベシ

第六十二條　鑛業條例第五十五條ノ規定ニ依リ他人ノ土地ニ立入リ或ハ使用セントスル者ハ土地ノ名稱占有者ノ氏名及其目的ヲ詳細ニ呈報スルコトヲ要ス

前項ノ呈報ハ電報ヲ以テ之レヲ行フコトヲ得

返電ヲ得ント欲スル者ハ返電料ヲ電信局ニ預納スベシ

第六十三條　鑛業條例第五十七條ノ規定ニ依リ他人ノ土地ヲ使用センコトヲ申請スル時ハ其申請書ニ土地ノ名稱種類所有者ノ氏名住所及使用ノ目的ヲ詳細記載シ並ニ該地ノ實測圖及工事設計書ヲ呈送スベシ

第六十四條　鑛業權者鑛業條例ニ基キ他人ノ土地ニ關スル權利ヲ取得セントスル時ハ其願書ニ土地ノ名稱種類所有者ノ氏名稱號住所及使用ノ目的時期並ニ償金及擔保等ノ事項ヲ詳細ニ報告スベシ

前項ノ權利收得ノ後鑛業權者ハ使用ニ著手又ハ使用完了或ハ使用ヲ爲サヾル時ハ直ニ報告スルコトヲ要ス

第六十五條　鑛業條例第十八條第三項ノ規定ニ依リ坑道ヲ開鑿セントスル者ニシテ若シ鑛區ノ設定ヲ希望セズ或ハ期間內ニ於テ屆出ヲ爲サヾル者ハ他人ニ

於テ其鑛區ノ設定出願ヲ爲スコトヲ得
他人ノ鑛業權ヲ取得シタルモノハ其ノ原來ノ開鑿坑道工事ニ對シテハ工事ヲ損壞或ハ更改或ハ干預スルヲ得ズ

第六十六條　隣接鑛區ニ坑道ヲ開鑿セントスル時ハ隣接鑛業權者ト協商シ其承諾ヲ得同所ノ建造工事ノ全圖及分圖ヲ添附シテ鑛務監督署長ニ申請シ其裁許ヲ受クベシ

前項坑道開鑿ノ時隣接鑛業權者ハ人ヲ派シテ其工業ヲ監視シ若シ不合ノ點アリト認メタル時ハ鑛務監督署長ニ署員ノ出張調査ヲ申請スルコトヲ得但シ此場合直接干涉スルヲ得ズ

開鑿スル所ノ坑道雙方有益ナル場合ハ坑道開鑿者ト隣接鑛業權者ハ共同保護ノ事項ヲ商議ノ上契約ヲ定メ鑛務監督署長ニ呈送シ調印スベシ

第六十七條　隣接鑛區内ニ在リテハ坑道開鑿ノ時若シ鑛物ヲ獲タル場合ハ隣接鑛業權者ニ還付スベシ

第六十八條　鑛業條例第七十二條ノ規定ニ依リ鑛夫ノ服務規定ヲ制定シ左ノ各

事項ヲ以テ標準ト爲シ鑛業ニ著手ノ日ヨリ二箇月前鑛務監督署長ニ稟請シ許可ヲ受クベシ若シ規則變更シタルトキ亦同ジ

一、業務ノ種類及其等級

二、雇傭及解雇ノ方法

三、各種類各等級ニ對スル工賃

四、工賃支拂期日

五、各種ノ就業時間及其交代方法

六、休業日及其他休業ニ關スル事項

七、老人幼童婦女ノ勞働ニ關スル事項

八、所定ノ賞罰事項及其等級

第六十九條　鑛業ニ開工ノ日ヨリ鑛工名簿ヲ備ヘ置キ鑛工ノ氏名年齡本籍工業履歴其種類等級雇傭及解雇ノ年月日並ニ雇傭期間等ヲ詳細ニ記載シ前項ノ事項ニ變動アリタル時ハ隨時之レヲ記入スベシ

第七十條　鑛業條例第七十六條ノ規定ニ依リ鑛業權者ハ撫恤規則ヲ訂立シ鑛業

開工ノ日ヨリ二箇月以前ニ之レヲ鑛務監督署長ニ呈出シ裁許ヲ受クベシ其規則ハ左記各項ヲ以テ標準トス

一、診察費及治療費

二、療養ノ爲メ就業シ能ハザルトキハ其日數ニ相當スル工賃ノ三分ノ一以上ヲ扶助ス

三、葬祭料拾元以上トス

四、遺族扶助料ハ死者ノ受ケタル賃金ノ百日以上分ニ相當スル金額ヲ給與ス

五、癈疾者扶助料ハ其賃金ノ百日以上ノ賃金ニ相當スル金額ヲ給與ス

但シ請負ノ鑛夫ニ對シテハ第二項ノ扶助料及第四第五項ノ扶助料ハ前三十日間ノ就業平均額ニ依リテ之レヲ定ム

第七十一條　鑛業條例第七十九條ノ規定ニ依ル鑛業權者ハ毎年十二月及六月ニ於テ其下期六箇月分ノ鑛區稅ヲ鑛務監督署ニ預納シ受領書ヲ受取ルベシ

鑛業權者ニシテ鑛區ノ分割併合ヲ申請スルノ外鑛業權ノ設定或ハ變更ノ登錄ヲ爲サントスルトキハ登記ノ手續ヲナスベシ登記後第一期ノ鑛區稅ハ月割ヲ

以テ計算シ納付スルコトヲ要ス

第七十二條 鑛業條例第八十一條ノ規定ニ依リ鑛業權者ハ每年一月及七月ニ於テ其前期六箇月(自七月至十二月、自一月至六月)ニ於ケル採鑛產出額ニ依リ鑛產稅ヲ鑛務監督署ニ納付シ受領書ヲ受取ルベシ

鑛產稅價格ハ農商總長ニ於テ每年十二月及六月各鑛務監督署長ノ報告ニ照シテ前六箇月間ノ各省鑛產ノ市價ヲ平均シ鑛產稅徵收ノ標準ト爲シ之レヲ各監督署長ニ通告シ納稅セシムベシ

第七十三條 鑛產稅ハ鑛業權者ノ差出シタル鑛業簿複本ニ依リ計算徵收ス

第七十四條 鑛業條例第八十九條第一項及第九十一條第一項ノ規定ニ依リ裁決ヲ申請スル場合ハ其申請書ニ理由目的ト交涉ノ顚末及左ニ列記スル各項ヲ詳細ニ記載シ並ニ出願地ノ工事或ハ鑛床ノ關係圖ヲ添附シ呈送スベシ

一、出願人ノ氏名及住所

一、隣接鑛業權者或ハ所有者及關係人ノ氏名住所

一、鑛業權者ノ登記番號

鑛務監督署長之レヲ受理シタル後ハ隣接鑛業權者或ハ所有權者及關係人ニ諭告シ期限ヲ附シ其覆答ヲ命ズベシ

若シ隣接鑛業權者或ハ所有權者及關係人其期限內ニ覆答シ能ハザル時ハ鑛務監督署長ハ直チニ其決裁ヲ行ヒ其裁決書二通ヲ作成シ之レヲ交付ス

第七十五條　鑛業條例第八十九條第二項及第九十一條第二項ノ規定ニ依リ訴願ヲ提起スル時ハ須ラク鑛務監督署長ノ與ヘタル裁決書ノ謄本ヲ添附シ呈送スベシ

前項訴願ノ場合ハ前條ノ規定ヲ準用ス

第七十六條　鑛業條例第八十八條同八十九條第二項第九十條及第九十一條第二項ノ規定ニ依リ訴願或ハ行政訴訟ヲ提起シタル者ハ七日以內ニ於テ其原因ヲ鑛務監督署長ニ呈送スベシ

第七十七條　鑛業條例第九十二條ノ規定ニ依ル處分或ハ其裁決ノ公示ハ公報ニ登載ス但シ本細則第三十九條ニ依ル却下ノ事件ニ關シテハ鑛務監督署前ニ揭示ス

第七十八條 鑛業出願人或ハ鑛業權者ニシテ若シ左記各條ノ事項ニ對シ違犯者有リタル時ハ罰科ニ應ジ二十五元以下ノ科料ニ處ス

一、本細則第二十八條第二十九條第四十四條第四十五條第五十一條第五十二條第五十八條第六十一條第六十四條第七十六條ノ規定ニ違背シタル者

一、第二十四條ノ規定ニ依リ期限內ニ計畫書ヲ提出シ能ハザル者或ハ更正ノ命令ニ依ラズ又ハ更正ノ查定ヲ出願セザル者

一、第二十六條ノ規定ニ依ル指定ノ日ニ立會セズ竝ニ調查事項ノ說明ヲ爲シ能ハザル者

一、第四十一條ノ規定ニ依ル命令ノ期間內ニ變更ノ鑛區圖ヲ提出爲シ能ハザル者

一、第七十條ノ規定ニ依リ命令ノ期間內ニ撫恤規則(扶助規則)ヲ制定シ出願許可ヲ得ザル者

一、第八十二條ノ規定ニ依リ命令ノ期間內ニ事務所ノ屆出ヲ爲シ能ハザル者

第七十九條 第四十三條ノ規定ニ依リ鑛業代理人ヲ定メ呈報ヲ了リタルモノハ

鑛業權者法定代理人或ハ法人ニ適用スル罰則ヲ鑛業代理人ニモ適用ス

第八十條　本細則第七十八條ヲ除ク外凡テ官營ノ鑛業ニ之レヲ適用ス

附　　則

第八十一條　本細則ハ公布ノ日ヨリ之レヲ施行ス

第八十二條　本細則施行ノ日ヨリ各省鑛業權者ハ三箇月內ヲ限リ鑛區所在地或ハ鑛山附近ノ事務所ハ鑛務監督署長ニ呈報スベシ若シ未ダ事務所ノ設立ナキモノハ速ニ設置シ期限內ニ呈報スベシ

第八十三條　本細則施行前各省ノ官營民營及ビ中外合辦鑛業者ノ鑛業管理上所有ル一切ノ手續其他ノ行爲ハ鑛業條例及本施行細則ノ規定ニ照ス若シ不備ノ點アリト認メタル時ハ半年以內ヲ限リ一切ノ鑛業條例及本細則規定ヲ遵照シテ更正或ハ補足スベシ

第八十四條　總テ本細則施行前各省ノ官營民營及ビ中外合辦鑛業者ノ鑛業管理上ニ關シ所有ル一切ノ手續及其他行爲ハ其全部或ハ其一部鑛業條例及本細則ノ規定ニ因ルモノハ概シテ有效ナルモノト認ム

第八十五條　本細則施行前ニ政府ノ許可ヲ得テ鑛業ヲ爲シタル鑛區ノ面積不明或ハ一定ノ境界無キ者ハ(某府某縣某郷等ノ類)本細則施行ノ日ヨリ半年以内ヲ限リ鑛業條例第十六條ノ規定ヲ遵照シ鑛區ヲ畫定シ裁許ヲ申請スベシ若シ已ムヲ得ザル事項ノ爲メ鑛區擴張ノ必要アル時ハ本細則第十六條ノ規定ニ依リ辦理スベシ

第八十六條　本細則施行前政府ノ許可ヲ得タル試掘或ハ採掘ノ鑛業者ニ對シテハ本細則第四十五條ノ期限ハ本細則施行ノ日ヨリ之レヲ起算ス

四、鑛業註册條例

中華民國三年五月三日敎令第五十六號ヲ以テ公布セラレタル現行鑛業註册條例左ノ如シ

第一章　總　則

第一條　鑛業註册ハ各該管鑛務監督署長之レヲ行フ

第二條　名ヲ出シテ註册(登錄)シタルモノヲ登錄名義人トナス

登錄名義人ノ姓名住所及其資格等ハ登錄ノ時登錄スベキ者ヲ以テ登錄名義人ノ表示トナス

第三條　登錄ノ權利ヲ有スル鑛業權者ハ抵當者及其關係人ヲ登錄ノ權利者ト爲ス登錄ノ名義ヲ有スル鑛業權者ハ抵當權者及其關係人ヲ登錄義務權者ト爲ス

第四條　鑛業登錄ノ主要事項左ノ如シ

一、鑛業權ノ設立變更移轉消滅及制限

二、鑛業權ヲ抵當ト爲ス時其抵當權ノ設立及其制限

第五條　左ノ事項ノ登錄ハ附記ニヨリテナスベシ

一、登錄名義人表示ノ變更或ハ更正

二、合辦鑛業權者ノ脫退或ハ代表人ノ改定

三、抵當權ノ移轉或ハ變更

第六條　同一ノ鑛業權ニ關シテ登錄シタルモノハ法令ニ別段ノ規定アルモノヲ除キ權利ノ順位ハ登錄ノ前後ニ準ズ

第七條　附記登錄ノ順位ハ本登錄ノ順位ニ依ル但シ附記登錄間ノ順位ハ附記登

錄ノ前後ニ準ズ

第八條 鑛業原簿ハ分チテ試掘鑛業採掘鑛業簿ノ二種トス

鑛區圖ハ應サニ登錄番號ニ依リ編訂シ一冊トナスベシ

合辦鑛業權者ニ對シテハ應サニ合辦人名簿ヲ設クベシ

第二項ノ鑛區圖及第三項ノ合辦人名簿ハ合同鑛業簿ノ一部ト爲ス

第九條 鑛業權者抵當權者或ハ其利害關係人ハ鑛業原簿ノ抄本ヲ申請シ或ハ鑛業簿及其附屬書類ノ閱覽ヲ申請スルコトヲ得但シ定額ノ手數料ヲ納付スベシ

前項手數料ノ定價ハ農商部ノ部令ヲ以テ之レヲ定ム

鑛業簿ノ謄本抄本ヲ郵便ヲ以テ申請スル時ハ其規定ノ手數料ヲ除クノ外郵便稅ヲ納付スベシ

第十條 鑛業登錄ニ關シ左記各項ノ登錄稅ヲ納付スベシ

一、試掘權ノ設立　每一件　銀元　一百元

二、試掘權ノ變更

増區或ハ増減區　每一件　銀元　四十五元

減區　每一件　銀元　十　元

三、試掘權ノ移轉

承繼ニ因テ移轉スル者　每一件　銀元　十　元

承繼以外ノ原因ニ因ル者　每一件　銀元　四十五元

四、採掘權ノ設立

採掘權ノ設立（創業登錄）　每一件　銀元　二百元

鑛區ノ併合　每一件　銀元　五十元

鑛區ノ分割　每一件　銀元　五十元

五、採鑛權ノ變更

鑛區ノ訂正　每一件　銀元　五十元

增區或ハ增減區　每一件　銀元　一百元

減區　每一件　銀元　二十元

六、採鑛權ノ移轉

承繼ニ因テ移轉スル者　每一件　銀元　二十元

承繼以外ノ原因ニ因ル者　每一件　銀元　一百元

七、抵當權ノ設立債權金額　每一件　一千分ノ六

八、鑛業條例第四十七條第二項ノ承諾及協定ニ因ル抵當權設立ノ登錄ヲ爲ス者　每一件　銀元　五　元

九　順序ノ變更ニ因リテ抵當權變更ノ登錄ヲ爲ス者　每一件　銀元　十　元

十、抵當權ノ移轉

承繼ニ因テ移轉スル者　每一件　銀元　五　元

承繼以外ノ原因ニ因ル者　每一件　銀元　十　元

十一、合同鑛業權者ノ脫退　每一件　銀元　五　元

十二、滯納處分ヲ除クノ外鑛業權或ハ抵當處分ノ制限　債權金額　一千分ノ四

十三、廢業ノ登錄　每一件　銀元　五　元

十四、登錄ノ更正或ハ取消　每一件　銀元　十　仙

第七項及第十二項ノ登錄稅若シ一定ノ債權金額ナキ時ハ應サニ債權目的物ノ價格ニ依リテ登錄ノ標準ヲ定ムベシ

第一項ノ試掘權設立ノ登錄及第四項採掘權設立ノ創業登錄ハ領スル所ノ鑛區二方里以上ニ在ルモノハ應サニ二方里ヨリ起算シ一方里ヲ加フル每ニ試掘登錄稅五十元採掘登錄稅一百元ヲ增稅ス其ノ加フル所一方里ニ及バザル者アリトスルモ亦一方里ヲ以テ計算ス增區登錄ハ增ス所ノ鑛區ト原鑛區ヲ合計シテ二方里以上ニ在ルモノハ前項ノ規定ヲ適用ス

第二章　註冊程序

第一節　通　則

第十一條　鑛業登錄ニ關シテハ法令ニ別段ノ規定有ル者ヲ除クノ外申請或ハ官署ノ命令又ハ請求ヲ經ルニ非ラザレバ之レヲ爲ス事ヲ得ズ

官署ノ命令或ハ請求ニ依リテ應サニ登錄ヲ行フ時ハ其ノ登錄ノ手續ニ付テハ法令ニ別段ノ規定有ル者ヲ除クノ外申請ニ因ル登錄ノ規定ヲ準用ス

第十二條　登錄ノ申請ハ應サニ登錄權利者及登錄義務者或ハ其代理人ニ由テ之

レヲ爲スベシ
前項ノ申請ハ書留郵便ヲ以テナスコトヲ得

第十三條 判決或ハ承繼ニ因ル登錄事項發生シタル時ハ登錄權利者ハ其申請ヲ爲スコトヲ得

第十四條 登錄名義人ノ表示ノ變更或ハ更正ノ登錄ハ登錄名義人ニ由リ申請スルコトヲ得

第十五條 左ニ列記セル各項ハ官署ニヨリ登錄原因ヲ證明シテ登錄申請ヲ爲スベシ

一、處分ノ制限
二、公賣處分ニ因ル鑛業權ノ移轉

第十六條 鑛業權ノ取消又ハ鑛業權ノ取消處分ヲ爲シタル時ハ農商總長ノ命令ニ因リ該管鑛務監督署長之レヲ登錄ス

第十七條 登錄ヲ申請スル者ハ應サニ左ノ書類ヲ提出スベシ

一、申請書

二、登錄原因ヲ證明スル書類

三、登錄原因ニ付キ第三者ノ許可同意者ハ證明ノ書類ヲ附スベシ但シ其登錄ノ原因ニ付テハ曾テ司法官署ノ判決ヲ經或ハ申請書中ニ會同スル第三者ニシテ署名捺印有ルモノハ此限リニ在ラズ

四、合辦鑛業ノ外國人ハ鑛業條例第四條第三項ノ證明書ヲ添附スベシ

五、代理人ニ由テ登錄ノ申請ヲ爲サントスル時ハ代理權限ヲ證明スベキ書類ヲ添附スベシ但シ法人或ハ合辦鑛業ノ代表人ハ此限リニ在ラズ

前項第四項第五項ノ證明書他ノ事項ニ依リ業ニ鑛務監督署ニ提出シタルモノハ再ビ提出スルヲ免ル但シ鑛務監督署長必要ト認メタル時ハ此ノ限リニアラズ

第十八條　申請書ニハ左ニ列記スル各項ヲ記載シ申請人ノ署名捺印ヲナスベシ

一、鑛區ノ所在地

二、鑛業權ノ登錄番號

三、申請人ノ氏名及住所

四、代理人又ハ代表人ニ依リテ登錄ヲ申請スル時ハ代理者又ハ代表者氏名及住所

五、登錄原因及其日時

六、登錄ノ目的

七、年月日

第十九條　左ニ列記スル各項ニ因テ登錄ノ申請ヲ爲サントスル時ハ鑛業許可證ヲ添附スベシ

一、鑛區ノ分割併合或ハ訂正

二、鑛業權ノ讓與或ハ抵當

三、鑛業權ノ承繼

第二十條　左ニ列記スル各項ニ因テ登錄ノ申請ヲ爲サントスル時ハ事實ヲ證明スベキ書類ヲ添附スベシ

一、申請人ガ承繼人タラントスル時

二、登錄名義人ノ表示變更或ハ更正ノ時

三、合同鑛業權者ガ死亡ニ因ル脫退ノ登錄ヲ申請スル時

第二十一條　登錄ノ順序ハ受附ノ先後ヲ以テ準トナス

第二十二條　左ニ列記スル各項ノ申請書ハ之レヲ受理セズ

一、申請ノ事件管轄內ニ屬セザル者

二、申請ノ事件登錄ヲ行フべキ者ニ非ラザル者

三、當事者其氏名ヲ具申セズ又ハ申請書ヲ書留郵便ヲ以テ差出サザル者

四、申請書ガ方式ニ符合セザル者

五、申請書ニ所載ノ鑛業權或ハ抵當權ノ表示ト鑛業原簿ト相抵觸スル者

六、第二十條第一項ヲ除クノ外申請書ニ所載ノ登錄義務者及合同鑛業代表者ノ表示ガ鑛業原簿ニ符合セザル者

七、申請書所載ノ事項ト登錄原因ヲ證明スべキ書類ト符合セザル者

八、申請ノ時必要ナル書類不備ノ者

九、第十九條ノ規定ニ違背シ鑛業許可證ヲ添附セザル者

十、登錄税ヲ納付セザル者

第二十三條 登錄後錯誤或ハ遺漏ノ處有ル時ハ應サニ登錄權者及登錄義務者ニ通知スベシ

鑛業權表示ノ登錄ニ關シ錯誤或ハ遺漏有ル時ハ應サニ登錄權利者及登錄義務者ニ通知スベシ

前項登錄更正ノ申請ヲ爲ス時ニ於テ若シ登錄上利害關係ヲ有スル第三者有ル時ハ應サニ第三者ノ證據トナルベキ承諾書或ハ之レニ對抗スルニ足ルベキ第三者ノ判決書ヲ添附スベシ

第二十四條 已ニ抹消シタル登錄ノ囘復ヲ申請スルモノハ若シ登錄上利害ノ關係ヲ有スル第三者アル時ハ應サニ申請書ニ第三者ノ證據トナルベキ承諾書或ハ之レニ對抗スルニ足ルベキ第三者ノ判決書ヲ添附スベシ

第二十五條 登錄ノ申請及其他登錄ニ關スル書類ハ楷書ヲ用ヒ補記スルコトヲ得ズ若シ添註塗改等ヲ爲シタル時ハ本文末ニ註明添註塗改ノ字數ヲ記載シ銀錢物品及年月日番號等數字ニ關シテハ壹貳參拾等ノ文字ヲ記載スベシ

第二節 鑛業權ニ關スル註册程序

第二十六條 鑛業權ノ設立或ハ變更ノ申請ニシテ既ニ許可ヲ得タルトキハ鑛務監督署長ハ申請人ニ於テ登錄税ヲ納付シタル後ニ登錄スベシ鑛業權ノ表示變更或ハ鑛物ノ名稱更正ニ因ル登錄亦同ジ

第二十七條 合辦鑛業權者死亡破產或ハ禁治產ニ因ル脫退ノトキハ登錄權利者或ハ登錄義務者ニ由リ之レヲ申請スベシ

第二十八條 鑛業條例第四十七條第二項ノ規定ニ依リ採掘權ノ設定或ハ變更ノ登錄ヲ爲サントスル時ハ應サニ抵當權者ニ通知スベシ

前項ノ抵當權者ハ其通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以內ニ抵當權設定ノ登錄ヲ申請スベシ

此場合ニ於テ其抵當權ノ順序ハ抵當權協定ノ順序ニ依ル

第三節 抵當權註册ノ手續

第二十九條 鑛業條例第四十七條第二項ノ承諾及協定書ニ因ル抵當權設定ノ登錄ハ登錄權利者ニヨリ之レヲ申請スベシ

第三十條　抵當權設定ノ登錄ハ申請ノ時ニ於テ抵當權及合同契約書ノ抄本ヲ添附スベシ

第三十一條　抵當權設定ノ登錄ハ其債權若シ一定ノ金額ヲ以テ擔保ノ目的ト爲サザル時ハ應サニ申請書ニ其債權ノ價格ヲ記載聲明スベシ

第三十二條　凡ソ債權ノ一部讓渡或ハ代償辨濟ニ因ル抵當權移轉ノ登錄ハ應サニ申請書ニ讓渡又ハ代償辨濟ノ債權額ヲ記載聲明スベシ

第三十三條　抵當權移轉ノ登錄ヲ申請スル時ハ應サニ申請書ニ抵當權ガ債權ト共ニ移轉スルヤ否ヲ記載聲明スベシ

第三十四條　抵當權ノ變更ノ登錄ヲ申請スルトキ若シ登錄上利害關係アル第三者有ル時ハ應サニ第三者ノ證據トナルベキ承諾書或ハ之レニ對抗スルニ足ル判決書ヲ添附スベシ

第四節　抹消ニ關スル註册ノ順序

第三十五條　抵當權ノ期限滿了ニ因リテ消滅スルモノハ申請書ニ其原因ヲ記載シ抹消ノ登錄ヲ申請スベシ

第三十六條　鑛業權ガ廢業ニ因リテ消滅スルモノハ登錄權利者ニ由リ抹消ノ登錄ヲ申請スベシ

第三十七條　鑛區ノ合併或ハ分割ニ因リ採掘權設定登錄ヲナシ鑛區ノ併合或ハ分割前ノ採掘權消滅ヲ行フトキハ其原因ヲ記載シテ抹消ノ登錄ヲ爲スベシ

第三十八條　已ニ抵當權ノ登錄アル採掘權ニ關シ廢業ニ因ル取消ノ申請ヲ爲スモノハ聽サニ取消ノ登錄ヲ爲スト同時ニ鑛業權競賣目的範圍內ニ於テ存續スル旨ヲ記載スベシ

抵當權者若シ競賣ノ請求ヲ爲サザルカ或ハ已ニ請求ヲ爲シタル場合カ亦他ノ事故ニ因リテ取消アリタル時ハ其ノ理由ヲ記載シテ鑛業權存續ノ字句ヲ抹消スベシ

鑛業條例第四十六條第二項第六項ノ處分ヲ除クノ外抵當權ガ登錄ノ鑛業權アル時ハ取消ノ處分ニ因テ抹消ノ命令アリタル場合ニハ第二項ノ規定ヲ準用スベシ

第三十九條　抵當權ガ人ノ死亡ニ因テ消滅シタル時ハ登錄權利者ニ由リ登錄ノ抹消ヲ申請スルコトヲ得但シ死亡ヲ證スル事實ノ證明書ヲ添附スベシ

第四十條　登錄權利者ガ登錄義務者ノ行方知レザルニ因リ之レト共ニ登錄ノ抹消ヲ申請スル能ハザル時ハ鑛務監督署長ニ申請シ公示催告ノ申請ヲ爲スコトヲ得

前項ノ事情ニシテ若シ已ニ權利ノ判決アリタル時ハ登錄權利者ニ由リ抹消ノ申請ヲ爲スコトヲ得但シ其場合ハ判決書ヲ添附スベシ

第四十一條　廢業ヲ除クノ外凡ソ登錄ノ抹消ヲ申請スル場合ニ於テ其登錄ニ付利害關係ヲ有スル第三者有ル時ハ第三者ノ證據トナルベキ承諾書或ハ之レニ對抗シ得べキ第三者ノ判決書ヲ添附スベシ

第四十二條　第十五條ノ規定ニ依リ競賣處分ニ因ル鑛業權移轉ノ登錄申請アリタル時ハ已ニ處分制限ノ登錄ヲ抹消スベシ若シ抵當權ノ登錄アリタル時ハ併セテ之レヲ抹消スベシ

第三章　異　議

第四十三條　凡ソ登錄ニ關スル處分ヲ不當ト爲ス者ハ處分後三十日以内ニ於テ其異議申立書ヲ具シ鑛務監督署長ヲ經テ農商總長ニ提出スベシ

第四十四條　異議ハ新ナル事實或ハ新ナル證據ヲ以テ其ノ憑據ト爲スコトヲ得ズ

第四十五條　鑛務監督署長ニ於テ異議ヲ不當ナリト認メタル時ハ意見書ヲ具シ異議申立書ニ附シテ農商總長ニ差出スベシ其ノ正當ナリト認メタル時ハ相當ナル處分ヲ爲スベシ若シ已ニ登錄ヲ了シタル時ハ登錄上ノ利害關係人ニ通知シ其理由ヲ具シ異議ノ申立書ヲ農商務總長ニ差出スベシ

第四十六條　異議ハ執行ヲ停止スルノ效力ヲ有セズ

第四十七條　農商總長ハ異議ノ決定ニ對シ許否ヲ決定シタル時ハ鑛務監督署長ニ轉交シ其執行ヲ命ズ竝ニ登錄上ノ利害關係人ニ通知スベシ

附　則

第四十八條　本條例ハ公布ノ日ヨリ之レヲ施行ス

第四十九條　本條例施行前ノ各地方ノ官營民營或ハ中外合辦鑛業ニ對シテハ本條例施行ノ日ヨリ六箇月以內ニ於テ本條例ニ依リテ登錄ヲ爲スベキモノトス

四、鑛業註册條例施行細則

中華民國三年五月六日農商部令第九十二號ヲ以テ公布セラレタル現行鑛業註册條例施行細則左ノ如シ

第一章　簿册

第一條　鑛業簿ハ第一號及第二號ノ樣式ニ依リ省縣ニ分チテ之レヲ編製スベシ

前項鑛業簿ハ登錄事件ノ繁簡ニ依リ一縣中數册ニ分チ或ハ數縣ヲ合シテ一册ト爲ス事ヲ得

凡ソ一鑛區ガ數縣ニ跨ル者ハ其一縣ノ鑛業簿ニ就テ登錄ヲ爲スベシ

第二條　鑛業簿ノ編製ヲ爲ス時ハ毎册ノ頁數ヲ其帳簿ニ標記シ一鑛區毎ニ登錄スベシ試掘者ニ在リテハ一頁ヲ以テ限リト爲シ採掘者ニ在リテハ二頁ヲ以テ限ト爲ス

前項ノ登錄若シ該頁ノ全部或ハ其一欄ニ記載シ能ハザルトキハ新鑛業簿ヲ編製シ同樣ニ登錄番號ヲ逐ウテ接續記載シ竝ニ原簿登錄番號ヲ傍ニ第一ト記入

シ新簿ノ記入ノ樣式ハ第二新簿ノ傍ニ第二ト記入スベシ

第三條　合辦人名簿ハ第三號及第四號ノ樣式ニ依リ之レヲ編製スベシ
前項合辦人名簿ハ數縣ヲ合シテ一冊ト爲スコトヲ得但シ其鑛業簿ヲ縣ニ分テ編製セントスルモノハ目錄ヲ附スベシ
前條第二項ノ規定ニ於ケル合辦人名簿ニ記載シ能ハザル時モ之レヲ適用ス

第四條　鑛區圖ハ登錄番號ノ順序ニ依リ之レヲ編製シ別ニ各圖ニハ登錄番號及其年月日ヲ記載スベシ

第五條　登錄受付簿ハ第五號ノ樣式ニ依リ之レヲ編製シ毎年一回番號ヲ更換スベシ

第六條　鑛務監督署ハ登錄事項ニ對シテ鑛業簿合辦人名簿及登記受附簿ヲ除クノ外左ノ帳簿ヲ備ヘ置クベシ
一、通知簿
二、鑛業簿（抄本閱覽簿）

第七條　前條第一項ノ通知簿ニハ通知事項及其年月日ヲ記載シ通知書ト契印ス

ベシ

第八條 鑛業登錄條例第九條ノ規定ニ依リ鑛業簿抄本ノ下附或ハ鑛業ノ閲覽及附屬書ノ閲覽ヲ申請スル者ハ其申請書中ニ左ノ各項ヲ記載スベシ

一、申請人ノ姓名或ハ名稱及住所

二、鑛區所在地及登錄番號或ハ其鑛區ヲ表示スルニ足ルベキ事項

三、申請ノ目的

四、年月日

第七條ノ申請書ヲ受附タルトキハ鑛業簿抄覽簿ニ其申請事項申請人ノ姓名或ハ名稱竝ニ受附年月日受附番號及抄本閲覽簿ノ年月日ヲ記載スベシ

第九條 前條ノ申請ハ左記各款ニ照シ公費ヲ納付スベシ

一、鑛業簿抄本交付申請　一頁毎ニ　五十仙

二、鑛區圖謄本交付申請ハ　每鑛區一方里　銀元　二元五十仙

三、鑛業簿及附屬書文件ノ閲覽每鑛區　每一時間　銀元　二元五十仙

第二章　註冊程序

第十條　鑛業簿ノ登錄番號欄ニハ試掘權或ハ採掘權ノ登錄順序ヲ記載スベシ
表示欄ニハ鑛業權ノ表示及其變更消滅竝ニ鑛業條例第二十五條或ハ第三十九條ノ規定ニ依リ所領鑛區ト他ノ鑛區相重複スル時其鑛業權ノ制限等ノ事項ヲ記載スベシ
表示番號欄ニハ表示欄內ニ登錄事項ヲ記載シタル順序ヲ記載スベシ
試掘簿事項欄ニハ試掘鑛業權ノ設定移轉及處分ノ制限竝ニ共同鑛業權者ノ脫退等ニ關スル事項ヲ記載スベシ
採掘簿乙種事項欄ニハ抵當權ノ設立變更移轉消滅及處分ノ制限等ニ關スル事項ヲ記載スベシ
事項番號欄ニハ事項欄ニ登錄事項ヲ記載シタル順序ヲ記載スベシ

第十一條　登錄ノ際表示欄ニ記載スベキ事項ハ受附年月日登錄ノ目的其他鑛業ノ表示ニ關スル各事項ヲ記載シ及登錄年月日竝ニ表示番號欄及表示欄ハ縱線ヲ劃シ以テ餘白ト分界ス

事項欄ニ於テ登錄ヲ爲スニハ登錄受附年月日受附番號登錄權利者ノ氏名或ハ名稱住所登錄ノ原因及其ノ記載日時登錄ノ目的其ノ登錄ノ權利ニ關スル各事項及登錄年月日竝ニ事項番號欄及事項欄ニハ縱線ヲ劃シ以テ餘白ノ分界トナス

第十二條　附記登錄ニハ本登錄ノ番號ヲ以テシ事項番號欄ニ記載シ其番號ノ左側ニ附記番號ヲ記入スベシ

前項附記登錄ニハ本登錄事項番號ノ左側ニ附記登錄ノ番號ヲ記載スベシ

第十三條　鑛業權ノ設定或ハ移轉ノ登錄ヲ爲ス場合ニ於テ登錄權利者多數ナル時ハ代表人ノ姓名或ハ名稱及住所竝ニ其代表者タル原因ヲ鑛業簿ニ記載シ別ニ合辦鑛業權者ノ姓名或ハ名稱及住所竝ニ代表人ノ姓名或ハ名稱及住所ヲ共同鑛業名簿ニ記載スベシ

前項合辦人名簿中ノ記載ハ登錄番號及事項番號ヲ備考欄ニ記載スベシ

第十四條　合辦鑛業權者ガ表示ノ變更更正或ハ脫退ニ付登錄ヲ爲サントスル時ハ合辦人名簿備考欄ニ登錄ノ原因及其事項番號ヲ記載シ竝ニ本登錄ノ事項ハ

朱線ヲ以テ抹消スベシ

第十五條　合辦人名簿ニ記載ノ事項アル時ハ鑛業簿所載ノ登錄事項ノ末尾ニ合辦人名簿ニ所載ノ番號ヲ記載スベシ

第十六條　合辦人名簿ニ合辦鑛業權者ノ姓名或ハ名稱及住所ヲ記載スルトキハ合辦人名欄ニ於ケル最後ノ縱線ヲ代表欄及備考欄ニ延長シテ餘白ト分界スベシ

第十七條　變更或ハ更正ノ登錄ヲ爲ストキハ變更或ハ更正ノ登錄セラレタル事項ハ朱線ヲ以テ抹消スベシ

第十八條　鑛業權ノ設定變更或ハ表示變更ノ登錄ヲ爲サントスル時ハ表示欄ニ爲シタル登錄事項ノ末尾ニ鑛區圖調製ノ冊數及頁數ヲ記載スベシ

第十九條　登記完了ノ時ハ別紙ニ登錄番號受附番號事項番號ヲ記載シ登記原因ヲ證明スル文書ノ末尾ニ貼附シ鑛務監督署印ヲ鈐用(捺印)シテ之レヲ交付シ登記權利者ニハ別ニ通知令ヲ以テ登錄番號登錄原因登錄目的受附年月日事項番號及登錄年月日ヲ記載シ之レニ監督署印ヲ捺印シ登錄義務者ニ交付ス登錄中

請ノ時登錄原因ノ證明書類無キ者ハ前項ノ規定ニ照シ通知書ヲ登錄權利者ニ交付ス但シ鑛業權ノ設定變更或ハ表示ノ變更ニ關スルモノハ須ラク鑛業許可證及鑛區圖ヲ添附スルコトヲ要ス

前二項ノ通知書ヲ登錄權利者ニ發送セントスル時若シ登錄權利者或ハ登錄義務者多數ナル時ハ其中ノ一人ニ交付スルヲ得

第二十條　鑛業ノ取消或ハ廢業ニ因リ登錄ノ取消ヲ爲サントスル時ハ表示欄ニ其原因及年月日ヲ記載シ該鑛區ノ登錄部分ハ抹消スルモノトス

第二十一條　已ニ取消ヲ爲シタル登錄ノ囘復申請ヲ爲サントスル時ハ其登錄ノ順序ハ登錄番號欄ニ新番號ヲ記載シ登錄前ノ登錄番號ヲ其左側ニ記載シ竝ニ表示欄ニハ囘復ノ原因ヲ記載スベシ取消シタル前登錄事項ヲ重ネテ登記シ若シ取消登錄ガ僅ニ登錄事項ノ一部ニ係ル時ハ附記登錄ニ依リ其事項ヲ記載スベシ

前項ノ規定ハ職權ニ依ル取消處分ノ解除登錄ニ依ル時之レヲ準用ス

第二十二條　鑛業條例第三十五條或ハ第三十九條ニ依リ鑛業權ノ設定ヲ爲シ變

更ノ登錄ヲ爲ス時ハ表示欄ニ其原因竝ニ他鑛業權ノ登錄番號及其重複ノ關係ハ他ノ鑛業權ニ對シテハ登錄表示欄ニ亦同樣之レヲ記載スベシ
前項ノ事情ガ若シ一部鑛業權ノ消滅ナル時ハ之レト重複ノ關係ヲ有スル他ノ鑛業權ヲ登錄スル表示欄ニ其原因ヲ記載シ朱線ヲ以テ其消滅スル所ノ登錄事項ヲ抹消スベシ

第二十三條　數個ノ採掘權ヲ以テ抵當權ノ目的ト爲ス場合ニ於テ其一個ノ採掘權ニ就キ抵當權設定ノ登錄ヲ爲ストキハ其ノ採掘權ハ乙種事項欄內ニ他ノ採掘權ノ登錄番號及鑛區所在地ヲ標明シ又其採掘權ガ共ニ抵當權ノ目的タル原因ヲ記載スベシ

第二十四條　前條ノ登錄ヲ經タル後若シ其內一個ノ採掘權或ハ抵當權ガ消滅ノ登錄ヲ爲シタルトキハ他ノ採掘權ヲ登錄スル乙種事項欄ニ其抵當權消滅ノ原因ヲ附記シ竝ニ朱線ヲ以テ其消滅セシ登錄事項ヲ抹消スベシ

第二十五條　數個ノ鑛務監督署ノ管轄ニ屬スル數個ノ採掘權ヲ以テ抵當權ノ目的トシタル場合ニ於テ其中一個ノ採掘權或ハ抵當權ニシテ消滅ノ登錄ヲ爲シ

タルトキハ鑛務監督署長ハ消滅ノ事由及登錄年月日ヲ各該鑛務監督署長ニ通知スヘシ

鑛務監督署長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ第三十九條ノ規定ヲ準用シテ其通知ヲ受ケタル事項ヲ記載スヘシ

第二十六條 數個ノ鑛務監督署ノ管轄ニ屬スル數鑛區ニ關シ同一登錄原因ニ因リ抵當權設定ノ登錄申請ヲ爲ス時ハ最初登錄ノ申請ヲ爲シタル鑛務監督署ニ登錄稅ノ全額ヲ納付シ受領書ヲ受取ルヘシ

前項ノ規定ニ依リ登錄費用ヲ納付シタル者ハ收納シタル鑛務監督署長ヨリ各該管鑛務監督長ニ通知スヘシ

申請人ガ各該管鑛務監督署長ニ對シテ登錄ノ申請ヲ爲ストキハ第一項ノ受領書ヲ表示スヘシ

前三項ノ規定ハ同一登錄原因ニ因ル鑛業權或ハ抵當權ノ處分ノ制限ハ指令或ハ命令ニ依リ登錄スル時是レヲ準用ス

第二十七條 凡ソ登錄條例ニ照シ登錄ヲ抹消スルニハ取消登錄ヲ爲シタル後抹

消スル所ノ事項ヲ朱線ヲ以テ之レヲ抹消スベシ

第二十八條　鑛業條例第四十七條及四十八條ノ競賣ニ因リ他官廳ノ申請或ハ函請ヲ經テ採掘權ノ移轉登錄ヲ爲ス時ハ第三十三條ノ規定ヲ準用シテ登錄ヲ爲スヲ除クノ外更ニ移轉ノ登錄ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テハ原登錄ノ表示欄ニ登錄事項ヲ記入シ既ニ移入シタル新登錄ノ事由ヲ記載スベシ

第二十九條　登錄ノトキ鑛業簿或ハ合辦人名簿ノ各欄ニ登錄官名並ニ印章ヲ分別ニ記載スベシ

附　則

第三十條　本細則ハ公布ノ日ヨリ之レヲ施行ス

出願屆樣式

中華民國三年六月四日農商部令第九十一號ヲ以テ公布セラレタル現行鑛業出願屆樣式左ノ如シ

程式第一號

請試探某鑛呈文

現有職業
原籍某處
現任某處
具呈人　姓　名
（年月日生）

爲呈請探鑛事今某願在某省某縣某鎭鄉某地名試探某鑛呈共計面積若干畝理合添具鑛圖呈請
核奪施行謹呈
第幾區鑛業監督署長

具呈人　署　名印
（原籍）
（住址）
代書人　職業　姓　名印

（原　籍）
（住　址）
連署人　職業　姓　名印
（原　籍）
（住　址）
職　業　姓　名印

中華民國　年　月　日

注　意

一　鑛圖須同式繪具五紙一併呈送
二　呈內署名處均須蓋用本人印章無印者以押代之
三　呈文如係倩人代書者須將代書人姓命等依式註明
四　如係二人以上合辦鑛業須推定代表一人爲具呈人此外重要人均須連署
五　具呈人如係法人應將法人名稱地址及其代表者姓命住址年齡註明

程式第二號　如係採鑛呈文須具二份一呈農商總長一呈鑛務監督署長其呈農商總長者亦送由鑛務監督署長核轉

請增加(或減少)探鑛(或採鑛)區域呈文(未批准者)

原籍某處

現住某處

具呈人　　姓　　　　名

(年月日生)

爲呈請增加(或減少)探鑛(採鑛)區域事某前於某年月日呈請在某省某縣某鎭鄕某地名試探(或開採)某鑛計鑛地若干畝今願在某縣某鎭鄕某地名增加(或減少)探(或採)鑛區域若干畝合計(或減餘)若干畝理合添具鑛圖呈請

核奪施行謹呈

農商總長(第幾區鑛務監督署長)

具呈人　　署　　　　名印

(原　籍)

(住　址)

代書人　職業　姓　　名印

(原　籍)

（住　址）
連呈人　職業　姓　名印
（原　籍）
（住　址）
職　業　姓　名印

中華民國　年　月　日

注　意

一　如係代表者出名呈請須取具全體之決議書或相當字據一併呈送

餘同程式第一號

程式第三號

如係採鑛呈文須具二份一呈農商總長一呈鑛務監督署長其呈農商總長者亦逕由鑛務監督署長核轉

請增加（或減少）採鑛（或採鑛）區域呈文（已批准者）

原籍某處
原住某處
具呈人　姓　名

(年月日生)

為呈請增加(或減少)探鑛(或採鑛)區域事某前於某年月日呈請在某省某縣某鎮鄉某地名試探(或開採)某鑛計鑛區若干畝業蒙批准註冊第幾號在案今願在某縣某鎮鄉某地名增加(或減少)鑛區若干畝合計(或減餘)若干畝理合添具鑛圖呈請

核奪施行謹呈

農商總長(第幾區鑛務監督署長)

具呈人　署　名印
(原　籍)
(住　址)

代書人　職業　姓　名印
(原　籍)
(住　址)

連呈人　職業　姓　名印
(原　籍)
(住　址)

職業　姓　名印

中華民國　年　月　日

注意事項同程式第二號

程式第四號

如係採鑛呈文須具二份一呈農商總長一呈鑛務監督署長其呈農商總長者亦逕由鑛務監督署長核轉

請改正探鑛(或採鑛)鑛區呈文

原籍某處

現住某處

具呈人　姓　名

(年月日生)

爲呈請改正探鑛(或採鑛)鑛區事某前於某年月日呈請在某省某縣某鎭鄉某地名呈請試探(或開採)某鑛計鑛區若干畝業蒙批准註册第幾號在案今特遵令在某縣某鎭鄉某地名增加(或減少)鑛區若干畝合計(或減餘)若干畝理合添具鑛圖呈請核奪施行謹呈

農商總長(第幾區鑛務監督署長)

具呈人　署　名印
（原　籍）
（住　址）
代書人　職業　姓　名印
（原　籍）
（住　址）
連署人　職業　姓　名印
（原　籍）
（住　址）
職　業　姓　名印

中華民國　年　月　日

注　意

一　鑛圖須繪具四紙餘同程式第一號

程式第五號　如係採鑛呈文須具二分一呈農商總長一呈鑛務監督署長其呈農商總長者亦送由鑛務監督署長核轉

請更正鑛質名稱呈文

原籍某處
現任某處
具呈人　姓　名
（年月日生）

為呈請鑛名事某前於某年月日呈請在某省某縣某鎭鄉地名試探或開採）某鑛業豪批准註冊第幾號在案今查明確係某鑛理應更正用特添具理由書呈請
核奪施行謹呈
農商總長（第幾區鑛務監督署長）

具呈人　署　名印
（原　籍）
（住　址）
代書人　職業　姓　名印
（原　籍）
（住　址）
連署人　職業　姓　名印

中華民國　年　月　日

程式第六號

如係採鑛呈文須具二份一呈農商總長一呈鑛務監督署長其呈農商總長者亦送由鑛務監督署長核轉

探鑛（或採鑛）呈請人更換呈文

（原籍某處）
（現住某處）

具呈人（舊呈請者）姓　名

（年月日生）
（現有職業）
（原籍某處）
（現住某處）

新呈請人　姓　名

（年月日生）

爲報呈請更換事某前於某年月日呈請在某省某縣某鎮鄉某地名試探（或開採）某鑛計鑛地若干畝今原有呈請人某因何事故更換某理合連署呈報卽請鑒核謹呈

農商總長(第幾區鑛務監督署長)

舊呈請人　署　名印

新呈請人　署　名印

（原　籍）

（住　址）

代書人　職業　姓　名印

（原　籍）

（住　址）

連署人　職業　姓　名印

（原　籍）

（住　址）

職　業　姓　名印

中華民國　年　月　日

注　意

一　舊呈請人如係代表人出名須取具全體決議書或相當之文據一併呈送

餘同程式第一號

程式第七號　如係採鑛呈文須具二份一呈農商總長一呈鑛務監督署長其呈農商總長者亦送由鑛務監督署長核轉

繼承呈請探(或採)鑛呈文

具呈人　姓　名

(原籍某處)

(現住某處)

(年月日生)

爲繼承呈請探(採)鑛事某之某某前於某年月日呈請在某省某縣某鎭鄕試探(開採)某鑛計鑛地若干畝今因呈請人某業已身故(或有他故)由呈繼承理合添具證明書(或本人證明書或族間證明書等類)呈請

鑒核謹呈

農商總長(第幾區鑛務監督署長)

繼承人　姓　名印

(原　籍)

(住　址)

代書人　職業　姓　名印

中華民國　年　月　日

程式第八號

合資(或合股)探(採)鑛呈請人脫退呈文

(原籍某處)
(現住某處)
具呈人　姓　名

爲呈報呈請人脫退事某等前於某年月日呈請在某省某縣某鎭鄉某地名試探(開採)某鑛計鑛地若干畝今有呈請人某因某事(脫退之原因)脫退用特取具證明書(證明脫退之原因)呈請

鑒核謹呈

第幾區鑛務監督署長

代表人　署　名印

（原　籍）
（住　址）
代書人　職業　姓　名印

中華民國　年　月　日

程式第九號

呈文須具二份一呈農商總長一呈鑛務監督署長某呈農商總長者亦逕由鑛務監督署長核轉

請開採某鑛呈文

（現有職業）
（現籍某處）
（現住某處）
具呈人　姓　名
（年月日生）

爲呈請開採某鑛事今某在某省某縣某鎭鄉某地名發見某鑛願在該地領鑛區若干畝（如係採取河底之砂鑛則載河道延長若干里以下准此）從事開採用特添具鑛圖及鑛床說明書呈請査核施行謹呈

農商總長(第幾區鑛務監督署長)

呈請人　署　名印
(原　籍)
(住　址)
代書人　職業　姓　名印
(原　籍)
(住　址)
連署人　職業　姓　名印
(原　籍)
(住　址)
職業　姓　名印

中華民國　年　月　日

注意事項同程式第一號

程式第十號

呈文須具二份一呈農商總長一呈鑛務監督署長其呈農商總長者亦逕由鑛務監督署長核轉

訂正採鑛呈請地(或鑛區)呈文

（原籍某處）
（現住某處）

具呈人　姓　名

（年月日生）

爲呈請訂正採鑛鑛呈請地（鑛區）事某前於某年月日呈請在某省某縣某鎭鄕某地名開採某鑛計鑛地（如已批准則稱鑛區）若干畝（如已批註冊則載業蒙批准註冊第幾號在案）今願在某縣某鎭鄕某地名增加（減少）若干畝合計（或計減餘）若干畝用特添具鑛圖竝訂正理由書呈請

核奪施行謹呈

農商總長（第幾區鑛務監督署長）

呈請人（採鑛權者）署　名印

（原　籍）
（住　址）

代書人　職業　姓　名印

（原　籍）
（住　址）

連署人 職業 姓 名印
(原 籍)
(住 址)
職 業 姓 名印

中華民國 年 月 日

注 意

一 如係農商總長或鑛務監督署長命其訂正則易今願云云為今特遵令云云毋庸另具理由書

餘同程式第一號

程式第十一號 呈文須具二份一呈農商總長一呈鑛務監督署長其呈農商總長者亦送由鑛務監督署長核轉

請合併開採鑛區呈文

具呈人(採鑛權者)姓 名
(原籍某處)
(現住某處)

（年月日生）

爲呈請合併開採鑛事某於某年月日呈請在某省某縣某鎭鄕某地名開採某鑛計鑛區若干畝業蒙批准註册第幾號旋於某年月日呈請在某省某縣某鎭鄕某地名開採某鑛計鑛區若干畝亦蒙批准註册第幾號各在案今願將兩處鑛區共計若干畝合併開採用特添具鑛圖及理由書呈請

查核施行謹呈

農商總長（第幾區鑛務監督署長）

採鑛權者　署　　名印

（原　籍）

（住　址）

代書人　職業　姓　名印

（原　籍）

（住　址）

連署人　職業　姓　名印

（原　籍）
（住　址）
職　業　姓　名印

中華民國　年　月　日

注　意

一　鑛圖須繪具四紙一併呈送
二　該鑛如業經抵押註册者須添具債權之承諾書
三　有二以上之抵押權業經註册者則承諾書之外須添具各債權者之協定書
四　如係代表人呈請者須添具全體決議書或相當之文據

程式第十二號　呈文須具二份一呈農商總長一呈鑛務監督署長其呈農商總長者亦送鑛由監務督署長核轉

請分割開採鑛區呈文

具呈人（採鑛權者）姓　名
（原籍某處）、
（現住某處）

（年月日生）

爲呈請分割開採鑛區事某於某年月日呈請在某省某縣某鎭鄉某地名開採某鑛計鑛區若干畝業蒙批准註冊第幾號在案今願將原領鑛區分作二段一在某鎭鄉某地名計鑛區若干畝一在某鎭鄉某地名計鑛區若干畝用特繪具分圖添具理由書呈請

核奪施行謹呈

農商總長（第幾區鑛務監督署長）

採鑛權者　署　名印

（原　籍）

（住　址）

代書人　職業　姓　名印

（原　籍）

（住　址）

連署人　職業　姓　名印

（原　籍）

（住　址）

職　業　姓　名印

中華民國　年　月　日

注意

一　分割鑛區圖各繪具四紙一併呈送

二　該鑛如業經抵押註冊者當取具債權者之承諾書一併呈送

三　如有二以上之抵押權業經註冊者則承諾書之外更須添具各債權者之協定書呈送

四　如係代表人呈請者須添具全體決議書或相當之文據

程式第十三號　呈文須具二份一呈農商總長一呈鑛務監督署長其呈農商總長者亦送由鑛務監督署長核轉

依鑛業條例第三十五條第一項之規定請改正鑛區文

（原籍某處）

（原住某處）

具呈人採（探）鑛權者姓　名

（年月日生）

爲呈請改正鑛事某於某年月日呈請在某省某縣某鎭鄕某地名開採(試採)某鑛計鑛區若干畝業蒙

批准註冊第幾號在案今因原領鑛區內之鑛床與某府縣採鑛(探鑛)權註冊第幾號某鑛區內之未開鑛床相聯絡而鑛床互異自應改正鑛區以資開採用特繪具鑛圖鑛床說明書改正理由書竝取具鄰接鑛業權者承諾書呈請

核奪施行謹呈

農商總長(第幾區鑛務監督署長)

採(探)鑛權者署　名印

(原　籍)

(住　址)

代表人　職業　姓　名印

(原　籍)

(住　址)

連署人　職業　姓　名印

(原　籍)

（住　址）

職業　姓　名印

中華民國　年　月　日

注意

一　鑛區圖及鑛床圖各繪具四紙餘同程式第一號

程式第十四號　呈文須具二份一呈農商總長一呈鑛務監督署長其呈農商總長者亦逕由鑛務監督署長核轉

依鑛業條例第三十五條第二項之規定請增加鑛區呈文

具呈人探(採)鑛權者姓　名

（原籍某處）
（現住某處）
（年月日生）

爲呈請增加鑛區事某於某年月日呈請在某省某縣某鎮鄉某地名開採(試探)某鑛計鑛區若干畝業蒙

批准註冊第幾號在案今擬向某縣採(探)鑛權註冊第幾號開採試探)某鑛鑛區內掘進用

特繪具鑛區圖鑛床圖說並取具鄰接鑛業權者及其債權者之承諾書呈請

核奪施行謹呈

農商總長(第幾區鑛務監督署長)

採(探)鑛權者署　名印

(原　籍)

(住　址)

代書人　職業　姓　名印

(原　籍)

(住　址)

連署人　職業　姓　名印

(原　籍)

(住　址)

職　業　姓　名印

中華民國　年　月　日

注意事項同程式第十三號

審査鑛商資格規則

中華民國四年五月二十四日大總統令ヲ以テ公布セラレタル審査鑛商資格規則左ノ如シ

第一條　各省財政廳ハ鑛山ノ出願稟請ノ諸件受付タル時ハ鑛業條例ニ按照シ出願鑛業ガ諸法規ヲ遵守セルヤ否亦糾葛ノ有無等ヲ査明スルヲ除クノ外鑛業人ノ貫籍來歷及其資本金ノ充足或ハ虛僞ノ事情ノ有無ヲ切實ニ査明シ農商部ニ其詳細ヲ報告シ調査ノ資料ニ備フベシ

第二條　鑛業條例第五條規定ノ代表人ハ應サニ本規則附表樣式ニ照シ詳細ニ履歷ヲ記入シ確實ナル保證人ヲ具シ二通ヲ認メ提出スベシ

第三條　鑛業代表人ノ履歷書ハ應サニ本人ノ自筆ニテ署名スベシ調印ノ後ハ總テノ出願其他一切ノ諸願件ノ名義人タルコト

前項鑛業代表人ノ履歷書ノ後ニ合辦鑛業ノ簡明ナル履歷書ヲ添附スベシ各本人ハ自書シテ署名ヲナシ以後ノ一切ノ案件ハ須ク該合辦鑛業人半數以上署名

捺印ヲナシ其他ノ記名捺印セザル者ハ其姓名ヲ列記シ代表人ノ自筆ニテ各本人ノ記名捺印セザル理由ヲ附記スベシ前項代表人及合辦人ハ均シク習用ノ姓名ヲ連署スベシ若シ別號或ハ新ニ改名シタルモノヲ用フル時ハ須ク其原名ヲ履歷書內ニ明記スベシ尙官廳ニ於テ無届改名等ヲ發見セラレタル時ハ其出願全案ヲ取消スベシ

第四條　保證人ハ應サニ左ノ各項資格ノ一ヲ列記スベシ

一　商會會長副會長

二　資本金三萬元以上ヲ有シ曾テ農商部ニ於テ登記濟ノ會社或ハ商店ノ支配人代表人又ハ總支配人タリシモノ

前項商會、會社或ハ商店ノ鑛業代表人ハ其生長地學業地或ハ現在ノ營業地又ハ該鑛產地所在地ノ道區域內ニ在ルモノニ限ル保證ニハ保證人ノ自書記名調印アルモノヲ除クノ外其所屬商會、會社或ハ商店ノ印章ノ捺印ヲ要ス

第五條　履歷書ト保證書ハ一紙ニ聯寫スベシ

第六條　履歷書及保證書ニ虛僞アルトキハ左ノ各項ニ分別シテ處斷ス

一　登錄以前ニ於テ發見セラレタルモノハ其出願稟請ヲ取消ス

二　登錄以後ニ於テ發見セラレタル者ハ其鑛業權ヲ取消ス

第七條　財政廳ニ於テ審査ニ合格セル履歷書及保證書ニハ廳長及廳長ノ指定セル審査員一名ノ署名證明書ヲ發給スルヲ以テ之ヲ願書ニ添附シ農商部ニ提出スベシ

履歷書ヲ提出スルノ要ハ何省何道何縣何處何鑛ヲ試採掘ノ出願ニ付鑛商資格規則ヲ遵守シ履歷書及保證書ヲ添ヘ保證人連署ヲ以テ何省財政廳長宛審査ノ請求ヲナスベシ

履歷書

履

姓名		年齡		籍貫	
住址		簽名蓋印式樣			
現在職業					

合辦鑛務人	
姓名	
年齡	
籍貫	
住址	
職業	
簽名蓋章式樣	

辦業事歷

為出具保結事今結得鑛商某某願遵鑛業條例及其關係諸法律稟採(或探)某省某道某縣某處某鑛必無籍鑛招搖情事所具履歷是實須至結者

某商會(或公司商店)職務　姓　名印

某商會或公司商店圖記

中華民國　年　月　日

中華民國　年　月　日審査合格

某省財政廳廳長　某　某印
審　査　員　某　某印

小鑛業暫行條例

中華民國四年七月十一日公布セラレタル現行小鑛業暫行條例左ノ如シ

第一條　凡ソ鑛業條例施行前ニ在リテ試採掘既ニ許可ノ石炭鑛區二百七十畝ニ滿タザル者及其他ノ各鑛區五十畝ニ滿タザルモノハ均シク小鑛トナシ本條例ノ規定ヲ適用ス

第二條　前條小鑛ノ鑛業權ハ本條例公布後一箇年内ニ該管財政廳ニ赴キ書換登錄ヲ稟請スベシ

前項ノ小鑛許可證ハ農商部ヨリ發給シ各財政廳捺印シテ轉交ス

第三條　前條小鑛ノ許可證有效期間ハ登錄ノ日ヨリ起算シ滿三箇年トス但シ滿期前ニ於テ期間延期ノ稟請ヲナスコトヲ得

第四條　小鑛ハ外人ト合辨或ハ外國ノ資本ヲ借入ルルコトヲ得ズ

第五條　小鑛許可證ノ換給ヲ稟請スル者ハ左記各項ノ登記手數料ヲ上納スルモノトス

甲　石炭鑛區

一　五十畝ニ滿タザル者　洋銀二十元

二　五十畝以上百畝以下　洋銀四十元

三　百畝以上二百畝以下　洋銀六十元

四　二百畝以上二百七十畝以下　洋銀八十元

乙　其他各鑛鑛區

一　二十畝ニ滿タザル者　洋銀二十元

二　二十畝以上三十畝以下　洋銀四十元

三　三十畝以上四十畝以下　洋銀六十元

四　四十畝以上五十畝以下　洋銀八十元

第六條　鑛業條例第七十八條第七十九條第十條第八十一條第八十二條第八十三

條ノ規定ハ均シク小鑛ニ之レヲ適用ス

第七條　小鑛業人ハ縣知事之レヲ查明シ品行方正ナルモノヲ合格者トナシ鑛商資格審查ノ規定ヲ之レニ適用セズ

第八條　本條例ハ公布ノ日ヨリ之レヲ施行ス

吉林省小鑛業暫行條例

中華民國六年九月十二日發布セラレタル吉林省小鑛業暫行條例左ノ如シ

第一條　凡テ民國六年九月三十日以前ニ各縣知事ノ查問ヲ經テ旣ニ採掘ヲ開始シタル各石炭鑛鑛區ノ二百七十畝ニ滿タザルモノ其他各鑛區ノ五十畝ニ滿タザル者ハ均シク小鑛ト稱シ本條例ノ規定ヲ適用シ其從來採掘ヲ開始セザル各鑛ハ此條例ヲ援引スルヲ得ズ

第二條　前條小鑛ノ採掘人ハ本年九月三十日以前ニ當財政廳ニ登記ヲ出願シ認可狀ヲ領スベシ

前項小鑛認可狀ノ有效期間ハ登記ノ日ヨリ起算シ三箇年ト爲ス

但シ滿期前ニ延期ヲ出願スルコトヲ得

第三條　小鑛ハ外人ト合資或ハ外國ノ資本ヲ借入ルルコトヲ得ズ

第四條　小鑛認可書ノ換給ヲ出願スル者ハ左ノ各項ニ依リ登記料ヲ上納スベシ

甲　炭鑛

一　五十畝未滿ノモノ　二十元
二　五十畝以上百畝以下　四十元
三　百畝以上二百畝以下　六十元
四　二百畝以上二百七十畝以下　八十元

乙　其他ノ各鑛

一　二十畝未滿ノモノ　二十元
二　二十畝以上三十畝以下　四十元
三　三十畝以上四十畝以下　六十元
四　四十畝以上五十畝以下　八十元

第五條　鑛業條例第七十八條第七十九條第八十二條第八十三條ノ規定ハ小鑛ニ

於テモ之レヲ適用ス

第六條　小鑛稅ハ吉林省從來ノ章程ニ依リテ納稅スヘシ當財政廳ハ新定ノ許可受領ノ各鑛納稅章程ヲ援引スルヲ得ズ此新章程ハ技術員ニ於テ定期調査報告書內ニ除外例トス

第七條　小鑛商ハ縣知事或ハ國稅局長縣知事ト會同シ或ハ商會ヨリ知事ニ轉請シ品行方正ナル事ヲ査明シ保證書ヲ出シ始メテ合格ス

第八條　本條例ハ公布ノ日ヨリ之レヲ施行ス

黑龍江省金鑛單行章程

中華民國五年五月公布セラレタル黑龍江省金鑛單行章程左ノ如シ

第一章　總則

第一條　本章程ハ鑛業條例及鑛業條例施行細則ニ依リ本省ノ特別情況ヲ參酌シテ規定ト爲ス

第二條　探鑛採掘及其附屬事業ヲ鑛業ト爲ス探鑛權及採掘權ヲ鑛業權ト爲ス（探

鑛ハ原文ニ礦苗トアリ是ハ砂金層ノ探鑛ニノミ使用ス)

第三條 中華民國人民或ハ中華民國ノ法律ニ依テ成立セル法人ハ本章程及鑛業條例ニ依テ鑛業權ヲ取得スルコトヲ得

第四條 二人以上ノ合辦鑛業或ハ合辦鑛業ヲ呈請セントスル時ハ一人ノ代表者ヲ推定シ並ニ巡按使ニ稟報スベシ若シ其稟報ヲ爲サザル者ハ巡按使ヨリ一人ヲ指定シ之レニ充ツ

前項合辦鑛業者或ハ合辦鑛業ヲ稟請スル者ハ共同契約ヲ締結スベシ

第五條 鑛業權ヲ稟請スル者ハ土地所有權者ト否トニ論ナク其稟請先ニアルモノ優先シテ鑛業權ヲ取得ス

第二章　鑛　區

第六條 鑛業權者政府ノ許可ヲ受ケ探鑛採掘ノ土地區域ヲ鑛區ト爲ス

第七條 鑛區ノ境界ハ直線ヲ以テ之レヲ定ム地下探鑛ノ境界ハ地面ニ於テ割定ノ境界線ノ直下ヲ限リト爲ス

第八條 鑛區面積ハ方里及畝數ヲ以テ計算ス六十方丈ヲ一畝ト爲シ五百四十畝

ヲ以テ一方里ト爲ス

第九條　鑛區ハ五十畝以上五方里以下ヲ以テ限リト爲ス

前項ノ規定若シ特別ノ事情ニ因リ巡按使必要ト認メタル時ハ農商總長ニ稟申シ之レガ增減ヲ爲スコトヲ得

第十條　一鑛區內ニ二以上ノ鑛業權ノ設定ヲナスコトヲ得ズ但第二十五條ノ事項アルモノハ此限リニアラズ

第十一條　凡ソ鑛區外ニ在リテ排水通氣運搬ノ爲メ坑道ヲ開鑿セントスルトキハ鑛區ヲ以テ論ゼズ須ラク巡按使ノ許可ヲ經ベシ

第三章　鑛　業　權

第十二條　鑛業權ハ物件ト看做シ不動產ニ關スル諸法律ノ規定ヲ準用ス但シ同一鑛區內ノ鑛業權及其他ノ物權同一人ニ歸スル時ハ其ノ他ノ物權ハ依然トシテ存在ス

第十三條　鑛業權ハ分割スルヲ得ズ

第十四條　鑛業ハ相續讓與滯納處分及强制執行ノ目的タルノ外權利ノ目的タル

ヲ得ズ但シ採掘權ハ抵當ノ目的トナルコトヲ得

第十五條　左ニ列記スル事項ハ巡按使公署ニ登錄ノ申請ヲ爲スベシ但シ鑛業權ノ行使ガ制限ヲ受ケタルトキハ廢業ノ登錄ヲナスヲ得ズ

一　鑛業權ノ設定變更移轉消滅並ニ行使ノ制限

二　鑛業ヲ抵當ト爲ストキ其抵當權ノ設立變更移轉消滅及制限

三　共同鑛業權者ノ脫退

第十六條　前條登錄ニ關シテハ鑛業登錄條例ニ依テ辦理ス但シ本省純粹ノ官營鑛業ハ其登錄稅ヲ免除ス

第十七條　採鑛ヲ爲サントスルモノハ願書ニ鑛區圖保證書ヲ添ヘ巡按使ニ申請シ其許可證ノ發給ヲ受クベシ採鑛許可證發給ノ時ハ隨時農商部ニ咨報スベシ

第十八條　稟請ノ採鑛鑛區圖ハ左記事項ヲ詳細列記スベシ

一　溝名

二　附近ノ村屯

三　入溝ノ道路

四　治縣所在地ヘノ距離及方向

第十九條　採鑛ノ期限ハ半箇年ヲ以テ限リトシ地點ハ一溝ヲ以テ限リトナス

第二十條　採鑛ノ時得タル鑛物ハ須ラク巡按使ノ許可ヲ得賣買或ハ消費スルコトヲ得並ニ本章程ニ依テ納稅スベシ

第二十一條　凡ソ採掘セントス欲スルモノハ願書並ニ圖說保證書ヲ附シ巡按使ニ禀申シ農商總長ヨリ採掘許可證ノ發給ヲ受クベシ仍ホ巡按使ノ登錄ヲ受ルモノトス

前項保證人ハ資本一萬圓以上ヲ有シ曾テ商會及登錄ヲ受ケタル會社或商舖ノ支配人若シクハ代表人タル資格アルモノトス

第二十二條　採鑛ノ圖說ハ應サニ鑛業條例施行細則ニ依照シ辦理ス

前項ノ鑛區圖ハ鑛區ノ大小ヲ見比例尺ノ大小ヲ定メ一萬分ヨリ五萬分ノ一ニ至リテ度ト爲ス

第二十三條　鑛業出願者ハ其名義ヲ變更スルコトヲ得但シ巡按使ノ許可ヲ經ルニアラザレバ其效力ヲ生ゼズ

第二十四條　鑛業出願人ノ具スル所ノ圖說若シ不完備ノ點アルトキハ巡按使ハ一定ノ期限ヲ定メ其更正或ハ添補ヲ命ズルコトヲ得若シ期限ヲ經過シ尙ホ更正添補等ノ手續ヲ爲サザレバ之レヲ取消ス

第二十五條　鑛床ノ位置形狀ニ依リ隣接セル他人ノ鑛區ニ掘進ノ必要アル時ハ隣接鑛業權者ト協商シ其承諾書ヲ得巡按使ヲ經テ鑛區ノ增改ヲ稟請シ若シ前項ノ事情ニ因ラズシテ隣接鑛區ニ掘進セントスルトキハ隣接鑛業權者ノ承諾書ヲ受クルノ外若シ抵當權者アルトキハ均シク其承諾書ヲ得テ之レヲ添附スベシ

第二十六條　探鑛出願地他人ノ已ニ領スル所ノ鑛區ト相重複スル部分ハ許可スルヲ得ズ

第二十七條　採掘出願ノ地他人已ニ領スル所ノ鑛區ト相重複スルトキハ其重複スル部分ハ許可スルヲ得ズ

第二十八條　探鑛出願地ト他人ノ探鑛出願地ト相重複スルトキハ應サニ先ニ稟請セル者ヲ以テ有效トナス採掘出願地ハ他人ノ採掘出願地ト重複スルモノハ

應サニ先ニ稟請セル者ヲ以テ有效トナス
採掘出願地ト他人ノ採鑛出願地ト重複スルモノハ應サニ稟請先キトアルモノヲ以テ有效ト爲ス若シ出願同時ナル時ハ巡按使ハ期限ヲ指定シテ各出願人ニ命令シ協商ノ上更ニ稟請セシム各出願人尙ホ未ダ前項ノ稟請ヲナサザルトキハ應サニ抽籤方法ヲ以テ優先權者ヲ決定ス
第二十九條　採掘鑛區ノ增減合併分割及其他變更ノ事項ハ應サニ巡按使ヲ經テ農商部ノ許可ヲ得登錄ヲ受ケテ後始メテ效力ヲ生ズ
第三十條　採鑛權者ハ應サニ鑛業簿及鑛工名簿ヲ備ヘ鑛業簿ニハ鑛物ノ採取高販賣高販賣價格採鑛日數及工數等ヲ詳細記入シ鑛工名簿ニハ鑛夫ノ姓名年齡貫籍履歷工作種類及雇傭方法等ヲ詳細記載スベシ
前項鑛業簿及鑛工名簿ハ巡按使ニ於テ必要ト認メタル時ハ隨時署員ヲ派シテ檢査ヲ行フ鑛業權者ハ每年一月七月ニ前六箇月間ノ鑛業簿及鑛工名簿一部ヲ抄寫シ一箇月以內ニ巡按使ニ提出シ其檢査ニ備フ
第三十一條　鑛業權者ニハ左記各項ノ一ニ相當スルトキハ其鑛業權ハ應サニ取

消サルベシ

一　登記一年後正當ノ理由ナクシテ開工セズ或ハ中途ニテ停工一年以上ニ及ブモノ

二　鑛業ガ公益ニ害アル者

三　施工計畫ニ依ラズシテ施工スル者

四　期限ヲ經過シテ鑛稅ヲ納付セザル者

五　錯誤ニ因テ許可セルモノ

第三十二條　鑛業權者ハ鑛業權ヲ以テ抵當權トナストキハ應サニ左記各項ノ規定ニ依ルベシ

一　鑛業權ヲ以テ抵當トナシ借債ヲ作サントスルトキハ巡按使ヲ經テ農商部ノ許可ヲ得ルニ非ラザレバ其效力ヲ生ゼズ

二　鑛業權已ニ抵當トナリタル後鑛業權者ハ鑛區ノ分割合併減少或ハ增加ヲナサントスルトキハ債權者ノ承諾或ハ各債權者ト協定スベシ

三　鑛業權ノ取消ヲ受ケ或ハ自ラ廢業ヲ行ハントシテ登記ノ出願ヲ爲シタル

時ハ巡按使ハ應サニ受抵ノ債權者ニ通知スベシ該債權者ハ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日ヲ限リ巡按使ニ稟請シ其鑛業權ノ競賣ヲ爲スコトヲ得但シ第三十一條第二款及第五款ノ事情ニ因テ取消スモノハ此限ニアラズ

四　賣却或ハ競賣手續未了期間內ニ於テハ其鑛業權ハ賣却或ハ競賣ノ目的ノ範圍內ニ於テ仍ホ存續スルモノト看做ス

五　鑛業賣却ノ取得金ハ其費用ヲ控除シ並ニ債務及利息ヲ還償シ其剩餘ハ原鑛業權者ニ交付ス

六　買受人ハ應サニ本章程第三條ノ規定ニ依リ其取得ノ鑛業權ハ前鑛業權取消登記ノ日ヨリ其權利確定ス

第三十三條　鑛業權ノ取消ヲ受ケ或ハ自ラ廢業ヲ爲シタル後其鑛業權者自ラ其鑛業ノ處分ヲ行フ時ハ前條第四款第五款及第六款ノ規定ヲ準用ス

第三十四條　探鑛或ハ採掘ヲ稟請スル時ハ吏員ヲ派シ實地踏査ヲ爲サシムルコトアルベシ此場合ニ於ケル所用一切ノ費用ハ應サニ出願人ノ負擔トスベシ

第三十五條　隣接鑛業權者及其利害關係人間ニ於テ偶、事故ヲ生ジタル時ハ巡按

使ニ呈シテ吏員ヲ派シ出張踏査ヲ請フコトヲ得但シ其費用ハ出願人ノ負擔トス

第四章　鑛　稅

第三十六條　鑛產稅ノ稅額左ノ如シ

甲　大溜ハ產金總額ニ按ジ平均百分ノ五ヲ徵收ス(溜ハ班ノ意味ニシテ大溜ハ四五十人トス)

乙　小溜ハ鑛工人數ニ按ジ每人每月徵金ノ內一ゾロトニック(露貨)ヲ徵收ス(小溜ハ小班ヲ云フ)

第三十七條　前項鑛產稅ハ鑛夫ニ由リ月ヲ按ジテ上納セシム

第三十八條　第三十六條甲乙兩項ノ鑛稅ハ本省純粹ノ官營ニハ之レヲ免除ス

第三十九條　鑛業ヲ商營シ鑛產稅ヲ納付スルモノノ外金貨ノ所得稅百分ノ二十ヲ納付スベシ

第四十條　商辦各鑛ノ貨物ハ徵收局章程ニ依リ鑛廠ニ到著後納稅セシムベシ同稅ハ重徵セズ

第四十一條　鑛業權者ニハ暫ク鑛區稅ヲ免除ス

第四十二條　鑛業出願ノ公費ニ關シテハ鑛業條例施行細則ニ依テ上納スルモノトス

第四十三條　探鑛出願人ハ應サニ探鑛許可費三十圓ヲ上納シ其登記料ヲ免除ス

第五章　附　則

第四十四條　鑛業ノ用地訴願訴訟及罰則ニ關シテハ均シク鑛業條例鑛業條例施行細則ニ依テ辦理シ鑛業警察官ハ鑛業ニ在リテハ仍ホ舊章ニ照シ鑛業ヲ保護シ鑛場警察局所定ノ章程ニ照シ辦理スベシ

第四十五條　凡ソ金鑛ヲ辦理シ其鑛產總價格十五萬圓ヲ超ユルモノハ農商部獎勵規則ヲ準用シテ其獎勵ヲ申請シ其特別ノ成績アルモノハ巡按使ヨリ優獎ヲ奏請ス

第四十六條　本章程ハ奏准ノ日ヨリ施行ス

第四十七條　本章若シ未ダ盡サザル事故及改正ヲ行フトコロアルトキハ隨時修正ヲ奏准施行スルコトヲ得

三、滿洲の地質

北滿洲　北滿洲を流るる額爾古納河とシルカ河の會流する所は黑龍江にして、其の黑龍江の上流より額爾古納河口に至るの間、即ち大興安嶺山脈を橫斷する黑龍江の沿岸は、其の或る部分は花崗岩を露出しつつあり、數次石英脈に貫かるるを見。他の或る一部分は硅石、硅酸鹽岩露出して表面に於て處々風化の痕跡を見る。若し其れ進んで額爾古納河口の下流に至らんか、右岸より漸次左岸に於て時として粘土剝石を交錯しつつ一帶に石英の砂岩を表出せるが、處によりては此等の元質は四十五度の角度に至るまで陷落せる破滅甚だしき碎片を露はせり。然も此等の砂石は一樣ならず、或は黑色の角閃石を含みて綠色を帶ぶるものあり、或は鮮明ならざる木株の印形を包有して且つ海草の印形ありて量積の大なる粘土質板石を交ふるものあり、此等の植物の遺物たる組み合せを見るに、蓋し海洋時代に於ける沈澱物なるべしといふ。其等の沈澱物は灰色の石炭層と共に黑龍江々流に伴ひ蜿蜒してケエスキーイワ驛に及び、綠色の彩色ある砂土を表出す▼黑●龍●

江の谷地　オクギナ驛の上流たる黑龍江の谷地は突兀たる結晶質岩及び變形岩にして、不透明なる灰色の石英及び稍、黑色或は稍、綠色の角閃石を見るが、オノン河口に至るまでは、所々に於て水成岩を見ると雖も、其の下流は砂岩、礫岩、若しくは板岩等を見ることなしといふ。黑龍江の左岸は水成岩より成り、ツアガヤン山は白黃の砂石を混じ、石炭の二重薄層を包有する粘土質水成岩を交ふ、此れ等の水成岩は第三世紀層に屬するものにして、黑龍江の流れに從ひ、處々右岸の滿洲地帶に表出せりとなり。其のツアガヤン山に對する右岸には雲母の磐石あり。更らに下流に至れば石黃脈絡に依りて、截斷せらるる雲母の板石あり、又、ゴカン河の下流に至れば右岸には暗綠色に或は灰色に彩どられたる細微粒狀の結晶せる板石ありて絕壁の河上に直立するを見、處々に角閃石の結晶物あり、且つ石英脈及び其の巣洞を有す。更らに下流に至れば右岸には雲母の板石層を包有する粒狀の石英を露出せり。次ぎにイリカンよりゼーヤの會流點に至るまでの黑龍江岸には謂ゆる火成岩層をば處々に交ふるを見れども、多くは水成岩層たり、其等の水成岩層中には唯、ウルスモダンの下流三十露里に玄武岩を表出し他は皆黑色斑岩及び斑

石を交ふ、黑色斑岩は或は堅固なるものあり、或は柔軟なるものあり、其の色亦區々にして一樣ならず。次にウルスモダンよりゼーヤ河口に至る水成岩層中には長石及び角閃石の結晶たる閃綠岩及び閃綠斑岩とす、又、ウルス、モダンの下流なる十八露里には靑色なる雲母と石英の混合物あり、三十四露里に至れば微分子より成る灰色の花崗岩あり、其れより下流に至れば破壞せる薄片の硅斑岩とす。次にゼーヤ及びブレーヤ兩河間卽ち黑龍江の右岸は或は火成岩層あり、或は砂礫質及び粘土質より成る第三期層に屬する水成岩層とす、其の粘土質には粘土質生鐵の層を包有し、或は炭化したる植物質若しくは三呎餘の深厚を有する灰色の石炭層とす。其の鐵鑛の色は灰色にして或は稍〻赤灰色を帶ぶるものあり、また、其の火成岩層中に在りては花崗石第一位を占めウダカン及びブレーヤ兩河間は全く之れを以つて充塞せらる、此等の地方に於ける花崗石は極めて細微の結晶粒より成り、其の構成單調にしてブレーヤ河口の上流三十五露里は是れ亦全く之れを以つて充塞さる。其の他ゼーヤ河口附近は雲母粘土質板岩を含める暗灰色にして然も堅固なる石英及び暗靑なる灰色を帶べる骨角𤭯岩を見る、ウダガン河の上流には石

理緻密なる花崗石は變じて細微の結晶粒より成れる暗黑色の石英となれり。次にブレーヤ河口及びバシコーウイ邑間即ちブレーヤ河口より黑龍江の下流十二露里は第三紀層に屬し、累々たる巖石にして石炭層を包有せり、即ち此等の巖石よりなる紀層の下には二呎乃至三呎の深厚なる灰色炭の層を有し、其の石炭には、或は暗松脂色なるあり、暗灰色なるあり、色澤脂色を帶ぶるものあり。或は全く之れなきものあり、破壞面平等なるあり、左れど堅度は著しからず、而して灰色の粘土質板岩の下に在りて饒多なる石英、雲母及び青色石英を保有する黃灰色の強固にして薄き粘土層の其の下層を成せるを見る。次にバシコーオ邑よりエカテリノニコリスク驛間の黑龍江は山脈の間を貫流せるが、其の露領よりするものはブレースキー山と聯絡すべきラゴアル山脈にして、滿洲方面より來るものは小興安嶺なり、此等の山脈の中堅即ち黑龍江を横斷するものは、處によりては石墨、石英を含蓄する花崗片麻岩にして、多くは白、黃、薄赤色の長石、灰黑色の雲母なり。此中央の兩側はバシコーウ邑の方角に向つても、エカテリノニコリスク方面に向つても、石英の脈絡同様に横貫し、チャルプクチ河口の下には山巓を包括せり、又、バシコーオ邑及び

シャクサハタ山の間には斑石殊に多く、バシゴーオ邑の附近には其の風化したるもの各所に散在せり。次にエカテリノニコリスク驛よりハバロスク市間は、黒龍江の谷地甚だ廣漠にして、滿洲の山嶽は河岸に近接する甚だ少なく、從つて其の脈層を露出するが如きは稀れなり、左れど其の著しきものはガイセ河口の對岸なる變形岩にして、河床より露出し終にホルロウカ山をなせり、此等の巖石は滑石片岩にして、其の下流七露里に至れば、綠泥片岩となる。之れを要するに黒龍江右岸の地質は結晶石脈層をなせる火成岩及び水成岩が重もなるものにして、其の水成岩たるや最古の組成に係かるもの多く、種々の變化せる板岩にして種々の溶解沈澱物の固結してなれる第三紀層に屬す、此等の地方に於ける礦物は建築材の外、灰色炭粘土、灰色生鐵及び粘土等とす

▼松花江の谷地　松花江の河口の其の右方面の山脈は甚だ規則正き片形を有する砂質石灰質の水成岩より成り、地質學上何等特殊の顯著なるものあらず、唯其の上流は粘土質剝石即ち磐石と粗大なる石理の花崗石あり、又、伯都納の上流五十露里の地は斷崖水流に洗滌せられたるものにして、種種の色を有する粘土磐岩なるが、脈層は甚だ薄く二呎に滿たずして、大部分は一呎

內外なり、而して三乃至五度の角度を以つて南方に傾斜せり、更らに伯都納の上流百二十露里の地に至れば、砂石を以つて區分せらるる暗赤色の粘土磐石にして、容易に雨に依りて破壞さるるを見る▼大●小●興●安●嶺　以北黑龍江の大興安嶺を見るに、其西側斜面は火山を以つて圍繞せらるるが、ガン河の谷地にある火山は其の北斜面全く爆裂せざる浮泛物及び石、礫、砂の堆積せるものなり、蓋し此火山はガン河谷地の水成岩層構成後出來したるものなるべしといふ、千八百九十五年露國技師の調査によれば、海拉爾附近には玄武岩よりなる圓錐形、圓屋頂狀の火山が戈壁の平原及び大興安嶺の西南斜面の境界を組成する砂土的丘陵中に處々散見せり、此等の火山は十乃至十二サージンより三十サージンの高さを有する砂丘の上に存在すと報告せり、此火山は蓋し北方に散在する火山と其の種を同うするものなり、又、ガン河の沿岸は粘土磐石なれども、グユイリ河岸には種々の色澤を有する大理石ありといふ。次に嫩河の上流の谷地にウユンホルドンギの丘陵即ち九箇の丘陵あり、清語ルーユシャン(北山の意)と稱す、硫黄礦を以て充塞さる。此地附近に於てはオリウイン即ち黃青色の綠玉及び諸種の火熔石を含み、又、石理粗漏なる玄武

岩より成れる幾多の圓錐狀の丘陵あるを見るとなり。次に大興安嶺の中部を記さんに、フフウラ山に近付くに從ひ、沖積地は漸次磐石及び黑斑石、骨角蠻石を交ふる石英となり、終に斑岩、石英斑岩となれり、墨爾根河は上流に至るに從ひ斑岩減退し、其の他、左岸一帶の地は粘狀の砂石撒布し、墨爾根、海拉爾兩河間一帶の地を充塞するも、右岸の地は最近の浮泛物を以つて充塞さる、墨爾根、ゲネカ兩河一帶、海拉爾河の右岸は內地に向つて延亙せる板石の著しく集彙せるを見る、此等の板石は處に依りては其の河流に達すと雖、又、處に依りては其の谷地より流域左岸の大部を占領する最新沖積地に從つて區別せらる、ジャドゥレ河の附近、海拉爾河の左岸には花崗岩、閃綠岩露出す、左れど之れは唯、河邊附近の短距離なり。ジャドゥン河谷地の沖積地は唯、海拉爾河に灌漑する附近に撒布するにすぎずして其の他は兩岸黑色斑岩となり、ウヌルゴル河よりフフウラ山に至る間に至れば砂礫、板岩、石英に變せり、此等の岩石はウヌルゴラ河の兩岸に在りて其の谷地の沖積地其の上流地に擴張す、ウヌルゴラ河の支流ウルシ河は其の河口附近に花崗岩、閃綠岩の主軸より成る山脈にて橫斷せらるるも、其の上流はトラヒット(橄欖岩ならん？)玄武岩に

よりて占有せらるる平原を流る、ウルシ、雅爾雨河の分水嶺は花崗岩閃綠岩より成り、就中、雅爾の沿岸は一部分は斑岩より成る、フキンゴーラ河の兩岸も亦同上の諸岩より成れるも、獨り、ヨアンゴール河の沿岸は專ら斑岩なりとす、其のヨアンゴール河と齊々哈爾との間の廣漠なる地方は、最初は最古の沖積地なりしも漸次に最近の沖積地となり、齊々哈爾附近に至れば粒狀の砂石地と化せり。　次に烏蘇里江と、ゴウダオリンジ山脈間の地質は東南部ワンルンゴー山脈に於ては、最古時代の片麻岩及び結晶せる灰石配布し、一方は西北ジウアンジゴウに擴がりて老爺嶺山脈を組成し、他方は東北に展開して小綏芬谷地の兩岸なる小嶺を形成す、之れと共に、シリンヘ河の上流太平嶺山脈及びマツヨ河の右岸に聳ゆる丘陵に連亙せり、又、巴道河子河谷地の山頂シリン河谷地の中部及び穆稜河の左岸リユウモーザ河口に粘土質水成岩、砂礫質水成岩あり

▼**長白山脈**　某踏査家の說によれば長白山脈の一部を構成する石灰質は老爺嶺山脈に於ける結晶灰石と同種類のものなりといふ、其の他、露國技師の報告によれば火成岩層の羅布せるものとして巴道河子河の中流には斑石、シヤン河の下流の左岸にはデアオバージ(デオリト)、太平嶺の山道

附近には玄武岩、其の東側斜面には斑岩、布米河の西岸には當初はデアオバージ(デオリト)下流は花崗岩、閃綠岩、ハレーニ河の右岸ヤオリンジ山脈の西側斜面の山麓には玄武岩、チャンリンジ山にはデアオバージ(デオリト)而してビヨンザ(ビヤンジ)及びビヨローザ(ビヤンロージ)兩河間にある其の支脈には玄武岩の山嶺起伏せりとのことなり。

南滿洲 奉天省に於ける地質は固より一樣ならず、種々の元質より組成さる、今其の大要を揭ぐれば左の如し。

(一)片麻岩及び花崗片麻岩

遼東半島西岸の片麻岩は雲母片麻岩にして、薄赤色のものは甚だ少なく、多くは白灰色なり、加里雲母を含有するは甚だ稀れなれど均等にして石理緻密なる長石正長石、マグネシヤ、雲母より成る、石英も亦然り。次に老孤山の附近は卽ち遼東南岸に於ける丘陵地の花崗片麻岩はマグネシヤ、雲母の外、加里雲母を包含し、老孤山の北方には花崗岩、綠泥岩等貫通せり。次に太子河の片麻岩はマグネシヤ、雲母、石英を含めり。

(二)　黑色石英及び閃板岩

最も多く配布せられたるは奉天の東南地方五十露里の廣さに於て集彙し更らに奉天の谷地を包括する地方に集彙せり。其の豐沃なる地方は黑色石英の賜物なれど、然も是れ單に石英のみを包括するにあらず粘土をも混交せり。

(三)　大孤山の山彙

大孤山の石英は稍〻黃色と稍〻白色とに著色せる堅固なる層脈なり、此等の石英は前述せる黑色石英の如く圓形の形狀と異なり、尖端的巖石狀をなせり、此等は他の沖積地より表出すること往々にしてあり。次に粘土質板岩、粘土質雲母、板岩、結晶的灰石等の元質の石英と密接に相結合せるあり、左れど結晶的灰石の配布は甚だ制限せられ、昌圖の南方なる塔河沿岸に於て石英と混合せり、此等の岩層は花崗斑岩層によりて橫貫さる、又、靉河の支流なる巴道河の沿岸には花崗岩によりて橫貫せられたる灰石存在せり。次に浪子山より、賽馬集に至り、賽馬集より東方一帶には、大孤山の山彙中に於て最も多く石英を配置せられ、其の狀態は疑ひもなく幼稚なる片麻岩なり、又、太子河に於ても片麻岩の橫はるを見ること前述の如し。

(四) 朝鮮花崗斑岩

火成岩に屬する朝鮮花崗斑岩は漸次幼稚なる大孤山山彙の上部に表現して此等の山彙を横貫せり、從つて此地方に於ける丘陵の尖端的外部の形骸をなせり、閃綠岩及びポルヒリットを混包せり。此等の諸岩は一部分は花崗岩によりて貫通し、一部分は他の岩石によりて貫通し、其の表面に露出する巖石は皆相並立するも、多くは破壊せられ、破壊されたる片塊によりて相輻輳すると共に、甚だ嶮峻なる形態によりて配置さるるを見る。

(五) 支那的構造

該岩層はチリーロビート層の上部に在り、瑞西のケハビー系と相似たり、唯、支那的構造は直接に下、基礎岩の上に横はるに拘らず、カンブリー系に關する歐羅巴及亞米利加を組成するものよりは遙かに時代を經過したるものなり、此等支那的構造の下層は往々斷片的にして海底の不平等なるを證明す、左れど其上層は一様なり。以上山彙の全厚深は一萬二千乃至二百呎にして左の諸種に屬す。

(A) 褐色石英の砂石は直接板岩或は花崗岩の上に在り、遼東の西岸及び南岸の多

くの場所に之れあるを見る。(B)堅固なる石英の砂石及び火石の結合物は粘土砂石層と相錯綜せり、渤海灣中に在る島嶼の大部分に之れあるを見る。(イ)該結合物には灰石を保有する諸岩石を包含す、卽ち小隙ある火石の灰石、隙穴及び上層には雲母石を以つて充さる(ロ)砂岩石灰石は建築材に使用することを得(ハ)第一帶球形の灰石は第三期下層の灰石より分離したる圓形の區分よりなる故に又之れを球形と稱せり(ニ)賽馬集灰石は其の表面稍〻綠色を含み薄葉なる灰石層と參差せり、(ホ)球形灰石の上帶、(ヘ)諸殼層よりなる灰石の一組は大凡千呎の厚深あり。此等支那的構造の岩層は營口、アダム灣の北岸に在る五河水、貔子窩間及び貔子窩と大孤山間及び賽馬集附近にあり。

(六) 前者によりて貫徹さるる綠石層

(七) 石炭灰石

石炭灰石は其の內部灰色なれども上層は白灰色に著色せられ、五河水及び本溪湖に在り。

(八) 石炭を包含せる砂石其他

石炭を包含せる砂石及び板石の横はる石炭素の生産層は角石を含み又石炭床を包有し、五河水及び賽馬集の附近にあり。

(九) 最古層

本溪湖附近に於けるポルヒリト及びポルヒリトの粘合凝灰石及び赤砂等の諸地質によりて、最古層は終結さる。

(十) 遼河の谷地及び復州附近に於ける玄武岩。

(十一) 河谷に於ける浮泛物、結晶せる板石及び花崗石中の平低地に於ける南海岸の多くの場所にある泥炭地。

次に南滿洲に於ける西部即ち遼西の地質を記さんに、遼西に於ける最古層は遼東半島の如く片麻岩露出し、又之れと同時に數次角閃岩の板石を見るなり、花崗岩は甚だ夥多なるも片麻岩よりは遙かに後時代のものに屬せり、又、支那的構造の岩層は此地方には甚だ稀薄なり。

石炭礦は露出して島嶼の如く普通石炭の外、アントラット(硬堅石炭)を包有す、遼東より區分したる處、斑岩が朝鮮花崗岩と包合せる地方は、奎山嶽獨立的に組織せ

られ、ポルヒリット(斑岩の如く長石及び正長石より成り紫色の斑點を有す)、黑色斑岩、アウギト斑岩を包有せり(大凌河と山海關との間)。

金鑛は主として河流の谷地にあり、左れど其の採集に從事せる處は高麗門及び賽馬集間の如く農耕に適せざる所に多し、又遼東の谷地に於ける有ゆる河域には結晶せる板石の間に金鑛あり、左れど其の包含多量ならず。

鐵礦はマグネシヤ鐵礦、灰色生鐵、粘土鐵、方解石として諸方に散在せり、灰色の鐵礦及鐵方解石は蓄炭層に包含し、五河水小甸子の附近、及び賽馬集の西南五十淸里のグン山、ディスン山に在り、グン山、ディスン山には灰色の鐵礦はマグネシヤ鐵礦と共に混合せり、五河水、營口間に横はれるマーチヤン村には多量の鐵及び滿俺を包有せる砂土あり、賽馬集及び本溪湖に存在するマグネシヤ鐵礦には沈澱物と共に朝鮮花崗岩に接觸して存在せり。其のマグネシヤ鐵礦層は板石に結合せる砂石狀にして、本溪湖の南三十露里にあり。

南滿洲に於て最も多く配布せらるる有益なる礦物は石炭にして、其包含せる地層甚だ多し、其の石炭の深厚は三乃至十二呎にして、幾多の水平面に横はり石炭は

殼狀の碎片を有せり、石炭礦區は制限せられざる廣き土地に在り、五河水地方の開鑿せられたる處には粘土鐵の數量著しく露出せり。賽馬集附近に於ける石炭層は斑岩と結合して存在する石英と共に横はれり、此等の石炭層の上には支那的構造横はり左の如く下より上に順序す。

(一) 角石、白色結晶的粒狀の灰石の地層。
(二) 墨色斑岩層。
(三) 球形半結晶せる灰石。
(四) 黑色斑岩及び其の他を包含せる結晶せざる板狀の灰石。
(五) 灰色薄層の灰石。
(六) 雲母石を包有せる粒狀の灰石。

該地層に於ける石炭は一部は輕くして純潔なるも、一部は重くして他の種々なる混合物あり、此等はコークスに燃燒せり。賽馬集の西北二支里にカンブリカン層の上部に在る石炭層あり。第三含炭層は靉河の支流、巴道河岸、賽馬集の南二十支里にあり、含炭層は此地方に於ては甚だしき有孔の石英層上にあり、含炭層中の

植物の遺留物は該石炭層を精査せし人によりて考究せられたるが、該含炭層の石炭は比較的良好ならずとなり。又、小甸子附近に於ける含炭層は支那的構造の上部にある灰石の中にあり、深厚なる特異の配置によりて組成さる、其の最上層は暗褐色を帯び種々の化石を含めり、含炭層には灰色及び褐色の粘土鐵礦あり。該含炭層に於ける石炭は其の扁平なる碎破面は光澤を帯び重量比較的輕少にして燃燒するや甚だしき黑煙あり。

此等の地方には石炭の外に硫酸鐵に製造すべき硫化礦あり、又、太子河、渾河の沿岸は粘土板岩、石英、朝鮮花崗斑岩、支那的構造及び含炭層によりて組織さる、此地方に於ける石炭の性質は賽馬集のものと略ぼ相似たり。

附記

西比利亞の鑛業

臨時產業調査局囑託の布川孫市氏が大正六年十二月十一日附を以つて報告したる西比利亞の鑛業に關する要旨を摘錄して參考に供す

西比利亞は鑛產物の豐富を以て名あり。英國人は疾く茲に著眼し年々投資額莫大に上るものあり、本邦に於ては最近久原鑛業會社の計畫あるに過ぎず。蓋し露國鑛業法の嚴密なる規定ありて外國人に對し容易に採掘を許可せざると、從來日露兩國々際の疎隔せる事情ありしこと、西比利亞方面に就ては一部者流を除き一般研究の足らざりしこと、並に同地方に於ける日本住民は殆んど賤業者及之に附隨する徒にして、曾て資本家の注意を喚起せざりしこと等の事情より概して閑却せられたる趣あり。

西比利亞地方の鑛產地方 西比利亞に於て特に金鑛に富めるは、エルクト縣のキーテム地方、バイカル州のネルチエンスキー、バルグンジンスキー郡、ヤクートスコイ縣のレナ、アルダナ地方、黑龍州のゼースキー(ゼア)ブレンスキー地方及び沿海州等とす。此外ミメンスキー、エニセイスキー郡並にアルタイ地方とアルタイの高原其他に存す。ウラル以東の一個年の產額は三千布度餘にして、卽ち露西亞に於ける金產額の四分の三を占むる狀況にあり。

石炭は西比利亞鐵道に沿うてアルタイ、ヘルガン沿海州北方ツンドラ(蘚苔帶)其他樺太にあり。就中最良炭を產するは沿海州のスチャン炭坑にして、イルクト縣のチエレムホースキー及びトムスク縣のアンゼルスキー坑等とす。

銀、亞鉛等はネルチエンスキー地方、アルタイテヤンシヤン及日本海に面せるテトヘにあり。

銅はキルギスの高原及ミネンスキー郡。鐵の主なる產地はミヌンスキー郡(アバカン

スキー製鐵所)イルクト縣のニコライウスキー郡、後貝加爾州のペトロスキー、アルタイにてはクヅネツキー等なり。

寳石類はネルチエンスキー地方及アルタイ方面に產す。ウラル「ダイアモンド」はキンバーレー(南阿)產に及ばざる事遠しとするも、光輝燦として賞すべし「アレキサンドリット」に至りて最も渴仰せらるる所其他「サファイヤ」「ルビー」を始め種々の寳石あり。

以上の外、錫、水銀あり。又鑛泉は後貝加爾州のヤマロフカとダラスン地方及びセミレチヤンスキーのアラサレ地方特に著名なり。又鹽は高原地方、ヤクート地方のキリヤ河、エルクト縣のウソリー地方等に產す後二者は鑛產物にあらざるも參考の爲め之を擧げたり。

西比利亞地方の鑛產地斯の如し其採掘宜敷を得ば又以て國富を增すに足るものあるを察すべし。金鑛の如き未だ文明式の機械を使用せざるもの多きにあり

黑龍沿海地方の金鑛業

今特に本邦に近き極東方面、沿、黑、二州の金鑛業を見るに

沿　海　州

	金鑛	坑夫	產出高	價額
一九〇六年	二四	二、九六四人	九二プード	一、四七三千留
一九〇七年	三一	三、三二三	六八	一、〇九〇
一九〇八年	三一	三、五六二	八三	一、三五〇

一九〇九年	四二	三、七一五	六四	一、〇三〇
一九一〇年	四六	五、一三五	五四	八八〇

黒龍州

	金鑛	坑夫	産出高	價額
		人	プード	千留
一九〇六年	二二五	一一、〇〇〇	三八五	七、一五六
一九〇七年	三二〇	二二、〇〇〇	六五一	一二、〇九九
一九〇八年	二五六	一六、一四六	四八七	八、四一八
一九〇九年	二七六	一八、三五二	四九四	八、四七四
一九一〇年	二九七	一八、八九〇	四九四	八、六二五

而して一九一一年後に於ける、最近の坑夫數及價額に關する統計は未だ入手せざるを以て産金高のみを擧ぐれば次の如し。

	沿海州産金高	黒龍州産金高
	プード	プード
一九一一年	七六	四三〇
一九一二年	九六	三四五
一九一三年	一二五	二八七
一九一四年	一六七	二三四
一九一五年	一四四	一九〇

之によれば黒龍州の産金額は、沿海州に比し數年前までは遙かに多大なりしが、近年

に至り漸く減退の傾向あり、之に反して沿海州の產金額は年々多きを致すの傾向あるを見るべし。最近に至り減少せるは戰爭の影響なること言を俟たず、尙參考の爲め露國の三大金鑛區域に別ちたる最近三箇年の產金高を表示すれば左の如し。

	ウラル	西部西比利亞	東部西比利亞	計
一九一二年	四四六プード	二七三プード	二、一九八プード	二、九一七プード
一九一三年	三九二	二八八	二、三二五	三、〇〇七
一九一四年	二九九	一三二	二、七二九	三、一六二

一九一三年と一九一四年との產金額を比するに百五十五プードの增加にして、主に東部西比利亞に於ける增加なること一目にして知るに足るべし。

露國金鑛業に對する英國の投資額　英國の投資は露國の各種鑛業に投資したるものあり、其中金鑛に屬する資本は大約左の如くにして一九〇八年より一九一〇年に至る事實に據る。

社名	資本額
レナ金鑛株式會社	一、四〇五、〇〇〇磅
新中央西比利亞株式會社	一五〇、〇〇〇
新露西亞株式會社	一、二〇〇、〇〇〇
新ウラル鑛業株式會社	二八〇、〇〇〇
オルスコ金鑛株式會社	九三〇、〇〇〇

西比利亞開拓會社	一〇〇、〇〇〇
露西亞金鑛株式會社	一三〇、〇〇〇
シルカ金鑛株式會社	一五〇、〇〇〇
西比利亞金鑛株式會社	二〇〇、〇〇〇
トロイトスク金鑛株式會社	六二五、〇〇〇
トスピカン金鑛株式會社	一二〇、〇〇〇
共同西比利亞金鑛株式會社	九〇、〇〇〇
西アルタイ金鑛株式會社	五〇、〇〇〇

即ちレナ金鑛業に投資したるもの邦貨一千四百萬圓に上り最も多額を占め、之に次ぐは新露西亞會社の一千二百萬圓とす其他オルスコ、トロイトスク等の會社更に之に次げり。

總計五千五百十萬圓に上るものあり此數たる既に舊聞に屬するものなれば最近に至りては一層の巨額に達するや必せり。

金鑛採掘法と其勞働者　西比利亞に於ける金鑛業の、レナ其他有數の箇所を除けば其採收法たる尙ほ幼稚の程度にあり。機械を利用して經濟的に採集するは少なく概ね手工に由るが爲め、鑛區徒に多數になり、徹底之を採集する事をせず寧ろ廢滅に歸せしむるの感あり。一九一四年度に於けるアムール地方の産額を其採集方法により區分すれば、手工に由る物八割の多きを占め機械に由るもの僅かに六分にして殘一割四分は

其他の式に由るものなり。蓋し南阿トランスバール州ヨハネスブルグ附近の金鑛の如く、平面の地下より採掘するものは必ず大機械力を利用するの外なしと雖も、西比利亞の金鑛たるや概れ砂金にしてレナ、ゼア、シルカ等は大河の名なるが其河中又は河岸より採集するものなれば其性質自ら異なり、砂金採集は老若男女も能くする所、箕の如きものに砂を漉らひ砂中より金塊を拾ひ集むるの單簡なる方法なり。故に之に從事する勞働者の數多きに上る割合に產出高少なきを免れず、沿、黑兩州の金鑛勞働者は、支那人を以て最多とし朝鮮人之に次ぎ露國人最も少なし。百分比例を以て表示すれば左の如し。

	露國人	支那人	朝鮮人
一九一一年	一二	七三	一五
一九一二年	一一	七六	一三
一九一三年	一四	七二	一四
一九一四年	一四	七三	一三
一九一五年	一〇	七七	一三

其七割以上は支那人を以て占むるを見るべく、最近に於て露國勞働者の減少したるは戰爭の影響にして召集せられたる結果とす。

黑龍、沿海地方の石炭鑛業　露國は炭坑の豐富なる國にして歐露方面は約七百五十億噸、亞露方面は一千七百五十億噸の炭量を包藏すと稱せられ、现に無數の炭坑あり。今

本邦に接近する極東方面のみに就て之を見るに、黒龍州の炭業は未だ幼稚にしてデッパ川岸地方に於て年額約七百萬プード褐炭を產するを最とす。沿海地方は黒龍州地方に比すれば遙かに發達せり、炭坑數五十一を算し一九一四年度に於ける從業坑は二十八にして、中十六箇所は小規模なるが殘十二箇炭坑より產出する石炭獨り市場に賣買せらるゝ状態にあり。

最も優良を以て稱せらるゝは沿海地方のスチヤン黒炭にして、官營に屬し、陸海軍鐵道用等官用に供せられ、從業勞働者數二千に上る。スチヤン炭を外にすれば他は概して炭價不良なるを免れず、其粉炭の多きこと、火力の弱きこと、燃ゑたる炭の固りたるまま殘存すること、其他の缺點あるが爲め日本炭に比すれば價格遙かに低廉なり。而も市場に於ては日本炭及樺太炭と競爭するに堪へず、是れ日本炭の輸入絕えざる所以なり。サガレン島にはヅイ炭坑、プラジミル炭坑、アレキサンドル炭坑の三あり、何れも官營に屬す、目下營業中のものはアレキサンドル坑あるのみ同等に於て私營炭業として見るべきものなきは其良港なきと、交通の不便と與りて力あるべし。而も炭質はスチヤン炭を凌ぐものありと云ふ。最近の產炭額を表示すれば左の如し。

	スチヤン炭產額	其他	計
	百萬プード	百萬プード	百萬プード
一九一一年	一三、二	七、七	二〇、九
一九一二年	一二、八	九、七	二二、五
一九一三年	九、八	一〇、七	二〇、五
一九一四年	一二、六	一四、二	二六、八

一九一五年	一二、七	一五、〇	二七、七

極東の炭業は多少とも年を追うて進歩するの傾向あるを認むべし、西比利亞鐵道の汽罐車に高價なる薪を燃料とする如き、蓋し炭質の不良と炭業の不振とを證する一例として見るべし。

亞鉛、鐵鑛其他　歐露方面は省略に附し之を極東に於ける狀況に見るに、亞鉛鑛、鐵鑛は日本海沿岸トチヘ川口附近及チリカ地方にあり亞鉛は歐露に輸出するに至れるも鐵鑛は尙試掘の時期に屬し未だ稱するに足るものなし、一九一四年度に於ける鑛坑數は鉛鑛二十、鐵鑛九、銅鑛に算するもトチヘ鑛山以外他は悉く休業中に屬す、最近三ヶ年の產額約左の如し。

	亞鉛	銀	鐵	銅	計
一九一二年	一、七四〇	三一二	一〇一	不詳	二、一五三
一九一三年	一、六三二	一、八三七	七八	八	三、五五五
一九一四年	一、二三九	八五三	七三	不詳	二、一六五

鑛業不振の原因　極東に於て特に沿海地方の鑛業不振は、交通不便の如き其一原因を爲さゞるにあらずと雖も、主因は露國鑛業法規嚴密を極めて幾多の制限を試み、沿海州及朝鮮國境よりカムチヤツカ一帶の沿岸地方に於ては、海岸より一百露里以內の地及樺太島並に其周圍の島嶼に於ては何人と雖も、鑛物(黃金及白金を含む)の採掘を爲すを得ずと、規定し專ら政府より特許を受けたる人々のみ許可するの結果なり。又カムチ

ヤツカ及樺太の沿海州に於ては外國人は鑛業に從事し、又は之に干與するを禁止し、其他外國人は特殊の場合に限り勅許あるにあらざれば鑛業に從事し得ざる地方少なからず。

四、鴨綠江流域の地質

大正五年九月、滿鐵地質研究所の白男川泰輔、松本治兩氏が安東縣より鴨綠江を溯江し寬甸縣に入り、鴨綠江流域を跋渉し、輯安、桓仁の兩縣に接する渾江に至り、轉じて是れが流域を歷巡し十一月十五日輯安縣に著せり、其れより寬甸附近及び安東縣區域を踏査したる報告書により鴨綠江流域の地質を抄錄すれば左の如し。

地層を構成する基盤は片麻岩にして、是が成層後に起りたる褶曲消磨作用の變動によりて生じたる凹處に堆積成層し、再び消磨蝕脫して凹凸を生じ、時に噴出岩を出し、地殼創成以來絕えず天然力の活動に依り複雜なる構造をなし、各時代の地層は諸所に分離散在せり、而して區域內の水成岩中には不幸にして化石を發見する能はざりしも、「リヒトフォーヘン」氏の研究による地質及地層相互の關係より類別するに難からざるなり、今最も廣大なる發育をなすは片麻岩系にして、安東縣、寬

甸縣の大部分を占め、他の岩石は僅かに縞狀をなして介挿するに過ぎず、之れに次ぎて寒武利亞紀層其北方に發育して東北に連亙し、片麻岩系上に不整合に占據せり、第四紀層又不整合に各支流域に局部發達をなす、火成岩は其種類比較的多し、然れども其發育區域は點々散在して廣く連續するものは少し、今其名稱を擧ぐれば花崗岩、閃綠岩、斑岩、玢岩等にして此等の內太古界を貫きて露出するもの多しと雖も、亦古生界に噴出せしものなきにあらず、今花崗岩類に屬するものは鴨綠江岸に發露し、火成岩中其分布最も廣きものなり、之れ對岸の朝鮮に多く發達せるに由るならん、今左に地質の順序を列擧すれば

（一）　變成岩　　片麻岩　gneus

（二）　水成岩類　　寒武利亞紀層

第四紀層

（三）　火成岩

花崗岩、閃綠岩、玢岩、安山岩

（一）變成岩（片麻岩系）　區域內の基盤を構成する片麻岩は重に雲母片麻岩

角閃片麻岩及花崗片麻岩より成る(其間に角閃石、電氣石、磁鐵鑛を共有す)雲母片麻岩は石英長石及雲母より成り雲母には黑雲母、銀雲母又は兩雲母等の入るあり、石基中に白色又は肉紅色長石の大粒及中粒を散布せり、永甸城より長甸附近に分布せるは黑片麻岩にして、太平河附近は兩雲母片麻岩、長甸河口の下方瓦房店東洋河附近に、發達せるは白雲母片麻岩にして、庫倉溝又た雲母片麻岩より成れり、赫家大溝附近及び小蒲石河の北庫倉溝の上流車道嶺の東側に於ける雲母片麻岩は質密なる黑雲母片麻岩なり、角閃片麻岩は石英、長石、角閃石より成り、灰綠色及綠色を呈し、大韮菜溝及小韮菜溝、任家堡子、庫倉溝附近に發育す、花崗片麻岩は其産出區域甚だ多く、或る地方にては其片狀理明にして普通の片麻岩と重疊し、他方にては片狀理消失して一見花崗岩の如く、他の岩層を貫通する如きものあり、斯くの如きものに至りては地層の大觀によるにあらざれば、小片の岩石にては花崗岩に屬するや又は片麻岩に編入すべきものなりや殆ど識別に難きもの多し、小蒲石河口附近に露出する片麻岩は一般に肉紅色を呈する正長石及石英を多く含み、一見花崗岩の如き花崗片麻岩にして理狀片麻岩は大荒溝の西北大砬子溝及東洋河附近なりと

猶白菜地附近一帶地此種片麻岩にして殊に東部小砬子溝附近にては一般に花崗斑狀片麻岩の發達を見る、特に外察溝の北方七個頂子附近に發達せる片麻岩は花崗岩附近に噴出せる結果接觸鑛物を生じ、爲めに片麻岩中に接觸鑛物たる柘榴石の入れるあり、故に此區域に發達せるものを柘榴石片麻岩と云ふ。

片岩は眞正片麻岩上に疊積せる累層にして區域内に露出する岩石には雲母片岩及結晶質石灰岩なりとす、雲母剝石は石英及雲母片狀聚合體なり、雲母には銀雲母黑雲母、絹雲母又は兩雲母同時に產出することありて、色は雲母の種類によりて異なる白菜地の西部江岸即庫倉溝門に近き處にては少部分銀雲母剝岩を出し、又江岸に沿へる大老雁溝附近にも局部的發達をなし、其走向何れも約東西にして北方に傾斜す、結晶質石灰岩は白色緻密の岩石にして、結晶質炭酸石灰粒の聚合岩石より成り、岩質均一にして堅緻なり、小蒲石河の上流地胡家溝附近より北方腰嶺子の間に又白菜地の北方會房子附近に露る。

(二) 水　成　岩（カンブリアン系）　本系は片麻岩系の上に不整合に占位する大累層にして「リヒトホーヘン」氏の研究によりて、旣にカンブリアン系に屬する岩層

なりと證明せられたる岩質及累層に當るなり。

本系を構成する岩石は粒狀硅岩、粘板岩石灰岩等にして、片麻岩系とは常に不整合にして太古界生成後に沈澱せるものなるを示せり。

本系の下底をなす硅岩は粒狀石英より成り、白色堅緻にして岩質均一なり、時に淡紅色を帶ぶるものありて巍峨たる峻嶺をなして群峰を拔くことあり、粘板岩は板狀理明なる堅硬質の岩石にして黑色及赤色を呈す石灰岩は細粒狀の炭酸石灰粒より成り緻密にして黝灰色及白色を呈す。

本系に屬する此等の岩石は片麻岩系の東北に亙りて發育し、片麻岩系と共に區域內重要の地層を形成す、當區域にては大荒溝及石柱子の北方楊木杆子溝及沙窩子溝旺寶蓋子より大青溝磤子溝机古浪頭等の江岸地以北に發達し尙區域外に延長し其分布狀態明瞭ならず。

楊木杆子附近に露出する硅岩は東北約三十度に走り、東南に斜下すること約四十度、然れども大梯子溝、石胡溝附近に發達せる硅岩は粘板岩と互層にして西北二十度の走向を有し、西方に急斜すること七八十度なり。

石灰岩は局部的露出をなすのみにて、楊木杆子溝の西北車道嶺、萬寶蓋子及圍甸城附近の三箇所とす。

車道嶺に於ける石灰岩は走向西北二十度にして東方に傾斜すること三十度なり、而して之が北部には閃綠岩の噴出ありて全く「ネフライト」及び「サーペンチン」の如きものに變質さる、萬寶蓋子の石灰岩は黝灰色を呈し厚層の感あるも、是亦發達區域僅少にして記するに足らず、圍甸城附近の石灰岩は圍甸城の東北に發達せると雖も周圍を廻る溪谷にて斷絶す、故に唯內部に南北及東西の走向を有し、傾斜又東に約三十度及北方に三四十度のものあり、斯く變位せる之れ地殼の變動に依るものならん。

(三)第四紀層(カンブリアン)系成りて後は永く水成岩の沈澱なり、現今の地貌を存續し中生代を經て第四紀層の沖積層を沈積し、現世界の狀態をなすに至れり▲

沖積層　本層は諸水流の沿岸に發育せざるはなく、地層は壚埆土沙石礫より成り、層々相沈積して現地層をなせるものなり、水流の源近きか或は山岳壘々として兩岸接近せる地には多く石礫粗砂の類を僅かに堆積するに過ぎず、尙區域內へ山岳

壘々として本層の發達せる所なし、然れども只僅かに鴨綠江の下流靉河の合する地域は多少の面積を有す、安東は即本層上に位置する都會なり。

(四) 火成岩 ▼花崗岩類

片麻岩系及「カンブリアン」系を貫通して之れに接觸變質を與へたる箇所少なしとせず、故に花崗岩類の噴起せしは恐く「カンブリアン」系生成後にして之れ以前のものにあらざるなり、今花崗片麻岩の片狀理の明ならざるものは花崗岩と區別するに苦しむが故に、此分類には多少の錯誤なきを保し難し。

今區域內に散在するものは花崗岩、角閃花崗岩、花崗斑岩「ペグマタイト」等にして角閃花崗岩は任家堡子及大荒溝の東部江岸に露出し、普通花崗岩としては渾江地域及楡樹林子、富有街、石柱子地域とす、花崗斑岩は大荒溝の東部及夾皮溝、萬寶蓋子附近とす(巨晶花崗岩は石英、長石と共に大なる結晶を形成し、雲母も又大板をなして所々に聚合して片麻岩中に壁狀の岩脈をなして所々に散布せり)斑岩は種々あり、正長石の斑晶をなすあり又粗粒眼球狀のものあり外察溝門子の東部江岸は此類より成る。

▼閃綠岩類　閃綠岩類は又花崗岩の如く片麻岩系及「カンブリアン」系を貫きて岩脈をなして多少の接觸變質を與へ、圖示せる如く斷續的に迸發す、而して周圍岩石の酸性及鹽基性の强弱如何により閃綠岩も亦隨て變化を蒙れり。

輝綠岩は斜長石、輝石より成る粒狀岩にして暗綠色細粒質なり、比較的發達せる區域は小蒲石河口及白菜地附近なりとす。

▼玢岩類　玢岩類は當地域內にては硅岩、片麻岩及花崗岩地に多くは噴出し岩床をなして各所に散在するを見る、而して多くは其發育區域狹少にして斷續常なき碎狀をなし、又は峨々たる岸をなして卓立するものあり、今主なるものは閃綠玢岩、輝綠玢岩とす。

閃綠玢岩は重に斜長石、角閃石より成り、石基中に斜長石の短冊形斑晶を散點す、而して重なる產地は大淸溝とす、輝綠玢岩は重に輝石、斜長石、磁鐵鑛より成る暗灰綠色石基中に斜長石及輝石の斑晶を散布し、大荒溝の東部江岸及大不太遠部落の西部川の左側一帶に露出す▼安山岩　も亦同く硅岩及粘板岩、玢岩類地域に噴出して岩床をなす、其發達區域は一局部に過ぎず而して當地に噴出せる岩石は角閃

安山岩にして赤褐色の石基に斜長石及角閃石の斑晶を呈す、分布區域は大不太遠市街の東部にして未だ他所に之れ有るを見ず。

五、南滿洲鑛物分布の概況

我が勢力範圍中に在る南滿洲に於て、殊に最も重きを置くべき鑛物に就ては本公司に於ても斯道の技師數名を置き、別に分析所を設置し、採取せる鑛物は一々之れを分析する等のことをなせども、日尙ほ淺く部分的の探鑛をなせるにすぎず、然るに幸ひにも南滿鐵道會社は多年之れが探鑛に從事し廣く調査研究せられたるを以つて、其の普遍的鑛物分布の狀況を悉くせるものあるを信じ、滿鐵地質研究所長木戸忠太郎氏の發表したる所說を其の儘摘錄して、左に之れを紹介することとせり。

南滿洲は渤海灣陷沒地帶の東側に位し、東北より西南に斗出せる一大半島より成る、其西側の半以上は遼西沖積平原より成り、東側は鴨綠江に界せらるるのみなるも、其地貌は全く半島性にして山嶽起伏し平地に乏し、故に二三の河流及安奉線沿道を除くの外は交通の便惡しく、從來各處に稼行せられたる鑛山其數に乏からずと雖も、多くは其附近の需要を充たすに足らざるを以て、現今其事業を繼續せる

▼**閃緑岩類**　閃緑岩類は又花崗岩の如く片麻岩系及「カンブリアン」系を貫きて岩脈をなして多少の接觸變質を與へ、圖示せる如く斷續的に迸發す、而して周圍岩石の酸性及鹽基性の强弱如何により閃緑岩も亦隨て變化を蒙れり。

輝緑岩は斜長石、輝石より成る粒狀岩にして暗緑色細粒質なり、比較的發達せる區域は小灘石河口及白栥地附近なりとす。

▼**玢岩類**　玢岩類は當地域內にては硅岩、片麻岩及花崗岩地に多くは噴出し岩床をなして各所に散在するを見る、而して多くは其發育區域狹少にして斷續常なき碎狀をなし、又は峨々たる岸をなして卓立するものあり、今主なるものは閃緑玢岩、輝緑玢岩とす。

閃緑玢岩は重に斜長石、角閃石より成り、石基中に斜長石の短冊形斑晶を散點す、而して重なる產地は大清溝とす、輝緑玢岩は重に輝石、斜長石、磁鐵鑛より成る暗灰緑色石基中に斜長石及輝石の斑晶を散布し、大荒溝の東部江岸及大不太遠部落の西部川の左側一帶に露出す▼**安山岩**も亦同く硅岩及粘板岩、玢岩類地域に噴出して岩床をなす、其發達區域は一局部に過ぎず而して當地に噴出せる岩石は角閃

安山岩にして赤褐色の石基に斜長石及角閃石の斑晶を呈す、分布區域は大不太遠市街の東部にして未だ他所に之れ有るを見ず。

五、南滿洲鑛物分布の概況

我が勢力範圍中に在る南滿洲に於て、殊に最も重きを置くべき鑛物に就ては本公司に於ても斯道の技師數名を置き、別に分析所を設置し、採取せる鑛物は一々之れを分析する等のことをなせども、目倚ほ淺く部分的の探鑛をなせるにすぎず、然るに幸ひにも南滿鐵道會社は多年之れが探鑛に從事し廣く調査研究せられたるを以つて、其の普遍的鑛物分布の狀況を悉くせるものあるを信じ、滿鐵地質研究所長木戸忠太郎氏の發表したる所說を其の儘摘錄して、左に之れを紹介することとせり。

南滿洲は渤海灣陷沒地帶の東側に位し、東北より西南に斗出せる一大半島より成る、其西側の半以上は遼西沖積平原より成り、東側は鴨綠江に界せらるるのみなるも、其地貌は全く半島性にして山嶽起伏し平地に乏し、故に二三の河流及安奉線沿道を除くの外は交通の便惡しく、從來各處に稼行せられたる鑛山其數に乏しからずと雖も、多くは其附近の需要を充たすに足らざるを以て、現今其事業を繼續せる

もの甚だ少し。

南滿洲の大部分は森林濫伐せられて兀山に化了し、其際鑛床の發見せられたるもの甚だ多かりしも、是等の兀山は多く農業に呈供せられ往々其露頭を埋沒し去り、或は沛雨の爲めに流れ出たる土砂又は風送せられたる黄土等に蔽はれて稼行せる遺跡さへ容易に追蹤すること能はざる場合少しとせず、山地には猶殘存せる未伐採の森林ありて、鑛業用其他の目的に向て盛に濫伐せられ、夫れと同時に多少の新發見あらんことは豫期し難きにあらざれども、鑑識の眼なき土民には大半は看過し去らるべく永遠世に出でずして終るもの多かるべし、且つ其森林の濫伐は自ら降雨の調節を缺き、沙漠式氣候に變ぜしむるのみならず、薪炭の供給を杜絶する恐あり、惹て鑛業に打撃を與ふること多大なるべし、是れ植林の刻下の急務たる所以の一なり、滿洲の重要鑛產物は金、鐵及石炭なり、而して其內從來最も多く稼行せられたるは砂金採取なり、蓋し比較的小資本を以て施業し稼る所のものは直ちに貨幣と交換し得る便利なる性質あるを以て、含金層ある河川は大抵採取の跡を以て荒廢し、現今は僅に其殘存せる區域を稼行せるに過ぎず、興京、通化、懷仁の方面に

ては其採取跡廣大なる面積を占め、當時の盛況を想はしむる處少しとせず、是等は皆其鑛況の他地方に傳聞せらるるや、蟻の甘きに就くが如く蝟集し來りて寸尺の地を爭ひ遺利を貪りしものなるが、多くは馬賊の襲來に遇ひて忽ち四散したるの跡なり、由來南滿洲は片麻岩に富み、之れを縱横に走れる無數の細脈は微量の金を有するを常とし、風雨多年、霉爛削剝せられ附近の河底に集積し、砂金層をなせる場合多きも、溪流の幅概ね狹く、鑛床を大規模に形成せる處甚だ少し、然れども土民の採金は幼稚にして掘り易き部分のみを採取せるに過ぎざれば、大規模採取法を以てすれば稼行し得べき遺利に乏しからざるべし、是等は今後の探鑛を待ちて始めて知り得べき問題なり、唯滿洲の狀態今日の如くなる間は、日本人として之を試むること甚だ困難なる事情もあり、時期の到來を待つ外なかるべし。

砂金の產地は南部即ち遼東半島にも到る處に散在せるが、何も規模狹小なり、唯南海岸に瀕せる莊河附近は望を囑するに足る地方なるが如し、東北部即ち通化、懷仁方面に於ける鴨綠江の支流及び松花江の上流區域には、灣甸子、五鳳樓、香爐碗子等の砂金地著名にして多量の產金ありし處なり、鐵嶺に近き柴河流域も亦產金地

として夙に世に知らる。

金鑛脈として特記するに足るべきものなし、多少試掘し若は稼行せる處なきにあらざるも永續せるものなく、未だ大鑛床の發見せられたるを聞かず。

鐵は主として變質岩類内に鑛層をなして存在す、其富良なるものは東北部鴨綠江の沿岸に近く分布せられ、木炭を燃料として小規模に稼行せらる、此等の鑛石は主に赤鐵鑛より成る、遼陽の南方同緯度上處々に硅岩と互層せる鐵鑛層あり、處によりては磁鐵鑛を伴へるも、多くは赤鐵鑛より成る含鐵分富良ならざるも其鑛量多大にして製鐵の原料として多望なる未來を有す、片麻岩内に磁鐵片岩として夾在せることあれども大抵稼行に堪へず、寒武利亞紀層中にも鑛層をなして存在することあり是等は赤鐵鑛より成り、處によりては噴出岩の爲めに磁鐵鑛に變質し居れり、此外に接觸鑛床をなせるものあり弟兄山鐵鑛の如き其一例なり。

此外金屬鑛物としては銀、鉛、銅、硫化鐵鑛等あれども其鑛床は何も大規模の經營に適せず、膨縮不定にして確實なる目算を立つること能はざるは殆ど各鑛床の通有性とも云ふべく、將來は兎も角現今迄に知られたる鑛床には未だ大に望を屬す

るに足るべきものなし。
石炭は滿洲の現狀にては重要鑛產物の第一に推さるべきものにして其產額の殆ど全部は石炭の占むる處なり、撫順、煙臺、本溪湖等の炭坑は其名既に世に嘖々たり、南滿洲の石炭は其成生の地質時代により分類するときは、石炭紀、珠羅紀及第三紀產とす、石炭紀成生に係るものは主として奉天以南の遼東半島に分布せられ箇箇獨立の小盆地に堆積したるものにして、無煙炭若は半無煙炭なるを常とす、往々十數枚の炭層を埋藏し稼行に堪ふるもの多し、特に本溪湖炭の如きは其火力强く良好なる骸炭を製出し得るを以て夙に其名あり、唯石炭紀炭一般の缺點とするところは硫黃分の多きこと及粉炭化し易きこと(勿論多少の除外はあるも)とす、此外に炭層の厚さの不定なることも稼行に不便を與ふること多し、火山岩の迸入亦往往炭質を變化せしめ居れるも、之によりて生ずる天然骸炭の却て普通の石炭よりも高價に賣買せらるるは九州の煽石と全く反對せる現象なりとす、珠羅紀石炭は主として南滿洲の北部にあり、唯寨馬集炭田の遼東半島の中央部に位するを異例とす、此の時代に生成せる石炭は大抵水分多く其質褐炭に近きものにして、骸炭の

製造に適するもの甚だ稀なり、而して各炭田の區域一般に狹小なり。

第三紀炭は獨り渾河流域に發見せるのみ、其盟主は云ふ迄もなく撫順炭にして、其他は僅に土人の狸掘に適するのみ、撫順炭は稀有の層厚を有する揮發分多き有煙炭にして、瓦斯の製造に適し窒素分に富めるは其特徴なるも、水分の稍〻多きに過ぐると粘結性に乏しきは其缺點なりとす。

應用鑛物としては雲母、石綿、石墨、滑石、螢石等あり、就中滑石及螢石の鑛床には有望のものあり、建築石材として花崗岩、片麻岩、大理石あり、窯業材料としては耐火粘土、陶土あり、含炭層に伴へる頁岩分解せる片麻岩「ペグマタイト」等に其供給を仰ぐ、石灰岩は到る處にありて石灰及「セメント」の製造に用ひらる、分布の廣大なる硅岩は處によりて玻璃の原料となり得べきも、未だ其製造工場設立の運に至らず。

上述せる如く南滿洲に於る鑛業は二三鑛山を除くの外は極めて幼稚なる狀態にあり、而して其地たるや支那の領土に屬するを以て之を尊重すべきは勿論の義なるも、支那人には工業的能力甚だ乏きを以て、斯天賦の寶庫を開發するは一に日本人の技術に待たざるべからず、吾等日支兩國人の親交日々益々厚きを加へて、共

同經營の鑛業界を賑はす時機の一日も早く來らんことを切望して止まざるなり。

附記

鑛山の發見

偶然的の發見と人爲的の發見

現今は鑛山事業のこと漸く世人に理解されんとしつつあれど、最近までは鑛山業としいへば、一種の投機的事業なるかに看做せしものも多かりしなり。從つて鑛山事業に指を染むるものを山師と呼び做せしものある無理からぬことなり。左れど鑛山を經營するは斷じて投機的のものには之れなく、其の經營さへ計數的ならんには確實の利益あるものなり。元來此山師の言源は幕府時代に於ける佐渡金山の役人の官名なりしなり、故に山師てふ名稱は決して不名譽の代名詞にはあらざるなり。鑛山は多くの場合山地にあれども、炭礦石油鑛の如きは平野にあることあるを以つて、唯、山を掘るばかりが鑛業にはあらずと知るべし。

抑も此等の鑛山を發見する場合には人爲的の發見と偶然的の發見との二あり、偶然的の發見とは天災地變のために思ひも寄らず見出すものにして、其の實例に多く之れあるなり、今其の二三の例を擧ぐれば、日光の奥なる西澤金山は明治三十五年の大洪水

に際し、山崩れを生じたるために、二百餘の礦脈を見出せしことあり、又、一時東洋のタクロダクロと稱せられたる北海道枝幸の砂金の如きは一夕の暴風雨のために倒れたる樹木の根方に砂金塊の附著し居りしが其の端緒となり、以つて現在の盛況を呈するに至りたり、尙ほ米國のスペリオル湖畔のメタミ鐵山は一九一三年に五千萬噸の鐵の產出を見たる程なるが是れ亦風雨のために倒れたる樹根の處に赤鐵礦石ありしを發見したるに始まれり、又、我が佐賀の波多見鑛山は道路開鑿の際、綿火藥にて岩石を爆發したる際に見出され、錫の名產地たる南洋のバンカ島は開墾せんとして樹木を燒き拂ふたる際に其の灰の中より錫を發見したるもの、日支條約の結果採掘權を得たる杉松溝の炭田も亦然かり。近くは金州の石綿も耕作中に白き粉の鍬先に附著したるより發見したるものなり。斯の如く開墾や風雨のために鑛物を偶然的に發見する機會は何處にも多く之れあるなり。

次に動物によりて發見の端緒を得たる例も少なからず、濠洲のビクトリヤなどにては鼬（イタチ）の穴より鑛物を發見し、北米のフロリダの如きは蟻塔より燐礦を發見せり。南阿のオレンヂ河にキンバレーと稱する處あり、其地に住せる土人の子が或る日美麗なる小石を拾ひ之れを弄びつつありしが之れを見たる其の母は餘りに美しさに其の子の手より之れを取り室の飾りとしたり。然るに其の附近に住せる英人の農夫之れを見、懇望して持ち去れり、後、英商人のレーレーと稱するもの其の家を訪うて其の石を見、更らに懇望し持ち歸り之れを專門家に鑑定せしめしに、五千弗に値ひする金剛石なることを

知りたり。其れより此偶然なる發見によりてオレンヂ河に於ける金剛石熱は忽ち高まり、探鑛者續々として入り込み、オレンヂ河の隅より隅まで捜査せしも發見するを得ざりしが、キンバレーより少しく下流の部落に住せる農夫が、其の住家の壁を塗り換へ居る時に、土中より光ある小石のあるを見したため、其の壁土を掘りし所へ行き、好く之れを探りしに圖らずも金剛石の鑛床あることを發見せり、是れ實にキンバレーの金剛石鑛山にして、驚く勿れ今日まで既に十二億の金剛石を採取したるなり。

次に一少年の惡戲より發見されたる實例もあり、西濠洲クルガルデーと稱する地に或る一人の腕白子供の遊び居りしが、一羽の鴉の樹枝にあるを見て、路上にありたる小石を拾ひて抛げ付けたり、抛付けたる小石は見當違ひして他の方面に落ち、樹枝の鴉は何等知らざる顔して小兒の方を眺め居たり、之れを見たる腕白子供の、惡くや此の鴉め、我れ汝を打ち落さずしてなるべきぞと、再び小石を拾ひ抛げ付んとせし一刹那腕白子供の視線は、其の小石の金色をなせる光に注がれたり。アナ不思議の美麗なる小石なるよと掌上に小石を載せて飽かず眺めつつ絶えず其れより其れへと思念しながら家にぞ持ち歸りたり。其の子の父、之れを見て若しやと思ひ、其の土地の役人に見せしに疑ひもなく、金塊たることの知れたる喜びは左ることとなるが、却つて役人の驚喜は又格別にて、直ちに英本國の總督に對し、金鑛發見を打電せり、然るに總督よりの返電には、少年が石を拾つて鴉を如何にせしやとの意味なりしを以つて其の役人奇異の思ひをしたるが、考へて見れば嬉しさの餘り、一少年が石を拾うて鴉を打たんとして と書き、後とに金

塊云々を書きつづくることを忘れたるを知り、再び電報を發したる例あり、之れ實に一八八八年なり、鑛山師仲間にては斯かる偶然的の發見を拾ひものと名付くるなり。

或は又、神佛即ち稻荷樣とか地藏樣とかの謂ゆる御告げによりて、發見せられたることもあり、即ち秋田の阿仁銅山の如きは是なり。動物によりて發見せられたる例は既に述べしが、彼の芝居にて有名なる殺生石は砒石にして、又、鳥地獄と稱する所へ行けば飛鳥頓死するてふことは其の場處に炭酸瓦斯があるためなり、從つて之れがために種々の鑛物を發見さる。又、植物上の發見は謂ゆる鑛物含有植物を發見するにあり、即ち英のコーモールの錫草、北米イリノイス州の鉛草の如き是れなり、更らに獨逸ライン州の亞鉛のある處には青と黄の交れるパンヂーの花咲けり、之れ其の土地に含藏されたる鑛物によりて各々特有の草木の繁茂するがためなり。

我が足尾の銅山には金山草と稱する齒朶類の一種が、銅脈に沿うて繁茂し、其の鑛量の多き所には、更らに多く繁茂す、依つて之れを分析せしに其の萬分の三位は銅の含有せるを知れり、秋田の佐藤不味軒と呼ぶ昔の鑛山學者の書きたる山相秘錄には遠見の法と中夜望見の法とあり、其の遠見の法とは例へば舊五月より七月までの間に、山の南面より雨上りの晴れたる日、其の山の一角を望んだる場合に、鮮明なる中に一層鮮明なる處あれば確かに鑛脈のある證據なり、と、其の中夜望見の法とは中夜無月の晴れたる夜中に、種々の生氣の立つを望見すれば、其處には必らず礦物あり、其の色によりて鑛物の種類を見分くることを得るなり、但し鐵のみは生氣を發することなしとあり、左れど

餘り當にならぬ人爲的發見の方法と云ふべし。

又、地名や地形によりて鑛物發見の手懸りを得たることもあり、例へば大冶鐵山の如きも、大冶の名稱より思ひ付きて張子洞の探見したるものなり、近き將來に於て大製鐵所たらんとする鞍山站の鐵山も、附近に鐵石山と稱する山ありしより、之れが發見の端緒を得たりとなり。

次に鑛石は多く他の物よりも硬くして風化し難きものなれば、自然突出して山形をなすもの多し、即ち濠洲のブロクンヒルの鉛山は、鉛の露頭十四里も地續きとなり居れり、之れに反して、方解石や螢石や粘土などは軟きゆゑ凹の地形をなし居れり。次に石礫の角も亦發見の手蔓となることあり、即ち溪流を上るに從ひ角が出來、其の角が段々角張つて來て石も見えなくなる處に鑛脈のあることもあり。

次に土の色や臭ひにても分かることあり、即ち特に黑きものは石炭、茶色は褐炭、赤色は鐵、青色は銅なり。カリホルニヤの水銀が赤き土より發見されたるなどは其の一例なり、又、硫化礦物のある處には亞硫酸瓦斯の臭ひするなり。恰も油田のある土地に石油の臭ひのするものと同じきなり、或は鑛泉に於て鹽水より岩鹽、臭水より石油を發見し、又水の澁とか赤とかにより鐵の所在を知ることを得るなり。

人爲的發見の中にて最も確實なる方法は地質學によることとなり、地殼を構成する岩石の種類の異なるにより鑛物にも幾分かの相違を來すものなり、即ち太古時代の結晶片岩には銅を含有する硫化鐵多し、伊豫の別子銅山を始め四國の鑛山は此種類に屬す。

次の古生代の石灰岩と火成岩との間には鐵あり、釜石仙人澤を初め我國の至要なる鐵山は殆んど之れなり。クローム鐵礦は蛇紋岩以外の岩石よりは斷じて出でず。比較的第三紀層時代になりてより噴出せし粗面岩や安山岩よりは銅や金が發見さる、我が日本の主要なる鑛山は比較的新しき時代の噴出物にして、朝鮮の金山や重石山は殆んど花崗岩地に限らる。滿洲にては閃綠岩と石灰岩との接觸する所に石綿などあり。金は大抵片麻岩に存在し居れり。日本の炭田は皆第三紀層地にありて福岡縣の炭田は樹木の化石より發見されたるものなるが、石炭の採礦は第三紀層に限られて居るといふも差障なきなり。故に地質學上の研究觀察を利用して採礦することは、最も確實なるものなりとす。

左れど支那には風水說あり、又、蒙古に於ては岩石を採取すれば天罰を受くるてふ迷信あるがため、鑛山の發見に對して少なからず妨害さるるは遺憾なり。

以上は誠に概略を述べしにすぎざるが、今や我國の鐵や金の需要は段々增加し來りしため、鑛山業の發展は益々著しくなれり、此際斯かる說話を試むることの謂ゆる種明しをしすぎたる觀あり、惜氣なきにはあられど、此の種明しによりて諸君の鑛山に對する研究を高めらるることを得れば、諸君の幸福たるは勿論、結局、國家の大なる利益たれば余亦大に喜びに堪へざるなり。（滿鐵地質研究所長木戶忠太郞氏談）

六、關東州の地質

附記　謂ゆる黄土

關東州の地質を構成する片麻岩の發達は頗る著しく、謂ゆる關東州の骨子をなせりといふべく、其他の諸岩層たる古生層、中生層、新生層を挾帶して一貫し、諸火成岩の迸發したる組織なり。之を面積よりすれば片麻岩系は總面積の過半を占め其分布區域頗る廣濶にして金州驛より以北殊に北々東より南々西に走れる鐵路以東に分布して蜿蜒蛇勢を學んで遼東半島東海岸に及ぶ。其線路以西に在ては片麻岩系よりも寧ろ後世の地質を以つて組成せらる。故に滿鐵本線の如きは兩岩層を以つて劃せる地質自然の境界線と相一致せり。但し片麻岩系中には片麻岩及び結晶片岩の外、壓碎花崗岩、或は剝狀花崗岩を含み、比較的後世の構造に屬するものもあり。若し夫れ片麻岩系以後の岩層に至りては片麻岩の周圍を繞す前寒武利亞紀層とす、就中、遼東半島の內に於て金州半島は前寒武利亞紀層の硅岩及び硅板岩類、粘板岩及び泥板岩類の發達せるを見る、其等の岩層は更らに南偏して

硅岩の厚層即ちリヒトホーフェン氏の謂ゆる大孤山層にして支那的構造と稱するもの東西に分布せり。此等の硅岩層と金州城との間には下部寒武利亞紀層あり數度の褶曲を反覆して發達し、其等は主として泥灰質石灰岩によりて代表せらるるなり。金州城以北鐵道線路以西には中部寒武利亞分布して復州、五島に及び泥灰質石灰岩及粘板岩によりて代理さるるなり。金州城の東方約四里董家溝海岸に於ては謂ゆる古生代に屬する石炭紀層あれども局部的發達に止まりて炭層を介在するのみ。普蘭店以北鐵道線路以東には中世代層の分布するあり、砂岩及礫岩によりて代表せられ、第四紀層は砂、砂礫、泥土、黃土等より成り低平地、河側或は淺海の堆積物を構成す。遼東半島は我が日本に於て大發達をなせる新生代層中の第三紀層は全く之れなくして直に第四紀層を以て構成せられ、現時代の地貌は高峻急潭の存するなきも、地に樹木少く氣候の急變亦甚しきを以つて、風化剝脫の作用既に進捗し、謂ゆる老年時代に達せるを以つて第四紀層の發達著しきを致し、北支那に於て厚層を成せる黃土は、其の餘波尙ほ遼東半島にも及べること明かなりといふ。遼東半島に於ける火成岩は其の區域の廣大なるに從ひ多種多樣なれ

ども、之を花崗岩類、斑岩類、玢岩類、閃綠岩に大別するを得べく、其等火成岩の迸發せる狀態は大多數片麻岩中に限られ、他の岩層中には閃綠岩が前寒武利亞紀の上部層及び下部寒武利亞紀層の特に脆弱なる泥灰質粘板岩及び石灰岩中に露出するのみなり。

之を要するに關東州の地質を列記すれば（一）變質岩類（片麻岩及び結晶片岩、結晶質石灰岩）（二）前寒武利亞紀層（珪岩及び硅板岩類、粘板岩及び泥板岩類）（三）下部寒武利亞紀層（泥灰質石灰岩及び硅質砂岩）（四）中部寒武利亞紀層（五）石炭紀層（六）中世代層（七）第四紀層、附黃土（八）火成岩類（花崗岩類、斑岩類、玢岩類閃綠岩）等とす。

附記　黃土

滿洲に來た者は春秋の二季に於て天氣快晴なのに拘らず、俄かに大風が吹き來つて滿天滿地黃褐色を以つて彩られることがある日に出會すのである、記者の詩に懲うしたものがある、曰く。

殘月低擔夢乍曰。杜鵑吐血有餘哀。
大風吹散曉天晤。萬丈黃塵蒙古來。

氣象學者之れに對して恁ういふてゐる、此等の黃土の細粉は風力によつて蒙古や北支那方面から流れ來るものである。一體今、大連市に於ける一箇年の風の方向を見るに、一月より四月までは北風で、其れから漸次北風が減少して南方に移り五月には南々西となり、六月より八月までは南風で九月から十二月までは北風である、其の北風の多い時に黃土を吹き散らすことがあるのである。地質學者は亦之れに對して恁ういふてゐる。一旦地表に堆積されたものは再び山麓に吹き集められて厚層をなすので、其れが丁度降雪後に垣根に於ける積雪と同なのである、從つて北麓に於ては多量に認めらるゝのである、大連の南山の麓に於ては四十二尺乃至五十四尺あり、大連神社の前面には四十二尺あつたことが分かつた、尤も恁うした堆積は全部黃土から成つてゐるのではなくつて、硅岩、粘板岩、石灰岩等附近に發達せる岩石の小塊を混在し成層を認めることがある、左れど營城子停車場附近に於ては、石灰質よりなれる葡萄狀結核があり、且つ全く成層面を認めないのが黃土の特徴である。此の厚層中に屢、幼溪の發達したものを見ることがある、是れは急激な降雨の作用によつたものであつて、其の初め縱に一つの凹所があると雨水が其の部分を浸して謂ゆる浸蝕作用を起し、其の結果幼溪を形作るのである。黃土の性質は黃褐色を呈し、非常に微細な分子から成つてゐるけれども、全く均質で指頭を以

つて之れを磨すると頗る滑らかである、其の主要な成分は礬土の含水硅酸鹽であつて、石灰質を帶び、其の内に角稜ある石灰粒及び雲母の細片を點在して居る。因に關東州内の土壤の色は概して黃土と同色なる黃褐色を呈し腐植土を缺いてる、然し附近岩石の性質によつて多少藍色、灰色若しくは紅色を帶びてるのは鐵質の酸化狀態及び水酸化物の如何によつたものであつて特に植物細根の周圍に於ては黃色を呈して居る云々。

七、關東州に於ける鑛業法規

附、關東州石材採掘規則

大正二年十一月九日告示第百三十一號を以つて發表せられたる關東州鑛業取締規則による鑛物の種類は大正四年告示第百二十四號を以つて改正せられたり、即ち左の如し。

金鑛(砂金を含む) 銀鑛、銅鑛、鉛鑛、蒼鉛鑛、錫鑛(砂錫を含む) 安質母尼鑛、水銀鑛、亞鉛鑛、鐵鑛(砂鐵を含む) 硫化鐵鑛、格魯謨鐵鑛、滿俺鑛、重石鑛、水鉛鑛、砒鑛、燐鑛、黑鉛鑛、石炭、亞炭、石油、土瀝青、硫黃石絨、雲母、苦灰石、滑石、重晶石、及び貴重なる玉石類をいふ。

尙ほ前記鑛物種類以外に屬し、關東州石材採掘規則により稼行するものあるを以つて之れを附記することとせり。

關東州鑛業取締規則

大正二年十一月九日府令第三十四號を以つて發布せられたる關東州鑛業取締規則は左の如し

第一條　本令ニ於テ鑛業ト稱スルハ鑛物ノ採掘、採取及之ニ附屬スル事業ヲ謂フ

第二條　鑛物ノ未タ採掘又ハ採取セサルモノハ政府ノ所有トス

前項鑛物ノ種類ハ別ニ之ヲ定ム

第三條　鑛業ヲ爲サムトスル者ハ鑛物ノ種類ヲ明記シ左ノ事項ヲ具シタル鑛區圖ヲ添附シテ關東都督ニ出願スヘシ

一　地域及其ノ種目

二　面　積

三　南北線

四　縮　尺

五　二箇以上ノ不動基點竝其ノ名稱及特徵

六　地域ノ各隅トナルヘキ測點竝其ノ番號
七　境界線竝基點ト連結シタル測點間ノ方位及其ノ間數
八　地域及附近ニ於ケル他ノ鑛業トノ關係
九　地域及其ノ附近ニ於ケル鑛床ノ露頭竝其ノ走向、傾斜
十　地域及其ノ附近ニ於ケル地形其ノ他第四條第五號ニ記載シタルモノ

第四條　防禦營造物地帶第一區、第二區及火藥庫若ハ彈藥庫ノ周圍三百間以內ノ地域ハ所轄官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ鑛區ト爲シ又ハ鑛業ノ爲使用スルコトヲ得ス

第五條　鐵道、軌道、社寺境內地、墓地、公園地其ノ他ノ營造物及建物ノ地表地下トモ其ノ周圍三十間以內ノ地域ハ各其ノ所有者其ノ他ノ關係人ノ承諾ヲ受クルニ非サレハ之ヲ鑛區（砂鑛區ヲ除ク）ト爲シ又ハ鑛業（砂鑛業ヲ除ク）ノ爲使用スルコトヲ得ス但シ所有者其ノ他ノ關係人ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

第六條　砂鑛出願地他人ノ所有ニ係ルトキハ所有者ノ承諾ヲ受クヘシ

土地ノ所有者ハ自ラ砂鑛業ノ出願ヲ爲ストキノ外前項ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

第七條　前二條ノ承諾ヲ拒マレタルトキ又ハ承諾ヲ得ルコト能ハサルトキハ出願者ノ請求ニ依リ民政署長又ハ支署長之ヲ裁定ス

第八條　鑛業許可ノ出願ヲ爲サムトスル者ハ所轄民政署長又ハ支署長ノ許可ヲ得テ測量又ハ調査ノ爲他人ノ土地ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ民政署長又ハ支署長ハ之ヲ土地ノ占有者ニ通知スヘシ

第九條　同一地域ニ付鑛業出願人數人アルトキハ適當ト認ムル一人又ハ數人ニ之ヲ許可スルコトヲ得

第十條　鑛業出願地他人ノ鑛區ト重複スル場合ニ於テ異種ノ鑛物ナルトキハ關東都督ハ之ヲ鑛業權者ニ通知スヘシ

鑛業權者ハ前項ノ通知アリタル日ヨリ三十日以內ニ自ラ其ノ鑛業ヲ出願スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ適用セス
第一項及第二項ノ規定ハ豫シメ鑛業權者ノ承諾ヲ得タル場合ニ之レヲ適用セス

第十一條 共同出願人ハ願書ト共ニ連署シタル總代選定ノ屆書ヲ差出スヘシ總代ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ願書ニ總代ヲ表示シテ屆書ニ代フルコトヲ得
總代ハ政府ニ對シ共同出願人ヲ代表ス但シ出願ノ取下、區域增減ノ願出又ハ出願人名義變更ノ屆出ヲ爲ス場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス
前二項ノ規定ハ名義變更其ノ他ノ事由ニ依リ鑛業權者二人以上トナリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 鑛業權者自ラ鑛業ヲ管理セサルトキハ鑛業代理人ヲ選定シ連署シタル屆書ヲ差出スヘシ鑛業代理人ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十三條 鑛業權者ハ名義ノ變更又ハ鑛區ノ增減分割若ハ合併ヲ出願スルコトヲ得

第十四條 鑛業權ハ許可ヲ得テ之ヲ相續又ハ讓渡スル場合ノ外權利ノ目的ト爲

スコトヲ得ス

第十五條　鑛業權者ハ鑛業上必要アルトキハ所轄民政署長又ハ支署長ノ許可ヲ得テ他人ノ土地ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ民政署長又ハ支署長ハ之ヲ土地ノ權利者ニ通知スヘシ

前項ノ通知ノ後鑛業權者ハ其ノ土地ニ關スル權利ヲ取得スル爲土地ノ權利者ニ協議スヘシ

前三項ノ規定ハ豫メ土地ノ權利者ノ承諾ヲ得タル場合ニハ之ヲ適用セス

第十六條　土地ノ使用二年以上ニ亙ルトキ又ハ土地ノ形質ヲ變更スルトキハ土地ノ所有者ハ其ノ收用ヲ請求スルコトヲ得

土地ヲ收用スルトキハ收用ノ時ニ於テ所有權ハ鑛業權者之ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ消滅ス

前二項ノ規定ハ第六條ノ土地ノ所有者ニ之ヲ準用ス

第十七條　土地ヲ使用又ハ收用スルトキハ鑛業權者ハ土地ノ權利者ニ補償金ヲ

支拂フヘシ他人ノ所有地ニ於テ砂鑛ヲ採取スルトキ亦同シ

第十八條 土地ノ使用若ハ收用又ハ補償金額ニ付協議調ハサルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ鑛業權者又ハ土地ノ權利者ノ請求ニ依リ民政署長又ハ支署長之ヲ裁定ス

第十九條 鑛業權者ニハ鑛區使用料ヲ課ス

鑛區使用料ハ鑛區一千坪毎ニ毎年金十錢トス但シ一千坪未滿ハ之ヲ一千坪ト看做ス

鑛區使用料ハ毎年十二月中ニ翌年分ヲ前納スヘシ

鑛業ノ許可アリタル年ニ係ル鑛區使用料及鑛區ノ增加ニ依リ新ニ賦課スル鑛區使用料ニシテ增加アリタル年ニ係ルモノハ之ヲ即納スヘシ

前項ニ依リ納付スヘキ鑛區使用料ハ月割ヲ以テ之ヲ計算ス鑛業許可期間滿了ノ年ニ係ルモノ亦同シ

本條ニ基ク共同鑛業權者ノ義務ハ連帶トス

第二十條 關東都督ハ必要ト認ムル場合ニ於テ前條ノ鑛區使用料ヲ減免スルコ

トアルヘシ

第二十一條　鑛業ニ著手シタルトキ又ハ六十日以上鑛業ヲ休止セムトスルトキハ關東都督ニ屆出ツヘシ休業期間內ニ事業ニ著手シタルトキ亦同シ

第二十二條　鑛業公益ニ害アリ又ハ危險ノ虞アリト認メタルトキハ關東都督ハ鑛業ノ許可ヲ取消シ又ハ鑛業ノ停止、改良若ハ危險ノ豫防ヲ命スルコトアルヘシ

第二十三條　左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ關東都督ハ鑛業ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

一　許可ヲ受ケタル日ヨリ正當ノ理由ナクシテ一年以內ニ鑛業ニ著手セサルトキ若ハ一年以上休業シタルトキ

二　本令又ハ本令ニ基キ發シタル命令ニ違反シタルトキ

三　詐欺又ハ錯誤ニ因リ許可ヲ與ヘタルコトヲ發見シタルトキ

第二十四條　鑛業許可ノ取消又ハ鑛業廢止ノ後ト雖一箇年以內ニ限リ關東都督ハ鑛業權ヲ有セシ者ニ對シ保安ノ爲必要ト認ムル措置ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ命令ヲ受ケタル者ハ其ノ命令ノ範圍內ニ於テ之ヲ鑛業權者ト看做ス

第二十五條　許可ヲ得スシテ鑛業ヲ爲シタル者、鑛區外ニ侵掘シタル者又ハ詐欺ニ因リ鑛業ノ許可ヲ得タル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス過失ニ因リ鑛區外ニ侵掘シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條　第四條若ハ第五條ノ規定ニ違反シ又ハ第二十二條若ハ第二十四條ニ依ル命令ニ從ハサル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條　第十一條、第十二條及第二十一條ニ依ル屆出ヲ怠リタル者又ハ第八條及第十五條ニ依ル許可ヲ得スシテ他人ノ土地ヲ使用シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十八條　鑛業權者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本令ニ依リ鑛業權者ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ鑛業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條　鑛業權者ハ其ノ從業者カ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキト雖自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十條　前二條ノ場合ニ於テハ懲役又ハ拘留ノ刑ニ處スルコトヲ得ス

第三十一條　明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス但シ同法中三百圓以下ノ罰金トアルハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料トス

附　則

第三十二條　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十三條　本令公布前關東都督ニ於テ許可シタル鑛業ハ本令公布ノ日ニ於テ本令ニ依リ許可シタルモノト看做ス

第三十四條　露曆一九〇一年六月十八日發布ノ露國關東州長官命令第三十九條臨時關東州鑛業規則ニ基キ關東州鑛區分界確定證書登錄簿又ハ發見屆(假試掘終了屆)登錄簿ニ登錄セラレ日本政府ヨリ其ノ權利ヲ確認セラレタル者ハ證憑書類ヲ添附シ本令施行ノ日ヨリ一年以內ニ關東都督ニ屆出ツヘシ但シ發見屆(假試掘終了屆)登錄簿ニ登錄セラレタル者ニ在リテハ第三條ノ規定ニ準據スルコトヲ要ス

前項ノ屆出ヲ爲ス場合ニ於テ鑛區カ第四條乃至第六條ニ規定セル地域內ニ在

ルトキハ所轄官廳ノ許可又ハ所有者其ノ他ノ關係人ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス但シ砂鑛區カ第五條ニ規定セル地域內ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十五條 本令公布前ニ私有地ニ於テ鑛業ニ從事シタル者ハ第三條ノ規定ニ準據シ本令施行ノ日ヨリ一年以內ニ關東都督ニ屆出ツヘシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十六條 前二條ノ手續ヲ爲シタル場合ニ於テハ屆出ノ日ニ於テ本令ニ依リ許可シタルモノト看做ス

第三十七條 臨時關東州鑛業規則ニ基キ關東州鑛區分界確定證書登錄簿ニ登錄セラレタル者、發見屆(假試掘終了屆)登錄簿ニ登錄セラレタル者ニシテ日本政府ヨリ未タ其ノ權利ヲ確認セラレサル者及搜索ノ爲露國關東州長官ヨリ土地ノ貸下ヲ受ケタル者ハ其ノ證憑書類ヲ添附シテ本令施行ノ日ヨリ一年以內ニ鑛業ノ許可ヲ願出ツヘシ

前項ノ規定ニ依リ許可ノ願出ヲ爲シタル權利者ハ其ノ地域ニ付他人ニ優先ス

第三十八條 第三十四條若ハ第三十五條ニ依ル屆出又ハ第三十七條ニ依ル願出

ヲ爲サザル者ハ其ノ權利ヲ拋棄シタルモノト看做ス



願屆等に關するもの　關東州鑛業取締規則による願屆書等に關する件は大正二年十一月十三日告示第百三十三號を以つて發表せられたるが、其の內容は願屆書は正副二通を差出すべく、願書に添附すべき鑛區圖樣式左の如し

注　意

一　圖面ハ出願地ノ位置、境界及地形ヲ明示スル目的ヲ以テ調製シ左ニ掲クル事項ヲ記入スヘシ

一　出願地ノ名稱、地目、諸界線(地目ハ山林綠色、原野褐色、田淡藍色、畑黃色、宅地赤色ヲ以テ顯スヘシ)

二　出願地ノ面積(坪ヲ單位トスヘシ)

三　出願地隅角點竝其ノ番號(番號順ハ右廻リニ之ヲ附スヘシ)

四　境界線竝基點ト隅角點間ノ方位及間數

五　不動基點竝其ノ名稱及特徵基點ハ廟(神社佛閣)人家、橋梁、道辻、川股、大岩、土地調查局建設三角點竝圖根點、國防用防禦營造物區域標其ノ他顯著ニシテ移動セサルモノヲ擇フヘシ

六　南北線(三)寸以上タルヘシ)
七　縮尺(三千分ノ一又ハ六千分ノ一ヲ用ウヘシ)
八　出願地又ハ其ノ附近ニ於ケル鑛床ノ露頭及其ノ走向傾斜
九　出願地ヨリ五十間以內ニ於ケル他ノ鑛區トノ關係
十　出願地及其ノ附近ニ於ケル地形
二　圖面用紙、礬水引美濃紙ヲ用ウヘシ
三　圖面ハ鉛筆及「インキ」ヲ以テ調製スヘカラス
四　圖面ハ三通提出スヘシ

關東州石材採掘規則

明治四十年十月府令第五十六號を以つて發布せられたる關東州石材採掘規則左の如し

第一條　關東州內ニ於テ石材ノ採掘ヲ爲サムトスル者ハ本令ニ依リ所轄民政署長ノ許可ヲ受クヘシ

第二條　石材ノ採掘ヲ爲サムトスル者ハ其ノ本人又ハ代理人カ關東州内ニ住居スルコトヲ要ス但シ法人ニ在テハ關東州内ニ事務所ヲ有シ又ハ代表者カ住所ヲ有スルコトヲ要ス

第三條　營業ノ爲石材ノ採掘ヲ爲サムトスル者ハ別記書式ニ準シタル書面ニ各事業設計明細書、借區ノ位置、形狀及坪數ヲ記載セル圖面ヲ添ヘ所轄民政署長又ハ民政支署長ニ願出ツヘシ

第四條　借區地カ他人ノ採掘地ト隣接セサルトキハ六間以上ノ間隔ヲ存スヘシ

城堡、軍港、要港、火藥庫、火藥製造所及彈藥庫ノ周圍三百間以内ノ場所竝要塞地帶内ハ石材ノ採掘ヲ爲シ又ハ使用スルコトヲ得ス但シ所轄官憲ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條　鐵道、公道、社寺境内、公園及墓地内ニ於テ石材ノ採掘ヲ爲スコトヲ得ス但シ官ノ許可及關係人ノ承諾ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條　官有地ニ於テ石材採掘ヲ爲ス者ハ土地使用料トシテ百坪ニ付一箇年金五圓ヲ納ムヘシ但シ百坪ニ滿タサルトキト雖百坪トシテ計算ス

採掘ノ材質ニシテ前項ノ使用料ニヨルヲ不適當ト認ムルモノアルトキハ所轄民政署長又ハ民政支署長ハ關東都督府ノ認可ヲ受ケ特ニ其ノ額ヲ增減スルコトヲ得

公用又ハ公益事業ノタメニ要スル石材ノ採掘ニ付テハ所轄民政署長又ハ民政支署長ハ關東都督ノ認可ヲ受ケ土地使用料ヲ減免スルコトヲ得

土地使用料ハ事業設計書ニヨリ豫定採掘坪數ニ對スル一箇年分ノ金額ヲ納付スヘシ

第七條　土地使用料ハ前年十二月十五日迄ニ初年ニ係ルモノハ月割ヲ以テ許可ノ日ヨリ六十日以內ニ之ヲ納ムヘシ

第八條　官有地借區ノ面積ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特ニ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

一　營業ヲ目的トスルモノ　五萬坪以內

一　自家ノ使用ヲ目的トスルモノ　百坪以內

第九條　石材ノ採掘ヲ營業トスル者ハ每年六月、十二月ノ兩期ニ前月迄ノ事業ノ

經過、採掘高、販路及販賣高ヲ記載シタル書面ヲ作リ所轄民政署長又ハ支署長ニ屆出ツヘシ

第十條　官ノ許可ヲ得スシテ採掘ノ權利ヲ債權ノ擔保トナシ又ハ賣買、讓與其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第十一條　石材採掘ノ許可ヲ得タル官有地ハ他ノ目的ニ使用スルコトヲ得ス

第十二條　石材採掘者ニシテ六十日以上休業セムトスルトキハ所轄民政署長ノ許可ヲ受クヘシ

第十三條　左ノ場合ニ於テハ民政署長ハ石材採掘ノ停止ヲ命シ又ハ許可ヲ取消スコトヲ得

一　危險又ハ公益ニ害アリト認メタルトキ
二　官ノ命令ニ從ハサルトキ
三　許可ノ日ヨリ三箇月以内ニ著手セス又ハ一箇年以上休業シタルトキ
四　期限内ニ料金ヲ納入セサルトキ
五　第二條ノ要件ヲ缺キタルトキ

六　其ノ他ノ官ニ於テ必要ト認メタルトキ

第十四條　許可ヲ得スシテ石材ヲ採掘シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

附　則

第十五條　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條　本令公布前ニ石材採掘ノ許可ヲ受ケ仍引續キ採掘スル者ハ本令施行ノ日ヨリ二十日以内ニ所轄民政署長ニ屆出ツヘシ

第十七條　土砂ノ採取ニ付テハ本令ヲ準用ス

（書式）用紙美濃罫紙

石材採掘許可願

一　何會何屯

坪數何坪　官有地　何坪
　　　　　民有地　何坪

右ノ地内ニ於テ營業（又ハ自家用）ノ爲石材採掘致度候ニ付御許可被成下

度別紙事業設計明細書並圖面相添へ此段奉願候也

原籍

住所

年　月　日　　出願人　氏　　名㊞

民政署長又ハ民政支署長宛

八、關東州鑛物分布概況

關東州に於ける金鑛は老鐵山東麓、普蘭店附近袁家屯、杜家屯等にして、以上は何れも山金なるが、砂金地としては老鐵山麓、金州管內なる上江家屯、亮甲店、黃咀子廟會內等とす。其の山金は普通の裂罅を充塡せる石英脈中に存するものと、接觸作用に基き裂罅を充塡せしものと、母岩中に含金液の浸染せしものとの三樣あり、左れど何れも品位良好ならず。砂金は自然の淘金に基き集積されたるものなるを以つて小仕掛の稼行には適すべし、以上は何れも殆ど全く片麻岩地方に限り產出するものとす。鐵は硅板岩に浸染せしもの多く、風化の結果、褐鐵鑛となり鐵分四

○%内外に達せるもの二三あるも品質優良ならず、且つ鑛量僅少にして採鑛の望少なし、之れを以つて現時一も鐵山を稼行せるを見ず、唯、金州管內なる大魏家屯、小蓮花泡、小南山及び同董家溝會東天子に產する褐鐵鑛は之れを採掘して小野田セメント會社に販賣し居れり。石炭は金州管內董家溝に產するものは亞無煙炭にして、又、普蘭店附近には粗惡なる泥炭を產す、前者は目下稼行中にして後者は土人の防寒用燃料として隨時採掘するを見る。石綿は苦土質石灰岩と閃緑岩との接觸部分に賦存し、品質比較的優良なるも鑛量多からざるが如し、其の產地は金州和尙屯を始として南關嶺驛の西南石灰窰、三十里堡驛の東北周家溝等に產す。重晶石は片麻岩中、或は中生代の礫岩中に胚胎し、共に鑛脈をなして存在し、走向は殆んど一定して南北に近く傾斜急なり、其の產地は普蘭店管內、長山寺會、粉皮墻會、唐家房會、其の他、普蘭店又は金州より貔子窩に通ずる大道の兩側數町乃至數里の間に散在す。鉛鑛は方鉛鑛の形となり重晶石と共に現出せるも、未だ纒りたる鑛量發見されず。窯業原料としての硅岩は硬質にして粉碎に費用を要するも、硅酸の含有九十八%以上に達す。陶土は貔子窩附近、夾河廟會等に產し、耐火粘土は董家溝、

旅順近郊、海洋島、五島等に産す。石灰岩は概して多量に苦土を含有し、苦土質石灰岩若しくは苦灰石となる、其の分布極めて廣大にして、臭水子泡子崖の石灰岩は建築、土工用として盛んに採掘され、又、石灰及びセメント用に供せらる、次に苦灰石は多量に苦土を有するを以つて製鐵所熔鑛爐の耐火原料として使用さるべく、大連管内なる臭水子會椒樹房、甘井子、海猫島に産す。方解石は營城子韓家屯に産す。硅石は州内一帶に多く殊に大連、旅順間に於て大發達をなして分布し、石材、バラス或は硝子、ダイナス、煉瓦等の原料として採掘さる。長石は貔子窩の西方海岸涼水灣附近にペクマタイトの一組成として産出し陶磁原料として採掘さる。螢石は普蘭店管内、長山寺會、上隨家屯附近より産す。石材は片麻岩、花崗岩等にして殊に石灰岩は板狀に剝離し、且加工容易なるを以つて建築用及び土工用に使用せらる。

九、奉天省鑛山概況

(一) 砂金及び山金

滿洲の開發に特記すべきは農業者としての流民及び之を助成したる商人にあ

るは勿論なるが、之れに次ぐものを長白山の東西に割據し私に採金事業に從事せし挖金賊とす。挖金賊は一に金匪と稱せられたるものにして、始め人參採取者が千山々脈や摩天嶺の東北に出沒し、其等の森林にある野生人參を採取し、明末清初に於て最も盛んなりしが、其の產地をば東北して長白山の東西に求めざるを得ずなれり。然るに清朝勃興以後、人參が宗室王公の獨占に歸し、從つて其採參山を區劃し、長白山一帶には何人も立入ることを得ざらしむ、左れど土地廣漠なるを以つて殊に朝鮮に隣接せるを以つて、其の防備周密なるを得ざりき、於是乎、鴨綠江の水路を通路として、山東人の多數は人參私掘をなすに至り次いで砂金掘りの有望なるを知り之に從事するに至りたるものとす。

香爐碗子（海龍縣）

海龍縣下、北山城子大邑より柳河縣に達する街道上、北山城子の東南三十五支里、柳河縣の西々北二十五支里の香爐碗子小字頭道溝は金鑛及砂金地にして、大車の來往自在にして交通至便なり。本鑛は今より九十餘年前即ち道光初年に於て山東移民により先づ砂金發見され、二十年春に至りては鑛丁五千人を超ゆるに至り熱鬧を極めたりしが光緒元年に至り封禁さる、明治四十二年

に至り唐家楨が白耳義技師を聘し之れを調査せしめしに香爐碗子金鑛の外、二八石、三八石の砂金採掘權を得て之れが採取に從事したるも是れ亦封禁されたり、同年十二月北淸鑛務公司代表者軻某は淸、英、米三國人の合併經營をなさんとして出願し明治四十三年五月之れが許可を得たるが英米技師實地踏査の結果見込立たずとて、之れが計畫を進捗せず有耶無耶の間に葬りたりしも、大正元年十二月には馮國棟試掘權を得、直ちに興國公司を組織し大正二年三月より著手せり、一時鑛丁二三百人を使役したりしが今は三四十人にすぎず、甚だ大不振の状態なりといふ。其の收用鑛區は約我が二十萬坪にして、鑛床は石英斑岩中に於ける龜裂を石英脈を以つて充塡して生じたるものにして、充塡鑛卽ち鑛脈たり、其の幅四尺乃至二尺にして金は其接觸面に於て一寸乃至四寸の縞狀の構造を呈せる石英中の硫化鐵鑛と伴ひて現出す。鑛脈は大部分、石英斑岩中に在り、頭道溝の溝源東側の山體に於て最も多く發達せるも西側の連岳及び二道溝の上流域に至つては多少の鑛脈片痲岩中に存在するのみにて、之を前者に比すれば微々たるものとす。舊坑は全部崩壞して入るべからざる狀態たり。採鑛所は胡蘆綫、火燒磧、半截綫、黃泥洞、老龍

上の大把兒にして、其の後者によるものは一、二人の小把兒なり、竪坑は方二尺五寸にして深さ二十尺あり、外に約一間を隔てて同形の竪坑を鑿ち排水用に供し坑底を接續せしめて以つて作業に便にせり。下磧に在りては一鍫六百五十斤より約一厘五毛の砂金を洗汰し一日六回にて約九厘の產金なるが、上磧に在りては鑛丁普通二名にて一鍫五毛一日四鍫卽ち二厘の砂金を淘出し得るとのことなり、之れを換言すれば上磧に在りては一噸の砂子より砂金一厘三毛、下磧よりは二厘六毛を得らるる譯なり。砂金の形狀は鱗片狀のもの多く、品位は比較的良好にして千分中約九〇〇、四を有せりといふ。

草河口（鳳城縣）　鳳城縣草河口附近に於て砂金地を發見され、同地の李景和といふもの同志を鳩合して資金を募集し之れが採取をなさんとして、財政廳に出願せしが、民國五年十月六日附を以つて許可指令されたり。

石河溝（興城縣）　興城縣西大磐嶺石河溝の金鑛は淸朝時代の發見に係かり、一時盛んに採掘されしも其後中絕したりしに、民國五年に至り于賛廷といふものの六萬元を投じ、之れが再興を計り、同年春財政廳に出願せり。

大廟溝（通化縣）　大廟溝は通化縣城の南方十五支里强の地に在り、通化より渾江を渡り王八脖子を越ゆれば大廟溝の溪流に入る處に於て刁條背附近に存在す、左れど主產地は大廟溝の一支流に屬し、馱馬道溝嶺を越へ道溝嶺に達する本街道上二畝村落附近に在り。其の地質は古生代硅岩及び結晶質石灰岩を以つて片麻岩を被覆し、王八脖子にては石灰岩東々南に三十度傾斜せり、二畝地にては白色を呈せる硅質石灰岩に鑛脈を賦存す。鑛床は其等の硅質石灰岩に在りて赤鐵鑛及び褐鐵鑛をも產し、鑛脈は甚だ不規則にして膨縮現滅常ならず、恐らくは下部に於て漸次硫化物となり黃鐵鑛の如き鑛物に變化せるものと察せらるとなり、今其の金鑛につき滿鐵地質研究所に於ける分析の結果を擧ぐれば左の如し。

金	一、四〇〇（十萬分中）
銀	〇、〇四六（一千分中）
鐵	二六、四七一（百分中）
燐	〇、一〇三（百分中）
硫黃	〇、〇四五（百分中）

二畝地には又到る處の溪流に砂金を產す。其開採せられしは今より五十年前にして奉天鑛務總局之を監視し一時盛んに稼行したるも收金量の少なきと、湧水量多くして殊に數次洪水の害を蒙りしため中止せり、其の後、劉、溫、孫、馬等各自鑛區を有し稼行せしが、民國四年一月通化縣城內の姬潤澤及び德順隆等發起となり、德裕金鑛公司を組織し、民國五年八月採掘の許可を得て之に從事せり。德裕公司は更らに計畫をなし、通化縣城を南に距る約八十支里、桓仁縣界に隣接せる報馬川及び二畝地等の附近に山金、砂金共に多きに拘らず、鑛石の運搬困難にして駄馬を使用せざるべからざるを見て、支那式精煉所を設置し、原鑛のまま買取り碾子卽ち磨鑛器數箇を備へ水力を利用して碎鑛し之れが精煉をなすべく、其の經驗ある朝鮮人崔某を傭入れて之れに從事せり。

石河寨（本溪縣）石河寨は連山關の西方十五支里の地にして、東石河寨、西石河寨の兩部落に分かれ、產地は西石河寨の東南を流るる石河の本流たる河床なり、交通は頗る便利にして連山關へは坦々たる平道なり。其砂金層は上部の礫層とは境界比較的顯著にして地表より四尺乃至五尺に達し厚さ約一尺ありて帶褐暗灰

色の細かき砂礫層とす、左れど下流なる張家堡子附近に至れば其の採金容易にして單に河岸の砂礫一尺內外を採りて淘汰するにすぎざれど其の含金頗る不規則なり、上流は太陽嶺附近にも砂金層あり採金せるが、其の間連續せるや否やは不明なれど張家堡子より太陽嶺までは其の距離三十五支里に達せり。砂金の形狀は鱗片狀にして粗粒のもの稀れに、色澤稍白色を帶べるを見れば銀分多く純度稍下れるなるべしといふ、張家堡子附近は含金量極めて貧弱にして十万分の一內外なるが太陽嶺は稍多量なりといふ。沿革は詳かならねど今より二十年前に李容貴といふものあり、一日五人乃至八人の苦力を使役して二箇月間採取したるも收支償はずして失敗したるが、其の後、李容貴は再び採金を計畫し、民國五年十月之れが採金に著手し、幅十尺長二十尺、深さ五尺を掘下げ幅四尺長さ百五十尺の小溝を設け以つて湧水を本流に導きて排水を行へり、當時使役せる苦力の數は九人にして、其の內、一人は把頭、六人は採金夫、二人は淘汰夫なりしといふが、五十斤入の筐十二箇を一鑿にて處理し、一日十鑿乃至十二鑿を淘汰すべく、今其の三日間に於けるものを聽くに初日に於て一匁を收め二日は一分にして三日は七八分にすぎざりし

となり。又、土人の農閑を利用して採金するものは張家堡子の石河渡渉地附近に於てし、其左岸に於ける水邊の砂礫を採掘し、鑿を施さず直ちに簸箕にて處理せり。以上の採金者は何れも私掘にして正式の手續を經て鑛區を獲得せるものにはあらざるなり。

轉灣子(莊河縣)　土門子より東北二里餘を隔つる溪谷に在り、一工嶺の東方に當る、附近の地質は粘板岩及び硅岩より成り、粘板岩は北東に在り東南に二十度の傾斜をなし、石英脈之れを貫き、五尺乃至七尺の幅を有するもの最も廣く、其の他、二條の鑛脈、左右にありて直立す、鑛石の品位は〇、〇〇〇一なりといふ。

老白山(蓋平縣)　老白山は蓋平縣に在り、水門子廟の西三十支里に在り、丘陵の間に屹立して山軸東西に走る、其の西に聳ゆる山頂を白山廟と稱す、山の北方は其の傾斜緩にして溪谷多く殆んど南北に走り大塹溝、呂家溝等と並行して大沙河の水源をなし、南方は傾斜急にして溪谷少し、地質は片麻岩系に屬し、解閃麻岩と角閃剁岩等より成りて東北に走り、西北三四十度の傾斜をなし、三條の石英脈を藏す、其の幅約一尺餘にして北六十度東或は東西に走りて直立するものあり、鑛石の含金

量多からず。

盤道嶺(岫巖縣)　小灣溝の西南十五支里を隔つる盤道溝を南に登れば盤道嶺に至る、嶺の高さ五百米突にして其の山軸は東北より西南に走り、南側は琵琶溝の盆池にして其の形琵琶に似たり、三面山を以つて圍まれ、南北の廣さ約十四五町に亙り、東西に狹く溪谷爲めに細長くして流水依々として馬家堡に至り小洋河に合す、鑛床は石英脈を以つて角閃片麻岩を貫き、山頭五百米突の山腹には石英脈の大露頭顯はれ其の幅二間半に達すといふ。

官才溝(莊河縣)　老金山脈の西に當り莊河を隔つる東一里にして、代家溝を經て南の方海岸に達す、地質は硅岩及び黝色の粘板岩より成り、其の河床に淘金の跡あり、硅岩礫層を掘りて淘金せば金の存在を認め得べしといふ。

六道溝(安東縣)　安東停車場より南約十五支里の地點に六道溝あり、産金地なり、安東より坦々たる大道にして交通便利なり、其の鑛床の胚胎せるは安東より大孤山に通ずる街道の右側なる丘地なり。附近を構成する地質は片麻岩にして、カンブリアン系の硅岩之れを被覆し、東北四十度の走向を有し東南に急斜せり。鑛

床は其等の硅岩を裂罅せる處に充塡されしものなり、調査せし技師の說明によれば大なる鑛床とは推定されざれど鑛石の品位其の他に於て猶ほ顧みるの價値ありといへり、今、滿鐵地質硏究所に於ける分析の結果を擧ぐれば左の如し。

第一號

金　〇、七(十萬分中)　銀　〇、〇二(千分中)

第二號

金　〇、三(十萬分中)　銀　〇、〇一一(千分中)

七甬碑(岫巖縣)　七甬碑の砂金地は岫巖縣の東北端に在り、海城を距ること東方百四十支里、朱家溝と稱する部落一帶に散在せり、光緖二十年朱某始めて採金業に從事し、一時は五六百の苦力を使役して盛んに採取したりしも、現今は百二三十人の採金夫を使役せり。　其採金地は哨子河水源の一部をなし、西北に約五百米突餘の急峻なる小岳を控へ南北に蔓る、其の間に於て一條の小流を成し、七甬碑附近に於て哨子河と會流せり、此の間約二十町餘の處卽ち是れ砂金地として稼行せしものにして、其の下流より漸次上流に溯りつつあり、現今稼行せるは殆んど山麓に

接近して三箇所あり。砂金層は現在稼行せる處にて地下二三十尺の地點に介在せるものの如く、直徑三尺餘の斜坑を穿ち、砂金層に達し盛んに亂掘せり。坑道は狹隘なるを以つて十二三乃至十四五歳の小兒を使役し、二人一組の制にて柳製の筐子を以つて坑外に搬出し、水流の便なる地點に於て一般的比重撰鑛を行へり。使役せる苦力は日給制度にあらずして共同組織をとり毎月の利益を等分す、名義人或は把頭等は食料品並びに日用品を供給し、尚又採集せし砂金の處分等をなし、其の間に相當の收益を收めつつあるものの如しと云ふ。

秋木園（安東縣）

秋木園金鑛は蛤蟆塘驛の東西四五支里、安東の西北に當り元寶山の北方に於ける小岳に金鑛脈の露頭あり、蛤蟆塘驛に下車して線路に沿ひ二支里ほど行き南折して秋木園の溪に入れば直に該産金地に達すべし。地質は著しき剝性を有する片麻岩にして、其片麻岩中に鑛床あり、鑛脈は東北西南に延長し、更らに西南部に於ける一條の脈は約南北に延ぶ、其の露出面廣からざる故に脈幅及び延長等明瞭ならざれど、百五十尺位の小丘なれば大なる鑛床は望み難しと云ふ。今其の分析したる成分量を記さんに左の如し。

金　〇、八(十萬分中)　　銀　〇、〇七二(千分中)

報馬川(輯安縣)　通化の南九十支里にして新開河の支流たる報馬川の水源に近き山地あり、東に向つて南老爺嶺山脈の餘波蜿蜒として連亙し、南には新開河滔滔として流れ渾江に注ぐ、交通は新開河の沿岸を西下すれば道路平坦にして最も便利に且つ渾江の水運を利用するを得るなり。鑛床は報馬川を挾み北側及び南側の山腹に露出せり、鑛床附近の地質は花崗狀片麻岩角閃花崗岩等にして鑛床は後生鑛床に屬する裂罅充塡鑛脈なり、鑛脈は三條あり約二百四十間又は三四十間を隔て互に相並行し共に走行二十度傾斜六十度なり。民國元年、江雲章、鑛業權を獲得して華昌公司を組織して資本銀五萬圓を投じ、日に百名近くの鑛丁を使役し採鑛に從事せしが、其の採鑛は露頭より各所に掘下て採掘しつつあるも、其の方法不完全なるを以つて排水及び運搬等に窮し、下部に稼行する能はず從がつて上部に於て亂掘するがため、其の鑛量日に減少しつつあり、含金品位は十萬分の六七を下らざるべしといふ▼砂金　砂金の洗汰せし區域は報馬川を中間として西側とす、其の延長は約七支里に亙り居るを見る、土人の言によれば數十年前より今日に至

るまで連續して稼行せりといふ、其の砂金層は漸く採取し盡し現在は水源に近き處の一部分即ち七八間の處を採取し居るにすぎず、其の含金率は約七十五%位なりとす。

大楊木杆子（寬甸縣）

大楊木杆子は寬甸縣小蒲石河口市街の西北六支里にして大楊木杆子溝の東側山頂に金鑛床のあるを見る、安東よりは東北二百四十支里あり、鴨綠江を溯上して至るを得べく、或は朝鮮私倉里より鴨綠江を渡れば對岸小蒲石河口に至るを得べし。鑛床附近を構成する岩石は片麻岩にして東部一帶は角閃片麻岩なれど西部は一般に花崗質片麻岩なり、鑛床は巨晶花崗岩質石英脈を以つて貫き鑛脈の南部は約南北に走るも北方は稍〻西に偏し一般の走向北二十度にして東方に傾斜せり其の延長數百間なり、更らに支脈として西北に走れるもの二脈あり、主脈にありては二三尺より五六間に及び支脈は五六尺なり。民國三年朝鮮人によりて同溝に於ける砂金を發見せられ、其朝鮮人は直に其の年の六月より約三箇月間七八十名の苦力を使役して採取されしが、支那官憲よりの故障にて中止せるが、民國五年數名の朝鮮人亦之れを採取せしも數日にして中止せり、彼

等は此砂金採取の傍ら金鑛探檢を怠らざりしが遂に同溝の東山頂に於て金鑛を發見し私掘せしも、支那官憲の故障により中止せりといふ。

崗山三道溝（通化縣）　通化の西南十二餘支里、懷仁の東北十餘支里の地に崗山三道溝の砂金地あり、此等溪流の稍緩るく流るる地域には掘起洗汰したる跡あり、既に灌木茂りて洗金後多くの歲月を經へたるを思はしむ、土人の來りて採取せんと計畫するものあるも再三洗汰されし殘滓なるを以つて何れも中止するを常とす。

小廟溝（通化縣）　民國四年、通化縣城南小廟溝にて山金鑛を發見し德裕公司が其筋に出願し將に許可を得て採掘せんとするや同地の溫某が故障を申立て自己の發見なりと主張せしを以つて遂に訴訟沙汰となりしが、支那官憲は種々調査の結果之れを封禁せり。

萬寶蓋子（寬甸縣）　萬寶蓋子は鴨綠江岸に在り、安東より三百五六十支里の上流寬甸縣管內とす、萬寶蓋子溝內より溪流を北方に溯ること四五支里にして、其れより更に右に折て小溪を辿りつつ溪谷の盡る處に至れば其處に金鑛產地あり。

鑛床は裂罅塡充脈にして硅岩層中に胚胎せり、露頭部は各所に坑口を開き石理の間に浸透せる酸化鐵の著色鑛染を追うて謂ゆる狸掘を施し、石理の消失と共に廢止せる舊跡を存せりといふ。此金鑛の發見は今より三十年以前に在りたりとのことなるが、今より十八年前支那人によりて苦力二三十名を使役して約三箇年間採掘し、其後數年にして朝鮮人稼行したることあり、何れも不結果にて休止せり。

帽兒山頭道溝(臨江縣) 臨江縣帽兒山頭道溝は帽兒山より北方通化街道に沿ひ、頭道溝の溪流中、三道陽岔、約四邦里の間及び帽兒山より二道溝に沿うて上ること約一里の間に分布せり。

東梨樹溝小嶺子(長白縣) 長白縣東梨樹溝小嶺子の金鑛は同縣の黄万青、趙選三等の發見に係かり、之れが採鑛をなせしに鑛量豐富にして含金量亦多しとのことに資金二万元を投じ、之れが採掘をなさんとして民國六年財政廳に出願して許可を得たり。

和尚溝及び石人溝(本溪縣) 太子河上流域廠より二十支里乃至三十五支里に、杉松河あり、同河流域の砂金床にて最も著名なるは和尚溝及び石人溝とす。

何れも道光年間に採取せしことありしが、其の後中絶し、七八年前に域廠商務會に於て經營せしも失費多くして是れ亦中止せり、本流域の砂金は有望なるも其の方法宜しきを得ざるがため皆失敗せるものの如し。

化銅溝（復縣）　熊岳城の西南五邦里なる李官村の西方約二邦里に化銅溝と稱する處ありて金鑛及び砂金あり、金鑛は民國三年張樹仁許可を得て開採せしが、民國五年に至りて其の許可を取消され、爾來稼行するものなし、砂金地は毎年夏期に至れば土人淘金に從事するを常とす、民國三年には數十名の朝鮮人來りて採金せり。

柴河堡（鐵嶺縣）　鐵嶺の東五十支里なる柴河堡と稱する部落より東西約十支里を隔てて柴河を挾み東西に分かる、其の東にあるを牧養正と稱し、西に在るを平石門と稱す、卽ち是れ砂金地なり、平石門に於ける第四期層の粘土及び薄き砂礫層は十尺乃至三十尺の厚さを有し、其の第四期層と基盤たる粘板岩との間、若しくは基盤中に砂金を胚胎す。　牧養正の地層は粘板岩、硅岩及び石灰岩の岩片より成れる砂礫の累層より成り十尺乃至二十尺位あり、其の砂礫層には砂金を胚胎す、又、基盤たる粘板岩上にも砂金を存す。　以上、砂金地に於ける含金率は六七百斤の鑛砂

中より淘汰して平均五六分の金を得るといふ。民國三年頃は鑛丁の數四千人に上り一日の產金額四五百匁に達せしが、其の後、柴河の氾濫したるにより採取地を破壞され、各稼行者何れも多大の損失を蒙りて休止せり、唯、水利公司は民國五年夏期に至るまで事業を繼續し、最初より約六萬元の產額を得たりといふ、其の他、民國五年秋の末まで繼續せるは鐵嶺の邦人福原金一が支那と合同したる開源公司なり。現時は平石門に於て少數の小把兒等が殘骸の鑛砂を再淘汰しつつあるのみなり。次に柴河堡の金鑛を記さんに、地質は片麻岩及び寒武利亞紀の硅質石灰岩及び粘板岩より成り、角閃岩及び玄武岩を以つて之れを貫き、其の角閃岩と石灰岩との接觸部に鑛脈を成生し、其の幅三尺位のものあり、含金品位は萬分の一、八位なりといふ。

鄧家莊(莊河縣) 莊河の東北十八支里にして墩臺山の東麓に在り、地質は片麻岩及び硅岩より成り、砂金山、墩臺山東麓の耕地は石英及び片麻岩を含める褐赤色砂質の土壤にして、其の土壤中に鑛床あり、地表より六七尺を掘下ぐれば謂ゆる砂金層に達す、其の層の厚さ一尺餘ありといふ。

老金廠（莊河縣）　鄧家莊の產金地を距ること二邦里にして、莊河の東約二里なる老金山西南麓の一部落なり、其の地域內に在る砂金地は東金廠、啞吧溝、嬌家溝、西金廠を以つて主なるものとす、地質は硅岩、粘板岩より成り、其等の粘板岩及び石英片を交ゆる褐赤色粘土中に砂金を胚胎す、或は粘板岩の層上に沈積するものもあり、土砂を淘すれば砂金を得らるるなり。

棒棰溝（岫巖縣）　岫巖より莊河に通ずる一驛に新店あり、其の新店を距る一里半にして溪流に沿うたる一寒村あり、卽ち棒棰溝にして金鑛あり、鑛床は林家堡の上流二丁程にあり、石英脈中に多量の黃鐵鑛を含めるもの北二十度西に走り、西南に四十度の傾斜をなす、尙、澤を越へて一丁程に鑛床あり、其の幅三尺四寸を有し、含金品位は百萬分の〇、四なりといふ。

翻車溝（岫巖縣）　翻車溝は岫巖縣に在り、一小嶺を隔てて棒棰溝と相對す、鑛床は角閃花崗岩を貫ける石英脈にし　溪谷の頭部四五百米突の高地に露はれ傾斜して鑛脈をなす、其の幅三四尺にして延長三百尺餘に達し、黃鐵鑛を含有す。　其露頭の鑛石を分析したるに金の反應著明にして銀は十萬分の〇、八乃至二、〇ありし

といふ。

釣魚臺（寛甸縣）寛甸縣の釣魚臺は金鑛にして民國二年、候靖壽が鑛區九百三十畝開採の許可を得たるものなり。

寶蓋山（寛甸縣）寛甸縣の寶蓋山には金鑛あり、民國二年、張尙又、鑛區七百二十畝の開採許可を得たるものなり。

南洋溝（寛甸縣）寛甸縣の南洋溝には金鑛あり、民國三年、楊雲慶が鑛區六百畝の開採許可を得たるものなり。

松樹溝（岫巖縣）松樹溝は岫巖の西八里にある前窪塘の小字にして、西北黄嶺を越ゆれば其の距離三里にして岫巖蓋平街道に當れる梁家店に達す、鑛脈には黄鐵鑛の結晶散點し又、輝鉛鑛を混在す。松樹溝の東にある小鑛洞子溝にも鑛脈あり黄鐵鑛を含有す。其の鑛石を分析したるに金の反應著明にして銀は十萬分の七、〇ありしといふ。

金廠溝（岫巖縣）金廠溝は萬福庄の東北約六邦里薛家屯より畢利河の支流に沿ひ約三邦里の上流にあり、鑛床は金廠溝の東北約七町の山腹菩薩廟の上にあり。

片麻岩と花崗岩との接觸部に鑛脈を胚胎す、其の鑛石を分析したるに金十萬分の〇、二にして、銀は十萬分の〇、五五ありたりといふ。

鑛洞溝(岫巖縣)　畢利河の上流に沿ひ萬福庄より岫巖に通ずる街道の一部落に鑛洞溝あり、薛家屯より一里半とす、舊坑二あり、其の鑛石を分析せしに金は十萬分の〇、〇五にして銀は十萬分の三、七六なりしといふ。

碑碣溝(寬甸縣)　寬甸縣碑碣溝に金鑛あり、民國三年六月、朱慶雲鑛區三十方里を許可を得て開辦せり。

灣溝嶺(寬甸縣)　寬甸縣の灣溝嶺には金鑛あり、民國三年六月孟績生、鑛區二方里の開辦許可を得たるものなり。

老孤砬子(寬甸縣)　寬甸縣老孤砬子に金鑛あり、民國四年二月、曹霖、千七百八十畝の開辦許可を得たり。

大河套(莊河縣)　大河套は莊河縣にあり鄧家莊の東約一里餘に在り、大河套河流の河岸砂質土壤四尺餘の下に灰色粘土二尺餘あり砂金を胚胎す、又、褐赤色砂質粘土より成れる九寸位の砂金層片麻岩の上に在りといふ。

東北窪（莊河）莊河を距る東方約三里にして老金山の東に東北窪の砂金地あり、地質は片麻岩及び硅岩より成り鑛床は砂質土壤中に含まれたる砂金にして、何れの砂層にも多少の金粒を存在し、此附近到る處に採取したる跡多し。

八家子（鐵嶺縣）開原縣管內なる北山城子の西百二十支里、南山城子の西北九十支里に八家子砂金地あり渾河の支流なる柴河の上流とす▼井家溝、孟家堡子區域▼目下五組の班兒あり一箇月十二三匁の收金あり▼大候家窩勾乃甸子區域▼目下數組の班兒あり一日一組四分乃至六分の收金あり▼大金廠區域　目下數十組の大小班兒あり一箇月一組の收金五匁乃至十匁ありといふ。

五鳳樓（興京縣）興京の東北十五里にして英額城の東南四十八支里に在り、金廠嶺より發する南林子溪流に沿ふ、地質は凝灰質砂岩、礫岩、粘板岩の累層にして其の累層中に暗紅色粘土を充塡する所あり、卽ち此粘土中に金粒を存す、其の平均十萬分の一乃至二を得べしといふ。民國六年二月、張有魁が鑛區五十畝の開採許可を得たるものなり。

灣甸子（興京縣）興京の北八十支里にあり灣甸子河に沿ふ、地質は花崗質片麻

岩、角閃片麻岩より成り、砂金層は溪間に堆積する沖積層にあり。

黑島（莊河縣）　黑島は莊河縣に在り、靑堆子の南海中に突出したる半島にして、其の半島に吳家屯、樓山、楊子窪兒、扇子石等の砂金地あり、吳家屯及び楊子窪兒の溪谷は花崗岩及び前塞武利亞の硅岩及び粘板岩相接觸し、其の接觸したる部分並びに花崗斑岩の分解したる土壤中に砂金を有し、其の粒稍大なり。樓山及び扇子石附近は多く海底沈積に係るものにして、同地附近は前塞武利亞の硅岩及び粘板岩より成れり、砂金は多く海底の下一尺乃至四五尺の土砂中に在りといふ。

候家屯（莊河縣）　候家屯は莊河縣に在り鄧家屯の東方三里にして吳家屯の西一里半に位す、耕土の下、三尺位は硅岩礫と同岩の稜角ある片塊及び小さき硅岩片の混雜せる砂礫層にして其の厚さ三尺に達し、其の下層は粘土及び褐赤色の土砂にして、其の褐赤土の中に砂金あり、其の粒大にして時に白金を伴ふことありといふ。

四棵楊樹（鳳城縣）　四棵楊樹は鳳城縣に在り通遠堡より東南三十五支里とす、其の砂金地は夏期のみ之れを採取す。

弟兄山（本溪縣）　弟兄山は本溪縣にあり、草河口の北六十支里にして、其の砂金地は夏期のみ之れを採取す。

李家堡子（岫巖縣）　李家堡子は岫巖より土城子に到る街道に沿うて流るゝ溝達河の南岸に在り、小洋河を距る約二里に位す、地質は石英脈が雲母片麻岩を貫きて其の東西に走るものは其の幅二尺に達し、南に傾くもの三條あり、其の幅一尺乃至二尺にして黃鐵鑛を含む、其の附近の二道溝なる溪谷にも一尺乃至二尺の石英脈あり、鑛石の品位は僅かに金の痕跡を認むるにすぎず。

狗句子（鐵嶺縣）　鐵嶺より海龍城に至る道路に當り、鐵嶺の東南三十七里、鐵嶺河と渾河支流との分水臺地に發する溪流に在り、地質は花崗岩を以つて花崗質片麻岩及び黑雲母片麻岩より成れる地層を貫き、其の臺地より流るゝ溪流に砂金床ありといふ。

平頂山（興京縣）　興京縣にある砂金地にして、民國四年七月、劉紹廷、鑛區千八十畝の開採許可を得たり。

夾山子（興城縣）　夾山子は砂金地にして興城縣に在り前淸の洪憲元年二月よ

り開採許可されしものにして、其の鑛區は五百三十七畝あり、鑛業人は明德公司にして代表者を馮金生となす。

下關河（海城縣）下關河は海城縣に在る砂金地にして民國三年、谷金聲が鑛區六百五十二畝の開採許可を得たり。

砂鐵河（海城縣）砂鐵河は海城縣に在る砂金地にして、民國三年、谷金聲が鑛區二百六十畝の開採許可を得たるものなり。

轉灣河（海龍縣）轉灣河は海龍縣に在る砂金地にして北山城子の西七十五支里なり、民國四年、樊廷楊が鑛區百八十畝の開採許可を得たるものなり。

文家大嶺（鳳城縣）文家大嶺は鳳城縣に在る砂金地にして民國五年八月、曲允明が鑛區二百二十六畝の開採許可を得たるものなり。

楊家溝（海城縣）海城縣下英阿楊家溝は民國三年四月、田雨時鑛區六百五十二畝の開採許可を得たる金鑛なり。

小石橋（海城縣）海城縣鄧家臺小石橋は金鑛にして田雨時が民國三年四月、鑛區五百八十畝の開採許可を得たるものなり。

柳樹溝（海城縣） 海城縣炒鐵河柳樹溝は金鑛にして民國三年田雨時が鑛區二百五十九畝の開採許可を得たるものなり。

火茸溝（鳳城縣） 鳳城縣中道火茸溝は砂金地にして民國五年八月、曲允明が鑛區百四十二畝の開採許可を得たるものなり。

三家子（鐵嶺縣） 鐵嶺の東八十支里大寨子後山に在り同村民吳鳳楊の發見したるものなり、一に大寨子金山として知られ、黑色板狀泥灰質石灰岩中に閃綠岩の迸發を認め其の接觸部分に於て數箇所紡錘形の洞穴あり、長軸三尺餘に達し、嘗て高麗民族の探掘せしものなりといふ、尙ほ百米突を隔りたる東方に於て延長百間幅四間乃至五間の石英脈あり殆んど立層をなす、其の脈中二尺許の間、硫銅鑛、黃銅鑛及び其等の風化によりて生じたる孔雀石藍銅鑛の鑛染あり、若し撰鑛を施さず此二尺の鑛脈を平均せば貧鑛となること明かにして、試掘の結果、果して富鑛帶に達するや否や固より不明なるも、急傾斜なるを以て含金鑛石の隨伴し來る場合の外は稼行に多額の費用を要し試掘に困難を感ずべしといふ。發見者たる吳鳳楊は民國四年五月下旬採鑛に著手し、十二月中旬までに鑛石五百餘斤を採掘し休山

せり、民國五年五月に至るや呉は亦もや坑内試掘に著手せるに投資者と稱する日本人との折合纒まらざるため今に其の儘にして沙汰やみとなれり。

小林庄（撫順縣）　撫順縣下、小林莊に於ける金鑛は徐某の發見する所に係り、民國五年採掘を出願し、其の後許可の指令ありたるが其の鑛區は五十支里に及ぶといふ。

二道溝（撫順縣）　撫順城南二道溝にて金鑛を發見したる王玉亭は民國五年採掘出願し其後許可指令されたり。

大高嶺（遼陽縣）　遼陽縣大高嶺の金鑛は大正六年四月、日本人某が支那人と合同にて開掘しつつありしが支那官憲より作業を中止され、今に其の儘となり居れり。

廟溝（興京縣）　興京永陵街の廟溝金鑛は劉漠臣より採掘を出願しありしに民國六年六月許可せられしを以つて普利金鑛公司を組織し、之れが採掘に從事せり。

三義廟（鳳城縣）　鳳城縣三義廟は金鑛にして民國五年九月、曲允明が鑛區四百二十六畝の開採許可を得たるものなり。

石道口(蓋平縣) 蓋平縣石道口に砂金地あり蓋平の南方三邦里に位す、現今は休止せり。

碑坊(蓋平縣) 蓋平縣碑坊に金鑛あり、蓋平の東北二邦里に位す、現今は休止せり。

二 砂金地及び金鑛所在表

(イ) 瓦房店附近

砂崗、草甸子、龍潭溝(得利寺驛西北二十町)

(ロ) 熊岳城及び蓋平附近

化銅溝、碑坊、石道口、灣甸子、老白山、張家窰、皮斑子溝、姜家溝、馬家屯、窩々溝、

(ハ) 海城附近

大臺溝、馬風屯、梨樹溝、花兒峪、牌樓屯、毘盧寺、傅家溝、大坎子南溝官河溝、楊家南溝東南官溝、馬風屯北溝土中溝官家溝、嶺爽空頭道溝、二道溝、

三道溝、嶺爽空西北宮家溝、石門嶺宮山名頂山、英窩、馮家溝、石門嶺、白石塞、土牛溝、什子溝、盤溝嶺、柳樹溝、小石橋、下英阿楊家溝、砂鐵河、下關河、

(ニ)　岫巖及び莊河附近

三家子附近(朱家溝高官嶺岳山香爐溝)、金廠、古龍山、魯家堡子、石胡堡子、三道河、金線溝、喜鵲嶺、蘇子溝、孤山子、瓦房店、湯池河　松樹溝、黃石嶺子、龍王窰、鐘家堡子、三道河子、七甬碑、棒棰溝、翻車溝、松樹溝、鑛洞溝、李家堡子、頭道溝、鄧家莊、候家屯、東北窪子、候家屯、黑島、大河套、老金廠、東北窪、轉灣子、官才溝、盤道嶺、

(ホ)　鳳凰城附近

北歲子、北二道溝(靉陽門邊附近)、小黃溝、馬鹿甸子、下草河、通遠堡、朱家溝、高麗門、張家堡子、鳳凰山、金山溝、四臺子、四門子、葦山河、白水寺、何家堡子、火茸溝、四棵楊樹、草河口、文家大嶺、三義廟、

(ヘ)　本溪縣地方

金坑、平山溝、黄柏峪、杉松峪、草河掌、錯草峪、歲子、楊木溝、山咀子、鋪石河、連山關、水洞溝、三道溝、四道溝、于溝子、套岫峪、艾家堡子、溝門子、瓦房、四砌子、岔路子、塔溝、下馬塘、李家溝子、華家溝子、石蛤寨、萬雨河、山灰廠、弟兄山、和尙溝、石人溝、石河寨、小堡、松尙溝、杉松河、沙松河、凋廠、金斗峪、

（ト）鐵嶺附近

柴河堡、井家溝、孟家堡子、三家子、大候家窩、句乃甸子、大金廠、猴兒石、一面坡、五溝頭、焦兒溝、狗甸子、太平溝（撫順の東北約八里）、廟兒嶺、小林庄（撫順縣）、二道溝（撫順縣）、

（チ）海龍附近

香爐碗子、三八石、二八石、轉灣河、大淸水溝、小灘平、東北岔、三合頂、黑石頭、朝陽溝、吊驟溝、小梨樹溝、雙橋子、小控河、

（リ）興京附近

廟溝、黑牛河、小樹河沙河子附近、老虎林子、灘州山綠家溝、灣甸子、五峯

樓、五鳳樓、石廟子碾盤溝、外干河小北溝、吳金狄洛、八家子娘々廟、鳳倒樹子溝、彰木火洛、南夾河、八寶溝、牛拉嶺、小東河、芍葉溝、白石砬子、平頂山、金倉嶺、甲牛、灘川、廟兒溝、

（ヌ）遼陽附近

齊寡婦溝、上下萬溝、鷄瓜山、六道山、黑山、桑家臺、砂金溝、阿金溝、石河寨、龍洞溝、高長嶺、商家臺、鷄頭峪、大高嶺、

（ル）安東縣附近

湯池、大沙河子、南葦塘、銅鑛嶺、北葦塘、紅石拉子、秋木園、

（ヲ）寛甸附近

萬寶蓋子、安平河、太平哨、下金坑、碑磖子、古樓子、不盃溝、蒲石河好秋地、篙子溝、南吊幌子、羅仙甸子、大坎川、三道杉松、太平溝、南股河、小荒溝、別古河、夾皮溝、下路河、碾子溝、柚梠川、缸窰、蒲石河口、泡子沿坦甸、小漏河、帽甸字、永甸、砬溝、砬子溝、大江口、合甸、蘇甸黑、魚汀、北接子、縣羊砬子、葡萄架嶺、牛毛生、鴿子硐、大川頭、平頂山、三道河子、

倒木溝、干石嶺、小于河、銀鑛子、三道溝、頭道溝、大石橋河、小石橋河、北股河、牛毛漚、小弓河北、天橋溝、夾皮溝、夾河子、大蒲石河、大拉子溝、北荒溝、香爐溝、長崗、老臺溝、燒鍋溝、房身溝、老金廠、供洞溝、牛拉川、老孤砬子、碑碣溝、灣溝嶺、南洋溝、釣魚臺、大楊木杆子、

（ワ）懷仁附近

老黑山、古馬嶺、七個頂子、晌水河、大川溝、紅石拉子、小東溝、木盤子、大雅河、掉木臺子、古馬嶺（老黑山の東北約六里）、坑伙子、

（カ）通化附近

大廟兒溝、南山二道溝、通天溝、崗山二道溝、狗如旬子、城廠溝、馬丹子溝、林子頭、瀑布泉、香爐碗子溝、南崗山嶺（崗山三道溝）、富兒溝、大梨樹溝、稠李井子、小羅圈溝、棒錘砬、八道溝、熱水溝、小乾河、六道溝、黑熊溝、三裸楡樹、大蜂蜜溝、三道溝、雙道溝、三合頂、大灘平、半截河、寶聚泉、頭道溝、小廟溝、

（ヨ）輯安附近

報馬川、覇王槽、外套溝旗桿頂子、太陽岔、長崗、小蚊子溝、梨樹溝、大小葦沙河、

（タ）臨江附近

帽兒山二道溝、三道溝、淸溝子、金廠、瀑都泉、三五道羊岔、石灰溝、王家營、滾馬嶺、鬧枝嶺、十二道溝、下面江溝、夾皮溝河口、

（レ）柳河附近

上高力堡子、干河子、

（ソ）開原附近

三家子、大橋溝、

（ツ）興城縣

夾山子、

（ネ）長白縣

東梨樹溝小嶺子、

尙ほ長白、臨江の二縣には左の金鑛ある旨支那官憲にて發表せり。

錯草溝、林子頭、菓寶岡、頭道溝、六道溝、七道溝、八道溝、九道溝、十一道溝、十四道溝、十五道溝、十六道溝、十七道溝、十九道溝、大梨樹溝、

三、含銀鉛鑛及亞鉛鑛

滿洲には含銀鉛鑛あり、支那式上法によりて銀分を分解せしも今は殆ど其の之れをなすを見ず、彼の古來有名なる吉林省の天寶山銀鑛の如きも銀鑛としてよりは其の操業上銅を主とするが如く、要するに滿洲の銀鑛産地として價値あるものは未だ發見されざるなり。

香爐溝(岫巖縣)　香爐溝鉛鑛は岫巖縣にして哨子河の上流龍王廟より西に谷間を溯ること十五支里、黃家堡子の南五六支里香爐山の山腹に在り、海城を距る東南百九十支里、鷄冠山を距る西北約百五十支里あり、海城鳳凰城間の本道によるときは馬車を通じ得ざるにあらざれども要するに運搬交通に最も不便なりといふ。光緒二十二三年頃茫姓なるものあり始て之を開辦したりしに、相當の收益あり稼行一年有半に及びし處土民と紛擾を起し休止したりしが、其の後、李某が之を稼行

し二箇年にして休止し、現に休坑の情態なり。今其の休坑に就きて調査したる技師の說によれば、香爐山附近を構成せる地質は片麻岩、雲母片岩、並に古生層なる白雲岩を以つて覆はれ其の間にペグマタイトが各所に噴出せるを見る、香爐山の山麓は角閃片麻岩、雲母片岩を認むれど、約百米突餘を登りし地點よりは白雲岩現出せり。鑛脈は約二百米突の地點に於て白雲岩の走向に從ひ東西に走りて三四十度南に傾斜せり、此の地點に舊坑あり直徑三尺餘の斜坑を卸し十數間掘進せり、其の切羽につき檢せしに數條の細脈あり、切詰に於ては幅七八寸乃至尺餘、厚さ三四寸なる一條の鑛脈あり。品位は五十位にして一般に良好ならずとのことなり。

鑛洞溝(岫巖縣)　岫巖縣の東方約三里にありて岫巖の東盤道嶺を越ゆれば黃旗溝と稱する溪谷あり、其の東に位す、地質は片麻岩系に屬し、三箇の大露頭あり多少採掘したる形跡あり耕地の表面には多量の鑛滓散布せり。又、山の中腹には二條の石英脈を以て雲母片麻岩を貫き其の幅三尺乃至五尺に亙り閃亞鉛鑛、方鉛鑛、及び少量の黃鐵鑛を含有し、含銀量は一萬分の四を認めたりといふ。

紅嶺子(岫巖縣)　岫巖縣の東北端なる哨子河流域に沿へる黃花甸子の西北方

二十餘支里の地にして、鷄冠山を距る西北百二十支里、海城を距る東南百九十支里なり、道路は何れも難澁にして海城に到るもの最も甚だしく、鷄冠山に到るものは峠越しなれど馬車を通ずるを得べしといふ。數年前耕作中之れを發見したるものにして李某之れを開辦四ケ月に及びしが資金缺乏して中止し、民國四年四月古慶春再び之れを開辦せしに約二箇月にして四五千斤の採鑛をなし之れを營口に送り、投資家を日本人に物色しつつありしも遂に休止せり。鑛床は約三尺餘の石英脈を以つて花崗岩、片麻岩を貫き東西の走向を示し、南に三十度の傾斜を示せり。之れを調査したる技師の談によれば其の切羽に就て檢驗せしに幅七八寸より尺餘に亙る鑛脈二條を認むることを得たり、一は四十度内外を以つて傾斜し掘進十間餘に及び、一は三十度位の傾斜を以つて南に向ひ約七八間掘進せり。鑛脈は尖滅せしにあらざれども其の延長傾斜面のみに存するものとせば、南方の山麓に到る間、地形急峻にして、僅かに七八十間を殘せるのみ。尙ほ東西走せる走向を東に探鑛したるも何等得る所なかりきといふ。

赫家大溝（寬甸縣）

赫家大溝は寬甸縣にして析柱子と稱する鴨綠江畔の地の

北々西約四十五里大不遠溝の西部に當る小溪流を溯ること二十町にして、其小溪流の東北流する左岸の嶺腹に露出せり。十年前には一箇年平均一萬斤の鉛塊を得たりしも、薪炭用樹木の缺乏やら交通の不便等にて收支償はず中止したりしを民國五年九月劉某外四名のもの開辦したりしが操業の困難やら巡警の迫害やらにて是亦中止せりとなり。鑛床は花崗岩中に胚胎せる鑛脈にして、其鑛脈は幅一尺乃至三尺あり、鑛石を分析せしに鉛五三、二二五%、銀千分中〇、一〇七なりといふ。

鑛洞溝（遼陽縣）

鑛洞溝は遼陽縣にして遼陽の東約六十支里に位し、鉛產地は其の南なる三百六十三米突の山嶽にして舊坑は其の山巓に在り、交通路は遼陽より鳳凰城に通ずる大街道小嶺子より西折約我が一邦里にして達すべし。鑛脈は石英脈を以つて花崗岩片麻岩を貫き黃銅鑛、方鉛鑛等の硫化鑛物を散布し、金銀は主として此脈中に在り、鑛脈は一條にして鍾幅一定せず廣きは五六間狹きは一二間あり、露頭延長二百間なるも、西部は廢坑後多くの年月を經過せるため荒廢して稼行すべからず、鑛石を分析せしに微量の金銀を含有せりといふ。

小廟溝（通化縣）

小廟溝は通化東二里にして、通化の東南渾江の對岸に注ぐ小

溪を小廟溝となす、其鑛産地は溪水を溯ること二里半の地に於て、平地より突起せる二百尺餘の丘陵あり、是れ即ち含銀鉛鑛を胚胎せる鑛床とす。地質は硅岩にして硅岩の裂罅を充塡したるものは鑛床なり、其幅一定せず扁豆狀鑛脈をなし、方鉛鑛を主として閃亞鉛鑛、黄鐵鑛、方解石を包有す。含鉛品位は七〇、六八なりといふ。

賈家東溝（遼陽縣）賈家東溝は遼陽より鳳凰城に通ずる街道たる黄崗子より西に折れて一里強なる東新堡より東の方、溪谷に沿ひ約一里にして達すべし。鑛床は石英脈を以つて石灰岩の裂罅を充塡し、脈中に硫化鐵鑛を隨伴し、又、母岩に接して褐色を呈する菱鐵鑛ありて滿俺を含有す、石英脈は北四十度東を示すものと七十度東を示すものとあり後者は支脈なるが如し、鑛石を分析したるに金銀は含有微量にして、菱鐵鑛は鐵百分中の十、滿俺五乃至六を含有すとなり。

算盤峪（遼陽縣）算盤峪は遼陽縣の東南に在り、鑛産地は算盤峪より西方三支里なる小西溝より小溪に沿うて三四町進めば謂ゆる算盤峪鉛鑛に達すべし。其の附近に數十年前に於て銀坑を採掘せしと傳へらるる舊坑一箇所あり、鑛床は形狀不規則の鑛塊をなして石灰岩中に胚胎す、其の走向は略ぼ岩層面に並行すると

思へば又時に層理を横斷することあり且つ細支條を分岐す、鑛床の大さ不明なれど有望ならざるものの如しといふ。

石湖溝（本溪縣）本溪縣の石湖溝鉛鑛は萬百川之れを發見し民國四年開採許可を得たるものなり。

小葚子溝（開原縣）小葚子溝は開原縣にして滿鐵幹線中固驛の東方約二十支里にあるを以つて交通至つて便利なり。光緒二十六年董海山之れを發見し、許可を得て開辦したるも稼行數月にして休止せり、其の後、民國四年に至り奉天の孫某開辦したるが事故のため民國五年休止せるままなり。鑛床は石英脈を以つて角閃片麻岩を貫き脈幅四尺延長二百尺あり傾斜八十度に及ぶ。此の脈上に沿ひ四箇所の採掘或は試掘をなしたる痕あり、其れより鑛脈の狀態を見れば含銀方鉛鑛は二寸乃至四寸にして、常に下盤に沿ひ斷續的に發達せり、鑛石は分析の結果、鉛百分中四六、三三五にして、銀千分中〇、八一八を含めりといふ。

六皮葉溝（寛甸縣）寛甸縣界なる渾江の曲流せる西岸に在り、寛甸城を距る東北百七十支里、桓仁の西南約六十支里、太平峭の東北七十支里にして山嶽重疊して

交通不便なれど唯其れ渾江を利する水運の便は、鴨緑江を經て安東縣に至る地利を有す。日露戰後に於て日本人松森某氏採掘されしも幾くもなくして中止し、其の後、王克英の開辦する所あり一箇年位にして是れ亦休止し、現今は施某によりて經營され、鑛丁十名位を使役し一箇月二千斤位の產額あり。附近を構成する地層は雲母片麻岩にして花崗岩及び花崗斑岩、閃綠岩等の噴出するを見る、片麻岩層は一般に北二十度東の走向にして、東方に傾斜すること約五十度なり、鉛鑛脈は石英脈を以つて雲母片麻岩を貫き、其の中に胚胎す、其の幅は一尺乃至三尺に或は縮り或は膨る、而して縞狀をなし細粒又は結晶質となりて夾在するを見る。鑛床の露出面比較的少なく從つて其の延長不明にして、且つ往時採掘して掘下げる處數十尺の竪坑中、水を湛へ全く入るを得ざるも、現に採掘せる坑道の其の鑛脈の延長に沿ひ約十度乃至十五度の傾斜にて南方に鑛脈を追ひ掘進すること、七八十尺なる現狀より察すれば、鑛脈は尙ほ延長せるものの如しといふ、鑛石の品位は鉛四二、一五五にして銀は千分中〇、八八〇なりといふが、其等の採掘せる鑛石は何れも支那式土法によりて精煉し、太平哨に販賣しつつあり。

甸南溝（鳳城縣）　鳳城縣甸南溝は民國四年張志謙が鑛區六方支里の採掘許可を得て開辦し、支那式土法によりて精煉し多少の利益を擧げたるを以つて同年更らに增區出願をなしたり。

白石磂子（西豐縣）　西豐縣下の東白石磂子同村は民國五年奉天の鑛山技師某の調査により銀鉛鑛を發見し張月皮資金二千五百元を投じ同年十二月財政廳に出願したるを以つて直に許可され採掘に從事せり。

大頂子（桓仁縣）　桓仁縣永和堡大頂子の干德富及び其の把頭たる劉廣聚等は民國六年の春、小洋三百元を以つて同縣稅捐局委員を買收し、大頂子鉛銀鑛の鑛業許可權を得たりとのことを以つて問題を惹起したるため採鑛沙汰已みとなりたり。

小關屯（復縣）　復縣化銅鑛附近の小關屯鉛鑛は民國六年吳葆光により採掘許可されたり、同鑛は二十餘年前の發見に係かるものなりといふ。

黃柏峪（本溪縣）　黃柏峪の鉛鑛は本溪湖の南方に在り民國五年まで錢某が採掘しつゝありしも、火藥を用ひて磐岩を開鑿するため其の震動甚だしく同鑛の附

近に在る關帝廟は廟の磚瓦及び鐘樓崩壞の恐れありて同廟の道士等は村民と謀り同鑛の禁止を其の筋に出願せるを以つて遂に採掘を禁止されたり。

吉祥峪(本溪縣) 本溪縣に屬し、安奉線祁家堡驛の南々西十支里、吉祥峪、小字牛截溝に在り、故に牛截溝鉛鑛地と稱すべきものなれど、土人は單に吉祥峪鉛鑛地と稱するのみならず、吉林省の鉛鑛地たる牛截溝と混同し易きを以つて暫らく吉祥峪と稱せり。 交通路は祁家驛より二途あり、一は驛より西行し鴬歌地に出でて至るもの、其の距離十五支里なるも平坦なる道にして、車馬の往復自在に一日優に二回することを得べし、一は驛の南溪より小嶺を越え金家堡子を經て至るものにして、其の距離十支里にすぎざれど大車の往復頗る困難なり。 鑛產地は略ぼ南北流する太子河一支流の沿岸に在り、鑛床は北流する河の左右兩岸なる山麓に散在す、其の河床を掘下せし舊坑は湧水多量にして稼行を中止し、左岸に在る試掘の跡は著しき露頭を認めざるなり、其後稼行中の牛截溝なる山麓の鑛床は石英脈を以つて硅質石灰岩の斷層裂罅を充塡し、脈幅は膨縮不定にして薄きは一二寸、厚きは七八寸乃至一尺許あり、謂ゆる扁豆狀をなせり。 脈中には方鉛鑛、閃亞鉛鑛、及び少量

の黄銅鑛、黄鐵鑛、金屬安質母尼、方解石其の他母岩の稜角ある破片等あり、乳白色の石英にて膠結せらる。方鉛鑛は結晶體の凝集よりなり品位優等にして分析左の如くなりといふ。

砂及硅酸	(百分中)	一、九四乃至一三、九八
金屬安質母尼	(百分中)	〇、四〇乃至四、七四
金	(十萬分中)	痕跡乃至〇、九一
銀	(一千分中)	〇、一三乃至〇、四一

鑛石中、方鉛鑛は特に地表に近き部分に多くして現今採掘中なる地表下二十四、五尺の場所に於ては、殆んど方鉛鑛を缺き大部分は閃亞鉛鑛より成るといふが分析したる閃亞鉛鑛の主要成分は左の如し。

亞鉛	(百分中)	六〇、四一三
鉛	(百分中)	〇、五二三

本鑛山は民國三年に發見せられしものにして奉天人孫世榮は廣祐公司を組織し同年十一月試掘許可を得たり、該公司は株式組織にして一株銀二百元百株にし

て總計二萬元なるが、地主も株主の一人にして加入取得株二十株なり、尋で同公司は半截溝に二坑所を開鑿し、採鑛したる鑛石を山元にて製煉したるも、技術上に於て拙なりしがため效果を收むる能はず、已むを得ず一坑所を大和鑛業公司に讓渡したり、其の廣祐公司の採掘せる鑛脈は既に採盡し、民國四年の秋には既に休山同樣の狀態たり。其の廣祐公司が民國三年末までに採掘したるもの約二十萬斤にして、其の一半は山元に於て熔解し。之れを奉天に販賣せり、又、鑛石としての十萬斤は山元渡にて大和公司に販賣せり。大和公司は民國三年十一月より民國四年九月までの既掘量亦二十萬斤ありたりといふが、其等の鑛石は總て大阪其の他の日本內地へ輸送販賣せり。

芭蕉溝(蓋平縣) 蓋平縣を東々南に距る九十支里の地にして、萬福庄の東北三十餘支里にあり、採鑛せしに鑛量豐富にして有望なりとのことに、同地方八人合同して採鑛せんとし、民國四年財政廳より採掘許可を得たるものなり。

三盤嶺(蓋平縣) 蓋平縣に屬し萬福庄の東北約四十支里の地に在り、鑛量豐富なりしといふが田時雨、資金五萬元を準備して採掘を準備し、民國四年許可された

るものとす。

青石嶺(錦西縣)　青石嶺は錦西縣に屬し、縣城の東南十五支里にあり、古來多量の銀分を含有する鉛鑛と稱せられしも、未だ採掘するものなかりしが、民國三年十月馮某等資金五千元を準備し、開鑛に著手したるも、鑛幅薄く收支相償はずとのことにて、民國四年五月に至りて中止せり。

夾樹溝(錦西縣)　錦西縣に屬し、縣城の西南四十支里、新臺門の東南二十支里に在る鉛鑛なり、民國四年一月新民縣の劉某により之れを發見され、鑛丁十數名を伴ひ之れを試掘したる處錦西縣の知縣に差止められ、今に其の儘となれり。

二棚旬子(桓仁縣)　懷仁より外岔溝門子に達する道路上に在り、頭道嶺、二道嶺、四道嶺の三嶺を越へて達すべく、縣城より東北六里の溪流に注ぐ一支流の左岸に連亙せる丘嶺の頂上に近く存在し二棚旬子より山麓までは約十五町なり、坑口は山の中腹に位し地上より四百三十五尺の高さなりといふ。地質は花崗斑岩を以つて寒武利亞紀層の硅石、砂岩、石灰等より成る地層を貫き、煙筒狀鑛脈を以つて砂岩と石灰岩の接觸部を充塡す。其の二箇所の稼行せし跡は全く荒廢に歸したる

ものと幅一尺五六寸の鑛脈を有するものとあり、鑛質は種々なる鑛物を混在するも、主として含銀硫化鉛及び硫化亞鉛にして少量の銅分をも認めらる、今二種に就て分析したる結果なりといふを聽くに左の如し。

銀〇、七五（百分中）　鉛二〇、七三（同上）　鐵三、二三（同上）　亞鉛　九、四七（同上）

銀〇、〇八六（百分中）　鉛三六、七二（同上）　？　亞鉛一二、六二（同上）

八角溝（蓋平縣）　蓋平縣二盤嶺八角溝の鉛鑛は縣城を距ること東方七十支里に在り。民國四年、海城の滑石公司が資金十萬元を以つて大規模に稼行すべしとの風説ありしも遂に沙汰已みとなりたり。

康庄子附近鉛鑛調査報告

緒言

鐵嶺縣下康庄子附近の鉛鑛は有名なるものにして、在鐵嶺の邦人某氏も陰に之れに携はり居るものの如し、故に吾人は其の詳細を我が邦人に知悉せしめんと欲し、滿鐵地質研究所の小林（胖生）技師の調査報告を錄して紹介せんとす、卽ち左の如し。

鐵庄子は鐵嶺縣城の東南に在る小部落にして業爾興と共に有名なる鉛鑛產地として知られ、鐵嶺の鉛鑛とし云へば直ちに此兩地を聯想せしむ、曾て明治四十三年十二月業爾興鉛鑛產地調查の歸途調查に從事せしも時恰かも積雪深く精查し得ざりしを憾とせり、近時柴河堡砂金地の盛況を呈するや邦人の共同經營をなすものの續出し鑛業熱次第に昂まり延いて當地方に著目するに至り最近都督府技師吉田弟彥氏、鑛務課員熊野鑛四郎氏等により精查せられ小職亦今次踏查に從事することとなりたり。

產地は康庄子及猴兒石の二區域に分かるるも其距離僅かに五支里に過ぎざるを以て便宜上之れを一括し從來知られたる地名を冠し康庄子附近鉛鑛產地として記述することとせり、何れも廢坑に歸し坑內の狀況不明に屬し記事自ら精細なる能はずと雖ども本鑛に對する價値の一般を窺ふを得ば幸なり。

康庄子區域位置及交通

康庄子は鐵嶺縣に屬し縣城の東々南九十支里、縣城の北を流るる柴河の上流六

十支里砂金地を以て著名なる柴河堡の東々南三十支里大甸子の東々北三十支里の地に位す、柴河堡を出で斷層作用に成れる柴河の凹狀谷地を靠山屯に去りて南に折れ、石廠に至れば初めて山丘自ら迫り溪谷地となる、小溪を辿り二道溝、三道溝猴兒石等の小部落を過ぎ打虎庄の北嶺を越ゆれば康庄子に達す、此地は數十戸の小部落にして其北方十町餘の打虎庄溪谷は開原及鐵嶺の縣界をなす。

鐵嶺より靠山屯に至る七十支里の間は北山城子に通ずる大道なるも石廠より傾斜緩漫なる河流に沿ひ或は低き鞍部を通ずるが故に交通便なりとは云ひ難きも車馬の往來自在なり。

沿革及現狀

明治四十一年春、康輔亭所有の畑地耕作中銀色を帶べる鑛石を發掘したるを以て直ちに支那式方法にて熔鑛したるに、鉛鑛として有望なるのみならず又相當の銀分をも含有せり、之れを聞知したる常雲閣及李春山の兩名は利源開發を楯に該鑛の採掘を計畫し、地主康と協議の上試掘を奉天勸業道に出願せしが之れを耳にせし職商馬觀蘭は同鑛區が官地なるを幸ひ、其が隣接鑛區に試掘を出願せしかば、爾來兩者の間に紛擾起り一は民地を主張し他は官地と呼び兩々

相讓らず互ひに自說を主持して動かざりしかば勸業道は鐵嶺知縣に土地の實査を命じたるが、明治四十二年十二月二十九日知縣出張親しく實地を調査の結界官地にあらずして康姓の土地なるを確めたるを以て勸業道は直ちに試掘許可を與ふると共に一面馬觀蘭の試掘願書を却下せり。

斯くて常雲閣は小規模の試掘をなせしも資本乏しかりしを以て其後常雲閣及李海蘭等發起となり資本金三萬元の永聚鉛鑛公司を起し、一株五元宛とし六千株を募集せしも應募意の如くならず、止むなく滿株に至らずして僅かに二千元を以て宣統元年三月十五日開坑に著手し、二箇の堅坑と一箇の斜坑を掘鑿せり、堅坑は一は百尺にして他は四十尺なり、斜坑は二號井に連結する豫定にて西南に向つて百尺を掘進せり、搗鑛機をも据付くべき計畫にて已に其一部は到達せしも出鑛豫期の如く多からず次第に資金の缺乏を來たし持續する能はず、遂に同年十一月全部の作業を中止するに至りたり、盛時に在ては晝間の從業者は坑內八人、坑外六人夜間は全部六人の割にして出水多からざりしを以て排水設備を要せず、最も多きときは一日五百斤內外を出鑛し其一部は上海に輸出し大部分は山元にて精煉せ

しも收支償はずして約千元を損失せりと云ふ。

其の後常雲閣等は宣統三年上海の獨人某と共同採掘の目的を以て三十七畝五歩三厘三毛に對する短期の借地契約をなし、四百元の手附金を受取り既に期限經過のため該契約は無效となりしも從來の關係上好意的に他との契約をなさゞりしが、昨年より全然之れが關係を斷ちたり。

次で邦人上田秋生なるもの昨春より柴河堡にありて常雲閣と共に砂金採掘に從事せし緣故により本年三月初めて康庄子に至り現場を實查の結果有望のものとなし、本年(大正五年)八月常雲閣及び李海蘭との間に全權委任の假契約を締結し常等は關係書類一切を提供せり、茲に於て上田氏は篠崎軍吉氏を後援者として著著調查の歩を進め鑛務課員熊野鑛四郎氏に次で都督府技師吉田弟彥氏等の實查となり、更に今次の調查を見るに至りたり、該契約は二箇月に亙る短期のものにして契約期間は既に經過せり、却說營口在住の邦人、福昌源號福島定弘氏亦之れが有望なるを聞き、常雲閣の實弟常榮閣及び李海蘭の實子某の兩名を說き權利讓與完了の上は四千元を與ふべきを約し常等は手附として最近五百元を受取れり、此の

事早くも篠崎一派の知る所となり、目下兩者間に紛擾を惹起せりと云ふ。

鑛區及鑛業人　鑛區は宣統元年二月新章程に基づき常雲閣及び李春山の名義を以つて出願し同年十一月二十三日附を以て試掘の許可を受けしも、既に期限經過せるのみならず屢〻税金の督促を受け居るも尙ほ納附せず、目下採掘許可を得んとて金策に奔走せり、常は奉省鑛務保存會々員にして官衙に對する便宜多きため辛ふじて取消の厄を免れ居れり、而して鑛區の境界及び地積左の如し。

鑛區の四至

東至分水嶺	西至本業主
南至大濠	北至道分水嶺
東西二百五十弓	南北二百二十弓

計地十五鑛界四畝一分七厘

地は康輔亭の所有にして常は開坑のため東は陳姓に至り西張姓に至り、南溝に至り、北嶺に至る三十七畝五分三厘三毛を地主康より租借せり。

地形及地質　產地附近の地形は低山性の山陵にて圍繞せられ、高さ五十米突

乃至百米突を普通とするも溝の南側に於ける大泊山のみは獨り秀でて二百餘米突海拔四百十米突を示し一般に急斜せり。

地質は塞武利亞紀に屬する粘板岩及石灰岩より成り閃綠岩之れを貫けり、粘板岩は主として黑色若くは黝灰色のもの多く僅かに帶黃淡褐色のものを介在せり、二號井附近に在ては黑色板岩は石墨質となり或は雲母質となりて片岩化せり、閃綠岩迸發の際接觸作用を受け多少變質せるものなるべし、又斜坑內より搬出せしものは黝灰色を呈し石灰質を帶び酸を注加せば僅かに發泡す、一般の走位は竪坑附近にて北々西より南々東に延び東々北に七十度傾斜せり、石灰岩は緻密質にして黝灰色を帶び坑口の東方丘陵地に露出せるも區域狹小なり層面著しからざると裂理の多きため其の何れが眞正の走位なるや明かならず、恐らく粘板岩の上部に位するものなるべし、其の北翼は斷層のため遮斷せられ南翼は溝を隔てて大泊山の一部を構成せるならんも表土に被覆せられ露出なきを以て地質圖には假りに塞武利亞紀層として著色せり(地質圖略す)

閃綠石は暗綠若くは帶褐暗綠色の岩石にして細粒若くは緻密質を普通とする

もときに角閃石は斑晶をなし或は針狀結晶をなすことあり、多くは霉爛して本體を失ひ岩石の成分明かならずと雖も、附近に露出せる新鮮なる部分を採りて檢するに角閃石を主成分とし正長石、斜長石、石英及磁鐵鑛を隨伴せり、鑛床に接する部分は多少縞狀を呈し往々片狀石理をなし、片麻岩若くは片岩類と誤認することあり之れを鏡下に照すに黑雲母を主成分とし僅かの石英を伴へり、想ふに迸發後地殼の變動により甚しき壓迫を受け局部的變質をなしたるものなるべし、附近の耕地には黑雲母、磁鐵鑛、石灰等より成る接觸變質岩の多々轉在するを見れば一部接觸作用を與へたるは確實なりとす、而して本岩の發育は大體に於て約五六十間の幅を以て岩脈をなし東北より西南に延び塞武利亞紀層を貫けり小東溝の南側丘は表土に被覆せられ其の露出を認めずと雖ども附近の轉石は之れが延長を示す。

鑛床

鑛床は小東溝、孫文生家屋の東々北六町の山腹に露出し、粘板岩と閃綠岩との接觸部に胚胎せられ、方解石及石英脈に方鉛鑛及び小量の閃亞鉛を附著せる所謂接觸鑛床なり、方解石脈は二尺乃至五尺にして鏀の兩側は薄き石英帶より成り方解石は其の內側を充塡し結晶の大なるものは一寸に達し、是れに方鉛鑛の鑛

塊を附著し、半透明若くは透明に近き石英をも伴ひ、鏽肌には濃綠若くは暗綠色の綠泥質物を附著せり、本鑛床の成因は閃綠岩の岩漿迸入後餘勢の爲めに鑛液を誘導し來り、接觸部の裂隙に沈澱せしものなるべし。

鑛床の標準となるべき方解石脈は附圖に示すが如く(A)(B)(C)の三箇所に露出し其の最も主要なるは(A)にして西側は粘板岩、東側に閃綠岩を露出し其の接觸部に發育し、幅三尺乃至四尺を普通とするも二號坑附近は殊に膨大して五尺となれり、此の部分は比較的石英に富み方解石の一部は甚しく霉爛し疎鬆の細砂となれり、一般の走位は東北より西南に延び東南に七十度內外の傾斜をなし二號坑より坑夫小屋に至る約五十尺の間は確實に其の延長を認め得べし、其の兩翼は表土に被覆せられ之れを追及すること能はざるも西翼は東翼に比し稍や發育の望み多し、閃綠岩は西側に於ける大岩脈の枝條にして地下にありては同一の岩體をなし古生層を切斷するが故深部に向つての發育は其の大を望み難し。

(A)の南端より東側約十尺にして更らに幅二尺二寸延長五尺の(B)鑛床を露出せり、東西に走り北に八十度傾き僅かに石英を伴なへるも大部分は方解石にして外

側に綠泥石を附著し鑛石を認めず、鏈の北側は明かに閃綠岩と接し南側はー沒して知り得ざるも直接古生層に接するか或は接觸部に近き閃綠岩中に生成せしものにして恰かも(A)の南翼は斷層の爲め切斷せられたるやの觀あるも兩者は全く獨立のものなり(A)なる主要脈は岩脈たる閃綠岩の北側接觸部に位し(B)は南側に該當するものにして、露頭部と小東溝水準面との垂直距離は僅かに百尺餘に過ぎず。

(C)は曾て稼行の當時二寸內外の鑛石を附著せしも僅かにして斷絕せりと、就てこれを見るに同じく粘板岩と閃綠岩との接觸部にして上部に粘板岩を頂き、閃綠岩は其の下方を匍匐し兩岩の接觸部顯著なるも脈石を認めざれば局部的に生成せしものにして、本鑛床の延長にあらざるなり、されば之れが發育は望み尠しとす、三號坑より二號坑に向つて百尺の斜坑を掘進せしに石灰質粘板岩のみにして鑛脈は勿論閃綠岩にも出會せずと言ひ坑口に粘板岩の堆積せるに徵するも此の附近は既に閃綠岩は地下に深く沒し粘板岩との接觸部に遠ざかり、鑛床の存在を許さざるを以て是れに出會せざりしは理の當然とする所なり。

鑛石胚胎の狀態は、親く試掘調査に從事せられたる熊野氏の報文によれば、石英脈の中央に帶狀をなすものとして平均の鑛巾を四寸と計上せられたり、然るに鉛の延長に沿ひ掘鑿せる小濠は一部埋沒せるため著しき鑛帶の露出なく唯方鉛鑛の點々散在せるを見るに過ぎず、本鑛床の南翼に於ける方解石脈中に徑五寸内外の團塊を附著せる外極めて微量にして標本すら採集し得ざりしは遺憾とする所なり、曾て稼ぎたる王把頭の言によれば、竪坑内に在ては鑛幅の平均四寸内外にして團塊となり、或は細脈をなし、膨縮常なき不定のものなりしと云ふ。

附近の捨石中には赤褐色の水酸化鐵を以て包める三寸内外の閃亞鉛鑛の轉石比較的多く散在するに徵せば、地下深部に在ては或は該鑛の存在多からざるやの恐れあり、元來鉛鑛及び亞鉛の硫化物を共產するに當り兩者は其の溶解度の相違により沈澱の水準を異にするが故に往々鑛脈の上部は方鉛鑛なるも掘下と共に閃亞鉛鑛に變ずるの例尠しとせず、曾て永聚公司が精煉の際收鉛率甚だ低かりしは一は精煉法の不熟に基くべしと雖ども、多少其の間、閃亞鉛鑛を含み不純物の多かりしこと亦其の一因にあらざるやの疑ひあり、故に深部に於ける鑛脈發育の狀

況を探ると共に兩鑛の關係を知ること亦必要のこととす。

以上の外西南耕地に於ける塞武利亞紀層と閃綠岩との接觸部に、約東西に走れる幅五寸乃至二尺五寸の石英及び方解石脈を露出し、小流を橫ぎり西方の阜丘に延び十數間の間は之れが連續を認め得べし、其の他の接觸部に於て尙ほ鑛床の存在なしとせざるも、大部分は表土に被覆せられ容易に其の眞相を窺ふ能はざれば多少試掘探鑛するは徒勞にあらざるなり。

品質及鑛量　本鑛床西南端に露出せる方鉛鑛は大さ一分乃至五分立方の粗粒狀六面體結晶の集合より成り、殆んど純粹に近き良鑛なるも其の他に在ては分析の資料に供すべき程のものを露出せず、今此の露頭部より採集したるものに就き試驗を施したるに左の成績を得たり、されど資料は優秀なる最上鑛なれば之れを以つて當地に於ける代表的品位の標準となすに足らず、一般品位としては更に劣ること勿論なり

鉛	百分中	七八、一九
銀	千分中	〇、五五

金　　　　痕跡

アンチモニー　　　僅微

熊野鑛四郎氏が試掘採鑛の際採集せらる資料の分析成績左の如し。

（一）

鉛　百分中　八一、三三

銀　千分中　〇、五八

（二）

鉛　百分中　六六、一五

銀　千分中　〇、六二

（三）

鉛　百分中　六〇、六九

銀　千分中　〇、四四

福島定弘氏の依囑により中央試驗所にて施行せる試驗の結果左の如し。

鉛　百分中　八一、三三

銀　千分中　〇、五八

鑛量は既に鑛床の章に述べたるが如く現在の露出部に在ては鑛石は帶狀をなさずして僅かに方解石脈に散點せる鑛塊に過ぎざれば、今少しく深部の狀況を知るにあらざれば鑛量を數字的に示すこと到底不可能なり、されば之れが計算は後日に讓り試掘に俟つこととせん。

既採掘量及仕向け先

永聚公司開坑以來の出鑛總量は約五萬斤にして内一萬二千斤(四頭立馬車にて四臺)を上海の協豐公司(獨支兩國人の經營せるもの)に大洋五百五十元にて賣却し、殘額約四萬斤は山元にて支那式により精煉せしが、把頭の不熟練なるより僅かに千斤内外の粗鉛を得、更に分銀をも行へり、相場は山元にて鉛一斤一元二十仙、銀一兩一元六十仙の割にて賣買せりと云ふ。

物資及工賃

一般の物資は鐵嶺に仰ぎ杭木、薪材及び木炭等は豐富とは謂ひ難きも附近にて需め得べく、鐵嶺地方へ供給せらるる薪材及び木炭の大部分は專ら當地以東より產するものなり、種類は白楊、柳樹、楡樹等にして松柏類は僅少なり、老樹は之れを建築若くは棺材となすが故比較的高價なり、相場は末口一寸乃至

三寸もの千斤五元、木炭百斤一元二十仙以內なり。

工賃は鑛夫一日五十仙、雜役三十仙を普通とするも多くは農民なるが故農期に在ては土民のみを使役すること困難なるべし。

運輸 鐵嶺、葦山屯間は北山城子に通ずる大道なるも石廠より山地を辿るが故稍や困難なり、馬車賃は三頭挽にて一日小洋二元五十仙乃至三元五十仙を普通とす、柴河は平時に在ては水淺く利用の途なしと雖ども雨期若くは解氷期に於て增水せば筏を通ずるが故に若し鑛石の儘にて輸出するものとせば、石廠より筏を利用するも亦便法とす。

意見 塞武利亞紀層と閃綠岩との境界に於ける接觸鑛床に屬し方解石及石英を脈石とせる方鉛鑛の鑛塊にして閃亞鉛を隨伴せる小鑛床なり、露頭部に在ては方解石脈中局部的に附著せるのみにして確然たる連續をなさざるも、方解石脈は正規の鏈をなし、幅二尺乃至五尺を有し延長五十尺は確實に追及するを得べく、兩翼は次第に減縮し尖滅せるものの如し、深部の發育に對しては閃綠岩により切斷せらるが故多大の望みを囑し難し、元來鑛床の生成が閃綠岩と密接の關係あるを

以つて該噴出岩と塞武利亞紀層との接觸部に於ては今後新鑛床の發見せらるることなしとせず、現に西南耕地の接觸部に於ける石英及び方解石脈の如きは其の一例とす。

要するに當區域は品質一般に良好なるが上交通亦甚しく不便ならざるを以つて極めて小規模の試掘をなし深部に於ける發育と他の接觸部を探るの價値あり。

猴兒石區域位置及交通

猴兒石は康庄子の北五支里、柴河堡二十五支里、鐵嶺縣城八十五支里の地にして縣界をなせる小溪を挾みて東猴兒石西猴兒石の二區に分れ東猴兒石は開原縣、西猴兒石は鐵嶺縣に屬し共に離々散在せる數戸の寒村に過ぎず、部落より康庄子に至る藪町、西側に在る岩壁の突角は奇形をなし恰かも猿猴に酷似せり、猴兒石の名蓋し之れに因めるなり、交通に關する記事は康庄子の項に於て既述せしを以つて茲に省略す

沿革　當地の開掘は往年の事に屬し、起原、沿革等に關しては何等信據すべき記

録なければ詳かにせずと雖も、古老の言を徴するに、二百年前とも謂ひ、或は遠く六百年前の唐朝なりとも謂ふ、其何れが眞なるや知らずと雖、古く高麗族により開掘せられたるは略ぼ推定するに難からず、爾來廢坑に歸し顧みるものなかりしが、光緒二十八年九月二十五日露國人スータニー、スーラーフ、オツトピリシーなるものミハイリー(監視人)タンニーコー(小頭)、ブラン(炊事人)の三名を伴ひ來り西區に於ける高麗族の舊坑を仕操り、一日四十四名の苦力を使役して竪坑を掘下し、深さ三十尺にして著鑛せしも、時恰かも日露の國交斷絶せし際なりしかば、我兵の進軍と共に同二十九年二月十五日を以て引揚たり、此の期間に於ける出鑛量は僅かに四五百斤にして麻袋詰として「ハルビン」に送致せり、當時の稼行狀況を聞くに採掘及び運鑛共に二班に分ち先山四人に對し、後山及び排水夫を合せ十六人の割にして排土は凡て人肩により排出し、排水は三班に分ち二名を以て一班とし、一筐五十斤入の水斗子(一斗は七十斤)を二人にて荷ひ出水多からざる爲一班の工程を十筐とす。次で宣統元年九月把頭王某により試掘せられしも富鑛帯に達せず、僅かに附近耕地の轉石と共に四五百斤を得しに過ぎざりしかば三箇月にして中止せり。

東猴兒石區域亦西猴兒石と同じく高麗族により開掘せられ廢山の儘なりしが、晩近土人により僅かに試掘せられたるも是亦中止せり、附近の舊坑二十餘箇所あり其の一坑の如きは掘進數十尺に達し大空洞をなし西猴兒石と共に如何に採鑛に努力せしかを想像するに足るべし。

鑛區　當區域は鑛區として正式の手續を經て出願せしとなし、唯西猴兒石のみは常雲閣、李海蘭、任鴻等の名義を以て地主との間に租借の契約をなせしに過ぎず。

地形及地質　地形は一般に低夷の山陵より成り百米突を出づるものなしと雖、山の傾斜比較的急峻にして溪谷の兩側は往々斷崖をなし岩骨を露出せり、地質は寒武利亞紀の硅質石灰岩、砂岩及板岩の互層より成り、之れを貫くに玢岩及閃綠岩の岩脈を以てせり、就中石灰岩は其大部分を占め、灰色若くは灰白色を呈し質堅緻にして恰かも硅板岩又は硅岩の如き外觀を呈し層理著明ならず、一般の走位は北々西乃至北々東を示し東々北若くは東々南に四十度乃至七十度の傾斜をなす、砂岩は細粒乃至粗粒を普通とするも時に肉紅色を呈せる正長石の粗粒若くは圓礫を含み恰かも礫岩狀をなすものあり、又細粒にして長石に乏しきものは雲母質

となり何れも甚しく變質して片麻岩化し甚しきものは片麻岩と鑑別すること難し之れを薄片となし鏡下に照すに正長石、斜長石、石英、角閃石等より成り、正長石及び石英最も多く組織は明かに水成岩なるを示し、石英及び長石の多きを見れば花崗岩類の如き酸性岩の分解に基きし砂礫の膠結せしものなるべし、其の分布は極めて小區域にして漸く猴兒石より四道溝に至る鞍部の一部を充たすに過ぎず。

閃緑岩は西猴兒石部落の西方に出現し、岩脈をなし古生層を貫き、暗緑乃至濃緑色の岩石にして甚しく分解せり、組織は細粒より中粒に至り角閃石及長石を以つて主成分とし副成分としては磁鐵鑛を隨伴し、往々斜長石は角閃石の空隙を填充して遠晶をなせり、當地方には尚ほ玢岩をも露出せり、閃緑岩とは同一の岩漿にして其の分體作用に基づき閃緑岩となり或は玢岩となれるものならん。

鑛床　一般の鑛床は硅質石灰岩の裂罅層面及空洞に小規模の鑛巣或は鑛瘤狀の不規則なる鑛塊となり、時に網狀細脈をなし或は鑛染狀を呈し纒りたる正規の鑛床にはあらず、稀に石英脈若くは粘土𨫼に多少の鑛石を伴ふことあるも何れも望みを囑すべきものなし、母岩たる硅質石灰岩は素と普通の石灰岩なりしが、地下

より上騰し來れる瓦斯又は熱泉の爲め交代せられて硅化し、其甚しきものは全く硅石に移化せり、其鐵液により赤染せらるる部分は往々石英脈と誤認し易く、從來の試掘箇所は多く此部分なり、鑛石は方鉛鑛及閃亞鉛鑛にして赤褐色の水酸化鐵を以て被覆せらるるとあり、恐く硫化鐵の變化せしものなるべし、今各區に就き露出の現狀を述んに▼東猴兒石區域　小北河滞と關門山子との間に走れる山丘の頂き及西側に數多の舊坑あり、其最も大なるは坑口に在て經十五尺の大空洞をなし、數條の横貫を設け總延長百尺餘に達す、坑口及坑內共に蜂窩狀に拔き掘せし跡を示せり、今坑道に沿ひ鑛床の延長を追はんとせしに其痕跡すら認ること難く、唯局部的に鉛鑛及閃亞鉛鑛を鑛染狀に附著せるを見るのみ、之れとて連續せるものなり斷絶するを常とす、故に標準と僅かの方なすべき資料の採集は全く不可能にして耕地に散在せる轉石により鑛質の一般を知るに過ぎざるなり、恐らく此附近は數多大小鑛塊の密集部に該當せしものにして岩壁に數多蜂窩狀の拔き掘跡を止むるにより鑛床の一般性狀を窺ひ得べし、坑道の規模比較的大なるは一團塊の採掘を終り、更に掘進中他の團塊に會せんと僥倖を賴み一定の方針なく徒らに掘

進せしものにして、如何に多くの勞力を空費せしかを想像するに足るべし。

此北方約百間の山腹に幅一尺の赤褐色を呈する粘土鎚あり、北三十度西を示し東北に八十度傾斜せり、曾て試掘せし當時多少の方鉛鑛を產したりと云ふも望多きものにはあらず、其他の舊坑及試掘跡亦正規の鑛床にはあらずして、硅岩に近き硅質石灰岩の鐵液を以て赤染せる部分を誤り試掘せしものなり▼西猴兒石區域

當地は東猴兒石に比し團塊尠く、多くは鑛染狀の網狀細脈にして斷絕するを常とし舊坑三あり、今露國人の稼行せしを見るに北端にある高麗族の舊坑を仕繰りたるものにして硅質石灰岩中に北四十度西に走れる一尺乃至一尺五寸の赤染帶あり、斷續的に不純の褐鐵鑛に僅かの方鉛鑛と閃亞鉛鑛を附著せり、露人は唯一の鑛脈として探鑛し深さ三十尺にして幅二寸內外の鑛脈に達せしと云ふ、果して永續す可きものなるや或は局部的のものなるや疑問なるも鑛床としては望き多きものにあらざるべし、此南方十數間にして風化霾約東西に數十尺の間を幅五六尺の小濠を以て試掘せし跡あるも、之れ亦石灰岩の硅岩に移化爛せし部分を鐵液により赤染せしものにして石英脈にはあらず又鑛石をも附著せず、一顧の價値なき

ものとす此南方約七十間道路の北側に高麗族の舊坑あり一は掘下し他は横坑なり、前者は坑口崩壞して鑛床の狀況を知るに由なしと雖、附近の露頭を見るに網狀の細脈にして局部的に方鉛鑛及閃亞鉛鑛を附著せるに過ぎず、又横口は徑三尺の小坑にして延長二十尺に達するも鑛脈としての痕跡を認めず、僅かに鑛染狀に方鉛鑛の存在を見るのみなれば是れ亦悲觀すべきものとす。

以上の事實を綜合して、鑛床の成因を按ずるに一部は後次の交代鑛床の形跡なきにあらざれども、其大部分は裂罅塡充鑛床に屬し石灰岩を貫ける玢岩及閃緑岩等迸發の際鑛液を誘導し空隙及細條の裂罅を塡充せしものにして、附近に散在せる轉石中には表面滑にして圓形若くは楕圓形の鐵塊をなし內部は空洞のものあり、其斷口は縞狀を呈し石英、閃亞鉛鑛、方鉛鑛の順序を以て內面成層をなせり、此事實は空洞の周邊より鑛液の沈澱固著せしを示し當地方に於ける鑛床成因の一部を說明するに足るものとす。

品質　既に鑛床の章に述べたる如く鑛石の露頭なく、從つて標準となすべき資料の採集不可能なり、現に各地に紹介せられつつあるものは、附近の耕地若くは捨

石中に混在せる高麗族稼行當時の轉石にして、降雨の際露出せしものの特に上鑛を撰びて蒐集せしものなれば、分析の成績優良なるは論を俟たず、此の轉石中には閃亞鉛の鑛塊を混ずるに徵せば該鑛も亦比較的多かりしものなるべく微量の「アンチモニー」を含有す。

斯く鑛石の露出不完全にして、資料を採集し得ざりしかば、止なく曾て王把頭が東猴兒石にて採掘したりと稱する上鑛及び西猴兒石の轉石に就き、中央試驗所にて分析したる成績を揭げて參考の資となす。

	東猴兒石舊坑附近上鑛	西猴兒石舊坑附近轉石
金	ナシ	ナシ
銀	〇、一一七	〇、七六五
鉛	八〇、七八〇	四八、六七〇
亞鉛	少量	少量
アンチモニー	—	微量

王把頭の言ふ所によれば、西區は東區に比し含銀量多く、兩區にて採掘したる鑛

石を混せ精煉したるに鑛石百斤に對し鉛十斤餘と銀十二兩を收めたりと云ふ。

意見 調査したる區域に於ては、硅質石灰岩の裂罅若くは層面に鑛塊或は網狀細脈をなす方鉛鑛にして閃亞鉛鑛を隨伴せり、稀れに石英脈に伴はるることあるも確然たる正規の鏈を認めず、往時に在ては高麗族により盛に稼行せられ數多舊坑の存在せるあるも、細脈の局部的に發育せる部分若くは鑛塊の比較的密集せし部分を採掘せしものにして、舊坑の規模大なるに比し出鑛の之れに伴はざりしものと想像せらる、一般地質の關係及び鑛床の成因等より推測せば頗る悲觀せざるを得ず、今後試掘をなす場合或は大鑛塊に逢著することなしとせざるも、そは學術的の推定を與ふること難く一に僥倖を俟つの外なし、されは此の地を以て本位となし獨立稼行するは頗る危險なり。

巷間有望の鉛鑛地として傳へらるるに至りしは、鑛床の性質を究めず、徒らに高麗族の遺せし大舊坑の存在と、稀れに附近の耕地より產する上鑛の轉石を以て代表的標本となし、轉々甲より乙に傳へ、遂に世の過信を招くに至りしなり。

結論 以上の事實を綜合するに、康庄子は接觸鑛床にして猴兒石は塡充鑛床な

れば兩區は全く成因を異にし各獨立の鑛床なり、康庄子は正規の接觸鑛床に屬すべき世評の如き鑛床にあらざれば、豫め鑛區を買收し徐々に探鑛を施す程多大の望を囑すべきものにあらず、唯接觸部に沿へる方解石脈は比較的整然たるを以て、露頭部に在ては樂觀を許さざるも、今少しく試掘を施し深部の發育狀況と他の接觸部に於ける新鑛床の發見に努むる價値あり、猴兒石は鑛床不規則なれば危險の伴ふことを忘るべからず。

小蘇子溝(岫巖縣) 鑛洞溝の東三支里の溪谷中に在る黃家堡子にして、南は岫巖より大孤山に到る街道に通じ、東北西の三面は約二百米突の山岳を以つて包まる。地質は片麻岩系にして重もに雲母片麻岩より構成せらる。其の北端高さ約百米突の山腹を檢するに、黑雲母片麻岩の北六十度、西南二十度の傾斜をなし石英脈之れを貫き南北に走りて稍〻西に傾き其の幅三尺に達し延長約五十米突あり閃亞鉛鑛を含有し、其の中に銀の存在を認めらるるも、其の含有量は一萬分中〇、六にすぎずといふ。

梁家店(岫巖縣) 岫巖を隔つる六七里にして蓋平岫巖の街道に在り、地質は花

崗岩と黑雲母片麻岩の相接近して露出するものに係り、其の片麻岩層中には石灰岩を伴ひ、石英脈及び正長斑岩脈之を貫く四五箇所あるを見るが、何れも黃鐵鑛、黃銅鑛及び閃亞鉛鑛を伴ひ、一は鏈幅甚だ狹く、二は鏈幅三尺に達し、三は鏈幅七八寸にして四は約四尺に及べり、其の他尙ほ二箇所の露頭あり東方部家堡子の溪流中の各所に露はれ水酸化鐵を以つて浸染し居るものの如く、其の鑛石を分析せしに、金の反應なく銀は十萬分の〇、八〇〇のもの一、四〇〇のもの〇、四〇〇のもの、一、二〇〇のものとありたり。

林家屯（復縣）

瓦房店の南驛なる田家屯の西約四五町の地に在り、地質は寒武利亞紀層の粘板岩及び砂岩より成り石英斑岩之れを貫く、其の接觸部に褐黃色或は黝色の露頭部あり、林家屯北方の山腹には角閃片麻岩及び黑雲母岩の北五十度西に走りて西南に三十度の傾斜をなし、二三の石英脈之れを貫く、其の幅一尺餘に達するものあり、露頭の區域狹けれど溪流中には褐鐵鑛及硅石塊の散亂するもの多きを以つて多少の鑛脈あることは疑ふべからず、而して其の三官廟裏の露頭の部分には鑛石を分析したるに銀十萬分の一、八あり、北方高地の石英脈には十萬分

の二を含めり。

駝子山（復縣）得利寺驛を距る西北三里餘にして龍潭山脈の北腹に位す、地質は寒武利亞紀層に屬する砂岩にして、多量に雲母を含むものと然らざるものとあり、其の銀の含有量は十萬分の一、六を示せり。

甘寗溝（興城縣）甘寗溝は興城縣に在り、同地方は前淸時代に於て封禁重地として金銀五鑛は勿論伐木さえ嚴禁されたる程に何人も手を下すを得ざりしが、民國に至りて之れを開放したるがため、奉天人たる何祥雲は甘寗銀鑛の出願をなし試掘しつつありしが、民國六年採掘權を得たり。

老營溝（桓仁縣）寬甸縣六皮葉溝と渾江を隔てて相對し懷仁の東南十五里にして渾江の北岸にあり交通は水路を利用するの便あること六皮溝と同じ、地質は雲母岩より成り鑛產地は丘陵の阜地にあり露頭其の上に現出す、坑口は其の中腹にあり、鑛脈は北五十度西に走り西南七十度の傾斜をなす、其の幅は七寸乃至一尺八寸に膨縮して一定せず鏈幅は石英より成り其の間に方鉛鑛の縞狀をなして夾有せるを見る、鑛質は品位良好にして含銀百分中〇、〇二、含鉛六三、六六とす。

北四道溝（蓋平縣）熊岳城を距る東方五十支里にして熊岳河の上流なる山間の僻村とす、故に運搬交通共に不便なり。該鉛鑛は往年露人及び支那人の試掘せしことあるも、資金缺乏のため廢坑に歸し、其の後、邦人によりて再興を計りたるものあるも物にならず。

化銅鑛（蓋平縣）熊岳河の西南約三十支里なる李官村の西方十二支里に在り、大正四年中に安東縣在住の藤田某之れが採掘を試み、同年中に三萬一千二百餘斤の鉛鑛を採掘したるが目下は廢山となれり。

紅旗溝（本溪縣）本溪縣の紅旗溝は鑛區二十方支里にして民國三年張鴻呈之れが開採許可を得て採掘せり。

松樹嶺（興城縣）興城縣の松樹嶺は民國四年丁靜德之れが許可を得て採掘せるが其の鑛區九百六十畝なり。

平頂堡（鐵嶺縣）鐵嶺縣平頂堡の鉛鑛は民國二年趙興波之れが許可を得て採掘せるが、其の鑛區千七百畝なり。

雁鷹窪（西安縣）西安縣の雁鷹窪鉛鑛は民國二年鄧同許可を得て採掘せるが、

其の鑛區は十六支里なりといふ。

石門子(寛甸縣) 寛甸縣石門子鉛鑛は左奎壇の出願に係かるが民國七年一月十五日其の採掘權を許可せられたり。

店南溝(本溪縣) 本溪縣店南溝は本溪の東南二十九里にあり。含銀方鉛鑛を產す、其の鑛石は分析の結果によれば、鉛百分中五八、九五九、銀千分中一、八七、硅砂百分中八、三六なりといふ。

四、含銀鉛鑛及び亞鉛鑛所在表

(イ) 蓋平縣

北瓦房店、北四道溝、黃安口、北岔、黑瞎子溝、四道溝、化銅溝、神樹山、

(ロ) 復縣

三盤嶺、芭蕉溝、八角溝、

(ハ) 岫巖縣

北銅溝、關家屯、小關屯、駝子山、林家屯、張家窰、

荒溝堡、小蘇子溝、紅嶺子、鑛洞溝、梁家店、香爐溝、荒子溝、魚西溝、鐵匠勾、

（ニ）本溪縣

連山關、大峪溝、孤山子、平山溝、牛心臺、平山溝、蘑子峪、小河口、小夾河子、頭道溝、堿廠西北文溝、高力營子、南佃子、財神廟、後溝、樣子嶺、石湖溝、大黃柏峪、趙家堡子、水洞溝、四道溝、崔家房、宣家嶺、分水嶺、小河背、店南溝、紅旗溝、吉祥峪、

（ホ）遼陽縣

四棵楊樹、鷄頭峪、海浪寨、鑛洞溝、賈家東溝、算盤峪

（ヘ）興京縣

大拉子、小廟溝、

（ト）寬甸縣

黑門子溝、北吊幌子、大荒溝、小荒溝、大堿廠、小堿廠、布袋眼、上營子、小湯石、泡子沿、赫家大溝、六皮葉溝、石門子、青山溝、小了河、北股河、

虎寸子、轉山子、蜂蜜摺子、干攬子嶺、五通河子、荷葉溝、千石嶺、

(チ) 通化縣

六道溝、黑熊溝、南崗山嶺、四道溝、小廟溝、

(リ) 桓仁縣

涼水臭子、老營溝、夾道子、狍鹿溝、二棚店子、砬子溝、大頂子、大東溝、

(ヌ) 海龍縣

大灘平、小灘平、投石岔、

(ル) 臨江縣

葦沙河溝、內二道溝 石灰溝、

(ヲ) 輯安縣

冷水泉子、下羊魚頭、山城子、六羊魚頭、上羊魚頭、礦峒子、

(ワ) 鳳城縣

魏家堡子、南山洞溝、甸南溝、李家堡子、于家溝、

(カ) 開原縣

小箕子溝、楊木林子、闊門山、

（ヨ）鐵嶺縣

康庄子、猴兒石、平頂堡、

（タ）錦西縣

青石嶺、夾樹溝、黑魚溝、

（レ）興城縣

甘寧溝、松樹嶺、

（ソ）西安縣

雁鷹窪、

五、銅鑛及び金銅鑛、銀銅鑛

馬鹿溝（本溪縣）　本溪湖より田師付溝炭田に通ずる道路に當り、八盤嶺の嶮あり、其の西麓に蜂蜜砬子なる一村落あり、其れより東南十餘支里にして達すべく、本溪縣城廠の西方約二十二吉米の山間に在りて、本溪湖停車場を去ること約百二十

五支里にあり。其の舊採掘所は本溪縣下小市炭田の東南九十三支里青山背蜂蜜拉子より東南各八支里にある馬鹿溝の急溪に沿ひ、馬鹿脊村落に下馬し、山道に沿うこと五支里にして達すべし、馬鹿脊は實に海拔一千四百六十呎にあり、蜂蜜砬子より車道なければ溪谷は平坦なり、從つて輕鐵の敷道及び索道の建設も亦困難ならずといふ。地質は極めて簡單にして北方は此地方一般に露出せるオルドビシア紀の石灰岩にして、南方は之れを貫きて斑狀花崗岩迸發せり、鑛床は其等兩岩の接觸部に生成せられたり、即ち深成岩なる花崗斑岩の迸發の後、銅、鐵鑛泉の上昇し來りて空隙及び龜裂に沈澱したるものなるべし、隨伴鑛物としては方解石、輝石等なりとす。現今採掘しつつある鑛塊は其の數三箇にして何れも扁豆狀をなして互に相接觸せり、鑛脈は極めて方解石に富み、多量の滋鐵鑛、少量の黃銅鑛及び黃鐵鑛、微量の水鉛鑛を雜へ、又、柘榴石は常に伴生し其の量增加すれば鑛脈縮少し、其の量減ずれば鑛脈增大する傾向あり、本鑛につき滿鐵中央試驗所の分析する所によれば左の如し。

鑛石の百分率

金　〇、〇〇〇三（十萬分中〇、三）
銀　〇、〇〇一四（一千分中〇、〇一四）
銅　二、三〇一五
鐵　五一、八五一九
鉛　微量

右の鑛石は同鑛山鑛石中下位のもののよしにて大倉組、大谷、清野二氏の言によれば、銅の含有量は粗鑛にても平均一〇%内外なるべしといふ、尙ほ肉眼にて明かに水鉛鑛を認められ之れを中央試驗所に提供したるに其の結果MoO_3とし四、一%即ちMoの含有量二、七%なれば水鉛としては稼行するの價値なきものなりとのことなり。土人の言によれば最初に本鑛山を發見したるは高麗民族にして昔時より銀、銅、鐵山として著聞せるが、銀は最も貧鑛なりしため間もなく休止し、近來に至り銅鐵山として傳へらるるに至れりとのことなり、光緒三十年には奉天鑛政局に於て六千元を投じ、鑛丁百三十名を使役し沈培安、張文波を技師として之れが採掘及び製煉に從事せしめたりしも、二箇年にして中止するに至れり、其の後、民國四

年十二月に至り支那人葆眞の名義により再び開坑せられしものにして、之れが背後には、大倉組投資せり、其の鑛區面積は百三十五畝ありといふ。

青石嶺（錦西縣）　錦西縣城の東方二十支里にして大虹螺山の南麓にあり、曾て採掘したる舊坑あり、鑛石を分析したるに金百萬分四、〇〇にして銀十萬三、四〇〇とす。

礦洞山（興城縣）　京奉鐵道綏中驛の北西約五十四支里なる八家子の北方十二支里半の山上にあり、今より百年前は舊坑七八箇あり何れも潴水して入坑する能はず、鑛床は花崗岩により貫かれたる石灰岩中にある接觸鑛床に屬す、延長は小なるもの二十米、大なるもの四百米あり幅三尺以上二十尺内外なり、鑛石は松樹卯のものと同質なり。

松樹卯（興城縣）　興城縣に屬し、縣城の北西約四十二支里に在り、花崗岩の接觸作用を受けたる石灰岩中に胚胎せる接觸鑛床にして二條あり、其の一は鉮幅四尺乃至六尺あり其の二は幅員不明なり、鑛石は方解石、柘榴石、石英、方鉛鑛、黃鐵鑛等より成り、少量の黃銅鑛を含み、銀は方鉛鑛に伴ふものの如く、一般に非金屬鑛物の量

多きも、時に殆んど方鉛鑛のみより成れる扁豆狀の鑛塊あり、而して含銀量は萬分の四乃至六あり、民國元年春、張化圖、馮某二名の合資にて採掘に著手せしも二箇月にして休山せり。

青山背（本溪縣）　青山背銅山は馬鹿溝銅山の西北約十五支里の山間に在り、鑛所は大黃頂と稱する小字なり。地質は石灰岩と花崗岩との接觸部に生成せし鑛床にして、石灰岩中に少量の孔雀石を鑛染し磁鐵鑛を伴へるも黃鐵鑛を見ず。其の開坑せられしは馬鹿溝と同時にして、其の後廢山となりしが、民國三年尙志之れが採掘を出願し許可せられたる鑛區百二十畝あり民國四年大倉組之れが後援となりて投資したるも、含銅量少なきを以つて之れを放棄したり、然るに其の後、奉天在住の某氏之れを採掘し粗鑛六千三百貫を賣鑛に供したり、左れど含銅量少なく卽ち銅二、四％鐵十萬分の七なりしを以つて收支相償はず一回限りにて之れを中止せり。

五里長坡（本溪縣）　本銅山は小市炭田の南方約四十支里の山間なる砂金溝村落内に在り、鑛床は馬鹿溝銅山及び青山背銅山と同じく、石灰岩と斑狀花崗岩との

接觸部に生ぜる鑛染にして鑛床は細くして約三寸內外なり、品位亦良好ならずといふ。同山の發見せられしは光緒二十九年にして奉天城內張某及び四川省人胡某協同し光緒三十四年の春開坑に著手し、同三十五年秋季まで約二箇年間採掘せしも其の儘之れを中止したるが、民國五年李濟臣といふもの鑛區五百畝の採掘權を獲得し、大倉組之れが後援となりて探鑛に著手せしも鑛況不良なりしを以つて中止し、今は殆んど廢山の狀態なり。

夾山（興城縣）　興城縣の夾山銅鑛は張致良試掘中の處其の鑛質良好にして大に見込ありとのことに之れが採掘權を得んとして民國四年出願したるが同五年許可指令ありたりといふ。

六家子（撫順縣）　撫順縣六家子に於て銅鑛を發見したるものあり之れが採掘出願中の處民國五年奉天財政廳之れを直營開採せんとしたるよしなるも、其の後何人も之れが開採を聽かざるなり、其の鑛脈は六十餘支里に延長し頗る有望なるものなりと。

二百錢嶺（寬甸縣）　鴨綠江沿岸なる石柱子の北方六十支里渾江沿岸の小不大

遠より南方に河を溯ること約三十支里大不大遠南又河の右岸に位する山腹に鑛床を有す。附近を構成する地質は硅岩及び粘板岩にして、二層互に東北約三十度の走向を有し、西に傾斜三十度乃至七十度なり。鑛床は粘板岩層中に胚胎せるものなれど、單に鑛染狀の綠色銅鑛を見るにすぎずして、更らに鑛脈として認むべきものなし、又有用鑛物の含有甚だ乏しく且つ鑛量の貧弱なる一顧の價値なしとのことなり。

小廟溝(本溪縣)　安奉線の南坟驛の北々東十支里の地なる大廟溝の支溝小廟溝にして、賈家堡子の東北十町小東溝なる郭姓家屋の東約百間の地なり、道路は平坦にして馬車を通じ得べく比較的交通便利なり。土人の言によれば百二三十年前、初めて開坑されたるが有望ならずとして中止され久しく廢坑たりしが、六七年前降雨出水の際、道路の基盤たる岩骨を露出し之れに硫化鐵を附著せしを發見せしより銅鑛と呼び或は硫化鐵鑛と稱へ、再び地方人士の鑛業熱を喚起するに至りたり。鑛床は銅鐵及び硫化鐵の二種あり、從來知られたる舊坑附近の轉石を見るに孔雀石を伴へる黄銅鑛にして銅鑛を目的として採掘せられたるものなり、然も

其等の舊坑は全く埋沒せられ僅かに二箇所に舊坑と認むべき窩地を止むるにすぎず、故に坑內に於ける鑛脈の狀態を知るに由なしと雖も附近の轉石により想像するに局部的のものなるべし、其の生因に就ては岩石の露出宜しからざるため之れを判定し得ざるも、閃綠岩其の他の火成岩迸發の際、鑛液を誘導し小裂罅を塡充し、同時に母岩の一部をも鑛染せしものなるべしといふ。硫化鐵鑛の鑛床は確實なる鑛脈をなすにあらずして僅かに變質粘板岩の小裂罅を充す、數多扁豆狀鑛塊の集合なり、要するに今少しく試掘するにあらざれば判明せずといふ。

小河口（本溪縣）　太子河岸にあり出水の際浸水す、之れがため張顯義、十五萬元の資本を投じ、光緒二十九年開採せしも失敗せり、其の後、日本人某之れを經營せんとせしも或る故障のため斷念せり。同溝に近き小南溝即ち中心臺より臥龍村に至る山中に銅脈の露出せるものあり未だ何人も開採せず。

元寶山（本溪縣）　球廠の東方にあり未だ著手せるものなし。

磨石峪（本溪縣）　牛心臺の東南六十支里なる磨石峪より南方約二十五支里の五里坡子に在り、鑛脈は幅四尺厚二三尺にして頗る大なるものの如し、其の鑛石の

含有銅量は三八%にして光緒二十九年張顯義等之れを開坑し其の採石をば木炭を以つて溶解し精煉不完全なるため、收支償はずして中止せり。

鄭家大鑛（本溪縣）牛心臺附近にあり處々斷脈せり是れ亦張顯義失敗の跡なり。

小河口北岸（本溪縣）是れ亦浸水の恐れあり山上より採掘せし形跡あり。

帽兒山六道溝（臨江縣）　帽兒山より鴨綠江の右岸を上る二十餘里にして達すべく、其の上流三里半の右岸山腹に於て銅鑛を開採せし舊坑を認む。鑛床は硅岩中に胚胎し二條の豆莢狀鑛脈あり。其の走向は西北にして東北に傾斜すること七十度なり、其の幅は狹くして鑛量少なし。鑛質は黃銅鑛を主とし孔雀石、藍洞鑛等を散布し、又、黃鐵鑛閃亞鉛鑛等を伴へり。

安東縣銅鑛　安東驛を隔つる東南三邦里にして銅鑛あり曰く銅鑛嶺曰く接梨樹、曰く湯池子、之れを稱して安東縣銅鑛となす。大正元年中、邦人內田鎮一、滿鐵會社より資金の貸與を受け之れを掘掘せしが、鑛況不良にして成績思はしからざるため大正四年に至りて滿鐵は其の關係を絕ち、其の後、久原鑛業株式會社に於て

試掘中なりしも是れ亦大正五年限りにて放棄し、目下廢鑛の狀態に在り。

三道溝（寛甸縣） 寛甸縣下北楊溝に在り寛甸より八十支里とす、最近の發見に係るものにして、鑛床は石灰岩の裂罅に充塡せしもの、鑛脈は膨縮一定せざれど品位優良にして黄銅鑛、黑銅鑛より成れり、大正五年邦人某の開坑に係かりしものなるが大正六年に至り支那官憲より差止められたり、其の採掘せし鑛石は草河口驛に搬出して朝鮮なる鎭南浦製煉所に賣鑛せり、草河口驛よりは東方百八十支里とす。

盤嶺（本溪縣） 是れ亦最近の發見にして鑛床は石英脈中に散在して黄銅鑛を有す鑛脈は膨縮一定せず、品位一〇％なり。 奉天在住の邦人森峰一及び支那人劉金備との兩人にて中日鑛業合辦公司を組織し之れを試掘して大正五年十月より久原の鎭南浦製煉所に賣鑛しつつあり。

小邊溝（鳳城縣） 鳳城縣下、靑城子の南五支里にして、安奉線通遠堡驛の西方八十支里に在り、孔雀石、藍銅鑛を產し黄銅鑛を伴ひ一部褐鐵鑛となれり、前年採掘せしこともあるも中止せしが、中日鑛業公司にて之れを試掘し大正六年十二月同公司

即ち日支公辦の採掘出願を北京の農商部に申請せしに大正七年二月十日附を以つて許可せられたり。

蘇子伙洛（開原縣）　鐵嶺の（北方百支里柴河の上流に在り民國五年四月より試掘に著手し現に採掘しつつあり。

夾山金銅鑛（綏中縣）　京奉線砂後所驛より三十五支里にして縣城の北五十支里とす、本鑛床は石英脈を以て花崗岩を貫き黃鐵鑛、方鉛鑛、黃銅鑛を含有し就中黃銅鑛の鑛量非常に多し、明德公司之れを開坑し土法にて一日四五百斤の鑛石を處理せしが最近邦人某山元に製煉所を設立せしといふ。

滾馬溝（桓仁縣）　桓仁縣滾馬驛に銅鑛を發見したる陳鐵庵は之れが開採許可を申請中の處民國七年二月十六日附を以つて許可指令されたり。

六、銅鑛、銀銅鑛、金銅鑛所在表

（イ）本溪縣

馬鹿溝、青山背、五里長坡、小廟溝、小河口、元寶山、磨石峪、鄭家大溝、

小河口岸、北盤嶺、三道溝、臥龍村、大秧、大黃柏峪、分水嶺、黃臘槽子。

草河嶺、趙家堡子、鄭家南嶺、

（ロ）興城縣

夾山、

（ハ）撫順縣

六家子、

（ニ）寬甸縣

二百錢嶺、三道溝、大不大遠、小不大遠、三道杉松、萬寶蓋子、王欖子嶺、

倒木溝、佛爺嶺、

（ホ）安東縣

銅鑛嶺、接梨樹、湯池子、五道溝、

（ヘ）鳳城縣

小邊溝、

（ト）開原縣

蘇子伙洛、象牙山、

（チ）綏中縣

夾山、

（リ）桓仁縣

滾馬溝、門轉子坡、

（ル）蓋平縣

黃安口北岔、

（ヲ）遼陽縣

湯河沿、小河口、蜂蜜砬子、

（ワ）臨江縣

六道溝、

（カ）鐵嶺縣

銅羅背、

七、鐵鑛

虎石溝（鳳城縣）　鳳城縣東南虎石溝に於て鐵鑛を發見したるものあり、鑛業技師徐觀海と共に入山して實地踏査をなしたるに鑛區は延長六七支里廣さ二三支里に亙り地表上一百餘支里を算するにより、開採資本八萬元を準備し其の出願をなし民國六年許可指令されたりといふ。

帽山（鳳城縣）　鳳城縣帽山に於て鐵鑛を發見したるものあり、其の資力乏しきを以つて蓋平縣の盛某と協同して採掘せんとして民國六年出願手續きを了したり。

小楡樹溝（本溪縣）　磁硫鐵鑛の鑛産地たる本溪縣の小楡樹溝は安奉線の一驛たる連山關の西々南十五支里の地にして、遼陽街道に沿うて柴河の支流たる連山河を溯り、滴塔より西南に折れ山道河子を經て石河塞に至り其れより西北に溪谷を辿れば達すべし、小楡樹とは石塔塞より西北に走れる溪谷の總稱にして鑛産地は石河塞部落の西北七町の小地名二道溝に在り。　地質は厚層の石灰岩及び粘板

岩の互層より成り、古生層は地の基盤をなし、閃緑岩之れを貫けり。鑛床は粘板岩と閃緑岩との接觸部に生成せる磁硫鐵鑛にして溪流を夾み兩岸に露出す、鑛床の鑛肌には黑褐色の土狀體を附著しつつあり、之れ硫化鐵鑛の風化作用によりて分解せられ、鐵は酸化物となり硫黃は一部遊離せられ黑土中に殘存せられたるにすぎざるなり、土人は之れを採つて木片に塗抹し附木に代用せり、現在の鑛塊は其の量極めて少なく採掘の價値なし、品質は一般に良好なり。

盤輾子(開原縣)　盤輾子鐵鑛は滿鐵幹線の中固驛の東方六十支里にあり、優良なる赤鐵鑛を產するも鑛脈狹少にして營利的價値を有せずといふ。

大青山(海城縣)　大石橋の東方約二十五支里火石嶺の北方なる青山杯及び大青山の西部に在る標高二百籽の山の中腹に在り、附近を構成する岩石は菱苦土鑛、苦土鑛粘板岩にして走向北二十度傾斜東方約五十度なり。鑛床は苦灰石中に生成して二條の脈狀をなす、其の東部にあるものは脈幅約三十間、延長四百間餘なり、西部にあるものは十四五間の幅を有し延長二三百間あり、此脈狀中に鐵鑛と稱すべきものあれど、局部に點在するのみにして、脈は只赤色に變化せる部分を意味す、

鑛床の成因は苦土鑛中の鐵分溶液となりて循環し來り小裂罅を充塡したるものなり、要するに鐵鑛は營利的事業として何等の價値なきものなりといふ。

李官村（蓋平縣）　滿鐵幹線の一驛たる許家屯驛の西方十五支里李官村の對岸に李官村河北と稱する小村落あり、鐵鑛產地は此西山腹に露出するものにして、許家屯驛よりは道路平坦にして交通運搬至便なり、附近を構成せる岩石は寒武利亞紀層の硅岩礫岩及び砂岩の互層及び累層より成り斑岩之れを貫きて各所に噴出す、鑛床は其等の硅岩層中に胚胎せられたる沈澱鑛床にして、上鑛は五〇％以上の鐵及び少量の滿俺を含有する赤鐵鑛なり、其の中鑛以下に至りては石英の混入大なるを以つて撰鑛上の困難を免れずといふ。

五道溝（本溪縣）　五道溝は本溪縣に屬し、安奉線下馬塘停車場の東北約一哩の地にある一小部落にして、北々西に流るる細河は五道溝の北側に在り黃家歲子に向つて俄かに東折せり、其の屈折せる灣曲の處に丘陵ありて鑛床を有す、丘陵の高さは二百二十五尺にして下馬塘停車場との間は地勢平坦にして運搬極めて容易なり、附近を構成する地質は專ら花崗質角閃雲母片麻岩にして石英、長石、角閃岩、

雲母等より成る、鑛床は片麻岩中に胚胎せる赤鐵鑛の鑛層にして四條あり、鑛質は黝色を呈し硅酸に富める赤鐵鑛にして多少磁鐵質となれる部分あり、一般含鐵量少なく四〇％以下なれば上鑛とはいひ難し、鑛量は其の延長不明なるを以つて確實に知り難けれど、其の延長を假りに四十間と做し平均厚さ三十六尺高さ百十尺とし、平均比重を三、二と假定せば五萬四千四百噸を計上さるべく、其の他三條の小鑛床をも加算せば、其の總額鑛量七萬餘噸に達すべしといふ。

蘇家溝（本溪縣）

蘇家溝は本溪縣に屬し安奉線の連山關西方三十支里の地にあり、連山關より十五支里の西方なる石河寨に至り西々南に折れ溪谷を辿ること更らに十五支里にして達すべし、蘇家溝とは數支里の間に散在せる小部落にして其の鑛産地は龍王廟附近の右岸に在り、交通は連山關と石河寨との間は坦々たる平道なるも、石河寨以西は河床に沿うが故に石礫多く次第に嶮惡となり、黃溝以南は細道にして車馬を通ずること困難なり。　地質は寒武利亞紀層に屬する硅石、粘板岩、石灰岩より構成せられて地の基盤をなしペグマタイトの岩脈を以つて之れを貫けり、鑛床は龍王廟を中心として南北二箇所に露出し其の距離約二百間あり、

何れもペグマタイト中に胚胎せる鑛脈にして各獨立せる別箇のものなり、品質は其の第一鑛床に於けるもの多少結晶質にして黃色若しくは帶白黃色を呈し質脆く破碎し易きも品質概して良好に分析の結果硫黃分は四一%乃至四五%あり、第二鑛床は緻密質にして暗黃色を呈し白色若しくは灰色の石英を介在する品位は概して前者に及ばざるものの如く、分析の結果四〇%乃至二九%の硫黃分ありしといふ。

大孤山(遼陽縣) 大孤山鐵鑛は遼陽縣に屬す、關門山より鞍山站驛に到る街道の孤山子村の東に在り、鞍山站を隔つること東方約三里なり。地質は硅岩よりなり其の中に鑛床を胚胎す、鑛床の厚さは概して東部に厚く二百尺乃至四百尺なるも西部に於ては薄く二十尺乃至五十尺にして其の延長約二里に達する赤鐵鑛とす。

關門山(遼陽縣) 關門山鐵鑛は遼陽縣に屬す、立山驛の南々東四里にして岫巖街道に當り、立山驛より車馬を通ずるを得べし、地質は硅岩より成り鑛層の幅は二百尺乃至三百尺位にして、其の延長は三道溝方面に亙り約二千米突に達する赤鐵

鑛なり。

廟溝(本溪縣)　廟溝鐵鑛は本溪縣に屬す、安奉線南坟驛の東廟溝の谷を行くこと約二里半の地に在り、南坟驛より山麓まで輕便鐵道の設備あり、鑛床は綠泥片岩及び雲母片岩累層中に介在するものと、白雲母片岩中に露出し、磁鐵鑛及び赤鐵鑛とより成るものとあり、兩者分量の關係は隨所之れを異にするも、鑛床の兩端に至るに從ひ赤鐵鑛を增加し、其の大部分は三〇%乃至四〇%の鐵分を有する貧鑛にして、處々に富鑛の六〇%乃至七〇%に達する扁豆狀又は板狀をなして存在せり。現今本溪湖製鐵所の原料鑛石として採掘するものは、此等の富鑛にして、貧鑛は目下設備中のグレンダール選鑛工場完成の後にあらざれば多量に使用する能はずといふ。

弟兄山(鳳城縣)　弟兄山鐵鑛は鳳城縣に屬す、安奉線草河口驛の南に方り大小二峰より成れるもの是れなり、鳳凰城を隔つる約十四里にして通遠堡を距ること四里なり、鑛床は支那層及び花崗岩質を貫ける蛇紋化せる斑玲岩の中に在り不規則なる塊狀若しくは脈狀の鑛體をなす、其の成因は斑玲岩中の分體作用に基く接

觸鑛床にして、斑玲岩と支那層との接觸部に凝集したるものなり、塊狀若しくは脈狀の鑛體は相集りて、其の幅五六間乃至十間餘の磁鐵鑛帶をなせり。

日棵楊子（鳳城縣）日棵楊子磁鐵鑛は鳳城縣に屬す、安奉線草河口驛の東方六邦里强の地點に在り、鑛產地は草河城より草河に沿ひ下ると一邦里强にして、曲折南行する彎曲部の北側に於ける地點に於て鑛床の胚胎するを見る、交通は便利と云ふを得ざるも途中なる草河嶺の最も高き處すら三百尺餘のものにして、他は總て小溪に沿ひ平坦にして河川を橫斷すると三四回に及び六邦里强を僻地にして、馬車を通ずるを得べし。附近を構成する地質は硅質石灰岩にして、其の石炭岩中に鐵鑛を胚胎す、其の一は大滴塔溝の西麓に露出し、鑛石露頭の幅約五尺にして東々南に走り、他は此鑛床の東南方に當り林東溝の西麓に於ける舊坑にして、該鑛石露頭の幅約五尺あり、是亦東々南に延長せり。其の成因は石灰岩が當初石灰岩として、既に全く固結したる後、鑛液を以つて次第々々に置換交代されたる謂ゆる後時交代鑛床に屬するものなり。鑛質は磁硫鐵鑛に屬し三五％乃至四八％の鐵分及び二七％乃至三二％の硫黃分を含有せりといふ。

楊木林子（興京縣）楊木林子鐵鑛は興京縣に屬し、葦子峪の東北約三里にして、平頂山に通ずる一部落偏粒河の北一里に在り、大孤山硅岩の厚層の下に片麻岩あり、其の下部に赤鐵鑛層を介在す、鑛脈の最も厚きは七八尺にして其の延長百間に及ぶ、含鐵量は五〇、二八なりといふ。

當石嶺子（興京縣）當石嶺子鐵鑛は興京縣に屬す、葦子峪を隔つること約二里半にして同地より永陵街道の一部落黃家堡子の東北半里の山腹に在り、地質は片麻岩、硅岩及び硅板岩より成り、硅板岩の下部に赤鐵鑛を有す、其の厚さ詳かならずと雖、含鐵量は四六、四三に達すといふ。

下夾河（興京縣）下夾河鐵鑛は興京縣に屬す、葦子峪の西南約三里餘にして、其の一小字松樹口に鑛產地あり、地質は當石嶺子と同一にして、鑛層は一尺乃至六尺あり其の延長約百間に及ぶ、其の間、赤鐵鑛を存在するも鑛質同じからず、含鐵量は五六、七五なりといふ。

大栗子溝（臨江縣）大栗子鐵鑛は臨江縣に屬し、帽兒山の西南約四十支里に在り、卽ち鴨綠江を右岸に溯して進むこと三十支里更らに大栗子溝に入り十支里に

して鑛産地に達す、交通頗る難澁なれど、水運によれば水路五十支里にして平水の時は三四時間を要す、殊に鴨綠江岸の大栗子溝口と鑛産地なる溝裏との間は道路平坦にして馬車又は牛趴犁を通ず、此鑛山は光緒二十五年李姓の小作人たる朝鮮人金姓により發見されしものにして、其の朝鮮人は先づ東溝に轉在せる鑛石を採收して製鐵を試み同二十八年に至り更らに朝鮮人鄭姓、澤姓の二家加はり、同時に南溝及び溝裏の採收をも開始し引續き現時に及び之れに從事するもの三戶、六人なり。鑛層に屬するものは總て赤鐵鑛にして其の品位は殆んど純粹に近き良鑛あるも下鑛の部分も多く之れを七道溝產に比すれば稍、劣れり、鑛層は主として千枚岩質板岩內にありて硅岩を伴ひ扁豆狀をなして尖滅す。鑛量は東溝及び西溝の鑛層は品位劣等なるを以つて之れを省き其の他の各鑛床につきて計算したるに總計百三十五萬噸にして、含鐵品位平均五十とすれば鐵の總量六十七萬五千噸となるべしといふ。

駱駝背子（本溪縣）駱駝背子鐵鑛は本溪縣に屬し、城廠の南五里に當り、大堡の南方約半里なる魏家堡子の西南約半里の山上に在り、地質は中部寒武利亞紀層石

灰質硅板岩より成り、鑛脈は花崗岩を以つて貫き其の接觸作用により生成せられし磁鐵鑛にして、其の厚さ平均三尺あり露頭の延長殆んど百米突に達す、含鐵量は五一、二〇なりといふ。

韓家峪(本溪縣)　牛心臺南方十餘支里にあり鐵及び銅を產す、此地は唐時代に採掘した形跡を存し當時の熔鑛爐あり目下は廢鑛とす。

楊木溝(本溪縣)　臥龍村の東方約十支里にあり臥龍村娘々廟の所有に係かる現に土法の採掘をなせり、含有量五十%內外なり其の搬出先は城廠の西方二十支里なる田什堡溝なりといふ。

萬家嶺(本溪縣)　牛心臺の東南約二十支里に在り品位良好ならずといふ。

老嶺(桓仁縣)　四平街東南、老嶺山麓にあり、道光年間盛んに採掘されしも其の後中止し廢鑛となれり。

鞍山站(遼陽縣)　鞍山站鐵鑛は遼陽縣に屬し停車場を距ること五六町にして鐵道線路の兩側に露出す、地質は硅岩、白雲母岩、片岩、千枚岩等より成り、鐵鑛層は硅岩及び白雲母片岩に介在す、其の厚さ三百尺に達し、高さ六百尺乃至二百尺の地に

露出し硅岩と帶狀をなすもの多く良好なるもの百尺を下らず其の延長一里餘に及ぶ、鑛質は赤鐵鑛及び磁鐵鑛にして鐵三割以上のものを合算するときは大約二億六千萬噸は下らざるべしといふ、現に日支合辦たる振興公司之れを採掘しつつあり滿鐵會社に於て別に製鐵所を設置せり。

干西溝（鳳城縣） 干西溝鐵鑛は鳳城縣に屬し、安奉線通遠堡驛の西南二里弱の地に在り、鐵道線路に沿ひ南行し祁家堡子墜道東口の踏切より西に折れ細流を横ぎり西々北に進むこと約八町にして、干家堡子に出で更らに約十三町にして鑛産地に達すべし。 地質は太古紀の片麻岩及び後期噴出岩たる角閃斑岩より成り、鑛層は片麻岩中に胚胎して二條あり、其の北側にあるものは其の厚さ二尺乃至六尺にすぎざるも、南側にあるものは不規則なる扁豆狀鑛層をなし其の厚さ四十尺に達し兩翼は二十尺位に減ず、鑛質は品位良好ならざる磁鐵鑛なり。

水簽箕溝（本溪縣） 水簽箕溝鐵鑛は本溪縣に屬し、小市の南方約二十八支里湯河上流に在り、湯河炭田の南域に位す、化皮峪鐵鑛は其の東谷に當り小市より馬車を通せざるも、水簽箕溝は其の便あり。 此鑛山は今より約二百五十年前高麗民族

の發見に係かり其の後二百年にして支那人の手に歸し湯河炭田と共に操業せり、而して日露戰後中止して以つて今日に及ぶ故に坑内は浸水して廢坑となれり。鑛床の成因は花崗岩と石灰質硅岩の接觸作用によりて現出せるものにして、鏑石として方解石、輝石、柘榴石等隨伴することあり、尙亞鉛鑛及び硫化鐵鑛をも見受けらる。鑛脈は水簸箕溝に發し、東北の峻嶺を越え化皮峪の東山腹に終る、其の延長約六百間にして扁豆狀をなして斷續す、舊坑は露頭處々にあり、鑛石の品位は良好なるも有害鑛物の隨伴することあり。

弓張嶺（遼陽縣）　弓張嶺鐵鑛は遼陽縣に屬し、縣城の東南八十支里にして、安奉線橋頭驛よりは六十五支里あり、橋頭よりせば細河に沿ひ西行すること三十支里にして孤家子に達し、其れより南に折れ黄泥崗の溪谷に入ること五支里、其れより西に進むこと二十支、里にして全家堡子鐵產地に達し更らに南行五支里にして達すべし。遼陽よりせば約十一邦里にして大安平に至り其れより東南の谿谷を遡り二里餘にして達すべし。附近の地質は硅岩、粘板岩、石灰質粘板岩、粘土質石灰岩、花崗岩、正長石、片麻岩等より成り鑛床は其等の片麻岩中に介在せる磁鐵片岩中、磁

鐵鑛の密集せる部分及び赤鐵鑛の二種あり、鑛脈の延長は約十二三町に及び厚さ百五十尺乃至五百尺あり、品位は含鐵量三〇％乃至六〇％なりといふ。

櫻桃園（遼陽縣）　櫻桃園鐵鑛は遼陽縣に在り、立山驛及び馬伊屯の中間に位する村落にして、立山驛を隔つる十五支里とす、櫻桃園の東に巍然として屹立する山岳は鐵鑛の大露頭にして、走位は北三十度西より西南三十度東に延び西北に六十度の傾斜をなせり、鑛床は粒狀硅岩の間に夾まるものと、硅岩の下層に濃綠色雲母片岩ありて硅岩薄く赤鐵鑛の直に片岩層に附著するものとあり、鑛質は赤鐵鑛にして上盤に近き部分は概して縞狀をなすも下部に至れば剝理明かなる細粒の赤鐵鑛に變化せりといふ。

鞍子河（海龍縣）　鞍子河鐵鑛は海龍縣に屬す、縣城の東南約百十支里、杉松崗炭坑の東々南約十五支里に在り柳河縣の交界にして腰鞍子河とも稱す、其の南六支里にして柳河縣なる大灘平溝小字蕭家店に於て蒙江街道に通じ、北八十支里輝發城に於て松花江の上流たる輝發江の水運を利用し得べし。此鑛山は光緒二十年の發見にして、二十二年杉松崗炭坑採掘開始と共に、海龍に居住せる奉天省城人五

品街、劉章夫之を採掘したるが、二十四年中止し、二十七年に至り再興し、二十八年寶聚公司を設立し、三十年に於て東山溝を中心とせる二方支里の採掘權を得、以つて今に及べり、地質は板岩、砂岩、石灰岩より成れる中部寒武利亞紀層にして、白雲母花崗岩之れを貫けり、鑛床は花崗岩内に存在し、極めて少量の硅岩を伴へる交代鑛床にして、處々團塊をなして存在す、左れど水成岩層内には全く之れを缺く、鑛質は磁鐵鑛にして、一部分赤鐵鑛となれり。其の採掘したる鑛石は杉松崗鐵廠に於て支那土法式熔鑛爐により製鐵し、其の熟鐵は支那車輛軌道、農具、鐵鍁及び鋯用を主とし、海龍縣下及び吉林地方へ販出さるるとなり。

七道溝（通化縣）　七道溝鐵鑛は通化縣に屬し、縣城の東々南約二十里鐵廠炭坑より渾江支流大羅圈溝河に沿うて遡ること約九里更に同沿右岸七道溝を入ること三里餘の地に在り、此鐵鑛は光緒二十四年九月支那人杜姓によりて發見され、直ちに開坑して二十六年に至り之れを中止せしが、三十年再び之れを開坑し以つて今に至れり、尚ほ三十一年より朝鮮人李芳雲も亦之れを採掘し産地に於て自ら製鐵を開始せり。地質は主として千枚岩質板岩にして往々綠泥剝岩に移過せるも

のなり。鑛床は純然たる鑛層をなして千枚岩質板岩內に存在して二層あり、鑛量は溪流の水準上に於ける赤鐵鑛の量一百二十四萬四千五百噸に計上せらるとのことにて、假りに平均含鐵量を五五%となすときは、含鐵總量約六十八萬五千噸となるべしといふ。

本溪湖炭田硫化鐵　本鑛床は鑛巣又は鑛瘤として本溪湖炭田夾層中に發育せるものにして、石炭に對する含鑛率は〇、八乃至二%なり、大正五年中に於ては約千四百噸を產出せりといふ。

牛心臺炭田硫化鐵　本鑛床も亦牛心臺炭田主要炭層たる臭大槽即ち夾炭層中の最下部に在るものにして、層厚三尺乃至十尺平均七尺に鑛瘤として散布し、石炭に對する含鑛率は一%强なりといふが大正五年中には約三百噸を產せり。

煙臺炭田硫化鐵　本鑛床も諸炭層中に發育し、石炭に對する含鑛率は一、三%內外なり大正五年中には四百七噸の產額ありたり。

八、鐵鑛所在地表

(イ)　鳳城縣

虎石溝、帽山、弟兄山、日棵楊子、干西溝、通遠堡、鶡鵠溝、火葍溝、魏家堡子、范家窩棚、

(ロ)　本溪縣

小楡樹溝、五道溝、蘇家溝、廟兒溝、駱駝背子、水簸箕溝、本溪湖炭田、牛心臺炭田、臥龍村、迷岔臺溝、田師付溝、梨樹溝、歪頭山、頭道溝、靑山背、四平街、崔家房、官馬甸子、石哈寨、韓家峪、萬家嶺、楊木溝、

(ハ)　興京縣

西川嶺、當石嶺子、楊木林子、大小東溝、下夾河、

(ニ)　寬甸縣

白釆地、例子溝、三道杉松、夾皮溝、黑瞎子溝、

(ホ)　桓仁縣

古馬嶺、三道羊、晌水溝、老嶺羅卷三道溝、大荕子溝、

(ヘ) 通化縣

二道溝、六道溝、大栗子溝、七道溝、

(ト) 海龍縣

鞍子河、

(チ) 臨江縣

大栗子溝、西江口上面、

(リ) 開原縣

盤轆子、

(ヌ) 海城縣

大青山、

(ル) 遼陽縣

大孤山、關門山、鞍山站、弓張嶺、櫻桃園、煙臺炭田、

(ヲ) 蓋平縣

李官村、黑瞎子溝、

（ワ）西豐縣

元寶山、

（カ）營口縣

鍋底山、

（ヨ）岫巖縣

張家堡、

九、炭　礦

張家溝と蘆家屯（煙臺炭坑附近）明治四十五年一月支那人によりて開坑されしも、掘進に伴ひ湧出水多かりしため二坑併せて六千噸にして同年六月廢坑となれり。

蛤蟆溝（煙臺炭坑附近）豐順公司總辦梁仁山の經營に係り大正元年十二月より採掘を始め翌二年末までに約一萬二千噸の出炭あり炭質良好なりしが、山元石

炭統一のため尾明山炭約二萬噸を買收したるに、我が煙臺炭坑の激烈なる競爭にあひ大なる損失を招きて自滅するに至りたり、大正四年に至るや遼陽城内の華泰昌號は資本金五萬元を準備し之れが再興を圖り採掘を出願されたり。

華家窪（煙臺炭坑附近）　鑛業主は鄭明發にして大正三年一月より開坑に著手し同年三月より出炭を見しが、其鑛區の我が煙臺炭坑境線に隣接して頗る狹隘なると且つ舊坑多くして出水甚だしきため少なからざる損失を招き大正四年六月までに約一萬噸出炭して休山せり、炭質は良好にして硫黄少なく風匣煤炊事用にして鞴を備ふ及び爐煤用として歡迎せられたり。

尾明山（煙臺炭坑附近）　本坑は天利公司なる屋號の下に採炭販賣せる支那の官營事業にて奉天勸業道の管理に屬し總辦を楊子仁と稱せり、年々二三萬噸を採炭せしが、大正元年五月より中止し大正三年九月貯炭全部二萬噸を豐順公司に賣渡したり、目下尙ほ休止中なり。

尾明山北方新坑（煙臺炭坑附近）　本坑は官管にして奉天實業課の管理に屬し、總辦を張子貞、副總辦を徐應九と稱し、大正四年一月下旬より開採に著手し四坑

を掘鑿せり同年七月までに約二萬五千噸の出炭ありしが、其の後休止せり。

煙臺(遼陽縣)　煙臺炭坑は遼陽縣に在り、縣城の東北約七里にして、大連よりは二百三十二哩とす、卽ち煙臺停車場の東約三里にして煙臺驛より支線の敷設あり、今其の地質を記さんに、炭田の東方なる山岳は謂ゆる支那層にして北方なる磨臍山の南は次第に低く尖子山、饅頭山、櫃子山より大窰の高原に沈み、再び南方に支那層より成れる五頂山あり、又、其の中部なる櫃子山より南々西に分岐するものは遼に黃土高原に下れり、石炭層は此等の支那層により被覆され、之れを下部層夾炭層上部層に區別さる、其の夾炭層は砂岩及び頁岩より成り、亦之れを上下二層に分つを得、下層は主に頁岩より成り砂岩を夾み、頁岩中に十三の炭層を介在す、其等の炭層中主要なるものは三層にして厚さ各約五尺なり。要するに炭層は大小合せて十六枚の內、主要なるものは五枚乃至六枚にして層厚三尺乃至九尺とす、炭質は亞無煙炭にして採炭すべき炭量は三千八百萬噸とす。本坑は滿鐵會社が鑛業權者にして鑛區は東西約二十四町南北四十町、二百十二萬一千六百六十二坪とす、其の一日の出炭高は約三百噸なりといふ。

小瓢屯（撫順炭坑附近）本坑は天寶公司より分離したる雲慶公司に於て開坑し同公司後ちに潤興煤公司と改稱し民國元年李臣翼より二萬元の増資を受けたるも又々失敗に終り、其の後更らに新株を募集して新計畫を試み民國六年には其の隣接坑たる寶源公司と確執を生じたる等成績頗る不良好なり。尙ほ本坑は祐興公司によりて開採され、毎日出炭約七八十噸にして、一部は撫順に送りて貨物積とし、一部は直接馬車にて奉天市場に輸出しつつあり。

蛇窩（撫順炭坑附近）本坑は天寶公司之れを開採しつつありしも全然失敗して保原公司之れを繼承し採掘し民國六年五月には山元貯炭千二百噸を有したりしも、祐興公司との間に鑛區問題を生じ訴訟を提起して紛爭を釀せるため未だ市場に賣出さざりし。

古城子（撫順炭坑附近）本坑は民國二年蓋平人馬雲亭等出資者となり株式組織にて華勝公司を成立し之れを採掘せしが三年休山し更らに民國六年華勝公司を整理して採掘をなし、一日約四五十噸を出炭し、撫順及び奉天の市場に輸送しつつあり。

明眉山（撫順炭坑附近）　撫順の西方に在り民國三年、三千七百噸の持越炭あり、同年資金の都合にて休止せり。

撫順（撫順縣）　奉天の東方二十哩にして大連より二百七十哩、營口より百卅三哩とす、今其の地質を記さんに炭田の基盤は片麻岩系、寒武利亞紀層、中世代層より構成され、第三紀層及び第四紀層を以つて之れを被覆し、就中、夾炭層たる第三紀層は炭田の南境をなせる小丘の北側斜面に沿うて地滯帶に沈積したるものにして東西に走り約北三十度に傾斜せり。　炭層は主要炭層の最も厚き部分は二百四十尺に達し、東端の最も薄き部分尚ほ十數尺あり、炭質は揮發分多き有煙炭にして又窒素分に富む、其の炭量は約八億噸と註せらる、鑛業權者は南滿鐵道會社にして鑛區東西約四里南北約一里、千八百十九萬五千四百廿坪とす、一日の出炭高約六千噸にして附帶事業として、硫酸アンモニヤ、骸炭及び硫酸の製造等をなせり。　今、其の坑別出炭高、賣炭箇所別、硫安製造、骸炭製造等を表示すれば左の如し。

(A)　坑別出炭高

年度	撫順炭坑 千金寨坑	大山坑	東郷坑	楊柏堡坑	老虎臺坑	萬達屋坑	古城子坑	計
	英噸	英噸	英噸	英噸	英噸	英噸	英噸	英噸
明治四十三年度	三六八、八一二	※一四、四六三	※一八、九四五	二一七、四八九	二七八、七七三	—	—	八九八、四八二
同四十四年度	四〇八、八三〇	一九二、一〇六	一五〇、六五一	三〇五、三一〇	二八六、三〇一	—	—	一、三四三、一九八
大正元年度	三八四、六〇二	三五九、九四二	二五二、八八七	二一〇、六四六	二六二、〇七三	—	—	一、四七〇、一五〇
同二年度	五八一、〇四五	四一七、八二九	四一七、六〇七	二九二、七二一	四七六、二五一	—	—	二、一八五、四五三
同三年度	六四一、九六三	二三六、一九八	四七〇、八九七	三八三、〇二五	四一一、五三〇	—	※三、八一九	二、一四七、四三二
同四年度	六二〇、三七二	三〇三、三〇七	四二九、〇三七	四七三、二八七	一八四、五八三	六一、二四七	九七、四一三	二、一六九、二四五
同五年度	五七二、四八二	二九八、四〇五	一六八、六五一	五〇二、七三九	二五六、七四四	六五、三一六	一七五、一四一	二、〇三九、五七八
平均一日								
明治四十三年度	一、〇一〇	※四〇	※五二	五九六	七六四	—	—	二、四六二
同四十四年度	一、一一七	五二五	四一三	八三四	七八二	—	—	三、六七〇
大正元年度	一、〇五四	九八六	六九三	五七七	七一八	—	—	四、〇二八
同二年度	一、五九二	一、一四五	一、一四四	八〇二	一、三〇五	—	—	五、九八八
同三年度	一、七五九	六四七	一、二九〇	一、〇四九	一、一二四	—	一〇	五、八八三
同四年度	一、六九五	八二九	一、一七二	一、二九三	五〇四	一六七	二六六	五、九二七
同五年度	一、五六八	一、〇四三	四六二	一、三七七	七〇三	一七九	四八〇	五、五八八

備考　※印ハ開鑿中ノ出炭ニシテ×印ハ東郷坑開鑿中出炭二、五六六ヲ包含ス
大山坑ハ坑内變災ノ為メ大正六年一月十二日ヨリ採炭ヲ休止セリ

(B)　賣炭箇所別

年度	滿洲各地				輸出			
	社用	社員用	其他	計	南洋	南支那	北支那	朝鮮
明治四十三年度	英噸 二九六、二四〇	英噸 一一、〇一三	英噸 三三六、六六三	英噸 六四三、九一五	英噸 一〇、六八二	英噸 一五五、六六一	英噸 五六、九六〇	英噸 八九、九二六
同　四十四年度	三八〇、〇五七	一四、七八八	四四〇、五九二	八三五、四三七	九、三九八	一一一、二三一	三九、三八七	五、〇一五
大正元年度	三二四、五三七	一八、八二〇	五四九、七七七	八九三、一三四	二四、七一一	二一〇、七一〇	五五、〇〇六	一四一、三三四
同　二年度	四一六、一一一	一八、八七六	五六二、四八七	九九七、四七四	二〇一、一二六	二七四、九四九	七七、六五七	二三三、五〇九
同　三年度	四八六、八二五	二五、〇〇九	六三六、二三四	一、一四八、〇六八	一七六、四九七	一五四、一九六	六九、一〇三	二一〇、二六七
同　四年度	四九八、九二三	二三、九七三	七四二、三一五	一、二六五、二一〇	七九、八三一	一八五、六七七	六六、一四八	二五二、六三〇
同　五年度	五一〇、七四九	二八、〇六三	八四二、六九二	一、三八一、五〇四	一四〇、八二七	二〇五、二三二	九二、〇五二	二九八、六七一

年度	輸出				船用			合計
	臺灣	日本内地	其他	計	社船用	其他	計	
明治四十三年度	英噸 —	英噸 九、二七一	英噸 四、九四〇	英噸 三三四、四四〇	英噸 二七、八四六	英噸 五一、八八三	英噸 七九、七二九	英噸 一、〇四八、〇八四
同　四十四年度	一四、一三八	五五、四一七	一〇、一二九	二四四、七一五	三〇、九六六	六四、三四四	九五、三一〇	一、一七五、四六二

大正元年度	一六、五七九	一二三、一七九	八、一一九	五六八、六三八	四八、八八〇	一三一、二五〇	一八〇、一三〇	一、六四一、九〇二
同二年度	四八、四二四	三八六、二四九	九、五七一	一、二三一、四八五	八七、五三六	一八五、九〇二	二七三、四三八	二、五〇二、三九七
同三年度	三九、八四五	三二〇、七〇七	四、四〇〇	一、〇〇五、〇一五	九五、二一八	二三七、〇九七	三二二、三一五	二、四七五、三九八
同四年度	三二、九九七	一三二、四〇二	二、九八四	七四二、六六九	八二、一〇六	一九六、五五二	二七八、六五八	二、二八六、五二七
同五年度	二三、一九七	一七九、六六七	—	九三九、六三二	七六、〇三七	一八二、五八〇	二五八、六一七	二、五七九、七五二

(C) 硫酸アンモニヤ製造販賣高

年度	製造數量	販賣高 數量	販賣高 金額
大正四年	二、六四三、六	二五、六七、七	三九二、九八四、〇八
大正五年	二、五九〇、二	一、九四七、六	三五七、五〇四、四五

(D) 骸炭製造販賣高 （大正五年四月操業開始）

年度	骸炭能力（年度末現在）	裝炭量	骸炭 製造高	骸炭 販賣高 數量	骸炭 販賣高 金額
大正五年	一晝夜 二〇噸	七、二五九、〇噸	四、二五二、八噸	三、四五一、五	二五、五二一、一〇

馬蜂崗（西安縣）　馬蜂崗炭坑は西安縣に屬し、大疙瘩の東南四十支里に人家二百餘戶を有する遼河源なる小市街あり、同地の東南七支里馬蜂崗の丘陵に炭坑あり、地質は砂岩より成る侏羅紀層なり、炭層の上盤は砂岩にして下盤は砂質頁岩より成り、層厚二尺乃至二尺五寸なるも、著しき撓曲を示し、數次盤岩の炭層中に突入せるを認む、本坑は民國四年に於て農夫が耕作中に偶然發見せられしものにして、大疙瘩炭坑寶興公司の經理人趙姓の首唱にて民國五年三月より試掘に著手し、五月上旬までに二萬斤の粉炭を出せり、但し同坑は未だ其の筋の許可を受けたるものにあらざるなり。

董木匠（撫順縣）　董木匠炭坑は撫順縣に屬し、縣城の東北方に在り同地の劉姓許可を得て之れを採掘したるが失敗を重ねて民國五年休止せんとしたるを日本人某氏が投資者となり大に採掘せんとしたるも、遂に沙汰やみとなれり。

盛家屯（鐵嶺縣）　盛家屯炭坑は鐵嶺縣に屬し、縣城の東約七十支里に在り、露治時代に露國人採炭に著手せしも炭層三四寸にすぎざりしより放棄し、爾來顧みるものなしといふ。

花兒山（鐵嶺縣） 花兒山炭坑は鐵嶺縣に屬し、縣城の東々北五十支里に在り從來採掘しつつありしも、民國五年に至り中止せり。

五湖嘴（復縣） 五湖嘴炭坑は復縣の阿米利加灣に在り、普蘭店驛を隔つること西約九十支里とす、炭層は三枚あるも可採的のものは一枚にして、數寸乃至數尺に伸縮せり、炭量は可採炭量百八十萬噸內外にして、炭質は無煙炭及び粉炭多し、鑛業權者は日露合辦の大業公司にして土法にて採炭し年額一萬噸內外を出炭し、山東省及び遼東灣海岸一帶に販賣す。

羅圈子鐵廠炭田（通化縣） 通化の東々北約六十支里に位し、渾江の支流、大羅圈子溝と小羅圈子溝との中間に在り、臨江縣帽兒山には三百支里あり。 地質は石灰岩及び砂岩を基盤として構成され、オルドブキシア紀に屬す、炭層は二層乃至三層あるも可採的のものは、一層にして南東に向ひ傾斜せり、膨縮一定せず二尺乃至十尺あり、炭質は比較的良好にして之れより製出せらるる骸炭亦劣等のものにあらず。 本坑は光緒二年の發見にして土人によりて採掘されしが、二十八九年頃一時露人の手を染むるに至り後、支那官營として多少の採掘を繼續し、現に鑛務官吏

陳廷森、之れを監督せり、大正四年の日支協約には、日支合辦指定鑛山の一に數へられたり。其の採炭の販路は主として通化に輸送し懷仁、輿京方面にも輸送せらる。

六道溝（通化縣）　通化の東々北約八十五支里なる帽兒山街道五道江嶺上の北東側に在り、含炭地は一千餘坪にすぎず、炭層は一枚にして錯亂し斷層多く數次炭層中に砂岩の破片を介在せり、厚さ一尺より五尺の間に膨縮せり、炭質は組織脆弱にして比重少く色漆黑なり容易に粉碎され易き性質を有す、販路は僅かに通化に於ける燒鍋の需要に應ずるにすぎず。本區域に於ては其他、五道溝、大羅圈子溝内の二道溝及び小南溝あれども、何れも小區域にして炭質劣等何れも價値少なし。

杉松崗（海龍縣）　杉松崗炭鑛は日支協約により日支合辦採掘指定の一に數へられたるものにして、海龍城の東々南百支里に在り、朝陽鎭の南東七十支里にして、吉林に三百七十支里、山城子に百四十支里、開原に四百二十支里とす。交通は產地の西北約四十支里に輝發河の一支流三流河岸に繫船場平安船ありて、此地より夏期水漲の際、吉林及び沿岸各地への河運の便ありとす。地質は石炭紀層に屬し、炭質は亞無烟炭にして半金屬光澤を有する良炭にして優良なる骸炭を製出し得る

も、炭量は一百萬噸を出でざるべしといふ。

半截河（柳河縣）　半截河炭田は柳河縣に屬し、縣城の東々北九十支里、杉松崗炭坑の西々南約四十支里、樣子哨を西に去る二十支里弱に在り、炭層は石炭紀時代に屬し、炭質は亞無烟炭にして採炭の八割は粉炭となり骸炭用としては適せざるも煉瓦炭として燃料に供せらるべく炭量は二十萬噸を超えざるべしといふ。

仙人溝（柳河縣）　仙人溝炭田は柳河縣に屬し、縣城の東々南四十支里、半截河炭坑の西々南約六十支里に在り、炭田の區域狹小にして稼行するに足るべき面積少なく、炭質劣等にして亞無煙炭に屬し粉炭となり易し、民國六年の調査によれば今後の採炭高十萬噸に達せざるべしといふ。

窰子峪（本溪縣）　窰子峪炭田は本溪縣に屬し、本溪湖の東北約四十支里にして太子河右岸に在り、炭層は數枚あるも主なるもの二枚にして厚さ數寸乃至二尺五寸とす、炭質は半無煙炭にして不良なる上に區域狹少なり、之れが經營者は上海及び北京の株主より成り、資本は大洋三十萬元の公司にして其の代表者は上海人の陳一淸とす。

蔡子峪(本溪縣)　蔡子峪炭田は本溪縣に屬し、太子河上流なる城廠河の下流五十支里、馬家城子の西方十支里に在り、車馬の便なければ北甸子村落より山道に沿ひ入山するを便とす、左れど直ちに太子河に出づれば水運を利用するの便あり。本炭田は光緒二十五六年頃より採掘を開始し中止すること一再ならず其の後日露の役起るや同時に休止して以つて今日に至れり、炭層は西南より東北に走り北西に四十五度傾斜す、其の炭質亦良好ならず、聽くが如くんば炭層二三枚にして二尺乃至三尺五寸の厚層を有すといふ。

蓮花泡(瀋陽縣)　蓮花泡炭田は瀋陽縣城の北方に在り炭質良好にして撫順炭と伯仲の間に在り、陳某趙某、王某等合資組織となし、十萬元の資本金を以つて採掘せんとし民國四年許可申請せりといふ。

圑山子(本溪縣)　圑山子炭田は本溪縣に屬し、縣城の南々西約十五支里、安奉線福金驛の南々西四支里にあり、太子河に瀕せるを以つて舟楫の便あるは勿論、車馬の交通自在なり、其の鑛區は嶺東及び嶺西に分てり。層厚は五六寸より七八尺に膨縮し、炭層は無煙炭にして粉炭なり。土人の言によれば嶺西區は約六七十年前

より採掘を始め、嶺東區は光緒五年より斷續的に農閑之れを採掘せり、一箇年の出炭三百五十噸くらゐなるべしといふ。

四平街（桓仁縣）四平街炭田は桓仁縣に在り、地質は石炭紀層にして炭層は數枚あるも、主なるものは四尺内外のもの一枚なり、炭質は無煙炭にして骸炭を製するを得べし、其の出炭は支那式土法にして僅少なり。

瓦房店附近（復縣）復縣なる瓦房店附近に王家屯、崗子店等の炭田あり、地質は石炭紀層にして炭層は三枚あり厚さ一尺乃至數尺とす、炭質は半無煙炭にして品質良好ならず、炭量は數十萬噸なるべしといふが、目下採掘休止中なり。

炸子窰（復縣）復縣の炸子窰附近に炭田あり、瓦房店驛より二十支里とす、地質は石炭紀層にして炭層一枚乃至三枚あり厚さ數尺とす、炭質は半無煙炭にして區域狹少なれば鑛量多からず、鑛業權者は滿鐵會社なるが邦人某氏之れを借受け採炭し年額三百噸の出炭なり。

小市附近（本溪縣）小市は本溪縣に屬し、太子河の支流たる淌河の河畔に位する一小邑なり、此の小市附近には淌河の流域を夾み東西に亙れる炭田あり、卽ち謝

家威子、廟溝、馬皮匠溝、上山城寨、泉水河子、祁家堡子、長嶺子、山城溝、袁家窩棚、大岔溝等の炭坑是れなり。地質は石炭紀層に屬し、炭層は砂岩中に四枚乃至七枚を夾在し香貨と臭貨とあり、香貨は硫黄を含まざれども臭貨は多量の硫黄を含み炭層の下方に發達す、炭層は七枚を數ふれども各坑共に採掘し得べきものは一枚乃至二枚にすぎざるなり。炭質は何れも粗惡なる無煙炭とす。

牛心臺（本溪縣）　本溪湖の東々北約三十支里にして、太子河上流の左岸にある上牛心臺、下牛心臺の二部落より成り、小南溝、老煤洞、紅臉溝、王官溝等の炭田を總稱して牛心臺炭坑となす、現今輕便鐵道あり本溪湖と牛心臺の間に敷設さる。地質は石炭紀層より成り、炭層は大小十一枚內にて可採的のもの四枚層厚二尺乃至七尺あり、炭質は無煙炭にして硫黄分多く其の質破碎し易し、炭量は主要層のみにて約二千萬噸あるべし、採掘販賣者は彩合公司にして土法に採炭一日七八十噸なるが彩合公司にては滿鐵會社に販賣せるも、其の他の採掘販賣者は直接奉天に販賣せり。

賽馬集（本溪縣）　賽馬集炭田は安奉線草河口驛より東約九十支里に在り、地質

は侏羅紀層にして炭層數枚あり何れも數寸乃至二三尺の薄層なり、炭質は半無煙炭にして骸炭に製するを得べし、分布區域狹少なれば炭量は多からず、鑛業權者は双合裕煤礦有限公司にして土法によりて採掘せり、民國五年度の產額約三百萬斤あり、一日の採高二千斤位とす。

大臺山（鐵嶺縣） 大臺山炭田は鐵嶺の西一里餘に在り、地質は侏羅紀層にして炭層二枚あり、上層は厚さ一尺乃至一尺八寸にして、下層は上層の下三十尺にありて厚さ三尺あり薄き夾みを有す、炭質は有煙炭にして長𦦨を發し容易に燃燒す。鑛業權者は華盛公司にして冬期一日二三噸を出炭す。

懿路（瀋陽縣） 懿路は奉天と鐵嶺間の要路に當り滿鐵の新臺子驛の東南約一里餘に在り、地質は侏羅紀層にして炭層は一枚乃至三枚あり何れも層厚一二尺あり、炭質は黑色の有煙炭にして容易に粉炭となり劣等なり、炭量は分布區域狹少なれば其の量多からず、鑛業權者は奉天在住の加藤清吉なるが、目下休止せり。

天河（海龍縣） 天河層田は海龍縣にして朝陽鎭の東約百五十支里に在り、地質は石炭紀層にして炭層は二枚あり厚層は三尺乃至五尺とす、炭質は粗惡なる有煙

炭なり。

三道陽叉（桓仁縣）　三道陽叉は懷仁の東南百五十支里に在り、地質は石炭紀層にして炭層は二枚あり一尺乃至五尺なり、炭質は無煙炭にして炭量は小區域なりといふ。

秋皮溝（錦西縣）　錦西縣砂鍋屯の東北八支里なる秋皮溝、俗に大窪子と呼ばる炭坑は義縣札木林子馮振及び錦西縣西岳屯荆樹堂等の所有にして、民國二年十一月資本金小洋二萬五千元を投じ、斜坑五坑を開鑿し土法を以つて採炭したりしが民國三年に至り湧水甚だしく遂に廢坑するに至り、民國四年新坑を開き微々たる採炭をなしたるも今は休止せり。

大灣溝（海龍縣）　大灣溝は海龍縣にして開海鐵道豫定北線沿道の山城子の西南三十支里に在り、地質は第三紀層にして炭層は一枚四尺内外あり、炭質有煙炭にして撫順炭に似たり、炭量は狹少の區域に分布せり。

暖地塘（錦西縣）　暖地塘炭坑は日支協約に於て日支合辦の採掘權を得たるものの一なるが、稱して暖地塘といふは錦州の西々南九十支里錦西縣管下の暖地塘

の西五支里長棚を横ぎり、更らに五支里なる朝陽縣管下石柱子溝を中心とし北方約十支里葦子溝に至り西北約十支里缸窰嶺に至れる地域なり。即ち謂ゆる錦州炭田の西翼をなせり。地質は石炭紀層にして炭層は膨縮一定せず、層の數は有煙無煙を合して六七層を有せるも、稼行に適するものは、區域内を通じ二尺五寸乃至四尺五寸位のもの三枚あるにすぎず、從來鑛業人は鑛務章程に準據し許可證を受け稼行しつつありしが一度京奉鐵路局の手中に歸してより採掘希望者は一定の斤先を鐵路局に仕拂ひ隨所に試掘採掘を試みつつあり。

放牛溝（開原縣）　放牛溝は開原の北二邦里、昌圖驛の南々東二里半に在り、三炭層にして厚さは上部より一尺乃至二尺、二尺乃至二尺五寸及び四寸乃至六寸あり、炭質は有煙炭にして稍々粘結す、其の分布區域極めて狹少なり。

土門子、石門寨（撫順縣）　撫順炭坑の東北千金寨より約五十支里に在り、地質は第三紀層にして炭層四枚あり數寸乃至二尺五寸とす、炭質は有煙炭にして稍々粘結性あり、分布區域狹少なりとす、聽く邦人中に之れを計畫せんとするものありと。

塔連（撫順縣）　撫順炭坑の東隣なる塔連咀子にあり、地質は第三紀層にして炭

層の厚さ十尺乃至三十尺あり、炭質は撫順炭に同じなれど稍、粘結性に富む、數年前の調査によれば約一百萬噸なりといふ。鑛業權者は中日合辦大與煤鐵公司にして支那側代表者は孫世昌、日本側代表者は飯田義一なり、採掘販賣請負は東洋炭鑛株式會社の飯田義一にして採掘出炭一日二百噸内外なるが大正五年二月二十一日合辦成立より大正六年三月三十一日までに二萬一千三百二十一噸あり、全部滿鐵會社に販賣せり、尙ほ該鑛區は三千百七十六畝とす。

田師付溝（本溪縣）太子河の上流に在り本溪湖より約二百三十支里にして域廠よりは西方約二十五支里とす、田師付溝とは大字名にして實際の炭田所在地は大堡孔家堡子及び全家堡子等とす、就中、大堡は主なるものなり、大堡は域廠を隔つること西約三十支里とす。炭層は大小數十枚にして內、可採的の炭層は四枚乃至七枚あり何れも三尺乃至五尺とす、炭質は無煙炭にして其の質脆く粉炭となり易しと雖採掘現場にては大塊を出す、而して大堡炭は粘結せざるも孔家堡子炭は粘結するを以つて骸炭に適す。夾炭層の分布區域は約一平方里なり、土法採炭にて一日數十噸の出炭あり、其の販路は地方一帶又骸炭は附近の鐵廠其の他に使用せ

らる。夏期は太子河を利用して遼陽に搬出することあり。

韭菜峪(鐵嶺縣) 鐵嶺縣城東方三十支里なる韭菜峪の界内花耳山に於て炭質佳良なる有煙炭を發見し民國四年曾小荃は之れが採掘許可を得たり。

大窰溝(錦西縣) 大窰溝炭田は錦西縣に屬し、錦縣の西々北九十支里にして、京奉線女兒河驛の東々北車道約七十支里に在り、謂ゆる金州炭田の中央區に於ける炭坑の一なり、錦州より通ずるには南北の兩道あるも、北道は石礫多く車行困難なれど、虹螺蜆を經由する南道は交通便利なるを以つて普通南道によるを常とす、即ち錦縣より虹螺蜆まで五十支里間は謂ゆる遼西の平野にして、道路坦々たりと雖途中小凌河、女兒河あり、然も橋梁の架設あるを以つて車行容易なり、虹螺蜆より東東北四十支里間は河道其の半を成し車行遲々たるも大車の來往自由なりとす、殊に女兒河驛より山元まで約二十五哩間には運炭鐵道あり。本坑は乾隆年間より光緒の中年まで斷續的に稼行せられしが光緒二十六七年頃李會文之れを經營し一日五十噸餘の出炭をなしつつありしが三十年休止す、三十二年に至り王兆鳳之が復興をなせしも其の始めに於て數次齟齬せしが、民國四年に至り資本三百萬元

にて拂込百五十萬元の通裕公司を組織し、採掘を開始し以つて今日に至れり。本炭田は南北兩側に沿ひ東北西南走せる丘阜の間に横はり西南流して沙鍋屯に注げる小溪に沿ひ、狹長なる盆池を構成す。炭層の上部層は小槽、平均四尺位のもの一あり、現に稼行中のものは下部層大槽十尺位のもの一なり、其の炭質は有煙炭にして脆弱なるも塊炭を得ること容易なり、炭量は可採炭量七千萬噸と註せられ、洋式採炭を以つてし一日三百噸乃至四百噸を出炭し、京奉鐵道及び錦州、虹螺蜆、高橋其の他附近一帶に販賣せらるといふ。

錦西縣長栅附近の炭坑

京奉鐵道沿線錦州の北西、長栅に沿うて數多の小炭坑あり、地質は石炭紀層にして層は一枚乃至三枚あり厚さ數寸乃至數尺とす、炭質は有煙炭及び無煙炭にして炭量は五六百噸を出でざるべしといふ、其の鑛業權者は地方人及び天津、營口の支那商人なり、今其の炭坑を記さんに左の如し。

第一區域　缸窰溝(休山)、北太平(六成窰)、

第二區域　尖山子、大坑地、大窰溝(別記せり)、大窪子(別記せり)。切糕甫、鐵鑛山。大紅砬子、頭道溝、二、三、四道溝、富隆山、沙金溝、

第三區域 葦子溝、嶺東、嶺西、洞子溝、嶺底下、
第四區域 臥龍泉、蛤蟆溝(休山)、
第五區域 缸窰、黑魚溝、

大疙疽(西安縣) 大疙疽炭田とは滿鐵幹線の開原驛より東々北二百三十支里なる西安縣所在地の大疙疽の北方約四支里なる半截河より西北、猛虎亮に至る約十支里間に布延せる炭田を總稱したるものなり、故に其の炭田所在地より區分すればこれを半截河、猛虎亮の二となすべし、地質は侏羅紀層にして炭層は既知のもの一枚厚さ二十餘尺あり、炭質は有煙炭にして相當なる骸炭を製するを得、炭量は一千萬噸以上なるべく、鑛業權者は日支合辦西安煤鑛公司にして支那側代表は王振邦、日本側代表は淺田龜吉なるがこれが採掘販賣は東洋炭礦株式會社なり、其の他、鑛業權者として寶興煤鑛公司、裕興煤鑛公司、富國煤鑛公司、全益煤鑛公司等何れも稼行しつつあり、販路は附近一帶の油房、燒鍋、煉瓦製造所、家事用として供給するものとす。

小梨樹(西豐縣) 小梨樹炭田は掏鹿卽ち西豐縣城より大疙瘩に通ずる街道に

當り、大疙瘩の西々南五十支里、掏鹿の北々東方二十五支里にして、小梨樹河流域なる東北方鴨子圈に至る二十支里間に亙れる炭田を總稱したるものにして、鴨子圈炭坑は鑛區四支里あり鑛業權者を趙雨田とす、炭層は厚さ八尺のもの一枚にして層位比較的整然たるも二枚の夾みを有し爲めに狹きところは四尺內外となれり、炭質は半無煙炭にして閃炭に屬せる部分多く明瞭に脂肪光澤を有し割目は著しく發達せり、又、灰、硫黃の含有多しと雖一般土人に歡迎さる。次に關家燒鍋炭坑は炭層一枚にして厚さ三尺あり、炭質極めて劣惡にして殆んど燃料として不可能なり、殊に炭層賦存區域狹少なれば何等の價値なし。

本溪湖（本溪縣）

大連より二百八十四哩にして安東縣より百二十四哩あり、安奉線の本溪湖停車場を夾み太子河に臨み東西に延長せる炭田なり。地質は石炭紀層に屬し、炭層十六、枚にして就中可採的のものは大寶砟（七尺內外）、香段石路（五尺）、奧砟（四尺）、馬砟（二尺）、上接（六尺）、二接（八尺）、三接（四尺五寸）、四接（四尺五寸）の八層にして現に主として採掘せるものは大寶砟、香段石路、奧砟、二接の四層とす。炭質は概ね大差なく亞無煙炭若くは半無煙に屬し、粘結性に富めるを以つて良好

の骸炭を製するに適せり。鑛業權者は日支合辦本溪湖煤鐵公司にして鑛區一千一百五十六萬坪を有し、出炭一日一千餘噸にして滿鐵に販賣を委託せり。同公司は附帶事業として洗炭及び骸炭の製造をなしつつあり。今其の石炭の種類及び性質、炭層、炭質採炭高、輸出高を表示すれば左の如し。

A. 石炭ノ種類及性質

炭層種類	攝氏十五度ノ比重	水分	揮發分	固定炭素	灰分	硫黄	炭素	水素	酸素窒素	計算上ノ蒸汽力
寶砟炭層炭	一・三五	〇・四九	一四・九四	七九・五〇	五・五六	一・一六	八四・六〇	五・七五	二・九三	八、二〇〇
臭砟炭層炭	一・三三	〇・四四	一五・五〇	七八・九六	五・五四	一・七八	八二・六八	四・九七	五・〇三	七、六八〇
香段炭層炭	一・三六	〇・四二	一六・一八	七五・九四	七・八八	一・一三	八〇・七三	五・一三	五・一三	七、六二〇
二接炭層炭	一・三五	〇・四二	一六・六八	七六・〇〇	七・三三	一・六三	八一・二七	五・一〇	四・四八	七、六七〇

B. 炭層

順位	層名	層厚	順位	層名	層厚	順位	層名	層厚
一	寶砟	七・〇〇尺	四	上接	五・五〇尺	七	四接	三・五〇
二	香段	四・五〇	五	二接	九・〇〇	八	五接	四・〇〇

溝、太平溝裡、

(ニ)　鐵嶺縣

盛家屯、花兒山、大臺山、韮菜峪、武家溝、

(ホ)　復縣

五湖嘴。王家屯、崗子店、炸子窰、林家屯、元臺子、五湖咀、

(ヘ)　通化縣

鐵廠、六道溝、三岔子、五道溝、四道江、小西岔、二道溝、小南溝、大梨樹溝、西山崗、鹿庖林、砬子溝、二道溝、四道溝、

(ト)　輝南縣

杉松崗、天河、

(チ)　本溪縣

窰子峪、蔡子峪、閻山子、小市、牛心臺、賽馬集、田師付溝、本溪湖、王甘溝、紅臉溝、西窪子、柳樹挑子、梨樹溝、山羊坡、黄柏峪、瑤子峪、廟子溝、核桃溝、湯溝、編嶺子、老瓜砬、山羊坡、廟子溝、

(リ) 瀋陽縣

蓮花泡、懿路、

(ヌ) 桓仁縣

四平街、三道陽叉、石灰窰子、上漏河、小東溝、大東溝、三道陽岔、木羅魚子、木孟子、南干溝子、涼水臭子、紅銅碑、松樹嵐盤嶺、葡萄架嶺、小黃勾、煤銅口、夾道子、

(ル) 錦西縣

秋皮溝、大窰溝、暖地塘、長柵附近の炭坑、

(ヲ) 海龍縣

大灣溝、

(ワ) 開原縣

放牛溝、打虎莊、牛屯、英額門、

(ヨ) 昌圖縣

沙河子、

南西方遙かに蒙古地帶に亙りて面積廣し、其の之れに屬する炭田は
瓦房店、五湖嘴、烟臺、本溪湖、牛心臺、田師付溝、四平街、湯溝、沙尖子、
木羅魚子、鐵廠、香子河子、
等にして珠羅紀層に屬する炭田は
養馬集、懿路、大臺山、放牛溝、沙河子、大疙疸、
等にして、第三紀に屬する炭田は現時最も重要にして實に我が撫順大炭田を包容する所なるも、其の分布は撫順谿谷に沿うたる一の狹長なる區域を占むるにすぎずして比較的大ならず、此紀層に屬する炭田は
撫順、石門寨、
等なり。次に石炭紀層に屬するものは遼東半島に在るものを除くの外、北緯四十一度と四十二度との間にして略ゝ東西の方向に點在し、珠羅紀層に屬するものは養馬集炭田を除くの外は南滿鐵道に沿うて漸々碁布し、北緯四十二度以北に在りて南々西より北々東に走れる線上に在り、第三紀層に屬するものは、東より西に流るる渾河の溪谷に堆積し之れと其の方向を同うせり。

石炭の産額に關しては大正五年度に於けるもの左の如し

撫順炭坑		二、〇三九、五七八噸	本溪湖		三二二、五三三噸
煙臺		九一、六四五	牛心臺		四二、〇〇四
塔連	約	一〇、〇〇〇	新邱	約	五〇、〇〇〇
大疙瘩	約	一五、〇〇〇	五湖嘴	約	一〇、〇〇〇
大窰其の他	約	六〇、〇〇〇	撫順小炭坑	約	一〇、〇〇〇

右の中にて新邱は阜新縣卽ち蒙古地帶に屬するも暫く之れを計上したるが右の外にて冬期農閑を利用して謂ゆる姑息掘を合算するときは二百七八十萬噸に達すべしといふ。

更らに省内に於ける重もなる炭坑の、(一)需要別賣炭表、(二)賣炭用途別、(三)輸出炭仕向先別、(四)船焚料賣炭積地別、(五)滿鐵用炭用途別を擧ぐれば左の如し。

(一) 需要別賣炭表

	大正四年度	大正五年度
撫順炭	六一八、五二八噸、五四	七〇三、九七五噸、六七

煙臺炭	四五、六三五、五五	四〇、〇八四、七六
本溪湖炭	五六、七八一、四五	六七、六七六、一九
牛心臺炭	三八、〇二二、〇六	三九、七八三、七四
古城子炭	二〇、〇〇	—
撫順粗炭	三、七八五、五〇	一〇、一二一、〇〇
撫順細粉	—	八五三、〇〇
搭連炭	—	四、一二八、〇〇
撫順骸炭	二、八八一、〇〇	三、四六四、九〇
本溪湖骸炭	二〇、〇〇	—
搭連骸炭	—	二五七、四〇
煉炭	六一三、七六	四一〇、六〇
計	七六六、二八七、八六	八七〇、七五五、二六
滿洲外輸出		
撫順炭	七二九、六二八、八一	八八三、九〇七、三八

煙臺炭	六、五三九、五九	一、八一一、一九
本溪湖炭	五、一六四、六〇	四一、一六一、六〇
牛心臺炭	四二七、三〇	四三七、九〇
小瓢屯炭	二六、〇〇	—
搭連炭	—	二五四、〇〇
本溪湖骸炭	八八二、三〇	一、五三三、五二
計	七四二、六六八、六〇	九二九、一〇五、〇九
船焚料（社用ヲ除ク）		
撫順炭	一八六、二六七、三〇	一八一、八三四、〇〇
本溪湖炭	一〇、二七五、〇〇	七四六、〇〇
煉炭	一〇、〇〇	—
計	一九六、五五二、三〇	一八二、五八〇、〇〇
滿鐵社用		
撫順炭	四八四、二三八、〇九	四六二、二五五、〇六

7	朝鮮	二五二、六三〇、六二	8	臺灣	三二、九九七、〇〇
9	日本	一二二、四〇二、八〇		計	七四二、六六八、六〇

四　船焚料炭積地別

	積地	數量		積地	數量
1	大連	一四五、四五八、五〇噸	2	營口	二八、三一二、三〇噸
3	旅順	六、五〇一、〇〇	4	安東	五、九九五、五〇
	計	一八六、二六七、三〇			

五　滿鐵用炭用途別

	用途	數量		用途	數量
1	鐵道用	二六〇、五三六、一〇噸	2	工場用	六〇、五六二、六〇噸
3	山元用	一三六、八三五、六六	4	事務所用	三六、七三四、二八
5	煉炭製造用	四、二五三、二〇	6	社用船焚料	八二、一〇六、〇〇
	計	五八一、〇二七、八四			

奉天省に於ける(金州をも附記)產出の各石炭に付其の分析表を揭れば左の如し。

産地	水分	揮發分	骸炭分	骸炭性質	灰分	灰色	全硫黄	比重	發熱量 カロリー
金州　薫家溝	五、七八二	一三、三二八	八〇、八九〇	不結性	六、三二〇	淡褐色	〇、六一六	一、四一八	七六一三
同	四、四二九	九、八九九	八五、六八〇	同	四、六九八	淡樺色	〇、七六四	一、四四二	七六五一
五湖嘴　羅家山	一〇、四五五	三一、七五〇	五七、七九五	同	一四、九四〇	炭褐灰色	〇、五八〇	一、六〇三	四二九〇
同　丁家屯	六、四六一	一八、一九九	七五、三四〇	同	一〇、二六〇	帯褐灰色	〇、六五〇	一、五二八	五二八〇
瓦房店　炸子窰	一、七一二	三二、五〇八	六五、七八〇	稍粘結性	一二、〇〇〇	帯紫灰色	三、六九三	一、四〇九	六三八〇
煙臺（大曹）	一、五九七	一一、九六三	八六、四四〇	不結性	一一、九五〇	灰色	〇、八六四	一、三〇七	六九〇〇
本溪湖　賽炸	〇、六八九	二一、七〇一	七七、六一〇	膨脹粘結性	五、五八〇	汚白色	〇、四四八	一、三一九	七二六〇
撫順　平均	五、七一七	四〇、六三五	五三、六四八	弱粘結性	三、八二〇	灰色	〇、五三三	一、二七六	六八二〇
牛心臺　王官溝	三、一三六	一〇、七四七	五八、九五〇	不結性	六、五一〇	帯紫灰色	〇、五二三	一、三九三	六三八〇
同　紅臉溝	三、三五九	七、一六二	七九、二九〇	同	一五、八四〇	淡紫白色	三、二四八	一、四五七	五三九〇
虢　路	三、四八〇	二三、二一〇	三四、四四〇		三九、八七〇			一、九〇六	四二九〇
大臺山	一〇、五六〇	二九、二八八	四六、四四〇	不粘結性	一三、二〇〇		一、五二〇	一、四三〇	六七八七
同	一七、九〇〇	二三、三〇〇	六二、八〇〇	同	七、〇〇〇		三、五五〇	一、二一八	七二〇八
放牛溝	九、四五〇	四九、八三〇	二三、八八〇		一六、八四〇		一、六八〇	一、四二七	五一七〇
沙河子	八、七〇〇	三〇、七六〇	四七、二五〇	粘結性	一三、二九〇	黄褐	〇、六九〇	一、三五八	五九四〇
陶家屯	九、二二四	三一、八七六	五八、九〇〇	同	九、三四〇	帯黄褐色	〇、八三六	一、四八二	四七九〇
石碑嶺	一〇、六一三	三八、二〇七	五一、一八〇	不粘結性	一五、三四〇	灰褐色	〇、五三一	一、四七八	四九五〇

大疙瘩	七、〇五〇	二九、九二〇	五七、三二〇	粘結性	五、七一〇	稍黃色	〇、七五〇		七六三三
田子付溝	一、三〇〇	一一、一七〇	七〇、三一〇	不粘結性	一七、二二〇	稍黝色	〇、三八〇	一、五三九	六〇五〇
小市	八、七四三	一、七一七	八九、五四〇	同	八、八三〇	紅灰色	〇、四九七	一、七四八	七八七四
杉松崗	一、七〇〇	二三、二〇〇	七六、一〇〇	同	一四、四九〇	淡褐色	〇、七二〇	一、四四〇	六六〇〇
火石嶺	四、六二五	一三、四九五	八一、八八〇	同	一〇、六二〇	褐色	〇、五九六		四一九五
半截河	〇、六四〇	九、一五〇	八〇、三三〇	同	九、一七〇	淡紅褐色	〇、七一〇		六七八六
仙人溝	〇、四五〇	一六、六六〇	六三、三〇〇	同	一九、三八〇	淡灰色	〇、二一〇		五四九九

一一二、石綿鑛 (Asbestos)

團甸(寬甸縣)　團甸石綿鑛は寬甸の東南五里にあり、道路難澁にして運搬上に支障多けれども車馬を通行し得べし、日露戰後日本人某氏によりて試掘されしことあるも其の儘となり居りしが、近年日本アスベスト會社が其の權利を得たりといふ。

大荒溝(寬甸縣)　大荒溝石綿溝は寬甸縣に屬し縣城の東方十二里にして鴨綠江を隔てて朝鮮の碧潼と相對す、此頃邦人某によりて試掘に著手せりと聽く。

連山關(本溪縣)　連山關石綿鑛は本溪縣に屬し、本溪湖を距る南十九里の地に

在り現今採掘せず。

馬家溝(錦西縣)　錦西縣城の東南二十五支里に在り、一に碰子溝と稱す、石綿鑛あり、今より十五六年前に於て降雨の際發見せられたるものなるが、鑛脈をなさず土中に埋藏し恰も生牛皮の如き板狀を呈せるより、土人は一に土綿と稱せり、土地は孫玉財の所有に係かり民國二年來奉天其の他より謂ゆる鑛山師入り込み採掘計畫をなすもの續出するも同村民は村會に於て採掘すべきものなりとて他人の採掘を拒み居るとなり。

大金子(蓋平縣)　大金子石綿鑛は蓋平縣に在り、大石驛を距る東方五十支里に在り、其石綿鑛は石灰岩中に夾在せるものなるが鑛量極て少なく採掘の價値なし。

屏山(海城縣)　海城縣南方屏山に於て嚴廣心が石綿鑛を發見したるは數年前なりしが、民國五年に至り纖維の至極美麗なるものを産出するに至りたるを以つて同人等は之れを利用し防火器用の布類を製造するに至れりといふ。

馬家溝と氷溝　錦西の南方十一支里に馬家溝あり、又、綏中の北西九里に氷溝あり、何れも石綿を産す、左れど馬家溝に於けるものは殆んど記載の價値なし、氷

溝の石綿は石灰岩の白色結晶質に變じたる部分に含有せらる、其の白色結晶質の部分は石灰岩の層面に並行して二條あり層向北五度乃至二十度東にして西或は東に急斜し時に直立せり、其の延長約七百米に達し厚さ二尺乃至三尺あり、石綿は層面に並行に木板狀をなして介在し厚さ一定せず、品質概して良好ならずといふ。

下馬塘（本溪縣）　下馬塘石綿鑛は本溪縣に屬し、本溪湖を距ること南十五里の地に在り、現今採掘せず。

大雅河（桓仁縣）　大雅河石綿鑛は桓仁縣に屬し、懷仁を距ること西南十二里の地にあり。

一三、石綿鑛所在地表

連山關（本溪湖の南十九里）、下馬塘（本溪湖の南十五里）、分水嶺（本溪湖の南二十里）、大雅河（懷仁の西南十二里）、小雅河（大雅河の西方七里）、藍東溝（草河口驛の東方半里）、大荒溝（寬甸の東方十二里）、團甸（寬甸の東南五里）、何水寺（本溪湖の東南二十里）、夾道子（桓仁縣）、馬家溝（錦西縣）、氷溝（綏中縣）

一四、雲母鑛　（Mica）

海城附近に於てペグマタイト岩脈の一組成分として長石と隨伴し雲母鑛の產する所あり未だ何人にも採掘著手されず、其の質は純粹なる白雲母なれども、裂罅多く完全なる鑛片を得難く、且つ其の鑛量も亦豐富ならずといふ。

一五、黑鉛鑛 (Black Lead)

連山關の西々北二十支里なる小楡樹溝の彭嶺閣家屋の西北約五町の地に黑鉛鑛あり連山關より七百五十尺、石河寨より二百三十尺の高地にして小楡構の磁硫鐵鑛產地を隔つること僅かに五支里なり、其の交通運搬比較的便利なり。地質は古生層及び閃綠岩より構成せられ、鑛床は黑色粘板岩中に胚胎せられ、小楡樹溝より大楡樹溝に通ずる道路の北側並びに南側の崖に露出す、其の黑鉛質粘板岩は黝色の脂光を放ち指頭を以て摩すれば、感觸滑かにして紙片に黑書し得べし、其の黑鉛鑛床の露頭とも認むべき黑色帶は幅百二十尺、延長二百間餘あり、品質不同にして局部的に特に黑鉛質となれる部分にすぎざるなり、原鑛を粉碎して水洗したるに鱗狀體の一片すら認めず唯粉狀體のみ止めたりとのことなるが分析の結果は左の如し。

性分	小楡樹溝 %	二道溝 %
水分	一、九〇	〇、四九
揮發分	四、八〇	二、九六
固定炭素	二五、五三	二七、七〇
灰分	六七、七二	六八、八五
灰分色相	淡褐色	褐色

要するに多少炭質物を伴へる黑鉛質粘板岩とも稱すべきものにして、黑鉛鑛としては品質極めて劣等なりといふ。

一六、重石鑛 (Tungsten)

開原縣柴河溝大磊子附近に重石鑛あり、始め李某が黑色にして重き鑛物を發見したるより之れを日本人の專門家に鑑定を請ひしに重石なることを知り、民國五年財政廳に向つて採掘の出願を手續せりといふ。

一七、滑石 (Talc)

滑石嶺(海城縣) 海城より廟官屯、石門嶺を經て析木城に通ずる街道上の東側

にして沙河の右岸に在り海城を距る四十支里とす。

馬峪（海城縣）　海城より營城子を經て柝木城に至る街道上に在り海城の南四十二支里にあり、品質不良にして不純物多く販路の途なきを以つて、民國三年採掘を中止せり、採掘權は海城全鑛公益公司に在り、該鑛石分析の結果左の如し。

硅酸	酸化鐵	礬土	石灰	苦土
六三、五〇	〇、三五	〇、九七	〇、四四	三二、二六

楊家甸子（海城縣）　海城より營城子を經て柝木城に至る街道上に在り、海城の南三十六支里とす、是れ亦海城全鑛公司採掘權を有するも民國三年より採掘を中止せり、分析の結果左の如し。

硅酸	酸化鐵	礬土	石灰	苦土
六三、二四	〇、三五	一、一七	〇、四〇	三二、一二

賈家堡子（海城縣）　海城より柝木縣に至る街道上の牌樓屯の南八支里にあり、附近一帶を廟溝と稱す、海城より三十支里なり、其の採掘權は海城全鑛公益公司にして民國五年大連日本貿易商會大羽豐治之れが一手販賣權を收めしが更らに之

れを滿鐵會社に託し專ら之れを販賣しつつあり、分析の結果左の如し。

硅酸	酸化鐵	礬土	石灰	苦土
六四、〇四	〇、三五	二、六一	〇、四八	三〇、三六

宋家堡子（海城縣）海城の南方三十二支里にあり賈家堡子の西々北五支里、廟溝の內とす、採掘權者及び販賣權者は賈家堡子と同一にして、其の產額は民國三年に二千百噸、五年には三千九百九十噸、五年には千百四十七噸とす、分析の結果左の如し。

硅酸	酸化鐵	礬土	石灰	苦土
六三、一〇	微量	〇、三八	—	三三、一四

䂮子峪（海城縣）海城より山道三十五支里にして賈家堡子の南方八支里とす、採掘權者は海城全鑛公益公司にして、民國三年春、採掘を中止せり、分析の結果左の如し。

硅酸	酸化鐵	礬土	石灰	苦土
六〇、六八	三、六七	二、四一	〇、八〇	二九、四二

大嶺（海城縣）分水驛の東十五支里なる大嶺堡子にあり、天興公司之れを採掘

しつつあり、民國四年に七百八十七噸、五年に二千五百八十五噸を採掘せり、分析の結果左の如し。

硅酸	酸化鐵	礬土	石灰	苦土
六三、一二	〇、四八	〇、五二	〇、五六	三一、四六

聖水寺（營口縣） 大石橋の南方十五支里にあり宏毅公司之れを採掘しつつあり、民國四年に六百四十五噸を産し、五年に千四百五十一噸を採掘せり。

李家屯（營口縣） 大石橋の東南十支里にあり宏毅公司之れを採掘しつつあり。

石門嶺（海龍縣） 海龍縣石門嶺一帶に於て滑石産地を發見し吳某之れが採掘權を出願し民國六年許可を得たりといふ。

南長嶺子（海城縣） 海城縣の東南方、南長嶺子山に於て滑石の産地を發見したるものあり之れを縣城内の孫雨亭に諮り同意を得て資本金三千元の公司を組織し、民國五年採掘出願をなしたるが其の後許可の指令ありたり。

羅圈溝（海城縣） 海城縣羅圈溝に於て滑石産地を發見し佟賓琛は民國四年其の出願をなし之れが許可を得たるが其の品質良好なりといふ。

釣魚臺（本溪縣） 本溪縣西三鄕臥龍溝界の釣魚臺なる滑石産地は民國四年金

串天之れが採掘を出願して許可されたり。

下房身（海城縣）海城縣東南三十支里なる三角山下房身西南溝の滑石產地は民國四年李力田等の發見に係かり同年之れが採掘を出願して許可を得たり。

一八、螢石 (Fluorite, Fluorspar)

老母溝（海城縣）海城縣の老母溝は縣城を距る南二十支里にして老母溝村附近の山腹にあり片麻岩中に其の脈をなせり、海城の全鑛公益公司大正六年一月より採掘に從事せるが五月中旬以後は深さ十五尺以下を掘下せしを以て作業困難となり產出を減少するに至りたり、卽ち三月より五月までは五百噸を採掘せしに一日僅かに一噸內外となれり、是れ第一期の露天掘時代はすぎて坑道採掘の期に入りたるを示すものなり、然るに依然として露天掘をなし、苦力どもは事業の順序將來の施設等を考慮するの念なく比較的多量に存在せる場所を撰び採掘し盡くれば場所を變更し、捨石は處撰ばず捨石を散布するを以つて將來有望の箇所をも放棄するに至れりといふ。

靠山寨（蓋平縣）滿鐵線蘆家屯驛より東方瓦房峪に入り靠山寨河を遡ること

數支里、南岸山麓の小字李家山に螢石脈あり石英脈に胚胎せるものにして、結晶は細く淡綠色を呈す、延長二十清里に亘りて連續し其間露頭の出沒あり、螢石五割乃至七割を含む富鑛帶なり、季家山は該脈中最も螢石に富む部分にして趙鎭德の所有なり、其の露頭の幅八尺延長約七百二十尺、有效深さ十五尺とし、五割の螢石を含有するものとせば、優に三千六百噸の出鑛を豫定し得べし。更らに同一脈を追うて進むこと數里にして季家勾に至れば螢石の色彩は美麗なる紫色を呈するものあれども結晶微細にして含有亦甚だ大ならず、今其の露頭の幅員五尺、延長一百尺、深八尺とし三〇、〇〇〇%の螢石を含有すとせば約百噸の出鑛を見るべし、所有主は于連桂とす。更らに進んで靠山寨に至れば含有量極めて少なし、左れど下底部には尙ほ多く含有せるものの如く探檢の價値あり。要するに以上は露頭部を實見せし鑛石の含有程度を根本として鑛量の概算をなせしものとす。

沙崗臺（蓋平縣）蘆家屯驛の東北沙崗臺部落の北方小丘にあり、停車場までの距離十支里にして道路平坦交通に便なり。鑛床は石英又は硅岩脈中に比較的小なる結晶をなして現はる、其の露頭は山頂四箇所に在り、鐵道線路に並行して南北

串天之れが採掘を出願して許可されたり。

下房身（海城縣）海城縣東南三十支里なる三角山下房身西南溝の滑石產地は民國四年李力田等の發見に係かり同年之れが採掘を出願して許可を得たり。

一八、螢石 (Fluorite, Fluorspar)

老母溝（海城縣）海城縣の老母溝は縣城を距る南二十支里にして老母溝村附近の山腹にあり片麻岩中に其の脈をなせり、海城の金鑛公益公司大正六年一月より採掘に從事せるが五月中旬以後は深さ十五尺以下を掘下せしを以て作業困難となり產出を減少するに至りたり、卽ち三月より五月までは五百噸を採掘せしに一日僅かに一噸內外となれり、是れ第一期の露天掘時代はすぎて坑道採掘の期に入りたるを示すものなり、然るに依然として露天掘をなし、苦力どもは事業の順序將來の施設等を考慮するの念なく比較的多量に存在せる場所を撰び採掘し盡くれば場所を變更し、捨石は處撰ばず捨石を散布するを以つて將來有望の箇所をも放棄するに至れりといふ。

崋山寨（蓋平縣）滿鐵線蘆家屯驛より東方尨房峪に入り崋山寨河を溯ること

數支里、南岸山麓の小字李家山に螢石脈あり石英脈に胚胎せるものにして、結晶は細く淡綠色を呈す、延長二十淸里に亙りて連續し其間露頭の出沒あり、螢石五割乃至七割を含む富鑛帶なり、李家山は該脈中最も螢石に富む部分にして趙鎭德の所有なり、其の露頭の幅八尺延長約七百二十尺、有效深さ十五尺とし、五割の螢石を含有するものとせば、優に三千六百噸の出鑛を豫定し得べし。更らに同一脈を追うて進むこと數里にして季家勾に至れば螢石の色彩は美麗なる紫色を呈するものなれども結晶微細にして含有亦甚だ大ならず、今其の露頭の幅員五尺、延長一百尺、深八尺とし三〇、〇〇%の螢石を含有すとせば約百噸の出鑛を見るべし、所有主は于連桂とす。更らに進んで韮山寨に至れば含有量極めて少なし、左れど下底部には尙ほ多く含有せるものの如く探檢の價値あり。要するに以上は露頭部を實見せし鑛石の含有程度を根本として鑛量の概算をなせしものとす。

沙崗臺（蓋平縣）蘆家屯驛の東北沙崗臺部落の北方小丘にあり、停車場までの距離十支里にして道路平坦交通に便なり。鑛床は石英又は硅岩脈中に比較的小なる結晶をなして現はる、其の露頭は山頂四箇所に在り、鐵道線路に並行して南北

に走り幅員八尺乃至十尺、延長二百四十間乃至三百間に達す、今其の露頭につき鑛量を概算するに第一露頭は殆んど螢石の一片だに見出すことを得ず、第二、第三第四に於ては之れを胚胎すれども二、三％にすぎず、殊に普通下底部に含有少なきを以て全部を合算するも四五百噸の見込なり。

羊拉峪（岫巖縣）海城驛より東方岫巖街道に沿ひ六十五支里に在り、螢石產地は會山にして村長の監理に屬す、大理石中の小裂罅を充塡せる陽起石及び雲母の細繼あり其の下部に方解石、螢石の團塊を夾在す、而して一定の脈繼を有せず、縱橫の割目に介在せのものなるを以つて鑛量を概算するは困難なり、點々散在せるも堅固なる大理石を掘進して少量の螢石を採取するは經費と伴はざるべく從つて多量の產出は望むべからず、左れど方解石、螢石は品質に於て殆んど純粹に近きものなれば、小規模の探鑛的採掘をなして產品の狀態を探究するの價値ありとす。

一九、錫鑛（Tin）

象牙山（開原縣）象牙山錫鑛は開原縣に屬し、縣城の東南に位置せり、同山は古來五鑛豐富なりと喧傳せられしが、民國五年に至り同地の支那人孫錫元、韋某等は

錫鑛を發見し、工商會の賛成を得株式組織となし資金を募集し採掘出願をなしたる處其の後許可指令されたり。

二〇、白金鑛

撫松縣と濛江縣の境界に吊窪磖子てふ地名あり。同地方は松花江の上流にして、一條の小流あり、同河水淺の箇所に於て王某が白金鑛あるを民國五年發見せり、始め王某は其の何物たるを鑑別するの明なく、之れを濛江縣の砂金商呉某に示せしに白金なることを知りたるなり、依つて呉某資本家となり之れが採掘を計畫するに至れり。

二一、白土

高家崴子（復縣）復縣高家崴子に白土を產す、附近の支那人之れを私掘して販賣しつつあり。

二二、重晶石

金城子（復縣）復縣鄉南金城子地方に於て復州の李某、重晶石產地を發見し民國六年之れが採掘願を財政廳に申請せり。

五龍背附近(安東縣)　安奉線沿線なる安東縣の五龍背附近には良好なる重晶石を產出するを以つて之れが採掘を計畫するものありといふ。

二三、陶　土

馬泉溝(瀋陽縣)　瀋陽縣馬泉溝より產出さるる陶土は其の質良好にして磁器製造に適するを以つて奉天の同業者は奉天南門外小河沿三道溝に磁器製造所を設け之れが製造に從事せり。

二四、岫巖石

石玉溝(岫巖縣)　岫巖縣石玉溝及び瓦溝產軟玉の營口を經て上海及び天津に輸出さるるものは每年二千五百擔內外なりといふ。滿鐵地質研究所の研究によれば岫巖石は其の性狀より之れを二種に分つことを得卽ち一はカルシユーム、マグネシユーム、硅酸化合物にして角閃石族のネフライトに相當するものにして、他の一はカルシユームを缺き、單にマグネシユームの硅酸化合物にして硬度比重前者より稍低く綠、青、黃、白等種々の美麗なる色彩を帶び寧ろ蛇紋岩に近きものなりといふ。

二一五、 苦土鑛 (Magnecium)

菱苦土鑛 (Magnecite) 滿洲に於ける菱苦土鑛は其の鑛量二億餘噸を産すと稱せられ、海城、大石橋附近の地帶に産し、其の鑛區の大部分は南滿鐵道の保留する所なり、今米國加州ボーターヴィル菱苦土會社分析所に於て分析したる所によれば左の如し。

マグネシヤ	四七、一三	炭酸カルシユム	痕跡
鐵、アルミニユム	、六四	硅石	一、四八
炭酸、二酸化物、並水分	、五〇、七五		

次に農商務省鑛務所に於て分析したる結果左の如し。

苦土	四五、九一	炭酸カルシユム	一、二四

次に大牟田三井製煉工場に於て分析したる結果左の如し。

第一表

苦土	四二、五〇	炭酸カルシユム(石灰)	一、四六
硅石	三、四		

第二表

苦土	四五、六三	石灰　、四七四

第三表

苦土	四六、五七	石灰　二、九〇

尙ほ菱苦土の用途の如きは科學の進步と共に驚くべき發達をなし、最近までの發見によりて既に商品として世上に販賣さるるもの左の如し。

耐火煉瓦、菱苦土セメント、炭酸水の製造、スチームパッキング、輪形研磨器、パルプ製造、坩堝、軍用光彈、夜間寫眞用閃光、化粧品、藥用品、ゴムの製品、マグネシア、

其の產地を記さんに大石橋附近にては大石橋の正南十支里なる官馬山、大石橋の正南十支里なる白虎山、太平山の東北四支里なる牛心山、沙崗の西北六支里なる轉山子、其の他、聖水寺、小高莊屯等とす。

白雲石　(Dolomite.)滿洲地內の石灰岩は多く此種の鑛石多く產出するも未だ之れを採掘するもののあるを聽かず。

二六、耐火粘土

五湖嘴（復縣）　復縣の五湖嘴は普蘭店の西約九十支里なる亞米利加灣の海岸に在り、海路によれば普蘭店の西十餘町大島子より約三十支里とす、地質は石炭紀層に屬し、鑛床は五湖嘴炭田の炭層の下部に賦存するものにして二層より成り、各厚さ五尺にして各所に露出し其の量豐富なり、粘土は灰色を帶び粘力を有し其の耐火土は下半部のものはゼーゲルコン三十三番に相當し、上半部は多少鐵分を含み稍々褐色を帶び耐火力も前者より稍々劣れり、其の化學的成分左の如し。

種別	硅酸	礬土	酸化鐵	苦土	石灰	アルカリ	灼熱減量
選別品	四五、九七	三七、五八	〇、七八	〇、三六	〇、二四	〇、二七	一四、七九
普通品	四三、七一	三七、四二	二、三〇	〇、七五	〇、五一	〇、四七	一四、六〇

故に耐火煉瓦、レトルト等の製造原料として好適なり現時鑛業權を有するものは左の如し。

義和粘土公司（代表者王承讓）、大東磁土公司（代表者孫以華、李仁育）同益磁業公司（代

表者張稷堂)、天合成(代表者焉伊春)、天興公司、其の產額は大正五年度に於て三萬噸餘にして六年度には七萬噸なるが現に一箇月六千噸以上を產出すといふ。

煙臺炭坑附近（遼陽縣）遼陽縣煙臺炭坑附近にて產すれども未だ採掘するものあらず。

二七、長　石

奉天省に於ける長石は其の產地頗る多く海城、萬家嶺、其の他の鐵道沿線各府にあり、未だ之れを採石するものあらず。

二八、珪　石

奉天省に於ける珪石は長石と同じく其の產地頗る多く雜用石材として採掘せらるるも工業上に利用さるるものに至つては少なし。左れど窯業其の他の發達に伴ひ之れが採掘を見其の產出多くなるべきは期定のことと云ふべし。

二九、石灰石

奉天省には到る處石灰石を產出し古來石灰の製造を見るが就中本溪湖驛より姚千戶屯に至る沿線一帶は最も石灰石に富み古來より石灰の製造行はれ其の產額は滿洲第一位を占むといふ。

三〇、含石油頁岩

撫順 撫順炭坑の石炭層の上層たる頁岩層中に含石油頁岩あり日本石油會社は此含石油頁岩に深く著目する所あり事實有望のものならんには之れが採掘採油工業に著手せんとして大正六年中より同會社長內藤久寬は調査研究せしめつつありといふ。

十、關東州の鑛山概況

一、金鑛及び砂金鑛

刁窩棚（旅順管內） 刁窩棚產金地とは旅順民政署管內に屬し旅順市街を南に距る三里十二町にして白嵐子より大鹽廠溝に沿うたる小老鐵山の山腹を漸次

東方に延び刁窩棚の西南山及び王家屯南山に亙りて約一里の間各所に露頭を發現せり、今より二十年前に於て露國の經營したりといふ舊坑は刁窩棚南山約四町の前子溝地際内及び同地より西方約十町王家南山の深溝と稱する地に在り、此金鑛は關東都督府に於て現に試掘中なり。

柏嵐子（旅順管内）　白嵐子金產地とは大鹽廠溝内對庄溝、廟溝、白嵐子河等の謂ゆる老鐵山砂金地を稱するものにして、對庄溝は白嵐子を西に距ること約一里半王家屯南山深溝の西方より東北に流るゝ溪流にして、刁窩棚を經て大鹽廠屯より海に注ぐ一小流なり、今僅かに其の痕跡を留むるのみ、廟溝は柏嵐子西南山の西方溪谷より東北に流出する一小流にして對庄溝の水流と合して海に入るものなるが其の流れの中間、柏嵐子の西方約十町の地に在り、同治年間より支那人淘金に從事したりしが光緒二十六年英人によりて開始され、其の後日露戰爭となり之れを放棄せり、現に邦人堀内良弼外一名に於て之れを稼行中なるが其の一箇年の採取高は約一貫匁なりといふ、其の地質は硅岩及び千枚岩の變性したるものより成り石英脈之れを貫きて金鑛脈を成し、砂金は石英脈が崩壞して流出し沈澱したる

ものなり。

北河口（大連管內） 大連より小平島に通ずる道路に沿へる一小村落にして北に在るものを北河口と稱し、南に在るものを單に河口と稱す、地質は主として前寒武利亞紀に屬する硅岩及び粘板岩の五層より成り、鑛床は其等の諸岩を南流する河口川の河床に堆積せる砂礫中に含有せらるる砂金にして、河表より十尺乃至十五尺にして含金層に達し、厚さ一尺乃至一尺五寸なるが砂鐵を隨伴せり、含有量は貧弱にして到底有利事業たる能はざるべしといふ。

小平島（大連管內） 小平島の砂金地は露國租借時代の發見にして露人之れを試掘したりしが、日露戰後、大連の增田某、實地の踏査をなし、之れが採取をなさんとし、鑛區五十四萬五千坪の採取許可願を關東都督府に提出したるが、其の儘となり居れり

杜家屯（普蘭店出張所管內） 杜家屯は金州より貔子窩に通ずる街道に在り貔子窩の西南七里餘、金州の東北八里半、普蘭の東々南五里半なり。 地質は片麻岩系にして岩脈として石英斑岩を主とし長石岩及びフェルサイト等あり、石英斑岩は

分布最も大にして鑛床の運鑛岩となり、鑛床は杜家屯の東丘上片麻岩と石英斑岩との接觸面に沿ひて發育せる石英脈にして、標式的接觸鑛床たり、鑛脈の延長約八百尺にして鉱幅は扁豆狀を呈し、廣きは二尺に及び狹きは二寸に減じ膨縮一定せざれど平均五寸乃至七八寸とす、品位は概して貧弱にして分析の結果左の如し。

金(百萬分中)	銀(百萬分中)
八、五〇	七六、一〇
四、四〇	二七、九〇
七、五〇	四一、八〇

土人の言によれば產金地は光緒十八年七月砂金の淘汰に基きて發見されしものにして、同二十五年には露人によりて鑛脈の存在を確められ、二十八年に杜家西側の河岸に精煉所を設けたるも優良なる鑛石は袁家屯に送り精煉せしが、日露戰役となりて之れを放棄し、大正元年八月より犬飼清太郎氏之れを採掘し大正三年に至るまで五萬四千貫の產額ありたり、其の後休止せり。

袁家屯（普蘭店管內）普蘭店より皮子窩に通ずる街道の一村落にして普蘭店

の東北約一里に在り、其の産金地は同村の南方七八町の小高き所とす、地質は珪岩砂岩礫岩及び珪板岩より成り石英脈中に胚胎する謂ゆる接觸鑛床にして鏈幅平均五六寸あり、品位良好ならず百萬分中の四乃至八、五〇位とす。是れ亦犬飼清太郎氏が大正元年より大正三年に至るまで八萬一千貫を採掘し、其の後休山せり。

隨家屯（普蘭店管内）袁家屯と杜家屯との中間にして大沙河の一支流の水源段家屯の附近筆架山上に在り、地質は片麻岩より成り、鑛脈は謂ゆる接觸鑛床にして石英斑岩と片麻岩の接觸部に胚胎し、其の鏈幅七八寸にして品位良好ならず。是れ亦犬飼清太郎が採掘權を有し、大正元年より大正三年まで採掘し其の産額二千七百貫ありたるが、其の後休山せり。

陳家樓（普蘭店管内）杜家屯の東北に當り一小丘陵を隔てて陳家樓凹地あり、其の東北四五町の丘腹に於て金鑛脈一條あり、其の一條の鑛脈は謂ゆる接觸鑛脈にして片麻岩と石英斑岩との接觸部に於て石英脈中に賦存し、其の鏈幅平均五寸とす、鑛石は黄鐵鑛の外、方鉛鑛を隨伴せり、山元に於て分析の結果左の如し。

金（百萬分中）　　　銀（百萬分中）

六、五〇	四九、一〇
六、二〇	四九、四〇
八、四〇	六一、一〇

次に選鑛を施したるものは左の如し。

五二、一〇	一一、〇六〇

鑛量は杜家屯に比すれば多少含金量多かるべしといふ。

孫家屯（普蘭店管內）　隨家屯の正北なる許家屯の正北を隔てて孫家屯の金山あり、杜家屯の西北二里に位す、地質は珪岩中に介在する含金石英脈にして分布區域廣大なるも品質極惡にして之れを經營するの價値なし、明治四十四年十一月獨人試掘採鑛せしも遂に廢坑となれり。

金廠屯（貔子窩出張所管內）　畢利河の右岸貔子窩を距る東北約五里にして貔子窩より莊河に通ずる街道附近なる城子疃派出所の北々西約十五六町を隔つる丘陵に在り、地質は片麻岩系に屬し、輝石片麻岩、黑雲母剝岩、綠簾片麻岩等より成り、鑛床は綠簾片麻岩と斑岩又は閃綠岩との接觸部の珪化せる部分に胚胎し、往昔稼

行の跡あるも、坑道已に埋沒し內部の狀態を窺ふ能はず、左れど好望のものにあらざるべしといふ。

老虎西山（貔子窩出張所管內）大老虎屯と小老虎屯との中間稍、西に偏せる丘陵に在り、金廠屯の東十數町とす、基盤は黑雲母片麻岩より成り、所々閃綠岩、玢岩等に貫かれ、其の接觸部に石英脈を胚胎す鑛幅は狹小にして鑛量少なく稼行の價値なし。

馬家山（貔子窩出張所管內）馬家山は崔家屯派出所の北方二十町餘にあり、同部落の東北小距離を隔てて望洋臺と稱する高さ百二十米突許りの山麓西側の耕作地が產金地たり、其の附近は表土に覆はれ岩石露出せざれども、數十年前に稼行せる坑口は千枚岩より成り、所々表土の間に狹小なる石英脈あるを見る、此の產金地は稼行の價値なかるべしといふ。

梅花屯（金州管內）三十里堡驛の東南三里餘の梅家屯の北方約半里なる趙家屯附近より南流するを沙河と稱す、其の沙河の溪谷に沿うて梅家屯、大房身を經て高麗城子に至る約二里の流域に砂金あり、就中、趙家屯より大房身に至る約二千間

の河床に多しとす、土人の言により計算すれば含金率は長さ千間幅五十間平均厚さ二尺五寸含金率百萬分の一とし砂金層の比重を三となし、約百貫目の含金量を得らる割合なり。當砂金地は猶ほ採金の餘地あるべしといふ。

其他の産地

黑島は貔子窩の南々西約六里長山列島中の一にして海岸に露頭あり砂金を産す。廣鹿島は黑島の南三里にあり其の西北海岸に露頭あり海底より砂金を産す。范家屯は普蘭店の東々南にあり長嶺寺會内にあり五區域に分かたれ、山金及び砂金を産す。初家屯は金州の東北約四里にして亮甲店の西南約二里とす砂金を産す。南趙家屯は金州の東方約六里にして亮甲店の南方約二里半にあり、村前に溪流あり西南約二里にして金州の東方なる小灣小窰口に注ぐ砂金を産す。上江家屯は金州支署上江家屯巡査派出所管内にあり、同地を距る約二町の小流に砂金を産す。西金廠は杜家屯附近に轉角房てふ村落あり附近を流る小溪は受益河にして約二里半にして黃海に注ぐ其の河口に砂金を産す。山咀屯は二十里臺驛東々北二里餘の地に山咀屯警察官吏派出所あり其の附近の小溪小金溝、二道溝、尹家屯の三箇所より砂金を産す。快馬廠は普蘭店驛の北方約十粁、

州外に近く快馬廠警察官吏派出所あり、其の南方より砂金を産す。

二、鐵鑛

于家山（大連管内）大連より小平島に通ずる街道を行くこと西南十五粁にして欒家屯あり、其れより左折東行すること約半里にして于家山の鐵鑛産地に至るべし、同地は東海に瀕し西南五粁にして小平島に達す、地質は珪岩、珪板岩、石灰岩より成り、鑛床は海岸に露頭を有し鑛層は厚さ四五尺にして珪石內に浸染せる褐鐵鑛なり、富鑛の部分は鑛床全體に擴がれるにあらずして脈狀をなして存在し極めて不規則にして其の鑛量を豫測すること難し、鑛質は分析の結果左の如し。

	第一露頭	第二露頭
酸化鐵	五四、六〇〇（鐵として三八、二九八）	五四、八五〇（鐵として三八、三七三）
珪酸	二四、四九八	二四、六四四
硫黃	〇、〇四四	〇、〇四一
燐	一、〇五四	〇、六一二

之れを要するに鐵分少なく燐過多なるを以つて製鐵の原料としては不適當なり鑛業權者は明治四十年九月竹田三郎が得たるも今や權利は消滅して何人にも屬せざるものの如し。

三十里堡(金州管內)　滿鐵幹線二十里臺驛の北方二哩大連を距る三十二哩の大山線部內に起伏せる連峯あり即ち是れ三十里堡南山にして鐵產地は其の南山西麓の二三箇所に在り、地質は珪岩、珪板岩、石灰岩、粘板岩、泥板岩の互層又は累層より成り、山頂及び北麓の岩石中に介在する褐鐵鑛にして一定の成層鑛床なる證痕を認めざるなり、鑛石に二種あり、甲は砂質珪岩にして鐵溶液の滲染せる緻密の岩塊と乙は多孔質又は表面葡萄狀を呈する鑛塊なり、分析の結果左の如し。

	甲	乙
鐵	四、五三〇	四六、〇八八
燐	一	〇、一五八
硫	一	〇、五八八

其の西南麓の廣大なる面積即ち走向の延長二十間幅百間に散在する鐵石礫は鑛

床露頭の風化崩壞せる結果にして、果して纏りたる鑛床の露頭以外に存在するや否やは試掘精査するにあらざれば明言し難く、本鑛床は小規模なる露出にして豊富なる鑛量を望むことは難かるべしといふ。

鶯窩石（金州管內）二十里堡驛の東々南約四里なる大和尙山の東麓にあり、董家溝炭坑より金州街道上の小驛亮甲店に至る途上にして亮甲店の南々東約二里半なる東鶯窩石の西方約三十米突の高地にあり、鑛床は上盤白雲母片麻岩、石英片麻岩にして、下盤は角閃片麻岩なり、其の鑛床は一小谷を隔て南北の兩高地に跨り約二百間の露頭あり、鑛床の厚さは約十米突にして石英と磁鐵鑛との層狀集合體よりなり、中央部最も密にして上下兩盤に至るに從ひ稀薄となれり、中央部の含鐵量は四〇%に充たざるべく、其の幅は一二尺にすぎず、南丘を院北山と稱し、北丘を小鐵山と稱す、北丘は南丘に比し、稍、良好なり、要するに鑛床の區域過小にして、品質劣等なれば稼行の價値なかるべしといふ。

董家溝會（金州管內）金州より東南八里庄を經て東進し大和尙山の南麓を廻りて行くこと五里餘にして董家溝會派出所に達す、其れより東北一里餘にして黃

哩子廟會との境界線に跨り高さ三百尺乃至四百尺の低丘相連互して南方小窯口海岸に迫れるものあり、此附近一帶に褐鐵鑛の鑛床に富み隨所に其の露頭を露はすも品位劣等にして且つ鑛量に乏しく探鑛の價値なし、今其の各所につき之れを記せば(一)肖家溝は董家溝會の東部黃哩子廟會に近く位し、部落の東方溝の北山南坂に二箇所の露頭あり、一は耕地間の地隙に露出せる褐鐵鑛の小塊にして珪酸及び礬土等の不純物を含有すること夥だしく、品位劣等にして鑛量亦乏しく一顧の價値なし、更らに其の東方數町にして別に鑛床あり、前者に比し其の品質稍〻良好なるも鑛量に乏しく是亦探鑛の價値なし(二)唐家屯は肖家溝を上りたる所より南方山坂を下る所にあり、山間の溪谷なる石英岩脈に約三寸の幅員を以つて鑛床をなせり品位劣等にして鑛量僅少殆んど鑛床と名づくべきものにあらず(三)老母溝は唐家屯の溪谷を南下したる所にあり其の地に廟あり廟の西南に當り海岸に沿うたる小丘の北邊懸崖に露頭あり、成層岩中の一小局部に鑛染狀態となりて鐵分を含有するものにして、鑛量に乏しく最上部分の品位は四五%なりといふ。

大李家屯會（普蘭店管內）

董家溝派出所より東進し黃哩子廟會を經て更ら

に東北に進み行くこと六里にして大李家屯會派出所に達すべし、其の地の鐵鑛床は主として海岸に近く存在し、品位五〇%内外のもの多く往々六〇%近くのものあれども、品位の良好なるものは鑛量に乏しく其の鑛量の大なるものは品位に於て劣等なるの觀あり、今各所につき其の概況を記せば(一)許●家●屯●は大李家屯派出所の西南に在り其の南海岸なる小丘上に露頭あり、略東西に走り南方に傾斜せる成層岩上に沈澱せる褐鐵鑛にして品位五〇%を有すれども鑛量に乏しく多くは小塊の地表に其の一部を露出するにすぎず、又其の東方小丘上に同樣の褐鐵鑛散在すれども其の比較的品位良好なるものは地表近くにのみ凝集し、下底部は次第に品位下り、自然消滅せる有樣は斷崖に現はれたる所により明白なり、(二)王●家●屯●は許家屯の海岸を東方に進むこと約一里にして達すべし、北方には東西に走れる山脈高さ五百尺乃至七百尺のものあり、東方、北方、南方の海岸に迫る、鑛床は該山脈の南麓海岸に其の一部を露出し北方山坂に至れるものの如し、鑛床の西部は珪質岩を以つて構成せられ、附近は鐵分を含有せる黄色及び赤褐色の珪質粘土層より成り鐵分の凝集せる處即ち鑛床をなす、故に地表には一般に品位良好のもの多く百

分中五七%乃至五八%を含有すと雖そは極めて一小局部にして鑛量極めて僅少なれば探鑛の價値なし、(三)廟兒溝は李家屯北方山脈の中央を越ゆれば達すべし、鑛床は道路の東部山脈の北邊中腹に其の露頭を現はし幅員十五尺延長三百尺に及び鑛量稍、見るべきものあれども、何れの部分を檢するも約五割以上の珪酸分を含み含鐵品位極めて劣等にして到底鑛石たる能はず、山麓に同樣の赤鐵鑛の小塊あるも上記の露頭轉落埋沒せしものにして何等の價値なし。

鳳鳴島(普蘭店管內)　普蘭店を距る西方約百四十支里の小島にして地質は粘板岩、頁岩、千枚岩等より成り鑛脈附近は頁岩樣の岩石を以つて蔽はる、鑛脈は赤鐵鑛の鑛染にすぎず鐵鑛として何等の價値なし。

西中島(普蘭店管內)　普蘭店を隔つる百五十支里なる一小島なり、地質は鳳鳴島と同じく是亦鐵鑛として探鑛の價値なし。

三、銀鑛及び鉛鑛

城子疃會(貔子窩出張所管內)　城子疃會の城子疃なる城子疃巡查派出所の北

方二里の地に於て大正四年日本人某が銀鑛を發見したることあり。

長子寺會（普蘭店管內）長山寺會警察官吏派出所なる以北約二里の前線石の西南なる丘上に鉛鑛あり、附近の地質は中生紀層に屬し、砂岩、礫岩、凝灰岩より成り、細條の鑛脈中に方鉛鑛を賦存せり、鈚幅狹小にして何等の價値なし但し鈚石として石英及び重晶石を産す。

四、石炭及び泥炭

董家溝（金州管內）董家溝煤窰又は單に煤窰と稱し、金州城の東々南約七里の地に位し、細腰子岬を以つて包擁せられたる小窰口灣の東北海岸に在り、地質は石炭紀層に屬し、頁岩、砂岩、石灰岩より成り、炭層は一尺乃至三尺にして三枚あり、炭質は半無煙炭にして良好ならず、其の分布區域は極めて小なり、鑛業權者は君塚茂太郎にして現に土法姑息掘をなし一日十七八噸の出炭あり、大連旅順方面へ搬出しつつあり。

袁家屯（普蘭店管內）普蘭店灣に朝する安子河は原流を平洋河と稱し、普蘭店

驛を距ること東北約一里劉家屯附近に於て彎曲を畫けり、泥炭は恰も劉家屯東北方一帶の盆池に賦存せり、小溪に於ける斷崖を見るに下底は黃褐色の砂土よりなり、之れを被覆して二尺乃至四尺の泥炭あり、炭質は暗褐色にして最も粗惡なり、分析の結果左の如し。

揮發分及水分	二六、五〇	骸炭	五、〇〇
灰分	六八、五〇		

五、重晶石

關東州に於ける重晶石は普蘭店より貔子窩に通ずる大道上普蘭店を隔つること東々北三里十町長山寺警察派出所あり、其れより大道に沿ひ東方約二十町にして金家屯に達し、北方に分岐せる小溪金家溝に沿ひ行くこと數百米突の東岸にあり、地方水準上約十餘尺を算す、又、長山寺會、粉皮墻會に產す、大正六年中に於て其の既に許可となりたるもの三十七鑛區に達し、出願中の鑛區亦四十餘あり、今其等の主なる產地に就て記さんに左の如し。

金家溝　長山寺の東約十五町にあり時家屯よりは北方數町とす、地質は片麻岩基盤をなし、之れを被覆するに中生層の砂岩、礫岩の互層を以つてす、石英脈は此等の兩層を橫貫して其の裂罅中に生じ、重晶石其の石英脈に伴ふ、幅一寸より五寸に膨縮し頗る不規則なり、其の品質の良好なるものは旣に採掘し盡したるものゝ如し。

李家嶺　普蘭店を距る五里の地にあり、長山寺警察派出所の東北約二里とす、地質は片麻岩より成り、重晶石は片麻岩中に胚胎する裂罅充塡鑛脈にして脈幅一尺五寸ありて直立す、鑛脈の延長約六十間にして、品質は稀れに螢石の細粒を含み又、方鉛鑛の微晶散在せるも、比較的優良にして不純物少なく、分析の結果によれば硫酸バリユーム八七、三二％を含有し、鑛量亦附近產地中隨一と稱せられ四五百噸と註せらる、現時大連ソーライト製造會社の鑛區に屬し、大正五年中約百五六十噸を採掘せりといふ。

小王家屯　長山寺會を距る二里半にして李家嶺の東北凡そ二十町とす、地質は片麻岩より成り、重晶石は片麻岩中に胚胎する裂罅充塡石英脈に伴ひ直立し、僅

かに小結晶をなして裂罅を充たすのみ、品質は膨大せる鑛脈の部分は比較的良好なるも兩端の量は漸次石英の量を增加せり、分析の結果硫酸バリユム七六、六〇%とす。

隋家屯　長山寺の南方約二里半上隋家屯に在り、地質は片麻岩系にして重晶石は片麻岩中に胚胎し大小二脈あり其の大なるものは厚さ三尺五寸に達するも品質良好ならず、一は脈幅一尺不純物なくして品質良好なり。

前線石　朝陽寺に到る道路の西側に在り長山寺の西北約一里半とす、地質は中世紀層の砂岩、礫岩、頁岩の互層より成り、重晶石は礫岩層に沿ひ胚胎せる裂罅充塡鑛床にして其の幅五寸乃至二尺の間に膨縮して扁豆狀をなす、分析の結果硫酸バリユーム八八、五九%なりといふ。

杏花村　普蘭店を距る二里にして長山寺の西三十町とす、地質は砂岩、礫岩、頁岩等より成り、重晶石は礫岩中に胚胎せる裂罅充塡鑛床にして、其の幅五寸乃至一尺あり膨縮一定せず扁豆狀をなす、品位は石英を多量に含み良好ならず。

小崔家屯　普蘭店驛より三里餘にして長山寺派出所より半里とす、始め松崎

林兵衛の鑛區なりしを後、滿洲バリユーム會社に讓渡したるものにして、大正五年中採掘せり、其の量約一百噸とす。

黑狻子溝　長山寺會派出所より半里餘にして滿洲バリユーム會社の鑛區に屬し、大正五年中稼行せり。

其他の產地　小曲家屯、拉樹咀子は目下休止せるも長山寺會核桃房、臺子前屯、粉皮墻會沙土國等は現に作業中なり。

六、石綿

和尙屯（金州管內）　和尙屯は董家溝會にして金州停車場より東方約三里に在り車馬の運搬自在なり、殊に大窰口及び小窰口の二灣へ何れも約一里にして二灣共に水深きを以つて舟運の便多し、地質は附近一帶寒武利亞紀の石灰岩及び粘板岩にして東北に走り東南凡そ五十度內外の傾斜をなし、石灰岩は概して暗灰色なるも局部に於て珪質マール質若しくは白雲岩質の部分多し、此の石灰岩を貫きて閃綠岩の噴出あり、石灰岩中に岩床狀をなし迸入し、其の上下兩盤に接觸變性を與

へ居れりこれがためネフライト狀岩石に變化し其の裂罅に於いて石綿脈を充塡せり、鑛脈は主として成層面に並行して一二分乃至一寸の厚さを有するも不規則にして永續せず、成層面を橫切れるものは少く且つ薄し、此石綿は石灰分を有する種類に屬し、加奈陀地方より多量に產出せる蛇紋岩質石綿『クリソタイル』と異なれり、石綿纖緯は短小なれども絹絲光澤を有し柔靭なる良品なり。鑛業權者は日本アスベスト株式會社にして鑛區二十六萬八千四百十九坪あり、大正四年十月より大正五年九月に至る一箇年間の產額二十六萬三千斤なりといふ。

蔣家溝（金州管內）董家溝派出所を距る北方一里二十町にして董家溝會內に在り、同部落の南方約十町、丘陵地西南面荒地に石綿を產す、大正三年六月頃の發見に係かりたるもの品質は和尙屯に比すれば劣等なり、交通は董家溝を經て金州に至る約六里にして車馬の往來便利なり、鑛業權者は日本アスベスト會社とす。

大房棚（普蘭店管內）普蘭店を距る約十里、金州の東北十餘里、亮甲店の西方約一里の地に在り、石綿は部落の西南約三町の耕地裂罅內に露頭を顯はし片麻岩中に介在す、纖維大なるものと質粗なるものと兩種存せり。鑛業權者は日本アスベ

スト會社なり。

南關嶺及び石灰窰　三十里堡の東南なる石灰窰と南關嶺との二箇所にも石綿を產す。

附記　農商務省商品陳列館の中山正男氏の石綿に關する所說を揭げ參考に供す、卽ち左の如し。

緒言

石綿(Asbestos)は角閃石蛇紋石の分離に依り變質したる白褐色又は綠白色の纖維狀の鑛物にして一名石絨と稱し耐火性に富み熱を保有する性質を有するを以て蒸汽汽罐を使用する工場に於て熱の保溫用に使用するときは二割前後の石炭を節約することを得るが故に石炭を燃料とする工場に於て汽罐「パッキング」として缺くべからざるものなり、又其他保溫筒、保溫帶、保溫板、防火用「スレート」防火用ペイント、シート、絲布、防火用衣服電氣の絕緣、化學用濾紙、瓦斯「ストーブ」用品の製造又は火鉢の灰に使用し近年我工業界に於て原動力使用工場の增加と共に其製品の需要增加し自然石綿加工業は著しく發展するに到れるを以て本邦に於ける原料

及製品の需要、製造の概況を左に記述せんとす。

本邦に於ける石綿事業の原料需給關係

保溫帶及保溫板を製造するには良好なるものを要せざるも「パッキング」等の製造に供する物は纖維長く粘力あり細分し木綿の如くなり紡績し得るものたらざるべからず又「スレート」製造に使用するものも「パッキング」製造に用ひるが如き良好なるものを要せざるも臼にて搗き互に密著し粉末とならざる粘力あるものたるを要するが我内地に於て産するものは多く纖維短かく且粘力なく鑛石は粉末となり僅かに長崎縣、熊本縣に産するもの品位稍好く「スレート」製造に使用し得るも紡績用には全く適せず「パッキング」製造に使用するもの多くは海外よりの輸入品にして、保溫板、塗料に使用するものは內地產を以て充しつつあり。

我國の石綿原料の輸入額及び其の供給國別を示せば左の如し。

	大正五年		同四年		同三年	
支那	斤 一三、八〇七	圓 一、四九六	—	—	三、三三四	三三三
關東州	一七八、八二九	八、一七九	二四二、〇九六	一七、六三五	九二、二四二	一三、四三〇

英吉利	七三、五五六	二五、二九九	八一、〇五五	二七、一六三	六九、八七五	二一、五八一
獨逸	—	—	—	—	二三、八六六	五、九一七
伊太利	—	—	—	—	五三、九〇九	一一、一一三
瑞西	—	—	六、二五〇	一、四六六	—	—
露西亞	五七、八二四	一三、八九七	二、二二一	四四二	—	—
北米合衆國	三、一一八、一一七	四九九、一一六	九七九、一三五	一五七、一一六	一三三、九九〇	九、八一三
加奈大	五五二、〇五八	二二九、三四六	三七三、四二四	四二、〇一八	—	—
亞弗利加	一六九、三四四	三七、六〇三	—	—	—	—
其他	二六、六六四	六、二九二	五三一	一三六	六〇四	一八
	四、一九二、二五九	八二〇、三三九	一、六八四、六七二	二四五、九六六	三七六、七一八	六一、一九三

石綿の本邦に於ける主産地

本邦に於ける石綿の産地は長崎縣西彼杵郡蚊燒村、熊本縣下益城郡豐福村、埼玉縣秩父郡金澤村、靜岡縣志太郡大長村、群馬縣北甘樂郡秋間村、其の他和歌山縣、福島縣に産すれども蚊燒村産のもの最も良質にして豐福村産之に次ぎ何れも纖維長

は纖維短かく脆弱にして臼にて搗くときは粉末となるを以て工業用に使用するを得ず粉末として火鉢の灰の代用、抄紙、塗料等に使用するに過ぎざるものなり、而して現今豐福村產額多く且鑛區豐富なるを以て需要に應じ產額を增加し得ると云へり。

石綿の世界に於ける主要產地

加工用の良好なる石綿の世界に於ける主要產地は加奈太南亞米利加「ケープタウン」瑞西「ニユーカレドニヤ」にして加奈太に於ては「ゼットフォールド」「ブラックレーキブロートン」の各鑛山及びオンタリオ州「シレルブルーク」地方露西亞にては「ウラル」山脈高加索地方北米合衆國に於てはヂオルシア州ホワイト郡「シャル山」及びカリホルニア州「ラハマ」アリゾナ州クローブ地方著名の產地なり。

支那各地には石綿產出するも加工用に使用するものは蒙古及び錦州方面に存するものにして採掘盛ならず同國に於て良好なるものにして豐富なる地方を發見するに至らば我石綿工業に裨益する所尠なからざる可し。

我國に於ける石綿製品の需要

近時我國の工業發展し石炭を燃料とする汽罐使用者の増加瓦斯の普及等に依り、石綿製品の需要増加し、内地に於ける石綿製品製造は年々發展し、大正元年に於て原料の輸入四十四萬斤同二年三十七萬一千斤同三年三十七萬六千斤なりしが、同四年には百六十八萬四千斤に増加し、同五年の四千百九十萬斤の多額の輸入を見るに至り、内地に於ける加工業の著しく發達せるに拘らず尚製品は最近五箇年間に於て左記の輸入を爲せり、而して製品は主に英吉利及び北米合衆國より輸入しつつあり。

	絲		其他製品	
大正元年	二一、〇六二片	七六、九八六圓	一、一六八、八四二	一九七、九三八
同　二年	一七一、八〇七	六四、一三五	五六九、一三一	九九、二七四
同　三年	一二七、七三三	四七、四四〇	三九八、八三三	七九、七四一
同　四年	三六、七〇三	一七、八七〇	七三〇、九〇六	一〇九、〇四四
同　五年	三二、三九八	二八、二五一	一、〇六一、一五四	二〇七、五六二

本邦に於ける石綿製品製造者

石綿スレート　東京市深川區東元町一
淺野スレート株式會社

パッキング　大阪府西成郡今宮村元木津
鼎パッキング製造株式會社

石綿各種製品　東京市芝區田町二丁目三
日本アスベスト株式會社

絲、板、紐、衛帶、金綿入、石綿布、同絲、保溫帶　大阪府泉南郡北信達村大字牧野
榮屋石綿紡織所

特許木村式石綿保溫劑石綿紡織品　東京府荏原郡大井町一七五八
木村石綿商會

石綿盤　神戸市北長狹通四丁目
日本石綿盤製造株式會社

石綿製品各種パッキング　神戸市松本通六丁目
日光社

大阪市西區幸町通二

専賣特許保温帶及アスベスト製造　其隣合資會社

大阪市南區惠美須町三丁目二二

石綿製造品及パッキング　巴商會

東京市京橋區日吉町

各種アスベスト石綿製品製造アスベスト工事請負　帝國アスベスト株式會社

東京府荏原郡大井町二五二〇

保温劑、高級絶電、防水塗料及防銹塗料　仁科商會

七、螢石

上隨家屯(普蘭店管內)　普蘭店管內なる長山寺會上隨家屯附近より螢石を產す、大正六年四月庄山秀太郎、九千坪の採掘許可を得て採掘し、松崎林兵衞も亦隣接地區に於て螢石採掘を出願して許可を得たり。

八、石灰岩

關東州に於ける石灰岩の分布は頗る其の範圍廣大にして盛んに採石せられ建築、土工用として或ひは石灰及びセメント製造用に供せらる、今主なる產地を擧ぐれば左の如し。

營城子（旅順管內）　營城子に於て石灰岩の丘陵起伏するを營城子北山と稱し、金州半島の北海岸に突出せる一小半島とす、同地附近の地質は古期古生層に屬する石灰岩と、後に現出せる閃綠岩との兩種の岩石より成り、營城子より黃龍尾に至る道路以西は一般に角礫質石灰岩にして右道路以東は多く緻密なる黑色板狀石灰岩に屬す、而して硝子原料たるものは全く後者に屬するものにして、主として此の附近に於ける最高點の大頂山南北とす、大頂山の東麓なる石灰岩は珪酸の分量頗る多量にして硬度を增し一種の光澤ありて黃色を呈し其の色恰も燒きたる銀杏の色に異ならざるを以つて土人は之れを印材、其の他の裝飾目的に使用するも固より纒まりたる採石あるべきものにあらず。

臭水子泡子崖（大連管內） 臭水子泡子崖の石灰石採掘地は百六十五萬四千八百二十六坪にして小野田セメント會社其の權利を有せり、但し石灰石採掘は田所の田中庄吉の請負なりといふ。

其他の產地 （一）旅順市街の西々南約三里老鐵山の西北約一里半、刁家疃村落に於て片麻岩中結晶質石灰岩を產す、東西に延長し西端直ちに海岸に接するを以つて運搬の便あり（二）金州城の東方老鐵山の西麓朝陽寺裏山に於て結晶質石灰岩あり鐵及び苦土等の不純物少なし。

九、珪岩

關東州內に於ける珪石の採掘を得たるものを擧ぐれば左の如し。

金州管內馬家屯會七里庄、五百七十五坪（滿鐵、目下休止）。普蘭店管內三十里堡會洪家東溝、二百坪（福井米次郎、採掘中）。同長山寺會梁家溝西北山、二千坪（牛田虎熊、採掘中）。同三十里堡會蘇家屯、百坪、（福井米次郎、採掘中）。同長山寺會梁家溝南山、九十九坪（松崎林兵衞、採掘中）。旅順管內將軍石山、六百坪（末永豐太郎、採掘中）。同鐵道附

屬地、六百坪（永井淑、未著手）。同將軍石山、五百坪（櫻井豪、未著手）。同老虎尾、二百四十坪（末・永豐太郎、未著手）。

一〇、粘土及び陶土

貔子窩附近（貔子窩管內）　貔子窩市街の西方七八町なる大宋家屯會拉房子に粘土を產す、櫻井豪之れを採掘し、大正三年より其の白色のものは中央試驗所に納入し其の他は大連なる宮崎工程局に販賣したりしが大正六年に休止せり。

夾河廟會（貔子窩管內）夾廟會小鄭家屯及び王家屯、兩部落附近に於て產す、大正六年滿鐵會社は七萬坪餘の採掘許可を得て陶磁器製造の原料に供せり。

店房（普蘭店管內）　古來窯業を以つて知られたる地にして其の陶土は耕作地より產し約一尺五寸の層をなし粘土なく稍、褐色を帶ぶ、粘土としては良好なるものにあらず。和泉研は同會內杏樹口西南溝を採掘し居れり同會內千家溝東北山三千六百五十坪は西村好之助之れを採掘し居れり。

湯家溝（普蘭店管內）　普蘭店を南に距る一里十町の地にして產地は同地より

地隙に沿ひ約八町の山溝に迫る一小溪流附近とす、品質は不純物多く且つ其の量少なきを以つて經濟的價値なし。

鑛洞子（普蘭店管內） 普蘭店の南約二里湯家溝を隔てて約二十町の地に在り、附近畑地一帶に產し黃白色を帶ぶ約二尺の層をなすも其の量多からず。

梁家屯（普蘭店） 普蘭店北方約二里の地にあり其の量豐富なるも經濟的價値なし。

董家溝（金州管內） 金州城の東々南小腰口灣の東北海岸にあり、其の量多きを望み難しといふ。

其の他產地 以上の外に產地並びに採掘許可者を擧ぐれば左の如し。

金州管內黃咀子廟會曼子溝、千坪、採掘者高橋忠次郞（耐火煉瓦原料）▼海洋島鹽廠屯、千五百坪、採掘者、武田正吉（耐火煉瓦原料）▼貔子窩管內大宋家屯會白泥溝四千坪、採掘者、櫻井豪（陶器原料）▼五島の內西中島會三官廟四百坪、採掘者櫻井豪▼普蘭店管內石河驛東北溝千二百五十坪、採掘者、小出英吉（耐火煉瓦原料）▼普蘭店會和尙屯東隅、採掘者、橋本政槌▼同上千五百坪、採掘者、和泉研▼旅順螃蟀咀附近百

坪、採掘者、岩永幸三郎（耐火煉瓦原料）▼旅順十年町附近百坪、採掘者、松井鐵夫▼大連管内革鎮堡石灰窰、採掘者乾源次郎。

一一、白雲石

大連市より北方の對岸に見ゆる山脈の南麓に大淑樹房あり、又其東方に干井子ありて此等兩村の背後は苦土質石灰岩卽ち白雲石を產す、性質は岩色灰黑色乃至白色にして多少結晶質を帶べり、用途は製鐵所の熔鑛爐に使用する耐火煉瓦用とす、同村に於て之れが採掘權を得たるは八幡製鐵所、三井物產株式會社、相生由太郞等とす尙ほ金州驛より南關嶺に至る鐵道沿線一帶には白雲石を產し、大正七年三月大連相生由太郞は金州驛以北五萬八千二百五坪、金州大房身間三十四萬四千二百四十三坪、大房身、南關嶺間三十五萬百九十七坪の採掘出願をなせり。

一二、方解石

關東州に於ける方解石は營城子、韓家屯等に產し同地に於て採掘するものは旅

順驛前の榊原八次郎にして大正六年に於ては百三十噸を採掘し之れを滿鐵中央試驗所に販賣せり。

一三、石材

關東州に於ける石材は片麻岩、花崗岩、石灰岩等にして建築用及び土工用に使用さるるが、其等の採掘地は八十箇所あり。

一四、硯石及び砥石

旅順管內王家屯派出所の西南二十五町なる海岸に石槽てふ部落あり、地質は石灰岩と泥灰質粘板岩との厚さ互層發達し、粘板岩は青綠色又は褐色を帶び剝離性著しく、殊に石灰岩層に近づけるものは概ね泥灰質を帶びて暗綠又は褐色を呈し、緻密質にして比較的軟かく硯及び砥石の材料に適す故に土人は石槽部落なる東方の立阜に於て硯の材料として採掘し居れり。

十一、吉林省の鑛山槪況

一、砂金及び金鑛

人參掘によりて砂金掘りの極めて有望なることを知り得たる山東流民は滔々として滿洲に來り、長白山中に謂ゆる金匪の一大根據地を作成し、啻に夾皮溝のみに止まらず、四出して金苗を求め、奉天、吉林の封禁山は殆んど彼等の私掘地となれり、吉林將軍長順により光緒十六年提出されたる採金意見に曰く。

吉林の金鑛、省南なる木其河、夾皮溝、及び寧古塔所屬の萬鹿溝等の處は從前數千人を聚めて偸挖せるに封禁より後、往々潜かに三姓の山內に赴き窩棚を搭盖し木耳を採取し名けて桒營となす、實は卽ち間に乘じて金砂を盜挖するのみ、拏獲すれば法を盡して懲辦し、並に隊を派して遂に棚民を散せしめたり然も頑愚無知、利に趨くこと鶩の如く去れば復た來る云々。

是れに由りて觀るも早く已に挖金賊が長白山中に蟠居したるを證するに足るべし然り、今より約八十年前に於いて長白山中に挖金賊の首領に韓現琮と稱する

ものあり邊外と呼べり、邊外とは邊牆外に於て覇を稱しつつありし故の名なり、韓邊外は山東省登州府の人にして來りて遼東の復州侯姓の傭役をなせり、居ること十年其の齢四十歳の時賭博に失敗し侯姓の家を逃亡して長白山中なる夾皮溝に至る、挖金の鑛丁となり居ること一二年間にして異姓五十餘家と兄弟の約を結び漸次勢力を扶殖す、當時夾皮溝に山東人にして李把頭あり、其の採金場の數次馬賊に襲撃さるるを以つて韓と握手し協同して一撃の下に百餘の馬賊を斬殺し勢に乘じて夾皮溝一帶を占領するに至りたり、於是乎李は其の頭目の位置を韓に讓り韓は李に讓りて決せず、抽籤の結果、頭目は韓邊外となれり。韓邊外の採金區域は長さ六七里寬四五里に跨り金匪千餘人を使役したり、斯くて韓邊外の名聲は長白山の東西なる全金匪を壓倒し、光緒七八年代には吉林分巡道吳大徵に招撫され六品官を授けられ名をば効忠と改め吉林將軍に納租を約せり、効忠は光緒二十三年に死沒し孫の登擧、家業を承繼せり、是れ韓邊外が滿洲の採金史上に於て有名となりたる所以なり。

六道溝（延吉縣） 延吉縣六道溝の砂金地は日々産出多く民國五年の夏は二箇

月間にて四千兩を出したりといふ。

雙龍河（樺川縣）樺川縣雙龍河の砂金鑛は鑛區官有地二千七百畝にして頗る有望なるものなるが民國五年李向陽之れが採掘許可を得たり。

二道江（樺甸縣）樺甸縣二道江胡子溝金鑛は傳金坡が民國元年之れを發見したるものなるが、鑛量多く鑛質良好なりしを以つて傳は資本家謝重齋、王釆徽の二名と諮り數十萬元の資金を調達し、麗澤金鑛有限公司を組織し、之れが採掘に從事せり。

大頂子山（磐石縣）磐石縣大頂子山の金鑛は前清末に於て發見せられたれど數年を經て之れを採掘經營するものなかりしが、民國五年に至り吉長道尹は之れを官營にせんとして李筱溪に命じて實地を踏査せしめ後採掘に著手せり。

白石磖子（吉林縣）吉林省城内の趙某は常に松花江流域に於て砂金地探査中の處民國四年に至り松花江の上流白石磖子地方卽ち吉林省城を距る百二十支里の地點に於て含金豐富なる砂金地を發見したり。

綏芬河（東寧縣）東寧縣の西北百支里なる小綏芬砂金地は民國四年に於て前

の濱江道尹李家鰲の手により經營されしが其の試掘中有望なる砂金層に逢著し出金旺盛となり採金夫二百名にて一日金三四百匁に達し品質亦極めて良好にして大に有望なりしを以つて民國五年には小綏芬金鑛有限公司を組織して經營せり。

鶉鴿砬子（延吉縣）延吉縣鶉鴿砬子の金鑛は民國二年三月周作基之れが採掘許可を得たるが荏苒著手せざるを以つて民國五年に至り鑛業權を取消されたり。

涼水泉子（穆稜縣）涼水泉子は穆稜縣穆稜河の支流雷風氣漕の上流に在り、本溝の延長三十支里及び十數條の支溝は全部產金地とす、當地は東清線穆稜驛より北九十支里の大道上に在り、又更に墨王嶺を越えて六十支里にして五虎林子砂金地に通ず、本砂金地は今より六十年前は盛んに稼行せられ其の最も旺盛なりし時は日々五六千人の採金者蝟集したることあり、又、光緒初年頃は一時露國人の勢力大に振ひ五虎林子、興龍溝等と共に彼等の盜掘する所となり特に此地は砂金の外、上流なる小金山に於て山金を破碎して水撰せるものありしが、後、其等の盜掘せる露國人を驅逐して以來、支那人は斷續的消長を經て以つて今日に至れり。要する

に砂金地としては今日の所、大規模の經營は收支を償はざるべきも、小金山の山金地に對する鑛量と品質とは大に研究すべきものなりといふ。

間島附近

間島附近の採金場は十八箇所あり、例年夏季の採取期に於て局子街、頭道溝、龍井村等に出廻る數量は採取期間約六箇月(他の六箇月は休止)間十四五萬圓內外なりしも漸次減少するに至れり、其の十八箇所の中にて最も產額に富めるは汪清縣春芳社、石頭河子砂金鑛にして採金夫九百人餘あり一日の產額百匁餘あり、次は延吉縣九柝社、不屈砬子の砂金地にして採金夫百二三十人あり一日產額三十匁內外なり、次は和龍縣三浦社傑滿洞にして採金夫百五十人餘あり產金二十五匁、和龍縣明新社三道溝は採金夫四十名にして約十五匁なりとす、次は和龍縣下海蘭河の上流域、延吉の西々南一百支里なる二道溝及び圖們江支流琿春河の流域なる土們子金場等なるが、二道溝附近にては砂金以外に金鑛を民國四年頃發見したり、其の品位佳良にして含金量亦豐富なりといふ。次は三道溝の上方、頭道溝の西南約十支里にある蜂蜜溝にして谿間流域に沿ひ採掘延長約三里に及べり、次は頭道溝の西方約百支里に在り、開掘以來十數年に及ぶも今尙ほ盛んに採掘しつつ

あり、採掘延長三里餘なりといふ。

栗子溝（樺甸縣）　樺甸縣栗子溝の金鑛は謝某が採掘權を得たるが民國四年王某と合辦にて採掘經營せり。

帽兒山（磐石縣）　磐石縣帽兒山金鑛は小城子の西々北二十支里にあり鑛區面積二十五方里あり帽兒山金鑛局に於て之れを採掘したりしが民國三年十二月株式募集をなし、東興金鑛有限公司と改稱し、總資本五十萬元として經營するに至れり。

三姓（依蘭縣）　三姓金鑛は依蘭縣の東二百八十支里駝腰子外數ヶ所の砂金地を包有し、吉林人劉文田によりて經營せられたるが民國四年より之れを官營に移せり。

萬鹿溝（東寧縣）　萬鹿溝砂金地は東寧縣北萬鹿溝に在り鑛床極めて大にして、其の鑛區延長四十餘里に亙り往昔には毎日七八十兩の砂金を得たりしが民國六年の現狀は頓に減少し採金夫數十名にすぎざる有様なりしを以て同溝左右の小岳未開掘地を探査せしめしに、金鑛床極めて旺盛に發達せるを發見し、現今にては

採金夫二百名を使役し、土法により水淘法を採用して砂金の採取をなしつゝあり。

黑背（依蘭縣）　依蘭縣の三姓東溝黑背金鑛は民國六年六月頃より官商合辦となれり。

農安　農安縣東門外及び伊通河の兩處に於て潘有祥、砂金を發見し其の許可を得て採取中なりしが、民國六年春に至り、同縣知事は徐笑峯は城基崩解及び風水の恐れありとして其の作業の停止を命ぜり。

梨樹溝（穆稜縣）　穆稜縣密山街道、頭道老爺府の西北約三十支里に在る砂金地にして、曾て高麗民族の採掘せる舊磧少なからず、左れど近來は絶えて稼行するものなし。

楊木橋子（穆稜縣）　穆稜縣下同名驛より東北九十支里にある砂金地にして、圖某、民國三年八月試掘し全部にて二三分の金を得たることあり。

長石拉子（寧安縣）　長石拉子砂金地は寧安縣五虎林砂金地の西南約二十支里の地に在り、二十餘年前は官營なりしも民國二年より妻把頭經營せり。

楸皮溝（穆稜縣）　楸皮溝は穆稜縣密山街道張家店の南三十支里、東淸線馬橋河

驛より百支里餘とす、其の開工時代は知れざれど民國二年に至り興隆溝隆盛の當時資本主等が採掘し最も富鑛の箇所は一鑿に二三分に上り砂金層の厚さは三四尺あり、現今數十名の採金夫にて作業せり。

興隆溝（密山縣）興隆溝砂金地は密山驛の南々西約二百支里に在り、黄泥河子ともいふ、民國二年の發見に係かり爾來官辨又は民業に移り、現に錫少亭之れを經營し初秋に入るも數百名の採金夫ありといふ。

南天門（密山縣）密山縣南天門金鑛は其の鑛區一千六百二十畝にして民國元年九月、蕭惠長其の許可を領して從事せり。

梯子溝（依蘭縣）梯子溝砂金地は依蘭縣に在り、其の鑛區面積千八畝にして民國三年二月王敬賢其の許可を得て作業せり。

八道河子（樺甸縣）樺甸縣八道河子の金鑛は數十年前より發見せられ、爾來四近の農民によりて採金され一時は其の數百名に上りたるが、民國五年に至り之れを官營に移せり。

輝德河（樺甸縣）樺甸縣輝德河東北兩岸に於て金鑛露頭を發見し何鏡波は民

國五年採掘を出願して許可せられたり。

拉法砬子（額穆縣）拉法砬子金鑛は額穆縣下拉站即ち新站を東南に距ること十四支里なる拉法砬子山麓に在り、附近一帶を構成せる地質は花崗岩にして拉法砬子も亦此等花崗岩の噴出岩より成れり、石英脈は其等花崗岩の裂罅に介在して鑛脈を胚胎す、其の成因は裂罅充塡卽ち後生塡充作用に基因し、露頭部は風化の度進まず、露出面を除去せば下部は純然たる石英の特有色を呈す、脈幅は露頭部に於て平均五寸にすぎず、品位は百萬分の四の含金量を有す、又石英脈は硫化鐵を含有し、其の質頗る堅硬にして含金量餘り大ならず、要するに之れを營利的稼行よりせば價値なかるべしといふ。

北太平洋（額穆縣）吉林と間島間の南道上張廣方嶺の西麓、額穆縣下三道河子の村落より山道を東北に進むこと二十五支里にして大森林に入る、砂金地は此森林中を北東に流るる溪谷に沿ひ存在す、此地の採金業開始は今より百年前にして爾來輓近に至るまで斷續的に從事し來りしが、民國二年吉林省城の謝某之れを經營し月餘にして休山せり。含金層は地表を掘下すること約七尺乃至十尺にして

達すべく、層厚は、二尺五寸乃至三尺にして含金率は大約一坪に對し一匁八分位なりといふ。

泉眼頭（伊通縣）　泉眼頭砂金地は伊通縣に屬し、泉頭驛の東々南三十支里石虎子溝呉家屯の南方に當る小溪谷に在り、附近一帶の地質は石灰岩にて構成さるるも、溪谷の上流磊子溝附近は片麻岩なるを以つて、此等の岩石が崩解して下流に至り堆積して砂金層をなしたるものなるべし、現在は何人も採金するものなく營利的稼行の價値なかるべしといふ。

夾皮溝（樺甸縣）　葳沙河は頭道溝、二道溝、三道溝の略、同一延長を有せる三流域より成り、地形上一般に三道溝を本流とせり、本流即ち三道溝は一に之れを夾皮溝と稱し、源を金銀瀓嶺に發し、小北溝を合せて俗に謂はゆる夾皮溝の部落即ち上、下戲臺等をすぎて西流、五道岔、三道岔、二道岔、頭道岔の並行せる小岔溝を順次北より受け往時の老金廠に出で西南流となり、王八脖子溝を經て東南より二道溝來り會し、河流稍、大となり、續いて老營溝を北より受け西流、頭道溝の南より來るに會し、河流愈、大となり、西に南に松花江の左岸に注ぐ、河流の延長は本流約七十支里、支流二

道溝約五十五支里、頭道溝約五十支里にして爾餘の諸流は何れも五支里乃至十餘支里の小岔溝なり、其の二道溝會流點の下流、老塋溝々口附近に於ける河幅は約十間、水深二尺餘にして夏時放材に利せらるるの外、水運の便なし。夾皮溝は本流即ち三道溝の上流金銀瀲嶺の西麓に河流に沿ひ約東西に一小街道をなせり、夾皮溝てふ名稱はもと三道溝の別名にして、今の岔皮溝部落は當時之れを溝裏即ち溪源地附近の謂ひにして夾皮溝又は三道溝の溝谷に所在せるより斯く稱するなり、其の後、上、下戲臺南溝、小北溝等の字名を生ずるに及び、何時しか溝裏なる部落名は變じて夾皮溝となれり。故に現時に於ても溝裏てふ舊名を呼稱せるもの少なからざるなり。葳沙河本、支流に於ける砂金既採集地は實に約百五十支里に延長し又山金の採掘を試みたるもの五箇所に及び本領域最大の金廠たり、以下之れを五區に分ちて說明せん。

(一)頭道溝　放牛溝及び馬駄子溝に於けるものを合せて既採集地の總延長約五十支里にして山金鑛は砂金採集夫により從來數次踏査せられしも良好のものを發見せずといふ。

(二)二頭道溝　假りに二道溝區としたれども該流域の外溝口對岸老塋溝に於ける小區域をも包含せしめたり、其の延長約四十支里にして既採集地を有し、二道溝には山金をも產すといふ。

(三)玉八脖子溝　溝口より溝裏に延長し約十五支里あり、溪谷には良好なる山金鑛床ありといふ。

(四)老金廠　往時謂ゆる老金廠の外、上流頭道岔に至る地區及び老西兒溝を包括せしめたれば、本流域產金の中樞にして砂金採集跡の延長約五十支里、山金試掘地は老西兒溝頭道岔を主なるものとし爾餘の岔溝裏亦脈石を認むといふ。

(五)夾皮溝　有名なる夾皮溝金鑛にして本領域の主權者とも謂ふべき韓家直接經營の表面なれば一定の區域を限れるにあらず、脈石の延長せる所卽ち鑛區なるも從來試掘或は採掘せられたる地區は

東至金銀溦嶺　　西至下戲臺　　約五支里

南至金銀溦嶺南山　　北至小北溝北山　　約二支里

にして、小錢兒、十三號、四方井等は何れも本區域內に在りて往年より採掘せられた

る有名なる坑道なり。

之れを要するに夾皮溝は世に長白山下の黃金國と謠はれ一時採金夫の蝟集するもの萬餘に上りたるも現今にては夾皮溝老金廠に於て僅かに小把が鑛砂を淘汰しつつ往年の殘影を留むるにすぎざるなり。

輝發河流域　磐石附近の輝發河流域の砂金地は左の如し。

頭道溝、二道溝、三道溝(吉林の西南二百十支里)。仙人洞河(吉林の西南二百十支里)。蛤螞塘河(吉林の西南二百六十五支里)。長水崗河(吉林の西南二百九十支里)。三道崗西小河子(吉林の西南二百八十支里)。杜李河(吉林の西南三百支里)。大小呼蘭川(吉林の正南二百八十支里)。大孤項子河(吉林の西南二百支里)。興隆溝(吉林の西南三百十五支里)。東羅蔔窰溝(吉林の西南二百七十五支里)。老道嶺河(吉林の西南二百九十支里)。大泉眼河(吉林の西南二百五十支里)。樺樹河子(吉林の西南百四十五支里)。筒子溝河(吉林の西南二百四十支里)。半截河(吉林の西南二百六十支里)。東樺樹河(吉林の西南百四十支里)。倭瓜地河(吉林の西南二百六十八支里)。

樺甸附近砂金地　栗子溝、八道河子、輝發河以外の樺甸附近の砂金地は左の如し。

柳樹河子(吉林の東南二百支里)。富太河一帶(吉林の東南二百支里)。白石磊子(吉林の東南百十支里)。雙龍河。二道江胡子溝。

二、銀鑛及び鉛鑛

太平溝(樺甸縣)　樺甸縣東古洞河太平溝の銀鑛は徐禮が民國五年採掘を出願して許可されたり。

甸子南溝(阿城縣)　阿城縣東南二層甸子南溝の銀鑛は民國四年一月尹成章其の試掘許可を得たるが、其の鑛區面積一千餘畝あり。

東南洞子溝(阿城縣)　阿城縣東南洞子溝の銀鑛は一名穹窿山銀鑛と稱し、光緒二十五年李謙が其の採掘を許可され、露國技師を聘し採掘したるが良好の結果を得ずして休止せり。

漂河(樺川縣)　漂河銀鑛は樺川縣、松花江上流漂河口子より約九十支里漂河の

流域大漢別に在り、宣統元年、吉林省城の邸某之れを發見し直ちに開坑に著手し山元に於て製煉したるも成績擧がらず、民國元年までに九萬吊文を消盡して放棄せり、該銀鑛附近を構成する地質は花崗岩、片麻岩、白雲母岩、輝綠岩等にして、鑛床は花崗岩及び輝綠岩の接觸部に介在せるものの如く、花崗岩上盤をなし輝綠岩下盤をなし脈幅三尺內外なりといふ。

四岔子（樺甸縣）　樺甸縣四岔子左近銀鑛は民國四年同縣人徐學周採掘出願をなしたるものなるが品質良好にして鑛量亦豐富なりといふ。

西北山（楡樹縣）　楡樹縣西北山に於て陸軍守備隊長なる李某銀鑛を發見し同城內商人馮と協商し同人の名義を以つて資金を募集し其の採掘をなさんことを計畫し民國五年財政廳に出願せり。

半截溝（磐石縣）、半截溝鉛鑛は磐石縣に在り、長春より東南三百支里にして、磐石銅鑛の東方三十支里とす、光緒三十一年の發見に係かり、爾來種々の人々により稼行せられしも、現時は泰昌公司の所有に屬せるも殆んど廢山同樣なり、鑛床は交代鑛床にして石灰岩に生成せるもの、鑛物は方鉛鑛及び閃亞鉛とす、發見以來採掘

したる鑛量は約百十九萬斤にして之れより鉛塊四十一萬六千斤を處理せり。又閃亞鉛鑛の採掘高は六萬餘斤なりといふ。

烏蛇溝（東寗縣）東寗縣の正南なる大烏蛇溝上流にあり、縣城を距ること約七十餘支里の間にして其鑛脈を發見さるるや吉林省勸學所勸學員馬聖修は同鑛石を模範學校博物敎室に於て分析に附したるに優良なる方鉛鑛にして、含銀量も亦多量なるより模範學校長田景文に其の結果を報告せり、此に於て發見者は吉林省城の鑛商と計り先づ洋銀三百元を出資し試掘をなし掘進地下六尺餘にして鑛床益〻擴大となり、到底薄資を以つて經營なし難く、更らに民國六年之れを株式會社となし、規模を擴大して採掘に從事せり。

青堆子（伊通縣）伊通縣青堆子の方鉛鑛は同地謝某の發見に係かり、鑛業技師を帶同して入山調査せしに鑛量比較的豐富なるを以つて之れを分析したるに百斤の鑛石より銀二兩、鉛二十斤を得たりとて同縣の巨商に諮り投資せしめて民國五年採掘を出願せり。

其の他産地 は左の如し。

呼龍山、柳樹河、石碑嶺、分水嶺、呼隆川、通氣溝、天寶山、(以上銀鑛)。呼蘭川、澗泥溝、大尖山、臺子溝、杉松屯、三子山、紅窰口、(以上鉛鑛)。

三、黑鉛鑛

石嘴子(磐石縣)　磐石縣石嘴子地方に於て黑鉛の產地ありたるも土人等は其の何物たるを知らざりしが、同縣農學校出身者の趙某之れを知り、民國五年採掘出願をなしたり。

四、銅鑛

天寶山銀銅鑛(延吉縣)　天寶山銀銅鑛は延吉縣に屬し、局子街を距る西約百五十支里にして、省城を距る西北約六百五十支里に在り、數年の懸案たりし同問題も大正六年十月八日附を以つて、北京政府より南滿洲太興合名會社に其の採掘を許され、日支合辦事業も確實に其の成立を見るに至れり、坑道は二舊坑を新に山麓に開鑿せる二新坑の四坑にして、新坑は斜に掘進し深きは四十丈淺きは二十餘丈

坑口は約六尺あり、現在の從業員は支鮮人を合し人夫百二十餘名邦人六十餘名あり、其の製品は大正六年五月までに四萬八千六百斤にして、品位は銅六七。三八％鉛一三・一九％にして銀は毎噸二百四十七噸三なりといふ。

石嘴子（磐石縣） 磐石縣石嘴子銅鑛は磨磐山の北々東三十五支里にして、省城の南西約二百四十支里にあり、磐石銅鑛局の經營に屬するを以つて一に磐石銅鑛と稱す、數次事業中止を傳へられたるも兎に角些少ながら銅を産するを以つて餘喘を保ちたるも旣に富鑛帶は採盡せられ、貧鑛のみにして到底收支償はず、民國五年の末に至りて休止せり。

五里河（樺甸縣） 樺甸縣五里河地方に於て張寶善は銅鑛を發見し、之れが探鑛をなせしに鑛脈豐富にして鑛質亦佳良なり、依つて資本家王玉蓮を勸誘し、同人の資金を以つて採掘するの計畫にて之れを帶同入山し、張寶善の親友韓國林を介し、業主との契約成立したるを以つて民國五年採掘の出願をなせり。

皮州哨子（濛江縣） 皮州哨子銅鑛は濛江縣皮州哨子に在り、松花江の上流にして吉林を距る三百八十支里、葦沙河口子を距ること二十五支里なり、鑛産地は松

花江に濱し、水運の便あり、本鑛は民國元年七月始めて開鑛され、同二年十二月休山せり、經營者は蘇耀庭にして寶藏公司を組織したるなり、當時鑛夫數は僅かに十餘人にして斜坑二箇所、竪坑三箇所を開鑿したるも、銅鑛に達せしは僅かに二坑にすぎず、開鑛當時より休山までの粗銅製煉高僅かに二百斤にすぎず、民國四年に至り出資者の一人たる英商天一公司は二萬元の資本金返濟方を吉長道尹に出願したるにより債務者蘇姓を拘引したる斷末魔を見るに至れり、鑛産地附近を構成する地質は主として花崗岩にして玄武岩及び輝綠岩は局部的に迸出せる處あり、鑛床は花崗質片麻岩中に介在せる石英銅脈にして鑛脈の數は一條なり、鑛幅膨縮定らず六寸乃至三尺とす、品位は上鑛八%にして下鑛三%、平均五%なるも直ちに其の品位を決定し難し、左れど概して貧弱なるべし、要するに探鑛するにあらざれば價値を決定し難しといふ。

黑石頭（磐石縣）　磐石縣黑石頭の銅鑛は蘇獻廷により採掘計畫をなし、民國四年出願手續を了せり。

其他産地　は磐石縣の富太河及び朝面山とす。

五、鐵鑛

梨樹河子（吉林縣）吉林縣雙河鎭西西南梨樹河子は省城を距ること百八十支里にして鐵鑛あり、其の鑛區の延長十數里に亙る、民國三年吉林省城東局子師範學校地史敎員は延吉縣警佐王澤普と計り鋼鐵公司を開辦し利源の開拓を計らんとせしも資本不足のため中止せるが、民國六年五月に至り雙河鎭銅鑛經理某は山主と協議の上合辦事業として鋼鐵公司を組織せり。

鑛洞子（磐石縣）吉林朝陽鎭街上磨磐山の北方四十五支里煙筒山の南方三十五支里蛤蟆河子と稱する一村落あり、鑛洞子は其西方直徑二十二支里の地に位す、交通は車馬にて蛤蟆河子の西方に於て小紅石磊子嶺なる百米突餘の小丘を越え後、北轉して玻璃河套の溪畔に出で此小溪を辿り西行すること約十五支里にして王家油房に達す、鐵山は此地より南岐せる支流上十五町の西側に在り、蛤蟆河子よりは小紅石磊子の外、峠なく車馬の交通寧ろ便利なり、此鐵山は口碑の傳ふる所によれば數百年前に高句麗族が開採したるものにして、後、光緒二十年清國人朱安國、趙

永亮等試掘をなし、朝鮮人を傭用して製鐵に從事したるも忽ちにして中止せり、民國二年の冬、許九雲等は同山の有望を唱導し、地主于永海の承諾を得て再興を計畫し、民國三年三月資本十萬元を以て磐石鋼鐵鑛興亞股份有限公司を創立し、朝鮮人を招徠して築爐し木炭にて製煉に從事したるも同年九月末、木炭銑二萬四千斤を製出し多大の缺損を生じて事業を中止解散せり。坑口は約百米突の小丘に於て高句麗人が往時稼行せりと云ふ隋圓形の洞穴あり、深さ百八十尺乃至二百尺にして長軸六十間短軸三十間乃至四十間あり、本鑛床は花崗岩と石灰岩との接觸作用に基きて構成されたるものにして、接觸部分に於て一大扁豆形の鑛瘤を賦存せしものなり、鑛質は品質優良なる磁鐵鑛にして不純物少量鑛質の變化亦少なし、但し鑛量寡少なるものの如し。

大猪圈（磐石縣）、大猪圈鐵山は磐石縣に屬し鑛洞子の西北直徑十支里大猪圈の溪谷に在り、大猪圈は黄河套の一小支流にして、坑口は其の分水嶺附近に接し、黄河套の村落より南十五支里の地に位す、其の反對側即ち嶺南は玻璃河套の河谷に屬し、鑛洞子鐵山の流域なり、本鑛も亦鑛洞子と同じく高句麗民族により稼行せら

れたるものにして、其の後久しく中絶せしが、光緒二十五年に至り廣泰原てふ店舗が試掘をなしたるに多大の缺損を生じて中止せり、尋いで民國三年三月磐石鋼鐵鑛興亞股份有限公司、其の山主なる張家油房と合議の上、三月より八月まで採鑛し製煉を開始せしも、選鑛宜きを得ざりしため、出鐵するに至らず約廿萬吊を損失して休山せり、坑口は大猪圈村内に在りて麓の農家楊姓家より百廿米突の山頂に位す、鑛床は岩漿の分體に歸因し花崗斑岩冷却の際一部分に於て金屬分が分離析出したるものなり、鑛石の母岩は角閃岩にして多量の角閃岩と少量の石英とを伴へり、角閃岩は幅卅間長さ六十間あり、鑛石は專ら其内に介在し、扁豆形鑛塊をなして走向に沿ひ數箇連續せり、其等各鑛塊の大さは露頭なきを以て判斷に苦しむも、高句麗民族の稼行せし痕跡を想像するときは長さ幅共に十尺内外なるべしといふ。

前高臺子（伊通縣）　滿鐵本線泉頭驛の東南約十五支里なる高臺子の東南側にある山の南麓に鐵鑛露出せり、本山は標高二百四十五米突なれども、附近一般に臺地なれば取立てて目立たず、泉頭驛までは多少の高低あれども交通比較的便利なり、附近一帶を構成する地質は片麻岩及び石灰岩にして、鐵鑛床は其の石灰岩中

に胚胎され、脈幅一二尺乃至五寸、延長に至りては表土を以つて被覆せらるるあり、露出面廣からざれば推定し難きも、百二三十間内外なるべし、鑛石は時に少量の石灰を含むも磁鐵鑛として品位佳良なり、含鐵量は六%以上のものあるべしと雖、鑛床の極めて僅少なると鑛床の山麓に露出し採掘の困難とは稼行上價値あるものとは認められざるべしといふ。

其他產地　は左の如し

手頭山(吉林縣)、稽查處(延吉縣)、樺子山(依蘭縣)、映處(磐石縣)、摺子(磐石縣)、

六、硝　石

吉林附近　吉林附近には各所に於て硝石產地あり、吉林の北約五十支里なる烏拉街(吉林縣)は硝石產地として著名なり、又、吉長鐵道頭道溝驛の東北十五哩卡倫驛附近(長春縣)の土地は硝石を含むを以つて、住民は農閑を利し硝石の採取に從事するもの二十餘戶あり。其の製法は頗る簡單にして初め硝石を含める土を高さ四尺三寸位の甕に入れ水を注ぐ、水は硝石を溶解し甕の下方に裝置せる穴より流

入す、其の流出せる水を鍋にて煮沸し水分を蒸發せしめて硝石を採取するなり、硝石は硝礦局に一斤一吊八百文(民國六年八月現在)にて購入し、之れを吉林官衙に納入し、火藥製造用に供す。

七、硫黄

二層甸子(賓縣)哈爾賓地方は土地遼濶にして鑛物に富むと雖資金不足にして之れが採掘計畫をなすものなかりしが、民國四年に至り毛儒仁、陳國樑の二人は賓縣なる二層甸子老龍頭一帶の地に於て硫黄鑛を發見し、之れを試掘せしに鑛量頗る豐富なりしより資本三十萬元を以つて硫黄硝石公司を組織し、硫黄の製造を開始し、哈爾賓及び各市場と聯絡し、一面軍機局に供給し一面製革場を設立せり。

八、石炭礦

虎頭山(賓縣)虎頭山は賓縣の東北約五十支里に位し、松花江の沿岸を距る約十支里の新甸の南方八支里枷板站(夾板站)の東十二里の地に在り、廟子嶺の北端な

る附近最高の小峯にして其の山麓に石炭坑あり、民國四年の發見に係かり其の許可を得て探礦したるに品質良好礦量豐富なるを以つて司雅堂、王鳳翔、于益齋、劉永功、李寳之、潘宗恒、張際翰、王佐卿、馬桂林、曲子豐、馬茂森、王景秦、馬鳴盛、劉香樓、王占元、王甲之等十六人の發起にて新旬裕國煤礦股份有限公司を組織し、鑛區を擴大して採掘をなせり。然るに經營意の如くならず民國七年三月休山せり。

大沙河（伊通縣）　大沙河炭坑は伊通縣に屬し、滿鐵幹線昌圖停車場を距る東北約一里半、昌圖縣城の東四邦里にあり、鑛區は邦里一方里にして既知炭層は八寸、三尺、六尺の三枚あり、此外に八尺層ありといふ、坑道は斜坑にして二坑あり、第一坑は掘進七十五尺にして三尺層に逢著し二百尺にして六尺炭に達したるも湧水多量にして排水中なり、第二坑は幅二間半、高さ一間半の坑道にして掘進七十尺にして三尺層に達し目下即ち民國七年三月は六尺炭に達すべく掘進中なり、炭質は瀝靑炭に屬し粘結性に富めるも灰分多く發熱量低きを以つて到底優良なる骸炭を製造するには適せざるも、直隷省石門寨炭の如き硬炭と混合試燒せば相當の骸炭を製出し得べしといふ。本炭坑は民國六年四月、奉天在住の本庄波衛が奉天省康平

縣徐根閣と合辦の名下に同興煤礦公司を設立し、資本金を十萬圓とし二萬圓の拂込にて同年十二月より開坑したるものにして、現在の從事員は日本人二名、支那事務員十二名坑夫其の他五十五名あり、民國七年三月に至り採炭苦力を二百名に增加し晝夜二斑とせり、出炭豫想高は三尺炭は炭質粗惡にして賣炭に適せず、六尺炭は目下排水設備完成せざるを以つて其の出炭量を豫想する困難なるも四月後は一日五百噸の出炭を見るべしといふ。

天和屯（磐石縣）樺甸縣官街の西南方二十五支里に位し、黑石鎭及び朝陽鎭に至る道路上にして輝發河に沿へる一小村落天和屯是れなり、炭坑は其の西方五支里にして四道溝と五道溝との中間に在り、官街との間には小丘横はれるも交通不便ならず、產地より西方朝陽鎭には百三十支里、吉林には陸路二百支里、水路七百支里とす、炭田の西端は小呼蘭河に萢み、百米突餘、聳立せる陰礈砬子あり、陰礈砬子を構成する岩石は珪岩、礫岩、紅色砂岩等より成り炭田の基礎を構成せり、炭田區域は五道溝より始まり四道溝、三道溝、二道溝を經て頭道溝に及ぶも、主要なる部分は五道溝と四道溝との間にして、山腹に沿ひ四百間に及び露頭を認め其の內、四箇所は

稼行したる跡あり、炭質は五寸に四寸位の塊炭にして組織は比較的堅緻なり、而して閃炭暗炭の區別明瞭たり、閃炭の部分は概して少しと雖脂肪光澤を有する破面は常に分穀狀を呈せり、炭質は灰分及び揮發分に富み從つて發熱量少なし然れども粘結性を有せり、炭量は約四十五萬噸を得べしといふ、本炭坑は民國六年十月に至り大亨煤礦公司の經營する所となり大に規模を擴大せり。

馬家溝（吉林縣）

馬家溝炭坑は吉長鐵道營城子驛附近なる馬家溝の東方に在り、炭質は有煙炭及び無煙炭にして金屬性光澤を帶べり、民國三年より東源公司に於て之を採掘經營し種々なる困難に遭遇せしも、近々吉長鐵道に於て開設せんとする電燈廠に於て試燒し賣炭の契約をなすこととなりたるを以て若し該契約の成立せば同公司の發展見るべきものあるべく、殊に民國七年三月頃より吉林省城及び長春、哈爾賓等に於る販路も大に擴張せられたりといへば前途有望なるべし。

火石嶺（吉林縣）

火石嶺炭坑は吉長鐵道營城子驛の北八十支里に在り、地質は侏羅紀層にし岩層二枚あり層厚一尺乃至四五尺あり、炭質は褐炭にして品位劣等なり、其の炭量は一百萬噸內外なるべしといふ、經營者は裕吉煤礦公司にして大に

困難を感じ、其の經理人たる朱堯佐が增資に就いて奔走中なりしに、上海に於て蘇州人陳蘭萱等より投資することとなり、民國六年七月其等の資本團一行が實地踏査し現在稼行のものを洋式と改め開採することとなり、民國七年より著手することに決定したりといふ。

延和炭坑會社 間島なる延吉、和龍兩縣の炭田は各所に散在せるも炭質不良と交通不便のため只單に間島一部の需要に供給し、間島內なる油房、燒鍋其の他炊事用の需要を充すにすぎず、從つて出炭量も一箇年僅かに七百萬斤內外なりしが民國六年夏より從來の小規模なる個人的經營のものを一括して延和煤礦株式會社とし、大規模の採炭をなし、間島は勿論之れを朝鮮會寧方面に其の販路を擴大せり、其の採掘鑛區は左の如し。

一、延吉縣老頭溝　面積約一萬坪にして龍井村の南方九里半

二、和龍縣三道溝　轉心湖卽ち龍井村の南方九里半土山子卽ち龍井村の南方十里、二小鑛區を合して五萬坪乃至十萬坪とす。

三、和龍縣太拉子大蛇洞　面積不明、龍井村東南六里、

四、和龍縣豐滿江沿岸　面積不明、東西二里半南北一里に亙り五小坑あり、之れ即ち杉松崗炭田にして(一)朝陽洞一名甑山洞(二)泉水洞(三)カルヌイ一名サンガリ(四)羅藏舊基(五)沙器洞とす

今以上の炭坑に就て略說すれば左の如し。

(一)老頭溝　同炭は局子街を中心として其の附近に供給せられ、其の需給高は一箇年約二百六十餘萬斤にすぎず、其の重なるものは燒鍋三箇所、油房十八箇所、浴場三箇所にして、其の他は家事向用とす。

(二)三道溝　頭道溝及び龍井村を中心とし、其の附近に供給せられ、一箇年の供給高約三百六十餘萬斤とし、龍井村方面の重もなる需要先きは燒鍋四箇所、油房十箇所、支那浴場一箇所、其の他官衙學校及び家事向とし、頭道溝方面に於ては燒鍋三箇所油房六箇所、其の他家事向煖房用とす。

(三)朝陽洞其他　豆滿江沿岸一帶及び朝鮮會寧方面に供給せられ、一箇年僅かに百餘萬斤にすぎざるべし。

佛爺溝(東寗縣)　佛爺溝炭坑は東寗縣に屬し其の炭脈の分布區域は大小烏蛇

溝一帶に亙り、鑛量極めて豐富にして民國四年に至り稼行已に數年にして益〻有望なる狀態を呈せり、現に採掘に從事せるものにして大規模のものは寶興煤公司と東興煤公司との兩處なるが東興公司の經理李岳は鑛業の事情に暗く且つ資本薄弱にして作業常に蹉跌を來しつつあり。

四方山（穆稜縣）四方山炭坑は穆稜縣に屬し、東清鐵道馬橋河驛より密山街道を東北行すること百支里にして、頭老爺府嶺てふ地あり、其れより青溝嶺一帶の大崗に至るべく、此の地亮子河の小支流を隔てて東南一連の山脈あり、其の中央に頂上の方形をなす山あり、土人之れを稱して四方山といふ、同山麓に石炭の露頭あり、其の露頭は多少鑛山に經驗ある把頭朱岐山が獵途に之れを發見せるものにして、同人は直ちに其の年卽ち民國元年陰曆十月より十二月まで四十五人の苦力を使役して試掘したるに排土一尺五六寸の下に炭層一寸を見、更に一尺の狹みの下約一寸内外の炭を見たり斯くすること五層にして底部石膏を見、湧水のため中止放棄せり、炭質は餘り良好ならず灰分を多く含み泥炭に類す。

五虎林（寧安縣）五虎林の炭坑は寧安縣に屬す、東清鐵道の北側牡丹江の一支

流五虎林河に沿ふ謂ゆる五虎林砂金地の西方小西溝に在り、東清鐵道鐵嶺河驛北內牡丹江驛北々東六十支里にして、牡丹江水運の便あり、炭坑地は東西及び南北共に約三支里を有する平地なり、其の小西溝は砂金地五虎林河の北側一支溝にして、地表に近く砂金層を有し、其の下部は深く炭層を介在す試掘箇所は老閻家より一支里、熱鬧街へ河を涉りて二支里あり、更らに露頭部は熱鬧街の東南五支里の地、王賢の家屋の東南一支里の地に表はれたるが、吳漢臣の探鑛に係れども、炭質惡しきことは、小西溝の其れと同樣にして稼行に至らず。

八面通（穆稜縣）穆稜縣の東北密山縣との境に近き謂ゆる穆稜河に沿ふ比較的平地を占むる所に在り、東清線馬橋河驛（八站）より密山街道を東北に進み亮子河部落の前にて直ちに北行して至れば間道程七十支里、又、穆稜河を沿うて穆稜驛（九站）に出づる大道に沿ひ約九十支里の地に在り、炭坑として營利的稼行の價値は蓋し之れなかるべしといふ。

老山頭（賓縣）賓縣の西北九十支里松花江岸の老山頭は古來より石炭を產すと稱せられしが、民國四年李秀峯により採掘されしも失敗し、民國五年に至り之れ

が、再興を計畫され、阿城縣の勸學所勸學員楊雲亭發起となり煤鑛有限公司を阿什河に組織し、同炭が硫黄分多量なるを以つて煤球(タドン)を製造せんと計畫し、民國六年に至り之れに著手せりといふ。

缸窰(吉林縣) 吉林より松花江の下流約百支里にして烏拉街の東北約四十五支里にあり、地質は侏羅紀層にして炭層は一二尺乃至七八尺のもの數枚あり、炭質は有煙炭にして灰分多し、炭量は夾炭層にして分布廣濶なれば相當の炭量あるべし、炭坑は煤窰、西溝、小頂子、閆家溝、大石頂、半截河、二道河との諸窰に分かれ、數名の鑛業人によりて採掘せられしも就中、閆家溝鑛區の經理人たる張立遠及び孫廣吉の二人は民國六年日本人なる恭島信太郎より資金を仰ぎ採掘したる處支那官憲より差止められたり、現に採掘せるものは西溝、小頂子、閆家溝にして其の他は排水困難のため廢止せり、其等三箇所に於ける出炭は一日七萬乃至八萬斤なりといふ。

蜂蜜山(楡樹縣) 楡樹縣蜂蜜山炭坑は東清鐵道小城子驛を東に距る百四十支里にして、民國一二年頃より袁子衡により經營せられ、資本五六萬元を投じ斷續的に稼行したるが民國六年に至り、新に品質優良なる炭層に掘り當て其の分布區域

亦頗る擴大し炭量豐富なり、其の炭層は表土の淺き所、五六尺乃至十尺にして稼行容易なり但交通不便にして輸送には支障多し。

五龍屯（吉林縣）五龍屯炭坑は吉林省城の東南二百五十支里にして五龍屯附近蛟河街の東南約二十支里にあり、地質は侏羅紀層にして炭層は夾みとも五尺内外一枚あり、地質は褐炭にして稍良好なり、分布區域擴大せるも炭量多からざるものの如し、同坑は一名啦吧溝炭坑と稱し、常に地方人により姑息的採掘をなしつつありしが、前清時代に於て陳壽平により天寶煤窰と稱し稼行せられたり、然るに坑内湧水多きため廢止したり、其の後吉林城内の德興公司之れを繼承し、一日四十噸内外を採掘するに至れり。

蜜山（蜜山縣）蜜山縣蜜山炭坑は蜜山煤鑛公司の經營にして民國六年七月より其の成績大に見るべきものあり、炭質亦良好にして、販路は浦鹽及び哈爾賓なるが、九站まで馬車輸送をなし其れより汽車輸送をなせり。

五道溝（磐石縣）磐石縣五道溝炭坑は採掘しつつありしが、民國四年開鑛半ばならずして資金に不足を生じ作業を中止したりしを以つて其の後鄧振邦と宋連

陸と合資にて採掘經營することとなれり。

蜂蜜山（蜜山縣）蜜山縣蜂蜜山炭坑は山東省蓬萊人袁大漳によりて發見され同人は民國五年夏技師を帶同して實地踏査をなしたるに、其の分布區域廣大にして炭質良好なりしを以つて、直ちに出願手續を了し採掘に從事せり。

二層甸子（阿城縣）阿城縣二層甸子は東清鐵道の一驛にして同地附近に炭坑あり、民國四年秋姚益三の發見する所なるが、炭質良好にして炭量豐富且つ交通便利なるを以つて大に有望視せられつつあり。

鷄冠山及び適達河（蜜山縣）兩炭坑共に蜜山縣西南部に位して穆稜河に沿ふ、鷄冠山は東南岸に適達河は其の斜めに河の西北岸に相對す、其の間約二十五支里の地なり、交通としては蜜山街道大石頭河部落より鷄冠山に至る一道を有するのみ、適達河へは夏季は渡船にて交通し、冬期の結氷期には穆稜縣界に近き一支里半の急湍を通過し其の他春秋二期に在りては遠く山道を迂廻せざるべからざるの不便あり、冬期は該河上を橇にて交通し、東清鐵道穆稜驛即ち九站より該河に沿うて八面通に至る道路あり、其より兩炭坑に通ずるを得。適達河炭坑の露頭は

最も能く現はれ、今より數十年前採掘したる一坑あり橫坑にして凡そ四五十尺を掘進す、炭層の幅三尺あり炭質は良好にして鍛冶屋に用ひらる謂ゆる砟子なるものなり、其の他炭層五六層あり一尺乃至二尺にして傾斜は四十度西に傾けり、次に鷄冠山は宣統三年六月朱岐山の發見に係かり當時之れを試掘せしも直ちに中止したり。左れど兩炭坑の中にて有望なるは寧ろ鷄冠山にして民國三年哈爾賓道外に於ける商務會が資本を投じて採掘したるも是れ亦中止せり。要するに同炭が發展を見ざるは同地方は無盡藏の木材燃料を安價に得らるるを以つて、各工場燒鍋、東清鐵道の汽罐車其の他の燃料は凡て之れを使用する等の事情に基くものとす。

其塔木（舒蘭縣）　其塔木炭坑は舒蘭縣に屬し、吉林省城を北方に距る約七十支里の地に位し、小城子に通ずる大道の上に在り、民國四年白雪濤の發見に係かるものにして炭質頗る良好に同年より採掘に從事せり同地は松花江の沿岸に接近せるを以つて運炭頗る便利なりといふ。

密山溝（寗安縣）　寗安縣管內密山溝地方は石炭の產出多く亦炭量豐富なるよ

り同地方人により數次採掘を計畫されしも未だ採掘をなすものなかりしが、民國四年の冬に至たり鑛業專門學校畢業生謝集成等發起し、哈爾賓に於いて窰山煤鑛籌辨事務所を組織し株式を募集し、民國五年夏に至たりて之れが採掘を經營せり。

漢王山(和龍縣)　間島なる漢王山は朝鮮會寧の對岸に在り、民國四年九月より和龍華勝煤鑛有限公司の手にて石炭の採掘に著手せり。

大鳥溝(東寗縣)　東寗縣大鳥溝炭溝は民國四年汪禹底と云ふもの東興煤鑛公司を組織し、自ら其の總辨となり楊炤先等と諮り吉林洋元五千元を集め之れが採掘に著手せり。

海力站(東寗縣)　東寗縣海力站の炭坑は民國四年春の發見に係かり同年より石炭を採掘しつつあり。

老龍頭(賓縣)　賓縣老龍頭地方は古來石炭產地として喧傳されたる地なるが、民國に至り楊介臣採掘を企てしも著炭に至らずして已み、其の後、民國四年頃王某之れを採掘したるが著炭し其の品質良好なるを以つて之れを經營するに至りた

り。

琿春附近　琿春縣圖們江の河口に炭坑あり、同地は朝鮮安源の對岸にして鮮人稱して龍堂といふ既に採掘せしものは關門咀子、駱駝河子、廟子廟、張溝の四鑛區にして、關門咀子は縣城を隔ること北方約三里半にして光緒七年の發見に係り、駱駝河子は東方約三里にあり宣統元年の發見なり、廟子嶺は東方約五里に在り宣統三年の發見にして、張溝は西南約四里なる琿春河の河口にあり民國元年開掘したるものなり、採掘は何れも狸掘にして掘下約二三十間にすぎず、坑木は豐富にして廉價なるも、坑内湧水多く深く掘進するを得ず、採掘期間は殆んど冬期に限られ、夏期は農期なると降雨のため之れを中止すといふ。

長春炭坑(長春縣)　長春炭坑とは寬城子協約により露國より我國に讓り受けたるものにして、陶家屯及び石碑嶺の炭坑並に其の中間に在る大頂子、小河臺の四炭坑を一括したるものなり、陶家屯は長春の東南五里を隔て長春より輕鐵の便あり、三間房にて分かれ一は石碑嶺に一は陶家屯に至るものなり、石碑嶺は長春の約三里半とす、地質は侏羅紀層にして炭層は石碑嶺大小二層あり、上部は一二尺の薄

層にして小曹子といひ、下部は主要炭層にして五六尺の厚さを有し大曹子と稱す。陶家屯及び大頂子は一枚の主要炭層より成り、陶家屯にては其の厚さ二尺乃至五尺の間に在り大頂子は三尺内外なり、炭量は其の分布區域狹小なるを以つて多からざるべし、鑛業權者は滿鐵會社とす。

甑山洞（和龍縣）　甑山洞炭坑は和龍縣に屬し、延吉より朝鮮街道に通ずる街道上に在り、炭層七尺層及び二尺層の二枚にして數箇の斷層あり、炭質は褐炭にして炭量三十五六萬噸乃至四十萬噸とす、鑛業權者は甑山洞炭坑華盛公司とす。

適道溝（寧安縣）　寧安縣適道溝炭坑は光緒三十二年梁德芳之れを發見したるも資本不足のため目的を達せず、民國二年農商工部の許可を得たるも尚ほ開採に至らざりしが、民國四年に至り程勉齋資本主となり之れを再興開採せり。

其他の炭礦　は左の如し。

柳樹河子、高家燒鍋、喇叭、歪石摺子、泥球溝子、濫泥溝子、鍋盛頂子、半拉窩、鷄缸、通氣溝、荒山子、石碑嶺、蚊河、半截河子、（以上吉林縣）、三道河子、公郎頭、絃子溝、（以上樺甸縣）、老頭溝、頭道溝、涼水泉子、東關河、嘴子、稽査處（以上延吉縣）、西烏吉密、東烏吉密、

高力帽山、大青山(以上賓縣)、大烏燒溝(寧安縣)、巴蘭州、湯旺河溝(依蘭縣)、小河、四道溝(長春縣)、紅窰林子、水曲柳岡、太平溝、老山頭、双陽山(五常縣)、四臺子、四角山、磨礪青、牛拉山門、映壁、摺子(伊通縣)、呼蘭門(磐石縣)、

十二、黑龍江省の鑛山概況

一、砂金

漠河(漠河縣)　漠河縣の漠河は黑龍江の南岸に在り露領なるイグナシナーの西南約三露里の對岸に位し、人口約二千を有する市街地にして、同市街の西南約七十支里に砂金地あり、同砂金地は觀音山の砂金と同じく、曾て李鴻章が北洋大臣たりし時北疆邊防の一策として北洋に於て官商株金三十萬兩を支出し、直隷總督の直轄となして之れを經營せり。然るに直隷省とは遠く隔離するを以つて、業務の監督上不便あり遂に二十餘年間に十餘萬兩の損失を招きたり、依つて同總督は東三省錫良及び黑龍江省周巡撫と商議し之れを黑龍江省の直轄となし、北洋より出資額の三十萬兩は東三省より漸次返還することとなせり、然も尙ほ成績擧らず、於

是乎、周巡撫は農工商部及び直隷省側と協商し北洋より出資額の三十萬両は將來觀音山と兩金鑛より生ずる純益金の内より、補塡返還することとなし、宣統三年黑龍江省直屬の官營となり以つて今日に至れり。同金鑛局の鑛區は十數鑛區に亙り、其の總局を漠河に設け、分局を興華溝、馬札拉溝等の各要處に置き、總局より採金者に對して許可證を發給し、毎月砂金を以つて金税を納付せしめ、採金夫の要する糧食等は一切廣信公司より供給販賣し、其の利益の二割を官署に上納す、採金夫の所得せる砂金は金税として納付するものを除くの外、一切を廣信公司に於て公定價額を以つて買收す、之れを官金と稱す。廣信公司の物品販賣利益二割を徴收し、尙ほ官金發賣の利益中の五割を官利金に收めて官署の收入となし、此外各商の鑛區内に入りて諸品を販賣するものに對し貨捐と稱して從價百分の五を課し、正款一元毎に雜款一角を附加徴收する規定を設く、故に毎年黑龍江省の省庫に收納する實數は八萬餘元なりといふ。

觀音山及び都魯河

觀音山及び都魯河の兩金鑛の合併より成るものを觀都金鑛局と稱し、總局を觀音山に、分局を都魯河に設く。觀音山は羅北縣に屬し、黑

龍江の西岸に在り、同縣城を距ること六十餘支里にして、光緒三十三年一月より漠河金鑛と共に北洋の管理に歸したるも、宣統三年漠河金鑛黑龍江省の直營となるや同時に其の官營となれり。都魯河金鑛は湯原縣に屬し、同縣城を距る北方四百支里の地に在り、南方、吉林省の依蘭縣を距ること七百支里にして東南蘿北縣を距ること一百餘支里なり、其の開辦は光緒二十九年にして鑛脈は既に採掘し盡して利益なきに至りしを宣統元年冬、東廠神樹河邊に新鑛脈を發見し、產金甚だ豐富なるより終に金鑛局を設け引續き採掘することとせり、都魯河分廠管內の鑛區は東西三百餘支里にして南北百餘支里あり將來大に有望とす。

庫瑪爾、河（呼瑪縣）　庫瑪爾河金鑛は呼瑪縣に屬し、黑龍江の右岸に在り、露領と相對し、黑龍鐵道烏沙闊夫（譯音）の對岸に在り、呼瑪爾河口より陸路大道百五十支里にして、同河の上流七十五支里の地に位す、呼瑪の縣城を距る東北六十五支里なり、光緒三十四年漠河鑛務局員兪某は露商と契約し、糧食雜貨を販賣し私かに徵稅したりしが弊害甚だしかりしを以つて周巡撫の時代には之れを回收して官營とせり。宣統元年興江溝、興隆溝の二鑛區を發見して之れが採掘をなせるが、產金頗る

多く鑛務は日に増加せるを以つて興隆溝に總局を設け紅口に分局を置きて徴稅せり、又、各溝に十三分局を置けり、其の現在稼行せる鑛區は興隆溝、南娘々溝、老西力、興隆前溝、交布列邪、德勝溝、北西力、北蒙古力、小乾溝、交不力、新交不力等とす。金質は最低百分の六十二より最高九十二にして、平均八十內外なれば其の金質に於て良好なるも、鑛區の多くは舊坑にして產金稍〻減少せるが如し、其の從業採金夫は每日八九千人にして內、支那人七千人、鮮人一千人あり、產金額は年々二萬餘兩(二百貫目)、にして實際黑龍省庫に收納する稅金は一箇年三十四萬餘元なりといふ。

餘慶(呼瑪縣)　餘慶金鑛は黑龍江の右岸呼瑪縣城の西南百二十支里にして呼瑪爾河金鑛の下流七十支里の地に在りて數次匪賊の襲擊を受け採金亦不振の狀態に在りしが民國五年夏に至り、同溝內烏叢門を距る二十餘里の塔河右岸に於て新金鑛を發見し、頗る有望なるを以つて同局長李培林は實地調査のため局員李瀛洲を派し試掘をなさしめしに成績大に見るべきものありたり、依つて之れを採掘經營することとなりたり、資本金は官商合辦にして現に採金夫二千餘人あり、黑龍江省庫に收納する稅金は每年十九萬元乃至二十萬元とす。

奇乾河（漠河縣）　奇乾河金鑛は漠河縣に屬し、黑龍江の右岸に位し、黑河の西北二千餘支里の地にあり、同鑛はもと漠河金鑛の管轄に屬せしが、宣統三年六月漠河金鑛と共に黑龍江省直屬となり、同地に漠河の分局を設けたりしも兩鑛の間三百餘支里を離れ監督上不便少なからざると鑛區の擴大せるため民國三年一月漠河より分離して獨立の鑛局となり、金鑛總局を設け李瀛洲を局長とせり、同鑛區は既に十餘鑛區あり、民國五年に至り又々有望なる產金地を發見せり、殊に小西溝分局管內生格處產は金質最も優良なりといふ、毎年黑龍江省庫に納付する金價は十萬餘元ありとなり。

吉拉林（吉拉林設治局）　吉拉林金鑛は吉拉林設治局に屬し、黑龍江省の西境呼倫貝爾界內吉林子の下流百六十支里の地に在り、久しく露國人の採掘に任かせしが、光緒三十二年清國政府に收め黑龍江省をして直營せしめたり、然るに民國元年に至り內蒙古多事の際、露國人のため占領せられたるを以つて交涉の結果之れを回收したるも、露支人の盜掘に任かし各所に於て少數の採取あるにすぎず。

梧桐河（湯原縣）　梧桐河金鑛は蘿北縣と湯原縣との境界佳木斯より北方五十

支里、大平溝金鑛より三十餘支里、羅北縣城より二百五支里、觀都金鑛局を距る一百六十支里に在り、同鑛は民國三年九月、安徽省人馬仿借が冒險的調査によりて發見したるものにして、株式として之れを經營したるが、其の鑛區は實に宏大のものにして延長十餘支里に亙り含金量亦豐富なり、故に其の後政府は之れを直營することとなりたり、鑛區は全部にて五十に及べり、毎年黑龍江省庫に收入の利益は少なくも十餘萬元を下らざるべしといふ。

烏瑪河（吉拉林設治局）　紀克達の下流三十支里の地にあり光緒十九年開採したるが一時は鑛夫六七百人の多きに至り甚だ有望なりしと雖庚子の變、兵燹に罹りしため遂に放棄するに至れり、爾來私掘するもの多きを致し、尙ほ未開の鑛區にありといふ。

伯留斯力河（吉拉林設治局）　伯留斯力河金鑛は烏瑪河金鑛の下流六十支里の地に在り、未だ著手するものなきも將來有望を以つて目せらる。

安皮古（吉拉林設治局）　安皮古金鑛は伯留斯力產金地の下流七十支里に在り、曾て吉拉林金鑛の所屬鑛區として開採し、一時採金夫四五百人に及べることあり、

鑛區長濶ならざるも砂金層豐富にして大に有望なり。

遼河溝（龍江縣）　宏遠金鑛局の鑛山は黑龍江省城西南四百支里の東淸鐵道札蘭屯驛附近遼河溝にして興安嶺の主脈たり初め同地に於て金鑛の發見を聞き、山東人閻東巖等文某に聯合し、熟練の把頭を派遣し其の試掘をなし、五十餘箇所を探鑛し有望なることを知り、其れより株式を募集して之れを採掘經營せり。

黃石磖子（璦琿縣）　璦琿縣の東方なる黑龍江の西に當る興安嶺山脈の黃石磖子金鑛は其の品質、呼碼爾河、漠河に次ぐとのことにて、民國五年夏、張閣臣等が振遠股份有限公司を組織し、自ら總經理となり孟雲卿を協理とし、李月如、閻子綸、吳耀南を董事とし、范松亭を調査係に、楊子香を檢査係とし、韓咸宜を會計主任とし試掘せしに六箇月にして大に成功したれば更らに西力根氣、樺樹派子等をも採掘經營するに至れり。

臨江馬廠（璦琿縣）　臨江馬廠金鑛は璦琿の東南にあり民國元年頃の發見に係かり以前は商辦にて開採せしも效果を見ずして中止せしが、後之れを官營に移し鑛夫を募集し鋭意經費の節約を圖りたるがため漸次成績良好となり、產金日に增

加し現今は日に千數百人の採金夫を使役する盛況を呈するに至れりといふ。

木庫(呼倫縣)　木庫金鑛局の鑛產地は海拉爾の南に在り蒙古に境す、民國五年頃の產額は省內第一位に在りたる程にて其の產金額は同地の右に出づるものなかるべしといふ。

虎山(漠河縣)　呼瑪爾河上流の虎山金鑛は開掘已に久しく、其の產金高は同省鑛山中の中位を占め民國四年には歲入官金の總額四十餘萬元に上れり、又同年秋、呼瑪河を距る百六十支里の地に於て一大金鑛を發見して之れが採掘に著手せり。

二嶺溝(璦琿縣)　璦琿縣城の西南二嶺溝にて黑河の鑛業家たる劉志元は民國五年春、金鑛の露頭を發見したるを以つて株式を募集して之れが採掘經營をなせり。

博克圖(龍江縣)　東淸鐵道博克圖驛北方は興安嶺山派の起伏重疊せる所にして、交通頗る不便なるが、民國五年王鑫藩、聞魯瞻等は同地に於て良好の金鑛を發見し株式を募集して採掘經營をなせり。

螞蜒河(黑河縣)　黑河縣城の南方六十支里の瑪蜒河に金鑛あり、王益三之れを

發見して採掘せり。

霍爾沁(璦琿縣)　民國四年朝鮮人某は璦琿縣霍爾沁河上流金溝に於て砂金地を發見し、民國五年其の許可を得て麗生金鑛局を設けて採掘に從事せり。

吉慶河(漠河縣)　民國五年呼瑪爾河の上流を踏査せしめたりしに呼瑪爾河を距る四百餘支里の吉慶河に於て砂金の鑛床を發見し、民國六年夏より之れが採掘經營に著手せりといふ。

捛金河(湯原縣)　湯原縣界内なる捛金河に於て砂金の鑛床を發見したるものあり、英國技師を招聘して帶同入山して試掘せしに大に有望なりと知れ民國六年より採掘に著手せり。

格節河(湯原縣)　湯原縣格節河金鑛は鑛脈非常に良好にして私に採金するもの數百人の多きに及べる次第なるが、民國六年黑龍江鐵路交涉局總辦馬忠駿は其の開採出願を農商部に提出せりといふ。

湯旺河(湯原縣)　湯原縣湯旺河地方は産金に富み日々五百人内外の淘金者入り込み、春期解氷期より秋末まで水淘をなし冬季は南下するを常とす、此等の産金

地に至るには黑龍江汽船により湯原縣に上陸するか或は佳木斯興東道にて上陸すれば溝内まで約二百四五十支里にすぎずといふ、今其等の產金地に就て擧ぐれば左の如し。

(一)大疙疸　鑛床は百五十支里に亙り、前清時代に於て數次開採されたることあるも、山惡水險の不便なる地勢なるため其の儘となり居たるを、哈爾賓なる黑龍江交涉局馬總辦は民國六年に至り官督商辦の形式にて英國技師を招聘し排水機を備へ採金に從事せり。

(二)龍門山　同地方は四面山嶽を以つて圍繞され、鑛床は八十餘支里に亙り西部魯河の李某投資して採金せんとしたるも地主との交涉纏まらず行惱み居りしが、民國六年に至り樺川縣の富商張綍合、投資し地主手其と合資の形式にて開採せしに

一鑿、毎に四五分の砂金を得たりといふ。

(三)小疙疸　大疙疸の東北にあり、梧桐河の二合公司投資の下に純粹の個人經營にて開採し居れり。

甘河(嫩江縣)

嫩江の西北なる甘河の兩岸は產金頗る多きも開採するものな

かりしが、鑛山技師周某は民國六年株金二千元を募集し採掘許可を申請すると共に一方に於て採鑛に從事せり。

烏桐河(羅北縣)　羅北縣烏桐河は太平溝の上流に在る溪谷にして産金鑛區は數十支里に延長し、品質佳良にして含金量豐富なり、現に董柳莊、其の總辦となり採金に從事せり。

馬廠(黑河縣)　黑河の上流馬廠地方に於て民國五年金鑛發見され鑛脈頗る汎く鑛質亦優良なりとのことにて黑河道尹は之れを採掘するに至れり。

吉各紐(漠河縣)　漠河の下流なる吉各紐地方に於て民國五年砂金鑛を發見し廣信公司之れを採掘する計畫をなしたりといふ。

大肚川(湯原縣)　湯原縣大肚川砂金地は松花江の左岸に在り湯原縣城の東北六十支里とす、民國六年二月の發見に係かり同年三月湯原縣商務會長曹董德は之れが採掘出願を黑龍江省衙門に提出せり。

黃井子(璦琿縣)　璦琿の下流二十五支里にして黑龍江沿岸なる一小村落なり、黑龍江の河床の砂礫中より淘金するものにして、約一尺許りの砂礫層を取り去れ

ば、下部に厚さ約一尺五寸許りの含金砂礫層あり、採金夫八人にて一鑿し二匁内外の採金をなすよしなるも品位は劣等なりといふ。

嫩江東北の金廠　璦琿縣より呼瑪金廠に至る七百支里の中(其の間に黑河の大市場あり)産金地は絡繹として絶えざるなり、故に今其等の嫩江東北に於ける金廠の重もなるものを一括して擧ぐれば左の如し。

一、松樹溝金廠　璦琿の西南五十支里
二、高灘金廠　璦琿の東南二百支里
三、奇哥特金廠　璦琿東南三百支里
四、小東溝金廠　黑河の西北百五十支里
五、小西溝金廠　黑河の西北五十支里
六、駱駝脖子金廠　黑河の西北六十支里
七、樹排子金廠　黑河西北百十支里
八、法拉別金廠　黑河の西北四十支里麗金公司現在開辦す
九、小太平溝金廠　黑河の西北六十支里

十、頭道邪裡根奇金廠　黑河西南九十支里
十一、二鐵邪裡根奇金廠　黑河の西南八十支里
十二、三道邪裡根奇金廠　黑河の西七十支里黑龍公司開辦す
十三、南弓河金廠　黑河の西南二百餘支里
十四、胡芦琴金廠　黑河の南西四十支里
十五、張家地營子金廠　黑河東南百七十支里
十六、石灰窰金廠　黑河の東北一百餘支里
十七、霍爾沁金廠　黑河の西一百支里麗金公司開辦

支那人民經營の金廠

黑龍江省に於ける官辦及び外國人に許可して開採したるものを除きたる支那人民經營の金廠は農商部の發表する所によれば四十六箇所にして百九十六方里即ち七萬八千百十一畝なるが重もなるものを擧ぐれば左の如し。

一、漠河設給局管轄內拉烏林幹金鑛は五方里にして民國六年一月鑛業人馬遜

裕其許可を得當時採金に從事す

二、西布特哈嫩江源大嶺以南の金鑛鑛區五十方里は民國三年二月鑛業人魏長順其許可を領し現時採金に從事す

三、呼瑪縣達拉罕溝砂金鑛鑛區三方里にして民國五年十月李品堂其許可を得たり

四、呼瑪縣慶祥溝砂金鑛々區三方里民國元年十月李品堂其許可を領し開掘中なり

五、呼瑪縣富拉罕溝砂金鑛々區五分方里にして民國五年十月李品堂許可せらる

六、呼瑪縣德利罕溝砂金鑛々區四方里にして民國五年十月採掘許可せらる

七、呼瑪縣中溝砂金鑛々區五方里と五百六畝民國五年十月李品堂許可せらる

八、璦琿縣樺樹縣樹排子砂金鑛々區二方里にして民國五年九月張凌恩其許可を得採金に從事す

九、璦琿縣下馬廠砂金鑛々區五百二十二畝にして洪憲元年二月吳焜其許可を

得

十、璦琿縣二道通砂金鑛々區一方里と別に五百三十畝にして洪憲元年二月吳焜其許可を得

十一、璦琿縣黃石磖子金鑛々區一方里と四百八十畝にして洪憲元年一月張凌恩其許可を得

十二、蘿北縣溫和鎭尼堪河第一金鑛々區二千六百八十二畝にして民國四年十二月馬蓋卿其許可を得

十三、蘿北縣溫和鎭尼堪河第二金鑛々區にして二千六百九十八畝は民國四年十二月馬蓋卿其許可を得

十四、蘿北縣溫和鎭尼堪河第三金鑛々區二千六百九十八畝にして民國四年十二月馬蓋卿其許可を得

十五、蘿北縣溫和鎭尼堪河第四金鑛々區二千六百九十畝は民國四年十二月馬蓋卿其許可を得

十六、蘿北縣溫和鎭尼堪河第五金鑛々區二千六百九十八畝にして民國五年一

月德顯廷其許可を得

十七、蘿北縣溫和鄉尼堪河北第六金鑛々區二千六百九十九畝にして民國五年一月德顯廷其許可を得

十八、蘿北縣溫和鎭鄕尼堪河北第八金鑛々區二千六百八十九畝にして民國五年一月馬維邦其許可を得

十九、蘿北縣溫和鎭鄕尼堪河北第九金鑛々區二千六百八十四五畝國民にして年一月馬維邦其許可を得

二十、蘿北縣溫和鎭鄕尼堪河北第十金鑛々區二千六百九十五畝にして民國五年一月馬維邦其許可を得

二十一、瑷琿縣霍爾泌河金鑛々區一方里にして民國五年五月楊蔭山其許可を得

二十二、蘿北溫河鎭鄕第一金鑛々區は二千六百九十九畝にして民國四年十二月馬季良其許可を得

二十三、蘿北縣溫和鄕科爾芬河第一金鑛々區二千六百九十六畝にして民國五

一年一月馮子厚其許可を得

二十四、蘿北縣溫和鄉科爾芬河第二金鑛々區二千六百九十畝にして民國五年一月馮子厚其許可を得

二十五、蘿北縣溫和鎭卿科爾芬河第三金鑛々區は二千六百九十七畝にして民國四年十二月馬顯其許可を得

二十六、蘿北縣溫和鎭卿科爾芬河第四金鑛々區民國四年十二月馬顯其許可を得たり

二十七、蘿北縣溫和鎭卿科爾芬河第五金鑛々區二千六百八十七畝にして民國四年十一月維銘其許可を得

二十八、蘿北縣溫和鎭卿科爾芬河第六金鑛々區二千六百九十八畝民國四年十一月維銘其許可を得

二十九、蘿北縣溫和鎭卿科爾芬河第七金鑛々區二千六百九十六畝にして民國五年五月德純其許可を得

三十、蘿北縣溫和卿鎭科爾芬河第八金鑛々區は民國五年五月德純其許可を得

三十一、蘿北溫和卿鎭科爾芬河第九金鑛々區二千六百九十九畝民國五年十一月馬遯菴其許可を得

三十二、蘿北縣溫和卿鎭科爾芬河第十金鑛々區二千六百九十八畝にして民國五年十一月馬遯菴其許可を得たり

三十三、黑河道呼瑪兒双就河金鑛は民國二年七月二十一日其許可を鑛業人霍禮に與へたり

三十四、瑷琿縣金旺溝双金溝金鑛は民國三年七月八日其許可を鑛業人丁官堂に與たり

二、重石

訥河縣(布特哈)の西方約五十餘支里なる布西設治局管下の西布特哈、新甸地方に於ける金鑛は廣信公司の採掘經營する所なるが民國六年夏に至り同金鑛より重石鑛を發見し之れが採掘出願をなせり。

三、銀　鑛

大磖子(餘慶縣)　呼蘭縣にて松花江に注ぐ呼蘭河の上支流なる額伊渾河の水源地に大磖子と稱する地あり銀鑛あり。

樺子山(木蘭縣)　通河縣の西に於て松花江に注ぐ木倫河の水源地たる樺子山に銀鑛あり。

四、石炭礦

甘河(布西設治局)　布西設治局管下の甘河炭坑は光緖三十二年より王令咸の經營せるものにして、鑛區面積は六七百方里に亙り、開坑當時は江錢二十萬吊の資金を以つて事業に著手したるも、尙ほ資金不足のため停工し、三十四年鑛政局總局總辦張德之れを引受け、同年六月再び實業家の經營に移り極力挽回の方法を講じ毎日一千餘斤を出すに至りたるも、交通不便なるため省庫より二十萬兩を出し、廣軌運炭鐵道の敷設をなし後、甘河九峰山坑口より博爾氣江口に輕便鐵道百二十支

里を敷設し、民國元年一月竣工し、汽船二隻及び帆船二十二隻を增置し以つて運炭用に供し大に販路を擴張するに至れり。

比拉額(呼瑪縣)　比拉額炭坑は呼瑪縣の北方百二十支里の地に在り、前清庚子の年拳匪の變亂に乘じ露國人魯必羅夫獨(譯音)之れを經營し爾來引續き五閱年にして漸く效果を得、毎日十餘噸を出炭し、之れを黑龍江沿岸に出し同江汽船用に供給し各埠頭に工廠を設けたり、三十一年に至り瑷琿道臺は露國に採炭停止を申込みたり、此交渉を受くるや直ちに之れを中止し、其の後採掘するものなく放棄せられたり、同炭田は比拉額より西北約四十支里、東北五十餘支里に布延し、炭層は厚さ二十尺乃至三十尺にして地表掘下十尺を出でずして炭層に逢著すべく有望の炭田なり。

金懷馬(鐵驪設治局)　金懷馬炭坑は鐵驪設治局管下に屬し、光緒三十年十月の開始にして產炭最も豐富なり、同炭坑鑛區の中にて最も有望なるは呼蘭河の西北にある馬鞍山鑛區及び同河の南方にある懷獲洞鑛區並びに懷獲洞の南方なる金牛山の三鑛區にして金懷馬炭坑は是の故に命名されたるものなり。唯其れ交通

不便にして其の販路を擴張し難く光緖三十三年終に五萬餘元の缺損を生じて停坑の已むなきに至れり。

隆平(龍江縣)　隆平炭坑は太平山の東方、東淸鐵道の朱家坎驛を距る十七支里の地にあり、官商合辦の形式により民國四年五月採掘に著手せり、炭質は良好にして炭量豐富なれば大に有望なりといふ。

溫和河(蘿北縣)　民國六年蘿北縣溫和河に於て石炭鑛を發見し黑河の鑛業人王子庭は之れが調査をなし有望たることを確知し資本二十萬元を準備して採掘出願をなせり。

黑河の上流(黑河縣)　黑河の上流十餘邦里に炭坑あり、霍爾沁站より更らに上流に進むこと四邦里、建音山と霍爾沁站との中間にあり、産炭地の上流二町位に二十戶餘の村落あり、炭脈は黑龍江の右岸に露出す、其の層厚十二尺にして延長一町餘、被土は十尺にして附近のもの之れを採掘して黑河方面へ販賣しつつあり。

葛柵河(布西設治局)　甘河炭坑の上流なる葛柵河の下流にあり、炭坑あり。

東山溝(臚濱縣)　滿洲里驛附近の東山溝に石炭坑を發見し史玉淸之れが採掘

經營をなせり。

札蘭諾爾（臚濱縣）　滿洲里驛の東南なる札蘭諾爾驛附近に炭坑あり、露人之れを經營す、黑龍江省最も大なる炭坑の一にして坑夫五百名を使役し居れり。

景星山（景星縣）　齊々哈爾の西々南なる隆平煤廠の南に景星山あり同地に石炭を產す。

依斯坎（布西設治局）　布西設治局管下は由來、金、銀、翡翠等の各鑛に富み世人の大に注目する所なるが石炭坑も亦逐次發見され民國五年には依斯坎に炭坑あり有望なることを確められたりといふ。

雙銀河（慶城縣）　呼蘭縣と巴彥縣との境界を流るゝ漂河の東、支流の上流、呼蘭の中央を流れ松花江に注ぐ呼蘭河の李家窩堡附近の上流慶城縣なる雙銀河の上流に炭坑あり。

哈克桑河（蘿北縣）　蘿北縣太平溝の下流に於て黑龍江に注ぐ哈克桑河の水源地に炭坑あり。

五道梁子（龍江縣）　齊々哈爾の西方成吉思汗驛の正東五道梁子即ち平山子に

炭坑あり。

其他の炭礦　は左の如し。

璦琿の西三十支里松樹溝の西五支里煤窰溝▼滿洲里驛の正南二十五支里蔡汗散▼佳木斯の西北六十支里なる松花江の左岸祁里崗

十三、支那式土法の採掘及び製煉

店南溝の鉛鑛　鳳城縣店南溝の鑛石は含銀方鉛鑛にして其の製煉法たるや、坑内より出せる粗鑛を破碎して徑一寸乃至二寸の小塊となし、不純物を除去せし後、之れを悶爐と稱する燒鑛爐に入るるなり、悶爐の構造は石材にて築き底部八尺五寸、上部七尺、高五尺、壁の厚さ二尺二寸五分を有する方錐臺にして其の中に鑛石と薪材とを交互に積み重ねて點火し一回を三晝夜とし都合四回、十二日にして燒鑛を終るなり、通常六千斤の薪材を以つて處理さるる鑛石は二千斤にして二千斤の鑛石を糖塊卽ち旣燒とすれば千斤となる。其等の糖塊は之れを溪流に運びて洗滌し、簸箕と名づくる淘汰盤を以つて之れを精選し、五分大の小塊に碎きて熱

爐即ち熔爐に移すなり、焦爐の構造は底部五尺二寸、高四尺八寸、彈丸形の直立壺にして送風の裝置を有す。此等の焦爐の中にて糖塊は炭火に溶解され、爐床に沈下して謂ゆる青銀即ち粗鉛となる、其れより青銀を鐵底の爐床に載せ木炭にて被覆し之れが燃るときは鉛先づ溶解し鉛餅(密佗僧)となりて底部に沈み、銀は青鉛百斤に付七兩餘(一兩は我十匁一分七厘)の割合を以つて床上に殘るなり、鉛餅を還元するには焦爐を用ひ溶爐の際と略ぼ同樣の作業を以つてするなり、二千斤の鑛石を處理するには日數十三日を要し、木炭二千六百十斤、薪材六千斤、工手間二十工を費し、銀五十兩、鉛七百斤を收得す、其の抽收歩合は左の如し。

種類	鉛(百分中)	銀(千分中)	金	珪砂(百分中)
平均鑛	五八、九五九	一、八九〇	痕跡	八、三六〇
抽收量	三五、〇〇〇	一、六八〇	—	—

右の如くなれば銀は比較的完全に抽收し得れども鉛の減耗の甚だ多きは要するに製煉法の發達せざるに由る。

香爐碗子の金鑛

海龍縣香爐碗子の金鑛は其の坑内にて採掘したる砂

子卽ち鑛石を磨鑛室に運びて粉碎せしむ、現に山元に三臺の磨鑛機あり內、一は乾式にして二は濕式なるが、其等の磨鑛機により粉碎したる麵子卽ち粉鑛は之れを篩にかけ鎏卽ち猫流しに移し、水流を導きて粉鑛を猫流しより流下せしめ、熊手を以つて絕えず之れを搔き混ぜ、重き汰沙を板面に沈下せしめて之れを淘汰盤に移し、洗金す、淘汰盤は金簸箕と稱し、其の構造は歪矩形の木盤にして兩端開き居れり、其の淘汰盤の中央を兩手に握りて上下に動搖を與へ輕砂をば兩端より流失せしめ重き汰沙を中央の凹處に集め漸次金粒を殘存せしめて抽收せり。

三八石の砂金

海龍縣三八石の砂金地に於ける採金方法は竪坑によれるものと圓筒形坑穴を穿るものとあり、竪坑を掘鑿するは五六人以上の大把兒にして、一二人の小把兒は圓筒形坑穴を穿ち掘起法を以つてす、其の竪坑は二尺五寸方にして深さ二十尺あり、尙ほ別に同型の排水用竪坑を約一間を隔てて掘鑿し、坑底を接續せしめて作業に便にせり、坑底より採集したる砂子は之れを柳條製筐子に裝入し坑口に裝入せる片把手の轆盤卽ち支那にて轆々と稱するものにて捲揚げ之れを洗汰所に運搬するなり、洗汰所には鎏卽ち猫流しあり、一回六百五十斤の砂

子を洗ひ、一日大約六回を處理し、更らに之れを金簸箕と稱する矩形型の淘汰盤に入れて砂金を抽收するものとす。

六皮葉溝の鉛鑛　寬甸縣六皮葉溝の鉛鑛の製煉法は其の支那式製煉竈に對し前底の火床より先づ點火し然る後、破碎したる鉛鑛を入れ更らに薪材の若干量を入れ、後方より絶えず風を吹込み爐前よりは時々刻々鉛を攪拌し而して充分溶解したる時は下方前方の小穴より前面に於ける爐に移して粗製鉛を得るなり、其の得たる粗製鉛は再び熔解して或る鑄型に入れて之れを販賣す。

夾皮溝の砂金と金鑛　樺甸縣なる夾皮溝の砂金は河床、畠地等の地表に直徑十尺より數十尺を有する圓形の竪坑を穿ち坑底周圍の含金砂を取出し、溪流を利用して、設備せる坡子即ち粗流しに懸け、更らに之れを鑿に移して攪拌し輕砂を除去す。其の輕砂を除去したるものを簸箕即ち淘汰盤に入れて淘汰し以つて金分を抽收す、其の砂金床の深き場所にありて採掘するには二三十尺の横坑を穿ち木柱を列ねて坑道を固むる規模を以てせり。次に綫金即ち山金の製煉法は先づ採掘せる鑛石を五十斤入れの麻袋に盛り、車又は馬背によりて坑内より金房即ち

製煉場に運搬するなり、金房は多く河流に沿ひて設けられ砂子房卽ち鑛石室、碾房卽ち磨鑛機室、流金房卽ち洗鑛室より成り。運搬せられたる鑛石は先づ砂子房に入れられ此にて充分乾燥せしめし上、之れを大豆粒大に粗碎して以つて碾房に移すなり、碾房には花崗石の碾子卽ち石臼あり驢力を以つて此等の粗鑛を粉碎し、其の粉碎されしものは流金房に送らるなり、流金房には洗滌板及び淘汰盤の備あり、流水を利用して製煉すること砂金に於けると異るなきなり。

製鐵法

滿洲古來の製鐵法に二種あり、一は朝鮮人の製鐵法を模倣したるものにして熔燒熔煉法なり、卽ち赤鐵鑛を壁爐中にて酸化焙燒し其の酸化焙燒したる燒鑛を土造高爐にて熔煉し以つて鐵を造るものなり、其の二は還元熔煉法にして褐鐵鑛及び赤鐵鑛に煤子と稱する粉炭を混じ還元せしめて酸化度の低き鐵となし、更らに熔煉して銑鐵を造るものにして支那人唯一の製鐵法なりといふ。

石嘴子の銅鑛

磐石縣石嘴子の銅鑛につき先づ其の採掘法より記さんに、露頭に沿ひ幅七尺長さ三十尺の坑口を開き掘下すること四五十尺に及て止み、一坑の採掘期限を約二箇年とす、工夫は採掘四名、撰鑛二名、運鑛卽ち捲き上げ一名、

碎鑛一名合計八名を以つて一組とせり。鑛石は五十斤入れの柳條筐に盛り之れを捲上機にて坑外へ運び出し、坑外にて撰鑛、粗碎せしめ其の撰鑛、粗碎したるものをば爐房即ち製煉所に送る。爐房にては約五萬斤を纒めて一回となし、薪材、木炭、骸炭を適度に加へ燒爐に容るるなり、燒爐に容れ焙燒すること六日の後、風匣即ち熔爐に移し、鑛滓を排除し饅頭型の粗銅となす、粗銅の成分左の如し。

銅	九三、九七	鐵	〇、八二
鉛	一、五一	ウオルフラム	一、一〇
銀	〇、〇一	硫黄	二、五八

砂金採集法　滿洲の砂金採集法に二あり、其の一は朝鮮式にして流水法と稱するものなり、卽ち水流を導きて含金層を洗滌し採掘と洗金とを同時に行ふものにして帽兒山地方に行はる、其の二は掘起法と稱するものにして竪穴を穿ち含金層に達し、之れを水流に運び洗金を行ふものの是れなり。

十四、砂金及び地金の集散

滿洲に於ける砂金の產地は廣漠にして其の產出巨額に達するは言ふまでもなきことなれど其の精確なる數字を知らんと欲するも據るべき資料なし、依つて吾人は滿鐵其の他に於て調査したるものを揭げて參考に供せんとす。

(一)南滿洲の產金　滿鐵鑛業部販賣課に於いて產地の現狀より推究したる概算額なりとして擧ぐる所は左の如し。

關東州四千五百圓。奉天省南部、蓋平、海城、岫巖、莊河、鳳城各縣下五千百圓。柴河流域一萬二千六百圓。海龍城、山城子附近三萬圓。興京附近三千五百圓。通化、懷仁、寬甸附近六千八百圓。松花江上流地方八萬圓。間島十五萬圓。遼西千五百圓。合計二十九萬四千圓。

(二)黑河に於ける砂金　滿鐵鑛業部地質課の碧海康溫、白男川泰輔兩氏の發表したる所によれば黑龍江省黑河の市場は常に氣配良好なるを以つて露人は逸くも砂金の密輸出を企て種々の手段により漸次擴大するに至たれり、露國側の砂金は品位佳良にして頗る好評を博し、現今(民國六年夏)支那側產額以上の密輸入を見るに至り、逐次激烈なる勢を以つて輸入しつつあるも的確なる統計なきを以つ

て正確なる數量を知るに由なきも今、黑河道臺衙門に於て檢査せし數量を示せば左の如し。

自大正四年八月至十二月　（五箇月間）　五、四六九、八〇（支那斤）
大正五年度　（一箇年間）　一三、七六八、九〇（支那斤）
自大正六年一月至五月　（五箇月間）　一、六八一、七〇（支那斤）

此價格二千六百七十七萬六千九百六十留（一匁平均八留とす）
一箇月平均取引高　百二十一萬七千百三十餘留
一日平均取引高　四萬〇五百餘留

右は大口取扱の分にして途中稅關等の安全を圖るため道臺衙門の檢査を受けし數量なるを以つて小口扱にして身體につけ搬出する數量を加算せば驚くべき數量に達すべし云々。以上の數量中には露國產あれども、黑河道の全管の璦琿縣、呼瑪縣、蘿北縣、漠河縣の總產金を包含されしものにあらず、更に綏蘭道、龍江道の產金を包含せられざるを以つて黑龍江省の全管の產金は更らに一層の驚くべき數量たることを想像さるるなり。

（三）諸税關の地金輸出　滿洲諸税關の大正五年中に於ける地金輸出に關する統計左の如し。

延吉	二五、九一九、〇〇	（同地方産金）
琿春	五四、九四七、〇〇	（同上）
滿洲里	三五五、九二五、〇〇	（黑龍江省産金）
瑷琿（哈爾賓へ移出）	一〇、三一四、六四二、八〇	
安東（日本へ輸出）	四一八、五四四、〇〇	（正金及朝鮮銀行買入分）
同（朝鮮へ輸出）	六三七、〇〇〇、〇〇	（同上）
大連	一、三八八、九九八、三八	
計	一三、一九五、九八六、六〇	

（四）各地の集散地　北滿洲の産金は多くは哈爾賓に於いて集散し南滿洲に於ける産金は多くは奉天又は長春の市場に集まり金店或は錢莊の手を經て上海、天津方面に輸出され又其の幾分は我が正金銀行及び朝鮮銀行により買收され内地輸出さるるものとす。

十五、滿洲の支那鑛業會社

滿洲に於て支那官憲の許可したる支那鑛業會社は左の如し。

會社名	地名	鑛種	資本	組織者	許可年月日
奉天省					
杉松岡炭坑會社	海龍縣	石炭	二〇、〇〇〇兩	支那人	一九〇四年三月二十三日
大嵜溝炭坑會社	錦縣	同	一〇、〇〇〇	同	一九〇五年十二月三十日
營磐堡炭坑會社	鐵嶺縣	同	一〇、〇〇〇	同	一九〇六年六月二十二日
小梨樹溝會社	東豐縣	同	二〇、〇〇〇	同	一九〇七年三月二十六日
鞍子河會社	海龍縣	鐵	一〇、〇〇〇	同	一九〇七年十一月八日
崔家溝會社	法庫縣	石炭	五、〇〇〇	同	一九〇七年四月十九日
康家東溝金鑛會社	遼陽縣	砂金	二〇、〇〇〇弗	同	一九〇七年五月七日
高麗溝炭礦會社	興京縣	石炭	一〇、〇〇〇兩	同	一九〇七年九月四日
羅家西溝小煤嶺子炭礦會社	岫巖縣	同	八、〇〇〇	同	一九〇七年五月十日
馬加子炭礦會社	興京縣	同	五、〇〇〇	同	一九〇七年五月七日
打虎莊炭礦會社	開原縣	同	一〇、〇〇〇	同	一九〇七年五月三十一日
牧養正平石門金礦會社	鐵嶺縣	砂金	五〇、〇〇〇	同	一九〇七年六月二十一日
牛頭崖小南溝炭礦會社	遼陽縣	石炭	一〇、〇〇〇	同	一九〇七年八月二十三日

北太平洋炭礦會社	義縣	石炭	一〇、〇〇〇兩	支那人	一九〇七年七月二十二日
缸窰溝炭礦會社	同	同	一〇、〇〇〇	同	一九〇七年九月二十二日
偏道溝炭礦會社	興城縣	同	二、〇〇〇	同	一九〇七年九月十八日
尖山子炭礦會社	同	同	一、〇〇〇	同	一九〇七年九月十九日
白楊木溝炭礦會社	錦西縣	同	一、〇〇〇	同	一九〇七年十月五日
頭道溝炭礦會社	興城縣	同	一〇、〇〇〇	同	一九〇七年十月十六日
搭連咀子炭礦會社	撫順縣	同	一〇、〇〇〇	同	一九〇七年十月十五日
張家溝炭礦會社	遼陽縣	同	一〇、〇〇〇	同	一九〇七年十二月十一日
尖山子炭礦會社	錦西縣	同	一、〇〇〇	同	一九〇七年十二月三十日
雜樹溝炭礦會社	同	同	一、〇〇〇	同	一九〇八年一月一日
ホンチカンコウ炭礦會社	柳河縣	同	一、〇〇〇	同	一九一一年二月
李樹溝炭礦會社	本溪縣	同	一〇、〇〇〇弗	同	一九一一年三月
小南溝炭礦會社	同	同	一〇、〇〇〇兩	同	一九一一年四月
紅蓮溝炭礦會社	同	同	五、〇〇〇弗	同	一九一一年四月
シヤヲシーツア炭礦會社	通化縣	同	五、〇〇〇兩	同	一九一一年八月七日
パンチエホー炭礦會社	柳河縣	同	一〇、〇〇〇	同	一九一一年八月十五日
小瓢屯炭礦會社	撫順縣	同	二〇、〇〇〇弗	同	一九一一年九月五日
棒棰來子北溝炭礦會社	通化縣	同	一〇、〇〇〇兩	同	一九一二年九月

黑油滞炭礦會社	錦西縣	同	一〇、〇〇〇	同	一九一二年九月
架子山炭礦會社	寧遠縣	同	一〇、〇〇〇	同	一九一〇年六月
吉林省					
乃子山炭礦會社	吉林府	同		同	一九〇七年十一月九日
乃子山炭礦會社	同	同	五、〇〇〇	同	一九一〇年六月

第三章　東蒙古の鑛業

一、地質

錦州、錦西、義州、朝陽、興城、淩源、建平、赤峰、圍場、多倫、豐寧、隆化、承德、灤平の各縣に亙る區域卽ち東經百十六度三十分より同百二十一度十分、北緯三十九度五十分より同四十二度三十分に跨る地區を構成せる地質は片麻岩系、寒武利亞層、石炭紀層、中世紀層、沖積層黃土層、火成岩類等にして、熱河の西北、豐寧附近、楊家灣子附近に於て最も廣く分布せるは太古代、片麻岩系にして、本層は主として角閃片麻岩、黑雲母片麻岩、花崗質片麻岩等より構成せられ、時にペグマタイト若しくはアプライト等の岩脈より貫かることあり、而して本層は含金銀石英脈を胚胎するを以つて重要な

るものなり。次に暖地塘附近及び其の以西、以北、河木嶺、新臺邊門附近には古生紀寒武利亞層最も廣く分布せり、岩石は下部寒武利亞に屬する石灰岩、粘板岩、珪岩、砂岩、硬砂岩等にして多く結晶質を帶べり、就中、石灰岩は其の分布甚だ廣大にして質緻密硬堅にして外觀珪岩に酷似し、多量の珪酸粒を含有す、又、時に縞狀の瑪瑙に移化し、石灰岩の物理的性質總て瑪瑙に同じきものあり、其等の變化は地表に近き部分に認められ、且つ其の周緣に於て變質の度著しきものの如し。暖地塘の西北部は石灰岩層最も厚く露出し約一千尺に達するものあり。次に石炭紀層は寒武利亞層に對し整合的に構成せられ、岩石は石灰岩、砂岩、硬砂岩、頁岩、礫岩等にして、時に白雲岩の露出することあり、而して本層は數條の石炭層を夾在す。次に中生紀層は砂岩、礫岩、頁岩、凝灰岩等より成り、區域内の主なる炭鑛は之れに屬す、其の頁岩は黝色緻密なるもの多く、凝灰岩は主として熱河附近及び其の西北部に於て廣く分布せり。次に建昌の北方は近世紀第三紀層にして泥板岩より成り硬骨魚の化石を包含し、近世紀冲積層は諸河流の河畔に堆積せる最新の地層に屬し、砂礫及び泥土より成り、老哈河及び灤河の流域に廣大なる地積を占め、近世紀黃土層は全區域

の大部分に渉り到る處其の堆積ありて厚さ二三十尺乃至百二十尺に達せり。次に火成岩類に就いて記さんに、花崗岩は片麻岩及び古生層を貫きて現出し、黒雲母花崗岩及び角閃花崗岩最も多く、本岩を貫きて處々にペクマタイトの岩脈を現出せり、本岩は錦西の東、大虹螺山、夜(葉)柏壽の北方山口附近、錐子山の西方、牛圏子附近金溝屯の西北、丁家營子附近に於て分布せり、栢榴花崗岩は黄姑屯の河西に於て露出し、斑糲岩は七八溝の南方、寬溝附近に露出せり。 暖地塘の西々南東新地の東方には玢岩露出せり、本岩は古生層を貫きて迸出し、暗緑色、淡紅色、或は黝色を呈し、其の構造斑狀をなすものあり、或は緻密なるものあり、主として輝緑閃緑玢岩最も多し、二道川溝門に於ては閃緑岩が片麻岩を貫きて露出し黑緑色を呈せり、斑岩は一部分の小區域にして二道窩舖及び東新地の北方に於て見るものは石英斑岩に屬し、細粒緻密にして黝色を呈す、桃花圖山、哈拉海溝、大營子の北方四家子の東北一帶紅花溝の西南、棋磐山、遠家坱嶺、駱駝山頭、外溝門子の東北、達子營子の西南、九神廟の北、冷水塘の西方には石英粗面岩分布せり、本岩は紫褐色或は淡紅色にして、其の質凝灰岩質のものあり、時に斑岩的のものあり。 哈拉海溝、棋磐山、袁家把嶺等の小區

域には粗面岩露出し、主として柱狀節理を示し、其の質淡黝色を呈す、熱水塘附近、大窩舖の北方、拉嘛家子、二道溝門の西、大龍臺溝附近には安山岩が岩床若しくは岩脈をなし、時に玄武岩を伴うて熔岩をなし概して灰色を呈す、熱水塘附近、十二腦、水泉、大窩堡の北、大蘇臺溝梁達子營子の西南、赤峰附近多倫諾爾の北方、干溝附近には玄武岩を露出し、岩質一般に緻密にして暗黑色を呈す。

二、各鑛產地概況

一、金鑛及び砂金

五家子　朝陽の西北六十支里、老哈河支流の四座塔溝河の流域の右岸にあり、之れを採掘經營するものを王瑞卿とす同地に德元金廠を置き製錬をも併せ行ふ、五家子とは南山金山、白石喇子金山、蜂子峪溝金山を總稱したるものなり、以下之を說くべし。

(一)**南山**　南山は五家子の對岸約二支里の所にあり海拔千六百尺にして民國元年

山の中腹に坑口を開き開掘せしものにして深さ十二三尺に及べり、鑛石分析の結果は金十萬分一、二八にして銀十萬分一、〇四とす。

（二）白石喇子　白石喇子は五家子を距る東北方二支里の處にあり、民國五年開坑し坑口十二箇所あり、鑛石分析の結果は金百萬分二、〇〇にして銀百萬分六、〇〇とす。

（三）蜂子峪溝　蜂子峪溝は五家子の東北方三支里の山頂にあり白石喇子と同時に開坑せしも含金量少なきため休止せり。

波羅赤

波羅赤砂金地は朝陽の北方七十支里波羅赤の東南一支里にあり、民國元年頃は小溪流の土砂を洗滌し、大に收金ありしも民國四年頃には早く已に休止せり。

來毛子溝

朝陽の北方百支里にして波羅赤の西北方三十支里に位し、頭道溝と二道溝との二溝に分かれ、頭道溝は斷層面に沿うて一の竪坑を下し採掘しつつより、二道溝は土人の採掘者多く人家數十戸點在す、當山は山東人任朝鳳が蒙古人より七百畝を借入れたるものにして冬季は二十人の坑夫を使用して採掘せり、鑛石は灰綠色の粘土質にして硫化鐵點在す、二道溝は鑛脈大ならざると出水多きた

め休止せり、鑛石は分析の結果金十萬分一、八五にして銀百萬分九、六〇とす。

小張子　來毛子溝より流るゝ小溪流に沿うて行くこと九支里にして達す、砂金層は此小溪流の河底に沈滯せるものにして、硫化物の層なり。土人の碗掛により得たる沙鑛分析の結果は金十萬分三、一〇にして銀十萬分四、一五とす

金廠溝梁　朝陽の北々西百十二支里にして建平の東々南百四十支里に位し建平、朝陽兩縣界たる金廠溝梁てふ山嶺の金鑛地なり、同山は光緒十八年の開坑にして二十四年拳匪のため中止し、三十年劉某代りて採掘せしも出水多きため遂に休止せり、鑛石は金百萬分五、四〇にして銀百萬分九、六〇とす。

金廠溝梁附近の砂金　(一)蘇子溝梁砂金地は東西約五百米、南北約六百米の區域を有す、含砂金層は地表より約六尺下方に在り厚三尺内外とす、光緒十八年より約二十年間採掘されて其の後殘留せざるに至れり、(二)二道溝砂金地は溪谷に沿ひ十五町の延長を有す砂金は河床の砂礫中にあり(三)頭道溝砂金地は延長約五町あり(四)水圖溝砂金地は水圖溝金山より流るゝ溪流中にあり。

長皐兒溝　金廠溝梁の南東十二支里なる房身を距る西方二十五町の山中に

あり鑛床は花崗岩中に胚胎せる含金石英脈及び含金粘土脈にして二條あり相幷走す、同鑛は長阜兒溝人王某の所有地內にあり、民國三年建平鑛務局長坑夫六十名を使役して舊坑を再開せり、鑛質は不良ならざるも鑛量少なきを以つて大規模に稼行の價値なきものゝ如し。

來帽子溝　金廠溝梁の東方約九支里にして鑛床は石英粗面岩中に胚胎せる含金石英脈なり、鑛區は來帽子溝、二道溝、頭道溝の三に分かれ、現に稼行せるは頭道溝と二道溝の分水界に近き區域とす。同鑛は五六十年前の開坑に係り鑛區の大半には舊坑散す、現に稼行中の頭道溝區域は建平鑛務局の所有に屬し二十年前の開坑に係り豎坑一あり、坑夫十二名にて一日石英質鑛石五百斤、粘土質鑛石千斤を採掘し僅かに金七分を得るにすぎず、要するに頭道溝區域に於ける鑛脈は脈幅小に且つ品位良好ならざるも二道溝區域に於ける鑛脈は一般に品位良好にして殘留せる鑛量少なからざるを以つて再興の望あり、但し來帽子溝區域の鑛區は五六十年前に稼行せられ坑の深さ二百尺あり、其の如何を知る能はざるなり。

來帽子溝附近の砂金　來帽子溝及び二道溝の溪流中には至る所多少の

砂金を產す。

東家窪　朝陽の北方約八里半、金廠溝梁の南東約七里にあり、一小溪流に沿ひ約十天地の區域を有す、砂金層は河床面を下る約二十尺の處にあり、厚さ二尺乃至四尺にして時に十尺に達することあり、二十年來稼行せしが操業困難なると地主の苦情により數年前休止せり。

小塔子溝　朝陽の西方四十五支里にあり、鑛床は片麻岩中に胚胎せる含金石英脈にして老爺山前、西梁、南梁の三區域に賦存さる、同鑛は趙某の所有にして、今を去る五十年前に採掘せし舊坑あり、民國四年七月農民六七名相集りて之れが再興に從事せしも日ならずして休止せり、鑛脈は細小にして品位不良なれば稼行の價値なし。小塔子溝の小河流に沿ひ約三支里に亙る區域に砂金を產す、砂金層は河床の砂礫中にあり厚三尺とす。

新大垻溝　阜新縣の東南二十五支里、新邱を距る南に六支里とす、產金地は同地の東方山上に在り、鑛床は花崗岩に胚胎せる含金石英脈にして鑛石は少量の黃鐵鑛及び黃銅鑛を含有し、金は其等の硫化鑛物に伴ふ、分析の結果金は〇、〇〇〇九

にして銀は〇、〇〇〇〇八とす、脈幅は一般に大なれば經營宜しきを得んには收益を舉げらるべし、同鑛は新大塡溝人遲貴の所有地に係かり光緒三十一年二月廣東人鄭某之れを借地開坑せしも經營宜しきを得ず、約二十萬元の損失を招き稼行三箇年にして遂に休山せり。

擡頭溝　新大㙍の西南五支里、阜新縣の南方二十支里なる上擡頭溝部落の南方山上にあり、鑛床は新大塡溝と同一にして鑛脈一條あり同鑛は擡頭溝人、洪起中の所有に係り、光緒三十一年廣東人黃某、鄭某の二人之れを借地開坑せしも經營宜しきを得ず僅かに一年にして休山せり。

塔子溝　阜新の南方十八支里なる塔子溝喇嘛廟の南十五町を距る山上に在り、鑛床は花崗岩中に胚胎せる含金石英脈にして約五百米を隔てて南北二箇處にあり、鑛石の品位は金〇、〇〇〇六にして銀〇、〇〇〇四とす、同鑛は塔子溝喇嘛廟の所有に係り、光緒三十一年廣東人黃堂五十名の坑夫を使役して採掘に著手せしも收支償はず稼行僅かに一年にして休山せり。

太平溝　阜新の南方五十支里、清河邊門の東北七十支里とす、鑛床は片麻岩中

に胚胎せる石英脈にして一小溪谷を隔てて東西各一條あり、鑛石は其の品位概して不良なるも脈幅概して大に然も其の東方の鑛脈は品位稍良好なれば敢て採掘の價値なしとせず、同鑛は太平溝人華堯の所有に係かり、光緒三十一年廣東人黃堂約五十名の坑夫を使役して採掘せしも經營宜しきを得ず約二萬兩の損失を招ぎ稼行二年にして休止せり。

那巴溝　塔子溝喇嘛廟の南方二支里にあり、鑛床は片麻岩中に胚胎せる石英脈にして一條あり、鑛脈小にして且つ其の品位不良なるを以つて稼行の價値なし、本鑛山は塔子溝喇嘛廟の所有に係かり光緒三十一年黃堂が採掘經營したるも産金少なきため幾くもなくして廢山せり。

金廠溝（東）　阜新の南東約十二里、上壚頭溝の北三里に在り、砂金は東より西に流るる、小溪流の南岸約百米の間に地表より約十尺下位にあり。

鐵匠爐溝　太平溝金山の北方二支里にあり、其の砂金地は小溪流に沿ひ延長約六百米、幅百米、の區域を有す、砂金は片麻岩上に堆積せる厚三尺乃至四尺の砂礫層中に含有せられ上方に二三十尺の砂礫層を戴けり。

黑石各營子　鐵匠爐溝の下流に在り約三萬坪の面積にして砂金層は厚さ約四尺あり、河床より約二十五尺下位とす。

太平溝砂金地　太平溝部落の北西に在りて溪谷に沿ひ延長六百米、幅約百米の區域を有す、砂金層は河床より約二十尺下位に在り厚さ三尺乃至四尺ありといふ。

吳龍臺溝　鐵匠爐溝の東北二支里

金廠溝(西)

嘠巴營子　黑石各營子の北方二支里餘。

以上三箇所の砂金地は其の區域比較的大なるも砂金層に達するまでには少なくとも厚さ二三十尺の砂礫層を排除せざるべからず、殊に砂金の量一般に少なきを以つて收益少なかるべし。

昭里營子(周里營子)　東土默特王府の西方二十五支里にあり、鑛床は片麻岩を貫く ペグマタイトに伴ふ含金石英脈にして一條あり、鑛石は又、黃鐵鑛、黃銅鑛、方鉛鑛等を含む、本鑛山は蒙古人アルムウースの所有に係り麻子正之れを管理す、本鑛

は開坑後直ちに休止せり是れ鑛況不良のためにあらずして王府より採掘を禁止されたるがためなり、鑛石の品位は一般に良好にして延長大なるを以つて稼行の價値あり。

南梁　西土默特王府の南西約四里餘にある臺地にして砂金を產す、其の區域は臺地の緣に沿ひ東南東より西北西に細長く延長約千米、幅員約百米突に達せり、砂金層は地表より約七八尺下位に在りて厚さ五寸乃至一尺五寸とす、本砂金地は光緒二年より三十年頃まで每年陰曆二月より四月の間に稼行せられたりといふ、今や休止せり。

山咀子　西土默特王府の西北三支里にあり、四十年前の稼行せし舊坑を存するも鑛脈の狀態詳かならず。

莊家溝　西土默特王府の西南八支里にあり、面積約三天地(一天地千八百五十坪)にして砂金層は片麻岩の上に堆積せる砂礫層にして厚さ二三寸乃至五寸あり、上方に二三尺の表土を載す、民國元年の發見に係かり年々農閑を利用して淘金せらる。

馬鬍子溝 西土默特王府の北西十二支里、南梁の西北十五支里にあり、鑛脈は片麻岩中に胚胎せる含金石英脈にして三條あり一寸乃至五六寸の細脈とす。

後門林溝 馬鬍子溝金山の西方五支里にあり面積二三天地にして砂金層は片麻岩の上に堆積し厚さ一尺内外あり上方に約十五尺の表土を戴けり。

徐家北溝 固山具子府の東南十支里にあり白杖溝の東方三支里とす、鑛床は片麻岩を貫ける石英脈にして三條並行し、北二十度乃至東に走り北西に傾斜すること三十度乃至四十度なり、脈幅は兩者共に二寸乃至一尺内外にして延長五百米に達す。

巨營林子 固山具子の西南十二支里にして徐家北溝金山の西約五支里とす、鑛床は片麻岩を貫ける石英脈二條にして、第一脈は略ぼ南北に走り西に傾斜することと八十度にして其の脈幅二三寸乃至五六寸あり、延長約八百米に達し、第二脈は北三十五度東に走り北西に傾斜すること六十五度にして脈幅一寸乃至六寸あり延長三百米に達し、品位は兩者共に十萬分の二くらゐなりといふ。

上射立虎 固山具子府の西南二十支里、金廠溝梁の北方十五支里にあり、鑛床

は片麻岩を貫くペグマタイトに伴ふ石英脈にして二條あり第一脈は北五十度乃至六十度東に走り南東に傾斜すること七十度乃至七十五度にして、脈幅一尺乃至四尺に達し延長五百米に及び、第二脈は北二十度西に走り東に傾斜し脈幅四五尺にして延長三百米に達し、品位は兩脈ともに十萬分の三くらゐなりといふ。

楊家灣子　上射立虎の南四支里、金廠溝梁金山の北方十一支里に在り、鑛床は片麻岩を貫くペグマタイトに伴ふ石英脈にして一條あり脈幅西に於て二尺乃至三尺五寸にして東に於ては七寸乃至一尺五寸に減じ含金品位は十萬分の二くらゐなりといふ。

撰山子　建平縣の東北百二十支里、赤峰の正北百二十支里の地點に在り、光緒八年徐某の開坑に係り二十四年張彥莫其の事業を繼續し、民國二年天津都統馮氏之れを繼承し建平鑛務總局を設立し現に總理經理孫家鈺外役員五名、坑夫四百人を使役して稼行中にて同地に於て併せて製煉をもなせり、鑛石は上鑛金萬分二、一〇。銀萬分二、三九にして中鑛金萬分一、三二。銀十萬分八、三〇なり次に坑内より出づる捨石を分析せしに金百萬分二、〇〇。銀十萬分二、〇〇ありたりといふ。

水泉　建平縣の東北百五十餘支里にあり、土地の所有は海力王爺に係かり、民國二年建平縣第一科長張錫三氏始めて開掘したるが其の後休山せり、鑛石の品位は金百萬分二、八〇にして銀十萬分二、一八とす。

王胡子店　建平縣の東南四十支里にして葉柏壽の西南二十五支里にあり、其の鑛産地は王胡子店部落の北方九支里とす、鑛床は片麻岩中に胚胎せる石英脈にして約三條あり一般に細脈にして稼行の價値なきが如し。

山口　建昌の東北六十支里なる葉柏壽の西方二十五支里にして哈巴齊部落の西北十支里にあり、鑛床は花崗岩中に胚胎せる含金石英脈にして四條あり、現今稼行せる第一坑及び舊坑より採取せる鑛石につき分析せしに舊坑は金銀存在せず第一坑は金〇、〇〇三四にして銀〇、〇〇九六とす。

黄土梁子　葉柏壽の東方三支里柳條子の溝中に在り民國元年頃砂金を採取したるも今は休止せり、砂金地として稼行の價値なし。

金家溝　興山縣夾山金山の北方四支里にあり、稼行の價値なし。

石門子　大城子の南東十二支里にある金山なれど稼行の價値なし。

小長皐兒　葉柏壽の東方三十支里にある老山梁の頂上にして公營子の北方三十支里なり、又、建平よりは東南百支里とす、本金山は四條の鑛脈を有し、八十年前土人の採掘に係り、民國元年鑛務支局を設置し、現に係員二名を駐在せしめて器具を土人に貸與して自由に採掘をなさしめ彼等の採收せる生金の買收をなせり、品位は(一)金百萬分八、五〇銀十萬分一、〇〇(二)金百萬分二、五〇、銀百萬分六、五〇(三)金十萬分二、五〇銀十萬分二、五〇とす。

老虎溝　塔子溝の東南六支里にして塔子溝金山の東方約二支里にある產金地とす。

大埧溝　塔子溝部落の東方十五支里にして其の金鑛のある所は大埧溝部落の南方四支里とす。

團山子　徐家溝北溝の金山の北方三支里にあり砂金地とす。

碾子溝　熱河の西北五裂河の支流、獅子河の上流にあり、熱河を距る約三十支里とす、鑛脈は絹雲母片岩の層間若しくは裂罅を充填せる單純なる石英脈にして主なるもの三條あり、鑛石は黃鐵鑛、輝銀鑛、黃銅鑛を含める白色の石英にして、其の

含金品位は十萬分の一乃至三とす、本金山は今を去る九年前、湖南省の人、呉少連採掘に從事し、坑夫九百人を使役したるも湧水多量なりしと含金量常ならざるの故を以つて放棄したり、後、熱河商會人を此地に派し土人の自由採掘を許し出金を購入せしも現今採掘するものなく坑の多くは崩壞して休止せり。

駱駝溝　熱河を距る北々西約二十五支里にして鐘鼓樓溝よりは北西約五支里にあり、碾子溝金山の東南方に位す、鑛床は純白に近き石英脈にして片岩中に紡錘狀を成して賦存す、鑛脈は一條にして、走向北八十度東傾斜は北西へ八十度乃至八十七八度鏑幅は甚だしく不同にして一寸乃至三尺あり、品位は論ずるの價値なけれど鑛床の延長大にして碾子溝金山に比すべく、又、數多の有望なる砂金地附近に散在するを以つて將來探鑛の價値なしとせず、本金山は曾て十四五年前に某により採掘されしも休山し、民國三年四五月頃熱河都統部下を派して坑夫十六七人をして探鑛せしめしも良好なる鑛脈を發見せずして休止せり現に休止の儘なり。

金廠溝（廠子溝門兒）　灤河の支流金廠溝の上流に在り三岔口を距る北方約二十支里、熱河の北西約四十支里、灤平縣の東北約四十支里に在り、廠子溝門兒と稱す

る戶數三十餘の部落の北方二支里餘の所に在り、鑛脈は南北に延長せる谷を橫切りて露出せり、其の延長不明なり或は碾子溝金山の鈚先なるやも知れずといふ、十年前、米國人タンサン北京より來り鑛山名を金廠溝金山と命名し坑夫百餘人を使役して一箇年餘も稼行して得る所なく休止せり爾來稼行するものなし。

東八道河子　灤河本流の西岸にあり、灤平縣の北西百餘支里、熱河の北西百四十餘支里、豐寧縣の南東八十餘支里、黃姑屯の西南七十餘支里にあり、鑛區は直徑二十支里の圓を畫きたる區域にして、同鑛區內に老阡溝、大黑溝等の金山をも包有す、鑛脈は坑口崩壞して見るを得ざりしも坑口前にある走向東西傾斜南へ六十度乃至八十五度鑛脈の幅膨脹又は縮少して一定せず左れど幅一寸乃至五寸とす、其の稼行せし鑛脈は之れに平行せる同樣の鑛脈にして鍾幅も大差なき鑛脈なりといふ、金は純金粒として賦存せるものの如きも黃鐵鑛結晶粒の散點せる部分あれば多少の黃鐵鑛を伴へるものなしといふべからず、鑛石の品位は稼行當時に於ける支那人の言によれば十萬分の六、七なりしことあり、百萬分の六內外なりしこともあり、又全く皆無なりしこともありて一定せずといふ、本金山は獨逸人マンテイ

が禮和洋行の呉樾を利用し、表面は呉樾との合辦事業の如くし泰豐公司なる名を付したる公司を光緒三十年に起し、今尙、有名無實の公司名義下に所有す、宣統三年以後は休山し、留守居として劉某を置き其の外四人の支那人を置き、其の留守番等は以前行ひしときの鑛石を再製煉して自活せるのみならず、禮和洋行より月給を支給さるといふ。

老阡溝、 豐寗の東南六十餘支里、黃姑屯の西南六十餘支里、灤河本流の西岸に在り、東八道河子金山と共に同一鑛區内にあり、鑛脈は二條あり、鑛石の品位は平均萬分の一内外の含金あるものの如きも少きは百萬分の六、多きは百萬分の三あり本金山は光緒十年李某一千八の土人を使役して盛んに採掘せしも大洪水のため休鑛し其の後二三の人によりて採掘せしも效果を得ず、現に東八道河子の留守居たる劉駿昌の管理の下に土人の自由採掘に任かせつつあり。

長皐 赤峰の南、建平の西、公爺府及び喀喇沁王府の東北にあり、長皐溝は西南より東北に向つて流るる小溪にして溪中窰子溝門、長皐溝門、麻營子、楡樹梁、元家營子、木地營子、燒鍋園子及び其の他の部落數多あり、金鑛は燒鍋園子にあり、鑛區とし

ての區域は判明せざるも、舊採掘跡は延長五百餘間に亙りて殘存せり、鑛床は含金石英脈にして鑛石の品位は良好なるものとは認め難し、本金山は咸豐三年に勅命によりて起業し五六年間稼行の後大洪水のため休山し、其の後、光緒十八九年頃徐某之れが採掘をなせしも數萬元の損失をなして休止し以つて今日に至れり。

鷄冠山

赤峰の南、喀喇沁王府の東北、公爺府の東、木匠營子の東南、十家の南、長皐金山の西にあり、鑛區としての區域は二十支里平方あり鑛脈は石炭を主とし黃鐵鑛を伴ふ岩石中裂罅充塡の鑛脈たり、鑛脈三條あり鑛石の品位は良好なるが如し、鑛量は露頭の延長西へ三百間、東へ二百間あり深さ千尺と見做し鏈幅一尺六寸とし一立方尺の重さを二十五貫として計算すれば鑛石一億二千萬貫なるべし、本金山は光緒三十六年頃赤峰の商人開掘せしも何等得る所なく事業を中止せり、現今は李文昇、金義成の二人合資して操業せり。

南底下

張家口の東、獨石口の西南に在り、下新營子の西南二支里の地より露頭現はれ南底下附近に亙りて存在す、最近の發見に係かるものにして曾て採掘されしことなく從つて採掘權を得たるものなし、採鑛の價値あるものと認めらるる

といふ。

梅林窩鋪後山　平泉の東北二百四十支里にして淩源の正北百二十支里にあり、七八年前の開掘に係り支人三名共同して經營し二百人を使役して採掘し稼行三箇年に及び一千餘元の缺損を來し休業以つて今に至れり、鑛石の品位は脈坑内は金十萬分六、八〇にして銀百萬分二、〇〇なるが脈露頭は金百萬分八、〇〇にして銀十萬分一、〇〇とす。

紅花溝　赤峰の西方約七十支里の丘陵に在り、本金山は約四十年前土人約二千人集まりて三箇年稼行せしことあるも其の後休止して赤峰の有力者楊裕文の所有となれり、鑛石の品位は脈坑外の捨石は金百萬分四、五〇にして銀百萬分八、五〇あり、脈露頭は金百萬分一、〇〇にして銀百萬分七、〇〇とす。

四分地北溝　赤峰の西方九十支里にあり、七十年前、土人盛んに採掘せしも西翁牛特王府より休止を命ぜられ以つて今日に及べり、今尙ほ殘存する五十餘の舊坑あり、鑛石の品位は露頭は金百萬分一、〇〇にして銀百萬分六、〇〇あり、捨石は金百萬分四、〇〇にして銀十萬分一、一〇とす。

拉嘛洞　赤峰の南西百四十支里にして民國三年四月山東人張某五人を使役して採掘せしも金を見ずして休止せり、斜坑一箇あり深さ二十餘丈に達す、鑛石の品位は露頭は金百萬分二、〇〇にして銀十萬分四、一〇あり脈石は金百萬分七、〇〇とす。

五臺山　圍場縣の北々西五十支里の南東二支里にあり、七十年前の採掘にして舊坑四箇所あり、鑛石の品位は金百萬分一、五〇にして銀百萬分九、〇〇とす。

三叉口　豐寧の南西九十二支里にあり、十數年前より冬季のみ斷續的に稼行せられ、主として平臺子溝郎ち三叉口の一部を稼行せり、鑛石の品位は金十萬分二、〇〇にして銀百萬分一、〇一とす。

灤家營子　豐寧の北方約二十支里にして多倫に通ずる大道上に在り、本金山の權利者は山東省海陽人黃國殿にして民國四年鑛務支局を設置し、係員三名を駐在せしめ、土人の自由採掘を許可し、彼等收得の生金を買收しつつあり、鑛石の品位は脈平均、金十萬分七、八二にして銀萬分三、七一あり、捨石は金百萬分二、八〇にして銀萬分一、三四とす。

馬架子溝、老窟溝　豐寧の東方六十支里にあり、豐寧鑛務局長黄殿國、馬架子溝に鑛務分局を設け民國四年九月苦力三人を使役して露頭部の採掘をなせしが同年十二月休止せり、鑛石の品位は露頭にて金百萬分二、五〇、銀百萬分七、五〇ありたり。

大兩間房東山　隆化縣黄姑屯の西々南四十支里にして金鑛は大兩間房部落の南東一支里にあり、本金山の所有者は目下大兩間房に居住する馬林にして十年前は豐寧鑛務局長史某鑛務分局を設け約百四人の苦力を使役し、二年間盛んに採掘して一時多額の産金を見たれども湧水多く遂に中止せり、鑛石の品位は母岩と脈との接觸部の鑛石は金十萬分三、六〇にして銀十萬分三、〇〇あり、坑の中央部は金百萬分四、〇〇にして銀十萬分一、六〇とす。

火燒地　喀喇沁王府の東北黑水の東々北山路三十五支里にして轉山子の東南三十支里に在り、古來土人の採掘に係かるものにして東山は湧水多きため休業し、成子山は現今、平遠公司の所有に屬し、民國三年七月採鑛に著手せるものにして技術者英國人一名駐在して諸般の事務を擔當せり、鑛石の品位は成子山は金十萬

分一、一五にして銀百萬分三、八〇あり、東山は金十萬分四、五四にして銀十萬分一、六四とす。

七家溝　楊樹林の東北六支里なる七家溝に山端高低約二百尺の處に其の露頭あり、開坑當時は數十名の坑夫ありて採掘に從事せしも、現今は唯、農事閑散の時に於て數名の土人採掘するにすぎず、鑛石の品位は金〇、〇〇〇一五%銀〇、〇〇一二五%とす。

獅子溝園　熱河離宮の北獅子溝の北側にある獅子溝園てふ苑中にあり、其の砂金區域は園中を流るる二小溪にして北西より、東南に流るるものなり、砂金層は溪流に沿ひて二百餘間、幅十間乃至二十間餘のものとす、古來曾て稼行したるものなりしが民國三年熱河都統姜桂題人を遣はして一月より準備し、七月に至りて開掘せしも損失を來し十一月休止し其の儘となれり。

鐘鼓樓溝　熱河の北方約二十五支里三道河の上にあり砂金層の含有量は甚だ少なし民國三年七八九の三箇月、熱河都統より原某を派遣し土民を監督して採取せしめしも現今は二三土人が臨時淘金するにすぎざるなり。

疙疸山 熱河の北東二十支里、五裂河の東岸にあり鐘皷樓溝を隔つる東方五支里とす、砂金層は五裂河の川床にあらずして一段高き丘陵地帶にあり、從來知られたる鑛區は少なくも六七支里平方あり、鑛業權者は李某にして十數年より、採掘し以つて今日に至れり。

寛溝 豐寗縣の南西約七十支里にして潮河の一支流寛溝の東岸丘陵に砂金地あり、三十年前の採掘に係かり爾來土人の自由採掘に任かす、鑛業權者は泰豐公司とす。

谷山子及び缸窰 金廠溝の北方にして熱河の西北黄姑屯の東南灤平縣の北方五裂河上流と灤河支流金廠溝との分水嶺の南麓及び北麓に在り、其の砂金層は缸窰嶺の南北河床十餘支里に亙りて存在す、本砂金地は附近農民冬期の農間に於て採掘販賣せり。

澇泥窪子、老虎溝 平泉の東北建昌の西南赤峰の南にあり、平泉を流るる瀑河の上流中の一支流にして澇泥窪子の砂金地に數支里に亙りて延長し、其の東方にある老虎溝も二三支里の間に亙りて砂金存在す、光緒二十六七年頃より盛んに

採掘し初めたるが後、熱河官憲と浙江省の商人吳影敏と組合を作り半官半民にて採掘せしも成績擧がらず、民國四年夏解散し同年九月より平泉縣徵局之れを管理し密雲局を開き灤泥窪子老虎溝を同局の管轄となし、徵稅局長は密雲鑛局長を兼ねたり、其の砂金採取希望者は一人につき三日間有效なる入場劵を銅貨十八錢にて局より購入し自由に採掘し自由に販賣す。

下官營子　豐寧縣の南方十五支里にして灤平、熱河に通ずる大道上なる灤河支流の東岸にあり交通頗る便利なり、砂金層は片麻岩を以つて基礎となし其の上に在りて黃土之れを被覆せり層厚は一尺內外にして延長約一支里幅約一町とす、民國元年始めて採掘したるものにして土人農間に稼行し其の得たる砂金は南方五支里なる三家の鑛務局に賣込むものとす。

八西臺溝　灤平の北八十支里、黃姑屯の南五十支里にある哈八氣部落を南に向つて貫流する蟻嗎吐河の一支流是れなり、此溝中、哈八氣より南に盆窖を經て二道河子に涉る約十一支里の間溝の東岸丘陵地に砂金を產出す、往時採掘せる舊跡何れも崩壞し今は何人も稼行するものあるなし。

興隆街　承德縣黃土坎の西方十五里なる山脈を越ゆれば川面に沿へる凡そ五十尺の饅頭形丘山に砂金地あり區域一町餘にすぎず、曾て熱河都統の監督下に稼行せられしことあるも含金量少なく收支償はざるを以つて何時しか休止し後、土人の自由採掘に任かす。

蛤蟆營子附近　蛤蟆營子に於て熱河支流と會流する同一金場溝中に散在する砂金地あり、卽ち蛤蟆營子より三支里を隔てて牛蹄子溝あり、其れより溝を溯ること三支里內外にして九仙廟あり、九仙廟より進むこと一支里にして龍王廟あり、此等の砂金地は其の採掘を開始してより三十幾年を經過し今や殆んど採盡したるものの如し。

東轉山子　赤峰の東百二十支里にして喀喇沁王府の東方平原地帶、黑水の東北七十二支里にあり、鑛脈は石灰岩層の裂罅に沿うて上昇し來れる火山岩と石灰岩との接觸部に生成したる石英脈にして其の幅平均七八寸あり延長二千尺とす鑛石は方鉛鑛、黃銅鑛、閃亞鉛鑛の少量を含有する石英脈石なり。

二、銀鑛及び鉛鑛

水木江溝　五家子金山の北西五支里にして朝陽の西方四十九支里にあり、鑛石は石英質にして稍多量の方鉛鑛を含有する銀鉛鑛なるが如し、本山は五十年前より約十年間稼行せしものにして當時坑夫十七八人にて一日二十乃至三十の銀を得たりといふ、本山の廢坑となりし所以は製煉用の薪炭高價なるがためなり、銀鑛として探鑛の價値あり。

鷄瓜溝　金溝屯の西方約十支里、灤平縣の北西約七十支里、豐寧の東南九十支里にあり、産銀地は鷄瓜溝なる數戸の部落より北西の溪谷を溯る三支里にあり、東面に走れる山脈は鑛床を埋藏する地域なれども鑛區としての區域不明なり、此銀鑛は六七年前、孫某、曲某兩人にて採掘し十餘人の坑夫を使役せしも得る所なくして休止し、爾來著手したるものなし、鑛床は母岩たる片麻岩質花崗岩の裂罅若しくは斷層より生成したる粘土中を充塡したる石英の鑛脈なり、其の石英脈中には多少の輝銀鑛若しくは方鉛鑛を伴ふ又金粒のままにて存し、又黃鐵鑛粒をも含有せ

ることあり。

嶚溝　豐寗縣の東南七十五支里、灤平縣の北西百四十支里、博羅諾の東二十五支里、金溝屯の西三十支里にあり、鑛床は母岩たる片麻岩質花崗岩の裂罅を充塡せる石英脈中輝銀鑛及び鉛鑛を伴へるものにして、鏈幅は石英脈の幅四寸にすぎざれども上盤二尺乃至三尺變質風化し金銀を含有すること少なからずといふ、鑛石を分析の結果は金〇、〇〇〇〇八%にして銀〇、一九八四六%なり、開坑の始めは淸朝時代にして同時代に興州に鑛山局を設置し採掘せり、光緒十六年には山脈の北側を採掘せりといふ局長馬某は民國三年逃亡したるを以つて坑夫等は自由採掘をなして產銀の二割を局に收め八割を自己の收得となせり、現時採掘のものは民國二年に開坑したるものなりといふ。

啞叭店　黃姑屯の西々南四十支里、豐寗の東約二十支里、灤平の北西八十支里熱河の北西約百二十支里とす、鑛床は四條あり鏈幅は各脈何れも西南又は南にして八十度內外なり鏈幅は各脈何れも八寸乃至一尺內外にすぎず延長判明せず、鑛石の品位は百斤の鑛石中より三匁乃至六匁を得ることあり一定せず、本銀鑛は光

緒二十二年山東芝罘の道臺李某著手し五箇年間稼行し純益二十數萬兩を得たりといふ、其の後休山し、宣統三年上海裕成公司稼行し以つて今日に及べり。

龐家溝

龐家溝銀鑛は承德縣管内熱河街道兩家村落の北々西六支里高低約四百五十尺なる龐家溝の山腹に露頭ありて開坑せり、製煉所及び事務所は楊樹林に在り、鑛脈の數は二三あり此鑛脈中に閃亞鉛鑛を伴ふ鑛幅は二寸乃至一尺あり、其の延長は多くとも三支里を越えず、鑛石の品位は銀百分中〇、一九二六にして鉛三、四四三あり是れ富鑛部に於けるものとす。

西南溝

兩家の東南十二支里なる西南溝村の後方なる山腹高低凡そ二百尺の處に露頭あり處々採掘したる舊坑あるも現今稼行するものなし、鑛脈は珪岩及び粘板岩中の裂罅を充塡したる石英脈にして其の中に銀分あり石英は灰白色堅硬にして銀分の存在は肉眼にて認むることを得ず、脈數は一條にして脈幅は二尺内外の所あり其の延長二支里とす、品位は銀百分中〇、〇〇六八とす。

姚溝

兩家の東南二十支里の山地に在り、西南溝をすぎて一の峠を越ゆれば前左方三支里弱にして銀鑛に達すべし、露頭は山腹及び山嶺に現はれ亂掘せられ

たる舊坑十五六を以つて數ふ、現に土人の農間を利用して採掘するもの數名あり鑛床は珪岩の裂罅を充塡したる石英脈にして多量の黃鐵鑛鑛染し銀分は此中に含まるるも肉眼にて認むるを得ず、鑛脈は數條あり其の延長三支里に出でざるべし、品位は銀百分中〇、〇〇一二五にして銀鑛としての價値なし。

煙筒山　熱河赤峰街道中の兩家村落を距る東南三十支里にあり、鑛脈は蒼白乃至灰白色の分解土磐より成り其の中に輝鉛鑛脈及び閃亞鉛鑛脈の細條を夾み銀分を伴ふ、幅員は三四尺の間に變化せり、本銀鑛は咸豐六年祁某之れを開掘せしが光緒十九年に至り張某之れを承繼せり、坑口は約三十箇所あるも現今稼行のものは數坑にすぎず、採掘せられたる鑛石は本山の東十支里なる千甫村落に設けられたる成金局にて製煉す、品位は銀百分中〇、〇九九九にして良鑛と稱すべきにあらざれども相當の鑛量あるを以つて注目に値す。

東西馬架溝　大廟の東方四十支里なる山地の一小溝西馬架の溝底及び山腹に露頭あり、又之れと一小溝を隔てて馬架溝の山頂にも露頭あり、共に試掘せられたる舊坑あるも現時稼行するものなし、銀鑛の露頭は花崗岩の表面に幅二尺乃

至二十尺を限り輝ける金屬的黑色を著色して其の走向は北五五度西傾斜西南六十度を示せり、品位は西馬架溝銀百分中〇、〇〇一八にして東馬架溝銀百分中〇、〇〇二五にして銀鑛としての價値なし。

小靈溝　上瓦房の西方六支里有餘西路嘎川支流に迫れる山丘の背部に其の露頭ありて試掘したる形跡あり、鑛脈は花崗質片麻岩よりの間に生じたる石英脈にして純白色堅硬なり、銀分を其の中に含むも肉眼にて認むるを得ず、品位は銀百分中〇、〇〇一六にして大靈溝附近に於て銀百分中〇、〇〇〇七なり。

柳洞子溝　卡拉の北方三十支里にあり銀鑛は柳洞子溝の山地にあり、從來、朝陽灣子の金鑛と稱したるは誤りにて本地は該地より二支里の奥地にあり、露頭は其の一嶮山の麓より頂上に互りて現出せり、地質は花崗質片麻岩及び珪岩より成り銀分は其の裂罅を充塡したる石英脈中に含まるれども肉眼にては認め難し、露頭各部の品位は銀百分中〇、〇〇三七八にして其の貧弱なる既に廢坑に歸したるにても明かなり、要するに銀鑛として價値なし。

卡拉　赤峯熱河街道中の一小村錐子溝の東北凡そ三十支里の處にあり、地質

は珪岩及び花崗片麻岩よりなる其の裂罅を充塡したる石英脈中に銀分を有すれども肉眼にては認められず、鑛量は數萬噸あるべしと雖品位は銀百分中〇、〇〇一九にして採掘の價値なし。

釣魚臺 藍旗卡倫より出づる街道中の一寒村花山西溝の後方二支里、川の左岸に接したる花崗片麻岩の斷崖に露頭ありて、數年前に試掘したる二箇の舊坑あり、品位は銀百分中〇、〇〇一四にして銀鑛と稱する價値なし。

牛圈子 豐寧の西北約百八十支里、上黃旗の北西約五十支里にあり、其の銀鑛は牛圈子より南に牛圈子溝を溯ること十五支里上黃旗に通ずる道路上にあり、鑛脈は片麻岩質花崗岩の裂罅を充塡せる石英脈にして方鉛鑛若しくは輝銀鑛を伴ふ、本鑛は牛圈子に住する杜某の所有にして現今は附近土人二三人の閑業にすぎず、本鑛山は亂掘により品位良好の露頭部は殆んど全部掘り盡されるも下底には尙ほ殘鑛少なからず、放棄せられたる捨石も亦選鑛するときは多量の銀鉛を得るは疑を容れず、要するに探鑛の價値ある鑛山といふべし。

七人溝、三人溝 灤平の西北約百四十支里にして豐寧の東南約七十五支里

に位し、博羅諾の東十三支里、金溝屯の西二十七支里、七人溝と稱する小部落の西南三支里にあり、鑛脈は母岩たる片麻岩質花崗岩の裂罅を充塡せる石英脈中、輝銀鑛及方鉛鑛を伴へるものにして脈幅約二尺あり、其の延長約二支里とす分析の結果金百萬分一、二〇銀千分九、一三鉛百分二、一八あり、光緒十一年土人數百名集りて稼行せしも湧水多く操業三年餘に及び遂に休止するに至る、下底に至るに從ひ水多きも脈幅廣く良鑛に富めり。

大黑溝孟家窩棚

灤平の西北九十支里にして金溝屯の西北三十支里、大黑溝の門口黑溝門の北々西十支里とす、鑛脈は其の裂罅若くは斷層によりて生成したる粘土中を充塡したる石英脈にして、脈中多少の輝銀鑛若しくは方鉛鑛を伴ひ又、黃鐵鑛、黃銅鑛、孔雀石等を含有することあり其の鑛脈は三條とす、採取せし鑛石に付て分析せしに金百萬分七、五〇銀千分二、二二鉛百分八、二〇にして民國四年八月二十七日李文治銀五百元を投じて開坑し苦力十數人を使役して採掘しつつあり、同人は其の資產豐かならず動もすれば經營難を告げんとするに於て頻りに合辦により稼行せんことを望み居れり。

孤山子 承德の東北約百二十支里の喀喇沁王府五家の東北約二十四支里土槽子地方孤山子銀鑛所在地に總局を設け承平銀鑛と稱し、東山、西山、楊樹林龐家溝の三坑を經營す。

其他の銀鉛鑛 左の如し

銀鑛山(多倫諾爾の東側を流るる東河の沿岸)。トゥホクノール(經棚の東南約十七邦里)。一背中(螞蛄城子(馬家城子)の西七邦里)。村金溝、大城子の西三邦里)。銀洞子溝(馬家城子螞蛄城子)の東約一邦里)。小塔子溝(朝陽附近)。大窩舖(赤峰の西北二十邦里)。黑山口(平泉より五邦里西方なる黑山口の西約一邦里)。白山土(圍場の南五邦里)。ハライコウォ(經棚の東北約十邦里)。

三、銅鑛及び鐵鑛

四道溝(銅洞子) 平泉の西南熱河の東々南七溝の南々東に在り、鑛床は銅洞子嶺より南方五六支里に亙りて存在す、本鑛山は始め熱河の玉某の所有なりしが光緒七年に至り李鴻章之れを讓受け七年間稼行せしも光緒十三年休止せり、採掘當

時の鑛石を見る能はざるも現時掘殘したる鑛脈は銅の品位僅かに百分の一、二内外にすぎざるも製煉したる鑛石は百斤の鑛石より純銅十七斤を得たりといふ。

高寺臺西溝

承德縣に屬し、高寺臺の西方二十五支里に在り溝間約五町の間に跨がれり、鐵鑛の露頭六箇あり、鑛床成因は岩漿分體鑛床にして花崗質片麻岩中の弱點に迸發したる閃綠岩中に鐵分を有するものなり、其の或る部分には鐵分の集中大にして立脈なる磁鐵鑛を示せり、鑛床の幅員は平均六尺內外にして其の延長約十二町に及べり、鑛量は數百萬噸あるべきも品位不良にして殆んど岩石に近く固まり稼行の價値なし。

蟒牛溝

灤平縣に屬し灤平の北七十支里、黃姑屯の南四十五支里、蟻螞吐河の西岸白旗と稱する部落の西方一支里半、蟒牛溝と稱する小流の南側一小溝中に露出す、其露頭介在部の岩石を見るに黑花崗岩及び微量の柘榴石を含有するペグマタイトより成り、鑛脈は其等の噴出岩を截斷せる珪質黃銅鑛なるが如く脈中には孔雀石、黃銅鑛、黃鐵鑛等を隨伴す、脈幅八尺あれども其の延長明かならず、露頭部に於て採取せる鑛石に付きて分析せしに金百萬分二、五〇にして銀十萬分四、〇五、銅

百分二〇七にして鐵百分九、七二とす、本鑛山は土人が二十年前に發見せしものなれど今日まで採掘せるものなし、左れど本鑛山は大に探鑛の價値あり。

龍鳳山　隆化縣に屬し黃姑屯の西々南三十七支里に位し、大兩間房の東方四支里、石門子溝の西側に露出す、卽ち大兩間房東山金鑛と蟻螞吐河を隔てて其の東北方に在り、石門子溝の東側に聳ゆる龍鳳山は全山石英質より成り、土人之れを寶山と呼べり。鑛脈は花崗岩と珪岩との接觸部に胚胎せる石英脈にして其幅員一尺内外とす、鑛脈は一條あり鑛脈と兩盤卽ち珪岩及花崗岩との相接する部分を見るに粘土の細脈あり之れに赤褐色の酸化鐵を含む、本鑛は此間に介在せられ銅鑛は塊狀を呈せずして石英の細き裂罅に沿うて薄く沈積し、地水々準以上たる地表の部分は大氣の作用を受け酸化物及び炭酸物となれり、露頭部に於て採取したる鑛石につき分析せしに金百萬分五、〇〇にして銀十萬分八、〇〇銅百分二、三〇とす、本鑛山は今より約三十年前附近の農民により採掘されしも含銅少きと製錬又其の法を得ざりしため中止し以つて今日に至れるも探鑛の價値ありと認めらる。

白旗附近　灤平の北七十支里、白旗の東方蟻螞吐河を涉りて五支里、東溝と稱

する溝中に片麻岩礫及び閃綠岩礫と共に散點する磁鐵鑛礫を見る、其の磁鐵鑛礫は鐵黒色を帶び時に徑二尺内外の大塊あり土人は之れを活石と稱し附近金鑛に於て製錬の際汰鑛より鐵分を取除くに使用す、其の附近に遺棄せる鑛石につき分析したる處不熔解物三三、六五％含鐵量三九、七四％ありたりといふ。

其他の銅鐵鑛　左の如し

李家店鐵鑛(洮南の西北約十五六邦里)。銅洞溝銅鑛(平泉縣の東八邦里)。前洞子溝(七溝の東南九邦里)。

四、石炭鑛

新邱　阜新縣に在り京奉鐵道新民驛を西に隔つる二十七邦里、厲家窩舖驛を北西に隔つる二十邦里にして阜新縣城へは西約一邦里半とす、含炭層は中生層に屬する砂岩、礬岩、頁岩より成り八層の炭層を夾有す、其の延長は約四千米に達す、稼行に堪ゆる炭層は六層とす、從來稼行せる區域は約七十萬平方米にして假りに該區域の炭量三分の一(約六、〇〇〇、〇〇〇噸)を採掘し了りたるものとするも尚ほ一

億噸の石炭殘存せり。本炭田は光緒二十四年朝陽人徐傳の發見せしものにして同年九月徐始めて資本一萬元を投じ百名の坑夫を使役して三箇の斜坑を開鑿したりしが排水に困難し五箇年にして休業せり、光緒二十九年に至るや福增、興順、寶成、隆興の四窰起り、三十一年九月には京奉鐵道技師モーラー京奉礦を起せしが經營宜しきを得ず約四十萬兩の損失を來し三十三年放棄せり、同年九月には永順窰開坑、宣統二年には永增、成貴、萬成の三窰、中華民國二年には興順、大興、振興、恒元の四窰開坑され、寶成は宣統二年十四萬吊の收益を得て廢業し、福興は民國二年二月廢業せり、現に稼行中のものは大興、振興、富順、福慶、永順、恒元、興順の七窰とす。炭質は敢て良好ならざれども撫順炭に比して甚だしき遜色なく、塊炭を得る率は彼に比し却つて多かるべしといふ。

胡匠溝と大梁崗　胡匠溝炭山は西土默特王府の北西二十五町にして大梁崗炭山は、胡匠溝炭山の南西約二十五町にあり、炭層は一層にして厚さは胡匠溝に於て二尺、大梁崗に於て一尺乃至三尺あり、炭質は一般に不良なり、胡匠溝炭山は今より百年前の開坑にして爾來或は稼行し或は休山せり、近年孫三之れを採掘經營

せしも民國三年中止せり、大梁溝炭山は王喜田の所有に係かり民國二年開坑し現に數名の坑夫にて採掘し一日僅かに粉炭五六百斤を得るにすぎざる狀態たり。

大臺子と段木頭溝　朝陽の西北西三邦里半に在り大臺子炭山と段木頭溝炭山と鑛區相隣接す、大臺子に於ては炭層二層あり一は厚さ八尺にして南に急斜し一は厚さ四尺にして北に緩斜せり、段木頭溝は炭層一にして厚さ僅かに數寸なり、両炭山は段和貴の經營に係り今より二十餘年前開坑せしが民國三年三月に至り遂に休山せり。

叩々林　段木頭溝炭山の南方二十五町にあり、土人の言によれば炭層四枚あり厚さ六寸乃至一尺五寸なりといふ、其の捨石に就て之れを見るに炭質良好ならず稼行の價値なきが如し。

興隆溝　大臺子炭山の北方一邦里半に在り今より七八十年前開坑し、當時五百名の坑夫にて一日七萬二千斤の石炭を出炭せしも稼行五六年にして湧水のため休山せり。

羅郭杖子　段木頭溝炭山の東約二邦里にあり、土人の言によれば炭層上中下

の三枚あり、上層は一尺五寸、中層六七尺、下層五尺乃至十八尺ありといふ、炭質は比較的良好なるものの如く探鑛の價値あるに似たり。

嘎岔　大凌河の南岸にあり朝陽の東北東約二十五町とす、炭層三枚あり上層は二尺乃至三尺、中層四五尺、下層二尺にして各層の間隔は三十尺乃至四十尺ありといふ現今採掘中のものは厚さ三尺三寸あるも三寸乃至五寸の夾み三層あり從つて採掘し得べきものは二尺にすぎず、炭質は瀝青炭にして一般に粉炭多し、本炭山は譚文林の所有地內にあり福增及び裕德の二窰により稼行せらる福增窰は今を去る十二年前劉某始めて開坑せしが民國二年一月譚文林權利を讓り受け稼行に從事せり、坑夫十六名あり一日約千斤を採掘すといふ。

麒麟山　嘎岔炭山の西十町に在り朝陽よりは十五町とす、炭層三枚あるも夾み多く炭質は嘎岔と同一なり、本炭山は馬某の所有地內にあり、今より十二年前開坑し民國三年一時之れを中止せしも民國三年一月より河國仁之れを採掘經營せり。

氷溝　凌源縣に屬し縣城を隔つる南東二十六邦里にして京奉線綏中驛を距

る北西二十三邦里に在り炭層は其の數三枚乃至十三枚あり、厚さ一尺乃至十尺にして各層の間隔は二尺乃至十五尺あり、若し各炭層の厚さを合計して平均を求むれば三十六尺に達すべく炭層の上下盤は砂岩、頁岩、稀れに礬岩にして概ね軟弱なり、炭質は漆黑色の有煙炭にして立方割目發達し石炭は塊炭粉炭の割合は約七對三にして新邱炭と大差なし。

岳家溝

岳家溝炭坑と稱するは朝陽の北東を距る十三邦里なる、岳家溝を中心とし北東より南西に亙り延長約六邦里幅員二十五町に跨る區域にして興隆溝、太吉營子、岳家溝、三義棧、尖山子の各炭坑を一括したる名なり。炭層は中生層に屬する砂岩、礬岩、頁岩の互層中に介在し、炭質は區域により其の炭質大に異れり、興隆溝に於ては炭層の上盤に近く玄武岩の岩床貫入せるを以て是れが影響として無煙炭若しくは半無煙炭に變じ其の性質は脆弱にして粉炭となり易く、太吉營子に於ては下層は安山岩のために變質し粉炭多く上層は之れに反し一般に塊炭多し、岳家溝に於けるものは其質一般に良好にして漆黑色の瀝青炭なるが採掘せる約七六割は塊炭なり、三義棧に於けるものは岳家溝に於けるものより劣等にして其

の採掘せる大部分は粉炭なり、尖山子に於けるものは上層炭質劣等にして粉炭なれども下層の石炭は稍良好なり。

南哨 建昌の南東十邦里にして大凌河の河畔に在り、鑛區は河を隔てて南北二區域に分かれ南山及び北山とす、南山は炭層三枚あり上層二尺乃至五尺、中層三尺乃至十尺、下層一尺乃至五尺にして、各層の間隔は二尺乃至十五尺あり現に稼行せるものに就て之れを見るに上層四尺五寸、中層五尺にして下層は不明なるも其の延長約千七百米に達すといふ。北山は其の炭層三枚あり上層一尺乃至三尺、中層一尺乃至五尺、下層一尺乃至二尺にして各層の間隔は約十尺なりといふ現に採掘する箇處なきを以つて不明なり、其の延長約千二百米ありといふ。南山は白溝人張漢礎の所有地内にあり、今を去ること三十年前の開坑にして其の後休止せしが民國二年より附近農民の自由採掘に委かせり。北山は南哨人傳國麟の所有地内に屬し、民國四年より舊坑を再開せり。炭質は灰分多く劣等の粉炭にして有望の炭山とは目し難し。

小楊樹溝 朝陽の北東約三里に在り、炭層は北七十度東に走り南に傾斜する

こと四十度乃至六十度內外にして延長約五百米に及べり、炭層は三枚あり把頭の言によれば二尺乃至十尺にして二十尺に肥大する處もありといふ、炭質劣等にして粉炭のみなり、現に舊坑再開中なりといふ。

小札蘭營子　朝陽の北東五里を距る拉々屯(大東黃)の東方五町の山上にあり、炭層は九枚ある、其の第一層、第二層、第三層、第六層に就いて露頭を見るに劣等にして到底採掘の價値なく、第四層は厚さ二尺乃至三尺、第五層は厚さ五尺乃至六尺、第七層は二尺乃至三尺、第八層は三尺、第九層は一尺乃至二尺あり、現に舊坑再開中なれど有望のものとは認め難し。

王家營子　灤平縣より北京に至るの街道上、灤平より約三十支里に王家營子と稱する二十餘戶の村落あり、其れより北へ小溪を溯ること約五支里、山の中腹にある目的の炭山に達す、炭層の露頭は走向北八十度東、傾斜南東へ六十度、層厚五寸內外のもの一層のみにして炭質良好ならず、炭坑として固より價値なく地方民の試掘したることあるも失敗に終り曾て採掘せられたることとなし。

四道溝梁　豐寧の東北二十餘支里四道梁の西麓に炭田あり、其の南方に元寶

山屹立す、石炭は炭質惡しく且つ炭層二枚あり上層は八寸內外、下層は六七寸內外、上層と下層との間は場所によりて一定せざるも一尺乃至四尺の黑色頁岩あり、露頭より坑口を開鑿し北に向ひて掘進し傾斜に沿ひて掘り下り深さ百二三十間に達し一日千斤乃至八千斤の石炭を採掘せしといふ、權利は土地所有者たる李某之れを有すれど今に再開を計畫するものなし。

黃姑屯

熱河を隔つる北西百二十支里、灤平縣を距る北方百二十支里にして黃姑屯市街の北西五支里にあり、炭田は十支里平方あり、黃姑屯市街の間には灤河の支流蟻螞吐河あり。鑛床は走向八十度東、傾斜北西二十度內外なり、炭層の厚さ三尺のもの一枚あり、左れど層中良好なる炭は其の中間僅かに八寸餘にすぎず斷層褶曲と稱すべきものなし、炭質は有煙炭に屬し光澤少なく良好といひ難きも其の質甚だ堅硬にして塊炭のみなり、本炭山は熊希齡が熱河都統時代より今日まで五萬兩を損失せりといふ、現在の鑛區及び土地所有者は劉某にして白旗の住人なるが其の採掘を掌るを東興煤窰局と稱し支配人は李某なり。

紅窰

熱河の西北黃姑屯の東南灤平縣の北方に在り砂金地と同一なり、其の

區域は缸窰嶺の北側より南側に連なる炭田とす、炭層は砂岩下の灰黑色頁岩中にありて走向約南北傾斜東へ十度乃至三十度、層厚は一尺五寸乃至三尺のもの一枚あり、其の外に炭層の賦存あるや否やは不明なり、炭質は良好ならず有煙炭にして灰分多く片々となり粉末となり易く發熱量少なし、缸窰にては土器陶器等を製作する工場あれども發熱量低くきため之れを使用せずして黄姑屯の石炭毎年一萬斤を使用すといふ、七八年前より採掘を開始したるものありしが民國四年四月より熱河都統に於て之れを經營せり、而して熱河同益公煤鑛總局なる名稱の下に權利及び採掘をなせり。

火神廟　遵化縣の北々西にして熱河の南方灤河の支流柳河の上流にあり、炭田は東西約十五支里、北南約二支里に亙り、其の區域中各所に露頭及び舊坑あり、炭層四枚あり、光緒二十三四年頃に開坑し地方住民の自由採掘とし十年間は盛んに採掘せしも其の後は必要に應じ燃料として採掘し以つて今日に至れり。

門子溝　火神廟炭田の東南、熱河の南方、遵化縣の北方に在り、鑛區としては五十畝餘(一萬二千五百坪)の小區域にすぎず、炭層は厚さ十二尺ありて中間に二尺の

夾みあり、上下兩盤は黑灰色の頁岩より成り、炭質は殆んど無煙炭に近きも局部的の變質なるが如く、東方の坑內より出づるものは光澤なく有煙炭にして火焔多く火力劣れるも、西方の坑內より出づるものは光澤ありて純無煙炭の觀を呈し火力も强し、民國四年陰曆二月始めて開坑し資本主は王某、徐某、徐某の三人にして王某は地主にして經營者たり。

大廟嶺　熱河の東南、平泉の西南、喜峰口の西北にあり、柳河口、車河口より灤河を隔てて東方に位置す、鑛區としての區域は周圍五六支里あり夾炭層は其の延長十餘支里以上に及ぶ、炭質は良好なる有煙炭に屬し骸炭製造に適す、山元にて骸炭釜五箇を築きて製造せるが、其の割合は石炭百斤より骸炭三十斤乃至七十斤を得ること普通なり、其の大なる釜は三萬斤の骸炭製造をなすに三十日乃至四十日を要し、小なる釜は一萬斤の骸炭製造をなすに十五日乃至二十日を要す、本炭山は古來より採掘し、光緒九年の大洪水以前には山東人某氏經營し盛んに稼行し、灤河々岸には瓦葺の市街千餘軒櫛比するを見、鑛主の純益一箇年二千餘兩以上に及びたり、其の後洪水あり又坑內に火災起り休止の已むなきに至れり、光緒二十七年に至

るや、浙江省嘉興の人、呉少蓮同所の石炭に著手し德泉永局を設け爾來同局に稼行以つて今日に至れり、同局より平泉縣に納付する税金は一箇年六百兩にして地主へは販賣高の四分を與ふとなり。

賈山溝、蘇子溝　熱河の東南、平泉の西南六溝の南、下板城の東にあり、賈山溝の東方蘇子溝より西方の嶺を越えて坟溝に亙りて炭層の埋藏あるものの如し、炭層は厚さ五尺五寸にして內、石炭は二尺六寸、黑色頁炭の夾みは二尺九寸なり、坑內に於ては全部良好なる炭となり厚さ三尺乃至八尺の炭層をなすといふ、本炭山は八十年前より採掘し、四十餘年前は盛んに採掘し坑夫三百人以上從事し採炭は熱河、平泉、赤峯等へ販賣せり、炭質は無煙炭にて歡迎せられ、良質炭は蘇子溝との普通名詞なるが如く一時大に名聲を博せり、然るに洪水に逢ひて崩壞し休山す、其の後光緒二十一年に至り、項某資本主となり之れを經營せしが、事業半ばにして死亡し中止せり、爾來曾て採掘せしことなし、舊坑は蘇子溝に十二坑、老窖に四五坑、西方に六七坑あり、地主は賈山溝の朱某なりといふ。

松樹臺　青龍河の上流に位置し、平泉の東南建昌の西南、寬城の東北楊樹梁の

南方にあり、炭層は現今採掘せるは一枚にして厚さ五尺なれども尚ほ其下に一層あるが如しといふ、炭質は有煙炭にして柴煤と稱するものの内良好なる石炭、即ち瀝青炭の上等なるものなり、炭量は九百十六萬噸あるべしとなり、本炭山は初めて開坑したるは光緒三十二年頃にして宣統元年には天津人于恩甲といふもの他の二人と合資採掘せしが、五六千兩を損し他の二人は組合を脱退し于恩甲一人にて經營せり、宣統二年に至るや、瑞生長煤局なる名を付し馮澤普を總辦となし、鄭汝麟を山元の管理人として事業を繼續し以つて今日に至れり、平泉縣に納付する一箇年の稅金は一千兩にして、地主たる喀喇沁中旗の王府へは販賣高の一割を納付すといふ。

小烈山西坡子窰

平泉の東、建昌の西南、楊樹梁の南、松樹臺炭山の北にあり、鑛區判明せざれども炭田としては東に大烈山の炭坑及び小梨山兒炭坑及び西南には小烈山萬子窰炭坑等ありて其の夾炭層は黃土梁より東西に長く北南に短き炭田をなす區域なるが如く、東西約十五支里北南約七支里の炭田ならん、炭層の厚さは三尺内外のもの一枚を採掘せり、其の他にも炭層の存在あるが如し、炭質は有

煙炭にして粉炭となり易く良好なるものとは言ひ難し、本炭山は今より百年前開坑し爾來斷續的に稼行せしも、現在は王林子部落の盧某鑛主にして土地所有者なるが、附近の農民をして自由採掘せしめ居れり。

四龍頭溝　赤峰の南、平泉の北々東小城子の東南喀喇沁王府の東方、建昌の北西に在り、新窰と老窰との二に分かれ、新窰の鑛區は喀喇沁中旗王府の土地二十數畝にして老窰の鑛區亦之れと大差なく、炭層の厚さは四尺乃至五尺あり、炭質は有煙炭にして光澤少なく炭質良好と言ひ難し、本炭山の發見されしは民國元年頃にして老窰坑は民國三年一月開坑し、易新成、丁傳臣、王春毓、張世昌の四人にて合資經營なりしが、民國四年二月より組織に多少の變更をなし致中公司と稱するに至れり、新窰坑は民國四年六月炭層を發見し會社組織として八月より採掘に著手せるもの株主は大部分死房の人にして社長は馬笨山なり、社名は迪吉公司と稱し、炭山は敖包山と呼べり。

小葦子溝　喀喇沁王府の西北にして邊墻山の東北に當り、熱河の北方、赤峰の西南、錐子山の東方、園場の西北とす、其の炭田は小葦子溝の上流、西方黃土層に蔽は

れたる部分にして五平方支里あり。鑛床は判然せず土人の言によれば炭層薄くして稼行の價値なしといふ、本炭田の開坑されしは光緒二十八年にして湧水多きため失敗に終り、光緒三十四年に至り房某採掘し二箇年間繼續し多少の收益ありたるが其の後休止し今に至りて採掘するものなく其の儘となり居れり。

水泉兒溝　多倫諾爾の東々南大灤河と小灤河との間の丘陵の西側にあり、其の鑛區は東西七支里半にして南北四支里とす、炭層は一枚にして炭質良好なるも粉末となり易し、現今の鑛業主は多倫諾爾鎭守使蕭良臣にして開坑せられしは民國四年五月なるが出炭せしは其の年の六月なり、土地所有者は武耀山にして山元には鄭甲之と馬某との二人にて業務を處理せり。

駱駝山　赤峰街道中の一驛駱駝山店子の西北三支里なる一小川の邊に舊坑あり、炭層は一枚にして厚き所は十尺、薄き所は五六尺なりと稱す、數年前土人の李某之れを採掘せしも其の販路少なく遂に休止せり、同地方は一般に草木多く石炭の需要全く之れなきなり。

柳條子溝　赤峰より圍場縣(粮捕)を經て熱河に至る謂ゆる熱河街道の一驛な

る猴頭溝の北方三十支里柳條子溝の後方なる一小低丘上に石炭の露頭あり、炭層は石炭紀の成生にして二枚より成り厚さは共に二尺乃至三尺あり、此間に十尺の砂岩を夾む其の延長三町餘に及ぶ、炭質は無煙炭に近き有煙炭にして光澤少なく多少片狀に割れる傾きあり炭量は二層合して百五十萬噸くらゐなるべし、現在坑夫は十人あり、一日の出炭平均五千斤なりといふ。

老煤窰

猴頭溝の西方約二十支里なる錫伯川の支流に向つて開溝する溝裡山腹にあり、露頭は一町餘の間に散在し黑粉斑々たり、炭層は二枚あり厚さは二尺乃至三尺にして其の間に二尺の砂岩あり、炭質は一種の有煙炭なれども惡質なり、炭量は柳條子溝に及ばず且つ採掘上の不便遙かに多く稼行的價値なし。

小牛犀

赤峰より圍場縣を經て熱河に至る熱河街道中の一驛にして赤峰より百二十五支里なる南臺子の西南十五支里の所にあり、其の煤窰は小牛犀村落の東北東十餘町の左方一溪谷の蝕入したる山腹に露頭あり、炭層は一枚にして厚さは六寸乃至二尺あり其の延長は十四五町に及ぶ、炭質は一種の粗惡なる無煙炭にして頁岩の混り多く且つ堅質部少なきため粉炭に至りては頁岩約六割の混入を

見る、惡質部は團炭として暖爐又は湯を沸かすに用ふ、炭量は數十萬噸あらんも其の採掘に堪ゆるものは四割以下なるべし、本炭山が始めて開坑せられたるは咸豐年間に在り、爾來斷續的稼行をなし、今より十數年前には喀喇沁王は汪殿英をして之れが採掘を監理せしめしことあり、今は唯數人の苦力ありて採掘するのみ。

小葺子溝　圍場縣城の西北五支里にあり、該縣城より赤峰街道を北上すること三支里小葺子溝門より入溝し四支里にして達すべし、露頭は二箇所にあり其の距離凡そ三支里にして前者は廢坑後既に十年に及び舊坑は全く崩壞せり、後者も亦大同小異にして今は僅かに農間に土人の採掘するを見るのみ、炭層は一枚にして炭質は粗惡なる有煙炭なり。

西南溝　張三營の西北五支里なる西南溝裡の黄土の蝕溝間に炭礦の露頭あり、炭層は一枚にして其の厚さ二尺乃至三尺、延長二支里に及ぶ、炭層は良好ならず炭量は五萬噸位なるべし、本炭山の開坑されしは今より七八年前にして天津の人黄某之れを採掘經營せしも休止し其の儘となり居れり。

于瓦窰　金廠溝を溯れば其の水源に一の峠ありて石炭の露頭あり、即ち是れ

于瓦窰にして峠の前下方半支里の處にあり、其れより溝を下れば北京街道中の三岔口に出づ于瓦窰附近は碾子溝と同じく到る處石炭の露頭あり數支里の間に點在す、炭層は一枚にして其の厚さ一尺餘廣袤二支里に及ぶ舊坑は數箇處あれども現今專ら出炭を見つつあるは唯一坑にして民國四年七月の開坑に係かり深さ約五十尺ありといふ。

搏攞和溝　凌源縣に屬し建昌の南五十五支里にあり、炭層は其延長二支里に及び五枚あり厚さ一二寸より三四尺に達し各層の間隔は二尺乃至十尺とす、炭質は漆黑色の有煙炭にして立方割目發達し、割目に沿うて往々硫化鐵の散在することあり稍、粘結性を帶ぶ、現在苦力五十名を使役して採掘し一日の出炭高、天興窰は一函四十斤入れ二百五十函、內外にして長興窰は四十五函位なり。

老爺嶺　搏攞和溝炭礦の南四支里にして、建平に通ずる街道上にあり、炭層は一枚にして厚さ一尺乃至二尺なり、炭質は光澤なき有煙炭にして過半は粉炭にして塊狀を得ること困難なり、要するに炭層薄く炭質不良且つ採炭不可能區域小なるを以つて有望なる炭礦と稱し難し。

蘇子溝、九座窰　淩源縣に屬し建昌を距る北々東四十支里溫泉を以つて有名なる熱水塘の東北十九支里にある丘陵地とす、其の炭田は九座窰と蘇子溝との兩部落の中間に介在す、炭層は三枚あり、上層は厚さ四五寸にして中層は主要炭層平均二尺あるも時々膨大して五六尺に達つすることあり下層は一尺內外なり、此等各層の間隔は一尺乃至十尺にして地表より中層に達する距離は垂直百尺乃至百四十尺とす、其の延長三支里あるべしといふ、炭質は一般に脆弱ならず、塊炭を得ること難からず、光澤少なく一見骸炭の如くにして有烟長焔灰分硫黃分に富めり、採掘は土人の共同合資になり冬季の農閑に稼行しつつあり。

東元寶山　赤峰縣に屬し赤峰の東北九十支里にあり老哈河其の東南を北流す、炭礦は西に二十支里を隔てて西元寶山炭礦に相對する丘陵地に開掘され、西路嘎河其の中間を貫流せり、炭層は三枚あり厚さ何れも五尺乃至六尺に達し現在採掘しつつあるは上、中層に屬し此等炭層の上下盤は粘土にして一般に軟弱なり、炭質は塊炭に富めども粘結性を帶びずして發熱量低く有煙にして長焔を發し光澤なき褐炭なり、現に採掘せるは王合にして二十人餘の苦力を使役せり。

井子溝　赤峰縣に屬し縣城の西南約九十支里に位し、水泉と稱する村落の北方三支里なる小溝腦に在り、炭層は三枚あり上層は厚さ一尺内外、中層は二三寸にして上層と二三尺の間隔を保ちて存す、目下稼行せるは上中兩層にして下層の狀態は詳ならず、炭質は黑色光澤ある無煙炭にして往々石炭中に硫化鐵を散在す、柳條子溝炭に比し光澤強く灰分少なく骸炭分に富み發熱量亦高し、本炭礦は宣統二年十月一日の開坑にして合資組織なり、合資者は高永祿、馮晉三、孟福臣、劉子言、趙天錫、于聘鄉、張海亭の七名にして現在三坑あり内出炭するは二坑にして把頭一人一日の出炭量は一萬三千斤にして内、三千斤内外は塊炭とす。

王子墳　柳條子溝炭礦と井子溝炭礦との中間に王子墳と稱する部落あり、其の部落の南二支里柳條子溝炭礦に連亙せる一脈中、廟子溝山と稱する低平なる丘陵地にあり、炭層は二枚あり、上層は厚さ五寸内外にして地表より四五丈にして達す下層は上層と四尺を隔てて存し厚さ二寸内外なり、炭質は無煙炭にして極めて不良なり、民國四年十一月楊子彬、鮑喜、唐某等合同して出資し採掘經營せり。

柳條子溝黑山窪　赤峰縣に屬し赤峰の西約百六十支里、西路嘎河の上流水

臭子溝の西南三支里に在り、土人の言によれば炭層は一枚にして其厚さ二尺內外なり、炭質は極めて劣等の褐炭にして粉炭に富む、民國元年八月、西山溝に住する王俊採掘開始したりしが休止せり。

朝陽灣子附近

圍場縣に屬し縣城の西北七十五支里、天寶山(錐子山)の東々北五十支里、朝陽灣子と稱する小都市の西北に石炭を產す、卽ち

鐵匠溝炭礦　普通、半截川萬盛煤窰と稱し、朝陽灣子の北八支里鐵匠溝にあり。

三家西溝炭礦　朝陽灣子の西南十五支里、三家の西南六支里三家西溝腦に在り。

七棵樹溝炭礦　鐵匠溝炭礦の南二支里七棵樹溝腦にあり。

炭層は數枚あり必ずしも平行せず、各炭層の厚さは一定せざるも三家西溝に於ては二寸乃至一尺に及び鐵匠溝に於ては一尺乃至二尺內外に達せり、而して一般に下部に進むに從ひ膨大するものの如く時に各層合致して四尺以上の厚さに達することあり、炭質は無煙炭に近き有煙炭に屬すと雖西南部に於ては噴出岩の影響を受け無煙炭に變質せり、一般に粘結性を有せず灰分に富めり、鐵匠溝は民國三年五月朝陽灣子の李崑山により採掘せられ現に一日の出炭四千斤內外なり、三家

西溝は民國四年十月土人の合同にて採掘せるもの一日の出炭五千斤内外なり、七楳樹溝は民國五年に土人の協力によりて採掘せられ一日の出炭五百斤なり、其の他、廢坑に屬するものは楊樹溝梁頂炭礦(三道川炭礦)半截川東窰炭礦とす。

青降溝西山

建平の北二十五支里、小札蘭營子の北々東五支里にあり、民國三年六月張洪壽出資の下に採掘せり。

十大分

黑水の西三十支里にある丘陵にして海拔二千五百尺とす炭質は分析の結果左の如し

水分	二二、七二〇	揮發物	三四、九七五
灰分	四、〇三五	硫黄	〇、八四〇
發熱量	六四一三カロリー		

本炭礦は光緒二十七年九月の開坑にして現今は邢福中一人にして採掘經營せり。

五家

黑水の西々南約五十五支里にして十大分より西南二十四支里とす、炭質は分析の結果左の如し。

水分及び揮發物　四四、九九　灰分　九、〇六

硫黄分　〇、五一　發熱量　五八三三カロリー

本炭礦は今より百五六十年前に於て開坑せられしものにして其の後斷續的稼行をなし、現今は趙國臣專ら採掘經營せり。

西元寶山

赤峰の正東七十支里にあり炭質は分析の結果左の如し。

水分及び揮發物　五四、〇六　灰分　五、二九

硫黄　一、二五　發熱量　四七七五カロリー

本炭礦は今より四十年前に於て赤峰の人李林梓が開坑せしものにして現に稼行しつつあり。

孫家灣

阜新縣を隔つること西南十五支里にして新邱炭田を距る西南二十支里、蒙古鎭の東南十五支里とす、炭質は分析の結果左の如し。

揮發分　一三、三二　固定炭素　三五、三八

灰分　八、〇〇　硫黄　一、三八

發熱里　五二八〇カロリー

本炭礦は馮彥臣が鑛業權者にして朝陽八丁元會八萬吊文を出資して民國四年十一月より開坑したるものなり。

其他の炭礦　左の如し

四冷道溝(大城子の東二支里)。西坤発溝(赤峰の西約百五十支里)。西興隆溝(朝陽の西四十二支里)。小楊樹溝(朝陽の北約十八支里)。薄立口(建昌の西南三十六支里)。黑山溝(朝陽の西南三十支里)。平頂山(朝陽の北約百二十支里)。娘々廟附近(朝陽の東南約三十支里)。松樹嶺の陝西營子(熱水塘の東北三十六支里)。イーケンチュン(熱水塘の西九十支里)。大臺子(朝陽の西約十八支里)。張保溝(北山大窩舖)(赤峯の西北約百二十支里)。姚家溝(柳條子溝炭坑の北約十二支里)。黑山口附近(平泉の西二十四支里、黑山口の南三十支里)。赶溝門(平泉の西方約百三十支里)小邊外(朝陽縣)。党金溝(同上)。馬架子(同上)。茨梅花溝(同上)。架馬索(阜新縣)。南山(大廟の南六里)。牌樓溝(大廟の東北三十支里)。西捌喇溝(大廟の西北四十支里)楡樹溝(熱河の東南九十六支里)。

五、含石油頁岩

九佛堂　淩源縣の南東七十支里なる九佛堂の東方三支里半の山中に含石油頁岩を産す、此附近一帶は中生層に屬する灰綠色の頁岩より成る、其の層向は北六十度東或は東西にして傾斜は南方に二十度乃至四十度、平均三十度なり、其の含石油頁岩は堅硬緻密にして黑褐色乃至黑色を帶び最も良好なる部分はピッチ狀を呈するも其等の部分は甚だ稀れにして黑褐色の部分最も多し、其の含油頁岩の所在は小溪流に沿ひ約二百米の間に露出し、其の厚さ九尺乃至十八尺あり、同地方の土民は三十年前より燃料として自由採掘しつつありしが、現今之れを採掘するものなし、大正六年中に日本石油會社長內藤久寬之れが標本により採掘採油工業の調査をなしつつありといふ。

六、水晶

河鷄窪　平泉縣上瓦房附近に在り從來金鑛地と稱せられしもの實地踏査せ

しに金産地にはあらずして水晶を産し土人は之れを採取して眼鏡等に造りたることあり、今は殆んど採盡されしものの如しといふ。

七、魚類化石

硬骨魚の化石鰯科にして近世紀第三紀に屬する泥板岩中に含蓄さるるは凌源縣城の西北約二十支里、大新房子の北二支里なる低平の丘陵地とす、採掘箇所數箇所あり一時盛んに採掘されしものの如く、裝飾用材料として北京方面に販賣されたりとなり。

八、石綿

石綿鑛の所在地は、馬架子西山(朝陽縣)。金家杖子(金廠溝梁の北三十六支里)。鷹手溝(張家口の東北約六十六支里、石嘴子を距る約三十支里)。礦洞山(建昌の南約二百二十支里、顧家屯の東)。南泥溝(石嘴子支流方面)。

九、硝石土

興隆地 興隆地は初め朝陽の管轄を受しも光緒二十八九年頃に至り阜新縣に屬し宣統二年に至り今の綏東縣に屬せるものなるが、當地を距る西一里なる黄家窩舖に於て硝石土を產す、其の產出地は黄家窩舖の西方約百米の地點より起り東西約五百米、南北約百米(面積二畝地)にして民國元年頃より之れを發見したり、現時の稼行者は民國二年頃より製造に著手し居り一箇年の製造高約五百斤位なりといふ、製造歩合は五百斤の硝土より硝石十二斤、鹽三斤、曹達一斤餘を產し鹽は使用に適せず曹達も亦之れを捨つるとなり、其の製造方法は高さ一尺五寸長五尺五寸幅四尺七寸の土造の槽の底より四寸位の處に二段に高粱稈を以つて段を造り、其の中に約六百四五十斤の硝石土と灰とを等分に混じたるものを入れて濾過し其の濾過したる水を以つて煮沸して製造するなり。

黑水 赤峰の東南約百支里、建平の西北約八十支里、老哈河の流域に在り黑水附近老哈河流域一帶の土中には硝石を含有せり、其の含有土たるや多少砂質を帶

ぶる淡灰黄色の細粒にして一定の特徴なく又一箇所に集積せる部分もなく方十數里一面に含有硝土にして附近の土人は此土を採り來りて硝石を製造し火薬を作り鑛山及び土工用並に銃獵用として販賣し居れり。

第四章　天然曹達と天然鹽

附　滿洲の製鹽

一、天然曹達

東蒙古に於ける曹達は最も豐富にして到る處の低濕地、沼湖及び其の附近は皆其の產地なりといふも誣言にあらざる程なり、就中其の最も饒多なる地方は哲里木盟に在りては、

杜爾伯特旗。郭爾羅斯旗。達賴罕。博王。賓圖各旗

にして照烏達盟に在りては

札魯特。阿爾科爾沁。奈曼。喀爾喀左翼。

にして卓索圖盟に在りては

土默特竇。左

地方にして其の他

察哈爾八旗。烏剌忒。

地方に於ても亦多少之れを產出せり、其等の曹達產地たるや概ね四方は小丘に圍繞さるる低平地にして其の一隅は必らず水溜を形成せるを常とす、亦稀れに河邊又は山麓に產出することなしとせざるなり。產出の狀態は恰も生石灰の風化せるが如く灰狀を呈して自然に地下より湧出するものなり、其の地表に湧出したるものは必らず凝固す、故に其の狀或は積雪の如く或は降霜の如く地表を被覆するを見、產出盛んなるときは附近の草木枯死し水色は灰濁色を呈するなり、產出量は場所によりて同じからざるも其の湧出盛なる時は地上二三寸に達し少なきも寸餘を下らず、若し夫れ一度之れを採取すれば數日にして再び原形の如く露出結晶し其の採取の回を重ぬるも決して盡くることなく殆んど無盡藏と稱すべきなり、今其の著名なる曹達產地たる鄭家屯附近溫都魯王府管內、玻璃山附近及び南部郭

爾羅斯旗管內、前大布蘇に於ける概況を左に述べんとす。

大布蘇堿泡

（一）經過路　鄭家屯より福隆泉に至る間は謂ゆる蒙古の原野にして草原か或は砂漠なり其の間天然曹達の外何者もなし、曹達は三江口を經て後、遼河々畔より視ることを得べく、鄭家屯より大布蘇營子に至る間に於ては到る處乾きたる地表に曹達の白層を見る支那人は之を堿と稱す、此等の曹達池に於て湧出する水はアルカリ性にして不純分を含有し多くは飲料に適せざるなり、上述の如く曹達は到る處に產出するも特に砂泥質の低地又は盆池の草なき處に著し、

（二）位置　南郭爾羅斯旗管內にして洮南縣の東南約百六十支里、長春縣の西北三百支里、新安鎭の北東二百支里の地に在り、土人之れを大布蘇堿泡と稱す、大布蘇とは天然の食鹽又は曹達を產するの意なり、其の堿泡卽ち堿は曹達、泡は水溜地にして一大凹地をなし其の周圍は高さ二十尺乃至三十尺の丘陵によりて圍繞せられ、其の廣さ南北二十支里、東西十二支里とす、深さは二尺位にして處々に洲あり葦を生ず。（三）泡水　は稍、鹹味あり淡褐色を帶びアルカリ性にして比重一、〇三五を有し、硫酸、炭酸微量の燐酸、硝酸、クロール加里、鐵等を含有す、應用化學部服部誠治氏が分

析試驗したる成績なりといふを聽くに左の如し

	百分中
蒸發殘渣	四、二九〇
曹達(Na_2O)(炭酸加里)	〇、七〇三 (結晶曹達として三、二四%)
硫酸(SO_3)	〇、四〇〇
鹽素	〇、四四〇

(四)城土 は秋末乾燥の候に至れば結晶凝固して積雪を見るの觀あるも春末解氷降雨の期に至れば次第に融解して大水泡に變ず、毎年秋期陰暦九月の候に至れば泡水漸次乾燥し十一月中、城泡沿岸の乾潟地に結晶露出するものにして其の結晶城土の種類は左の如し。

(A)氷城土 其の名の如く純白の結晶氷狀をなし雜分を混ずること少なく最も良好なる結晶城土とす、城泡內產出の區域は水深の地卽ち水底泥土と接觸せざる地城に於て結晶するものにして其產出量は多からざるなり、採取期は毎年十一月より翌年三月までとす、今其の氷城土及び其の他の城土につき滿鐵試驗所に於て

分析試驗したる成績を記せば

百分中

區分	胡洒子、汗城土産	喀巴城土産	氷城土産
不溶殘渣	四九、六八〇	三、二三二	一、二七七
可溶殘渣	五〇、三二〇	九六、七六八	九八、七二三
可溶成分中			
水分	一七、四〇一		五五、四六三
亞爾加里 Na 20として	一〇、〇七五	一三、七九五	一六、二二〇
硫酸 SO_3 として	三、四一〇	五、三九八	五、六三八
クロール	三、七二三	〇、五一五	〇、六三八

苛性加里は微量

右の成績に徵すれば本品は多量の硫酸ナトリウム及びクロールナトリウム等を夾雜する不純の曹達灰と認むとのことなり、宜なり是れ大布蘇堿泡より採取したる曹達灰の製造原料たる鹻土其のままに

して曹達灰製造用原料堿土の分析試驗成績なればなり。

(B)喀巴堿土　氷堿土に比すれば多少の雜分を混ずるのみならず不定の結晶氷狀をなすものにして其の產出區域たるや堿土全面積の約三分の一を占め產出量に至りては無限無盡藏と稱するも可なり、其の雜分を混ずるは水深の淺き地域に結晶するを以つて採取の際に底泥を混ずるが故なり、採取期は通常每年十一月前後より翌年三月までとす。

(C)汗堿土　喀巴堿土に比すれば雜分を混ずること一層多し之れ氷堿土、喀巴堿土の如く結晶厚からずして薄く地上に露出結晶するものなれば採取の際に於て泥土雜分を混ずること多くなるなり、其の產出面積は堿泥全面積の三分の一弱にして干潟地に四時結晶露出するを以つて四季共に採取す、產出量は無盡藏といふべし。

(D)胡酒堿土　汗堿土と殆んど識別し難し唯結晶の狀汗堿土に比して薄きなり、是れ堿泡周圍沿岸の干潟地に結晶露出するを以つてなり、其の產出は四季共に快晴の際、周圍の沼澤、干潟地に結晶するものなれば是れ亦無盡藏といふべし。

今前記の(B)(C)(D)の堿土を以つて製したる曹達灰につき中央試驗場に於て分析したる成績を擧ぐれば

百分中

曹達	五二、七〇	加里	含有せず
炭酸 CO_2	二四、三二	硫酸 SO_3	二〇、五二
鹽素	二、〇四		

大布蘇堿泡の附近に張家溝あり、同地に天惠公司經營の堿鍋卽ち曹達製造所五箇所あり、同公司は開墾、牧畜、堿製造の三業經營を以つて設立されしが現今は衰微して辛うじて曹達事業を維持するにすぎず、同公司設立當時は製造所に於ける使用人は千五六百人、馬車七八百臺を以つて盛んに製造販賣を行ひたりしも、漸次衰退し現今は使用人僅かに數十人にすぎざるなり。

玻璃城池

鄭家屯附近に於ける天然曹達の產出地として最も有名なるは玻璃城甸子にして西遼河の東岸なる玻璃山の西方一帶の低地なるが該地方は達爾罕旗下溫都魯王府の所領にして鄭家屯より洮南に至る街道の一驛たる口袋卽ち

鄭家屯を離る八十五支里の西方に在アリマード、アルマリト、インドトー等の蒙古部落ありアルマリトは其の中央に位し曹達產出の最も豐富なる所にして口袋を距る西方四十五支里の所に在り、尙ほ玻璃山の北百支里に亙りて面積約二萬五千町步の內に周圍一里乃至半里の大池四十餘ありて天然曹達を產するも事業經營上見込あるものは七箇處乃至十箇處にして其の面積約千二百餘町步あり、其の產出の最も盛なるときは厚さ五六分乃至七八分に達し採取後二三日にして再び元の如く發生し無盡藏なり、採取時期は春季解氷の候より雨季前に至り秋季は九月前後より結氷までとす、春季に採取したる原料は盛夏の候磚城即ち煉瓦形曹達を製造し、秋季の原料にては十一、二月中麵城を製造す、此地產の麵城及び磚城を滿鐵中央試驗所に於て分析試驗したるに其の成績左の如し。

成分	麵城 第一種	麵城 第二種	磚城
不可溶成分	九、九七〇	〇、一八〇	二八、四四〇
可溶成分	九〇、〇三〇	九九、八二〇	七一、五六〇
可溶成分〔水分	二八、三〇四	—	—

分內譯（鹽類	六二、七六二	—	—
曹達	三八、六七九	三一、八八三	一八、三一〇
加里	〇、四八五	なし	なし
鐵	僅微	僅微	〇、八二
礬土	僅微	僅微	僅微
石灰	〇、一四〇	〇、〇九八	一、二二〇
苦土	〇、〇五一	〇、〇一八	〇、四八二
燐酸	—	〇、〇五五	〇、〇八五
硫酸	二、五五九	〇、四六八	〇、二四二
炭酸	一八、九八六	一五、七二七	一二、〇六八
クロール	七、四五五	七〇五八	〇、二三〇
亞硝酸	—	僅微	僅微
硝酸	—	僅微	僅微
アンモニア	—	なし	〇、〇二一

曹達製造法

曹達製造所を堿鍋と稱し、頗る簡單なるものにして、其の一は蒸發裝置なるが其の二は曹達浸出槽とも云ふべき柳枝製行李型のものなり、其の蒸發裝置は爐と蒸發鍋より成る泥土にて築かれたる爐上に徑約三尺深さ一尺内外の鍋六箇あり一列に並び煙道に沿うて高き位置に在り、蒸發裝置の傍には曹達水の貯槽と共に長さ十五六尺幅六尺、深二尺の浸出槽あり。

曹達は俗に面堿又は單に堿と稱し、其の製造法たるや先づ其の原料の天然產たる堿土を淸水に溶解して小渠ある板面を稍、傾斜し之れに徐々注流すれば水は流れて溜容器に注ぎ水中に混合せる砂石及び塵埃は板の下部に備付けたる排斥器に止まる、其の貯溜せる沈澱物を釜に汲み入れ煮沸すれば水分は漸次蒸發して其の主精分を留むるを以つて之れを冷却すれば釜底に淡黃赤色なる固形物を沈澱す、是れ即ち粗製曹達なり。 其の粗製曹達をば更らに水に溶解し純精分を沈澱し之れを釜に入れ水を去る等、前の操作を繰返して以つて稍、精製の曹達を得べし、斯

の如く繰返すこと三回に至れば半透明なる結晶をなす、此等の製品は顏面又は頭髮を洗ふに用ひ、粗製のものは衣服の洗濯等に用ひらる。

哲里木盟の開拓地方に於ては徑一尺五六寸、厚八九尺位の鍋型にして一塊二十五斤乃至三十斤なれど、張家口附近に於ては長方形に造る。

又別に原料を水に溶解せしめ沈澱せるものを煮沸することなくして數回清水沈澱をなし、砂土及び塵埃を除去し之れを晒し麩糊樣のものを混じ煉瓦型に練製せるものあり、多く染料に用ひらる、其の製法を稱して燒堿といふ。其の面堿と稱するものは生堿及び堿土を原料として製造したる粗製の洗濯曹達にして支那人の一般に常用する粗製曹達なり。磚堿と稱するは又、缸堿ともいひ大なる煉瓦形に堅めたるものなり、此磚堿は粗製の尙ほ粗なるものにして支那の染房卽ち染物業者の藍を仕込むに、使用せり。生堿は堿土產出地に於て蒙古人の手により加工粗製したるものにして支那人は之れを原料として面堿を製造するなり。面堿は一名盒堿とも稱し支那人は之れを豚脂にて揑り夷子卽ち石鹼として使用す。

曹達（理學博士龜高德平著化學と人生の抄錄）

第一節　ルブラン式曹達製法

曹達即ち炭酸曹達は昔は海草を燒いて其の灰から製したものであるが、斯かる方法では到底多く取ることが出來ないので之れが利用も盛んなるを得なんだのである、然るに曹達は工業上非常に重要なるものであるから、工業の發達と共に其需要の增加するは當然で、之れが製造法の進歩を待つことが頗る大であつた、茲に於てか千七百七十五年佛蘭西の理學々士院では十二萬圓の懸賞を以て食鹽より曹達を製造する方法を募つたのである。其れに應募した者は尠なくなかつた中、佛蘭西の化學者ルブラン（Leblanc 1742—1806）の方法が種々の點に於て最も優れて居たので之れを採用することになつたが、當時佛蘭西は革命戰爭のため財政上非常の困難に陷つて居た際とて約束の賞金をルブランに與へることが出來なかつたのである。其のために此大發明家は非常なる貧困に陷り失望の極精神に異狀を來し遂に自殺したのである。併しながら同氏が發明の效績は世界各國に於て齊しく認められ、後年其生れた町に立派なる銅像を立てて表彰したと云ふことである。而してルブラン氏の曹達製造法は食鹽に硫酸を働かせ、先づ硫酸曹達と鹽酸瓦斯とを生ぜしむるのである、初めは此鹽酸瓦斯を其の儘逃がしたのであるが、此鹽酸瓦斯は元來臭氣の烈しいものであつて之れを放出せば、周圍にある鐵製の器具の如きは侵かされ、附近の農作物にも害毒を及ぼすので近隣の反對が甚だしかつた。其れがために製造家は非常に高い煙突を造つて之れを逃かさんとしたが、鹽酸瓦

斯は空氣より重いものであるから。高い煙突より逃がせば却て廣い範圍へ之れを放散し、以前よりも其害毒は一層廣き範圍に及んだ。依て種々苦心の結果一の妙案を出し、船中に浮き爐なるものを造り、遠く海上に漕ぎ出でて鹽酸瓦斯を出さしむるやうにして見たが、其れも中々厄介で長く行はれなかつたのである。其れで苦心の結果、遂に最良法として鹽酸瓦斯を水で溶かすため、コークスを充たした高き塔の中に上より水を滴下せしめ、下より此瓦斯を上らしめ、之れに吸收させることを工夫した、然し。かくして出來る多量の鹽酸水の所置に苦しみ、近邊の河や海へ流したるに魚類は皆死し、水產業者から故障が出たのである。

然るに千八百六十一年に至り英國に於て製紙業者に課したる稅金が廢せられ、其爲めに紙の價が安くなり延いて其需要が激增したために從來は木綿及び麻の襤褸を紙の原料として居たが、之れのみでは不足となり藁、木材及び、エスパルト(スペーンに多く產する。藺草に似たもの)などを盛んに用ひて製造するやうに製紙原料の一大革命を起し此等原料を漂白するために鹽素の需要起り隨つて之れが原料たる鹽酸の需要を增加するに至り、卽ち前の曹達製造の際に於て處分に窮し廢物として放棄し居たる鹽酸を有效に使ふことになり隨つて、アルカリ業者は成るべく鹽酸瓦斯を逃がさぬ樣、完全に集め取る樣になつたのである、斯の如く一の工業の發達は他の工業を盛んならしめ相俟つて進むものである。

曹達を製する第二段の操作は第一段に得た硫酸曹達に石灰と、コークス、とを混ぜて

廻轉爐或は他の爐に入れ溶かし合して後冷ますと黑い塊となる之を黑灰と稱す、此物は二三の物質の混合物であるが、水で溶かし出すと、炭酸曹達が水に溶け出で其他のものは殘るのである、而して其殘つたものは主に硫化カルシウムであるが、最初は用途なきため高く積んで山をなし之れが空氣及び濕氣の作用によりて最も不快なる臭氣を出し近隣の人を苦しめ處分に困難したが、之が利用法を研究した結果遂に此中から硫黃を恢復し再び硫酸の製造に用ふることが發明せられ廢物利用の途は大に拓け工業上頗る有益になつて來たのである、曹達製造の、ルブラン法が今日まで他の方法と競爭して猶命脈を保ち得るのは最初厄介物として居つた鹽酸を副生するのと硫黃を再生し得るとに由るのである、實に奇妙なる運命と云ふべきである。

第二節　アムモニア曹達法

千八百六十年頃より、ルブラン式炭酸曹達の强敵として現れて來た新發明は卽ちソルヴェー氏の、アムモニア曹達法と稱するものである、この方法の發明以來ルブラン法は漸次驅逐せられ、今は英國其他の國にて多少保存して居るのみである、ソルヴェー氏のアムモニア曹達法にありては食鹽の溶液にアムモニア瓦斯と炭酸瓦斯とを飽和させ酸性炭酸曹達を沈澱せしめ、之を乾かして熱すれは普通の炭酸曹達と水と炭酸瓦斯とになるのである、此方法を說明するためには第六九圖(圖略)の如き實驗を行ふを宜しとす

又、同時に生ずる鹽化アムモニア石灰を加へると鹽化カルシウムとアムモニア瓦斯

となるを以てアムモニアを恢復して再び用ふることが出來る。其方法で曹達を製造することが出來る(以下略)

第三節　電解法

曹達製造の最新の方法は電解法と稱するものにして食鹽の溶液に電流を通じ其の分解作用によりて苛性曹達と鹽素とを製するものである、此の方法は最も進歩した方法で、米國の如きは、ナイヤガラの瀑布其他にて水力電氣を導きて盛んに之れを製造して居る、我國に於ても關東州には工業用の値段の安い鹽が多く産するので、近頃關東都督府に於て曹達の電解製法を試驗中で其成績も良い樣である、我國に於て曹達製造をなしつつあるは最も古き。ルブラン法にして化學工業の發達を促さんとせば此電解法及び前の、アムモニア法の製造をなすことが必要である、食鹽を原料とする此等の方法は我國の食鹽が專賣法のため價格が非常に高いから、隨つて其製造が引合はざると一は特許の關係で今日未だ一般に採用さるるに至つて居らぬのである。されば曹達製造上の障壁を除くには何としても食鹽價格の引下げを必要とするから、差當り内地の食鹽は專賣法の關係上、値下げが出來ぬとすれば、朝鮮、臺灣、及び關東州にて産する天日鹽即ち比較的下等の工業用食鹽の價格を引下るべき方法を講ずることは何よりも急務である、而して我國には食鹽豐富にして内地以外の右の殖民地及び新領土に於て産する食鹽は今後も其産額は增加すべければ原料は決して尠なしと云ふべからず、殊に電解法に要する電力は地勢上到る處に於て水力電氣を起し得るを以て曹達工業の前途

は大に有望である。

第四節　苛性曹達（重曹）

炭酸曹達を苛性曹達にするには炭酸曹達の溶液に石灰を加へて煮詰めると苛性曹達となるものである。

重炭酸曹達即ち通俗に重曹と稱するは炭酸曹達の樣に炭酸を全く中和したものでなくして酸性の水素原子の一つが殘つて居るものである、重炭酸曹達は胃の中に酸が多く出來た場合などに飲むと酸を中和して爽快の感を與へ又胃の慢性カタルのときに重曹を飲むと粘膜面に附いて居る粘液を溶かして胃粘膜の作用を調整するから效能があるのである、云々（下略）

玻璃山附近の産額　今より七八年前までは蒙古人が玻璃城甸子に於て採取したる原料を鄭家屯に運搬し、面城又は磚城を製造したるが、當時の産額は一年僅かに百萬斤內外に過ぎず、然るに宣統二年に至り鄭家屯に魚域公司設立せられ、其の天然曹達採取權を溫都魯王府より許可され鄭家屯の製造場は概ね曹達産地に移轉したると曹達價格騰貴したるため其の産額頓に增加するに至れり、今大正四年以後の産額を記すに左の如し。

品目	大正四年 箇數	大正四年 數量	大正五年 箇數	大正五年 數量	大正六年 箇數	大正六年 斤量
面城	四千盒	七二〇千斤	一三千盒	二、三四〇千斤	一七千盒	三、〇六〇千斤
磚城	四〇〇	二、二〇〇	五〇〇	二、七五〇	三〇〇	一、六〇〇
計	—	二、九二〇	—	五、〇九〇	—	四、七一〇

相場は面城は百二十斤、磚城は百箇を建値の標準とし玻璃城旬子及び鄭家屯に於ける相場は左の如し(小洋銀)

	玻璃城旬子 面城	玻璃城旬子 磚城	鄭家屯 面城	鄭家屯 磚城
大正四年	二、四元角	七、五元角	二、八元角	一〇、〇元
大正五年	二、九	一〇、五	三、三	一三、〇
大正六年	五、六	一三、五	六、〇	一六、〇

荷造りは通常面城二箇を合せ蒲草を以つて造りたる叺に入れ其の口を細繩にて編み二箇合裝せるものを一盒と稱す一盒は面城の計算の單位にして百八十斤を普通とす、玻璃旬子のアルマリトより鄭家屯に至る百三十支里間の運搬は荷馬車にて二日程なるが、古馬車一臺の積載量は通常磚城三百箇約千六百斤にして其

の運賃六元六角なり、又、面城の運搬は概ね冬季道路結氷の際なるを以つて一車に約二千八百斤を積載し得るを以つて其の運賃は約六元なり。鄭家屯と四平街の間は荷馬車により冬季は一件卽ち百二十斤に付四角乃至八角にして夏期は一元乃至二元五角に至ることあり、又、鄭家屯と營口間は遼河の水運により一件卽ち百二十斤に付下航二元三角乃至三元にして最高四元五角に達することあり、左れど四鄭鐵道完成せられしを以つて四鄭間は之れによることとなりたるは勿論とす。曹達を他地方に移出するときは出產稅を課し又之れを販賣せんとするときは銷場稅を課せらるるなり、出產稅は原價大洋百元に付同一元五角にして銷場稅は同二元なり尙ほ附加稅として正稅の一割宛を課する外票費大洋四分、又、行運護照一枚に付大洋四分宛を徵せらるるなり。玻璃城甸子の曹達採取權を有するは前記せる魚城公司卽ち大興魚城有限公司にして宣統二年より五年間、玻璃城甸子東西三十支里、南北百四十支里に亙る一帶の採取權を有し每年二千元を王府に納め、現に六箇所の曹達製造工場を置く同公司は更らに之れを六名の製造業者に請負はしめ製產額の十分の二を徵し來りたるが既に特許期間を經過したるを以つて營

業者間に權利の爭を生じつつあり。玻璃壜何子に於ける或る製造所の大正五年中に於ける收支計算は左の如し。

收　入　八千三百五十元二角

內　譯

五千六十二元五角……………………………磚壜六萬七千五百箇賣上高

三千二百四十元……………………………………盒壜九百盒賣上高

支　出　六千六十六元七角七分五

內　譯

千六百六十元九角

魚壜公司に納付(磚壜一萬三千五百箇、盒壜百八十盒)

二千九百五元八角七分五

常用人夫へ交付(磚壜一萬九千五百二十五箇、盒壜三百十五盒代)

千二百五十元……………………………………常用人夫食料其他雜費代

二百五十元……………………………………………原料運搬馬車賃

差引純益　二千二百三十五元七角二分五

尚ほ右製造所設備費は一箇所約二千元を要すと云ふ

鄭家屯の集散

各產地より鄭家屯に來集する曹達の總額に付鄭家屯なる日本領事館の調査によれば大正四年は面堿百三十六萬斤にして磚堿百九十八萬斤、大正五年は面堿百九十萬八千斤にして磚堿三百五十七萬八千斤、大正六年は面堿百七十四萬六千斤にして磚堿二百九十萬五千斤なり、尚ほ鄭家屯に於ける曹達取扱商店は永記堿店、永成興堿店、天増成堿店を最も大なるものとす。磚堿は一塊約五斤にして銀十仙乃至十二仙なるが面堿は一盒(百六十斤立相場にして大なる供餠の如き形狀をなすもの二塊を合せて一盒となす)銀四元乃至五元なり。

齊々哈爾地方曹達需給

齊々哈爾地方にては多額の曹達を產出すると共に其の需要も亦中々に多く其の用途は主として製麪、菓子類、饅頭等同地方支那人の常食たる小麥粉を使用する際必らず本品を使用するは勿論其の他、石鹼代用として洗濯に使用し又浴場にて

湯槽に入れて浴場を清淨にし染房にて染料と共に藍缸に入れて染色を鮮明ならしむる等年々其の需要を增加しつゝあり、今同地方に於ける曹達を支那品及び英國品の二つに區別して說明すれば左の如し。

支那品

同地方及び內蒙古各地に於ける特產物として有名なる牧草は俗に羊草或は鹹草と稱せり、該牧草が鹹草と稱せらるるは曹達の產出する低窪地に生ずるが故にして該牧草を多量に產出する箇所には必ず地上に曹達原料の堆積谿溜せるを見るなり、同地方に於て販賣さるる製品は一見醜惡なる黃泥色を帶び尙該結晶中に汚泥を混入するを以て淸水中に溶解すれば水色ために黃色に變じ使用者をして嫌忌の念を懷かしむるも廉價なると且つ多年使用し來れる慣習上とにより中流以下の支那人は今尙ほ好んで該品を使用せり、其の一箇年の賣上高優に二百萬斤を超過し、總額六萬元餘なりといふ。

英國製品

齊々哈爾城內に英國商人卜內門公司あり、其の經營の原料は全く英國よりの輸入品にして其の經路は上海に於ける該公司總支店より或は直接英本國より營口、大連或は浦潮斯德、哈爾賓を經由して同地に輸入さるるものとす、其の

輸入品は概ね袋入にして此を純碱と稱し一袋支那斤二百斤(二ピクトル)とし其の賣價一袋小洋錢十七元五角とす、此純碱を以つてする製造法は極めて簡單にして大なる鐵鍋に先づ清水二百斤を容れ、其の煮沸するを俟ち原料純碱百斤を加入し、更らに煮沸すれば漸次水面に曹達の凝皮を生ずるを以つて此を小形の木桶に分ち入れ二三日間放置するときは完全に結晶せる曹達を生ず此を晶碱と稱す、即ち純白清淨なる精製品にして支那人間にては一般に衛生麵碱と稱し專ら上流者間に需要せらる、原料純碱二百斤入一袋にして精製曹達たる晶碱五百八十斤を製出し得、其の賣價は百斤小洋錢五元にして五百八十斤は二十九元となる、之れを純碱一袋賣價十七元五角に比し差額十一元五角は製造費用及び利益となる割合にして一箇年の純碱輸入額千袋晶碱賣行總額三萬元なり。

蒙古の天然曹達

理學士　鈴木達治

天然曹達の散布　世界の各地に天然曹達の産出することは古き記錄の存することなりとす、其最も古く世に知られたるは埃及國産にして尙ほ獨、墺、墨西哥、合衆國、南米及

小亞細亞等多くの產地を算することを得べし其埃及に產するものはツローナと稱し南亞米利加及墨西哥に產するものをウラオと稱し孰れも或程度に於て採取せられ市場に供給をなすものなるが如しと雖も我國の化學工業と何等の交涉なきものなりとす。

然るに兩三年前に於て中央亞弗利加に產出する天然曹達を本邦に輸入し之を精製して曹達灰となし販賣せんとして其事業を計畫したるものあり是れ恐くは我國と天然曹達と實際經營上の初めての交涉なりしならん。

中央亞弗利加の此天然曹達の產地は南緯二三度の英領東亞弗利加マガディにありマガディは土語にて曹達を意味し海拔二、〇〇〇尺なるも中央亞弗利加の高臺より三、〇〇〇尺の低地をなせり此地に於ける曹達は$NaHCO_3 \cdot Na_2CO_3 \cdot 2H_2O$なる成分をなし結晶狀にて層を成す相當に純粹なるを以て適度に其採掘し得たる大塊を破碎し土人は洗濯用の外種々なる目的に之を使用せり。

英國倫敦に其根據を有するマガディ曹達會社は九一哩の鐵道を布設して曹達產地とウガンダ鐵道とを連絡せしめ其に依り海岸の要港モンバサに其產物を輸出するの便を開けりマガディ曹達は結晶狀にて層をなし其面積は三〇平方哩ありと云ふに於ては其存在量の巨額なることを知るを得べし又マガディ曹達會社は有名なるロスチヤイルド氏の經營にして其資本額我一、三〇〇萬圓なるに於ても今より此天然曹達の狀況に就ては此國アルカリ工業家の注意を要すべきは勿論なりとす。

蒙古天然曹達　蒙古に於ける天然曹達に就ても既に古くより外國の著書に記錄せ

られ居れり故に支那の書典に參照すれば尙ほ數多の天然曹達に就き記錄せられ居るものあるべしと信ず然れども詳細にして確實なる記錄の參考に供するものとては存在せざるが如し蒙古曹達に關して稍見るべきの記錄は明治四一――四二年頃に於ける我陸軍參謀本部の所員が其產地を旅行したる記事並に其當時此曹達に關し多少探求を爲したる伊藤某氏の記錄に見ゆるは我國に於ける殆んど最初のものなるべしと思はる其後該地方を旅行し或は蒙古地方より持ち歸りたる天然曹達の成分等に就き分析したる成績などを世に公にしたるものあるも未だ天然曹達產出の狀況其他に就き化學的見解を以て記錄したるものなきが如し。

蒙古天然曹達露出の狀況　蒙古に旅行するものの初めて入る關門は所々にありと雖も其東蒙古に入るものは四平街驛よりするを便利なりとす余も亦此驛より西に向ひて東蒙天然曹達探檢の途に上れり四平街を距る約二〇里にして三江口と稱する遼河に沿ひたる一村落あり此附近に至れば初めて天然曹達の地上に露出するものを見るべし蒙古地方の雨期は夏時なるを以て夏時は天然曹達の露出を見ることなし雨期去り地面乾燥し且つ寒氣襲來して地上凍るに至りて益〻其露出を見るが如し余等の此等東蒙地方を探檢したるは昨年十月下旬より十一月上旬に亘り該地方は既に零下五六度の寒氣にて大抵は氷結し居りたるも日中は佳なり暖氣にて日光のある處は解氷する程度なりき故に天然曹達の露出を見るには先づ好季節なりしなり三江口より鄭家屯に至り同處より洮南街道を北行し更に東に向ひ長春に出づる東蒙古の一五〇

一一六〇里間の地は孰れも多少の曹達の露出を見ざるの地なき程なり其露出狀況は恰も地上に薄霜を置けるが如きものにして其少量なるものは之を採集すること能はざるべし其多量なるものは殆ど薄雪の狀をなして露出せり東蒙古一帶の地は全く平野にして起伏せる丘陵の如きものすらなし唯時に水平より一〇尺乃至二〇尺位高く幅員三〇—四〇間位なる沙丘の存在を見るのみなり故に天然曹達の露出は全く渺茫たる平野の中にあるものなりとす平野一面は多く茅の如き丈け一—二尺の雜草を以て覆被せらる天然曹達は此等の平野に一面に露出し居るやと云ふに決して然らず其露出の區域は自ら制限ありて天然曹達の露出の多量なる處には雜草殆ど生育せず雜草の疎生せる處には天然曹達の露出は稍〻少量にして雜草の繁茂せる處には全く露出を見ることなし故に天然曹達の露出は東蒙古全部に亙ると云ふを得べきも實際採集するに堪ゆる露出を見るべき部分は實に一小部分にして彼處に數坪此處に數十坪と云ふが如き露出面點々として存在するまでなり而して如此濃厚なる露出面をなすものは前記の途中に於て玻璃城泡と太布蘇城泡の二箇處あるのみ他は薄層到底採集に堪ゆる能はざるものなりとす。

東蒙古に於ても若しマガディ曹達の如く鑛床をなして存在し其鑛床に觸れたる水が之を溶解し運搬し來りたるものとすれば水は低地に就くを以て低地の水が乾燥期に於て蒸發枯凋するときは其處に多量の曹達を殘すべし然るに事實は以上の推理と全く一致せず高地必しも曹達の露出少しとせず低地又必しも多しとせず茫々たる平

野其露出を制限するものとしては雜草の疎密如何により他に求むべきものなしとす然れども又一方より思考するときは雜草繁茂して天然曹達露出を制限するものにあらずして天然曹達の露出の多少は雜草の疎密を制限するものなるを以て至當とすべし即ち曹達露出の多量なる他面には雜草の繁茂を記さざるものと見るべければなり。

天然曹達の存在は地面に於て最も多量にして地下に至るに隨て尠し此は其地上の露出曹達と共に土壤を採取し更に其地下の土壤を順次三種に區別して採取し此が成分を試驗せしに地面を降下するに從ひ含有曹達の量は漸次に減少するを見れば曹達の大部分は冬期に於ては露出し居るが如き思ひを爲さざるを得ざるなり此は唯一箇處に於ける實例なるを以て全般を期し難きも余の考へにては他に於ても又同樣の事實あるべしと思考せらる

土人の言に依れば露出曹達を箒を以て掃き採取すれば後數日にして又曹達の露出を見るべしと此事實は孰れの曹達地方に於ても土人の異口同音に語る處なれば確實なるべしと思はるるなり唯其再露出の量は果して幾何なりや又數日にして再露出を見るとせば一箇年中採取時期には數回も掃き取り能ふべきかは實地探求するに非らすんば確認すること能はざる事なりとす

之を要するに蒙古に於ける天然曹達の散布は東蒙古に於ても實に廣大なる面積を爲すも其採集に堪ゆるものとしては僅に後に述ぶる二箇所に止まれり其露出の狀態

より考ふるときは或る一定の場所に鑛床の如きものを造り其處より水に洗はれて四散し隨處に露出するが如き狀を見ず地上に最も近き處に於て隨處に少量の炭酸曹達が成生せられつつあるの狀をなせり曹達に伴ひ隨所必ず食鹽及硫酸曹達の多量を伴ふを見れば恰もルブラン法が天然に行はれつつありと見ることを得るが如し(下略)

集散市場

曹達は東蒙古接壤地方市街には何れの地にも多少の集散ある就中主なる集散地は鄭家屯、小嗹倫、赤烽、張家口等にして其の年の天候により製產額に影響を及ぼすを以つて固より一定せざれども略ぼ左の如し。

鄭家屯	面堿	(既に前記せり)	磚堿	(既に前記せり)
小嗹倫	同	百三十萬斤	同	―
赤峰	同	八十一萬斤	同	二十七萬斤
錦州	同	二十五萬斤	同	―
張家口	同	二十六萬斤	同	―

尚ほ其の販路は東蒙古東部各地に產するものは吉林、奉天省管內に、南部各地に產するものは錦州及び直隸各地に西部察哈爾各地に產するものは直隸山西等の各地に供給さるるなり。

張家口の製鹻公司

資本十萬元を以つて株式會社の組織をなせる張家口の製鹻公司は每年蒙古各地に向つて曹達原料の買收契約をなし相當の代金を先拂とし或は貸付をなし、炭酸曹達、苛性曹達、重炭酸曹達を製造するを目的とせり。

天然曹達產地表

暖地塘(白棗樹區域の西北暖地塘の西北二支里餘)。喍岔(朝陽の東南一支里餘鳳凰山連嶺の北西麓)。缸窰(錦州より松嶺子門を經て朝陽に至る街道)。白廟灘張家口の北方二十支里)。二道溝(新舖の西十支里)。バイエルハガー湖(洮南の西々南七支里)。小札蘭營子(岳家溝の東北五支里、朝陽の東北五支里)。興隆溝朝陽の

東北十支里)。長春嶺(野馬圖の南約二支里半、洮南の西北十六支里)。西元寶山(赤峰の東約十一支里)。五臺圖(柳條子溝の西南約一支里弱)。柳條子溝(赤峰の西約十五支里)。蘇子溝(建昌の南十支里)。岳家溝(興隆溝の東南四支里にある洛等營子と東岳家溝との間)。井子溝(紅花溝の南約一里餘)。其の他處々にあり。

二、天然鹽

東蒙古には到る處の沼湖に天然鹽を產し東蒙古一帶の需要を充たし尙ほ且つ黑龍江省及び北部直隸省地方に輸出せらる、其の主なるものは東浩濟特のダムスノール、蘇尼特部、海拉爾附近、呼倫貝爾高原一帶の沼湖とす、左に其の二三を記さん。

ダムスノールの意義

蒙古人の稱するダムスノールはダムスが鹽にてノールは湖の意義を有するものにして從來支那地圖地誌に固爾班泊と記せるもの是れなり。

東浩濟特　烏珠穆沁部の右翼旗西烏珠穆沁王旗の王府の西北四十餘邦里、浩

濟特部の左翼旗東浩濟特王府の北方十三四邦里の所にダムスノールあり、恰も兩旗の境界に介在する鹹鹽泡子にして今より數百年前の發見に係り其の名夙に喧傳せらる、其の周圍漸次狹少となり現今の如く周圍約五邦里東西一里半南北約一里許となりたるなり、其の中央より西半は水を湛へ、東半は白皚々たる食鹽を露出す、但し時季により湖水漲溢して湖中東方に偏せる位に於て周圍一里半の島を露出することあり、又夏季に至り南方里許の地より眺むる時は其の水蒸氣の發半と東半に白く結晶せる食鹽の日光に反射するとに由り、恰も北岸山麓にて火の燃ゆるにあらざるかと疑はしむ、歩を進め近づきて仔細に之を見れば東半は小砂表面に顯はれ其の間大小幾多の小孔ありて孔の周圍に五寸乃至一尺餘の層をなし、其の上部は直に日光に觸るる如く食鹽表面に露出し二三分乃至三四分の方形に結晶し頗る美觀を呈す、此小孔は甚だ深くして其の底を測知し難し、左れど小孔の間人の歩行し得らるる砂地ありて湖内の交通自由なり、湖の東岸及び北岸は一帶に水深くして近づき難き所多きも一部の採鹽者は之より侵入す、東半部の南岸には水深○米五乃至三十米突乃至五六十米突の所まで牛車を牽き入れ得る所あるも水深○米五乃至

○米八の所あり、稍泥行にして車行困難なれども採鹽者は主として南方より入りて採鹽し牛車を牽き入れ之れを運びて陸上に送る採鹽のため湖に入れる人畜上陸するや足脚皆白色を呈す。湖水は雨水の瀦溜したるものにして敢て他より流れ込む河川なく毎年五月の雨期に至れば增水し周圍は海岸に於ける砂地の如く步行困難なり。湖水の北岸には喇嘛廟あり僧侶二百餘名之れに住す、此等の僧侶は今より三十年前ホゴチンツムより移住し來れるものなりといふ、此地方の土民は此湖水に鹽を產するは佛佗の利益なりとし每年採鹽前に佛佗に對し僧侶をして祈禱せしむ、若し其の禮を缺くときは湖水の鹽は消耗し盡くると稱せり。湖水は山又は丘陵に取圍まれたる平地の中にあり、水邊より丘陵に到る間は南方十五支里、北方五支里、東方十支里西方十支里くらゐとす。

採鹽法　此ダムスノールは東西に二分され其一半を西烏珠穆沁王府、其の一半を東浩濟特王府の所有に歸し出鹽の地點は西烏珠穆沁王府の管內に大部分を占め採鹽者は何も此等二旗の人民にして專業者ありしが現今は隨意採鹽しつつあり。採鹽法は先づ牛車を牽き入れ、牛車には容器として長さ四尺幅二尺深さ一尺

二三寸容積約一石二斗内外の柳樹にて編み表面に牛糞を塗りたる長方形の籠を置き、採鹽者は圓匙様のものを用ひ先づ湖底に結晶存在する鹽を掻き集めて之れを運ぶ、採鹽者は一組數人にて五輛内外の牛車を牽き數日湖邊に野宿し日々採鹽して全車輛の積載量を採鹽し終れば之れを目的の地に運搬す、鹽湖は冬季氷結することなく四季共に採鹽し得べしと雖通常冬季は日光弱く春季は降雨多く共に結晶充分ならず、雨期の後即ち夏季に於て最も能く結晶して採鹽に適し、其の產出量も陰曆三月中旬より陰曆十月に至るの間に於て多量なり。

品質　何等の設備なく天然に產するものなるを以つて外觀固より美ならざるも鹽分の强きこと到底海鹽の及ぶ所にあらず其結晶は水平層をなして存在し、上層にあるものは純白不透明結晶大粒にして降雨期と雖液化することなく本邦の食鹽の如く下層に鹽水の溜ることとなし是れ謂ゆる上製にして主として王府の使用に供す、下層は稍灰色を呈し一般人民の使用する所なる所謂ゆる下製と稱するものなり。

産額　本鹽の赤峰に出づる量は年々夥しき數に上り專ら松嶺脈以北の各地に

消費せらる、其の數量約三十五六萬貫なるべし、鹽の產額は固より無盡藏にして採鹽の期節には日々一輛三十貫乃至五十貫積載せる牛車五六百輛の輸出量ありとす。一年の採鹽量は少なくも二百五六十萬貫はあるべしといふ。

運搬方法　採取せる鹽は直ちに牛車に積載して一旦之れを自己生計の根據地たる包の所在地又は廟宇の附近に運搬し來り後、市場に搬出するものなり、今其の運搬方法を記さんに西烏珠穆沁旗下ホルト廟より林西に到る三百餘支里間の運搬に際しては何れの採取鹽も多く牛皮の袋又は布袋に包入し、其表面を天幕氈子類にて蔽ひ一袋五斗より六斗五斤を入る、一斗は六十三斤乃至六十五斤にして普通六十斤を單位とす、一車には二袋を載せ二牛にて牽くものと一車一牛にて一袋を載するものとあれども、普通一車一牛にて十車より十二車を一人にて引率し普通百車乃至百二十車を以て一隊を爲す、同王府附近以外は殆ど無人の境なるを以て隊商は何れも天幕、氈子、皮牌、水桶、鍋、五德等の衣服食器以外に食料品として黃油、乳豆腐、乳皮子並びに僅少なる炒米、小米を携帶し時に羊、山羊をも引率し來り水邊か燃料又は飼料の豐富なる地點を見出して野宿す、其の野宿をなすには積載せる

ままの牛馬を圓形に排列して中央に天幕を張り牛羊は附近に放牧す、斯の如くして一日六十支里内外にすぎず。

販賣方法　販賣方法を記す前に當り其の販賣區域を記さんに東西烏珠穆沁旗、東西浩濟特旗は勿論、赤峰、林西、多倫、經棚、開魯の各市場より遠く洮南方面の開蒙古市場に及び、東三盟中、現に該鹽の需要を受けつつあるものは左の如し。

哲里木盟の部

札薩克圖旗大部、圖什業圖旗大部、達賴罕旗大部、

昭烏達盟の部

東西札魯特旗大部、阿爾科爾沁旗大部、大小巴林旗大部、東西翁牛特旗大部、奈曼、敖漢旗の一部、

卓索圖盟の部

喀喇沁三旗

尙ほ克什克騰旗にも供給されつつあり。烏珠穆沁、浩濟特二部四旗以外のものにして食鹽を要するときは此等の人民より之れを讓受け其の代價は家禽又は雜

穀を以つてす、又雨部の人民にして他旗の人民の需要に應ずるため牛車に積み遠く他旗に運びて雜穀其の他と交換するあり、西烏珠穆沁旗下にて交換さるる場所は王府を距る南約八十支里なるホルト省以南に於てせらる、今其の交換率を示せば左の如し。

(一)鹽一斗に付　糜子一斗乃至三斗
(二)鹽一斗に付　小米四升乃至六升
(三)鹽一斗に付　銀四五錢

(一)は蒙古部落に於ける鹽一斗に對する糜子の交換率にして(二)及び(三)はホルト省に於ける小米との交換率及び其の價格なり。採鹽場に於いては何等の取締をなさざれど、道路の出口に臺吉を分屯せしめ若干の兵員を附し出入者を監視し左記の標準により課税す、但し烏珠穆沁、浩濟特の二部四旗の人民の自家用は例外とす。

巴林二旗　一車輛(八、九斗乃至一石)　銀四錢(邦貨約五十錢)
克什克騰旗一車輛　銀三錢(邦貨約四十錢)
阿覇垓、阿巴納爾各旗　一車輛　銀二錢(邦貨約二十六錢)

其の他距離の遠近により多少差異あり、而して兩部王府は均分することなく、各自旗民の採取せるものに就き納付せしむるのみ、漢商にして同鹽を求めんとするときは旗民と約し之れを烏丹城、赤峰、多倫諾爾、經棚、張家口等の地をば指定し、蒙古人をして運搬せしめ同地に於て受領す、蓋し漢人の鹽を運搬することは嚴禁するを以つてなり、斯の如く食鹽の販賣は他旗又は漢民をして直接採鹽又は運搬するを禁じ自己の旗民をして之をなさしめ鹽税は直接買主に課せずし賣主たる自己旗民に之れを課す、採鹽に從事せる旗民は前の如く納税する外、採鹽並びに販賣等のため使用する人畜の費用として一車に付平均我が三四十錢に相當する金品を要するにすぎざるなり。

搬賣者と喇嘛　該鹽の搬賣者は旗人と喇嘛との二種あり旗人は其の組織喇嘛と比すべくもあらず、多くも五輛内外の牛車を牽き來りて夫婦二人又は父子二人くらゐにて販賣に從事するものにして何れも林西、經棚市場か又は境界地點に於いて漢人と物々交換す、之れに反して喇嘛は一隊十八内外、百輛以上の牛車を聯ね一人の宰領と一人の通譯とあり、此等の喇嘛は西烏珠穆沁旗に於ける何れの大廟

も派遣するものなれども、林西街道に於てはホロト廟、グンケンツ廟、ハル廟等にして年に多きは六七隊より少きも三四隊を出す、其の遠隔の地に於ける販賣は此等の喇嘛に限られたるものの如し

口北鹽局　蒙古人が採鹽し來りて口外地方に於て支那人に賣却するは何等の制限と取締りとなかりしが民國に至りて張家口に口北鹽總局を設置し更に分局を多倫、經棚、林西、赤峰の各地に設け、又更に其等の分局の下に支局を置き蒙古人に對し課稅すると共に支那人の鹽商は官許の專賣商たらざるべからずとせり、今、林西に於ける狀況を記さんに、蒙古人が蒙鹽を運搬して林西城に入るときは入市稅として一斗卽ち六十斤に付一角を徵收す、支那人が購入する場合には百斤二元の稅金を徵收せらる、尙ほ其等の支那人にして更らに之れを再出するときは鹽稅として每百斤に付大洋二元を徵收するも一旦林西に於て納付濟のものは此限にあらずとせり。

蘇尼特

錫林郭爾盟なる蘇尼特部の左翼旗東蘇尼特王府の西南約十八邦里に周圍約一邦里の產鹽池あり、更らに其の西方約八邦里に周圍二邦里の產鹽池あ

り、又、其の西方約九邦里に同様のもの二あり、何れも湖邊蒼白色の食鹽を産出すること東浩濟特のダムスノールに異ならざるなり、左れど此等の地方は偏僻にして輸送に不便なるを以つて他に多く輸出するを得ず、旗内人民の需要量を採取するにすぎざるものの如し。

呼倫貝爾　黑龍江省に於ける産鹽場の一にして同鹽場は露支新協約成立以後露國の永代租借する所となり爾來露國は之れが設備を完成したるを以つて鹽粒細かにして純白なる品質精良の食鹽を出すに至り、毎年の産出額も從來の十倍に達せり、しかも價格の低廉なるより其の需要增加し支那官鹽の販路に影響する所少なからず。

煙筒屯　黑龍江省に屬し東淸鐵道線路附近にあり鹽産場は小河子停車場との間とす、今より十數年前の發見に係り、もと民間の經營たりしが明治四十二年官鹽局設置後、昂々溪榷運局の管轄に歸せり、鹽質は佳良にして價格は一布度露貨約五十留内外なり。

珠爾博特　黑龍江省に屬し海拉爾の西南約三百支里にある珠爾博特に産鹽

場あり、最近人の注目を惹くに至れるが、同池は三角形をなし周圍約十支里餘あり、池水は地中より湧出し嚴冬にも凍らず旱魃にも涸れず、其產鹽期は每年春夏の交、約四箇月間なり、品質は細粒にして色純白、精良なり、其產額は日々約四萬斤內外にして四箇月間に四五百萬斤を下らずといふ、每斤の價格は露貨十二三哥を上下せり、官鹽局の監督下に隨意に採鹽せしめつつあるが、採鹽者は百斤每に露貨七哥半の稅金を納付することとなれり、此鹽產場は黑龍江省に於ける利源の一にして將來大に囑目されつつあり、

三、滿洲の製鹽

歷史上に見はれたる製鹽

滿洲に於て歷史上に見はれたる製鹽は東三省鹽法志を以つて最も其の詳細を盡くせり、故に吾人は同志より其の要を抄錄して簡單に記述せんとす。

(一)盛京通志の建置沿革篇に舜は冀州の東北を分かちて幽州となすとあるは即ち今の遼河以西の北にして青州の東北今の遼河以東の地を幽州となせり。禹貢に

曰く海濱廣斥厥貢鹽絺とあるは青州と幽營とを合せ言へるなり。周禮の職方志に其山醫無閭、其利魚鹽とあり。漢書地理志に太公以齊地負海舄鹵、通魚鹽之利とあるは青州と幽營とを分ちて言へるなり。管子に齊有渠展之鹽、燕有遼東之煮、十口之家、十人舐鹽、百口之家、百人舐鹽、凡食鹽之數一月丈夫五升少半、婦人三升少半、嬰兒二升少半、鹽之重升、加分耗、而釜百升加什耗、而釜千加耗計口、とあり。秦に至り海陽には鹽官ありて遼西に屬し、平郭にも鹽官ありて遼東に屬す、鹽に因りて官を設くるは抑も之れを始めとす。

(二)漢に至りては秦の舊制により元承元年に桑宏羊、請うて大農部丞數十人を置き、分ちて郡國の鹽鐵官を主らしむること凡そ二十八郡、遼東、遼西之れに屬す。王尊傳に云ふ大守察尊廉補遼西鹽官長と、淳注の如きは地理志を引きて遼西有鹽官と、蓋し漢の遼東、遼西に於けるや均しく秦制の如く鹽官を置きたるなり、由是觀之、秦漢時代に於ける遼の東西は皆產鹽を以つて顯はれたるものとす。魏志の東夷句麗傳に其國中の大家座食するもの萬餘口、下戶は遠く米糧魚鹽を擔して之れを供給す、とあり。東沃沮傳に沃沮は句麗に臣屬し其の租賦の貢は貊布魚鹽とあり。

即ち是れ當時魚鹽の利は魏に屬せずして高句麗に屬したるなり。

(三)晉より唐末に至たり史記を缺如せり、是れ高麗既に平ぎ未だ幾くもなくして契丹の陷る所となり、其の未だ陷らざるものは則ち以つて乙矢葦奚可汗等の部落に處置す、覊縻未だ竟せず繼くに僑置を以つてす、遼遠の摧稅に入らざるも怪むなきは晉と隋とは同一轍なればなり。惟ふに北史の勿吉傳に水氣の鹹凝するあれば鹽樹上に生ずと。晉書の稱する所の肅愼に鹽なし木を燒きて灰を作り汁を取つて食ふとあるは、今の吉、黑、蒙、滿、境內往々にしてあり、五季の紛擾に至りては遼は契丹に屬し、宋且つ燕雲十六州の界を割く、遼鹽の筴盆や及ぶ所に非ざるのみ。

(四)遼史食貨志に曰く太祖得る所の漢民數多なるを以つて即はち八部中の大漢城を分かち一部となして之れを治むと、(承德縣の西南)城は炭山にありて南に鹽池の利あり、後魏の滑鹽に準じ八部取食の遺意なり。又、太宗の時產鹽の地甚だ廣く、渤海鎮城、海陽、豐州、陽落、城廣、濟湖等の處の鹽場の所在未だ殫紀すべからず、其の時五京の計司、各其の地を領すること續通志所載の如し、遼の南面するや山西の都轉運使司奉聖、蔚、應、朔、保五州の轉運使、西山轉運使、各副使、同知、判官、奉聖等五聖の轉運使

は聖宗の開泰三年に及びて置かる丶所として上京鹽鐵使司、東京戸部使司、中京度支使司、南京三司使司、南京轉運使司(亦曰燕京轉運司)、西京計司と使知使、事副使、同知使事判官等の官職と兼及併代するものありて以つて遼鹽を司り其の制異なる所なきなり、唯、其の間或は京官を以つて遙領して其路轉運使司と稱せるが如きは、是れ外任專職を以つて某州轉運使司と稱せるが如し。是故に遼史に言ふ、契丹の舊俗は事簡に職は專なりと。官職樸實にして名亂涅實を以つてせず、民に耕織鹽鐵の諸利を敎へ、日に滋殖を益し、既に燕代の富饒匱しからざるを得たり、蓋し立國得本たるの計なり。

(五)金は遼の後を承け制度詳を加ふ、食貨志にいふ、初め遼金の故地は海に濱して多く鹽を產んす、上京東北の二路は肇州(今の科爾沁前旗)の鹽を食し、速頻路は(今の寧古塔東南の地)海鹽を食し、臨潢(今の巴林の東北百四十支里)の北には大鹽濼あり、烏古里石壘東北部には鹽池あり、皆以つて境內の民食に足り、其の徵稅の利たる中士鹽場の得る所の倍に及ばず、乃ち益、事あれば官を設け法を立つ其の增減一ならずと雖廢置恒なし、然して時に隨つて弊を救ふ亦斷言すべきなり、其の行鹽の地を劃

するや世宗の大定二十一年遼東等の路の諸鹽場を併せて兩鹽司となし、二十五年狗濼(臨潢の所屬に鹽濼百狗濼あり)を更めて西京鹽司となす、是れより後は唯、山東、滄、寶抵、莒、解、北京、西京の七鹽司を置くのみ、鹽は各其の地に行ふ、考ふるに北京路は大定府に治す、今の喀喇沁右翼の南百里に在りて錦州、利州、瑞州、廣寗、懿州、建州、臨潢慶州、長春等の處を管轄し兼ねて今の奉天、吉林、黑龍江の境界を有せり。夫の西鹽司所轄を以つて臨潢の產物となし、北京鹽司の所轄を以つて錦州、廣寗及び遼東の產物となす、則ち當時東省の鹽利を知るべし。其の禁令をなすや、大定三年、軍、私の煮鹽及び官鹽を盜むの法を定め、猛安、謀克に命じて巡捕せしむ、十一年更らに鹽濼鹽場所の六品使司を定め西京鹽判宋俣を以つて使となし、順聖縣令白仲通を以て副となす、十二年西北路招討司に命じて猛安所較の貧民及び富人の奴婢の何れもに食鹽を給す、二十五年、上、上京より還り宰臣に言つて曰く朕聞く遼東凡ての人家の食鹽唯引目なきものは卽ち私鹽を以つて罪を治すと、夫れ細民徐に買つて之れを食す、何ぞ引目あるの由あらんや、令を止めて散辧し或は諸民を散ぜしめ其の欲する所に從ひ因つて之れを爲さしめよと、北京、遼東鹽使司を罷む。二十八年尚書

省鹽事を論じ上りて曰く、鹽使は官課を辨ずと雖素より民を擾す、宜しく令して別に巡捕官を設け鹽司と關涉なからしめば庶くは其の弊を革むるを得んかと、五月巡捕使を創め山東、滄、寶坻、莒は二員解、西京は各一員とし、西京は兜答館に置く秩は從六品とす。直隷省部にして而も北京、遼東に及ばざるは則ち亦以つて根本の故地となし早く其の禁を弛めしものか。明昌三年孫卽康等鹽司官等と同議し、軍民の私鹽を犯すもの三百里內のものは鹽司罪を按じ、遠きものは提點所に附し皆捕獲の賞を徵す、販造する者に於ては猛安謀克人の煎販及び盜む者は所管の官贖を論じ、三犯は之を杖し捕獲し能はば則ち罪を免す、上、猛安、謀克に命じ杖する者は再議し餘皆之れに從ふ。五年宰臣奏するにより猛安、謀克の私鹽を告るありて而して捕へざる者は之れを杖す、其の部人に犯有りて而して察を失ふものは數の多寡を以つて罪を論ず。其の鹽官の課たるや泰和七年西京、遼東、鹽判官及び諸管句增虧升降の資格を定め西京、北京、遼東各司の制策は均しく關內五司と異なる、所あり、是れ亦地に因りて其の宜しきを制せるものなり。

(六)元に迨んでは太宗四年始めて鹽法を行なふ、志に稱す、鹽の一引每に重さ四百觔

にして價銀十兩なり、六年鹽運司を置き、九年初めて遼陽鹽課を立て、北京路に於て課稅を徵收せり、至元五年東京、懿州、乞石兒の硬鹽は塗河の界を過ぐるを許さず、仁宗の延祐二年には凡て鹽引を僞造するものは皆斬し、其の家產を籍し付告人は賞を充つ、私鹽を犯す者は徒二年杖七十に止め其の家產の半を籍す、首告する者あれば籍する所の內に於て其の半を以つて之れを賞す、行鹽の各郡邑に界を犯すものあれば私鹽稅の一等を減じ其の鹽の半ばを以つて官に沒し半をば告ぐる者に賞す、鹽官は階級ありて正三品より徒九品に至る、稅課鹽使所、提擧鹽榷所、課程所、提擧課鹽使所、都督領拘榷課鹽所等あり。刑部郎中右三部郎中は兼て鹽使司を課す、都轉運使司は三鹽司を課す、都轉運使司を改めて戶部尙書行都轉運使司事とし、又、改めて二鹽使司とし、又改めて都轉運司とす。復た司印を頒分し郡邑を巡行して人に近く、黃本驥の歷代職官表には行臺御史ありて兼て鹽政を管す、運鹽使、運同知、運副使、運判官、鹽課司提擧、司令、批驗所、大使、經歷、知事、提控案牘等の諸官名ありて或は鹽場を監し或は鹽課を統ぶ、皆河間、山東、河東、陝西等の處に設け而して北京、開元路は轉運を除くの外其の制を詳にせず。

(七)明史の鹽法は食貨に最とも詳かなり、而して遼鹽を云ふに官軍は設けずして餘煎は辨ずるに商を召し粟に易へて軍に給す、大引は四百觔、小引は二百觔と、百官志に云ふ遼東に煎鹽提擧司を設く、提擧は正七品、同提擧は正八品、副提擧は正九品なり、左れど其等の官制は實行されず、唯、地理志には鹽場を分つこと十一處、即ち海州衞、蓋州衞、復州衞、金州衞、廣寧中屯衞、廣寧右屯衞、廣寧前屯衞、寧遠州是れなり。當時産鹽の富の誇るべきものあるは建州野人、海西諸衞の如き或は食鹽を互市して蒙境に轉運するもの所在にありたり。

(八)清に迨んでは國初、盛京の鹽引は奉天、錦州の二府に分かち以つて奉天府尹の兼理に屬し、鹽場二十を轄するには地方官州縣佐雜等の員を以つて之れを兼ね司らしめ、其の制は引を頒つあり供應あり、以下少しく之れを說かん。

會典に奉天の鹽場は二十處とす、即ち、

黃旗場、行心臺場、大板橋場、小板橋場、葫蘆套場、甜水河場、天橋場、二道溝場、三道溝場四道溝場、柴河溝場、白馬溝場、劉三場、柳柴場、小鹽場、料河堡場、團山堡場、鐵廠屯場、鐵廠屯河西場、芝麻灣場。

是れにして奉天府尹にて攝す、初め分ちて引課額、供應額とせり、引課額とは即ち康熙十八、九年間に額定せる一萬六千八百七十四引是れなり。供應額とは即ち順治元年に奉錦各屬の鹽場は歲に供應白鹽六萬六千觔を辨ぜよと定め乾隆年間、又、額設莊頭丁鹽共に八萬八千觔の官鹽を疊加せること是れなり。凡そ鹽を產するに井あり池あり灘あり皆滷を瀦し以つて利を致す、其の灘といへるものは卜潮汐の漲落を取りて鹽となす、故に奉省の鹽場は味質と其の造作とは皆視て粤東鹽と甚だ異なるなしとす、曬鹽にして煎鹽にあらざるなり。國初引を行うてより康熙三十年に至り灘を分つを停め課場を置かず亦紀なし、同治六年に至り釐を推して以來、地は賓を愛せず大利日に闢く、横に產鹽區域を覽るに西は寧遠州屬の蚓蝗溝より起り東は鴨綠江口の島峽に至るまで、宛亘將に二千里ならんとし、遼河海に入るの流域を畫して東西の兩岸となす。東岸は營、蓋、復州、金州、莊河、安鳳の五場。西岸は錦縣、盤山、寧遠、廣寧の四場とす、金州よりの灘池は日本の纂する所となす、而して安鳳は又新闢に係かるが故に灘場をいへば七となすも分局は實に九局となすなり、金洲灘は未だ我れに歸せずと雖、其の灘池を計れば六(一に七となす)あり。營蓋

五、復州五、莊河十二、安鳳二にして東岸の灘場は凡て三十箇處なり。錦縣は今裁して本府に併せたれば應さに錦州府灘と稱すべし。八盤山五、寧遠州十、廣寧六にして西岸の灘場は、凡そ二十九處なり。東西兩岸共に灘場五十九處を有す。毎場一處內灘は座に分ち座又副に分り七八一副を謂うて一副斗子となす。亦間々副數に分たざるものあれども必らず滷臺及び晾鹽池ありて兩々相配置し、以つて出鹽に利す、之れを舊灘に較ぶれば已に二三倍せり。寧遠州、錦州の如きは氣候較、暖かく盤山、營蓋等は之れに次ぐ、此等の地方は二月初より五月杪に至たるを春季と爲し、七月初或は中旬より十一月杪に至るを秋季となす。氣候の較や寒きところは金州、復州、廣寧、莊河、安鳳等の處の如き概ね三月初或は中旬より五月杪に至るを春季となし、七月より十月杪に至るを秋季となす。六七月の雨多きときと、正月、二月、十一月、十二月に至れば氷雪堅凝して均しく產鹽せず。故に灘の衰旺は雨水の多寡と天時の冷熱及び海を距るの遠近とを以つて比例となす、概ね春鹽の質重は毎斗五、六十觔より七十觔に至り、秋鹽は六七十觔より八十觔に至る潮水を取りて試熬するに或は二十觔の水より鹽一觔を得或は二十觔に及ばざるものの或は二十觔

以上のものあり。滷性淡ければ則ち輕きなり。

凡そ造鹽の法は濱海より溝を引き溝は水圈に通じ、圈は滷臺に通じ臺は鹽池に通ず、每灘の一副は臺八にして池六或は臺七にして池五、或は臺池同數なるものあり、皆高低により層を分かち次第して下る、潮の漲る時は溝より圈に入り瀦すること二十餘日にして滷を成す、滷成れば概ね兩人にて縄に柳斗を繫げるものを持ち滷水を起注して第一臺に入れ、滿たして之れを曬すること二、三日にして第二臺に放入す。次を以つて遍ねく各臺に放ち而して後池に及ぼせば一二日にして鹽となる、滷を試むるの法は蓮子數箇を用ひて池中に投ず、蓮子浮て立てば則ち滷は沃にして質重く蓮子浮て横になり或は横竪相半すれば則ち滷薄くして質輕く沈めば則ち鹽と成る能はざるなり。凡そ鹽滷の將に成らんとするの時は驟雨を忌む、雨至れば則ち味ひ解す、又、必らず法の如くに瀦を換へ以つて座數の豐歉を覘す、現に計るに九百五十九處の灘二千餘座、斗子四千副有奇あり(灘座と斗子とは均きも時に增減あり同一地にしても上半年と下半年と灘數符合せざるあり)全年產額約九十萬石以上なり。產鹽の旺なるは營蓋、金州、復州、錦府を以つて最と爲し、盤山、寧

遠、莊河、廣寧之れに次ぎ安鳳又之れに次ぐ、其の色味と重量とは則ち復州を推し、銷售の利便は則ち營蓋、錦府、復州、並に租界の金州を推す、凡そ產旺に道便なれば則ち銷數も亦旺なり。今以上の鹽場及び其の他に就て表示すれば左の如し。

地勢／場別	場局地名	鹽場名	南方交界	北方交界	東方交界	西方交界	海濱への距離	面積
營蓋場	二道溝	二道溝 三道溝 藍旗廠 紅旗廠 吳家屯	接塘窪 二道溝 紅旗廠 前新店及び西河口	本溝 塘窪 藍旗廠	營蓋の大道往來 營蓋街道 同 同	海岸 同 同 同		三百四十一方支那里
復州場	小島子	白家口 望海甸 羊官堡 陰陽嶺 小島子	小島子 望海店 蘭店 窩窪坨 子場	羊官堡 小島子 本島石 門後	田家店 海灘	小島子 金州交界 三官廟		三百二十餘方支那里

莊河場	蕎麥楞子	東路	蕎麥楞子		莊河廳	青堆子	莊河廳		二百六十餘方支那里
			磨石房			蕎麥楞子			
			李家坎子				大鹽廠		
			大鹽廠				鶯窩		
			鶯窩			蕎麥楞子	大鹽廠		
			隈子屯			鶯窩	花園口		
			花園子			蕎麥楞子	尖山子		
			尖山子			蕎麥楞子	碧流河口		
		西路	黑山子			石山子	蕎麥楞子		
			黑咀子		大孤山		同		
			石山子			黑嘴子	同		
			雙山子		大孤山		同		
安鳳場	大東溝		叢家屯			白井子	大東溝		百二十餘方支那里
			花坨子		大孤山	同			
盤山場	田莊臺		常家屯	接官廳	大窪停車場	田莊臺	接官廳		二百四十餘方支那里
廣	馬		馬帳房					三十支里	三百三十

寧場	帳房	大臺子					二十餘里	方支那里
		小臺子					三十里	
		毛家屯		胡家窩停車場	同上	馬帳房	五十里	
		郭家屯					三十餘里	
		白井子					三十五里	
錦州場	上坎子	上坎子	大東山	高橋停車場	同上			二百四十餘方支里
		天橋廠			部子屯	上坎子		
		大東山		上坎子				
		白馬石		同				
		部子屯			四溝	上坎子		
		頭溝			同	同		
		四溝			沙溝	同		
		沙溝			上坎子			
寧	廠	廠子溝						
		項家屯		廠子溝	廠子溝			百七十餘方支里
		蘇家屯	張莊子		同			
		張莊子			廠子溝	杜家臺		

遠	場
子	溝
杜家臺　蜊蝗溝　五里橋　狐狸套　沙坨子　大明山	
綏中縣　停車場	寧遠縣城
同　杜家臺　沙坨子　同	大明山
山海關　廠子溝　同	同　同

產鹽時令表

灘別	時別
營蓋　盤山	二月初より五月杪に至るを春季とし七月中より十一月杪に至るを秋季とするもの
復州　金州	三月初より五月杪に至るを春季とし七月中より十月中に至るを秋季とするもの
莊河	三月初より五月初に至るを春季とし七月より十月に至るを秋季とせるもの
安鳳	三月中より五月杪に至るを春季とし七月より十一月に至るを秋季とせるもの
錦州　寧遠州	二月初より五月杪に至るを春季とし七月初より十一月に至るを秋季とせるもの
廣寧	三月初より五月杪に至るを春季とし七月初より十月に至るを秋季とせるもの

季鹽斗觔比較表

時季別	斗觔別
春季	五十觔以上
	六十觔以上
	七十觔以上
秋季	六十觔以上
	七十觔以上
	八十觔以上

莊河屬　石山子　黑咀子　雙山子
廣寧屬　馬帳房
寧遠州屬　張莊子

營蓋屬　二道溝　三道溝　藍旗
莊河屬　蕎麥楞子　磨石房　大鹽廠　鶯窩隈子屯　花園　李家坎子　黑山子
安鳳屬　叢家屯

營蓋屬　紅旗　吳家屯
復州屬　小島子　羊官堡　望海店　白家口　陰涼嶺
金州屬　貔子窩

莊河屬　磨石房　李家坎子　黑山子　石山子　黑咀子　雙山子
安鳳屬　叢家屯　花坨子
廣寧屬　毛家屯

營蓋屬　二道溝　三道溝　藍旗
莊河屬　蕎麥楞子　大鹽廠　鶯窩隈子屯　花園
錦州屬　上坎子

營蓋屬　紅旗　吳家屯
復州屬　小島子　羊官堡　望海店　陰涼嶺　白家口
金州屬　貔子窩

杜家臺
蝲蝗溝

花坨子
錦州屬
上坎子
天橋廠
部子屯
頭溝
四溝
沙溝
盤山屬
常家屯泥灘
同沙泥灘
各牛灘

旅順
大連
營城子
普蘭店
五島
錦州屬
大東山
白馬石
盤山屬
常家屯泥灘

寧遠州屬
張莊子
杜家臺
蝲蝗溝

天橋廠
部子屯
頭溝
四溝
沙溝
盤山屬
常家屯泥灘
同沙灘
同沙泥
各牛灘
廣寧屬
馬帳房
小臺子
大臺子
北井子
郭家屯

旅順
大連
營城子
普蘭店
五島
錦州屬
大東山
白馬石
盤山屬
常家屯沙灘

廣寧屬
小臺子
大臺子
毛家屯
寧遠州屬
廠子溝
項家屯
蘇家屯
大明山
沙坨子
狐狸套
五里橋

廣寧屬
北井子
郭家屯

寧遠州屬
廠子溝
項家屯
蘇家屯
大明山
沙坨子
狐狸套
五里橋

水性鹹淡分量比較表

灘別		鹽分量
營蓋屬	紅旗場	七・五両
	藍旗場	六・八
	三道溝	二・九

水斤率
通ずるに十觔を以て試煎す

各灘	二道溝	二・二
	呉家屯	—
復州屬各灘		四・〇
金州屬		—
莊河	西路各灘	四・〇
	東路各灘	二・〇
安	鳳各灘	五・〇
錦州府屬	上坎子	四・二
	天橋廠	四・〇
	大東山	六・〇
	白馬石	二・五
	部子屯	三・五
	頭溝	三・〇
	四溝	六・〇
	沙溝	五・二
盤山	藍石礆	三・四
	西夾信	三・四
	南夾信	三・四

屬		
二	道磧	三・四
二	龍江	四・〇
南	大圏	四・一
廣寧	灘井	四・〇
寧遠州	各灘	八・〇

年號	年別	產銷別	產銷別 (石)	前年ト比較 増 (石)	前年ト比較 減 (石)
光緒	二十四年	銷鹽	四九七、〇七五・五〇〇	—	—
	二十七年	銷鹽	二一三、二四〇・五〇〇	—	二八三、八三五・〇〇〇
	二十八年	銷鹽	三一八、三一四・〇〇〇	一〇五、〇七三・五〇〇	—
	二十九年正月ヨリ十二月十四日ニ至ル	銷鹽	四六一、七五三・六〇〇	一四三、四二九・六〇〇	—
	二十九年十二月十五日ヨリ三十年中	產鹽	一五二、二一六・六〇〇		
		銷鹽	一五〇、九九七・二〇〇	—	三一〇、七九六・四〇〇
	三十一年	產鹽	二六三、四三八・二〇〇	一一一、二二一・六〇〇	—
		銷鹽	三六六、七八四・九〇〇	二一五、八二七・七〇〇	—
	三十二年	產鹽	三七五、五一六・九〇〇	一一二、〇七八・九〇〇	
		銷鹽	四五七、七六三・八〇〇	九〇、九七八・九〇〇	—

光緒三十三年	産鹽	二八四、四三六•九〇〇	—	九一、〇八〇•〇〇〇
	銷鹽	二七二、八三二•七〇〇	—	一八四、九三二•一〇〇
四十四年	産鹽	三九九、五五六•六〇〇	一一五、一一九•七〇〇	—
	銷鹽	四八一、八六九•三〇〇	二〇九、〇三六•五〇〇	—
宣統元年	産鹽	七〇一、九八九•三〇〇	三〇二、四三二•七〇〇	—
	銷鹽	六四四、七八七•四〇〇	一六二、九一八•二〇〇	—
二年	産鹽	七三三、〇九二•八〇〇	三一一、〇〇二•五〇〇	—
	銷鹽	五七七、一二七•九〇〇	—	六七、六六九•五〇〇

説明

按ずるに光緒二十九年以前は案卷全燬し、表内の二十四年、二十七、八年の銷數は二十九年の部に奏銷せる覆文内の比較數月より核計せるものに係る、其光緒二十四年以前より溯つて、同治六年に推鹽せる時までの銷數は案の稽ふ可き無きに因りて闕に從ふ。

數字上より見たる滿洲鹽

(一)鹽•田•面•積•　鹽田は地方により其の構造及び形狀に差異あれど潮水貯溜池卽ち

淦又は圏、蒸發池卽ち滷臺、結晶池卽ち晒鹽池又は鹽池、溝渠及び堤防を具有するは一なり、滿洲の鹽田の大小を決定すべき基礎となるは通常蒸發池及び結晶池の數及び其の面積なるも兩者の面積は必らずしも產鹽額の多少に影響するものにあらず、座及び副を以つて計算の標準となすを常とす、既記せる如く座とは鹽田の所在箇所數、副とは座を小分せるものにして蒸發池、結晶池及び之れに相應する潮水貯溜池、溝渠、堤防を具有し獨立して製鹽し得る設備ある單位區劃なり、其等の座數及び副數は民國元年及び二年の調査にして其の他は宣統二年の調査せるもの卽ち左の如し。

管轄局名	灘鹽ノ種類	座數	副數（又ハ鹽灘數）	一副内ノ蒸發池數	一副内ノ結晶池數	寛長及面積（括弧内ハ面積）（單位平方丈）
廂黄旗	官灘	―	二五六	―	―	
正黄旗	同	―	二九八	―	―	
正白旗	同	―	七〇	―	―	
營蓋鹽釐分局	民灘	一、〇八九	一、一四二	八	六	全副長五〇丈、幅一四丈（七〇〇）
復州鹽釐分局	同	二四八	七〇	六―一〇	六―一〇	蒸發池、結晶池共各六丈―八丈五尺平方（三六―七二・二五）

莊河鹽釐分局	民	灘	三〇四	五三二	六—八	六—一〇	同上　五丈—一〇丈平方（一五—一〇〇）
安鳳灘務局	民	灘	三	三	二八	一六〇	毎副長六五九丈、幅二〇九丈（一三七、七三一）
	民	灘	三八	三五	八	八	蒸發池、結晶池、各八丈平方（六四）
盤山鹽釐分局	民	灘	一三三	三〇〇	八	六	全副長四九丈、幅一二丈（五八八）
北鎮（廣寧）鹽釐分局	同		三一九	三七四	四	六—八	蒸發池及結晶池共各四—六尺平均（一六—三六）
興城（寧遠）鹽釐分局	同		一七一	三八九	八—四〇	八—四〇	同上　二丈平方—長四丈幅三丈（四—一二）
錦縣鹽釐分局	同		二一五	二五四	八	六	同上　七丈平方—長七丈幅七丈（四九—五六）
合計	官灘		三	三			
	內務府官灘		—	五八四			
	民灘		二、五〇七	三、七三六			

製鹽需要額　は左の如し但し單位支那鹽石とす

年次	奉天省（熱河共）	吉林省	黒龍江省	合計
光緒三四年（一九〇八年）	四三五、八〇七	三一、八七三	二四、一八九	四八一、八六九
宣統元年（一九〇九年）	四四二、〇五五	一一六、〇三二	八六、六八〇	六四四、七八七
同　二年（一九一〇年）	三八八、九五五	一三三、一四四	五五、〇一八	五七七、一一七
同　三年（一九一一年）	四八〇、八八四	一三六、八九四	一〇、五三八	六二八、三一六
民國元年（一九一二年）	二八五、九七九	七二、三八三	四四、四八六	四〇二、八四八

備考　本表の數字は鹽政雜誌（第二年第二期）に依る、前二表と符合せさるも參

考の爲め掲記することとせり

支那に於る製鹽の輸送及販路は國法を以て嚴に之を規定し外省產鹽の東三省に入るを嚴禁すると共に奉天省の產鹽は東三省一帶及熱河地方を其の販賣區域とし此地域を超えて他に搬出するを許さす而して產鹽地より販賣地に至る輸送は南方各省の鹽引の制を用ふるに反し東三省にては商運及官運の二法を採り奉天省內及熱河地方に輸送するものは商運卽ち商人に運送を許し吉、黑兩省に送るものは之を官營とし且つ各省に於ける販賣數量を奉天省及熱河地方五十萬石、吉林省二十萬石、黑龍江省十萬石に制限せり。

鹽田一副當產鹽概數は左の如し

地方別	大中小別	一副ノ面積	產鹽額 豐年	產鹽額 平年
營口蓋平二縣	大		八百石	五百石
	中	平均四五十畝	六百石	三百石
	小		四百石	二百石
一	大	二十八畝	五百石	四百石

復縣	中		三百石	二百石
	小	二十一畝	二百石	一百石
安東鳳城二縣	官灘		二千石	千八百石
	大	未詳	百五十石	百二十石
	中	同	百石	八十石
	小	同	七十石	五十石
莊河縣	奎灘大	同	二千石	千五百石
	同小	同	一千石	七百石
盤山縣	大	五十畝	六百石	四百石
	小	二十五畝	三百石	二百石
北鎮縣	大	二十五畝	五百石	四百石
	中	十六畝	三百石	二百石
	小	八畝	百石	八十石
錦縣	大	未詳	八百石	六百石
	小	同	五百石	四百石
興城綏中二縣	大	十四畝	八百石	四百石
	中	九畝	四百石	百五十石
	小	四畝	一百石	五十石

備考

一、鹽の一支那石は約六百斤なり

一、奎灘とは大規模の鹽田なり

鹽田收支概算（一副當リ）

費目	春季ニ於ケル收支額 上灘 (元角分)	中灘 (元角分)	下灘 (元角分)	摘要
人夫賃	小洋 六六•〇〇〇	小洋 六九•〇〇〇	小洋 八四•〇〇〇	上灘人夫三名ノ内捻頭一人ハ春季ヲ通シ三十元人夫一人十六元人夫頭同二十元トシ中灘ハ同捻頭二十五元他ハ各二十二元トシ下灘ハ人夫二人ハ各二十元捻頭四十元トス
人夫食料	一〇八•〇〇〇	一〇八•〇〇〇	一〇八•〇〇〇	人夫一人一日分食料高粱三斤三人分九斤一斤代一角トシ春季百二十日分
副食物	二一•六〇〇	二一•六〇〇	二一•六〇〇	人夫一人春季ヲ通シ魚八十斤豆二斗トシ魚百斤代七元豆一斗代八角ノ割トス
節句慰勞費	四•八〇〇	四•八〇〇	四•八〇〇	五月端午節句人夫用肉一人八斤一斤二角ノ割ニテ給與ス
	•二五〇	•一五〇	•二五〇	同川一人麵二斤一斤代東錢三百三十文合計六斤ニ對スル代價
	•一五〇	•一五〇	•一五〇	同用一人酒二斤一斤代東錢二百文合計六斤分代價
巡費	•八〇〇	•八〇〇	•八〇〇	毎月二角宛四箇月分見廻リ賃
修理及備品	四〇•〇〇〇	四〇•〇〇〇	四〇•〇〇〇	鹽灘附屬器具草席等ノ修理及購入費

修築費	五〇・〇〇〇	六〇・〇〇〇	一五〇・〇〇〇	海濱其他ノ修築費ニシテ海水ニ近キ下灘ハ海水ノ爲メ破損スル場合多キヲ以テ其費用ヲ增加ス
合計	二九一・六〇〇	三〇四・六〇〇	四〇九・六〇〇	
一石生産費	・九七二	一・〇一五	一・三六五	
鹽價收入	五二五・〇〇〇	五二五・〇〇〇	五二五・〇〇〇	豐年ニハ一副七八百石ヲ産スルモノアルモ平均三百石ヲ産スルモノトシ一石ノ代價ヲ小洋一元七角五分トス但下灘ハ修築費ヲ要スルモ上灘ニ比シ多額ノ鹽ヲ産シ且ツ船積ノ便アル爲メ産分高價ニ賣買セラルルヲ以テ實際灘戸ノ收入ハ上記計算以上ナルヘシ
差引利益	二三三・四〇〇	二二〇・四〇〇	一一五・四〇〇	

備考

一、本表は營口、蓋平地方に鹽田を有する一灘戸(製鹽業者)の計算せる春季鹽の計算なり

一、上中下の區別は海岸の上下に位置するを指すものにして設備の良否、産鹽の多寡を意味するにあらす

(二)奉・天・省・鹽・務・官・衙・　鹽務分局は産鹽池に在りて當初鹽稅を徵收すると共に鹽灘を監視したりしが民國三年三月鹽稅徵收事務を鹽務稽核所に移つし鹽務分局は鹽の製造、貯藏及び鹽灘の警察事務を掌理することとなり補徵局は交通の要路にありて脫稅及び納稅不足の鹽に對し補徵を事とし緝私局は主として鐵道に依る

密輸入を監視するものとす。

鹽運使	奉天鹽運使（在營口）	
場務分局（括弧內ハ所在地）	八局	遼西四局：錦縣分局（上坎子）、興綏分局（廠子溝）、北鎭分局（馬幌房）、盤山分局（常家屯） 遼東四局：營蓋分局（營口二道溝）、復縣分局（小島子）、莊河分局（蕎麥稜子）、安鳳鹽釐兼灘務局（大東灘）
鹽釐補徵局	十局	省城補徵局（奉天）、營口補徵局、田莊臺補徵局、新民屯補徵局、沙河補徵局、通江口補徵局、昌圖補徵局、海龍補徵局、大孤山補徵局、雙臺子補徵局
緝私局	四局	公主嶺緝私局（懷德）、四平街緝私局（梨樹）、大平嶺緝私局（復州）、田家甸緝私局（同）

四、關東州の製鹽

關東州に於ける製鹽業が日本內地の其れに比し甚だ有利なるは雨量の僅少にして空氣の乾燥せること尙且つ風力强烈なると使用人たる苦力賃が內地の勞働者の其れに比して約三分の一くらゐなる等に由るものとす。今其等の氣象並に各

地と比較せる氣象を表示すれば左の如し。

關東州氣象表（自明治三十九年至大正四年）

區分	測地／月次	一月	二月	三月	四月	五月	六月
平均濕度	旅順	六七	五五	六三	六五	七〇	八一
	大連	六八	六四	五九	五八	六〇	七一
平均氣溫	旅順	(−)四・〇	(−)三・二	一・三	八・三	一四・二	一九・二
	大連	(−)四・五	(−)三・七	一・六	九・〇	一五・二	二〇・三
降水日數	旅順	六	二	四	四	五	九
	大連	五	三	五	五	七	九
蒸發量	旅順	五四・五	六三・九	一〇八・八	一六八・二	二三三・一	一九八・二
	大連	四九・二	五〇・三	九二・三	一五九・一	二二三・三	二〇七・六
降水量	旅順	一二・三	九・一	一四・四	一六・七	三七・九	四一・〇
	大連	五・三	九・七	一九・三	二三・〇	四七・〇	四八・〇
日照時數	旅順	五七	六六	六二	六二	六四	五七
	大連	五九	六七	六四	六三	六六	六一
平均風向	旅順	北一八度西	北二七度西	北一一度西	北五七度西	南二八度東	南二八度西
	大連	北四〇度西	北四五度西	北七一度西	南六一度西	南四度西	南一八度東

區分	測地／月次	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
平均濕度	旅順	九〇	八七	七六	七三	六五	六三	七一
	大連	八三	七〇	六九	六五	六一	六二	六七

平均氣溫	旅順	二二・六	二三・八	一九・七	一四・〇	五・六	(−)〇・六	一〇・一
	大連	二三・四	二四・五	二〇・〇	一三・八	五・〇	(−)一・五	一〇・三
降水日數	旅順	一一	九	七	七	六	五	七五
	大連	一三	一二	七	七	六	五	七九
蒸發量	旅順	一五九・三	一七四・〇	一七三・八	一三九・六	九六・五	七〇・六	一、六三〇・五
	大連	六七・九	五六・七	四七・四	三一・一	八六・九	八・一	一、五一六・七
降水量	旅順	一六七・六	一〇四・〇	八三・五	二七・二	二七・八	六・七	五四八・二
	大連	一八二・五	二・四	一〇二・八	三一・〇	二四・二	九・一	六三五・五
日照時數	旅順	四七	五六	六三	六五	五七	六四	六〇
	大連	四九	五七	六三	六六	五九	六三	六二
平均風向	旅順	南四四度東	南七八度東	北三三度西	北三八度西	北二九度西	北二八度西	北一四度西
	大連	南三七度東	南五六度東	南三九度西	南八五度西	北四二度西	北四四度西	南六三度西

備考　降水量、蒸發量は(粍)を以て示す
溫度は攝氏度目にして零度以下には(−)を附す
日照時數、濕度は百分率を以て示す

各地特種の氣象比較

地名／種別	平均濕度	降水日數	降水量	蒸發量
臺南	七九・二	一〇九・七	一、六五六・六	一、七〇六・五

仁川	七〇・〇	九九・八	九四一・六	一、四五九・一
木浦	七六・三	一二七・五	九五二・二	一、二三七・七
平壤	七二・〇	一〇三・九	八二六・〇	―
廣島	七五・〇	一三二・〇	一、五〇二・二	一、二〇九・八
岡山	七五・〇	一二六・八	一、一二五・五	一、三一八・二
德島	七四・〇	一四二・九	一、七九〇・五	一、一三三・〇
神戶	七一・三	一三九・八	一、三六七・〇	一、二六三・四

產鹽地

(一)旅順管內。　旅順民政署管內に於ける產鹽地は雙島灣、營城子灣、羊頭灣、旅順の四箇所にして營城子灣は旅順線營城子驛を西に距る里餘なり、其產鹽地は東小磨子、西小磨子、韓家屯の三箇所にあり、陸上の交通は辛うじて車馬を通ずる程に便利ならざれど停車場に近きを以つて鐵道輸送の便あり、又、鹽田附近は水深淺きを以つて灣の右岸なる王家套附近まで陸送し其れより海運によりて搬出せり。　雙島灣は旅順を距る西北方三里餘なれど車馬の便あり、其の產鹽地は山頭村、小甸子、廠鹽、

尹家大園、山虎咀、小潘家屯、江西涯、大口井、胡家屯とす、此等の鹽田附近は舟楫の利便あるを以つて多くは海運によりて搬出するを常とせり。羊頭灣は旅順を距る西方二里の地に在り、其の鹽產地は羊頭窪一名鳩灣内の南小房屯に在り海陸共に其の運輸便なり。旅順の鹽產地は旅順港の西澳鴉呼咀東にあり旅順市街に近きを以つて交通運輸共に至便なり。

(二)大連管內　老虎灘、沙河口の二箇所に在り兩者共に大連市街に近きを以つて交通運輸共に至便なり。

(三)金州管內　董家溝、于島子の二箇所に在り、董家溝は金州の東南方約四里の地點にして于島子は西北方同四里の地點とす、兩者共に小鹽田にして海陸交通の利便備はらず。

(四)貔子窩管內　貔子窩の東方約一里、贊子河より碧流河に至る凡そ七里の間に碧流河、東老灘、夾心子、贊子河の四箇所連續して存在す、交通は海陸共に不便なれども鹽の搬出は多くは海運によれり、即ち大潮の時五六日間を利用して積出をなし、又、汽船積となす場合は多數の戎克船にて大潮の際積出し數浬の沖合にて本船荷役

を行ふものとす。此等の產鹽地は關東州隨一と稱せらる。

(五)普蘭店管內　普蘭店、五島の二地方とす、五島は普蘭店を西方距に距る陸路十四里にして金州よりは海路三十五浬あり、又、三十里堡驛より下車し對岸なる煤窰を經て陸行するときは約八九里行程なり、此地の產鹽地は交流島、路砣島、鳳鳴島の三箇所にして一水道を隔てて復州の產鹽地と近く相接し干潮の際は殆ど徒涉し得といふ、鹽の搬出は貔子窩地方と同じく大潮の時を利用せざるべからずして八九浬の沖合まで積出して本船荷役を行ふ。普蘭店の鹽田は小山西、三官廟、棗兒房、馬虎島、長店堡の五箇所なり、何れも普蘭店灣に位置し南滿線の普蘭店驛を距る北方二里餘とす就中、長店堡は同驛附近に在り車馬及び汽車の輸送至便なれど鹽田附近は水深淺く大潮の時僅かに小舟を進めらるるにすぎざれば海運によること殆んど稀れなり。

製鹽業者

別表記載の如くなるが就中、本邦人の經營者は、從來、東洋製鹽、滿韓鹽業、東亞鹽業、大日本鹽業の四株式會社及び個人經營に屬するもの一なりしが東洋製鹽株式會社は大正元年十一月、滿韓鹽業株式會社は大正三年十一月、東亞鹽業

株式會社は同四年七月何れも大日本鹽業株式會社に合併したるを以つて現在は同社の外個人經營は一となれるが、今兩者經營の狀態を記せば左の如し。

(A) 大日本鹽業株式會社

明治三十九年九月に創立され資本金は四百九十五万圓にして內拂込額は二百二萬六千百圓なるが本店を大連に支店を東京市に置き、出張所を東老灘、普蘭店、五島、雙島灣に設く。鹽田所在地は碧流河、東老灘、夾山子、普蘭店、五島、營城子、雙島灣にして使用人は本邦人五十八人、支那人千四百八十一人とす。

(B) 村田市孝の經營

明治四十年六月の創業にして鹽田所在地は大連管內なる沙河口とす、其の使用人は本邦人一人にして支那人二十人あり。

鹽田構造法

鹽田を開設せんとせば先づ其の目的の干潟地の土質、地面の傾斜、干潮水面との較差、潮入高及び附近の地勢交通の關係等を調查し、築造の第一著手として海水の浸入と風波に因る鹽田の破壞を防止するため外圍に強固なる堤防を築造し內部は各池を區劃し順次畦、畔、母液溝、排水溝其の他の局部を築造掘

開し各地區の落差を作り地盤を均圖して以つて鹽田築造の基礎工事を終り、其れより蒸發池、結晶池の整地をなすため稍濃厚なる鹹水を全地內に滿たし、鹹水をして充分地盤に吸收せしめ後之れを排除し日乾すこと一二日にして盤面に石製ローラを掛け畦畔鹽臺等をも整成し再三此作業を反覆施行し其の盤面の水平となり地盤宛かもコンクリート樣に堅固となるに及び之れにて鹽田は築造され終りたるなり。其の形式は地勢海水引入の便否、慣習等により各地一樣ならざれども其の內容は貯水池、蒸發池、結晶池より構成せられ、之れに要する外堤、畦畔、各種の溝渠、堆鹽場等を設備したる一區劃を一箇の鹽田となす、支那人は之れを稱して一付又は一灘或は一道溝と云ふ。今其等の局部の構造及び用途に就て左に之れを記さん。

(一)貯水池(大栓又は濱圈)　海水を貯溜する地區にして其の面積は海水引入の便否及び用水量に依り決定せらるなり、卽ち大潮の時にあらざれば海水を引入れ難き地方に在りては其の潮入期間に使用すべき海水を貯溜せざるべからざるを以つて特に大なる貯水池を要するも、之れに反して小潮の時に於ても潮入の容易なる

場所に於ては比較的小なる面積にて事たるのみならず、地方によりては全く貯水池を設けず、潮入溝を以つて貯水池の用を爲さしむるものあり。

(二)蒸發池(揚水池、揚滷池又は滷臺) 貯水池より流下したる海水を蒸發せしむる池區にして地方によりては大小の二池を有するものあり、其の池内は畦畔により數區に分割され普通一寸五分の落差を以つて段階を附せり、其の各區に於ける面積は一定せずと雖縱十四間横十二間位の長方形のもの多し。

(三)結晶池(晒鹽池又鹽池子) 蒸發池より飽和點に近づきたる鹹水を降下し結晶せしむる池區にして其の構造に至りては蒸發池と異なるなく池内各區の面積は十二間方形のものを適當とし其の各段に於ける落差は一寸五分乃至二寸とす。

(四)畦畔(鹽道) 蒸發池及び結晶池内にある區劃の小徑にして高さ池面より七八寸内外上幅一尺乃至二尺位を普通とすれども結晶池内に存する母液溝を備ふる畦畔は上幅六尺其の他の畦畔は三尺乃至四尺位とす。

(五)母液溝(小滷溝) 蒸發池にして濃縮せる母液を結晶池内各區に分注する場合使用する小溝にして上幅一尺乃至二尺深六寸内外とす。

(六) 排水溝(回頭溝又夾溝)　降雨の際雨水を排除し又は不純鹹水を排棄するため結晶池の外方に設けられたる溝渠なり、左れど純然たる排水溝を有する鹽田は極めて少なく多くは逆流溝にて兼用せり。

(七) 逆流溝(泥溝、滷溝)　大小蒸發池より小蒸發池に鹹水を送る場合使用するものと結晶池洗滌の際生じたる泥水を注入するものとの二樣あり、其の構造は前者は上幅十二尺乃至十五尺深二尺乃至三尺にして後者は上幅九尺深さ二尺内外とす。

(八) 揚鹽場(鹽臺)　圓形又は菱形の地區にして結晶池内畦畔の交叉點各處に設けられたるものにして結晶池の揚鹽を一時堆積する所とし、其の構造は周圍は畦畔の高さと同一にして中央を少しく高くし面積は十七坪内外とす。

(九) 堆鹽場(堆鹽臺)　鹽の貯藏及び小屋建場所にして鹽田の一端利便の地點に設けられたるものにして其の形狀面積等は一定せず。

更らに進んで各局部の面積比例を記さんに鹽田一灘の面積は小なるは二町歩より大なるは四十町歩餘のものあり固より大小一定せざるなり、内部に於ける各局部の面積も亦區々にして其の比相同じからざるなり、要するに各局部の面積比

例は地域の關係やら潮入の便否やら其の他鹽田の構造及び氣象狀態の如何により て決定さるるものにして豫め其の標準を示すこと能はざるも鹽田一灘各局部の面積は大凡、貯水池三、蒸發池三、結晶池二、其の他の部二の比例によるを適當なりとす。

製鹽方法

製鹽方法は固より一定せざれど一般普通の方法ともいふべきは原料とすべき海水は凡そ半箇月分の製鹽に對し差支を生ぜざる程度に於て月二回の大潮の時に當り之れを貯水池に注入貯溜するなり。次に貯水池に貯溜したる海水は先づ蒸發池第一段に注入して水分を蒸發せしめ凡そ一日間位にして之れを第二段に落すなり、第一段には新に貯水池より海水を補充し、第二段の鹹水は更らに之れを第三段に移し、順次同樣の方法により蒸發池を進め鹹水比重ボ氏二十度乃至二十二三度に達すれば之れを母液溝に流下して以つて各區に分注す。次に結晶池に於て鹽の結晶析出し其の層の六分乃至一寸位の厚さに達すれば之れを搔き集めて一時鹽橐に堆積し揚鹽後直ちに母液を補足し以つて次の結晶の準備をなす、其の鹽橐にある鹽は水分の滴り下つるを待ち之れを堆鹽場に運搬し

て圓錐形に堆積し鹽蓋を施して貯藏す。以上は各池とも自然の傾斜をなし海水の流下容易なる鹽田に就ての一例なるも其の他の鹽田に在りては蒸發池の下段より母液を逆流溝に落下し、結晶池上方の小蒸發池(高滷臺といふ)に水車又は水斗子を用ひて汲揚げ此にて再び蒸發濃縮せしめ結晶濃度に達すれば之れを母液溝に落し、更らに下段の結晶池各區に分注結晶せしむるなり。蒸發池及び結晶池に注入する水深は天候の如何と季節との關係により差異あるも普通の場合は一寸とす、結晶池は三四回に及んで揚鹽をなせば池内には多量の泥土沈澱するを以つて稀薄の七八度位の鹹水を蒸發池より流入し盤面を小扒にて縱横に引廻はし泥水共に之れを逆流溝に落下し以つて盤面を日乾し、石製のローラにて池面を均固し、後新なる飽和鹹水を注入し第一回の結晶をなさしむるなり、其の逆流溝に落下したる泥土混合の鹹水は更らに之れを蒸發池の下段若しくは結晶池上段に汲上げ、其の泥土の沈澱するを待ちて結晶池區に送り新たなる飽和鹹水と混合使用し、沈澱したる泥土は之れを採取して畦畔等の修繕用とするなり。蒸發池も亦時々洗滌乾固するなり、即ち蒸發池と結晶池と別々に區劃したるは全池を一時に乾固

せば製鹽上に支障を生ずると共に鹹水缺乏の爲全池に配水するを得ざる憂ひあるを以つてなり。其の降雨時の措置としては別に何等の操作をも爲さざるなり、唯雨後に於て結晶池の溜水を普通水深の半減とし餘水は逆流溝に落し、殘存せる溜水蒸發し飽和點に達する頃前述の如き方法を以つて池内を整理し復舊するものにして、小雨の場合は池内を洗滌乾固することなくして製鹽を續行す、其の蒸發池に海水を注入してより結晶鹽採集に至るまでの期間は季節により甚だしき遲速あり卽ち其の早きは四日間なるも遲きは十五日間位を要す、今旅順管内なる双島灣地方の鹽田に於けるものを擧ぐれば左の如し。

三　月	十二日―十五日間	七、八月	五　日―七日間
四　月	八　日―十　日間	九　月	七　日―九日間
五、六月	四　日―六　日間	十　月	八　日―十日間

註、鹹水濃縮の度を檢するに近時支那人の多くはボーメー比重計を用ふるに至れるも尚ほ從來の製鹽方法荷花子を使用するもの尠からず荷花子とは蓮實の乾燥したるものにして各量目を異にし其の浮沈の度合に依り鹹水濃度を檢測す。

製鹽時期　關東州に於ける製鹽の時期は三月下旬より十一月中旬に至る八箇月間なり、左れど梅雨期を中間として之を春秋二期に分かたるなり、卽ち三月より六月までを春期製鹽期とし、七月以降を秋期製鹽期となすなり、其の梅雨期は七月より八月に跨り約一箇月にして此等の期間には一般に製鹽を中止するなり、十一月下旬より翌年二月下旬に至る約三箇月間は鹽田凍結するがため已むを得ず製鹽を休止するなり、其の製鹽最盛の時期は五六の二箇月にして此期間に於て全生產額の殆んど過半を占むるものとす、此期間は一年中に於て蒸發最盛の季節なるを以つて海水の濃縮結晶迅速なるがためなり、左れど秋期製鹽も亦多量の生產を見ることあり、但し既往數年間の實績に徵するときは之れが確實を期せられざるなり、從つて一般に秋期製鹽に重きを置かず、地方によりては全然製鹽をなさざるものあり。

鹽田の生產力　鹽田の地質、構造、位置等の關係及び製鹽技能の巧拙により固より其の生產力を異にすれど大連地方に於ける鹽田は一町步當り年產額四十石內外にして旅順管內双島灣地方の鹽田は一町步當り百二十石餘とす、又同一地

方に於ても使用者の如何により其の産額に著しき差異ありて鹽田生產力を總括的に一定せんことは蓋し不可能に屬す。

製鹽の品質

採鹽中浮泥混入し又は貯藏後放塵の附著するがため色相を損じ外觀不良なれども其の品質は頗る良好にして分析の結果によれば鹽化曹達の含有量は八五%乃至九三%にして我が內地の專賣鹽の等級表に徵すれば一等鹽乃至二等鹽に相當する品質を有し、之れを世界の各鹽に比較するも獨逸粗鹽の九七%英國粗鹽の九五%に次ぎ第三位を占めらるるなり、其の缺點を擧ぐれば結晶の粗大なることと色澤の純白ならざることとなるが此等の缺點は多少の費用を投じて之れを粉碎し亦鹽田の結晶池を改良し貯藏の方法に注意し土砂の混入を防止すれば足るのみ、分析の詳細なる表は別表の如し。

鹽斗及び重量

鹽を計量するには一般に鹽斗を用ふ、鹽斗は官斗又は大斗と稱し、口部狹く底部擴大せるものにして斗桝の一種なれども穀物計量の量器と其の種類を異にせり、其の容量は我が二斗五升なれば鹽の支那一石は我が二斗五升なり。其重量は產地の相違、鹽堆の上層及び下層、季節等によりて固より一定せ

ざれども、實際の取扱上に於て略ぼ標準と看做し得べき各地の支那一石當りの重量は左の如し。

地方別	採鹽後五日目ノ重量	乾燥鹽ノ重量	標準重量
普蘭店	六二〇斤	五七四斤	六〇〇斤
五島	六三五	五六〇	六〇七
夾心子	六〇一	五七七	五九七
東老灘	六一六	五八四	五九九
碧流河	六〇八	五七〇	五九二
雙島灣	六〇六	五五六	五八三
營城子灣	七〇〇	六〇〇	六二〇
平均	—	—	五九九强

鹽田の築造費　鹽田築造費は地質、規模等によりて費額の標準を示すこと難けれども今關東都督府の調査による個人經營に屬する小規模鹽田の一灘の築造費を左に掲げん。

▼鹽田一灘の築造費（總面積十町歩）

築造費總額　金二千二十五圓四十錢

內譯

器具費　金九十圓五十錢

鐵鍬百挺　@四五〇　金四十五圓
擔棒五十本　@三五〇　金十七圓五十錢
筐三十箇　@五〇〇　金十五圓
柳棒十本　@八〇〇　金八圓
木板（橋板）五枚　@一〇〇〇　金五圓

消耗品費　金二十四圓九十錢

叺百枚　@〇六五　金六圓五十錢
藁繩三百斤　@百斤三二〇〇　金九圓六十錢
小杭二百本　@〇二〇　金四圓
松板一坪　@二八〇〇　金二圓八十錢

金二　圓　@　一•〇〇〇　丸　太　二　本（末口四寸一連モノ）

金一千八百十圓　勞　銀

金六　百　圓　@　一人　四十錢　外堤防築造延　千五百人

金六　百　圓　同　大小溝掘開延　千五百人

金六　百　圓　同　各地築造延　千五百人

金十　圓　@　一人　一　圓　木　工　延　十　人

金一　百　圓　其ノ他ノ費用

但し鹽田築造終了に際し開設監督者に金百圓內外の謝禮を爲すの慣例なり

鹽の生產費　勞銀、鹽價は勿論鹽田の良否、經營方法等により著しき相違あれど一二支那人の經營に係かる鹽田に付關東都督府が調査したるものを揭げんに左の如し。

其の一

金九百五十七圓三十三錢　鹽田總面積十町步產額九百七十石斤數五十八萬二千斤

內　譯

金八百四十圓　勞銀　十町歩所要鹽夫十八人一人に付平均一日三十五錢八箇月雇入
金三十二圓三十三錢　鹽蓋費　製鹽百石に付粟穀五百斤、百斤に付金一圓替四千八百斤代、
金五十圓　鹽田及堤防修繕費
金三十五圓　製鹽器補修費　但し一年半使用として計算

和斤百斤當　金十六錢四厘四毛

其の二

金八百九十八圓四十錢　鹽田總面積十五町一反歩年產額千三百石、斤數七十八萬斤

內譯

金二百五十八圓四十錢　勞銀　鹽夫及炊夫計十二人從來之ニ對シ產鹽三百二十三石(石八十錢計算)分鹽給與
金五百二十七圓　勞銀　同上鹽夫及び炊夫へ現金にて給與
金四十三圓　鹽蓋費
金五十圓　鹽田及堤防修繕費
金二十圓　製鹽器具補修費

和斤百斤當　金十一錢五厘二毛

貯藏法と荷造運搬

貯藏法は堆鹽場に運搬して圓錐形に堆積し粟殻を以つて之れを蔽ふ支那人は之れを稱して鹽山子といふ、其の永く貯藏せんとするには泥土を以つて鹽山子を掩包塗固し以つて雨水の浸入を防止す、堆鹽場は苦汁の流下を容易ならしむるために其の地點傾斜せるを普通とす。汽車にて輸送の場合は麻袋入とするも船積みの場合は總て散鹽のまま船艙に放積しアンペラを以つて艙口を被覆するのみ、又、陸運によるものは馬車にアンペラを敷き周圍を折返し函形となし散鹽のまま塡充し被覆を施して運搬するものとす、從つて汽車積以外には荷造なるものなし。支那人は朝鮮方面其の他への輸出をなさんとするには五十石乃至二百石積くらゐの戎克船により陸上は積載量約二石の馬車積とす。本邦人の輸出は仁川、釜山、北鮮地方及び本邦內地其の他は總て汽船積なれども朝鮮及び鴨綠江方面は戎克船によるを常とす。鹽田より船積輸出せんとする時は其の滿潮時を見計らひ船を鹽田內の大水溝に入れて積込み又其の滿潮時を見計らひて水溝を出帆す、左れど元來鹽田附近は一般に水深淺く退潮の時は多く干潟地となり、雙島灣を除くの外は小潮時は荷役殆んど不可能なり、故に一般に每

月二回の大潮時を利用して船積輸送するものとす。汽船積は鹽田を距る三四浬乃至六七浬の沖合に於て艀船戎克を利用して荷役をなす、左れど十二月より翌年三月に至る冬期結氷の期間は雙島灣を除くの外、鹽田の船積は不可能なり、今、關東都督府に於て調査したる鹽搬出の船積諸掛を記せば左の如し。

産鹽地＼一石ニ付	鹽田搬出賃	艀舟積込賃	艀舟運賃	組合費	船内人夫賃	雜費	計
貔子窩地方	八〇	二七	三三九	二七	六〇	一〇	五四三厘
雙島灣	四五	二五	二四〇	—	六〇	一〇	三八一
五島地方	六七	二六	四二四	二七	六〇	一五	六一九

汽車積出諸掛ハ左ノ如シ

産鹽地＼一石ニ付	停車場迄搬出賃	大連迄汽車賃	埠頭船内人夫賃	荷繰賃	麻袋損料	麻袋口括賃	雜費	計
營城子積	三八五	三六〇	一三〇	六〇	一〇	四六	六〇	一、〇四一厘
普蘭店積	四六二	四八〇	一三〇	六〇	一〇	四六	六〇	一、二二八

鹽田經營方法　鹽田經營の方法には自作及び小作の區別あり、自作とは其の所有者及び家族が自ら從事するものにして小規模の鹽田は多くは之れによれ

り、小作とは謂ゆる分鹽小作法によるものと小作者の製鹽を豫約したる價格にて買取るものとの區別あり、其の分鹽小作法は支那人間に行はれ製鹽豫約は專ら日本人の經營方法とす。

(一)分鹽小作法　鹽田所有者は鹽田及び製鹽器具一切を小作者たる製鹽夫に貸與し自らは製鹽作業に從事することなく、其の製鹽期間中に於ける食費、鹽蓋費、器具補修費等の一切を立替支辨し、終業後に至り諸入費を所有者と小作者とに於て折半して負擔す、製鹽は之れを豫約せる分配率にて分配し鹽賣却の際に於て立替金を控除するなり。地方に依りては外堤防の修繕は鹽田所有者に於て、內堤防は小作者に於て負擔すれども普通は堤防修繕費は兩者双方にて負擔するを常とす、又鹽蓋費は地方によりて所有者の負擔となすあり。以上の方法により小作者たる鹽夫は八箇月間の製鹽期に於て一人當り金五十圓內外なりとす。

(二)買上小作法　鹽田外堤防の修繕、鹽蓋、製鹽器具等は一切鹽田所有者に於て負擔し、小作者は製鹽全部を其の契約價格により鹽田所有者に賣渡すものとす、但し鹽夫の給料、食費、雜給等の一部の前貸をなし從業後鹽代金より控除す、大日本鹽業株式

會社の鹽田經營方法は各地とも此方法を以つてせり。

以上の外に給金制度の方法あれども此方法極めて不經濟にして鹽田開設當時產額未定なる時已むを得ずして採る方法なり、故に老熟鹽田には此方法を採るもの絕えてなし。

再製鹽 天日鹽の原鹽より煎熬法により再製鹽を製す、普通砂上にて結晶せしむるの外、特殊の板上にて結晶せしむる法あり、卽ち木板式、煉瓦板式、亞鉛板式是れなり。大日本鹽業會社普蘭店出張所に於て製造する一箇年の產額約七百萬斤なりとす。

芒硝 關東州產の芒硝は多くは鹽田の副產物にして夏季天日製鹽法により食鹽を製したる殘んの濃厚なる鹹水が十二月より翌年三月の間に至り、自然に冷却せられ、鹹水中に含有する芒硝の結晶を析出するに至るものとす、其の品質は不純物として鹽化苦土、鹽化石灰及び塵埃を含めるも其の夾雜物は甚だ僅少にして、硫酸ナトリウム約四十プロセントを含み品位比較的良好なり。從來支那人は之れを鞣皮用に供せり、故に皮硝の名あり。此等の芒硝は西は秦皇島附近より東は

貔子窩附近に至る海岸に產す、關東州にては夾心子一帶を主產地とす、冬期溫度の高低により產額に多少あれど州內に於ける芒硝總產額は一箇年約二千五百石を下らざるべしといふ。

產鹽の販路　從來本邦內地及び朝鮮を主なる販路とし其の他は僅少なる州內外の需要にすぎざりしが近年露領沿海州勘察加及び南洋方面に販路を擴張するに至りたり。本邦內地へ輸出するものは大藏省專賣局の輸入命令によるものにして其の數量は每年度必らずしも一定せざれど輸入取扱者及び輸入地も亦特に同局の指定に係かるものなるが故に其の輸出は自ら一定の制限あるものとす。朝鮮方面への輸出は古來主として貔子窩地方の支那人により行はれたるものなり、由來朝鮮に於ける鹽の需要高は約三億斤と稱せられ、而して鮮人の製鹽の外、朱安及び廣梁灣官營の鹽田を有するも未だ充分の生產力を有せざるなり、依つて其の過半は支那の山東鹽及び我が關東州鹽の輸入を俟たざるを得ざるなり、關東州鹽の朝鮮輸出高は約六萬支那石にして鹽業會社は仁川、釜山方面即ち南部朝鮮に輸出し、土人鹽業者は龍岩浦、北下泊等北部朝鮮に輸出するを例とせり。關東

州鹽にして東三省内に輸出さるるものは重税を課せらる其の他の事情により殆んど其の跡を絶つに至れるも雙島灣、五島、營城子地方の產鹽は直隷省、錦州、山海關又は山東省廟島諸島の商船來り買收するもの少なからざるが如し。

製鹽監視所　關東州鹽の製造移出に關する檢定監視及び取締をなすため製鹽監視所を置けり、卽ち左の如し。

管區	所在地	監視區
旅順民政署	本署	鴉呼咀東
	江西涯	江西涯、小甸子、小潘家屯、後三羊頭、尹家大園、大口井、胡家屯、
	山頭村	山頭村、鹽廠、山虎咀、
	營城子	西小磨子、東小磨子、韓家屯、
大連民政署	本署	沙河口(凌水河子ヲ含ム)、老虎灘、柳樹屯、
金州民政支署	本署	董家溝、干島子(鹽廠ヲ含ム)
	三官廟	三官廟、小山西、棗兒房、馬虎島、
	交流島	交流島、路跎島、鳳鳴島、
	夾心子	夾心子、賛子河、
	東老灘	東老灘

一　碧流河　　碧流河、
　　大長山島　　大長山島、

數字の上に見れたる州鹽

數字の上に見はれたる關東州鹽の趣味ある研究を左に列記せり。

(一) 鹽移輸出高仕向地別

年別	區分／仕向地	本邦内地	朝鮮	州内	其他
明治四十四年	本邦人製鹽	八九、一五五●八〇石	三九、九一〇●〇〇石	三四六●二〇石	一二七●〇〇石
同	支那人製鹽	—	八五、一三四●四〇	一五、七七三●六五	一七、〇八二●一〇
大正元年	本邦人製鹽	五三、〇七五●九三	一三、七六六●〇〇	二六二●一〇	一二一●〇〇
同	支那人製鹽	—	六〇、八四二●七〇	一五、五一三●七八	三、四九八●一五
同　二年	本邦人製鹽	一〇八、九六〇●三〇	一〇、二〇九●三八	四六五●四七	四八●一〇
同	支那人製鹽	—	四四、二五一●七〇	三、四二九●四四	四、八三八●四〇
同　三年	本邦人製鹽	一三九、九一三●九三	一二、七五七●五六	四、一四五●一五	七三六●六〇
同	支那人製鹽	—	四四、九六三●二〇	三〇、四〇二●〇〇	一四、三二五●六〇
同　四年	本邦人製鹽	七六、五四四●七〇	九、一六二●〇〇	四二六●四〇	一四、九九七●五〇
同	支那人製鹽	—	五二、五一一●四〇	二九、五三六●九五	一七、二二九●〇〇

次に參考の爲め大正四年中露領沿海州勘察加及南洋方面へ輸出したる鹽の種類別數量を左に掲くへし

仕向地方＼種類	再製鹽	煎熬鹽	粉碎鹽	原鹽	計
露領沿海州及勘察加	石 一〇、四五九・七一	石 一、三六五・九〇	石 四、三六八・五〇	—	石 一六、一九四・一一
新嘉坡	—	—	—	石 一〇、五六五・〇〇	一〇、五六五・〇〇

備考　本表中に新嘉坡輸出の原鹽は前表中本邦人の部其の他の内に含まれ居るものとす

(二) 鹽田管轄別移輸出高累年一覽表

管轄別	仕向地	明治四十四年	大正元年	同二年	同三年	同四年
大連管内	内地	石 八五六・三〇	石 —	石 —	石 一、二七二・七三	石 三七一・三三
	朝鮮	—	六六〇・〇〇	七四一・五八	一四六・二六	—
	州内	三四三・〇三	五八〇・〇三	三八二・三一	七四九・五五	三六五・一五
	其他	—	三一・九五	—	—	—
旅順管内	内地	一九、九〇〇・〇〇	二〇、八九七・一〇	三六、七七六・八〇	四八、一〇三・七〇	二三、五二九・五〇
	朝鮮	八、二一〇・二〇	九、〇二一・三〇	四、九三八・〇〇	八、七〇九・四〇	一、〇〇三・二〇
	州内	五、六八〇・三〇	四、一二四・六五	五、三二〇・九〇	五、二六四・六〇	六、[illegible]・[illegible]〇
	其他	二、三五〇・四〇	二、〇七七・一〇	五七七・九〇	四、一五四・三〇	七、一六〇・五〇

普蘭店管内 內地	八、九〇二・〇〇	七、四三〇・二〇	一三、三九〇・九〇	二三、四七七・〇〇	一一、一二一・〇〇
普蘭店管内 朝鮮	一三、五〇九・〇〇	一七、九〇二・四〇	二、〇五〇・〇〇	一五、四一〇・二〇	九、五四三・五〇
普蘭店管内 州內	四、三五一・一〇	七、一四四・七〇	九、七七六・四〇	一四、五三七・一〇	九、〇九五・四〇
普蘭店管内 其他	一〇、五九七・三〇	六、八六三・三〇	一、六七八・二〇	三、九五九・五〇	三、三一三・八〇
貔子窩管内 內地	五九、四九七・五〇	二四、二四八・六三	五八、七九二・六〇	六七、〇六〇・五〇	四二、五二二・九八
貔子窩管内 朝鮮	一〇三、三二五・二〇	四七、〇二一・〇〇	四七、一三一・五〇	三三、四五三・九〇	五一、一二七・七〇
貔子窩管内 州內	四、九九九・三〇	三、五七九・八〇	七、一九〇・七〇	一三、七六八・四〇	一三、五九〇・一〇
貔子窩管内 其他	四、二六一・四〇	三、六〇五・八〇	二、六三〇・四〇	六、九四八・四〇	二一、七五二・二〇
金州管内 州內	七四六・一二	三四五・七〇	二三四・六〇	二三七・五〇	四一二・七〇
合計	二四七、五二九・一五	一五六、〇七八・六六	一九一、二〇二・七九	二四七、二四三・〇四	二〇〇、四〇七・九五

地	種類	硫酸石灰	硫酸苦土	鹽化苦土	鹽化加里	水分	不溶解分	鹽化曹達
旅順	支那人製鹽	〇・三三八	〇・五五一	一・一三一	〇・三三七	五・七四五	〇・八五九	八九・四四七
羊頭灣	同	〇・八二四	〇・三九六	〇・三〇〇	〇・二四五	二・五六七	一・二八九	九二・一七〇
營城子	同	〇・六七〇	鹽化石灰 〇・〇七八	〇・二九一	〇・二〇八	二・二三〇	一・四九四	九三・二一六
雙島灣	同	〇・五〇三	〇・六八九	一・〇九四	〇・三〇六	五・五〇五	〇・一八九	八八・六三二
沙河口	同	〇・五三三	〇・五六〇	〇・七五六	〇・三九九	三・三五九	〇・八〇六	九一・九〇三
老虎灘	同	〇・五五七	〇・八六六	一・四六一	〇・九二一	七・一三七	〇・八一一	八五・九四一
普蘭店	同(三官廟)	一・一六四	〇・九四一	三・一六七	〇・三〇六	一一・四五九	一・二〇七	七八・四七〇
五島	同(交流島)	〇・四八四	〇・〇七三	〇・二九六	〇・四六〇	二・三二九	〇・九六一	九三・五九一

夾心子	同	○●四七四	○●三九五	○●八七○	○●一八四	五●八三四	○●一二三	九○●一七四
東老灘	同	○●六一四	○●三○一	一●○三○	○●六四五	六●六一三	○●四○五	八八●四四四
碧流河	同	○●六二四	○●四五○	○●七九三	○●四六○	三●七五三	○●五六八	九一●二二四
雙島灣	大日本鹽業株式會社製	○●八五三	○●一二一	一●一六一	○●三六七	二●六五八	○●五○八	九二●六○二
同	同	○●二五○	○●六四九	一●一四六	○●三○四	六●一八三	○●一二二	八九●一五六
夾心子	同	○●二一二	○●八三二	一●五一五	○●三○五	四●七二六	○●一四三	九一●○四五
同	同	○●五○四	○●九九一	一●七六四	○●二一九	六●四四三	○●五一五	八七●八七六
東老灘	同	○●五八一	○●三五二	○●五一五	○●一八四	四●○八○	○●四八一	九二●九五四
同	同	○●四二五	○●五四五	一●五六三	○●三三七	三●八○二	○●一二六	九二●一三四

(三) 大藏省主税局分析成績

産地名	硫酸石灰	硫酸苦土	鹽化苦土	鹽化加里	鹽化曹達	水分	不溶解分
普蘭店	○●三四○	○●一八○	○●一八二	○●一四一	八○●九九八	一六●九五二	○●三九七
旅順口	○●三四○	○●一六二	○●二九五	○●五八八	八五●○一八	一一●八二八	○●三九一
貔子窩	○●三四五	○●七一六	○●二四八	○●二六六	八七●三五三	一○●一八六	○●四七一
雙島灣	○●三四五	○●七一三	○●二二四	○●三八六	八六●五八四	一一●三六一	○●三四五
老虎灘	○●五○七	○●一三○	○●○四七	○●○九一	九四●五三八	三●二一四	○●八五八
營城子灣	○●六一九	○●八八五	○●二一三	○●三八六	八六●八三二	一○●四二三	一●三九九

北沙河口	○・五〇二	一・〇一四	○・五一九	○・五三〇	八四・九五五	一〇・五三二	一・三二四
五島	○・四一五	○・八六五	○・二六〇	○・四二八	八七・〇九四	一〇・〇四一	一・二〇四

(四) 關東州鹽と各地鹽

產地／成分	水分	夾雜物	鹽化曹達	專賣法鑑定成績
十州產	八・三九	七・八六	八三・七五	八一・二四
各地平均	一〇・三二	一〇・三三	七九・三五	七六・二五
臺灣鹽	八・五四	七・六八	八三・七八	八一・三九
關東州鹽	八・一一	六・五六	八五・三三	八三・二一
英國粗鹽	二・四〇	二・五三	九五・〇七	九四・三二
獨逸粗鹽	○・五九	二・三六	九七・〇五	九六・五二

(五) 製鹽の一 (總數) (大正五年)

地方	鹽灘數 日本人	鹽灘數 支那人	鹽田坪數 日本人	鹽田坪數 支那人	製鹽高 數量(石) 日本人	製鹽高 數量(石) 支那人	製鹽高 價額 日本人	製鹽高 價額 支那人
旅順	三九	二六	一、二一七、八三九	四三二、二〇一	八三、三一八	二三、七九六	一四一、三九〇円	二九、五五二円
大連	二	三	一三一、二三三	三四、二四九	一、七九六	七三七	三、九五一	一、七〇二

金州	二一九	一四一	六、六二三、九五八	四、〇〇九、二四五	一六七、一三三	一四二、九五三	三五九、七〇六	二六四、三四四
總計	二六〇	一七二	七、九六三、〇二〇	四、四七五、六九五	二五二、二三六	一六七、四八六	五〇五、〇四七	二九五、五九八
大正四年	二六〇	一七二	七、九六三、〇二〇	四、四七五、六九五	一三八、三七三	六七、三七二	二二三、三〇三	八七、九四二
同三年	二六〇	一七〇	七、九九九、七九三	四、三九四、六〇五	一九六、五五六	一一三、四八七	三七七、三八八	一八三、七四九
同二年	二〇七	一六六	五、九一一、〇八六	四、二六六、〇一一	一六七、二七二	一四三、九六二	三二一、四七一	二四三、八六一
同元年	一八八	一六六	五、三九四、五九三	四、二六六、〇一〇	五一、九六〇	六五、一七八	一三二、五九八	一四〇、七四一
明治四十四年	一七九	一七二	五、一三五、七四八	四、四六八、四二六	九七、四六六	一〇一、六三四	一五八、一四〇	一三四、三九〇

一本表製鹽の數量は支那の石數にして其の一石は日本の二石五斗(凡そ六百斤)に當る以下三表皆同し

一表中鹽田は年末の現在數にして製鹽高は一箇年間の事實なり以下三表亦同し

(六) 製鹽の二 (日本人の分)

(大正五年)

地方	經營者	從業人員 日本人	從業人員 支那人	鹽田 鹽灘數	鹽田 坪數	製鹽高 數量	製鹽高 價額
旅順 雙島灣	大日本鹽業株式會社	三	二三四	三四	一、一二四、一五九	七七、五五七石	一三一、六一四円
旅順 營城子	同上	一	一三	五	一〇三、六八〇	五、七六一	九、七七六
大連 沙河口	村井市孝	一	一三	二	一二一、二二三	一、七九六	三、九五一

金州	普蘭店	大日本鹽業株式會社	八	二二一	四一	一、三二三、二二五	三三、一一九	七六、一七四
	五島	同上	六	一〇五	二七	五六五、三三三	二七、八七六	六一、三三七
	夾心子	同上	二	二五〇	七九	二、〇三一、六六八	四三、八二五	九三、七八五
	東老灘	同上	一五	四〇五	六二	二、一六七、三四一	五五、四八六	一一四、八五六
	碧流河	同上	一	八〇	一〇	五四六、四〇一	六、八一六	一三、五六四
總計			四五	一、三一一	二六〇	七、九六三、〇二〇	二五二、二二六	五〇五、〇四七
大正四年			四七	一、三九四	二六〇	七、九六三、〇二〇	一三八、三七三	二二三、三〇三
同三年			五一	一、五〇一	二六〇	七、九五九、七九三	一九六、五五六	三七七、三八八
同二年			四六	一、一九九	二〇七	五、九一一、〇八六	一六七、二七二	三二一、四七一
同元年			四二	九四四	一八八	五、三九四、五九三	五一、九六一	一三二、五五九
明治四十四年			三九	九三一	一七九	五、一三五、七四八	九七、四六六	一五八、一四〇

一本表は前出第一三五表中日本人に關する事實を細別として再揭せるものなり

一表中從業者の人員は直接業務に從事する者の年末現在數にして業務に從事せさる老幼婦女等を包含せす次表亦同し

(七) 製鹽の三 (支那人の分)

大正五年

地方		戸数 専業	戸数 兼業	人員 専業	人員 兼業	人員 従業者	鹽灘数	田坪数	製鹽高 数量(石)	製鹽高 價額(圓)
旅順	營城子	—	一四	—	一四	六三	四	六二、八二九	二、四六二	四、〇一七
	雙島灣	一	六〇	一	六〇	九三	二一	三二一、三五〇	一九、五二三	二三、三六六
	羊頭窪	—	二	—	二	一〇	二	三〇、六八八	一、三四三	一、六〇八
	旅順	一	四	一	五	—	一	一七、三三四	四六九	五六一
	計	二	八〇	二	八一	一六六	二八	四三二、二〇一	二三、七九六	二九、五五二
大連	老虎灘	二	—	二	—	六	二	二一、八六六	五二四	一、二一〇
	沙河口	—	一	—	一	四	一	一三、三八三	二一三	四九二
	計	二	一	二	一	一〇	三	三四、二四九	七三七	一、七〇二
金州	于島子	一	—	一	—	一六	二	八五、二二一	一、五〇一	二、八四一
	董家溝	—	三	—	三	二四	七	一四五、九八二	三七四	七〇八
	計	一	三	一	三	四〇	九	二三一、二〇三	一、八七五	三、五四九
普蘭店	普蘭店	—	四三	—	四三	一四〇	三四	四三二、二〇一	八、六六八	二〇、〇五八
	五島	三	四	三	四	一一六	八	五六二、〇九五	三二、五三二	六一、四九五
	計	三	四七	三	四七	二五六	四二	九九四、二九六	四一、二〇〇	八一、五五三

貔子窩 蒼子河	—	一	—	一	九	一	四五、八二八	一、五二三	二、七九八
貔子窩 夾心子	三	二	三	二	二五八	四九	一、二九六、六〇二	五六、四九八	一〇三、七八七
貔子窩 東老灘	一	二四	一	二四	一三一	二一	六九二、一一八	二五、二五二	四四、五九五
貔子窩 碧流河	三	一五	二	七	一一一	一九	七四九、一九八	一六、六〇五	二八、〇六二
貔子窩 計	七	六〇	一五	五三	五〇九	九〇	二、七八三、七四六	九九、八七八	一七九、二四二
總計	一五	一九一	三三	一八五	九八一	一七二	四、四七五、六九五	一六七、四八六	二九五、五九八
大正四年	一七	二三一	二五	二一三	八九二	一七二	四、四七五、六九五	六七、三七二	八七、九四二
同三年	一四	二三五	一四	二二五	九〇五	一七〇	四、三九四、六〇五	一一三、四八七	一八三、七四九
同二年	二三	二三三	二三	二三八	八六三	一六六	四、二六六、〇一一	一四三、九六二	二四三、八六一
同元年	二八	二二二	二八	二二七	八六三	一六六	四、二六六、〇一一	六五、一七九	一四〇、七四〇
明治四十四年	一四	二四四	一四	二四七	九七四	一七二	四、四六八、四二六	一〇一、六三四	一三四、三九〇

製鹽業ニ關スル令規

(一)、關東州鹽田規則

(明治三十九年三月二十三日關東州民政署令第八號)

第一條　鹽田ヲ開設セムトスル者ハ民政長官ニ願出テ土地ノ貸付ヲ受クヘシ

第二條　前條ノ許可ヲ受ケタル者ニハ土地ヲ無償ニテ貸付シ鹽田成功ノ後其ノ使用ヲ許可ス

第三條　鹽田ノ使用料ハ之ヲ徴收セス

第四條　鹽田開設ノ爲貸付スル土地ノ面積ハ一人ニ對シ百町歩以內トス但シ既ニ貸付シタル土地ニ成功シタル者又ハ相當ノ資力アリテ成功シ得ヘシト認ムル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

第五條　鹽田開設ノ成功期間ヲ定ムルコト左ノ如シ

十町歩未滿	二年以內
二十町歩未滿	三年以內
五十町歩未滿	四年以內
百町歩未滿	五年以內
百町歩以上	七年以內

天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ依リ法定期間內ニ成功スルコト能ハサルトキハ其ノ半期間之ヲ延期スルコトヲ得

第六條　第二條ニ依リ貸付シタル土地ニシテ豫定ノ如ク成功セサルトキハ其ノ未成功地ノ全部ヲ返還セシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ土地整理上支障アリト認ムルトキハ其ノ成功地ノ一部若ハ全部ヲ無償ニテ返還セシムルコトアルヘシ

第七條　前條ニ依リ貸付地ヲ返還セシメ若ハ自己ノ便宜ニヨリ貸付地ヲ返還シタル場合ニ於テ其ノ土地ニ存在スル建設物其ノ他ノ物件アルトキハ指定ノ期間内ニ之ヲ撤去スヘシ若其ノ期間内ニ撤去セサルトキハ其ノ物件ハ官ノ所有ニ歸ス

第八條　鹽田開設ノ許可ヲ受ケタル後天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ依ルニ非スシテ一箇年以内ニ事業ニ著手セサルトキ又ハ其ノ意思ナシト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消シ貸付ノ土地ヲ返還セシム

第九條　二箇年以上引續キ製鹽業ヲ廢止シタルトキ若ハ鹽ニ關スル法規ニ違背シタルトキハ鹽田使用ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十條　鹽田ノ使用ハ民政長官ノ許可ヲ得テ之ヲ相續讓渡スコトヲ得

第十一條　鹽田ヲ變更シ之ヲ製鹽以外ノ目的ニ使用セムトスルトキハ民政長官ノ許可ヲ受クヘシ

第十二條　許可ヲ受ケスシテ鹽田ヲ開設シタルトキハ百圓以下ノ罰金ニ處シ且其ノ土地ニ存在スル總テノ物件ヲ沒收ス

附　則

第十三條　此ノ規則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條　既設鹽田ノ使用者ハ此ノ規則施行ノ日ニ於テ其ノ使用ヲ許可セラレタルモノト看做ス

既設鹽田ノ使用者ハ此ノ規則施行ノ日ヨリ一箇年以內ニ別ニ定ムル所ニ依リ民政長官ニ屆出ツヘシ

前項ノ屆出ヲ爲サヽル者ハ其ノ鹽田ノ使用ヲ拋棄シタルモノト看做ス

(二)、關東州鹽田規則施行細則 (同上第九號)

第一條　鹽田規則第一條ニ依リ土地ノ貸付ヲ受ケムトスル者ハ第一號書式ノ願書ニ設計書、圖面、戶籍謄本、財產調書及事業經歷書ヲ添ヘ民政長官ニ提出スヘシ

第二條　鹽田開設地ノ貸付ヲ受ケタル者事業ニ著手シタルトキハ第二號書式ニ依リ十日以內ニ民政長官ニ屆出ツヘシ

第三條　鹽田開設ノ成功期間數年ニ亙ル者ハ前年中ノ事業功程ヲ毎年一月三十一日限リ民政長官ニ提出スヘシ

第四條　鹽田開設地ノ貸付ヲ受ケタル者ニシテ死亡又ハ失踪シタルトキハ其ノ相續者ヨリ戸籍謄本ヲ添ヘ民政長官ニ屆出ツヘシ

第五條　貸付中ノ土地ヲ返還セムトスルトキハ第三號書式ノ願書ニ圖面ヲ添ヘ民政長官ニ提出スヘシ著手以前ニ於テ全部ノ返還ヲ爲サムトスルトキハ同書式ニ依リ其ノ旨屆出ツヘシ

第六條　鹽田開設地ノ貸付ヲ受ケタル後豫定ノ設計方法ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ民政長官ノ許可ヲ受クヘシ

第七條　鹽田開設成功ノ後其ノ使用ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ第四號書式ノ願書ニ實測圖正副二通ヲ添ヘ民政長官ニ願出ツヘシ

鹽田ノ使用ヲ許可スルトキハ許可書ニ前項實測圖ノ副本ヲ添ヘ之ヲ下付ス

第八條　鹽田開設地ノ貸付ヲ受ケタル者ハ其ノ土地ノ境界ニ標木ヲ建設スヘシ

鹽田規則第六條ニ依ル點檢ノ際ハ其ノ開設區域ニ標木ヲ建設スヘシ

第二項ノ標木ハ其ノ土地使用許可ノ處分ヲ了ルマテ之ヲ存置スヘシ

第九條 鹽田調査ニ關シ當事者及其ノ他ノ關係者ノ立會ヲ必要ト認メ當該官吏ヨリ通知ヲ爲シタルトキハ之ニ立會フヘシ

前項ノ場合ニ於テ立會ヲ爲ササル爲生シタル損害ハ官ニ於テ其ノ責ニ任セス

第十條 鹽田規則第五條ノ開設期間ハ貸付ノ翌月ヨリ起算ス

第十一條 左ノ場合ニ於テハ其ノ出願ヲ無效トス

一 鹽田開設出願者ニシテ第九條第一項ニ違背シタルトキ

二 出願者又ハ其ノ代理者ノ所在不明ニシテ發送ノ日ヨリ六十日ヲ經過スルモ尚指令若ハ令達等ヲ下付スルコト能ハサルトキ

三 願書ノ訂正ヲ命シタル後六十日ヲ經過スルモ訂正願書ヲ差出ササルトキ

第十二條 鹽田開設地ノ貸付ヲ受ケタル者ニシテ關東州内ニ居住セサルトキハ州内居住者中ヨリ代理者ヲ定メ民政長官ニ屆出ツヘシ

第十三條 鹽田ニハ別記雛形ノ標木ヲ建設スヘシ

第十四條 鹽田ノ使用ヲ相續讓渡スルトキハ相續者又ハ當事者雙方ハ其ノ事由

ヲ證スヘキ願書ニ許可書ヲ添ヘ三十日以內ニ許可書ノ書換ヲ申請スヘシ
許可書ヲ亡失毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ再下付ヲ申請スヘシ

附　則

第十五條　此ノ規則ハ鹽田規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第十六條　鹽田規則第十四條第二項ノ届出ハ第七條ニ準據シテ之ヲ爲スヘシ
（書式略ス）

(三)　鹽稅規則竝施行細則　（明治三十八年五月八日遼東守備軍令達第二十一號）

▼鹽稅規則

第一條　鹽ヲ製造セムトスル者ハ製造場一箇所毎ニ軍政署ノ許可ヲ受クヘシ
第二條　鹽ノ製造者ハ其ノ月分ノ見込製造高ヲ毎月其ノ初日ニ一箇月間ノ製鹽高ヲ翌月三日迄ニ所轄軍政署又ハ其ノ支署ニ申告スヘシ
第三條　鹽ノ製造者製造場ヨリ鹽ヲ移出セムトスルトキハ其ノ移出高ヲ所轄軍政署又ハ其ノ支署ニ申告シ移出高ニ相當スル稅金ヲ納付シテ鹽票ノ交付ヲ受クヘシ

第四條　移出稅金ハ鹽一石ニ付六十錢トス

第五條　稅金納付前ニ於テハ鹽ヲ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第六條　製造場ヨリ鹽ヲ引取ラムトスルトキハ其ノ引取高及引取先製造者ノ住所氏名ヲ所轄軍政署又ハ其ノ支署ニ申告スヘシ

第七條　鹽ノ製造者ハ帳簿ヲ備ヘ鹽ノ製造高及移出高ヲ明細ニ記載スヘシ

第八條　鹽ノ製造者ハ鹽ニ土砂其ノ他鹽ヲ汚損スル物ヲ混和スルコトヲ得ス

第九條　金州半島區域外(露國租借地外)ヨリ輸入スル鹽ニハ一石ニ付金一圓五十錢ノ稅金ヲ課ス但シ日本製鹽ハ此ノ限ニ在ラス

第十條　前條ノ輸入者ハ輸入申告ヲ所轄軍政署又ハ其ノ支署ニ爲スト同時ニ稅金ヲ納付スヘシ

第十一條　鹽ノ輸入者ハ稅金納付前ニ之ヲ引取ルコトヲ得ス

第十二條　收稅官吏ハ隨時製造場又ハ輸入場ニ臨檢スヘシ

第十三條　收稅官吏ハ隨時製造者又ハ輸入者ノ帳簿書類ヲ檢査スヘシ

第十四條　許可ヲ受ケスシテ鹽ヲ製造シタル者ハ其ノ犯則ニ係ル總テノ物件ヲ

沒收シ稅金十倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス

第十五條　鹽ノ製造者故意ニ第二條ノ申告ヲ詐リ或ハ怠リタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條　鹽ノ製造者稅金ヲ逋脫シ又ハ捕脫セムトシタルトキハ稅金五倍ニ相當スル罰金ニ付シ許可ヲ取消スヘシ

第十七條　第六條ニ違反シテ鹽ヲ引取リタル者ハ五圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處シ引取リタル鹽ヲ沒收ス

第十八條　第十條ニ違反シタル者ハ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ輸入ノ鹽ヲ沒收ス

附則

第十九條　本規則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十條　本規則施行前ヨリ鹽ヲ製造シ本規則施行後引續キ之ヲ製造セムトスル者ハ本規則發布後十日以内ニ製造ノ許可ヲ受クヘシ

▼鹽稅規則施行細則

第一條 鹽ヲ製造セムトスル者ハ第一號書式ニ依リ製造場、製鹽反別、鹽池數、見込製造高及其ノ住所氏名ヲ記シタル願書ヲ所轄軍政署又ハ其ノ支署ニ提出スヘシ

第二條 軍政署ハ第二號書式ノ鹽票甲ヲ納稅者ニ交付シ鹽票乙ヲ保存スヘシ

第三條 鹽製造業ヲ相續シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨所轄軍政署又ハ其ノ支署ニ申告スヘシ

第四條 鹽製造業ヲ讓渡サムトスルトキハ讓受人ト連署シ所轄軍政署又ハ其ノ支署ニ申告スヘシ

第五條 鹽ノ製造者其ノ製造場ヲ移轉セムトスルトキ又ハ其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨所轄軍政署又ハ其ノ支署ニ申告スヘシ

第六條 稅則第二條ノ申告ハ第三號書式ニ依ル

第七條 鹽ノ製造者ハ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 製造シタル數量及其ノ製造ノ日

二 移出シタル數量價格移出ノ日及其ノ引取人ノ住所氏名

第八條　稅則第十條ノ輸入者ハ第四號書式ニ依リ其ノ數量價格仕入地及其ノ住所氏名ヲ所轄軍政署又ハ其ノ支署ニ申告スヘシ

(書式省略)

(四)、製鹽監視規則（明治四十三年四月一日府令第九號）

第一條　製鹽業者鹽田所轄ノ民政署、民政支署又ハ其ノ出張所管內ニ現住セサルトキハ鹽ノ製造、移出ニ關スル事務ヲ處理セシムル爲管理人ヲ定メ製鹽業者及管理人連署シ所轄署ニ申告スヘシ

第二條　製鹽業者災害其ノ他ノ事由ニ依リ移出前ニ鹽ヲ亡失シタルトキハ直ニ其ノ事由ヲ具シ所轄署ニ申告スヘシ

第三條　製鹽業者ハ帳簿ヲ調製シ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　製造シタル鹽ノ數量及年月日

二　移出シタル鹽ノ數量及年月日及納稅金額

三　讓渡シタル鹽ノ數量、價格、讓渡年月日及讓受人

四　讓受ケタル鹽ノ數量價格、讓受年月日及讓渡人

五　災害其ノ他ノ事由ニ依リ亡失シタル鹽ノ數量

前項ノ規定ハ土人ノ製鹽業者ニ之ヲ適用セス

第四條　鹽ヲ內地ニ輸出セムトスル者ハ積込著手五日前ニ輸出スヘキ鹽ノ斤數其ノ所在地鹽堆毎ニ製鹽經過日數、船積豫定期間、使用艀船數及運搬船名ヲ所轄署ニ申告スヘシ

第五條　監視員ハ必要アリト認ムルトキハ二箇所以上ノ鹽堆ヨリ同時ニ鹽ノ移出ヲ爲スコトヲ禁スル事ヲ得

第六條　內地輸出ノ爲鹽ヲ計量スルニハ左ノ各號ニ遵據スヘシ

一　桝器ハ所轄署長ノ檢定シタルモノヲ使用スヘシ

二　秤器ハ內地度量衡法ニ依リ製作シタル臺付秤器ヲ使用スヘシ

第七條　內地輸出鹽船積ノ爲艀船ニ鹽ヲ積込ミタルトキハ監視官吏ハ之ニ封印ヲ施シ本船ヘ積替ヲ爲ストキ之ヲ除去スヘシ

鹽船積終了シタルトキ又ハ一時船積ヲ中止スルトキハ監視官吏ハ船艙ニ封印ヲ施スヘシ

第八條　內地輸出鹽船積ノ證明ヲ受ケントスル者ハ輸出者ノ氏名住所鹽ノ數量(石數及斤數)産地、回送船名、發航地名、寄港地名、仕向地名及發航年月日ヲ記載シタル書面ニ該船積鹽ニ對スル鹽票及船荷證券ヲ添ヘテ所轄署ニ申請スヘシ

第九條　內地輸出鹽ヲ積載シタル船舶副荷積載ノ爲解封ヲ爲シ副荷積込後更ニ封印ヲ施スヘシ

第十條　監視官吏職務ノ爲船舶ニ乘込タルトキハ船長ハ相當ノ便宜ヲ與フヘシ

第十一條　當該官吏ハ鹽田、船車其ノ他鹽ノ所在ト認ムル場所ニ臨檢シ又ハ運搬中ニ在ル鹽ノ出所及行先ヲ訊問スルコトヲ得

第十二條　監視官吏鹽税ニ關スル犯則アリト認メタルトキハ犯則事實ヲ證明スヘキ物件ヲ搜索シ又ハ差押ヲ爲スコトヲ得

第十三條　監視官吏犯則事實ヲ證明スヘキ物件ヲ差押ヘタルトキハ差押目錄ヲ作ルヘシ

物件ノ所有者ハ差押目錄ノ謄本ヲ請求スルコトヲ得

第十四條　監視官吏犯則事實ヲ調査スル爲必要ト認ムルトキハ嫌疑者及參考人

等ヲ訊問スルコトヲ得

第十五條　製鹽業者第三條ノ帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ怠リ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキハ科料ニ處ス

第十六條　監視官吏ノ訊問ニ對シ虚僞ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス第四條ニ規定セル事項ニ關シ虚僞ノ申告ヲ爲シタル者亦同シ

第十七條　製鹽業者鹽田使用ノ許可ヲ取消サレ又ハ其ノ業務ヲ廢止スルモ鹽田又ハ貯藏場ニ鹽ノ現在スル間ハ仍ホ本令ヲ適用ス

附　則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五章　滿洲の工業

滿洲の工業は將來大に發達すべき素地を有す、卽ち勞銀の低廉、石炭の豐富撫順なるモンド瓦斯利用の電力供給の低廉等是れなり、故に供給市場の發見と原料採擇の好適なるものあらんには有望なる工業が續々發生すべきや疑ひなし、殊に滿

洲に於ける化學工業の將來に就て、滿鐵中央試驗所長藥學博士慶松勝左衛門氏の意見を錄し、紹介せんとす、即ち左の如し。

化學工業は歐洲戰亂の影響を受け近來日本內地に勃興し來り從來斯種工業に對し兎角注意を怠り居りし人々も今更ながら其必要を感得せられたるものの如し滿洲に於ても此氣運を受け今日既に其端緒を開かんとするの時期に際會したるは甚だ喜ぶべき現象にして彼の大連油脂工業會社の如き或は撫順の電氣化學會社の如き共に其新部門に入るべきものと稱すべきなり斯の如く滿洲に於て今日化學工業の企畫さるるの機會を得たるは全く直接間接に影響せる歐洲戰亂の賜と云ふも敢て過言にあらざるべし之を先驅として今後他の種々なる化學工業が果して滿洲に發達するものなるや否や若し起るとせば如何なる種類のものなるや之を將來の問題として研究するに大に趣味あり又甚だ必要なることと思惟するも之を論斷することは容易ならざるが故に爰には多少たりとも此問題に接觸したる自分の感想を說述するに止めんとす。

元來化學工業と一ト口に言ふも其內容を仔細に點檢すれば種々の部門に分類することを得今滿洲の現在並に將來に於て多少とも關係あるべきものをザット擧ぐれば

一、曹達製造　二、硫酸類製造　三、水產工業　四、加里製造　五、油脂工業　六、コーター工業　七、窒素化合物製造　八、燐製造

などが先づ主要なるものと思惟さる然し右に揭げたる單に滿洲に直接間接に關係ありと言ふに過ぎずして是等の工業が全部滿洲に適當すると云ふの意味にあらざると

同時に右の外にも恰好の化學工業なしと云ふ譯にもあらざるなり更に此等の工業は現今戰亂の時期に於ては何れも先づ有利なるものと思はるれ共平和克復の曉に於て尙持續し得るもの果して幾何ありやと云ふことも併せ實行を要する問題にして之を考察せんとせば戰前戰國に於て何故に化學工業の進歩遲々たりしやと云ふ原因を探究せざる可らず其原因素より多種多様なるべきも自分は化學工業は多く聯絡工業の性質を帶ぶるものなるが故に新開國たる我國に於て容易に興り難く其不振の理由は全く此點に存するものと考へ居れり玆に聯絡と云ふは製造原料並に製產品が共に技術上及經濟上に於て單純ならずして他の工業は諸種の聯絡を有し其工業のみ獨り發達を許さざるの狀態にあることを指すものにして彼の陸上運動に於ける聯絡競爭の如く或は水上運動に於ける端艇競漕の如く各自個別の手腕のみを以てしては效果の顯はれざると其理稍〻同じきものなり今コールタール工業に例を採り之を說明せんにコールタールを蒸溜するときは先づ輕油、中油、重油、ピッチの四部に割温區別し得べし

今假りに其工場に於て石炭酸とアニリンとのみを得んと欲せば輕油中よりベンツオールなるものを取出し之れのみを原料とすれば足れり(石炭酸は中油中にも存在するも暫らく措く)然るに輕油はベンツオールのみならず其同屬のものを多量に含み居れり其等を如何に處分すべきや更に中油、重油、ピッチの處分法は如何にすべきや、若し夫等を安價に賣拂はざるべからざるに於ては從てベンツオールの原價を比較的高價に見積らざるべからず又其等の價格を善く見積りてベンツオールの原價を遞減せ

んと欲せば勢ひ總ての部分を其工場自らが使用し精製し變化せしめて染料薬品となさざるべからず獨逸杯にては分業發達し居るが故に斯かる餘計の心配を要せずして自己の欲する原料のみを廉價に求め得るなり又假りにベンツオールを日本にて廉價に求め得たりとせんも第二の困難は之れを石炭酸とするも或は之れをアニリンとするも發煙硫酸の如き硝酸の如きアルカリの如き薬品を使用せざるべからず此等の薬品を得んには是れ亦困難にして之れを希望通りに求めんとせば自ら製造するの外なし。

然らば日本にては單にベンツオールを原料としてアニリンだけを製造せんとする基礎的コールタール工業も容易に起り難きを知るべきにあらずや即ち一面には原料購入、並に應用上の聯絡を缺き他面には製造上の聯鎖を缺如しつつあること是れなり、是等の缺點は獨りコールタール工業のみならず前記各種工業に於て多少の相異こそあれ、何れも免れ難き所なりとす

獨逸にても起業の當初は矢張り同一の狀態にありしこと疑ひなき所なるも當時は專賣製品を相當高價に販賣し得たる時代なれば敢て事業の成立を妨ぐることなかりしなり其後同國の化學工業は漸次發達し他の方面にて廢物とせしものを拾ひ上げ之を利用し得る樣になり終に今日の如く組織的に聯絡的に又分業的に發達し來れる次第なるを以て其獨逸品を向ふに廻はし之れと競爭せんには上述の困難を痛切に感ぜざるを得ざるなり論より證據獨逸の對岸英國に於ては多量のコールタールを產出し之

れを獨逸に輸出するの位置にありながら染料藥品工業に至りては其足許にも及ばざるを見るも化學工業の聯絡的組織的ならざるべからざるを了解するを得べし。

我國に於て化學工業の起り難き第二の理由は市場の狹隘なること是れなり先づ國內の需要は別とすれば支那を唯一の得意先とするの外なし然るに支那は文明程度未だ幼稚なるが故に其需要品の如き自ら其種類に限りあるを知らざるべからず如何なる高等製產品も此市場に賣り行くべしと考ふるは大なる誤りなり之が例を再びコールター工業に取りて說明せんに前述の原料並に製造上の困難を排して百般の染料藥品を製造し得たりと假定するも其內の或る者は全く支那に需要されざるを覺悟せざるべからず即ち洋藥中にも或種のものを除きては未だ需要の途普及し居らず又染料とてもインヂコ或はアリザリンの如き既に用途も明らかとなり居るも他の數十種に亙る色素の應用に至りては未だ其智識程度及ばざるものと認めざるを得ず之れを要するに文明の程度進むに從ひ藥品にても染料にても之れを應用するの途進化し需要の量も增すべきものなれば今遽かに之れを支那に望むは木に緣りて魚を求むるの類なり。

然らば我國に於て全力を傾注しコールター工業の完成を告げ得たりとするも製品の販路を發見せざる限り到底工業の發達は望むべからず獨逸は幸に各文明國の中間に位し居るを以て何物にもあれ便利貴重なる文明的製產品なればどしく夫を消化し得る市場を國外到る處に見出し得べく其餘勢は遠く南米東亞をも侵略し得るの便

には、其低廉なる電力（キロワット時五厘內外）を使用して電氣法により起業することと大に有望ならずやと思はる、若し此事不可能なりとすれば州內に於て、ソルベー法による曹達工業を研究することと必要なり、何れにしても曹達工業を成立せしむることは根本的要務なるべし。

（二）礦酸類工業

礦酸類工業の內にて硫酸は既に撫順にて著手せられたれば、爰に論ずるの必要なきも、其主旨はモンド瓦斯副業の安母尼亞を固定せしめ硫酸安母尼亞として販賣するものなれば、事實として確實にして且つ有利なることと疑を容れず、況んや硫酸は各種工業の原動力なること、前段述べたる曹達に匹敵すべきものなれば、自分は斯かる好事業の發現を喜ぶものなり、又鹽酸は曹達工業にても副產し更に又硫酸と鹽さへあれば、何時にても製產せられ得て工業上大に必要なるものなり、此二箇の酸類以外尙ほ硝酸あり、硝酸は火藥原料として必須なるのみならず、セルロイド人工絹絲、染料藥品等の製造には重要なる原動力なり、又一面に於ては窒素肥料として汎く需要さるること人の知る所なり、此硝酸の基本としては智利硝石あるも學者の說によれば、今後五十年を出でずして其命數略ぼ盡くるものと豫想され居れり、然るに諾威、獨逸の學者抔により十年來空中の窒素より硝酸を製造する電化法發明され、諾威にては現今盛んに製造し居れり、今次の戰爭に於て獨逸が毫も火藥に窮せざるは、全く此人工硝酸の發明ありたる結果と推定するを得、斯の如く硝酸は平時戰時を問はず貴重なる藥品なれば、之を滿洲にて

製造し得んには頗る有望なるべし、硝酸電化法は原料を空氣より取るものなれば單に電力のみにて製造し得るものにて、撫順の低廉なる電力應用事業として最も恰好のものなり、我陸海軍の如きも一朝有事の際、軍需品の獨立就中火藥供給の無限なるを要するより考ふれば、充分本事業に思を致さざるべからず、現今にては其用意充分ならざるの憾ありと云ふべし何となれば原料として智利硝石なる天然物を輸入せざるべからざればなり、左れば此人工硝酸工業は平時には主として肥料となし、戰時には火藥原料となすべき組織を立て、政府も亦相當保護奬勵の策を講じて然るべし、敢て補助金を言ふにあらざるも、滿鐵が經營する事業の一に之を加へ政府の配當金を遞減するが如きは、最も簡單なる妙策にあらずやと思はる、智利硝石(硝酸曹達)の肥料としての效果は、概して石灰窒素硫酸安母尼亞よりも、能率可なりと認められ居るも非常に水に溶け易き缺點あり、故に日本の如き雨量多き所にては雨に流され易き廢れ多しとのことなるも、滿洲、山東の如く雨量少なき地方に之を周知せしめ、農業に應用せしむるに於ては其需要無限なるべく、將來最も有望なる事業の一たること疑ひなし。

(三) 水產工業

水產工業としては沃度臭素の如き者あり、共に海鹽より採取する者にして、沃度は海藻を燒きたる灰なり、臭素は苦汁より取り共に高價なる者に屬す、此等水產化學工業は日本邦內地に於ては既に發達し(沃度)或は將來に發達せんとしつゝあり、(臭素)其販路は日本內地か然らざれば、歐米に輸出さるるにあらざれば文明程度低き支那に、其需要を求

めんこと甚だ困難なり、又兩者共に高價にして事業經營上有利なるが如きも、其用途は單に醫療藥品たるに止まるを以て、世界の需要量に自ら限りあり、戰爭平定後經濟界の平調に復せる時機を待ちて、充分調査勘考せざれば確實なる企業の見込立たざるべし。

(四)　加里工業

加里は獨逸スタースフルトの岩鹽より製造するものと、加奈陀並に露國産の木灰よりするものとの二種あり、現今此兩者は殆んど均等の割合を以て相應に産出され居るを以て、木灰よりするもの絶望なりとは斷ずべからず、然しながら木灰の價格は餘程廉價ならざれば採算し難き事情あるが故に、樹木少なく從て木灰を廉價に得る望なき滿洲に於て之を試みんとするも能はざるべし、或は高粱稈又は大豆莢等の灰を原料として、利用し得ざるにあらざるも土人は既に此等の灰を肥料として使用するの道を知り居れば、價格の點に於て果して採算し得べきや否やを危ぶまる、若し之れが加里原料として收支相償ひ得るものとすれば、電力を應用して之れより鹽酸加里を製造するの事業を起すに適當なるべし、又此鹽酸加里は假令他より加里原料を仰ぐとするも、電力だに廉價なれば成立し得べく、氣化學工業の一にして將來撫順中心工業の一問題たるべきものと思惟さる。

(五)　油脂工業

油脂工業は既に硬化事業の會社成立し洵に結構のことなり、斯事業は水素だに廉價

に手に入るることを得ば極めて有利なるべし、幸ひ岡田學士の研究にて注文通りに行くやうなれば、戰後に於ても有望なる勿論ならん、別に大豆油を分解してグリスリンを製造するの事業は、現時は兎も角平時に於ては果して打算し得るや否や、多少の疑なき能はず、勿論分解物の一たる脂肪酸も重要の道なきにしもあらざれども、油狀脂肪酸の用途は自ら制限され居るが故に、之れが處分法に至りて一苦勞を要するならん、又、グリスリンとしても火藥用と云ふが、第一の得意のにして東洋に於ては此火藥用を除き他に巨額の需要ありとは思惟する能はず、大豆油は戰亂終熄後は大豆油其儘にて輸出せらるるか或は硬化さるべきものなりと思はる、又硬化油にても夫れ以上の處分に關しては石鹼、グリスリン、蠟燭等の事業に進展すべきものなるも就中石鹼を主として、製造する工業最も有望ならん、之れ支那と言ふ廣汎なる市場を控へ、然も其支那人が既に用法を知り居るのみならず、從來滿洲に於て曹達工業の發達する曉は原料も揃ふことゝなり、將來有望なる事業の一なるべし

(六) コールター工業

コールター工業は化學工業中の大宗なれども、滿洲にては目下原料に乏しく又酸アルカリ類もなく、且つ前記例說したるが如き事情もあり、近き將來に於ては起業困難なるべし

(七) 窒素肥料

窒素工業なる名稱は甚だ其當を得ざるが如きも、要するに空氣中の窒業を固定せしむる工業と指稱するものにして、結局は硝酸を製造するとか或は安母尼亞を産出するとかに過ぎざるなり、安母尼亞は硫酸安母尼亞として肥料となり、殆んど無限の消化力を有し居れり、撫順にて硫酸を作りモンド瓦斯副産物たる安母尼亞と結合せしむる計畫の有望なることは既に述べたるが如し、此工業は空中窒素には關係なきも今回新に同地に起れる電氣化學會社にては、空中の窒素を利用して石灰窒素を作り更に之れを安母尼亞に變へて硫酸安母尼亞とする方法にして、所謂窒素工業の一なり自分は電氣化學會社は石灰窒素のまゝにて販賣せらるゝことゝ思ひ居りたるに、安母尼亞まで進めらるゝ由なり、是れ實際問題として便宜と利益の多きが多なるべし、斯の如く撫順には二樣の方法を以て硫酸安母尼亞の製造を見ることゝなりたるが、需要多く多々益〻辨ずるの品物なるが故に前途有望の事業と言はざるを得ず、窒素工業の一たる硝酸のことは、酸類の所にて述べたるが故に爰には略す。

(八)燐工業

燐工業に關しては自分は嘗て滿洲に豊富なる骨粉を原料とし、電力を以つて燐を製造しては如何との問題を取調べたることありたるが、算盤の上より尙、南洋産燐鑛を原料とする方却て利益なるが如し、南洋燐鑛の輸入は撫順炭が新嘉坡位まで輸出さるゝが故に、其返り荷として輸入するに於ては比較的低廉なる運賃を以て足れりと信ず、又何處に此工業を起すも原料は皆南洋産に待つの外なければ、電力の安き撫順にて斯の

事業起らんには、將來有望なるに相違なかるべし、燐は燐寸の原料なるが故に支那には無限の需要あり、前に述べたる鹽酸、加里の製造と共に此工業の發達したる曉には、燐寸工業を滿洲に完成せしむること容易なり、或は燐寸は有力なる日本の輸出品なるが故に、滿洲に發達せしむるは宜敷からずとの議論あるが如きも、幵は短見者の杞憂にして若し斯の如き議論を以てするときは、滿洲には總ての事業が成立せざることとなり、安く電力を起すべからず硫酸安母尼亞は作るべからず、酸アルカリは止むべしと云ふに至りては、殆んど沙汰の限りにして之を廣義に解すれば滿洲も亦日本の一部なり、敢て日本內地と同種の工業を起すべからずといふ如きことあるべき筈なし、獨り燐寸工業に限らず何事業にても最も適したる場所に勃興する性質を有すれば、不適當の地は卽ち競爭に敗るるの止むを得ざるものなり、若し競爭に敗るれば更らに他の方面に展開すべき順序にして所謂自然の淘汰なり。

先づザット思ひ付きし所を述ぶれば右の如し、此外、農藝化學に屬する製糖又は釀造事業等もあり、澱粉、パルプの製造の如きも數へ得ざるにはあらざるも、此等は此に省くこととしたり。

要するに電力、石炭、水の供給に便利なる撫順は、將來は滿洲に於ける工業的中心地たることは何人も豫想する所なるべく、加ふるに化學工業に缺くべからざる酸類と、アルカリ類とを併せ製造することなれば、實に辨慶に薙刀とも稱すべき場所にして、酸類とアルカリ類が廉なれば他の化學工業も亦自然に發達するに至るべし。

終りに臨み附言せんとするに、化學工業は技術者の技工と熟練とによる仕事なるが故に、最初より理想的技師を得るは困難にして自ら修得したる熟練に待たざるべからざるが故に、他の事業の如く一年や二年の短日月を以て直に利益を擧げ得ること困難なり、故に此企業をなすは出資者が餘程耐忍して數年後を期すると同時に、主腦者は少なくも其技術を充分に了解し得る頭腦ある人を擇ばざるべからず、單に事務の才あり人望あり又は所謂會社業に經驗ある人に事業の中心力あるやうにては、到底成功覺束なかるべし、自分は十數年後、滿洲の工業が撫順を中心として續々勃興すること、恰も獨逸ライン河畔の如くなり、之を盡く大連港より吐き出すこと恰も、ハンブルグ港の如くなられんことを、切に希望するものなり（大正五年五月）

一、南滿洲の工業

製　粉　業

滿洲に於ける製粉所に二種あり、一を磨坊と稱し、一を火磨と稱す、磨坊とは支那在來の舊式製粉器を使用して普通二名乃至十名の職工と四頭乃至十二頭の驢とを使用して、一日に一石乃至四石の小麥より五百斤乃至千二百斤の小麥粉を製出するものなり、該工場は滿洲到る處に散在し、燒鍋、油坊に次ぐ地方工業の一にして

謂ゆる土法製粉と稱するものなり、是れが經營者は多くは糧店、油坊、燒鍋等の副業にして專業とするものは極めて少なし。火磨とは蒸汽力或は電力を應用して米國式、露國式、獨逸式の器械を運轉して、一晝夜に少くも四五萬袋の小麥粉を製出するものにして、油坊に對し新式機械製粉とも稱すべきものなり。

機械製粉業 南滿洲に於ける機械製粉業は日露戰役後邦人の創設に係かり、其の製品は專ら南滿洲一帶に在る支那人を目的としたるものにして、現在に於ては一個年大約四百三十萬袋の生產あり、製粉會社は鐵嶺の滿洲製粉株式會社と、海林裕順號製粉會社分工場あるのみなるが、滿洲製粉株式會社は明治卅九年十二月二十日の創立に係かり、本社を鐵嶺なる滿鐵附屬地內に置き邦人の經營に屬す、其鐵嶺は明治四十一年六月三日、長春工場は大正元年十一月二十三日の創立に係り東京市京橋區銀座通三丁目八番地に出張所を有す、資本總額は一百萬圓にして鐵嶺工場は蒸汽力を應用し、長春工場は電力を應用す、鐵嶺工場は米國ウォルル式四百バーレルを廻轉して一晝夜に一千六百袋を、長春工場は米國ウォルル式六百バーレルを廻轉して一晝夜に二千百八十袋を製粉す、其の原料の仕入れは南滿洲に在り

ては鐵嶺、開原、四平街、營口等にして、北滿洲に在りては石頭城子、雙城堡、張家灣等なり、其の仕入方法は其接農家より購入するものと、支那人問屋を經るものとの二法あり、大正三年に買入れたる總額は鐵嶺工場約十萬石、長春工場約十二萬石にして、同年に使用せし原料及び生産額は鐵嶺工場に於て九萬三千四百五十九石を挽碎して六貫目入れ四十六萬九千九百袋を、長春工場は十一萬六百八十石を挽碎して五十六萬一千袋を得たり、同社は日露戰後間もなく設立せられたるものなれば、其の創業當時に當りては米國製、中部支那製粉、北滿製粉の三方面より猛烈なる競爭を被り、爲めに大に打擊を受けて一時經營維持に困難を來したるが、其の經營者の不撓不屈の努力は能く今日を致し、遂に南滿洲に於ける製粉の覇を稱するに至れり。次に海林裕順號製粉會社吉林分工場は大正三年四月の創立に係かり、一個年の生産力約二十五萬袋と稱すれども現時甚だ不振の狀態に在り、多額の產出を見ざるものの如し。

南滿の製粉需給　支那全國に於ける開港場に於ける海關を通じて移輸入する機械製粉は最近一個年約一千萬袋に上り、其の統計によれば八年前と今日と

は約二倍の增加を示せり、歐洲戰爭以前に於ては其の輸入製粉の約半數は米國製粉之れを占め得たりしが、現在に於ては其の輸入杜絶されしを以つて全然支那內國品を以つて供給されつつあり。其の他、支那內地に於て生產され消費されつつある謂ゆる海關統計に現はれざる數量は莫大の額に上り、支那全國に於ける消費高の總額は大約五千萬袋以上、價格一億二千萬圓以上に達すべしといふ。然も現今支那各地に於ける機械製粉工場の一個年に於ける生產高は、總計約一千五百袋にして全國總需要額の僅かに三割にすぎざるなり、他は皆支那內地の舊式なる磨坊によりて製粉されつつあるなり、故に支那內地に於ける機械製粉の發展や其の餘地ありといふべし。今、南滿洲に於ける製粉の需給狀態を記さんに左の如し。

年次	露國粉 袋	米國粉 袋	上海粉 袋	滿洲製粉 袋	累計 袋
明治四十一年	〇	一、一三七、五三一	二四〇、三三三	六八、五二七	一、四四六、三九一
同　四十二年	二〇六、四八〇	七八、七一〇	八七五、〇五六	一二三、一六五	一、二八三、四一一
同　四十三年	四六二、二三〇	一四三、六二八	五九二、九一四	三一〇、三七六	一、五〇九、一三八
同　四十四年	七四五、三六〇	八三二、〇〇五	三七九、二五二	三七〇、七五三	二、三二七、三七〇

大正元年	九三、一七〇	二、二二二、〇八八	六八七、一二八	四六五、七〇六	三、四五八、〇九二
同　二年	一八三、七三一	二、一三一、〇二三	一、二四八、九七九	七〇二、七〇八	四、二六六、四四〇
同　三年	三六七、二〇〇	六六五、三〇二	一、〇七九、八二三	九一九、四九七	三、〇三一、八二一
同　四年	四五七、〇五三	三三、九四四	二、五三二、一九七	八一五、四六七	三、八一七、六六一
同　五年	九一三、三七〇	八九、〇三四	一、四二三、九六三	一、一八三、五一〇	三、六〇九、八七七

釀造業

明治四十四年十二月、丸鬼榮助氏は滙泉湧號と稱し、大連に於て舊式の高粱酒釀造を營み一個月の釀造高百二十石を下らざりしが、大正四年に至り齋藤、廣松雨博士指導の下に新規の方法により釀造を始め年額二千擔の製產を出すに至れり、又奉天の神谷義隆氏は全然支那式にて現に一斑を以つて製造に從事しつつあり、中央試驗所が從來殆んど廢物同樣に取扱はれ纔かに豚の飼料に供せられたる高粱酒粕中に、多量の乳酸を含有することを發見すると共に容易に之れを回收するの方法を發見したる乳酸石灰の製造を許可されしを以つて、神谷氏は二斑より生ず

る酒粕を以つて一日百八十斤の乳酸石灰を得つつあり、燒酒製造の一斑一日の蒸餾は常に五回に分ちて行ひ、其の餾出する燒酒は原料の良否、醱酵經過の順否、蒸餾の巧拙によりて差異あるも、一例を示せば左の如し。

第一回	蒸餾量	十四罐	第二回	蒸餾量	十三罐
第三回	蒸餾量	十七罐	第五回	蒸餾量	十一罐
第四回	蒸餾量	十四罐	合計		七十罐（四九〇斤）

就中、第三回のもの良好にして第五回のもの劣惡なり、氣候は溫和なるを好として寒暑激甚なる時は、調節困難にして盛夏には約一割を減ず。次に醬油釀造業は日本人の增加と其他の關係により需要大に將來し、邦人の釀造有望となれり。

關東州に於ける釀造業中醬油及び清酒、麥酒、葡萄酒に區別すれば左の如し。

(一) 醬油　關東州に於ける日本醬油の需要は在滿邦人の增加に伴ひ逐年增進の趨勢にして、支那には、舊來清醬なる手製の醬油ありと雖、其釀造法に至つては頗る幼稚にして味美ならざるが上に腐敗し易きを以て、支那人も近時漸く日本醬油の味を解し來り、爲に一層其販路を拓め即ち大正三年以降に於ける大連港輸入額は

年次	輸入高	海路輸出高	陸路輸出高
大正三年	一六、〇四四擔	一、一四三擔	八、三五三擔
大正四年	一六、六八二	一、四五二	九、一二四
大正五年	一七、〇四一	五七一	九、四一二
大正六年	一七、二八四	九三五	八、〇〇〇

年々在滿邦人の增加するに拘らず叙上の如く比較的輸入額の著しき增加を見ざるは、全く關東州に於ける釀造業の發達に基因するものにして、由來滿洲は大豆、小麥、鹽等の原料豐富にして加ふるに勞銀の低廉なるを以て、明治四十年來之が釀造を開始するもの漸次增加し、大正六年末に於ける工場數十一二個所年產額九千二百三十六石に達す、之れを大正五年の七千七百六十五石に比較するときは、一年間にして一千四百七十一石の增加を見たり、今釀造場別生產額其他を擧ぐれば左の如し。

醬油生產高

商號　資本額　年產額　同上　經價格　營者氏名

			圓	石	圓	
大連	巴商行	二〇、〇〇〇	一、五〇〇	三九、七三〇	神上善四郎
	池田支店	六〇、〇〇〇	七七〇	二〇、一〇〇	池田伊三郎
	小川洋行	七二、〇〇〇	二、〇〇〇	二六、六六五	小川慶次郎
	山岡商店	三、〇〇〇	七〇〇	一七、五〇〇	外村松次郎
	盛倉洋行	一八、〇〇〇	九〇〇	二〇、〇〇〇	久保田源次郎
	島喜商店	五〇、〇〇〇			島本喜代松
	其他		五〇〇	一五、〇〇〇	
旅順	旅順醤油醸造合資會社	二五、〇〇〇	二、四三〇	三一、一〇〇	
	吉村商店	八、〇〇〇	一、五〇〇	三〇、一〇〇	吉村信貞
計		二五六、〇〇〇	一〇、三〇〇	二〇〇、一九五	

備考　島喜商店は大正六年三月の創業に係り、大正七年に入りて始めて生産を見る筈にして年産額一千五百石の豫定なり。

生産品は大連及旅順に於て消費するもの約五割、滿鐵沿線に輸出するもの約三割

にして遠く哈爾賓、天津又山東に仕向くるもの約二割に該當す、青島は近時釀造業の開始せられし結果、大連港より仕向くるもの漸次減少しつつあり。

(二)清酒　關東州に於ける酒類の需要は年々增進の一方にして、清酒の釀造は有利事業の一として當業者中夙に此の點に著眼せるものあり、明治四十年鈴鹿商店に於て朝鮮米及內地米を原料として、之が釀造を開始したるが其結果極めて良好なりしを以て、漸次斯業に著手するもの增加し、現今にては資本及規模は小なりと雖も、大連に於て大小九工場の設置を見るに至り大正六年の生產額一千百餘石に達し、之を同年の輸入額總數一萬二千石に比較するときは約一割に該當せり、大正六年中の生產額及製品の種類を各釀造場別に掲記すれば左の如し。

清酒其他生產額

商號	品種	石數	價格	商標	販賣價格 卸賣	販賣價格 小賣	販路 市內	販路 沿線
鈴鹿商店	清酒	三〇〇石	七、〇〇〇圓	滿洲	樽ニ付 一九、〇〇〇圓	升ニ付 、五五〇圓	二五〇石	一石
	濁酒	二〇	八〇〇		石ニ付 三〇、〇〇〇	、四〇〇	四〇	五〇
	ミリン白酒	五〇	三、〇〇〇	萬歳櫻	石ニ付 七五、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇	一一

黒岩大連支店	清酒	二〇	五、〇〇〇	誉菊 樽ニ付	一八、〇〇〇	、五〇〇	一五〇	六〇
	焼酎	一〇	五〇〇	石ニ付	五〇、〇〇〇	、七〇〇	一〇	一
和泉屋	清酒	一五〇	三、五〇〇圓	富士泉 樽ニ付	一五、七五〇	、五〇〇	一五〇	一
	濁酒	六〇	一、〇〇〇	石ニ付	二八、〇〇〇	、四〇〇	六〇	一
原田酒造部	清酒	大正七年より生産松鶴		樽ニ付	一六、〇〇〇	、五〇〇	一	、五〇〇
安永商店	清酒	六〇	九〇〇	一		、五〇〇	四〇	一
森川商店	清酒	一五〇	三、五〇〇	白鳳	一	、五〇〇	一五〇	一
長門屋	清酒	三〇	七〇〇	長陽 樽ニ付	一六、〇〇〇	、五〇〇	市外沙河口	
	濁酒	一	一	一	一	、四〇〇		
宇佐屋商店	清酒	一八	三〇〇	八幡正宗		、五〇〇	市外沙河口	
清岡商店	清酒	一四〇	四、〇〇〇	大連富士 樽ニ付	一七、〇〇〇	、五〇〇	一三〇	一〇
計	清酒		一、〇三八石	一樽は四斗五升入也				
	濁酒		一〇〇					
	焼酎		一〇					

味醂 白酒　五〇

備考　燒酎(滿洲産高粱を原料としたる)專門の製造を爲すものを除く

右は大正六年の生産高にして同年中の釀造に係り、本年に於て賣出さるべき高は右六年度生産に倍加の見込なり

(三)、麥酒　旅順に於いて曾て露人の經營せし關東麥酒會社を大連なる兒山歌吉氏引受けて經營し、南滿麥酒製造場と稱す、原料は哈爾賓及び長春産小麥を用ひホップは米國より輸入す、當所は釀造工場及び倉庫の外、數棟の建物より成り、貯藏倉庫の地下室は約八百坪の廣さを有せり。

(四)、葡萄酒　金州に農園を有する相生由太郎氏及び大連に農園を有する石本鏆太郎氏何れも葡萄酒を釀造し品質良好なり。

高粱酒釀造改良　滿鐵中央試驗所にては明治三十九年以來高粱酒釀造法につき、幾多の研究をなしつつあるが一釜約七八石の醪を蒸し三斗の燒酎を搾出し、一日五回繰返して一石五斗の燒酎を得る割合なるが、平均四割强の産出にして

在來の比例率と大差なけれどもアルコールは六十五度強にして頗る高度の精品を製造し、支那人の試驗法たる泡沫に懸くるも更らに申分なき品質なり、今若し五割以上の生産率を得んとすれば謂する芳香の失する恐れあり、支那人は最も此芳香を喜ぶ風習あれば品質上大に複成分の加減を要すべく、愈、理想的のものを産出せば滿洲に於て年額一千五百萬圓の需要ある高粱酒は漸次取つて代るべき見込ありといふ。又、酸馴養法として速釀素を作り酵母添加、乳酸添加、鹽類添加の如き最も好成績にして熟成酵を原料として更らに新酵を速成し、山嵐廢止及び枝桶廢止等無用の手數を省略し、從來の日數に比し約半日數にて釀造することを得べしとなり。

支那酒　支那酒の釀造其の他につき各地日本領事館の報告を併記せんとす、但し長春以外は滿洲に關係なきも大に參考たるものあれば之れを錄することとせり、卽ち左の如し。

長春　一般に支那酒は之を大別して黃酒、紹興酒、白干酒及び老酒の四種類とす。

黃酒には所謂苦頭兒、甜頭兒、卽ち苦味及び甜味の二種あり共に黃米を以て釀造

す、該酒は多く山東省産に係り其販路頗る廣大にして普通支那人の喜んで飲用する所たり、而して光澤香味、稍、日本酒に類似するも速に腐敗するの缺點あり、今、黄酒の釀造方法に改良を加へ、腐敗を防止するを得んか風味固より宜しく獨り支那人の嗜好に投ずるのみならず、日本人の嗜好にも適すべし。

紹興酒は單に紹酒とも云ひ、大米を以て造り、主として浙江省紹興及び江南地帶より産す、就中、紹興より産するもの多量にして且つ優等品なるを以て此名あり、該酒は支那人の最も貴重するものにして、重に中流以上の階級に愛用され、其製造法及び性質に於て黄酒と大同小異なり、而して之れを上中下の三種に分つ即ち、復大搖老、應大、是れにして其上等品に至りては滋味、日本酒精を凌駕するなきやを疑はるるなり。

白干酒は一名燒酒とも稱し日本の燒酎に酷似す、高粱より釀造するものにして俗に高粱酒の名あり、此酒多く東三省及び直隷省より産出され、總じて強烈にして可燃性を帶び往々アルコール代用に供せらるることあり、無色なるを以て白干酒の名あり。

老酒は又、黄酒と等しく黄米にて造ると雖、色澤黄酒に比して遙かに濃厚なり、又價格頗る高けれども氣味に於て極めて佳美なり、該酒は主として山東省より產出し其販路黄酒に匹敵す、

此外、玫瑰　酒及狀元紅酒其他種々の藥酒あれども、共に販路極めて狹少にして謂ふに足らず、尤も藥酒は南方支那に多く、殊に南洋出稼民の一日も缺くべからざるものの如く、同地方輸出額少なからず。

種類及名稱　長春地方に於ける支那酒の種類及名稱を列擧すれば左の如し。

燒酒(高粱酒)、紹酒(紹興酒)、老酒、黄酒、梅桂、露酒、五加皮酒、狀元紅酒、五骨追風酒、米兒酒、葡萄酒、

製造法、製造高及び需要高並に價格　前述の如く釀造品中、支那酒類としては高粱酒、黄酒、其他各酒の混合酒ありと雖、就中其產額の最も饒多なるものは高粱酒にして、各地方に於ては現在該高粱酒及び黄酒の二種釀造せらるるものにして、他は盡く他地方より輸入さるるものとす。

高粱酒釀造方法　燒鍋即ち高粱酒釀造家に於ける釀造方法の大體を述ぶれば、

先づ高粱籾を脫去せるものを大なる碾子即ち挽臼に掛け、礳碎して之れに蒸熱を加へ板叉は蓆等の上に推積して、醱酵素として麯子即ち麴を混加し直に地窖中に納め其醱酵するを俟ちて之れを釜中に投入す、而して釜の中間には簀ありて其底には熱湯の沸騰するあり、斯くして釜中に投入せられたる醱酵せる高粱は簀上にありて蒸熱され、蒸發して水筒を通り外部に導かるるや水筒は冷水によりて冷却せられ高粱酒となりて筒口より流出するなり。

次に高粱酒釀造原料たる麯子(麴)の製造につきて述ぶべし、先づ比較的上等なる大麥及び小豆を粉碎し水を混じて木框に入れ、煉瓦形に煉り固めたる後、溫室に置くこと一個月餘の長きに亙り、其間時々手入れを行ふのみならず製造後使用するに當り、一度荒割し再び粉碎する等頗る繁多なる手數を要するなり。

右に述ぶるが如く、釀造の際、醱酵操作を數回反覆するは畢竟醱酵作用の不完全なるに起因するものにして、前後數回の操作を通じて四十日乃至五十日間を要し尙、且其殘糟中に多量の澱粉を存留するは左表に依て知るべく、加之其間に要する燃料の空費或は換水十分ならざる結果、蒸溜操作に於ける酒精分の逸散等不經濟

なること夥し。

高粱酒粕分析成績表(風乾せるもの)

水分	一〇、三六四七	蛋白質	一七、九八一二
脂肪	六、三八二三	轉化糖	四、七三六〇
澱粉	五〇、二九七七	纖維素	五、三八六七
鑛物質	四、八五一四		

原料仕込數は毎斑に付左の如し

高粱(玉蜀黍を混合する場合あり)四石二斗

麹(麯子)　九十塊(一塊ノ重量二斤、一斤は二十二兩重なり)

一斑の酒精釀造量　四百五十斤

一鍋(二斑にして晝夜更替にて使用するため)に要する燃料(石炭)　百二十斤

一鍋に要する苦力(職工)　六名

職工一名の賃銀　官帖二吊七十文

高粱酒價格一斤　　官帖一吊六百七八十文

以上は從來法に於けるものなり。

黄酒釀造方法　黄酒は色澤香味稍、日本酒に類似し其原料は粟及び麯子なり、當地方に於ては酒館子卽ち專門販賣人なく唯、飯館子卽ち料理屋の自家用として多く釀造せらるゝものにして、殆んど糖化醱酵を十分に完了せしめず、故に永く貯藏し難しと雖、短時日の間に賣り盡すべき方法を講ずるを以て、貯藏の點に注意せずと云ふ、釀造法は粟を水に浸漬したる後煮熟し木裂の扁平なる箱に移して冷却し、麯子卽ち麹を混加し容量約一石の缸に收め日々攪拌し醱酵を充分ならしめ、七八日を經て醱酵を定了せしめ之れを麻袋に入れ絞りて直ちに販賣す。

次に該釀造法は極めて簡單なるを以て往々土民の造るを見る、今其方法を述ぶれば高粱酒十斤、粟三升、麯子一塊の原料仕込數を以て其混合したるものを桶中に移し、之れに湯三四十斤を入れ日々攪拌して醱酵を十分ならしむれば、一週間を出でずして黄酒四十斤を得べし、而して其を飮用するときは滲して粕を除去す

前記原料の粟を煮熟するに當り黑く炒付くると然らざるとによりて、鮮黄色の

ものと黑褐色のものとの二種を生ず、而して後者は苦味と炒臭とを有す。

黃酒分析表

成分	一號	二號	三號	四號	五號	六號	七號
比重	一、〇〇六七	〇、九九八	一、〇〇一	〇、九九四三	〇、九九八七	〇、九九九六	〇、九九七
アルコール	一〇、五二〇〇	一三、五〇〇	一三、三四〇	一二、七三〇〇	一一、五八〇〇	一〇、七四〇〇	一三、六五〇
越幾斯	六、二〇〇〇	四、六八〇	四、九四〇	三、八七七〇	四、七五〇〇	四、三七〇〇	四、五五〇
不揮發酸	〇、三五〇〇	〇、二〇〇	〇、一四八	〇、一七三〇	〇、一四三〇	〇、一六八〇	〇、二五七
揮發酸	〇、〇五八〇	〇、一〇三	〇、一五六	〇、〇七〇〇	〇、〇九六〇	〇、一七四〇	九、〇九八
糖分（葡萄糖として）	三、九九二〇	二、二六〇	二、二六八	一、〇二二〇	一、〇九四〇	一、八一六〇	二、〇八八
デキストリン	二、六一〇〇	一、六七二	一、二〇五	〇、七九七〇	〇、八八〇〇	〇、二一七〇	〇、七八五
グリセリン	〇、三六二〇	〇、五一五	〇、二二八	〇、一〇七〇	〇、三〇九〇	〇、三四二〇	〇、四五二
灰分	〇、一〇八〇	〇、二一六	〇、一六八	〇、一七四〇	〇、一八六〇	〇、一八八〇	〇、一二九
フーゼル油	痕跡	同	同	同	同	同	同

（備考）本品は旅順及び金州の諸釀造場より採集したるものとす、二號品は帶褐

黄色の液體にして其他は黒褐色の液體なり、皆共に微なる沈澱を有し一種厭ふべき固有の氣味を具へ酸性の反應を呈す、比重は攝氏十五度に於て其他は

本品毎百立方糎中に含有する各成分のグラム量を示す。

上記の成績により見るときは本邦清酒に比して比重の點は略〻近似し、酒精分は清酒よりも少なく越幾斯分も概して近似する糖分は葡萄糖及び麥芽糖より成れるも主として葡萄糖にして清酒に比して遙かに多く、揮發酸及び灰分も亦清酒より多く孰れも痕跡のフーゼル油を含有す若し黄酒を以て滿洲の濁酒と見做し得べくんば其品質は良好なるものと謂ふべし、然れども其厭ふべき臭氣と酸味とは本邦人の愛用に適せず、且つ學理上黄酒は稍〻甘貶に傾きたるものと謂ふべし。

以上記載する所は在來の舊式釀造方法にして之を機械力利用釀造方法に比し、不完全にして且つ其粕中には酒分を殘存すること夥だしきを以て、近來新式機械力による釀造法各地に研究され、又新式燒鍋即ち新式釀造家の勃興を見るに至れるも、外國人が嗅んで一種不快の感ある臭氣なきを以て反つて支那人の悦ぶ所とならず、爲めに支那人間に盛行するに至らず、是れ依然として舊式燒鍋の現存する所

以なり。

惟ふに長春に於ける高粱酒製造業は逐年盛況に向ひつつありと謂ふべく、現在六軒の同業者ありて釀造額に於ても倍加して二百餘萬斤と稱するに至れり、殊に注意すべきは我鐵道附屬地內に二軒の該業者開業せられたる事實にして、舊市街の燒鍋が其開業の際と燒酒發賣との際に尠なからざる稅金を徵收せらるるに反し、附屬地の燒鍋は十年間を一期とし其間何等の稅金を負擔せざる(公費は此限りにあらず)事が、燒鍋の附屬地開業を誘引せざるものなるべし。

燒酒釀造業は滿洲に於ける諸工業中最も規模大にして且つ大資本を要する營業たり、左れど獨り當長春のみならず各地燒鍋共に單獨に斯業を營むものなく皆幾多の兼業を營むを常とす、然も其兼業の種類たるや農工家畜諸設備の間斷なく活用せらるる便宜上、油房、磨房、卽ち製粉等を營むを常とすれども、當地の公升合の如く當舖、錢舖及雜貨店等に至るまで兼營するものすらあり。

以上は當地に於ける概況にして此外當地附近に人口二三千以上を有する村落卡倫、萬寶山、烏拉其他の地には各一軒位宛の燒鍋あり。

國に燒鍋の稅金は每百斤に付一兩四錢の消費稅にして、外に開業の票錢大燒鍋は每年四百兩、小燒鍋は其半額を徵收せらる、玆に大とは八斑、小とは四斑を意味す、清朝當時は吉林省に大燒鍋四十八軒あるに過ぎざりしも、其後益〻增加し、今日は其數幾何なるを知らず。

燒酒々精度數　玆に參考として改良法による糖化液及び醱酵液の分析成績を左に掲げん。

高粱五斗　高粱麴一斗五升　汲水一石九斗五升　酵母高粱麴汁十二リットルに培養せるもの。

右の原料配合量を以て仕込をなしたる場合左の如し。

糖化液(濾液)

	第一回	第二回
比重	一、〇七八七	一、〇七〇〇
越幾斯分	二、一九六六	一八、五五八〇
糖分	八、九〇〇〇	一〇、五五〇〇
糊精	一〇、三五〇〇	五、四九九〇

總酸	〇、〇七〇八	〇、〇六四九
醱酵液(濾液)		
比重	一、〇一八〇	一、〇〇八〇
酒精(重)	五、七六〇〇	五、七〇〇〇
酒精(容)	七、二六〇〇	七、一八〇〇
越幾斯分	七、二六〇〇	四、六五〇〇
糖分	一、七八五六	〇、七二六四
糊精	三、二二二四	一、六二四〇
グリセリン	〇、〇七九二	〇、三九七六
總酸	〇、二五九六	〇、二六五五
揮發酸	〇、一二〇〇	〇、一一四〇
不揮發酸	〇、一四一六	〇、一五三四
鑛物質	〇、四〇八八	〇、三五五二

包裝及取引方法 長春には既述の如く饒多なる饒酒釀造額あるに拘らず、其大

部分は當地及び附近に於て消費せられ殘餘は北滿地方に輸出せらる、今試に當長春人口を十一萬と見て差引百五十萬斤を消費すとせば、一人割年に燒酒の消費額二十二斤餘となる、其の愛飮する實に驚くべきなり。

燒酒容器としては籠及び瓶の二種あり、籠は滿洲在來の容器にして、本條と稱する樹枝を以て編み、內部には幾重にも反古紙を貼付し其上に澁汁を塗布せるものにして、容量は小は二十斤より大は四百斤に及べり、瓶は普通の酒瓶と同じく十斤入、十五斤入二十斤入、三十斤入等あり、而して、籠は主として北滿地方向き輸出の際に用ひられ、瓶は普ねく當市場に於ける店舖の小賣せるを見る、此の外、各燒鍋に於ては溜桶と稱する大桶を有す其容量は千斤、二千斤、三千斤等あり。

當地に於ては格別なる燒酒取引方法なし、そは前述の如く大部分該地にて消費さるる故なり、然れども普通卸賣は每百斤價格百六十四吊文、小賣は每斤一吊百六十八文にして且つ又、現金先拂のときは每百斤十五吊文にして買手の燒酒受領時期は三個月乃至五個月後にても可なりと云ふ。

滿洲に於ける釀造品中酒類として高粱酒其他各種の混合酒ありと雖、就中、其產

額饒多なるは高粱酒にして東三省及び直隷省より産出す、殊に東三省の一たる吉林省よりの産多し、而して黄酒其他の混合酒の如きは一小部分の産出に係り其産額に至りても敢て論ずるに足らず、然りと雖舊來の高粱酒釀造方法には尙多大の改良を加ふるの餘地ありて、該釀造方法に於ても雲泥の差異あるのみならず、其製產量に於ても彼我の隔絕せる實に一驚を喫せざるを得ざるなり、今旣往に於て發表せられたる所によれば、改良法は舊來法に比し同一量の原料もて約一倍半餘の增加量を得ることとなるべきも、一長一短を免れがたく大に遺憾とする所なり、要するに舊來製品固有の氣味を消耗する嫌ひありて、稍嗜好に適せざるものあるは一般需要者の聲なるを以て、是の點に何等かの補足の方法を案出するを得ば、本邦人の將來滿洲に於ける製造工業として、蓋し有數なる事業となるべきものならんか。

蘇州

種類及名稱　常市場にある支那酒は花雕、紹酒、杜酒、汾酒、燒酒等なり。

酒精度數　花雕、紹酒は日本酒よりも其度弱く杜酒は其度數略、日本酒に殆んど同じく汾酒、燒酒は日本の燒酎と其度略、同一なり。

包裝及價格　花雕は土燒罎に入れ大小種々ありて百四十斤入、百二十斤入、百斤入、八十斤入、六十斤入、四十斤入、十六斤入等あり、其價格は小賣百四十斤入十六元、八十仙、百二十斤入十四元四十仙、百斤入十二元八十斤入九元六十仙、六十斤入七元二十仙、四十斤入四元八十仙、十六斤入一元九十二仙、十二斤入一元四十四仙なり、紹酒も亦同樣罎入にして小賣上五十斤入四元八十仙、二十五斤入二元四十仙、十斤入九十五仙、中は四元二十五仙、二元十八仙、八十五仙、下は四元、二元、八十仙なり、(但、中下共に其罎入斤數は上と同樣)杜酒も亦同樣罎入にして卸賣四十斤入一元六十仙、二十八斤入一元十六仙、汾酒は竹を以て編みたるものに油紙を張り水の漏れざるやうに加工し、之れに貯へ毎簍約四十斤入にして卸賣百斤上二十八元、中二十四元、下二十元なり、燒酒は花雕と同樣罎入にして卸賣上毎組六元七十二仙、中毎組六元十六仙、下毎組五元六十仙にして毎組は六十八斤なり。(價格は大正五年のものなれば現在は其れより高價なり)

取引方法　汾酒、燒酒、杜酒の取引は其一半を現金取引、一半を定期取引にして紹酒、花雕も大約其取引同樣なり。

杭州

種類名稱及價格 當地方に於ける支那酒は紹興酒(黃酒、老酒とも云ふ)高粱酒及び燒酒の三種にして紹興酒の原料は糯米、麴、酒藥(一見土塊の如きものにて蒸熟したる麹粉を混じ、十分攪拌し其醱酵を俟ち握り固めたるもの)及び淸水等にして、高粱酒は名の如く高粱を以て製し、燒酒は杭州地方は重に麥と酒葯なるも紹興嘉興湖州等は重に粳米、酒葯を以て釀造す。

種類	名稱	價格(一斤)
紹興酒	紹興(紹酒)	大洋錢 八仙
同	陳々	同 八仙八厘
同	遠年(京莊)	同 十二仙
同	花雕	同 自十八仙至二十仙
同	善釀酒	同 自十六仙至二十仙
高粱酒	高粱酒(汾酒)	同 十八仙
燒酒	燒酒	同 十六仙

燒	酒	玫瑰酒	同	十八仙
同		白玫瑰酒	同	二十仙
同		佛手酒	同	自二十仙至二十四仙
同		桂花酒	同	二十仙
同		五加皮酒	同	二十仙
同		愈瘋酒	同	二十仙
同		木瓜酒	同	二十仙
同		虎骨酒	同	二十四仙

備考　價格ハ大正五年度ノモノナレハ現在ハ其レヨリ高價ナリ

前記中、紹酒及燒酒は當地方にて販賣する分は重に當地醬園(醋醬油菜油及漬物商)に於て兼造するも、紹興酒の上等に屬するものは依然紹興東浦地方の釀造に係る。

善釀酒は前清光緒三十一年の頃、紹興に於ける造酒家沈永和の發明に係かるものにして、其特徵は少しも清水を用ひず既製の紹興酒を以て釀造するにあり、一名

酒套酒とも云ひ、其香高く味他に比し甘味多し、然れども其需要は目下の處、重もに贈物用に供せられ、未だ一般嗜酒家の歡迎する所とならざるを以て販路大ならず。

燒酒に屬する數種は藥燒又は藥酒と稱し重に藥舖にて販賣せらる、其製法は極めて簡單にして燒酒に種々の菓實草根木皮等の汁を混合し、夫々其名を冠したるものなり。

●包裝● 紹興酒は各種共瓦罎(素燒壺)詰にして十斤入、二十斤入、三十斤入、五十斤入の四種とす、燒酒も略、同樣の罎詰にして、量に五十斤入とす、燒酒小賣は分量賣の外、各種共約一斤入硝子罎詰として販賣せらる。

高粱酒は北支那地方(重に牛莊)より移入せらるるものにして簍(柳類の梱と稱するものの細條にて編み血料、即ち豚血と石灰とを混入したる塗料を塗りたる原紙を以て張りつめ、水氣の洩れざるやうになしたるもの)と稱する方形の籠形の容器に詰めたるものにて三百餘斤入を普通とす。

●取●引●方●法● 別に特種の取引方法なるものなく、卸賣は信用ある取引先に對しては、端午節、中秋節及び年末(大取引は依然陰曆を用ふ)を以て淸算期とす

福州

種類 福州に於て需要せらるゝ支那酒は同地にて釀造する土酒と、他地方より供給する紹興酒及び高粱酒の三種とす、而して土酒は其種類名稱一定せざるも俗稱に從ひ之を三種に區別することを得、卽ち老酒と稱するは米より醞釀製造し其色茶褐色にして味又紹興酒に類し、燒酒と稱するは米より蒸溜製造し白色にて主として夏季に需要せられ又、蕃藷燒と稱するは其製法燒酒と異ならざるも、馬鈴薯を原料とし粬を混じて釀造したるものなり、此外老酒に藥品又は其他の品を加味して製造したるものあり、普通藥酒と稱し其種類少なからざるが要するに、其加味品の種類によりて其名稱を異にす、例へば鷄羊を加味したるものは之を鷄羊老と稱し、人蔘を加味したるものは之れを蔘老と云ふが如し。

以上の土酒は專ら本埠に於て需要せられ外埠に輸出さるゝことは稀れなり而して土酒は多く下級の商賈又は勞働者等の飮用に供せられ、上流の官紳社會に於ては專ら紹興酒及び高粱酒を使用するなり、紹興酒は浙江省紹興府の產出に係り、高粱酒は主として北支那及び滿洲に於て高粱より釀造せられ、共に南北支那に於

て普く需要せらるること世人の既に熟知する所なるを以て重ねて贅言せす。

酒精度　前記の如く老酒は其色合及び香味共殆んど紹興酒と異なる所なく上海地方にて紹興酒が一名老酒と稱せらるるによりて之を觀るも其類似のものなること想像に難からざるが當地に於ける所謂老酒は紹興酒よりも價格稍〻低廉にして酒精度聊か強きが如く香味多少異なる所なきにあらざるも左手黨にあらざれば殆んど兩種を鑑別すること困難なり、其酒精度は日本酒と大同小異なるが如し燒酒は他地方に於ける燒酒と異る所なく酒精度最も強し蕃薯燒は燒酒の稀薄なるものと見れば大差なく燒酒の香味を有し白色なるが水分多量にして酒精度弱く寧ろ水臭き傾あり。

製法及び包裝　福州老酒の製法は一缸に付米二百八十斤を用ひ先づ米を水に浸したる後之を炊ぎ竹籮に入れて冷したる後白糀を混入して能く之れを攪拌したるを該大盆に入れ酒房に於て三十餘日煖めたる後之を取出して大なる水埕に載せ水を挿して袋に入れ之れより搾取したる酒漿を罎に裝入し酒窩に嵌入して火を以て之を煖め酒棧に保存すること約半年にして初めて市場に出賣さるるも

のにして一缸の酒は二百二十磅入大罎にて上酒は五罎、中酒は七罎、下酒は八罎を得、加水の多少によりて製酒に上、中、下の差を生じ加水の少なき程上酒を得、又、酒樓保存期間の長き程酒味上等なることを得と云ふ、故に土酒の包裝は二百二十磅入又は三十二磅入罎を基礎とすること前說の如し、

取引方法　別に特殊の取引方法なきも近時支那諸省に菸酒公賣局なるもの設けられ當福州に於ても土酒の販賣に對し公賣費を徵收することとなり土酒一缸を以て八埕となし、一缸の價格を約二十元と見積り其十分二卽ち一缸に付四元の公賣費を上納するなり

香港

種類及び酒精度數　當地に集散し又は當地方にて製出する支那酒は其數頗る多く主なるものは左の如し。

酒精二十五『パーセント』(重量の)以下のもの

料　本　Lin Pun　　胡　桃　Wu Tau

雙　蒸　Sheung Ching　　雪　梨　酒　Shut Li Tsau

糯米酒	No Mai Tsau	新逢仙酒	Lung San Tsau
黑糯米	Hok No Mai	歸谷	Kei Kuk
茅根	Mau Kan	三鞭	San Pin
玉蘭	Yau Lan	鐵打	Tit Ta
檸檬酒	Ming Mun Tsau	風濕	Fung Shap
酸梅	Tsing Mwi	衞生	Wai Shang
木瓜	Muk Kua	新桔	San Kat
新豐	Sun Eung		

酒精三十五パーセント(重量の)以下のもの

三蒸	San Cing

酒精四十五パーセント(重量の)以下のもの

花酒	Fa Tsau	虎骨木瓜	Fu Kwat Muk Kwa
五加皮	Ng Ka Pei	茵陳露	Yun Chan Lo
玫瑰露	Mui Kwai Lo	高粱幹	Ko Leung Kon

史國公　Sz Kwok Kung

酒精五十五パーセント(重量の)以下のもの

汾酒　Fan Tsau

包裝　容器は大凡左の三種とす其一は硝子罎(洋罇)にして麥酒の古罎を用ゆるを例とす大罎、小罎の二種あり支那の產地より當地に輸送するには大罎は十二本、小罎は二十四本を柳の如きものにて作れる籠に入れ之を一笠と稱す之を當地より海外へ輸出するには概ね包裝を改め小罎は五十本(其容量四瓩三)大罎は十八本(三瓩四)を以て一箇とし木箱に入れ破損せざるやう塡充す、其二は德利型の素燒罎(二瓩罇)にして支那より當地へ輸送するには六本宛を一包として、アンペラを以て包む素燒罎入は輸出多からざるも海外輸出に際しては十八本(其容量三瓩)を木箱入とす、其三は甕(壇頭)にして每箇四十二斤卽ち五瓩六を容るる大型のものにして當地の需要に充つるを主とし輸送不便に付甕入を輸出すること殆んどなし、當地に輸入せらるる支那酒は天津附近產を第一とし次に廣東省又は當地にて產出するものとし其他支那地方の著名なる酒輸入せらる、香港政廳にては千九百九年酒

税を新設し輸入品と當地釀造品とを問はず當地にて消費する飲料用酒精には一定の課税をなすこととなりしを以て從來支那內地より當地に輸入し當地の消費に充てられし支那酒は先づ多少減少せるが如し然れども輸入品、釀造品とも輸出する場合に於いては右課税を免ずるを以つて輸出品には、さしたる影響なし、海外への輸出は天津產品最も多く輸出先は布哇、米國、新嘉坡、暹羅、蘭領印度等の支那人の多數居住する地方にして總て此等諸國在留支那人の需要に供せらるるものとす。

南滿洲の燒鍋數

南滿洲に於ける判明せる燒鍋數は左の如し、但し斑とは一箇の蒸餾器を有し一日五回の蒸餾をなすものなり。

地名	戶數	斑數	地名	戶數	斑數
貔子窩	五	五	大官屯	一	二
三字子(遼陽縣下)	一	三	大民屯	二	四
復州	一	一	鵞鷺樹	一	八
大石橋	一	三	開原	一	三

牛莊	四	一六	掏鹿	二	二
海城	三	九	大肚川	二	二
鐵嶺	三	一一	海龍	二	四
新民屯	四	八	大疱疸	三	六
買賣街	二	一〇	通江口	一	二
八面城	三	一八	長春	二	一八
楡樹臺	三	一〇	伊通州	三	一六
昌圖	二	九	大孤山	一	四
岫巖	四	八	小孤山	一	二
遼陽	一〇	五六	公主嶺	一	四
奉天	一六	一八	德惠地方	三	二〇
朝陽堡	一	四	扶餘地方	八	二八
小城子	二	一四	楡樹地方	一五	三四
雙陽地方	三	一二	姚千戶屯	一	三

農安地方	五	四〇	吉林地方	一〇	四四
雙城地方	二三	六〇	總計	一五六	五四一

備考　表中の斑數は焼鍋の總斑數にして、實際に使用するものは其十中七、八たるべく、又夏季と冬季とにより其使用數を異にし、大約冬季の三に對し夏季二の割合なるを普通なりと云ふ。

更らに遼陽及び奉天に於ける焼鍋の細別を擧ぐれば左の如し。

▲遼陽の焼鍋

屋號	所在	斑數	資本主	屬籍
東升泳	東街	三	薛、唐、姓	遼陽
玉成海	同右	二	錫姓	同右
隆盛泉	同右	三	喬姓	山西省
謙益泉	南街	三	武姓	同右
永泉泰	北門外	三	郭姓	同右
永聚源	北街	三	楊姓	遼陽

永盛泉	西關	三	李姓	同右
利升源	同右	三	薛、唐、姓	同右
源記	同右	二	同兩姓	同右
金山洋行(天欲興)	南街	一	日本人八木 支那人龐姓	

以上の外遼陽縣內の村落に散在する燒鍋の數も少なからず今是れを列擧すれば左の如し。

屋號	所在	里程(遼陽を距ること)	屋號	所在	里程(遼陽を距ること)
永盛泉	田師付甸	九十支里	王城滙	三家子	七十支里
增盛泉	營城子	五十五支里	順義泉	大煙臺	五十五支里
增源永	東山堡	五十支里	德昌永	小煙臺	三十五支里
益和川	沈日堡	六十支里	永盛源	有賽門	七十支里
同德元 王陞金	劉二、堡	四十五支里	公合泉	穆家堡	六十五支里
東巨發	大紙房	十五支里			

遼陽に於ける燒酒年產額の三分の一は遼陽及其附近にて消費し三分の二は重に

營口に其小部分は大連、蓋平其他に輸出せらる。

▼奉天及其附近の燒鍋

商號	斑數	資本	所在地	商號	斑數	資本	所在地
永增興	二	二十萬吊	城南十里河	萬豐湧	二	二十五萬吊	城西北蛇山子
永隆源	二	二十萬吊	十間房北	廣成泉	二	二十萬吊	城北阿吉牛辰
聚隆源	二	二十萬吊	城西沙嶺	積順泉	二	二十萬吊	城東柳相屯
永成源	二	二十萬吊	十間房北	世義泉	二	二十萬吊	同四方臺
永源生	二	二十五萬吊	同右	增盛湧	二	二十萬吊	同官屯
馥泉湧	二	二十五萬吊	城北清水臺	義盛泉	二	二十萬吊	同木廠
體泉湧	二	三萬兩	同平羅堡	萬隆泉	二	二十五萬吊	小東關外
慶豐泉	二	十八萬吊	城東石官屯	晋泉湧	二	三十二萬吊	城東南姚千屯

煙草製造業

煙草を喫するは滿洲一般の嗜好にして該事業は前途大に有望なるものあり、左

れど英米煙草トラストが大資本と古き歴史とを以つて滿蒙特に南滿及び東蒙には拔くべからざる根柢を築きなせり、故に之れに對立して新たに商業的地位を得んとするは實に容易のことにあらざるなり、然も我が東亞煙草會社が能く今日の地歩を得たるは其の苦心と努力察するに餘りあり。東亞煙草會社は明治三十九年十一月の創立にして本社を東京市麴町區有樂町一丁目一番地に置き資本三百萬圓拂込金百七十萬圓の株式會社なり。大藏省專賣局の各種官煙を朝鮮及び支那全體に於て製造販賣する特許を受け、明治四十二年十月には營口に宏大なる製造所を建設し兩切、口附及び刻煙草を盛んに製造せり、同社の滿洲總販賣所は初め營口に置かれたるが、其の販路擴張すると共に、大正三年六月之れを奉天に移し、同時に大連、營口、遼陽、鐵嶺、四平街、長春、安東、新民、吉林、哈爾賓に出張所を設け支那人には兩切、在留邦人には口附及び刻煙草を供給せり、現に口附及び刻煙草は殆んど獨占の狀態なるも兩切には英米トラストの大勁敵あり。其の他奉天に岩谷二郎氏の經營に係かる三林煙公司あり、明治三十九年十一月の創設にして資本二萬元の日支合辨組織なり、是亦相當の成績を擧げつつあり。

染物業

染物業は支那之れを稱して染房といふ、大市邑には通常二三乃至五六あり多くは專業に屬す、殊に滿洲にては綿布は自國製のものも外國輸入のものも染料を施さざる白布を多しとするが故に謂ゆる染房は最も重要なるものとす。今其等の染房に於て使用する所の染料及び染色の種類を擧ぐれば左の如し。

色合	原料	原料産地
藍色	藍靛	海龍、八家子、農安、長春、伊通、松花江沿岸
黒色	山茶	吉林、奉天
黄色	江黄石黄	四川
紅色	紅花	西藏
紫色	赤木、二宋	蘇州
綠色	三綠、青槐	奉天

上記のものは支那在來のものなるが現今は輸入の藍紅粉、青粉、綠粉等を使用する

ものが少なからず、支那人は其の衣服の色合に顯はるゝ如く淺黄、紺、黑を好むなり。

滿洲產の一二染料

滿洲產の二染料につき滿鐵中央試驗所に於て實驗したる報告を記せば左の如し。

槐樹末染料　支那人は古より槐の蕾にて紙を染め居たるも日本にては之れを染色に利用したること無し、槐の蕾を粉碎し水を以て煮沸浸出し約三時間の後濾過し之を蒸發せしめて越幾斯狀又は粉狀となす、此の染料は媒染々料に屬すべきものにして毛、絹、木綿等何れの纖維をも染色し得べく、又媒染劑以外の助劑を添加することと無くして充分染色することを得べし、而して此の染料は黃媒染には黃、アルミナ媒染に對しては帶靑黃、クローム媒染には帶橙黃色、鐵媒染には帶黑褐色、銅媒染に對しては暗黃綠色を呈し、何れの纖維にても是等の媒染劑の配合によりオリブ色、カーキ色、橙黃色、黑褐色等に染色し得らるゝも最も適當なる用途は次の如し。

絹の染色　何れの媒染劑を使用したる場合にても從來より販賣せられたるモルダントエローに比し二倍の染色力を有しモルダントエローの精練に耐へざると

に反し本染料は耐練染料として充分の效力あり。

毛の染色　毛に對してはクロームム媒染最も適し其染色力はモルダンエローの三分の二なり。

綿布の染色　醋酸クロームム媒染によりて最も染色力大なりモルダントエローに比し同等の效力を有す。

此の槐樹末染料を沸騰水、醋酸、石鹼、炭酸曹達、日光、摩擦の各項に付堅牢度を試驗せる結果によれば炭酸曹達即ちアルカリ類に對しては頗る強く酸類に對しては比較的褪色し易い日光及び摩擦に對しては殆んど不變色なり軍絨のカーキ色に對して充分堅牢なるものなれば將來軍絨製色上の一問題となるに至るべし。

グラックエキス　は欒木和名「むくれのにしき」の枝葉より浸出したるエキスにして單寧劑として染色及製革用に供せんとす支那人は山茶葉と稱し此の木の枝葉を乾燥し二寸餘に切斷し浸出して藍と混染して黒色を染むるに使用せり製造法は山茶葉を水にて煮沸すること二時間にして麻布及び綿布にて濾過し濾液を攪拌しつゝ蒸發乾固しエキス狀に至りて止む、エキス中純單寧酸の含有量は五四・

八％あり卽ち山茶葉有效成分は色素に非ずして單寧酸なりとす、此のエキスを染色上に應用せしに從來の單寧劑ガンビーエキス、クリカワエキス等に比較して毫も遜色無し卽ち絹糸の黑染に使用したる結果はカンビーエキスを用ひたる場合の赤味を帶ぶるに反しブラツクエキスは靑色を帶ぶ、鹽基性染料の媒染に使用すれば普通單寧酸を使用するに比し稍々淡明を缺けども媒染劑としての效力充分なり、ロツグウードエキスと混染し木綿を黑色に染色し得べし、製革用としての效力如何は目下試驗中なれども大概有效なるが如し。

右の二染料が果して商品としての價値如何は未だ充分ならざるも原料の豐富需要の少なからざる著色の堅牢なるにより若し製產費の低廉なるに於ては他の染料と拮抗すること敢て難からざるべく中央試驗所が此の點に向ひて更に詳細の研究を重ねんことを希望するものなり。

支那固有の染料

支那固有の染料につき上海英國商業會議所に於て調査したるものあり、大に參考とするに足るあるを以つて左に紹介することとしたり。

今や歐洲戰亂の結果各種の染料は缺乏し從つて其價格は暴騰せるに依り、染料

問題は世人の熱心に研究しつゝある所なるを以て、玆に支那固有の染料に關し聊か研究するところあるも强ち無益のことに非ざるべし。

染料は之を其の色に從ひて區別すること最も簡單なる分類方法なり即ち其の色の種類は藍、綠、黃、紅、黑、鳶の各色に分る。

(一) 藍色

支那に於て最も普通に、使用せらるゝ染料は藍にして藍草より製せらる。其の藍草の種類は四種類あり。即ち其の一は主として中部支那及び西部支那に於て發見せらるゝストロビランゼス、フランクンデ、フオリアスにして、其の二は南部支那及印度にて發見せらるゝインディゴフエラー、チンクトリア其の三は古代英國人の使用せし大靑に酷似せるアイサチース、チンクトリア、其の四は滿洲、湖北其の他の各地方にて使用せらるゝポリゴナム、チンクトリアムこれなり。

この中第二のインデゴフエラーは最も廣く使用せられつゝあるが如し。

而して藍を最も多量に產出する地方は、(現今に於ては輸入染料の競爭のため衰

微せる地方多し)滿洲に於ける松花江の流域、安徽省に於ける楊子江流域、江西及湖北のある地方、浙江の中部、南方に於ては廣西の西江流域最も盛なり。

然れ共之等は實際に於て、其の地方の需要を充たすに留まるのみなるが、海南島に於ては重要なる生產品なり。

支那のある部分に於ては藍は一年三回の收穫あり。

卽ち七月、八月及び九月の三回なり、其の生產量は一畝地につき若し收穫良好ならば藍七百斤を集むるを得べし。

而して其の製造方法は、先づ藍をコンクリート製の穴の中に入れて、冷水に數日間浸しその藍を吐出すを待ちて、これを攪拌し空氣に晒す時は漸次其の灰色に變ずるに至る。而して更に藍を沈澱せしめんがために、之れを水中に入れ、其の水を絞り去る時は藍は穴の底に堆積するなり。

藍の貿易の歷史は、既に領事の報告及び稅關の報告にも現はれたるが如く、極めて趣味多きものなり。

一七七八年迄溯るに中部支那の人民が、其の使用しつゝある藍は甚だ廉價なり

しも猶ほ別に依り低廉にしてより明るき染料を以て。これに代へむことを希望しつつありき。即ち彼等は輝きたる光澤ある染料を嗜好しつつありと雖も、唯其の價格高きを恐れたるため、未だ使用するに至らざりしなり。この時代に北部滿洲より中部支那に多量の藍を輸入したりき漢口よりも亦多量に輸出したり。而して蕪湖に於ては每年四萬乃至五萬擔を輸入せり。

南方に於ては廣西省よりの輸出は、極めて巨額に達し每年北海より四萬乃至七萬擔を輸出し、又梧州よりも西江下流の佛山其の他の各地に數千擔を輸出したりき。

外國へ輸出せし高は巨額に達せしことなかりき。何となれば支那に於ては歐米各國の需要しつつある乾燥せるものを生產すること能はざりしを以てなり。

十七世紀の初期に於て歐洲より支那の藍を研究せむがために調査委員を漢口に派遣せしことありき。

然れども該調査委員は支那の藍は、其の本國にて生產する人造品よりも、甚だ劣等なるものにして、到底之と競爭する能はざるを發見せしが故に、甚だ失望して歸

りたりき。

而して愈々外國の染料が輸入せられたるは、十八世紀の中葉にして、一八八六年鎭江に駐在する領事は報告して曰く、今や外國染料は絹及び上等布類を染むるに當りて漸次固有の染料を排斥しつゝありと。

當時外國染料は二百五十ポットル入りの一箱につき、六磅なりしが、支那固有の藍は僅か一擔にて、殆んど同額を要したりき。

之れに加ふるに外國染料は支那固有の藍よりも猶多量に布類を染むるを得べし。

支那固有の藍の唯一の特長は洗滌に耐え、その色變らざることなり。

斯くして支那固有の藍は、漸次外國品に壓倒せられ、その用途漸次縮少して、遂には粗末なる、布類を染むることのみに使用せらるゝに至れり。

アニリン染料が漢口市場に現はれたるは、一八八二年のことにして、その後極めて迅速に各地に擴がれり。

而して稅關報告に重要商品として現はれたるは一八八六年のことにして、その

輸入額總計七十萬兩に達せり。

その百萬兩以上に達せしは一八九三年にしてその時に至りては既に一般に支那固有の藍は外國染料のために驅逐せられたりと報告せられたりき。

日清戰爭より北清事件に至るの間に於て、支那の產業は大々變化をなし、內外の兩貿易大いに發達するに至りしが藍の貿易もその重要なる一部分を占めたり。汽船運輸の發達と、日本より受けたる大打擊とは支那國民をして永き白日夢より醒めしめ、內國貿易の發達に驚くべき一新時代を現はすに至れり。

斯くして汕頭のみに於ても一八九八年中に九萬三千擔の藍を輸出し、又二十年前には僅かに一萬五千擔を輸出せしに留まりし北海が、一八九九年には八萬四千擔以上を輸出するに至れり。

然れ共この時を以て、支那藍輸出の全盛時代となすべく、その以後に至りては每年少しづつ減少せり。これアニリン染料及び人造藍の競爭のためにして、その主なる輸入國は獨逸及び白耳義なり。

人造藍の稅關報告上に現はれたるは一九〇二年にして、當時十三萬千二百二十

四兩の價を有する三千二百六十五擔の人造藍は支那に輸入せられたりき。それより三年後に至りては、その名聲愈々高く又これを擴張する努力も甚だ大なりしを以て、その輸入額は十倍に增加し更に一九一三年に至りては、その數量三十一萬四千二百六十八擔、其の價格九百六十二萬八千六百七十兩に達するに至れり、これ實に驚くべき進步と云ふべし。

同時にアニリン染料も亦殆んど同樣の割合を以て增加せり。一九〇二年にはその輸入額二百十八萬なりしが、一九一三年には五百三十五萬二千兩に達せり。

斯くして支那に於ける染料は獨逸品の獨占に終り支那固有の染料及びその他の染料は、壓到せられたりき。

斯くの如き壓到を來すべきことに就いては、支那駐在の英國領事は、これを既に豫期して報告するところありき。

即ち一九〇七年支那貿易報告中に曰く、支那に於る固有の藍が彼の印度と同じく、外國染料の劇烈なる競爭に會ふべきことは毫も疑ふべからざるところなりと。一九〇八年の報告に至りては、支那固有の植物藍が漸次外國品に征服せられた

ることを述べたるが、北は山東、南は北海よりも同樣の報告來りたり。
人造藍は最初は外國製のシャツ類には使用せられずして主として支那固有の布類に使用せられたりき。何となればシャツ類は屢々洗滌せらるるものにして外國染料はその色漸次褪むるを以てなり。
然れ共支那に於ける染物業者は、外國製品はただに廉價なるのみならず、幾分光澤を有して明るき藍色を呈し、支那固有の藍に求むべからざる特色を有するが故に、大いに之を愛好して使用したりき。
一九一一年の如き湖南及び滿洲にて使用せし高は、頗る巨額に達したりき。
山東及び河南は青島より人工藍及びアニリン染料を供給せらる。
南方に於ては固有の藍の方を愛好する傾向尙存し居れり。
歐洲大戰開始するや、支那に於ける染料業者は外國染料の滅亡に苦しみ、茲に藍の栽培再び復活するに至れり。
然れ共近き將來に於て、外國品再び輸入せらるべきは明白なるところなり。
一九一四年度上海駐在英國總領事の報告中には、英國製の染料を以て支那市場

に雄飛するを得べき見込あることを述べ、この貿易は甚だ有望なるを以て、全國にこれが取引店をつくる要あることを說きたり。

この希望は英國の幸福を希望しつつあるものは何人も同意せざるを得ざるところにして、吾人の此の不完全なる硏究も此の問題に世人の注目を集めしむるを得ば甚だ幸福とするところなり。

今や獨逸の獨占は全く破壞せられたり。彼等の努力と成功とは吾人の親しく見聞せしところ、取つて以て吾人の象鑑とすべし。

我々英國人はこの際大いに努むるところあらざるべからず。

(二)　紅

支那に於て最もよく知られたる紅色染料は、サフラン卽ちカルタマス、チンクトリアス、卽ち支那人の所謂紅花なり。

その紅花の種は、支那の有名なる旅行者にして、且つ將軍なる張騫が、トルキスタンより持ち來りたるものと傳へられ、現在に於ける主なる生產地は中部四川にし

て、宜昌及び西北部安徽省に於ても栽培せられつつあり。三十年以前に於ては、これが漢口より輸出せられたる額六千擔以上に達せり。然れ共現在に於ては、その生産は極めて微々たるものにして單に立派なる絹を染むることのみに使用せられつつあり。

紅き綿絲は支那全國に於て蕪湖が重なる産地なるが、其の染料は自然のサフランなり。

次に鳳仙花卽ちインパチエンス、バルサミナ卽ち支那人の所謂指夾花は明礬と共に指の爪を染むる染料として使用せられつつあり。これ明かにアラビア人の習慣を眞似たるものなるべし。

其の他紅き染料に使用せらるる植物は北方に於てはアンチユシア、チンクトリア南方に於てはコウソニア、アルバにして後者は支那婦人の愛用する燕脂として用ゐられつつあり。茜草ルビア、コルデフオリアは深紅色を染むるに用ゐられ、支那人はこれを茜草と稱し居れり。

紫色染料はリゾスペルマンエリスロリゾン卽ち支那人の所謂紫草より製せら

る。

紫草は北部支那及び中部支那に於ては藥料として用ひられつつあり。この染料は若し春期に於て採取せらるるに於ては、甚だ輝きたる光澤を有するものなり。以前には毎年芝罘及び南方より輸出せらるる額、毎年四千擔に達せり。馬來半島及び比律賓より輸入せらるるサッパン木染料も亦重要なるものなり。

(三) 黃色

黃色染料は四川、西藏及び廣東の西江の三角洲及び臺灣に於て發見せらるるロンガより製せられ支那に輸入せらるるものなり。卽ち其の粉末は木綿布、殊に婦人用服の染料として用ゐらるる四川の重慶より一九一二年に於て輸出せられたる總額は六萬擔の非常なる巨額に達せり。これ明かに印度の收穫の失敗に歸せしに基くものなり。普通の輸入は此の以下なり、此の植物は現今に於ても四川の岷江の下流に於いて大いに栽培せられつつあり。

絹及び木綿に對する黄色染料中ソフォアスジャポニカ卽ち支那全國に普通見るところの槐樹より製せらるゝものあり。

コォエルロイテリアも亦支那人は普通これを槐樹と稱す。同じ目的に使用せられつゝあり。ガーデニア、フロリタも亦黄色の染料を產し主として木材を染むるに用ゐられつゝあり。

(四) 綠

綠色はザアムナス、チンクトリア其の他の七葉樹類より製せられつゝあり。浙江省に於てはこれ等の原料を煮つめて製し、其の用途頗る廣くして而して大いに貴重視せられて用ゐられつゝあり。

主として草色の布を染むるに用ゐられつゝあるが其の色は永久的にして、水彩畫家の所謂サップ、グリーン色なり。

然れども此の染料は殆んど全部アニリン染料のために驅逐せられたり。

四川より產出するポリゴナムの一種類より製出せらるゝ染料亦同樣の運命に

會しつつあり。

(五) 黑色

五倍子はラッス、ジャバニカより製せられ、各種の布類殊に絹を黑く染むるに用ゐられづつあり。

これを染むるには先づ最初これを藍色に染むるものなるが、このことについてはホージー氏の四川に關する報告中に、詳細に說明せられ居れり。

五倍子に紅其の他の染料を加ふる時は灰色鳶色及び其の他の鹿の子色等の染料を製するを得。

五倍子は又皮を鞣すに廣く用ゐられつつあり。五倍子は其の輸出が記錄に止められて以來、每年漸次この數量を增加しつつあり。卽ち其の最初は僅かに二三千擔たりしものが、一八七六年には二萬擔に達しその價格は一擔につき十兩なりき。一八八七年には初めて三萬擔に達せり。一八八八年には獨逸に於ては、これを以て黑色染料を製せむがために、大いにこれを需要するに至りしを以て、それ以

來決して減少を見ることなかりき。
斯くして獨逸は此の方面に於ても大いに列國に先んずることありき。
一八九三年に至りては四萬八千擔、其の價格五十七萬圓輸出せられたりき。
更に一九〇六年に至りて輸出せられたる數量は五萬八千擔にして、其の價格は殆んど百萬圓に達せり。
而してレコードとも稱すべき年は一九〇九年にして六萬六千三百三十七擔を輸出せり。

海關報告によるに其の相場は、目下十七兩乃至二十兩とのことなり。
此の染料に對する泰西諸國の需要は益々增加しつつありて、供給を超過する有樣なれば、今までこの貿易の他の手中に落つるを坐視せし英國人は、此の際振つてこれを恢復せざるべからず。

(六) 蔫色

ヤムは深蔫色の染料を製し、主として雲南に於て普通使用せられ、梧州より廣東

に輸出せられつつあり。

この染料は支那土産及び外國輸入の綿布、絹、麻布等に使用せられつつあり。而して光澤ある深鶯色の防水布の如き色を呈し、夏季に於ては支那人最もこれを喜びつつあり。

而して尙一層濃き色を欲するときには、支那人はこれに明礬及び五倍子を加へて用ゐつつあり。

廣東に於ては綠色の未熟柿の汁をワニスがはりにその表面に塗りつつあり。斯くせば此の布は幾分防水の效用を有し、汗もその表面にしみ出でず、極めて便利なるが唯これを淸潔にするには其の表面の塵をはらひ、表面を洗ふに止めざるべからざるものなり。

若し美術的見地より言へば、これ等の美しき支那固有の植物性染料の復活しつつあることは、甚だ歡迎すべきことなり。何となれば科學的染料の發達は世人の染料に關する嗜味を著るしく惰落せしめたればなり。

多年絹織物に關する專門家なるワードル氏は、現代的の歐洲染料の發達が、如何に印度に於ける土人の織物業を阻害せしかを痛歎せり。然れ共このことは、粗末なる綿製品よりも、寧ろ絹布及び麻布に於て然るを見るものなるが、吾人の目下問題とすべきものはこのことに非ず。即ち如何にせば英國の染料を以て獨逸の染料を驅逐すべきかにあるものなり。

織布工業

滿洲に於ける織布工業は邦人により數次計畫さるるも未だ經營さるるを見ず、何れも支那人によりて企業さる。機房即ち機業は原と布局即ち綿布販賣店の副業に係り舊式の機器を使用して製造しつつあるが近時大に發達せり。

(一)營口　には二十有餘の織布工場あり、其の大なるものに在りては三十餘臺の機械を有し、小なるものも尚ほ十餘臺を有す、故に假りに一機一年三百匹を製するときは年產額は十二三萬を下らず、其の製品は固より優良ならざれども價格の廉なるがため需要多し。

（二）**遼陽**　に於ける大織布工場は我が高等工業學校の染織科出身の少壯技術家の經營にして十二馬力の動力によりて數十臺の豐田式力織機を運轉し逐年發展しつつあり。

（三）**奉天**　に於ては關東鐵工廠が羽印沓下編器を模造してより城内各所に之れを用ひて沓下を製造する者を續出せり、其の他織布工業亦盛んなり。

（四）**錦州**　錦州及び其の附近は家庭工業として機業盛んなり、就中、石山站、虹螺峴等は錦州と共に機業地として知られつつあり、從つて錦州を仲繼地として此等の機業地に輸入せられつつゐる日本及び印度綿絲は少なくも四千件を下ることなく、今後益々增加すべし其の進入路は秦皇島、營口を主とし、營口は其の七割を占めつつあり、其の需要品は桃印十六手、赤鷹印十手、赤麟十六手、日出鶴二十手等にして何れも粗布の機織に歡迎されつつあり、今、錦州に於ける概況を記さんに同地には官立の織布工場以外、四五の織布業者ありて其の年產額は平均約左の如し。

花旗布	一四、〇〇〇疋	清水布	四五、〇〇〇疋
套布	三、〇〇〇	電光布	二、〇〇〇

柳條布　二〇〇〇　手布　七〇〇〇

外に方格布、敷布、腿帶子あるも多からず、官立織布工廠は機織器木製二十臺、鐵製二十臺、職工八十名、見習五十名なるが、同工廠は宣統元年中に八旗のために開設せられ八旗工廠の名ありしものにして民國二年に至り官立工廠として其の規模を擴大したるものなり。其の他縣立貧民習藝所の外、集成織布工廠、第二織布工廠等規模較大にして、前者は資本一萬元の株式組織、後者は北鎭縣に第一織布工廠を有し資本八千元と稱す、其の製品は勿論邊外に販路を求めつつあるも文化の進むに從ひ、邊外純朴の住民又次第に精巧なる外來品を歡迎する傾向あるを以つて此等一般機業者の生産能力が粗布一疋に付三日を要するの現狀よりして遽かに輸入綿布の大障害を來すが如きことなかるべしといふ。

製糖業

南滿洲製糖株式會社は資本金一千萬圓を以つて大正六年二月成立せり、其の事業の目的は支那官憲の承諾を得て土民に所用の耕地面積に甜菜を栽培せしめて

之れを提供せしめ製糖をなすに在り、本社を奉天に置き十月以後より製造に着手せり、滿洲は土地曠漠にして氣候其の他の關係に於て甜菜栽培に適當なるが故に該事業は前途大に有望なるべし、唯歐洲戰後に於て南洋糖との競爭は最も勁敵たるべけれど、銀價は戰前の如く復すべければ、勞銀も亦安價となるを以つて將來此點に於て競爭困難ならず、從つて滿洲糖業の前途は一大發展の機運にあるものといふべし、尙ほ該會社にては其の所要の函を製造すべく豫算二十萬圓を計上し安東縣の六道溝に該工場を設け大正七年五月より之れが製造に着手せりといふ。

製麻業

附、麻、袋、の、輸、入、額、

麻袋の滿洲輸入額は年々多額に上るが其の供給地は殆んど印度なるが若し滿洲に於て在來種青麻、線麻即ち日本の大麻に就て耕作法を改良し生產額を增加し以つて加工製品となすことを得ば輸入防遏の一端たるべしとの希望を抱き產業試驗場にては原料麻を栽培試驗したるに其成績と經濟上の調査に於て之れが成

案を得たり。

錦州の集散麻 錦州に集散するものは青麻、線麻の二種にして一箇年の集散高約九十萬斤內外なり。青麻の產地は主に黑山、北鎭、盤山等の各縣及び錦州城東の荒地一帶にして一個年の集散高約四十萬斤內外たるべく、之れが消費地は營口仕向約三割、西海口を經て芝罘に再輸送するもの約四割、同地に於て消費さるるもの約二割位の見當なり、青麻は線麻に比し纖維短かきため麻繩の製造に適せざるも耐水力强きを以つて主として麻袋子、麻簾、驗補民船、錨繩、錢繩卽ち制錢を括る紐其の他各貨物を括るに使用さるるなり。次に線麻の產地は主として赤峰、烏丹城、宣化、順德、蔚州等とす、赤峰、烏丹城產は品質不良にして宣化、蔚州產は其の質佳良なるが如し、一箇年の集散高四十五六萬斤なるべし、此線麻は青麻の如く纖維短かからざるを以て其の用途は極めて廣く有ゆる麻繩は殆んど之れを用ゆ、其の他、靴底、車道具、馬具等に使用さる、同地に集散する約八割卽ち三十餘萬斤は錦州にて消費され、殘んの約二割は營口に轉送さるるなり。

製麻會社 三井物產會社大連支店員井上輝夫氏は滿洲麻の產額少なからざ

ると麻袋其の他製麻品の需要多きに著目し、數年間熱心に調査し、嘗ては其工場の職工として滿洲麻の製繊可能の如何を試み、又、製品の耐久力如何等につき之れを適當の一會社として作業するときは經營可能なるを認めたるを以つて都督府の賛助を得ると共に帝國製麻會社の事業信認を得て安田善三郎、馬越恭平等の諸氏を發起人とし資本金一百萬圓にて滿洲製麻會社を大正六年創立して本社を大連に置けり。

麻袋の輸入額

麻袋需要の消長は滿洲大豆の作柄に甚大なる關係を有するや言を俟たざれど、時局以來斯品は歐洲戰場に吸收され、産地たる印度、滿洲の原料麻は薄品となり、逐年騰貴に騰貴を重ねつつあるも滿洲大豆輸送の必需品たるを以つて尚ほ多額の輸入あり、大連海關の統計に現はれたる大正六年中の數量及び價格は左の如し。

	貨數	價格(兩)
香港經由(新)	一、三四九二、七一六	二、四二八、六八九
同　(舊)	三、五一五、三六三	二八一、二二九
支那各地(新)	四、三九七、二八八	七九一、五一二

同　　(舊)	一二二、五〇一	九、八〇〇

にして五年度に在りては

	貨數	價格兩
香港經由(新)	五、七三六、五〇五	八六〇、四七六
同　　(舊)	一、七一九、九四七	一三七、五九五
支那各地(新)	三、三八〇、〇八〇	五〇七、〇一二
同　　(舊)	五五、一一三	四、四〇九

以上の如く大正六年度は之れを五年度に比すれば遙かに輸入の增額を來せり、是れ六年度に於て大豆作柄良好なりしと、東淸線の西比利亞線接續輸送不可能とにより南下貨物の增進を來せし結果、麻袋輸入は大連に集中するに至れるものにして、大部分は奧地に輸送され、當地にての消費は全量の一二割にすぎざるが如しといふ。

製麻油業

小麻子、大麻子、亞麻子、芝麻等より油を搾取するは多くは大豆油房の副業か農家

の副業を以つてせられつゝあり。

(一)小麻子　は線麻とも稱し日本の大麻にして南滿洲にては遼河畔の沃地に耕作され、大麻纖維の製造を見るのみならず、其の實は搾油の原料に供せらる、此小麻子油は能く乾燥するを以つて塗料の製造及び石鹼の製造原料に適す、又、點燈用、車輛用として支那人間に使用さる。遼陽の出廻額は一個年約一萬斤位なるべしといふ。

(二)大麻子　は蓖麻子とも稱し、遼河の沃土に耕作され、其の種子を搾油原料となす、其の集散地は新民屯を主とし、法庫門、四平街、鄭家屯、錦州地方にして、產地附近には小規模の搾油場あれども概ね豆油房の副業なり、大連にては大正四年四月より乾卵製藥場に於て蓖麻子油及び精製蓖麻子油を製しつゝあり、該油は冬季低溫の候に至れば蠟燭の製造原料として使用せられ、又、不乾燥性油として下劑に用ゐらる、支那人は車軸減摩用とせり、其の外、用途甚だ廣しといふ、南滿洲に於ける產額は一個年約千三百五十萬斤くらゐなるべし。

(三)亞麻子　は胡麻子ともいふ、其の種子より製せらるゝ謂ゆる亞麻仁油は卓絕

せる乾燥性油に屬し、ペイント、ワニスの塗料、印刷インキ、石版用ワニス、リノリユーム護謨代用品、軟石鹼の製造原料に使用せらる、又、燈用にも供せらるる等其の使用範圍極めて廣大なり。

(四)芝麻　は日本の胡麻にして廣く各地に產し白黑の二種あり、其の儘、食用に供らせれ、一部は搾油原料として油は食用として汎く各方面に使用され、油粕は芝麻餅と稱して肥料及び飼料となる、營口に集散するものは一箇年約五六千斤にして遼陽に於ては八九萬斤なるべしといふ。

(五)蘇子　我國の荏胡麻にして蘇子油原料とし或は小鳥の飼料とす、其の一石は二百五十斤とす、蘇子油は蘇子を蒸して壓搾せる乾性油にして桐油に比すれば乾燥稍々遲く多少の加工を以つてせば良質のボイル油となるなり、本油搾取は產地附近の油房或は農家の副業にして其の出廻額は遼陽に於て約一萬斤、奉天に於て約二萬斤くらゐなるべしといふ。尚ほ營口なる帝國領事館の報告によれば營口に於ける大麻子油の集散狀況は左の如し。

大麻子及大麻子油は滿洲奧地に產し營口及其附近には之れを產せず當地に集

散するものは右奥地殊に主要産地たる新民屯及法庫門地方の産なり而して是等の取引は大麻子油のみに限らる其年産額は之れを識ることを得ざるも毎年當地へ集まるもの大約二百萬斤(支那斤)乃至四百萬斤ならん尚大正七年の景況は豫想し難きも産地に於ては八分作見當なりと云ふ。

當地よりの輸出先左の如し

輸出先	大正四年	大正五年	大正六年
上海	五、〇〇〇簍	三、〇〇〇簍	三、〇〇〇簍
日本	一、〇〇〇	六〇〇	—
廣東	一、〇〇〇	五〇〇	三〇〇
當地消費	一、〇〇〇	九〇〇	三〇〇
當地著荷計	八、〇〇〇	五、〇〇〇	三、六〇〇

備考　一簍は約支那斤五百斤入

最近數年間相場(過爐銀建)左の如し

	最低	最高
大正元年	八、〇〇〇兩	九、〇〇〇兩

同　二　年	同	九、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇
同　三　年	同	一〇、〇〇〇	同	一一、〇〇〇
同　四　年	同	一〇、〇〇〇	同	一一、〇〇〇
同　五　年	同	一二、〇〇〇	同	一三、五〇〇

硝子製造業

大連輸入硝子　大連に輸入さるゝ硝子類は一個年約二十七萬海關兩にして其の仕出地は戰前白耳義を主とし開戰後は米國品之れに代りつゝありたるが、其の後船腹不足のため注文の大遲延、運賃の昂騰及び日本に於ける硝子工業の發展等により大正五年末來米國品輸入は絶對に杜絶し、日本各地の在荷品は大正六年夏頃までに殆んど賣盡し、大連も亦同樣にて松島硝子店の在荷白耳義品及び米國品合計三十箱が大正七年四月に於ける滿洲在荷高の全部なるべしといふ、要するに戰前に於ては白耳義品、開戰後は米國品の盛んに輸入されたりしは船腹の供給豐なりしにも依ると雖日本に於ける硝子工業は白耳義品及び米國品に匹敵す

べき上等品の製出に困難なる事情ありしも、旭硝子製造所は米國より新式機械を購入すると同時に二三のパテントを買收したる結果として、其の製品は殆んど米國品を凌駕せんとし、試に其の箱を同うして賣出す時は其の何れが米國品なるかを判斷するに苦しむといふ程なれば注文の大遲延及び高價なる運賃即ち最近(大正七年四月)の採算によれば米國品神戸着値段は十七八圓の品物にして約七圓の騰貴なるべく、從つて外國品輸入の必要を見ざるに至れるがためなり、之れがため旭硝子は近來稍、米國品との値幅を接近せんとし數割方の値上げを實行すべき傾向あるも米國人との合辦組織になれる極東硝子會社は既に創立せられ資本金百二十萬圓にて、小規模經營の硝子會社を買收し大正七年秋頃には其の製品市場に現はるべければ以つて幾分の調節をなし得べしといふが、大正六年の大連輸入板硝子は海關統計に現はれたるもの殆んど日本品の獨占にて其の數量二萬五千五百二十箱、二十萬四千五百七十六海關兩にして、其の他には英國品十二箱、九十六海關兩、支那港經由外國品一箱八海關兩を算するのみなり。

有望なる滿洲の硝子工業

滿鐵の中央試驗所窯業課にては從來の耐火

煉瓦、陶磁器に次で大正七年一月より空洞硝子の製造に從事せり、是れ滿洲に於て始めての事業なるのみならず、日本內地に於ても餘り盛んなるものにあらず。同じ硝子工業にても延べ硝子は歐洲戰爭の開始以來、白耳義より供給杜絕されしを以つて三菱會社が此機に乘じ是れが自給策を講じ、今日にては東南洋一體に其の販路を擴張せしも、空洞硝子に至りては何れも小規模の工場のみにして且つ輸入絕對に杜絕さるるが故に其の製品粗惡にして迚ても獨逸品や墺太利品と比すべくもあらず。然るに滿洲は其の原料豐富にして優良なるが上に一般窯業に最も必要なる燃料豐富なり殊に撫順炭は硝子工業に最も適當なる燃料にして尙ほ且つ氣候の寒冷なること特に此の工業に持つて來いなり、故に其の製品の優秀なるものを出すを得るなり、更らに內地と異なり支那人の勞銀安價なるを以つて滿洲の硝子工業は實に有望なるものなりと信ず。現に窯業課に於て製作したる普通のコップと內地製の其れとを比較すれば、內地製一個賣八錢くらゐものは六錢に賣れば利益あるべく、且つ其の品質は窯の熱が透徹するため非常に透明にして內地製の鈍黑なるものとは比べものにならず。次に切子硝子と稱する丼、洋盃其の

他一般飲食用の器具に様々の模様を彫り込みたるものあるが此等は多く米國向のものにて、此等の器具を製造せしに品質は勿論良好にして其の上、支那人職工は斯かる仕事には極めて妙を得居るを以つて決して外國品に劣らざるなり。次に磨模様ある洋盃を製作したるが此等の内地製は一個貳四十錢位なれど、支那人職工を使役すれば一日四十錢の日給にて少なくも一日一打を磨り上げ得る有様なりといふ。

硝子工場　明治三十九年以來、各地に硝子工場創立せられたり、左れど資本の關係上未だ成績の著しきものなし、其の大連にあるものは玉置硝子製造所にして都督府より年額千圓の補助を下付さる、奉天には明治四十三年の創立に係かる穗積洋行あり、營口には大正二年に創立せられたる硝子製造會社あり、該社は相當の成績を收め特に遼西地方に於て其の勢力を伸張し販路の如きは獨占の狀態にあり。

石鹼製造業

關東州　石鹼製造業は邦人經營のもの大連に四個所、旅順に一個所あり、今大連に於ける製品の種類を記さんに萬玉洋行の化粧品四割、洗濯用品六割にして其の他は少許の化粧用あるも殆んど總ては洗濯用とす、卽ち左の如し。

(イ)化粧用品　アカシヤ、ベスバー、元寶、黑龍甲、ロシヤ、月の出、ウォルドライト、琥珀、フラグ、透明黑香皂、瑞茂、ホワイトデック、デアー、ヒッパネース、

ロ)洗濯用品　豆角、黃棒、粉末、藍光、孔雀、茂盛、黃棒、茂盛、Bの印、鳥印豆角、

次に工場の設備を記さんに左の如し。

(一)萬玉洋行　大連市松林町九番地に在り、明治四十三年九月萬玉惣太郎氏の創立に係る、工場敷地三百坪にして建坪數百四十九坪あり、煉瓦造平家建釜揚機械場仕上場、乾燥室等あり、二階建は事務室及び倉庫とす●機械器具は煮沸用大釜四個、攪拌器附釜一個、十五馬力電氣動力一臺、ローラ二臺、押出器二臺、削器一臺、切斷器一臺、形打器四臺、其の他、靑性溶解釜、冷枠、石鹼形其の他附屬雜具一式なり●生產力日支職工二十名にして機械製化粧用品一日晝間作業四百貫目、洗濯用品(機械力に依らざるもの)一日晝間作業二百貫なり●資本　金五萬圓にして工場機械釜揚什

器等六千圓、諸建物一萬三千圓を固定せり。

(二)滿洲石鹼製造所　大連市加賀町にあり、明治四十二年六月幡田義之助氏の創立せしものにして機械動力を用ひず、煮沸用釜大小六個其他附屬雜具一式なり、其の生產力は日支職工五名にして洗濯用化粧用一日三百五十貫とす。其の固定資本金は三千圓なり。

(三)畑中石鹼製造所　大連市若狹町にあり、明治三十九年九月畑中繁太郎氏の創設に係かり機械動力を用ひず煮沸用釜大小四個其他附屬雜具にして生產力は日支職工六名にて一日化粧用、洗濯用とも四百貫とす、其の固定資本は三千圓なり。

(四)大連石鹼製造所　大連市西公園町にあり、大正四年五月鹽見勇太郎氏の創設なり、機械動力を用いず、煮沸用釜大小三個其他附屬雜具一式等にして生產力は日支職工二名にて洗濯用品一日百五十貫あり、其の固定資本は約千圓とす。

(五)豐盛洋行　旅順に在り明治四十年の創設にして其の投資額は一千圓とす。

鐵嶺に於ける石鹼は日支人共常に化粧用、洗濯用として需要され賣行好きも未だ製造工場の見るべきものなく、只近年洗濯石鹼の製造を小規模に副業として

經營するもの一個所あり、即ち左の如し。

所在地	工場名	原料油の種類	製品の種類	生産額 大正五年	生産額 大正六年
鐵嶺	能地商店石鹼製造部	牛脂、豆油	洗濯石鹼	三、〇〇〇圓	三、〇〇〇圓

次に遼陽地方に於ける輸入品の種類及び大正七年二月の卸賣價格並びに支那人の嗜好及び用途を記せば左の如し。

種類	卸賣價格	種類	卸賣價格
九重一打	一圓三八錢	アイボリー一打	二圓五五錢
日光同	八、〇〇	ベルベット同	一、八五
羅咼皂同	七、八〇	花王同	一、二五
ミツワ同	二、四〇		

種類	用途	種類	用途
九重	化粧用	花王	化粧用
日光	同	羅咼皂	同

營口　に於ては民國二年頃に小規模の石鹼製造場設立されしも其の後廢業し現在に於ては該品製造を營むものなし、今大正六年に於ける輸入價格(化粧用洗濯用共)及び仕出地を記さんに左の如し。

日本	二八、三一二 海關兩	香港	二〇	英國	六〇〇
佛國	七二〇	上海及其他	一、六五九	計	三一、三一一

就中、賣行良好なるものに付て卸價格を示すに左の如し。

化粧用

ベルベット石鹼	一哥	(英國製)	金二十圓
ミツワ石鹼	一打	(日本製)	金二圓三十錢
大王石鹼	同	(同)	小洋錢二元二角
花王石鹼	同	(同)	金一圓三十錢
九重石鹼	同	(同)	小洋錢二元二角
鶴の卵石鹼	同	(同)	金一圓二十錢
美人石鹼	同	(佛國製)	小洋錢六元

檀香石鹸	同	(英國製)同	七元
洗濯用			
祥茂	一打	(英國製)小洋錢	七元
日光	同	(同) 小洋錢	八角四分
藍花	同	(同) 同	六元
公昌	同	(同) 同	三元八角
信昌	同	(同) 同	三元八角

尙ほ支那人の生活程度より推す時は品の良否よりは寧ろ値の廉なるものを喜ぶは一般の傾向なり、其の化粧用に於ては香氣高きもの喜ばる、又包裝は他に何等かの用途に供せらるゝものを喜び殊に化粧用のものに關しては可及的包裝に意を用ゆるを好しとす。

遼陽 大正七年二月同地日本領事館の報告によれば同地に於て需要さるる化粧石鹸は殆んど本邦品にして本邦人向としては從來種々の製品輸入され居るも花王、ミツワ、ベルベットの三種需要多く目下小賣値段一個ミツワ金二十五錢、ベル

ベット二十錢、花王十二錢にして一個年の輸入高此等の三種を合せ約千五百打此の外各種製品を通じ百個入一箱物約六百箱見當なり、又、支那人向としては大阪春本製の九重及び芝蘭の兩種數年來歡迎され百打入一箱遼陽渡金百四十圓を以て支那商へ賣渡され支那商は之を一個小洋十四五仙に小賣し居れるが價格割安にして品質良好なりとて需要者の嗜好に投じ最も賣行良好にして大正六年の輸入高約三千打なり之れに次ぎて賣行あるは上海に於ける邦人經營の瑞寶洋行製出に係かる九鼎及び彩鳥の兩品にして一時九重及び芝蘭を凌駕せしも銀價昂騰以來仕入商の手控により移入減退し大正六年の移入高千打内外と稱せられたり、其の他、春本製の玫芙拉と稱する一打二圓五錢もの約千打及び其の他一打二圓乃至三圓内外の各種本邦製品千打内外の輸入あり、殆んど本邦製品を以て市場獨占の姿なり。露國製品は從來莫斯科サンプロカード會社の多過皂品質優良にして遼陽地方の水質に適合し溶解すとて需要者の好評を博し、歡迎され居りしも本邦より模造品輸入され安價に賣出したるため賣行俄かに減退し之れと同時に模造本邦品も亦聲價を失墜し兩者とも市場より姿を隱すに至れり。尚ほ洗濯石鹸は上

海製出の獨逸品と稱せらるる六打入一箱物金十圓三十錢乃至四十錢の日光皂、大正六年中約二百箱及び天津の英國商製造に係かる一箱金七圓八十錢の傘印約二百箱輸入されしも近來大連なる邦人經營の滿洲石鹼製造所の六打入金七圓五十錢の琥珀肥皂價格前二種に比し低廉なるため一般に歡迎せられ大正六年には三百箱以上を移入し漸次日光及び傘印を壓倒すべき傾向あり。今同地に於ける石鹼取扱商を擧ぐるに左の如し。

▲本邦商

商號	店主名	營業場所
立井洋行	立井三藏	遼陽車站街三番地
玉井洋行	玉井信之輔	同 自塔大街三番地
石井洋行	石川周治郎	同 東洋街五番地
中村屋商店	藤本熊吉	同 同 八番地
北原商店	此原敬太郎	同 同 五番地
調辨所	川村彌作	同 車站街五番地

世良洋行	世良壽一	同	修家大街五番地
田中商行	田中次郎	同	東洋街三番地

▲文、那、商、

商號	店主名	營業場所
東順式	李審、三	遼陽城內大什字街
利順合	曲博然	同　東街
利順德	劉王振	同　東街路南
大順成	張景五	同　同
福來盛	楊午亭	同　東街
福來昇	張豫豐	同　義學胡同路南
福增益	周聘鄉	同　東街與隆胡同路南
永盛恒	魏星五	同　北街路東
永鉅興	王東閣	同　大什字街
天增慶	劉捷三	同　東街路北

製紙業

關東都督府民政部囑託小田氏の調査報告によれば支那に於ける紙の消費額は輸入外國紙及び支那紙を合算するときは一個年少なくとも二千萬兩以上の巨額に達せるも餘り貿易業者の注意を集中せざりしが最近急劇に世界の文運日と共に注入せられ、新聞、雜誌及び各種印刷業勃興し來れるを以つて漸次洋紙を以つて支那紙に代へんとする傾向著しきものあり、獨墺は夙に之れを豫知し民國元年頃より人を支那内地各市場に派遣し或は人情風俗を講究し或はトラスト法により低價販賣を試むる等有ゆる商略を以つて一意支那市場を自己の商圈内たらしめんと苦心せし效果顯はれ歐洲戰亂突發當時までに殆んど拔くべからざる根柢を築き外國紙と稱すれば直ちに獨墺品なりとするが如き印象を支那商民の腦裡に深く刻み付けたり。然るに歐洲戰爭の開始は獨墺をして商戰を顧みるに遑あらざらしめ上等紙の供給國たる英國、粗質紙に於て獨墺品と競爭せんとしたる瑞諾兩國も亦供給意の如くならず、加ふるに米國も他の有利なる工業に付紙類工業

は殆ど放棄せられたるの狀態にあるを以つて今や支那市場は輸入外國紙の缺乏を告げ紙界に一大恐慌を來さんとするの現狀にあり。左れば此際日本製紙業者は協同一致此處に乘じ洋紙にありては只管技術と製造經濟の改善により品質價格の上に於て今一層の努力進歩を圖ると同時に輸出向洋紙の專門工場を開設し他面に於ては人を支那內地市場に派遣し能く市面の狀況を視察せしむると共に紙に關する古來よりの傳說、習慣、嗜好等を踏査し、漸次我製品に移らしむべく指導し或る程度までの利益を犧牲として販路の擴張に努力し深き根抵を築かば例へ歐洲戰亂平和克復の曉に於て彼等の捲土重來に相遇すると雖一歩も我が堅壘に近寄ること能はざらしむるに至るべし。元來支那紙は既に說述せし如く年額約千五百萬兩(四割は海紙)の產額にして數年間殆んど大差なきに見れば將來輸入外國紙の逐年增加すると雖遽かに之れが打擊を受くるが如きことは決し之れなかるべしと確信するを以つて就中需要最も廣汎にして且つ何等特別の技術を要せざる海紙の抄造會社を相當資本を以つて原料豐富なる福建省方面に創設し、從來の土法製のもの及び近來之れが對抗品として需要益多きちパルプを原料とした

る黄表紙とを抄出せば必らず兩三年を出でずして一手に供給し得べしと信ず云々。

滿洲材のパルプ　滿洲に豐富なる木材を利用してパルプ製造をなさば其の產額莫大なるものあれど未だ之れが利用をなすものあらず、唯、朝鮮新義州に於て富士製紙株式會社が大正六年より分工場を設置し鴨綠江材を利用してパルプ製造を開始せるが營林廠の意見によれば百二十年輪伐として一個年優に十五萬噸のパルプを製出し得べしといふ。

高粱パルプ　滿洲特產物たる高粱よりパルプを製造する製紙會社は大正六年營口に設立されたるが其の成績良好ならず解散せり、左れど高粱パルプに就ては必らずしも其の見込なきにあらず、今關東都督府囑託たりし齋藤親廣氏の高粱製造に關する意見を紹介すれば左の如し。

（一）有望なる高粱パルプ

滿洲に於ては現在パルプを製造する工場なく、製紙事業としては支那從來の手抄てある、關東都督府中央試驗所か、曾て調查したる所によると、蓋平、海城、遼陽、牛莊、奉天、新民

府、鐵嶺、長春、吉林等の地方に於て、紙房と稱する者が六十五箇所ほどあつて、原料は專ら吉林縄を用ひ、主として窓張り、帳簿、書信、封筒、包裝用等に供する紙類を製造して居る、而して右六十五箇所の紙房で製造する製紙年産額は、約百萬圓に達して居る、原料は專ら古麻縄を用ひて居る、此の古麻縄の原料は支那斤百斤(我十貫)の代價支那銀五圓内外で原料百斤に付十疋、(紙の種類により一定せざるも、十疋大約四十斤)の仕上げを得、此價格七圓内外である、窓張用としては特に紙質の強靱なるものを要するが、百斤の原料價格は日本金の三圓五十錢に當り、歩留を百分の四十と見るときは、パルプ一封度の價格は七錢五厘となり、比類なき高價になる、

滿洲の製紙業は近來外品の壓迫を受けて、漸次凋落に傾かんとするの形勢であるが、之れは低廉の原料を得ざるものが、其原因の一である、滿洲の輸入外國紙は毎年約一百萬圓で、地方の生産高も亦百萬圓である、若し之れを南支那よりの移入紙を合せて、大約三百萬圓の消費をなすものとせなければならぬ、

若し高粱パルプを以て之れに當てたなれば、實に此三百萬圓の需要を一手に引受け、滿洲紙(毛頭紙の類)及び和紙、朝鮮紙の模造紙として、廣く滿洲各方面へ供給し得るのみならず、製造方法に於て現在よりも少しく改良を加へ、生産費の輕減を計つたならば、今後輸出品として莫大なる利益を收め得るは困難の事でないと思つて居る、

(二)　我國製紙業の前途

文化の進歩生活の向上に伴うて、紙の需要の多くなることは云ふまでもない、殊に歐

洲戰爭以後、紙の供給に大なる不足を來し、今後其生產は益々不足を告げることであると信ずる、我國に於ては、パルプの輸入年額は四百六十二萬圓の外、印刷料紙、模造日本紙、其他の紙類の輸入額亦四百三十四萬圓で、合計實に八百九十六萬圓に達して居る、支那に於ても亦然りで、年額九百四十五萬圓の輸入をして居る、

斯かる有樣であるから、我國では鋭意パルプ及び紙の製造に努め、西洋紙のみにても一箇年二千萬圓以上の生產がある、明治四十三年以降、毎年百五十萬圓の增加あるに拘らず、パルプ及び紙の輸入は尙、滔々として休止する所を知らざる有樣で、一箇年八十萬圓以上を累進して居る、

我國の製紙の原料に藁、襤褸、及び木材の三種で、藁及び襤褸を以て製する、パルプは一箇年三億封度、木材に依るものは一億三千萬封度である、木材は斯の如く產額前二者に及ばないが、パルプ專業として工場を特設するものは、木材パルプのみである、而して木材パルプは漸次增加せられて行く形勢である、而して木材パルプの原料は、北海道及び樺太の椴松、蝦夷松等で、其の天然林の蓄積は、合せて六百萬尺〆以上の年伐の量を有して居る、現今製造する木材パルプ、一億三千萬封度を約十倍する程の原料は有るが、此蓄積量は、全部を獨り此パルプ事業に傾注する能はざる狀態であるのみならず年々の斫伐は漸次搬出不便の地に向つて進まざるを得ないので、原料の價格は年を逐ふて昂騰するを免れない、故に我國製紙業界の前途は、甚だ樂觀を許さないのである、

(三)　注目されし高粱パルプ

我國製紙業界の前途斯の如きものなりとすれば、今や其原料を得し爲めに、北海道、樺太の木材以外に於て適當なる原料を發見せなければならぬのである、三菱は曩に臺灣に於て竹パルプの製作を試み、或者は朝鮮に於て葦パルプの事業を企てたが、共に良好の結果を得なかつた、而して斯業界の視線は、漸く滿洲の高粱稈に向つて集らんとして居るが、神奈川縣の梶野某外二名は、客年十二月營口に來りて、高粱パルプの製造を企て、工場を設けたが、之れも一萬餘圓の放資金は全損に歸した、關東都督府及び滿鐵中央試驗所に於ては、之れに就て種々調査をして居るが、要するに未だ研究調査の足りない前に、事業に着手したのが、失敗の原因となつて居るのである、

(四) 高粱パルプの供給

高粱稈の纖維の分類は木質纖維に屬して、紙料の原料に供し得るものなることは、最早何人も疑を存せない、而して世人をして注意を拂はしむるは、其產額の豐富にして殆んど無盡藏の觀あるに因する、奉天省の高粱作反別は約二百二十萬晌で一晌穫る所の高粱稈を八晌二千斤とすれば、全收穫の一割を以てするも、其重量額二十五噸で、一億九千六百萬封度のパルプを製造することが出來る、卽ち我國一箇年の生產の木材パルプよりも大で、我國輸入パルプの約二倍となる、其黠から見ても、高粱パルプの前途は、甚だ有望なものとせなければならぬ、

(五) 高粱パルプの製造費

パルプ原料の高粱稈の代價は地方に依つて異同はあるが、大抵百觔、五十錢乃至一圓内外である、重量は平均しないが、一捆或は二斤餘より六斤を唱ふるものもある、好く乾燥せるものは、平均二斤半と見るを適當とする、而して價格は百觔、八十錢平均と見て支障なし、若し纒まつた買込をなす場合には、幾分の昂騰を免れないのであらう、之を平均一圓と見做して印刷局抄紙部實驗の歩留りの實驗によつて原料價格を算出すると、パルプ一封度の原料は八厘五毛となる、之を内地藁の一錢、襤褸の三錢四厘、北海道蝦夷松の一錢、二錢に比し、最も廉價なるもので、此點に於て高粱パルプは確かに最優位を占むるものである、

更らに製造費は何程を要すべきかと云ふに、今、具體的に製造費の全部を計上する能はざるも、印刷局抄紙部の實驗による、生産費の主たる藥品の價格を調査すると、一封度の藥品價格は苛性曹達二錢八厘、晒粉八厘、硫酸一毛、計三錢六厘一毛で、即ち合計四錢四厘六毛となつて、富士製紙分工場の標準價格を超過する、若し之れに關税、運賃等を加へたならば、少なくも六錢五厘を下ることはあるまい、だから之れを以て直に我が中央市場に搬出することは不可能であるが、然も右の研究をなしたる後に之れが救濟方法を講ずるときは、必らずや十分の成績を上げ得ることゝ信ずる、

(十八) 生產費低減事項

藥品の節約をなすか、又は他の廉價なる藥品に依るの方法を研究して、生產費の節減を圖ると同時に、事業はパルプの販賣を以て目的となさず、之れを以つて直に自家の製紙料となすに因りて、經濟の成立點を發見するにある(第一項參照)

一度用ひたる苛性曹達をして更らに回收して、新液の補となし以て藥品の使用量を節せんとするは、斯業界の齊しく著眼する所にして充分研究に値する問題である、滿鐵中央試驗所平野工學士が、之に就て述べられた所によると、一旦用ひたる苛性液の六割は之れを回復する望がある如し、果して此回復を實驗することを得ば、一封度のパルプに於て一錢以上の節減は容易にして、パルプ事業に取りては大福音である、又、主として亞硫酸を使用して高價なる苛性曹達を節するの法は、我帝國內未だ實施を見ざるも、諸外國の既に行ひつゝあるもので、佐伯博士は殊に之れを高粱パルプに應用するを利益とし、曾て之れが實驗の勸告を受けたことがある、

滿洲支那人の製紙は專ら古蔴(繩)を原料となすものであるが、約一割の石炭を用ふるのみで他に何等の藥品も用ひない、單に煮熱及び叩解に二十四時間以上を費して紙料を仕上ぐるを例とする、勞力の低廉なる滿洲に於ては勞力と時間との利用によりて實果を收め得ることは敢て難いことでない、生產費を節する重もなる研究として、先づ以上の三點につき、實驗を試むる必要がある、

(七)　工場の設備程度

高粱パルプに關し今後講ずべき問題は、前項に述べたる如くである、如上、生產費の節減とパルプ工場の經濟法とを研究すべきである、而して之と共に考究すべきは、工場の程度問題につき、豫め適度の標準を論定すべきにある、是れ工場の經濟調査中、當然避くべからざる要點であると雖、爰に特別の注意を促すべきは、原料即ち高粱稈の供給力と

之れが供給をなす地方農民の事情に對し特に視察を與へ工場の原料消化力を、最も安全なる程度に置かれればならぬ

高粱稈の供給力を求めんとすれば、容易の如くで然も然らず、難易未だ定説がない、鐵道沿線の警察調査によれば、通常一家の炊事及び其炕用として要する處の高粱稈は一箇年三千捆内外と見做すを相當と認めて居るが、石炭を燃料とするもの又は高粱稈以外、高粱根株及び雜草等を用ゆるもの少からざるを以て、一家の消費量を一千五百捆とすれば、奉天省の耕地千三百六十五萬畝の收穫稈四十七萬二千捆を百四十五萬戸に配當して四億五千萬捆の不足となり、家根、圍、堆肥其他の雜用に供するもの少なくない、故に大體に於ては餘裕ある計數を見出す能はず、又、高粱の耕作多き地方に徴するも、數定上、亦不足の地方多く、其餘裕を認むるは僅かに海城の二千九百萬捆、昌圖の二千四百萬捆との二ヶ所に過ぎない、

然し、農家は之れを金品に易ふるの利益なるを認むれば、自家用の全部を粟稈、高粱、株雜草等に換へて之れを販賣するに相違ない、從て頗る彈力性に富める農産物たるを疑はない、又、鐵道沿線の地方に於ては、燃料として石炭を使用するの利益を認め來るの傾向があつて警察調査によれば、鐵道沿線の重もなる十四中、石炭に傾きつゝあるもの八箇所に及び、何れも石炭の利用多しとして、使用の數量は年々増加して居る、滿鐵會社の調査によると、石炭の燃力は其五百二十五斤(一噸六圓二十錢)を以て、高粱稈の一千捆百捆六十錢)に當るを以て高粱に比し二倍の利益があると云ひ、警察調査も沿線中石炭の

利益を認めて居る。

高粱稈の價格は地方によりて一定しないが、百捆五十錢以上一圓內外にして、明治四十四年以降著るしき變動を認めず、將來を豫想するに、燃料としての高粱稈は、石炭の對照により、不利の地位に傾きつゝあるは、最早爭ふべからざるを以て、燃料を買ふものにあつては順次石炭を使用するに至るべく、假令又高粱稈を有するものと雖、百捆五十錢以上一圓內外を以て、之れを買ふことを得ば、鐵道沿線の附近に於て、結局石炭に換ふるに至るものと見做さゞるを得ない、左れば滿洲に於て殆んど唯一の燃料として、價格を有し來つた高粱稈は、石炭の出顯により、主客其處を異にして、價格は石炭に支配されんとして居る形勢である、故に石炭にして價格が二倍以上の暴騰を爲し、又は高粱稈に特別の需要を來さゞる限り、將來の價格を現今以上に向上する事實はないだらうと思ふ。

高粱稈は以上述ぶる通りの如く、其供給力に少からざる彈力を蓄へ、且つ石炭の販賣擴まるに從つて餘力を增加するの傾きあるを以て、工業原料としては最も有望のものなることを認める事が出來る、然し之れにより大規模の工場を起さんとすることは甚だ危險である、警察調査によれば、鐵道沿線中、高粱耕作地の多い各驛に於て、地方消費以外、買占め得べき高粱稈は開原の七百萬捆(パルプ生產額二、二三四噸)次は鐵嶺の三百六十萬捆(パルプ生產額一、八〇〇噸)次は遼陽の百六十萬捆(パルプ生產額一七五噸)等であつて、其他は精々揭ぐるものはない。

警察調査によると、二頭曳の馬車一臺の高粱稈積載量は、約百捆であつて、其運賃は支

那銀の一圓廿三錢を通例とし、之れが搬出區域は大抵廿五支那里乃至三十支那里で、四十支那里を出づるは稀れである、若し此以外に買占めをなさんとすれば、勢ひ價格に影響を來さざるべからざるを以て、多量の蒐集を企つるは、決して策を得たものでない、若し此等に顧念することなく、割合に多量の原料を消費せんとする工場を設備するが如きは利に敏き支那人をして値上の同盟を敎唆するに均しい事を考へなければならぬ。故に工場は工場經濟の成り立ち得る限りに於て、小規模の設備を目的として原料の重もなる產地に向ひ、順次配置の方針に出づるを安全としなければならぬ、而して其配置の如き、又、其製造方法の如き低廉なる勞力其他地方に特有なる利益を活用する點に於て、最も注意を怠ってはならぬ。

(八) 結論

以上述ぶる處を綜合して、高粱パルプの解決問題として啻に研究すべき事項は、大略左の通りである。

第一　生產費の節約

(A)使用藥品の省略、卽ち主として苛性液回收方法

(B)硫酸パルプの製法、卽ち亞硫酸を使用し、苛性曹達節減の實驗

(C)支那紙製造方法の應用實驗

第二

(A)パルプ及び紙の製法、工場設備及び工場經濟

と云ふことになる、要するに、高粱稈パルプの前途多望であるが、十分愼重の調査を要するのである、

支那紙の原料と製法

支那紙の原料は竹類にして之れを竹絲と稱す其の竹材は我國の孟宗竹の類にして麻竹と稱するものなり、其の謂ゆる竹絲は製出さるる製品と共に白料、水料(一名熟料)及び生料の三種に區別され、各其の製法を異にせり(一)白料　とは白料紙の原料にして水料竹絲を更に露天漂白したるものなり(二)水料　とは水料紙の原料にして生料製紙の外更らに曹達を以つて之を漂白したるものなり(三)生料　とは生料紙の原料にして竹材纖維を石灰にて分離し直に製紙するをいひ、粘紙用竹絲及び粗紙用竹絲の二種あり。其等の竹絲原料たる麻竹を採伐する時期は立夏と小滿との間なる十數日間に切倒すものにして筍の漸次生長せんとして根部の外皮を一、二脫落し枝葉の出でんとするに當り切截するものにして、其の未熟にして正しく割れず橫裂する部分を除き之れを適當の長さ四尺乃至八尺に切り、又竹の大小によりて四片又は五片に割り池中に沈漬し纖維の分離を圖るなり。其の沈漬池は通常石灰池と稱し、幅七八尺長さ一丈餘、深さ

六尺の長方形の構造にして池底には杉丸太を下敷とし又、灌漑の便を設けたるものなり。其の生料紙用紙絲を製するには竹材中を池中に沈漬するに當りて粗紙用竹絲なれば出來上り百斤に對し石灰五十斤乃至六十斤、精紙用竹絲なれば同百斤に對し八十斤の割合にて石灰を清水に混じ、之を池中に裝置しある竹片に注ぎ放置すること約四十日の後更らに石灰水を放出して清水と交換し、放置すること三十日に至りて之れを取出し、硬皮部と內部とを分離し、內部を筵の上にて踏めば淡黃色の泥土狀精紙用生料竹絲を得べく、而して硬皮部は日光に晒し水車舂にて搗き粗紙用竹絲を得るものとす。次に水料用紙竹紙の製法は竹材を單純なる清水中に沈漬すること四十日乃至五十日にして取出し硬皮部を除き內部を叩き纖維を分離し露天にて晒すこと二三日の後、百斤に對し石灰四十斤の割を以て石灰水中に煮沸すること一晝夜更らに百斤に對し曹達約三斤を用ひ煮沸して之れを洗滌したるものを水料竹紙とす。次に生料竹絲の全工程を終りたるものを九十日乃至百四十日間露天に漂白したるものを白料竹絲といふ、其の露天場は小樹雜草の繁茂せる高原の傾斜面を利用するものなり、露天日數の長短により小暑より

大暑中に取入るるものを新料と稱し其れより久しきものを老料と稱す。以上の各竹絲を用ひて紙を漉くは我國の手漉法と略ぼ同一なり。

支那紙の種類と用途

支那紙の種類は多くあれど多くは同種のものを産地其の他の異なるより命名するものにて其の用途より區別すれば僅かに二三十種にすぎざるなり(一)印刷用紙　或る一部に於ては外國產印刷紙、新聞頁紙等を印刷用に使用するものあるに至れるも、未だ店舗の廣告及び包紙の上に貼附する營業科目等の印刷物は多く有光紙、連史紙、毛邊紙を使用せり、連史紙は已に世人の知る所なれども毛邊紙は福建、江蘇、浙江省等にて抄出せられ其の質薄く稍黃色を帶び直接生産地より輸入するものあれども、多くは上海を經由するものとす、毛邊紙は紙面密にして良く黑汁を吸收するを以つて各種印刷に使用さるる外、商店の帳簿に作り或は着色して儀式に或は罫線を印刷して書信を認むる等其の用途甚だ汎し(二)書畫及び封筒用紙　書畫に使用さるる用紙は普通、川連史紙、毛邊紙、白官紙、元書紙、毛頭紙(主もに契約書等)貢葛紙等にして謂ゆる風流文士の嗜好に適する書畫を認むるは必らず宣紙なりとすれども元書紙は又、大文字を書するに適すと、

いふ。川連史紙は紙面滑らかにして學校生徒の習字用に適す、多く上海に於て抄造せられ一名書紙又は倣紙とも稱す。白官紙は紙面滑らかにして光澤を有し毛邊紙に似たれども其の色白くして紙質稍〻强靱なり能く墨汁を吸收す、一般習字用、帳簿、官廳の往復文書等に使用さるれども價格不廉なるを以つて年々需要減退す、白官紙は福建省及び上海にて製造さる。元書紙は毛邊紙に似て紙面黃色を帶び然も質甚だ粗雜にして、一見粗紙の如き觀あるも甚だ良く墨汁を吸收し書家に用ひらるる外學校生徒の習字用として需要甚だ多し、產地は楊子江沿岸及び福建省とす。貢葛紙は貢格紙とも稱し宣紙に似たるも紙質白からず、習字用の外、信紙として使用さる、但し價不廉なるを以つて年々需要減退す、產地は福建省潮州附近を主とす。宣紙は紙面光澤あり書畫を書するときは其の優雅なること到底他紙の及ぶ所にあらず、年々日本への輸出も亦相當に在り、從前此用紙なき時代には玉版紙を用ひたりしが宣紙出でて其の販路を奪取せり、支那人の常に用ふる封筒は多く宣紙、玉版紙、毛頭紙を以つて作らる、宣紙は上海大成紙廠の製造に係かる。(三)壁及び障子貼用紙　住宅內部は全部模樣紙を以つて貼附すれど模樣紙を以つてせ

ずして單に毛頭紙若くは新聞紙等を以て貼付するものあり、模樣紙は商家、官吏、富者に在りては從來日本若しくは外國殊に獨墺製襖紙を使用し、民家にては京放紙を原紙としたる福建省又は漢口產模樣紙需要せらる、甲紙は瓦甲紙、大甲紙、老甲紙等の名稱あれども寸法、紙質、包裝等によりて其の名を異にするのみ、壁の下貼りに使用する外、包紙として需要多大なりしが近來古新聞紙輸入のため壓倒さるる有樣にて葬祭の時燒紙となす方、寧ろ需要大なり、福建省の產とす、窓貼用としては多く滿洲土產毛頭紙を使用すれども、北海及び蒙古方面の如き冱寒の土地に在りては、紙面を透して寒氣室內に入るを以つて多く朝鮮紙を使用す、尙、近來に至り光線の明かなると耐久力あるがため外國印刷紙を使用するもの多くなれり、朝鮮紙は其の質强靱にして質密なるがたる窓硝子貼りの外、油簍、燒酒甕等の內部を貼るに用ひ又冱寒の地方にては綿衣に之を入れ其の中間に綿を夾むときは一層溫暖なりとて住民中之を用ゆるものありしが近來は或る一地方の外、全く之れを用ひざるに至れり。(四)帳簿用紙　多くは毛頭紙、毛太紙、白官紙、毛邊紙等を用ゆれども就中、毛邊紙を以つて最も多とす。(五)包裝用紙　山東省方面及び滿洲土產の草紙を

使用せしが近來一般に古新聞紙を使用するに至れり。(六)火紙　表辛紙と云ふものを紙捻りとし之れに火を點じ喫煙(水煙袋)の際使用す之れを一名火紙と稱す、表辛紙は甲紙に似て紙質甚だ粗にして厚し多く楊子江沿岸に産す。(七)祝賀及び名刺用紙　祝賀用紙は全部紅紙にして梅紅紙、雙紅紙、銀紅紙、巨紅紙等種々の名稱あれども何れも新聞頁紙、連史紙、京放紙、毛邊紙を着色せしものにして加工地によりて其の名稱を異にするにすぎず、名刺は從前は必らず紅紙にして縱六寸横四寸餘の大型のものなりしが近來外國の風に倣ひて白色小形名刺紙を用ゆるもの續出せり。(八)吊祭用紙　としては海紙或は海尖紙又は燒紙とも稱するもの需要最も多く、年々牛莊に輸入さるるもののみにて平均五六十萬兩の巨額に達す、其の他、松堅紙、扛連紙、明皂紙等ありて需要總額の過半を占むるの大勢なり。次に海紙に次ぎて同用途に使用さるる黄表紙なるものあり、上海華章紙廠の抄造に係かり民國元年頃より滿洲に紹介されたるものなり、海紙に比し紙質薄くして黄色を帶び紙面は平滑にして連紙の薄きものに似たり海紙の販路を侵蝕し其の勢侮るべからざるものあり。(九)其他　參皮紙、宮丹紙等あり、參皮紙は楮、柳、桑等を以つて山海關

附近に於て抄出せらるるものにして其の紙質強靭なるがため窓障子用、提灯用、爆竹の心として相當需要ありしも最近日本より模造紙たる東洋紙の輸入のため需要著しく減退せり。

支那土産紙一覽表

關東都督府に於て調査したる支那紙（加工品を含む）につき（二三外國品あり）滿洲に於ける相場、用途、一個年輸入概算等を擧ぐれば左の如し。

名稱	相場單位	相場（牛莊五月初旬）	用途	産地	一箇年輸入概算高 大連	一箇年輸入概算高 牛莊	一箇年輸入概算高 安東	内容
38毛頭紙	一疋	元 七五	窓及提灯貼及糊油酒簍内部貼	奉天省	—	五、〇〇〇塊	八〇塊	一疋百九十枚 一塊四十疋
參皮紙	同	一.〇〇	刷票、爆竹ノ心雨傘貼	山海關方面 福州	—	五〇〇扛	—	一扛十疋 一疋九十枚
35毛頭紙	同	九五	38に同じ	奉天省	—	二、〇〇〇塊	二〇	一塊六十疋 一疋百九十枚
龍章洋川連紙	一簍	兩 五.八〇	印刷及習字	上海	—	一、五〇〇簍	—	一簍四十四刀 一刀七十八枚
善記洋川連紙		三.八〇	同	同	—	三、〇〇〇	—	一簍四十四刀 一刀七十八枚
巨紅紙	一刀	三.八〇	名刺及門戸貼		—	五、〇〇〇	五〇箱	一簍十二刀 一刀百枚

全形大東洋紙	一件	二・七〇	糊灯炮心質屋名札	日本	—	一〇〇件	—	一件一萬枚
瓦甲紙	一簍	三・〇〇	包紙、燒紙	福建省	一二、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇〇	一簍十二疋 一疋二百枚
灰平紙	同	二・三〇 元	煙草火付、燒紙、爆竹ノ外皮	福建省 浙江省	少なし	一、〇〇〇	—	一簍四十四刀 一刀九十枚
二草紙	一件	一・七〇	包紙	山東省	二三、〇〇〇	一五〇塊	二〇塊	一塊六十刀 一刀百枚
二草紙	同	一・四〇	同	同	—	一〇〇	五〇	一塊六十刀 一刀百枚
大草紙	一塊	二・二〇	同	同	—	一〇〇	二〇	一塊六十刀 一刀百枚
表辛紙	一扛	五・〇〇 兩	煙草紙	福建省	—	三、〇〇〇扛	三〇〇	一扛七十二刀 一刀三十六枚
五尺宣紙	一簍	五・八一	書畫、封筒	浙江省	—	三〇簍	四	一刀百枚
梅江紙	一刀	三・五〇	新年賀用	福州上海	—	一、〇〇〇	五〇	一簍十二刀 一刀九十五枚
各色模樣紙	一簍	八〇	壁紙	廣東潮州産	—	二〇〇	—	一簍百刀 一刀九十五枚
大甲紙	一簍	三・三〇	包紙	板州寧波	—	二〇、〇〇〇	一〇〇	一簍十二疋 一疋二百十二枚
海紙	一塊	二・五〇	燒紙	同	—	五〇〇、〇〇〇塊	五〇、〇〇〇	一簍三塊、一塊十刀 一刀三百五十板
貢表紙	一簍	一・五〇	同	上海	—	四〇、〇〇〇簍	—	一簍二十四刀 一刀九十六枚
24川表紙	同	一・三〇	燒紙及習字	梁邑	—	二〇、〇〇〇	—	一簍二十四刀 一刀九十五枚

京放紙	同	五・三〇	着色用	漢汀	—	二、〇〇〇	—	一簍九十刀 一刀百九十五枚
五丁元書紙	一扛	七・五〇	寫眞	福建省	—	三〇〇扛	各種計 三〇〇	一簍五十疋
12毛太紙	同	四・二〇	帳簿、染色	寧波	—	一、〇〇〇	各種計 一〇〇	一簍十二疋
白宮紙	同	七・五〇	帳簿、寫眞	福建	—	五、〇〇〇扛	一二〇	一簍十二刀 一刀百五十五枚
宮丹紙	—	—	糊灯	河南省	—	一五〇	—	一簍七刀 一刀百七十八枚
京扛連紙	一簍	二・三〇	燒紙(八馬型)	福州	—	二、〇〇〇簍	三〇〇	一簍六刀 一刀百二十八枚
大毛太紙	一扛	五・五〇	染色、包紙	寧波	—	一、二〇〇扛	—	一簍九刀 一刀百九十五枚
貢格紙	一刀	一二・五〇	印刷、寫字、寫眞	潮州	—	一五〇簍	—	一簍三十二刀 一刀百二十八枚
辛川連紙	同	五・〇〇	同	福建省	—	一、五〇〇	—	一簍四十四刀 一刀七十八枚
和敬洋川連紙	同	六・二〇	同	外國	—	二〇〇	—	一簍四十四刀 一刀七十八枚
六五毛邊紙	同	一二・五〇	帳簿、染色、印刷	福建省	—	五、〇〇〇	八〇〇	一簍六十五刀 一刀百九十五枚
六尺宣紙	一刀	七・五〇	寫書、畫、信封	浙江省	—	三〇刀	三	一刀百枚
大油衫紙(朝鮮)	一管	一三・〇〇	窓貼、油酒籠內部貼	朝鮮	—	三〇〇件	—	一件六管 一管二百枚
二刀紙(同)	二柳	小洋五五	同	同	—	五〇〇	—	一件百八十柳 一柳二十枚

華章光字洋粉連紙	一扛	六•二〇兩	印刷	上海	—	五〇〇扛	—	一簍十五刀、一刀九十五枚
四尺宣紙	一簍	四•二〇	書畫、封筒	浙江	—	一〇〇箱	四	一簍二十刀、一刀百枚
畫仙連紙	一刀	二•五〇	畫	上海	—	—	—	一簍二十刀、一刀九十五枚
有光紙	一連	一〇〇•〇〇	著色	瑞典	—	二、〇〇〇連	—	一件三十連、一連五百枚
香港大成洋連紙	一扛	五•〇〇	用途廣し	香港	—	一、〇〇〇簍	—	一簍十刀、一刀九十五枚
廣玉版紙	一刀	二•五〇	習字、封筒	廣東	—	二〇〇箱	一〇	一簍二十五刀、一刀九十六枚
京夾連紙（支那在來ノ者）	同	二•六〇	書畫	上海	—	一〇〇簍	支那產各種計一〇〇	一簍五十刀、一刀九十五枚
頂字洋彩連紙	一扛	七•五〇	用途廣し	同	—	二、〇〇〇扛	—	一簍十刀、一刀九十五枚
蘇粉連紙	同	三•〇〇	書籍用、色紙、石版	福建	—	一、〇〇〇	—	一簍十五刀、一刀九十五枚
香港大成洋玉版紙	同	九•〇〇	印刷	香港	—	二〇〇	—	一簍五刀、一刀九十五枚
元甲紙	一簍	四•〇〇元	包紙	福州	—	—	四〇〇疋	一簍十二疋
丹紅紙	一疋	四•〇〇	門戸貼	上海	—	—	主ニ土產一、〇〇〇枚	一簍二十四疋、一疋九十六枚
巨紅紙（毛邊紙厚紙）	一箱	一五•五〇	名刺	同	—	—	五〇	一簍十二疋、一疋九十六枚
南格印紙	一疋	三•五〇	書信紙	各地ニテ印刷ス	—	—	—	一疋九十六枚

明皂紙(黑)	一扛	一四●〇〇	葬祭	同	—	—	一〇疋	同　同
白洋尖紙(負紙原紙)	一疋	七〇	天井貼用	各地產	—	—	白藍汁 一八〇枚	一簍十二疋 一疋九十八枚
吳扛連紙	一扛	一〇	燒紙(人馬ヲ作リテ)	福州	—	—	七〇〇	一簍九疋 一疋百二十八枚
上扛連紙	同	一●二〇	同　(同)	同	—	—	二〇〇	一簍九疋 一疋百枚

南滿洲土產紙原料

南滿洲に於て抄出さるる紙は毛頭紙及び底紙卽ち黑紙、草紙の二種にして、主要原料は古麻繩及び線麻にして古麻繩は船車に使用せし麻繩の廢物にして陰曆二三月頃船車問屋より之れを仕入るるものとす、大相場は普通萬斤に付小洋五元五十仙見當なり。線麻は專ら粗惡なるものにして冬臘の交市內の菸麻店より仕入れす、相場は品質により固より一定せざれど古麻繩よりも稍高値なり。

製紙工場

關東都督府に於て調査したる處によれば南滿洲に於ける製紙工場は左の如し。

地名	工場數	地名	工場數
蓋平	四	奉天	九

海城	二	遼陽	六
營口	二	錦州	二
新民屯	三		

製紙工場は俗に紙房又は紙局と稱し規模の大小により其の組織異なれども殆んど相似たり、紙房は工場及び原料、製品の貯藏庫、馬匹の飼養場、職工及び店員の宿舍並に店舗其の他晒紙設備のため二百坪乃至三百坪の地積と百坪内外の家屋を要す、其の使用する職工は左の如し。

(一) 刀蠅的　古麻繩を切斷し又は解舒整理するものとす、

(二) 潮紙的　製紙材を釜中にて煮沸するものなり、

(三) 打水的　工場に必要なる清水の運搬に從事するものなり、

(四) 拉繩的　其の切斷し更らに煮沸したるものを壓搾器にて粉碎するものなり

(五) 抄紙的　謂ゆる紙漉きにて一陷一人を要す、

(六) 晒紙的　仕上げられたる未乾燥の紙を日光にて乾燥するものなり、冬期は屋內墻壁上に貼り火氣を通じて乾燥せしむ、

(七)**馬夫**　飼育馬の手入れ又は碾碎場に於ける馬匹の操縦等をなすものなり、

製紙法

先づ刀縄的によりて切斷整理されたる麻屑百斤に對し約二三十斤の石灰を混じたるものを徑三尺内外の蒸釜の上に置かれたる木桶中に入れ蒸すこと三四時間にして之れを取出し清水にて洗滌したるものを碾子に掛くるなり、碾子とは謂ゆる壓搾器にして直徑一丈二三尺厚さ二尺位の石造圓盤にして我國の石臼に似たるものなり、其の外周に副ひて幅、深さとも約一尺内外の溝を穿ち石造圓盤の中央に軸木を立て之れより三本の木桿を出し、其の端を外溝にある碾子卽ち龍石(徑二尺)の中央に連貫し三頭の馬又は騾をして石造圓盤の周圍を繞つて輓かしむるなり、斯の如くして回轉壓搾したる腐麻は更らに水洗せられて更らに蒸熱さる、斯くすること兩三度にして始めて漉過槽中に放入さるるなり、漉過槽は長七尺幅六尺深さ三尺、を有し中に水を滿つ、斯の如く壓搾麻を槽に放入すること一夜にして翌日は直ちに抄紙房に送られて抄紙に著手す、抄紙方法は漉桶卽ち幅三尺五寸、長四尺、深二尺五寸のもの一個に對し原料二十斤内外を投入し冷水を滿たし更らに石灰少許を混じ能く攪拌したる後、抄紙するものとす、漉桶の中央には

格子を隔て一方に沈澱したる原料を蓄積し隨時手許に流通せしむ、抄簾は長さ三尺五寸幅二尺許りの格子ある木框上に細小なる簾を置きたるものにして抄簾の兩端を把持しつつ適當に原料たる屑水を掬ひ上げ反轉して一方の木版上に移し之れを繰返すこと數十回抄紙堆積するに及び晒紙的之れを乾燥室に貼附けて乾燥せしむ。是れ大判紙の抄紙なれども小判紙は抄簾の中央に布片を隔て一回に二枚を抄き上ぐるものとす。其の一漉桶は約二十日の間繰業を繼續さるるを常とす。種類は各地大抵同一にして普通六七種に區別され、其の抄紙能率は大約普通職工一日一人左の如し。

種類	寸法（曲尺）	一日抄紙高	一疋の枚數
呈文毛頭紙	長四尺幅二尺二寸	二疋	九十五枚
雙抄毛頭紙	種類及寸法以下毛頭紙と同じ	三疋	九十五枚
三五毛頭紙	長一尺八寸幅一尺八寸四分	四疋	百九十枚
三六毛頭紙	長　幅	五疋	百九十枚
三八毛頭紙	長一尺六寸幅一尺五寸五分	五疋	百九十枚

四二毛頭紙　長一尺三寸六分幅一尺三寸四分　六　疋　百九十枚

毛頭紙は寸法、名稱、數種に區分さるれども其の用途は殆んど同一なり、就中、呈文毛頭紙なるものは官衙呈請文書に用ひたるため其の名あり、雙抄紙は紙質他の毛頭紙の二枚分なるを以て其の名あり、此兩種は紙質厚きを以つて油紙を作り又は豆油及び燒酒籠の內面を貼り帳簿、書籍の表紙、外側の窓障子に張り又、證書類に使用さる。三五毛頭紙以下の毛頭紙は帳簿用紙、壁及び天井貼り、內側障子貼り、包物用等に使用し其の用途甚だ多し。又、毛頭紙以外に底紙と稱するものあり、材料殆んど毛頭紙に均しけれども甚だしき粗紙にして用途は唯靴底の中に挾み厚さを增さしむるに使用する位に止まるが近來殆んど抄紙するものなしといふ。

加工紙　其の種類多くあれども滿洲に於て加工せらるるものは日本若しくは他國產更紙を以つて、窩紙即ち壁紙及び著色紙を製造す、此等の加工場は到る處に在り、營口の十五戶を最多とし其の他到る處の製紙工場より其の數遙かに多し。

燐寸製造業

內地に於ける燐寸軸木の原料は北海道產出の白楊樹のみにては其の原料に不足を生じ燐寸製造業の最も盛んなる阪神地方にては浦鹽方面より之れが供給を仰ぎつつあり、目下騷亂の影響を受け其の輸入不可能の狀態にあり大に打擊を受けつつあるが、由是觀之、白楊樹の豐富なる滿洲は燐寸製造業に最も適當なるべく信ぜらるるなり。

生產額と輸入額　滿洲に於ける燐寸工業は明治三十九年十一月吉林に於ける抽木材料使用の目的を以つて長春に日清燐寸株式會社の創設せられてより、漸次此種工業の勃興を見るに至れり、今旣設工場の主なるものを擧ぐれば左の如し。

所在地	名稱	資本額	設立年度
吉林	時宜火柴公司	五〇、〇〇〇	大正三年
同	吉林燐寸株式會社	一八〇、〇〇〇	大正三年
長春	同	同	同
同	日清燐寸株式會社	三〇〇、〇〇〇	明治三十九年

雙城堡	雙城堡火柴廠	二〇、〇〇〇	大正三年
營口	關東火柴公司	五〇、〇〇〇	大正二年
同	志源火柴公司	二〇、〇〇〇	大正四年
奉天	東亞燐寸株式會社	一〇〇、〇〇〇	大正六年

以上の八工場中、日本人經營の分につき年產額を擧ぐれば

名稱		職工數	年生產額 大正六年	大正五年	大正四年	經營者氏名
日清燐寸株式會社	日本人	九	二八、八〇〇箱	二一、〇八八箱	二一、七〇三箱	高坂萬兵衞
	支那人	三〇〇				
吉林燐寸株式會社	日本人	一三	二三、八七二	一九、一三〇	一六、一八八	佐藤精一
	支那人	四〇〇				
同 長春分工場	日本人	六	一九、七七八	一六、〇七三	五、三三六	四戸友太郎
	支那人	一三〇				
東亞燐寸會社奉天工場	日本人	一三	—	—	—	池田清次郎
	支那人	二〇〇				
合計	日本人	四〇	七二、四五〇	六四、〇〇三	四二、六二三	
	支那人	一、〇三〇				

以上の如くにして此の內奉天東亞燐寸は本年一月より作業を開始し年三萬六千箱の生產能力を有し此の外支那人經營のものに至つては統計の據るべきものなしと雖、槪約二萬箱と算定するときは滿洲に於ける生產燐寸は一個年約十二萬五

千箱即二百萬餘哥の多額に達すべし。

更に此れを南滿洲輸入額二百八十餘萬哥に比較するときは滿洲燐寸の生産額は約三割五歩に該當す、爲參考最近三個年に於ける南北滿洲輸入額を示せば左の如し。

南北滿洲燐寸輸入額　單位哥價額海關兩

關別	大正五年 數量	大正五年 價額	大正四年 數量	大正四年 價額	大正三年 數量	大正三年 價額
大連	二、二六六、〇六五	七六六、四五六	二、一三六、六一九	四三二、〇〇八	一、三五四、六八四	二七〇、五八二
安東	二三八、二八一	五六、四六六	二五八、七二四	五一、六七三	三〇一、二一九	四一、八三六
營口	二八九、九九八	八四、二六七	五五四、二二五	一一三、六四四	四七〇、四九六	九四、二二四
大東溝	―	―	三〇〇	六〇	―	―
南滿洲計	二、七九四、三四四	九二七、一八九	二、九四九、八六八	五九七、三八五	二、一二六、三九九	四一三、六三二
璦琿	九七七	三三八	三二、六二二	七、一七八	一〇九、三四〇	二五、一四八
三姓	三、二三六	九七九	八、三一三	二、四九五	一八、五三七	五、一九一
滿洲里	―	―	八九、八九三	六五、六三三	七三、二一六	五四、二七〇

綏芬河	一七、五二〇	五、一一三	三、一三一	五、二九三	一八、一〇七	六、一九四
琿春	一五、二三六	七、六一八	一、八三四	三、一二五	二一、四八三	三、二四五
龍井村	四、七九三	一、五四二	一六、七二〇	三、三四四	二七、四三三	五、四八四
北滿洲計	四一、七六二	一五、五九〇	一八一、五一三	八七、〇五七	二五九、一〇六	九九、五三三
南北滿洲合計	二、八三六、一〇六	九四二、七七九	三、一三二、三二八	六八四、四四二	二、三八五、五〇五	五一三、一六四

製造業者　現に邦人の經營に係かるものは南滿洲に於て僅かに安東に安東燐寸製材會社あり、鴨綠江材の楊木を原料として營業しつつあるのみならず、神戸に本店を有する東洋燐寸會社は安東に於て軸木製造工場を設定すべく、大正七年三月決定せりといふ。

滿洲燐寸市況　滿洲燐寸相場は最近更らに高値を唱へられ、大正七年四月大連市場四十六圓、奉天市場四十八圓五十錢見當にて尙內地相場に五六十錢の値開きなり、目下尙需要期にあれば相當買氣ある模樣なるが、俄かに內地ものの引合ふが如きことなかるべし、尙、內地も同樣なるが滿洲燐寸製造業者は北滿軸木材出廻思はしからざるため、餘程の困難を感じつつありといふ。

鹽酸加里製造業

關東州普蘭店の重晶石は豐富にして殆んど無盡藏と註せられ以て硫酸バリウムなり鹽酸バリウムを製造するを得べく、營口なる三益公司は商粱稈の灰より鹽化加里を製造し内地に向け輸送しつつあり、即ち此等の鹽酸バリウムと鹽化加里は鹽酸加里の原料たるべく滿洲に於ける此種の事業は有望なり、左れど此種事業を經營するもの少なく大連なる相生由太郎氏が撫順に於て大正六年より鹽酸加里工場を經營するのみ。

硫酸製造業

撫順炭坑は硫安製造に關聯して其の所要の硫酸を自給せんが爲、大正五年度に於て一日四十八噸を生産すべき硫酸工場を設置したるが硫安製造の擴張に伴うて硫酸製造をも擴張し一日九十六噸を生産するに至れり。然るに一方に於て近時滿洲に於ける油脂工業其の他一般工業の發達に伴ひ硫酸の需要漸く増加し來

れるに拘らず、撫順に於けるものは自用のみの生產に止まるを以つて關東都督府にては大正六年より大連に硫酸工場を設置し州內工業用硫酸供給の目的を以つて製造されしが、豫想されし程に需要なかりし、然るに最近に至り乾、苛性曹達製造所、油脂會社、三泰油房等の需要漸次增加し來たり加之船腹の關係上從來日本內地より供給を仰ぎつつありし、南支那方面よりも供給を希望し來る有樣にて同工場は目下一日約八噸內外の製造力を有するも更らに需要の增加によりては製造額の增加を爲すの必要ある有樣なりといふ、尙ほ同工場の製品は州內工業奬勵の意味にて安價を以つて供給する方針にして何れも內地普通品の半値以下の一噸四十四圓を以つて供給し居れりとなり。

硫酸安母尼亞製造業

撫順炭坑にては撫順炭が窒素分に富む特色あるを以て之れを利用しモンド瓦斯を作り其の分解せられたる安母尼亞を以つて硫酸安母尼亞を製造しつつあり、其の始めは一日二十五噸の生產能率なりしが更らに之れを二倍に增加したり、斯

の如く安母尼亞を有利に利用するの結果、殘餘の瓦斯は殆んど無代價に均しきものとなり、之れによりて發生する電力も亦極めて低廉なり、故に該炭坑にては此電力を自用に供するの外、餘力を他に供給して撫順を一大工業地たらしめんとの抱負を有せり。於是乎撫順に於て諸種の工業が起りつつある所以なり。又、撫順には電化工業株式會社あり硫安製造をなしつつあり。

電氣と瓦斯

滿鐵會社は大正七年度に於て大連及び沿線電氣事業費として百三十七萬餘圓、大連瓦斯事業費として五十二萬餘圓を計上せり、其内容は電氣事業にありては大連、長春、安東、奉天四箇所の各發電所擴張を計畫し、之に要する所の機械は米國及び內地に註文し其の一部は沙河口工場に於て製作する豫定なり、若し夫れ機械の到著及び製造にして豫期の如く進捗せば本年十月頃には竣成すべし。又、大連電氣鐵道用車輛十輛の新造を豫定し車體並びに電機共全部沙河口工場に於て製作の筈にて電氣機を同工場にて製作するは之れを以つて權輿とする由。以上の發電

所擴張及び電車新造のため要する費用は約九十萬圓にして他は各地自然の増加に伴ふ設備費に充當すべしといふ。大連電車線路部外社線は大正六年末より著手したる星ヶ浦線を完成するのみにて老虎灘及び寺兒溝線の延長は大正七年度も計畫に上らず、是れ職として電車軌條購入難に由るものにして當事者は此等の線路に近々八年前の發明に係かる無軌條電車の運行を一策として目下研究中なり。次に大連に於ける瓦斯事業は其の需要年を逐うて増加の傾向を示し、近來は四季を通じて消費量平均し現在五十萬立方尺發生能力にては不足を告げんとし設備擴張の必要起り前記瓦斯事業費五十二萬圓の中にて約四十萬圓を以つて其の擴張を計畫し大正七年度に於て五十萬立方尺發生に要する機械材料を購入し三十萬立方尺發生の工事を完成する筈なり、然るに諸器械類の購入困難なると一方沙河口工場に於ても立山鐵鑛所の器械製作に忙殺されつゝあるを以つて右の計畫遂行に十分ならず、全く瓦斯擴張期日も目下の所未定なるが昨今春季と共に人口一層増加の傾向を示し、最近使用家屋八千九百三十一戸にして料金未納其の他の事情による封印家屋も亦從來非常に多數なりしが昨今五百五十五戸となり

て漸次減少しつつあり、旁々瓦斯一日使用量四十二萬立方尺に達し、之れを大正六年に比すれば約十萬立方尺を增加せる程にして旣に製造能力に接近しつつあれば、此趨勢を以つて大正七年末に至らんか著しき使用量を示すに至るべきを顧慮し、目下當局者は最善の方法を講じ其の擴張に關し硏究中なりといふ。

南滿電氣公司　南滿電氣公司が大連なる沙河口に於て電球製作に著手せしは滿洲の電氣事業發達に胚胎せる現象なるも大正七年四月頃は一日七百個內外の製作能力にすぎざるのみならず、重に南淸及び南洋方面の需要を專らとせる觀あり、旁々同方面の需要漸次增加しつつあるを以つて大正七年七月頃より工場擴張をなすに決し製作能力を八千箇までに擴大すると共に滿洲電氣界にも活躍せんとの計畫ありたり。

鐵嶺電燈公司　鐵嶺に鐵嶺電燈公司あり、明治四十四年九月の開業にして資本金十一萬圓の內、八萬五千圓は邦人の出資にして技術者は滿鐵より招聘し一切の經營は邦人の手に依れり。

營口水道電氣株式會社　營口に營口水道電氣株式會社あり日支合辦事

業にして明治三十九年十一月の創立に係かり現に水道、電氣、電話、輕便鐵道を經營しつつあり。

撫順のモンド瓦斯

撫順のモンド瓦斯發電所は一言以つて之れを云へば石炭の瓦斯利用なり、卽ち石炭を燃燒したる時に發生する瓦斯を取りて石炭の代用となし其の煙より窒素を採りて硫酸安母尼亞及びコールタールを製するものなり、之れを換言すれば普通の電氣會社が不廉なる石炭を燃燒して蒸氣汽罐の湯氣を沸かす代りに石炭を一度瓦斯にして其の瓦斯を以つて湯氣を沸かし發電所の動力を得るものなり。更らに之れを詳しく說明すれば煙突形の爐の中には下より水車小舍の水車の如く碎かれたる石炭を入れたる箱が順に段々に昇り、其の昇りたる石上より煙突形の爐の中に投ぜられ、此にて充分の瓦斯となる、但し爐の一部より空氣と共に多量の水蒸氣を送り石炭をして悉く燃燒せざらしめ、石炭の中にある窒素(普通石炭の中には一%の窒素あるも撫順炭は一、七%あり)は多量の水素化合して安母尼亞となり、其より鐵管を傳はりて冷却裝置器に入り更らに瓦斯洗滌器に入りて瓦斯中にある塵埃を洗ひ去らる。斯くして處々の箱を潛り來

りたる瓦斯は再び又硫酸が霧の如く吹き撒り居る箱卽ち、安母尼亞回收器に入り、此所にて始めて瓦斯中の安母尼亞と硫酸を化合して肥料用の硫酸安母尼亞となる、斯くして窒素を取り去られたる瓦斯は調製タンクに入れられ、此所より煽ぎ出されて瓦斯の燃燒爐に入り石炭代用に燃燒して湯を沸かしタービンを動かして電氣を發生する段取となる。其の間に最初發生爐より出でたる瓦斯は洗はれる間にコールターとなるなり。現在は發生爐十一臺にして約二百噸の石炭を瓦斯にし、其の瓦斯よりする副產物は硫安九噸にコールタール約十噸とす、斯の如く副產物多きを以つて發電の動力は無代とするも尙ほ有益あるなり。撫順のモンド瓦斯が大工業を起さしめんとする故ある哉。

カーバイト製造業

撫順の電化工業會社のカーバイトは二基の電爐を使用し一日約二十噸の生產あるも其の生產能率は炭坑のモンド瓦斯擴張に伴ふものにて据付機械全部を運轉し六十噸の最大能率を發揮し得べし、電爐は八基を備へ、內、二基は豫備なるが六基

を運轉するに一萬キロワットの電力を要すとなり、左れど同會社はカーバイトよりは硫安を主たる目的とせり、カーバイトの原料たる生石灰は其の原石を本溪湖火連寨等に於て石山を買收し之れを供給しつゝあり。

製鐵業

本溪湖煤鐵有限公司

本溪湖に於ける炭坑の開發は撫順及び煙臺と略ゝ同時代なるべく淸朝の乾隆年間には龍章標と稱する採掘許可證を發給して之れが採掘を許し土人は又、骸炭を製造し本溪湖を中心として五十支里內外なる廟兒溝、牛心臺、火連寨、八盤嶺等の鐵鑛を搬送し來りて製鐵事業をなし滿洲に於ける鐵器原料の供給所たりき、其の最も旺盛を極めたるは乾隆年代より咸豐同治に至る間とす、爾來採掘の進むに從ひ土人の技術を以つてしては漸次採炭に困難を感じ來れると滿洲との交通開くるに從ひ外國產鐵材の輸入せられ舊來の製鐵業は之れと對抗するを得ざるに至りたるを以つて漸次衰退し日露戰爭當時は僅かに採炭のみを繼續して地方土民の需要を充たす狀態たり。明治三十八年十一月に至

るや大倉組始めて之れに手を著け四十三年五月に及び日清合辦本溪湖煤鑛公司の成立を見るに至れり。本公司は製鋼製品を跡廻しとし製鐵の第一歩として先づ銑鐵の製造を開始せり、銑鐵第一期の計畫は百三十噸爐二基にして卽ち左の如し。

熔鑛爐　一日製銑高一百三十噸　二基

地上よりの高さ八十八呎三吋其上に七十五呎九吋の瓦斯放散筒を有す爐底より爐頂迄の高さ六十五呎七吋、湯溜直徑九呎十吋、爐口直徑十一呎一吋半、羽口九本、非常羽口九本、鑛滓羽口二箇所、流鑄口一箇所を有す。

捲揚塔　高さ百六十四呎獨逸「ポーリッヒ」式自動「インクラインドホイスト」にして鑛石、骸炭、石灰等裝入物は各々貯藏所より「バケット」に移し電車にて捲揚塔下に運び爐頂に吊り上げ「バケット」底部の「コーン」下降して爐內に裝入す。

熱風爐　「マックルア」式三重焰道　六基

直徑二十呎高さ九十呎にして高さ七十呎の煙突を有す送風機より來る風は頂上より入り豫め熔鑛爐瓦斯を以て赤熱せられたる格子形煉瓦焰道を三重に上下

して熱せられ熱風管を經て熔鑛爐下部九箇所の羽口より吹込まる。

除塵器　二基

直徑二十呎六吋高さ八十呎爐頂より導たる熔鑛爐瓦斯を下部より接線の方向に吹込み瓦斯中の塵埃を脫出せしめ「ボイラー」及熱風爐用として效果多からしむ。

鑄床　二箇所

百五十坪の面積を有し熔鑛爐より流出する熔銑を導きて海鼠形に鑄込む。

鑛滓池　一箇所

熔鑛爐より流出する鑛滓を水中に落して水滓し輕石狀のものとなし「シップクレーン」にて運滓車に拾ひ上け炭坑部の塡充用に利用す。

尙ほ該公司の要する骸炭は支那式骸炭爐によりて製造するものなるが故に步止り少きのみならず時間の長きと廣大なる面積とを要するを以て大に不便なるのみならず、副產物を得る能はざる缺點あり、依つて此等の缺點を補ひ且つ低廉なる骸炭を滿鮮地方に供給せんがため「コッパース」式副產物爐百基を建設せり。其の製鐵の品質は之れを釜石、輪西、タタ、ベンガル等に比すれば遜色なきのみならず、

燐の僅少なる點に於て殆んど他に比ひすべきものなし。

炭素	シリコン	燐	硫黄	滿俺
三%	三—四%	○、○六%	○、○○二—○、○五%	○、二%

又、其の鐵鑛につき農商務省製鐵所に於て分析したる成績を記せば左の如し。

區別	鐵	滿俺	硅酸	硫黄	燐	銅	水分
富鑛の部	七○・六九	○・二四	二・五二	○・一五五	○・○二○	○・○○八	一・三四
	六八・○九	○・二八	三・六八	○・○一二	○・○二三	○・○○八	○・三○
貧鑛の部	三七・七八	○・一三	四五・八五	○・一一六	○・○○五	○・○○三	○・四○
	三四・五八	○・一七	四七・六三	○・○二一	○・○四九	痕跡	○・五五

鞍山站の製鐵 滿鐵會社に於ては振興公司に於て採掘したる鑛石を以つて立山驛附近に一大製鐵所を起すに決し第一期計畫として銑鐵年額十四五萬噸の豫定を以つて熔爐二基を据付け同時に製鐵其の他の工場を設くることとせり、其の設備費は三個年間に約三千萬圓を支出する豫定にて其の第一期計畫は大正八年度に於て完成すべし。振興公司は鎌田彌助、于沖漢の兩氏の出資に係かり、大

正五年三月資本金十四萬圓の日支合辦に係かるものにして其の採掘すべき鑛區は左の如し。

箇所	鑛區面積
遼陽縣鞍山站鐵石山	一方支里二百二十畝
同　同　鞍山	四方支里百八十五畝
同　同　對面山	四方支里五百十四畝
同　同　小嶺子、大龍案、利樹房	四方支里三百三十五畝
同　阿山子大孤山	三方支里百七十二畝
同　關門山	一方支里百六十畝
同　櫻桃園	三方支里二百四十六畝
同　王家堡子	三方支里四百二十六畝
計　八箇所	二十七方支里九十八畝（約我二百六十五萬坪）

尙ほ杉松崗等に支那人の木炭銑鐵をなすものあり。

鐵工及び鑄造業

滿鐵工場　滿鐵の經營に係かる鐵工場は沙河口及び遼陽に在り專ら鐵道車輛其他の製造及び修繕に從事し、傍ら鐵道以外各種の機械器具の製造及び修繕をもなす。沙河口工場は同社の主要工場にして機關車二十六輛、客車三十六輛、貨車百三十輛を同時に收容し且つ諸機械及び器具の製造修繕に應ずるの設備あり、明治四十四年六月三十日全工程を竣ると同時に各職場全部の作業を開始したり。遼陽工場は唯其の補助にすぎざるなり、滿鐵の鐵工場は前記二工場の外、尙ほ公主嶺及び安東の二工場ありたるも沙河口工場の施設完了と共に何れも閉鎖せり。今沙河口工場及び遼陽工場に於ける機械設備其の他に就て擧ぐれば左の如し。

A、機械設備

種別	沙河口 使用	沙河口 豫備	遼陽 使用	遼陽 豫備	計 使用	計 豫備
汽機 据付蒸汽機關	(一、一五〇)三	—	(六五)一	—	(一、二一五)四	—
汽機 運用蒸汽機關	—	(七三)四	—	—	—	(七三)四
計	(一、一五〇)三	(七三)四	(六五)一	—	(一、二一五)四	(七三)四

種別		沙河口 使用	沙河口 豫備	遼陽 使用	遼陽 豫備	計 使用	計 豫備
汽罐	水管式蒸汽罐	六	—	—	—	六	—
	其他各種蒸汽罐	三	四	二	—	五	四
	計	九	四	二	—	一一	四
電動機	汽機直結電動機	(三、四八八) 三二四 (四一)	一三	—	—	(三、四八八) 三二四 (四一)	一三
	其他電動機	(四五〇) 二三 (一八)	二	—	—	(五五〇) 二三 (一八)	二
	計	(四、〇三三) 三四七 (五九)	一五	—	—	(四、〇三三) 三四七 (五九)	一五
發電機		(一、三六七) 四	—	—	—	(一、三六七) 四	—
機械類各種		三七七	六七	六三	—	四三〇	六七
木工機械各種		七	三	一	—	八	三
火床及爐		八一	四	—	—	八一	四
手働又は足働機械各種		三〇	六七	一七	—	四七	六七
喞筒各種		二一	二八	三	一	一四	二九
起重機類各種		六九	一八	四	—	七三	一八
遷車臺及轉車臺		八	—	—	—	八	—

備考　括弧内の數字は馬力數なり

B、製修價額作業別　（單位　圓）

工場別及年度		沙河口 大正四年度	遼陽 大正四年度	計 大正四年度
前年度末半成高		二六三、六〇〇	八、五七九	二七二、一七九
年度中決算高 社内注文	製作及製材	一、〇九〇、四八一	八、四〇四	一、〇九八、八八五
	修繕	九六九、一〇三	二七九、九六〇	一、二四九、〇六三
	改造	五五、八七九	三、二九四	五九、一七三
	組立	一六、七八〇	—	一六、七八〇
	据付装置及其他設備	四八、三五五	一、八八九	五〇、二四四
	荷造及解放	二、九五八	—	二、九五八
	檢查及試驗	一一、九五二	五、九九六	一七、九四八
	其他	二一、九九九	一、一一七	二三、一一六
	計	二、二一七、五〇七	三〇〇、六六〇	二、五一八、一六七
年度中決算高	社外注文	五七二、一二七	九二七	五七三、〇五四
計		二、七八九、六三四	三〇一、五八七	三、〇九一、二二一
年度末半成高		七九九、〇四七	一〇、二五二	八〇九、二九九
差引(年度中製修高)		三、三二五、〇七九	三〇三、二六一	三、六三八、三四〇

C、使役勞働者就業狀況

種別	平均一日 就業人員 日本人	平均一日 就業人員 支那人	平均一日 就業人員 計	平均一日 賃金 日本人	平均一日 賃金 支那人	平均一日 賃金 計
常傭 沙河口	一、〇八四・二人	九七五・八	二、〇六〇・〇	一、四九六・〇四圓	四九一・〇六	一、九八七・一〇
常傭 遼陽	一六八・三人	一四〇・五	三〇八・八	二二七・五〇圓	五二・〇七	二七九・五七
常傭 計	一、二五二・五人	一、一一六・三	二、三六八・七	一、七二三・五四圓	五四三・一三	二、二六六・六七

種別	平均一人一日 就業時間 日本人	平均一人一日 就業時間 支那人	平均一人一日 賃金 日本人	平均一人一日 賃金 支那人	平均一人一時間賃金 日本人	平均一人一時間賃金 支那人
常傭 沙河口	一一・〇時	一一・三	一・三〇圓	・五〇	一二四厘	四四
常傭 遼陽	一〇・三時	一〇・三	一・三五圓	・三七	一二九厘	三六
常傭 計	一〇・九時	一一・二	一・三三圓	・四七	一二五厘	四二

大連機械製作所 相生由太郎氏を社長とせる株式會社大連機械製作所は資本金三百萬圓を以つて大正七年五月創立し工場を沙河口に置き諸般の機械製作をなしつつあり。

撫順鐵工株式會社 資本金百萬圓にて大正七年五月創立せられたり。

其の他 大連には鳥羽鐵工所、日本鐵工所、土屋鐵工場、伏田鐵工所、大連鐵工所等あり、亦旅順も二三の鐵工所あり。

窯業

滿洲の窯業につき小崗子なる滿鐵中央試驗所平野科長の語る所によれば滿洲は地廣く人多く其等の陶器需要高も亦南支那より百萬圓、日本より三十萬圓位の輸入あるべし、然るに滿洲に於ては水甕類を製造するものの奉天、撫順、長春等に多少之れあるの外、窯業者なしと云ふも可なり、我が日本の工業家にして此の點に著眼し滿洲に於て斯業を起さば其の利益甚だ大なるべし、是れ我が滿鐵中央試驗所窯業科が滿洲產の原料を以つて支那人向、陶磁器製造に關する實驗的研究を積み、又、一面將來工場の增加に伴ひて要する耐火煉瓦の製造をなしつつある所以なり。獨逸人は早くも支那の幼稚なる工業を觀て獨逸商品の絕好なる市場なるを知り、支那の手工的工業品に取りて代ふるに堅牢安價なる機械的工業品を以つてすべきことを觀取し、加之、支那人の趣味嗜好を研究して彼等の購買心を起さしむることに怠らざるなり、故に支那人が獨逸品を愛好するに至るは無理ならざるなり、我が日本の工業家、貿易業者が著眼すべきは正に此の點にあるを信ず。 電柱に使用

する碍子其の他絶緣體として使用さるる電氣器具用の陶磁器は需要益〻多きを加ふるに至れるが窯業科にては滿鐵の需要は之れを製出し、又、茶碗、茶瓶の如きも會社の所要高は十分に製造することを得るなり、左れど當所の目的は寧ろ日本の窯業者が支那向商品製造を企つるに當り果して採算し得るや否やを實驗するにあり、故に支那人向の茶碗、皿、珈琲茶碗等の實用品を主とし、美術品に屬するものは稀れに參考品として製造するにすぎざる理由なり。

又、窯業科に於ける耐火煉瓦製造高は一個年二百萬本にして滿鐵の需要を充たし猶幾分他の需要に應ずる事を得るなり。耐火煉瓦製造が今日の程度に達するまでには少なからざる苦心を費したるものなるが旅順に耐火煉瓦製造會社の創立せらるるが如きは幸に中央試驗所の研究が役に立ちたる譯なり云々。

硬質陶器需要

、滿洲に於ける硬質陶器類と共に逐年支那人間に需要を增加しつつあるも未だ硬質陶器の特質を認め居るにあらずして單に普通陶器より美麗なりとの考に過ぎざるが如し、支那人の陶器に對する嗜好は模樣に於ては花鳥、龍文、人物其の他唐草模樣等濃厚なる色彩類を主とし、日本人の如き清洒淡泊な

る模樣は殆んど顧みられず、又花紋類は必ず對物を需要し、我が國の如く一個宛購求するの習慣なきが故に支那向陶器は特に此の點に注意を要す。現に賣行好きは珈琲茶碗にして六個一組のもの多く、之れに次では水差類、花瓶類なるが近來洋食皿の需要著しく增加したるは注意すべきことなり、又、灰皿も相當に賣行きあり、其他、陶器額面が支那人に愛好せらるゝ模樣あるも又注目に値すべし。長春、哈爾賓等の奥地に於て露西亞土產として購入せらるゝ硬質陶器は殆んど名古屋市日本硬質陶器會社の商標ある日本製品にして多分上海輸出のものなるが外商の手を經て滿洲奥地に輸入せられたるものなるが如し。目下の處、硬質陶器の支那人向需要は殆んど中流以上に限られ、需要額も左まで大ならざるも漸次增加の傾向あり、將來是れが供給上品質を吟味するの外、意匠圖案に於て支那人の風俗、習慣、嗜好等を十分に研究し販路を擴張するは對支貿易上看過すべからざることとなるべし。

旅順の耐火煉瓦　旅順の耐火煉瓦會社は桃園町に在り窯はホフマン式にして粉碎機三臺あり、製造能力一日三萬本なりといふ、原料の粘土は復州より輸入

し硅石は旅順に於て採取するものにして何れも殆んど無盡藏なり。

小野田セメント工場

小野田セメント會社は明治四十年五月金州及び臭水子の地質地形を調査し其の結果、臭水子の最適地なるを認め同地の泡子崖を關東州支社の工場とし、支社の資本金を百二十萬圓と定め四十年七月都督府より原料石灰石採掘及び工場敷地として官有地拂下の許可を得、四十一年二月より石灰窯を建造して石灰製造を開始し、四十二年六月より豫約注文品の製造をなし、四十三年には豫定數量一個年十五萬樽の製造額を得るに至り、今や一箇年二十二萬樽を算出するの盛運に達せり。

煉瓦工場

煉瓦製造業は日支人の之れに從事するもの多し今邦人經營の工場を記さんに其の數十四に達し、一個年の生産價格は約三十四萬七千七百八十七圓を算す、就中最も著大なるは營口煉瓦所にして松浦英三郎氏の經營とす、其の他、大連に於ける福昌公司煉瓦工場、大連煉瓦合資會社、池田煉瓦工場、石田煉瓦工場、遼陽に於ける林洋行煉瓦工場、撫順に於ける撫順煉瓦工場等規模何れも大なるものなり。

製革業

原料たる滿洲產の牛皮は其の剝取方法拙劣なるため革質に厚薄不同甚だしく到底優良品を製出するを得ざるも內蒙古產は稍〻可良なり。邦人の之れを經營するもの何れも思はしからず、明治四十三年創始したる奉天の茂林洋行の如き、明治四十四年三月瑞豐製革廠の名を以つて創業したる河野氏の如き、最近硝皮公司の名義を以つて創業したる渡邊氏の如き、有望なりと云ふべからず、殊に茂林洋行の如きは廢業の已むなきに至りたり。唯、大正六年資本金一百萬圓を以つて組織せられたる滿洲皮革株式會社は本社を大連に置き工場を奉天に置き大に有望なりと稱せらる。

骨粉、脂肪、膠製造業

南滿洲に於ける骨粉製造業は有望ならざるにあらねど北滿洲の其れに比すれば有望ならざるに似たり、殊に關東州內なる大連に於ける該事業は三線聯絡運賃

制施行以來大に其の不利を豪りたるものゝ如し。

原料は牛骨を主とし馬、騾、驢、羊、豚等にして骨粉製造に先ち獸骨より脂肪及び膠を製するものとす、其の脂肪製造をするには皮骨共に精撰をなし洗滌して以つて適度に荒碎しタンクに入れて相當之れに熱を加ふると同時にベンヂン油を注入して脂肪を抽出し更らにベンヂン油を蒸發して脂肪を取るなり、其の第一段の操作を以つて脂肪を除去したる獸骨に適度の熱と壓搾を加へ上方より如露裝置によりて注水せば水は膠質を誘ひて流出す、之れをタンクに集め總量三分の一までに煮詰め此に濃厚なる膠液を得るなり、其の濃厚なる膠液は亞硫酸瓦斯により之れを漂白したる後、乾燥室に移して仕上ぐるものとす、左れど其の乾燥に際しては充分なる熟練と周到なる注意を要す、卽ち其の溫度は攝氏二十度を最も適當とす、若し此溫度を過ぐる時は直ちに製品に黴を生じ或は粘性を失ふものとす、第三段の骨粉製造は簡單にして動力を用ひ紛碎し乾燥する外何等の加工を要せざるなり。今獸骨より得る所の生產物を示せば大要左の如し。

四肢骨　細工用とす

剞・蠟　（骨髓より製するもの）
抹　蠟　（關節部より製するもの）　下等石鹼の原料とし又剞蠟は化粧用
骨　蠟　（總て骨より製するもの）　チックの原料とす
脫脂骨　　肥料とす
骨　炭　　濾過用として砂糖製造の際に用ゆ

向井工場

向井龍造君の經營に係かる大連市外西王家屯合資會社骨粉工場は骨粉、蹄角粉、副產物を產出しつゝあり。

滿蒙化學工業會社

奉天附屬地內なる滿蒙化學合資會社は藥用ゼラチン、工業用膠、蘇子油、麻子油、胡麻油、落花生油、桃仁油及び一般化學工業を目的とするも其の主なる目的はゼラチン及び膠にありて此精製方法は代表社員の一人村上友記氏が多年苦心研究を重ね關東都督府も亦其の有益なるを認めて補助金を下附し居るものなり、ゼラチン及び膠は支那人從來の製法にては牛骨及び牛皮より僅かに二五%の精製品を得るにすぎざりしものを村上氏の方法によれば四五乃至五五%を得べく該工場の製造高一日牛骨五千斤獸皮五百斤の原料を以つて牛

脂七百五十斤、ゼラチン百磅、膠五百磅を製出しつつありといふ。

乳酸石灰製造

歐洲戰爭勃發以來、釀造乳母は獨逸よりの供給杜絶せしため市價俄かに暴騰し平時一磅一圓餘なりしもの七八圓臺を唱へ爲めに我國專門家は頻りに研究を重ね現に滿鐵中央試驗所にても研究怠りなかりしが遂に優良なる製品を得るに至れり。乳酸石灰は之れを硫酸にて處理し乳酸を得るものとす、左れど純粹のものを得ること甚だ困難なり、卽ち硫酸にて石灰を分離する際、殘れる乳酸には幾分の硫酸を混じ食料品取締上より之れが販賣を禁せられ、其の硫酸を除かんとすればバリウムの含量增加するの缺點なからしむるため、苦心研究して謂ゆる優良なる製品を得たるなり。中央試驗所にては高粱酒釀造の副產物として乳酸石灰を製造しつつあり、卽ち高粱酒釀造の際石灰石粉末を適量に混加し仕込を行ひ酒精醱酵と共に乳酸醱酵を營ましめ酒精分を蒸溜して高粱酒とし、乳酸分は水にて浸出し乳酸石灰の結晶を促すなり。其の用途は造酒、製革、染色等にして製品全部を大

阪なる中山研究所に供給しつつありしが、大正七年に至り、該特許權を奉天なる高粱酒釀造家神谷義雄氏に與へ之れを製造せしめて市場に上ぼすこととせり。

バリウム製造業

重晶石を木炭或は骸炭並に鹽化石灰と共に反射爐にて燒き生成せる黑色塊狀のものを水にて浸出し結晶せるものは卽ち鹽化バリウムなり、硫酸バリウム、クロ一ム酸バリウム等は之れより誘導せる化合物なり、其の製造所は普蘭店なる滿洲バリウム合資會社とす。

柳行李製造業

柳奬勵成績　關東都督府にては州內に於ける柳細工業奬勵の目的を以つて、細工業者に奬勵金を下附すると同時に約二萬本の內地柳苗の無料配布をなし、州內原料の獨立を期する豫定なりしが、該苗配布以來既に四個年を經たるも未だ充分の材料たり得るの成績を得ず僅かに一二尺內外にすぎず、小細工の原料とし

ては兎に角行李等に就ては全く不能の有樣にて、更らに其品質に於て在來柳に劣ること數等なり。由來柳は濕地を好み乾燥せる滿洲には元より餘りに適せざるは勿論なるに、加へて內地苗の移植は氣候の關係上發育面白からず、旁々現在に於ては都督府の內地柳移植は大體に於て豫期の成績を擧げ得ざるなり。現在に於て州內の柳細工としては行李の製作あるのみにして、小細物は全く何人も手を附し居らざるため、短尺なる此等柳の用途は全然皆無なり、之れに反し在來柳即ち鳳柳麪柳等は六七尺の長きに及び、現在の柳行李の原料は何れも此等に待ちつゝあり、今後の柳栽培奬勵につきては、既に內地種が面白からざる結果に終りたりとすれば、在來種の改良並びに栽培奬勵こそ肝要なれと或人は語れり。

大連の柳行李製造

大連市八幡町精工舍は平田包定氏の經營に係かるものにして原料たる杞柳は鐵嶺附近より或は北支那より購入しつゝあるが、其の品質及び外觀は之れを內地產に比すれば劣等なり、且つ刈取期間每年七月下旬より八月中旬までの、僅かに二十日間に限らるゝ等の不便あれども、原料の豊富と價格の低廉とは斯業に對し有望のものなり。

新民屯の杞柳 滿洲に於ける杞柳即ち柳條子は野生にして重に燃料に供し、一部は籃、籠等の製造原料に充てたるが、數年前より旅順監獄及び大連精工舍等に於て滿洲產杞柳を以つて、柳行李、籃、籠等を製造し主として原料杞柳を鐵嶺、新臺子、四平街、海城、奉天等の各地に仰ぎ、其の取引額每年約十萬斤、又、灤州地方よりは約三萬斤の供給をなしたるが、此等は悉く關東州內に於て消費され、未だ本邦內地の需要喚起を見ざりしなり、然るに歐洲戰亂の結果從來獨逸より各國に輸出しつつありし柳籃其の他の製造品の供給杜絕となり、本邦內地製品之れに代り遠く米國及び濠洲等に輸出せらるゝに至り、其の販路擴張せられたるも本邦內地に於ける原料杞柳は昨今價格數倍の騰貴を來し、十分の供給をなすこと能はざるがため內地營業者は種々研究の末、品質粗惡なるも價格低廉にして其の產額豐富なる滿洲地方產杞柳の本邦輸出を試み、其の不足を補はんと企て大正六年八月新民屯に到り約十萬斤內外の買込をなしたり、新民屯地方に於ける杞柳の產額は每年約四五十萬斤を降らず、品質は滿洲の他地方產に比し良好にして內地品の三等品以上の價値を有し、就中、三尺以下の細柳枝にありては飯行李、手提鞄、其の他の上等品を製

造するに適せりといふ、價格は品•質大小等により一定せざれども、毎百斤に付小洋二元七八角乃至三元五六角なり。

帽子製造業

旅順市鮫島町南滿洲製帽龍頭公司は帽子を製造して販賣しつつあり、原料は最も善く精選せられたる三種の製紙原料をセルロイドにて處理し、濕氣及び汚染に對し絕對的防止の效力を保たしめたるものにして、彼の東洋パナマと同一の原料よりなり、年產額は現在の職工にて二萬五千個より三萬個なるべく、價格は東洋パナマに比し低廉なる故支那人の需要著しく增加の見込なり。

タオル製造業

旅順市新市街の旅順タオル製織場に於て製造するタオルは織機十六臺にして、一日一臺の生產能率は十一打なる故一月の製產高は最大の時に於て三百三十二打なるも實際は約六割位なりとす。

線香製造業

支那人の經營に係かる遼陽の線香製造業は大に盛んなるものあり、北滿洲及び東蒙古に向つて年に賣出す其の額は六百噸以上なりといふ。

甘草エキス製造業

蒙古産の藥草たる甘草を以つてエキスを製造するは大連市なる乾卯製藥場とす、其の製法は甘草根を刻み適度に碎き溫水にて浸出し、濾液を銅製の釜に移し直火に依らず煮沸し水分を蒸發すると共に絶えず攪拌して適當の粘度に達せしむるものなり、其の用途は藥用、ソース、醬油の味付なるが仕向地は多く大阪にして、未だ歐米に輸出するまでには至らざるものの如し。

包米澱粉製造業

滿洲の特産物たる包米はコンスターチ製造原料として最も好適品なるが、現在

に於ては旅順の橋本氏、大連市外、松原氏等二三邦人の經營になるもの及び、沿線各地を通じて支那人の經營になるもの尠なからざるものの如きも、此等は主として粉條子(豆素麵)製造を事とし、澱粉製造は寧ろ其の副業たるにすぎず、從つて其の製品の如きも之れを日本內地製及び米國製品に比較する時は、遺憾ながら數等の下位に在り、現に其の製品の幾部分は內地工場に於て精製され、始めて市場に送らるるが如き事情の許にありて、豐富にして且つ好適なる包米を產出する滿洲產業のために頗る遺憾とする所なるが、東京府下に其の工場を有する旭コンスターチの如きは滿洲の原料豐富なるに拘らず、其の加工の幼稚なるを遺憾とし自ら滿洲に分工場を設くるか、或は現在の從業者と提携してコンスターチの大々的製造販賣を計畫しつつあり。又、大連に於ては川上賢三氏が滿鐵中央試驗所指導の下に、小崗子に製粉工場を設け目下其の試驗中なるが、將來は一個月三百噸の製品を出すべき計畫なりと傳へらる。尙ほ現在の製品販路は悉く之れを日本內地に仕向けられつつあるも、內地の需要には限りありて其の製粉能率の增進と共に、其の販路は日本內地以外に開拓せざるべからざるも、現在に於て既に南洋方面より多少の

註文あり、其の製品に於て米國品に匹敵するを得ば、其の販路は決して憂慮するに足らざるなり。殊に滿洲に於て最も需要多く且つ內地に於ける醬油釀造の需要する飴を製造するあらんには、滿洲に於ける謂ゆる澱粉業が大に有望なるものあるを信じて疑はざるなり。

公主嶺と四平街の需粉　公主嶺に輸入さるる產地別及び各種別左の如し。

大阪	片栗粉	北海道	片栗粉
大阪	寒晒	山城國	寒晒
大阪	葛	北海道	葛

四平街に於ける輸入澱粉は南部太白片栗旭印及び櫻印の二種とす。

營口に於る需粉　營口に於ける片栗粉の需要は日本人間に於ては極めて僅少なるも、支那人は之れを藕粉の代用として重に製菓子の原料に供し、又は其の儘、砂糖と共に湯に溶きて食するを以つて割合多量に消費さる、每年我邦より輸入さるる數量は的確に知り難きも、營業者の言を綜合するに大約一千箱なるべしと

いふ、一箱は百二十袋入れなり。當地に於ける藕粉は其の產多からず、天津及び山東、地方より移入さるゝも比較的割高なるを以つて、其の代用として片栗粉の需要は將來漸增すべきなり。當地に於て販賣さるゝ片栗粉は朝日櫻印、朝日松印、桐印の三種にして前二者は本邦商盛進商(營口新市街)が大阪より輸入し、後者は同じく寺庄洋行(營口舊市街)が函館より輸入卸賣をなしつゝあり、桐印は前二者に比し品質良く從つて値段も亦高し、支那菓子店、果實店並に本邦雜貨店等にては前二店より卸受けて小賣をなし、支那商人中にて直接本邦より輸入するものなし。

上海の需粉　支那に於ては馬鈴薯の產額多からざるを以つて、澱粉として最も廣く使用さるゝものは茹粉なり、茹粉とは薩摩薯の粉なり、澱粉として上等なるものは蓮根より取りたる藕粉なり。此等澱粉の用途は主として菓子製造及び料理用とさるゝなり、其の需要額は不明なるも支那人當業者の言に據れば薩摩薯粉は主として汕頭方面より輸入し、蔴袋包にして每包百四十斤乃至百六十斤ものとす、藕粉は蘇州洞蓮山及び杭州西湖に產出し、主として上流社會に使用さるゝも大なる需要なし、其の外、在留外人用として英國より小額の馬鈴薯粉の供給ある外、西洋料理用として米國より輸入するコーン、スターチあり、又、在留邦人用として大阪方面より輸入する片栗粉は年額三千圓に上るべしといふ。

飴製造業

遼陽に於ける飴製造に就て記さんに其の製造は普通本邦菓子商が菓子製造の傍ら之れを製造し居り、其の工場設備の如きも至つて小規模なるが原料の種類は主に常地方産の餅米、餅粟、大麥、玄米、白米等を使用し居り普通飴及び粟水飴を製造し生產額一個年約五千斤內外なり、其の製造法としては原料を蒸したる上、大麥の芽を混入し飴分に變質するを俟ち更らに之れを鍋に入れ沸騰せしめ水氣蒸發すると共に飴となりたるものを鉞力罐若しくは硝子罐に入れ販賣し居れるが、販賣價格は石油一個一斗入金五圓五十錢、硝子入は一個一圓、八十錢、五十錢、二十五錢の四種とし、製品は悉く在留本邦人間に需要せられ、未だ他方へ移出さるるに至らず。尙ほ當地輸入品は香露飴、朝鮮葡萄飴、リリー、水無飴にして其の仕入地、數量價格、輸入稅及び運賃諸掛等左の如し。

名稱	仕入地	一個年輸入概數	賣行年額	輸入稅	運賃諸掛
香露飴	京都會我部製菓	一箱金九十錢のもの約千百十一箱	約千圓	從價五分	遼陽着百斤一圓六十錢

朝鮮葡萄飴	大連吉茂製薬商	一箱金八十錢のもの約千八百十五箱	約千五百圓	同	同
リリー	福岡鶴喜製菓商	一箱金八十五錢のもの約二千三百五十三箱	約二千圓	同	同
水無飴	東京今村支店	小箱約四百個入ビール箱詰約二百五十箱	約一萬圓	同	同ビール箱一個金二圓五十錢

石綿製造業

奉天省に於て石綿製造業に從事せるものは錦縣の石綿製造利用公司あるのみ。資本金三萬七千元にして宣統二年十一月の創立に係かる、京奉鐵道錦州驛の南方約一町の所に在り、製品の種類は石綿紙、石綿布、石綿繩、石綿碎の五種にして、京奉鐵道及び京張鐵道に供粉す。

トラスト及びパテ

關東都督府土木課技手石井榮一氏の苦心研究の結果發明せられたる塗料トラストは理想的塗料にして世上にて販賣さるる植物性塗料とは大に其の撰を異にし、雨期に際し濕潤を來す憂ひ毫も之れなく、鑛物質原料より成れる硬化性塗料に

して能く水濕に耐抗するを得るのみならず、水性塗料なるが故に使用法又極めて簡單にして、同一物を以つて家屋の内外に使用し氷雪雨水に遇ふも侵さるることなく、使用法を誤らざる限りは鞏固なる被覆皮膜を形成し衣類を汚染する等の事なく、トラストを塗りたる壁を更らに本塗料を以つて塗替修理をなす場合は、其の素地を剝落せしむるの要なく單に清掃するを以つて足り、使用の際は罐の上澄液は捨てず充分に攪拌して一寸平方百二十眼以上のスイノにて濾過し、數回塗の場合は第一回に限り一罐に付清水一升を注加し第二回目以後は一切水を加へず、斯くして一罐を以つて三回塗とし普通二十坪を仕上げ得て價格又他の塗料に比して低廉なれば頗る經濟的なり。該トラストは關東都督府民政部土木課に於て大正五年二月より大正六年六月に至る約一個年有半試驗的製造の上汎く之れを官衙學校、官舍等の内外部に使用され充分に其の效果を認められたるのみならず、彌〻專賣特許を得て旅順市金比羅町に於て高橋式塗料トラストと命名し、旅順塗料製造所を經營し汎く販賣するに至れり。又、高橋氏の發明に係かる滿洲パテは可撓性に富み使用前乾固することなくパテとして極めて適當なれば塗料の販路と共

に將來の發展期して待つべしとなり。

罐詰製造業

奉天なる罐詰業長罐公司は機械十餘臺を据付け主として牛肉及び内地向き罐の罐詰製造に從事しつゝあり、尙ほ支那人向の靑豌豆、葡萄、水蜜桃の製造をも開始せりといふ。

製氷、冷藏庫、淸涼飮料製造業

滿洲に於て製氷、冷藏庫、淸涼飮料水製造業をなすは大連市伏見臺なる兒島幸吉氏なり。製氷業は明治四十四年三月工を起し同年七月竣成一日製造額十噸一個年三千噸以上なるも、生活程度高き當地に於て製品價格は内地より却つて廉なるを以つて到底利益を見る能はざるものゝ如しといふ。冷藏庫は七室より成り容積二萬三千立方尺、收容量十二萬封度にして周圍隔壁厚さ四呎六吋なり、外壁は煉瓦造となし、内壁との間を四層に分ち、各層は一寸板二枚宛及び建築用紙を張り詰

め、其の中間は木炭を填塞し外濕と全く遮斷し室内の空氣を冷却せしむるため、内壁全面に多數の鐵管を配置し鐵管に冷却せし鹽水を流通循環せしむ。其の冷藏裝置は炭酸瓦斯壓搾式にして其の冷藏品の顧客の主もなるものは陸海軍用にして、海軍は旅順日用品商人、陸軍は水產會社を通じて供給す、其の他、當地及び沿線各地、營口、安東、山東、天津等に移出するもの少なからず。清涼飲料水は四十年より開始され、逐年其の製品も改良を加へ新機械を設置し大正元年より更らに面目を一新し優良品を製出するに至れり、販路は滿洲各地、山東上海等とす。

造船業

大連に川崎造船所工場あり、明治四十一年七月の設置に係り、造船及び船舶修理をなすを目的とせり。又、奉天、安東、新義州の有力者によりて首唱せられたる鴨綠江造船會社は本店を安東に工場を朝鮮側なる鴨綠江の中島に置き、大正六年其の成立を見たり。

製材業

大連の大連製材所、安東の鴨綠江無限公司、安東燐寸製材株式會社等とす。

氷糖製造業

大連市内寺兒溝には大華公司の經營に係かる氷糖製造工場あり、大正七年春より作業を開始せるが、其の生産能率は毎月二千三百餘斤にして其製品をば三種に區別して發賣せるが、製品は至つて優良にして内地に於ける尼ケ崎、濱松等の工場以上なり、されど其の純白なる氷糖は支那人の嗜好に適せず、彼等は純白なるものよりも寧ろ著色せるものを賞賛する傾向あれば、自然市場の取引も最劣等品多し、其の原料なる粗糖は悉く臺灣より輸入されつつあり。

刷子製造業

支那に於ける豚毛の産額は奉天市場の集散高にても年額八十萬斤あり、此等の

豐富なる原料を以つて刷子を製造せん目的にて、大正七年五月資本金一百萬圓の滿洲刷子工業株式會社を組織し、本店及び工場を撫順に置くことに決定したりといふ。

二、州內及び沿線の工場

關東州內及び滿鐵沿線に於ける工場につき關東都督府の調査したるもの及び其の他の調査について記せば左の如し。

諸工場ノ一（州內）

大正五年末日現在

◎旅順

工場名	設立年月	資本金	製品種類		製造數量	製品價額
雙福窰	明治四十年五月	六〇〇圓	煉瓦	(箇)	六八、〇〇〇	三四〇圓
柏木鐵工所	同四十一年七月	三、〇〇〇	建築材料		?	八、〇〇〇
順記窰	同四十一年十月	四〇〇	煉瓦	(箇)	六〇、〇〇〇	三〇〇
福裕窰	同四十一年十二月	三〇〇	同	(同)	六六、〇〇〇	二四〇
旅順醬油釀造合名會社	同四十二年四月	二五、〇〇〇	醬油	(石)	一、五一三	一九、六九九
			味噌	(貫)	一七、七一五	三、六一五

張乃斌	同 四十二年五月	五五	石灰	(斤)	四、〇〇〇	三二
天興窰	同 四十二年五月	六〇〇	同	(同)	二九〇、〇〇〇	一、七四〇
宏源窰	同 四十二年五月	五五〇	同	(同)	三二七、〇〇〇	一、九六二
魁順窰	同 四十二年七月	三〇〇	煉瓦	(箇)	九六、〇〇〇	四八〇
武田煉瓦工場	同 四十三年四月	六、〇〇〇	同	(同)	一、一六八、六〇〇	九、三四九
吉村商店	同 四十三年四月	八、〇〇〇	醤油 味噌	(石) (貫)	六八〇 三、〇〇〇	一〇、六八〇 二、三〇〇
野間鐵工所	大正 二年五月	一、五〇〇	建築材料		?	一、二〇〇
旅順石鹸製造所	同 二年六月	一、〇〇〇	石鹸	(箇)	二七、六七〇	二、八七九
潘殿臣	同 三年一月	一〇〇	酢	(石)	四	八四
干鴻達	同 三年一月	四五〇	黄酒	(同)	二五	一、一〇四
王効義	同 三年一月	六〇〇	同	(同)	二四	一、三五一
史潤廷	同 四年一月	四〇〇	同	(同)	一六	五九五
王緒德	同 四年一月	四〇〇	同	(同)	二三	八八三
裕盛窰	同 四年三月	一七〇	石灰	(斤)	二七八、五〇〇	一、六七一
蕭心田	同、四年八月	五〇〇	黄酒	(石)	一八	七〇三
滿洲機織工場	同 五年一月	六〇、〇〇〇	タオル	(打)	三七五	三三八
旅順窰業合名會社	同 五年四月	三〇、〇〇〇	瓦	(枚)	一六〇、〇〇〇	六、九〇〇
滿洲耐火煉瓦工場	同 五年六月	五〇、〇〇〇	耐火煉瓦 耐酸煉瓦	(箇) (箇)	八五〇 四二、一六六	七五〇 二、一四五

大口井再製鹽工場	大正三年十月	九、八〇〇	再製鹽	（斤）	一、五〇七、二〇〇	一〇、五五〇
南滿製帽合資會社龍頭公司	同　五年九月	三〇、〇〇〇	帽子	（箇）	四三八	三〇七
合計（工場數　二五）		二〇二、七二五				九〇、二六七

◎大連

小林又七商店	明治三十八年四年	二〇、〇〇〇	印刷物		?	二八、六〇〇
荘石灰工場	同三十八十年一月	一三、〇〇〇	石灰	（斤）	二、九〇七、〇〇〇	一三、五〇〇
營口煉瓦製造所臭水子工場	同　三十九年三月	八五、〇〇〇	煉瓦	（箇）	八、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
玉置硝子工場	同　三十九年五月	七、〇〇〇	硝子器		?	一六、七七二
遼東新報社	同　三十九月六月	五〇、〇〇〇	印刷物		?	四、六六八
畑中石鹼製造所	同　三十九年九月	二、五〇〇	石鹼		?	一七、二二〇
雙和棧油房	同三十九年十二月	二一、〇〇〇	豆粕	（枚）	三五九、〇〇〇	三八五、一〇四
			豆油	（斤）	一、五二五、五〇〇	二〇一、八六九
滿鐵沙河口工場	同　四十年四月	六、五一五、三八一	車輛及器具 機械ノ製修		?	五、二五七、五四五
宮崎製瓦工場	同　四十年五月	五〇、〇〇〇	土管		五八六、〇〇〇	一三、七五〇
			日本形瓦		一九五、〇〇〇	七、八〇〇
			其他		八五六、〇〇〇	五二、八二〇
戸田鐵工所	同　四十年五月	一〇、〇〇〇	諸機械製造及修繕		?	四三、〇〇〇
大連鐵工所	同　四十年七月	八、〇〇〇	同		?	三五、〇〇〇
兒島製氷サイダー工場	同　四十年七月	一三〇、〇〇〇	製氷	（貫）	七三三、四五八	三六、六七二
			サイダー	（箱）	一二、五七六	五〇、三〇四
植田龍商店	同　四十年七月	七、〇〇〇	味噌	（貫）	八二、五〇〇	二七、四〇〇

滿洲日日新聞社	同四十年十月	100,000	印刷物	?	三六、四〇〇
天興福油房	同四十年十一月	三六〇,000	豆粕	(枚)四九一、〇〇〇	五五七、七七六
			豆油	(斤)二、二〇九、五〇〇	二九二、三八三
玉昌合油房	同四十年十一月	一五,000	同	(〃)一一七、〇〇〇	一三三、九一二
			同	(〃)五六六、五〇〇	六九、六七二
公成玉油房	同四十年十一月	一五,000	同	(〃)一四一、〇〇〇	二五九、一七六
			同	(〃)六三四、五〇〇	八三、九六三
泰來油房	同四十一年十二月	一五,000	同	(〃)一三九、〇〇〇	一五七、九〇四
			同	(〃)六二五、五〇〇	八二、七七二
中堂洋行	同四十一年一月	七,000	味噌	(貫)七〇、三三〇	二二、五〇〇
			酢	(石)七五〇	八、六三五
			海布苔	(貫)二三、六六〇	八、五〇〇
巴商行	同四十一年一月	七,000	醬油	(石)一、〇六三	一八、六〇〇
			味噌	(貫)三、九二〇	九、八〇〇
石臣燻瓦工場	同四十一年四月	三,000	燻瓦	(箇)三〇〇、〇〇〇	三、〇六〇
			瓦	(〃)二五、〇〇〇	一、〇〇〇
成順和油房	同四十一年六月	三〇,000	豆粕	(枚)二三一、〇〇〇	二六二、四一六
			豆油	(斤)一、〇三九、五〇〇	一三七、五五七
晉豐油房	同四十一年六月	六〇,000	同	(〃)六一二、〇〇〇	六九五、二三二
			同	(〃)二、七五四、〇〇〇	三六四、四三七
株式會社川崎造船所大連出張所	同四十一年七月	二〇,000,000	造船及修繕	?	一二〇、〇〇〇
安惠棧油房	同四十一年七月	三〇,000	豆粕	(〃)三四一、〇〇〇	三八七、三七六
			豆油	(〃)一、五三四、五〇〇	二〇三、〇六〇
日清豆粕製造株式會社	同四十一年七月	七五〇,000	同	(〃)九四九、〇〇〇	一、〇七八、〇六四
			同	(〃)四、二七〇、〇〇〇	五六九、〇四五
振成油房	同四十一年八月	四〇,000	同	(〃)二七七、〇〇〇	三一四、六七二
			同	(〃)一、二四六、五〇〇	一六四、九四九
裕增和油房	同四十一年八月	三〇,000	同	(〃)三一九、〇〇〇	三六二、三八四
			同	(〃)一、四三五、五〇〇	一八九、九六〇
政記油房	同四十一年十月	七五,000	同	(〃)四六一、〇〇〇	五二三、六九六
			同	(〃)二、〇七四、〇〇〇	二七四、五一九
同聚厚油房	同四十一年十月	二五,000	同	(〃)三二四、〇〇〇	三六八、〇六四
			同	(〃)一、四五八、〇〇〇	一九二、九三七

怡順東油房	明治四十一年十月	二五、〇〇〇	同	（ク）	一四三、〇〇〇	一六二、四四八
			同	（ク）	六四三、五〇〇	八五、一五四
忠盛和油房	同　四十二年一月	二五、〇〇〇	同	（ク）	二六五、〇〇〇	三〇一、〇四〇
			同	（ク）	一、一九二、五〇〇	一五七、八〇四
德興成油房	同　四十二年一月	三〇、〇〇〇	同	（ク）	一六九、〇〇〇	一九一、九八四
			同	（ク）	七六〇、五〇〇	一〇〇、六三七
吉田油房	同　四十二年二月	五、〇〇〇	同	（ク）	四九、〇〇〇	五一、一二〇
			同	（ク）	二〇二、五〇〇	二六、七九七
順興鐵廠	同　四十二年五月	七〇、〇〇〇	諸機械製造及修繕		?	一三三、五〇〇
滿洲石鹼製造所	同　四十二年六月	五、〇〇〇	洗濯石鹼		?	三〇、三六〇
小野田セメント製造株式會社大連工場	同　四十二年六月	一、〇〇〇、〇〇〇	セメント	（樽）	二〇〇、〇〇〇	九二〇、〇〇〇
			石灰	（斤）	一、五八五、四〇〇	六、五〇〇
三泰油坊	同　四十二年六月	三〇〇、〇〇〇	豆粕	（枚）	九四〇、〇〇〇	一、〇六七、八四〇
			豆油	（斤）	四、二三〇、〇〇〇	五五九、七五六
池田醬油釀造場	同　四十二年七月	二三、〇〇〇〇	醬油	（石）	二、五〇〇	四九、五〇〇
福元油房	同　四十二年九月	三〇、〇〇〇	豆粕	（枚）	四六四、〇〇〇	五二五、〇八四
			豆油	（斤）	一、九八八、〇〇〇	二六三、〇七二
恒昌公油房	同　四十二年九月	二八、〇〇〇	同	（ク）	二四九、〇〇〇	二八二、八六四
			同	（ク）	一、一二〇、五〇〇	一四八、一七六
同泰油房	同　四十二年九月	二五、〇〇〇	同	（ク）	二三三、〇〇〇	二六四、六八八
			同	（ク）	一、〇四八、五〇〇	一七〇、九〇四
裕成東油房	同四十二年十一月	二七、〇〇〇	同	（ク）	二八七、〇〇〇	三一五、九七二
			同	（ク）	一、一九一、五〇〇	一三八、七四八
豐成油房	同四十二年十二月	二一、七〇〇	同	（ク）	四〇一、〇〇〇	四五五、五三六
			同	（ク）	一、八〇四、五〇〇	二三八、七八九
同聚祥油房	同四十二年十二月	三六、〇〇〇	同	（ク）	四二四、〇〇〇	四八一、六六四
			同	（ク）	一、九〇八、〇〇〇	二五二、四八六
德聚灃油房	同　四十三年一月	四〇、〇〇〇	同	（ク）	二六一、〇〇〇	二九六、四九六
			同	（ク）	一、一七四、五〇〇	一五五、四三二
大連煉瓦合資會社	同　四十三年三月	三〇、〇〇〇	煉瓦	（箇）	二、五〇〇、〇〇〇	二三、五〇〇
小川洋行第二釀造場	同　四十三年三月	一五、〇〇〇	味噌	（貫）	五〇、〇〇〇	一三、五〇〇
			醬油	（石）	二、四〇〇	四四、四〇〇

三太利油房	同　四十三年五月	三〇、〇〇〇	豆粕	（枚）	一九五、〇〇〇	二二〇、五二〇
			豆油	（斤）	八七七、五〇〇	一一六、一二〇
東永茂油房	同　四十三年五月	三〇、〇〇〇	同	（ク）	五九八、〇〇〇	六六九、三三八
			同	（ク）	二、三六九一、〇〇〇	三五六、一〇〇
鳥羽洋行鐵工所	同　四十三年八月	一五、〇〇〇	諸機械製造及修繕		？	五八、〇〇〇
萬玉洋行石鹼工場	同　四十三年九月	三〇、〇〇〇	石鹼		？	三九、〇〇〇
小寺油房	同四十三年十一月	三〇〇、〇〇〇	豆粕	（ク）	八〇〇、〇〇〇	九〇八、八〇〇
			同油	（ク）	三、六〇〇、〇〇〇	四七六、三八八
和生祥油房	同四十三年十二月	二八、〇〇〇	同	（ク）	二五七、〇〇〇	二九一、九五二
			同	（ク）	一、一五六、〇〇〇	一五二、九七三
濰聚福油房	同四十三年十二月	七〇、〇〇〇	同	（ク）	二六五、〇〇〇	三〇一、〇四〇
			同	（ク）	一、一九二、五〇〇	一五七、八〇四
福順裕油房	同　四十四年一月	三〇、〇〇〇	同	（ク）	二五二、〇〇〇	二八六、二七二
			同	（ク）	一、一三四、〇〇〇	一四九、九六二
達昌油房	同　四十四年一月	一三、〇〇〇	同	（ク）	二二三、〇〇〇	二五二、一九二
			同	（ク）	九九九、〇〇〇	一三三、一九八
成裕昌油房	同　四十四年一月	五五、〇〇〇	同	（ク）	六七〇、〇〇〇	六八九、五五三
			同	（ク）	二、七三一、五〇〇	三六一、四五九
聚成祥油房	同　四十四年一月	四一、〇〇〇	同	（ク）	五三六、〇〇〇	六〇八、八九六
			同	（ク）	二、四二三、〇〇〇	三一九、一九〇
中村鐵工所	同　四十四年三月	一五、〇〇〇	諸機械製造及修繕		？	五二、〇〇〇
恒昇油房	同　四十四年四月	三三、〇〇〇	豆粕	（枚）	二一六、〇〇〇	二四五、三五二
			豆油	（斤）	九七二、〇〇〇	一二八、六二五
營口煉瓦製造所三春柳工場	同　四十四年四月	一三五、〇〇〇	煉瓦	（箇）	九、〇〇〇、〇〇〇	一一二、五〇〇
			煉炭	（噸）	五、〇〇〇	三七、五〇〇
福順成油房支店	同　四十四年十月	一〇、〇〇〇	豆粕	（枚）	二四二、〇〇〇	二七四、九一二
			豆油	（斤）	一、〇八九、〇〇〇	一四四、一〇八
萬慶長油房	同　四十四年十月	三〇、〇〇〇	同	（ク）	四三一、〇〇〇	四八九、六一六
			同	（ク）	一、九三九、五〇〇	二五六、六五四
齋藤油房	同四十四年十一月	一〇〇、〇〇〇	同	（ク）	五七六、〇〇〇	六四四、三三六
			同	（ク）	二、五九二、〇〇〇	三四二、九九九
利盛利油房	同四十四年十二月	三〇、〇〇〇	同	（ク）	六三三、〇〇〇	七一七、九五二
			同	（ク）	二、八四四、〇〇〇	三七六、三四七

禍順成油房	明治四十四年十二月	八〇、〇〇〇	豆粕	（枚）	八六二、〇〇〇	九七九、二三三
			豆油	（斤）	三、八七九、〇〇〇	五〇二、三〇七
雁泉湧燒鍋	同四十四年十二月	二八、〇〇〇	燒酒	（斤）	一、五〇〇、〇〇〇	九七、五〇〇
新順洪油房	同　四十五年一月	二五、〇〇〇	豆粕	（枚）	三五九、〇〇〇	四五三、二六四
			豆油	（斤）	一、七九五、〇〇〇	二三七、五三二
信昌東油房	同　四十五年二月	二〇、〇〇〇	同	（〃）	七六、〇〇〇	八六、三三六
			同	（〃）	三四二、〇〇〇	四五、二五七
丸太商店	大正元年十一月	四、〇〇	味噌		三二、四三〇	一一、三五〇
ソーライト製造工場	同　元年十二月	一〇、〇〇〇	ソーライト	（磅）	二五〇、〇〇〇	一三、五〇〇
			タンタルス		二五、〇〇〇	二、五〇〇
昇源油房	同　二年一月	三五、〇〇〇	豆粕	（枚）	二五五、〇〇〇	二八九、六八〇
			豆油	（斤）	一、一四七、五〇〇	一五一、八四五
德豐和油房	同　二年一月	二三、〇〇〇	同	（〃）	二三〇、〇〇〇	二四九、九二〇
			同	（〃）	九〇〇、〇〇〇	一一九、〇九七
精工舍	同　二年三月	四、〇〇〇	柳行李		?	九、三二〇
山口製材所	同　二年六月	三〇、〇〇〇	製材		?	四、五〇〇
廣永茂油房	同　二年十二月	三〇、〇〇〇	豆粕	（枚）	二七六、〇〇〇	三一三、五三六
			豆油	（斤）	一、二四二、〇〇〇	一九四、三五四
福田製蠟工場	同　二年十二月	一〇、〇〇〇	蠟燭		?	七、五〇〇
乾聚和油房	同　三年一月	一九、〇〇〇	豆粕	（〃）	三二四、〇〇〇	三六八、〇六四
			豆油	（〃）	一、四五八、〇〇〇	一九二、九三七
同聚洽油房	同　三年一月	七、〇〇〇	同	（〃）	一八〇、六〇〇	二〇五、一六二
			同	（〃）	八一三、七〇〇	一〇七、四四五
義順牲油房	同　三年一月	三〇、〇〇〇	同	（〃）	二六九、〇〇	三〇五、四八四
			同	（〃）	一、二一〇、五〇〇	一七〇、一八五
福田製瓦工場	同　三年五月	一五、〇〇〇	日本形煉瓦	（箇）	一、三〇〇、〇〇〇	三一、〇五〇
			支那形煉瓦		三三〇、〇〇〇	二、二七五
木村屋製菓工場	同　三年八月	二〇、〇〇〇	キャラメル		?	三五、〇〇〇
			ビスケット			
乾製藥工場	同　三年十月	三〇、〇〇〇	甘草エッキス	（磅）	一五〇、〇〇〇	七五、〇〇〇

兒島製壜所	同	三年十月	二〇、〇〇〇	製壜	(本)	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
義祥油房	同	四年一月	三五、〇〇〇	豆粕	(枚)	三四一、〇〇〇	三八九、六四八
				豆油	(斤)	一、五四一、五〇〇	二〇四、二五一
同聚永油房	同	四年一月	一五、〇〇〇	同	(〃)	二八九、〇〇〇	三〇五、四八四
				同	(〃)	一、二一〇、五〇〇	一七〇、一八五
泰豐源油房	同	四年一月	二五、〇〇〇	同	(〃)	二二三、〇〇〇	二四〇、八三二
				同	(〃)	九五四、〇〇〇	一二六、二四三
福聚恒油房	同	四年一月	二〇、〇〇〇	同	(〃)	一八四、〇〇〇	二〇九、〇二四
				同	(〃)	八二八、〇〇〇	一〇九、五六九
成德油房	同	四年一月	一〇、〇〇〇	同	(〃)	一九五、〇〇〇	三三一、五二〇
				同	(〃)	八七七、五〇〇	一二六、一二〇
萊永春油房	同	四年一月	八、〇〇〇	同	(〃)	一四一、〇〇〇	一六〇、一七六
				同	(〃)	六三四、〇〇〇	八三、八九七
政興利油房	同	四年一月	八、〇〇〇	同	(〃)	一五八、〇〇〇	一七九、四八八
				同	(〃)	七一一、〇〇〇	九四、〇八七
興祥恒油房	同	四年一月	四〇、〇〇〇	同	(〃)	三〇二、〇〇〇	三四三、〇七二
				同	(〃)	一、三五九、〇〇〇	一七九、八三七
合資會社仁發煉瓦工場	同	四年四月	一〇、〇〇〇	煉瓦	(箇)	一、二〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
				瓦		三六〇、〇〇〇	七、八〇〇
大信洋行製銅所	同	四年四月	七〇、〇〇〇	製銅	(斤)	一六七、五〇〇	六七、〇〇〇
				亞鉛		六五、八六〇	一四、四八九
小林煉瓦工場	同	四年五月	二、〇〇〇	煉瓦		四〇〇、〇〇〇	四、六〇〇
宮嶋商會煉瓦工場	同	四年五月	一五、〇〇〇	同	(箇)	一三六、四〇〇	一五、八〇〇
鈴木油房	同	四年九月	五〇〇、〇〇〇	豆粕	(枚)	三七九、四五〇	四五五、三四〇
				豆油	(斤)	一、七八三、四一五	二三五、九九九
大連石鹼製造所	個	四年十月	二、〇〇〇	石鹼		?	六、四三〇
月星合資會社	同	五年三月	八、〇〇〇	サイダー	(箱)	七、五〇〇	二八、五〇〇
滿洲皮革商會	同	五年三月	六、〇〇〇	ボックス	(坪)	三五、〇〇〇	一九、二三〇
カラー商會	同	五年三月	六、〇〇〇	染料		六、三〇〇	一三、二三〇

大連窯業株式會社	大正五年七月	五〇、〇〇〇	煉瓦		四三二、〇〇〇	五、四〇〇
大連油脂工業株式會社	同五年十月	一、〇〇〇、〇〇〇	硬化油	(斤)	一、五二七	三一九
鈴木油房グリセン部	同五年十一月	?	グリセリン	(基)	三七、六〇〇	三七、六〇〇
松原號粉廠	同五年十一月	三五、〇〇〇	粉條子	(斤)	八、八〇〇	一、一〇〇
			澱粉	(石)	二〇、〇〇〇	二、四〇〇
松屋鐵工所	同四年七月	三、〇〇〇	瓦斯溶接法 其他		?	三、〇〇〇
合計(工場數一〇四)		三三、三三三、五八一				四一、七八一、三九四

◎金州

天盛窯	文化元年	一、二〇〇	煉瓦	(箇)	四、〇〇〇	五二
			瓦		九六、〇〇〇	四八三
			土鉢		一、四五〇〇	四五
天發窯	同化元年	八〇〇	煉瓦	(同)	一六、二〇〇	二一二
			瓦		九一、五〇〇	三六六
長盛窯	同化元年	七〇〇	煉瓦	(同)	一三、六〇〇	一七五
			瓦		四〇、〇〇〇	一六〇
			土鉢		一、五〇〇	四五
長發窯	同化元年	一、〇〇〇	煉瓦	(同)	一四、〇〇〇	一八二
			瓦		六〇、〇〇〇	二四〇
劉家窯	不詳	一、三七〇	瓶	(同)	二、七〇〇	一、一九五
			鉢		五、五六〇	四〇五
			壺		二、六八〇	二四
徐家窯	不詳	七〇〇	同	(同)	一、〇三〇	三三八
			同		二、一〇〇	一三〇
			同		一、三〇〇	二〇
中和居	明治二十年五月	二〇〇	黃酒	(斤)	五、三八〇	三七七
			清酒		一、八四〇	一三九
義和居	同二十年五月	二〇〇	同	(ク)	五、三八〇	三七五
			同		二、五九一	一八一
天福園	同三十一年一月	六〇〇	同	(斤)	一七、六七〇	一、三一三
			同		四、二一〇	二九四

廣增盛油坊	同三十五年十一月	四、〇〇〇	豆粕 豆油	(枚) (斤)	九、七〇〇 四五、九九九	一、五六一 八、〇〇〇
榮發長	同三十七年一月	七、〇〇〇	荷馬車	(臺)	六三	三、一五〇
同春館	同三十九年二月	八〇〇	黄酒 清酒	(斤)	一三、一三〇 一、七四〇	九一九 一二三
馮萬祿	同三十九年三月	一〇〇	石灰	(同)	九八、〇〇〇	四九〇
永興居	同四十年三月	三〇〇	黄酒 清酒	(同)	七、五二〇 二、九五〇	五二六 二〇七
寶興居	同四十年三月	三〇〇	同 同	(同)	六、八七五 二、三四〇	四八一 一六四
順記窰	同四十二年三月	三五〇	石灰	(同)	一四〇、〇〇〇	七〇〇
長興居	同四十三年二月	四〇〇	黄酒 清酒	(同)	九、六六〇 一、二九二	六七六 九〇
和興居	同四十五年四月	一〇〇	同 同	(同)	六、八七〇 九二〇	四八一 六四
永遠興	同四十五年八月	五、〇〇〇	荷馬車	(臺)	一〇四	五、七二〇
天順窰	大正二年	八〇〇	煉瓦	(箇)	九、五〇〇 四六、〇〇〇	一三六 一八四
增盛窰	同二年三月	四〇	石灰	(斤)	八二、〇〇〇	四一〇
石綿採掘所	同二年三月	一五、〇〇〇	石綿	(同)	一七八、二〇〇	八、九二五
呂家窰	同二年四月	五〇〇	石灰	(同)	八二、〇〇〇	四一〇
子湧	同三年一月	三〇〇	帽子	(箇)	二、七一八	五〇〇
洪盛窰	同三年五月	三八〇	煉瓦	(箇)	四二、〇〇〇 一三三、〇〇〇	五八八 五九四
永和居	同五年七月	一〇〇	黄酒 清酒	(斤)	一、六〇〇 九三五	一二三 六五
合計（工場數　二十八）		四三、二四〇				四二、〇一六

◎普蘭店

信順窯	不詳	一五〇	瓦	(箇) 二〇、〇〇〇	一〇〇
			盆	(組) 七〇〇	二一〇
			煉瓦	(箇) 一、五〇〇	二二五
和順窯	不詳	一五〇	同	(同) 六〇、〇〇〇	三〇〇
			同	(同) 七五〇	二二九
			同	(同) 三、六〇〇	五四〇
成順窯	不詳	一五〇	同	(同) 五〇、〇〇〇	二五〇
			同	(同) 八〇〇	二四〇
			同	(同) 二、五〇〇	三七六
劉本同	明治二十五年九月	二、〇〇〇	豆粕	(枚) 四五	七四
			豆油	(斤) 二三五	三三
潤興德	同三十七年八月	三、五〇〇	同	(同) 六、三六〇	七、六三二
			同	(同) 三一、八〇〇	四、四五二
益興油窯	同四十年一月	一〇、〇〇〇	同	(同) 一五、四五〇	一六、九九五
			同	(同) 一〇一、七五〇	一五、二六三
聚順棧	同四十二年十二月	一三、〇〇〇	同	(同) 五、四〇〇	七、五六〇
			同	(同) 二七、〇〇〇	四、〇〇〇
廣增油窯	同四十四年十二月	一五、〇〇〇	同	(同) 七九、四九五	八六、五四五
			同	(同) 五五九、三六〇	八三、九〇四
洪昇福油窯	大正五年十一月	二、〇〇〇	同	(同) 三、六〇〇	三、六九〇
			同	(同) 一八、〇〇〇	二、七〇〇
大日本鹽業株式會社煎熬鹽工場	同三年三月	五〇、〇〇〇	鹽	(斤) 三、五九〇、八八六	二六、九三二

合計(工場數 一〇)

○貔子窩

新順油坊	明治十八年九月	二五、〇〇〇	豆粕	(枚) 一七、五五〇	三〇、三〇五
			豆油	(斤) 一三七、七五〇	一六、五三〇
福金油坊	同二十年一月	一、〇〇〇	同	(同) 一、四七〇	一、一七六
			同	(同) 五、六六六	八四九
協隆油坊	同二十一年九月	一〇、〇〇〇	同	(同) 三五、六〇〇	三九、一六〇
			同	(同) 一八四、九六〇	三三、一九四

王家	窰	同五年二十四月	二〇〇	醬油	(斤)	二、二五〇	一〇〇
天成	窰	同三十一年三月	八〇〇	煉瓦	(箇)	一六、〇〇〇	一六〇
				瓦		一六、〇〇〇	六四
天增	窰	同三十一年五月	八〇〇	同	(箇)	一三、〇〇〇	一二〇
				同		一三、〇〇〇	四八
常泰油	坊	同三十五年九月	一五、〇〇〇	豆粕	(枚)	六五、五〇〇	七二、〇五〇
				豆油	(斤)	三九三、〇〇〇	四七、一六〇
天發	窰	同三十七年八月	八〇〇	煉瓦	(箇)	一六、〇〇〇	一六〇
				瓦		一六、〇〇〇	六四
張家	窰	同三十八年二月	八〇〇	同	(ク)	五四、九〇〇	五〇〇
				同		五四、九〇〇	五四〇
天興	窰	同三十八年四月	八〇〇	同	(ク)	一六、〇〇〇	一六〇
				同		一六、〇〇〇	六四
福興	海	同三十九年十月	四、〇〇〇	燒酒	(斤)	四九、五〇〇	七、四二五
東油	坊	同三十九年十一月	一、四〇〇	豆粕	(枚)	二四五	一九六
				豆油	(斤)	一、〇五二	一五七
西油	坊	同四十年九月	一、三〇〇	同	(ク)	二三五	一八八
				同	(ク)	一、〇一〇	一五一
永成	居	同四十一年三月	三五〇	黄酒	(斤)	八、九六〇	六〇九
千家	窰	同四十二年四月	三〇〇	醬油	(ク)	一、三五〇	六二
福合油	坊	同四十二年四月	三、〇〇〇	同	(枚)	二〇、四八〇	二三、五五二
				同	(斤)	一二九、一〇〇	一八、〇八三
永慶油	坊	同四十三年七月	二〇、〇〇〇	同	(ク)	七〇、二〇〇	七七、二二〇
				同	(ク)	三九五、〇〇〇	四七、四六〇
福源	海	同四十四年三月	四、〇〇〇	燒酒	(斤)	二四、四〇〇	三、七一五
瑞興	泉	同四十四年四月	二、〇〇〇	同	(ク)	四〇、〇〇〇	六、〇〇〇
福興	居	同四十四年八月	三〇〇	黄酒	(ク)	一三、八六〇	七九〇

永盛居	明治四十五年二月	四〇〇	黄酒	(斤)	一三、一一〇	八四〇
福海居	同四十五年三月	三〇〇	同	(同)	一一、二〇〇	四六四
常順祥	同四十五年三月	三〇〇	醬油	(同)	八九七	四四
常隆湧	大正元年十月	二、〇〇〇	燒酒	(同)	三六、〇〇〇	五、四〇〇
鄭洪斌	同二年五月	九五〇	煉瓦	(箇)	三〇、〇〇〇 五四、〇〇〇	三〇〇 五四〇
鄭春令	同二年五月	八五〇	煉瓦	(同)	二六、〇〇〇	二六〇
湧泉居	同三年六月	三〇〇	黄酒	(斤)	一〇、〇〇〇	六六五
益昌油坊	同三年十月	一〇、〇〇〇	豆粕 豆油	(枚) (斤)	五七、五五〇 三一六、七五〇	六三、〇三五 三八、〇一〇
雲集油坊	同三年十月	七、〇〇〇	同 同	(ク) (ク)	三一、二五〇 一五六、二五〇	三四、三七五 一八、七五〇
新順號	同三年十月	一、〇〇〇	燒酒	(斤)	一三、五〇〇	一、八二三
天盛窰	同四年五月	六〇〇	煉瓦	(箇)	三、〇〇〇 三、〇〇〇	三〇 二三
王合順	同四年五月	一五〇	醬油	(斤)	一、五〇〇	六九
益增油坊	同四年十二月	一五、〇〇〇	豆粕 豆油	(枚) (斤)	八〇、八〇〇 四四五、〇〇〇	八八、八八〇 五三、一六〇
福順油坊	同五年一月	一〇、〇〇〇	同 同	(枚) (斤)	五四、〇〇〇 三二四、〇〇〇	五九、四〇〇 三八、八八〇
湧興海	同五年四月	五、〇〇〇	燒酒	(斤)	四五、〇〇〇	六、〇〇〇
永興居	同五年五月	三〇〇	黄酒	(ク)	八、九六〇	六〇九
協隆義	同五年八月	一、〇〇〇	燒酒	(ク)	一三、八〇〇	一、六六四
福合油坊	同五年十月	七、〇〇〇	豆粕 豆油	(枚) (斤)	三一、二五〇 一五六、二五〇	三四、三七五 一八、七五〇

同合油坊	同	五年十一月	三、〇〇〇	豆 豆	油粕	(枚) (斤)	四三、二〇〇 二五九、二〇〇	四七、五二〇 三一、一〇〇
合計（工數總　三九）			一六六、〇〇〇					九六一、九六七
總計（同　二〇四）			三三、六二八、四九六					四三、一三七、八三九
大正四年（同一九八）			二一、七八四、八六五					二七、六九七、六四七
同三年（同一八七）			二〇、九三六、五六一					一四、四五四、四三八
同二年（同二〇二）			二〇、三五七、六三〇					二三、五三四、〇七二
同元年（同二〇四）			二三、四二四、一九二					三三、二四六、八五二
明治四十四年（同一六五）			三三、〇二六、六〇五					一九、〇八七、二六八

一本表は年末現在の工場に就き調査せるものにして資本金及職工人員は年末現在を掲げ製造高は一箇年間の總數なり
一表中支那人の經營せる工場の資本金及製造品價額は概ね銀勘定なるも必すしも一定せす故に總計に於ては金銀を混計せり次表亦同じ

諸工場ノ二（州外）

大正五年末日在

◎營口

營口煉瓦製造所	明治三十九年八月	五四、八七九	煉瓦		(箇)	一、五〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇

◎瓦房店

怡順、油坊	同	四十二年七月	一五、〇〇〇	豆 豆	油粕	(枚) (斤)	五四、〇〇〇 二七〇、〇〇〇	五七、二四〇 三五、一〇〇

藤由煉瓦製造所	明治四十二年八月	二、〇〇〇	煉瓦	(箇)	五〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇
慶順油坊	同　四十四年七月	一五、〇〇〇	豆粕 豆油	(枚) (斤)	三二、五〇〇 一六九、〇〇〇	三四、四五〇 二一、九七〇
田中精米所	大正三年十二月	二〇、〇〇〇	精米	(石)	三、一四二	四〇、二八一
福源湧油坊	同　四年一月	七、〇〇〇	豆粕 豆油	(枚) (斤)	三三、九三二 一二四、六〇〇	二六、二八三 一三、〇八二
金順油坊	同　四年十月	一八、〇〇〇	同 同	(同) (同)	二五、六二五 二八、一二五	二九、一八二 一四、八九一
恒裕祥	同　四年十一月	二、〇〇〇	燒酎	(斤)	一三、〇〇〇	二、四〇〇
入江洋行	同　四年十二月	四、〇〇〇	同	(〃)	九三、六〇〇	一八、七二〇
福泉湧	同　五年五月	五、〇〇〇	同	(〃)	一五、〇〇〇	一、九五〇
永泉海	同　五年十一月	五、〇〇〇	同	(〃)	九、九〇〇	一、二八七
◎遼陽						
滿鐵遼陽工場	明治四十年四月	二四、四八六	車輛及器具機械の製修		?	三九〇、〇〇〇
岡田醬油釀造場	同　四十二年三月	九八、〇〇〇	醬油	(石)	五五〇	九、六〇〇
林洋行煉瓦工場	大正二年七月	一〇、〇〇〇	煉瓦	(箇)	四五〇、〇〇〇	四、九五〇
衡利德油房	同　三年九月	二〇、〇〇〇	豆粕 豆油	(枚) (斤)	三五、五〇〇 一七六、〇〇〇	一九、〇五〇 二三、八八〇
永盛利油房	同　四年十一月	一三、〇〇〇	同 同	(〃) (〃)	七、〇二〇 三、七〇〇	八、四〇〇 四八一
東麥酒釀造場	同　五年十月	五、〇〇〇	清酒	(石)	二〇〇	五、四〇〇
增成泉豆粕豆油製造場	同　四年十二月	二〇、〇〇〇	豆粕 豆油	(枚) (斤)	一〇、〇〇〇 五〇、〇〇〇	一一、〇〇〇 七、〇〇〇

永埼隆油房	同　五年十一月	二、〇〇〇	同 同	（同） （同）	三、八四〇 一七、一〇〇	四、三三四 二、三九四

◎奉天

鳥谷石鹼製造所	明治四十四年八月	六、〇〇〇	石鹼	（箇）	六〇、〇〇〇	六、〇〇〇
清澤鐵工所	大正元年十月	五、〇〇〇	鐵工具	（貫）	一〇、〇〇〇	一三、〇〇〇
西宮精米所	同　元年十一月	五、〇〇〇	精米	（石）	一、〇〇〇	一七、五〇〇
奉天精米所	同　元年十一月	一五、〇〇〇	同	（同）	一、五〇〇	二三、五七〇
瀨川鐵工所	同　二年四月	一、三〇〇	鐵工具	（貫）	五、〇〇〇	六、五〇〇
宮崎製瓦所	大正四年三月	三、五〇〇	瓦	（箇）	一八〇、〇〇〇	七、〇〇〇
神谷燒酎公司	同　四年三月	三五、〇〇〇	燒酎	（石）	一、五〇〇	六七、五〇〇
西海湧燒酎製造所	同　五年七月	一〇、〇〇〇	同	（ク）	三八八	一七、四六〇

◎本溪湖

伊藤煉瓦工場	明治四十三年四月	二〇、〇〇〇	煉瓦	（箇）	二、一〇〇、〇〇〇	二六、〇〇〇
飯塚石灰工場	同　四十四年四月	三、〇〇〇	石灰	（斤）	六、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇
伊藤石灰工場	同　四十四年五月	五、〇〇〇	同	（ク）	一、五〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇
野村石灰工場	同　四十四年九月	一〇、〇〇〇	同	（ク）	六、五〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
煤鐵有限公司製鐵所	大正四年一月	七、〇〇〇、〇〇〇	製鐵	（噸）	三六、〇〇〇	二、八八〇、〇〇〇

◎撫順

撫順煉瓦工場	明治四十三年五月	四八、〇〇〇	煉瓦	（箇）	一七、一〇九、六〇〇	二七、〇三〇
千金寨製粉所	同　四十四年四月	一〇、〇〇〇	製粉	（石）	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
撫順製瓦場	同　四十四年八月	二〇、〇〇〇	瓦	（枚）	六〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇
			土管	（本）	四、〇〇〇	一、〇〇〇
			煉瓦	（箇）	二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
大松號精米所	同　四十五年三月	一〇、〇〇〇	精米	（石）	二、〇〇〇	三四、〇〇〇
東三精米所	大正元年八月	四、〇〇〇	精米	（石）	五〇〇	七、五〇〇
			包米粉		四三〇	三、七八〇
撫順鐵工所	同　五年四月	一、五〇〇	鐵器	（貫）	一、一〇〇	一、八〇〇
大瓦製造所	同　五年九月	四、〇〇〇	瓦	（枚）	三〇、〇〇〇	一、三五〇
天順號精米所	同　五年十一月	三、〇〇〇	精米	（石）	二二〇	三、三六〇
電氣化學工業株式會社撫順工場	同　五年十一月	五、〇〇〇、〇〇〇	カーバイト	（噸）	二六七	一〇、六八〇
撫順工作所	同　五年十二月	一〇、〇〇〇	鐵器	（同）	五	六〇〇

◎鐵嶺

滿洲製粉株式會社鐵嶺工場	明治三十九年十二月	一、〇〇〇、〇〇〇	製粉	（袋）	六〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇

◎開原

增益通	明治四十二年十二月	二〇、〇〇〇	豆粕	（枚）	二八、〇〇〇	三六、六五七
			豆油	（斤）	一四一、〇〇〇	一九、五五二
裕祥	同　四十四年九月	六〇、〇〇〇	同粕	（ク）	二五、〇〇〇	二五、六八九
			同油	（ク）	一一九、〇〇〇	一七、三三九
禮發合	同四十四年十二月	八〇、〇〇〇	同	（ク）	一四五、〇〇〇	一八一、二〇〇
			同	（ク）	六六七、〇〇〇	九八、七一五

義順號	同四十四年十二月	二〇、〇〇〇	同	(ク)	一四一、〇〇〇	一三三、九五〇
			同	(ク)	六三四、〇〇〇	九三、六〇〇
益和湧	大正二年十二月	二〇、〇〇〇	燒酎	(升)	八七、八七七	三一、〇〇〇
上郡山煉瓦工場	同四年五月	二五〇	煉瓦	(個)	二二〇、〇〇〇	九六〇
倉岡煉瓦工場	同四年五月	四〇〇	同	(ク)	二七〇、〇〇〇	二、一六〇
孟煉瓦工場	同四年五月	二四〇	同	(ク)	二〇〇、〇〇〇	一、六〇〇
華發合	同四年八月	七〇、〇〇〇	豆粕	(枚)	二四二、〇〇〇	二六一、三六〇
			豆油	(斤)	一、〇五〇、〇〇〇	一五二、二五〇

◎長春

和發鐵工場	明治四十年十二月	二、〇六六	諸機械修理		?	六六一
猪熊鐵工所	同四十二年八月	一、五〇〇	諸機械修理		?	四、四三八
濱木活版所	同四十二月十月	二、〇〇〇	印刷物		?	一六、二三〇
工棟組煉瓦工場	同四十三年六月	二二、〇〇〇	煉瓦	(枚)	五〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇
吉長鐵工場	同四十四年十月	三、〇〇〇	諸機械修理		?	二、四六六
洪發燒鍋	大正元年十二月	四三、七五〇	燒酒	(石)	一、〇四〇	三五、〇〇〇
德豐泰油房	同二年二月	三、一五〇	豆粕	(斤)	四二、九〇〇	五、三六二
			豆油	(斤)	九、〇八五	九、三四七
滿洲製粉株式會社長春出張所	同二年六月	一、〇〇〇、〇〇〇	製粉	(袋)	八七六、〇〇〇	二、三三一、四〇〇
德泰泉燒鍋	大正三年二月	一〇〇、〇〇〇	燒酒	(石)	一、〇〇〇	三五、〇〇〇
裕昌源	同三年八月	三〇〇、〇〇〇	製粉	(袋)	一〇九、五〇〇	二九二、九五〇

萬發湧	同　三年九月	五六、〇〇〇	燒酒	(石)	一、二三〇	四二、〇九二
德盛隆	同　三年十月	二五、〇〇〇	同	(〃)	一、二三〇	四二、〇九二
北原活版所	同　三年十二月	三、〇〇〇	印刷物		?	二三、五一七
朝日鐵工場	同　四年五月	一、〇〇〇	諸機械修理		?	五、二八〇
松永製材工場	同　四年九月	三、〇〇〇	製材	(坪)	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇
吉林燐寸會社長春支店	同　四年十月	一八〇、〇〇〇	燐寸	(函)	一四、七九六	八七、二九六
昇德燒鍋	同　五年六月	五五、〇〇〇	燒酒	(石)	五五〇	一六、〇〇〇
湧發燒鍋	同　五年十月	一〇〇、〇〇〇	同	(石)	二〇	七二〇
公升燒鍋	同　五年十月	四〇、〇〇〇	同	(石)	一五	五二五

◎四平街

植木煉瓦工場	明治四十二年四月	六、〇〇〇	煉瓦	(箇)	三五〇、〇〇〇	三五、〇〇〇
德懋品油房	同　四十二年八月	二五、〇〇〇	豆粕	(枚)	七二、四九八	六八、一四八
			豆油	(斤)	一三七、三六二	一三、三五四
玉成隆油房	同四十四年十一月	六〇、〇〇〇	豆粕	(〃)	一九一、一一九	一七九、六五二
			豆油	(〃)	三二〇、二七九	六七、二五八
松茂煉瓦工場	大正　二年六月	一〇、〇〇〇	煉瓦	(箇)	四五〇、〇〇〇	四五、〇〇〇
德懋昌燒酎工場	同　二年六月	三、〇〇〇	燒酎	(斤)	一四四、〇〇〇	二〇、一六〇

◎公主嶺

濱田滿工場	明治四十三年五月	四〇〇	建築材料		?	八二五

久保田鐵工場	同四十三年六月	三〇〇	建築材料		?	三、四四五
煉瓦工場	同四十三年七月	四、〇〇〇	煉瓦	(箇)	一、〇〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
廣豐泉	大正二年十月	一〇、〇〇〇	燒酎	(斤)	一〇五、七六〇	一三、八八四
東茂泰燒鍋	同二年十月	一六、〇〇〇	同	(〃)	一六六、六四八	一八、三三二
東茂泰油房	同二年十月	三一、〇〇〇	豆粕	(枚)	四四、七〇五	四二、四七〇
			豆油	(斤)	一六〇、九〇九	三三、五三七
泰和增油房	同五年十二月	二〇、〇〇〇	同	(同)	二〇、〇〇〇	一九、〇〇〇
			同	(同)	一〇、〇〇〇	一、四〇〇

◎安東

合資會社日興油房	明治四十三年三月	八〇、〇〇〇	豆粕	(枚)	二五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
			豆油	(斤)	一、二〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
鴨綠江製材無限公司	大正四年十月	五〇〇、〇〇〇	製材	(締)	三九二、三四八	八九三、〇一六
勝武洋行精米分工場	同十年十二月	三、〇〇〇	精米	(石)	四、四八〇	一八、〇〇〇
武藤製材所	同五年四月	五、〇〇〇	製材	(締)	八、〇〇〇	四八、〇〇〇
唐津製材所	同五年七月	五、〇〇〇	同	(〃)	七、〇〇〇	四五、五〇〇
加來製材所	同五年七月	七、五〇〇	同	(〃)	一二、二四〇	七一、五〇〇
浦元製材所	同五年九月	三、〇〇〇	同	(〃)	六、〇〇〇	三九、〇〇〇
株式會社山下製材所	同五年九月	三〇、〇〇〇	同	(〃)	一八、〇〇〇	一一七、〇〇〇
吉井製材所	同五年十二月	一、五〇〇	同	(〃)	三〇〇	一、九五〇
總計(工場數 九二)		一六、七三二、五三一				二一、六六六、一一三

大正四年（同七一）	二、五九三、六七六	九、七七三、八四九
同三年（同五七）	三、六〇〇、二六九	六、三四四、七五八
同二年（同五三）	四、〇〇九、一三一	四、三八六、五一三
同元年（同四一）	二、四四八、二六五	三、六八一、三八一
明治四十四年（同四一）	二、八六八、一九七	三、四〇五、七八八

▼奉天に於ける油房

名稱	所在地	班數	碾數	槳子數
廣新泰	大東關	一	二	一〇
永泉益	同	一	三	二〇
裕泰豐	小西關	一	三	一五
天興	同	一	二	一五
廣昌福	同	一	二	一五
元亨	同	一	四	一〇
利成南	小北關	一	二	二〇
利成源	同	一	三	二〇
惠祥豐	同	一	三	二〇
滙泉長	同	一	二	三
醴泉湧	同	一	二	二〇

名稱	所在地	班數	碾數	槳子數
義盛泉	大北關	一	二	一八
源記	同	二	三	三
廣和	同	一	二	二〇
廣新增	同	一	二	一八
慶泰隆	同	一	三	一六
福聚合	小東關	一	二	一六
利興	同	一	三	二〇
利盛興	同	一	二	二〇
公興彩	同	一	三	二〇
公興北	同	一	二	一六
萬隆泉	同	一	二	二〇

廣增福	大西關	一	二	一五
永盛	同	一	二	一八
永發	同	一	三	一八
利長	同	一	二	一八
立順	同	一	二	一六
德興恒	同	一	二	一八
永豐慶	同	二	—	五八
益順厚	同	二	二	三一
德興永	同	一	一	三
立成	同	一	一	一〇
立増	同	一	一	一五
利昌慶	同	一	一	二〇
德昌	同	一	二	一三
義和源	同	二	三	—
永興海	同	一	二	—
計	（油房數三七）	四三	八〇	六六八

備考

一、一桊子より壓搾し得る粕は五枚油は二十五斤にして、之に要する大豆は奉天斗（奉天の一斗は我一斗二升に當る）九斗二升五合なり。

二、既記せし「南滿洲主要地の工場」の中には、他地方の油房を揭けしか、當地のものは之と調査の基礎を異にせしを以て、特に分離せしものとす。

▼鐵嶺に於ける油房

名稱	資本主	新法動力	資本金	職工（支那人）	種類	一日ノ産出高
廣積	金榮	新式蒸汽十六馬力	三、〇〇〇元	六〇	豆粕	五、九〇〇枚
					豆油	五、二三〇斤
源成昌	中國銀行	同	四、〇〇〇	八〇	同	五、九〇〇枚
					同	五、一三〇斤

西義順	順　西義順	石油發動機	三、〇〇〇	六〇	豆粕　一〇〇枚 豆油　五七〇斤
聚昌	大　楊	同	四、〇〇〇	六〇	同　一〇〇枚 同　五七〇斤
成聚	増　楊	同	五、〇〇〇	四〇	同　一〇〇枚 同　五七〇斤
順源	恒　張	舊式	四、〇〇〇	七〇	同　五〇枚 同　二八五斤
世義	恒　楊	同	四、五〇〇	四〇	同　五〇枚 同　二八五斤
義隆	永　義集號	同	三、〇〇〇	二五	同　五〇枚 同　二八五斤
天成	久　趙	同	二、〇〇〇	三〇	同　五〇枚 同　二八五斤
永天	生　王	同	二、〇〇〇	四〇	同　五〇枚 同　二八五斤
廣泉	生　劉	同	二、〇〇〇	七五	同　五〇枚 同　二八五斤
計（油房數一一）			三六、五〇〇		二、四〇〇枚 一三、六八〇斤

備考　既記せし「南滿洲上要地の工場」の中には、他地方の油房を揭げしか、當地のものは之と調査の基礎を異にせしを以て、特に分離せしものとす。

▼滿洲に於ける電氣事業

名　稱	所在地	設立年月	經營者
旅順水道電氣事務所	旅順乃木町	—	關東都督府民政署
大連電氣部	—	明治四十年十月	南滿洲鐵道株式會社
瓦房店電燈株式會社	瓦房店附屬地	大正三年八月	日支合辦
營口水道電氣株式會社	營口新市街	明治三十九年十一月	日支合辦

奉天電氣部	奉天附屬地	明治四十一年六月	南滿洲鐵道株式會社
奉天省電燈廠	東内外造幣廠構内	明治四十二年十月	民國政府
撫順電氣部	撫順	—	南滿洲鐵道株式會社
煙臺電氣部	煙臺	—	南滿洲鐵道株式會社
遼陽電燈公司	遼陽附屬地	明治四十五年三月	日支合辦
滿洲電氣株式會社	開原附屬地	大正三年十月	株式會社
鐵嶺電氣局	鐵嶺西内外	明治四十四年	日支合辦
安東電氣部	安東市場通	明治四十四年一月	南滿洲鐵道株式會社
長春電氣部	長春附屬地	明治四十三年二月	南滿洲鐵道株式會社
商埠電燈廠	長春	明治四十四年	商埠局
吉林永衡電燈公司	吉林新開内外	明治四十一年	永衡官帖局

備考 本事業は特種のものなりしに依り、他表より分離し一表とせり。

▼鄭家屯に於ける曹達業

名稱	資本主	資本金	職工	一年の製造高	種類 磚城	種類 面城
世德搣	張祥	15,000吊	七	四五百盒	6,000個	3,000個
永記城	永盛隆	10,000	五	七八百盒	1,150	8,000
天增成	孫老懷	25,000	三	右同	4,000	400

福德王張某	一八、〇〇〇	六	一千五百盒	一〇、〇〇〇	二、四〇〇
永成興永盛隆	一四、〇〇〇	七	一千盒	八、〇〇〇	一、八〇〇
永順長長老永	九、〇〇〇	四	二千盒	八八、〇〇〇	—
計	九一、四〇〇	四一	—	一、一七一、五〇〇	一七、二〇〇

三、北滿洲の工業

製粉業

北滿洲に於ける機械製粉の起業せられしは明治三十五年以來にして爾來幾多の變遷ありたれども、最近米國製粉の滿洲輸入杜絕及び中部支那製粉の滿洲輸入減退のため、著しく發達をなし其の生產高七百六十萬布度の巨額に上るに至りたり。其の主要原料たる小麥產額の如き東清鐵道開通以前は實に微々たるものにして、單に土人の需要を滿たすに止まりたり、卽ち千八百九十六年度の收穫は僅かに一百萬布度內外にすぎず、外國輸出は絕無の情態なりしが鐵道の敷設後、露國軍隊の需要と共に其の播種は逐年增加し、今や五千七百二十萬五千布度の多額を算するに至りたり。其の三分の一は哈爾賓及び其他の製粉所へ、其の五分の二は各

地方磨坊に消費せられ、殘餘は殆んど粒穀のまま黑龍州、後貝加爾、烏蘇里地方に輸出さるるなり。北滿產小麥中其の品質最も良好なるものは、寧古塔附近の產にして、伯都納附近の產は第二位にあり、第一松花江右岸、哈爾賓以東三姓に至る地方の產を第三位とし、綏化、巴彥縣等の產を第四位とす、今北滿洲に於ける製粉會社の一覽表を記せば左の如し。

北滿製粉會社一覽表

名稱	所在地	創立年	國籍	資本	一夜晝の生產力小麥挽碎製粉高	機數	馬力
露國製粉會社	哈爾賓	一九一一	露	五〇〇、〇〇〇留（三社計）	六、〇〇〇布度	四、二〇〇布度	一	一、二〇〇（三社計）
同	同	一九一一			八、〇〇〇	五、六〇〇	一	
同	雙城堡	一九一一	同		五、〇〇〇	三、五〇〇	一	
ドリジン製粉會社	哈爾賓	一九〇三	同	四〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇	二、四五〇	一	三五〇
イルクツスク製粉會社	同	一九〇九	同	四〇〇、〇〇〇	二、五〇〇	三、一五〇	一	三〇〇
第一滿洲製粉所	同	一九一三	同	八〇、〇〇〇	一、二〇〇	八四〇	一	三〇〇
カカツキン製粉所	同	一九一三	同	一〇〇、〇〇〇	二、二〇〇	一、五四〇	一	七〇
モスチツスキー製粉所	同	一九一三	同	一〇〇、〇〇〇	一、二〇〇	八四〇	一	八八
成泰義火礱	傳家甸	一九一三	支	三五〇、〇〇〇	二、二〇〇	一、五〇〇	一	四八

成發祥火磨	傅家甸	一九〇八	同	二〇〇、〇〇〇	一、八〇〇	一、二六〇	一	一〇〇
東亞火磨	四家子	一九一二	同	一二〇、〇〇〇	一、三〇〇	九一〇	一	八〇
北滿製粉會社	舊哈爾賓	一九一三	日	五〇〇、〇〇〇圓	四、〇〇〇	二、八〇〇	一	五〇
一面坡製粉會社	一面坡	一九〇八	露	一〇〇、〇〇〇留	三、〇〇〇	二、一〇〇	一	二三〇
恒發裕火磨	阿什坡	一九一一	支	五〇、〇〇〇	八〇〇	五六〇	一	一三五
永榮火磨	呼蘭	一九一三	同	五〇、〇〇〇	一、一〇〇	七七〇	一	―
長當火磨	當古塔	一九〇八	同	四〇、〇〇〇	七〇〇	四九〇	一	三五
孫顏鄉火磨	海林	一九一〇	同	五〇、〇〇〇	六〇〇	四二〇	一	一八
裕順和火磨	當古塔	一九〇四	同	一五〇、〇〇〇	一、八〇〇	一、二六〇	一	六三
廣元吉火磨	富拉爾吉	一九一三	同	五〇、〇〇〇	五〇〇	三五〇	一	二四
計				二、六四〇、〇〇〇圓 五〇〇、〇〇〇	四七、四〇〇	三四、五八〇		一九〇二、九八一

備考

一、露國製粉會社は拂込五十萬留にて不動產全部は之れを露亞銀行に提供し流動資金百萬留迄の借越を受く。露亞銀行は純益中より五十萬留に對する年一割を工場持主に配當し殘金を舊貸付金の回收に充つ該會社は滿洲に於ける製粉會社規模最大にして信用も亦確實である。

一、トリジン及イルクツスクの兩社は三箇年契約にて合同經營し東勝公司と稱し南北滿洲に活動し滿洲製粉界中錚々たるものである。

一、北滿製粉株式會社は北滿に於ける邦人經營に係る唯一の會社にして其製品は品質良好販路は遠く奉天、營口、大連方面に迄も及べり。
一、勞働者の數は操業の如何に依りて增減常なきも大抵少なきは三十名多きは百五十名賃銀は一日四十哥乃至一留である。
一、布度は我四貫三百六十匁一分三厘二毛强

釀造業

高粱酒　滿洲に於ける高粱酒卽ち燒酒の釀造業は油房と共に滿洲の二大工業にして其產額は八千六百六十萬斤にして千二百二十七萬元に上る、高粱酒が一般の飮料となりたるは十七世紀末にして、南支文明が漸く滿洲に移流し來り農耕の途開けてより食料に過剩を及ぼし、此に高粱酒の釀造を見るに至りたるなりといふ。今其高粱酒の釀造に就いて記さんに、其原料は其名の如く高粱にして糀の原料は大麥、小麥、小豆、黑豆、等なり、高粱は其の種類甚だ多きも普通白高粱を以つて最上とし、次に米高粱、粘着力に富む)短粒高粱あり、釀造の原料に供するは短粒高粱なり、原料の良否に就ては深き注意を拂ひ粒形大にして且つ均整なるもの、色彩は小豆色にして黑粒を混ぜざるもの、新收せるものを良しとす。磨坊にて粉碎した

る穀粉は練製工場に於て麵子の粉末少量と淸水とを加へて能く之れを練り後、之れを麵模子に容れ足にて踏み固め煉瓦形とするなり、此混合すべき麵粉及び水の量は謂ゆる秘傳と稱せらる。其の煉瓦形となしたるものは之れを製麵房に入れ、此にて三層に堆積し各一寸の間隔を保たしめ、各層內には高粱稈くものとす、而して堆積し終れば製麯房の各窓は固く密閉し室內の濕度をして麯菌の發育と共に上昇せしむ、翌日卽ち第二日には稍ゝ白色菌絲の發育を認むるに至る、依つて此際積み替へを行ひ層の上下を轉倒す、之れ溫度及び濕度を一樣ならしめ普遍的に麯菌の發育を促がすがためなり、其の第三日に至れば之れを積み替へ四層となし順次之れを繰返し、第二十四日目には八層となし、菌の發育良好にして麯子の充分に乾固するに至れば、始めて貯藏室に移して之れを貯藏す、貯藏室に在りては稍ゝ密に堆積す、斯の如くして麯子は往々十數年間貯藏するも其の効力を失はざる場合あり、貯藏中濕氣多量なる時は有黑菌發育の虞あり、又、貯藏中虫害を蒙ることあり、或は不幸にして雨漏等に遭遇する時は濕氣を得て醱酵を起し、或は腐敗する等の危險あるを以つて頗る注意を拂はるものとす。 仕込をなすには高粱を蒸すべく甑房

に於て蒸煮操作を行はる、同房には蒸溜器を備へ又冷却場をも設けらる、冷却場は叩きとなしたる土間にして甑房の三分の二を占むるを普通とす。又甑房と同一建物中に窖子房あり、高粱と麯子との混和物を納め之れを空氣に遮斷して糖化醱酵を行ふ室とす。釀造法の順序は碾碎せる高粱(約二千六百八十餘斤)を甑房に運び冷却場に撒布し適量の溫水(約我五石乃至六石)を注ぎ木鍬を以つて能く之れを混和したる後、長丘形に堆積し、其の上をアンペラにて覆ひ翌朝まで放置し翌朝に至れば之れを二甑に分ちて蒸煮するなり、蒸煮後は之れを冷却場に撒布し適當の打水をなし適溫に冷却せば之れに合計百十箇分の麯子粉を加へて能く混合し、次に窖子中に納め其の上に泥土を塗りて空氣を遮斷す。斯くて八日乃至十日を經るときは醱酵完結す、之れを醪と稱するなり、此醪に更らに新高粱(一千六百八十斤を加へ三甑に分ちて蒸煮し、其の終りたるものは之れを冷却場に撒布す、之れに(合計百四十五箇分の)麯子粉を混合し、二窖子に分ち仕込を行ひ泥土を以て覆ふこと一般の仕込に同じ、更に八日乃至十日を經て醱酵を終りたる醪を窖子中より取出し、四甑に分ちて蒸煮し他の三甑に對し(合計千四百五十六斤の)新高粱を加へて蒸

煮す、而して麯子の量は四甑に對し合計百五十個の)粉末麯子を加へて窖子に仕込むものとす、斯の如くして醪に一定の量に達するなり。次に八日乃至十日を經て醪を窖子中より取出し、五甑に分ちて蒸煮を行ひ一部は殘滓として廢棄し他の大部分には新原料を加へて再釀するものとす。

ウオートカ　ウオートカは主として露人の飮料に供せらる、其の釀造所中二三のもの設備稍〻見るに足り、啻に附近の露人に供給するのみならず、露領に密輸するもの甚だ多しといふ。ウオートカは本來、乾性壓搾母を醱酵素として大麥、馬鈴薯等より造りたる酒精を精製したるものなれども目下北滿洲にては哈爾賓なるニユーマン釀造所に於て高粱小麥、大麥等を以つて酒精を造り之れを精製し居れり、ニユーマン釀造所以外に於ては總て露人又は支那人が在來の方法により製造したる酒精或は燒酒を原料とせり。北滿洲に於て消費せらるるウオートカは一樽我六斗八合のもの約三十七萬樽にして、露本國より輸入するものは約一萬樽にすぎず、他は皆北滿洲に於て製造せらる。又、其の原料たる酒精又は燒酒の一部分は北滿洲に於て釀造せらるるも、歐露より輸入さるるもの年額十九萬樽に上ると

いふ、尙ほ前記せる三十七萬樽は實際に於て北滿洲に於て消費さるるものは十七萬樽にすぎずして、其の他二十萬樽は露領沿海州、黑龍州、後貝加爾州等に密輸さるるものとす。今左に主なるウオートカの釀造所を擧ぐれば左の如し。

所在地	經營者	造酒ノ種類
哈爾賓	ニユーマン	酒精及ウオートカ
同	カンナ	ウオートカ
同	ポポーフ	酒精
同	トールキン	ウオートカ
同	アンチパーフ	酒精
同	イザヲードスキ	ウオートカ
同	ロンドン	同
同	マラトーウイチ	同
同	ニキーチン	同
同	モロージン	同
布哈圖	マカーロフ	同
同	ナドーウスキ	同
同	マルトギン	同

所在地	經營者	造酒ノ種類
哈爾賓	チヤイコーフスキ	酒精
布哈圖	キルマーフ	同
海拉爾	サムソイウイチ	同
同	シビーノフ	同
同	ユレネーフ	同
同	アルザノーツエフ	同
同	ポポーフ	同
同	チホシローフ	同
同	アンドレーエフ	同
札蘭屯	モルダホーウイチ	ウオートカ
同	シクマン	同
札賚諾爾	ローゼンシスタイン	同
同	マンヂユリヤコンパニー	同

滿洲里	マンヂユリヤコンパニー	同	穆林	モルタホワーウイチ	酒精
同	モンゴリヤコンパニー	同	同	クリモク	同
同	ツアートリヤンツ	同	ボグラニーチナヤ	ロンドン	ウオートカ
同	オパールソン	同	同	コルサーコフ	同
穆林	ベリザーロフ	酒精	同	ルチエフ	同
同	スミルノーフ	同	同	クヅネツオーフ	同

其の他、大黑河、東安鎭、呢碼孤口、楡樹等に多數の酒精所あり。

麥酒 北滿洲に於ける麥酒釀造所は獨逸人又は露人の經營に係るもの哈爾賓に五、滿洲里に一、布哈圖に一、一面坡に一、ボクラニチナヤに一、支那人の經營に係かるもの寗古塔に一あり、其等の釀造高は一箇年約十五萬樽なるも地方の需要を充す能はざる情態なり。殊に歐洲戰亂後獨逸ビールは種切れとなりたり、從つて最近日本ビールの輸入するもの少なからざる樣見受けらる。上記の釀造所に於て其の名最も高きは一面坡に於ける露國麥酒會社にして其の年額實に十萬留に達せり。

醬油 支那式醬油卽ち淸醬は何れも劣等にして一種厭ふべき臭氣あり、最近日

本醬油の輸入額年と共に增加するを以つて支那人亦日本醬油を歡迎するに至り、北滿洲に於ける日本醬油は前途大に有望なるものあり。北滿洲に於て日本人の經營に係かる醬油釀造業は哈爾賓の加藤醬油製造公司にして、釀造石數は六百石なりとす。

製糖業

北滿洲に於て製糖業に從事しつつあるは波蘭人の合資になる阿什河製糖會社にして主として支那人向きの粉糖を製し傍ら角砂糖を造る、其の年產額は十二萬三千二百布度とす、其の一晝夜に要する甜菜は約一萬二千布度なりといふが其等の甜菜は會社の附屬地に栽培するの外、附近の農民にも其の栽培を奬勵し居れり。其の他哈爾賓の對岸に呼蘭製糖廠あり、利益多かるべき筈なるに每度損失を以て有名なり、大正六年に於ても損失小洋十六萬元と稱せらる、依つて寶廠長は吉林に赴き前後策の垂示を省長に請ひしが、大正七年に於ても營業を繼續することとなり、たり而して大正七年には左記六所に種植事務所を置くことに決し、吉黑兩省長

に申請して各縣地方官の保護を請へりといふ。

双城縣、濱江縣下田家燒鍋、呼蘭、肇東間の對靑山、肇東縣下撈洲、肇東縣下甜草崗、呼蘭縣、

製靴業

哈爾賓に於ける製靴業は歐洲戰爭開始以來大に有望となり、目下邦人の經營に係かる西製靴店一箇月の生產高は平均七百足の多量に達しつつあり、其の製靴の殆んど全部は露西亞人向にして各地より仕入に來る露國商人に賣捌かれつつあり。

燐寸製造業

北滿洲には長春に日支合辦の日淸燐寸會社あり、名は合辦なるも資本金三十萬圓、株數六千にして其の內邦人の持株は五千六百なれば殆んど邦人によりて經營さるる情態なり、同社の工場に要する職工は男三百五十人、女三十人、計三百八十人、

外に係員として日本人九名あり其の販路は長春を始めとして北は哈爾賓、農安、南は范家屯、鐵嶺、公主嶺、四平街等とす。又、吉林に吉林燐寸會社あり是れ又成績良好なりといふ。

陶器製造業

吉林縣下岔路河鎭、姜家屯、猴頭山一帶の土質は甚だ磁器の製造に適し居るも、從來之れを抛棄しありしが大正六年より支那人李某により磁器公司を設立されたり、左れど北滿洲に於て最も著名なるものは吉林の北方十三里强、烏拉街の東方七里强、北大嶺の南麓に位する缸窯とす、戸數約七百有餘、人口五千餘人、其の內、陶器製造業に從事せる戸數は三十七戸あり、大缸、盆卽ち飯鉢、菜入、洗面器、香爐等を製造す、販路は吉林全省は勿論、遠く黑龍江省並に奉天省又一部蒙古地方に及ぶ、其の起原は二百年前に在り、現在の窯數四十二にして年產額十萬元に達す、原料粘土は附近の土崗子の粘土にして一尺乃至三四尺の幅を以つて砂岩の厚層中に夾在し、略ぼ水平の隧道を穿ちて粘土の部分のみを剝取り居れり、多少鼠色を帶びたる灰色の

粘土にして粘力強く耐火度は攝氏千四百八十度あり、之れを燒けば不純物多く且つ褐色を呈する故磁器製造には面白からざるも、水甕の如き器物には非常に堅牢なるを以つて賞用せらる、製造期は二月末より十月末までに一回の工程四十餘日年七八回を通常とすといふ。

二　線香製造業

北滿洲に於ける支那線香につき長春貿易協會にて調査したるものを記せば大正四年度當地到著數量(單位噸)は左の如し

四月	二〇・一	五月	一八・五
六月	五〇・〇	七月	二五・七
八月	三〇・七	九月	七四・二
十月	三七三・二	十一月	八二二・二
十二月	七一・一	一月	六八・五
二月	六・七	三月	九・〇

計　一、五五九•九

次に當地著線香產地は奉天、遼陽、蓋平、復州、金州、臺頭營、豊臺、盧臺にして主なる仕向地は吉林、農安、寗門、石頭城子、雙城堡、綏化、呼蘭河、哈爾賓、卜奎、寧古塔、楡樹、五常、卡倫なり又當地製造業者は長春城外朱家大屯、寶泰香、同上增順香數、年前迄此外に萬源香、興發香の二戶ありしも目下閉業す、線香の製造には乾燥に多大なる地面を要するより現在の二戶も城外に於て之を營む、製造は新曆八月より十二月に至る六箇月間最も多し、蓋し當期間は雨量少なくして製造に適すると又線香の需要が支那正月に於て最も多ければなり、今當地線香製造業者二戶を見るに、寶泰香は五十餘年前開業し目下の資金官帖一萬吊にて昨五年中の製造高は草門香五千封、料門香二千封、草線香四萬五千封、料線香一萬五千封、草接半香五千封、料接半香一萬封、金定香附號八百封にして其額十二萬吊とす。增順香は三年前開業し官帖四萬吊の資本を以て昨年中の製造、高高草門香二千封、草線香二萬封、草接半香二千封にして其額五萬吊なり金定香及總て料香は製造せず而して以上兩戶共昨年は純益なかりしと云ふ。當市場に散見する線香の種類及び市價（大正六年三月末調）は左の如し。

名稱		單位	重量	價額
門香	草香	一封（總て小束五個より成る）	十二兩	九百文
	料香		十二兩	一吊二百文
線香	草香	同上	三十六兩	二吊
	料香		三十六兩	二吊五百文
接半香	草香	同上	二十八兩	一吊五八文
	料香		二十八兩	二吊三百文
金定香	正號	同上	二十六兩	六吊五百文
	附號		二十六兩	五吊

以上四種にして門香、線香、接半香は草香、料香の二つに金定香は正號、附號の二に分たる、草香は植物性下等原料を以てし料香は之れに香料薬材を加へたるものにして滿洲金定香は直隷省產にして其原料他地方のものに比し優り、香氣甚だ善く附號遼陽、蓋平、金州及當地にして品質前者よりも劣れり、右表中金定香正號以外の物は當地產の重量及價格にして地方產の物は一定せざれ共、重量價格共に概して當地產に比し小なり。次に線香の原料竝に製法に就て記さんに、草香の場合原料は左の如し。

原料名稱	門香	線香	接半香
柞木	一五〇斤	一〇〇斤	一六〇斤
楡樹皮	四五	三〇	五〇
姜黃	七	五	八

料香の場合には

原料名稱	門香	線香	金定香
柞木	一五〇斤	一〇〇斤	一四〇斤
楡樹皮	四五	三〇	四〇
姜黃	七	五	八
香料藥材	三	二五	三

にして右各種線香、一(僦)を製出するに要する配合割合なり、柞木は既に粉末となりて當地に來れども他は大抵製造の際騾、驢の力により石臼を以て粉末として用ひらる、而して一僦製出には六八を要し原料以外之等の製産費約一百吊を要し、賓泰香は四五十八、增順香は二十餘名の職工を使用す。今各種線香一僦より得る封

数を見るに次の如し。

門香	二五〇封	線香	六八封
接半香	一五〇	金定香	一五〇

は等なり。

名稱	產地	供給地	價格
柞木	山城子、安奉線	山城子、遼陽、奉天	百斤に付三十七吊
楡樹皮	吉林、安奉線	吉林	二十二吊
姜黃	南清地方	奉天	三百吊
香料葯材	多く南清各地	奉天	十斤に付百五十吊

香料、藥材とは、麝香、檀香木、白止、川兇、蘭花米、牌草、青皮、毛硃、當歸大茴、丁香、乳香、木香、云香、甘草、氷片、蘇合油の類なり、線香製造業に就ては目下當地需要線香は多く他地方より之れを仰ぎ其代賣店は大小雜貨舖大抵之を取扱ふ、即ち萬福永、同巨源、益發棧、萬發興、巨源永、協和順、東昇達、天興東、榮發長、春發盛、同義東、復興成は就中賣上多く此他は興順茂、興順號、興隆號、天合慶、同茂號、湧巨號、天益慶、萬發長、天成順、裕成號、順升

號、公升合、祥順德、玉名魁、合興號、同興隆、永衡德等の名あるものにして、凡て線香販賣を以て專業とせるものなし、近年當地線香製造は往年の如く興旺ならず製造業者の云ふ處に因るも、逐年衰境にありと、未だ其の理を深く知らず、毎年支那正月前には當地より吉黑兩省樞要の地に馬車輸送せらるるもの多く、此外東淸鐵道によりて哈爾賓地方一帶に輸送せられしもの、大正四年度に於て約百十噸ありき。

製紙業

北滿洲に於ける製紙業は南滿洲と同じく毛頭紙及び黑紙を製造しつつあり、吉林、伯都納等に於て最も盛んに製造さるるも、我が邦製紙のため壓迫されて漸く衰微の情態にあり。

獸、油製造業

附、有望なる間島の牛油牛骨

北滿洲に於ける獸骨、獸皮、獸油等大に有望を以て目せらるるも、骨粉製造をなし

つつある者なく僅かに眇たる獸皮業と獸油業とあるのみなり、其等の集散地は海拉爾齊々哈爾、哈爾賓、間島等とす、今其の間島に於ける牛油、牛骨の有望なる事業の捨てて顧みられざる情態たるを以つて、間島に於ける日本帝國領事館の調査したるものに就て記せば左の如し。

牛は牽曳力頗る強大にして丘土の耕作、急坂傾斜地の上下に適當なること到底馬の及ぶ所に非らず、當間島の如き地勢に於ては耕耘、運搬、曳車用等として農家に必要缺くべからざるものなり。當地住民は殆ど全部農民なるが右耕作用として支那人は馬を主とし牛を併用すれども全人口の三分二を占むる朝鮮人は、從來の慣習上又主として丘上傾斜地等の耕作に從事する關係上、皆牛を飼養する狀態なるを以て當地方に於ける生牛數は頗る多數なるべく想像せらる。▲牛の種類●●●當地方の牛は之れを大別して二種となすべく一を朝鮮咸鏡道產、一を支那蒙古種とす、咸鏡道產は鮮內地に於ても良種の聞え高く各地に輸出せらるるものにて體軀長大力役に堪へ殊に輓曳の用に佳なり、毛色は純赤色のもの最も多く黑白色等のものは稀なり、輓曳力は約六百支那斤なりといふ蒙古種は骨骼逞くして朝鮮牛

と相匹敵し性質温和伶悧なること亦鮮牛と相讓らずと雖、持久力は稍劣り輓曳力五百支那斤位なりといふ。▲生牛數　當間島居住者三十萬人中朝鮮人約二十萬、戸數三萬餘戸なるが朝鮮人に於ては窮民に非ざる限り、各戸殆ど一頭或は數頭の牛を有するを以て、今之れを各戸平均一頭宛と見て大差なかるべく、此數三萬頭其の他支那人中に約五千頭を有するを以て間島全體に於ては約三萬五千の生牛あるべしと信ぜらる。▲生產率　當地牛の生產率は全數の約八分にして一年三千頭内外と認めらる、然るに當方面に於ては別に生牛の增殖を目的とするものに非らず、唯農家の必須品として自家用に飼養するものなるを以て每年秋季收穫後に於ては新たに生殖したる剩餘に對する分は、悉く之れを放賣輸出し或は屠殺するの狀況なるを以て隨つて別に增加の傾向を見ず、之れ冬季農業の止みたる期間徒に餘分の生牛を飼養し置くは唯だ飼料を浪費し且つ又當方面累年頻發の牛疫に襲はれ却て煩を及ぼすこと有るを以てなる。▲賣買市場及市價　生牛の賣買は局子街、龍井村、頭道溝等の商埠地其他の部落(開拓村、七道溝、太拉子、南陽坪、湖川街、東盛湧、樺田社、銅佛寺、朝陽川)に於て每月順次開かるる一定の市日に於て行はるる

ものにして市價一頭に付十三圓より最上等五十圓に及び中等二十五、六圓なり。

▲輸出高　前述の過剰生牛は主として琿春經由露領方面へ年々輸送せらるるものにして對岸朝鮮へ輸出せらるるものも亦尠からず、今琿春及當地海關に於ける生牛輸出統計表を見るに、次の如く昨年を除きては差して多額ならざるも實際上に於ては國境地方の監視屆かざる地域にて私かに輸出するもの有るを以て、年々千頭の輸出牛ありしものと想像せらる。

尙目下牛疫流行の關係上朝鮮、地とは相互生牛交通を遮斷したる爲め、龍井村を經て朝鮮に輸出せらるるもの全く杜絶せらるるに至れり。▲屠殺數　鮮人各部落に於ては食用の爲め數家共同して屠殺分取することあれども、各商埠地に於ては牛肉商人之れを買取り屠牛場に於て屠殺す。

當龍井村の屠牛數を調査するに大正二年中百九十二頭、同三年中四百九十頭なるに、大正四年に至りては俄に激増して九百三十六頭の多數に達したり、而して一年中に於ては八月より十二月に至るの間最も多し、今間島全體に亘る一年中の屠牛數を察するに毎年平均して約千頭なるべし。▲牛疫の流行　當地方に於ては

年年牛疫の流行殆ど熄まず而して鮮人小作農に於ては畜牛は彼等資產の主要物にして耕耘開拓一に之に藉らざるは無く、又總ての運搬は鮮人獨特の牛車に依て行はるるものなるを以て、一朝牛疫の侵入に際會し其畜牛を失ふに於ては唯一の農業資本を根柢より覆滅せられ、彼等が移住の目的たる開拓も之れを行ふに由なく諸多物資運搬を司る牛車も亦之れを動かすに力なく、殆ど百事窮するに至り其農業經營上に及ほす影響蓋し鮮少ならざるなり。今從來の例に依りて之れが流行の季節を見るに、每年四五月の交融雪後農始期に起り又十月下旬に發し蔓延するを例とす、其初めて發生するは鮮人部落に於けるを常とし、交通頻繁なる地方に最も多し、之れに依りて推斷するに春季四、五月の頃は卽ち農業の開始期にして畜牛の往來頻繁を極め、又鮮人移住者が牛車に家財什器を積載して多數來往の時期たると、十月旬より十一月の頃は收穫を終り諸種の農產物盛んに鮮內地に輸出せらるるの時期にして、又此兩期に於て家畜の賣買盛に行はるるが故なるべし。牛疫發生の場合は附近村落互に相戒めて畜牛を山中又は丘陵地に隔離して豫防に努むると雖其效果大ならず、本年の如きも六月一日より八月末に至る三箇月中に

於て斃死牛百二十五頭罹疫中のもの九十二頭を見たり、右の如き狀況にして每年牛疫を以て斃死するもの平均約四百頭に達するを例とす。以上記述せしが如く輸出屠殺牛疫等の爲每年の生產高は其年に於て殆ど消失し去られ別に增加を見ざることとなるなり。牛肉の增殖策及牛肉鑵詰業に付ては敍上の如く目下當面の畜牛狀態は專ら自家用飼養の範圍にして、何等增殖の計畫を見ざれども若し畜牛增殖を奬勵し相當の販路を開くに於ては、生產率の增大期して待つべく將來當方面の輸出品として大に有望なり。又一箇年の屠牛數は千頭に達し居るが其價格一頭三十圓とするも牛額十五圓は牛皮代を以て回收せらるるを以て、牛肉は頗る廉價に販賣することを得、目下一斤僅に日貨十二錢なる狀況なるを以て當地に小規模の牛肉鑵詰業を開設するが如きは最も適當にして有望なる企業なりと信ぜらる。▲牛皮、牛骨及牛油 牛皮は屠殺後直に剝ぎ來りて鮮人等路傍に廣げ之れを乾かすを以て土砂等附著し取扱頗る粗雜なり、從來殆ど當地方にて消費し盡されたりしが、昨年來牛皮價格の暴騰に伴ひ朝鮮方面に輸出さるるに至れり、然るに目下牛疫流行の爲め朝鮮にて輸入を禁止せるより其の後は吉林方面に向つて

輸出するに至れり、目下牛皮一枚の價格は十四圓乃至二十圓なり。牛骨の用途に付ては當地鮮人等未だ之れを以て細工用又は肥料用、骨粉、骨炭等となすことを知らざるものの如く、又商人等に於ても之れに著目するものなく骨髓中の脂肪を取る爲め之れを粉碎して煮沸することある外、多くは放棄して顧みることなきの狀態なれど、將來此等の用途に付て外界の刺戟を經るに於ては右を材料とし當地に於ける製造業の開始を見るに至るべく、研究の餘地あるものと想像せらる。牛油は主に蠟燭製造用として消費せられ居るも、是亦未だ輸出せらるるの域に達せず。

鞣皮業

哈爾賓及び海拉爾に於て鞣皮業に從事する露人五六名ある外、各都市に支那人の小工場あれども其の製品は全く其の地方に消費され、生皮の最大部分は其の儘にて輸出さるるなり。

煉瓦製造業

北滿洲に於て煉瓦製造の大なるものは一日約四萬箇を製し得る哈爾賓なる露人經營の三箇の赤色煉瓦製造所とす、其の他、約六十箇所に散在する煉瓦製造所あり、何れも小規模にして一日平均五百乃至三千箇を製し得るにすぎざるなり。

硝子製造業

哈爾賓に於ける邦人經營の硝子製造業は池端硝子製造所及び中山玻璃廠なり、何れも古壜を原料とする小規模經營にして哈爾賓市內に供給するにすぎざるなり。

石鹸製造業

北滿洲に於ける石鹸製造業は哈爾賓を始め東清鐵道附屬地各所に行はれ、啻に地方の需要を充すのみならず、年々石鹸二萬八千布度內外を露領沿黑龍州地方並に南滿洲地方に輸出しつゝあり。

蠟燭製造業

蠟燭製造業は石鹼製造業と同じく哈爾賓を始め東淸鐵道附屬地各所に行はれ、啻に地方の需要を充たすのみならず、年々三萬五千布度內外を露領沿黑龍州地方並に南滿洲地方に輸出しつつあり。又、哈爾賓には邦人の經營に係る東亞洋蠟燭合資會社あり、明治四十四年五月、富田、大野兩氏の出資によりて開設されしものにして上海ライジングサン會社の原料を用ひ、一日の製造高二千斤內外なるが、其の製品は露國式のレッテルを貼付し露支人を顧客として大に發展しつつあり。

毛氈製造業

伯都納地方に於ては毛氈の製造最も盛んに行はれ何れも土人の手工になり專ら同地方に需要され他に輸出するものは甚だ稀れなり。

烏拉靴製造業

烏拉靴製造業は大小の都市に於て殆んど之れなきはなく其の產額も亦莫大なり左れど其の土地限りの需要に止まり他に輸出せざるなり。

石炭製造業

東淸鐵道二層甸子驛より小爺嶺附近に至る山間の石灰石を以つて製造する石灰の產額は頗る多く一箇月約二十五萬布度を產出すといふ。

製油業

胡麻、麻の實を原料とする製油業は各地に行はれ、多くは舊式油房にして規模小なるものなれば附近の需要を充たすにすぎざるなり。

東淸鐵道東部線に沿ふ石頭河子驛の山中にはテルペンチン製造所あり、頗る小規模にして年額テルペンチン千五百布度とタール五千布度を產するにすぎず、其の製品は全部哈爾賓なる市場に搬出さる。

樺脂の製造は東淸鐵道沿線の山中到る處に行はるれども樵夫又は農夫の副業

にして其の產額少なし。

澱粉製造業

間島　間島に於ける農產事業の發達と共に馬鈴薯の生產は漸く多く、龍井地方百四十五萬貫、頭道溝地方百七十三萬貫、局子街地方三百十萬貫、東盛湧地方百六十萬貫、銅佛寺地方百八十萬貫、甕聲拉子地方八十萬貫、其の他の地方に產するものを併すれば每年約千七百萬貫の生產あり、故に其の一半を消費するも剩餘は莫大なるものにして之れが利用は看過すべきにあらずとなし、龍井にては邦商早くも著眼し小規模の工場を設け澱粉事業を開始せり、然るに原料は潤澤なるも水質晒白に適せざるやの一失ありとし大正七年に至り試驗中なるが、粗製品を日本に輸送し精製するとするも優に利益を打算し得べしとのことにて、他に又製粉事業を兼ね澱粉事業に手を染めんとする有力者ありといふ。

長春に於ける需給　一箇年の需要高は平均、片栗粉七百箱、葛二十箱、其の他の澱粉一萬五千斤にして其の用途は片栗粉は主として製菓原料に使用し葛も亦

同じく製菓用に供するも其の幾分は共に居住民の自家用即ち其の儘砂糖と共に白湯に溶かして食用に供するなり、日本よりの輸入粉中本邦品片栗粉は種類多くあれど之れを總括すれば南部產及び北海道產の二種とす、其外大阪產あるも甚だ僅少なり葛は槪ね大和及び山城の產に係かるものとす。其の取引方法に就て記さんに片栗粉は同地方本邦雜貨店が直接原產地より買入るるもの及び大連取引先より買入るるものとあり、而して該品は大阪及び門司經由にて來るを常とす。同地方支那商店は總て同地方本邦商店より其の供給を仰ぎ直輸入するものなし。藕粉は營口經由にて來れるものにして荷爲替方法或は自家店員を直接原產地に派遣して購入するものとす。

電氣事業

哈爾賓　哈爾賓東淸鐵道附屬地內に於ける電氣事業は東淸鐵道會社、露國兵營、將校集會所、チューリン商會等の自家供給を除きては全部北滿電氣株式會社を組織すべく大正七年四月買收したるヴァルスキー氏經營のエネルギー發電所(新

市街)ミチコフ發電所(埠頭區)に於て點燈及び電力の供給を獨占し來りたるものなるが、近年露國々情の變化は此等の經營者をして彼等の名義に於て經營するの不安を感ぜしめ、之れが賣却の意圖ありしを以つて惟爾賓在住の邦人が之れを買收し日露合辦にて組織することとなりたるなり、資本金は一百二十萬圓にて半額拂込東拓會社は其の四分の一を引受けたり、今之れを兩發電所の點燈數二萬四千燈に割當つれば一燈金二十五圓に該當し、南滿洲鐵道沿線に於ける一燈金二十八圓乃至三十二三圓に比較すれば低廉なり、故に將來大に有望なるべしといふ。

海綏電燈計畫 前廣信公司李品堂は齊々哈爾電燈局が新たに發電機を購入して舊機械、二臺不用となりたるより該機を購入して海倫及び綏化口に電燈局開設を計畫し、各資本家と協議の結果資本二十萬元の株式組織となすことに大正七年四月決定したりといふ。

局子街の電燈計畫 當地方に豐富なる石炭を利用して電力を起し電燈計畫をなすことに大正六年中決定したり、其の配電區城は局子街、龍井村、頭道溝なりといふ、左れど大正七年五月までには未だ著手されず。

電燈概況　北滿洲に於ける電燈概況を記せば左の如し。

名稱	所在地	經營者	資本金	點火燈數	馬力
チユーリン商會發電所	哈爾賓新市街	露チユーリン	四八、〇〇〇	四、〇〇〇	一五〇
クライーフ發電所	同	露クライーフ	四〇、〇〇〇	二、五〇〇	二〇〇
馬家溝發電所	同	露プラルスキー	一〇、〇〇〇	八〇〇	四五
東清鐵道會社附屬發電所	同	東清鐵道會社經營	三〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	八〇〇
メルレロスーワスキー兵營附屬發電所	同	陸軍經營	一四、〇〇〇	一、二〇〇	一二〇
陸軍將校集會發電所	同	陸軍將校集會所經營	九、〇〇〇	六五〇	四五〇
ミチコフ發電所	哈爾賓埠頭區	露ミチコフ	一一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四五
燿濱電燈公司	哈爾賓傅家甸	支那官民合同經營	一六〇、〇〇〇	三、七五〇	不明
雙城電燈公司	雙城	支、株式會社	三〇、〇〇〇	一、五〇〇	同
製粉會社	呼蘭	支、張温如	—	六八〇	同
江省電燈公司	齊々哈爾	支、廣信公司	一〇〇、〇〇〇	三、六〇〇	二四〇
製粉會社	阿什河	支、武凱臣	自家専用	一〇〇	不明
麥酒會社	一面坡	露一面坡商社	同	不明	同
製粉會社	海林	支揚格鳳	同	一五〇	同
製粉會社	寧古塔	支、居蔭南	同	不明	同
黑河電燈廠	黑河	支、福增和	二〇、〇〇〇	一、〇〇〇	同

四、支那人の工場

洲内沿線以外に於ける支那人の工場につき支那官憲の統計を記せば左の如し。

A. 工場數

（職工七人以上ヲ使役スルモノ）

省別	工場數 原動力ヲ用フルモノ	工場數 原動力ヲ用ヒサルモノ	原動力 蒸汽機 機關數	原動力 蒸汽機 馬力	原動力 電機 機關數	原動力 電機 馬力	原動力 其他 機關數	原動力 其他 馬力	石炭消費額	職工數 男	職工數 女
奉天省	六五	一、〇二五	五六	八八〇	—	—	一〇	九四	三三、六〇九	三七、五六四	一二三
吉林省	七	六〇九	七	四二六	二	?	—	—	二三、一一三	八、六八四	五五
黑龍江省	—	二〇三	—	—	—	—	—	—	—	三、一六八	[illegible]八
計	七二	一、八三七	六三	一、三〇六	二	—	一〇	九四	五六、七二二	四九、四一六	一八五

右表ノ工場數及職工數ヲ工場ノ種類ニ依リテ區別スレハ左ノ如シ

工場種類別

工場種別	奉天省 工場數	奉天省 職工數	吉林省 工場數	吉林省 職工數	黑龍江省 工場數	黑龍江省 職工數	合計 工場數	合計 職工數
織　製糸業	九五	二、三〇二	—	—	—	—	九五	二、三〇二
織　織物業	五〇	一、〇二三	四	七七	—	—	五四	一、一〇〇

造工場	製綿業	四一	五三二	三〇	四〇五	—	—	七一	九二七
	成衣業	一七	一八九	二一	二七二	—	—	三八	四六一
	染坊及漂洗業	五	六八	—	—	—	—	五	六八
	計	二〇八	四、一〇四	五五	七五四	—	—	二六三	四、八五八
機械及器具工場	機器製造業	一二	一七	—	—	—	—	一二	一七
	船舶車輛製造業	二〇	三三七	二九	四二一	—	—	四九	七五八
	器具製造業	二六	四三九	—	—	一三	一二七	三九	五六六
	金屬品製造業	一六一	二、〇六四	八六	九四九	一八	一八四	二六五	三、一九七
	計	二〇九	二、八四七	一一五	一、三八〇	三一	三一一	三五五	四、五三八
化學工場	窯瓷器業	三九	四四二	三三	三八九	一四	二三二	八六	一、〇六三
	造紙業	三六	六二六	一三	二五一	八	一一八	五七	九九五
	製油及製蠟業	一二九	二、〇四八	五	五四	一八	二八〇	一五二	二、三八二
	製漆業	一	一〇	—	—	—	—	一	一〇
	火薬、マッチ業	—	—	一	四七	—	—	一	四七
	製薬業	二	一七	—	—	—	—	二	一七
	石鹸、蠟燭業	—	—	—	—	一	八	一	八
	雜業	二四	六三二	一	八	—	—	二五	六四〇
	計	二三一	三、七九五	五三	七四九	四一	六三八	三二五	五、一八二

飲食物工場	釀造業	一三三	三、一八四	二一	三、六九八	九〇	一、五八四	四三四	八、四六六
	菓子製造業	三三	三〇〇	—	—	—	—	三三	三〇〇
	罐詰、食品業	三	一一四	七	一〇四	—	—	一〇	二一八
	精米製粉業	一	一一三	一六	三〇七	一一	二四〇	二八	六九〇
	雜業	四	三一	—	—	—	—	四	三一
	計	一六三	三、五五二	二三四	四、一〇九	一〇一	一、九二四	四九八	九、五八五
雜工場	紙製品業	三	一二八	六	四九	—	—	一八	一七七
	木竹籐樓柳製品業	七〇	一、〇六四	五九	六四五	—	—	一二九	一、七〇九
	毛皮革製品業	一〇五	一、六八五	九〇	九九八	—	—	一九五	二、六八三
	玉石牙骨介角製品業	九	一〇五	—	—	一	一一	一〇	一一六
	雜業	七二	二〇、三七四	四	五五	二九	二九二	一〇五	二〇、七二一
	計	二六八	二三、三五六	一五九	一、七四七	三〇	三〇三	四五七	二五、四〇六
特別工場	電氣業	一	三三	—	—	—	—	一	三三
合計		一、〇八〇	三七、六八六	六一六	八、七三九	二〇三	三、一七六	一、八九九	四九、六〇一

B. 工產額

東三省に於ける支那工場の民國二年の工產額は四千八十七萬二千四百六十八元にして之を主なる製品每に區別すれば左の如し、但し左表の數字は職工七人以下の工場をも全部計上したるものなるを以て、製造戶數及職工數は前揭の工場表と符合せす。

イ、油類

單位（數量斤 價額元）

種類	奉天省 數量	奉天省 價額	吉林省 數量	吉林省 價額	黑龍江省 數量	黑龍江省 價額	計 數量	計 價額
豆油	二六、二三三、八六五	四、六一四、八七〇	一三、五六三、七九七	一、八〇六、三七一	八、八四三、二〇四	一、一九二、八三六	四七、六三八、八六六	七、六一四、〇七七
麻油	一、一七二、八六八	二六四、九四四	一、四九九、七四七	三九七、〇六〇	二、八五一、五九二	二七八、六〇三	五、五二四、二〇七	九四〇、六〇七
菜子油	一一、〇〇〇	二、二〇〇	一八、〇〇〇	二、四〇〇	—	—	二九、〇〇〇	四、六〇〇
桐油	九、二三〇	四、三四二	一八六	三六	—	—	九、四一六	四、三七八
棉油	九二、六五〇	一〇、四三一	—	—	—	—	九二、六五〇	一〇、四三一
其他	五九、一八八	一三、二六四	六一、七六五 三九六、一九四	二、四七二 一九六、一六〇	二三四、四〇〇	四三、六八八	三五五、三五三 三九六、一九四	二五五、五八四
計	二七、五七八、八〇一	四、九二〇、〇五一	一四、一四三、四九五 三九六、一九四	二、四〇四、四九九	一一、九一八、一九六	一、五一五、一二七	五三、六三九、四九二 三九六、一九四	八、八二九、六七七
製造戸數		七八三		七九六		三〇一		一、八八〇
職工數		四、四六〇		二、九八八		一、三七三		八、八二一

ロ、酒類

單位（數量斤 價額元）

種類	奉天省 數量	奉天省 價額	吉林省 數量	吉林省 價額	黑龍江省 數量	黑龍江省 價額	計 數量	計 價額
黃酒	五〇五、四三九	七八、七六〇	三三七、四二六	三七、五六八	八〇、八七〇	一三、六〇三	九二三、七三五	一二八、九三〇
燒酒	三五、九一三、五八五	五三二、一五二	—	—	—	—	—	—
果子酒	—	—	一、一〇〇	一、七六〇	五、三三〇	三、七六〇	一、一〇〇 五、三三〇	五、五一〇
藥酒	二三、一三一	三、七八八	二四、四八〇	一一、一八七	—	—	四六、六二一	一四、九七五

省別 種類	奉天省 數量	奉天省 價額	吉林省 數量	吉林省 價額	黑龍江省 數量	黑龍江省 價額	計 數量	計 價額
其他	五、〇〇〇	四五〇	二、五〇〇	五〇〇	八〇〇	一六、二三五	六、三〇〇	一七、一八五
計	三六、四四四、一五五	五九一、二一〇	三五、八〇九、五五四	四、九七八、六九〇	一五、三三九、一六〇 五、三三〇	二、〇九一、六〇九	八七、五八二、八六九 五、三三〇	七、六六五、五四九
製造戸數		四三〇		三〇八		五三〇		一、八六八
職工數		四、六二三		四、二七〇		一、四一八		一〇、三一一

八、澱粉類

單位（數量斤 價額元）

省別 種類	奉天省 數量	奉天省 價額	吉林省 數量	吉林省 價額	黑龍江省 數量	黑龍江省 價額	計 數量	計 價額
豆粉	五、五三四、四五五	六七二、五八八	三、七八一、四五〇	四〇八、七一八	四九八、三八〇	六六、一七五	九、八一四、一八五	一、一四七、四八一
馬鈴薯粉	二五、〇〇〇	一、五〇〇	六〇〇	一四一	五〇、〇〇〇	四、三一〇	七五、六〇〇	五、九五一
其他	七六、七〇〇	八、八八〇	一八、五三〇、七二九	八九一、五八一	五四九、六三一	六五、三七四	一九、一五七、〇六一	九六五、八三五
計	五、六三六、〇五五	六八二、九七二	二二、三一二、七七九	一、三〇〇、四四〇	一、〇四八、〇一三	一三五、八九九	二九、〇三六、八四六	二、一一九、三一一
製造戸數		八七四		七八八		一二九		一、七九一
職工數		一、八四六		二、五〇四		三六六		四、七一六

二、煙草類

單位（價額元）

省別 種類	奉天省 數量	奉天省 價額	吉林省 數量	吉林省 價額	黑龍江省 數量	黑龍江省 價額	計 數量	計 價額
紙捲煙草	二、〇〇〇	六六、二〇〇	—	—	—	—	二、〇〇〇	六六、二〇〇
旱煙	四四〇、八二三	三二、五九五	二、〇一〇、九七〇	二四九、二三九	四、一一九、八三〇	一、〇五〇、八六〇	六、五七一、六二三	一、三三二、四九四
水煙	—	—	八五、〇〇〇	一四、九九九	—	—	八五、〇〇〇	一四、九九九

種類省別	奉天省 數量	奉天省 價額	吉林省 數量	吉林省 價額	黑龍江省 數量	黑龍江省 價額	計 數量	計 價額
計	二、〇〇〇 四四〇、八一二	九八、五九五	二、〇九五、九七〇	二六四、二三八	四、二二九、八一〇	一、〇三〇、八六〇	二、〇〇〇 六、六五六、六三三	一、五九六、六九三
製造戸數		一三六		二八九		五七		四八二
職工數		三九三		五四一		一五二		一、〇八六

ホ、糖類

單位（數量斤 價額元）

省別 種類	奉天省 數量	奉天省 價額	吉林省 數量	吉林省 價額	黑龍江省 數量	黑龍江省 價額	計 數量	計 價額
氷糖	—	—	—	—	—	—	—	—
白糖	—	—	—	—	—	—	—	—
紅糖	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	一六九、五〇〇	三二、九六二	—	—	八、〇〇〇	八〇〇	一七七、五〇〇	三三、七六二
計	一六九、五〇〇	三二、九六〇	—	—	八、〇〇〇	八〇〇	一七七、五〇〇	三三、七六二
製造戸數		三〇		—		二		三二
職工數		九〇		—		五		九五

ヘ、罐詰食物類

單位（價額元）

種類省別	奉天省 數量	奉天省 價額	吉林省 數量	吉林省 價額	黑龍江省 數量	黑龍江省 價額	計 數量	計 價額
魚介類	八三五、五〇五斤	三八、五三五	二六、七六五斤	二、〇七三	—	—	八六二、二七〇斤	四〇、六〇八
肉類	一、六六六、〇二三罐	三二二、三六九	五一五、一〇二斤	九一、三四五	—	—	二、一八一、一二五罐	四〇三、七一四

種類	奉天省 數量	奉天省 價額	吉林省 數量	吉林省 價額	黑龍江省 數量	黑龍江省 價額	計 數量	計 價額
果實類	一、四五九、九〇〇斤	三九五、八八九	八八七、五七〇罐	一九三、七六七	—	—	二、三四七、四七〇罐	五八九、六五六
ビスケット類	一、八五七、〇八一斤	一一八、〇七七	三四四、三〇五斤	六八、二七一	?	一七、三〇六圓	二、二〇一、八八六斤	二〇三、六五四
其他	四五、三〇八罐	七、五五六	五四四、六〇〇罐 一四、三五〇斤	一七九、〇六二	?	一、四四八	四五、三〇八罐 五四四、六〇〇塊 一四、三五〇斤	一八八、〇六六
計	四一一五三、四八六斤 一、七二一、三三一罐	八七二、四二六	一、二七三、四九〇斤 五一五、一〇三罐 五四四、六〇〇塊	五三四、五一八	—	一八、七五四	五、四二五、九七六斤 二、三三六、四三三罐 五四四、六〇〇塊	一、四二五、六九八
製造戸數	八五二		一六八		一五		一、〇三五	
職工數	二、二三三		六七五		三一		二、九三九	

ト、雜

單位（價額元）

種類省別	奉天省 製造戸數	奉天省 職工數	奉天省 價額	吉林省 製造戸數	吉林省 職工數	吉林省 價額	黑龍江省 製造戸數	黑龍江省 職工數	黑龍江省 價額	計 製造戸數	計 職工數	計 價額
絹織物	四三	三八六	三八、七四六	五	二	二〇、五六〇	五	一〇	六、七七一	五三	四〇七	一五六、〇七七
綿織物	七三一	二、三六三	二、八二九、七五八	一四一	八二七	三〇一、八四一	五〇	二九五	六五、二四三	九二二	三、四八五	三、一九六、八四二
麻織物	—	—	—	三	二九五	九九、八九四	三五	一三四	一五、七三二	四七	四二九	一一五、六二六
毛織物	一〇一	九九七	一〇五、一三一	三七	一二五	二六、四五三	一九	一一三	四〇、〇五一	一五七	一、二三五	一七一、六三五
絹綿交織物	—	—	—	?	?	一、五一八	六	二七	六、〇七六	六	二七	七、五九四

編物類	七	三三	一〇、八七一	一四	一八	二七、二二八	三一	一三三	五七、四八四	五二	二〇三	九五、五七三
皮革類	五〇七	二、三八六	八一八、八三七	三七四	二、八九五	六三七、二三八	七六	三四八	三二八、〇五三	九五七	五、六二九	一、七九四、一一八
冠服類	六〇三	五、五六三	一、四二六、三二九	三九五	三、一七七	一、八二三、二四六	一六〇	七九七	六六八、四六二	一、一五九	九、五三七	三、九〇七、〇三七
草帽辮	九三	一五二	五、二〇六	三七	八一	四、六九八	—	—	—	一三〇	二三三	九、九〇四
蓆類	四五一	一、二六七	八七、七六一	六七	一五四	五二、四二一	—	—	—	五一八	一、四二一	一四〇、一八二
石鹸	三	七	四〇〇	二	一七	一四五、四一〇	七	一八	四、七七八	一二	四二	一五〇、五八八
蠟燭	一一五	三七九	二九〇、四三六	四六	一五五	二二五、一七七	四二	一三三	八六、二七二	二〇三	六六七	五九一、八八五
漆液	—	—	—	五	一三	一〇、七五六	—	—	—	五	一三	一〇、七五六
蠟類	一六	一九	七八一	三二	九〇	一一、一五五	—	—	—	四八	一〇九	一一、九三六
藍靛	三七六	六〇六	一四五、五二〇	一〇	一二一	四三、四五八	〇二	三九	七〇、〇〇〇	三九六	七六六	二五八、九七八
玻璃	一八	四五	一三、八九九	八	六〇	一五、六〇二	—	—	—	二六	一〇五	二九、一〇一
煉瓦	二九六	一、八七五	三四九、七〇六	一三一	八九八	二九〇、六七六	四四	七四五	二四二、七二三	四七一	三、五一八	八八三、一〇五
紙類	六五	八三九	二四二、一九七	六〇	五八五	二七〇、四八二	一九	一三一	七〇、四二四	一四四	一、五五五	五八三、一〇四
化粧品	四	〇	八四〇	—	—	—	—	—	—	四	一九	八四〇
工業用薬品	三	六	一、四六〇	—	—	—	—	—	—	三	六	一、四六〇
陶器	一六一	七二〇	一四〇、九一六	三〇	二八六	一六九、七三一	一三	七五	一一、九五〇	二〇四	一、〇八一	三二二、五九七
漆器	五四三	二、六五五	五六一、二〇一	三七三	二、四八一	八九、二八〇	一〇一	六九八	二七三、四二六	一、〇一七	五、八三四	一、七二九、九〇七
金属製器	一、八四〇	七、五四九	二、三七九、四六一	六七〇	三、三七七	一、一〇七、二〇五	二九五	一、三〇八	五七三、六五七	二、八〇五	一三、二三四	四、〇六〇、三二三

眼鏡	—	—	—	?	?	一、一四〇	—	—	—	?	?	一、一四〇
時計類	一	二	七五〇	四	一四	三、六六四	—	—	—	五	一六	四、四一四
雕琢器	七一	三六二	四九、一六一	一六	七八	一七、九三八	?	?	一四、二八六	八〇七	四四〇	八一、三七五
雜工産物	四六八	二、四一七	七四〇、〇一〇	二六	一、〇八九	二八三、〇七五	一〇一	三三一	六五、七三六	五八五	三、八三七	一、〇八六、二八一
計	六、四七七	三〇、六四八	一〇、三三九、四〇七	二、三〇五	一六、八七七	六、四六四、二四七	一、〇三四	五、三三四	三、六〇一、一三四	一〇、〇〇六	三二、八四九	一九、四〇四、三七八

五、大連の原動機關

大連市中に於ける工業用諸機關に關し都督府海務局技師鎌田豊之助氏が民政署の囑托を受けて調査せし所によれば總數三百七十一箇あり、其の內譯左の如し。

營業別	汽關	汽機	石油機關	瓦斯機關	發電機	電動機	計
セメント製造	一〇	四	—	—	四	一三	三二
油脂業	二	—	—	—	—	五	七
鐵工業	二	一	—	一	—	一八	二三
造艇業	一	—	—	—	—	二	三
骨粉業	一	—	—	—	—	六	七
氷糖業	一	一	—	—	—	一	三
バリューム製造業	一	一	—	—	—	—	二

營業別	滊關	滊機	石油機關	瓦斯機關	發電機	電動機	計
油房業	七四	一三	一五	一七	三	二七	一四九
飲料水及製氷	二	二	—	一	—	三	八
煉瓦及煉瓦業	二	一	—	一	一	—	五
製材業	一	三	—	一	—	四	九
粉條子製造業	一	—	—	一	—	二	四
製鹽業	一	—	—	一	—	—	二
製藥業	一	一	—	—	—	—	二

捕鯨業	一	二	｜	｜	｜	｜	三
油精製業	一	｜	｜	｜	｜	一	二
精穀業	｜	｜	｜	二	｜	二	四
製銅業	｜	｜	｜	｜	四	｜	四
石鹸製造	｜	｜	｜	｜	三	｜	三
金屬鍍金	｜	｜	｜	｜	二	｜	二
味噌醬油	｜	｜	｜	｜	二	｜	二
製粉業	｜	｜	｜	｜	一	｜	一
湯屋業	五	｜	一	｜	一	｜	二
製絲業	｜	｜	｜	｜	｜	一	一
製瓦業	｜	｜	｜	｜	｜	一	一
電燈製造	｜	｜	｜	｜	｜	一	一
骨石製粉	｜	｜	｜	｜	｜	一	一
澱粉業	｜	｜	｜	｜	｜	一	一
燒酎製造事業	一	｜	｜	一	｜	｜	二
新聞印刷業	｜	｜	｜	二	｜	六	一八
ソーライト	｜	｜	｜	一	｜	一	一
製氷業	｜	｜	｜	｜	二	｜	一
蒲鉾製造	｜	｜	｜	｜	一	｜	一
硝子製造	｜	｜	｜	｜	一	｜	一
皮革業	｜	｜	｜	｜	一	｜	一
銀行業	二	｜	｜	｜	｜	｜	二
呉服商	一	｜	｜	｜	｜	｜	一
豆腐業	｜	｜	｜	｜	｜	一	一
黑煙製業	｜	｜	｜	｜	｜	一	一
洗粉製造	｜	｜	｜	｜	｜	一	一
製麵業	｜	｜	｜	｜	｜	一	一
合計	一三	六九	一六	三	九	一三七	三七一

六、大連に於ける勞銀率

大連に於ける大正四年、大正五年、大正六年の比較を擧ぐれ左の如し。

	大正四年 上半（円）	大正四年 下半（円）	大正五年 上半（円）	大正五年 下半（円）	大正六年 上半（円）	大正六年 下半（円）
木工（日）	一、二〇	一、一〇	一、三〇	一、五〇	一、五〇	一、八〇
（支）	六〇	七〇	六〇	八〇	七〇	一、〇〇
煉瓦（日）	一、二〇	一、五〇	一、五〇	二、〇〇	一、八〇	二、五〇
（支）	六〇	七〇	八〇	一、〇〇	一、〇〇	一、五〇
泥工（日）	一、三〇	二、〇〇	一、五〇	二、五〇	一、八〇	三、〇〇
（支）	七〇	一、〇〇	八〇	一、三〇	一、〇〇	一、八〇
鉽力（日）	一、三〇	一、五〇	一、五〇	一、八〇	一、八〇	二、五〇
（支）	七〇	八〇	七〇	九〇	一、〇〇	一、三〇
人夫（日）	六五	七五	七〇	九〇	九〇	一、一〇
（支）	二五	二八	二八	三三	三〇	四五
石工（日）	一、一〇	一、五〇	一、三〇	一、七〇	一、五〇	二、〇〇
（支）	六〇	七〇	六〇	八〇	八〇	一、一〇
鍛冶（日）	一、三〇	一、五〇	一、五〇	一、八〇	二、〇〇	二、五〇
（支）	七〇	八〇	八〇	一、〇〇	一、〇〇	一、四〇
塗工（日）	一、二〇	一、五〇	一、三〇	一、五〇	一、五〇	一、八〇
（支）	六〇	七〇	六〇	八〇	八〇	一、二〇
鳶工（日）	九〇	一、〇〇	一、〇〇	一、一〇	一、三〇	一、五〇
（支）	四一	六〇	六〇	八〇	七〇	九〇

この賃銀割合を示せば

	日本職工 上半期（割）	日本職工 下半期（割）	支那職工 上半期（割）	支那職工 下半期（割）
木工	四、〇	五、〇	一、八	四、二
煉瓦工	二、〇	一、五	一、五	一、九
泥工	一、九	二、〇	二、三	一、三
石工	四、三	三、〇	三、〇	二、四
鍛冶工	一、八	一、五	二、三	一、四
塗工	四、〇	五、〇	三、〇	一、五

鉞力工	二、七	一、五	二、四	二、〇	鳶工	三、〇	二、〇	一、八	二、〇
人夫	二、五	三、二	五、〇	一、七					

にして最低一本三分最高五割の昂騰にして就中其昂騰率最も高きは日本木工及び日本石工及び日本塗工日本鳶工人夫等にして何れも二割以上の昂騰なり尤も支那勞働者の勞銀は銀貨暴騰の直接影響に依る事勿論なるも日本職工の賃金昂騰と共に又幾分の昂騰は免れ能はざる處なりとす其上半期に於ては下半期に比して數割方の低廉なるを通例とするは結氷期間に差迫りて各種の工業等しく急を要するの結果として勢ひ又止むを得ざるものとす以上は何れも屋外勞働者の賃金なるが屋内勞働者として時計職、裁縫職、理髮職、疊職、經師職、靴工等あるもこれ等の多くは請負にあらざれば月給にして最近殊に昂騰を示せるが如き形跡なきを以てこれを省略せり。

第六章　東蒙古の工業

東蒙古に於ける工業は全部支那の經營に係かるものにして開拓地方に限られ純蒙古地帶には蒙古人の工業なるもの見るべきなし。

釀造業　黄酒は林西、烏丹城、赤峰の西南地方等の小米(粟)の主産地に於てこれを釀造し。高粱酒は鄭家屯、開魯、奈曼旗等の高粱の主産地に於て多くこれを釀造

す。今、赤峰に於ける燒鍋の數を記さんに左の如し。

屋號	斑數	所在街	主人	在籍地	支配人
乾蔚興	三	三道街	乾元亨 蔚興永	山西	靜天甲
晋豐泰	二	三道街	陳希珍	赤峰	麗世泰
晋恒泰	二	頭道街	陳希珍	赤峰	岳萬亭
泰合隆	三	二道街	泰合昌	山西	孫僅
德慶隆	二	二道街	支棟	赤峰	白鳳鳴
泰晋豫	三	三道街	郭姓	赤峰	師慭
萬源德	二	三道街	張朝卿	赤峰	張棣
通盛遠	二	頭道街	任姓	山西	任碩世
寳泉長	二	頭道街	郭姓	平泉	喬鐘美
乾源泰	三	二道街	趙鴻喜 張振鐸	山西	任善述
德興泉	二	四道街	劉姓	山西	張洏
元隆號	二	頭道街	張子衡	赤峰	張姓
裕德隆	二	三道街	喬漢三 孔姓	赤峰	楊姓
醴泉通	二	二道街	李長庚	山西	李延傑
益盛昌	二	二道街	王景輝	赤峰	趙愷

天成泉　二　三道街・願箴言　寶砥　張殿用
復成全　二　三道街　王姓　山西　癸世齊

以上十七戶三十七斑の外に市外に約十戶の燒鍋あり、當業者の言によれば一斑一日の釀造高三百五十斤乃至三百八十斤にして一個年十萬斤なりとのことなれば三十七斑にて三百七十萬斤の產額なり。

製粉業　製粉業卽ち磨房は邊境市場に於て其の數少なからず。今赤峰に於ける磨房の情態を記さんに大小百五戶あり、其の大なるものは四斑又は五斑を有するも、半斑を有するもの亦少なからず、原料は小麥、燕麥、綠豆等にして其の小麥粉を標準としたる生產率を示せば、一日製粉量一萬五百斤にして所要の原料は二十石とす、一斑一日原料二斗より百斤を製粉し全數百五斑とす、從つて一個月作業日數を二十五日と見積り、製粉量二十六萬二千五百斤にして其の所要原料五百二十五石なり、故に一個年の所要原料七千三百石にして製粉量三百二十五萬斤となるべきなれど、前記の如く麥粉のみならず、莜麥麵、蕎麵、綠豆粉をも製造するを以つて二百五十萬斤位なるべし、同地に於ける中流以上は陸稻白麵を併食し、下流社會は

蕎麵又は粟を主食とす、同地產の製粉は建呂、朝陽等に輸出さるるなり。一斑とは麥粉は人夫一人驢二頭にして蕎麥粉は師夫一人馬一頭を以つて一斑とす。

搾油業　滿洲に於ける搾油業は概ね大豆を以て原料となせども、東蒙古地方に於ては大豆の產出少なきがため麻油を製造す、今赤峰に於けるものを記さんに現在七戶あり、大麻兒、小麻兒を原料として搾油しつつあり。大麻子兒油は三人及び八馬を以つて一斑となし、一石二斗の大麻子兒を原料とし二百四五十斤の大麻油と三十三塊の麻餠を得。小麻油は三人六馬又は八馬を以つて一斑となし、一石二斗の原料を以つて、小麻油百三四十斤及び麻餠三十三塊を得、小麻油は食料に供し大麻油は車軸用及び製革製蠟用とし、麻餠は馬糧とす、其の輸出先は北京方面最も多く、北京方より駱駝にて雜貨を輸入し來りたるものは、歸路各村落の油房を尋ね盛んに輸送し歸るといふ。

農產製造品年產額

各旗別に於ける農產物製造品の年產額左の如し。

種類／地方別	麥粉	燒酎	豆油	豆粕	豆素麵
杜爾伯特旗	五〇〇貫	一八、〇〇〇斤	三、六〇〇斤	二、二五〇貫	—貫

郭爾羅斯後旗	九〇〇	[illegible]八、〇〇〇	—	—	—
同前旗	六四、七五〇	五三、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一三一、二五〇	三、三六〇
札賚特旗	—	四〇〇	七二、〇〇〇	—	三一〇
蘇鄂公旗	二二〇	三六、〇〇〇	一、二〇〇	七五〇	—
札薩克圖旗	六、八五〇	四五、〇〇〇	三、六〇〇	二、二五〇	一、一二〇
達爾罕旗	三五、〇〇〇	一九八、〇〇〇	一七五、二〇〇	一〇九、五〇〇	六、三〇〇
博王旗	一三、〇〇〇	九〇、〇〇〇	七五、六〇〇	四七、二五〇	一、七六〇
賓圖旗	二〇〇	三六、〇〇〇	一、二〇〇	七五〇	三一〇
喇嘛王旗	—	九〇、〇〇〇	—	—	—
翁牛特左右兩翼旗	五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	五六、〇〇〇	三〇〇
敖漢旗	—	五〇、〇〇〇	—	—	—
巴林旗	五〇	五、〇〇〇	—	—	—
土默特右翼旗	二五〇	二〇、〇〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇	二五〇
同左翼旗	—	一二、〇〇〇	—	—	—
喀喇沁中旗	—	一五、〇〇〇	六、〇〇〇	三、〇〇〇	一〇〇
同右翼旗	一五〇	五、〇〇〇	—	—	—
合計	一三八、〇七〇	一、一七三、〇〇〇	四九一、四〇〇	三〇三、九〇〇	一三、九五〇

備考　本表に掲げざる各旗に於ても其存在するは明かなる事實なるも全然統計的資料を缺きしに因り之を他日に讓る。

製革業

製革業は之れを皮舖と稱し、蒙古貿易市場に存在する數甚だ多く、製革法は羊、馬、驢皮等の如き薄き者と、牛皮の如き厚き者とにより製法を異にす。

(一)黑皮舖（染皮業） 染皮法は羊皮、馬皮等を綠又は黑に染色するものにして、此種の皮は多く鞋臉又は鞋沿として支那靴の尖端又は緣に用ゐらる▼黑色染皮法は先づ毛皮に附著せる肉をば彎刀とて鎌形の刀にて削り取り、後之れを石灰水の内に浸すこと三日にて肉面を削り、棚とて乾框に張り、冬期は毛の凍れる時、夏期は其の良く乾燥せるとき、刮子と稱する毛取りにて刮毛し、水槽中に容れ置くこと二日にて之れを取出し、硝石のみを溶解せる鍋にて煮ること一時間餘の後之れを引き出し棚に張り乾燥せしめ刮毛せる部分に熱せる棉實より搾油せる黑油(一斤一角半)を塗り之れを乾して溶解せる黑松脂一斤四角を附け乾燥せば牛油を塗擦するなり▼綠色染皮法は皮に附著せる肉を削り之れを石灰水に浸し刮毛するまでは前法と同じく刮毛せる部分の乾燥せる時は、之れに黑油を塗りて晒し、後、少しく表面を削りて之れを下に火氣ある數多の小突起の銅版に載せ、鐵軸にて之れを強く壓して皮面に疙瘩を作り、之れに綠色の染料(一斤三元三角)を塗り後之れを乾

燥す。染皮は概ね夏季に行ひ冬季は甚だ少なし、而して黒色に染皮するは重に馬皮にして綠色は羊皮に多し、此種の店舖は韃皮と稱し、馬皮又は羊皮を用ひ、酒甕の口蔽皮を製造す、其製造は極めて簡單にして只、肉、毛の兩面を良く削れば可なり。

(二)細皮舖(鞣皮業) 鞣皮の方法は夏季に在りては毛皮を清水に浸すこと暫時(本地方は河水に浸す)にして後、滌湯卽ち大形缸に容れ、あるものは糯米粉一斗、粳米粉五升、皮硝卽ち硝石二十五斤を適宜の水に溶解せしものに入れ置くこと三十日餘にして(此間三股木桿にて能く攪拌す)取出し、清水にて洗滌し日光に晒すこと四日にして鏟刀と稱する大形庖丁にて皮に附著せる肉を搔き落すものなれども、冬期には先づ鏟刀にて肉面を削り之れに滌湯を塗りて晒し、後、又削り斯くして三回にて仕上ぐるものなり。 皮類の鞣は夏季盛んにして冬季は極めて少なし、鞣皮するは重に羊皮、狗皮にして狐、狸皮、狢子皮等の種類は甚だ少なし。

(三)燻皮舖 燻皮は牛皮のみに行はれ其の燻皮せる牛皮は𩍐靴靴とて支那人の苦力靴を作るに用ひらる、其の製法は先づ牛皮を清水に浸すこと十日餘にして、肉面を瀉刀にて削り、石灰水の槽に浸すこと五日餘にして毛を剃り、清水にて一日一

回宛三日間洗滌し後、燻皮灶とて燻皮臺に之れを載せ、下に乾草を焚きて之れを燻製するものにして、燻製に五日間を要し、一日約三回宛燻するものなり、而して燻せる後は刮刀にて三日間表皮を削りて之れを乾燥するものとす。

(四)白皮舖　本業は唯、牛皮のみを漂白し之れにて種々の馬車用具を製造して販賣するものにて、漂白の方法は刮毛及び削肉は前記の方法と同じく唯、硝石を多量に用ひて漂白する點のみ之れと異なる、大牛皮一枚の漂白に八日間を要すといふ。

(五)蒙古人の鞣皮　純蒙古地帶に於ける蒙古人は皮毛を自ら加工して衣裳類を作る、其の鞣皮法は至つて簡單なり、卽ち糜子の粉に鹽を混じ之れに適量の水を加へて粘り合せ、之れを皮の肉面に塗り戶外に晒すこと兩三日の後、約十日間手にて強く之れを揉み、最後に刀にて二三時間削りて仕上ぐるものとす。

製絨業　本業は之れを毡子舖と稱す、其の毛氈卽ち毡子の製法は多く羊毛を以つて製すれども、往々にして牛毛、驢毛、馬毛を混ず、其の羊毛を洗滌し棒にて打ち簀上に平等に散布し、之れを卷きて羊毛を緊縮せしめ後、之れを簀より取出して板上に於て足踏又は木槌にて毛毡に製するものとす。

製蠟業　材料は羊油及び牛油を主とし、時に大麻油を混ずることあるも其の質佳良ならず、羊油は普通羊一頭より四斤乃至五斤、牛油は牛一頭より四十斤乃至五十斤を得るとなり。

膠製造業　蒙地に於ける家畜類の四肢又は頭部等は到る處に放棄せらるるに見るも、膠製造の原料が如何に豊富なるかを知るに足るべし、唯僅かに鄭家屯に於て小規模なる斯業者あるのみ。

染物業　染物業即ち染房は輸入せし綿絲綿布を著色するものにして、其等の染房には普通染缸五箇乃至二十個を備ふ、著色は單純にして其の多く嗜好さるるものは、正藍、淺藍、魚白、綠等なり、而して染料としては藍色最も多く歐洲戰前は獨逸製藍靛を使用せり。

製紙業　製紙場は紙房と稱し、古麻を原料とせる毛頭紙を製造す、其の產地として有名なるは赤峰にして數個所の製紙場あり、其の作業能率は一日に四百枚を製造し得といふ。

木製品　車輛、机、長持樣のものを製造すれ共、技術至つて幼稚にて粗雜を極む。

杞柳製品　西遼河各支流を始め一帶に杞柳葦子の繁茂するものあれども、蒙古人は之れを燃料とするの外に利用の道を知らざれど、移住支那人の手により家具製造の原料に供せらる。

銅鐵器　各市街には鐵匠舖と稱し小規模の鐵工所あり、農具、刄物類、車輛の金具蹄鐵等を製せらる、又、多倫諾爾に於ては比較的盛大に鑄造せらるる佛像及び銅器あり。

土器製造業　土器製造場は盆窯と稱せられ、黑粘土を以つて水瓶鉢等種々の型を作り之れ乾して窯に入れ甚だしく灼熱を與へずして燒成す、窯の構造は煉瓦窯に同じ、本製造業は鄭家屯附近の地に盛んにして一竈の容量概ね缸四五十個、鉢五十套（一套は四個一組）にして一竈の製造に三日間を要すといふ。

煉瓦製造業　各市街には何れも煉瓦製造業者あり、今赤峰に於ける煉瓦、瓦製造業につき同地領事の報告を記せば左の如し。當地の家屋は概して瓦葺煉瓦造なるが之れに使用する材料は市外六七里にある六個所の製造所より供給せらる、其の一個年の製造高は煉瓦七八十萬個、瓦約五六十萬個なり。

▼煉瓦燒竈　竈瓦竈は程家二箇、賈家窰三（以上德聚窰とも稱す）各一人の經營、李家窰、二、（錦元窰とも稱す李外三名の共同、）王家窰二（三人共同）、屈家窰二（二人共同福聚窰とも稱す）樂新窰三（張、陳兩名共同）の六箇所十四竈にして其内程家窰は最も古く、約百年前の創立に係り賈家窰は六、七十年前、樂新窰は本年の開業にして其他は三年乃至十年前の開設なり、而して李家窰は本年休業せり。▲資本　資本は何れも殆ど大同小異にして一箇所に付四千吊内外とす。▲一回の製造高　燒竈は大小二形あり、大形なれば一回に付煉瓦四萬箇又煉瓦七萬箇を燒くことを得、小形にては約其半數に過ぎず、一回の燒きに六晝夜を要し最初竈内に裝置する時より煉瓦等を取出すに至るまでは約二十四日間を費す、而して竈は交代にて使用するものにして各竈は一箇年平均僅に五回の使用に過ぎずと云ふ、右は冬期間作業することと能はざると燃料は未だ石炭を使用するに至らず、又木材乏しき爲め總て高粱稈を使用するとに依るものにして、燃料は大竈にて七千束小竈にて尙六千束を要すと云ふ、燃料の相場は昨秋百束に付四吊文なりしが當地方は高粱少なき爲め平常は不足にして其價格亦甚だ高し。▼坏子　坏子卽ち未燒煉瓦の製造は二人一斑にて一日の製造高五百乃至七百箇、瓦は同じく千三百箇以外なり、之れを乾燥するには約一週間を要す。▼賃銀　使用人は窰主より食事を與へ把頭には一箇年九十吊乃至百吊を供し、常雇の煉瓦夫は一萬個に付十吊瓦夫は二萬個に付九吊を供し、臨時雇は一日僅に三、四百文を供するに過ぎず。▼相場　瓦及煉瓦は何れも多く前年に於て註文するものにして昨年註文の相場は煉瓦千個に付三十四吊（現在

我約十五圓)瓦一萬個に付七十吊文なるが、臨時買入の相場は五分內外高價なり、本年の如き水害の年は供給不足にして價格亦甚だ不廉なり、故に多數の煉瓦を要するものは、之れを前年度に於て註文するに非らざれば用を爲さず、而して今後燃料は石炭に改むること最も必要なるべし。▼瓦及煉瓦の寸法　煉瓦は厚さ二寸、幅四寸、長さ八寸にして瓦は最初圓徑六寸、高さ五五寸、厚さ五分位の圓筒形のものを造り、之れを三分又は四分したるものなり、之を葺くときは單に其一端を重ね合はすに過ぎず。▼用途　當地の家屋は多く屋根は瓦を葺き壁は煉瓦又は坏子(未燒煉瓦)を使用す煉瓦は主として周圍の腰及家屋の前面のみに使用せるものにして、若し周圍全部に煉瓦を使用するものと雖、倘單に其外面の一半のみにして裏面卽ち內部の一半は必ず坏子を使用し全部煉瓦を用ふるものなし、屋根は泥土を塗りたるもの少なからず、此等の屋根下は總べて高粱稈を用ひ瓦を葺くものは何れも細く割りたる木片を並べ其上に泥を塗り之れを乾かしたる後更に泥を塗りて瓦を置くものなり、而して棟は最初に造り上げ後ち瓦を屋根の右端より葺き始め左端に至りて終るものとす、之れ瓦質は粗製軟弱にして瓦上を歩むときは破損し易き爲なりとす、獨り瓦の粗製なるのみならず基礎工事も亦甚だ堅牢ならざる爲め、若し降雨數日に及ぶときは新築家屋と雖、倘雨漏り易く新築後兩三年を經過するときは、如何なる家屋と雖雨の漏らざる家屋絕無と云ふも過言にあらず、幸に雨季中と雖連雨少なく年中降雨の度多からず、且つ乾燥せるを以て土民は多く之れを意に介せざるものの如し。

第七章　滿蒙の商業

一　滿洲の開市場

大正四年五月の日支條約により日本臣民は南滿洲の各地に於て自由に居住來往し各種の商工業其の他の業務に從事するを得るに至りたり、從つて他の最惠國條約をなせる各國民も亦之と同等の權利を獲得するを得べく、即ち奉天省及び吉林省の南部は該條約によりて包括的に開放せられたるものと云ふべし、今支那が條約其の他により居住貿易に向つて開放されし滿洲の都市を掲ぐれば左の如し。

省名	開市場	開放事由
奉天	牛荘	一八五八年六月英清間天津條約ニヨリ一八六一年開放
	安東	一九〇三年米清條約ニヨリ開放ヲ約シ一九〇七年三月ヨリ實行ス
	大東溝	同上
	奉天	同上
	鳳凰城	明治三十八年十二月日清滿洲善後協約ニヨリ開放
	遼陽	同上
	龍井村	明治四十二年九月間島ニ關スル日清協約ニヨリ開放

省名	開市場	開放事由
奉天	新民	明治三十八年十二月日清滿洲善後協約ニヨリ
	鐵嶺	同上
	通江口	同上
	法庫門	同上
	局子街	明治四十二年九月間島ニ關スル日清協約ニヨリ
	頭道溝	同上
	百草溝	同上

省名	開市場	開放事由
吉林	吉林	明治三十八年十二月日清滿洲善後協約ニヨリ
	哈爾賓	同上
	琿春	同上
省名	開市場	開放事由
黑龍江	齊々哈爾	明治三十八年日清滿洲善後協約ニヨリ
	璦琿	同上

省名	開市場	開放事由
吉林	長春	明治三十八年十二月日清滿洲善後協約ニヨリ
	寧古塔	同上
	綏芬河	一九〇八年清國自ヲ開放ス
省名	開市場	開放事由
黑龍江	海拉爾	三十八年日清滿洲善後協約ニヨリ
	滿洲里	同上

二　滿洲の支那商店組織

滿洲の支那商店は其の組織雜多なれども普通之れを二に分かち單獨經營及び共同經營の二となすことを得るなり、其の共同營經は多けれど單獨經營は極めて僅少とす、斯の如く單獨經營僅少にして共同經營の多きは支那一般の通有性とし て官紳も勞働者も利慾觀念熾烈にして加之完全なる貯蓄機關缺乏せるがため餘財あれば比較的安全なる利殖方法の商業に投資さるるがためなり、其等の資本額は三四十萬元より四五千元とす、現在滿洲に於ける支那商店中比較的資本の充實

して大取引をなすものは山東、廣東省人最も多く、之れに次ぐは直隷、山西人の經營に係かるものとす。單獨經營謂ゆる自家營業の場合は別に記すべき程のものもなけれご、共同經營卽ち合名若しくは組合組織にして且つ其の出資の株式的なるものの一例を擧げて組織並に經營の梗概を左に紹介せんとす。

組織　資本主は之れを財東又は東家と稱し、營業支配人は之れを掌櫃的と稱す、財東と掌櫃的とは普通其の居住を異にし、店内一切の業務は悉く掌櫃的の意のまなり、從つて店員は總て其の管理監督に屬することは勿論なり。今、大店舖の開設に要する組織の一例を擧ぐれば左の如し。

財東　財東は普通商店内には居住せず。

第一掌櫃的　總辦又は頭掌櫃的ともいふ。

第二掌櫃的　副總辦又は二掌櫃的ともいふ。

以上の掌櫃的は支配人とも稱すべき事務管理者にして我國の番頭以上の權力あるものとす。

以下、三掌櫃、四掌櫃、五掌櫃的と稱す。

夥計二十三名｛內櫃的（管賬的）簿記計算　庶務係
外櫃的（管跎街的）外廻手代
欄櫃上的（管賣貨的）販賣係｝

學賣買的(學生意的)　十餘人　商業見習
大師傅(厨子)　　食事係
打更的(更夫)　　夜番

使用人の數は營業の種類によりて同一ならざれど、大商は百餘名より小商は十數名にして我國の商店に比すれば頗る店員の多きを常とす。

(一)東家　商店の主人にして又商店設立の如何によりては資本家たるものを東家と稱す。其の他股東、財東、領東とも稱するものあり。是れ其の位置の如何によりて稱呼を異にするなり。即ち股東とは株主にして公記協記即ち株式合資の商店にありては股份即ち株金を有するものの是れなり。財東とは謂ゆる資本家の意味にして單に資本を貸與するものなり。領東とは自己の名義を以つて他人の資本を使用して商賣するものをいふ。更らに其等の權限に就て言へば東家は店務一切の事總て自己の權限の下に支配し、商店の開閉も亦其の自由意思によりて決す、但し支配人なる掌櫃的に委任したる事項は干渉せざるなり。股東は決算期に於て利益の配當を受け且つ店務大體の方針を議決するに與かるも日常に於ける營業上の事務は一切關係せざるなり。財東はもと領東を信用して營業せしむる

ものなるが故に店内一切の事務は之れを領東に一任して唯其の利益分配に與かるのみ。領東の職務權限は財東との關係を見れば自ら明かなり、唯、東家の中にても公記協記によりて開始せる商業なる場合は自ら股東なると共に店内に在りて東家の位置にあるものもあり、之れとて名は矢張り東家にして營業上の事務は自己の意思によりて取計ふも多少股東より掣肘さるるは免れざる所とす。

(二)掌櫃的　財東と掌櫃的との關係は普通の雇主と雇人との關係とは大なる相違あり、卽ち財東は一個の商業に對して放資すれども營業權は擧て頭掌櫃的卽ち總辦に一任するものにして特に掌櫃より相談のありし場合は格別なれど然らざれば決して干涉せざるなり。故に掌櫃的の權力は極て重且つ大にして殆んど自家獨營の商業と異ならざるなり。故に掌櫃の良否は直に財東の榮枯盛衰に影響するを以つて其の選定には愼重の方法を執り、其の地方に於ける二三商店の舖保を要するなり、舖保とは商店が責任を負ふ所の保證にして、其の推薦人の行爲に關し無限の責任を負擔するものなり。財東は斯の如くして掌櫃を雇ふが故に之れを雇といはず請といふ、卽ち請致して其の任に當らしむる意味なり。此等の請習

慣は支那各省とも異なる所なく極めて秩序的に行はれ其の結果最も良好なり。此外、財東と掌櫃との關係は又、種々なるものあり、純然たる財東と掌櫃との關係にあるものもあれば掌櫃も亦資本の幾部分を提供するものもあり。掌櫃は毎月家の生活費として一箇年に百元内外の支給を受くるのみなるが外に利益の分配を受くるものとす、其の多寡は固より其の人の手腕によるものなり、此利益分配のことを俗に吃分子と稱す。次に二掌櫃以下は概ね頭掌櫃の任命する所にして技倆により夫々既記したるが如き階級的區分を附くるものなり。掌櫃的の財東に對する營業の決算報告は三年毎にするを普通とす。又副掌櫃的の頭掌櫃的を幇助することは我國に於ける支配人と副支配人との關係に異ならざるなり。

(三)內櫃的　帳簿を司るを本務とすれど大概、庶務、會計を兼任せり、大商店に在りては金錢、書信、若しくは營業上の事項等によりて各特別の管賬的を置けり。

(四)外櫃的　各店に少くも一二名多くは數十名を置きて常に市街を巡回して探査し、出入の貨物に注意し總ての外交的事務に當れども自ら賣買取引を決する權能を有せざるなり。唯有利の事業と見れば一々之れを掌櫃的に報告して其の指

揮に從つて行動するなり。

(五)欄櫃上的　店頭に在り來客に接し掌櫃的の命により賣買に從事するものとす。

(六)學賣買的　我邦に於ける丁稚小僧の如きものにして店內の雜役に從ひ傍ら取引の消息を見習ふものなり、其の業務に習熟するに從つて漸次陞進することは我邦の其れに同じきなり。

掌櫃的以下の雇人卽ち夥計は皆月給取りにして少なきは三、四兩、多きは十餘兩なり、之れを稱して吃勞金といふ。

營業狀態　前述せし如く店內には掌櫃的、內櫃的、外櫃的、學賣買的等あり、掌櫃的は店務の全般を主掌し、內櫃的は會計文書の往復其他の庶務を掌り、外櫃的は終日市場を奔走して賣買の契約、貨物の取引概數、其の他市場一般の商況を觀察報告し欄櫃上的及び學賣買的は店頭に在りて物品の賣買を手傳ひ若くは雜務に服するものなるが、商家の店頭には欄櫃(高さ四尺幅二尺許の臺にて我が帳場格子樣のもの又雜貨店にては櫃上に商品を陳列せり)といふものあり、掌櫃的とか內外櫃とか

の名稱は之れより由來せしものなり。商店は黄昏時の點燈と同時に店先を閉ぢ夜間の賣買をなさざる習慣なれども近來多數邦人の入り込たるため鐵道沿線の大市街にては夜間も尙ほ開店するものあり、多くは舶來雜貨店とす、又、大小各商店とも一切女子を使用せざるなり各商家は陰曆十二月三十日より全市戸を閉ぢて休業し翌年正月五日に至る六日間は全然取引を停止し、六日より漸く開店すれども之れとて十五日卽ち元宵節までは僅かに午前半日ぐらゐにて十六日より始めて平常に復し營業をなす、尤も近來に至り十二月三十日の日は尙ほ營業するものあるを往々にして見受くるなり。商家の休日は以上の外、五月五日の端陽節、八月十五日の中秋節の兩度は半日づつ休業す、唯、藥舖は四月二十八日の藥王祭日に戸を閉ぢずして休業し、一日宴飮流遊す。染物屋は九月九日の重陽節には祭缸と稱して終日宴飮し。燒鍋は三伏の暑中に至りて三四週間の休業をなす。

出資及び決算　出資の方法に二あり、其の一は現金を拂込むものにして股又は錢股と稱し、他の一は身股と稱し、使用人が勞力を提供するものなり、股份の數は一定せざれども十股内外を普通とし、一股の金額は一萬吊文以内のもの多し、又身股は

店員の資格により高低ありて同じからず。決算期は三年又は五年を以つて一期とすれど普通多くは三年とす、其の小資本のものは一年一回にして陰暦十二月三十日より正月六日までに之れをなす、故に決算期は普通三年目なるが此の清單賬により最後の決算をなし、始めて利益配當をなすものとす、此決算を指して算賬と稱す。

利益分配は議單(定款の如きもの)によりてするものにして、各商店によりて異なれど多くは財東(資本主)六分、雇傭人四分位の割合とす。

以上の如く商店の決算は三年一回なれど毎年末には掌櫃的以下の店員に勞銀と稱して我國の賞與金の如きものを給與す、其の額は大掌櫃的六百元、第二掌櫃的三百元、以下の店員は二百三四十元より二十元までとす、左れど小商店は毎年末に決算するを以つて此の勞銀なるものを給與せざるなり。大商店の三年目の決算には業務に精勵したるものは身分を昇進せしむる外に算賬を給與され、其の金額は大概、夥計百元より五十元ぐらゐまで、又、學賣買的は二十元位とす。

商務會 現在各主要都市には我邦の商業會議所の如き機關あり、民國に至り商

會條例發布せられてよりは商會と稱するものあれど、尙ほ舊のまま商務總會と稱し商務分會と稱す、其の勢力は寧ろ官憲以上にして、若し或る商店が債務者にして其の辨濟の義務を怠り、又は履行せざる場合には同會の決議によりて會員中より除名さる、其の一囘除名されたるものは再び其の地方に於て商取引をなすを得ざるなり、相互間の制裁斯の如くなるを以つて其の信用を重んじ、資本の大小により取引の確實を期しつつあるは寧ろ吾人の意外とする所なり。

商業帳簿　商業帳簿は滿洲各地共頗る整頓せり、左れど商店により其の種類を異にし且つ同種類のものも其の名稱を異にするもの少なからざるなり、左に其の、主なるものを記さん。

(一)逐日行市　商業上の事項總てを記すものにして我が日記帳の如きものなり、(二)往復　元帳ともいふべきものにして其の記入は取引先各戶の口座を設け各貸借關係を明かにするものなり(三)暫記　覺帳の如きものにして委託販賣、貨物買付委託貨物、積送商品其の他、當該商店に於ける營業上直接の損益を生ぜぬものを記入するものにして言はば補助帳と見るべきものなり、(四)總記　日日商買取引の損

益計算を其の日の終りに明細に記入するものにして、其の商店が各戶に對する貸借勘定は勿論、貨物の買入れ賣上より手數料、利子の支拂、收入等に至るまで總て取引に關する事項を詳細に記入すると共に、營業進行上の損益勘定をも並記するものにして支那商人のためには唯一の主要簿とす、(五)總清　は每決算期の終りに總記より其のまま清寫したるものにして全く總記と同樣なり、支那商人が總記は日日に記入するものなれば亂寫を免れざるを以つて帳簿保存の必要上より斯の如く清寫するものとす。

以上は支那商店に於て使用する帳簿の種類にして其の記入法は總て單記式なり、我邦從來の商人が使用したるものと其の組織略〻同一なり。以上の外、左の補助簿あり。

(一)公用　每日賄方の費用及び營業費を記すもの、(二)銀錢帳　日日金錢の出納を記入するもの、(三)進貨帳　商品賣買帳にして仕入賣上を記入するものとす。

三　滿洲の商取引慣習

……畜產物取引……

畜產物取引業者には牛馬店、皮窩(皮毛卸商)跑馬街(牛馬子とも呼び家畜取引の仲立人)あり、今左に少しく說明せん。

家畜取引　今、洮南市場に於けるものと黑龍江省昂々溪等に於けるものを略述せんに、取引仲介者たるものには每年蒙古內地へ出挨子とて數斑の行商人を派遣して盛んに蒙古人と交易したる家畜の所有者以外に每年出挨する跑馬街あり、年々時期により其の一部を市場に出す。牛馬の格付は(一)牛　の格付は重に肉量の多少を以つす、故に本地方に於て何百斤牛と呼ぶは牛の全體量にあらずして單に肉量を指せるのみなり、而して肉量の稱呼にも奇數字を呼ばざること及び十以下の端數を附せざる慣習あり、即ち二百二十斤二百四十斤、と稱ぶも二百三十斤、二百四十五斤等と稱せざるが如し、又、牛の價格は牛肉一斤の市中小賣相場を基準として見積るものとして其の相場は常に小洋十四五錢乃至二十錢餘なり、而して洮南

附近に來集する牛の肉量は前記の如くにして骨量は其の約一割二分、皮は一割五分に當り生皮乾燥せば原量の約三分の一に減量するものなりといふ。(二)馬の格付は姿勢、骨格、毛質其の他種々の點を檢するも先づ齒を見て年齡を數へ之れを格付の基礎とす、而して年齡の稱呼も我國と異り二三歳乃至四五歳の差あるも皆同一の稱呼を以つてす、次に家畜取引中、當業者は價格等につき決して其の數額を口にせずして皆袖裡に相手の指を握りて之れを表はす慣習あり、今其の符牒を示せば左の如し。

一の數　拇指を握る　二の數　食、中二指を共に握る　三の數　食、中、無名の三指を握る　四の數　拇指外の四指を握る　五の數　五指を共に握る

六の數　拇指外の四指を曲げて相手の四指を引き掻く如くに配す　七の數　拇、食、中の三指を共に握る　八の數　拇食の二指を相手の拇食二指の間に制入れて開く　九の數　食指を曲げて相手の食指に掛く　十、百、千、萬の各數位は以上の例に準ずるものとす。

(三)代金支拂　本地方にて牛馬取引は(家畜引渡場所は洮南市場附近)現金取引に

して、手附金制度即ち半金若しくは三分の一のもの然らざるものとありて其の比、二と八との割合なり、而して延取引の制度は只黒龍江省方面に於て稀れに之れを見るのみ、(四)相場建　牛は銀兩若しくは小洋錢(黒龍江省地方は一布度約二十八斤餘に付露貨建なり)馬其の他は小洋錢建なり(蒙古内地は銀兩建多し)、(五)口錢　家畜取引の口錢は店用と稱し洮南市場にては前年來悉く小洋錢に改定せり、即ち左の如し。

牛、馬、騾(一頭に付)	賣買兩主	各小洋四十錢宛
羊　(一頭に付)	同	同　五錢宛
驢　(一頭に付)	同	同　二十錢宛

黒龍江省昂々溪にては牛、馬、騾の取引口錢各一頭に付露貨五十錢、羊は同二十錢なり、(六)税金　家畜の取引行はれたる時は賣買兩主に於て納税の義務ありて其の税率は洮南(奉天省)は從價五分五厘、昂々溪にては五分一厘、長嶺縣(吉林省)は三分なり。

皮毛取引　皮毛類取扱商は概ね毎年蒙古内地に行商班を派遣し、蒙古人と交易

して携行し來れる皮毛若くは遠隔の蒙古人の來市せる時は之と交易(蒙古人多く銀兩にて評價す)せるものを卸賣するも時に近村より來集するものを大口に仕入るることなきに非ず此際は都て現金(悉く小洋建)にて買入るるは皮窩子と同じ又洮南市場に於ける皮毛需要者の主なる者即ち毡帽舖(毛敷物、毛靴下、毛帽等を作る)鞍轡舖(馬具製造)熕皮舖(牛皮鞣)等は主として皮毛卸商又は皮窩子より仕入るるものにして現金取引の外半月乃至一個月の延取引行はれ、皮窩子の前記卸商より仕入る時亦同じ、稅金　洮南市場にて移出向と見做さるる品に加工せんとして毛皮を買入るる際は出產稅(正稅從價一分五厘と副捐一厘五毛)と銷場稅(正稅二分副捐一厘)即ち三分七厘五毛の稅捐を納付するを要すべく加工せずして移出の爲買入るる際は單に出產稅のみを納付すれば可なり、又加工しても移出向と認められざる品とせる時若くは移出の目的なくして買入れたる際は課稅を免るべし、皮販子、洮南市場にて皮類の取引仲立を營む者を皮販子と呼び其數約五十餘人あり彼等は賣手たる蒙古人若くは支那人と買手たる支那商賈との間に立ちて取引の鞘取を爲すものにして愚昧なる蒙古人を飜弄して不當の暴利を貪るもの少なからざ

るなり。洮南に於ける各皮窩子は何れも奉天市場に取引店を有し之れに委託して皮毛を販賣するものにして該地に於ける其の取引店の重なるものは公合店慶祥店の二舗とす、而して皮窩子は時に店員を派して取引店内に寓居せしめ、取引の監督に任ずるものにして委託販賣の口錢即ち店用は二分なり、又賣上代金は偶、奉天より爲替にて受入るるものあれども多くは雜貨等の仕入を行ふものとす。

山貨の取引

西豐縣に於ける山貨の取引は、山貨店に於て爲さるるものあれども此地の山貨店は概ね小店にして多くは糧棧の手を經るものとす此、地の山貨産出額は甚だ多からず糧棧中にても山貨を取扱ふものは二三家に過ぎず、山貨は貨主自身問屋に寄寓して販賣するものあれども、單に貨物のみを問屋に送り委託販賣を爲すもの尠からず、問屋手數料左の如し。

賣買手數料	從價百分の三	賣買兩主負擔
車　底	一車六吊	買主負擔

布疋及び雜貨の取引

西豐縣に於ける大雜貨舖は凡て鐵道沿線と直接取引し小雜貨舖及村落の雜貨舖は問屋の手を經るものなり、又布疋雜貨の取引は凡て現金取引にして偶〻勘定あれども十日を過ぐるものは稀なり、其の問屋の手數料及諸掛左の如し。

賣買手數料(公定相場ナシ)	從價百分ノ二乃至三	賣買兩主負擔
車底	一車 三角	買主負擔
倉敷料	一件(百二十斤) 一角	

次に東淸鐵道沿線に於ける布疋及び雜貨の取引を記さんに本地方に於ては主として營口、大連より仕向けらるるものにして仲次地として長春を以てす、而して近來東淸沿線各地の發達せしにより本邦輸入商の各地に出張所を設くるに至り是等と直接取引するも未だ其多くは長春又は營口其他吉林、哈爾賓に連號を有するものにありては連號の手を介し又店員を是等の地に派遣して取引をなすもの多く、而して、本地方の如く金融機關の完備せざる地に於ては爲替取引は困難にし

て決裁には現金輸送又は其他過爐銀の方法によらざるべからず、概ね現金輸送による場合にはAとBとの間に於てAがBに債權を有する場合A又乙地のCに債務を負ふ場合にはBとCとの間に決裁せられてAとBとの間の清算を完了する如き過爐銀の方法をとる、又取引に於て延取引の場合にては概ね五月節、八月節、遼節(十二月節以上何レモ舊暦ニヨル)に於て清算し決算するを普通とす、又使用貨幣は本地方商人間に於ては吉林官帖を以て建てとするも本省以外の營口、大連等との商人間との取引は小洋を以てし、又外商との直接取引に於ては主として露貨を以て取引の建となすなり。

穀物取引

現物取引　穀物取引を分つて現物先物の二種となす現物取引とは賣買契約成立と同時に對價を先方より受取り物品を引渡し、又、先物取引とは一個月或は二三個月の先物を契約し期限に至り受渡を爲すものを云ふ、滿洲に於ても他地方と同じく現物先物の取引行はれ、各糧市日日旺盛を極む、茲に先づ現物取引の狀態を述

べ項を追ふて先物取引糧市制度等に付き記する所あるべし。
穀物取引に使用する貨幣は小銀貨、過爐銀、銀票、官帖、露貨、鈔票、日本銀行兌換券等にして大連は鈔票、兌換券、小銀貨等通用せらる營口は過爐銀、小銀貨、銀票等を併用す、右營口以外南遼陽方面より北昌圖地方に至る奉天省管内は總て銀票にして小銀貨、日本貨幣も亦使用せらる、而して公主嶺、長春及吉林方面は官帖本位にして之に小銀貨、日本貨幣あり、又、哈爾賓は羌帖(露貨)を第一に小銀貨、官帖の補助流通に依るものの如し、其他安奉線一帶は奉天と同じく銀票本位なるも單に安東縣に於ては韓國銀行發行の兌換券多く行はれつつあり、右貨幣中紙幣は奉天の官銀號、交通銀行、中國銀行等の銀票又官帖は吉林永衡官帖局發行のそれと齊齊哈爾廣信公司發行のものの二種なり其他日本銀行兌換券、正金銀行の鈔票及金票等なり南滿洲に於ては我貨幣は最も信用あり北滿洲には從來露貨の勢力極めて大なり、近時暴落の爲め多少影響したる觀ありしも、其根柢淺からず殊に外國貿易漸く開け取引愈、頻繁なるに際し、今後日露兩國の貨幣の行はるる區域は益、擴大となるは想像に難からざる所なり。

穀物取引の建値は鈔票（日銀）吊文、小銀貨等なり大連は取引所設立以前にありては小銀貨建なりしも今日は鈔票建とす、營口は河俥豆、火車豆共に過爐銀建にして其他鐵道沿線の各重要地に至りては銀票建、吊文建にして又哈爾賓は羌帖建なり、而して相場の標準は石建、斗建、斤建等ありと雖ども大連を除くの外は多く前二者に屬し哈爾賓は一布度建なりとす、以上の如く區々相異する所あるも將來外國貿易の發展に伴ひ斤量を一定する必要より今日の如き各地各樣なる不正確の度量衡に依る取引の習慣を打破するの機會は早晩到來すべきものと信ず。

取引は現品と見本とに依り契約する習慣なりと雖ども大取引は概して見本契約に依るものとす、殊に歐洲行大豆の如きは悉く見本に依りて賣買せらる、元來見本と現品に差異ある場合は相互割引協定の契約あるにも拘らず、昨年の如きは品質劣等のものと雖ども殆ど無事に取引を完了せられたり、是れ全く歐洲に於ける需要の夥多なるに職由せずんばあらず、又、歐洲に於ては滿洲大豆の種類を鐵嶺豆と哈爾賓との二種に區別し所謂南滿産は前者に屬し哈爾賓産は北滿豆と稱す、鐵嶺豆は哈爾賓豆に比し常に一割内外の高價に取引せらるると云ふ、併し滿洲内地に

於ては大豆の取引は品質に依り多少の等差を付するも產地に依り價格高低の標準は之れなく要するに現今は南滿產も北滿豆も品質如何を前提にし取引するものの如し、但し河俥豆は集市豆又は大車豆とに對し從來の慣習其等差ありと云ふ。

河俥　河俥とは水運に依りて來集する貨物の稱にして、大豆は之を河俥豆と云ふ、河俥豆の取引最も盛なるは營口にして安東縣、鐵嶺、通江口、三江口等之に亞ぐ、今營口に於ける河俥豆の發達したる起源を調査するに元來營口に輸入する雜貨其他の貨物は多く水運に依り遼河河岸の各地に輸送分配せらるる習慣ありて其復航として低廉なる賃銀を以て大豆其他雜糧を積載し、又、遼河上流沿岸各地よりは大豆雜糧運搬の復航として雜貨其他の貨物を載せ歸り、之を各地に分配し年々歳歳之を繰返して繼續數十年の今日に至り其根柢たるや實に深し、然るに一朝南滿鐵道敷設せられ、新に大連市場開かれたる以來、遼河を上下したる萬數千の槽船、牛船は今や漸く五千隻に減じ逐次減少するの趨勢を呈せり、是れ實に河運業に對し注目すべき現象なりと云ふべし、然れども由來營口は遼河沿岸の各都市との商取引關係は一朝一夕のものにあらず、根柢も亦相當淺からざれば現狀は必ず維持せらる

付せらるる曉には衰運挽回必ず期待すべきに於てをや、河佣豆は概して多量の水分を含み品質稍、劣れり、是れ一は長き船運中雨に打たれ自然水分を含むと又船中に於て數量を增加する爲め故意に撒水する惡手段に出づるものあり、從て其價格も他の大豆に比し幾分か低廉なり其撒水に依り增加する分量は平均五十石に付き約一石の割合なりと云ふ、此撒水の外尚一の弊害は賣買契約成立後船中に於て見本と現品を竊に變換し劣等品を以て供給することあり、其他需給の關係價格の高低等に依り種々口實を設け賣買成立後に於て賣買兩者間に受渡を拒絕すること往々之れあり、要するに營口の如きは商業發達したると同時に弊害も亦相伴ふて多きが如し。

本項を終るに臨み河佣豆を運送する船店營業の槪略を述ぶべし、船店を開業せんとするときは遼河沿岸に於ては奉天將軍衙門に出願し店票(鑑札)を受くるものとす、店票に二種あり一は店票下付の料銀として一千二百兩を納付し(票面に官秤一桿を領するの字あり)其賣買する所の貨物は總て自店に於て該官秤を以て計量し然る後其秤量を官に報告して納稅の手續をなす、特權を有するものの一は店票下付

の料銀八百兩を納付し、賣買の貨物は一切其土地の官秤を以て計量するものとし前者の如く自ら之を計量することを得ず(計量の際は斗秤稅局に屆出で局員の立會するものとす)開店後は客の依賴に應じて船舶の雇入、貨物の輸送揚卸、及賣買の紹介、納稅の手續其他一切の事項を代辦す、貨物の紛失、損害等ありたるときは船店は荷主に對し之れが辨償の責に任ずるものなりと雖ども、船店は復々之を船主に向て遞次負擔せしむ、故に船主が船店に雇入らるる場合には普通遼河の解氷期に至れば船主は船店に通報し確實なる保證人を立て、然る後其契約を爲す習慣なりとす、船店は概して雜穀問屋又は輸出入貨物の卸賣或は依託販賣を兼業す、是れ賣買雙方の紹介上大に便益あるを以てなり、船舶には糧行の所有に屬するものと、自己が所有して運送に從事するものと、又、唯船舶を所有して他に賃貸するものとの三種類ありと雖ども、何れも船店の手を經て營業せざるものなしと云ふ、今穀物輸出に付船店の收入及荷主船主の支出費は概して左の如し

荷主の支出額

項目	錢額	圓銀換算
學堂費	十吊〇〇八	一圓八十錢

船主の支出額

項目	錢額	圓銀換算
公稅	四十吊文	五圓五十錢

斗捐錢	二十五吊二百文	三圓五十錢
辛力錢	五十吊四百文	七圓
圀錢	五十吊四百文	七圓
發給船戸米	二斗	約二圓
公税	二十一吊六百文	三圓
合計		廿三圓九十錢

五囡税	五百八文	七錢
小費税	九吊文	一圓七十五錢
辛力錢	五十吊四百文	七圓
一隻船頭錢	五吊九百文	一圓十錢
同地舗錢	一吊八百文	二十六錢
合計		十五圓十八錢

總合計銀三十九圓〇八錢

右表中船店の收入に屬するものは圀錢及辛力錢(荷主船主共)にして又斗捐錢三圓五十錢の內五十錢は船店の小番頭等の所得に充つるものなりとす。

▼集市載●集市載とは冬春結氷の時期に於て車馬の便に依り運搬し來りたる穀物に對し市場を開き賣買するものを云ふ、滿洲到處穀物賣買にして最も盛なるは卽ち此の集市載なり、每年十一月より翌年三月迄を其賣買の最全盛期間とす、鐵嶺、開原に於ては附屬地は城北藥王廟の前庭、新民府は市街の東端、營口は東北門外、錦州は東關西關(東門外、西門外)二個所に於て每朝未明又は午後に開市す、新民府に於ては嘗て糧行及糧車店等の取引に從事する者協議して各自資金の大小に應じ、年額一千二百吊文を支出し、一の家屋を賃借し屋內に卓子、擡子(椅子、テーブル)を備へ

二三の使用人を置き取引所樣の設備を爲し一時取引を爲したることあるも、今日は全く廢止せり、其他の市場は多くは廟內又は路傍に於て之を行ふに過ぎず此市場卽ち糧市に付ては各地各樣の規定を設け取引をなすと雖も糧市の存在する市邑にありては穀物の賣買は全く糧市に於て之を行ふ慣習にして、糧市以外にて密かに賣買契約を爲すことを得ず、違ふ者には往々制裁を加ふる地方あり左記營口市場規約の如きは一の市場取締法に過ぎざるが如しと雖ども亦以て其一斑を知るに足るべし、揭げて參考に資す。

營口市場規約

一、購買者は界石を以て標準とし之を超ゆべからず若し界を超えて糧を買受け數字を變更したるものは罰錢一百吊を徵收す界を超えて薪材を買ひたるものは罰錢三十吊を徵す。

一、穀物薪材を買ふものは車を待ち之を買ふべし漫りに界を超え自ら卸すことを許さず違ふ者は罰錢三十吊を徵す。

一、穀物薪材等を賣買するに車上に數字を變更し轉賣することを許さず違ふ者は罰錢十四吊を徵す、

一、穀物薪材等を買受けたるものは其價を增して其馬車にて運搬せしむべからず是れ大衆の義氣を失ふを恐るればなり各自之を體して遵守すべし若し奸猾にして車に

付き私利を營み規約に違はざる者は罰錢三十吊を徵し假借することなし。

宣統元年九月　東西營口衆商人決議

集市倆の賣買方法は馬車を以て直に糧市に運搬し來る穀物の現品を見て賣買を爲す土地と馬車を以て運搬し來る穀物を一旦糧車店に卸し糧車店又たは經紀(仲買人)の手を經て見本を糧市に提供し賣買を爲す土地とあり、所謂直取引と依託賣買との區別なり、前者は營口、安東縣等に行はれ、後者は新民府、鐵嶺、開原及び錦州方面に行はるゝ慣習にして要するに滿洲全體に渉りては後者に屬する賣買方法最も多し前者の場合に於ては賣買成立したるときは買主卽ち糧行は自己の屋號を印せる證票に賣買價格を記し、之れを賣主卽ち馬車屋に交付すれば賣主は直ちに馬車を驅りて其糧行に至り計量して現物と引換に代價を受取るものとす、後者の糧車店と稱するものは元來馬車宿なれども單に人馬を宿泊せしむるを營業とするのみにあらず、客に代りて馬車の雇入れ又たは各地より運搬し來る穀物の代理賣買をなすものなり、蓋し糧車店の發達したる起源は車戶(車戶とは馬車にて穀物を運搬し來る貨主を云ふ)が遠隔の地より穀物を運搬し來り自ら買主を求めて

取引を爲すは事實に於て甚だ困難なるを以て自己が宿泊し居る馬車宿へ依託して販賣したるより胚胎したるものにして遂に今日に至りては此集市佈は必ず糧車店に託する一定の常習慣となれり、糧車店が車戸の運搬し來る穀物の見本を携帶して糧市に行き買手を求めて賣買契約を爲す、又、經紀なるものありて日々糧行及び糧車店を訪問して穀物の賣買を周旋す、但し車戸は任意に直接經紀に賣買を依賴することを得ざる習慣なり、而して既に賣買の契約成立すれば車戸の現品を買手の許に運搬し代價と引換に現品を交付するものとす、經紀の口錢は一斗に付一成錢とす、該口錢は糧車店より依賴したるときは同店の負擔とし車戸は全然關係せず、車戸が糧車店に宿泊する其の宿料は一日銀五十錢馬糧は車戸に於て任意購買するものとす糧車店の口錢は粗糧(元豆、黑豆、高粱、大麥等)一斗に付三成、細糧(粳米、稗、米、粟、綠豆、小麥等)一斗に付六成―尤も錦州にては四成なり、又油糧(芝蔴、蘇子、蔴子等)一斗に付八成にして其他槓用(運搬人足賃)一斗に付二成乃至三成を車戸より支拂ふものとす(一成は一吊文の百分の一にして例へば二成は銅錢三枚、三成は同五枚に當るが如し)尙參考の爲め左に新民府に於ける糧車店の同業組合規約を揭

ぐ。

糧車店同業組合規約

啓者同業者公同して規約を決議す凡そ車戸の店に入りて穀物を販賣する者に對しては店員及槽道(槽道とは馬を餧ふ器にして石又は木にて作りたる流し樣のもの)等の設備周到にして旅客の便利を旨とす室內は店員をして萬事整理せしめ穀物の販賣に關しては店主穀物の見本に依り價格を定め決して時價と違ふことなく公平に取引す車戸が穀物を販賣して買主に引渡しするときは當店に於て勘定をなし同時に店主は一斗に付三成の口錢を申受け其他決して格外の口錢を請求することをなさず但し油糧は一斗に付八成細糧は同じく六成を申受くるものとす食料は總て一日銀五十錢とするも物價騰貴の際は隨て各種食物の値上をなすことあり是れ相互顧ふ所にして店主に於ても敢て不當の利益を獲んとするものにあらず若し車戸が店內に投宿しながら自ら外出して穀物を販賣し店の信用を毀損することありたるときは取調の上重罰して貸さず若又車店に於て穀物の上等品を以て低賣したるときは啻に車戸の同意せざるのみならず同業者に於ても制裁を加ふるものとす凡そ各店にて各種の穀物を規約に違反して取扱ひたることを發見したるときは罰銀二百吊文を科し之を公用費に當て決して姑寬せず云々。集市儈の計量方法は營口に於ては賣主たる馬車屋之を計量し新民府、鐵嶺其他の地方は總て官斗經紀なる者之を行ふ習慣にして一斗を計量するときは七八合若くは一割の計り出しあるを以て普通なりと云ふ元來滿洲は啻に斗桝の

不正確なるのみならず計量の方法も亦頗る不完全にして既に滿洲大豆に關する調査書中にも述べたるが如く賣買兩者の各住居地に依り其の計量の方法を異にし例へば糧行が買入のときは所謂買升(官斗)と唱へて尖斗(山盛りして量るを云ふ)計量の方法を取り又糧行が賣渡す場合には賣升と稱して私に製造したる自己の利益となるべき斗桝を用ゐて計量するの慣習ありて糧行は其計量に依て得る所の利益實に尠からずと云ふ左に官斗經紀に付き少しく述ぶる所あるべし。

官斗經紀は滿洲に於ては奉天將軍より發給せられたる戸部帖及び官斗を有し穀物計量に付ては特權を附與せられ(官斗は穀物仲賣人たる經紀に交付せられたること勿論なるも或る場合には不具者に之を附與し其計量に依て得る所の手數料を以て生活の資に供せしむることあり)輸出入の穀物を計量し稅局に代り捐銀を徵收し又官斗使用料として一斗に付錢二成を徵收し而して一方輸出入の貨物は經紀の手を經ざれば全然賣買することを得ざらしめ以て脫稅を防ぐの一方便と爲せり但し小賣貨物は此の限にあらず。

鐵嶺に於ける官斗經紀に額斗帮斗及び河運斗の三種あり。

一、額斗(納課斗)とは上納屋をして奉天戸部(淸朝時代に受けたるものを今日尙使用し居れり)より盤斗帳を得たるものにして斗の數二十四面あり。

二、帮斗(無課斗)とは額斗に對しては恰も副斗とも稱すべき性質のものにして冬春の時期穀物が頻繁に市場に集散する場合に於て額斗のみにては手廻り兼ぬる爲め之を

設けたるものとす斗數三十二面あり。

三、河運斗(無課斗)とは馬峰溝、三面船等より輸出する穀を計量する爲めに設けたるものにして斗の數百五十九面あり。

以上の官斗經紀は官斗一面に付毎年捐銀一兩一錢を納付する規定なり尚普通仲買人の業務に付ては先物取引の節に於て詳述すべし。

集市價の公定相場は糧行、糧車店、油坊等の穀物取引に關係ある商店は毎日店員を糧市に派し其地に集りたる穀物の多寡、見本の品質等を調査鑑定し何等の形式をも用ゐず談笑の間に賣買相場を定む之を糧市行市と云ふ、旣に糧市行市定まるや各糧車店は穀物を運搬し來りたる車戶に對し當日の糧市行市を報告す、車戶は其日の相場にて可なりと認むるは之を賣拂ふ否らざれば翌日の相場を俟つ是れ新民府、鐵嶺、開原其他沿線附近の重なる市邑に行はるる習慣なり、營口に於ては糧行及び油坊等の糧店にて各賣主と直接協商して相場を定むる方法なるを以て各區々の相場を建つるものの如しと雖ども其實際は決して然らず各糧行、油坊等が各賣主と協商して自然當日の出來値なるものが現出する即ち、夫れが當日の公定

相場として商務總會に報告せらるゝものなり。

▲囤倆　囤倆とは囤中(囤とは高粱稈にて造りたる席子を以て帶の如く段々上に圍ひたる中に穀物を堆積するものを云ふ、其大なるものは優に七八百石を收容す)に積藏したる穀物を云ふ、卽ち集市倆又は河倆を買入れ囤中に收容したるものとす、囤倆の賣買は冬春の時期盛に行はれ之を集市倆河截に比すれば遙に大口の取引あり元來囤倆は多く糧行又は油坊の貯藏する所に屬すれば其取引も亦糧行、油坊間に行はるゝを以てなり。

囤倆の賣買方法は集市倆及び河倆の如く現物取引卽ち直取引なるものは甚だ尠なく多くは先物取引に屬す。

先物取引　先物取引には批賣買卽ち青田買及び賽買あれども賽買は多く投機的に行はるゝ架空の取引にして經濟界を擾亂すること甚だしきを以つて現今之れを禁せられたり、左れど裏面には尙ほ之れを行ふものあるが如し、批賣買とは我國にて謂ゆる青田買にて東淸沿線の東南方各縣には多く行はるゝものゝ如し、卽ち穀物買入商が今秋の收穫を豫想し、又、相場の見當をつけ六七月頃、農家資金を要す

る際に農家と穀物受渡の期を定め契約するものにして定銀卽ち手附金として契約價格の七八割を提供し、保證人連署の契約書を作製せしめ期日に至りて殘金を支拂ひ該證書を引渡して穀物を受取るものにして、價格は冬季現物を買入れるより廉價にして利益多きも其の方法たるや穀物の收穫を豫想して青田を買ふを以つて其の年の豐凶農家の實情を知ること緊要にして糧棧の手を介して行はるる事多し、今、農家に於ける糧棧の取引規定を示せば左の如し。

一、客のために穀物を買付けし際には價格每吊に對して十文を手數料として申受く
二、客のために粳米、芝蔴、瓜子を買付けし際には每吊に付三十文を申受く
三、各村落何れより來集する穀物たるを問はす急に賣り渡しせすして庫入せしものに對しては每斗につき落地として三十文を申受く早晩賣却する際賣價の百分の三を申受く
四、前年よりの庫入穀物にして保管するものは翌年の舊曆二月十五日までは庫數料を要せす同日以後は每百石につき四十吊を申受く第二期八月十五日に至つて尙取引せさるものに對しては再ひ百石に對して四十吊を申受く
五、客のために粳米芝蔴、小米、元米(もちあは)小麥蕎麥、大麥、包米を買ひ翌年の舊曆五月一日に至るも引き取らさる時は桝減り三分迄は責を負はす

六、客のために穀物を買ひ翌年舊五月一日に至るも庫出しせさる時は桝減り二分まては責を負はす

七、客の穀物を翌年正月迄庫入し他に賣渡す際には其穀物引出人より倉敷料を申受く

八、客の在庫たる豆油、蔴油、蘇油の翌年舊二月十五日に至るも倉出しせさる時は倉敷料さして毎百斤につき一吊を申受く第二期舊八月十五日に至るも倘倉出しせさるものには更に百斤につき一吊を申受く舊五月一日までに倉出しせさるものに對しては斤減り三分まては責を負はす

九、客のために油類を發送するには毎百斤につき二百文を申受く

十、運搬人の酒を要する時は該運搬人の勘定にてなすへし

十一、以上の各節は何れも當局の許可を經しものにして若し之に背く者あれは規則に照して罰し倘ほ罰金錢二百吊を徵して組合の費用とす

今賣主買主の穀物賣買の際に要する費用を概算せは

賣主負擔の分

糧棧に支拂ふ手數料　賣價毎吊に對し十文(但し粳米、芝蔴、瓜子兒に對しては賣價毎吊に三十文)

稅捐局に納付する銷場稅　賣買價格の百分の二

商務會にて掌る營業稅　賣買價格の百分の一

裕國貨牙糧石公司に納付の貨牙稅　賣價の百分の三

買主負擔の分
糧棧に支拂ふ手數料　　　　賣價毎吊に對し十文(但し粳米、芝蔴、瓜子兒に對しては賣價毎吊に三十文)
稅捐局に納付する斗稅　　　高粱、包米、大麥、蕎麥、谷子は毎斗に十三文
小米、元米は毎斗に二十五文
粳米は毎斗に三十五文
小麥は毎斗に四百二十文
小豆は毎斗に二百六十文

東清線各驛には外商の出張して買付をなすものあるも、沿線外の地方にては支那人間取引にして糧棧も殆んどなく、沿線各驛糧棧は地方に店員を派して買付に赴かしむ、而して東清沿線に於ける外商の先物契約に於ける狀況を述ぶれは左の如し。

現今外商の先物取引狀況を見るに多くは各地方の信用ある糧棧を媒して七月頃より本年の農作豫想並に相場を豫想し當時農家の資金缺乏の際に糧棧との間に引渡期日及其他の條項を定めて契約をなし大抵價格の八割乃至九割を前渡なして總ての責任を糧棧に負はしめて契約をなす、糧棧は此の契約に對して人を地

方に派して常に農家の信用並に資力等を考察し居るを以て是れと契約をなして外商買付の仲介者となる、故に昨年の如き不作に際しては農家又穀物なく糧棧は之れが爲倒產せしもの少なからず、而して糧棧は此間にありて口錢を得るなり但し外商にして糧棧を介せす直接人を村落に派して農家との間に取引を契約するものあるも是れ糧棧との間に於てなすに比して其農家の資力信用程度を確實に精査すること困難なるを以て直接彼等と契約するは取引價格に於ては少く利する所あるも是れに伴ふ不便は糧棧との間にて契約するに比して一層甚たしきを以て本地方に於ける外商は總て前者の方法を執るもの多し。

外商の糧棧との間にて取引契約する時は是れに保證人等は立てしめす又受授は「車上交佴」なり、而して契約數量は常に貨車を單位とし(一、〇〇〇布度)別に貨車積込料、看貫料、麻袋の口縫ひ絲代等の費用として三留を一車に付支拂ふ受渡の際看貫をなし一袋を五・五布度となし百九十四袋を以て普通とす。

小寺洋行にては一袋を風袋込五・七布度として百九十四袋を以て一車とし風袋込一車の重量は一、〇〇三布度五八又一袋の正味は五二・二五布度にして一車の正

味重量は九九一布度八二五と定め居れり。

本地方外國商の取扱穀物は大豆小麥にして其他の穀物は取扱ふもの極めて小量にして云ふに足らざるに近し、而して大豆其他の穀物にては其受渡の時には唯看貫をなすに止まるも、小麥に至ては看貫の外其品質をも各一袋に付檢して一車の平均品質を見る是れ北滿地方に於ける一慣習にして、最初契約の際には「プリカー」なる計量器を用ひ同器は一定容積の小麥を以て其重量を度り同容積にして重量大なるものは品質良好なるものとす、現在取引契約の際には一定容積の重量を一二〇ゾロトニック（一「ゾロトニック」ハ我一匁一分三厘五毛）として取引契約をなし現物受渡の際一ゾロトニックの增減にありて布度に付一哥の增減を行ふ、本地方にては單に通稱ゾロと云ひ一二五ゾロ又は一二七ゾロ等と呼ひて品質の上下標準語に用ふ、故に初の契約に於て一二〇ゾロトニックと定むるが慣習にて現物取引の際一二五ゾロトニックなる時は一布度に付五哥一車に付五十留の割增金をなさざるべからず本年の如く小麥作良好の際には何れも東清沿線にて一二五ゾロトニック以上の成績を示しあるを以て農人に支拂割增金又少からず而して本邦內地にては未

だ此鑑定なきを以てゾロの多少は本地方にて認めつつあるが如く認められ、本年の如き小麥品質良好なる時は價格の騰貴をなし困難なりと云ふ、昨年凶作の時には小麥は何れも一一七内外のゾロなりしを以て何れも外商はゾロにより値引せしに今年豐作は實に近年になき成績なりしと云ふ。

支那糧棧と農家との間に成立する契約も同じく右記の方法を以てせられ保證人の如きは普通二三人立てらるるも時として立しめざることあり、又、小麥に就てはゾロの方法を執ること前述の如し。

四　支那會社と商會

A　支那會社

中華民國農商部刊行の第二次農商統計に依り支那法規の下に支那人の設立したる會社を示せば左の如し。

イ　業種別（金額單位元）

業種組織	奉天省			吉林省			黑龍江省		
	會社數	拂込資本	積立金	會社數	拂込資本	積立金	會社數	拂込資本	積立金
一株式合資	—	—	—	—	—	—	—	—	—

農業	株式	八	三三六、七〇〇	一八、〇〇〇	四	三五七、六三〇	—	三	八四、一〇〇	—
	合名	—	—	—	一	七五、〇〇〇	—	—	—	—
	合資	三	六〇、〇〇〇	三、一〇〇	一	一二四、九三四	—	—	—	—
	計	一一	三九六、七〇〇	二一、一〇〇	六	五五七、五五四	—	三	八四、一〇〇	—
工業	株式合資	三	三三、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
	株式	八	三〇五、七七五	—	四	五九〇、〇〇〇	—	一	一一、〇〇〇	—
	合名	—	—	—	一	五〇、〇〇〇	—	—	—	—
	合資	七	一五七、五〇〇	—	四	二一八、〇〇〇	三〇、〇〇〇	—	—	—
	未詳	—	—	—	一三	二二三、二〇〇	—	二	六八、五二四	—
	計	一八	四九五、二七五	—	二二	一、〇八〇、二〇〇	三〇、〇〇〇	三	七九、五二四	—
商業	株式合資	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	株式	一	三六、〇〇〇	—	一	一六、三〇〇	—	—	—	—
	合名	一	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	—	—	—	—	—	—
	合資	一	五、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
	未詳	一	一七、〇〇〇	—	二	二〇、五〇〇	—	二	四二一、七〇〇	一六七、一七五
	計	四	六八、〇〇〇	三、〇〇〇	三	三六、八〇〇	—	二	四三一、七〇〇	一六九、二七五
水陸運輸業	株式合資	三	一、二五〇	—	—	—	—	—	—	—
	株式	七	七三、六一五	一〇、〇三三	—	—	—	—	—	—
	合名	二	六、一〇〇	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	—
	合資	一四	四〇、一四〇	二、二八〇	一	一四、〇〇〇	—	—	—	—
	未詳	八	三、三五〇	—	—	—	—	—	—	—
	計	三四	一二四、五五五	一三、三一三	一	一四、〇〇〇	—	—	—	—

計	數			數			數		
株式合資	六	三三、二五〇	—	—	—	—	—	—	—
株式	二四	六五三、〇九〇	二八、〇三三	九	九六三、九二〇	—	四	九五、一〇〇	—
合名	三	一六、三〇〇	四、〇〇〇	二	一三五、〇〇〇	—	—	—	—
合資	二五	二六二、六四〇	五、三八〇	六	三五六、九三四	—	—	—	—
未詳	九	二〇、三五〇	—	一四	二四二、七〇〇	—	四	四九〇、三二四	一六九、二七五
計	六七	九八四、五三〇	三七、四一三	三一	一、六八八、五五四	—	八	五八五、三三四	一六九、二七五

ロ 資本別

地方	組織	一萬元以上 數會社	一萬元以上 拂込資本	一萬元以上五萬元未滿 數會社	一萬元以上五萬元未滿 拂込資本	五萬元以上十萬元未滿 數會社	五萬元以上十萬元未滿 拂込資本	十萬元以上二十萬元未滿 數會社	十萬元以上二十萬元未滿 拂込資本	二十萬元以上五十萬元未滿 數會社	二十萬元以上五十萬元未滿 拂込資本	計 數會社	計 拂込資本	分公司數
奉天省	株式合資	五	一八、二五〇	一	一五、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	六	三三、二五〇	三
	株式	一〇	三五、五〇〇	九	一八五、五〇〇	三	一九一、〇九〇	二	二五〇、〇〇〇	—	—	二四	六五二、〇九〇	三
	合名	二	六、二〇〇	一	一〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	三	二六、二〇〇	三
	合資	一八	三三、六四〇	六	一八五、〇〇〇	一	五〇、〇〇〇	—	—	—	—	二五	二六八、六四〇	三
	未詳	八	三、三五〇	一	一七、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	九	二〇、三五〇	二
	計	四三	八六、九四〇	一八	四一二、五〇〇	四	二四一、〇九〇	二	二五〇、〇〇〇	—	—	六七	九九〇、五三〇	四
吉林省	株式合資	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	株式	—	—	二	三六、三〇〇	一	九一、八〇〇	五	六三五、八二〇	一	二〇〇、〇〇〇	九	九六三、九二〇	—
	合名	—	—	—	—	二	一三五、〇〇〇	—	—	—	—	二	一三五、〇〇〇	—
	合資	—	—	三	六三、〇〇〇	一	五〇、〇〇〇	二	二四四、九三四	—	—	六	三五六、九三四	—

（前頁ヨリ續ク）	未詳	一〇	六〇、七〇〇	二	三、〇〇〇	一	六〇、〇〇〇	一	一〇〇、〇〇〇	—	—	四	二四二、七〇〇	一
	計	一〇	六〇、七〇〇	七	一三〇、三〇〇	五	三三六、八〇〇	八	九八〇、七五四	一	二〇〇、〇〇〇	三一	一、六八八、五五四	二
黑龍江省	株式合資	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	株式	—	—	四	九五、一〇〇	—	—	—	—	—	—	四	九五、一〇〇	—
	合名	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合資	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	未詳	一	二、〇〇〇	二	六八、五二四	—	—	—	—	一	四一九、七〇〇	四	四九〇、二二四	—
	計	一	二、〇〇〇	六	一六三、六二四	—	—	—	—	一	四一九、七〇〇	八	五八五、三二四	—
合計	株式合資	五	八、二五〇	一	一五、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	六	三三、二五〇	三〇
	株式	一〇	二五、五〇〇	一五	三一六、九〇〇	四	二八二、八五〇	七	八八五、八二〇	一	二〇〇、〇〇〇	三七	一、七二一、一一〇	三
	合名	二	六、二〇〇	一	一〇、〇〇〇	二	一三五、〇〇〇	—	—	—	—	五	一四一、二〇〇	四
	合資	一八	三三、六四〇	九	二四七、〇〇〇	二	一〇〇、〇〇〇	二	二四四、九三四	—	—	三一	六二五、五七四	三
	未詳	一九	六八、〇五〇	五	一〇七、五二四	一	六〇、〇〇〇	一	一〇〇、〇〇〇	一	四一九、七〇〇	二七	七五三、二七四	三
	計	五四	一四九、六四〇	三一	六九六、四二四	九	五七七、八九〇	一〇	一、二三〇、七五四	二	六一九、七〇〇	一〇六	三、二六四、四〇八	四三

B　支那商會

省名	所在地	商會 會員數	商會 二年度經費	商會分會 會數	商會分會 會員數	商會分會 二年度經費
奉天	奉天	二、六〇〇	三三、一〇〇元			
	安東	四八〇	九、二〇〇	五九	八、〇五三	二八〇、九九三
	營口	九五四	一一、一三五			

吉林	吉林	六五〇	一〇、六五七			
	長春	七七五	三一、三三七	一四	一、七八九	五八、一一七
黑龍江	哈爾賓	七五二	七、四三四			
	齊々哈爾	五八一	八、三六〇	二	二五四	一、五七七

五　各都市に於ける商況

掏鹿地方

本邦產蜜柑　當地方に年々輸入せらるる本邦產蜜柑は概數約五千五百連餘にして一連は小箱四個より成るを以て卽ち二萬二千箱とし價格は品質によりて差異あるも概して一連小洋銀三元五角內外とし品質は商標によりて高下あり蓬萊印を上等品とし日本一を中等品とし東洋一を下等品とす而して其當地に輸入せらるる徑路は大連を經由するものにして當地市場に於ては凍結せるまま販賣するものなりとす。

穀物其他　穀物輸出入狀況　大正七年二月は恰も舊曆正月に相當し爲に一般穀物の荷動甚だ閑散にして輸入總額三萬二百石に過ぎず內大豆一萬千二百八

十石、高粱一萬五百十石、玉蜀黍三千三百六十石、其他の穀物五千五十五石にして輸出總計五萬三千八百四十五石內大豆二萬千七百五十石、高粱二萬八百石、其他の穀物一萬千二百九十五石にして今之れを細別すれば左の如し（單位石）

品名	輸入額	輸出額
高粱	一〇、五二〇	三〇、八二〇
大豆	二一、二八〇	二一、七五〇
小豆	一、四三〇	二、七八〇
玉蜀黍	三、三六〇	三、四三〇
蘇子	五〇	三三〇
小麥	一、三九〇	二、五二〇
大麥	三四〇	七三〇
蕎麥	三五五	三八〇

品名	輸入額	輸出額
米	八〇	—
小青豆	四六〇	四七〇
粟	一、〇五〇	一、二九〇
粇	一四〇	三〇〇
糯粟	三〇	—
白豆	五	—
小麻子	四五	六五
計	三〇、三〇五	五三、八四五

穀物在荷高　二月末穀物在荷高は總計二萬八百四十八石にして之れを細別すれば左の如し（單位石）

品名	一月末在荷	二月末在荷
高粱	一七、八六〇	四、五〇〇
大豆	二〇、三三〇	七、八五〇
小豆	二、〇一〇	一、四五〇
玉蜀黍	四、四四〇	二、七三〇

品名	一月末在荷	二月末在荷
蘇子	三八〇	六五
小麥	二、六七〇	一、一五〇
大麥	一、五七〇	九三〇
蕎麥	七六〇	一八〇

米	一、二四〇	七三〇
小青豆	三八〇	三二〇
粟	一、二九〇	七五〇
籾	四五〇	一八〇
糯粟	三一〇	一二〇
白豆	一〇	三
小麻子	一五	一
計	三三、七二五	二〇、八四八

穀物相場　之れを一月に比すれば豆類及蘇子は騰貴し高粱、小麥は稍、下落し其他の穀物は概して平調なり則ち大豆は一石十四元九十仙に始まり漸次十五元四十仙となり中旬末より下旬に亙りて益、高調を呈し遂に十六元臺を突破せり高粱は十元八十仙に始まり一時十一元臺に上りしが中旬以降再び下落し十元六十仙の持合なりき小豆は十四元より漸次十六元に上り玉蜀黍は終始九元小麥は二十四元の持合にして變動なし今二月中に於ける各穀物の一石に對する相場を詳記すれば左の如し。

(單位元)

品名	最高	最低	月末相場
高粱	一一・三〇	一〇・四〇	一〇・六〇
大豆	一六・一〇	一四・九〇	一六・一〇
小豆	一六・〇〇	一四・〇〇	一六・〇〇
玉蜀黍	九・三〇	九・〇〇	九・三〇
蘇子	二一・〇〇	一九・〇〇	二一・〇〇
小麥	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇
大麥	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇
蕎麥	六・五〇	六・〇〇	六・〇〇
米	三〇・〇〇	二八・〇〇	二九・〇〇
小青豆	一九・〇〇	一八・〇〇	一八・五〇

粟	一七・〇〇	一六・〇〇	一七・〇〇	白豆	六〇・〇〇	六〇・〇〇	六〇・〇〇
籾	一一・五〇	一一・〇〇	一一・〇〇	小麻子	一〇・五〇	九・五〇	一〇・五〇
糯粟	二〇・〇〇	一八・〇〇	二〇・〇〇				

豆油及豆粕　二月は舊年末及年始に相當し各油房の休業日數多かりし爲め其製產額減少し豆油約八萬五千斤、豆粕約一萬五千四百三十枚を製出したるに過ぎず而して二月末に於ける該二品の在荷高を示せば左の如し。

油房數	一月末在荷 豆油	一月末在荷 豆粕	二月末在荷 豆油	二月末在荷 豆粕
一〇	二六八、三〇〇斤	四五、一〇〇枚	二七一、〇〇〇斤	四〇、七〇〇枚

貨幣相場　當地方は從來舊年末に近づくに從ひて補助貨缺乏の爲め銅貨の高調を來たすこと常なりしが客年十月八日小洋銀對銅貨の交換價格を一定したる結果本年は些の變動なく又大洋銀對小洋銀の公定價格も一般に實行せられつつあり而して銀相場は依然高調にして金百圓に對し小洋銀九十四元臺に始り一時九十七元臺に下落せしも間もなく再び九十四元臺に上り下旬に入りては更に九十三元臺に騰貴したり尙大洋及小洋の硬、軟各貨の相場は益、隔絕し小洋銀貨百元は同軟貨の百八元に大洋銀貨の百元は同軟貨の百十八元に昂騰するに至れり。

長春地方

市面一般概況 大正六年秋以來市場の大波瀾に恐怖して兎角沈滯勝なりし一般市面は支那側に於ける舊正月大決濟期の案外順調裡に經過せしを以て從來の警戒も自然緩和せられ一陽來復の氣配に滿ち二月の商況は輸出入各方面を通じて活氣橫溢し近來稀なる殷盛を呈したり卽ち大連糧豆取引所買煽りに因る大連筋の買進みあり其餘勢は內地筋に及びて其註文頻臻し主要穀類の南下量は長春驛發七萬九千五百噸、東清鐵道聯絡物一萬九千百噸を算したり、而して特產物の出廻及滯貨狀況を觀るに初旬は舊正月の切迫に連れ奧地筋よりの回著激增を見、中旬は舊正月のこととて一時出荷杜絕したるも下旬に至り舊態に復して出廻り旺盛となり二月中の出廻高馬車物のみにて大豆三萬三千六百噸、雜穀一萬千九百噸、合計四萬五千五百噸に達せり。尙此外東清鐵道聯絡物の二萬噸及吉長鐵道による回著物を合すれば莫大の數量を算すべし、從て二月々末現在の滯貨總額は前月に比し約三萬噸を增加し大豆十一萬千噸、高粱、小麥及其他雜穀五萬六千噸、合計十七

萬七千噸に達せり、尙公主嶺及范家屯方面に於ても滯貨著るしく前者に在りては大豆三萬七千噸、高粱及其他の雜穀四萬噸、合計七萬七千噸を算し、後者に在りては大豆一萬九千噸、高粱及其他の雜穀二萬三千餘噸、合計四萬二千噸に達せり。

今左に各輸入品に付詳説すべし。

▲輸　出　品

大豆　大正七年一月末より引續き保合の姿にありし相場は舊正月明け後に至りて俄然上閙の氣配を示せしが之れ露貨及官帖の騰貴、內地筋よりの註文增加及大連定期市場の高値等に因るものなるべく二月中石建相場は月初十一圓四十錢臺を高下し中旬舊正月明け後十一圓八十錢に上向きて五十錢臺を底値とし下旬は十二圓十錢より更に月末十二圓六十錢と上閙ひ越月せり、二月中附屬地頭道溝取引所に於ける先物出來高四百七車なりしと云ふ。

因に六年十月一日以降七年二月々末迄の大豆發送高は二十三萬六千七百九十二噸にして內聯絡物四萬二千七百八十五噸なり。

高粱 相場は一月下旬以來引續き下押氣味にて活氣なし之れ未だ需要期に入らざる爲めなるべし二月中馬車物石建相場は上旬百六十吊文、中旬百七十八吊文を唱へしも直に百七吊文に下押し下旬引續き保合の姿にありき。

小麥 相場は二月に入りて逐日上値ひの氣勢を示し月初より中旬頃迄は馬車物石建二百八十吊文にて釘付の姿にありしも三百吊文に上向き月末遂に三百十吊文を唱ふるに至れり之れ客年豐作ならざりし爲め例年に比して出荷幾分の減少を豫想せられつつあるに際し麥粉の需要益々旺盛なるに加へて英國より麥粉の買註文ありし噂立ちし爲めと內地筋の註文出でたるに因るべし。

舊年末及舊正月明けの穀類現物百斤銀建相場比較表を擧ぐれば左の如し。

○雜穀現物相場比較表

品名	年末	年始	品名	年末	年始
大豆	三・〇二	三・二二	小麥	三・一六	三・一六
小麥	四・三二	四・八二	高粱	二・六三	二・八一
小豆	二・六九	二・六五	包米	二・四五	二・五四
粳米	六・四七	六・七八	吉豆	三・〇八	三・三四

木材 滿洲に於ける需要と內地向輸出增加等を豫想せられ先物取引は上値ひ

の氣配を示し手持筋は兎角賣澁りの風あるものの如し、因に二月中木材の營驛發南下量は五千四百四十九噸（內聯絡物千三百六十噸を含む）を算したり。

▲輸入品

●綿絲布　前月に於ける新規手合皆無の狀態を引續き初旬露貨の昂騰並に內地相場の暴落に遇ひ益、見込手持品の手違を喰ひ尠なからず打擊を蒙りしが舊正月明け後の下旬に至りて買崩し近來稀なる活況を呈したり而して露貨相場は依然先高の步調を辿りしと輸入商の慫慂とにより全然金建にて賣却せられたるは積年の懸案たる綿絲布建値變更の實行を促進したるものと云ふべし。之れを要するに舊冬來輸入品の不振は主として金融界の警戒に因るものなりしが支那側決濟期が豫期に反して至極順調裡に經過せし爲め從來の警戒緩和せられたると同時に一方購買力の勃起と相俟て今春の輸入品界は反動的活況を呈し來るは疑なかるべし、今二月中に於ける綿絲布の金建相場を擧ぐれば左の如し。

○綿絲布金建相場比較表

品名	商標	建單位	第一土曜	第二土曜	第三土曜	第四土曜
綿絲	麒麟	俵	三一八・〇〇	三一四・〇〇	三二五・〇〇	三二六・〇〇
同	扇面	同	三一〇・〇〇	三〇七・〇〇	三二〇・〇〇	三一九・〇〇
綾木綿	龍	反	一二・九〇	—	—	一二・四〇
同	鷺鳥	同	一〇・九〇	一〇・三〇	一〇・五〇	一〇・七〇
シーチング	龍C	同	一一・〇〇	一〇・五〇	一〇・八〇	一〇・八〇
金巾	軍人	同	一三・四〇	一三・一〇	—	一三・六〇
同	三信	同	一〇・一〇	一二・八〇	—	一三・一〇
細綾木綿	蝶	同	一〇・八〇	一〇・五〇	一〇・七〇	一〇・七〇
大尺布	桃	同	三・四五	三・三三	三・四五	三・五七
同	富貴	同	三・一八	三・〇八	三・二〇	三・〇五

砂糖 大正六年冬相場昂騰の期に際し一時に地方筋の買進みありたる爲め二月に持越せる者ありしを以て其賣行前月に比し頓に減少し季節柄全く奇觀の商情を示したり本品の二月中旬に於ける相場は日本製糖品及明治製糖品白一袋百十圓五十錢赤十七圓五十錢なり。

獸毛 長春地方に産する獸毛には豚毛、羊毛、馬毛の三種あり、今是等獸毛の産額及價格を擧ぐれば左の如し。

豚毛 年産額は約六萬斤内外に達す該毛は豚鬃、毛鬃、短毛鬃及亂毛の四種に分

つことを得。

豚鬃とは豚の背筋に生じたる毛にして豚毛中の最上品なり、其價格は一斤二圓五、六十錢にして彈力を要する製作品用に供せらる。

毛鬃とは豚毛中に混生する長毛にして其價格は一斤一圓內外なり、其用途は豚鬃と略、同じ。

短毛鬃とは豚毛中より豚鬃、毛鬃を選び取りたるものにして、亂毛中より更に選擇したる短き毛を云ふ、其價格は毛鬃と大差なく一斤九十錢內外なり、其用途は毛鬃に同じ。

亂毛とは豚毛中より前記の豚鬃、毛鬃及短毛鬃を選取したる殘毛にして其價格は百斤二圓七十錢より三圓四、五十錢の間を上下す、其用途は椅子、布團等の製作用に供せらるる外肥料として用ひらる。

羊毛　年產額は二萬斤內外にして其價格は一斤五十錢より七十錢の間を上下す、仕向地は日本人の手に依りて集取られたるものは賣捌の關係上一旦奉天に送られ後更に日本に輸送せらるるを常とす、外國人の手に依りて買取られたるもの

は一旦天津に送られたる後同地にて製品となり各其本國へ輸送せらる、其用途は種々あれども主として羅紗、モスリン毛布用に供せらる。

馬毛 年產額は十萬餘斤にして其內日本へ輸送せらるるもの十分の二にして他は外國へ輸出せらる、其價格は一斤一圓內外にして主に刷毛及洋服襟用に供せらる、此外馬鬃七十萬內外の年產額ありと云ふ。

獸皮

長春地方に產する獸皮には馬皮、犬皮、狐狸皮、牛皮の四種あり、今是等獸皮の產出額及其價格を擧ぐれば左の如し。

馬皮 年產額は約三萬枚內外にして一枚の斤量は八斤より十二斤位の間を上下す、其價格は皮の大小によりて相違あるも平均一枚一圓內外にして牛皮代用に供せらる。

犬皮 年產額は約十萬枚にして一枚の斤量は四斤半內外なり、其價格は昨年末頃に在りては、最高一圓三十錢より最低一圓十錢位なりしが、現今は約五割強の騰貴を來せり、主として防寒用の敷物に供せらる。

鼬皮 年產額は一萬餘枚にして一枚の價格は最高三圓、最低二圓五十錢位なり、

主として南支那方面に仕向けられ防寒帽子用に供せらる。

狐狸皮　年產額は僅に百枚內外に過ぎず其價格は一枚十五圓以上二十圓位とす、防寒外套及首卷用に供せらる。

牛皮　長春に集散する牛皮には直隷省方面より輸入せらるる所謂京皮と蒙古產及長春產との三種あり、就中京皮は品質最も優良にして當地產之れに次ぐ、從來京皮の當地に輸入せられたる數少なからざりしが兩三年前より著しく其數を減ずるに至れり、當地產は年額約五千枚內外に達し一枚の斤量は四十斤內外なり、其價格は官帖建にして大正六年夏季頃に在りては三百七、八十吊文なりしが、現今約三、四割の高騰を來せり、蒙古皮は其產地によりて喇嘛皮、達子皮、京明皮等の名あり當地への輸入額は每年一萬枚餘に達し、一枚の斤量は平均十四、五斤なりと云ふ。

局子街地方

沿邊政治上の中心點にして且つ支那商の根據地たる局子街は光緒十二年卽ち我が明治十九年琿春招墾總局の一分局を當地に創設したる頃は僅に布爾哈達河

畔に數戶の蟹舍茅屋を點在せる一寒村に過ぎざりしが、地勢自ら市街建設に適合し加ふるに日露兩國の國境にも遠からず、且つ吉林への要衝に當れるを以て爾來年を逐ひて發達し、光緒二十九年三月中央政府は初めて延吉廳を置き其後宣統元年十一月延吉府と改め、淸朝覆滅して中華民國となるや二年三月延吉縣と稱し以て今日に至れり。

前顯の如く市街の歷史最も新らしく建設以來僅に二、三十年を經過せるのみなるも、今や戶數約千戶人口五千有餘を包容するの都邑となり、街衢端正大小の商賈軒を並べ商業日に繁盛に赴けり、市場に集散する物資中當地方の產品は米、麥、粟、高粱、豆菽類の農產物を大宗として豆油、豆粕、燒酎、牛、馬、家禽類之れに次ぎ、輸移入品の重なるものは綢緞、布疋、石油、卷煙草、砂糖、紙類及內外諸雜貨にして吉林、琿春、淸津方面と取引最も多く且つ冬季は物資の集散に頗る便なるを以て全年中の活動期となす、而して上記三方面中吉林よりは內國の貨物を移入し當方面より移出せるもの少なく琿春へは輸出入共頗る盛なりしも歐洲戰亂の結果大打擊を蒙り現在に於ては僅に餘端を保ち居るの有樣なるも、獨り淸津方面は輸出入共近年頗に增加

し最も優勢にして今や殆ど間島地方貿易の主權を獨占せるの姿となれり、然るに從來當地支那商人間の金融機關としては先きに吉林官銀錢號分號あり、後に私設廣益、裕豐兩錢號ありて專ら資金の融通をなしたりしも前者は早くも貸出しを停止し後二者は客秋の露貨暴落に際し大買占めをなしたる結果、大損失を被り遂に倒産の悲運に陷り現今にては中國、殖邊兩銀行支店のみ殘存するに至れり。

殖邊銀行支店　大正六年三月の新設に係り運轉資金二十萬元を以て開業し、專ら商業銀行を以て任じ商民相手に爲替、貸附等の業務を營み同年六月末第一期決算によれば、純益千五百餘元を擧げたるも其後露貨の思惑買に指を染めたる爲め意外の損失を蒙り遂に支店長の更迭を見るに至りたるも、營業成績依然不良にして客歲末の決算によれば尙多少の缺損あるを免れざる模樣なり。

新春早々支店長は、長春に旅行し同地に在る總支店長と協議し、從來の營業方針を改め稍、規模を縮少せんとするの傾きあり、元來商業銀行の性質を有し邊境開發に資するを以て其任務となすにより時宜に應じ營業の伸縮をなし得べきも、既往の成績に徵し將來を推せば前途の光明は容易に認め難し。

今大正六年中に於る貸出高、預金高並に利息、手數料金等を揭記すれば左の如し。

貸出高	大洋三萬元	內一萬元は利子每月一分六厘にして抵當附、二萬元は利子每月一分七厘にして信用貸なり。
	小洋十二萬七千元	內五萬元は利子每月一分六厘にして抵當附、三萬元は利子每月一分七厘にして信用貸、四萬七千元は每月一分八厘にして信用貸なり
預金高	小洋	五千元
	官帖	六萬吊
貸出金利	抵當貸 每月	一分六厘
	同 同	一分七厘
	同 同	一分八厘
	同 同	一分七厘
	同 同	一分八厘
預金利子	定期預金 同	八厘
	當座預金 同	四厘
爲替手數料每百元に付	省內 普通爲替	八角
	省內 電信爲替	一元（電信料は依賴者負擔とす）
	省外 普通爲替	二元五角
	省外 電信爲替	三元
滯貸高		二萬元
回收不能額		八千元

中國銀行支店　大正六年七月の開業に係り運轉資金五十萬元と稱し銀行業を營む外延吉、和龍、汪淸三縣の金庫事務をも取扱ひ專ら自家發行に係る兌換券の流通に向て努力する所ありたりしも、當初の支店長は貸出方法を誤り濫りに信用貸をなしたる爲め回收不能に陷り加之露貨暴落の爲め其餘沫を蒙り營業振りに大影響を及ぼし遂に年末に近く是亦支店長の更迭を見るに至りたるも、營業概して不振にして當初の創痍は容易に拭ひ去り難く特に新舊歲末に際し回收方法に局めたる爲め著るしく世人より不評を招きたり。

本行も亦過般來規模を縮少するに決し從來の支店を改めて滙兌所となし行員も約半數を減じ現在の營業所より他に移轉せんとするの說あり。

大正六年末の帳尻によれば貸出高、預金利子、手數料等左の如し。

貸出高 ｛大洋十一萬元 / 小洋五萬四千元｝ 利子毎月一分六厘にして信用貸なり

預金高なし

貸出金利	抵當貸	毎月	一分六厘
	信用貸	同	一分八厘
預金利子	定期預金	同	八厘
	當座預金	同	四厘

爲替手數料每百元に付　省內｛普通爲替八角／電信爲替一元五角

爲替手數料每百元に付　省外｛普通爲替三元乃至六元／電信爲替四元乃至六元

滯貸高　三萬元

回收不能額なし

結論　間島に於ける中國、殖邊兩銀行支店設置の目的は一面邊境の金融機關として商業を發達せしむるにあるも、他面何事にも對抗的なる支那官憲は我が朝鮮銀行出張所に抗立する爲め其創設を慫慂せるの結果と推知するに難からず、されば約一星霜の間三者鼎立して日、支、鮮商に金融上の便益を供與したる支那側兩銀行は最初の主管者孰れも營業方針を誤り濫りに貸出をなして回收不能に陷らしめ或は露貨の買占めに指を染めて多額の損失を招ぎたる爲め當初の花々しき開業振りに似ず、僅に一兩期間の營業決算期を經過せるのみにして脆くも業務縮少の餘儀なき悲境に陷れり。

前記支那側銀行の不成績に比し我が朝鮮銀行出張所の成績は漸次良好に向ひ日、支、鮮人の信用も加はり業務堅實に進捗せるものと認められ、貸出利率及爲替手

數料の如きも支那銀行に比較すれば頗る低廉にして現在貸出利息は日歩三錢五厘なるも近く三錢に低減するの說あり、爲替送金料も百圓に付普通爲替八錢、電信爲替十五錢にして當街居住の支那商は自國銀行の手を經ることなく多くは朝鮮銀行に依賴して關係各地へ送金し中國、殖邊兩銀行支店も同行に取組むこと少なからざる現狀なり。

要するに間島の經濟界は今尙農作物の豐凶に依り支配せられ、貿易年額も未だ百萬圓に達せざるの有樣なるを以て數個商業銀行の存置は現在に於て餘り好ましからず、時々或は通貨の膨脹によりて濫りに物價を騰貴せしめ金融界を攪亂し却て諸種の弊毒を釀成すべき恐れあるを以て吾人は寧ろ二十萬の鮮人農民と數萬の支那農民とを包容し農業を以て經濟の本位とする間島の現狀に於ては、是等多數の農民に資金を融通する農工銀行の急設を切望して止まざるものなり。

哈爾賓地方

▲哈爾賓に輸入せらるる磚茶

輸入數量　東淸鐵道の調査によれば露曆千九百十四年三萬千布度、千九百十五年三萬六千布度にして、全部支那製品なり(一布度は四貫三百六十匁)

輸入磚茶の仕出地　左の如し。

(イ)**漢口製茶**　前記數量は殆ど全部漢口上海より海路浦潮に出て夫れより哈爾賓に來りたるものなり。

京漢線並滿鐵により鐵路哈爾賓に來るもの極めて小量なり、東淸鐵道の調査によれば本徑路によりて東淸鐵道沿線各地に來りたる漢口製磚茶露曆千九百十三年二千百八布度、千九百十四年十二布度、千九百十五年九百六十布度なりしと云ふ。

其他の徑路なし但後貝加爾州より逆送せられて東淸道鐵沿線各地に來りたる磚茶露曆千九百十三年千八百二布度、千九百十四年四百六十四布度、千九百十五年五百九十布度ありたり。

(ロ)錫蘭製磚茶は當地に輸入せらるること皆無なり。

荷造　籠入を主とし箱入のものもあり、各磚茶を廣告付の粗末なる紙にて一々包み四十五枚內外を籠又は箱に詰込むこととせり、籠は槪ね竹製なり。

輸送運賃　(イ)各地よりの普通運賃　當地に來る磚茶は既に述べたる如く漢口上海を積出地とするものに限り居れる現況にして、右兩地積出の磚茶には次項に示す特別運賃率あるにより普通運賃の問題起らざるも、若し右特別運賃によらざる普通貨物とするときは浦潮斯德より當地に來る汽車賃のみにても漢口より當地に至る特別運賃の二倍以上を仕拂はざるべからず。

(ロ)各地よりの特定運賃　磚茶にして漢口上海の二港より露國義勇艦隊、露國北方汽船會社、露國貿易會社の船舶に搭載し、浦潮斯德經由哈爾賓に至るものには船車連絡特別運賃率の定めあり。

自聯口至哈爾賓　一布度に付　九十五哥

自上海至哈爾賓　同　九十哥

但し最近東淸鐵道に於ては運賃十割の値上を爲したり。

尙輸入商にして取扱高多額なるときは特に前記運賃率の割引を爲す趣なるも、其割合等不明なり。

(ハ)運賃以外の諸掛　左の如し

港税　一布度に付　一・五〇 [留]
船卸料　同　三・五〇
停車場費　同　〇・〇七
但し最近一布度に付三哥に増加せり。
荷積證書費　一通に付　二・〇〇
検査手數料　一布度に付　〇・二五
積卸、積換手數料　同　〇・三三
但し最近東清鐵道は六倍額を徴收す。
印紙税荷積證書　一通に付　一・〇〇
複本　一通に付　五・〇〇

取引

（イ）取引時期　取引は露暦八月、十一月に比較的多し。

（ロ）取引方法　在漢口自己商會品製造所より浦潮斯德經由輸送せしめつつあり、往々他商會のものを購入することあり、此場合には船荷證劵引替拂なり。

當地に於ける賣買は主として現金取引なり。

(ハ)取引慣習　特に慣習と稱すべき程のものなし見本取引によるを常とし見本には必ず錐にて穴を穿ち品質を檢査するの風あり。

(ニ)相場　一枚小賣一留八十哥以上品種により、差等あり目下金百圓は露貨三百留に達せんとする相場なり。

▲哈爾賓を通過する磚茶の數量

東清鐵道の調査によれば左の如し。

(イ)露暦千九百十三年　東清鐵道各驛より烏蘇里地方へ輸出せられたるもの百七十布度、後貝加爾地方へ輸出せられたるもの六萬五千四百七十三布度、烏蘇里線より哈爾賓通過後貝加爾線へ通過貨物として輸送せられたるもの二百五萬四千百六十一布度、後貝加爾線より當地通過烏蘇里線へ向ひたる通過貨物六十三布度。

(ロ)露暦千九百十四年、東清鐵道沿線各驛より後貝加爾地方へ輸出せられたるもの十七萬千四百八十布度、烏蘇里驛より當地通過後貝加爾地方へ通過貨物として輸送せられたるもの百四十七萬七百三十七布度。

(ハ)露暦千九百十五年　東清鐵道沿線各驛より後貝加爾地方へ輸出せられたる

もの十萬九千八百三十九布度、烏蘇里線より當地經由後貝加爾線へ通過貨物として送付せられたるもの百九十五萬三千五百十九布度。

前記磚茶は全部漢口、上海製品に係る。

▲哈爾賓より輸出せらるる磚茶

輸出數量 露曆千九百十四年中哈爾賓より輸出せられたる磚茶並紅茶合せて一萬三千六百十四布度又露曆千九百十五年中のもの一萬二千七百六布度なりしが、右の内四分一は紅茶なりとのことなれば殘部四分三は磚茶なりと謂ふべし。種類は全部漢口、上海積出品なりとす。

仕向地並數量 既に述べたる處により略明かなるが如く磚茶の大部分は支那產品を浦潮、斯德に陸揚し同地より北滿洲を通過して後貝加爾州に到る次第なるが北滿洲に於て磚茶の最も多く需要せらるるは滿洲里(一九一四年十六萬布度、一九一五年十萬布度)にして之れに亞ぐを哈爾賓とし(既記)第三は海拉爾(一九一四年一萬九千布度、一九一五年一萬千布度)なり、而して當地に來れる磚茶は當地にて賣捌かるるもの尠なからざるが、一半は更に鐵路西漸し沿線各地に至り更に蒙古人

等の手に入るものとす。

荷造は格別改良することなく既述の如し。

當地より沿線各驛に到り更に少量宛馬車其他によりて各地に送付せらる運賃其他の費用に關しては、輸送者が甚だしく多様に互り居るに付之れを詳述することを得ず。

▲露西亞人竝に蒙古人の磚茶に對する嗜好

露西亞人にして磚茶を需要するものは下等社會のものにして殊に現今の露國臣民と化せる後貝加爾州其他の地方に居住せるブリヤト其他の土人は之れを愛用す、蒙古人が磚茶を多く需要するは人の能く知る處、而して之等需要者は概して磚茶其ものゝ外觀褐色にして味の淡なるを喜ぶ、然れども自ら例外もあり確言すること困難なり。

▲露商と直接磚茶取引を爲す場合注意すべき事項

（イ）本邦磚茶業者にして直接取引を開始せんとせば、目下の處當地チスチヤコラ商會と引合を付くるを便宜とすべしと思考す、同店は最近本邦某磚茶業者と數百

箱の直取引を爲し代金を邦貨勘定にて仕拂ふことゝし、現品は浦潮斯德沖渡と爲したる例あり、同商會は從來多額の茶を取扱ひ露官憲鐵道當局に對する信用大なるものあり、輸入輸送等の關係に於て幾多の便宜を有す。

(ロ)南滿洲經由當地輸入となすに關しては篤と東淸鐵道輸送狀態を調査するを要すべし。

(ハ)露貨相場の高低甚だしきを以て假に邦貨建にて契約するも其露貨受入換算率を豫約するは十分注意し金融機關と換算率に關する相場を契約し置くにあらざれば極めて危險なり。

(ニ)見本品と現品と必ず相異なき樣努むるを要す。

(ホ)戰時鐵道輸送狀態不完全なるを以て現品交付期限を附するに付ては十分に考慮を費すを要すべし。

(ヘ)品質の均一なる樣努めざるべからず。

齊々哈爾地方

茶　大正五年支那製茶の輸出量は紅茶六十四萬八千二百二十八擔、綠茶二十九萬八千七百二十八擔、紅磚茶三十九萬六千三百六十九擔、綠磚茶十六萬三千八百十六擔、小京磚茶二萬六千六百六十九擔、茶末七千五百九十四擔、末烘茶葉千二百二十九擔、總計百五十四萬二千六百三十三擔にして前年に比し二十三萬九千七百二十擔の減少を示せり、今各種製茶の輸出額を前年に比較すれば左の如し。(單位擔)

	大正四年	大正五年	增(十)減(一)
紅茶	七七一、一四一	六四八、二二八	(一)一二二、九一三
綠茶	三〇六、三二四	二九八、七二八	(一)七、五九六
紅磚茶	三九〇、〇七四	三九六、三六九	(十)六、二九五
綠磚茶	二五一、二四四	一六三、八一六	(一)八七、四二八
小京磚茶	三〇、七一二	二六、六六九	(一)四、〇四三
茶末	二一、二九五	七、五九四	(一)一三、七〇一
末烘茶葉	一、五六三	一、二二九	(一)三三四
總計	一、七八二、三五三	一、五四二、六三三	(一)二三九、七二〇

支那產茶を最も多く需要するは露國にして其年々輸入額は九十萬擔を下らず、實に支那產茶輸出總額の五割一分强を占む、今各種製茶に付民國五年に於ける總輸出額と對露輸出額とを比較せば左の如し。(單位擔)

	輸出總額	對露輸出額	殘額
紅茶	六四八、二二八	三三〇、六九三	三一七、五三五
綠茶	二九八、七二八	三一、六五一	二六七、〇七六

紅磚茶	三九六、三六九	三六、三六八	一
綠磚茶	一六三、八一六	一六三、八〇四	三
小京磚茶	一六、六六九	一六、六六九	｜
茶末	七、五九四	三四	七、五六〇
未烘茶葉	一、二二九	七一三	五一六
合計	一、五四二、六三三	一、〇四九、九三三	四九二、七〇〇

是れに由て觀るに紅茶は輸出總額の約五割一分强、綠茶は約四割四分强、磚茶は殆ど全部露國へ輸出せられ、全體に於て總輸出額の六割强の成績を示せり。露國に次ぎ支那製茶を多量に需要するは英、米、佛の諸國とす、今民國五年に於て此等諸國に輸出せられたる支那紅綠茶數量を示せば左の如し。

國別	紅茶	綠茶	合計
英吉利	七三、三八七	四六、四八八	一一九、八七五
米國	七五、四六四	六四、〇六六	一三九、五三〇
佛蘭西	一一、八〇四	一九、一六〇	三〇、九六四

遼陽地方

遼陽に於ては由來海關の設置なき爲め其輸出入貿易を統計に徵し精細に叙述することは不可能なりと雖、大正五年中の商況を通觀するに時に不振の狀を呈せざるにあらざりしも、之れを最近數年間當市場が終始萎微沈衰の傾向をのみ示し來れるに對し、本年は概して順調の裡に經過したるが如し、左に大正五年中當遼陽地

方に於ける商況の概勢を述ぶ可し。

大正五年當地方に於ける輸出貿易の大宗たる特殊農產物は播種後氣溫稍〻冷却し發育遲延の傾向ありたるも其後天候順を得、暑熱加はると共に降雨ありたる爲め一般に近來稀有の豐饒を見るならんと豫想され前年の不作以來窮迫に瀕せる農家は之れが爲め何れも愁眉を開きたり、尤も前年の凶作に依り一般作物は新物の收穫を見るまで管內各地到る處品拂底に若しみ殊に前年高粱の不作は一般食料にまで影響を及ぼし就中遼中縣地方の如きは多數の住民飢餓に迫るの慘狀を呈するに至り、之れが爲め同地方に於ては遼中地方公債團なるものを組織し紙幣の樣式に準じ二十仙、一元、二元に對する三種の債劵合計十萬元を發行し地劵を擔保として一般農民に之れを貸付け紙幣同樣一律之れを通用せしめ窮迫せる農商民を救濟すると共に疲憊せる市況を調節せんとしたるも右債劵は外間の信用至て薄弱にして一般に流通するに至らず失敗に終り、尙奉天巡按使に於ても此等管下各地の難民に對し耕費を貸與し不振に瀕せる農業を挽回せしめんとする等夫夫方法を講ずる所ありたりしも奈何せん奉天省は各地を通じ高粱品薄の爲め市

價騰貴し普通一斗六十仙内外の相場一時一元四十五仙の突飛なる高値を稱ふるに至り、爲に之れを原料として高粱酒を釀造する燒鍋等は何れも不引合の爲め空しく作業を休止する等一般に恐慌を來したるが其後北方產續々移入し來りたる爲め相場も漸次下押となり收穫早き麥作は例年降雨多き七、八月の交も幸に晴天續きなりし爲め生育至極順調にして管内各地を通じ近年稀なる豐作を見、從て市面の食料不足も漸次調節されたるのみならず地方財源として重要視せらるる高粱、大豆、粟等の作柄も亦皆豐穰にして一般に平年に比し二割乃至三割方增收の見込立ちたる爲め市場は俄に活氣を得たるのみならず、出廻期に入るや逐日產地よりの出荷旺盛を極め年末道路凍結後は當遼陽市場に於ける農作物一日の集散高七千石に達し上半期品拂底に苦しみたる市場は一轉して品潤澤となり相場漸落の結果暫く作業を休止し居りたる燒鍋は再び作業を開始し又市況を見送り居りたる日支雜穀取扱商等は相場低落と共に機乘ずべしとて盛に移出を爲し一時遼陽驛に於ては此等移出貨物輻輳の爲め貨車の配給意の如くならず約五千噸餘の堆貨を見るの活況を呈せり。

輸出商況已に以上の如く近年稀有の好況を呈するに至りたると共に輸入商況亦之れに連れ順調に向ひ一時日常通貨たる洋錢相場の下落に伴ひ金建に依る本邦輸入品等は市價昂騰し賣行澁滯の模樣ありしも其後銀相場の强氣一方なると輸出貿易の好況とに依り需要頓に增し殊に本邦品は戰亂以來獨、墺品の輸入全く杜絕せると少數の英、米、露品等も輸入減退せる爲め各種製品に亙り殆ど市場獨占の姿にして極めて好況なりき。

▲重要輸出品

高粱　本年の作柄は播種以來天候極めて順調に經過せる爲め平年作に比し約二割の增收を見、近年稀有の豐穰なりしも新物出廻期迄は前年の水害凶作に依り品拂底の爲め相場突飛に强氣を含み一時一斗一元四十五仙を稱へ普通相場に倍加するに至りたるも尙品不足にて之れを原料として高粱酒を釀造する燒鍋の如きも不引合の爲め一時作業を休止するに至り遂には一般食用まで逼迫を來たし從來供給移出地たりし當遼陽は前年同樣需要地と化し他地方よりの移入に依り

食用の不足を補ひたりしが八月下旬より豐收の見込十分立ち弗々新物走りの出廻を見十月下旬には陸續出荷し來りたるを以て久しく沈淪せる商況も漸次引立ち來り市面頓に活氣を呈し且つ現物豐富となるに及び相場も自然下押となり遂には一斗七十仙臺に低落したる爲め市況を見送り居りたる當業者は安値に乘じ買付移出を圖り汽車積移出高のみにても本年は一萬四千八百二十六噸に及び前年に倍加するの盛況を告けたり。

豆類　大豆、青豆、小豆の三種を產出するも大豆を以て大宗とし高粱に亞げる重要產物の一にして從來平年作に於ては年產額約十五萬石内外と稱せられ他地方產に比し品質優良を以て聞ゆ大正五年は播種以來天候順調なりしも盛夏の交開花期に於て稍、旱害を被りたると幾分蟲害を受けたる爲め高粱の如き豐作は見る能はざりしも先全體を通じ九分作と豫想され已に九月下旬より新物走りの入荷を見初取引一斗一元を呼びたるも出廻逐增するに連れ漸落して九十仙臺となり前年の相場に比すれば約四十仙方の安値となりたる爲め久しく作業を休止し居りたる油房は再び豆粕、豆油の製造を開始するに至り移出向取引と相俟て需要旺

盛に日々三千石餘の入荷を見るに至りたるが大正五年當地汽車積移出高は五萬三千四十六噸に達し之れを前年に比すれば約四倍强の激增を示せり。

粟　支那人は之れを穀子又は谷子と稱し粳糯の二種あり粳粟は單に穀子と稱し之れを精白せるものを小米又は米子と云ひ糯粟は粘穀子と稱し之れを精白せるものを小黃米と稱へ居れり從來當地に於て消費せらるる外多くは朝鮮へ輸出せらるる蓋し朝鮮に在りては近年本邦人の移住するもの增加するに伴ひ水田の開拓せらるる地積增加し爲に朝鮮人の常食たる粟の產額を減じ自然滿洲より輸出するに至れるものにして其輸出高の如きも逐年增加の傾向あり大正五年は他の作物同樣豐穰なりし爲め新物出廻迄は一斗一元五十仙乃至六十仙臺を往來し居たりしも出廻と共に一元四十仙より遂に一元四、五仙に低落せり前年の汽車積輸出高は六千四百二十七噸なるが大正五年は七千五百九十四噸に增加せり。

麥　從來當地方に於ては大麥、小麥とも栽培高多からず從て他地方へ移出せらるることなく多くは當地市場にに於て麵粉に製造し饂飩、餅等として食用に供せらるる外燒酒釀造原料の一部として消費され居れるが本年は前年の不作以來

農家は一般に食料の缺乏に苦しみ居れることとて他の作物より比較的速に收穫し得べき麥を栽培し高粱苅入れ迄一時其缺乏を補はんとて例年より多く作付をなしたるが幸に天候適順なりし爲め發育極めて良好に經過し八月初旬には全部苅取を見たるが豐穰なりし爲め相場も收穫前は小麥一斗一元四十仙乃至一元六十仙、大麥一斗五十五仙乃至六十五仙を稱へたるもの新物出廻と共に小麥一元四十仙乃至一元二十五仙、大麥五十仙乃至六十仙に低落したり、之れを前年に比すれば約二割方安値なり。

豆粕　前年以來原料たる豆の品拂底相場騰貴に依り製品たる豆粕は需要頓に減退し外國仕向は船腹不足運賃昂騰等に依り輸出杜絶の有樣に加へて本邦筋も亦需要起らず安値を稱へ製品對原料値段の不引合を來し到底輸出の見込立たず一時當遼陽に於ける二十四軒の油房業者は二、三契約品の製造に從事し居れる外先物契約に應せず全部作業を休止し市況見送の姿なりしが十月下旬より豐穰を告げたる新大豆の上市を見るに至るや相場も漸時低落し一時一枚一元四十仙内外を稱へたるもの一元十仙内外となりたる爲め各油房は漸く活氣を呈し何れも

新原料を用ひて作業を再開するに至り新製品は一枚一元七、八仙乃至十仙の呼値なりしも當時移出地たる營口大連相場格安なりし爲め捗々しき取引も見ざりしが十一月初旬に至り俄に需要を喚起し日々六十枚内外を製出移出し前年の汽車積輸出高一萬六千九十五噸に對し本年は四萬九千八百十二噸を輸出し豆類の盛況と相俟て頗る好況なるを得たり。

▼重要輸入品

煙草　從來當地に輸入する外國煙草は我東亞煙草株式會社製品、英米トラスト製品を主とし其他三林公司製品及露西亞煙草埃及煙草等あるも此等は東亞煙草及英米トラスト煙草に比すれば其數量極めて僅少なり大正五年我が東亞煙草の賣上數量は千四百六十九梱、價額八萬六千二十八圓にして此内譯口付煙草三百梱一萬六千九百二十圓、兩切煙草千百五十梱六萬八千四百九十三圓、刻煙草二十四梱千九百二十三圓にして之れを前年に比すれば七千五圓の賣行増加を來せり、蓋し本年當地方は特殊農產物の作柄一般に豐穰なりし爲め需要者の購買力を増進し

たるトラスト煙草が戰亂の爲め製品及原料を本國より意の如く輸入する能はず、上海製造所に於ける製造力の如き著るしく減退し市場に時々製品の品切等を來したる爲め自然之れと角逐しつつある我が東亞煙草の賣行增加を見たる所以なり其の相場左の如し。

種類	名稱	價格
口付	霞	金 四〇・〇〇円(一梱二萬五千本入)
同	朝日	金 四一・五〇(同)
同	武藏野	金 五二・五〇(同)
同	大和	金 五二・五〇(同)
同	敷島	金 七三・〇〇(同)
兩切	ハネピー	洋錢 八三・四〇元(一梱五萬本入)
同	コ、ア	同 三四・〇〇(一梱二萬五千本入)
同	スピーヤ	同 七〇・〇〇(一梱一萬五千本入)
同	フエニツクス	同 一八〇・〇〇(一梱五萬本入)
同	ウエルス	同 四四・四〇(一梱五千本入)
同	スター	同 五九・〇〇(同)

尙トラスト煙草は前記の如く戰亂の爲め品切等を來し我が東亞煙草と對抗することと能はざりしも、年來開拓し來れる販路の基礎鞏固にして容易に他の侵蝕を許さず、依然侮るべからざる勢力を有し居れり、今トラスト煙草の内比較的需要多

き品質及其相場を示せば左の如し。

名称	價格	名称	價格
燕子牌	洋 三八・〇〇元(一梱二萬五千本入)	ルビークイン	同 三八・〇〇元(一梱五萬本入)
アネストツエイト	同 六六・〇〇(一梱五萬本入)	ニューヨーク	同 一三七・〇〇(同　)
パイレート	同 三八・〇〇(同　)	クロスカツト	同 四六・八〇(一梱一萬本入)

右の内賣行良好なるはパイレート・ルビークインの二種なるが大正五年此等トラスト煙草の賣行高は合計千五百七十八梱十三萬四千二百元其の他の外煙は百二十八梱五千八百二十七圓なりと云ふ、而して近時朝鮮煙草株式會社製品本邦八向として輸入せられつゝあるも其數未だ多からず。

石油（從來當地に輸入せらるゝ外國石油は米國スタンダード石油會社(美孚煤油公司)及英國ライジングサン石油會社(亞細亞火油公司)より販賣せられ、其輸入數量本年は米油約二萬七千箱、英油約一萬七千箱合計約四萬四千箱にして、之れを歐洲戰亂以前の輸入額十萬箱以上に比すれば著るしき減退を示せり、而して斯く急激に數量の減退を示せるは蓋し戰亂以來船腹不足勝にして輸入意の如くならざりしと値段昂騰の結果需要減退せると油房發動機等の休止に基き工業用として

の需要多からざりしとに因る、最近三個年の最高最低相場左の如し。

名稱		大正三年 最高	大正三年 最低	大正四年 最高	大正四年 最低	大正五年 最高	大正五年 最低
米油、美孚牌	箱入	元 四.九五	元 四.七〇	元 四.八五	元 四.五〇	元 七.一五	元 四.五〇
鷹牌	同	四.四五	四.一五	四.五〇	四.一五	六.六五	四.五〇
虎牌	同	四.八五	四.七〇	四.六五	四.四〇	六.六五	四.四〇
同	箱無	三.九〇	三.六〇	四.三〇	四.〇五	六.三〇	四.〇五
英油、僧帽牌	同	四.四五	四.二〇	四.五〇	四.二〇	六.六五	四.二〇
鐵錨牌	同	四.四五	四.三〇	四.六五	四.三〇	六.六五	四.三〇

右三個年の相場を對照するに大正三、四年の兩年に於ては何等の變化を見ざるも、大正五年に入り何れも最高に於て約二元の値上を爲し居れり、而して此等外油の外本邦石油として從前寶田石油會社の輕油一時輸入せられたることありしも、外油に壓倒され其儘中止され居たりしが、大正五年以來外油は何れも協定價格を引上げたる結果賣行減退せる矢先、前記寶田製出の青福壽、赤福壽の兩種の輸入を見たるところ、外油に比し安値なる爲め一時相當需要せられたり、又當地邦商蓬萊堂は大正三年以來日本石油會社の特約販賣店として富貴蝙蝠印を輸入し居れる

が、市評良好にて油質も英、米兩油に比し些の遜色なく値段も亦本年は寶田の福壽印と共に外油の協定價格と同率或は其以下にありし爲め相應需要を見たり。

綿絲及綿布　當地に輸入せらるる綿絲は從來印度絲を以て市場獨占の姿なりしも、近來本邦品の需要頓に加はり印度絲に代り歡迎せらるるに至りたるが、就中東洋紡績會社製造に係る麒麟印十手及十六手最も賣行良好なるが如し、蓋し當地に於ては支那人經營の大業工廠と稱する製織工場ありて蒸氣動力に依る織布機を据付、前記麒麟印十手及十六手を原料とし製織し居れり、製品は全部粗布にして當地方一帶及營口方面に需要せられ居れり此外農家の副業として手織土布の製織行はれつつあるも、近來原料高値となりたる爲め幾分需要減退し居るが如し、本品大正五年の輸入額は約千三百梱なり。

綿布は從來支那製大尺布、英國製花旗布、打連布、羽綾布及本邦品輸入せられたりしが戰亂以來英國品の輸入減退と共に本邦品の需要增加し、目下市場は本邦及支那製品相角逐し居る姿なるが本邦品は支那製品に比し織上り一見體裁好きも糊氣多く一旦濕水するや、忽ち地薄となるの缺點ありとて幾分聲價失墜の傾向あり

しが漸次當業者の注意に依り此等缺點改良され、今日に於ては支那製品を壓倒しつつあるの觀あり、本品の輸入高は約一萬四百梱なり、左に大正五年中の綿絲綿布の相場を示す。

種類	名稱	單位	最高（元仙）	最低（元仙）
綿絲	英國三兎	一匹	九・四〇	七・〇〇
	英國大鹿	同	一〇・八〇	七・四〇
	英國馬狗	同	一〇・九〇	六・四〇
	英國圈狗	同	一一・八〇	六・八〇
	日本藍魚	一梱	二二七・〇〇	一四五・〇〇
	日本麒麟	同	二二五・〇〇	一三三・〇〇
	日本桃	同	二二七・〇〇	一三〇・〇〇
	印度紅列海	同	一八三・〇〇	一三三・〇〇
	印度紅人印	同	一八四・〇〇	九八・五〇

種類	名稱	單位	最高（元仙）	最低（元仙）
大尺布	日本福	一匹	二・六〇	二・一五
	日本祿	同	二・六〇	二・一〇
	日本壽	同	二・五五	二・〇五
	日本福桃	同	二・五〇	二・〇〇
	日本象	同	二・六〇	二・一〇
花旗布	日本龍頭	同	七・六〇	六・六〇
	日本三洋	同	七・五〇	六・五〇
	日本九龍	同	七・四〇	六・四〇
	日本瀋桃	同	七・四〇	六・四〇

麥粉　從來當地に輸入し來れる麥粉は米國粉、上海粉、哈爾賓粉、鐵嶺粉の四種にして、米國粉多數を占めたりしも歐洲戰亂以來同國品の輸入漸次減退せると哈爾賓粉も亦露本國に於ける需要激增に伴ひ南下の餘裕十分ならざりしより、一時鐵嶺粉相當需要を見たりしも、上海粉の移入を見るに至り値段割安の爲め賣行頗る

良好にして動もすれば他を壓倒するの傾向ありしが銀相場昂騰に從ひ移入漸次減少し鐵嶺及哈爾賓粉代つて需要せらるるに至れり大正五年此等麥粉の輸入高は約六萬袋なり左に大正五年中の産地及商標別による最高最低相場を示す。

産地	商標	最高（元仙）	最低（元仙）	産地	商標	最高（元仙）	最低（元仙）
米國粉	日月旗印	三・一〇	二・六〇	哈爾賓粉	象印	三・五〇	二・六五
上海粉	綠雙馬印	二・四五	三・一〇	哈爾賓粉	地球印	三・六〇	三・三〇
上海粉	綠兵船印	三・五〇	三・二〇	鐵嶺粉	紅龍印	三・三〇	二・八五
上海粉	紅寶星印	三・二〇	二・七〇				

此外遼陽附近に栽培せる小麥を以て製粉せるものあるも、生産高多からざると品質劣等にして到底他製品に對抗する能はず、只價格低廉の爲め下層に需要せらるるに過ぎず。

靴下及び手袋　兩種とも從來本邦製品のみにて市場を獨占し居り一個年の輸入額靴下は約八千打內外に達し一打洋錢一元二角乃至一元五角位の品歡迎され居りしも、本年來材料値段騰貴の爲め四元迄昂騰を見るに至りたると近來支那商にして簡易なる靴下編機を購入して製造し始め且つ自國人の嗜好に適する染色法を施したる上格安に販賣せるもの續出せる爲め本邦製品は之れが影響を受け

販路鈍り本年需要高は約半減して四千打内外となりたるが、手袋は靴下の如く簡易に製出摸造し能はざるを以て材料値段騰貴し、一打二元七角乃至三元位に至りたるも、毫も需要減退の模樣なく約三千打内外の需要を見たり。

石鹼　從來當地に於て需要せらるゝ化粧石鹼は本邦及露國製品多數を占め常に互角の觀ありしが本邦品としては大阪春本製の九重及芝蘭の兩種及上海邦人經營の瑞賓洋行製九鼎及彩鳥の兩品最も歡迎され居れり本年前者は約三千打、後者は約六千打の輸入を見たり、又露國製品としては莫斯科サンプロカード會社製の歹過皂需要多く大正五年は約三千打以上輸入せられたるが如し、此外洗濯石鹼は從來天津製出の獨逸品日光皂及同地英商製造に係る傘印最も賣行良好にて大正五年は日光皂約四百打、傘印約六百打內外の移入せられたるが此外邦人經營の大連石鹼製造會社の琥珀肥皂は値段割安なる爲め相當需要を喚起しつゝあり。

帽子　當地に輸入せらるゝ帽子は從來夏冬兩向とも本邦製品多數を占め殆ど市場獨占の姿にして適々外國製品の輸入を見るも高値の爲め忽ち本邦品に壓倒され居れるが近來に至り一般の嗜好漸次安値なる前清風の自國帽に歸復し外國

帽の需要熱冷却し初め、殊に最近に於ては冬季用羅紗製帽子の如きは殆ど賣行杜絕せる有樣にして防寒帽の如きも大正五年は原料のみを本邦より仕入れ外國形を模造し居れり、又夏帽子は一時臺灣パナマ帽の需要盛なりしも、近年殆ど需要絕え總て自國製麥稈帽を用ふるか、又は格安なる洋傘を以て代理する傾向を呈し來れり。

莫大小類　主に莫大小襯衣類にして支那人は衞生衣と稱へ夏冬兩季用とも相當の賣行あり、全部本邦製品を以て市場を獨占し大正五年の輸入約八百打位にして値段一打小洋十三元乃至十五元なるが、本年奉天に於ける支那商は本邦より此等莫大小材料のみを仕入れ同地にて裁縫の上販賣し初めたるところ、安値なる爲め一時需要せられたるも仕立上り不體裁の爲め忽ち本邦品の驅逐する所となれり。

綿毛布　從來獨逸品多數を占め殆ど市場獨占の姿を呈し、本邦製品の需要せらるるもの至て少なかりしが、獨逸品の輸入杜絕以來俄に本邦品の需要を喚起し本年は約三千枚の賣行を見たり、値段は一枚洋錢二元內外のもの歡迎せられ、用途と

しては冬季人力車の膝掛、旅行用及炕敷等に需要せられたり。

賣藥　最も賣行良好なるは仁丹にして先年邦貨排斥運動と共に奉天に於ける支那商は紅丹と稱し仁丹に類する模造品を發賣し奇利を博せんとしたる爲め一時仁丹の需要稍〻減退したる模樣ありしが、該摸造品は品質粗惡にして到底仁丹に比敵すべくもあらざるより今日に於ては反て之れが爲め仁丹の聲價加はり賣行益〻增加しつゝあり、其他藥品としては中將湯、次亞燐、肝油等相當の賣行を見たり大正五年の需要總額は約銀五萬元見當なり。

齒磨粉　本邦製中賣行良好なるは平尾製ダイアモンドにしてツバメ・ライオン等之れに次げるも從來當地方の支那人は齒磨粉輸入の嚆矢たる露國製白色粉先入主となれる爲め一般に白色のものを好み本邦輸入品は多くは著色せられ居れる爲め需要者の嗜好に投ずる能はざるが如き傾向あり、奉天に於ける支那商は原料を本邦より仕入れ同地にて製出包裝し販賣し初めたるが製法宜しきを得ず、且つ外觀甚だ振はざるも安價なる爲め販路漸次擴大の模樣あり。

齒楊子　全部本邦品のみにして賣行漸次增加の模樣あり、大正五年の輸入額約

二百哥、價格約二千圓にして一哥、銀八元乃至十五元位の品歡迎せられたり、從來は極めて短毛のもの需要せられたるも近來は漸次長毛のものを喜ぶ傾向あり。

敷布　從來日米兩國製品市場に角逐し居りたりしも米國品の輸入減退と共に漸次本邦品聲價を高め、今日に於ては殆ど市場を獨占するに至れり、種類は白色を主とし著色したるものあるも染料高價の爲め著色物は自然價額割高となれるのみならず當地方支那人は一般に白色浮模樣物を歡迎したり、一個年約二千枚內外の需要あり、一打洋錢十一元乃至二十元見當の品最も賣行良好なり。

琺瑯鐵器　本品は從來獨逸製品多數を占め品質精良を以て多年需要者間に好評を得本邦品は之れが爲め常に壓倒され勝にて捗々しく賣行を見ず從て之れと對抗して販路を開拓せんことを容易ならざりしが、戰亂以來獨逸品は輸入全く杜絕し漸次本邦製品の需要を增し今日にては全く市場を獨占するの好況に達したるも、一般に品質貧弱にして獨逸品の如く堅牢ならずとの非難あり而して、需要多き種類としては洗面器中三十四、三十六、三十八吋物歡迎せられ之れに次で辨當箱鍋、痰壺等なるも、原料たる鐵板材料暴騰の爲め戰亂前に比すれば七、八割方高く從

て需要減退の模樣あり。

陶磁器　外國製品としては從來英、露、獨、墺等數個國品輸入せられたりしが、本邦品としては小皿及茶呑、茶碗中、三寸、三寸五分、四寸物等賣行良好にて色合及模樣に對する嗜好は主に淺黃、琉璃色、福壽模樣等を歡迎し居れり、此外陶器製匙の需要も亦逐年增加の傾向あり而して、外國製品は花瓶、茶器等概して上等品多く價格も亦割高にて賣行多からざりしが、歐洲戰爭以來輸入杜絕或は減退に伴ひ本邦品代つて需要せらるるに至れり。

燐寸　本品は全部本邦製品にして市場を獨占し居れり一時營口に於て製出せる支那製燐寸移入を見本、邦品と競爭せんと企てたり。

奉天地方

奉天市場に於ける大正六年の廻穀高は總計三十三萬一千石にして、前年に比し四萬二千石の增加を示し居れるが、左に兩年度の相場比較及び各種穀類出廻高を揭げん。

品名	六年度 相場	六年度 廻穀高	五年度 相場	五年度 廻穀高
	弗	石	弗	石
大豆	一、二〇	六五、四〇五	九二	八五、二七三
紅糧	一、〇二	三七、六〇〇	六八	八五、七五
包米	九七	三五、三八〇	六〇	三八、一八〇
小麥	一、六二	六、九一〇	一、二四	八、四五五
白小豆	一、三三	九、四八〇	一、一一	四、二一〇
紅小豆	一、一九	三、三六五	一、〇八	一、二四八
花小豆	一、一三	五、三六六	一、〇一	一、〇七五
小米	一、五〇	八、八三五	一、一三	五、四八五
吉豆	一、三八	三、三八五	一、一四	二、八〇五
粳子	一、〇六	一四、八三五	六一	二一、七〇〇
谷子	七七	八、〇〇五	五九	七三、三〇〇
粳米	二、二四	八、九八五	一、六四	一三、一九〇
合豆	一、一三	一四、三〇〇	七三	六、七一〇
芝麻	二、七一	二、七九〇	二、〇九	二、一九〇
蕎麥	六一	一三、五一〇	七二	二、〇〇七
大麥	八二	六、一七〇	七〇	一、五五五
勝子	一、五〇	九六五	二五	七六五
元米	―	二、二二五	一、四〇	六七〇
麻豆	一、三三	二、二四五	―	二五
吉米	一、四一	六、六五五	一、〇九	六、三九〇
白豆	一、三四	二、二九〇	一、三〇	一〇五
稻子	一、一八	一五、二六五	七一	一六、〇六五
稻米	二、二六	六、四三〇	一八、一	一、四六〇
合計	―	三三一、〇三〇	―	二八八、八一五

六、重なる商品の需給

重なる高品の需給に關しては滿洲工業の章及び其の他の章に併記したるが今其等の商品以外の重なる商品の需給二三に就て記せば左の如し。

石油需要　滿洲内に於ける一個年石油消費額は約百五十萬箱なるが、内最も

多きはスタンダードの六割、アジアの三割にして殘餘の一割は日本品其他種々なるも内地石油は三年前即ち歐洲大戰勃發以前は僅かに千箱内外に過ぎざりしに、其後急激なる販路擴張を爲し現在にては年額十萬箱以上に達し、尙今後益〻增加一方にして、此處内地石油會社の販路擴張の最好期なるも目下滿洲に於ける相場はスタンダード品は銀五圓四十錢日本品は銀四圓三四十錢見當なるも、消費者は主として支那人なれば目下銀相場の關係上有利の立場にあり、而して奧地輸送の關係上需要期は十二月以降三四月頃迄の冬期にて目下好況を呈し居れり。

鑵の需給

大連より輸出せる豆油は近年急激の增加を來し、六年度は十萬四千餘噸なりしが七年度は更に增加し約十二萬噸に達すべしと一般に觀察せられ居れり之等の豆油輸出に就ては尙本港には完全なる油槽の設備なきと。從て油槽船の來港なき爲め何れも一斗入りの石油鑵を用ひ居れるも近來鐵力の暴騰に依り一本一圓の經費を要しつゝある次第にして、豆油を米國に輸送の時は之を沙港に荷揚し再び同港に油槽に移入し其の經費に多額を要するのみならず、非常なる勞力を徒消し居れる有樣にて、現在の如く戰時狀態なれば米國工業界が如斯き不

生産的經費を徒費したる高價なる豆油も買ひ得るものならんか、一度平和となり豆油が世界的商品として他の植物性油と競爭場裡に立ちたる場合に於ては、現在の如くにては他國の侵害を受くべきは勿論なり、今本年度輸出豫想額十二萬噸を輸出するに何程の石油罐を要すべきかを大略計算せるに、一噸處要石油罐は約六十本なれば總計七百二十萬本、此の金額約七百二十圓の巨額に達し居れり、若し此を將來油樽船に依て輸出を見る事あらば豆油の相場は現狀に比し一噸に就て約五六十圓の伸縮力を有するに至るべく、現狀がいかに不利益なる方法に依りつつあるか明かにして、最近米國政府は油類輸送の必要に鑑む大小油樽船約六十隻の建造に著手したるは外電の報ずる所なるが、我豆油は既に世界的市場に競爭を爲すべき運命を有するものなるに、七十萬圓以上の多額の輸送賃を徒費しつつあるは考へざるも甚だしと云ふべく、完全なる油樽輸送の實況は當面の最急務と云ふべし。

朝鮮叺　朝鮮に於ては産業奬勵の意味に於て盛んに藁叺の製造を皷吹し各地産業組合に於てこれを督勵し一面日本よりの輸入品に對しては嚴格なる檢査

を行ふ等熱心に保護したる結果其生產は著しく增加し朝鮮米包裝用として需用さるる藁叺は全部國內生產品を以て充當し、仍且つ多量の過剩品を見るに至り大正六年來これが輸移出に就き苦心する處尠なからず、滿洲の如き農產物の豐富なる點と其輸送關係とよりして第一にこれが供給豫定地と數へられ、各地商業會議所を始め個人として販路調查硏究を試みたるもの尠なからざるが如き滿洲に於る藁叺の需要狀況は一個年僅かに七萬枚見當にして大部分は日本內地より輸入せられ朝鮮より輸入せらるるものは一千五百枚に過ぎざるもこれは日本より朝鮮に移入せんとしたる不合格品の再輸出に過ぎず隨つて滿洲に於て需用せらるる藁叺は左のみ品質の良否を問はず價格又朝鮮及び日本內地より低廉なるを常とする狀況にありこれ偶々滿洲に於ける藁叺の位置を語るものにして滿洲特產物の輸送が麻袋に依つて行はれつつあり麻袋は其價格に於て藁叺の約三倍に當るべきも其耐久力は藁叺の三倍以上にある外これが運搬には藁叺の如く容積大ならざる等幾多の利益を有するより藁叺を以てこれが代用品たらしめんとするは到底不何能事なりと觀測されつつあり、尙滿洲特產物以外の包裝用としての需給

關係を見るに、沿線土砂運送、礦石輸出、食鹽輸送等あるも其量決して多からず、一時バラ粕輸送用として可なりの需要を見たりしも、これ又甚だしく嵩張る點よりして漸次麻袋の爲めに壓倒されつつあるを以て、今後共朝鮮叺の需用を增す如きは萬なかるべし。

米麥　朝鮮總督府の米麥輸出制限令に依り、一時在滿移住者は頗る憂慎せしと當局が斡旋に力めたる結果、無制限輸入を得るに至れるが大連に輸入さるる米麥に關する大連海關の統計に據れば大正六正中の輸入は總計三十萬三千六百七十二擔(一擔は百斤强)にして其仕出地は內地三萬六千六百九擔、朝鮮二十四萬五千九百九十三擔、香港二萬一千〇七十一擔なるが、右數量中朝鮮米は全量の四割三分强を占め居れるは地理的關係密接なるに依ること多言を要せざるも、內地米と支那米の輸入に大差を見ざるは、支那米が主として支人に供給せらるるに基因するものなりと又大正六年中の月別の輸入米麥額は(單位擔)

月		日本	朝鮮	香港
一月	米	一六一	一七、七六四	三〇〇
	麥	一六三	—	—
二月	米	八三〇	一六、五〇〇	—
	麥	三四〇	—	—

		日本	朝鮮	香港
三月	米	六六一	二〇、三一七	八八九
	麥	四八〇	四二一	—
四月	米	一、一二三	二〇、四四四	—
	麥	四二四	一四〇	—
五月	米	一、四一六	三五、一八三	—
	麥	三九四	六三九	—
六月	米	五九七	二五、三七三	一、〇八七
	麥	三〇七	一六四	—
七月	米	四四八	二三、四六三	五一三
	麥	五二一	五一〇	—
八月	米	九五四	一六、八七一	—
	麥	四四四	四〇一	—
九月	米	四六八	六、一九〇	一、一一五
	麥	五八八	八四五	—
十月	米	一〇、四九七	二〇、七四四	六、〇〇〇
	麥	四七五	二、八七一	—
十一月	米	三、一七二	二〇、九一八	七、五三三
	麥	四四八	四〇	—
十二月	米	七、二九三	三、九六六	三、六二八
	麥	四四九	一九〇	—
合計	米	三六、六一五	二四五、九九三	二二、〇七一
	麥	三、一八一	五、八九七	—

にして大連經由奥地に移出されたる數量は全體の三割四分强に過ぎず尙は安東經由の補充あるが爲めにして卽ち當地移出は米七萬八千九百三十九擔、大麥三千百十擔、挽割麥九千七百七十八擔なるが、更に本年一二兩月の輸入量は

		日本	朝鮮	香港
一月	米	六三	一三、四〇八	四、〇七一
	麥	四四	一五	—
二月	米	一六九	一五、九五三	一、三三五
	麥	二九四	—	—

にして大正六年同期に比し大差を見ざるは制限令問題に影響なかりし證左なるべく、又奥地移出は一月米五千九十四擔、麥二擔、二月米三千九百五十四擔、麥二千五百九十二擔にして全數の約三割に當れりと。

滿洲粟　既往五個年間に於ける朝鮮粟の生産額は三百二十萬乃至三百七十六萬石にして年々十萬乃至七十萬石の不足を感じつゝあり、殊に、昨年の如きは生産額三百五十四萬石にて前年に比し二十二萬石の減收を見たりしが、此等の朝鮮内需要の不足額は之を滿洲粟の輸入を以て補ふを常とせり然るに本年は米價の騰貴に伴ひ農民一般貯蓄米を販出し自家食料を粟を以て代ふるる趨向著しきを以て例年に比し粟の需要を喚起し從つて滿洲米の需要著しく激增を來すべき傾向であるも、鐵道滯貨船腹不足等の關係より六年十月以降七年二月迄に滿洲粟の朝鮮に輸入せられたるものの僅かに三萬五千石に過ぎず、偶々當業者にして此趨向に著眼し輸入を試みんとする者あるも、現在の如く滿鐵鮮鐵共停滯貨物の消化に苦心し船腹亦不足にして輸送力減退しある今日にては鐵道側に於ても當業者の要求を充たし能はざる場合尠からず既往數年の統計より見て滿洲粟輸入の最盛期は四五六月の交なるを以て、若し依然として輸入粟の輸送意の如くならざるに於ては需要者側たる鮮人の痛苦想像に餘あるを以て朝鮮總督府にては早くも此點に著目し過般來鐵道側に對し粟輸送に關し交渉を開始せる模樣なりしが七年

四月に至り漸く總督府對鐵道側の協定成立し、今後月々約二萬石の汽車輸送をなすと共に之が輸送に要する貨車配給等の計畫成れりと云ふ、朝鮮人現下の食糧品たる米粟需給の狀態よりし一面六年秋に於ける米の減收米價騰貴等より見て輸入必要數量の激增は到底右輸送の二萬石宛にては不充分たるを免れずとは、一般の輿論にして滿洲粟の需給調節上今一層の施設を要望しつゝあるもの尠からざるが如し。

七　物價騰貴事情

大連商業會議所に於て大正七年三月末の市内物價を調査したる騰貴事情を記せば左の如し。

▲家賃　家賃は物價として見るは聊か穩當を缺くの嫌ひあれ共生活上重大の關係を有するを以て玆に揭ぐることゝせり、由來大連に於ける家賃は內地は勿論滿洲各地朝鮮等に比し常に高位に有るは一般の認知する所にして、戰前大正三年頃に一度び低落せしも戰後再び騰貴の趨向を呈し、現今を以て戰前に比すれば最低

二割最高五割方の高騰を示せり、新築家屋にありては材料工費一般に上騰せしを以て從つて賃貸價額の騰貴を來せしものなりと雖も、數年前の建築に依るものにありては需給の關係以前何等特種の原因を認めず而し、當市昨今の形勢より觀察せば居住者の激增は貸家の不足を來し從來は貸家專門業者の貸家中常に二割內外の空家あるを常とせしも、昨今に至りては殆ど空家を見ざる有様なるを以て此趨勢を保持せば將來尙高騰を免れざるべく從つて大正七年度大連民政署貸家業税は夥敷增收と也なり、而も之が緩和手段としては滿鐵を初め其他の諸會社官公衙にありては舍宅を增設又は新築し社及官公吏の散宿を禁ずるの方針を取るを至當と認む。

▲石炭　滿洲に於ける燃料は生活上家屋に次いで考慮を要すべき問題なりとす特に石炭にありては世界的商品なるが故に著しく時局の影響を蒙り遠く歐米諸市場の情況を述べるまでもなく、近く朝鮮日本等に於いて著しき騰貴を爲し今や朝野の有識者間の重要硏究問題となれり、我滿洲に於ては撫順炭の產出ありて比較的供給豐富なるも昨年上半期に於て噸當り二圓方の引上行はれ、本年四月又

又一圓三十錢方の騰貴を告げたり、其騰貴の原因に至りては畢竟世界的相場の變動就中日本朝鮮等に於ける相場の高騰に伴ひしものなりと雖も、直接の原因としては銀の高騰に存すること云ふ迄もなく、卽ち炭坑苦力賃金の支拂は小洋錢なるを以て從來一日小洋四十錢(金二十八錢)の苦力は現今金四十八錢を受くるの計算となる、是れ炭價の騰貴を來せし主因なりと雖も炭價の騰貴は一般住民の苦痛を大ならしむるのみならず、諸工業の發達を租害することと大なるを以て將來出炭額の增加を計ると共に輸出炭に相當制限を加へ、社員用炭の價格を一般市價に引直し依つて滿洲に於ける出炭の調節を圖るを至當とす。

▲米● 米價の騰貴は生活費の膨張を來し一般の利害に深甚の影響を與ふることと勿論にして識者の最も考慮すべき點とす、在滿邦人の主食物たる米は殆んど總てを輸入に仰ぎ最近大連に於ける輸入高三個年を平均して一年十四萬三千六百餘石を算し內外米輸入高平均十一萬四千餘石に上り而も其過半は鮮米なり、邦人の發展と共に將來益〻多額に上るべきは當然の勢ひとす、然るに此住民の死活に關する米價は時局の影響に依り昨年來特に漸騰を告げ仁川一等米の如きは今年に

入りて急轉二十六圓臺より商況を一變し三月には二十九圓臺に突飛ばし之を大正四年一月に對比するに約八割方の高値を演出せり、蓋し當地に於ける米價は朝鮮相場に依つて左右せられ鮮米市場は亦內地相場との關係に依つて決定さるるが故に當市場今日の米價の騰貴は內地及び朝鮮に於ける異常なる暴騰に依るは勿論にして內地に於ける米價の騰貴は通貨の膨張、消費額に對する供給の缺乏、運賃並に產地高等のためなりとすされば一般住民の苦痛を除却するが爲めに之が調節方法として鮮米に對しては運賃手續き關係に手加減を試むるの外大勢を動かし得ずとせば支那米及び蘭貢米佛領印度雜米の輸入を促すべきを急務とす。

應急策以前、米其の他日常必需品に對しては更に根本的救濟策を講ずるを緊要とす蓋し大連に於て穀價調節を考察するに於て注意すべき點は、關稅が其の價格構成に何等の作用を及ぼさざることにして且米價の激變を調節する定期取引の作用をなす關係もなければ能く其因果關係を尋ね眞に經濟上の目的のために取引を行ふの方法を講ぜんことを要す、元來穀價は供給に正比し需要に逆比するものなるを原則とす而かも當地の經濟生活範圍の狹隘なる供給の道を廣く求むる

により問題は自ら氷解すべし、而て鮮米は朝鮮取引市價に支那米は銀價暴騰に蘭貢米は運賃關係に影響を蒙ることとなる、されど大正六年に於ける對南貿易大いに發達し當港輸入超過の一因を呈せるが故に南支及佛領印度方面より米穀輸入を促進するの望みなしとせば、之によつて供給を管理するを可とす、而して其管理法は獨、英米に於ける食物政策に鑑がみ、物資管理と價格の公定を爲すにあり。

▲野采　滿洲に於ける邦人の增加に進れ本品の需要は逐年激增の趨勢にして殊に本品は食料品中缺ぐべからざるものなるを以て、價額の暴騰は在住邦人に甚大なる苦痛を與ふるものなり、而も其騰貴率は四割乃至十數割平均八割內外を示せり、又在荷薄の原因に至りては昨冬來內地に於ける寒氣酷烈を極はめたる結果、菜物の取穫不良に了り、從つて內地ものの輸入激減するに至りたるが故にして一圓滿洲物及山東物に至つても銀價暴騰のため一般の高値を唱ふるに至り、遂に今日の暴騰を見るに至れるものとす故に今後に於ける本品の調節策は當局に於て之が栽培に對し相當の奬勵法を講じ地物の生産を助長し或は野菜果實等の雜市場を開設するに至らば幾分の調節は敢て難事にあらざるべし。

▲綿布　滿洲に輸入せらるゝ本邦綿布は去る明治三十七八年以來英米其他の外國品と競爭の結果戰前に在りて既に前二者を壓倒して本邦品七分の勢力を占むるに至りしが歐洲戰亂勃發以來米國より微力の輸入を見るのみにて今日にては殆んど日本品の獨占となるに至れり、而して本品の如きは邦人の生活上必要品と見做す能はざるも支那人の需要擴大なる丈市況に及ぼす影響は實に甚大なりとす、而して前例に依り是を比較するときは實に二十三割八分强の大暴落を呈せり、之畢竟棉の奔騰工賃高、運賃騰貴等の諸原因に基くものなりと雖も、銀高に因る購買力の増進は本品の需要を增大ならしめたるも亦其一因たるを失はず、而して今日斯の如く日本品の勢力を占むるに至れるは時局の影響に因るものなりとは云へ畢竟英米品は品質堅良の代はりに價格廉ならず我製品は色澤佳ならざれ共、地質堅牢の割合に値段安き爲め彼等の生活程度に適合したるの結果に外ならず、然れども現今の如く暴騰に亟ぐに奔騰を以て持續せんか勢ひ需要の漸減を招くべく一方米國品の如き侮るべからざる潜勢力を有し居れば、常に注意すべき事なれども內地品獨占の當地にては何等の調節方法を採るに由なかるべし。

△絹布　本品は其種類多數なる爲め從つて値段等も區々なれ共、本年三月相場を大正四年一月相場に比する時は、平均七割高の昂騰を示し物に依りては二倍乃至三倍の暴騰を呈したるものあり、殊に毛斯綸(絹布にあらざれども便宜上玆に掲ぐ)の如きは最も著しきものとす、而して昨年下半期內地に於ける棉絲商の思惑買ひ煽りにて棉絲は昂騰一方に走り原棉高も加味して殆ど天井知らず相場を現はし、延ひて生絲の暴騰を誘致し工賃高と相待つて益々硬化し來り最近又々棉絲は四百圓臺に昇らんとするの形勢あり、旁々時局問題愈々展開せんか本品は更に一層の强硬を辿るべく、從つて當地市場も加之に運賃高の强材料あれば目先當分は低落を望み難かるべく一般に豫想せらる、羅紗は戰前に比し著しき昂騰を示せるは原料の暴騰に因る事勿論なるが、加古川純毛霜降を標準として見れば七割以上の上騰にして、其他縞物、霜降り「メルトン」軍艦羅紗等皆之れに伴ひ騰貴を爲せり、特に昨年六月に於ける奔騰を甚だしとす、爾來引續き上向き一方にして前月に比して一碼三圓五十錢の物本月に入りて既に三圓七十錢を唱へつゝあり、是れ「トップ」の缺乏に加ふるに內地消費額激增し品拂底の所、時局の影響によりて日本品の海外輸出

を激增したるに原因す當市場には殆んど內地物のみにて從つて生產は需要に伴はず益〻價格の暴騰を來さんとするの商狀なり。

▲陶磁器　單に陶磁器と稱するも其種類甚だ多き爲め、品に依りては意外の高價を現し居れるも、前例に依り之を比較するときは平均十割强の騰貴步合を見るに至れり、高騰原因としては燃料工賃等の暴騰に因るものとして加之ならず、從來船積の際は運送屋は其荷物に對し正呼貫量より幾分の減才を爲せしものなるが、船腹不足の影響にて運賃高を告げし爲め全然減才等の利便を失し、特に產地に於ける職工の拂底は燃料高と相俟つて目先尙强氣を氣構へ居れり、何分產地相場に支配さるゝ品なれば、當地に於ては適當の調節策を施す方法見出だし難し。

▲硝子及硝子器　前者は三十三割六分强後者は十一割の暴騰の步合を示し前途又容易に低落の見込なく、騰貴原因として輸入杜絕原料曹達灰の暴騰及び燃料の奔騰等其重なるものにして其他工賃高運賃騰貴等も亦加味し居れり、本品の製造場は當地方に二三あれども是等は微々たるものにして、殆んど需要の大部部は內地に仰ぎつゝあれば當地に於て之が調節を講ずるは至難なるが如し。

▲家具　滿洲に於ける家具類は在滿邦人の增加と諸工業の勃興に伴ない益〻需要を增加するに至れり、而して當地に於ける家具は從來北海道材を以て製作せられたるも、近時內地に於ける木材の商況は一段の騰貴を示し加ふるに、船腹の不足に依る運賃高の關係上、現今に至りては殆ど輸入杜絕するに至り一面職工に支拂ふ賃銀に於ても、銀價暴騰の爲め益〻騰貴を加ふるに至れり、他方之が代用材として北滿材及び鴨綠江材を使用すれ共品質到底北海道材の比にあらざるを以て本品の調節は戰亂の終局を告げ、北海道材の輸入を待つにあらざれば他に良策なかるべし。

▲石油　電燈及瓦斯等の設備ある當地として本品の騰貴は生活上差たる苦痛を訴ふるに至らざるも、輸入數量等よりせば其經濟界に及ぼす打擊は決して等閑に附すべからざるものあり、之が前例に依り銀取引を金に換算して比較するときは實に十三割强の暴騰を見るに至れり、蓋し是產地に於ける容器の騰貴、工賃高及び運賃高に因るとは云へ、其最大原因とも認むべきは日本產を除く外は銀建なるが爲めにして、銀相場は一昨年下半季より昂騰を亟ぐに暴騰を以てしたる結果、斯

の如き暴騰を見るに至れるものとす。

▲塵紙　紙の種類も亦甚だしく大多數なるため茲には單に日常缺くべからざる本品を掲記せり、例に依り其騰貴步合を見るに本品は四割强の騰貴に過ぎざるも物に依りて二倍或は二倍半の暴騰を示せり騰貴の原因に就ては輸入品の杜絕、原料パルプ(洋紙類)の暴騰に引續き需要旺盛に告げ、揚て加へて工賃高、運賃騰貴等諸種の關係に依るものなるが、是等も內地相場に左右さるる當地としては何等調節策を講ずるの餘地なきが如し。

▲蠟燭　電燈瓦斯等の設備ある今日の需要も減退一方にて各自の日常生活に取りてはさしたる影響なきも、工場或は造船所等に於ける消費數は誠に僅少なりとせず、然れ共他品に比較し本品の如きは其騰貴步合も極めて少くして三割三分を示すに過ぎず而し他品同樣工賃高、原料高及運賃騰貴等の理由に依り漸騰せるものなるが故に、一朝他商品の調節效果を得んか漸落氣運に逢遇するは當然なるが如きを以て本品に對し緊急に調節方法を講ずる必要なきもの丶如し。

▲燐寸　前例に依り之を比較するときは九割三分の暴騰を見るに至れり、之を

要するに原料燐酸の奔騰箱材及軸木の昂騰運賃高等に依るものなりとす、滿洲に輸入さるる燐寸は微力なる支那品の競爭ある外殆ど日本品の獨占にして、從つて其相場も本邦製品の左右する所たるや勿論なり、而し滿洲製品も市場に於て相當聲價を保ちつつあれば、今後同品の發展如何は直接我輸出燐寸の打擊となるや必然の事にして、是れ等は單に價格の調節を望むのに止まらず、我國輸出貿易上大に研究を要すべき問題なりとす。

▲靴　日本に於けは原料不足と時局關係に依る外國輸出とに依り、品拂底の所當地に在ても內地と同じく需要增加を示せるに、目下原料品共に之を內地の供給に待てるが價格亦內地相場に左右せらるるは自然なり偶、內地製品に在ても暴騰貴に依り職工賃金は一月より二割方上騰しボックス製編上の如き大正四年一月に比すれば昨今倍額の騰貴なり、之れが調節の方法は原料供給の途を廣く求め、現在の小手工業を改め大規模の生產組織となすの外良策なきが如し、

▲小間物類　本品も亦益、需要增加一方なるも近時內地に於ける一般物價の昂騰に因り益、騰貴し來りたる今も、後の策としては只物價の下落を待つの外良策な

かるべし。

▲小麥粉　本品の騰貴は支那人に比し邦人の受くる打擊比較的僅少なりと雖も食パン及菓子類の原料として需要大なるを以て其影響必ずしも尠少なりとせず、戰亂勃發の翌年卽ち大正四年に於ける當市況は殆ど內地粉の獨占なりしも逐年原料小麥の不作に依り相場は騰貴一方に走り取引益〻困難となり本年三月相場を大正四年一月相場に比する時は平均十割强の騰貴を示し、殊に昨年下半期に入て內地に於る相場奔騰の結果當市場には全く其姿を沒し之に代ふるに上海粉の輸入を見るに至り殊に大正五年九月頃より銀相場一躍九天を衝くの勢を示したれば、自然騰貴歩合も甚だしく且つ產地上海に於ては英國及佛國等より大數の買付けあり、旁〻長江一帶小麥の大凶作と相待つて相場は殆んど底止する處を知らざらしめたるも、昨大正六年銀の大暴落に依り當市場は甚だしき打擊を受け、本品先物約定に依る支那側二三の倒產者を出したるなど轉た慘憺たるものありしが、其後逐次挽回するに至り昨今北方粉の供給不能、內地粉亦輸出禁止に依り當市場は全く上海粉の掌裡に委し之が前途の銀の昂騰氣配と相待つて益〻硬化し來る可く

而して金建に依る內地粉及北方粉の供給不能なる今日としては變動多き銀取引に依る上海粉の調節は誠に至難なりとす、殊に本品は原料作柄の如何に因りて常に相場の變動を來し且世界的商品なるを以て益ゝ其調節は困難なりとす、要は內地米價騰貴に依り凡ての農家が原料小麥の植付を顧みるの暇なく、尙北滿地方農家も種付簡易なる大豆に走りて小麥の栽培を忌避せし等、畢竟材料不足に因る生産減退を以て騰貴の主因とも見るを得べければ、一方是等農家に對し植付奬勵をなすと同時に地方製粉機關の發達を計り永遠に滿洲粉の製産能力を増加せしむるの方法を講じ、且つ目下の調節策としては滿洲製粉の滿洲以外に輸出を禁じ又內地粉の關東州輸出を特許せしむるを以て焦眉の急務なりとす。

▲**麵包**　本品は小麥粉の騰貴に因りて自然價格の昂騰を告げたれども、小麥粉に於て幾分の調節を見るに至らば自然本品に於ても下落するものと思意せらる。

▲**小麥**　生産不足は昨年の凶作と相俟つて相場益ゝ昂騰し本年三月の相場を四年前即ち大正四年一月に比する時は五割强の騰貴を呈せり、騰貴の原因としては米價及麥粉の奔騰運賃騰貴等種々あらんも生活不足及天候不良に依る凶作等主

なる原因とも見る可く、其の調節方法は小麥粉に於いて述べしと略、同一なるを以て茲に省略す。

▲清酒　戻税の特典を有する本品としては騰貴歩合殊に外甚だしく前例に依り是れを比較する時は、七割強の騰貴を見るに至れり、殊に騰貴の著しかりしは大正六年下半期以降にして本年三月迄に四回の値上を發表せしなど、未曾有の事にて主なる騰貴の原因は米價の昂騰に在るや勿論なり昨年八月以降內地米價は二十四圓を突破し二十五圓となり、偶、農商務省の發布したる暴利取締令は反つて氣配を煽りし如く、間もなく二十五圓臺を突破して五十錢と奔騰し、引續き十一月二十六圓臺を貫き是が前途は暗雲に閉されたれば、之を原料とする本品の騰貴は必然の趨勢にして尙一面船腹不足に依る運賃暴騰及容器の騰貴は殊の外著しく、又罐詰の如き硝子原料の騰貴は板材の暴騰と相俟つて彌が上に昂騰し目先尙ほ多少の騰貴は免れざる可し、而して需要の程度には差したる減退も見受けざるが如きも、比較的値段の低廉なる方へ需要の大部が傾きつつあるは事實にして、之に依つて不知不識の間に需要者の蒙る衞生上の危險は測るべからざるものあり、獨り需

要者各自の損害たるに止まらず、引いては國家の安危に關する重大問題なれば本品價格の調節の如きは誠に焦眉の問題なれ共、當地に於ける需要酒の大部は之を內地に仰ぐことゝて相場の如きも當然產地に左右さるゝ今日なれば當地に於ける調節策としては現下に處する適當の方法之なきが如し。

▲砂糖　他品の騰貴步合に比し本品は比較的尠少の騰貴なるが如きも、日常必須缺く可らざるものなれば騰貴步合僅少なりとは云へ、その及ぼす影響たるや實に甚大なるものあり、騰貴の原因としては運賃高及一般物價の騰貴に誘致されたる結果ならんも、最大原因としては產地に於ける工賃の暴騰及昨年度臺灣原糖の大減收を揭るに躊躇せず、而して當地に於ては近く南滿製糖の製品市場に現るべきも尙ほ製糖機關の完備を速にし依て以て永遠に滿洲に於ける製糖の製產能力を隆盛ならしむるを要するや勿論なり醬油味噌味醂等の騰貴原因は原料たる豆、鹽、麥其他石炭薪炭料等の騰貴より延いては米の騰貴による人氣相場に因するものなり、北滿邦人の增加に比し輸入高大ならず內地相場に比し運賃の負擔あるにも拘らず、格安なるは畢竟當地釀造業の隆盛に基因するものとす、然れども相場は

常に強硬を示し大正四年以來醬油は六〇七、味噌は七六四、味淋は四〇〇の騰貴をなしたり、姑息なる手段を避け根本的調節法として一般食料品共通の調節法を講ずるに在り卽ち食料品公開市場設立の如きも可なるべし、又殊に英米兩國に於ける物資管理法の如きも可ならん、英國の如きは物資の管理及最高最低價格の公定を行ひ着々として好成績を示しつつあるが、大連の如き狹隘なる經濟生活範圍に於ては容易に實行し得べし、卽ち行政官廳又は其權限を委任せれたる團體に於いて管理員を設け物資の適當なる供給を按配し以て價格の騰落を調節するに在り。

▲牛肉　滿洲に於ける肉類は在滿邦人の增加に伴ひ益〻其需要を增進し來り肉類中牛肉を以て其主なるものとなす、而して現今の相場を以て大正四年の一月に比較するときは約五割强の騰貴を示したるは主として產地に於ける銀價の暴騰其主因なりと雖も近時魚類の缺乏に依り一層此傾向を助長し殊に昨年來內地に於ける肉類の騰貴に依り、青島牛の內地輸出を開始せる結果一層此傾向を增進し來れり、之を要するに牛肉の價格調節は銀相場下落に至らば自然調節し得べしと雖も、一方山東牛の輸入を擴大し其れに要する運賃の低減を計るより他良策なき

ぎ如し。

▲豚肉　豚肉は肉類中牛肉に次ぐの需要品にして大正四年來約四割の騰貴其主因なりと雖も、一般物價の昂騰に伴ひ從來廢物視されたる豚飼養用食料の如きも漸次騰貴せる結果之が飼育者の減少せるに基因するものなり、故に本品は一般物價の下落と銀相場の平時囘復に俟ち、一面奥地よりの輸入を擴張し鐵道運賃低減を計るより良策なきものの如し。

▲鷄肉　本品の需要も亦在滿邦人の增加に伴ひ益、增進の趨勢にして近時價格の騰貴せしは全く銀價の暴騰に基因するものにして今後一般物價の下落、銀相場の平時囘復に至らば自ら下落するものと思惟せらる。

八　諸會社

(一)諸會社ノ一（州內）

（大正五年末日現在）

會社名	營業種目	開業年月	資本金 總額	資本金 拂込額
旅順醬油釀造合名會社	醬油味噌製造販賣	明治四十二年四月	千五	千五

旅順

合名會社小野木商會	物品販賣、仲立業	大正二年九月	四〇	四〇
合資會社旅順牧場	牧畜業	大正二年六月	二	二
合資會社孤山農園社	農業、製氷	大正四年四月	三〇	三〇
旅順窯業合名會社	瓦、土管其他陶器製造	大正五年四月	三	一
南滿製帽合資會社龍頭公司	各種帽子ノ製造販賣	大正五年九月	三〇	三〇
大日本鹽業株式會社雙島灣分局	製鹽及鹽販賣	明治三十九年九月	四、九五〇	二、二五五
滿洲水產株式會社旅順支店	漁業及魚類販賣	明治四十年一月	一八〇	七九
株式會社正隆銀行旅順支店	銀行業	明治四十四年七月	三、〇〇〇	一、五〇〇
合資會社秋田商會旅順支店	木材賣買	明治四十四年十二月	一〇〇	一〇〇
滿洲殖產株式會社旅順支店	農業、製鹽、信託、貸金、商品委託賣買	大正二年七月	五〇〇	一二五
渤黃漁業株式會社旅順支店	漁業及魚類販賣	大正四年六月	三五〇	三五〇
橫濱正金銀行旅順口出張所	銀行業	明治三十八年四月	四八、〇〇〇	三〇、〇〇〇
合計（會社數　一三）				

株式會社三星洋行	西洋食料品雜貨	明治三十九年三月	五〇	三〇
南滿洲鐵道株式會社	鐵道、炭礦	明治四十年四月	二〇〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
滿洲水產株式會社	漁業及魚市場經營	明治四十年十二月	一八〇	七九
株式會社滿洲日日新聞社	新聞發行	明治四十一年一月	一三五	一三五
株式會社正隆銀行	銀行業	明治四十一年一月	三、〇〇〇	一、五〇〇
大連建物株式會社	建物賃貸	明治四十一年十月	二〇	二〇
大連土地家屋株式會社	土地家屋賣買賃貸	明治四十二年三月	五〇〇	五〇〇
遼東汽船株式會社	運送業	大正元年十二月	一〇〇	一〇〇
株式會社大連銀行	銀行業	大正元年十二月	一、〇〇〇	三六二

南滿洲物産株式會社	油脂工業及海運業	大正二年一月	一,〇〇〇	一,〇〇〇
橋本汽船株式會社	海運業	大正二年五月	二五〇	二五〇
株式會社朝日商會	海運業	大正二年六月	二一〇	一〇〇
大連取引所信託株式會社	引所及取引ノ擔保	大正二年六月	一,〇〇〇	四〇〇
滿洲殖産株式會社	製鹽農事經營及諸貸付金	大正二年七月	五〇〇	一二五
大連貯金株式會社	諸貸付金並不動産賣買	大正二年十一月	一〇〇	五〇
大正興運株式會社	海運業	大正三年一月	五〇	五〇
大連禮裝株式會社	神佛葬儀請負	大正三年一月	五〇	一三
ソーライト製造株式會社	ソーライト、タンタルス製造販賣	大正三年四月	一〇	二
神棧汽船株式込社	海運業	大正三年十二月	五〇	五〇
大連汽船株式會社	海運業及倉庫業	大正四年一月	二,〇〇〇	二,〇〇〇
深川汽船株式會社	海運業	大正四年四月	二〇〇	五〇
南滿家畜株式會社	獸肉獸皮ノ賣買	大正四年五月	三〇	七
大洋汽船株式會社	海運業	大正四年五月	一〇〇	一〇〇
株式會社高砂檢番	藝妓檢番	大正四年六月	一〇〇	二五
株式會社大連劇場	劇場賃貸	大正四年九月	三三	八
大連油脂工業株式會社	油脂類製造販賣	大正五年四月	一,〇〇〇	二五〇
大連東和汽船株式會社	海運業	大正五年五月	一,〇〇〇	五〇〇
大連窯業株式會社	煉瓦、瓦、石灰製造販賣	大正五年七月	五〇	一三
株式會社九百八十番	貸座敷	大正五年九月	五〇	二五
儲蓄公司	企錢貸付及兩替	明治四十年八月	二〇	二〇
合資會社千勝館	旅館料理	明治四十一年十月	五〇	五〇

合資會社進和商會	金物機械類販賣	明治四十二年三月	四八	四八
合資會社桃林舍	牛乳搾取業	明治四十二年八月	七	七
合資會社花屋ホテル	旅館	明治四十三年一月	一〇	一〇
大連煉瓦合資會社	煉瓦製造販賣	明治四十三年三月	三〇	三〇
大連車夫合宿所	人力車、馬車ノ馭者ニ對スル舍宅貸付及物品供給	明治四十四年八月	三六	三六
南滿競賣所	新古道具古着賣買	明治四十四年九月	六	六
東洋賣藥製劑合資會社	賣藥製造販賣	明治四十四年十月	八	八
合資會社八馬商會	海運業及物品販賣	大正元年二月	五〇	五〇
合資會社向井骨粉工場	骨粉膠類製造販賣	大正元年二月	一八	一八
合資會社泰通公司	勞力供給及土木請負	大正元年三月	五	五
合資會社水野呉服店	呉服類販賣	大正元年五月	一六	一六
合資會社野口商會	海運業	大正元年五月	二〇	二〇
合資會社板谷商會	海運業	大正元年六月	三〇	三〇
合資會社板井組	牛乳及建築材料販賣	大正元年九月	五	五
合資會社辰馬商會	海運業及物品販賣	大正元年十一月	五〇	五〇
合資會社岸本商會	海運及物品販賣業	大正元年十二月	五〇	五〇
岡崎汽船合資會社	海運業	大正二年七月	五〇	五〇
合資會社富來洋行	酒類製造販賣	大正二年十一月	二〇〇	二〇〇
柳樹屯殖林合資會社	殖林及果樹栽培竝販賣	大正三年三月	五	五
關東汽船合資會社	海運業	大正三年七月	三〇	三〇
大連緒明合資會社	海運業	大正三年七月	一〇〇	一〇〇
合資會社東亞商會	諸官衙用達土木建築請負	大正三年九月	五〇〇	五〇〇

大連

[illegible]	[illegible]	大正四年一月	[illegible]	[illegible]
合資會社天生公司	[illegible]	大正四年一月	[illegible]	[illegible]
合資會社實曜商會	海運業及石炭販賣	大正四年一月	[illegible]	[illegible]
合資會社東和商會	海運業	大正四年二月	[illegible]	[illegible]
合資會社富利洋行	竹工業竹器雜貨販賣	大正四年三月	[illegible]	[illegible]
合資會社宏濟商會	電氣器具雜品販賣	大正四年三月	[illegible]	[illegible]
合資會社龍文堂書店	文具紙類書籍販賣	大正四年三月	[illegible]	[illegible]
合資會社[illegible]製造所	[illegible]製造販賣	大正四年四月	[illegible]	[illegible]
[illegible]汽船合資會社	海運業	大正四年四月	[illegible]	[illegible]
滿洲[illegible]合資會社	金融業	大正四年四月	[illegible]	[illegible]
合資會社[illegible]	石炭賣買	大正四年五月	[illegible]	[illegible]
大連[illegible]合資會社	[illegible]販賣	大正四年六月	[illegible]	[illegible]
河內合資會社	運送業	大正四年八月	[illegible]	[illegible]
合資會社[illegible]商會	物品販賣業	大正四年七月	[illegible]	[illegible]
松隆汽船合資會社	海運業	大正四年九月	[illegible]	[illegible]
原田汽船合資會社	海運業	大正四年十月	[illegible]	[illegible]
[illegible]汽船合資會社	海運業	大正四年十月	[illegible]	[illegible]
合資會社[illegible]	滿洲特產物賣買	大正四年十二月	[illegible]	[illegible]
田中合資會社	海運業	大正五年二月	[illegible]	[illegible]
勝田汽船合資會社	海運業	大正五年二月	[illegible]	[illegible]
[illegible]合資會社	[illegible]販賣	大正五年三月	[illegible]	[illegible]
合資會社[illegible]汽船組	船舶賣買[illegible]	大正五年四月	[illegible]	[illegible]

合資會社武内洋行	雜貨販賣	大正五年六月	一〇	一〇
相模屋合資會社	質屋及古物商	大正五年七月	三〇	三〇
滿洲製紙合資會社	製紙	大正五年九月	一五〇	一五〇
合資會社大三商會	海運、船舶賣買仲立業	大正五年十一月	一〇	一〇
乾合名會社	運送業	大正元年十一月	一〇〇	一〇〇
丸尾合名會社	雜貨販賣	大正二年十一月	一〇〇	一〇〇
田中合名會社	海運業	大正三年三月	三〇〇	三〇〇
大連洋服商合名會社	羅紗地販賣洋服裁縫	大正三年五月	二〇	二〇
礦業合名會社	滿蒙礦産物紹介並ニ販賣	大正四年三月	一〇	一〇
合名會社二葉組	雜貨販賣、委託賣買	大正四年五月	一〇	一〇
合名會社大連運送公司	運送業	大正四年十一月	二	二
酒井合名會社	海運業	大正四年十二月	二〇	二〇
村井汽船合名會社	海運業	大正五年二月	一〇〇	一〇〇
松菊汽船合名會社	運送業	大正五年二月	五〇	五〇
合名會社共信組	貸家業	大正五年十月	五	五
大日本鹽業株式會社	製鹽業	明治三十六年九月	四、九五〇	二、二五五
シンガーソーイングミシン、コンパニー	裁縫機械販賣	明治三十七年十一月	米貨 一、〇〇〇	米貨 一、〇〇〇
株式會社三越呉服店	デパートメントストーア	明治三十七年十二月	二、〇〇〇	二、〇〇〇
横濱正金銀行支店	銀行業	明治三十八年四月	四八、〇〇〇	三〇、〇〇〇
大阪商船株式會社大連支店	船舶運送業	明治三十八年五月	二四、七五〇	一〇、六二五
東亞煙草株式會社	煙草輸出及移出	明治三十九年十月	一、〇〇〇	一、〇〇〇
日本樂器製造株式會社	樂器製造販賣	明治四十一年二月	六〇〇	六〇〇

神奈川電氣株式會社支店	電氣機械販賣	明治四十一年三月	一〇〇	二五
小野田セメント製造株式會社	セメント及石灰製造	明治四十一年四月	一、八〇〇	一、七〇〇
滿洲商業株式會社支店	裁縫機械販賣	明治四十一年四月	一、〇〇〇	二五〇
株式會社三泰油房支店	豆粕及豆油製造	明治四十一年六月	銀 三〇〇	銀 三〇〇
日本賣藥株式會社支店	賣藥業	明治四十二年四月	二〇〇	一一〇
三井物產株式會社支店	貿易商	明治四十二年十月	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
露亞銀行支店	銀行業	明治四十四年十一月	露る 三、五〇〇	露さ 三、五〇〇
株式會社龍口銀行支店	銀行業	大正二年六月	三〇	一五
株式會社朝鮮銀行支店	銀行業	大正二年八月	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
中國銀行大連支店	銀行業	大正二年十二月	銀 六〇、〇〇〇	銀 七〇、〇〇〇
株式會社教育貯金銀行	銀行業	大正五年三月	五〇〇	二〇〇
株式會社角田市兵衞商店	織物製造販賣委託賣買	大正五年三月	一〇〇	五〇
合資會社秋田商會支店	製材及木材販賣運送	明治四十四年十二月	一〇〇	三〇〇
合資會社南昌洋行	石炭木炭販賣運送	大正元年八月	二三〇	二三〇
南滿農園合資會社	農事經營	大正五年四月	一三	一三
合資會社加藤洋行支店	物品賣買仲立	大正四年六月	四〇〇	四〇〇
友田合資會社支店	藥品、醫療器械販賣	大正五年六月	三〇〇	三〇〇
柴谷合名會社支店	酒・類販賣	明治三十八年四月	一〇〇	一〇〇
合名會社大矢組支店	米麥搗精物品販賣	明治四十年五月	一〇〇	一〇〇
宅合名會社支店	物品販賣	明治四十二年一月	五〇〇	五〇〇
旅順醬油釀造合名會社支店	醬油釀造販賣	明治四十二年一月	五〇	五〇
山口合名會社支店	運送業	明治四十二年十二月	二〇〇	二〇〇

嘉納合名會社支店	清酒釀造販賣	明治四十二年十二月	五〇〇	五〇〇
合名會社小野木商會	物品販賣	大正元年九月	四〇	四〇
大塚合名會社支店	清酒釀造販賣	大正四年十二月	三〇〇	三〇〇
株式會社大倉組出張所	貿易及土木請負	明治四十年二月	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
日清豆粕製造株式會社出張所	油房業	明治四十年四月	三、〇〇〇	三、〇〇〇
日本電氣株式會社出張所	電氣器械製造販賣	明治四十年七月	二、〇〇〇	一、五〇〇
株式會社日本蓄音器商會出張所	蓄音器製造販賣	明治四十年十月	一、〇〇〇	四〇〇
株式會社川崎造船所出張所	造船及船舶修繕船渠業	明治四十一年七月	二〇、〇〇〇	三、五〇〇
日本船株式會社出張所	海運業	明治四十二年十月	三五、〇〇〇	一七、五〇〇
東京製綱株式會社出張所	各種ロープ製造販賣	明治四十四年一月	一、五〇〇	一、五〇〇
日本棉花株式會社出張所	棉絲布販賣業	大正五年五月	二、〇〇〇	二、〇〇〇
大日本糖糖株式會社出張所	糖製糖販賣	大正五年十月	一八、〇〇〇	一三、〇〇〇
合資會社高田商會出張所	輪入商	明治四十二年二月	一、〇〇〇	一、〇〇〇
宮下合名會社出張所	材木販賣業	明治四十一年二月	一〇〇	一〇〇
古河鑛業會社出張所	鑛業、電線鉛管製造販賣	明治四十三年五月	五、〇〇〇	五、〇〇〇
合名會社鈴木商店大連出張所	貿易及保險代理業	大正元年九月	五〇〇	五〇〇
增田合名會社出張所、	貿易	大正二年二月	五〇〇	五〇〇
合計（會社數　一三六）			四九七、九六六）	三九八、七四七

金州

遼東銀行	銀行業	大正五年六月	六〇	一五
大日本鹽業株式會社普蘭店分局	製鹽業	明治四十年十二月	四、九五〇	二、二五五
大日本鹽業株式會社貔子窩分局	製鹽業	明治三十九年十一月	四、九五〇	二、二五五
合計（會社數　三）			九、九六〇	四、五二六

總計	(會社數 一五二)	五六五、一三〇	三九七、八一二
大正四年	(同 一三六)	五四八、五四九	四〇六、二五五
同三年	(同 一〇九)	五三一、四六五	三九一、五九二
同二年	(同 一一一)	四九七、〇三一	三五三、三三五
同元年	(同 八五)	四三九、〇七一	三〇六、三八五
明治四十四年	(同 六七)	四二六、六一九	二九五、七〇三

一本表支店出張所ノ資本金ハ往々本店ノ總額ヲ掲ケ彼是重複スルモノアリト雖モ今一々之ヲ區別スルヲ得ス。又支那貨（兩又ハ元）米貨（弗）等ヲ以テ示スモノモ之ヲ改メス表末總計欄ニ於テハ其儘之ヲ混計セリ次表亦同シ

(二)諸會社ノ二（州外）

大正五年末日現在

會社名		營業種目	開業年月	資本金 總額	資本金 拂込額
瓦房店	山下合名會社	雜貨	大正三年五月	千 一〇	千 一〇
	瓦房店電燈株式會社	電氣	大正三年十二月	五〇	二五
大石橋	瀋城屠獸株式會社	屠畜	大正三年六月	三	三
	大石橋電燈株式會社	電氣	大正五年十月	五〇	二五
遼陽	横濱正金銀行遼陽出張所	銀行業	明治三十九年六月	四八、〇〇〇	三〇、〇〇〇
	遼陽電燈公司	電氣	明治四十五年三月	一二〇	一二〇
	遼陽銀行支店	銀行業	大正二年六月	五〇	二五
奉天	瀋陽鐵道馬車公司	輸送業	明治四十一年一月	銀 一九〇	銀 一九〇
	明公債株式會社奉天出張所	公債月賦販賣	大正五年七月	二〇〇	五〇
	奉天市場株式會社	市場	大正五年八月	五〇	三
	滿蒙化學工業合資會社	膠皮製造	大正五年十二月	二	二

本溪湖	本溪湖煤鐵有限公司	採炭及製鐵	明治三十九年二月	七,〇〇〇	六,〇〇〇
	溪城鐵路公所	輕鐵運送	大正三年六月	五七〇	五七〇
	安東銀行本溪湖支店	銀行業	大正四年九月	五〇〇	一二五
	信虚合資會社	金融業	大正五年十二月	一〇	一〇
撫順	株式會社安東銀行支店	銀行業	大正四年九月	五〇〇	一二五
	公濟信託株式會社	信託業	大正五年九月	五〇	一二
	株式會社正隆銀行撫順支店	銀行業	大正五年十一月	一,〇〇〇	一,〇〇〇
	電氣化學工業株式會社	カーバイト製造業	大正五年十一月	五,〇〇〇	三,七五〇
鐵嶺	山口合名會社鐵嶺出張所	運送業	明治四十一年六月	二〇〇	二〇〇
	滿洲製粉株式會社鐵嶺工場	製粉	明治四十一年七月	一,〇〇〇	六〇〇
	鐵嶺電燈局發電所	電燈及電力	明治四十四年九月	一九〇	一九〇
	株式會社鐵嶺商品陳列館	委託販賣	大正二年五月	二〇〇	二〇〇
開原	橫濱正金銀行開原派出所	銀行業	明治四十四年十月	四八,〇〇〇	三〇,〇〇〇
	株式會社正隆銀行開原支店	銀行業	大正二年十二月	一,〇〇〇	一,〇〇〇
	南滿融通貯蓄株式會社	貨金業	大正二年十二月	三〇	七
	滿洲電氣株式會社	電燈	大正三年十月	一五〇	三七
	朝鮮銀行開原派出所	銀行業	大正四年九月	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
	開原取引所信託株式會社	信託業	大正五年二月	五〇〇	一二五
長春	三井物產株式會社長春出張所	輸出入	明治四十二年十月	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
	山口公司	運送業	明治四十三年十二月	二〇〇	二〇〇
	株式會社正隆銀行長春支店	銀行業	大正元年十月	一,〇〇〇	一,〇〇〇
	滿洲製粉株式會社長春分工場	製粉	大正二年六月	一,〇〇〇	六〇

長春	株式會社朝鮮銀行長春出張所	銀行業	大正二年九月	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	横濱正金銀行頭道溝分店	銀行業	大正二年十月	四八、〇〇〇	三〇、〇〇〇
	長春取引信託株式會社	信託業	大正五年四月	五〇〇	五〇〇
	長春共立貯金株式會社	貸付及各種ノ代理行爲	大正二年十一月	五〇	三五
	長春貯金株式會社	貸付及相互貯金	大正三年八月	五〇	三三
	株式會社長春檢番	藝妓檢番	大正四年三月	五〇	二〇
	吉林燐寸株式會社長春出張所	燐寸製造	大正四年十月	一八〇	四五
四平街	朝鮮銀行四平街出張所	銀行業	大正三年二月	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
公主嶺	横濱正金銀行公主嶺派出所	銀行業	明治四十二年十月	四八、〇〇〇	三〇、〇〇〇
	株式會社公主嶺銀行	銀行業	大正三年三月	一五〇	三七
	公主嶺電燈株式會社	電燈	大正五年四月	五〇	一二
安東	合資會社日陞公司	貿易	明治四十年一月	五〇	五〇
	合資會社日興油房	豆粕豆油製造	明治四十三年三月	八〇	八〇
	安東燐寸製材株式會社	燐寸軸・木製材	大正二年八月	三〇	一三
	鴨綠江製材無限公司	製材	大正四年十月	五〇〇	五〇〇
	株式會社山下製材所	製材	大正五年九月	三〇	一八
總	計	(會社數 四九)		二六四、五七三	一八七、五七六
大正	四年	(同 三九)		二五六、七〇〇	一八〇、一一八
同	三年	(同 三四)		一九七、四五二	一四一、三三八
同	二年	(同 二七)		一三六、〇三〇	八五、六七五
同	元年	(同 一八)		五六、四五〇	四四、四五九
明治	四十四年	(同 一四)		五四、三八二	三三、二一九

諸會社（領事館管內）

大正五年末日現在

	名稱	營業種目	開業年月	資本金 總額 千	資本金 拂込金
牛莊	三井物產株式會社牛莊支店	輸出入、仲買	明治三十六年三月	二、〇〇〇〇	二〇、〇〇〇
	營口水道電氣株式會社	水道、電話、電燈、運輸	同　三十九年十一月	二、〇〇〇	二、〇〇〇
	東亞煙草株式會社營口製造所	煙草製造	同　四十二年十一月	三、〇〇〇	一、七〇〇
	營口硝子製造株式會社	硝子製造販賣	大正元年八月	二〇	一〇
	東和公司	海運仲立代理	同　二年三月	一〇〇	一〇〇
	合名會社福來號	綿絲、綿布、燐寸、砂糖類	同　三年三月	一〇	一〇
遼陽	東亞煙草株式會社遼陽出張所	煙草販賣	明治三十八年十月	三、〇〇〇	一、七〇〇
	遼陽銀行	金貸業	大正二年四月	五〇	二五
奉天	橫濱正金銀行奉天支店	銀行業	明治三十八年五月	四八、〇〇〇	三〇、〇〇〇
	東亞煙草株式會社奉天販賣所	煙草販賣	同　三十九年十一月	三、〇〇〇	二、〇〇〇
	三井物產株式會社奉天出張所	物品販賣、仲買、運送代辨	同　四十二年十一月	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
	株式會社正隆銀行奉天支店	銀行業	同　四十二年十二月	一、〇〇〇	一、〇〇〇
	株式會社朝鮮銀行奉天出張所	銀行業	大正二年七月	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	株式會社南滿銀行	銀行業	同　二年七月	二〇〇	五〇
	奉天倉庫金融株式會社	倉庫、金融	同　三年八月	三五〇	八七
	奉天信託株式會社	信託業	同　三年九月	五〇	一三
	太興合名會社奉天支店	農業、鑛業	同　四年十月	五〇〇	五〇〇
	奉天酒造合資會社	酒類釀造	同　五年八月	一〇	七

鐵嶺	横濱正金銀行鐵嶺出張所	銀行業	明治三十八年八月	四八、〇〇〇	三〇、〇〇〇
	三井物産株式會社鐵嶺出張所	特産物、雜貨商	同　三十九年二月	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
	東亞煙草株式會社鐵嶺出張所	煙草販賣	同　三十九年十一月	三、〇〇〇	一、九〇〇
	合資會社鐵嶺銀行	銀行業	同　四十一年六月	五〇	二五
	鐵嶺電燈局	電燈業	同　四十四年九月	一一〇	一一〇
	株式會社鐵嶺實業銀行	銀行業	大正三年九月	五〇	一七
	寶隆銀號	銀行業	同　五年四月	五〇	一二
長春	東亞煙草株式會社長春販賣所	煙草販賣	明治三十九年十一月	三、〇〇〇	一、七〇〇
	横濱正金銀行長春出張所	銀行業	同　四十年二月	四八、〇〇〇	三〇、〇〇〇
	日清燐寸株式會社長春支店	燐寸製造	同　四十年十月	三〇〇	九〇
	株式會社北滿銀行	銀行業	大正元年十月	一五〇	四九
	日本棉花株式會株長春出張所	棉絲布販賣	同　二年六月	二、〇〇〇	二、〇〇〇
	株式會社共益社	棉絲布販賣	同　二年十月	五〇〇	三一〇
	シンガーミシン會社長春出張所	ミシン機械販賣	同　元年十二月	五〇	二三
	宮下合名會社安東出張所	木材業	明治三十八年七月	一〇〇	一〇〇
	大阪商船株式會社安東縣出張所	船舶運輸	同　三十九年三月	二四、七五〇	二〇、六二五
	横濱正金銀行安東縣出張所	銀行業	同　三十九年七月	四八、〇〇〇	三〇、〇〇〇
	東亞煙草株式會社安東縣出張所	煙草販賣	同　三十九年十月	三、〇〇〇	二、〇〇〇
	合名會社井上誠昌堂	藥種商	同　四十年二月	一〇〇	一〇〇
	合名會社藤平兄弟商會	石炭、石油販賣	同　四十年六月	三	三
	鴨綠江採木公司	木材業	同　四十一年九月	三、〇〇〇	三、〇〇〇
	シンガーミシン會社安東縣分店	ミシン機械販賣	同　四十二年四月	一	一

安東	三井物產株式會社安東縣出張所	貿易業	同四十二年十一月	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
	朝鮮銀行安東縣出張所	銀行業	同四十二年十一月	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	滿鐵電氣作業所安東電燈營業所	電燈及電力供給	同四十四年一月	二〇〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇
	滿鮮運送株式會社安東縣出張所	運送業	同四十四年三月	三三	二〇
	株式會社安東銀行	銀行業	同四十四年五月	五〇〇	一二五
	株式會社安東貯金銀行	銀行業	同四十四年五月	一〇〇	二五
	安東窯業株式會社	煉瓦、瓦製造	大正元年十二月	二五〇	一一五
	合名會社北華通關所	通關業	大正二年四月	二	二
	株式會社安東銀行舊市街出張所	銀行業	同二年七月	五〇〇	一二五
	合資會社西播洋行	精米業	同二年十二月	一〇	一〇
	株式會社共益社	貿易業	同三年十月	五〇〇	二五〇
	大連汽船株式會社安東縣出張所	船舶運輸	同四年四月	五〇〇	五〇〇
	安東信託株式會社	信託業	同四年十二月	三〇	七
	石崎合名會社	木材業	同五年一月	一〇〇	一〇〇
	安東貯金銀行舊市街出張所	銀行業	同五年一月	一〇〇	二五
總計	(會社數五五)			五四七、九四七	四三一、四六四
大正四年	(會社數五二)			五五四、九九一	四二七、〇四七
同三年	(同五二)			三六〇、三七三	二六三、三六八
同二年	(同五二)			三六〇、八八七	二七四、九二一
同元年	(同三八)			三八四、〇一〇	二八五、六三〇
明治四十四年	(同三九)			三八二、九一五	二八一、四六〇

一、本表ノ資本金中ニハ支店又ハ出張所ニシテ本店ノ總資本額ヲ掲ケタルモノ等アリテ彼是重複シ且ツ金銀ノ相違アレト

モ今一々之ヲ區分シ難キニ依リ其ノ儘合算セリ

九　大連の諸會社現在數

大正六年十二月末調査に依れば大連に本店を有する株式、合資、合名會社數は百十八の多きに上り本店を大連以外に置きて支店を有するもの又三十三、同出張所を置くもの十二合計百六十三にして其資本總額は四億萬圓を超へ居れり、今其資本及ぶ拂込額を區別すれば左の如し。

會社別	社數	資本金	拂込額
株式會社	四三	三二七、四五二、〇〇〇	一三五、七三一、七五〇
同　支店	二	一三九、〇八六、五〇〇	一二三、〇五九、〇〇〇
同出張所	八	八七、六〇〇、〇〇〇	四九、四〇〇、〇〇〇
計	七一	四四四、一三九、五〇〇	三〇八、一九〇、七五〇
合資會社	六一	七、六六七、〇四〇	七、六六七、〇四〇
同　支店	四	四、七三三、〇〇〇	七三三、〇〇〇
同出張所	三	六、一〇〇、〇〇〇	六、一〇〇、〇〇〇
計	六八	一四、五〇〇、〇〇〇	一四、五〇〇、〇四〇
合名會社	一五	七〇〇、五〇〇	七〇〇、五〇〇
同　支店	八	一、八一〇、〇〇〇	一、八一〇、〇〇〇
同出張所	一	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
計	二四	三、〇一〇、五〇〇	三、〇一〇、五〇〇

以上何れも金資本なる外銀資本に依るものあり即ち株式會社支店として三泰油房、中國銀行大連支店あり前者は資本銀三十萬元後者は資本銀六千萬兩にして

何れも全額拂込とす此外露亞銀行支店あり其資本は三百五十萬留にしてこれ又全額拂込みなり其他には合資會社貯蓄公司の資本銀二萬元あり。

今其創立年次に依りてこれを見る時は資本金額に於て四十四年の記錄ありさ雖も、こは南滿洲鐵道株式會社の創立に依るものなるを以て暫く除外し大正六年を以て第一とせざるべからず卽ち

	會社數	資本	拂込
明治三十九年	一	五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
同　四十年	一	一八〇、〇〇〇	七九、〇〇〇
同　四十一年	一	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
同　四十二年	三	五五五、〇〇〇	五五五、〇〇〇
同　四十三年	二	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
同　四十四年	四	二〇〇、〇五〇、五〇〇	一三四、〇五〇、五〇〇

	會社數	資本	拂込
大正元年	二	一、三三九、〇〇〇	七三一、五〇〇
同　二年	八	五、八四五、〇〇〇	四、一九五、〇〇〇
同　三年	八	一、〇四五、六四〇	一、〇〇〇、六四〇
同　四年	一八	二、九二一、五〇〇	二、七八九、二五〇
同　五年	一三	四、六一八、〇〇〇	三、三三[illegible]、五〇〇
同　六年	四一	一五、一七二、五〇〇	四、七三七、〇〇〇

大正六年は會社創立數四十一資本總額一千五百十七萬二千五百圓拂込額四百七十三萬七千圓にして、前年に比し其資本金は一千萬圓餘拂込に於ては百四十萬圓の增加に過ぎざるも會社數にては實に二十八てふ夥しき增加を示せり、更に會社の種類を見るに其最も多數を占むるものは海運業にして金融業及び工業會社

これに亞ぐ。

	株式	合資	合名	拂込額
海運	八	一八	四	六、九一〇、〇〇〇
金融	二	一	一	三、七四七、〇〇〇
工業	二	九	一	三、六九九、五〇〇
貿易	一	四	一	二、三〇〇、〇〇〇
其他	二	三〇	七	三、四四三、七九〇

右は南滿洲鐵道株式會社を除けるものにして、何れも大連に本店を有するものとす、尚ほこれを以て其趨嚮を按ずる時は明治四十四年以前はこれを各方面共に支店を中心として活動したりしを見るべく假りにこれを支店時代とすれば大正元年を一轉機として大連に於ける各會社の勃興期を劃し大正六年を以て其最高潮期に入れりと見るべく、各會社色別を見るときは資本の最も多く投ぜられたる海運業は比較的株式會社の多からずして合資會社の多きが目立つべく工業會社は其性質上比較的大資本を要する爲めか、海運業に比して株式會社の多きは自然の勢なるべし、更らにこれを設立年代より觀察する時は大正五年は海運業に對する投資多く、大正六年に工業に對する投資の多かりしは時局の影響の其儘表現さるるものと見るを得べし。

一〇　商業機關

商業會議所

滿鐵沿線に於ける我が邦商人の商業機關として顯著なる發達をなせるものに大連、奉天、安東に於ける商業會議所及び長春貿易會あり。大連商業會議所は初め實業會と稱し、居住邦商の利益を增進し併せて滿蒙事情の研究調査をなしつつありしが、大正四年六月に至り組織を改めて財團法人となし、大連商業會議所と稱し以つて今日に至りたり。奉天商業會議所は明治三十九年十二月奉天總領事館令第十二號に依り、明治四十年一月設立したるものにして、安東商業會議所は明治四十年十一月領事館令第二十號により明治四十一年七月設立し。長春貿易協會は大正二月十二月組織せられたるものなり。

其他、大石橋に實業會、開原に商業組合、營口に實業會、公主嶺に協會、遼陽に實業協會、長春に貿易協會、鐵嶺に實業組合等あり。

商務會

大連、旅順、金州、普蘭店、貔子窩等の州内及び沿線附屬地内には支那商の團體たる商務會、公議會あり、依つて附屬地内に於ける其等の團體に對しては滿鐵會社に於て大正二年一月附屬地内商務會通則を定め同二年長春頭道溝商務會を、大正三年七月公主嶺商務會も各之れによる商務會と認定し、大正三年九月雙廟子商務會の設立を認可したり、左れど未だ該通則によらざる商務會、公議會の設立せる地方あり、尚ほ附屬地外に於ける商務會は民國に至り條例の改正と共に商會と改稱せり。

滿洲重要物産組合

明治四十年六月大連に於ける特産物輸出同業者中の有志相圖り、海外輸出上に於て關係者各自の利益增進を圖り、同時に相互間の營業上の弊害を除却する目的を以つて滿洲重要物產輸出商組合を組織し、同年十二月に至り事務所を開設し翌年十二月に及び都督府の認可を受け、明治四十二年五月に至りて定款を改正し次で同年八月となるや、都督府は之れを民法第三十四條の公益社團法人と認めて其の設立を許可したり。本組合の組織は組合員によりて經營され、組合員中より理

事三名、組合長一名、及び副組合長を選任し、其の理事は外部に對して組合を代表し組合長は組合の事務を統理す、又別に評議員十二名を置き組合長の諮詢に應へ、業務執行狀況監査の任に當らしむ、更らに又主事一名、書記長一名、書記若干名を置き組合事務を處理せしむ。尙ほ本組合にては日報、週報、月報を發行し滿洲重要物産の集散、取引相場、其他諸般の調査報告をなしつつあり。

關東都督府取引所

滿洲貿易の大宗たる特産物の取引に就ては曾て最も不規律不完全を極め當業者は只雜然として隨意隨所に集合し、唯漫然として各種各樣の相場を立て取引を行ふが故に秩序立たず、一定の標準相場を發見すること能はざるは勿論取引物件の受渡は、極て不確實にして常に相場の昻低に由り履行と否とを決せられ而して其不渡の損失に對する救濟の方法に至ては全く闕如して之を保障するの機關あるなく、殊に明治四十一年大豆の販路が歐洲に開けたる以來集散吞吐する數量は日々其の數萬千噸なるを知らざるに至りたりと雖も、兎角常軌を逸したる無謀不

正の投機取引盛に行はれ價格は常に亂調を極め、不渡品の紛議續々として生じ弊害百出殆ど拾收すべからず、其の經濟界を攪亂し兼て風紀道德を蠱毒したること洵に深甚ならざるなり、於是關東都督府は是等の弊害を芟除し以て滿洲經濟界の發達を秩序的に助長し、及善良なる慣習を自然的に馴致せしむるには貨物の集散を圓滿確實にし且價格の平準を正確に保持する商業的取引機關を設立する外良法なきを認め、明治四十二年以來之が調査に著手し滿洲は勿論南北支那に府員を派遣し普ねく各地の商慣習を調査せしめたる結果、大連に重要物產の取引所を設立するの議を確定し、直に市場の設備に著手し又賣買取引に關する規程を公布し、大正二年九月一日を以て事業を開始し、大豆、豆粕、豆油及高粱其の他の雜穀を賣買せしむる機關と爲せり、而して又大正五年に迨で開原及長春の兩地に取引所を設置せり、蓋し開原及長春は南滿洲及北滿洲中最も樞要なる生產地なるを以て、之を生產地の代表的取引機關たる大連と相顧應して價格の平準を期し又貨物の集散を圓滑ならしむるの必要に出でしものなり、而して此の兩取引所に普通物產取引の外に錢鈔取引を附設せり、錢鈔取引は支那至る處に行はれ其の取引物件は或は

之を商品と認むることを得るも亦證券にも酷似し普通物產取引と最も密著の關係を有し地方の情況に依り兩々併置するの必要あり、然るに從來の取引方法は極めて亂雜不規律にして其弊害亦決して大豆及豆粕等の取引に讓らざるが故に、秩序整然たる規律の下に整理して以て確實なる經濟機關と爲すに非れば、到底滿洲經濟界の秩序的發達を期する能はざるに依り、特に之を附設したるものとす。

然も日本內地の取引方法は固より我關東州に施行せられず、從て取引所の取引は轉賣買戾を認むるが故に民法に抵觸する虞あり、又其の取引方法如何に依りては賭博行爲に類似し刑法に違反する嫌あり、固より取引所の取引行爲と賭博行爲とは全然其の性質を異にすと雖も、現に獨逸及米國に於ては賭博罪を以て罰したる判決例あり、故に日本內地に於ても既に法律を以て之を規定し明に賭博罪と區別せり、我關東州も或は取引人等が損害を蒙りたる窮餘の極、法廷に於て不法行爲に基く取引として其の取引の無效を主張するなきを保し難し、又取引人の提供する身元保證金及賣買證據金に對し、優先權を有するや否やに付ても現行の民法に照らし頗る疑問の存する處たり、故に大正二年二月勅令第六號及大正四年四月勅

令第五四號を以て關東州及南滿洲鐵道附屬地內に設立する取引市場に於ける取引の方法及擔保に關しては關東都督の定むる所に依る旨を規定し、引續き關東都督は取引其の他に關する方法を府令を以て規定し、全然是等法律上の疑問を解決せり。

組織 取引所は關東都督の管理に屬し關東州及南滿洲鐵道附屬地に於て必要なる地區に之を設く、而して所長、副所長、書記長書記及檢查員等の職員を置き所務を掌理せしめ、又別に商議員會を設け取引所の取引に關する重要の事項を審議せしむる機關と爲し、商議員は商工業に關し學識經驗ある者に就き關東都督之を任命し其の員數七名以內任期を三年とす、以上職員の外土地の情況に因り相談役を置き取引所の重要事務に參與せしむ、是れ主として南滿洲鐵道附屬地に設立する取引所に適用せむが爲なり、今其取引所の主たる職務を記さんに左の如し。

一、公定相場に關する事項
二、取引人の免許取消及廢業に關する事項
三、市場の管理に關する事項

四、賣買契約及履行に關する事項
五、賣買證明に關する事項
六、仲裁判斷に關する事項
七、取引人組合及附屬地擔保會社の監督に關する事項

市場の監督及一般の取締方法に付ては日本內地の取引所法と多少の差異あるも、大體に於て殆ど同一なりとす。

取引人　取引人は取引所長之を免許す、一定の資格なきものは取引人たることを得す(開原に限り準現物取引人の制あり準現物取引人は現物馬車糧豆の取引を爲すことを得)取引人は代理人を置くことを得(其數は別に定むる所に依る)取引人の免許を受けたるときは左の免許料及入場料を納付するを要す之を納付するに非れは賣買取引を爲すことを得す先物取引人の免許を受けたるものは現物取引を爲すことを得

	大連	開原	長春
免許料 先物	一〇〇円	七〇円	七〇円
免許料 現物	三〇	二〇	二〇
入場料(本人及代理人一人に付一年度)	六	五	五

取引人は一定の事由に依り其の免許の效力を失ひ又は取引所長より入場若は營業を

停止せられ又は免許を取消さる。

取引及擔保方法 大連、長春、開原多少異なるを以つて左に區別しぬ。

(イ)大連取引所

取引種別 現物取引(相對賣買の方法に依る)

先物取引(競賣買及相對賣買の方法に依る)

取引物件 現物取引大豆、豆油、豆粕高粱其他の雜穀

先物取引 競賣買の方法に依るもの 大豆、高粱

相對賣買の方法に依るもの 豆油、豆粕

建値 金建但當分の内圓銀建さす

物件の單位及呼値 現物取引は慣習に依る現今の慣習は單位に就ては一定のものなく呼値は豆粕は一枚、其他は都て一擔なり)

先物取引

物件	單位	呼値
大豆、高粱	一車(四四、五〇〇斤)	一擔
豆油	百函(五、六〇〇斤)	一擔
豆粕	千枚(四六、〇〇〇斤)	一枚

契約期限及受渡期日

一、現物取引の受渡期間は左の如し

(一)大豆、高粱其他の雜穀　七日(二)豆油　八日(三)豆粕　三日
但(一)のものに限り双方の合意にて物件の計量を終りたる日より五日を越えざる期間之を延長することを得期間は契約成立の日より起算し末日が休日なるときは其の翌日を以て滿了す

二、先物取引を分ちて短期取引及長期取引とす

イ、短期取引の契約期限は一箇月以内とし其受渡期日は毎月十日、二十日及月末とず但し十二月に限り月末の期日は取引所長に於て變更することを得

ロ、長期取引の契約期限は四箇月以内とし其受渡期日は毎月十五日とす但取引所長に於て必要と認むるときは契約期限を六箇月以内とし受渡期日を毎月十五日及月末(十二月に限り二十五日)と爲すことを得

受渡期日か休日に當るときは短期は之を繰下け長期は之を繰上く

擔保方法　先物取引人は大連取引所信託會社の定むる所に從ひ同社に身元保證金(第三七〇頁參照)を提供するを要す之を提供するに非されは先物取引を爲すことを得す又指定期間内に之を提供せさるときは取引人の免許は失效とす

先物取引人競賣買の方法に依りて先物取引を爲したるときは直に前記會社と其取引の履行に關し擔保契約を締結するを要し且つ賣買證據金(三七〇頁參照)を提供せさるへからす而して會社は擔保したる先物取引の違約より生する損害に付賠償の責に任す

先物取引人にして前記の擔保契的を締結せす又は證據金を提供せさるときは取引所長は其取引人の賣買を差止め其の入場若は營業を停止し其の免許を取消し又は先物取引の全部若は一部を停止することを得

而して信託會社は證據金を差入れさる取引は之を違約處分に付す

受渡及違約　現物取引を爲したる者期間内に受渡を爲さゝるときは違約者は被違約者に對し違約數量の賣買價額の百分の五に相當する金額並に約定價格と受渡期間滿了の日の次の立會日に於ける同種同等の物件の公定相場との差額(賣方違約の場合は公定相場の高きときに限り買方違約の場合は約定價格の高きときに限る)を違約數量に乘したる金額を交付せさるへからす而して若し此公定相場なきときは取引所長之を定む

先物取引中相對賣買の方法に依るものゝ違約處分は前記現物取引の例に準して處分す

競賣買の方法に依る先物取引の受渡は信託會社をして之を行はしめ其違約處分も會社の定むる所に依りて之を爲す(三七〇頁以下參照)

(ロ) 開原取引所

取引種別　現物取引(特に規定なき事項は總て慣習に依る)

先物取引(競賣買の方法に依る但取引所は或種の物件を限り相對賣買の方法に依らしむることを得)

取引物件　糧豆及錢鈔の二種とす而して糧豆は當分の内大豆、小麥、高粱及豆粕とし錢鈔は從前の慣習に依り金票、圓銀票及羗帖(露國紙幣)とす

建値　糧豆の取引は金建とし當分の内小洋錢を以て取引をなすことを得、錢鈔の先物取引は小洋錢(奉天票)建とす但し圓銀票に限り金票を以て取引することを得

物件の單位及呼値　糧豆の先物取引

物件	單位	呼値
大豆、小麥、高粱	一車(四四、七九五斤)	三十一斤
豆粕	千枚(四六、〇〇〇斤)	一枚

錢鈔の先物取引

金票、圓銀票	千圓	百圓
羗帖	千留	百留

契約期限及受渡期日　糧豆先物取引の契約期限は三箇月以内(但取引所長に於て必要と認むるときは六箇月以内と爲すことを得)とし受渡期日は毎月十五日とす

錢鈔の先物取引の契約期限を長期及短期の二に分ち長期は三箇月以内短期は一箇月以内とす、而して受渡期日の長期に在りては毎月十五日及月末(十二月に限り所長に於て月末の期日を變更することを得)短期は毎月十五日及二十五日とす

受渡期日か休日に當るときは之を繰下く

擔保方法、受渡及違約　大連取引所のものに同し但現物取引及相對賣買方法に依る先

物取引の違約に就ては別段の規定を存せす總て慣習に依る(身元保證金及賣買證據金は第三七二頁以下參照のこと)

(ハ)長春取引所

取引種別及取引物件　開原に同し但錢鈔取引物件に小洋錢(長春交通銀行券及中國銀行券を含む)を加ふ

建値　糧豆の先物取引は金建とす但相場の呼値は官帖(吊文)を用ふるを妨けす官帖を以て契約したる取引價格は取引所の定むる換算率に依り之を換算して金の賣買契約と爲す

錢鈔の先物取引は吉林官帖建、小洋錢建及羌帖建の三種とす

物件の單位及呼値　糧豆の先物取引

物件	單位	呼値
一、大豆、小麥、高粱	一車(四四、七三〇斤)	三百五十斤
一、豆粕	千枚(四六、五〇〇斤)	一枚

錢鈔の先物取引

吉林官帖に依る取引

一、金票、銀票	一千圓	一圓
一、羌帖	一千留	一留
一、小洋錢(長春交通銀行券及中國銀行券を含む)	一千元	一元

小洋錢に依る取引

一、金票、銀票	一千圓	百圓
一、羌帖	一千留	百留

羌帖に依る取引

一、金票、銀票	一千圓	百圓

契約期限及受渡期日　糧豆の先物取引の契約期限は三箇月以內とし其受渡期日を每月一日とす但し取引所長にかて必要と認めたるときは契約期限を六箇月以內とし受渡期日を每月一日及十五日と爲すことを得

錢鈔の先物取引

契約期限　官帖に依る取引に在りては羌帖は十五日、其他は一箇月、小洋錢及羌帖に依る取引に在りては一箇月

受渡期日　官帖に依る取引に在りては羌帖は每月五日、十日、十五日、二十日、二十五日及月末とし其他は每月十五日及月末とす但し十二月に限り月末の期日は取引所長に於て變更することを得

小洋錢及羌帖に依る取引に在りては每月十三日及二十八日とす

擔保方法、受渡及違約　開原のものに同し(第三六三頁參照)但し糧豆の受渡は賣買總代金の十分の四は金を用ひ十分の六は取引所の定むる換算率に依り官帖を代用することを得

取引高の制限　錢鈔先物取引人の取引高を三級に分ち其取引殘高は各契約期限毎に左の制限を超ゆることを得す但信託會社の定むる所に依り特別證據金を同社に差入れたるものは此限に在らす

級別	幣種	官帖に依る取引	小洋錢に依る取引	羌帖に依る取引
一級	金票	六萬圓	五萬圓	五萬圓
	銀票	八萬圓	五萬圓	五萬圓
	羌帖	十二萬留	五萬留	
	小洋錢	六萬元		
二級	金票	四萬圓	四萬圓	四萬圓
	銀票	六萬圓	四萬圓	四萬圓
	羌帖	九萬留	四萬留	
	小洋錢	四萬元		
三級	金票	二萬圓	三萬圓	三萬圓
	銀票	四萬圓	三萬圓	三萬圓
	羌帖	六萬留	三萬留	
	小洋錢	二萬元		

一一　取引所、信託會社

關東都督は取引所の先物取引の履行を擔任し及び其の清算事務に當らしむる

ため、各取引所に信託會社を附設せしめ該社は之れを民營としたるも、業務規定其の他に就て都督府の許可又は認可を要することとせり。既に各取引所に附設せしむるとあるにより、大連取引所信託株式會社、長春取引所信託株式會社、開原取引所信託株式會社あり、今、大連信託會社に關する諸規程を擧ぐれば左の如し。

(一)關東都督府命令條件

大正元年十月二十四日指令第一七二號
大正五年四月二十四日指令第一三二一號改正

一

一、會社ノ資本金額ヲ金壹百萬圓トス
二、會社ノ存立期限ヲ拾箇年トス
三、會社ハ開業前營業保證金ヲ供託スヘシ
前項ノ保證金ハ當分ノ内金拾五萬圓トス
四、會社ヲ代表スル取締役及會社ノ使用人ハ大連重要物産取引市場ニ於テ會社ノ擔保スル取引ニ關係スルコトヲ得ス
五、會社ハ擔保精算及受渡事務委託者ヨリ徵收スル手數料ノ貳割ヲ當府ニ納付スヘシ
六、發起人ハ會社カ擔保委託者ヲシテ提供セシムヘキ身元保證金及賣買證據金及其ノ徵收ニ關スル事項ヲ定メ當府ノ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスル場合亦同シ
七、發起人ハ會社ノ所有スル諸預金及有價證券ノ利用及保管方法ヲ定メ當府ノ許可ヲ

受クヘシ之ヲ變更セントスル場合亦同シ

八、發起人ハ會社カ委託者ヨリ徵收スル手數料ヲ定メ當府ノ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスル場合亦同シ

九、發起人ハ會社カ委託者ノ不履行ヨリ生シタル損害ヲ賠償スル方法ヲ定メ當府ノ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスル場合亦同シ

十、會社ハ準備ノ爲毎年純益金額ノ壹割ヲ積立ツヘシ但シ積立金カ拂込資本金額ノ半額ニ達シタルトキハ當府ノ許可ヲ受ケ其ノ積立ノ率ヲ變更スルコトヲ得

前項ノ積立金ヲ支出セントスル場合ハ當府ノ許可ヲ受クヘシ

十一、會社ハ毎年半期毎ニ財產目錄、貸借對照表、損益計算書及事業報告書ヲ當府ニ提出スヘシ

十二、當府ハ必要ト認メタルトキハ新ニ命令ヲ發シ又ハ會社ノ業務及財產ノ狀況ヲ檢査セシムルコトアルヘシ

十三、會社カ命令ヲ遵守セサルトキハ當府ハ取締役又ハ監査役ノ改任ヲ命スルコトアルヘシ

十四、發起人ハ本指令ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ壹年內ニ株式會社ヲ設立スヘシ

前項ノ期限內ニ會社ヲ設立セサルトキハ本指令ハ其ノ效力ヲ失フ

二　大正四年一月二十七日指令第二七號

一、會社ノ取締役ハ大連重要物產取引所ノ取引人中ヨリ之ヲ選任スルニトヲ得

二、會社ハ業務ヲ執行スル取締役二名ヲ置クヘシ但シ支配人ヲ置キタルトキハ其ノ取締役ヲ一名ト爲スコトヲ得

三、會社ヲ代表スル取締役、會社ノ業務ヲ執行スル取締役及會社ノ使用人ハ大連重要物產取引所ノ取引ニ關係スルコトヲ得ス

四、前項ノ取締役及使用人ハ大連重要物產取引所ノ取引人ノ營業ニ關係スルコトヲ得ス

五、取締役、監査役又ハ支配人ニシテ法令、命令若ハ定款ノ規定ニ違背シ又ハ當府ニ於テ不適任ナリト認メタルトキハ之カ解職ヲ命スルコトアルヘシ

六、精算ニ關スル帳簿ノ樣式ハ改正ノ必要アリト認ムルニ付大連重要物產取引所長ノ指圖ニ從ヒ本年三月末日迄ニ之ヲ改正スヘシ

三　大正六年二月十二日指令第七八號

大正五年十二月二十二日附願其ノ社擔保及清算業務規程改正ノ件許可ス但シ左記各項ノ通心得ヘシ

第一、左記ノ事項ハ遲滯ナク當府ニ屆出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

一、身元保證金又ハ賣買證據金ニ代用スル有價證券、預金證書及倉庫證券ノ種類並此等ノ代用價格

二、身元保證金ニ對シ仕拂フヘキ利子

三、本證據金及增證據金ノ率

四、掲示又ハ廣告シタル事項但シ當府又ハ大連重要物産取引所ノ認許ヲ經タル事項及大連重要物産取引所ニ屆出ツヘキ事項ヲ除ク

第二、增證據金又ハ特別證據金ヲ徵收セムトスルトキハ大連重要物産取引所長ノ指揮ヲ承クヘシ

第三、大連重要物産取引所長ハ必要ト認メタルトキハ增證據金又ハ特別證據金ノ徵收又ハ返還ヲ命スルコトアルヘシ

㊃ 大正六年二月十二日指令第七九號

一、資金融通ニ關スル規程ヲ定メ當府ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

二、資金融通ニ關スル狀況ヲ一箇月每ニ翌月五日限リ當府ニ報告スヘシ

三、株主總會其ノ他諸般ノ會議ヲ開會セムトスルトキハ會議ノ目的事項ヲ記載シ當府ニ屆出ツヘシ

四、當府ハ必要ト認メタルトキハ所屬職員ヲシテ前項ノ會議ニ臨席セシメ且ツ意見ヲ開陳セシムルコトアルヘシ

五、當府ニ提出スヘキ書類ハ總テ大連重要物産取引所ヲ經由スヘシ

(二)大連取引所信託株式會社定款

第一章　總則

第一條　當會社ノ商號ハ大連取引所信託株式會社ト稱ス

第二條　當會社ノ目的ハ左記ノ業務ヲ營ムニ在リ
一、大連重要物產取引所ニ於テ成立シタル取引ノ履行ヲ擔保シ其精算事務ヲ引受クルコト
二、重要物產取引者ニ資金ノ融通ヲナスコト
第三條　當會社ハ本店ヲ大連ニ置ク
第四條　當會社ノ存立期間ハ會社成立ノ日ヨリ滿拾箇年トス
第五條　當會社ノ公告ハ本店ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ商業登記事項ヲ廣告スル新聞紙ヲ以テ之ヲ爲ス

第二章　資本金及株式

第六條　當會社ノ資本金ハ金壹百萬圓トシ之ヲ貳萬株ニ分チ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス
第七條　株金ノ第壹回拂込金額ハ金拾貳圓五拾錢トシ第貳回以後ハ業務ノ狀況ニヨリ取締役會ノ決議ヲ以テ貳週間前ニ催告シテ拂込ヲナサシム
第八條　株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ拂込期日ノ翌日ヨリ現ニ拂込ヲ爲シタル日ニ至ル迄ノ日數ニ應シテ其延滯金額ニ對シ金壹百圓ニ付キ日歩金四錢ノ割合ヲ以テ遲延利息ヲ支拂フヘキモノトス
第九條　當會社ノ株券ハ總テ記名式トス
第十條　當會社ノ株券ハ壹株券拾株券ノ貳種トス

第十一條　株券ノ種類變更名義書替ノ請求ハ當會社所定ノ書式ニヨリ其事由ヲ證明スルニ足ルヘキ書類ヲ添付セシム其喪失毀損ニヨリ新株券ノ交付ヲ請求スルトキ亦同シ但シ喪失ノ場合ニ於テハ請求者ノ費用ヲ以テ參回以上公告ヲナシ參拾日ヲ經ルモ之ヲ發見セス且異議ヲ申立ツル者ナキトキニ限リ新株券ヲ交付ス

第十二條　株券ノ種類變更名義書替及新株券ノ交付ニツキテハ當會社所定ノ手數料ヲ徵收ス

第十三條　株主ハ其氏名住所ヲ記入セル印鑑ヲ當會社ニ屆出ツヘシ其變更ノ時亦同シ此屆出ヲ怠リタルカ爲メ損害ヲ生スルコトアルモ當會社ハ賠償ノ責ニ任セス

第十四條　當會社ハ定時株主總會ノ開會前壹箇月間株式讓渡ノ登錄ヲ停止ス

第三章　取締役及監查役

第十五條　取締役ハ五名トシ壹百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ選任ス監查役ハ貳名乃至參名トシ一般株主中ヨリ選任ス

第十六條　取締役ハ滿參箇年監查役ハ滿貳箇年ヲ以テ其任期トス但任期ノ滿了ニ際シ其任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定時總會未タ終結セサルトキハ其終結ニ至ル迄之ヲ伸長ス

第十七條　取締役及監查役ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第十八條　取締役ハ其互選ヲ以テ社長專務取締役各壹名常務取締役若干名ヲ定ム但取締役會ノ決議ニヨリ社長專務取締役及常務取締役ノ中其一若クハ二ヲ選任セサル事

アルヘシ

第十九條　社長ハ當會社ヲ代表シ其業務ヲ執行ス專務取締役ハ社長ヲ補佐シテ諸般ノ事務ヲ掌理シ社長ヲ選任セサルトキ當會社ヲ代表シ其業務ヲ執行ス

常務取締役ハ社長及專務取締役ヲ補佐シテ諸般ノ事務ヲ掌理シ社長及專務取締役ヲ選任セサルトキ當會社ヲ代表シ其業務ヲ執行ス

第二十條　取締役ハ取締役會ニ於テ當會社ノ重要事項ノ決議シ社長專務取締役及常務取締役差支アルトキ之ニ代リテ其業務ヲ執行ス

第二十一條　當會社ハ取締役會ノ決議ニヨリ貳名以內ノ相談役ヲ置クコトヲ得

第二十二條　取締役及監査役ニ缺員ヲ生スルモ爲メニ法定ノ員數ヲ缺クニ至ラサルトキハ補缺選擧ヲ行ハサルコトアルヘシ其補缺選擧ニ於テ選任セヲレタルモノノ任期ハ前任者ノ殘餘期間トス

第二十三條　取締役ハ其所有ニ係ル當會社株式壹百株ヲ監査役ニ供託スルモノトス

第四章　株主總會

第二十四條　定時總會ハ毎年一月及七月ニ之ヲ招集ス

第二十五條　各株主ハ一株ニ付一箇ノ議決權ヲ有ス

第二十六條　株主カ代理人ヲ以テ議決權ヲ行使セントスルトキハ其代理人ハ當會社ノ株主タルコトヲ要ス

第二十七條 總會ノ議長ハ社長又ハ專務取締役之ニ任ス社長又ハ專務取締役差支アルトキハ常務取締役又ハ他ノ出席取締役之ニ任ス

第二十八條 總會ノ議事ハ議事錄ニ記載シ議長又ハ出席取締役記名調印シ當會社ニ保存ス

第五章　計　算

第二十九條 當會社ノ決算期ハ毎年六月三十日及十二月三十一日ノ二回トス

第三十條 取締役ハ毎期純益金ノ貳割以內ヲ以テ役員賞與金及交際費ニ充當スルコトヲ得

第六章　附　則

第三十一條 當會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用ハ金五千圓以內トス

第三十二條 當會社ハ前記各條ノ規定以外ニ關東都督ノ命令條件ヲ遵守スヘキモノトス

第三十三條 發起人ノ氏名住所ハ左ノ如シ

（發起人ノ氏名住所ハ之ヲ略ス）

(三)大連取引所信託株式會社擔保及清算業務規程

（大正六年二月十二日指令第七八號）

第一章　先物取引人及身元保證金

第一條 先物取引人ハ身元保證金トシテ短期取引ハ銀貳百圓長期取引ハ銀參千圓ヲ本

會社ニ差入ルヘシ但シ長期取引ノ身元保證金ヲ差入レタル者ハ短期取引ニ付テハ之ヲ要セス

第二條　身元保證金ハ本會社ノ承認シタル有價證券又ハ銀行ノ預金證書ヲ以テ代用スルコトヲ得其ノ代用價格ハ本會社之ヲ定ム

前項ノ證券又ハ證書ヲ現金ニ引換フヘキコトヲ通知シタルトキ又ハ其ノ代用價格ヲ變更シタル爲身元保證金ニ不足ヲ生シタルトキハ本會社ノ指定スル期間内ニ現金又ハ代用シ得ヘキ證券又ハ證書ヲ差入ルヘシ

本條ノ記名證券又ハ證書ハ本人名義ノモノニ限リ且何時ニテモ處分シ得可キ委任狀ヲ添付スルコトヲ要ス

第三條　現金ヲ以テ納入シタル身元保證金ニ對シテハ本會社所定ノ利息ヲ支拂フ

代用證券ニ利札アルモノハ每支拂期ニ於テ本人ノ請求ニ應シテ之ヲ交付ス

第四條　先物取引人ハ本會社ノ定款及規程其他公示シタル事項ハ其ノ公示シタル時ニ之ヲ承認シタルモノト看做ス

第五條　先物取引人死亡シ免許ヲ取消サレ又ハ免許ノ效力ヲ失ヒタル場合ニ賣買取引ノ關係アルトキハ本會社ノ指定スル期間内ニ本人又ハ相續人ニ於テ他ノ取引人ニ委託シテ轉賣買戻受渡其他適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ結了スヘシ

本人又ハ相續人ニ於テ前項ノ手續ヲ爲サヽルトキハ本會社ハ他ノ取引人ヲ指定シテ本人ノ計算ニ於テ之ヲ爲サシム

第六條　先物取引人死亡、廢業又ハ免許ヲ取消サレ若ハ其ノ效力ヲ失ヒタルトキハ本會社ハ一切ノ債權債務ヲ相殺シ剩餘金ハ之ヲ返還シ不足金ハ之ヲ差入レシム

第七條　先物取引人其ノ營業ヲ停止セラレタル場合ニ於テ必要ト認メタルトキハ大連重要物產取引所長ノ認可ヲ經テ前二條ノ規定ニ準シ其ノ取引人ノ賣買關係ヲ結了セシムルコトアルヘシ

第二章　賣買證據金

第八條　先物取引ニ對スル賣買證據金ハ本證據金、追證據金、增證據金及特別證據金トシ左ノ區別ニ依ル

一、本證據金ハ賣買數量ノ單位每ニ其ノ單位ノ價格ノ百分ノ三十以內ニ於テ豫メ之ヲ定メ賣買双方ヨリ差入レシム

二、追證據金ハ本證據金ノ半額トシ賣買當日ノ公定相場ト其ノ以後ノ公定相場ヲ對比シ其ノ差損額カ本證據金ノ半額ニ達スル每ニ損方ヨリ之ヲ差入レシム

三、增證據金ハ相場ニ著シキ變動若ハ受渡ニ支障アリト認ムル場合ニ於テ現存賣買數量又ハ新規賣買數量ニ對シ賣買双方又ハ其ノ一方ヨリ賣買數量ノ單位每ニ其ノ單位ノ價格ノ百分ノ五十以內ニ於テ定メ之ヲ差入レシム

四、特別證據金ハ賣買ヲ爲スヲ危險ナリト認メタルトキ又ハ既ニ巨額ノ建玉ヲ有スル者カ更ニ賣買ヲ爲スヲ危險ナリト認メタルトキハ先物取引人ノ全部又ハ一部ナシテ新規賣買ノ一方又ハ双方ニ對シ豫メ本證據金ニ該當スル金額ヲ差入レシム特別

證據金ヲ差入ルヘキ者之ヲ差入レスシテ新規賣買ヲ爲シタルトキハ大運重要物產取引所長ノ認可ヲ經テ其ノ賣買ニ關シ擔保ノ責ニ任セサルコトアルヘシ

特別證據金ハ之ヲ差入レタル後ニ於テ爲シタル新規賣買ニ對スル本證據金ニ之ヲ充當ス證據金差入レノ日時ハ本會社之ヲ定ム

第九條　同種類、同期限、同數量ノ賣買兩建ニ對シテハ其ノ一方又ハ双方ノ賣買證據金ヲ免除スルコトアルヘシ

第十條　賣買證據金ハ追證據金ヲ除クノ外賣買物件ニ對スル南滿洲鐵道株式會社ノ倉荷證券又ハ本會社ノ承認シタル倉庫業者ノ倉荷證券ヲ以テ代用スルコトヲ得

前項ノ代用證券ノ代用價格ハ本會社之ヲ定ム

第二條第二項及第三項ノ規定ハ本條ノ代用證券ニ之ヲ準用ス

第十一條　第二條ノ規定ハ賣買證據金ニ之ヲ準用ス但シ追證據金ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

第十二條　賣方カ賣買物件ニ對スル南滿洲鐵道株式會社ノ倉荷證券又ハ本會社ノ承認シタル倉庫業者ノ倉荷證券ヲ受渡ニ充ツル目的ヲ以テ本會社ニ提供シタルトキハ賣買證據金ヲ免除ス

前項ニ依リ提供シタル證券ハ其ノ賣買約定ニ對シ買戻ヲ爲シタルトキ又ハ賣買證據金ヲ提供シタル場合ノ外之ヲ受渡ニ供スルモノトス但シ別ニ受渡ニ供スル倉荷證券ヲ提供シテ引換ヲ求ムルコトヲ得

第一項ノ證券ヲ提供シタル者違約處分ニ附セラレタル場合ハ其ノ證券ハ賣買證據金代用トシテ之ヲ處理ス

第十三條 本會社ハ第十條及第十二條ノ證券ノ代表スル物件ニ付必要アルトキハ本人ノ費用ヲ以テ隨時檢査ヲ行ヒ又ハ其ノ差換ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十四條 賣買證據金ヲ返還スヘキ場合左ノ如シ

一、受渡ニ係ルモノハ第三十一條ニ依リ清算ヲ了リタルトキ

二、轉賣買戻ニ係ルモノハ第十七條ニ依リ清算ヲ了リタルトキ

三、追證據金ハ第八條第一項第二號ノ規定ニ依ル損失額カ本證據金ノ半額ニ相當スル利益トナリタルトキ

四、增證據金又ハ特別證據金ハ本會社ニ於テ其ノ差入レシメタル事由ノ消滅シタリト認メタルトキ

第十五條 賣買證據金トシテ差入レタル現金ニ對シテハ利息ヲ附セス

第三章　計　算

第十六條 先物取引ハ前ノ立會日ノ後場ヨリ當日ノ前場迄ヲ一計算區域トス但シ後場又ハ前場ノ賣買ナキトキハ其ノ賣買アリタル一場ヲ以テ計算區域トス

先物取引ノ帳入値段ハ當日前場ノ最高値段、最低値段ト引値段トヲ平均シテ之ヲ定ム若シ當日前場ニ賣買ナキトキハ前日ノ後場ノ賣買ニ依ル

帳入値段ニ各自ノ賣買約定値段ヲ對比シ約定値段高キトキハ買方ヨリ其ノ差金ヲ差

入レシメ之ヲ賣方ニ支拂ヒ約定値段低キトキハ賣方ヨリ其ノ差金ヲ差入レシメ之ヲ買方ニ支拂フ

第三項ノ差金ノ差入及支拂ノ日時ハ本會社之ヲ定ム

第十七條　轉賣買戻ヲ爲シタルトキハ其ノ賣買當日ノ公定相場ニ轉賣買戻當日ノ公定相場ヲ對比シテ損益ヲ計算シ損失アルトキハ之ヲ差入レシメ利益アルトキハ本會社之ヲ支拂フ轉賣買戻約定値段ト當日ノ公定相場トノ差金ハ前條ニ依リ別ニ計算ス

第一項ノ差損金ノ差入レ又ハ差益金ノ支拂ノ日時ニ付テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第十八條　轉賣買戻ヲ大連重要物產取引所ニ屆出サルモノハ新規賣買ト看做シ計算ス

第四章　手數料

第十九條　本會社ハ先物取引ノ擔保及其ノ淸算ニ對スル報償トシテ賣買双方ヨリ手數料ヲ申受ク

手數料ノ額ハ關東都督ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第二十條　手數料ハ本證據金ト同時ニ之ヲ申受ク

第五章　受渡

第二十一條　受渡物件ハ大連市內ニ現存シ南滿洲鐵道株式會社又ハ本會社ノ承認シタル倉庫業者ノ保管ニ係リ且火災保險ヲ附シタルモノニ限ル

第二十二條　受渡物件ノ數量ハ一箇所每ニ其ノ在荷高賣買數量ノ單位以上ナルコトヲ

要ス

第二十三條 先物取引ノ受渡ハ受渡期日ニ賣方ヨリハ賣渡數量ニ相當スル南滿洲鐵道株式會社發行ノ倉荷證券又ハ本會社ノ承認シタル倉庫業者ノ倉荷證券ヲ提供シ買方ヨリハ受渡期日前五日間ノ公定相場ヲ平均シタル受渡標準値段(錢位未滿ハ四捨五入)ニ依リ本會社ノ計算シタル總代金ヲ本會社ニ差入レシメ之ヲ行フ

受渡標準値段ト賣買當日ノ公定相場トノ差額ハ前項ニ定メタル日時迄ニ之ヲ差入レシメ又ハ支拂フモノトス

買方ノ差入レタル賣買證據金ハ第一項ニ依リ差入ルヘキ總代金ノ一部ニ充當スルコトヲ得

第二十四條 買方二名以上アルトキハ本會社ハ抽籤ヲ以テ各自ノ受取ル可キ物件及賣方ヲ定ム

買方前項ノ抽籤ニ應セサルトキハ本會社之ニ代リテ抽籤ス

買方ハ抽籤ノ後ト雖モ本會社ノ承認ヲ經テ他ノ買方ト合意ヲ以テ其ノ受渡物件ノ交換ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 違約者アリタルトキハ其ノ違約數量ハ之ヲ受渡總數量ニ按分シテ其ノ相手方及數量ヲ定ム

第二十六條 第二十四條ノ手續ヲ了リタルトキハ買方ニハ其ノ受取ルヘキ物件ニ對スル倉荷證券ヲ交附シ賣方ニハ其ノ賣買數量ニ對スル全部又ハ一部ノ見積代金ヲ交附

スルコトアルヘシ

前項見積代金ノ割合ハ本會社之ヲ定ム

第二十七條　受渡物件ハ全部又ハ一部ニ付其ノ品質ヲ檢査シ且之ヲ計量ス

前項ノ檢査及計量ハ南滿洲鐵道株式會社ニ委任シテ之ヲ行フ但シ計量ニ付テハ賣買双方之ニ立會フコトヲ得

檢査ハ大連重要物産取引所長ノ定ムル標準物件及格付表ニ依リ之ヲ行フ

第二十八條　賣方ハ受渡物件ノ倉荷證券ニ南滿洲鐵道株式會社埠頭事務所ノ發行シタル前檢査證明書ヲ添ヘ本會社ニ差出シタルトキハ前條ノ檢査ヲ省略スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本會社ハ前檢査濟ナル旨ヲ買方ニ通知ス

買方ハ前項ノ通知ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ二日以内ニ自己ノ費用ヲ以テ更ニ該物件ノ檢査ヲ請求スルコトヲ得

前檢査證明書ノ有效期間ハ左ノ如シ

大豆

一、十二月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ニ發行シタルモノハ其ノ發行ノ日ヨリ三十日

二、四月一日ヨリ十一月三十日迄ニ發行シタルモノハ事ノ發行ノ日ヨリ十五日

高粱

一、十二月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ニ發行シタルモノハ其ノ發行ノ日ヨリ十五

日

二、四月一日ヨリ十一月三十日迄ニ發行シタルモノハ其ノ發行ノ日ヨリ五日。

受渡手續中ニ前項ノ期間ヲ經過スルモ其ノ效力ヲ失フコトナシ

第二十九條　受渡物件ノ檢査及計量ニ付テハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第三十條　賣方ハ其ノ受渡物件ノ全數量ノ三割以內ノ不足又ハ不合格品アリタルトキハ其ノ決定ノ翌日ヨリ三日以內ニ其ノ塡補又ハ差換ヲ爲スコトヲ得但シ其ノ全數量ノ三分以內ノ過不足又ハ不合格品アリタルトキニ限リ其ノ割合ニ應シ標準値段ヲ以テ之ヲ計算シ受渡ヲ結了ス

賣方カ前項ノ不足又ハ不合格品ノ塡補ヲ爲サスシテ違約處分ニ付セラルル場合ト雖モ其ノ提供セル合格品ハ之ヲ受渡シスルモノトス

第一項ノ塡補ハ二回ヲ超ユルコトヲ得ス

第三十一條　受渡物件ノ檢査及計量ヲ了リタルトキハ買方ニ對シテハ賣買證據金、過不足數量代金、格差金、其他受渡ニ關スル規定ニ依ル授受スヘキ金額ヲ差引計算シ賣方ニ對シテハ第二十三條ノ總代金、第二十六條ノ見積代金、賣買證據金、過不足數量代金、格差金其他受渡ニ關スル規定ニ依リ授受スヘキ金額ヲ差引計算シテ剩餘金ハ之ヲ交附シ不足金ハ之ヲ差入レシム

第三十二條　受渡物件ノ檢査及計量ニ要スル費用ハ南滿洲鐵道株式會社埠頭事務所ノ定ムル所ニ依リ賣方ノ負擔トス

受渡物件ノ保管料ハ受渡手續終了ノ當日迄ハ賣方ノ負擔トシ其ノ翌日ヨリ買方ノ負擔トス

第三十三條　賣買物件ノ受渡ヲ終了シタルトキハ該物件ノ容器ニ付テハ買方ヨリ其ノ賣方ニ宛テタル預リ證ヲ本會社ニ差出サシメ之ヲ賣方ニ交附ス

第三十四條　受渡ニ關シ本章ニ規定ナキ事項ハ從前ノ慣習ニ依ル其ノ慣習ナキモノニ付テハ大連重要物產取引所長ノ認可ヲ經テ臨機之ヲ處理ス

第六章　違約處分

第三十五條　先物取引人左ノ場合ニ該當スルトキハ違約シタルモノト看做ス

一、賣買證據金ノ差入レヲ怠リタルトキ

二、第二條第二項ノ現金又ハ代用證券ノ差入レヲ怠リタルトキ

三、第十六條、第十七條及第十九條ノ差金、差損金又ハ手數料ノ差入レヲ怠リタルトキ

四、受渡ニ關スル規定ニ違背シタルトキ

第三十六條　前條第一號乃至第三號ノ場合ニ於テハ本會社カ指定シタル他ノ取引人ヲシテ本人ノ名義ヲ以テ其ノ賣買總數量ヲ轉賣買戾サシメ其ノ損益ヲ計算ス

前項ノ轉賣買戾ヲナシ能ハサルトキハ最近五日間ノ公定相場ヲ平均シタル値段ヲ以テ其ノ數量ヲ相手方ノ總數量ニ按分シテ之ヲ割當テ其ノ損益ヲ計算ス但シ兩建ノ場合ハ第四十條ノ例ニ依ル

第三十七條　第三十五條第四號ノ場合ニ於テハ被違約者ノ被違約數量ニ付其ノ賣買當

日ノ公定相場ニ標準値段ヲ對比シ差益金アルモノハ本會社之ヲ賠償シ仍違約賠償トシテ標準値段ニ依リテ計算シタル被違約數量ニ對スル代金ノ百分ノ七ニ相當スル金額ヲ被違約者ニ交附ス

前項被違約數量ハ受渡數量ニ按分シテ之ヲ定ム但シ第二十四條ノ抽籤後ハ此ノ限ニ在ラス

第三十八條 第三十五條第一號乃至第三號ノ違約ニシテ左ノ場合ハ前條ノ規定ヲ準用ス

一、立會ノ停止、休止又ハ休日中ニ受渡期日ニ達シタルトキ

二、受渡期日又ハ其ノ前日ニ生シタルトキ

第三十九條 種類又ハ期限ノ異ナル先物取引ヲ爲シタル者其ノ一ニ付違約シタルトキハ殘餘ノ取引ニ付テモ違約シタルモノト看做ス

第四十條 同種類、同期限ノ賣買取引ニ付賣買双方ニ違約者ヲ生シ同時ニ處分ヲ爲スヘキ場合ハ違約ニ係ル數量ヲ相殺シ其ノ部分ニ對スル計算ハ他ノ被違約者ニ及ホサス

第四十一條 左ニ掲クルモノハ違約者ノ負擔トシ本會社之ヲ追徵ス

一、第三十六條ニ依リ生シタル損失金

二、第三十七條ニ依リ本會社カ被違約者ニ賠償シタル差益金及違約賠償金

三、第十七條ニ依リ本會社カ支拂タル金額ニシテ違約ノ爲メ取立ヲ爲ス能ハサルニ至リタル金額

四、其他違約ニ因リ本會社ノ要シタル一切ノ費用

第四十二條　違約者ノ負擔ニ歸ス可キ金額ハ其ノ差入レタル身元保證金、賣買證據金、其他本會社ニ對スル一切ノ債權ト相殺シ不足金ハ之ヲ差入レシメ剩餘金ハ第三十六條第一項ノ場合ニ於テ之ヲ違約者ニ還付ス

第三十六條第二項及第三十七條ノ場合ニ於テハ違約シタル種類ノ物件ニ對スル賣買證據金ト違約者ノ負擔ニ歸スヘキ金額ト對比シ證據金ニ剩餘額アルトキハ其ノ種類ノ被違約總數量ニ割當テ之ヲ被違約者ニ交付ス

前項ノ場合ニ於テハ身元保證金其他前項以外ノ剩餘金ハ種類ノ別ナク被違約者總數量ノ總代價ニ按分シ之ヲ被違約者ニ交附ス

第四十三條　違約ニ關シ本章ニ規定ナキ事項ハ大連重要物產取引所長ノ認可ヲ經テ之ヲ處理ス

第七章　附　則

第四十四條　左ノ場合ハ大連重要物產取引所長ノ認可ヲ經テ先物取引ノ擔保ヲ爲サヽルコトアルヘシ

一、非常ノ事變アリト認ムルトキ
二、相場ニ非常ノ變動アリ又ハ其ノ虞アリト認ムルトキ
三、賣買取引ノ狀況不穩ナリト認ムルトキ
四、證據金差入不能ト認ムルトキ

第四十五條　本規程ノ變更改正ハ取締役會ノ決議ニ依リ關東都督ノ許可ヲ經テ之ヲ行フ

(四)豆粕先物相對賣買清算及受渡規程（大正五年三月十三日指令第一三五號）

本會社ハ大連重要物産取引所取引人組合ノ委託ニ依リ其ノ申合規約ニ基キ豆粕先物相對賣買ノ清算及受渡事務ヲ取扱フニ付キ之カ規程ヲ設クルコト左ノ如シ

第一條　本會社ハ清算及受渡事務引受ニ對スル報償トシテ賣買双方ヨリ豆粕壹千枚ニ付キ銀貳拾五錢ノ手數料ヲ申受ク

手數料ハ受渡期日ニ至リ清算ノ際之ヲ差入ルヘシ但シ解約ノ場合ト雖モ之ヲ差入ルヘシ

第二條　計算ノ方法ハ當該受渡期日ノ前日ノ前場ヲ以テ締切リ交互計算ノ方法ニヨリ受授スヘキ計算尻及受渡スヘキ賣買殘高ヲ算出スルモノトス

前項締切日カ休日ニ該當スル時ハ其ノ前日ニ繰上クルモノトス

第三條　計算尻金額ハ受渡期日ノ午前中ニ支拂方ヨリ之ヲ差入レシメ受取方ニ之ヲ支拂フ

第四條　受渡ハ受渡期日ノ午前中ニ賣方ヨリハ受渡物件ニ對スル南滿洲鐵道株式會社發行ノ倉荷證券ヲ買方ヨリハ清算尻ニ相當スル金額ヲ本會社ニ提供シテ之ヲ爲サシム

第五條　賣買物件ハ大連埠頭混合保管合格品ヲ以テ標準トシ斤量不足ノ不合格品ハ受

渡當日ノ現物公定相場ニ依リ其ノ不足斤量ノ倍額ニ相當スル割合ノ値引ヲナスモノトス

第六條　左ノ場合ニ該當スルモノハ違約者ト看做ス

一、計算尻金額ヲ提供セサルトキ

二、第四條第五條ノ規約ニ違背シタルトキ

第七條　違約者ヲ生シタルトキハ未タ受渡期日ノ到達セサル取引ニ付テモ之ヲ違約シタルモノト看做ス

第八條　違約ニ由テ影響ヲ蒙ルヘキモノハ當該取引ノ直接相手方ノミニ限ル

第九條　被違約者貳名以上ナルトキハ契約成立日及受渡期日ノ前後ヲ問ハス按分ノ方法ニヨリ其ノ損失額ノ分擔ヲ定ム

第十條　違約者ノ被違約者ニ支拂フヘキ違約金ニ關シテハ大連重要物産取引所規程第二十二條ニ依ル

第十一條　同規程第二十一條第一號及第二號ノ屆出ハ賣買當事者ニ代リ本會社之ヲ爲ス

(五)豆粕先物相對賣買淸算及受渡追加規程

（大正五年六月十日指令第四四〇號　改正大正六年一月十六日指令第二五號）

第一條　混合保管中止中ハ其ノ中止後一ケ月以内ニ限リ混合保管品ヲ受渡ノ目的物ニ

提供スルコトヲ得

第二條　混合保管中止中ノ賣買物件ハ普通保管品トシテ預入レ混合保管同樣ノ檢査ニ合格シタルモノヲ以テ標準トス

前項ノ檢査有效期間ハ十五日間トス

第三條　前條合格品ノ荷繰料ハ買方ノ負擔トス

第四條　混合保管不合格品ハ受渡高ノ壹割以內ニ限リ之ヲ提供スルコトヲ得但シ五千枚以上九千枚迄ノ受渡ニ對シテハ特ニ壹千枚ヲ提供スルコトヲ得

前項不合格品ノ受渡有效期間ヲ入庫後三十日以內トス

一二　大連取引所錢鈔信託株式會社

第一回の營業報告たる大正六年十二月現在を記さんに資金融通は取引の殷賑繁忙と金融界との逼迫とにより好況を呈し良好の成績を擧げ次に先物取引は創業事務多端なりしも營業は豫定の六月一日を以て開始し大連及奉天、山東各省の當業者は大連錢業公所の組織改革と强制擔保割歡迎の折柄同社の開業後極めて順調に運び取引額は創業の當初に於ても一日三百五十萬圓を下らず爾後益〻好況に趣き多きは一日一千五百萬圓に上れり、卽ち當期間の總出來高は七億一千九百

二十五萬圓にして立會日數百五十二日平均一日四百七十三萬圓餘に當れり、從來毎年下半季は當地貿易の閑散季にして錢鈔取引も亦閑散なるを免れず、然るに前陳の如く巨額の取引高を觀ることを得たるは蓋し歐洲戰亂に伴ふ銀塊及爲替相場の變動甚しきに因るべし、想ふに歐洲戰亂は既に四星霜の長日月に亘り各交戰國は最早海陸の武力戰に倦み業に既に經濟戰の域に在りて孰れも硬貨の流出を防ぎ同時に補助貨の鑄造に努め銀塊の需要甚だ多く從て相場は稀有の高値を示せり、殊に各交戰國は自衞上金銀貨及地金の輸出を禁止せしかば各地相場は全く平準を失ひ倫敦市場相場も他國市場の據能はざるの變調を呈せり又露貨は戰況の不良、國政の紊亂、不換紙幣の濫發に因り不勢に次に不勢を以てし殆んど貨幣の價値を認め得ざるに至れり、此の如く當期間に於ける當市場の取引物は好惡共に材料に富み未曾有の波瀾を極めたるも同社は佳良の成績を擧げたり、同期間に於ける各月の市況を觀るに期首六月は貿易閑散なりしも銀相場の強硬に爲替繋物賣買多く又露貨は手持筋の嫌氣投げに取引好況を呈し出來高一億一千百二十萬圓に上れり七月は支那復辟事件の突發に華商大手筋の手控を見たるも大豆取引

の好況に伴ひ鈔票の需要を喚起し又露國革命の勃興により露貨の軟弱を招き山東筋の賣物續出せしかば出來高一億九百五十萬圓餘に上れり、八月に入りては露國皇帝の退位新内閣の成立及露國無替禁止の爲、露貨益、軟弱賣物續出し反之鈔票は支那政府借款成立と倫敦銀塊相場の漸騰に因り市場の買氣充滿し露貨賣買の殷賑と共に鈔票取引の盛況を呈し一億五千萬圓餘の取引高を見たり、九月は前月の好況を承け人氣益、加はり又倫敦銀塊相場は逐日狂奔的高値を入れ從て上海市場を首め支那各地の好勢を喚び當市場亦之に倣ひ月初百三十圓搦なりしも中旬に至り百七十三圓を突破せり、當時倫敦銀塊相場は五十五片に昂騰し尚奔騰の氣運を認めしも俄然米國政府貯藏の銀塊賣出說喧傳せられて氣勢純に軟化し一時百五十圓搦を一進一退せしも月末に至り急轉直下の大暴騰を來し一日にして二十餘圓の下放れを演じ尚ほ氣配軟弱にして殆んど底止する所を知らざらんとせり當時取引所長は立會休止を命ぜられしかば相場は百三十三圓を以て支へ得たるも大勢の軟化に十月十三日限取引受渡不能の惧ありしかば各關係各位の誠意ある斡旋の下に鈔票取引の解合を行ひ場面を整理することを得たり、當月は實に

當期間に於ける最も波瀾を極めたる時期なりしも些の瘡痍なく經過し、而かも出來高二億五十六萬圓餘を見たるは是れ幸とする所なり、十月に入りては相場概して居据り又芝罘市場の不況を承け取引最も閑散にして出來高僅に八千百二十五萬圓十一月は倫敦の高氣配と相俟つて輸出の繋物に鈔票底堅く再び高値を見むとするの情勢なりしも、英米兩國の銀塊調節協議に依り倫敦市場緩和し又當地は日本內地筋の不況に輸出捗しからず自然取引閑散を告ぐるに至れり、露貨は目先底入れの商況なるも高値買物尠なく是亦閑散なりしかば出來高五千九百六十一萬圓餘を以て同期を了れりといふ。

一三　生命及び損害保險業

生命保險　現在大連に於て營業しつゝある生命保險會社は十七個にして其大正五年末に於ける其總契約高は口數四千三百三十三口金額四百三十萬三千二百十九圓なりしが、六年度は一般社會の好況につれ保險勸誘も比較的容易なりし如く頗る好成績を取め新契約口數千五十三口金額百四十四萬六千五百圓解約口

數三百七十六口此金額三十七萬六千三百十七圓にして年末現在五千十件金額五百三十七萬三千四百二圓に達せり、又是等諸會社六年度の收入保險料は十八萬八千百四十三圓に對し支拂保險料は一萬二千七百圓なり、而して六年度に於ける最も顯著なる現象は大口の契約多かりし事にして從來一口の平均契約高は九百九十三圓なりしに六年度に於て契約せし一口の均金額は實に千三百七十三圓に上れり、而して各保險會社中最も契約高の大なるは帝國生命の口數千百三十四金額百七十八萬餘圓等にして大口保險の最多きは千代田生命の二百八十九口金額六十六萬餘圓を最とす、其他相應の契約者を有するは明治生命、日本生命、共濟生命、太平生命、大正生命、東海生命、徵兵保險等なり。

損害保險　目下大連に於て營業しつつある海上火災運送三種の保險會社は總計二十六會社にして大正六年度に於ける其收入保險料金總額は實に四十萬六千二百圓に達せるも支拂金額も亦比較的多大にして二十六萬七千七十六圓に達せり、而して各種保險を通じ大正六年度の新契約に係るは一萬五千六百二十一口契約金額一億四千五百三十萬七千九圓にして之を會社別に見るに其最も活動せ

るは明治火災の千六百萬餘圓、東京火災の千四百餘萬圓日本火災及横濱火災海上運送信用保險の千二百餘萬圓等にして別に東京海上運送火災保險會社は三千餘萬圓の高記錄を示せり、而して同會社の六年度收入保險料は十四萬餘にして三萬圓以上の收入保險料ありしは明治東京の兩火災保險にして二萬圓以上は日本、共同及横濱火災海上運送の三會社なるも明治、日本、東京、共同、横濱火災海上運送ゼノールツキッチユニオン等の諸會社は支拂保險料金額遙に收入保險料を超過せるが是等諸會社は基礎確實なるのみならず、單に大連に於ける小損害の如きは毫も痛痒を感せざる所にして其確實迅速なる支拂は却て信用を加へたるの感あり、而して過去數年間に於ける每年末現在契約高を見るに大正二年千三百七十八萬餘圓なりしもの三年には二千二百九十六萬圓に上り四年は略同額を保持し五年は三千五百六十二萬餘圓に躍進せしが六年度は驚くべき大躍進を爲し六千二百八萬圓に達せり、要するに大正六年度は生命保險、損害保險共に驚くべき盛況を示せしが今後發展の餘地は人口增加、貿易の增進一般富力の增加に伴なひ益、大なるものあらむと觀測せられつつあり。

一四　滿鐵の倉庫業

滿鐵會社は沿線各驛に於て倉庫業を營みつつあるが、大連には埠頭事務所之れを經營せり、滿鐵の倉庫業は普通一般の倉庫業務の外に鐵道と聯絡して保管貨物の移送、鐵道貨物の到著保管をなすものにして此等をば普通預に對し發送預及び到著預と稱す、其の保管方法に就ては二法あり一を庫內保管と稱し、一を野積保管と稱す、普通預とは一般倉庫業と同一にして發送預とは鐵道託送貨物集積して卽時に發送するを得ざる時一先つ之れを倉庫に預け置き鐵道の都合にて發送するものにして倉庫を經て鐵道に移るものなり、到著預とは鐵道運送の絡結したる際直ちに到著驛倉庫に保管するものにして鐵道を經て倉庫に收容するものなり。滿鐵倉庫の特長とする所は倉敷料にして普通の場合は指定の貨物提供したる日より料金を申受くれども若し之れを鐵道により發送する場合は庫入庫出料共全部無料なり、倉敷料は普通貨物は所定の半額、大豆、雜穀、種子、豆粕、豆油に所定の一割五分を申受くるなり、發送預に於ては全部料金を申受けず、又、普通預若しくは到着

預貨物を船舶に積込みたる時は入庫後七日間の倉敷料及び庫出入料を免除さるるなり。輸出豆粕及び豆油に對しては他人の貨物と混合して保管する謂ゆる混合保管の制あり、又、穀物類に對しては圍積として保管する制あり、此內、豆粕の混合保管は最も大規模にして且つ有效に實施されつつあるを以つて之れにより大連港輸出豆粕の聲價を高め當業者の利便を增進しつつあり、今、滿鐵に於て編纂したる倉庫營業案內を記せば左の如し。

(一) 營業驛

目下倉庫業を營居候驛は左の通りにして尙沿線商界の發達に鑑み漸次擴張の豫定に候

大連、營口、安東、三十里堡、瓦房店、松樹、蓋平、海城、鞍山站、遼陽、煙臺、蘇家屯、奉天、新臺子、鐵嶺、開原、昌圖、雙廟子、四平街、郭家店、公主嶺、范家屯、長春、旅順、撫順、永安橋、本溪湖

右の內大連驛の業務は大連埠頭に於て取扱申候

尙ほ驛の出張所として奉天及營口に市內營業所を設け倉庫事務を取扱申候

(二) 寄託及保管ノ種類

（イ）倉庫の取扱ふ寄託の種類は

普通預　　發送預　　到著預

なる三種にして之に伴ふ保管方法に

庫內　　野積

の二法有之尙特種の貨物に限り圍積として保管する取扱又は他人の貨物と混合して保管する取扱も有之候

（ロ）普通預と申すは倉庫業として世間に普通取扱候預り方と略ほ同一のものに有之候へ共倉庫と鐵道との關係を利用し其の間に密接の聯絡を保たしめ保管中の貨物を運送し又運送されたる貨物を保管する上に於て種々の便宜を講し候は發送預及到著預に有之候

發送預と申すは鐵道託送の貨物集積して卽時運送し難きとき發送迄一時倉庫に預ることにて尙普通預の貨物を委託により運送する場合も此發送預の手續に依り取扱申候

到著預と申すは運送後著驛倉庫に保管致すことにて發驛に於て其の申込を

受け之を著驛に通し著驛をして御委託に從ひ其儘保管の手續を爲さしむる次第に有之候

(ハ)庫內保管のものは粉失、盜難、雨濡の損害に對し會社其の責に任し申候へ共野積保管のものは雨濡に對し其責に任し申さす候

囤積の保管は穀物に限り混合保管は當分豆粕及豆油に限り申候之か取扱に付ては特約の條件有之委細後段に揭載致置候

(三)普通預

(イ)普通預一口の申込は一品種なるときは數量の多寡を論せす候へ共多種に涉り候ときは鐵道の三十噸車一車に積載し得る數量にして且混載し得へき五品種以下なる事の定めに御座候

(ロ)庫入料、庫出料及倉敷料は貨物庫出の際割合に依り申受候

普通預貨物を會社の手にて船積するときは入庫の日より七日間の倉敷及庫入庫出を無料と致候又會社の手にて陸揚したる普通貨物を再ひ會社の手にて船積するときは入庫の日より二十日間の倉敷及庫入庫出を無料と致候

(四)發　送　預

(イ)普通預として在庫中の貨物を後より運送御委託の場合は曩に御渡致置候倉庫の證劵に運送に關する相當記載を加へ御返付可致候爾後倉庫の證劵は貨物引換證と同一のものに相成候

(ロ)鐵道託送の貨物集積して即時運送し難き爲め一時倉庫に御預り致たる發送預に對しては庫入料庫出料及倉敷料に申受けす候

普通預として在倉中の貨物を後より運送委託の場合は庫入料庫出料は申受けす候へ共倉敷料は普通預中の五割を申受候此場合貨物か穀物及種子類豆粕又は豆油なるときは倉敷料は一割五分を申受候

保管期間を更新したる普通預貨物を運送する場合は既に受領したる最近一期間の倉敷料の五割を拂戻可致若し貨物か穀物類豆粕又は豆油なるときは八割五分を拂戻可致候

(五)到　著　預

(イ)貨物著驛にて庫入致候はは其の旨通知可致候爾後發驛にて發行したる貨物

引換證若しくは倉庫の證券は著驛倉庫の證券と同一のものに相成條但新規證券御希望の方へは著驛にて書換御渡可致候

(ロ)到著預は庫入料を申受けす候

到著預貨物を會社の手にて船積する場合は入庫の日より七日間の倉庫入敷及庫出を無料と致候大連營口及安東以外の倉庫營業驛に於ける到著預の倉敷料は所定のものの三割を申受候

(六)穀物圍積保管

左記條件の下に穀物に限り圍積保管を取扱申候

(イ)圍の構築は會社の係員監督の下に寄託者自から之を爲さるへく候

(ロ)圍積は野積保管に限り申候

(ハ)圍一箇の寄託者は一人に限り申候

(ニ)圍一箇の大きさは直徑二十尺以内にして約六十噸乃至約百噸の貨物を收容するものに限り申候

(ホ)圍積より生する自然の減量及損害に付ては會社は其の責に任し不申候

(七)銀行との特約

横濱正金銀行朝鮮銀行及正隆銀行か會社の發行したる倉庫證券(預證券及質入證券)又は倉荷證券若しくは到著預の記載ある貨物引換證を其の債權の擔保として保有する場合に寄託者に於て同銀行の承諾證を御持參相成候ときは證券の御差出を要せすして左記の事項を取扱ひ候事に特約致居候

(イ)普通預貨物又は到著預貨物の一部出庫又は改裝

(ロ)普通預貨物の全部又は一部の託送

(ハ)普通預貨物の託送と共にする到著預委託

上記以外賣買代金取立、貸庫、通關代辨等も取扱ひ候へ共多岐に涉り候間省略仕唯主要なる貨物の保管料其他の料金を左に摘記致候

(八)倉庫料金率拔萃

第一、倉敷料、庫入料、庫出料、積替料

(註、野積保管は特定のものの外は庫内保管の半額)

一、普通率(百斤ニ付)等級ハ貨物運賃等級ト同一ナリ

等級＼料率	庫內倉敷料（一日ニ付）	庫入庫出積替料各
一級品	金四厘八毛	金一錢
二級品	金三厘六毛	一箇ノ重量千斤
三級品	金二厘四毛	ヲ超ユルトキハ

等級＼料率	庫內倉敷料（一日ニ付）	庫入庫出積替料各
四級品	金一厘二毛	五割增
箇數扱	臨時ノ約束ニ依ル	

二、特定率

品名	單位	庫內倉敷料（一日ニ付）	庫入庫出積替料各
大豆	一噸ニ付	金五厘 （野積）金三厘	金五錢
豆粕	十枚若ハ其未滿每ニ	金二厘	金二錢
撒粕（豆）	百斤ニ付	金五毛 （野積）金三毛	金五厘
豆油	同	金一厘二毛	普通率ニ同シ
米、麥、粟、高粱、豆（大豆及落花生ヲ除ク）其他雜穀	同	金五毛 （野積）金三毛	金五厘
胡麻、麻實、荏、蓖麻、落花生、瓜子	同	金八毛 （野積）金五毛	金六厘
麥粉	同	金八毛	金七厘
糠麩	同	金八毛	金五厘
鹽（苦鹽ヲ含ム）	同	（野積）金六毛	普通率ニ同シ

綿絲	同	金一厘五毛	同
綿布（無地物）其他綿織物及綿製品	同	金二厘	金七厘
日本酒・麥酒	同	金二厘	普通率ニ同シ
麻袋	同	金八毛	同
金屬原料品（二級品ニ屬スル）	百斤ニ付	金一厘二毛	普通率ニ同シ
金屬原料品（三級品及四級品ニ屬スル）	同	金八毛	同

三、大連危險品倉庫料率（百斤ニ付）

品名	庫內倉敷料（一日ニ付）	庫入料・庫出料・積替料 各
火藥類（花火ヲ除ク）	金七厘	金一錢五厘
花火、爆竹	金一錢五厘	金三錢
石油	金六毛五絲	金一錢五厘
揮發油	金三厘六毛	
強酸類	金四厘八毛	
燐寸類	金二厘	金一錢
油紙油布及其製品	金三厘六毛	金一錢五厘

(九)倉庫營業驛所

（大正五年九月一日現在）

驛所名	取扱開始	倉庫 棟數	倉庫 坪數
大連埠頭	明治四十四年九月十日	三七	五〇、〇〇七
三十里堡	大正三年二月十日	一	三六
蓋平	同 二年三月十日	一	一九二
海城	同 二年十二月二十日	二	七〇
鞍山站	同 二年十一月二十日	—	—
遼陽	明治四十四年九月十日	二	二〇〇
煙臺	大正二年十一月二十日	—	—
蘇家屯	同 二年十二月十六日	—	—
奉天	明治四十四年九月十日	三	九六三
奉天市內營業所	大正二年七月十五日	七	六二四

新臺子	明治四十四年九月十日	—	—
鐵嶺	同　四十四年九月十日	二	九二三
開原	同　四十四年九月十日	二	一、二八〇
昌圖	同　四十四年九月十日	二	四八四
雙廟子	同　四十四年九月十日	一	一〇八
四平街	同　四十四年九月十日	二	七二〇
郭家店	同　四十四年九月十日	—	—
公主嶺	同　四十四年九月十日	二	一、〇五〇
松樹	大正三年十一月二十日	—	—
范家屯	明治四十四年九月十日	一	四八〇
長春	同　四十四年九月十日	三	一、五五〇
旅順	同　四十四年九月十日	一	一五三
營口	同　四十四年九月十日	三	二、三四〇
營口市內營業所	大正二年九月一日	一	二七〇
瓦房店	同　三年十二月二十日	—	—
普蘭店	同　五年九月一日	一	六〇
本溪湖	同　三年九月一日	一	三〇
撫順	明治四十四年九月十日	一	二〇八
安東	同　四十五年五月十日	七	一、六九八
計	二十九箇所	三七	四五、九四七

備考

一、本表ノ外大連埠頭ニ於テ豆油「タンク」五基（容量六百噸）及野積場トシテ五萬餘坪アリ其他ノ驛所ニ於ケル野積場ハ適宜構内ヲ使用スルヲ以テ坪數ハ之ヲ表示スル能ハス

一、大連埠頭ニ於ケル倉庫ハ大正五年三月末日現在ノモノナリ

(一〇)倉庫貨物受拂高

（大正五年度）

本表ノ受入及拂出ハ各驛發行ノ入出庫報告ニ據リ整理シタルモノナルヲ以テ同一貨物ニシテ預種別ノ二種以上ニ渉ルモノハ各預種別毎ニ重複スルモノナリ

種別	受入噸數 越高	受入噸數 受高	受入噸數 計	拂出噸數	殘高噸數	預延日噸數	平均一日在庫噸數
普通預	八七、五五一	七六五、八〇六	八五三、三五七	七二六、〇七三	一二七、二八四	二八、三一三、〇八五	七七、五七〇

發送預	一、三三八	二七二、八六三	二七四、二〇一	二六九、一〇八	五、〇九三	一、四七五、六四九	四、〇四三
到着預	一七九、六三九	一、三五七、四〇四	一、五三六、〇六三	一、五三八、〇三三	一九九、〇四一	四一、三一六、七〇五	一一三、一九六
計	二六八、五二八	二、三九六、〇九三	二、六六四、六二一	二、三三三、二〇三	三三一、四一八	七一、一〇三、四四九	一九四、八〇九
大正四年度	三二四、八七〇	一、九六三、一八八	二、二七八、〇五八	二、〇〇九、五三〇	二六八、五二八	六五、一〇三、〇〇三	一五三、二八七
大正三年度	一五七、八一四	二、一一三、七一五	二、一七一、五二九	一、八五六、六五九	三一四、八〇七	四三、二五七、七六六	一一八、五一四
大正二年度	一三〇、二九七	一、〇四八、九五三	一、一七九、二五〇	一、〇二一、四三六	一五七、八一四	二五、四二〇、五三七	六九、六四五
大正元年度	一五、九七二	九六九、一九二	一、一二七、一六四	九九六、八六七	一三〇、二九七	二〇、五三三、八二一	五六、二二七

大正五年度中受入噸數ノ寄託人種別內譯、倉庫證券ノ發行數及其價額ヲ示セバ下ノ如シ

	日本人	支那人	外國人	計	百分比例 日本人	百分比例 支那人	百分比例 外國人
受入噸數	七八九、九五四	一、二六四、三六八	四一、七七一	二、三九六、〇九三	三三	六五	二
證券發行數	一九、四六一	四四、七四七	五一九	六四、七三三	三〇	六九	一
同上價額	三一、四一七、三五八円	五七、七七〇、三一六円	一、〇二六、三二六円	九一、二一三、九九八円	三六	六三	一
一券平均價額	一、六六三	一、二九一	一、九七八	一、四〇九	—	—	—

(二)倉庫證券流通人種別 (大正五年度)

種別 人種別	券數	延日數	一券平均日數	券數百分比例
日本人間	六、三八〇	二六九、四〇七	四二	一〇
日本人ヨリ支那人ヘ	五、一四三	二〇一、二三六	三九	八

本表ハ本年度內ニ回收シタル證券ニ基キ整理シタルモノナルヲ以テ前表ノ發行數トハ符合セズ

流通 日本人ヨリ外國人ヘ	九三	一一、一二五	一二〇	一
支那人間	二一、二七七	七三七、二九九	三五	三三
支那人ヨリ日本人ヘ	一六、六七九	五九三、八四六	三六	二六
支那人ヨリ外國人ヘ	五四一	七二、四五〇	一三四	一
外國人間	一三七	四、五一一	三三	一
外國人ヨリ日本人ヘ	二四	一、三八六	五八	一
外國人ヨリ支那人ヘ	二二	六二二	二八	一
計	五〇、二九六	一、八九一、八八二	三七	七九
不流通 同一日本人	一〇、七五八	四三二、四四六	四〇	一七
同一支那人	二、六〇七	一一九、〇五九	四六	四
同一外國人	二八九	九、五四五	三三	一
計	一三、六五四	五六一、〇五〇	四一	二一
合計	六三、九五〇	二、四五二、九三二	三八	一〇〇

(三)大連埠頭在庫貨物保險價額

月次	大正四年 貨物噸數	大正四年 保險價額	大正五年 貨物噸數	大正五年 保險價額	大正六年 貨物噸數	大正六年 保險價額
一月	一九九、五九一	九、一二一、三四三	二八三、四五七	一五、一二六、〇〇六	二九二、七三六	一六、二六[illegible]、三二四
二月	二三三、六七六	一〇、九六六、七四〇	二七四、三六六	一四、七二七、六四四	三一八、七一九	一八、三一〇、四二〇
三月	二三八、三三一	一〇、二九九、五六七	二四〇、七〇〇	一三、二二六、四九三	三三五、六三五	一七、一二三、五六六
四月	二二一、四九四	一〇、一一三、四九三	一九六、六七七	一一、六九一、三六八	二六六、八三八	一五、三三九、七一三
五月	一〇三、七九七	五、八九五、九〇一	一五八、四四一	九、一四三、八五七	一〇八、一一一	一五、四六二、八三〇

六月	七四、五八五	四、〇〇九、六八六	九四、三三〇	六、三九一、七四八	一七九、一〇五	一九、九七五、一一三
七月	六八、五〇四	三、六二〇、六八六	四三、一五〇	四、三〇一、六〇九	一六四、八二三	二一、五八七、二七一
八月	五九、八七一	三、四六八、一七六	四四、六一一	三、八八六、三〇五	一七四、〇九四	二四、九二五、三七七
九月	五〇、九二一	三、〇三三、〇一一	四二、一八九	五、〇二五、四二五	一九八、二八〇	二七、九三二、一四七
十月	六七、七七三	三、三七六、一六六	一〇五、三四四	六、三五〇、三八九	一八七、三九〇	一九、二三〇、三五一
十一月	一四三、一七四	六、九八二、五九〇	二三六、〇八五	一三、五三三、三三五	二〇八、五五九	二〇、六六四、六三一
十二月	二三九、九二九	二、三四七、七二一	三〇四、九三六	一六、六一〇、〇二九	二五七、五六九	二四、八〇三、一八三

第八章　東蒙古の商業

一　蒙古人の商業觀念

蒙古人が今尙ほ遊牧民族にして農業を營むものすら誠に寥々なるに見るも彼等に產業經濟の智識なきを知るに足るべく、從つて商業觀念に缺乏せること殆んど言ふを俟たざるなり、彼等は由來蒙古人以外の外人に接觸するを好まざるを以て支那商人等と交易するが如きことは甚だ嫌忌すれども一度其の商人を信ずるあらんか其の愛重する所の家畜を擧げて之れに渡し敢て惜まず、其の代金の支拂の如き期日を誤ると雖意に介せず十二月大晦日喇嘛寺の鐘を待つて至らざれば

一切の前關係を斷つなり、此習慣は蒙古人氣質に原因するもの、卽ち蒙古人が商人を入貢者と看做し、一切自己の命令に服從するものと解しつつあるに拘らず、斷然關係を絕ち將來一切の取引を行はざることは是れ相手方に向つて戰を宣告したると同一の觀念に由るものとす、其れがあらぬか蒙古人は正當なる攻擊の口實を自己に握らんとしつつあるかの如く思惟さるるなり、卽ち自己が支那商より借入れたる商品に對しては預りと稱し、其の返償に際し約定の代償を交附するに於て其の代償たる交換用品を提供したるを預けと稱するなり。要するに現在の蒙古人は到底商業の民族にあらざるなり。左れど蒙古地帶は蒙古民族のみの生活範圍にあらざるなり、滔々として漢人種が流入し其の侵蝕の度を高めつつあるなり故に對蒙古の商業に就ては漢人種に對し深き研究と調査とを要するものあるを知らざるべからず。

二　商業通路

東蒙古に於ける興安嶺以西の各都市たる庫倫、歸化城、多倫諾爾、赤峯、烏丹城等に

於ける物資は天津に出て、小庫倫、鄭家屯、洮南等の興安嶺以東の各市場に於ける物資は營口に出づ其他、海拉爾、滿洲里等よりする露國との貿易少しとせず、此等の市場を通ずる商業通路の主なるものは概ね陸路にして、水路の利用すべきは熱河より灤州に至る灤河の水運と營口より鄭家屯に通ずる遼河の水運あるのみ、今其等の商業通路を擧れば左の如し。

張家口　(1)庫倫街道(2)歸化城を經て西部蒙古に至る街道(3)多倫諾爾街道

多倫諾爾　(1)張家口街道(2)獨石口經由北京街道(3)豐寧經由熱河及北京街道(4)經棚街道

赤峰　(1)圍場街道(2)熱河街道(3)平泉街道(4)建昌街道(5)朝陽錦州街道(6)烏丹城林西街道(7)開魯街道(8)經棚街道

熱河　(1)北京街道(2)多倫諾爾街道(3)朝陽街道(4)赤峰街道

鄭家屯　(1)八面城經由西平街街道(2)懷德經由長春街道(3)開魯街道(4)洮南街道(5)小庫倫街道

洮南　(1)齊々哈爾街道(2)大賚經由伯都納街道(2)鄭家屯街道(4)小庫倫街道

三　商取引慣習

蒙古人との取引に二方法あり、其の一は行商にして一名出撥子といひ春季商品を車に滿載して蒙古內地に入り行人蒙古人と商品を交換して晩秋歸來するものなり、現今張家口、庫倫、多倫諾爾、海拉爾、鄭家屯、洮南等の市場に於ける商業は勿論、內地の行商に至るまで概ね漢商人の手中に歸し少數の外國商人の之れに交はるのみ。其の一は店取引にして蒙古人が市街に出て來り店に於て物品と交換するものとす、今、洮南及び白音他拉等に於ける店取引を記さんに蒙古人は必ず同一の店に來りて總ての用便をなすを習慣とし容易に他店に入ることなし、店には各種の商品を備へおきて蒙古人の所要に應じ之を提供す、蒙古人は畜類を携行し店に託して之を賣却するを常とす、店員は之を相當に評價して引き取り又は之を周施して他に賣却を終る迄蒙古人は其の店に宿泊し數日間滯在するを常例す、而して彼等は理財の材に乏しきを以て其の携行したる畜類又は其の畜產品が如何なる相場なるやを明かにする能はず、全く店主なる支那商人の爲すが儘に盲從す而して

其の滯在の間に自から所要する物を調へ之を携行の畜產品賣却代金と相殺し剩餘あるときは之を受取り不足なるときは借りして次期の出市のときに繰延ぶるものとす、蒙古人は正直にして此の如くして借りとなりたる商品代金を踏み倒すが如きことなしと云ふ。

店に於ける商賣の模樣を見るに蒙古人入り來るあれば店員は直に席を與へ其の腰に携ふる穢き煙管を受け取りて自己の煙草を之に詰め自から吸ひ付けて之を蒙古人に與ふ、蒙古人は悠然として之を受け取り吸煙するの有樣にして表面丈けは厚遇の限りを盡せり、或は店に於ては蒙古人を瞞著して不正なる賣買を爲し暴利を收めつつありと說くものあり、例へば蒙古人の携行する牛馬羊を賣却せむとするや、蒙古人には其の相場を知らしめず或は之を欺き不當なる口錢を捲き揚げ又店の商品を蒙古人に賣付けんとするや、常に高く評價して不當の利益を貪るを常とす。又其の商取引方法を三大別することを得るなり、其の一は行商に依るもの、其の二は市場貿易卽ち邊疆開拓附近に於ける市場の商取引は主として地方移住民及び附近の蒙古人間に行はるものなれど、內地の蒙古人亦此處に來りて交

易をなすもの多し、但し其の來往の季節は概ね一定せり、其の三は祭日貿易、卽ち蒙古内地に於ける喇嘛寺院の祭日に臨時市場を開設し、商人は此處に集りて便宜各地方より集合せる蒙古人に對し交易をなすなり、此等の三取引方法は自ら區域を劃して行はれ、其の市場貿易は噸倫、直隷蒙古、東三省に接近する開拓地方に行はれ、祭日貿易は興安嶺の東西兩部に亙りて處々に行はれ、行商によるものは重もに興安嶺の西部に行はれ開拓地に接近するに從ひ次第に減少するなり。就中、市場貿易の時期及び概況を擧ぐれば左の如し。

市場	貿易盛なる時期	摘要
張家口	春季四、五の二箇月 秋季九、十、十一の三箇月	春期は概して輸出多く蒙古物資の輸入は秋季大部を占む
噸倫	秋季九、十の二箇月	噸倫は張家口と密接なる關係を有し春季張家口より輸出する物資の大部は噸倫を通過し又秋季噸倫より輸出するものは多く張家口に至る
多倫諾爾	春季二、三の二箇月 秋季七、九、十の三箇月	例年三月及七月は此地喇嘛廟の法會ありて蒙古人の參詣するもの多く從て貿易盛況を呈す、又此地は古來行商隊を出すを以て名あるが故に其の歸往の時期は市場最も繁昌なり
赤峰	秋季八、九の二箇月	八月は主として馬市を開き九月は牛市を開く其他羊、獸皮、獸毛は兩月を通じて來集す

小喗倫　秋季九、十の二箇月　九月は主として馬市を開き十月は牛羊の市場に上るもの多し之れ當市の行商人の歸來時期なればなり

鄭家屯　秋季九、十、十一月の交　此市は一定の開市期を有せず然れども蒙古産品は概して上記の季節に集するもの多く獸毛、獸皮の集散額は畜類に比し少し

洮南　同右　鄭家屯に同じ

其他各旗喇嘛廟　六月、九月　喇嘛廟附近に大抵二、三の行商人ありて日常の物品を販賣せるが其縁日に於ては附近の行商人集來し交易盛なり喇嘛廟の縁日には各廟一定せざるも多く以上の時期とす

今、興安嶺の東西に大別して各商人の現勢力範圍を表示すれば大様左の如し。

(甲)興安嶺以東

(一)直隷商人
- 赤峰商人(烏丹城商人を含む)　巴林、阿爾科爾沁、札魯特地方並に敖漢奈曼地方
- 小喗倫商人(義州、錦州、朝陽の商人を含む)　奈曼、喀爾喀左翼、達賴罕、札魯特阿爾科爾沁及賓圖博王地方

(二)東三省商人
- 鄭家屯商人(懷德、昌圖、賣買街等の商人を含む)　達賴罕、札魯特、阿爾科爾沁、圖什業圖博王地方
- 洮南商人(伯都訥、農安、懷德等の商人を含む)　圖什業圖、札薩克圖、蘇鄂公、札賚特地方

(三)北京商人(安定門外關外商人)　興安嶺西北側各旗

(乙)興安嶺以西

(一)山西商人(太原縣)　十分の西

(二)北京商人(北京又は宣化縣)　十分の二・五

(三)直隷商人
- 多倫諾爾　十分の二
- 赤峰又は烏丹城　十分の一
- 小喗倫又は義州　十分の〇・五

四　赤峰を中心としての物資

大正七年二月四日附在赤峰帝國領事館の報告による赤峰に於ける輸出入の概況を記さんに左の如し。

茲に掲ぐる統計は赤峰に於ける內地稅局の徵收したる課稅目(烏丹城及大廟分局に於けるものを含まず)の帳簿に就て調査したるものなるが、三聯單を以て輸出したるものは大正五年全部なれども、其他は同年三月より同六年五月末に至る十五ヶ月に亙るものにして其內材料の不足せるもの少なからざるを以て之れを一括して當地に於ける一ヶ年の輸出入概況を知るの資に供せんとす、相場は大抵大正五年中に於けるものにして輸出入價格は中間相場に依り算出したるものなるが之れを六年のものに比すれば一割乃至三割方の高低あるが如し。

貿易額は總計三千百六十三萬吊にして之れを目下の相場に換算すれば我約千二百萬圓に相當し一ヶ月平均八十萬圓なり、其內穀類等の價額千二百九十萬吊にして全額四割強に相當するも、此等の多くは當地方及熱河管內各地に移送せらる

るものにして管外に輸出せらるるものは八百四十萬吊位の見込なるが、管外より當地に輸入せらるるものも亦八百十萬吊にして殆ど同額と見て可なるが如し。

輸出品卽ち土貨の重なるものは獸毛四百六十萬斤此價額四百三十九萬吊、獸皮百十萬枚此價額二百九十萬吊及甘章百六萬斤此價額四十五萬吊にして輸入卽ち外來品の主なるものは綿絲布等の四百四十三萬吊、紙類の五十六萬吊、茶の四十四萬吊、金屬及染料の各三十三萬吊なり。

土貨は當地附近の小河沿、小哈拉道口及烏丹城は勿論北方巴林、林西、經棚の各縣烏珠穆沁、浩齊特、克什克騰、阿爾科爾沁の各旗より來集せるものにして外來品も亦此等の各地に散布せらるるものとす。

當地と重なる商關係を有するものは元來錦州なりしも後大津に奪はれ今は再び錦州に移りつつある狀況にして目下兩地との輸出入の割合は殆ど大差なきものの如し。

今輸出入品の數量及單價等を列記すれば左の如し。

穀類及穀粉　穀物の記錄は大正五年八月分全部を缺くを以て玆に揭ぐる所は

十四ヶ月分にして其種類二十種、二十四萬三千九百二十石餘、此價約千二百九十萬吊に相當し又穀粉は六種、十七萬七千萬餘斤にして此價額約十萬吊餘なり、之れを細別すれば左の如し。

品名	單位	單價	數量	品名	單位	單價	數量
粗糧	石	—	一五七、四九三・八石	小麻子	同	三十二吊乃至三十三吊	二三・四
細糧	同	—	四六、八〇九・七	芝麻	同	九十吊	三三・五
大米	同	百二十吊乃至百六十吊	五六一・三	藍種子	同	百二十吊	〇・六
小米	同	四十七吊八百乃至五十吊	一九三・二	瓜子	同	九十吊乃至百十吊	六五・七
大麥	同	二十八吊九百乃至三十一吊	二三・七	蘿蔔子	同	百八十吊	七・四七
小麥	同	五十二吊三百乃至五十六吊五百	二八、八七五・二	靛子	石	百二十吊	一六・二
谷子	同	十八吊乃至十九吊	八、九八六・〇	白瓜子	斤	一石二百吊乃至二百四十吊	八五・〇
高粱	同	二十五吊乃至三十八吊	五〇・三	洋白麵	同	百三十文	一、〇三三・〇
吉豆	同	五十九吊乃至六十一吊	五三・八	粉麵	同	二百五十文乃至三百二十文	一、六六〇・〇
元豆	同	三十八吊九百乃至四十吊	一四・七	掛麵	同	百二十文乃至百四十文	二、三三〇・〇
蕎麥	同	二十七吊八百乃至二十九吊	三三・四	白麵	同	百二十文乃至百三十文	八六、五一八・〇
菜籽	同	百四十吊乃至二百六十吊	一二・九	蕎麵	同	九十六文	八五、一〇〇・〇
大麻子	同	五十八吊乃至八十吊	一七四・一	百合粉	同	一吊六百文	六八・〇

備考（一）赤峰の一石は我約二石、一斤は約百五十匁に相當す
（二）細糧は芝麻、大米(水稻)、小麥、江米(陸稻)にして粗糧は小米、元米、蠶豆、吉豆、元豆、小豆、莜麥、高粱、谷子、胡麻子、小麻子、棉子、蘇子、芥子、黑豆、豌豆等なり

(三)菜籽の内芥菜子は一斗に付十六吊乃至二十六吊、白菜子は十五吊乃至二十五吊、羅ゝ子は十四吊乃至十八吊なり

獸皮及獸毛　獸皮毛は殆ど全部生皮にして其價額合計五百三十七萬吊に達し其内獸皮は九十四萬六千枚、此價額二百五十二萬餘吊にして獸毛は三百餘萬斤、此價額二百八十五萬餘吊なるが此外三聯單を以て輸入せられたる皮毛百九十三萬餘吊なるを以て總計七百三十餘吊にして之れを細別(三聯單に依るものを除く)すれば左の如し。

品目	單位	單價	數量
山羊綿羊皮	枚	一吊五百六十文乃至三吊四百文	八三八、七一五
狗皮	同	一吊五百六十文乃至三吊四百文	八、九七七
驢皮	同	五吊六百文乃至七吊八百文	六、六五〇
狐狸皮	同	十八吊九百文乃至二十四吊五百文	九四二
猾子皮	同	三百五十文乃至五百六十文	一三、三三七
猫皮	同	八百九十文乃至一吊四百五十文	六、九九一
兎皮	同	四百文乃至八百文	二一、〇五一
馬皮	同	七吊八百文乃至十二吊文	七、七一五
古子皮	同	三元乃至五元	一六、一三五
獺子皮	同	六吊乃至八吊	六、六三一

品名	單位	單價	數量
旱獺皮	同	六百七十文乃至一吊	七、三四〇
猴皮	同	十四吊五百乃至二十吊	二四三
切子皮	同	―	
驃皮	同	七吊八百文乃至十二吊	一五四
狸子皮	同	三吊四百文乃至六吊七百文	六四
鹿皮	同	三吊四百文乃至五吊六百文	二〇
貆皮	同	三元乃至六元	五二
駝皮	斤	十五吊乃至二十吊	四六
牛皮	同	五百六十文乃至一吊五百六十文	一三、三六八
羊毛	同	七百八十文乃至一吊	二、七〇三、八二八

羊毛絨	同	九百文乃至一吊六百文	八六、四二七	馬鬃	同	四百文乃至六百文	二、四八一
猪毛	同	四百文乃至八百文	六一、二七八	馬尾	同	九百文乃至一吊二百文	一三、三七八
猪鬃	同	三吊四百文乃至五吊六百文	四三、一一三	駝毛	同	一吊乃至一吊二百文	九一、九三四
馬毛	同	三百文乃至四百文	五、七三三	牛毛	同	四百文乃至五百文	一、三九三

備考　(一)猾子皮は小山羊皮、狗皮は狗に似たるもの、切子皮は切皮、灣子皮は馬騾驢の毛を取りたる前半、古子皮は同上後半なり

(二)羊毛の內春毛は百斤に付七十八吊乃至百吊　秋毛は八十九吊乃至百皮、山羊皮は一吊五百六十文乃至三吊二百三十文、綿羊皮は二吊三百文乃至三吊四百文、牛皮は一斤に付大は一吊二百三十文乃至一吊五百六十文中は一吊乃至一吊百二十文、小は五百六十文乃至七百八十文なり

(三)羔子皮(死小綿羊皮)一吊四百五十文乃至二吊四百五十文、旗羔皮(一斤)八百九十文乃至一吊四百五十文、前査皮(剪毛後の綿羊皮)一吊五百文乃至三吊四百文、鼠皮三百四十文乃至四百五十文、元羊皮(野羊)六百七十文乃至一吊、狗皮(鹿に似たるもの)七百八十文乃至一吊百二十文、山羊板(黑毛)一斤一吊四百五十文乃至一吊八百九十文、猞子皮八吊九百文乃至十二吊、猞狸皮三十八吊乃至四十五吊、沙狐皮(粗)二吊三百文乃至三吊四百文、兎猴皮二吊三百文乃至三吊四百文

(四)乾酪一斤二吊獸脂牛、羊五百六、七十文、黃油一吊六百文

(五)當地に於て熟皮を製す熟皮は生皮に比し馬騾驢は一枚に付四吊乃至六吊、綿羊皮は五百文乃至八百文、羔皮は三百文乃至五百文、狗皮は九百文乃至一吊五百文宛高く其他は一定せず

生畜　生畜の記錄は大正五年三、四、八の三ヶ月は全部不明なるを以て、茲に揭ぐる所は五、六兩年を通じて十二ヶ月分とす、其合計三萬二千三百九十三頭、此價額百十九萬餘吊にして之れを細別すれば左の如し。

品名	單位	單價	數量
牛	頭	二十元乃至四十五元	一、七六〇
馬	同	十四元乃至九十元	二、四五一
騾	同	二十元乃至百六十元	三七八
驢	同	五元乃至十八元	三、三八六
山羊	同	三元乃至七元	一、八五八
綿羊	同	二元乃至五元	二、四四九
駱駝	同	三十兩乃至六十兩	一五八
猪	頭	三元乃至十三元	一九、六六三

備考

(一)本表の單價は大洋銀なり

(二)牛の賣買は斤を以て標準とし昨年の相場は五百文內外なりしが大は二百七、八十斤にして其價四十五元內外、小は百二、三十斤にして其價二十元內外なり

(三)馬は割馬卽ち去勢の馬は八、九十元にして七、八歲以上のものは二十元內外、母馬は十四元乃至五十元位とす

(四)騾は騸騾、卽ち去勢せしもの二十元乃至九十元にして騍騾、卽ち牝騾は二十元乃至百六十元なり

(五)驢は草驢(牝)は五元乃至十元、叫驢(牡)は七元乃至十八元なり

(六)山羊は一斤四百文內外なり大は三十五斤に達し七元內外、小は十二、三斤にして三元內外とす

(七)綿羊は一斤三百五十文內外なり大は三十斤に達し五元內外、小は十二三斤にして二元內外とす

(八)駱駝は大は六十兩、小は三十兩內外なり

(九)猪は母猪、肥猪、瘦猪(割的牡牝共去勢したるもの)の三種に分ち母猪は頭を以て、其他は斤を以て賣買せられ肥猪は百五十斤を有し大は十二、三元。小は五、六十斤にして五元內外とす昨年一斤は三百文內外、母猪は大に五元小は三元內外とす

(一〇)家畜は不作の爲め本年は昨年に比し産地(烏珠穆沁地方)に於て三、四割方廉價なり

(一一)當市に於ては殆ど年中二道街に於て牛馬市を開くと雖秋冬の頃は最も盛んなり

綿布及織物　綿布及織物は總て內外品の移輸入に係るものにして、此價額三百八十八萬餘吊に達し之れを細別すれば左の如し。

品名	單位	單價	數量
大布	一疋三十二尺	八吊八百文	三九、九三二
小布	同二十二尺	四吊五百文	三六、八〇六
大連布	同百尺	二十四吊乃至三十三吊	三五、五八三
細布	一疋十尺	二吊八百文	三、一一四
大洋布	同百八尺	二吊四百文	三、四四三
洋布	同百八尺	十九吊	一九、八〇三
愛國布	同五十尺	二十四吊乃至二十八吊	三、〇八二
竹布	同百八尺	四十二吊乃至四十八吊	一八四〇
印花洋布	同八十尺	三十六吊	四三〇
冷布	同二十尺	一吊八百文	一、二二〇
棉絨布	同八十尺	四十吊	一八四
哈棉布	疋六十碼	一尺に付　一吊二百文	一四
夏布	同四十八尺	同　六百四十文	一〇四
回絨布	同六十尺	同　一吊八百文	一七七
大毛布	打	三元四角	六七五
小毛布	同	一元八角	三、八六五

品名	單位	單價	數量
衛生布	同	二元	一〇七
東洋被面	一枚十二尺	四吊	二〇三
花布被面	同	四吊	三六六
嗶机	疋六十尺	一尺に付　一吊八百文	六九
厚呢(羅紗)	同百二十尺	同　三吊八百文	二七
色綾子	同五十尺	同　五百文	七六
緞子	同四十五尺	同　二吊八百文	二一三
搴本緞	同四十尺	同　三吊八百文	二〇
德國緞	同八十尺	同　一吊八百文	五八八
霽綢	同百十尺	同　三吊八百文	一三
紡綢	一疋六十尺	同　七百六十文	一七九
羽綢	疋	四十八吊	一、三四一
南洋綢	疋五十尺	一尺に付　一吊二百乃至二吊	六六
東洋線毯	枚	三元五角乃至四元五角	二四六
毯子	同	四吊五百文	一、〇八五
絨毯	長五尺 幅三尺八寸	十四吊	二六

備考　(一)當地製の毯子は一斤に付一吊八百文內外なり
　　　(二)洋手布は一打に付上等三元六角、中等三元四角、下等一元四角

●茶　茶の數量二十萬九千六百七十二斤にして此價額四十四萬餘吊なるが之れ

を細別すれば左の如し。

品名	單位	單價	數量	品名	單位	單價	數量
石茶	斤	一箱に付 六十五吊乃至七十吊	五三、〇〇六	紅茶	同	九百六十文乃至一吊六百文	一四〇
粗茶	同	九百六十文乃至一吊六百文	九七、二九六	香片茶	同	一吊六百文乃至二吊四百文	五〇
細茶	同	三吊二百文乃至四吊八百文	三六八、七七〇	串茶	同	一串に付 二十五吊乃至三十吊	一、四一〇

備考 (一)磚茶は一箱三十二個入と六十四個入とあり大一個は一斤六兩なり小は十一、二兩なり同値にして蒙古人用なり
(二)粗茶は大葉にして香片茶は小葉なり
(三)串茶は蒙古人用にして一簍十斤入三簍を以て一串とす

金屬及同製品 本品の價額は合計三十萬餘吊にして之れを細別すれば左の如し。

品名	單位	單價	數量	品名	單位	單價	數量
鐵釘	斤	四百五十文	六、六四三	熟鐵	斤	三百二十文	二六三、二四四
鐵貨	同	五百六十文乃至三吊二百文	一、二五〇	洋鋼	同	一吊二百文	九、六五〇
洋鐵器	同	三百五十文	七〇〇	生銅	同	七百五十文	九五
洋鐵片	同	一張一吊八百文乃至六吊五百文	四、三七〇	熟銅	同	一吊四百文乃至二吊二百文	一、四三六
鐵器	同	三百六十文乃至四百五十文	七、九九〇	响銅	同	二元	三三八
鐵線	同	六百四十文乃至七百六十文	五、三三三	碎鋼	同	百文乃至一吊	一五〇
洋鐵釘	同	七百四十文乃至九百六十文	二一、四六六	黄銅	同	二吊四百文	二、七七五
生鐵	同	八十九文	二九八、九七八	銅線	同	二吊八百文	二二七

品目	單位	單價	數量
生銅器	斤	一吊六百文	一二三
銅器	同	二吊五百文	一、四六三
洋銅	同	一吊八百文乃至二吊	二四〇
白銅	同	一吊八百九十文	九八七
白銅器	同	三吊二百文	八五
金箔	同	一箱百五十枚入　六十五吊	二五一
鉛	同	一吊四百五十文	二、九四〇
廣錫	同	四吊八百文	五〇
錫箔	箱	六十五吊	五九六
銅烟代	支	三吊八百文	四四
料器	同	三百八十文	二九
洋刀	把	二吊五百文	五〇一
小刀	本	一吊五百文	二八〇
洋推子	打	二元五角乃至五元五角	六
洋鐵昭磁器	值	一吊四吊乃至六吊	一〇八、二四〇

●紙類●　本品の價額は合計五十六萬餘吊にして之れを細別すれば左の如し。

品目	單位	單價	數量
高莊紙	一刀九十六枚	一吊二百五十文乃至一吊七百文	五、二六五
草紙	同七十八枚	五吊六百文	二、三九四
銀江紙	同九十六枚	一枚七十文	一三二
圓紅紙	同九十六枚	一枚一吊	五
順紅紙	同九十六枚	十吊	四五
碩紅紙	同九十六枚	八五百文	四五
瓦全紙	枚	一枚五十文	六五
宣紙	一刀九十六枚	一枚三百五十文乃至三百八十文	三二一
小毛頭紙	同百九十枚	一吊六百文	八、三六
大毛頭紙	同百九十枚	三吊八百文	二〇、五七三
梅紅紙	同九十六枚	十二吊	九二
江紙	同八十枚	七吊五百文	三
茶方紙	同百九十枚	四百四十文	二四〇
江羅紙	同八十枚	三十一吊	二
板江紙	同九十六枚	十一吊五百文	一八
高麗紙	枚	一枚九百二十文	二五
色毛頭紙	一刀百九十枚	二吊	八六五
木紅紙	同九十六枚	七吊五百文	一六九
油紙	枚	二百文	二、八、〇
目金紙	一刀九十六枚	百六十文	二、四〇〇
銅花紙	枚	八十文	三、九九〇
洋花紙	卷	一吊四百文乃至一吊八百文	一、九五

毛邊紙	刀	一刀(九十六枚)九吊六百文	六八
貢川紙	同	同(九十六枚)一吊五百文	四一
棉連紙	同	同(九十六枚)十四吊	三七
瓦甲紙	同	同(二百枚)一吊八百文	九
川連紙	同	同(八十八枚)七百六十文	三一
甲紙	同	同(二百枚)二吊	三六八
黃表	同	一刀(九十六枚)一具十一吊	一、四七〇
贍寫原紙	値吊	一吊二百五十文乃至一吊六百文	一三〇
杭器紙	吊	一刀、九十六枚)三吊二百文	一五六
毛斤紙	扛	一刀(百二十八枚)二十一吊六百文	一一
蔣羅紙	同	一刀(八十枚)四百四十文	七一
京文紙	扛	同(九十六枚)一吊八百文	二
花光紙	同	同(九十六枚)三吊六百文	四
粉連紙	同	同(九十六枚)四吊二百文	八九六
表心紙	同	同(三十六枚)六百四十文	七一
白官紙	同	同(百二十八枚)九百文	一八
黃紙	斤	同(九十六枚)八吊	六〇
火紙	塊	同 四百八十文	三
海紙	同	同 七百文	二、八〇七
桑皮紙	同	一萬百九十吊 一吊八四文乃至一吊四百文	一四七
名片紙合(九十六枚)		一吊二百文乃至一吊六百文	一九五
川表紙	具	十一吊	一、〇一五

備考　江紙一刀は八十枚にして六刀を一柳、毛邊紙一刀は九十六枚にして十刀を一蔞、黃表は一刀九十六枚にして二十四刀を一具、毛六紙は一刀百二十枚にして十二刀を一扛、火紙は一刀八十枚にして二十刀を一塊、海紙は一刀百六十枚にして二十刀を一塊、川表紙は一刀九十六枚にして二十刀を一具と云ふ

果實及乾物　本品の價額は合計二十六萬餘吊にして之れを細別すれば左の如し。

品名	單位	單價額	數量
柿幷子	斤	二百八十文乃至四百二十文	一五、四二〇
蓮子	同	一吊二百文乃至二吊四百文	二、八八〇
藕粉	同	一吊八百文	八三
水葉	斤	二百八十文	一六五、二八五
白蔻	同	六吊五百文	一、〇四一
草蔻	同	九百文	三、七二〇

品名	單位	價	數量	品名	單位	價	數量
榮胡	斤	百八十文乃至四百文	一三八	玫瑰	斤	六百四十文	三、六二七
橘子	同	九百六十文	三、五九〇	蜜餞糖菓	同	一吊二百乃至二吊四百文	六七〇
東蘑	同	九百六十文乃至一吊二百文	一八五	花椒	同	七百二十文	九、〇八六
蜜菓子	同	一吊二百文乃至三吊二百文	五〇三	沙菓	同	百六十文乃至二百二十文	一〇、三三〇
核桃	同	二百八十文	二、五〇五	山棗	同	百五十文	三、五七〇
松花	同	十個二吊四百文	四、四九〇	紅棗	同	百二十文乃至二百八十文	五二、八二八
干姜	同	一吊六百文	七、五九六	胡椒	同	一吊八百文乃至二吊二百文	一八、三六八
生姜	同	四百八十文	一三、七〇〇	平菓	同	三百文乃至五百六十文	一、〇三〇
干葡萄	同	一吊六百文	三、一〇〇	小菓	同	三十八文乃至九十文	一八、九七三
木耳	同	二吊四百乃至三吊六百文	二、四〇〇	落花生	同	二百四十文乃至二百八十文	一七、四九三
杏核子	同	二百六十文乃至三百六十文	三一〇	栗子	同	二百八十文	三七、三九二
吊箏	同	一吊五百文乃至四吊八百文	二、九〇〇	梨	同	百斤六吊乃至八吊	五二四、六〇一

備考　(一)果實中の梨一斤に付百二十文乃至百七十文、柿子同三百九十文、桃同七十文、平果同三百九十文、葡萄同二百六十文乃至五百二十文、海棠同百五十文、棗同五百二十文

(二)白蘑又は口蘑は一斤に付上等九吊、中等六吊、下等四吊位、草蘑は八、九百文、榛蘑は一吊二百文内外

(三)杏核子は皮を去らざるものは一斗十二吊位にして一斗より十八斤位を生ず

被服、帽、靴、手袋、襪子等　本品の價額は合計三十萬餘吊にして其名及數量等左の如し。

品名	單位	單價	數量	品名	單位	單價	數量
估衣	値吊	一	一九、三六九	褌子	件	二元五角乃至四元	六

品名	單位	單價	數量
皮襖	件	七十吊乃至八十吊	四五〇
皮牙帽	個	五吊五百文乃至八吊	三一五
皮耳帽	同	三吊六百文乃至四吊五百文	八、〇二四
毡帽	個	六百五十文乃至一吊	六、四六〇
皮帽子	同	四吊二百文乃至十二吊	一、五四八
倭帽	同	一吊四百文乃至一吊九百文	二、二〇八
假帽	同	二吊	一三三
草帽	値吊	一吊五百文乃至二吊八百文	二、七一六
絨帽	同	十吊	四六一
水油靴	足	七吊	三七〇
布靴	同	二吊八百文乃至三吊	二、二一五
緞靴	同	十二吊	二、五四七
皮靴	値吊	十八吊二百文乃至二十六吊	一三三
靴子	同	五吊五百文	一九
毛毡靴	同	四吊五百文	四、三二一
白鞋	同	六吊	三一〇
水油鞋	同	三吊五百文	一、〇五四
緞鞋	同	三元乃至三元五角	一、四三三
布鞋	同	二吊四百文乃至三吊八百文	二、九三七
絨手套	同	一打十文乃至十一吊	九四四
皮手套	同	一打五元	六
布襪子	同	三角五	三六四
洋線襪子	同	二角五乃至四角五	六、八二九
洋絨襪子	同	三角五乃至五角五	一〇、五七〇

●雜貨● 本品の總額は約八十九萬吊にして之れを細別すれば左の如し。

品名	單位	單價	數量
扇	把	百四十文乃至三吊	一〇、七一三
雨傘	同	一吊六百文乃至四吊八百文	二、四四五
篦子	同	百二十文乃至百八十文	一〇〇
鉛粉	斤	一合百六十文乃至二百四十文	五、七五九
料玩器具	同	百六十五文	七六〇
墨	同	三吊八百文乃至五吊八百文	九六六
水鐘	個	十六吊乃至五十吊	五〇三
川占	斤	七吊	八六〇
滷菜	同	四毛乃至六毛	九、七八八
黄花菜	同	九百六十文乃至一吊二百文	七〇
纏頭水菓	個	一吊六百文乃至二吊二百文	五、〇二六
鉛筆	支	半毛	二、八六四
水筆	同	八十文乃至七百文	九一、九五八
硯	塊	二百文乃至四吊	一、三八六

鏡子	塊	六百文乃至二十四吊	五、二七八
石板	同	百文乃至一吊二百文	六七五
木梳	個	八十文乃至百二十文	三〇、二七五
錢打子	同	二吊乃至四吊	二、一五六
算盤	同	五百六十文乃至二吊六百文	八三三
水粉	罎	二毛乃至五毛	九六〇
水粉紙	同	半毛乃至二毛	二四
口代	條	一吊五百乃至五吊	五一、九二〇
罐頭魚	打	二十一吊乃至三十九吊	一三
活匣唱片	同	大洋十二元	七
鑵頭	同	二十一吊	七

罐頭手奶	打	小洋二元九毛乃至六元	一〇六
玻璃	箱	十四元	六六二
洋火	同	二十四吊	三、五三六
眼鏡	對	二毛五乃至八元	七四
照像器	值吊	—	一八
石鹼	同	—	二、三三一
鐘表	同	—	四〇八
煙杆	同	—	二九
切炮	同	—	二、一一五
粗香	同	—	一、九五八

備考

(一)料玩器具の內には大料鐲子一對四百八十文、小料鐲子同三十文、長苗咀三百六十文、加重大礡咀三百六十文、小礡咀二十文、小料攢百六十文、紅四喜咀百二十文、莿川石咀十五文、一寸二分硝石咀百四十文、同一寸二分百四十文、同一寸十五文、葛花珠百六十文等を含む

(二)罐頭の內鮑魚一打三十二吊四百文、甜桃同十五吊六百文、波羅同十四吊四百文、荔枝同十五吊六百文、沙梨同十四吊四百文、牛肉同二十一吊六百文、羊肉同三十三吊六百文等とす

(三)扇の內周扇は九百文乃至三吊、摺扇は百四十文乃至四吊

(四)雨傘の內紙張は一吊六百文乃至三、二百文、布張は二吊六百文乃至四吊八百文

(五)玻璃は一尺二寸のもの百四十四枚入一箱十四元

(六)眼鏡の內養目鏡は一元五毛乃至八元、花鏡八毛乃至三元、風鏡二毛五乃至三元

染料　本品は十二種、五十七萬餘斤にして其價額百四十萬餘吊に達す、今之れを

細別すれば左の如し。

品名	單位	單價	數最	品名	單位	單額	數量
羔紅	斤	一吊二百文	三六一	洋靛	斤	一箇(百斤)千二百吊	二、九七五
蘇木	同	六百四十文	一〇、八〇五	土靛	同	百斤に付き二百二十吊	五〇四、四八六
洋紫	同	一両に付き四十八吊	四七	洋紅	同	一箇に付き三十二吊	六五五
烏葉子	同	八十文乃至百二十文	二八、二九六	廣靛	同	一吊	六、八二五
黄析子	同	五百六十文乃至六百四十文	一〇〇	洋藍	同	七吊五百文	八六
玉倍予	同	二吊四百文乃至三吊二百文	二、五〇三	高紅	同	一吊二百文	一三三

藥材 本品は五十二種七十三萬餘吊にして其價額三十九萬一千吊に達す、此內甘草は三聯單を以て輸出せるもの四十八萬餘斤あり、之れを細別すれば左の如し。

品名	單位	單價	數量	品名	單位	單價	數量
白硇	斤	一吊三百文乃至一吊六百文	一五、七八五	雲苓	斤	四吊二百文	一〇、四三〇
皂矾	同	七百文乃至九百文	二四、五三八	枳實	同	一吊六百文	一二〇
堂參	同	一吊二百文	二三〇	吉胡	同	一斗に付き五吊六百文	一三〇
黄連	同	六吊	三、六三四	元參	同	一吊百文	八
川貝	同	八吊	一、三二〇	黄芩	同	三吊八百文	三〇〇
陳皮	同	二百文	四四、六八〇	桂枝	同	六百文	一、六四〇
甘草	同	二百二十文乃至六百四十文	五八二、四三五	桂元	同	五百六十文	一三〇
葛根	同	一吊二百文	六三〇	皮硝	同	三百六十文	一八、三二〇
防風	同	六百文	四〇〇	細莉	同	三吊二百文乃至六吊	七〇五

粗薪	斤	一吊八百文乃至二吊二百文	三、六五八
瓜仁	同	一吊六百文	二〇〇
黄丹	同	一包(十二兩)に付き五百六十文乃至八百文	九一〇
硃砂	同	一兩に付八十吊	六
回香	同	四百文乃至六百文	六四〇
占月	同	一吊四百文	三八〇
木香	同	三吊二百文	一二〇
硫黄	値吊	一斤に付　百六十文乃至二百二十文	二七、四五六
樟腦	斤	四吊六百文乃至五吊四百文	五六
砂仁	同	八吊	七〇
姜黄	同	四百文乃至六百文	二、七四〇
梅桂	同	四百文	七〇
山査	同	五百文	六二〇
黄麻	同	四百文乃至一吊二百文	一〇
黄枝	同	五百六十文乃至六百二十文	一六〇
百荷粉	同	三吊	八〇
杏仁	同	二百文	三、〇〇〇

石黄	斤	一吊二百文	五八
荊介	同	三百文	二一七
檳榔	同	六百五十文乃至八百文	一、一二七
紅曲	同	一吊二百文乃至一吊四百文	四〇
粉皮	同	五百二十文	三四〇
枝子	同	五百文	九八〇
江曲	同	百八十文	一三〇
梅子	同	六百四十文	二〇
黄柏	同	二百文	二、四四〇
松香	同	一吊	七七〇
大青	同	三吊五百文	八九〇
印硃	同	八百文	七
草河車	同	一吊二百文	五〇〇
大力子	同	一吊六百文	七、三七〇
蔞黄	同	四百文乃至六百文	一、三七〇
麻黄	同	三百二十文	八〇
陳黄	同	六百五十文	二〇

綿、麻及同製品　本品は合計九十四萬六千百二十五斤にして其價額百萬餘吊に達す、之れを細別すれば左の如し。

品名	單位	單價	數量	品名	單位	單價	數量
綿	斤	一吊二百文乃至一吊五百文	二七八、三一〇	綫麻	斤	四百二十文乃至五百八十文	四七五、三三一

品名	單位	單價	數量	品名	單位	單價	數量
檾麻	斤	同百六十文乃至二百文	一〇七、五八三	線穗	斤	一吊六百文乃至二吊二百文	一八
綿綫	同	二吊八百文乃至三吊二百文	三三、八一八	紅頭繩	同	二吊八百文乃至三吊二百文	一、八四〇
絲線	同	{生的一兩二吊二百文 熟的六元乃至八元}	三、一九三	絨頭繩	同	一把(一兩二、三錢)百文乃至百四十文	一七
洋線	同	一梱(八斤半)二十八吊乃至三十三吊	五五、九五六				

酒及煙草 酒は僅に六百九十九吊にして煙草は合計十六萬餘吊なり、而して煙草の斤量(きんりやう)は二十八萬七千餘斤にして紙卷煙草(かみまきたばこ)は百三十二萬餘本に達す、之れを細別すれば左の如し。

品名	單位	單價	數量	品名	單位	單價	數量
紹興酒	値吊	—	一四	粗烟	斤	三百八十文乃至四百八十文	一一、三九九
莉酒	同	—	五三六	鼻烟	同	一吊五百文乃至二吊	三四一
本烟	斤	三百八十文乃至四百八十文	六七、五八七	水烟	同	四百八十文乃至二吊二百八十文	七、四〇一
定子烟	同	一吊四、五百文	七五〇	紙烟	本	—	一、三三〇、三〇〇

備考 紙烟の內三炮臺印百本入九角、刀牌印大一箱九吊、孔雀印小一箱百八十文、軍艄印小箱三吊五百文、大箱九吊

磁器 本品は合計二十八萬餘吊にして之れを細別すれば左の如し。

品名	單位	單價	數量	品名	單位	單價	數量
黑磁	駄	三十三吊乃至三十八吊	八〇	粗磁	駄	百四十五吊	一、三〇七
細磁	同	二百五十吊	四三七	洋磁	斤	一駄に付き百七十八吊	九〇八

海產物 本品は十八種三十五萬餘斤にして其價額(そのかかく)十六萬餘吊なり、之れを細別

すれば左の如し。

品名	單位	單價	數量
葛仙米	斤	九吊	一〇
大蝦米	同	三吊二百文	三、五八八
小海米	同	六百四十文	一三、三〇八
蟶干	同	二吊四百文	一〇〇
海蝦	同	一對に付き四百文	三四五六
蟹干	同	四吊八百文	七〇八
海帶	同	三百二十文	一三九、〇五七
鮑魚	同	二吊八百文	一九〇
海魚	同	五百二十文乃至六百四十文	一一、二〇〇

品名	單位	單價	數量
河魚	同	四百文乃至五百四十文	四九、四一八
鹵水	同	二百二十文	一〇六、二〇五
海蜇	同	四百二十文	一一、三六〇
魚翅	同十一吊		二六一
魚肚	同	七吊	四六〇
海參	同	七吊乃至九吊	二、四八二
江瑤柱	同	六吊四百文	一、一七〇
鹿角桂	同	四百二十文	八、一三〇
魚膘	同	七吊五百文	六三

備考　乾鮑は一斤六吊四百文

三聯單を以て輸出したるものは大正五年中三聯單を使用したるもの合計二百通にして其價額約二百十五萬吊に達す、其內重なるものは獸皮十五萬四千三百五十二枚此價額三十九萬吊、獸毛百五十九萬七千斤此價額百五十四萬吊及甘草四十八萬餘斤此價額二十萬餘吊なるが、此等は總て天津に向け輸送せられたるものにして從來滿洲方面より三聯單を以て當地方の物資を輸出したるは皆無なりと云ふ、今其品名、數量等を細別すれば左の如し。

品名	單位	單價	數量	品名	單位	單價	數量
羊毛	斤	七百八十乃至一吊文	一、〇一七、六六一	羊皮	枚	二吊三百文乃至三吊四百文	八、七四二
黑羊毛	同	百五十文乃至二百文	一一、三八一	綿羊皮	同	二吊三百文乃至三吊四百文	一八、三三五
白山羊毛	同	一吊百文乃至一吊七百文	一〇、九四二	山羊皮	同	一吊五百六十文乃至三吊三百三十文	一三六、五五四
綿羊毛	同	七百八十文乃至一吊文	四三一、六二五	牛皮	同	一斤に付五百六十文乃至一吊五百六十文	五六
山羊絨	同	九百文乃至一吊四百文	三三〇	馬皮	同	七吊八百文乃至十二吊文	六六五
綿羊絨	同	一吊百文乃至一吊六百文	五、一三〇	地毯	同	四吊五百文	三五
駝毛	同	一吊乃至一吊二百文	六二、九九七	牛油	斤	五百六、七十文	二、五三八
駝絨	同	一吊百文乃至一吊六百文	九、三二六	牛羊油	同	五百七、八十文	一三、七八一
馬鬃	同	四百文乃至六百文	二四七	大麻子	同	一石に付五十八吊乃至八十吊	一〇〇
馬尾	同	九百文乃至一吊二百文	三、八	線麻	同	四百二十文乃至五百八十文	一五、三三二
猪毛	同	四百文乃至八百文	三五、〇一八	甘草	同	二百二十文乃至六百四十文	四八〇、二二七
猪鬃	同	三吊四百文乃至五吊六百文	一三、四九〇				

備考　甘草は清草、混草、小草の三種に區別し目下の相場百斤に付清草は二十吊内外、混草は十六吊内外、小草は十吊内外

稅金徵收高　熱河管內に於て徵收する稅目は出產稅卽ち輸出稅、過路稅卽ち通過稅及落地稅卽ち輸入稅の三種にして課稅品は之れを十七類に區分し、更に各品に對する稅率を規定せらるものなるが、大體に於て奢侈品、嗜好品は從價の百分四乃至五常用品は百分二、必要品は百分一以下を標準として規定したるものなりと

云ふ、然れども最も零碎なるものを除くの外は概ね前記三税目中の一乃至半税を課せらるるものと見て可なり、而して從來當地に於ては既に子口半税即ち輸入關税の半額を納めたるもの、及之れを納めざるものは錦州に於て既に常關税を拂ひたるものに對し尚落地税を課したるものなるが、我領事館開設後は本邦商人をして之れを納付せしめざることゝするも、支那商人間に於ては如何なる場合に於ても殆ど税局の言に從ふが如し。

大正五年に於ける當地税局の總徴收高は大洋銀七萬八千五百五十四元にして之れを前年に比すれば三千百六十五元即ち約四分二厘の増收なり、尚前記大洋と稱するは交通銀行票(現銀の相場目下四吊二百文と二吊七百六十文との差あり)を以て納税するものにして、又税則中大洋一元は制錢千三百文と公定せるにも拘はらず若し、貼子を以て、納税せんとする場合には三吊(一吊は制錢四百八十文替)を以て一元とし徴收すと云ふ。

今各税目により徴收せられたる税額を區分すれば左の如し。

正税目	税額	正税目	税額
糧石税	一一、二〇六	烟税	三、八五一元

酒税	三六
茶糖税	一、四九八
菸品税	八二二
乾菜税	一、〇四三
牲畜税	一四、〇〇九
油蠟膠漆税	一、七九三
紙劄税	二、一三七
薬材税	一、七七〇
皮張絨毛税	六、二七五
細布緞疋税	一二、三七二
雜物税	四、三三四
五金税	六五四
磁料税	五五三
棕竹木藤税	二、三四一
玉石珍玩税	一五
絲麻毡毯税	二、四四〇
顔料税	一、五四九
以上正税合計	六八、六九八
此内譯 赤峰本局收入高	五八、六五〇
此内譯 烏丹城支局收入高	九、一七二
此内譯 大廟支局收入高	八七六
附税收入高 九、八五六元 本局收入高	九、二一三
附税收入高 九、八五六元 支局收入高	六四三

尚其他の收入高左の如し。

票錢	一三七元	酒桷	三六、五八〇元
斗用	一一、九八四	石炭税	五、〇八五
小包品課税高	九三		

備考 (一)支局大廟の收入は八、九、十の三ヶ月分なり
(二)本表中の酒桷即ち一、三、四、七月の四ヶ月分なり
(三)石炭税は下半年分なり
(四)附税は納税濟證一通に付制錢二十文づつを徴收するものを云ふ
(五)斗用は細糧一斗に付制錢十文、粗糧は五文宛を徴收す

尙(なほ)往(わう)四年間に於ける徵收高を月(げつ)別(べつ)表(へう)示(じ)すれば左の如し。

月次	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年
一月	五、七一八元	五、七五三元	九、五五三元	六、九二六
二月	二、八四五	三、一四九	四、九三二	三、九六一
三月	二、六六〇	三、五一七	四、四七七	四、六七四
四月	八、九二九	四、五〇五	四、八七二	五、一九四
五月	四、九四八	五、〇九七	四、六二四	四、八八〇
六月	二、九六一	三、〇六四	四、一〇四	四、一八一
七月	二、六四二	一、九一六	二、四八七	二、四三二

月次	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年
八月	二、六八一元	二、三〇〇元	二、九九六元	三、二〇五元
九月	五、五一六	四、四六七	六、〇二〇	六、三一四
十月	八、五〇九	六、四七四	九、〇四九	九　四三一
十一月	八、六四二	六、四八五	一〇、九〇二	一三、二〇六
十二月	九、〇六四	九、八二三	一一、三八四	一四、一五〇
計	六五、一一五	五六、八七九	七五、三八九	七八、五五四

備考　一元以下は四捨五入せり

五　洮南を中心としての物資

蒙古人の所(しよ)要(えう)する物(ぶつ)資(し)の主なるものは綿布類、葉煙草、燒酒、砂糖、粉條子、燐寸、洋蠟、豆油、白麵、紙、鹽、線(せん)香(かう)、茶、紙、馬具、佛具等なるが、綿布類、燐(マッ)寸(チ)、白麵(鐵嶺製粉會社製品)及び或る種の日(にち)用(よう)雜(ざつ)貨(くわ)の一部は日本よりの輸(ゆ)入(にふ)品(ひん)にして、葉煙草、粉條子、燒酒、豆油、鹽、線香、茶、紙、馬具、佛具等は支那の生(せい)產(さん)品(ひん)に係り、砂糖、洋蠟、綿布類の一部分は英國又は露國の輸(ゆ)入(にふ)品(ひん)なり、露國は伯都納より洮(タオ)南(ナン)を經て蒙古內地に入る、其の他は營口又は

奉天、四平街より鄭家屯を經て蒙地に移輸入さるゝを常とす。蒙古人所要の物資は以上の如くたるが、對支那人の輸入貨物の主なるものは左の如し。

	金高
一、日本商品	
裕連花旗布	三六二、五〇〇
東洋大尺布	一六五、〇〇〇
東洋白砂糖	二六、〇〇〇
洋麵	四〇、〇〇〇
雜貨、紙、磁鐵器紙煙類	五、〇〇〇
一、露國商品	
露國花布	一四、五〇〇
露國洋蠟	三、三〇〇
露國紙煙	二、五〇〇
露國雜貨、石鹼、磁器類	五、〇〇〇
一、英米商品	
英美紙煙	六〇、〇〇〇
英國白砂糖	二八、〇〇〇
米國氷砂糖	七、五〇〇
美孚石油	一九、〇〇〇
亞細亞石油	二四、〇〇〇
洋蠟	八、四〇〇
一、獨逸商品	
獨逸氷砂糖	六、五〇〇
白禮氏洋蠟	二三、〇〇〇
人球洋蠟	三、八〇〇
靛油(藍)	七五、〇〇〇
一、支那商品	
支那紅糖	二七、〇〇〇
支那大尺布	一八、〇〇〇
支那中尺布	四五、〇〇〇
洋綿布	三〇、〇〇〇
支那棉花	一〇〇、〇〇〇
線香	一五、〇〇〇
海紙	七、五〇〇
金箔	七〇〇
鹽	二〇、〇〇〇
蒙古鹽	七、五〇〇

木材	一八、〇〇〇
磁器鐵器類	一〇、〇〇〇
大小海米	三、〇〇〇
海菜	一、五〇〇
雜海產物	二〇、〇〇〇
各種紙類	五〇、〇〇〇
各種茶	五〇、〇〇〇
各種綢緞	一〇〇、〇〇〇
計	一、九三一、二五〇
内　日本商品	五九三、五〇〇
露國商品	二五三、〇〇〇
米國商品	五一九、〇〇〇
獨逸商品	一四二、五〇〇
支那商品	四七三、二五〇

日本商品としての洋麵は鐵嶺製粉株式會社の製品にして鐵嶺本社の製品鄭家屯を經て來るもの多く、長春分工場の製品の來洮するものは少なしと云ふ、日本砂糖は支那人の間に氣受宜しからず、其の理由を聞くに日本砂糖には油氣なく餘りに乾燥に過ぎて甘味弱しと云ふ點に存すと云ふ之れがために支那人はしつとりとして重く脂肪分夥多なる英米品を好んで使用せり、蓋し此の如き非難は當業者にして少しく滿蒙の氣候溫度を研究し製精の方法に改良を加ふる所あらば、必ずや彼等の嗜好に投ずべき商品を製出すること困難にあらざるべし、漆器類の如きも滿蒙に入るや多くの時日を經過せざるに其の漆剝げて使用に堪へざるに至ることは何人と雖も之を經驗する所なるが、之れも、滿蒙の氣候溫度を探查すること

く漫然として日本內地の氣候濕度に適する製品を直に彼地に送致するより起るの結果なりとす、日本內地の濕度と彼地の乾燥の度とは非常の懸隔ありて到底內地の事情を以て彼地の事情を推測すべからざるものあり而して當業者の無知なるや南支那各地に送致して好評を博し居るが故に直に滿蒙の支那人間に於て亦好評を博すべきものと信ずるものの如く、其の製品の不良なることを製造元に照會するときは却つて取扱方を非難し來る向も少なからずと云ふ其の市場の視察として滿蒙の地に來る者多くは表面の景況を通覽するに過ぎずして、深く立ち入りて實際の事情を詮索するもの少なきことが、當業者の知見を開くに至らざる原因なり、順く反省の必要あることなりとす、之を聞くに獨逸の如きは支那各地の事情を精探し蓋し地質の如きも各地方の水又は土を其の本國に送りて凡て分析研究を了し居れりと云ふ、今日我邦が滿蒙の探查を漸く開始したることの如きは寧ろ其の遲きを惜まずんばあらずとなり。

六　東蒙古の商權

對蒙貿易に關し其の最も早くより活動の幕を切つて落したるは英國にして、始め張家口を根據地として盛んに活躍を試みたるが漸次西方に進み今や歸化城にまで及び更らに進んで東蒙古獨石口多倫諾爾方面にまで手を伸ばし、米亦之に倣らひて進展しつつあり、佛人は主として歸化城以西に於て其の勢力を扶植し、獨逸は林西、烏丹城赤峯方面より錦州、新民に亘りて飛躍し、開戰までは獨逸商品の此の方面に入るもの甚大にして土貨の買出に多大の資本を投じつつありたり、然るに開戰と共に英米は取つて代つて獨逸の商權を奪ひ、又露商は北方の哈克圖に根據地を置き、漸次南下して庫倫に出で又烏里稚蘇臺を經て張家口に及べり、露の東蒙古貿易に商權を得るに至りしは、哈爾賓が東淸鐵道の中樞地となれる以來なるが現今にては露本國の現狀は如何ともしがたく東蒙貿易は殆んど云ふに足らざるなり、左れど家畜獸皮類の買出に入込む露商人は今尙盛に活動しつつあり、翻つて本邦の商人を見るに蒙古に入込む者は極めて薄資の冒險者多く、到底諸外人と角逐すること能はざるもののみなり、豈にそれ遺憾の極ならずや。

今其の蒙古貿易に從事する外商を見るに、總て天津に本據を有し奥地の市場に

は代理店を置きて有力なる支那商人との連絡密接にして或は出張店を設け或は買辦を派遣して諸雜貨を輸入し其對價として羊毛其他獸毛皮革類の買收に努め、各地到處英美煙公司、亞細亞石油公司、美孚洋行の廣告ビラを見ざるはなく、又英商何々洋行の荷印ある羊毛又は甘草を積載せる數千の駱駝隊が陸續として錦州又は天津に向ふ者に會する事は毎度珍らしからざるなり、今赤峯方面に活躍せる外商を見るに、獨商にては禮和洋行、瑞記洋行、魯麟洋行、謙信洋行代理店、捷成洋行、世昌洋行あり、英商には怡和洋行、瑞和洋行、平和洋行、高林洋行、亞細亞公司代理店、仁記洋行、華泰洋行あり佛商には永興洋行、立興洋行、米商には英美煙公司代理店、美孚洋行あり、多く客棧の一部を借切りて貿易を營み店員は本店派遣の買辦以下悉く支那人を使用し羊毛、獸皮の出廻季節には外商の臨時出張し來ることあるも平常は皆支那人によりて營業されつつあり、此等の外商等が毎年赤峯地方にて買付くる羊毛のみにても百十五萬斤乃至二百萬斤羊絨三四十萬斤、駱駝絨十萬斤、豚毛十一萬斤羊皮牛皮六七千枚甘草五六十萬斤なりと。

第九章　大豆、豆粕、豆油

大豆は滿洲の輸出品の大宗兒にして年額約五千五百萬石と稱する滿洲農產物中に高粱約一千六百石、大豆約一千二百萬石なり、左れば高粱は大部分支那國內に消費さるるなり、之れに反して大豆は其の儘として或は豆粕とし或は豆油として海外に輸出さるる世界的商品たり、故に三品と稱すれば此等三種の商品を指示するものの如く、早く已に滿洲三品として聞知さるるなり。其れ斯の如くなるを以て滿洲に於ける交通、金融其の他凡百の經濟機關は何れも此等の滿洲三品を中心として活動する情態なるを以つて滿洲經濟界の消長如何は一に繫がつて三作の豐凶と三品商況の盛衰によりて支配さるるなり。

一、滿洲大豆の歐米輸出

滿洲三品が世界的商品となり、歐米に盛んに輸出さるるに至りたるは最近十年來のことに屬するものなり、抑も滿洲に於ける大豆栽培の紀元は明かならざれど、

東洋民族が牧草を追うて轉々東漸せし頃、既に民族の食用となり、或は牧畜の飼料として使用されしものにして、野生せし繁茂せしものを年と共に改良を行ひ、其の緋作物として人工を加味するに及んで遂に農産物となりたるものなるべしといふ、支那史には道光の末期即ち今より七十年前に於て土民初めて胡麻及び麻子油の製法に則り之を壓搾して豆油を得ることを知り、之れを食用燈火用とし、豆粕は食用とするの外、家畜の飼料に充て得ることを發見し、其の後、數年にして滿洲に移住したる山東農民が豆粕を肥料に供して其成績良好なりしかば、謂ゆる三品の需要は漸く多きを加ふるに至りたり、左れど其の需要の範圍は支那內地に止まり未だ海外に販路を有するに至らざりき。偶々明治二十七八年戰役あり、滿洲大豆に一新記錄をなせり、卽ち該戰後に於て大豆及び豆粕の我邦に輸出さるゝに至り爾來年一年其の額を激增したるも、其輸出は尙主として我邦に止まり豆油は依然として支那內地の需要を充たすにすぎざりき。然るに一九〇八年三井物產會社の英國に於ける滿洲大豆試賣は三品の發達に第二の新記錄をなせり、爾來歐米に輸出さるゝもの激增するに至りたる次第なるが、歐洲人は大豆を以つて豆油及び豆

粕を製造すと雖、其の用途は豆油を工業用に供し豆粕は家畜飼料となしたるなり。然るに近時歐洲人は大豆を以つて漸次國民的食料になさんとするに努力しつつあり、歐洲人が斯の如く他國の産物を以つて食料品となさんとするは、東洋人が自國産の大豆を以つて食料となす其れの如く謂ゆる傳襲的慣習にはあらずして全く學術的研究に由るものなり、若し歐洲人が滿洲大豆を以つて食料となすに至らば滿洲大豆の輸出は一大飛躍をなすに至るべきなり。唯、歐洲各國亦競うて自國内の生産を計るに至り、種々栽培の方法を講ずると雖、未だ遠く日本、朝鮮、支那、滿洲に及ぶものなく、加之、自國の消費過剩を以つて世界の需要に應じ得るものは獨り滿洲大豆あるのみなれば、如何に經濟的價値を有するものを知るに足るべく、滿洲大豆は永く世界的商品たるを得べきなり。

二、食料品としての大豆

食料品として滿洲大豆を記せば概ね左の如し。

(一)豆芽　は彼の常に表土に觸接し絶えず塵煙中に曝露せらるるサラートに比

し常に淸潔にして淡泊なる食料なり。

(二)豆乳 は大豆を水に浸たし之を磨碎し製造するものにして外形はヨーグルトに類似せり、唯其の異なる處は弱酸反應あるのみなり、其の味は淡泊にして麥芽に似たる香氣を有す、又、糖分を缺きて煮沸の際脂肪層を分泌せず、故に此豆乳に對し幾プロセントの砂糖を入れて混和せば良好なる殺菌牛乳代用となるなり、加之、價格低廉にして其の滋養分に富むことは牛乳と同じく且つ甚だ消化し易し、又此植物性乳は動物性乳と同じく、豆乳を乾燥狀又は凝縮狀にて採取することを得るなり、今、參考のためアルッス氏著生理學的化學より拔萃して各種乳類の分析を左に揭げんとす。

乳種／性分	豆乳	人乳	牛乳	山羊乳	羊乳	驢乳	馬乳	犬乳	豚乳
蛋白質	五・七六	一・二五	三・五〇	四・〇〇	五・七五	二・五〇	二・〇〇	七・五〇	六・〇〇
脂肪質	二・四六	二・五〇	四・〇〇	四・五〇	七・二五	一・五〇	一・五〇	八・〇〇	七・〇〇
炭水化合物	一・四〇	六・〇〇	五・二五	四・〇〇	五・五〇	六・二五	六・〇〇	三・〇〇	四・一〇
灰分	〇・八四	〇・二五	〇・七五	〇・五〇	一・〇〇	〇・五〇	〇・五〇	一・〇〇	一・〇〇

(三)豆酪 は鹽化マグネシユムに富む、鹽汁の中に投入すれば灰色若しくは黃白

色の脂肪チースとなるなり、其のチースは水分を含有すること多くして耐久性を缺如すれども若し之れを凍結せしむれば凍豆酪となる、尤も佛國にては各種の製法により各種の耐久性チースを製造せり、又、鮮酪、乾酪、醱酵酪等をも製造さるるなり、其の最初の二種類のチースは肉類代用として食物の添物となり、醱酵酪は尾食として用ひらる、其の營養價値に關しては各種の豆酪を肉類に比すれば窒素及び脂肪質の同一量或は其れ以上を有し、其の礦物的成分に於ては大に優るのみならず、肉類の有する毒素を含まざる長所あり、今、巴里市立化學試驗所により分析せられたる豆酪及びコーチエ氏の著なる營養物より及び生活方法より肉類の成分を拔萃して左に比較せんとす。

項目	殘滓	水分	蛋白質	脂肪質	炭水化合物	灰分
新鮮なる豆酪	○	六五・○	二一・○	九・五	三・八	一・一
牛肉(脊肉)	一三・三	五二・五	一六・一	一七・五	—	○・七
羊肉(腿肉)	一八・四	五一・二	一五・二	一五・一	—	○・八
犢肉(胸肉)	二一・三	五二・○	一五・四	一一・○	—	○・八
豚肉(脊肉)	○	六六・五	一八・九	一三・○	—	一・○

(四)大豆を細末に磨碎し之を篩分して製造したるものは成分は後に示すが如く

(分析表)殆んど澱粉質を有せず、含水炭素分僅少なり、又、窒素、脂肪質及び鑛物性鹽類に富むを以つて糖尿病者及び菜食者に取りては最も良好なる營養物なり。

(五)豆粉は粘質素を缺くを以て麥粉三〇乃至四〇%を混和して豆麭を製造す、大豆製の麵麭は食料として最も適當なるも製法の不備なるがため其の風味甚だ良好ならずして未だ一般に需要されず、左れど豆麭は食料として最も適當なるものなり、即ち普通の麥粉は磨碎法の完備するに從ひ其の含有する窒素分及び礦物性鹽類を失ふこと益〻多く、又、多量の澱粉質を有するを以つて麥麭常食者は糖尿病に罹るの恐れあり、故に麥粉に蛋白質及び植物性鹽類を混和して麵麭を製造すれば以上の害を豫防し得れども價格騰貴するの缺點あり、然るに豆粉を混和せば廉價にして滋養に富む麵麭を製出するを得べし、此豆麭は殊に菜食者及び旅行者に便なりといふは、成るべく少量にして成るべく多量の營養分を有する食物を有するを以つてなり。

(六)チョコレート及び菓子類豆粉に砂糖を混合して製造すればマチパン又はチョコレート類の菓子を製造するを得、此チョコレートはテラプラシンを缺けり。

(七)焙燒したる大豆は風味良好にして謂ゆる大豆珈琲として珈琲代用となり、普通珈琲に比して刺戟性及び有毒性を有す、且つ脱脂法によるを要せざるを以つて廉價なり。

(八)大豆を醗酵せしむれば種々の食料品を製造し得るなり、即ち大豆を數時間煮沸したる後、之れを藁包に入れ適當の溫度を保たしめて一定の場所に一定時間存置すれば醗酵して謂ゆる納豆となる、納豆は其の蛋白質を分解し居れるを以つて消化容易なり。

(九)大豆(五割)を煮て之れに米若しくは麥の麹(三割)食鹽(一割)とを混じて之れを搗き混ぜ徐々に醗酵せしめて製造するものにして彼のリービヒの肉漿又は植物性ヴック等の代用たり得べし、味噌は日本食には缺くべからざるもにして、全國一個年の需要高三千萬貫に達するといふ。

(一〇)ソースは日本に於ては醬油と稱し、大小麥、大豆、食鹽及び水の四種を原料として種々の操作を施し、醗酵釀造せるものにして、其の成熟するや時に久しきに涉り、往々數年を要するものあれども、多くは一年乃至二年を普通とす、此ソースは滋

養物にして食慾増進物なり。

以上諸節中に特種の大豆製品に就ては其分析表を掲げたるも普通製品に對しては便利のため左に一括して掲載することとせり。

第一表

項目	脂肪質	含窒素成分	無窒素成分	灰分
黄豆	二〇・五	三八・五四	二四・六	四・五六
白豆	一四・四	四〇・五〇	二三・五	五・〇〇
黒豆	一七―二〇	四五・〇〇	二四・〇	四・七〇

第二表

項目	水分	蛋白質	脂肪質	無窒素成分	繊維	灰分
醤油大豆	一〇・〇	三八・〇	二〇・〇	二三・四	五・〇	四・四
碗豆	一四・〇	二三・五	一・六	五三・七	五・四	二・八
大豆	一四・三	二五・三	一・五	四八・五	七・一	三・二
匾豆	一四・〇	二五・三	一・九	五二・二	三・四	三・〇

第三表

項目	蛋白質	脂肪質	鹽分
珈琲	一三・〇	一五・〇	四
カカオ	一六・〇	五〇・〇	三―四

莢果	二二•五	一•七	二一六
醬油大豆	三一•〇	一六•〇	五•〇
豆油	三五•〇	二〇•〇	五一六
豆粕	四三•〇	六•〇	六•〇

第四表

項目	水分	乾燥分	蛋白質	脂肪質	灰分
豆乳	九三•一	六〇•〇	三•一三	一•八九	〇•五一

第五表

項目	水分	脂肪	蛋白質	纖維	含水炭素	灰分
豆粉	一〇•四八	二〇•九二	四〇•五一	一•三九	二二•[illegible]四	四•六六
小麥粉	一三•三七	〇•九四	一〇•二一	〇•二九	七四•七一	〇•四八
裸麥粉	一四•八三	一•五三	一一•三八	〇•四五	七一•二三	〇•五九
玉蜀黍粉	一四•二一	三•八〇	九•六五	一•四〇	六九•五五	一•三三

第六表

項目	水分	蛋白質	脂肪	含水炭素	灰分
豆麵	三七•六	二八•八七	九•三五	三二•一〇	二•六五

第七表

項目	水分	纖維	糖分	脂肪	溶水成分
豆珈琲	五•二七	四•九七	三四•七〇	一八•〇一	四九•〇七

第八表

項目	水分	蛋白質	脂肪質	無窒素成分	灰分
納豆	一五・三二	四一・四二	二三・六五	一五・〇五	三・〇八

第九表

項目	水分	蛋白質	纖維	エーテル成分
味噌	四八・四五—五二・二七	一〇・一八—一四・三四	一・七九—二・六八	五・二〇—七・七

無窒素分	水分	鹽分	葡萄糖	溶水成分	酒精
六・〇二—一七・八一	七・七八—一五・六二	五・九九—一二・九一	四・三八—一一・六三	二二・一三—三四・二五	〇—一・九二

第十表

項目	水分	砂糖及葡萄飴	酒精に溶解する無窒素成分	鹽分
ソース	五七・一三	一五・〇〇	〇・二五	一七・二

近時歐米諸國に於て加工せる大豆食料品の種類の多きを加ふるに至りて之れを見れば歐米に於ける食料としての大豆は將來に於て最も有望なりといふべし由來歐米人は肉食の過度に原因する各種の疾病を豫防するため植物性營養を採るの必要あり、左れど必要なる蛋白質を得んがためには多量の植物を食せざるべからざるなり、然も其等の缺點を補ひ植物性の營養を取るに最も適當なるは大豆

製品とす、卽ち大豆の含有する窒素量は三〇%以上にして其の熱價百瓦に對して四百カロリ以上なるが故に少量の大豆を以つて其の目的を達するを得べきなり。

三　大豆の搾油方法

現今滿洲に於て工業的作業を行へる大豆搾油方法につき略記すれば左の如し。

(A)人力或は馬力によるもの　小規模にして舊式に屬し、概ね副業として行はれつつあるも地方によりては比較的大規模に裝置せるものあり、加之滿洲各地に於て盛んに見る所にして、其の產額亦尠なからざるなり、今其の作業方法を記さんに碾房と稱する室あり、花崗石の破碎器を裝置す、大豆は先づ其の碾房に運ばれ破碎器に投入されて適當に壓裂す、破碎器を出てたる大豆は鍋房に移され、其處に裝置せる蒸釜に入り、爐を以つて釜を熱し、適當の油草によりて包形せられたる豆は釜の上に置かれて蒸さる。次に搾子房に運搬し、壓搾器により搾油さるるなり、其の器は日本內地に於ける木蠟搾出と略ぼ相似たるもの、卽ち楔の應用にて漸次に壓力を加入するものなり。其の生產力は一回に一裝置約五〇斤一枚のもの五枚に

して、出油量は約一〇%を以つて最大とし內水分二%あり、其の製造中に於ける成分の變化は

	原料大豆中	壓搾後	蒸上り後
水分	八、六三%	一二、七一%	一七、二九%

にして脂肪分の減少は五〇―六〇%なり、故に今、原豆と殘滓卽ち豆粕との成分を比較すれば

	大豆	此方法によりたる豆粕		大豆	此方法によりたる豆粕
水分	一三、一六四%	一六、九〇五%	纖維	六、一四〇%	六、六四六%
脂肪	一八、七二八	九、六九六	灰分	三、四七二	四、四四八
蛋白	三八、〇六二	四一、六六二	合計	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
含水炭素	二〇、一三四	二〇、六四三			

(B)**機械力によるもの** 人力或は馬力に代ゆるに機械力を使用せるものにして今、大連なる日清油房による生產工程を記さんに、二百坪の大豆貯藏所あり、荷馬車により運搬されたる大豆は屋根より移されて貯藏所に入り、スクリュー、コンベイヤーによりてクラッシャーに至る、此處には大中小の三器に分かれて八器あり、破碎されたる大豆は徑二呎厚さ四吋のものとして油草に包み(五〇斤)蒸汽釜に入れ

て蒸し、百枚を一度に壓搾し得る裝置なり。其の電力は百二十馬力を要し、水壓機槽は三〇——二七Ton/□"の壓力を保留す、壓搾器は十基あり、一平方吋一噸の壓力により一基一度に十枚を搾油す、其の一日の生產能力五六百枚にして一枚の重さ約五十斤油槽は五十萬斤の容量ありとす。

(C)**化學的浸出法によるもの**　近年英國に於て初めて成功したるものにして目下石油ベンチンを以つて浸出するものなり。即ち從來の壓搾法に代ゆるに全然化學的方法を應用せるものにして浸出油量大に且つ水分の含有量僅少なれば漸時應用の範圍を擴大しつつあり。左れどベンチン價格の變動及び氣溫に對するベンチン發散量の變化、或は浸出器の不完全等により運轉費の增大となるものあるを遺憾とす。大連にては現に寺兒溝に鈴木油房あり、滿鐵中央試驗所のあるを受けて經營し擴張工事をなせり、其の方法はローラーまでは通常の機械法によるものとして工程順序は貯藏庫よりベルト囘送器、ベルト囘送器より破碎器、破碎器よりローラー破碎器、ローラー破碎器より始めて浸出油器に移され、其れよりベンチン蒸溜器によりて豆油とベンチンとに分解され、ベンチンは再び浸出油器に入

り浸出油器よりは豆粕糟を出し、豆粕糟は第一豆粕乾燥器、第二乾燥器を經てベルト回送器に入る、其の浸出油器は蒸汽によるものとす。斯の如くして八〇%の撒粕と一四%の豆油を得らるるが、一日の能力は百五十噸にして(浸出油器六臺)副業として脂肪酸工場を有す。

四　大豆粕の用途

大豆粕は(Baan Cake)豆油の未だ廣く利用されざる以前に於ては豆粕の需要は遙かに豆油に超過せしが、今や豆油は主產として取扱はれ、豆粕は副產物となりたり。今其の大豆粕の用途を擧ぐれば左の如し。

(A)肥料としての價値　大豆粕の成分中には肥料の三要素たる窒素、燐酸、加里を具備し、殊に窒素を多量に含有するのみならず、其の窒素は魚粕及び他の油粕類と同樣なる可消化有機物に屬するを以つて肥料として良好なり、更らに之れを魚肥と比較すれば魚肥は炭水化物皆無なるに豆粕は其の含有量多きのみならず、其の分解に際して醋酸、酪酸、乳酸等を生じ、土中の石灰と化合して土地は漸次に

に酸性を呈するも、爾後鹽基性を呈するが故に其の効果遲々たり、左れど長時間を支持するものとす。

(B)飼料としての價値　大豆粕は家禽の飼料として不良なる影響を與へず、久しく其の貯藏に堪ゆる特點あり、又、魚類及び乳牛の飼料として好適なり、今其の營養分の分析を見るに左の如し。

全營養量

	水分	粗蛋白	粗脂油	無窒素	纖維	炭
落花生粕	九・〇	五〇・八	七・〇	二四・三	四・四	四・五
棉實粕	八・〇	四八・〇	九・一	二一・六	六・五	六・八
大豆粕	一一・〇	四五・〇	五・二	二五・七	六・五	六・二

可消化營養分

	粗蛋白	粗脂油	無窒素	粗纖維	可消化蛋白	澱粉
落花生粕	四六・七	六・三	二〇・六	〇・六	四五・二	七七・五
棉實粕	四一・三	八・六	一四・五	一・八	三九・五	七二・三
大豆粕	四〇・二	四・六	一七・九	二・三	三九・四	六四・三

(C)食料としての價値　大豆粕の成分は前記の如くにして食料として大

なる價値あり、其の新鮮なるものは直に使用し得るものなれど、之れを諸種の澱粉質のものと混合加工すれば左の如き食料となすことを得べし。

(イ)干饂飩　饂飩粉に二〇—三〇%の豆粕を配合すれば食鹽なくして完全なる干饂飩となる、色稍、黄なるを缺點とすれども之れを通常のものに比すれば其の蛋白質は左の如し。

豆粕干饂飩　一七、八〇分　干饂飩　一三、八三分

(ロ)煎餅　を作るには小麥粉に豆粕三〇%以上を混合割合して充分なり。

(ハ)麵麭　黒パンに類すれど蒸パン卽ち支那人の常食とせる饅頭を製するにあたり、メリケン粉に豆粕二〇%を混用せるものは色稍、暗黒なるの嫌ひあり。

(ニ)ビスケット及び堅パン　メリケン粉に浸出法によりたる豆粕を二〇%乃至三〇%配合し、大豆粕をバタに換用して製す、次に堅パンはメリケン粉に三〇—四〇の豆粕を配合して製す、今之れを小麥ビスケットと比較せば蛋白質含有量は左の如し。

豆粕ビスケット　一七、九〇分　(無水物百分中)

豆粕堅パン　一九、一九分（同　上）
小麥ビスケツト　一〇、二〇分（同　上）

（ホ）醬油　醬油製造には豆粕八貫八百匁、小麥二斗五升、鹽二斗五升、汲水五斗を能く調理して醱酵せしれば膠の溶解速度速かに行はれ、三個月後には充分の醱酵をなし、香味共に良好なり、其の醬油を分析すれば左の如し。

比重（十五度）	固形物質	蛋白性窒素	非蛋白性窒素
一・一二二七	四一・八六	〇・三三	一・二四〇

糖分（葡々糖）	糊精	揮發分	不發揮分	灰分
八・四六四	〇・四六四	〇・〇〇九	〇・四一七	二五・三〇六

（へ）營養素（可溶性蛋白質）　ソマトーゼ代用品にして豆粕中の蛋白質即ちレグミシンを抽出し、之れを可溶性の情態となし、單に動物性のものを植物性に換へたる外、性分の變化なく、經濟的の營養素を得、帶黃色の粉末にして水に蛋白質の濁りを呈して解け純蛋白質七八%を含有せり、是れ豆粕中の約二〇%を採製したるものにして其の味『味の素』に似たり。

（ト）タルナルビン代用品　可溶性蛋白質を應用し、之れを單寧酸と結合して製し

たるものなり、微に紅色を帶ぶるも其の反應は相同じ、タルナビンと胃液には溶解せず腸に於て初めて溶解するものなり。

(エ)豆粕の新しき利用法　豆粕の新しき利用法は歐洲戰爭開始以來續々として新發見を記錄さるるが、今其の重なるものを擧ぐれば左の如し。

(イ)不燃性セルロイド　東北帝國大學助敎授佐藤工學士は大豆粕より不燃性のセルロイドを發明して大正五年特許を得たり、該製品は一名サトーライトと命名し、蛋白質がフォルマリンにて凝固することを應用し、或は透明性、或は彈力性、或は可塑性に富みたるセルロイド代用品にして、堅硬なる石材代用品あり、假漆及び漆代用塗科あり、リノレウーム代用品あり、皆アルコール其の他化學藥品に對し强大なる抵抗力を有し、加之、不燃性の理想的製品たり。

(ロ)水性ペイント　現任大連商業學校敎授加藤駒吉氏の發明に係かる水性ペイントは塗布の後直ちに乾燥し三十分間を經過すれば決して手や衣類に附著することもなく殊に耐火性に富む、此のペイントは普通室內は云ふまでもなく浴場其の他屋外露出面に塗布することを得るは勿論、土壁もセメント壁も或は煉瓦木材金

屬等も之れを塗布することを得るなり、其の塗布の能力は一罐五十封度入れさへあれば優に四五十坪は塗布し盡され、如何なる黴痕、滲痕にても悉く隱蔽し、使用者の好みの色彩を呈することを得るなり、加之、時日を經過するに從ひ、其の凝結力を增し堅牢となり、色褪せ或は剝脫するが如きことなく、又、寒暑によりて變色し變質することと斷じて之れなく、貯藏久しきに亙れば却つて其の品質を優良にし凝結力及び塗布能率を增すものとす。

（ハ）三泰ペイント　大連なる三泰油房の技師西田昇氏は豆粕中に包含せらるる多量の蛋白が空しく肥料として遺棄さるるを惜み、之れが抽出法を完成し此等の蛋白利用法研究の結果一種の塗料を製出して三泰ペイントと命名せり、三泰ペイントは類似品たるソーライトと共に大豆の蛋白より製出したるものなるもソーライトは大豆油なれど三泰ペイントは豆粕を原料とする點に於て異なる上、之れに配合する鑛物質原料に於ても特質を有せり、其の特質効用は水性ペイントと異なるなし。尙ほ蛋白グリブリンは殆んど無味無臭なるを以つて菓子、パン、其の他の食品に混入するを得るといふ。

（ニ）グロブリン　三泰ペイントを發明したる西田技師は蛋白質を主成分とする保健の特効劑グロブリンを發明せり、該劑は滿鐵中央試驗所の分析によれば百分中の含有成分は左の如し。

蛋　白　質　八二、七九　脂　肪　三、九〇　粗纖維　〇、七三

其の他の無窒素有機物　一、三〇　鑛物質灰分　二、七一　水　分　八、五七

該劑は豆粕を粉末とし藥品を以つて不純物を除去したるものにして服用に味よしと云ふ。

以上は大豆粕の利用法なるが更らに大豆及び大豆油の利用につき附記すれば左の如し。

（一）ソーライト　滿鐵の技師鈴木庸生氏の發明に係かる專賣特許製品にして、大豆を一夜水中に浸し置き、其の水と共に煮沸して後、粉碎し、油分を去り蛋白質の溶液を壓搾し、之れに硫酸マグネシウム鹽類の溶液を加へて沈澱せしめたる後更らに生石灰、防腐劑及び顔料を混投しクライジンクミルを通過せしめて完成したるものにしてバイジングマテリアルてふ含水炭素を損失することなく完全なる謂

ゆる大豆塗料とす。其の用途は室内塗料としては殆んど完全の域に達し、唯蛋白塗料の通弊として黴菌の寄生による一部變色に對し缺點あり。

(二)タンタルス　大豆油に生石灰を混和し、脂肪酸とグリセリンに分解し、其の脂肪酸に苛性曹達を加へたる石鹸劑に更らに硫酸アルミニユウムを加へ脂肪酸アルミニウムを製出し、之れに或種の藥品を混じ化學的變化を起して完成し、水を以て容易に乳劑に變せしめ得るタンタルスを製す。本品をセメントモルタル、コンクリート石灰等に練合せば固結乾燥の際絶對に水の滲透を防止し濕氣のため建造物の破壞腐朽等は永遠に之れなきを斷言し得べし。要するに本品は大豆脂肪酸を原料とせる脂肪酸アルミニウムを主成分とする土木建築用防水劑なり。

五　大豆粕の種類

大豆粕は圓粕、板粕、撒粕(バラ粕)の三種となす、左に少しく之れを説明せん。

(A)圓粕　大豆の壓力を加へて機械的に其の油分を搾出する楔式、螺旋式、水壓式の謂ゆる搾出法による豆粕は從來總て圓形にして一枚四十六斤のものを普通と

し間〻二十六斤、十八斤等の小形のものを出す所あり、左れど四十六斤の標準ものは其の厚さ厚きにすぎ油分搾出量を少なからしむるのみならず、水分を含むこと一〇―一五%あり、遠く歐米に舶載するときは船內に於て腐敗の虞ありとす。

(B)板粕　圓粕は上記の如き缺點あるを以つて此等の缺點を補はんとして計畫されしものは板粕なり、哈爾賓のカバルキン工場最も先きに之れを實行し、大連の日清油房及び營口の小寺油房に於ても之れを製出するに至れり。

(C)撒粕　ベンヂン油に大豆を浸たして其の油分を之れに溶解せしめたる後、熱を加へてベンヂンと油とを分離する方式にして、謂ゆる抽出式又は浸出式と稱するものにして現今滿洲に於ては鈴木、油房一のみ、此方法による豆粕は含油量殆んど全部を抽出するものにして(滿洲大豆の含油量は平均十六七%)之れを圓粕の九乃至十パーセントを得るものと、板粕の十一%內外を得るものとに比較すれば、格段の相違なり、從つて豆粕より油分を廢棄するの損失なく油分ありとするも僅少なるがため土中に於ける分解速かにして肥料とし其の價値を高め、且つ搾出法によるものの如く粉砕に多大の手數を要せざる謂ゆるバラ粕にして其の儘使用し

得る便宜ありとす。

滿洲大豆粕分析表

分析者名 ＼ 成分	水分	粗蛋白質	粗脂肪	可溶無窒素物	粗纖維	灰分
農商務省農事試驗場(報告第三十七號)	一一・〇%	四五・二%	五・二%	二五・九%	六・五%	六・二%
英國スコットランド農會(會報第二十二號)	一二・二	四一・五	八・七	二八・七	三・八	五・〇
滿鐵中央試驗所(報告)	一・五三	四二・一	九・六	二一・九	五・三	五・四

魚肥、種粕、滿洲大豆粕ノ肥料分比較表

成分	鯡粕	菜種粕	大豆粕	成分	鯡粕	菜種粕	大豆粕
窒素	一〇・〇〇%	五・〇〇%	七・〇〇%	加里	一・〇〇%	一・三〇%	二・〇〇%
燐酸	四・〇〇	二・二〇	一・四〇	有効率	九〇・〇〇	六〇・〇〇	六〇・〇〇

右表ニ依リ各成分ニ其ノ標準價格ヲ乘シテ更ニ有効率ヲ乘シテ各肥料ノ眞價ヲ掲クレハ左ノ如シ。

成分其他	鯡粕	菜種粕	大豆粕
窒素	10×2.50=25.00	5×2.50=12.50	7×2.50=17.50
燐酸	4×0.75= 3.00	2.2×0.75= 1.65	1.4×0.75× 1.05
加里	1×0.70= .70	1.3×0.70= 0.91	2×0.70× 1.40
百貫目ノ眞價	28.70×90=25.83	15.06×60=9.03	19.95×60=11.99

三成分一貫目標準價ヲ窒素二圓五十錢、燐酸七十五錢、加里七十錢トシテ計算シタリ

六　大豆油の用途

大豆油は油脂の原料にして其の油脂をグリセリン及び脂肪酸に分解し、其の脂肪酸を以て石鹼の製造を行ふことを得、又、加水分解によりて得たる脂肪酸は更らに之れを硬質脂肪酸(ステアリン)及び軟質脂肪酸(オレイン)に分別し、其のステアリンは高價なる蠟燭原料にオレインは石鹼原料に供するを常とす、更らに又、大豆油は不飽和酸を多量に含有する脂肪酸なるを以つて、其の乾燥性を失はしめて其の硬度を高めしめ、石鹼又は食料品の原料に好適せしむる硬化法あり。即ち脂肪又は脂肪酸に還元ニッケル其の他の接觸劑として水素添加を行ふものにして、其の反應を促進せしむるために或は眞空裝置中にて脂肪酸の蒸汽及び水素を接觸劑上に通過せしめ、或は接觸劑及び油脂の混合物に高壓の水素を注入し、或は混合物を攪拌するか、又は容器を回轉せしめて之れを振盪し、或は電氣分解による發生期の水素を働かしむる等の諸手段を執るものとす。今大豆油の用途を擧ぐれば左の如し。

ダイナマイト及び爆發物製造、石鹼蠟燭、油床、敷物、護謨代用、マーガリン、塗料、化粧料、防水布、紙製傘及び提燈、サラード油燈油、ラード代用催滑用油、鮭漬油、機械油代用品。

……物理的及び化學特徵……

滿洲大豆油の物理的及び化學的特徵を記せば左の如し。

比　重（一五Coニ於テ）	七七・〇―七七・八	鹼　化　數（ケツトルフエル氏）	一九八―二〇・二
屈折計讀數（ツアイス氏レフラツクスメーター一・五）	一〇Co―一二Co	沃　土　價（ウイース氏）	一三・二―一二・七
凝、固　點			
粘　　度（エンニングラー氏四〇Co秒數ヲ示ス）	四八・二―四四・六		

備考　本表ハ黃豆油ノ成績ニシテ靑豆油ハ稍靑色ヲ帶ブルノ外地ノ性能ニハ異ルナシ

七　關東州内の油坊生產額

關東州内に於ける油坊業は其の數七十九にして大正六年度に於ける大連、金州、貔子窩、普蘭店に於ける生產額を大正五年度に比較して記せば左の如し。

(一)　大　連　（生產額單位豆粕枚、豆油、バラカス斤）

油坊名	資本額	一晝夜の生産能力	製品	生産額 大正五年	生産額 大正六年	經營者氏名
日清豆粕製造株式會社	七五九、〇〇〇円	七、〇〇〇枚	豆粕 豆油	九四九、〇〇〇 四、二七〇、〇〇〇	一、九一二、〇〇〇 五、三六四、〇〇〇	古澤丈作
三泰油坊	三〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	同 同	九四〇、〇〇〇 四、二三〇、〇〇〇	一、〇五四、〇〇〇 四、七四三、〇〇〇	長谷川潔
小寺油坊	三〇〇、〇〇〇	四、二〇〇	同 同	八〇〇、〇〇〇 三、六〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇 三、六〇〇、〇〇〇	高橋弘平
和盛利油坊	三〇、〇〇〇	三、五〇〇	同 同	六三二、〇〇〇 二、八四四、〇〇〇	六一二、〇〇〇 二、七五四、〇〇〇	石本鏆太郎
福順成油坊	八〇、〇〇〇	三、三〇〇	同 同	八六二、〇〇〇 三、八七九、〇〇〇	八六四、〇〇〇 三、八八八、〇〇〇	郭學純
成裕昌油坊	五五、〇〇〇	三、二〇〇	同 同	六〇七、〇〇〇 二、七三一、五〇〇	六三二、〇〇〇 二、八四四、〇〇〇	安新之
齋藤油坊	一〇〇、〇〇〇	四、二〇〇	同 同	五七六、〇〇〇 二、五九二・〇〇〇	九一二、〇〇〇 四、一〇四、〇〇〇	松村重三郎
聚成祥油坊	四一、〇〇〇	二、八〇〇	同 同	五三六・〇〇〇 二、四一二、〇〇〇	五七二、〇〇〇 二、五七四、〇〇〇	正介人
東永茂油坊	三〇、〇〇〇	二、七〇〇	同 同	五九八、〇〇〇 二、六九一、〇〇〇	五三四、〇〇〇 二、四〇三、〇〇〇	李升海
福元油坊	三〇、〇〇〇	二、六〇〇	同 同	四六四、〇〇〇 一、九八八、〇〇〇	四二〇、〇〇〇 一、八九〇、〇〇〇	王梓封
新順洪油坊	二五、〇〇〇	二、五〇〇	同 同	三九九、〇〇〇 一、七九五、〇〇〇	四九六、〇〇一 二、二三二、〇〇〇	李墨園
義祥油坊	三五、〇〇〇	二、二〇〇	同 同	三四三、〇〇〇 一、五四三、〇〇〇	四〇四、〇〇〇 一、八一八、〇〇〇	姜久庵

同　聚厚油坊	二五、〇〇〇	一、八〇〇	同同	三二四、〇〇〇	一、四五八、〇〇〇	三五二、〇〇〇	一、五八四、〇〇〇	林培基
乾聚和油坊	一九、〇〇〇	一、八〇〇	同同	三二四、〇〇〇	一、四五八、〇〇〇	二三二、〇〇〇	一、〇四四、〇〇〇	孫源甫
裕成東油坊	二七、〇〇〇	一、八〇〇	同同	二八七、〇〇〇	一、二九一、五〇〇	三三九、〇〇〇	一、五二五、〇〇〇	張玉璞
豐成油坊	二一、七〇〇	二、一〇〇	同同	四〇一、〇〇〇	一、八〇四、五〇〇	四三八、〇〇〇	一、九七六、〇〇〇	張愼五
同　聚永油坊	一五、〇〇〇	一、七〇〇	同同	二六五、〇〇〇	一、二一〇、五〇〇	三二六、〇〇〇	一、四六七、〇〇〇	孫殿賓
和生祥油坊	四〇、〇〇〇	一、六〇〇	同同	二五七、〇〇〇	一、一五六、〇〇〇	二九〇、〇〇〇	一、二六〇、〇〇〇	賴紹三
德聚澧油坊	四〇、〇〇〇	一、六〇〇	同同	二六一、〇〇〇	一、一七四、五〇〇	二九八、〇〇〇	一、三四一、〇〇〇	林竹亭
萬慶長油坊	三〇、〇〇〇	二、四〇〇	同同	四三一、〇〇〇	一、九三九、五〇〇	四四四、〇〇〇	一、九九八、〇〇〇	林尙梅
振成油坊	四〇、〇〇〇	一、五〇〇	同同	二七七、〇〇〇	一、二四六、九〇〇	三〇八、〇〇〇	一、三八六、〇〇〇	張松山
昇源油坊	三五、〇〇〇	一、八〇〇	同同	二五五、〇〇〇	一、一四七、五〇〇	三三二、〇〇〇	一、四九四、〇〇〇	徐聽濤
泰豐源油坊	二五、〇〇〇	一、四〇〇	同同	二一二、〇〇〇	九五四、〇〇〇	二六六、〇〇〇	一、一九九、〇〇〇	高廷臣
恒昌公油坊	二八、〇〇〇	一、三〇〇	同同	二四九、〇〇〇	一、一二〇、五〇〇	二九〇、〇〇〇	一、三〇五、〇〇〇	王廳古
同　泰油坊	二五、〇〇〇	一、二〇〇	同同	二三三、〇〇〇	一、〇四八、五〇〇	二一〇、〇〇〇	九四五、〇〇〇	姜西亭
德豐和油坊	二二、〇〇〇	一、二〇〇	同同	二二〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	二〇八、〇〇〇	九三六、〇〇〇	李献甫

同　聚洽油坊	七、〇〇〇	一、二〇〇	同 同	一八〇、六〇〇 八一二、七〇〇	二八八、〇〇〇 一、二九六、〇〇〇	林坦基
義順甡油坊	三〇、〇〇〇	一、六〇〇	同 同	二七五、〇〇〇 一、二一〇、五〇〇	二九一、〇〇〇 一、三〇九、五〇〇	應秘之
福聚恒油坊	二〇、〇〇〇	一、二〇〇	同 同	一八四、〇〇〇 八二八、〇〇〇	二八八、〇〇〇 一、二九六、〇〇〇	子一桂
恒昇油坊	二二、〇〇〇	一、二〇〇	同 同	二一六、〇〇〇 九七二、〇〇〇	二四四、〇〇〇 一、〇九八、〇〇〇	曲德民
成德油坊	一〇、〇〇〇	一、一〇〇	同 同	一九五、〇〇〇 八七七、五〇〇	一七八、〇〇〇 八〇一、〇〇〇	鹿翩廷
達昌油坊	一三、〇〇〇	一、三〇〇	同 同	二二二、〇〇〇 九九九、〇〇〇	二五八、〇〇〇 一、一六一、〇〇〇	接香庭
裕泰油坊	八、〇〇〇	一、〇〇〇	同 同	— —	二一六、〇〇〇 九七二、〇〇〇	于馨山
天和成油坊	二〇、〇〇〇	一、〇〇〇	同 同	七六、〇〇〇 三四二、〇〇〇	四六、〇〇〇 二〇七、〇〇〇	方得宜
萊永春油坊	八、〇〇〇	一、〇〇〇	同 同	一四一、〇〇〇 六三四、〇〇〇	一六二、〇〇〇 七二九、〇〇〇	劉本修
政興利油坊	八、〇〇〇	一、〇〇〇	同 同	一五〇、〇〇〇 七一一、〇〇〇	一八六、〇〇〇 八三七、〇〇〇	張本政
吉田洋行油坊	五、〇〇〇	一、〇〇〇	同 同	四五、〇〇〇 二〇二、五〇〇	二四、〇〇〇 一〇八、〇〇〇	吉田亘信
晉豐油坊	六〇、〇〇〇	三、二〇〇	同 同	六一二、〇〇〇 二、七五四、〇〇〇	六一四、〇〇〇 二、七六三、〇〇〇	牛作周
天興福油坊	三六、〇〇〇	二、七〇〇	同 同	四九一、〇〇〇 二、二〇九、五〇〇	四五六、〇〇〇 二、〇五二、〇〇〇	邵乾一
政記油紡	七五、〇〇〇	二、五〇〇	同 同	四六一、〇〇〇 二、〇七四、五〇〇	五三〇、〇〇〇 二、三八五、〇〇〇	由善廷

興祥恒油坊	四〇、〇〇〇	二、〇〇〇	同	三〇二、〇〇〇	三二二、〇〇〇	張蘭坡
			同	一、三五九、〇〇〇	一、四四九、〇〇〇	
同　聚祥油坊	三六、〇〇〇	二、五〇〇	同	四二七、〇〇〇	五五八、〇〇〇	孫希謙
			同	一、九〇八、〇〇〇	二、五一一、〇〇〇	
裕增和興坊	三〇、〇〇〇	一、九〇〇	同	三一九、〇〇〇	三七二、〇〇〇	王學濱
			同	一、四三五、五〇〇	一、六七四、〇〇〇	
雙和棧油坊	二一、〇〇〇	一、八〇〇	同	三三九、〇〇〇	三五八、〇〇〇	邵鼐臣
			同	一、五二五、五〇〇	一、六一一、〇〇〇	
安惠棧油坊	三〇、〇〇〇	二、一〇〇	同	三四一、〇〇〇	三六四、〇〇〇	許億年
			同	一、五三四、五〇〇	一、六三八、〇〇〇	
福順成油坊支店	一〇、〇〇〇	一、七〇〇	同	二四二、〇〇〇	二三六、〇〇〇	郭學純
			同	一、〇八九、〇〇〇	一、〇六二、〇〇〇	
三太利油坊	三〇、〇〇〇	一、五〇〇	同	一九五、〇〇〇	二九八、〇〇〇	野平道男
			同	八七七、五〇〇	一、三四一、〇〇〇	
福順裕油坊	三〇、〇〇〇	一、五〇〇	同	二五二、〇〇〇	三〇、八〇〇	孫景堂
			同	一、一三四、〇〇〇	一七七、〇〇〇	
忠盛和油坊	二五、〇〇〇	一、五〇〇	同	二六五、〇〇〇	二九二、〇〇〇	叢人綱
			同	一、一九二、五〇〇	一、三四一、〇〇〇	
廣永茂油坊	三〇、〇〇〇	一、五〇〇	同	二七六、〇〇〇	二七[illegible]、〇〇〇	武維恭
			同	一、二四二、〇〇〇	一、二一五、〇〇〇	
德興成油坊	二〇、〇〇〇	一、四〇〇	同	一六九、〇〇〇	一三八、〇〇〇	張殿甫
			同	七六〇、五〇〇	六二一、〇〇〇	
雙聚福油坊	三〇、〇〇〇	一、五〇〇	同	二六五、〇〇〇	三〇四、〇〇〇	安承生
			同	一、一九二、五〇〇	一、三六〇、〇〇〇	
成順和油坊	三〇、〇〇〇	一、一〇〇	同	二三一、〇〇〇	二六[illegible]、〇〇〇	劉鏡亭
			同	一、〇三九、五〇〇	一、二〇六、〇〇〇	
恰順東油坊	二五、〇〇〇	一、四〇〇	同	二四三、〇〇〇	二六六、〇〇〇	于文順
			同	六四三、五〇〇	一、一九七、〇〇〇	

玉昌合油坊	一五、〇〇〇	一、〇〇〇	同 同	一三九、〇〇〇 五二六、五〇〇	一八六、〇〇〇 八三七、〇〇〇	李杲本
公成玉油坊	一五、〇〇〇	一、〇〇〇	同 同	一四一、〇〇〇 六三四、五〇〇	二三二、〇〇〇 一、〇四四、〇〇〇	姜宣春
泰來油坊	一五、〇〇〇	一、〇〇〇	同 同	一三九、〇〇〇 六二五、〇〇〇	一九八、〇〇〇 八九一、〇〇〇	左來章
鈴木油坊	五〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	豆バラカス 豆油	三七、九四五、〇〇〇斤 四、九三二、八五〇斤	三六、五三七、五〇〇斤 四、二二九、八七九斤	西川芳太郎
計	三、四〇二、七〇〇	二六二、六〇〇	豆粕 豆バラカス 豆油	一九、一二六、〇〇〇枚 三七、九四五、〇〇〇斤 九〇、七六五、五九〇斤	二一、五六二、〇〇〇枚 三三、五三七、五〇〇斤 一〇一、二五八、八七五斤	(工場數 五八)

(二) 金州

油坊名	資本額	一晝夜の生産能力	製品	生産額 大正五年	生産額 大正四年	經營者氏名
廣增盛油坊	四、〇〇〇	二五枚 七五斤	豆粕 豆油	九、七〇〇 四五、九五九	九、八一〇 四九、九五〇	李鴻祿

(三) 貔子窩

油坊名	資本額	一晝夜の生産能力	製品	生産額 大正五年	生産額 大正四年	經營者氏名
益增油坊	一五、〇〇〇	四〇〇枚	豆粕 油粕	八八、八〇〇 四八〇、〇〇〇	一〇、八〇〇 五四、〇〇〇	洗樂天
益昌油坊	一五、〇〇〇	三二〇	同 同	五七、五五〇 三一六、七五〇	三八、二五〇 一九一、二五〇	劉星輔
福順油坊	一〇、〇〇〇	三六〇	同 同	二六、四〇〇 一五八、四〇〇	— —	李錫三

永慶油坊	一二、〇〇〇	五〇〇	同同	七四、二八五	四一六、四二五	三五、四五〇	一九四、六〇〇	孫慶豐
同合油房	一二、〇〇〇	五〇〇	同同	一〇、八〇〇	六四、八〇〇	二六、一〇〇	一三五、一五〇	張華堂
福合油坊	六、〇〇〇	一五〇	同同	三五、四二〇	一九二、八〇〇	二六、一〇〇	一三五、一五〇	安積金
雲集油坊	八、〇〇〇	三二〇	同同	三九、一五〇	二〇七、四五〇	三〇、七〇〇	一五三、五〇〇	王子厚
常泰油坊	一五、〇〇〇	三六〇	同同	七六、五〇〇	四一〇、〇〇〇	三九、〇〇〇	一九〇、〇〇〇	王少鄉
新順油坊	一〇、〇〇〇	一五〇	同同	二一、九〇〇	一一四、五〇〇	三〇、一九〇	一五〇、五五〇	于時泉
協隆油坊	六、〇〇〇	二〇〇	同同	三六、三五〇	一九一、七一〇	三八、一五〇	一九四、二五〇	楊鴻基
福金油坊	一、〇〇〇	二〇	同同	二、七一〇	一二、五五四	六二四	三、一六〇	冷喜德
東油坊	一、四〇〇	二五	同同	一五九	八〇〇	三七〇	一、八〇〇	呂憲喜
西油坊	一、四〇〇	二五	同同	一五五	八〇〇	三六〇	一、七六〇	呂學詩
東生油坊	五〇〇	一三	同同	二〇八	一、四八〇	—	—	李世林
計	一一三、三〇〇	三、三四二	同同	四七一、三八七枚	二、五六八、四六九斤	二七六、〇九四枚	一、四〇五、一七〇斤	(工場數　一四)

(四) 普蘭店

油坊名	資本額	一晝夜の生産能力	製品	生産額 大正五年	生産額 大正四年	經營者氏名
廣增油坊	一五、〇〇〇	二五〇枚 一、五〇〇斤	豆粕 油	七九、四九五 四七六、九七〇	一〇八、七五〇 六五二、五〇〇	孫中止
益與油坊	一〇、〇〇〇	二五〇 一、五〇〇	同 同	一五、四五〇 九二、七〇〇	一三、三〇〇 七九、八〇〇	徐東春
聚順棧油坊	一、二〇〇	六〇 二五〇	同 同	五、四〇〇 二七、〇〇〇	七、二〇〇 二八、八〇〇	夏椿林
潤與德油坊	四、〇〇〇	四〇 二〇〇	同 同	一、一二〇 四、四八〇	— —	姜日貞
天順長油坊	五、〇〇〇	一一〇 五五〇	同 同	— —	— —	朱錫庚
洪昇福油坊	一、〇〇〇	二〇 八〇	同 同	三、六〇〇 一八、〇〇〇	— —	馬鎭福
計	三六、二〇〇	七三〇 四、〇八〇	同 同	一〇五、〇六五枚 六一九、一五〇斤	一二九、二五〇枚 七六二、一〇〇斤	（工場數 六）

尚爲參考豆粕及豆油の最近三年間に於ける大連現物相場を示せば左の如し。

（單位豆粕は一枚豆油は百斤に付銀圓建）

月次	高低	豆粕 大正六年	豆粕 大正五年	豆粕 大正四年	豆油 大正六年	豆油 大正五年	豆油 大正四年
一月	最高	円 一、〇八五	円 一、三五〇	円 一、四〇〇	円 一四、三九〇	円 一三、九九〇	円 一三、七二五
	最低	一、〇四五	一、二七〇	一、一七五	一三、四六五	一一、九〇〇	一一、二〇〇
二月	最高	一、〇五五	一、二九〇	一、四〇〇	一四、〇三〇	一三、五〇〇	一三、七〇〇
	最低	九八〇	一、二六五	一、三四〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一一、九〇〇

三月	最高	九八五	一、二六五	一、三四五	一四、五〇〇	一三、一五〇	一二、七〇〇
	最低	九三〇	一、一三〇	一、二三五	一二、九〇〇	一二、二五〇	一一、四〇〇
四月	最高	一、〇〇〇	一、一八〇	一、三三〇	一五、七六五	一三、七〇〇	一二、八〇〇
	最低	九五五	一、一三〇	一、一八〇	一四、四〇〇	一三、二〇〇	一二、一〇〇
五月	最高	一、一〇〇	一、一五五	一、四九〇	一九、二〇〇	一三、七〇〇	一一、七〇〇
	最低	一、〇一〇	一、〇四〇	一、三〇〇	一五、九八〇	一三、〇〇〇	一〇、四〇〇
六月	最高	一、四七〇	一、〇八五	一、四三〇	一八、四五五	一三、四〇〇	一〇、七〇〇
	最低	一、〇四五	一、〇一〇	一、二一〇	一八、一五〇	一二、六〇〇	八、八七〇
七月	最高	一、五三〇	一、一八〇	一、二一五	二〇、四五五	一三、〇〇〇	九、七〇〇
	最低	一、一一〇	一、〇五〇	一、〇七〇	一七、〇〇〇	一二、五〇〇	八、七五〇
八月	最高	一、七五〇	一、一九〇	一、一二〇	一九、八〇〇	一三、一〇〇	九、八〇〇
	最低	一、四〇〇	一、一四五	一、〇一〇	一七、一〇〇	一二、六〇〇	九、一〇〇
九月	最高	—	一、一九五	一、二七〇	—	一三、二〇〇	一〇、一〇〇
	最低	—	一、〇六五	一、一二〇	—	一三、〇〇〇	九、四〇〇
十月	最高	一、一七〇	一、一一〇	一、二二〇	二一、五〇〇	一五、五三〇	一二、〇〇〇
	最低	一、〇三〇	一、〇三五	一、一〇〇	一五、五〇〇	一三、三〇〇	一〇、一〇〇
十一月	最高	一、〇六五	一、一四〇	一、三二五	一八、八〇〇	一五、七〇〇	一二、四〇〇
	最低	一、〇二〇	一、〇五五	一、一九〇	一七、〇〇〇	一三、八〇〇	一一、五五〇
十二月	最高	一、一七〇	一、〇六五	一、四〇〇	一八、三〇〇	一四、六〇〇	一二、三五〇
	最低	一、〇六〇	一、〇〇〇	一、二七〇	一六、五〇〇	一四、一〇〇	一一、六〇〇

八、局子街、琿春に於ける三品

大正七年二月、日本領事館の報告による局子街、琿春の三品に就て記せば左の如し。

▲局子街

局子街に於ける大豆、豆油、豆粕集散數量 局子街に集散する大豆、豆油、豆粕の數量を見る左の如し。

大豆	二二、〇〇〇石	豆粕	二〇〇、〇〇〇塊
豆油	二七〇、〇〇〇斤		

局子街に於ける大豆、豆油、豆粕相場 局子街に於ける大豆、豆油及豆粕現在時價左の如し。

大豆	每石 九〇・〇〇〇吊文	豆粕	每塊 二・八〇〇吊文
豆油	每斤 二・〇〇〇		

備考 一吊は我が七錢四厘に當る

尙大正六年に於ける月別相場を示せば左の如し。

	大豆（吊文）	豆油（吊文）	豆粕（吊文）
自一月至五月	八四・〇〇〇	一・八〇〇	二・一〇〇
六月	八四・〇〇〇	一・八〇〇	二・一〇〇
七月	九五・〇〇〇	一・八〇〇	二・五〇〇
八月	九五・〇〇〇	一・八〇〇	二・五〇〇
九月	九五・〇〇〇	一・八〇〇	二・五〇〇
十月	八五・〇〇〇	一・七〇〇	二・五〇〇
十一月	八五・〇〇〇	一・七〇〇	二・五〇〇
十二月	八四・〇〇〇	一・八〇〇	二・四〇〇
平均	八六・九一〇	一・八〇〇	二・三〇〇

局子街に於ける油房數及年產額 局子街に於ける油房數竝に一ケ年製產額左

の如し。

油房數	二五戸	
製產額豆油	一三五、〇〇〇斤	
製產額豆粕		一二六、〇〇〇塊

買入契約方法　買入に關する契約方法に就ては別に特定の形式なきも、取引希望者より取引の數量、引渡の期日等を約定し、取引金額の一半乃至幾分を保證金として提供し、契約證書を作製し互に交換することあり。

搾油法、使用人員、搾油量及工費　局子街には未だ最新式搾油機を應用せる油房なく悉く舊來の方法によるものなり、使用人員一戸平均六人にして大豆一石に對する搾油量は平均三十斤位にして豆油は二十八塊なり、而して大豆一石に要する薪炭費四吊六百六十文工賃四吊文なり。

豆油運送に使用する容器　豆油運搬に使用する容器は簍(支那名簍子)にして、天竺花は簍篠子と稱する我が萩に似たる一種の植物の技條を以て編み、内部に紙を張り塗料を塗りて用ふ、輸出用容器は石油空罐を使用す。

小麥集散類　小麥一ヶ年の集散額は二萬石なり。

▲琿春

琿春に於ける大豆、豆油、豆粕の集散數量　大正六年中琿春に於ける大豆、豆油、豆粕の集散數量は何等統計の據るべきものなく、海關統計も未だ成らざるを以て正確なる數字の據るべきものなきも、當業者に就き聞く所に據れば左の如し。

大豆	一七、〇〇〇石	豆粕	六二〇、〇〇〇枚
豆油	六五〇、〇〇〇		

大正六年琿春に集れる大豆は大半豆油製造材料として琿春に於て消費せられたる由にして、大正六年中に製造せられたるものは豆油六十八萬斤、豆粕六十萬枚なり。

琿春に於ける大豆、豆油、豆粕の時價及大正六年の平均相場及最高最低價格　現今の取引相場は左の如し。

大豆	一石に付	吉林官帖	二一〇吊	豆粕	百枚に付　吉林官帖　四〇〇吊
豆油	百斤に付	同	一七五		

尙昨年中の取引價格を示せば左の如し。

品目	單位	最高價格	最低價格	平均	最高月日	最低月日
大豆	一石	二六〇・〇〇吊	一二〇・〇〇吊	一七〇・〇〇吊	五、六月(日不明)	十一月(日不明)

豆油	百斤	一五〇・〇〇	九〇・〇〇	一三〇・〇〇	六月	同
豆粕	一枚	五・〇〇	二・五〇	三・五〇	五、六月(日不明)	同

琿春に於ける油房數及最大油房の年產額　琿春に於ける油房は大小併せて二十三戸、最大油房に於ける大正六年中の製產額は豆油八萬千斤、豆粕七萬枚なりと云ふ。

琿春に於ける最新式器械使用の油房　電氣其他工業の發達し居らざる琿春に於ては新式器械としては石油發動機のみなるが、石油發動機を据附け居るものは、春成湧油房(機械十馬力)、義順昌油房(機械八馬力半)及東順湧油房(機械十馬力)の三箇所なり、使用人員は製產物の相場の出遇ひより打算して增減一定せざるも最多三十人に上らず、又最少十人を下らず、而して石油發動機に依る製產工費は大豆一石に對し二十五吊を要し搾油量は大豆の品質に依り、多少の差異ありと雖大約豆油四十五斤、豆粕三十九枚とす。

豆油運送に使用する容器　稀に支那在來の簍子と稱する柳編みの籠を紙張とし、豚の血又は澁を塗りたる容器を用ふるものあるも、多くは石油の空罐を使用す。

大豆買入の契約方法 每年五月頃地方耕作主と隨意に契約を爲し契約高の半額を交付し、又は契約高全額を交付して收穫時期渡と爲すものなるも、此方法に依らず每年の收穫時に於て支那人仲買人の手を經て買入を爲すもの少なからず。

備考 以上數量は孰も支那數量を以て表はしたるものなるが、一石は我約二石三斗四升强、一斤は我約百四十匁、豆粕一枚は日本斤十三斤なりとす。

九 數字上より見たる三品

(一)大連牛莊浦鹽三港輸出額

大豆 (單位米噸)

仕向先	輸出港	明治四十一年度	明治四十二年度	明治四十三年度	明治四十四年度	大正元年度	大正二年度	大正三年度	大正四年度	大正五年度	大正六年度
日本向	大連	八六、九五八	一四〇、五三四	七三、七三三	一五四、〇六五	一〇一、七一一	七六、五七九	一二七、一〇七	一一三、四四六	二二八、〇二七	六一、四三九
	牛莊	二一、三三四	八、八四九	一七、〇二六	一四、七二六	六、七八七	一二、二三五	六、一四五	二八六	一三四	三一六
	浦鹽	四三、六〇一	一、二九七	七、九三四	二二、二六五	三五、三一五	八七、四八三	六三、九三三	一四〇、七八九	三、七〇二	—
	計	一五一、八九三	一五〇、六八〇	九八、六九三	一九一、〇五六	一四三、八一三	一七六、二九七	一九七、一八五	二五四、五二一	二三一、八六三	六一、七五五

歐洲向	大連	二一、五三二	二七一、一九四	二七〇、〇三八	三三、一〇一	一九、四七三	二、一六二	四、七〇八	四一、一三九	四九、〇四九	三五、〇一一
	牛莊	—	—	三七五	—	—	—	—	—	—	六九四
	浦鹽	九、六三三	二三八、八三三	二七五、七四二	三五七、一一〇	三五七、八六七	二六七、八七八	一六七、一二九	二六三、六一三	一一六、三七八	一一六
	計	三一、一五三	五一〇、〇二七	五四六、一五五	三八〇、二一一	三七七、三四〇	二七〇、〇四〇	二七一、八三七	三〇四、七七二	一六五、四二五	三五、七〇五
支那向	大連	一〇四、二八五	七三、五二六	三八、二〇七	九四、四七七	六二、七五五	六八、六二四	三五、二二四	一六九、六〇三	四六、七四五	八三、五七四
	牛莊	一〇三、一八二	一八〇、六七二	一三五、九三四	一三五、〇八八	九一、〇三七	六八、一五七	六八、一六四	一二七、八二三	六三、九七七	三九、六二四
	浦鹽	二四、一九四	四五四	—	—	六、三〇〇	一五、六一三	一三、二八六	一三、五五七	—	—
	計	二三一、六六一	二五三、六五二	一六四、一四一	二三九、五六五	一六〇、〇九二	一五三、三九四	一三六、六七四	三一〇、九八三	一一〇、七二三	一二三、一九八
南洋向	大連	—	一、三三五	一、三三五	三、七五六	五、一〇三	二三八	一一、八九八	三〇、三三七	一六、〇六三	八六、〇七〇
	牛莊	—	二、二一六	四、二一〇	—	—	—	—	—	—	—
	浦鹽	—	—	—	—	—	—	—	三、八六八	—	—
	計	—	三、五四一	五、五四五	三、七五六	五、一〇三	二三八	一一、八九八	三四、一〇五	一六、〇六三	八六、〇七〇
大連向	牛莊	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	浦鹽	—	—	—	—	—	—	—	五一、九一八	二九、五七六	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	五一、九一八	二九、五七六	—
合計	大連	二〇二、七六四	四八五、五七九	三八三、二九三	二七五、三四九	一八九、〇四一	一四七、六〇三	一七八、九三七	三五四、四二五	一四〇、八八四	二六六、〇九四
	牛莊	一一四、五一六	一〇一、七三七	一四七、五五五	一四九、八一四	九七、八二四	八一、三九二	七四、三〇九	一二八、一〇八	六四、一一一	四〇、六七四
	浦鹽	七七、四二七	二四四、五七四	二八三、六七六	三七九、三七五	三九九、四八二	三七〇、九七四	三五九、〇一六	四六三、七六四	三四八、六五四	—
	計	三九四、七〇七	九一七、八九〇	七一四、五二四	八〇四、五三八	六八六、三四七	五九九、九六九	六一二、三〇三	九四六、二九九	五五三、六四九	三〇六、七六八

一、本表ノ年度ハ前年十一月ニ始マリ其年十月ニ終ルモノトス但大正六年度ハ其年內トス以下二表同シ
一、三港以外ノ開口ヨリ輸出スル大豆ハ年額約一萬噸ヲ生ス

豆粕 （單位噸）

仕向先	輸出港	明治四十一年度	明治四十二年度	明治四十三年度	明治四十四年度	大正元年度	大正二年度	大正三年度	大正四年度	大正五年度	大正六年度
日本向	大連	一八八、八五三	二九六、八六九	一七七、七〇七	三六九、四六三	四〇四、六三七	四五四、七五九	四六六、一一九	五六四、九五一	五四〇、〇二八	五八二、八三五
	牛莊	二六七、九一七	二九六、三三三	二〇〇、三八三	二四五、二二二	一六八、六九八	一六八、三二六	一四一、一九五	一二三、一八七	六七、五九七	五六、一一七
	浦港	四五、〇三〇	九、五七五	二、一五一	二、七三八	五、九三八	一二、一二九	一三、五一六	四一、六一四	七六、六六一	—
	計	五〇一、八〇〇	五九七、七〇七	三八〇、二四一	六一九、八二三	五七九、二七三	六三五、二〇四	六一八、八三〇	七二九、七五二	六八四、三三八	六三八、九五三
臺灣朝鮮向	大連	—	—	—	一八三	三六八	二六、五九一	二九、六四三	—	—	六七、九八八
	牛莊	—	—	—	—	三〇	一〇、六八六	不詳	—	—	—
	浦鹽	—	—	—	—	八六	一〇九	不詳	—	—	—
	計	—	—	—	一八三	四八四	三七、三八六	二九、六四三	—	—	六七、九八八
歐洲向	大連	一〇	九	三六、三三八	—	—	—	—	—	—	一、〇二三
	牛莊	—	六五四	八〇、五〇三	—	—	—	—	—	—	—
	計	一〇	六六三	一一六、八四一	—	—	—	—	—	—	一、〇二三
支那向	大連	九、九八〇	一、三七一	四一	七一、二九〇	七二、八一七	三六、五五一	一九、七〇八	一三一、七〇五	一〇三、七八六	一二八、七八〇
	牛莊	五七、四七三	二三、二七九	—	一一三、二七〇	九三、五八八	七八、四四〇	七五、三三五	一五〇、二八四	八五、五六七	九三、八一〇
	浦港	六七五	—	一	—	—	—	—	—	七四	—
	計	六八、一二八	二四、六五〇	四二	一八四、五六〇	一六六、四〇五	一一四、九九一	九五、〇四三	二八一、九八九	一八九、四二七	二二二、五九〇
南洋向	大連	—	—	—	—	一〇	—	—	—	—	—
	牛莊	—	一、二二七	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	一、二二七	—	—	一〇	—	—	—	—	—

合計	大連	一九八、八四三	二九八、二四九	二一四、〇八六	四四〇、九三六	四七七、八三三	五七七、九〇一	五一三、四七〇	六九六、六五六	六五二、八二四	七七〇、六二六
	牛荘	三二五、三九〇	三一六、四七三	二八〇、八八六	三五八、四九二	二六二、三一六	一五七、三四三	二一六、五二〇	二七三、四七一	一五三、一六四	一四九、九二七
	浦鹽	四五、七〇五	九、五一五	二、一五二	[illegible]、一三八	六、〇二四	一二、二三八	一三、五三六	四一、六一四	七六、七三五	—
	計	五六九、九三八	六二四、二三七	四九七、一二四	八〇四、五六六	七四六、一七三	七八七、四八一	七四三、五[illegible]六	一、〇一一、七四一	八八二、七二三	九二〇、五五三

一、年度ハ大豆ノモノニ同シ

一、三港以外ノ開口ヨリ輸出スル豆粕ハ年額約二千噸ナリ但大正四年度ニ於テハ安東ヨリ三五、八三〇噸ヲ輸出シタ

豆油（單位米噸）

仕向先	輸出港	明治四十一年度	明治四十二年度	明治四十三年度	明治四十四年度	大正元年度	大正二年度	大正三年度	大正四年度	大正五年度	大正六年度
日本向	大連	—	—	八、三四〇	六、八八三	八、八四六	四、九八二	一、四〇四	一八、三四一	三一、三四一	二〇、三〇八
	牛荘	—	—	二、八〇九	一、一三八	二、二〇三	一、一一四	八三	一、七〇三	二、六一九	六〇三
	浦鹽	—	—	—	一六	—	—	—	—	二、四七一	—
	計	—	—	一一、一四九	八、〇三七	一一、〇五〇	六、〇九六	一、四八七	一九、九四三	三六、四三一	二〇、九一一
歐洲向	大連	—	—	三、五四三	二〇、〇八五	一七、五八〇	一八、一七〇	二五、六九五	四五、四八七	四五、四九一	八〇〇
	牛荘	—	—	一、五七五	三一八	二六五	—	—	—	—	—
	計	—	—	四、一一八	二〇、四〇三	一七、八四六	一八、一七〇	二五、六九五	四五、四八七	四五、五九一	八〇〇
支那向	大連	—	—	二、八六八	五、五九二	九、四一〇	三七、八〇〇	六、六九一	七、四八七	四三一	一、六四三
	牛荘	—	—	五、五一九	七、九九一	一四、二七一	七、二六二	四、二〇六	二、一〇四	一、二六九	七九九
	浦鹽	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	八、三八四	一三、五八三	二三、六八一	四五、〇六二	一〇、八九七	九、五九一	一、七七二	二、四四一

南洋向	大連	—	—	—	一九	一五	一七	四一	—	—	—
	牛莊	—	—	九八	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	九八	一九	五	一七	四一	—	—	—
朝鮮及臺灣向	大連	—	—	—	—	九五	一六六	七五	—	—	二
米國向	大連	—	—	—	三六	一九	一、一三一	三、四八八	七、六五〇	一九、七一三	一二六、五二八
露領向	大連	—	—	—	—	—	—	—	二五八	一二三	—
浦鹽向	大連	—	—	—	—	—	五三六	四、〇六三	—	—	—
合計	大連	三、八九六	一〇、二〇八	一四、七四八	三二、六三五	三五、九五五	六二、七九二	四一、四五七	七九、一三三	九七、〇九九	一五九、二八〇
	牛莊	九、三一七	一〇、三八二	一〇、〇〇一	九、四四七	一六、七四〇	八、三七六	四、二八九	三、八〇六	三、八八八	一、四〇二
	浦鹽	—	六〇	—	一六	—	—	—	—	二、五四三	—
	計	一三、一九二	二〇、六五〇	二四、七四九	四二、〇九八	五二、六九五	七一、一六八	四五、七四六	八二、九二九	一〇三、五三〇	一六〇、七八二

一、年度ハ大豆ノモノニ同シ
一、三港以外ノ開口アリ輸出スル豆油ハ年額約七八百噸ナリ

(二)牛莊三品輸出額

種別／年次	大豆 數量	大豆 價格	豆粕 數量	豆粕 價格	豆油 數量	豆油 價格
一九一〇	二、四三一、五九二	七、六三五、六四〇	四、七五二、二一九	一一、一二〇、一九二	一七四、一〇五	一、八六八、一四五
一九一一	二、〇一五、四九四	六、三六二、〇九三	五、五八三、四三六	一三、四〇〇、二四七	一六二、五八八	一、五一二、〇六七
一九一二	一、五七六、一二六	五、四九一、〇八九	三、九五四、五九〇	一〇、二八一、九三四	一一二、七六四	九三二、四一三
一九一三	一、三六二、三四一	四、四一五、一八三	四、二二八、九〇五	一〇、八六八、二八四	一一三、九七一	一、〇〇九、九六三

一九一四	一、三三九、七八五	三、〇六三、一〇九	三、一六六、八二五	六、二四六、一七六	四一、八四四	三三一、三六一
一九一五	二、〇三三、〇三五	五、三六九、九七三	四、〇八六、〇二三	七、九三六、八八一	六〇、二七八	五一八、三六八
一九一六	一、四八三、五八二	三、三八四、八九八	二、九一一、三三五	四、六二〇、一八八	七五、七五六	七二〇、四三九
一九一七	六一五、〇〇一	一、四三三、四六六	二、三五六、九一九	四、四八八、四七八	二一、二一〇	一七八、六九九

(三)安東三品輸出額

種別／年次	大豆 數量（擔）	大豆 價格（海關兩）	豆粕 數量（擔）	豆粕 價格（海關兩）	豆油 數量（擔）	豆油 價格（海關兩）
一九〇七	七五、八六一	一五六、二七六	一〇八、〇九〇	二〇七、六四〇	一七三	—
一九〇八	三三、八八七	四八、八六八	三三八、五九一	三八七、四六二	三三	二三〇
一九〇九	二四、六五一	五四、四七四	二四五、二二四	四五四、二七三	一三九	八七八
一九一〇	二、〇四一	四、五六八	一八〇、八一二	三五八、三六九	二、二四四	一七、〇八八
一九一一	六八、八七二	二〇四、四〇五	四九七、四九七	八八〇、五六九	五、四八五	四九、〇三四
一九一二	八九、四三一	二〇三、六九四	六〇一、一六七	一、一四八、三三九	八、三五六	五四、一九三
一九一三	二一四、二四九	二六〇、七五四	五四四、八三三	一、〇八四、三一八	二、八八一	一七、七四七
一九一四	二〇一、八二三	四七七、四六三	四一三、八二五	八四八、三四三	二、四六八	一九、七四五
一九一五	三三八、四九三	七五六、九六八	七五三、八一九	一、三四九、三三六	七、八三三	五三、五七八
一九一六	二七一、四三二	六四八、五二三	七三九、二六四	一、二四一、九六二	三七、七六二	三二七、三九七
一九一七	五八〇、二〇八	一、一六四、九二三	一、六九七、五三二	二、九七〇、六六二	四六、七二五	四五七、九〇五

(四)安東三品輸出仕向先別

仕向先	大豆	豆粕	豆油
日本及臺灣向	二九一、四〇三擔	一、三五六、九六五擔	二四、五八三擔
支那向	二五三、二四二擔	一七〇、七一六	六〇七擔

朝鮮向	四五、六六四	一六九、八二〇	三一、五三五	南洋向	〇	〇
歐洲向	〇	〇	〇	合計	五六〇、二〇八	一、六九七、五三一

（最終列）南洋向 〇／合計 四六、七二五

(五)滿鐵主要驛大豆發送噸數

發驛＼著驛・年次	大連 二年度	大連 三年度	大連 四年度	大連 五年度	營口 二年度	營口 三年度	營口 四年度	營口 五年度	其他各驛 二年度	其他各驛 三年度	其他各驛 四年度	其他各驛 五年度	計 二年度	計 三年度	計 四年度	計 五年度
遼陽	二、九八二	四、七八一	二、九一〇	二、八五六	三、〇八五	六、一三〇	五、七九六	五、一三九	八三	八	二九	一六〇	六、一五〇	一〇、九一九	八、七三五	一八、一五五
奉天	三三七	一一、八〇八	一、九六六	四、三〇〇	一七四	九六二	八九	九二八	三	一三	八	三	六一四	一二、七八三	二、〇六三	五、二三〇
新臺子	六、九五二	一五、八五九	九、五三八	一六、六一五	三、四三四	五九五	八七五	二四一	一、〇〇六	七七	六六一	七	一一、三九二	一六、五三一	二〇、九七四	一六、八六三
鐵嶺	二五、六二三	二七、九一九	八、四三六	三八、二一三	三、九八二	九、九九〇	七四三	四、一七一	五、〇五三	二、六二三	五、三六二	三、八七三	四四、六五八	四〇、五三一	一四、五四一	四六、二六七
開原	一四一、七二五	一六八、四九三	一七三、四七四	二一一、七二九	一八、六八七	三七、八二三	五三、〇八三	二四、〇七七	二二、二六二	九、三三四	二九、七五四	五、八八六	一九一、九七四	二二六、〇四九	二五六、三一一	二四一、三九二
昌圖	七、三八一	一五、一二六	一二、三〇一	八、五二五	一、六四七	一、四一五	二七九	三〇	一七二	三七九	二一〇	一五一	九、二〇〇	一六、九一〇	一二、七九〇	八、七〇六
雙廟子	八、八九四	一三、七〇一	一三、四七八	一〇、三六一	七三九	六八六	一三	一三	六一三	三六	二七六	三三六	一〇、二四六	一三、六九三	一三、七六七	一〇、七〇〇
四平街	一七、八六九	四三、〇三四	三八、〇九四	一九、七一三	四、〇八三	九、一九二	六、六二三	三、八〇七	三、六一三	四、一一〇	一四、八二〇	七、〇二九	三五、五五五	五五、三三六	三九、五三六	四〇、五四九
郭家屯	一九、五一六	一八、三一三	二五、九八二	二〇、五一九	一、六九八	五四〇	二、四六一	五一〇	一、八三四	二、〇五四	三、六〇六	一、三四〇	二三、〇四八	三〇、九二七	三二、〇四九	二二、三六九
公主領	七五、九九四	九二、五五四	六七、七〇二	六七、三七一	二、四三〇	五一〇	二、七六三	三九〇	九、五二六	三、三五二	一三、八〇七	七、九八〇	八七、九五〇	九六、四一六	八四、二七二	七五、七四一
范家屯	二九、四七八	三九、四一〇	四五、八七四	三四、四一一	三三九	六一	四五〇	—	一六四	二〇	九七三	一、二六一	二九、九七二	三九、四九一	四七、二九六	三五、六七二
長春	一九九、八一〇	二二二、八九四	二二二、六一四	二六八、〇六七	六六〇	一八七	六五九	三〇	一七九	一六〇	一九四	二、四九七	二〇〇、六四九	二五三、二三四	二二三、四六七	二七〇、五九四
撫順	三、五〇九	一九、八八七	三六、五〇三	三八、七〇七	四四	四、九三四	七、七八〇	五、八一三	三〇	五三	七一	二〇	三、九五三	三四、八七四	四四、三五四	四四、五三〇
其他ノ支線各驛	六四、六七一	一二五、八三四	一三八、四五三	一六七、九四一	一〇、六三三	二三、六八六	四一、九二七	二〇、八六二	六、九三五	二、四二〇	五、四六〇	三、四一五	七八、二二九	一五〇、九四〇	一五八、八四〇	一九二、二一八
安奉線各驛	三、〇九四	七、三九七	二、四四九	一一、六二九	三九六	二、五四〇	一、一〇一	一、〇五九	四、二九九	一六、〇九四	一一、一〇三	二〇、四九五	七、七八九	二六、〇三一	二五、六五三	三三、一八三

合計	六〇七、八二六	八七五、〇二〇	八〇八、七七四	九四〇、九六八	八二、四八二	九八、二五三	九七、六四二	六七、〇五九	五〇、七七三	四一、三九二	八六、三三三	五四、一四三	七四一、〇七九	一、〇二四、六六五	九九二、六四八	一、〇六二、一六九

(十八)滿鐵主要驛豆粕發送噸數

著驛 / 發驛 年度	大連				營口				其他各驛				計			
	二年度	三年度	四年度	五年度	二年度	三年度	四年度	五年度	二年度	三年度	四年度	五年度	二年度	三年度	四年度	五年度
遼陽	五、三九八	九、六〇〇	四、一八〇	一三、三四一	八、八六七	七、九三六	八、一九〇	四、〇七五	六九	一三九	三四八	三四一	一四、四三四	一七、六七五	一二、七一八	一七、七五七
奉天	七、六三	九、三七八	五、一七九	五、四九三	二、六一〇	八、一九二	八四〇	五一九	二	一	—	一九	一〇、二四二	一七、五七一	六、〇一九	六〇、三一
新臺子	九三〇	九〇〇	八八〇	三〇	九〇	三〇	—	—	—	—	一	—	一、〇二〇	九三〇	八八一	三〇
鐵嶺	一六、三三〇	一九、四四八	一一、三八五	一三、九〇七	二、八二〇	四、二〇〇	二、三一三	七九三	九七三	七二五	四九九	一五、七三七	二〇、一二三	二四、三七三	一四、一九七	二〇、四三七
開原	一五、二二一	二〇、七八〇	一九、〇三〇	一四、六〇七	九六二	三、一六〇	一、〇六三	一五三	五六	二七六	六二	六、八一〇	一六、三三〇	二四、二一六	二〇、一五五	二一、五六九
昌圖	二、一八九	四、一六四	一、八二四	二八四	—	三	二七一	—	六	—	七九	—	二、二四九	四、一六七	二、一七四	二八四
雙廟子	四、〇九一	六、〇九五	二、六六九	一、二一九	—	一三五	五二	—	一二〇	一三	三四	二	四、二一一	六、二四二	二、七五五	一、二三一
四平街	七、四八四	五、九二九	五、〇五一	三、六二〇	一一七	七七〇	五九六	—	一八七	二八〇	七八五	一、九二四	七、七八八	六、九七九	六、四三二	五、五四四
鄭家屯	一、一四一	一、八〇四	八九七	九一	—	—	—	—	—	—	—	六七	一、一四一	一、八〇四	八九七	一五八
公主嶺	六、〇六九	六、八〇六	四、九二三	二、五五三	—	九〇	五二	三	七七〇	二二七	四九九	一、二六七	六、八三九	七、一二三	五、四七三	三、八五〇
范家屯	一、〇二一	一、四五三	七六	三三一	—	—	—	—	—	—	三	一	一、〇二一	一、四五三	七九〇	三三二
長春	七、四一六	六、九一〇	三、五五三	一、八〇〇	—	二五	—	—	二八	—	—	二〇	七、四四四	六、九三五	三、五五三	一、八二〇
撫順	六七〇	三、三八〇	七、一五〇	四、一一六	一〇	—	九〇	—	一〇	三	八	—	六九〇	三、三九三	七、二四八	四、〇六
其他ノ本線各驛	一九、二七四	二五、三一七	一八、四六三	二一、八七七	二、二〇六	二、三八一	七、六〇九	七、二八三	一、一三三	一、二三五	一、九一四	六、八六三	二三、六〇二	二八、九七三	二七、九八五	三七、〇二二
安奉線各驛	一、五二一	二、二一五	一、九七八	一、二二一	九〇	三	六九四	—	一、四二二	二、六六〇	三、三二〇	四、七〇三	三、〇一三	四、九〇五	五、九八二	四五、九一四
合計	九六、三五五	一二四、二三九	八七、九二〇	八五、四七〇	一七、七七三	二六、九五三	二一、七七〇	一二、八五二	四、九〇九	五、五五八	七、五六九	三七、七五三	一一九、〇三七	一五六、七三三	一一七、二五九	一七六、〇七五

第十章　綿絲、綿布、綿製品

一　支那に於ける綿絲布

北部支那に於ける輸入情態を見るに五年度及び六年度は左の如し。

	六年度	五年度
色木綿(磅)	二二四、〇七一	一〇三、三〇〇
綾木綿(同)	三四、七三四、六三四	二四、七一二、〇四〇
綿フランネル(同)	二、三八三、七四八	三、〇六四、一七七
生巾類(同)	六〇、一〇二、八四八	二二、九七三、〇八〇
天竺布(磅)	二四、一二九、〇九六	一四、一二〇、一九六
綿ブランケット(斤)	一一六、五四六	八六、二六一
綿製浴巾(打)	二五三、九三一	二七五、六〇七
綿莫大小肌衣(打)	六七三、二六七	一二六、二五〇

由是觀之、フランネルの四萬八千碼、綿絲浴巾の二千百打、莫大小肌衣の四萬八千打は減少し其他は何れも增加し居れり。

中部支那に於ける輸入情態を見るに五年度及び六年度は左の如し。

	六年度	五年度
色木綿(碼)	六七一、六五六	一七五、四八三
綾木綿(同)	五八、九三七、五三八	三八、八九四、四四五
綿フランネル(同)	三、一二九、〇六一	九、九一六、四〇六
生金巾類(同)	七一、〇七三、七五一	二五、三七八、六五七
天竺布(碼)	一一、一九三、八四〇	六、七九一、〇九六
綿ブランケット(斤)	二四一、〇七八	一六七、六三〇
綿製浴巾(打)	五六二、八五四	四五九、六一九
綿莫大小肌衣(同)	九七、一五七	七八、二八〇

何れも增加し全く減少したるものなし、殊に生金巾即ちシーデング類、綾木綿等の增加甚だ多し。

南部支那　大正五年度及び六年度左の如し。

	六年度	五年度
色木綿（碼）	一五、七五〇	四、〇〇〇
綾木綿（同）	六七、六八〇	一八、〇〇〇
綿フランネル（同）	四〇九、二四一	二八一、九〇〇
生金巾類（同）	八、〇〇〇	—
天竺布（碼）	七三、三二〇	五三、四〇〇
綿ブランケット（斤）	四、二五九	二、〇三六
綿製浴布（打）	九三五	六、四六六
綿莫大小（打）	一、三六〇	一、五三一

上海の移輸出額　大正三年九月より四年八月まで以降每同期間の上海支那綿花輸移出額は大正五年九月より六年八月を最とし、六年九月より本年三月までの情態を見る時は本年八月までの輸出額は前年度より更らに增加を示すべし、今其等の數字を列記するに左の如し。

自二年九月至三年八月	七一七、〇九六
自三年九月至四年八月	四四三、四六八
自四年九月至五年八月	五二四、四九九
自五年九月至六年八月	七八三、二一六
自六年九月至七年三月	七一二、二五〇

尙ほ其の移輸出先を見るに日本を首位とし支那各港、紐育ゼノア、香港等の順位にしてアントワープ及びダーカークは大正三年以後ハーブルは同五年以後全く

輸出を見ざるなり、今其の主なる輸出先を記せば左の如し。

日本	紐育	ゼノア	香港	倫敦
四〇四、八一〇	三一、九〇一	五、一五五	一九、五一九	一、八四
二〇七、三三七	七四、三五七	九、六八八	六、一三九	三、七六〇
二八三、九三七	三八、〇五五	—	三、三六一	一、七六〇

日本	紐育	ゼノア	香港	倫敦
五一九、七三六	四〇、九八三	一〇、六五六	六、六六六	六、一七一
五四三、三六六	三五、〇七五	一六、〇三三	二、〇九〇	二九八

△年次は前表と同じ

此外ボストン、マルセール、リバープル、浦鹽等なるもボストン、リバプールの外は殆んど數ふるに足らざるなり、尙ほ大連輸入は三年以前は不明なるも大正五年九月より同年八月まで同六年九月より本年三月までに少量の輸入あるを見るも此は單に仲繼たるにすぎざるなり。

二　滿洲輸入の綿絲布

大正六年に於ける滿洲綿絲布輸入の狀況は頗る好調にして、其の輸入統計を比較するに大正五年度に於ては一千九百十六萬六千二百七十三圓なりしに、六年度に於ては三千五百六萬六千百五十六圓なれば、一千五百八十九萬九千八百八十三圓の增加にして殆んど二倍に達せり、是れ固より單價の騰貴せるは勿論なるも、數

量に於ても亦増加し今其の數量に就て比較すれば左の如し。（△減少）

品名	五年	六年	品名	五年	六年
綿織絲	九、三四九、一〇〇斤	一、四六九、九八九斤	天竺布	二三一、五四〇碼	九三三、七二八碼
縫絹絲	一一九、〇〇七	一六三、六八三	綿毛巾	九一、二二〇斤	一九五、七五一斤
絹綿製襦子	二〇、二四二碼	六二、五九五碼	タオル	一九五、四三四打	二二、〇四八打
色木綿	一、一三九、〇八〇	二、六二八、二二六	綿莫大小△	二八二、三八六	八五、九五七
綾木綿△	二一、九七四、四六七	一八、八一五、六二五	靴足袋△	六一九、〇九〇	一〇二、八二二
綿ネル	二、一四一、六三〇	三、三六六、九九二	帯子	六三、二二六	二〇一、五六九
金巾及粗布	二八、四二七、四一一	三一、八七六、〇七七			

更らに大正七年に至り我邦より鐵路滿洲に向け輸送されたる綿絲布噸數左の如し。

驛名	一月	二月	驛名	一月	二月
安東驛	九四、一	一三〇、六	四平街	五六、七	九、四
奉天	三九五、三	四四五、二	公主嶺	三三、五	二四、八
鐵嶺	三六九、九	一三三、九	長春	二四五、七	三九九、六
開原	六三、七	八、四			

輸入額別　大正六年度に於て大連に輸入されし綿絲布を海關統計によりて記せば總價格四百六十二萬六千三百七十七海關兩あり、之れを大正五年度に比すれば五十三萬九千二百六十三海關兩の増加なるが、其の仕出地は多くは日本内地

にして其の日本綿布と稱するは十二吋十二碼なり、今其の輸入類別を擧ぐれば左の如し。

	大正六年	大正五年
大尺布	一、四一四、三二〇	一、二八三、九三七
晒金布	八二〇、〇八四	七六八、八三八
粗布	六九三、四三九	五八九、七七三
細綾木綿	四〇五、三九五	五四五、〇九〇
生金巾	二八七、三六〇	二一四、一四八
綿ネル	二七四、九三四	八九、三六六
綾木綿	二一八、六〇八	一五八、五九八
色綾木綿	一四九、二一八	二二、九六〇
日本綿布	一三〇、四六六	一三九、八三〇
緋木綿	一一七、一〇六	七六、二六二
綿毛布	八三、〇四四	五二、八〇六
天笠	八一、六七三	六七、〇七一
タオル	七五、三五二	五五、二四九
金布粗布	二三、七七一	一二、八四五

尚ほ日本綿布及び綿絲の商標、番手別による輸入高を合計するときは綿絲は一萬一千俵、二十四萬四千玉、綿布は二萬三百二十袋、三十九萬七千二百反及び七百二十箱、三千六百反にして即ち左の如し。

▲綿絲

商標	番手(玉)	輸入額(俵)	一俵
桃	十六(小)	三、六〇〇	四十玉
麒麟	同(大)	二、〇〇〇	二十玉
扇面	同(小)	一、二〇〇	四十玉
三馬	同(同)	四〇〇	同
藍魚	同(大)	三〇〇	二十玉
日出雀	3/20(小)	三〇〇	四十玉
雀鹿	2/24(大)	三、〇〇〇	二十玉
双女	十(小)	二〇〇	四十玉

▲綿布

商標	一年輸入額(俵)	一表は
粗布		
龍C	六、〇〇〇	二十反
九龍	一、〇〇〇	同
綾木綿		
鷺島	二、〇〇〇	三十反
龍	八〇〇	同
扶布		
人面	四〇〇	三十反
三象	三、〇〇〇	三十反
双童子	七〇〇	同
生金巾		

商標	一年輸入額(俵)	一俵は
軍人	六〇〇	三十反
獅子	三〇〇	同
大尺布		
金字	六〇〇	六十反
唐子	二四〇	同
八A	一、四〇〇	同
三童子	八〇〇	六十反
双喜B	二八〇	同
桃	七〇〇	同
天下一品	五〇〇	同
晒金巾		
郭子儀	七二〇箱	五十反

これを合計する時は綿糸は一萬一千俵二十四萬四千玉、綿布は二萬三百二十袋三十九萬七千二百反及び七百二十箱三千六百反なり。

奥地行綿絲布　大正六年度の大連輸入綿絲布は前記の如くなるが、更らに大連より奥地に向つて輸送されたるものは總額の半額に當れり、今之れを品種別すれば左の如し。

	數量(反)	價格(兩)		數量(反)	價格(兩)
晒金巾	九七、七八九	四一〇、六五九	綾木綿	三〇、五六五	一三一、四二九
細綾木綿	一〇一、六七二	三七一、一二三	綿毛布	一一九、四四一	一三一、三八七
粗布	九二、六七七	三五一、一七二	金巾粗布	一八、六二三	七八、三八四
大尺布	六四七、一七六	二二〇、三〇一	タオル	八、六二五打	四三、一二九
綿ネル	四七、〇二二	二一六、三〇一	天竺	一九、六四三	四一、二五〇
色綾木綿	三八、〇五八	二一一、二六二	緋木綿	一二、八〇四	三一、一八三
生金巾	四九、二四一	一九六、九六四	日本綿布	四一、二〇一	二四、七二〇

尚ほ奥地に輸送せられたる綿絲の數量は一萬九千九百八十二擔、五十六萬五千三百七十二兩にして大連總輸入額の五割二分を占む、其の內にて日本綿絲大部分にして印度綿は尠なし、今其の價格及び數量を示せば左の如し。

	輸入數量(擔)	同價格	奥行數量(擔)	同價格
日本綿絲	三三、三五七	九〇九、三六九	一七、六二六	五二八、七八〇
印度綿絲	一、七三一	四六、七三七	一、三五六	三六、六一二

三 滿洲輸入主要綿糸布仕出國別表 (單位棉布反、棉絲擔)

品種國別	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年
米國品	一六一、五五二	一七七、九三五	六〇、一〇一	四九、七七五	九、二六五
英國品	一四三、〇四三	一二一、一三三	七四、〇一三	七五、八四五	五三、七五〇

生金巾	日本品	二九、六一四	七六、一五二	六九、二二六	二六、一一四	一二四、七三八
	支那品	四四〇	四三	七、六七〇	二八二	七〇二
	不明	三七、八九五	一〇一、二三一	九二、三四八	九、四四七	三二〇
	計	三七二、五四四	四六六、四九四	三〇三、三五八	一六一、四六三	一八八、七七五
粗布	米國品	三七八、八六五	二九九、九二九	一八六、八四〇	一二六、〇三一	一五二、一二四
	英國品	一〇、三四九	二二、七〇五	三〇、〇〇一	二〇、〇四八	一六、〇八二
	日本品	九三五、七七一	二、〇〇六、〇一一	三、二二七、二九二	一、〇〇九、〇四八	七九三、七八二
	支那品	一七九、六三八	一四一、七八六	七六、六二一	二一七、五四三	一九五、五二四
	不明	九六四三	八、七六四	二九、四八七	九、八六九	一六、一四四
	計	一、五一四、二六六	二、四七九、一九五	三、五五〇、二四一	一、三八二、五三九	一、一七三、六五六
晒金巾	米國品	五〇	三〇七、七三一	二五〇	—	—
	英國品	二三五、〇三九	—	二六三、〇三九	七九、九〇四	八四、〇八九
	日本品	二九、二五五	四二、二八〇	三九、四一〇	七、四七六	八、二三五
	支那品	—	—	—	—	—
	不明	一五、〇二四	一七、三三五	一四、二七〇	一二七、四四八	一三一、二八八
	計	二七九、三六八	三六七、三四六	三一六、九六九	二一四、八二八	二二三、六一二
綾木綿（ドリル）	米國品	一四二、三五五	八四、〇〇一	六三、六九三	二四三、二八一	五二、一〇六
	英國品	三、五三六	三、九八一	三、二七六	二、八二九	一、〇六七
	日本品	二〇一、七〇六	三七五、六五九	四三四、四五五	三九九、六〇一	三二七、九三三
	支那品	一六、一五三	一八、七三五	八、七八二	九〇、一三〇	六三、一八六
	不明	九、九五八	一五、一六七	九、八九六	—	九四
	計	三七三、七〇八	四九七、五四三	五二〇、一〇二	七三五、八四一	四四四、三八六

細綾木棉（ジーンス）	米國品	六三〇	四、三六八	三四〇	—
	英國品	四五二、二一四	四二二、九〇二	三五九、七七八	二九〇、一九八
	日本品	六、〇五〇	四八、七九五	一五二、一一八	二四三、七八一
	支那品	—	—	—	—
	不明	二、六六二	一二、二九〇	一三、三四三	一、四三〇
	計	四六一、五五六	四八八、三五五	五二五、五七九	五三五、四〇九
天竺布	米國品	—	—	—	—
	英國品	四、七八七	五、一三三	四、九六六	三、八三四
	日本品	三一、〇〇二	三四、四八一	三、三九九	一四、九五六
	支那品	—	—	—	—
	不明	—	—	—	六八〇
	計	三五、七八九	三九、六一四	八、三六五	一九、四七〇
棉絲	英國品	四四七	三一九	五五九	四三二
	日本品	七〇、五〇九	七七、四六七	一二二、二八五	九七、六六八
	印度品	五八、二五六	五五、三一八	三九、三九三	三一、九〇六
	支那品	三、五四二	五、三九九	七、一七七	二〇、六一六
	計	一三二、七五四	一三八、五〇三	一六九、四一四	一五〇、六二三
大尺布	日本品	二、五二五、三〇七	三、一四三、三八五	一、三三七、九六一	四、三三七、二二三
	支那品	一、三九九、八六七	四、二五八、六七六	四、〇五一、一六二	九〇八、三三三

備考

一、本表ハ支那海關報告ニ據レルモノニシテ純輸入額ナリ

一　大尺布ト日本棉布トハ區別セズ日本棉布トシテ掲示シタルモノハ大尺布ト見テ計算セリ

四　満洲輸入主要外國綿絲布輸入關別表

（單位　數量　棉布、反（日本棉布ハ碼）價格、海關兩）

		大正四年 大連	大正四年 牛莊	大正四年 安東大東溝	大正四年 綏芬河	大正四年 其他	大正四年 計	大正五年 大連	大正五年 牛莊	大正五年 安東大東溝	大正五年 綏芬河	大正五年 其他	大正五年 計
生金巾	數量	二四、二〇三	九七、五八七	二九、四八四	六、四七〇	七〇一	一五八、四四五	四五、六四三	六四、六五一	七七、三〇九	二一〇	一、七七二	一八九、五八五
	價格	九二、一〇五	二七九、二九七	一〇七、〇六六	二三、〇二四	二、七八六	五〇四、二七八	一七〇、四〇〇	二〇七、七二〇	二七四、九四四	七八九	六、二二四	六六〇、〇六七
粗布	數量	一八六、〇九一	一八八、五一五	七三七、五八七	九四〇	五三、九一二	一、一六六、二四四	九一、一八四	二〇七、九一五	六二一、六三三	三、六一七	五三、八九一	九七八、二四〇
	價格	五九五、七六九	六七六、九四一	二、一七〇、九〇一	三、一〇一	一七〇、三二一	三、六一七、〇三三	三四八、七九八	七五八、五九二	二、〇九二、一一五	一一、二九五	一九六、一一九	三、四〇六、九一九
晒金巾	數量	八一、五〇七	九五、〇六一	二五、〇二六	二、八三九	一三、五八一	二一八、〇一四	八七、六八二	七〇、七九七	五〇、九七〇	八八八	一三、六一一	二二三、九四八
	價格	三四四、〇三九	四〇一、一七〇	一〇五、〇四六	一三、五四六	五八、九二八	九二二、七二九	三五〇、七二八	二七五、四三二	二〇〇、二四九	三、四三三	五七、〇四七	八八六、八七七
綾木綿（ドリル）	數量	八五、六四四	六七、五八〇	二七八、〇九一	—	—	四三四、〇九六	三一、二三九	九二、一八四	二五三、九九一	四〇	三、八三二	三八一、二八五
	價格	三一九、九七一	二六七、六一三	一、〇二〇、四二六	一三五	一三、六八五	一、六二一、八三〇	一〇五、〇五二	三五二、三七三	八四三、七九二	一三一	一七、二〇〇	一、三一八、五四八
細綾木綿（ツーンス）	數量	一二四、三六九	二四六、二六八	一九七、三四一	一、四三〇	七、八一五	五七七、二二三	一三八、六二九	一七一、五四七	一三五、八七一	—	六、五一六	四五二、五六三
	價格	四〇七、七五六	七六三、三六三	六一四、二一四	六、三四四	二九、四八一	一、八二一、一五七	四二八、九六七	五一五、六六六	七三八、八八八	—	二五、六一五	一、六九九、一三六
天竺布	數量	一一、九六八	六八〇	六、八二三	三六	二七〇	二〇、一〇〇	二一、六七〇	八三〇	一〇、四一五	—	九三	三三、〇〇八
	價格	二七、四五七	一、二七七	一二、三四九	七三八	六三四	四二、四五二	四四、三五〇	二、一一七	二〇、六〇九	—	二七九	六七、三五五

一、日本棉布ハ碼ヲ以テ表ハシアルヲ以テ二十碼ヲ一反トシテ計出セリ
一、支那大尺布は擔ヲ以テ表ハシアルヲ以テ三斤ヲ一反トシテ掲出セリ
一、統計報告ニ國別ヲ掲出セザルモノハ總テ國別不明トセリ

更紗 數量	更紗 價格	棉フランネル 數量	棉フランネル 價格	日本綿布 數量	日本綿布 價格	棉毛布 數量	棉毛布 價格	棉絲 數量	棉絲 價格
—	—	一四、七九二	五五、四〇四	四、五八六、九三一	一、三三九、五六七	七五、九六二	四五、五七六	二六、五七一	六三二、一二三
二、四三[illegible]	六、九二〇	三三、三二〇	一一一、六七三	二、九六〇、二〇三	一三六、四八一	四七、四八四	四六、一七六	五〇、七〇五	一、二五九、一三七
—	—	三五、八七一	一三一、八七七	六二一、四七八、六三八	三、三四〇、一七一	五〇、三八三	三三、七九七	五二、五八七	一、三二五、一四六
—	—	三〇五	二、二〇〇	二九〇、八八〇	一二、四三八	三、七一三	二、八五六	四九	一、六九八
一、九六四	五、九八〇	一、三八六	一一、三五七	二九九、六六四	一七、三七八	一四、二二二	一二、二七九	三三三	一〇、一五七
四、三九五	一二、九〇〇	八五、八四五	三三、五一一	八九、六一六、三一七	四、七〇六、〇三五	一九一、七五三	一三九、六八四	一三〇、二四五	三、二五九、二六一
—	—	一七、三六八	六九、三三四	二七、六八四、八八三	一、一三六、二九四	八二、四四二	三三、二九八	二三、〇六五	五七四、八四三
五、四〇八	一七、二一九	九、一六〇	三三、三一五	五、四九九、一七五	一六八、五〇五	二九、九八四	一八、一七五	五五、九五三	一、三六八、九五四
三、三五一	九、八八〇	五四、二七一	二〇四、七三三	四八、四四、七九九	二、五四九、五五五	七五、九〇四	四九、〇五一	六二、五四八	一、五七二、五五六
—	—	三三	六三〇	七七、一七〇	四、四〇八	三、六二七	一、八七	—	—
六九、四六〇	二一三、六二五	一、八七六	六、六六四	三五五、九八五	三、三二八	六、八八〇	六、一一五	四六七	一三、三九二
七四、二九	二四〇、七二四	八三、〇〇七	三一四、六八六	八二、〇〇一、九一	四、三八九、〇九〇	一九八、八三七	一三八、五九	一四二、〇三	三、五二八、七四五

備考

一、本表ハ支那海關輸入報告書ニ據ル各海關ノ取扱ヒタル統計ナルチ以テ前表ト一致セズ

五 日本綿絲布及綿製品輸出額

種別	大正四年 關東州へ	大正四年 其他ノ支那へ	大正四年 對支那輸出計	大正五年 關東州へ	大正五年 其他ノ支那へ	大正五年 對支那輸出計
棉絲	一、六五三、三六七	五五、五一三、二一四	五七、一六五、五八一	二、〇七八、四四二	六三、八四二、四八九	六五、九二一、九三一
棉縫絲	二一、五八七	二六九、九五四	二九一、五四一	九五、五六七	六六四、一七三	七五九、七四〇
色木綿	—	—	四七五、六六八	—	—	一、一一〇、七三一
綾木綿	五三二、〇二三	九、一三七、七三八	九、六六九、七六〇	六三一、六〇六	一〇、〇六四、〇九五	一〇、六九五、七〇一

棉フランネル	五九、六九八	七五一、三五五	八一一、〇五三	一一五、三〇七	二、三三六、四三五	二、四五一、七三三
生金巾及生シーチング	七七三、三六二	一〇、一四九、三二二	一〇、九二二、五七四	七三八、七八七	一一、三三九、五九八	一一、九六八、三八五
天竺布	七一、三三六	一、六七一、二一〇	一、七四二、五四六	一二三、五六六	二、二五七、三一一	二、三八〇、五九四
浴布	四一、四一九	四八五、七〇五	五二七、一二四	一七、四九八	六四四、六一一	六六二、一〇九
綿毛布	三三、〇六〇	一四九、六〇八	一八二、六六八	七〇、七七六	二五九、五九五	三三〇、三七一
雜種綿織物	—	—	二〇八、一〇六	—	—	四〇七、九四一

備考

一、本表ハ日本帝國第三十六統計年鑑ニ依ル

一、價格單位ハ圓ナリ

一、色木綿及雜種綿織物ハ支那海關報告輸入統計書ニ據レルモノニシテ該統計書中ニハ海關兩ヲ以テ表ハシアルヲ以テ壹兩ハ壹圓五拾四錢ノ割合ニテ換算セリ

六　綿絲滿洲輸入額ト支那總輸入額

種別	大正三年			大正四年			大正五年		
	滿洲輸入額	支那總輸入額	滿洲步合	滿洲輸入額	支那總輸入額	滿洲步合	滿洲輸入額	支那總輸入額	滿洲步合
生金巾	一、〇九九、九五九	一三、二九七、二七九	・〇八九	五〇四、二七八	一〇、六五五、八二三	・〇四八	六六六、〇六七	九、三八三、三七九	・〇七〇
粗布	八、八三四、四四〇	一六、一四三、〇五一	・四八五	三、六七一、〇三三	九、[illegible]八六、二八九	・三七七	三、四〇七、五四九	八、八六五、七八一	・三八四
晒金巾	一、四三六、六八五	一八、四七〇、二一六	・〇七八	九一二、〇三三	一四、二一七、四一一	・〇六四	八八六、八七七	一三、四九五、八三〇	・〇六六
色綾金巾	一三、九二四	七六七、八九五	・〇一七	七、〇七八	三五八、六二〇	・〇[illegible]七	一三、八六六	三三三、七八九	・〇六一
白布 (White Irishes)	一三、〇〇〇	四六八、九九六	・〇二八	五、四四〇	二六八、四一七	・〇二〇	三、七一三	二三〇、五二八	・〇一七

綾木綿	二、九三七、五七八	九、〇二七、二一四	・三一五	二、六二二、六九五	六、五四八、七八一	・三四八	一、三一八、五四八	三、九三二、二三〇	・三三五
細綾木綿	一、八八八、八七三	六、八六九、九〇四	・三六〇	一、八二〇、二四七	六、〇七六、八七二	・三〇〇	一、六九九、一三六	五、一三五、〇一一	・三三一
天竺布(三十二吋)	六四〇	一、八〇二、五四七	・〇〇九	四二、四〇二	一、九五二、五九四	・〇三三	六四、三五九	一、八八六、〇三一	・〇三四
同(三十六吋)	二、八八四	二六五、三一四	・〇一一	五〇	二五三、七九〇	—	二、九九六	一七七、七三四	・〇一七
カンブリック、寒冷紗・モスリン(白染及型附)	三八、七一八	六五五、四六八	・五五九	三三、五六八	四四一、三七七	・七四	一一、三八二	一七八、五三八	・〇六四
綿紗絽・綟絽(同)	九三二	一六一、八六八	・〇〇三	二、〇三三	二七六、四一八	・〇〇七	三八六	一八一、二四〇	・〇〇二
更紗	一七五、三五二	三、三〇五、五九六	・二三四	九、〇六二	一、二三五、三七五	・〇〇七	二四〇、七二四	二、〇七九、六三三	・一一六
捺染綾織	四、一六七	一七九、七九四	・〇三三	六、八五七	九七、五五七	・〇七〇	七、一一三	二六、三一八	・二七一
同綿繻子	四四、八八八	七三四、三三一	・〇六一	一一、〇九一	二三三、九六一	・〇四七	一九、七七四	一九二、九六六	・一〇二
緋金巾及染天竺布	四〇、七二三	九九〇、九三六	・〇四一	五三、一六三	一、〇〇七、一六二	・〇五三	七一、六四七	一、三二一、三一七	・〇五四
棉イタリヤン、ベニシヤン(平)	二一、〇四五	七、五〇一、九七四	・〇二八	四〇八、四八〇	五、九一三、四七五	・二六九	三六七、二二九	四、六三六、二六六	・〇七九
同(染)	三六、六八三	五、五六七、四四九	・〇五七	二一九、四八九	三、九七七、九五三	・〇五五	一一七、八六六	四、〇三一、一八七	・〇四二
同(紋)	六九、七〇七	一、八五二、四七五	・〇三八	六二、一六二	一、四二一、〇八三	・〇四四	四六、五七六	八七五、〇五〇	・〇五三
色金巾	九九、六九九	四二六、〇八〇	・二三四	八〇、五〇一	四七九、七八四	・一六八	三一、一九四	四七九、六〇一	・〇六七
香港色金巾	三、二八六	三七五、七三四	・〇〇八	一、一八八	二一九、〇五六	・〇〇五	一六九	一八八、四一五	・〇〇一
綿スパニッシュストライプス	二、二三三	二〇七、七八七	・〇一一	一、〇七一	一五七、八六二	・〇〇七	二、九五六	一〇四、六二六	・〇二八
綿フランネル(平)	二二三、四〇一	二、一〇一、三八七	・一〇六	二九七、一三七	一、七三三、九九五	・一七一	三一四、六八六	一、七九五、九三七	・一七五
同(縞)	五、八七六	三五三、八七八	・〇一七	六、三七四	三三五、六〇三	・〇一九	三三、三四〇	五七八、六〇七	・〇五八

綿毛交織	三五四、五八七	二、五六七、四六	・二三八	三三〇、九九四	一、三二四、三五二	・一七四	四二五、九六〇	一、二五二、〇七八	・三四〇
日本綿布	一、四六〇、七〇三	一、六八三、六〇三	—	四、七四六、〇三五	四、九三六、一四〇	—	四、三八九、〇九〇	四、六四二、七六一	—
日本綿綜	五、二七三	五六、一五一	—	一〇、一六五	二三、六三〇	—	四三、八七四	五六、三九五	—
天鵞絨									
唐天	三四一、〇三八	一、五四四、三六四	・二二一	一〇五、〇六二	八九五、七二九	・一一七	一四九、一九四	五九九、七五八	・二四九
浮模様唐天									
綿毛布	一三五、一九〇	三七二、四七一	・三六三	一三九、六八四	三九九、一〇〇	・三五〇	一三八、五〇九	四五二、六五七	・三〇六
手巾	三七、七五一	三七六、六一三	・一〇一	二五、〇五九	三六六、二三四	・〇六八	八一、二四三	六七六、七九〇	・一二〇
浴巾	一四五、〇八四	一、〇一一、五四一	・一四五	一四八、〇四一	八三四、一八二	・一七七	二一三、六六三	一、〇四八、九四五	・二〇四
雑種綿布	三一七、七二七	一、九四四、六三七	・一六三	一五八、八一七	一、一四四、八六九	・一三九	一二三、一六五	一、三一一、八五〇	・〇九三
綿絲	四、一一七、〇二一	六六、七〇〇、〇一一	・〇六二	三、二四一、二七六	六四、五七三、六一九	・〇六〇	三、五一八、七四五	六一、一七六、一七四	・〇五八
綿縫絲(球)	一三三、八二三	三三〇、六一四	・三七五	六七、六六七	二八七、六六六	・二三五	三四、六三一	三四〇、〇〇四	・一〇二
同(捲)	二一八、六八五	九八七、四〇三	・二二〇	一七五、一七一	一、〇四六、八二一	・一六七	二五八、五五七	一、六九一、七六四	・一五三
棉布及綿製品合計	一八、八七六、九六六	九八、四二九、〇九八	・一九二	一五、二八五、二七八	七四、四九四、六六三	・二〇五	一四、九二五、八六一	六五、四五五、九六	・二二八
綿絲(毛絲及縫絲ヲ含ム)合計	四、四五九、五二九	六八、〇一八、〇二八	・〇六六	三、四八四、二一四	六五、九〇四、一一六	・〇五三	三、八二一、九三四	六三、二一七、九四三	・〇六〇
總計	二一、三三六、四九五	一六六、四四七、一二六	・一四〇	一八、七六九、三八二	一四〇、三九八、〇七九	・一三四	一八、七四七、七九五	一二八、六六三、九〇二	・一四六

備考

一、本表ハ支那海關報告輸入統計書ニ據レルモノニシテ總テ總輸入額トス

一、單法ハ海關兩トス

第十一章　滿洲の貿易

滿洲の貿易は柞蠶繭取引を以つて有名なる蓋平が唯一の市場にして南北の商賣は常に此に雲集して相互に物資の交換をなしたるものなりしが、同治元年(西紀千八百十二年)に至り遼河々口なる牛莊の開港と共に市場の中心は之れに移りたり、牛莊は今より六十餘年前は一寒村なりしが地の利は能く商賣をして其の移住を多からしめ、遂に咸豐十一年(西紀一千八百六十一年)に至り英淸の天津條約に基き各國互市場を此地に開くこととなりたり、其の後英國領事の任に莅むや牛莊は遼河の上流五十哩の地點にあり、河身年々淺きを加へ航運の不便尠なからざるを以つて、今の營口に領事館を建設し自ら之れを牛莊と稱したるは世間周知の事實なり。牛莊(實は營口)が開放せられてより外國貿易及び沿岸貿易は頓に發達し、滿洲の農產物は馬車若しくは遼河の水運によりて此地に搬出され、又、沿岸諸港よりは汽船及び戎克にて內外物質の輸入を見るに至り、牛莊は遂に滿洲に於ける唯一の貨物呑吐港となれり、左れど遼河は每年十一月下旬より翌年の三月下旬までは

結氷し、其の航行にて搬出さるるがために特産物の出盛旺盛期には一日の馬車到着數千臺乃至二千臺の多數に上りたり而して其の日數は水路によるものは上流の通江口より二週間乃至二十日を要し、陸路によるものは寬城子より一週間乃至十日間を費やせり、從つて遼河の溯航には尚ほ多數の日子を要したり。故に明治三十一年(西紀一千八百九十八年)露國が關東州を租借し、先づ東淸鐵道の支線を哈爾賓より南に延ばし大連及び旅順に達せしめ、更らに靑泥窪の地を相して築港を行ひ自由貿易港となすや、牛莊は其の勢力を大連に奪ばるるに至りたるなり。

日淸兩國の協約に依り淸國海關を我大連に置きたるは明治四十年(一九〇七年)にして同年七月一日海關事務を開始したり、當時滿洲は日露弭兵後未だ幾何ならず産業の秩序尙整はず、大連北地間の商業系統未だ完からざりし爲め同年下半期の大連貿易は出入合計僅に千三百八十三萬七千七百三十九兩に過ぎざりき、然るに一面に於ては滿鐵の創立と邦人の增加とによりて諸般の事業到る處に勃興し、他面に於ては大豆、豆粕及豆油の新に歐洲に販路を拓きて比年急速の發達を遂ぐるあり、加ふるに滿洲一帶の風氣文物一時に開發し來りしかば彼此相關聯して貿

易增進の因を爲し而かも此增進は最も多く大連に關係したり、以是開關當年の下半期に於て千三百八十三萬餘兩なり、同港の純貿易は翌一九〇八年には三千五百六萬餘兩となり一九〇九年には四千六百五十一萬兩に進み爾來此勢は年として緩みたるなく、一九一四年に於ては世界の大亂に依りて特產物の歐洲輸出に打擊を受け輸入貿易亦輕からざる影響ありたるに拘はらず、八千百四十八萬餘兩の物資を吞吐し一九一五年に至りては輸出劇增の爲め其貿易額は開關以來の多額にして實に八千四百八十四萬餘兩に達せり曾て、獨逸は膠洲灣の經營に著手して以來十年にして其の海關收入初めて百萬兩に達し、支那海關中の第六位に上りたるを誇りしが、大連海關の收入は開關後三年にして百萬兩を超え千九百十四年には汕頭を拔て全海關の第五位を占めたり、關東州は現下自由區域にして州內の消費貨物は何等關稅の賦課を受くることなし、若し此州內消費貨物にも課稅するものとして假算せんが、大連海關の收稅額に更に少からざる增進を示さん。

明治四十年大連と同時に安東、大東溝、四十一年には滿洲里、綏芬河、四十二年には哈爾賓、三姓、愛琿、四十三年には琿春、龍井村、四十四年には奉天の順序に海關を設置

せられたるが、其等の滿洲各關中にて貿易額の最も大なるは大連にして牛莊、安東、綏芬河、滿洲里、哈爾賓、三姓、愛琿、龍井村、大東溝等順序相亞ぐ。大連は概して輸出超過なれども牛莊は之れに反して輸入超過なり、左れど綏芬河の出超、滿洲里の入超の著しきに比すれば別に特色と目すべき程のこともなし、安東は從前は出入略ぼ相平均したりしも、國境貿易の減稅と日鮮滿汽車聯絡運賃の低減とにより、大正三年以降は著しく輸入港の色彩を添へたり、其の他、哈爾賓は概して再輸出額が輸入額を超過し、三姓は約四倍弱の出超、愛琿は約四倍強の入超、琿春は出入略ぼ伯仲し龍井村は約二倍の入超、大東溝は約五倍強の出超なり。更らに前記各關の吞吐する貨物の各市場に於ける集散情態を見るに、先づ局地的性質を有する小取引は之れを除外し概ね奉天を中心として京奉南滿及び安奉線に聯絡する謂ゆる南滿貿易と、哈爾賓を中心として浦鹽其の他の露領各地、東清線及び南滿鐵道に聯絡する謂ゆる北滿貿易との二大系統に歸す。其の他、對朝鮮及び對蒙古の貿易ありと雖其の額は之れを前記二者に比すれば少額なり。滿洲貿易の對手國別比較は南滿三港即ち大連、牛莊、安東の直接貿易額は大約日本五割強、支那三割強、其他各外國一

割强の見當なり。滿洲の主要なる輸出品は先づ大豆及び其の加工品を第一とし、柞蠶絲、石炭、木材之れに次ぐ、輸入品の重なるものは綿布及び綿絲にして之れに次ぐものは砂糖、麥粉、酒、石油、茶、紙、燐寸、染料、陶器及び機械類とす。

一　大正六年の支那貿易

―大連は第二位―

民國政府の公表せる民國六年(大正六年)の全支那に於ける貿易總額は十億四千三十一萬兩餘にして、之れを民國五年に比すれば三千萬兩の增加なり、卽ち

	土貨出口	洋貨進口
五年	五三五、二六八、四二六	四八一、七九七、三六六
六年	五七七、三八一、三三六	四九二、九三一、六三〇

左の如くなるが之れを各海關別とせば上海を第一位とし大連之れに次ぎ天津を第三位とす、卽ち

	土貨出口	洋貨進口
上海(五年)	二〇七、〇三四、七四〇	二一三、九三五、八一〇
上海(六年)	二一〇、〇八五、九九〇	一九七、三五四、六五九

大連	五年	三三、三五八、一九九	一、九〇七、一一〇
	六年	五八、二七四、四九七	五一、五七五、五四一
天津	五年	四四、三二八、三二一	二一、三七〇、六六二
	六年	五三、五一一、五八七	一七、三七五、九三五

にして上海の總貿易額四億七百四十四萬六百九十四兩は昨年に比し一千三百五十二萬九千八百五十六兩の減少なり、大連は一億九百八十五萬三十八兩にして之れを前年に比すれば三千七十七萬七千四百一兩の增加なり、天津は七千八十八萬七千五百二十二兩にして、之れを前年に比すれば五百十八萬八千五百五十七兩の增加なり、尙ほ滿洲に於ける輸出入を大觀すべく安東及び營口の貿易額を示せば左の如し。

		大正五年	大正六年
安東	輸出	一七、九五〇、〇一一	二八、五二〇、〇九九
	輸入	四、八九三、五八一	九、一五三、一〇五
營口	輸出	五、五六三、三三五	五、〇八八、五四一
	輸入	四、九三〇、七三〇	二、七九五、二五六

從來安東貿易は全關中、九位乃至十位を占めつつありしに過ぎざりしに、大正五年に至りては總額二千二百八十一萬餘元に達し、第五位を占めたるもの大正六年には三千七百萬元となり、膠洲、綏芬河其の他を拔きて全關中第七位を占むるに至

れり。營口は大正元年第七位を占めたりしも爾來不振に陷り、大正五年には遂に第十八位に退却し、大正六年には更らに一位を進めしも其の貿易額は寧ろ減少せり。

二 支那貿易と日本の地位

大正六年中に於ける大連港の輸出貨物は二百十五萬五千五百八十八噸の多數に達し開埠以來の新記錄を示せり、今之れを大正四五兩年の輸出高と對照せば左の如し。

年次	輸出貨噸數
大正四年	一、七三二、一〇六
大正五年	一、七三一、一二四
大正六年	二、一五五、五八八

更らに之れを各國別噸數とすれば左の如し。

日本	一、一三六、九〇四	朝鮮	八三、八六四
支那	六三六、六八六	南洋	九八、七二四
歐洲	四〇、九六七	米國	一五八、二七七
浦鹽	一六六		

由是觀之、日本輸出は總噸數に於て半數以上に達せり、是れ歐洲戰爭開始後、船腹の關係上著しく日本本位の傾向となりたるがためなり、之れを重なる仕向地別にすれば左の如し

横濱	三八四、八七七	清水	九、二六七
名古屋	八八、三一一	武豐	五一、二四八
四日市	一〇、八六二	大阪	四六、〇八四
神島	四、〇四五	神戸	三一五、一二九
關門	五五、四二四	若松	三〇、九九六
長崎	二六、二八四	那覇	九、〇六七
基隆	三四、九三一	三池	四、四三四
打狗	四一、二四五		

又、主要港に於ける石炭、豆粕は左の如し。

港別	石炭	豆粕	港別	石炭	豆粕
横濱	八一、七七五	二四四、二三三	名古屋	二六、八五七	五五、六六〇
神戸	一、〇〇〇	二三五、九九四	武豐	一、五八〇	二七、一七一

又、關東州鹽の仕向け港別は左の如し。

函館	三、八九〇	伏木	一、一六四
敦賀	二、〇〇六	横濱	五、〇四三

神戸	一、六三六	關門	七一四
三角	九〇一	計	一五、三五四

其他小豆の二萬一千九百三十九噸、銑鐵四萬二千五百六十二噸、雜品四萬八千二百四十九噸なり。

更らに支那全海關純貿易總額に對する滿洲各海關純貿易額の割合を見るに明治四十年僅かに五分五厘にすぎざりしもの、大正元年に至りては一割七分九厘に進み、大正六年には實に一割九分七厘に達せり、豈に驚くべき發展ならずや、然も北滿各關の貿易が六年度に於て却つて退歩したるに見れば對日本貿易に負ふ所極めて明白なるものあり、今全支那貿易上に於ける日本の地位を見るに大様左の如き數字を示せり。

年次		日本(含臺灣)	朝鮮
大正四年	輸入	一二〇、二四九、五一五	六、四四六、一六七
	輸出	七七、六七六、八一七	五、六五八、六四三
	計	一九七、九二六、三三一	一二、一〇四、八一〇
大正五年	輸入	一六〇、四九一、七二一	八、五〇四、六二四
	輸出	一一二、九三二、二五八	六、六〇一、五二一
	計	二七二、四一二、九七八	一五、一〇六、一三五

大正六年	輸入	二二一、六六六、八九一	一一、八四三、〇〇六
	輸出	一〇五、七七三、八一九	八、五一八、九三〇
	計	三二七、一四〇、七一〇	二〇、三六一、九四一、

即ち最近三年間に於て朝鮮を合し輸入に於て一億六百八十一萬圓餘、輸出に於て同じく三千九十五萬圓餘の增加をなせり、然るに英、露、印度、佛、伊を始め著しく減少を示し、米國、加奈陀等は若干の進境を見たれど然かく大ならず、其の貿易總額に於て米國が約二千五百萬圓の增加を示したるを以つて最とす。

今、從來貿易額の第一位を占めたる英國と我邦とを對照するに、千九百十四年即ち大正三年以來の兩國對支貿易總額は

年次	日本	英國	年次	日本	英國
大正六年	三四七、八〇二、六四〇	四一三、四〇九、九八七	同　四年	二一〇、〇三一、一四一	四二三、二二九、七九四
同　五年	二八八、五一九、一二三	四三五、八八九、三九〇	同　三年	二〇一、二四八、一八七	四五四、二六二、一六六

由是觀之、英國は千九百十六年若干の增加を示せるあるも之れを通觀するときは著しく減少の跡掩ふべからざるなり、英國の對支貿易が戰局の大打擊を受けたるは明かなる所なるも、由來英國の對支貿易として計算されつつあるは香港、新嘉坡(海峽植民地)英領印度、英本國、加奈陀濠洲を含むものにして、英本國の直接貿易は

常に第三位若しくは第四五位にあるを常とす、故に戰局の影響は全部に向つて打擊を與へたりとはいふべからず、是れ其の反面に於て日本の諸工業發達が對支貿易によつて現實されたる對照表と見るを得べきなり、尙ほ參考として前表日本貿易額中に加算されたる朝鮮の對支貿易額を示せば左の如し。

年次	輸入	輸出	計
六年	一一、八四一、〇〇六	八、五一八、九三四	二〇、三五九、九四〇
五年	八、五〇四、六二四	六、六〇一、五一〇	一五、一〇六、一三五
四年	六、四四六、一六七	五、六五八、六四三	一二、一〇四、八一〇
三年	四、五〇〇、五七九	五、〇二一、五五七	九、五二二、一三〇

横濱對大連 對横濱の關東州貿易は大正六年度に於ては稅額金二千五百三十六萬五千四百八十二圓にして其の輸出入別及び前三ヶ年の比較を示せば左の如し。

	輸入	輸出
大正四年	二、二三〇、八七一	一〇、三一一、七一三
大正五年	四、八〇七、八九八	一〇、一七七、五六五
大正六年	八、六七六、五一九	一六、六八八、九六三

其の輸入品にはシーチング、布帛製品、洋服、麥酒、精糖、鐵及び鋼製品、卷煙草、帽子、書籍、雜誌、本製家具等を數ふべく、輸出品の重もなるものは大豆、小豆、粟、胡麻、食鹽、豆粕

等にして就中、大豆、豆粕、食鹽等の六年度數量及び價格は左の如し。

大豆	二一〇、〇〇〇擔	九一三、三六四円
豆粕	三、五四五、六四一	一〇、二三七、七一二
食鹽	五二、二一八、九四四斤	四九一、六〇一

對大阪貿易

滿洲對大阪貿易は明治三十八年以降にして今、明治三十九年以降の貿易表を掲ぐれば左表の如し。

	滿洲へ輸入	滿洲より輸出		滿洲へ輸入	滿洲より輸出
三十九年	一三、三四三、二三六	二五九、〇四七	大正元年	四、五四一、一五八	二五八、七八〇
四十年	二、五〇〇、〇〇八	八三、七二五	同　二年	六、〇三七、八五三	三六三、一六八
四十一年	二、六四九、四六七	二八、六〇四	同　三年	九、六五五、九五八	六一六、八八五
四十二年	三、二〇四、三七三	一二、七八四	同　四年	一〇、五四〇、五一八	一、二一三、三六九
四十三年	三、八六一、二一四	二二、六七五	同　五年	一七、四四五、一八一	一、七九四、八三三
四十四年	四、二七九、九九九	二七五、六〇二	同　六年	三〇、八五九、一〇八	一、五一七、五〇四

由是觀之、大阪の對滿貿易は十年間に十倍の增加なり、斯の如く增加率の大なるは全國各港に其の比を見ざる所にして單に最近七個年間に於ける大阪、神戶、橫濱三港の對支貿易の增加率に見るも大阪の四倍半に對し神戶二倍半强橫濱二倍半弱にすぎず殊に、驚異の眼を見張らざるは大正七年の二月より四月末まで三個月

間の大阪對支貿易にして之れを昨年同期と比較するときは實に五割の增加なり。其の大阪輸出に於て主なるものは淸酒、精糖、燐寸、綿絲、綿布、綿、メリヤス、肌衣、銅塊、其他の金屬、硝子製品、洋傘、洋燈及び同部分品にして滿洲より大阪へ輸出する主なるものは米、大豆、牛皮、水牛皮、棉花、野蠶絲、鐵(條、竿、板、線、筒管)アンチモニー、石炭、苧麻等とす。其等の大阪輸出品にては綿布、綿絲を主とし、綿布は七個年間約二倍の輸出にして綿絲は三倍强の增加を示し燐寸は二倍、メリヤス類は四倍、銅四倍其他の金屬は五倍、硝子類は四倍、洋傘一倍半、洋燈二倍、淸酒は半減、精糖の如きは明治四十四年には四萬二千五百圓なりしもの、大正六年には五十八萬圓となり、實に十六倍の增加を示せり。

三　大連港の輸入貨物

大正六年に於ける大連港の輸出入貨物につき豆油、豆粕、柞蠶業、麥粉、諸雜穀につき之れを掲げ、尙は大正四五年のものと對照すれば左の如し。

品種	大正四年	大正五年	大正六年
石炭	三七、六五三	五八七、七一〇	四九四、六四五
大豆	一九〇、五六九	一六七、五五	九一、七〇〇

豆粕	六五七,六四六	六九一,二四三	八五二,八六七
豆油	七七,八九三	一〇五,六八〇	一五九,二八〇
諸穀菽	一六七,七〇〇	九一,一七五	二〇一,六八三
柞蠶	一五,三六七	一二,〇八八	一四,五四八
柞蠶絲	二,二八四	四,二七五	七,五四四
酒類	一,一三七	八二三	一,六八六
鹽	三,三二八	七,六三八	二〇,四二一
麥粉	一,六五五	二,一六〇	八,二三三
莨	二,九一八	三,二七八	五,一二八
木材	六,八一七	五,九九八	一,五〇〇
皮革類	二,四四四	七,〇九八	二,五〇六
薬品	二,六二六	一,〇三八	二,九三九

豆粕及び豆油が激増しつつあるは其の反面に於て大豆其者の輸出を減少しつつあるを裏書せるもの、柞蠶の輸出増加の割合に柞蠶絲の増加は之れに伴はざるは今一層の柞蠶絲製造奬勵を語るもの、木材に於て増加を示すは北滿材の活躍を證據立つるものたり。左れど左の六種に至りては之れを大正二年に比較するも尚ほ減少を免れざるなり。

品種	大正二年	大正六年	品種	大正二年	大正六年
燒酎	二,三三八	一,一八六	セメント	一八,三二四	六,六三九
食料品	五,八一九	四,九五八	牛骨	四,九四五	二,二一五
枕木	七八六	二五	麻袋	一七四	一一

是れ營業の衰退を來せるにはあらず滿洲に於ける需要の増加によりて然るものなり。更らに之れを仕向地別によりて區別すれば

朝鮮及支那 方面への出貨は逐年增加しつつあり、朝鮮への主要貨物は石炭の七萬六百三十一噸、鹽三千五百八十七噸にして、天津港仕向品中重なるものは高粱の九千三十九噸なり、龍口へは石炭一千二百九十一噸にして芝罘は石炭二萬二百十九噸、柞蠶二萬二千五百七十噸、包米二千二百八十三噸、セメント一千七百三十一噸なり、靑島へは石炭一萬四千三百十五噸、高粱七萬八百九十八噸、包米一萬一千七百五十七噸、木材六千五百三十六噸、雜貨四千八百五噸、セメント一千三百九十三噸にして上海へは重もなる品別左の如し。

石炭	五七、七一二	大豆	二九、〇五九
豆粕	五〇、二七一	小麥	七、八一九
柞蠶絲	二、七八三	莨	三、〇九九
セメント	三、〇九八	雜貨	九、一一九

南洋 大正六年の總輸出高は九萬八千七百二十四噸にして之れを前年比すれば著しき增加なり、其の中にて石炭は八萬六千七十噸、大豆一萬一千七百五十六噸、雜貨八百六十五噸にして大半は石炭のみなり、是れ歐洲戰爭開始後に於ける同地が開平、撫順の兩炭を需要したるがためなり、南洋への仕向地別を擧ぐれば左の如

し。

西貢	三、一〇〇	新嘉坡	一〇一七一
馬尼剌	四九、一四四	バタビヤ	一〇、九〇二
サマラング	一、二二五	スラバヤ	一四、一八二

西貢、新嘉坡、マニラは全部石炭にして、サマラングは大豆のみなり、唯、南洋航路の最も遺憾とする所は復航積貨なきにあり。

歐洲　戰前に比較すれば殆んど休止の狀態にあり、六年の輸出は四萬九百六十七噸にして仕向先きは馬耳塞の六千五百五十六噸、コッペンハーゲン三萬四千四百十一噸にして、馬耳塞仕向け品は豆油八百噸、麻子五千四百六噸、油類三千百五十噸、コッペンハーゲンは全部豆油なり是れ何れも食料として使用されたるものの如し。

米國　三井物產沙市出張所チャーター船は頻りに來港し豆油落花生其他を積取り殆んど定期航路の如く活動したるを以つて其の輸出高に驚くべき數を示せり、其の仕向別は紐育八十五噸(皮革類)沙市十四萬九千七百二十八噸にして其の種類別は左の如し。

大豆	六〇〇
豆油	一二九、三三三
麻子	七〇〇
雑穀物	三、九六〇
金物	八四
油類	九、一一〇
豆粕	一、一三二
高粱	九九六
落花生	三、一七三
食料品	二〇六
皮革	四六
雑品	三八八

次に輸入品を見るに主要物資中にて増加の最も著しきは左の種類にして、今之れを大正二年及び大正四年と對照すれば左の如し。

品種	大正二年	大正四年	大正四年
金物	一六、六四六	二三、八四〇	七〇、二〇四
米類	二〇、五九四	二、三四一	八、三四八
穀類	三、三二五	五、八八三	一二、一七〇
砂糖類	二一、一五八	二三、一九四	三八、〇五九
菓果	一四、九一四	七、三五一	二一、九三七
食料品	一六、一六五	一七、三二一	四、九一九
麥酒	一、八四四	二、六七一	三、八六九
茶	六四八	一、九九六	二、四三〇
莨	八、七三九	二一、八三九	二一、四一〇
衣類	三、七九六	二、五三三	六、二七〇
陶磁器	三、四八三	三、一六〇	六、四八九

品種	大正二年	大正四年	大正六年
家具	三、三八三	二、七三	五、八八九
石油	二一、六〇六	二一、五一一	三一、二六三
油類	二、四三六	五、七九八	一七、四二三
石炭	一、二六九	二四二	一八、九二〇
藥品	一、八二七	四、一〇三	三、三八九
蠟及蠟燭	二、一五八	三、〇三五	六、〇五六
皮革類	六九八	一、〇三二	七、二六九
麻袋	二三、〇五四	三、一九八	三一、〇一六
空罐及樽	二三、六五五	四六、九九六	七六、〇二九
大豆	一七、〇七三	七四、八六四	五三、八二八

其の石炭及び大豆の如きは特種の事情によるものなれども其の他は工業の發達及び人口の增加に伴ふ自然の趨勢にして將來に於ても亦能く增加すべきは疑ひなきなり、而して大勢上衰退の狀況にあるもの輸入品は卽ち左の如し。

品種	大正二年	大正四年	大正六年
木材	四九、三三三	二九、七〇五	二七、三三三
セメント	一八、六六六	六、八四八	一三、六一五
麥粉	五三、八三〇	二六、三七四	二三、一五四
綿布	二一、七七六	一四、二二六	一九、八二一

品種	大正二年	大正四年	大正六年
綿絲	三、八七	四、三〇五	三、三五六
薪炭	一三、一四七	九、八八一	七、四五五
燐寸	九、三八六	一〇、六六四	七、二四六

是れ滿洲內地に於ける現地生產の增加により輸入の減少を來したると、一は朝鮮經由を便とするにあるものなるべし。

貿易地細則　大連海關に於ける大正六年中の輸出入貿易額を示せば左の如し。

	輸入額	輸出額
香港	二、一九七、〇〇一	一、〇五九、四一九
印度支那	五、一四四	一四、八〇〇
暹羅	二二、三八七	—
新嘉坡	二〇、六二一	一二一、八四〇
蘭領印度	九九、〇〇五	五四一、四四八
英領印度	四八四、一七二	六、二〇〇
英吉利	八八五、三八九	—
丁抹	一、四二七	一、一六五、四六五

佛蘭西	一七四、七四八	三〇四、八一九	米國	五、三四〇、九一一	一五、九一九、五一〇
伊太利	四二、〇二三	―	濠洲及新西蘭	六、七〇四	―
南洋各港	一、九二四、〇二九	八〇、九三三	朝鮮	二、二二四、四一六	二、一八六、九一三
比律賓	八、一九五	三一九、四三二	內地及臺灣	四四、二五五、二一五	三一、〇二七、五九一
加奈陀	五八一、二三五	―			

帆船貿易 大連港に於ける大正六年中の帆船貿易噸數を見るに、入港船六千六百五十七隻、總噸數八萬一千六百四十三噸にして此揚荷五萬一千七百八十二、噸出港船六千八百三十隻、總噸數八萬三千四百三十六噸、此積荷は十六萬九千八百八十一噸の多數に上れり、今日本船支那船に細別せば左の如し。

△入港船

	隻數	總噸數	揚荷噸數
日本	二七四	七、七一三	一四、二七五
支那	六、三八三	七三、九三〇	三七、五〇七

△出港船

	隻數	總噸數	荷揚噸數
日本	六、四五〇	七五、六一三	一六七、一六三
支那	六、七二〇	八五、四二六	一六九、八八一

日本船は結氷中入港するものなきも支那船に至りては芝罘、龍口、安東、營口、天津、太沽其他沿岸諸港を起點として遠くは青島、上海、香港の各港の連絡を保ち貨物輸送に從事す、今、大正六年中に於ける月別輸入貨は左の如し。

月別	入港船	輸入高	輸出高	月別	入港船	輸入高	輸出高
一月	一六	三六八	一、八七〇	二月	七三	九九五	二、四四四

三月	六六	四、五九六	二三、一六三
四月	七六三	五、六一七	二三、八九五
五月	九八三	八、〇三五	一六、八〇一
六月	九六三	五、三九一	一四、一八四
七月	六三	二、〇八六	一五、〇八〇
八月	六四八	七、一六八	一三、五六五
九月	四九四	四、二八九	一〇、〇七三
十月	六四六	四、五九五	一三、一一五
十一月	六〇五	六、五六四	一〇、〇九八
十二月	二三九	二、〇六八	七、五〇二

四　滿洲陸路貿易

陸路に於ける日本對滿洲貿易は近來頓に活氣を呈し來れるの感あるが、或筋の調査に係る最近四年間の統計に徵するに

日本より輸入額(單位圓)

	安東經由	清津經由
大正二年	四、七六八、四一三	九八九、九九九
大正三年	一三、五七二、七九六	七二三、四九九
大正四年	一三、〇九四、六七九	四九八、二八九
大正五年	二四、七五七、四八二	八二三、六九〇

日本へ輸出額

	安東經由	清津經由
大正二年	四一一、七九	三七、一五九
大正三年	九九四、〇九六	二五、八六二
大正四年	三、一二三、九〇五	一六、九七八
大正五年	三、三二八、四八七	九八、四三八

輸入出入合計

大正二年	六、二〇七、二六〇
大正三年	一五、三一六、二五三
大正四年	一六、七三〇、八五一
大正五年	二九、〇〇八、〇九七

輸入超過額

大正二年	五、三〇九、五六二
大正三年	一三、二七六、三三七
大正四年	一〇、四五一、〇八五
大正五年	二二、一五四、二四七

卽ち逐年異常の增加を見たるが就中輸入貿易に至つては大正五年は前年度に比し約七割五分の增加を見たり、而して三線連絡特定運賃は五年十月より實施せられたるも是を以て大正五年度陸路貿易の增加の原因となすは早計にして、畢竟船腹不足に伴ふ自然の趨勢と見るの外なからむ、又大正六年に於ける統計は未だ正確の數字を得ざるも五年度に比し劇增を見たるは疑ふべからず、然れ共海路貿易も亦順調の發達を遂げたるに徵すれば、三線連絡特定運賃の影響は世間を騷がしたる程の大なる影響を及ぼさざるが如しと某貿易商は語れり。

五　支那各港關稅

一千九百十七年度に於ける支那主要諸港に於ける海關稅收入は左の如くにして、同收入は同稅を擔保とせる外債の一千九百十七年十二月三十一日に至る迄の利子を支拂ふに足れるが、稅務處督辦の處管に屬する收入額は三百七十萬五百海關兩卽ち八十八萬千九百六十七磅を計上したり。

(單位海關兩)

	千九百十七年度	前年度との比較		千九百十七年度	前年度との比較
哈爾賓	一、二三五 兩	二九九增	安東	一、〇九九	三五七增

大連	三、〇八八	一、〇五六增	上海	二、一一四	一九〇減
天津	三、五五六	一三三減	汕頭	九六一	一六三減
秦皇島					
膠州	一、八六四	一六五增	廣東	二、三三二	一〇九增
漢口	三、七六四	二四三減			

大連の海關收入　大正六年に於ける大連海關實收は三百七十萬七千五百兩の巨額に達し、前年の收入に比すれば實に百餘萬兩の增收ありたり、卽ち左の如し。

	大正六年	大正五年		大正六年	大正五年
輸入税	一、三三八、〇〇〇兩	七八九、〇〇〇兩	子口税	一五、四〇〇	八、七四五
輸出税	一、六七一、〇〇〇	一、一二九、〇〇〇	計	三、〇七五、七〇〇	一、九七八、三四五
沿岸貿易税	五一、三〇〇	五四、六〇〇			

大正六年に於ける輸入税は右の如く約七割增加し輸出税は約四割の增收を擧げたり、沿岸貿易税は前年と大差無かりしも子口税は倍增せり、海關總收入を日本金に換算すれば四百六十一萬三千五百五十圓に達せり關税收入より大連港貿易を見るに全部を從價五分税として輸出入額は八千百二十餘萬圓に上れり、但し貿易品中減税せられ居るもの尠からず、特に關東州にて消化せらるる貨物は全部無税にして、奥地行貨物の總貿易額は大連海關の關税は現れたるもの殆んど倍加せ

るものと見て大差無く、概算一億六七千萬圓の巨額に達すべしと。

六　黑龍江經由の對露貿易

大正六年十二月齊々哈爾領事館の報告を記さんに、大正五年に於て黑龍江各口に由り支那より露領沿黑龍地方に輸出したる貨物は總計三百七十七萬八千二百六十九兩にして、前年に比し二百四十四萬八千一百一兩の減少を示せり、今各貨物に就て前年に對する輸出の增減を示せば左の如し。

品目	大正四年	大正五年	增(+)減(−)
シーチング	一兩	一九、三二八兩	(+) 一九、三二八兩
土布	九六	四、四五五	(+) 四、三五九
捺染土布	—	二、六四〇	(+) 二、六四〇
綿織物	—	五〇三	(+) 五〇三
鐵製鍋	三、六一〇	二、五〇五	(−) 一、一〇五
製鐵品	一、一六五	二、六八五	(+) 一、五二〇
明礬	五一	一〇三	(+) 五二
牛	四三一、五九三	二〇三、四五〇	(−) 二二八、一四三
山羊	一四	一〇六	(+) 九二
馬	三三、八六六	二、五三四	(−) 三一、三三二

品目	大正四年	大正五年	增(+)減(−)
豚	一〇、二九五	二、三七	(−) 七、九二一
家禽	八、八七四	八、四八八	(−) 三八六
羊	一一、一八八	二、七九五	(−) 八、三九三
其他の獸類	七九	一九〇	(+) 一一一
八角	一四六	—	(−) 一四六
各種袋物	—	二八四	(+) 二八四
竹及竹製品	六五	一五	(−) 五〇
筍	二七四	二七二	(−) 二
豆粕	六四、七四九	一五、一四五	(−) 四九、六〇四
豆腐	一〇三	一〇	(−) 九三

黒豆	二、五一四	一四	(一)	二、五〇〇
綠豆	一	一三五	(十)	一三五
白豆	四五五	—	(一)	四五五
大豆	五六三、七四七	二七、九六二	(一)	五三五、七八五
其他各種豆類	一七	—	(一)	一七
麥粉	—	八七	(十)	八七
書籍	一二二	—	(一)	一二二
鉄	一三三、〇三六	六四、七五四	(一)	六八、二八二
黄銅器	二二八	一五四	(一)	七四
煉瓦及瓦	三六一	一三	(一)	三四八
蠟燭	八二四	二九、三二四	(十)	二八、五〇〇
カーペット	一二〇	—	(一)	一二〇
馬車及人力車	二七〇	—	(一)	二七〇
大麥	八四、八四一	二一、二六四	(一)	六三、五七七
玉、蜀黍	二、〇八二	一、三五五	(一)	七二七
粟、及、高粱	二〇七、八六九	八〇、五九一	(一)	一二七、二七八
燕麥	一七、九五七	一五三	(一)	一七、八〇四
小、麥	一、六三四、一八一	四三二、一五〇	(一)	一、二〇二、〇三一
其他の五穀類	一一、六九四	一九、三九七	(十)	七、七〇三
木炭	一〇、六四六	一三、九五四	(十)	三、三〇七
栗	八六七	一六九	(一)	六九八
磁器	一、四四一	二、二九二	(十)	八五一
支那式衣服及靴類	一、〇二〇	二、〇〇二	(十)	九八二
皮製靴及鞋	一一五	三、二七二	(十)	三、一五七
各種帽子類	—	一五七	(十)	一五七
石炭	二、三三八	五九	(一)	二、二七九
コークス	三四	—	(一)	三四
各種麻繩類	五、〇二六	二、五三一	(一)	二、四九五
棉花	四五二	二八	(一)	四二四
棗(黒及紅)	一五〇	七二	(一)	七八
各、種、卵、類、	四五八、八八二	二五六、三〇二	(一)	二〇二、五八〇
氷結したる卵類	二、三二七	四六四	(一)	一、八六三
各種扇類	一三九	一四三	(十)	四
羽毛(鵞鴨等)	一一八	—	(一)	一一八
麻(繊細もの)	一、五三三	一、五七〇	(十)	三七
薪	一五、二六九	七、一四八	(一)	八、一二一
鮮魚	三〇、三四四	三六、八四八	(十)	六、五〇四
鹽魚及乾魚	三	一二五	(十)	一二二
蝦類	三、〇二五	一、六六八	(一)	一、三五七
海月	三七五	一四	(一)	三六一
其他の魚介海草類	五三	八〇	(十)	二七
馬鈴薯粉	四〇八	一、〇八〇	(十)	六七二
麥粉	一四、八九〇	三六、八七九	(十)	二〇、九八九
其他雜穀粉	七八	四〇、五六三	(十)	四〇、四八五

馬糧	三四、二一六	三〇、二二〇	(−)	三、九九六
果實乾及砂糖漬)	二、二〇七	五六	(−)	二、一五一
果實(鮮もの)	二六、八二五	五、七四三	(−)	二一、〇八二
茸	一、一四八	八一六	(−)	三三二
家具	四、五八六	五三	(−)	四、五三三
蒜	九二四	一、一一六	(+)	一九二
薑(鮮及砂糖漬)	九三八	七四六	(−)	一九二
人參	—	三四	(+)	三四
硝子器	—	九九	(+)	九九
落花生	三、八一六	七、九五五	(−)	一四、八二一
獸類の毛	四八五	三六六	(−)	一一九
帽子	一〇八	—	(−)	一〇八
鹿の角	二八九	一二二	(−)	一六七
豚油	一三、八〇八	一六、二〇五	(+)	三、三九七
熟革	—	七八七	(+)	七八七
革製品	—	二七〇	(+)	二七〇
乾百合の花	三〇	一五	(−)	一五
機械類	—	三三九	(+)	三三九
蓆	一、八五九	一、九二三	(+)	六四
肉類(鮮及凍りたるもの)	—	九七八	(+)	九七八
肉類(乾及鹽もの)	五五一	七二六	(+)	一七五
同(禽鳥の肉にして鮮及凍りたるもの)	一三、七三六	八、三四七	(−)	五、三八九
藥材	七〇	一、〇三三	(+)	九六三
椎茸	二、一一〇	二、〇一〇	(−)	一〇〇
豆油	二六二、九五二	七三、三七九	(−)	一八九、五七三
胡麻油	八、六〇〇	三、六〇六	(−)	四、九九四
桐油	—	一〇一	(+)	一〇一
各種植物油	一六	四、八九一	(+)	四、八七五
紙(上等品)	二、四七一	一、四三一	(−)	一、〇四〇
同(二等品)	一、八九六	三、九八七	(+)	二、〇九一
箔紙	—	七二	(+)	七二
各種紙類	一七五	六八九	(+)	五一四
梨	二八、八〇八	七、四〇五	(−)	二一、四〇三
豌豆	四九、三三〇	五〇、七六四	(+)	一、四三四
筆	三〇七	二二三	(−)	八四
盆栽植樹類	—	一五	(+)	一五
馬鈴薯	三、五九〇	一四、四七二	(+)	一〇、八八二
陶器及瓦器	五七	一一	(−)	四六
蓮の實	九二	二四	(−)	六八
西瓜の種	一四、九七六	三、六六九	(−)	一一、三〇四
胡麻	五、八四二	六、九一三	(+)	一、〇七一
各種種子類	六一、三一九	六、九三五	(−)	五四、三八四
生牛皮	—	八、八八〇	(+)	八、八八〇
各種皮類	一八	—	(−)	一八

狐の毛皮	五〇	一一八	(+)	六八
貂の毛皮	七三	—	(−)	七三
各種毛皮類	二七	一五四	(+)	一二七
石鹸	—	一一三	(+)	一一三
曹達	九三	一六九	(+)	七六
醤油	一一	五二	(+)	四一
石材	一、二二七	一九八	(−)	一、〇二九
赤砂糖	一四八	一、一五〇	(+)	一、〇〇二
白砂糖	—	一五、二〇四	(+)	一五、二〇四
氷砂糖	五〇	一三五	(+)	八五
牛油	七〇二	八四、五一一	(+)	八三、八〇九
紅茶	一、五二四、〇六三	一、六二七、八八六	(+)	一〇三、八二三
綠茶	二、二三九	二、四八六	(+)	二四七
紅磚茶	一九四、一六六	三五〇、〇四〇	(+)	一五五、八七四
麻絲及麻織物	—	二一	(+)	二一
木材(堅)	三七五	七四五	(+)	三七〇
同(軟)	四六	一七三	(+)	一二七
丸太	—	九六〇	(+)	九六〇
ロニス	—	一、七六一	(−)	一、七六一
蔬菜(鮮及乾及鹽もの)	四一、一九六	二〇、三五一	(−)	二〇、八五四
素麵類	二、九五五	七、七八四	(+)	四、八二九
桃の種子	一、一四一	六、二七三	(+)	五、一三三
桃の核	—	一五	(+)	一五
木器具	四、二九九	九七六	(−)	三、三二三
羊毛	二九四	二八	(−)	二六六
麴	二六五	一二五	(−)	一四〇
合計	六、三三六、三七〇	三、七七八、二六九	(+) (−)	五四三、八九六 三、九九一、九九七

是れに由て之れを觀るに大正五年に於て輸出額の減少したるは主として麥、大豆等の粒穀類にして奢侈品も多少減退せり、而して增加の主なるものは茶、砂糖蠟燭、麥粉其他の粉類等の日用品なり、今增減せる主なるものの價格を示せば左の如し。

減少の部　(單位兩)

小麥	一、二〇二、〇一二	豆粕	四九、六〇四
大豆	五三五、七八五	各種種子類	四四、三八四
牛	二二八、一四三	馬	三一、三三二
各種卵類	二〇二、五八〇	梨	二一、四〇三
豆油	一八九、五七五	果實(鮮もの)	二一、〇八二
粟及高粱	一二七、二七八	蔬菜(鮮乾鹽もの)	二〇、八四五
綠磚茶	八二、七八七	燕麥	一七、八〇四
大麥	六三、五七七	落花生	一四、八二一
麩	五八、二八二	西瓜の種子	一一、三〇七

增加の部

(單位兩)

紅磚茶	一五五、八七四	紅茶	一〇三、八二三
牛油	八三、八〇九	鮮魚	六、五〇四
雜穀の粉	四〇、四八五	桃の種子	五、一三二
蠟燭	二八、五〇〇	素麵類	四、八二九
麥粉	二〇、九八九	植物油	四、八七五
シーチング	一九、二二八	土布	四、三五九
白砂糖	一五、二〇四	豚油	三、三九七
生牛皮	八、八八〇	木炭	三、三〇七
雜穀類	七、七〇三	皮製靴及鞋	三、一五七

七　南滿鐵道經由の東淸鐵道向

大正七年二月哈爾賓領事館の報告を記さんに南滿洲より竝に南滿洲を通過して日本內地、朝鮮、支那其他の諸外國より北滿洲殊に哈爾賓に移入せらるる貨物の徑路に大要三あり、一は南滿、東淸兩鐵道により一は支那馬車により一は松花江流による、而して是等三徑路の內鐵道による輸送數量最も多きは自然の數なり尙鐵道による貨物には南滿東淸聯絡によるもの、日滿聯絡によるもの竝に一旦長春に到著し更に同驛より東淸鐵道地方的輸送により東淸各驛に來る貨物の三種あり、而して右の內最後の分は目下の處不明なるが今南滿洲鐵道會社最近の調査に基き大正六年中南滿東淸聯絡、日滿聯絡により當地方に向け輸送せられたる貨物の數量を見るに、總計八千七百三十四萬五千二基瓩にして大正五年に比して千七百二十六萬七千五百餘基瓩の增加なり而して右の內南滿東淸聯絡規定による貨物七千五百三十二萬千九百六十一基瓩(大正五年に比し千五百九十三萬千五百餘基瓩の增加)日滿聯絡規定による貨物千二百二萬三千五十九基瓩(大正五年に比し百

三十三萬六千餘基瓦の增加なり。

次に右兩聯絡輸送による主なる貨物を前年と對照して示せば左の如し。

哈爾賓著連絡輸送主要貨物數量前年比較表 (單位基瓦)

種別	大正五年	大正六年
石油	四、九九三、六九二	六、一七八、九二八
油脂類	二、六四三、五六七	△二、一二五、〇九四
麻袋	二、四二五、八二四	三、八三六、一三三
紙	二、四〇一、四四〇	△九六八、五五二
食鹽	二、九四八、五六八	二一、五四一、八九一
生果	三、〇四一、二五六	△二、八八九、四〇九
米	七、六六七、三三二	八、六四五、八一〇
落花生	三、四六八、四〇三	△六六三、七四〇
包席	一、九九三、二五八	二、〇四五、四〇四
蠟及蠟燭	一、八一六、三七九	二、三八四、八八二
砂糖	二、一六三、一八〇	三、六六〇、五六九
綿織物	四、二七五、七〇五	△三、五四二、九〇〇
茶	一、四〇〇、九六七	△三四四、二八五
食用木實	七七六、八九八	三、六一七、六三二
鐵製品	一、六一〇、二九五	△一、二六〇、〇四五
陶磁器	一、二一八、四七七	△一、二〇一、八二三
牛肉	一、〇五四、九〇五	△二三八、八五七
珈琲	—	一、九一〇、七六一
軌鐵	—	三、八四六、二九八
皮革	三七四、九〇五	六六六、七八四
巻煙草	八一五、一七一	六二二、九三六

備考　△印は前年に比し減少せるものなり

更に大正六年中南滿東清、日滿兩聯絡により當地方に來りたる貨物の數量を示せば左の如し。

哈爾賓著聯絡輸送貨物品別數量表 (單位基瓦)

品名	南滿東淸聯絡	日滿聯絡
麻袋	三、七六八、四八八	六七、六四四
麻系	六〇、四九〇	四、〇〇〇
麻	一四、七七五	三五、四九〇
麻製品		
棉花	三八、三八八	二四、八五七
綿織物	七七〇、五三四	六一二、四六〇
粗製綿織物	四六、三六三	—
絹織物	六三、一一七	—
毛織物	九八、〇二一	—
雜種織物	六、四〇九	一三三
油漆布	一、七三七	—
毛布	二七、二一八	七八、九一八
綿絲布製品	五六三、九四八	三〇四、六二一
綿絲	三八四、七六二	七九四、二二七
綿製衣類	一二一、六〇一	四二五
雜種衣類	三、七五九	二八七
皮革	六六六、七八四	—
卷煙草	六二二、九三六	—
刻煙草	一二四、八八六	—
葉煙草	一八二、五〇七	—
紙	五七二、〇八〇	三九六、四七二

品名	南滿東淸聯絡	日滿聯絡
紙製品	三三、四二一	一六、七六七
古新聞紙	二八四、三〇八	一〇五、〇六一
煙草用紙	一〇、三九三	—
綿布	—	二、一五九、九〇六
綿製袋	一〇、六二九	六〇、九八三
綿絲布	—	二九九、九六一
印刷物	一九、一五二	—
書籍	一、九九三	五六九
事務用品	五一、三三三	一五、七六三
小間物	一三六、一九五	二四〇、〇〇九
化粧品	一二六、一七五	三、九〇一
時計	一二、一八五	—
寫眞用品	六、七六一	—
帽子	一七、〇八六	七、五五一
靴類	五四三、五四六	八一、六〇四
玩具	一三、一六五	三、九四七
樂器	三、二〇九	—
家具	一七、七九三	一、二三七
機械	四八二、三五九	—
電氣用品	八〇、七四九	—
包蓆	二、〇四四、五九〇	八一四

花莚	六、三五九	一九、六三二
蠟	二、一二三、一三八	一四六、〇七三
蠟燭		一一六、六七一
食料品	三二七、六九一	四六、四六〇
野菜(鮮)	一六、二一九	六三、〇六八
野菜(乾)	三六、二七八	—
罐詰	一四八、九六三	三五、九三三
食鹽	二、五四一、八九一	—
苦鹽	三一〇、四八二	—
砂糖	三、五六一、八三五	九八、七三四
砂糖漬	二一、七三八	—
玉子漬	二、四一八	—
乾茸	二二二	—
生果	二、六八六、一六四	二〇三、二四五
乾果	九六、二三三	—
食用木實	三、六一七、六三二	—
落花生	六六三、七四〇	—
茶	三四〇、二一四	四、〇七一
鹽乾魚介蟲	一四八、三六八	二、八八五
日本酒	一二七、七八五	五一、四四七
洋酒	一一五、二二七	—
支那酒	二八三	—
葡萄酒	二、六一三	—
種子	二、二〇二	—
西瓜種	七、六三八	—
胡麻	九七、一四四	—
米	三、三五四、二七八	五、二九一、五三二
行李	六四六、三五九	三九、五〇九
琺瑯器	一二六、六〇六	一、三九八
陶磁器	一、二〇一、八二三	一九、八〇一
漆器	三五八	二、三〇三
木製品		三、七七七
竹製品	九九、九一二	一〇、八四七
籠		六、三七九
木竹材料	一四三、一三二	—
コルク	五、四八二	—
護謨	三三、一〇八	—
樹脂	一四九、五三六	—
藥品	三九九、一八九	二三八、九七四
藥材	一八、五三九	—
鐵	三五九、七一〇	—
鐵製品	九七八、〇六八	二八一、九七七
鐵線	一三六、九八五	—
鍍力板	一〇〇、六八五	—

釘	一、三四七、〇四六	一九、七四二
銅製品	四、八二七	二、九六六
銅線	八〇、一二九	—
金屬原料	一三、一八五	—
金屬製品	二一、三三一	九五〇
礦石	七、〇二〇	—
コークス	一七九、四四三	—
セメント	五七九、四二二	—
煉瓦	四、四六二	—
石材	九六、〇七四	—
粘土	三三、二五五	—
石油	六、一七八、九二八	—
油脂類	二、二二五、〇九四	—
燐寸	三一八、九二一	—
硝子器	一〇八、一二三	一五、〇七九
硝子板	五、七八三	—
染料	二二〇、七一七	—
塗料	一七九、四五〇	—
燈器	三三、四八六	—
鉛	一、〇一五	—
幕	一五七、七二一	—
車	三八八、〇〇五	—

馬車附屬品	三八、三八〇	—
乾草	二三三、三七九	—
雜品	三五、四五三	五、七九五
靴	一六、七七七	二九、三二一
履物	二、一七六	三、八一三
石鹸	一一四、七八四	五〇、六九一
農具	六、一四六	—
梨	二一八、八九八	—
牛肉	二三八、八五七	—
鏡	二二、九五二	一八、一四〇
磨紙	一二、八〇一	—
漬物	一三、九一一	—
石炭	四九、八一八	—
傘	一三、七九一	—
線香	九四三	—
双物	六、一一九	—
蜜柑	七六、七三一	一二、四三八
菓子	四二、三五〇	—
毛絲	三、一一二	—
敷布	四、六二四	一六、一四五
飲料品	二六、七五七	一三、六八九
藥製品	七四六	—

麥酒	七一、四二五	—
醱酵品	八三五	—
皮製品	九、一五三	—
襤褸	三二六	—
曹達	一〇六、二九九	—
油	一一六、三一五	—
石油製品	一、七二三	—
赤十字用品	三一五、七二五	—
珈琲	一、八八九、八二四	二〇、九三七
軌鐵	三、八四六、二九八	—
莫大小製品	一、六一二	二五、八一二
醬油	一四、二〇六	一、二〇〇
量(?)	一、四六五	—
合計	七五、三三一、九六一	一三、〇二三、〇五九

八 數字上より見たる滿洲貿易

(イ) 大連港主要品輸出高 (大正六年度)

品名	單位	日本	歐洲	米國	南洋	支那	朝鮮	露領	合計
大豆	噸	五九、九八六・一	三四、四二一・二	七九四・六	二、七七四・八	八四、六八〇・六	—	—	一九一、六四七・三
豆粕	同	七九、九四二・二	—	一、一三一・九	—	一三三、二五八・〇	三一七・九	—	八六三、六五〇・〇
小豆	同	三三、四六四・三	—	—	—	二三、五九六・七	九六・一	—	二五、一五七・一
高粱	同	二、八四九・七	—	一、二五七・四	—	八七、三六七・一	五・一	—	九一、三七九・二
芝麻	同	一、〇八〇・二	—	一三四・九	—	五八〇・三	一三〇・七	—	一、八四四・七
包米	同	一、三三六・五	—	—	—	一八、七四七・五	—	—	二〇、二〇四・〇
豆油	同	一五、八二五・八	四〇七・四	一一九、八四九・八	—	一、三七三・八	一・九	—	一三七、四六八・六
麻子	同	五、四六〇・三	五、四〇五・一	三四七・三	—	二九九・三	—	—	一一、二四八・二
麥子	同	一、八二九・〇	—	—	—	九、六一七・四	—	—	一一、四四六・四

吉豆	同	一六〇・三	—	—	—	四、四〇四・一	—	—	四、五六四・四
小米	同	六四九・八	—	—	—	三、四四六・三	四三六・八	—	四、五三二・九
大麻子	同	二、〇一三・七	—	一、六八・九	—	—	—	—	三、六八八・九
黑豆	同	三一・〇	—	—	—	六四八・六	—	—	六七九・六
蕎麥	同	一、二八一・五	—	—	—	一一・三	—	—	一、二九二・八
落花生	同	八二五・九	一、六八四・三	五、八八三・〇	—	二、二〇八・七	—	—	一〇、五九一・九
瓜子	同	—	—	—	—	二、九八六・九	—	—	二、九八六・九
青豆	同	一、一九六・八	—	—	—	二、三九三・四	—	—	三、五九〇・二
蘇子	同	四、七八八・七	—	—	—	—	四〇・〇	—	四、八二八・七
大米	同	—	—	—	—	四一八・〇	—	—	四一八・〇
其他ノ雜穀類	同	五、九六二・九	—	一、七六七・六	—	一、一一四・五	一・八	—	八、八四六・八
野蠶絲	同	三三九・八	—	—	—	五、一〇一・五	一・八	—	五、四四二・六
山繭	同	〇・四	—	—	—	二三、一五四・八	—	—	二三、一五五・二
燒酎	同	〇・三	—	—	—	一、〇三九・〇	一三・九	—	一、〇五三・二
葉莨	同	—	—	—	—	三、四七六・九	六六・二	—	三、五四三・一
麩子	同	六、四五三・八	—	—	—	五七六・九	—	—	七、〇三〇・七
麥粉	同	一五〇・〇	—	—	—	七、九二四・四	一一・八	—	八、〇八六・二
獸毛類	同	三三八・〇	—	—	—	三、四五〇・一	—	—	四、七八八・一
獸皮類	同	一、三三四・一	—	一三一・三	—	三六五・九	二四四・四	—	二、〇六五・七
獸骨	同	四、二六二・五	—	—	—	—	—	四五二・二	四、七一四・七
其他ノ諸油類	同	二、一一三・〇	—	一五、二八七・三	〇・一	三五・六	—	—	一七、四三九・〇
其他ノ特產物	同	七二、七六四・〇	—	二九〇・〇	七三八・一	九、九六四・三	三、六〇六・八	一四〇・五	八七、五〇三・七

品名	單位	日本	朝鮮	支那	印度	歐洲	米國	浦鹽	合計
小麥	同	四六・一	—	—	—	七五四・七	—	—	八〇一・二
甘草藥材其他	同	八六四・九	—	—	三・一	一〇二・二	〇・二	—	一、八九〇・二
合計									一、三六七、六八九・〇

（ロ）大連港主要品輸入高（大正六年度）

品名	單位	日本	朝鮮	支那	印度	歐洲	米國	浦鹽	合計
鐵道材料	噸	五三、六八〇	一一九	一〇、八四六	—	—	三四六	—	六四、九九一
木材石瓦	同	四四、六九五	一九三	一、〇五五	一〇	四	一、八八〇	—	四八、八三七
金物類	同	四四、〇九一	三三	一九、一五四	—	三三五	一、〇〇九	—	六四、六二一
機械	同	五、四六一	五二	七〇七	—	二四	九三二	—	七、一七六
車類	同	九九〇	六	五二三	—	三	八四五	—	二、三六七
米穀	同	四、九六六	一八、五四一	一六、四五〇	一四	一	三三	二六七	四〇、二七二
麥粉	同	一三、四二四	—	一四、七三〇	—	—	—	—	二八、一五四
砂糖	同	三一、三五九	三八	二、七〇四	三、九五八	—	—	—	三八、〇五九
醬油	同	一、八一〇	一〇六	一五	—	—	—	—	一、九三一
味噌	同	四六九	二六	二	—	—	—	—	四九七
魚類海產	同	四、七八六	六一七	四一九	—	五	五	四二一	六、二五四
野菜果物	同	三五、一〇一	一三七	六、六八三	三	—	一三	—	二一、九三六
食料品	同	六、一五六	一七八	七、七〇二	四四	三五	七八二	八	二四、九〇五
酒類	同	六、七五四	三五	九五二	—	一七	一四	三三	七、八〇四
ビール	同	三、二〇四	三	六五三	—	九	—	—	三、八六九
茶類	同	九二七	三五	一、四六八	—	—	—	—	二、四三〇

煙草 同	四、四八三	二、六〇六	一四、三〇二	一六	一三	—	—	二一、四二〇
綿及綿絲布 同	二二、八八六	五一	九、三〇五	—	二七	七九	—	三二、三四八
織物衣類 同	九、六〇一	四六	四、八八四	—	六八	八七	—	一四、六八四
陶磁器 同	六、三五三	—	一三二	—	三	七九	—	六、五六八
硝子 同	四、六〇八	二八四	四〇一	—	四	六	—	五、三一三
家具疊類 同	七、三一四	一九〇	六八五	—	—	—	一	八、一九〇
油類 同	二一、一四六	三四	一〇、九五七	八一	五	二六、一五二	—	四八、三七五
薪炭 同	四、一三一	五五	一六九	—	—	—	—	四、三五五
石炭 同	一、五〇七	五	一六、三九五	—	一三	—	—	一七、九二〇
藥品及塗染料 同	三、九三三	一〇〇	二、六三七	—	四三	二四	—	六、七三七
紙類 同	八、六九三	一一	三、六四一	—	一	—	—	一二、三四六
蠟燭マッチ 同	八、八四六	四	四、四五二	—	—	—	—	一三、三〇二
皮革類 同	四、〇五〇	二五	三、〇三九	—	—	一五五	—	七、二六九
空罐及樽 同	二一、三二一	六、一〇五	五八、六一三	—	—	—	—	八六、〇三九
大豆 同	一二〇	二、六八八	六四九	—	—	—	三一、二五六	三四、七一三
豆粕 同	—	一、六七三	三、五九五	—	—	—	—	五、二六八
麻袋 同	一七、八二七	七〇	一四、二一四	二〇六	四五	一四六	—	三二、五〇八
豆油 同	三八〇	—	五、六四〇	—	—	—	—	六、〇二〇
其ノ他 同	四八、五八五	六六九	二六、四五〇	二	二〇九	二、一九七	一	七八、一一三
合計								八〇五、五八〇

(八) 大正六年度主要物産各海關別輸出額

品目	單位	大連	牛莊	安東	大東溝	龍井村	琿春	綏芬河	哈爾賓	滿洲里	三姓	璦琿	計	其他ノ支那海關	總計
豆類	擔	三、二五四、三八〇	一、四八三、五八二	二一七、四三三	六、九八三	三、七五八	五、五二一	四、五三三、〇四三	一〇、三〇九	五、八一六	六、七八	三、八六五	九、五三三、九〇六	二、五三六、七六〇	一二、〇七〇、六六六
大麥	同	八九	二	—	—	一、八九九	—	三	五、四一九	—	一四、八九八	三一	二一、三五一	二四、一七九	四六、五三〇
小麥	同	八五、五四〇	四四、四二九	三、六〇三	—	三九七	—	七五三、六二五	七、四二三	一〇、三八七	三一七、五〇六	七九	一、三[illegible]、九七八	一、七〇七、五五八	二、九三〇、[illegible]三八
玉蜀黍	同	一〇二、〇四九	三五、六〇八	三三、一八二	二、一三八	一、二八四	三	一、二四七	一、五二〇	—	三三五	六	一七六、三一三	一、一四五	[illegible]八七、五八
粟及高粱	同	三六三、〇七一	三二、九二	一二、六五八	三六	九、六一六	七、九七五	一三七、二五八	六二、六八八	一、一三〇	二、三三五	八七九	六三一、五八五	一二、四一三	六四三、九九八
豆粕	同	一〇、〇一五、六六一	二、九一一、三三五	七三九、二六四	一四	一、四三三	六三、六〇七	一、一三三、五五〇	一七、六四八	—	七、三六一	五	一四、八八八、八七七	二、四二一、七〇八	一七、三一〇、五八五
豆油	同	一、一七五、五六八	七五、七五六	三七、七六三	—	一、二四四	六、八二二	五五、五九一	一六、九七六	七、三六九	一六九	—	一、三七七、二[illegible]六	二六〇、七二一	一、六三七、[illegible]七七
粉條子(豆素麵)	同	一、六四八	五六	三一七	—	一八六	—	一	二、八二五	八二八	九六	—	五、九五七	三一、九四二	三七、八九九
柞蠶繭	同	三〇、六一七	二、〇四九	三九、二八五	—	—	—	—	—	—	—	—	七一、九五一	三〇、九五三	一〇二、九〇四
柞蠶絲	同	六、三四二	三九、四六	四、五五八	—	—	—	—	—	—	—	—	一三、九二六	一二、七四四	二六、六七
生皮類	海關兩	二六〇、七一五	一九、一一七	九、九六一	—	二六一	—	五九	三〇、一一九	七四、〇五八	一六五	—	五四、四六五	二七、三二〇、八八三	二七、九〇六、三四八
鮮、鹽、乾魚	同	八五、八八八	一八〇、七五八	一七三、一五八	五六	—	—	九八五	二、五八二	三三一、三〇一	二五六	三、四三	七七八、四一四	二、九九八、七五六	三、七五七、一七〇
落花生	擔	二三、六〇〇	—	二一三	—	—	—	—	—	四三、七五一	—	—	六七、五六四	二、五九〇、〇〇一	二、六五七、五六五
蔴	同	一、四三一	一八二	八〇四	一	—	三	四七六	—	八	一	三四〇	三、二五四	六一六、七〇六	六一九、九六〇
馬鬃	同	六、五二九	二、八〇〇	一二九	—	一	—	—	七	三四	一六	—	九、五一六	八、五二九	一八、〇四五
其他ノ獸毛	同	五〇	四五	一〇五	—	—	—	—	二四九	—	九	一	四五九	六、六九〇	七、一四九
骨類	同	七八、二七	三、六一五	三、九〇五	—	—	—	—	—	—	—	—	八五、七九	四四九、九[illegible]〇	五三五、七[illegible]二
木材(輕木)	方	九二八、〇四八	六〇九、二一三七	三、六七四	—	一二一、八五九	一、八三〇、〇五八	—	四、八四六、〇二四	一八、六九五	—	二、九八六	四六、八八、八七	一四、八二八、〇二六	[illegible]一、一一、九一九
麥粉	擔	二四、三〇三	—	三、八二	—	—	—	三三、四九五	三二四、二五〇	三一、二一六	—	—	四三三、三四六	三、三三八、六八	三、七七一、九七四
麩	同	九一、〇五〇	—	一四、一三	—	—	二五四	二七、八〇六	一〇〇、三七〇	二、四六〇	八一〇	五、八三八	一四二、七[illegible]五	三四一、五[illegible]四	[illegible]八四、二[illegible]九

(ニ) 全海關貿易總額と滿洲各關

年次＼區別	支那全海關純貿易總額 外國純貿易 輸入	外國純貿易 輸出	內地貿易(輸出入計)	合計(甲)	滿洲各海關純貿易額 輸入	輸出	合計(乙)
一九〇七年	四一三、八二八、五三一	二六三、四九八、三五四	一三七、五五二、〇三〇	八一三、八八八、九一五	二三、六二一、〇五六	二一、一五七、六六三	四四、七七八、七一九
一九〇八年	三九六、二六一、九九一	二六〇、一九〇、八四六	一七八、五四四、二四八	八三四、九九七、〇八五	五〇、六六九、二六四	四五、一四三、三六三	九五、八一二、六二七
一九〇九年	四一七、五八六、二三七	三二〇、八九三、一〇九	二〇一、二四三、四〇九	九三九、七二二、七五五	六三、二六九、〇一五	八六、三五七、八六二	一四九、六二六、八七五
一九一〇年	四六二、四三七、二六〇	三六一、一六〇、九三三	一八四、三四九、五六三	一、〇〇七、九四七、七五六	七二、八七一、七一八	八六、八四六、八九七	一五九、七一八、六一五
一九一一年	四七三、五一七、六八五	三六九、四〇四、七四二	一八〇、七五四、六一七	一、〇二三、六七七、〇四四	九五、三八四、三一一	九九、八五五、七一二	一九五、二四〇、〇二三
一九一二年	四七三、〇九七、〇三一	三七〇、五二〇、四〇三	一八二、六九九、〇二九	一、〇二六、三一六、四六三	九四、六四〇、六二一	八九、三一九、五四五	一八三、九五〇、一六六
一九一三年	五七〇、一六二、五五七	四〇三、三一五、五四六	一七六、〇四五、三五九	一、一四九、五一三、四六二	九九、一四九、一三八	九九、七六五、二四一	一九八、九一四、三七九
一九一四年	五五七、一〇九、〇四八	三四五、二八〇、八七四	一五六、四三二、一〇六	一、〇五八、八二二、〇二八	九七、八二四、八〇八	九三、二四二、五八一	一九一、〇六七、三八九
一九一五年	四四九、三八九、〇五九	四一八、八六一、一六四	二二七、一八〇、一〇三	一、〇八五、六三〇、三二六	九〇、三五九、八六〇	一〇九、六〇六、九九九	一九九、九六六、八五九
一九一六年	五一六、四〇六、九九五	四八一、七九七、三六六	一四〇、一〇九、八〇八	一、一三八、三一四、一六九	一二四、六〇三、九一九	一一二、二四二、九二七	二三六、八四六、八四六

一、本表ニハ安東常關ノ貿易類ヲ含マス以下二表亦同シ

一、大連ノ輸入中ニハ「ジャンク」ニ依ル再輸出額若干(一年約十萬兩內外)ヲ包含ス以下諸表大連ノ輸入貿易額皆同シ

(ホ) 滿洲各關純貿易額累年比較

(單位海關兩)

關名	一九一〇年 輸入	一九一〇年 輸出	一九一一年 輸入	一九一一年 輸出	一九一二年 輸入	一九一二年 輸出
牛莊	二七、六八六、二三六	二九、二八五、〇七五	四二、六〇〇、七〇〇	三二、六七〇、七八九	三四、一六二、三一八	二七、四八六、七四四

大連	二三、六四八、二七四	三〇、五四二、五三五	二九、七二五、三四〇	三五、一八四、二〇六	三三、七八九、七六七	三〇、三九四、二一五
安東	五、五四〇、六八六	二、六〇八、二六四	四、八六〇、三三三	四、四七二、六四四	五、四七九、五七九	五、五三九、四六二
大東溝	三四、七二六	二三一、〇七六	四七、六五一	三三七、五五〇	五五、四九〇	一九四、六六一
綏芬河	四、九三八、〇八八	一四、四九一、七七〇	六、二二二、五八六	一九、四六六、一一七	七、一二六、一五三	五、一五〇、五三四
滿洲里	八、四四〇、二六七	二、〇二五、七九〇	一〇、五七三、九二六	一、六五三、六三三	二、五五七、五二五	一、九五四、九八三
哈爾賓	一、五一三、〇三四	四、八三一、八八八	—	三、九七九、〇四一	—	六、三三三、五九三
璦琿	五三六、七四九	二五、二四八	四三五、三三九	七七、〇四二	九三九、二九二	二三一、〇一九
三姓	七七一、八三一	二、一四二、九一五	七三二、四三八	一、七三一、九三三	六八四、九七二	一、六四三、七八〇
琿春	一四〇、三〇二	一五一、三九九	三一四、一〇〇	二六三、二七五	八四八、六一五	三九〇、五五四
龍井村	一二一、五六九	九、八三四	一二七、二九〇	一九、四九六		
合計	七二、八七一、七一八	八六、八四六、八九七	九五、三八四、三二一	九九、八五七、七二二	九四、六四〇、六二二	八九、三〇九、五四五

關名	一九一三年 輸入	一九一三年 輸出	一九一四年 輸入	一九一四年 輸出	一九一五年 輸入	一九一五年 輸出	一九一六年 輸入	一九一六年 輸出
牛莊	三一、三五七、六六〇	二八、三一五、七八〇	二七、五五〇、六八八	一九、六五五、二〇五	二六、八六九、八七一	二四、四三七、〇九一	一九、四九八、七四五	一四、一三五、三九二
大連	三四、一五四、五一九	四〇、八八六、八八一	三四、九六一、二五三	四六、五一九、一四三	三六、〇三四、六五七	五一、八一九、四九五	五二、八三八、七三九	五四、七〇八、二四七
安東	七、九八七、八〇四	六、八一八、五一	一四、三七四、七〇五	五、七四六、〇〇二	一五、四〇五、四八六	八、八〇六、二四五	一〇、六五四、五七三	八、六〇九、六五
大東溝	一八、七七〇	六七、八六〇	二八、四二二	一六五、三七二	三四、八九六	四〇、八二四	一一、三一三	二三、一〇二
綏芬河	七、六一一、九一七	一三、九一三、三三六	五、七五九、二三八	一一、六一六、七三一	五、七一七、〇〇六	一六、二四三、〇〇七	六、五〇〇、〇四六	一四、五七八、八一一
滿洲里	二、九一三、一六七	一、七八〇、一九三	一二、〇〇三、八〇〇	一、六六八、九八六	四、五八三、六五〇	一、八七四、四三三	七、六一〇、一五一	六、一二三、九四六
哈爾賓	二、六七九、三七九	四、六〇一、三九二	八六〇、七一一	四、四〇六、〇〇二(一)	八六八、二四五	三、六四八、六一九	三、五〇五、七二〇	二、七三九、九一二
璦琿	一、〇九、〇〇九	二、三、〇一八	一、三一八、一三八	三〇七、〇七一	一、三二二、二〇九	三二四、二九九	二、四七七、二〇五	四一三、四一九
三姓	五九八、〇八五	二、五七二、〇七三	六七八、四三一	二、八一七、〇八七	五六八、〇三九	二、一三五、一二七	五、六八三二	五三七、八二八

琿春	四七五、〇一〇	四三二、一二五	四六六、六二一	二五四、三一九	三四〇、七五八	二〇五、二四七	四一九、五二七	二六九、七二八
龍井村	六七、一九九	一七四、三一五	五六、八六	五八、六七二	三五一、五三三	九一、五三三	五三一、〇五八	一一三、五七七
合計	九九、一四九、一三八	九九、六六五、二四一	九七、八二四、八八	九三、四二、五八	九〇、三五九、八六	一〇九、六六、九九九	一二四、六三、九一九	一一二、二四二、九七七

備考　大連ノ貿易額ニハ大連海關ノ管轄ニ屬スル旅順、貔子窩其他州內各地ノモノヲ含ム以下諸表(九下ノ兩表ヲ除ク)皆然リ但大連以外ノ貿易額ハ僅少ノモノニ過キス

安東に在る常關は安東海關に隷屬せざる爲め該常關の貿易額は本表に計上せは其の額概約左の如し。

年次	輸入	輸出	年次	輸入	輸出
一九一〇年	八一六、一二八	八二四、二八七	一九一四年	?	?
一九一一年	七五四、四二九	一、四三一、四二九	一九一五年	六四八、四六八	三、六〇三、〇一〇
一九一二年	九九九、四八五	一、六三八、八一一	一九一六年	三一四、二六三	?
一九一三年	五一〇、四五五	八五二、二二三			

(ヘ)　關東州各港輸出入品總價額　大正五年

仕向地又ハ仕出地	輸出	輸入	地方別千分比例 輸出	地方別千分比例 輸入
日本(內地)	二八、二一二、三三七兩	二六、六九九、五二三兩	五〇一	五二九
日本(朝鮮)	七四七、三九五	一、四四六、〇三三	一三	二九
支那	一五、九五九、九八五	一八、〇八七、七一四	二八三	三五八
香港及印度南洋	一、六六七、七五二	一、〇八三、二六四	三〇	二一

其他諸國	九八五八、七七二	三、一七七、五二三	一七三	六三
總計	五六、三四六、二四一	五一、四八四、〇五六	一、〇〇〇	一、〇〇〇

一、本表ハ關東州内各港ニ於ケル船舶ニ依ル輸出入品價額ニシテ(主トシテ荷主ノ申告額)陸路ニ依ルモノ及關東州内各港相互間ノ輸出入ハ之ヲ含マス但シ價額ノ單位ハ海關兩ニシテ一兩ハ我金壹圓參拾五錢トス以下貿易ニ關スル諸表皆同シ

(ト) 關東州各港輸出入品總價額累年比較

年次	輸出	輸入	指數 輸出	指數 輸入
大正五年	七六、〇六七、四二五円	六八、一六六、九七六円	二、一四一	二、〇五九
同四年	七八、七五五、九一三	五四、二一九、一六〇	二、二一七	一、六三八
同三年	五八、五三八、〇一三	四八、九三九、八三〇	一、六四八	一、四七八
同二年	六〇、二九六、四九七	四九、四〇一、八三一	一、六九七	一、四九二
同元年	五六、七八二、五三四	五九、八三九、三三〇	一、五九八	一、八〇七
明治四十四年	四九、〇九五、四九九	四六、一三二、七四九	一、三八二	一、三九三
同四十三年	三九、八〇二、四七七	三〇、六〇九、八〇九	一、一二〇	九二五
同四十二年	四三、七三七、八九〇	二六、三六〇、〇一五	一、二三一	七九六
同四十一年	三五、五二七、四八〇	三三、一〇八、一八六	一、〇〇〇	一、〇〇〇

一、本表ハ前出第一七九表ノ事實ニ就キ累年ヲ比較センカタメ海關兩ヲ我金額(金壹圓參拾五錢)ニ換算シ再掲セルモノナリ。

(チ) 關東州各港輸出品種類價額ノ一 (港灣別) 大正五年

品目		旅順港	大連港	金州港	貔子窩港	其他諸港
穀菽物及澱粉穀粉類	米	兩 八四	兩 一一、六〇八	兩 —	兩 二七	兩 —
	麥	—	二三三、八五九	—	—	—
	粟	—	六四、八九七	—	一二〇	二、七〇〇
	大豆	—	六、七一三、一三二	九、〇〇九	—	二、四六〇
	小豆	—	一、〇九五、四四二	—	—	—
	黍	一八	一、七三三、二三八	一、八五八	四、〇三五	一七一
	玉蜀黍	八八〇	三八一、五六七	—	三二、六二七	五、八三〇
	其他穀菽類	—	一、三九六、〇九六	八四〇	二九、六〇八	三四二
	麥粉	三四七	一四二、四四二	一九〇	三四七	—
	其他粉類	—	二、一七九	—	—	—
	計	一、三二九	一一、七七四、四六〇	一一、八九七	六六、七六四	一一、五〇三
野菜及果實類	野菜類	—	五、二八五	八六	二一四	二〇〇
	果實類	—	一三、〇五六	—	五五	—
	計	—	一八、三四一	八六	二六八	二〇〇
魚介及海藻類	鮮魚介	—	七、六〇五	—	—	一、八一七
	乾鹽魚	五、九六八	九五、一六九	—	二二、〇二八	二〇、八八七
	海藻類	四六	一〇、〇二四	—	一一	—
	計	六、〇一四	一一二、七九八	—	二二、〇三九	二二、七〇四
製鹽		八二、四〇六	三八九、三五三	—	四二八、〇六一	一五九、六〇八
	白砂糖	—	二三八、一九二	—	六	—
	赤砂糖	—	二、四〇一	—	—	—

砂糖及菓子類	氷砂糖	—	一五、九九五	—	—	—
	其他砂糖類	—	一九、〇一七	—	—	—
	菓子類	—	四、八三七	—	—	—
	計	—	二八〇、四四二	—	六	—
茶及珈琲類	茶	—	六三六	—	—	—
	珈琲類	—	二七九	—	—	—
	計	—	九一五	—	—	—
酒及清涼飲料	清酒（四斗入）	—	一四、六八三	—	—	—
	清酒（四合瓶）	—	八五六	—	—	—
	支那酒	一四	四二、六五八	—	一、一四二	—
	麥酒	—	一五、二八七	—	—	—
	其他酒類	—	八、〇三五	—	—	—
	清涼飲料	五一	一六、三五二	—	—	—
	計	六五	九七、八七一	—	一、一四二	—
其他飲食料品	味噌・醬油、漬物類	五	二〇、九九七	一二五	—	—
	罐詰、瓶詰、壺詰類	—	五、七四九	—	—	—
	其他飲食料品	—	一一四、七〇五	九〇	六三	—
	計	五	一四一、四五一	二一五	六三	—
煙草	葉煙草	二〇	一五八、一七五	—	四一〇	—
	刻煙草	—	五、一一六	—	—	—
	卷煙草	九〇	二一一、一五一	—	—	—
	計	一一〇	三七四、四四二	—	四一〇	—

綿絲及繩索類	棉花	—	四五、一一五	—	二〇〇	—
	綿織絲	—	五八〇、六一七	—	—	—
	綿縫絲	—	九、一九一	—	—	—
	繋及麻絲	—	九、三四二	—	九四	—
	繭（柞蠶）	—	四八六、九九四	—	—	—
	生絲及絹絲	—	一、五七九、八七八	—	—	—
	毛及毛絲	—	四四九、五六九	—	—	—
	其他纖維及繩索類	—	四、五六八	—	九	—
計		—	三、一六一、二七四	—	三〇三	—
織物及編物類	木棉	—	七四二	—	—	—
	金巾	八	二四、九二二	—	—	—
	組布	八	一九一、三五三	—	—	—
	大尺布	二	六〇、〇二八	—	三五	—
	綾木綿	三七	五六、二〇一	—	—	—
	綿繻子	—	一七五、二七一	—	—	—
	更紗	—	九、六〇三	—	—	—
	綿フランネル	二〇	九、〇四二	—	—	—
	其他、綿織物	一八六	一三六、二七八	—	三五	—
	絹織物	—	一七、五七三	—	—	—
	毛織物	—	八、七二八	—	—	—
	ブランケット	—	九、三七三	—	—	—
	地氈及旅氈	三三	一、一五〇	—	—	—

麻袋	—	四九、七八六	—	—	—
其他織物及編物類	—	一九、〇八一	—	—	—
計	二九三	七五九、二三一	—	七〇	—
衣服及身邊用品					
衣服	一七	五二、二三九	—	—	—
シャツズボン下	—	一一、〇一四	—	—	—
帯子	—	二五、八一六	—	—	—
其他附屬品	—	一〇、六七四	—	—	—
帽子	—	一、六五〇	—	—	—
履物	—	一、五二〇	—	—	—
其他身邊用品	—	三、二三二	—	—	—
化粧品	一二	一八、三六六	—	—	—
計	二九	一二四、五一一	—	—	—
諸機械類					
車輌	—	一三、五八八	—	—	—
船舶	—	一、二三六	—	—	—
發電機發動機其他作業機械	—	一〇六、二三四	—	—	—
其他機械	六	二三九、八六六	—	—	—
計	六	三五〇、九二四	—	—	—
諸器具類					
陶磁器	一	五、一六八	—	三〇	—
硝子及硝子器	二九	四九、〇三七	—	—	—
漆器	—	四二〇	—	—	—
其他木竹類製品	五三	七、九四五	—	—	—
皮革、ゴム、セルロイド類製品	—	九、〇二五	—	—	—

	文房具	—	三、九九三	—	—	—
	其他諸器具及裝飾品	三五	一三、三五九	—	—	—
	計	一二八	八八、九四七	—	三〇	—
金屬製品	建築材料	—	二九一、六九四	—	—	—
	家具及工匠具 農具類	—	一〇、八一九	—	—	—
	空罐	—	二、九六八	—	—	—
	其他金屬類製品	二〇、一二六	一二五、七九二	—	—	二五
	計	二〇、一二六	四三一、二七三	—	—	二五
金屬材料	鐵及鋼鐵	二一七	一、一七二、三五六	—	一七	—
	銅及眞鍮	—	三一三、〇一七	—	—	—
	鉛及亞鉛	—	一一七、三四八	—	—	—
	其他諸金屬	—	一九三、八一六	—	—	—
	計	二一七	一、七九六、五三七	—	一七	—
動物、植物、鑛物類	動物	—	一八、九五八	—	五七	—
	植物	—	三一	—	—	—
	鑛物	二〇、一六〇	四六、三二六	—	—	—
	計	二〇、一六〇	六五、三一五	—	五七	—
皮革角牙貝殼類	皮革	—	三八七、一四四	—	—	—
	角牙、貝殼類	—	二、三三四	—	—	—
	計	—	三八九、四七八	—	—	—
	和洋紙	—	四六、五六二	—	四〇	—
	其他紙	三	一六、二七九	—	一六〇	—

紙及紙製品	書籍、新聞紙、雜誌	—	二九、〇〇〇	—	—	—
	帳簿其他紙製品	—	四、九八八	—	—	—
	計	一二	九六、八二九	—	二〇〇	—
油脂及蠟	豆油	—	九、二五八、三六〇	—	九八	—
	其他油脂	—	二九一、五〇四	—	—	—
	蠟及蠟製品	三三	一四、〇一五	—	—	—
	計	三三	九、五六三、八七九	—	九八	—
藥材、藥品及染料塗料	藥品及賣藥類	三一五	八三一、二〇四	—	—	—
	染料及塗料	—	三二六、三一四	—	—	—
	計	三一五	一、一五七、五一八	—	—	—
建築材料	木材	—	六四、七六三	—	一六八	—
	鐵道枕木及電柱	—	三三〇	—	—	—
	其他木竹材	—	一、八九二	—	—	—
	疊及建具類	—	一、七〇一	—	—	—
	セメント	—	一七三、八七三	—	—	—
	其他建築材料	—	九六、二三一	—	三	二五六
	計	—	三三七、九二八	—	一七三	二五六
燃料	石油	一五二	二二七、九二八	七	一〇〇	—
	石炭	三八三、六一二	一、七一一、五六一	一四九	—	—
	木炭	—	二、二六九	—	—	—
	燐寸	—	五五、五三三	—	五〇	—
	其他燃料	—	七七二	—	—	四六

計	三八三、七三七	一、九九八、〇六三	一五六	一五〇	四六
肥料　豆粕	二〇	二〇、九六四、四一六	一五	一二七、六七八	—
肥料　其他肥料	二、〇〇三	二、四四四、五二〇	—	—	—
肥料　計	二、〇二三	二一、二〇八、九三六	一五	一二七、六七八	—
武器及爆發物	—	七五、九一四	—	—	—
雜品	二、五三五	一七二、四一九	五二〇	三九四	一、六四六
總計	五一九、五三二	五四、九六九、九一二	一三、八八九	六四七、九二〇	一九五、九八八
大正四年	一、二一二、一五六	五六、七六六、五七五	三、六六六	二二五、九九一	一二九、三二五
同三年	八三四、〇八一	四二、一八〇、〇六九	六〇、八一九	六七、四三四	一一九、〇八八
同二年	九九七、一三六	四三、二七四、四五三	五六、八四七	一五八、〇二八	一七四、六四五
同元年	八二八、四二六	五五、三〇六、二九七	七一、八二五	四三〇、二二九	一四五、七五七
明治四十四年	三〇一、三〇〇	四八、三九二、三九八	三九、九一七	一、二五四、三五七	一〇七、五二四
同四十三年	三七八、六四三	三八、七九七、九二七	八、七〇五	四四二、二一〇	一七四、九九二
同四十二年	四六、五二九	四二、八一二、三〇二	一七、六〇八	六六三、五四一	一九七、九一〇
同四十一年	四七、五二二	三四、七二六、八九六	七〇五	六四三、一七五	一〇九、一八二

一、本表ハ前出第一七九表中輸出品價額ヲ港灣別トシ且ツ其品目ヲ細別トシテ再揭セルモノナリ

(チ)、關東州各港輸出品種類別價額ノ二（仕向地）、大正五年

品目	日本向	朝鮮向	支那向	香港及印度大洋向	其他諸國向
	兩	兩	兩	兩	兩
米	—	—	一一、七一九	—	—
麥	一三五、八五九	—	九三、〇三四	四、九六六	—
粟	一八、二一四	六六	四九、四三七	—	—

穀菽物及穀粉澱粉類	大豆	一、三二七、二五〇	三〇	一、九〇六、一七二	八八一、〇〇六	一、六〇一、一四三
	小豆	八二一、七七八	—	二一四、三二九	五四、五四八	四、七八七
	黍	一三六、四三五	六四	一、五四七、六六九	—	五五、一五二
	玉蜀黍	五七、六一二	三〇	三六三、二六二	—	—
	其他穀菽類	九一六、六八四	二一、一七九	二四二、〇六二	七五、五六五	一七一、三九六
	麥粉	一五	二六	一四三、二八五	—	—
	其他粉類	二二	—	二、一五七	—	—
	計	三、四一三、八六九	二一、三九五	四、五七三、一二六	一、〇一六、〇八五	二、八四一、四七八
野菜及果實類	野菜類	三、六八四	九	二、〇九一	—	—
	果實類	一八二	二一	九、七〇八	二〇〇	三、〇〇〇
	計	三、八六六	三〇	一一、七九九	二〇〇	三、〇〇〇
魚介及海落類	鮮魚介	—	—	九、四二二	—	—
	乾鹽魚	七、二二三	一五五	一三七、四七九	九、一九五	—
	海藻類	二、八六九	—	七、二一二	—	—
	計	一〇、〇九二	一五五	一四四、一一三	九、一九五	—
製鹽		七一六、二七七	三一四、一九六	二三、九三〇	一三	五、〇一三
砂糖及菓子類	白砂糖	三七、八八七	八	一九一、四〇三	八、九〇〇	—
	赤砂糖	四四八	—	一、九五三	—	—
	氷砂糖	—	五〇	一四、七六二	一、一八三	—
	其他砂糖類	一五	五〇	一八、九五二	—	—
	菓子類	七	一、三五七	三、四七三	—	—
	計	三八、三七五	一、四六五	二三〇、五四三	一〇、〇八三	—

茶及珈琲類	茶	二一	—	六一五	—	—
	珈琲類	—	—	二七九	—	—
	計	二一	—	八九四	—	—
酒及清涼飲料	清酒（四斗入）	一六八	一三二	一四、三八三	—	—
	清酒（四合瓶）	—	—	八五六	—	—
	支那酒	一七	二、二七四	三七、七一八	三、八〇五	—
	麥酒	—	—	一五、二八七	—	—
	其他酒類	六三〇	九五	七、三一〇	—	—
	清涼飲料	三	二三八	一六、一六二	—	—
	計	八一八	二、七三九	九一、七一六	三、八〇五	—
其他飲食料品	味噌、醬油、漬物類	一三七	六〇一	二〇、三八九	—	—
	罐詰、瓶詰、壺詰類	五二六	五六	五、一四三	二四	—
	其他飲食料品	一、九九四	一三九	三一、六四八	七六、四三二	四、六四四
	計	二、六五七	七九六	五七、一八〇	七六、四五六	四、六四四
煙草	葉煙草	二	—	一五八、六〇三	—	—
	刻煙草	—	二三九	三、五二五	一、三五二	—
	卷煙草	一、〇八四	一、一八七	一八八、二三〇	二〇、七四〇	—
	計	一、〇八六	一、四二六	三五〇、三五八	二二、〇九二	—
	棉花	三七、八六三	二、〇四八	五、四〇四	—	—
	綿織絲	九〇	—	五七八、二七七	二、二五〇	—
	綿縫絲	一、五三三	—	七、六五八	—	—
	麻及麻絲	四、五四三	五二九	四、二七〇	九四	—

綿絲及繩索類	繭（柞蠶）	四一四	—	四八六、五八〇	—	—
	生絲及絹絲	二五一、五六九	—	一、三二三、三〇九	—	—
	毛及毛絲	三六、八二四	—	三八八、三九一	—	二四、三五四
	其他纖維及繩索類	九三四	—	三、六四三	—	—
	計	三三四、七七〇	二、五七七	二、七九七、五三二	二、三四四	二四、三五四
織物及編物類	木綿	一三七	—	六〇五	—	—
	金巾	二〇七	一二〇	二四、六〇三	—	—
	粗布	九	二、三八〇	一八八、九二七	—	—
	大尺布	—	—	六〇、〇六五	—	—
	綾木綿	二一二	四八	三五、九七八	—	—
	綿繻子	九一一	四二	一七四、三一八	—	—
	更紗	—	一、一二七	八、四七六	—	—
	綿フランネル	六七	—	八、九九五	—	—
	其他綿織物	一七一	三三二	一二五、九九六	—	—
	絹織物	五五八	一、三〇〇	一五、〇二三	—	六九二
	毛織物	四、四六一	八六二	三、四〇五	—	—
	ブランケット	一、六六四	一、一五九	六、五五〇	—	—
	地氈及旅氈	三	—	一、二七九	—	—
	麻袋	一六、二〇〇	五、四六二	二六、七六四	一、三六〇	—
	其他織物及編物類	三、七六九	一、六二九	一三、六八三	—	—
	計	二八、三六九	一四、四六一	七一四、七一二	一、三六〇	六九二

衣服及身邊用品	衣服	三六、九七八	一、八七六	一二、四五三	九四八	—
	シャツズボン下	五七八	六四〇	九、七九六	—	—
	帶子	二八九	—	二五、五二七	—	—
	其他附屬品	一、二四六	四五	九、三八三	—	—
	帽子	五七八	三八	一、〇三四	—	—
	履物	二六四	—	一、二五六	—	—
	其他身邊用品	八八六	—	二、三四六	—	—
	化粧品	一、三六二	二、六一七	一四、三九九	—	—
	計	四二、一八二	五、二一六	七六、一九四	九四八	—
諸機械類	車輛	九、五六七	一六九	三、八五二	—	—
	船舶	一五三	—	一、〇八三	—	—
	發電機發動機其他電機作業機械	三六、七〇五	五三八	二五、八八八	四二、九七六	一二七
	其他機械	一九三、五六三	九七〇	三五、三三七	—	—
	計	二三九、九九〇	一、六七七	六六、一六〇	四二、九七六	一二七
諸器具類	陶磁器	六七六	四	四、五〇六	三	一〇
	硝子及硝子器	一、五四七	一一、五二〇	三五、九九九	—	—
	漆器	二七	—	三九三	—	—
	其他木竹類製品	三〇七	一、一九一	四、三五三	—	一四七
	皮革ゴムセルロイド類製品	七、〇二一	二六三	一、七四一	—	—
	文房具	八六四	七五	三、〇五四	—	—
	其他諸器具及裝飾品	六、九〇三	二九七	六、一七九	一五	—
	計	一九、三四五	一三、三五〇	五六、二二五	一八	一五七

金屬製品	建築材料	一二七、〇五五	一一三、四四四	五〇、四二七	—	七六八
	家具及工匠具 農具類	三、七六六	一四三	六、九一〇	—	—
	空罐	二三八	—	二、七三〇	—	—
	其他金屬類製品	一〇八、三一四	五八二	三七、〇四七	—	—
	計	二三九、三七三	一一四、一六九	九七、一一四	—	七六八
金屬材料	鐵及鋼鐵	一、一二九、〇〇四	五、五一二	三四、五一〇	—	三、五六四
	銅及眞鍮	三〇九、五八四	四一八	三、〇一五	—	—
	鉛及亞鉛	一一一、三三五	—	六、〇一三	—	—
	其他諸金屬	一九一、〇六五	一、六〇一	一、一五〇	—	—
	計	一、七四〇、九八八	七、五三一	四四、六八八	—	三、五六四
動物、植物、鑛物類	動物	二、三六一	一六	一六、三八八	二五〇	—
	植物	一二	—	一九	—	—
	鑛物	六六、四四五	四一	—	—	—
	計	六八、八一八	五七	一六、四〇七	二五〇	—
皮革角牙貝殼類	皮革	二六八、一二五	一、八一四	一七、二〇五	—	—
	角牙貝殼類	一、〇五二	三〇	一、二五二	—	—
	計	二六九、一七七	一、八四四	一八、四五七	—	—
紙及紙製品	和洋紙	一三、八七九	二〇〇	三二、五二三	—	—
	其他紙	八九九	—	一五、五五一	—	—
	書籍、新聞紙雜誌	六、五四一	二八四	二二、一四五	三〇	—
	帳簿其他紙製品	二、〇六六	一〇五	二、八一七	—	—
	計	二三、三八五	五八九	七三、〇三七	三〇	—

油脂及蠟	豆油	二、四七七、五一六	五四三	一〇六、七四七	九二八	六、六七二、七二四
	其他油脂	八六、二六五	四四三	二一、八〇五	—	一八二、九九一
	蠟及蠟製品	七、三五九	六	六、六八二	—	—
	計	二、五七一、一四〇	九九二	一三五、二三四	九二八	六、八五五、七一五
藥材、藥品及染料塗料	藥品及賣藥類	六九三、七七八	三、二三九	一〇二、九五六	三〇、六六六	八八〇
	染料及塗料	二二六、〇一七	五二〇	九九、〇六七	六二四	八六
	計	九一九、七九五	三、七五九	二〇二、〇二三	三一、二九〇	九六六
建築材料	木材	八、八〇六	二〇〇	五五、九二五	—	—
	鐵道枕木及電柱	—	—	三三〇	—	—
	其他木竹材	一、二七九	三一七	二九六	—	—
	疊及建具類	六一	—	一、六四〇	—	—
	セメント	三	二、六八七	一六〇、六五六	一〇、五二七	—
	其他建築材料	七三、四八九	三、七二三	一九、二七八	—	—
	計	八三、六三八	六、九二七	二三八、一二五	一〇、五二七	—
燃料	石油	一四	三	二二八、一四三	—	—
	石炭	六三七、九一五	二三九、六〇三	七九二、五三〇	四三五、二七四	—
	木炭	一〇〇	—	二、一六九	—	—
	燐寸	八	—	五五、五七五	—	—
	其他燃料	一三六	三九〇	二五四	三八	—
	計	六三八、一七三	二三九、九九六	一、〇七八、六七一	四三五、三一二	—
肥料	豆粕	一六四二三、五五八	四九三	四、六四九、八〇八	—	一八、二七〇
	其他肥料	二四三、七五二	一四七	二、六二四	—	—

計	一六、六六七、三一〇	六四〇	四、六五二、四三二	—	一八、二七〇
武器及爆發物	六三九	—	七五、二七六	—	—
雜品	一三八、二〇二	一、四〇八	三四、〇三九	三、八四〇	二五
總計	二八、二一三、三三七	七四七、三九五	一五、九五九、九八五	一、六六七、七五二	九、七五八、七七二
大正四年	二八、七〇八、九六六	五三八、六二〇	二〇、八二八、八八七	二、四六二、三四八	五、七九八、八九二
同三年	二三、七九九、〇三五	六九三、八八四	一二、〇五〇、〇四四	二、一八二、〇三〇	四、六三六、四九八
同二年	二四、九〇五、四三六	一、六四五、三〇八	一三、六四一、七八一	一、四三一、三三〇	三、〇三七、二六四
同元年	三〇、六七六、二五六円	一、〇三九、六三四円	二〇、七七四、五五八円	七三九、三三〇円	三、五五二、七五六円
明治四十四年	二七、一五〇、五一二	五〇四、三二六	一五、四四六、一七五	一八一、三九五	五、八一三、〇八八
同四十三年	一六、一二三、二一八	六〇〇、三六三	一一、七九三、三一五	二三四、五〇一	一一、〇六一、〇八〇
同四十二年	二二、九六〇、九五七	三一八、八九九	一〇、六二一、六三四	一一八、五三一	九、七一七、八六九
同四十一年	二三、二一一、一八九	三五、三四一	一三、二八〇、九五〇	—	—

一、本表ハ前出第一七九表中輸出品價額ヲ仕向地別トシテ其品目ヲ細別シテ再掲セルモノナリ

(リ) 關東州各港輸入品種類別價額ア一 (港灣別) 大正五年

品目	旅順港	大連港	金州港	貔子窩港	其他諸港
穀物及穀粉澱粉類					
米	一、二七四両	一、四一五、二九三両	二、二一五両	一三、五八三両	七、二四七両
麥	三、一〇七	五三、一一一	五九八	八、七三八	四八八
粟	—	一一、三三一	三、九一四	二、一一〇	二四、六一四
大豆	—	九一八、八六五	二二〇	三、一九八	—
小豆	—	二〇、二三六	七二三	八五五	九六
黍	一二、七九八	一三、八二五	一、一〇四	四、一五六	—

	玉蜀黍	三、三八〇	二六、六六九	—	—	八、四五〇
	其他穀菽類	二六、〇九三	一六三、一五六	三七五	二、九一六	—
	麥粉	一、八二四	八九三、九〇〇	—	一九六	八二〇
	其他粉類	—	二七、六二一	—	五六	—
	計	四八、四七六	三、五四四、〇〇七	九、一四九	三五、七六三	四一、七一五
野菜及果實類	野菜類	一、〇五五	一一、〇三一六	—	一、一三一	四二四
	果實類	二、一〇〇	三五〇、八二二	二五二	三、一一三	—
	計	三、一五五	四六一、一三八	二五二	四、二四四	四二四
魚介及海藻類	鮮魚介	—	二〇〇、〇八四	二七七	八、八四二	一、五五三
	乾鹽魚	三六六	二六四、〇四九	—	六、六三五	九二〇
	海藻類	二〇	七九、三八七	—	六六四	—
	計	六八三	五四三、五二〇	二七七	一六、一四一	二、四七三
製鹽		—	一四、五二九	—	—	一一七
砂糖及菓子類	白砂糖	—	一、〇五一、一九二	—	七	—
	赤砂糖	二八五	一一八、五四一	—	一、三一〇	—
	氷砂糖	—	七六、六七五	—	九〇	—
	其他砂糖類	—	六二、一四三	—	—	—
	菓子類	—	七五、六七九	—	四五	—
	計	二八五	一、三八四、二三〇	—	一、四五二	—
茶及珈琲類	茶	八、二〇〇	五八三、九〇三	—	一、一二五	一〇
	珈琲類	—	一二六、八四六	—	—	—
	計	八、二〇〇	七一〇、七四九	—	一、一二五	一〇

酒及清涼飲料	清酒（四斗入）	—	三九八、〇二一	—	—	—
	清酒（四合瓶）	—	二三、六七六	—	—	—
	支那酒	四二〇	五、一一四	—	—	—
	麥酒	—	二〇三、七七〇	—	三六	—
	其他酒類	—	二八〇、三一〇	—	—	—
	清涼飲料	—	三四、二一二	—	—	—
	計	四二〇	九四五、一〇三	—	三六	—
其他飲食料品	味噌、醬油、漬物類	三八五	一四八、二九三	二七七	八七二	二四〇
	罐詰、瓶詰、壺詰類	—	一一八、八〇〇	—	一六	五
	其他飲食料品	九、一七二	四九八、二三一	四二	八、二七八	一九〇
	計	九、五五七	七六五、三二四	三一九	九、一六六	四三五
煙草	葉煙草	—	一四八、三五七	—	二二八	—
	刻煙草	一〇〇	一〇九、六七一	—	七七五	—
	卷煙草	—	二、五七八、七一七	—	—	—
	計	一〇〇	二、八三六、七四五	—	一、〇〇三	—
綿絲繩索類	棉花	七八五	一四〇、三五八	二〇二	五、三三二	一、〇八〇
	綿織絲	—	一、二五二、三八〇	—	—	—
	線縫絲	—	一一六、二五〇	—	—	—
	麻及麻絲	二、〇三四	九五、二二二	二八〇	二、二一三	一四
	繭（柞蠶）	—	二、三七五	—	—	五五
	生絲及絹絲	—	三七六、二八三	—	—	—
	毛及毛絲	—	一二一、一八五	—	—	—

品目						
	其他纖維及繩索類	二四〇	一七三、五四九	—	四四	—
	計	三、〇五九	二、二七七、六〇二	四八二	一一、五九四	一、一四九
織物及編物類	木綿	—	九三、一六四	—	—	—
	金巾	—	五三六、七八九	—	—	—
	粗布	—	五四二、三五八	—	—	—
	大尺布	—	一、三五八、九三四	—	—	—
	綾木綿	—	六四二、九八八	—	—	—
	綿繻子	—	三〇、五一七	—	—	—
	更紗	—	二四八、三九八	—	—	—
	綿フランネル	—	九二、〇六三	—	—	—
	其他綿織物	一〇一	九三二、三五七	—	九六二	四八八
	絹織物	—	六七七、三九四	—	—	—
	毛織物	—	二七一、三七九	—	—	—
	ブランケット	—	六〇、二一一	—	—	—
	地氈及旅氈	—	四七、四七〇	—	—	—
	麻袋	—	二、〇三六、一一九	—	一六〇	—
	其他織物及編物類	—	一、〇八〇、三一七	—	三一〇	一五、〇〇〇
	計、	一〇一	八、六五〇、四五八	—	一、四三二	一五、四八八
	衣服	—	二四七、八七六	—	—	—
	シャツ、ズボン下	—	二五六、九五四	—	—	—
	帯子	—	一〇八、五八三	—	—	—
	其他附屬品	—	四一四、二四七	—	—	—

衣服及身邊用品	帽子	—	五九、四一〇	—	—	—
	履物	一二〇	四四四、六五六	—	八七二	—
	其他身邊用品	—	一一三、一八四	—	七〇二	四
	化粧品	三	四三七、九四一	—	一一	七二
	計	一二三	二、〇八二、八五一	—	一、五八五	七六
諸機械類	車輛	—	二二〇、四三八	—	—	—
	船舶	—	六〇、八〇〇	—	—	—
	發電機發動機 其他作業機械	—	五七九、四九七	—	—	—
	其他機械	—	一、〇二一、三四八	—	—	—
	計	—	一、八八二、〇八三	—	—	—
諸器具類	陶磁器	一〇、三八六	一七四、五六一	五七七	二六、八九一	五三四
	硝子及硝子器	—	三二三、八五一	—	一二五	—
	漆器	—	一九、五二九	—	—	—
	其他木竹類製品	八三六	一三六、八六六	—	一、四九三	四四
	皮革、ゴム、セルロイド類製品	—	一六三、七七八	—	—	—
	文房具	—	一五一、一三四	—	九三	—
	其他諸器具及裝飾品	二六	一七七、六一二	五〇	三七九	六二九
	計	一一、二四八	一、一四七、四〇一	六二七	二八、九八三	一、二〇七
金屬製品	建築材料	八	二、八六四、二四〇	—	一一五	二四
	家具及工匠具 農具類	—	二二七、三〇三	四〇	—	—
	空罐	—	八一五、九二五	—	—	—
	其他金屬類製品	一、四七八	三〇一、六九〇	—	二、六五三	一〇

	計	一、四〇六	四、二〇九、一五八	四〇	二、七六八	三四
金屬材料	鐵及鋼鐵	—	二、六七八、七九六	—	八四六	二
	銅及眞鍮	—	二七四、四〇七	—	一〇〇	—
	鉛及亞鉛	—	一八八、五六四	—	—	—
	其他諸金屬	—	一七〇、〇〇八	—	—	—
	計	—	三、三一一、七七五	—	九四六	二
動物、植物、鑛物類	動物	—	五二、〇一一	五〇〇	三一七	—
	植物	—	四七、九〇一	—	—	—
	鑛物	—	七六、八四一	—	—	—
	計	—	一七六、六五三	五〇〇	三一七	—
皮革角牙貝殼類	皮革	九九	一、二五七、一六七	—	三、〇六〇	—
	角牙貝殼類	—	二七九	—	二	—
	計	九九	一、二五七、四五五	—	三、〇六二	—
紙及紙製品	和洋紙	二、六〇〇	七〇四、四二二	—	六、六五〇	—
	其他紙	一、七七〇	四九五、三五一	—	五二、一七〇	一二三
	書籍、新聞紙、雜誌	—	三五九、五一三	—	一、五一八	—
	帳簿其他紙製品	七四	三三六、八五三	—	—	—
	計	四、四四四	一、八九六、一三九	—	六〇、三三八	一二三
油脂及蠟	豆油	六三	八一、九三二	—	—	—
	其他油脂	三三〇	三、三二四、三八三	一〇二	五九〇	七二七
	蠟及蠟製品	一、七四五	一、四六七、六九九	—	二、五八二	—
	計	二、七〇五	四、八七四、〇一四	一〇二	三、一七二	七二六

藥材、藥品及染料塗料	藥品及賣藥類	二五四	二、一一〇、七六四	—	三、一二九	—
	染料及塗料	—	五三二、二七七	—	四、一五三	二六〇
	計	二五四	二、六四三、〇四一	—	七、二八二	二六〇
建築材料	木材	七、二二八	三一二、二九六	—	一三、〇五〇	九、二八一
	鐵道枕木及電柱	—	二四五、六一五	—	—	一、二三〇
	其他木竹材	八五	一七五、〇二三	—	一、一三八	五一八
	疊及建具類	—	七四、八八八	—	—	—
	セメント	—	一八五、三一九	—	—	—
	其他建築材料	三、三三二	三二五、四三九	六六六	四九、七四六	一、八一三
	計	一〇、六四五	一、三二八、五八〇	六六六	六三、九三四	一二、八四二
燃料	石油	—	一、四七八、八五一	五四三	—	—
	石炭	四一〇	八、二〇九	六、二七九	二、九四三	二三一
	木炭	二三〇	五一、三六六	—	八七二	三九三
	燐寸	—	六七六、二六三	—	一、六一九	—
	其他燃料	二〇五	五九、二五〇	九六〇	一二、〇五九	二、五〇八
	計	八四五	二、二七三、九三九	七、七八二	一七、四九三	三、一三三
肥料	豆粕	一五	七三、九二〇	一、二四四	—	—
	其他肥料	—	八、一九〇	—	—	二三
	計	一五	八二、一一〇	一、二四四	—	二三
武器及爆發物		一、一一〇	二六四、一二八	—	三四〇	六六
雜品		一、九五八	四三九、〇七七	三、四九一	一三、六一七	二、四四二
總計		一〇八、六七一	四九、九九一、九〇九	二五、九三一	二八五、七九一	八二、七五四

大正四年	一〇三、九九二	三九、六九〇、〇九二	二〇一、一九九	二四四、九五九	一〇三、〇九九
同　三年	八六、五八五	三五、七四一、一五〇	六五、〇三七	二八、一三六	七〇、八一八
同　二年	一八一、九四八	三五、九七一、四七六	一一八、四〇五	二六六、三六八	五五、六五一
同　元年	三四六、五五三円	五八、七一一、七九四円	一二二、三八一円	五五、八五三円	一〇七、七八九円
明治四十四年	四七三、三八七	四五、一〇七、二七八	一三四、三六三	二八九、[illegible]四四	一二八、六七七
同　四十三年	八二八、六六六	二八、七三一、七九七	五五、三七三	七〇九、四二一	二八三、五五二
同　四十二年	八八六、八四〇	二四、五四九、二八三	八五、三四一	六六三、[illegible]八三	一七五、四六八
同　四十一年	七三四、八三二	三一、三五五、六四七	八五、七一七	六二一、五一九	三一〇、四七一

(ヌ) 關東州各港輸入品種類別價額ノ二（仕出地別）大正五年

品目	日本積	朝鮮積	支那積	香港及印度南洋積	其他諸國積
穀菽物及穀粉澱粉類　米	兩 一二九、五五二	兩 一、〇六六、四五一	兩 二二八、四六四	兩 一五、一〇〇	兩 —
麥	二〇、八三八	一一、四〇八	三三、七九六	—	—
粟	九六	—	四一、八七三	—	—
大豆	六、七七九	三、二七〇	一七九、九六九	—	七三三、二六五
小豆	五、二九九	四七〇	一六、一四一	—	—
黍	六五七	二〇	三一、二〇六	—	—
玉蜀黍	六、七二〇	—	三〇、〇九九	—	一、六八〇
其他穀菽類	一七、六六一	七一八	一二七、三一三	—	四六、八四八
麥粉	一三七、四七一	—	七五九、二六九	—	—
其他粉類	二二、一七〇	五七	五、二二五	—	二二五
計	三四七、二四三	一、〇八二、三九四	一、四五三、三五五	一五、一〇〇	七八二、〇一八

野菜及果實類	野菜類	六四、四一五	三五六	四八、一一七	三八	—
	果實類	二四〇、六八四	八七八	一一〇、九三三	三、七九二	—
	計	三〇五、〇九九	一、二三四	一五九、〇五〇	三、八三〇	—
魚介及海藻類	鮮魚介	一七六、一三八	一、二五三	三三、三六五	—	—
	乾鹽魚	一八六、二九三	一四、一八三	六六、二七〇	四、九七一	二五三
	海藻類	五八、四〇三	六〇	八、二二七	五、四二六	七、九五五
	計	四二〇、八三四	一五、四九六	一〇七、八六二	一〇、三九七	八、二〇八
製	鹽	一、六七一	—	一二、九七五	—	—
砂糖及菓子類	白砂糖	九三七、八八一	六、〇九七	二五、七一七	八一、五三二	—
	赤砂糖	二九、三五一	—	一三、六一〇	七七、一七五	—
	氷砂糖	七二、四〇二	—	一、四五四	二、一五二	七五七
	其他砂糖類	四五、八八五	八	一三、六〇五	二、六四五	—
	菓子類	五五、八九三	二、五〇二	一七、一九一	一三八	—
	計	一、一四一、四一二	八、五七九	七一、五七七	一六三、六四二	七五七
茶及珈琲類	茶	三五、六九三	—	五五七、五二九	一六	—
	珈琲類	六九、六九一	—	五三、七一六	三、三九一	四八
	計	一〇五、三八四	—	六一一、二四五	三、四〇七	四八
酒及清涼飲料	清酒　四斗入	三九六、六〇七	八九二	五二二	—	—
	清酒　四合瓶	二三、五九四	—	八二	—	—
	支那酒	一、六一三	—	三、九二一	—	—
	麥酒	二〇〇、〇八四	—	三、七二三	—	—
	其他酒類	五七、三六五	一、七三九	一一〇、七八一	二、九四二	一〇七、四八三

	清涼飲料	三〇、二四二	二、〇四六	九九四	—	九三〇
	計	七〇九、五〇五	四、六七七	一二〇、〇二一	二、九四二	一〇八、四一三
其他飲食料品	味噌、醬油・漬物類	一四三、九一六	二、四六八	三、六八三	—	—
	鑵詰・瓶詰・壺詰類	八九、八一七	四、一八〇	一二、七二七	一一、八二九	二六八
	其他飲食料品	一九四、〇七五	二、三三七	二三七、九五五	七八、三四一	三、二〇五
	計	四二七、八〇八	八、九八五	二五四、三六五	九〇、一七〇	三、四七三
煙草	葉煙草	五二、七六一	一、七二九	九三、九四五	一五〇	—
	刻煙草	四、一一五	一、八五五	一〇三、八八四	六九二	—
	卷煙草	一〇七、〇八〇	七八、七四〇	二、三七九、七〇四	八、二一二	四、九八一
	計	一六三、九五六	八二、三二四	二、五七七、五三三	九、〇五四	四、九八一
綿絲及繩索類	棉花	七七、四八二	四八〇	七三、八〇一	—	—
	綿絲	一、一七五、八九三	六九	七六、四一八	—	—
	綿縫絲	六六、一八一	七五二	四一、四八一	—	八、〇一六
	麻及麻絲	五八、六五〇	四〇	三七、四八〇	三、一三三	四六〇
	繭(柞蠶)	一、〇八一	—	一、三四九	—	—
	生絲及絹絲	一四、一八四	—	三六二、〇九九	—	—
	毛及毛絲	五一、一二七	—	七〇、〇五八	—	—
	其他纖維及繩索類	一三四、八六一	六二	三八、一八二	七二八	—
	計	一、五七九、四五九	一、二二三	七〇〇、八六八	三、八六〇	八、四七六
	木綿	九二、九九〇	六三	一一	—	—
	金巾	一二四、四九六	—	四一一、〇五一	—	一、二四二
	組布	四〇二、七〇〇	—	一三九、六五八	—	—

織物及編物類	大尺布	一、三五五、六五〇	—	三、二八四	—	—
	綾木綿	四八四、九五九	一八〇	一四九、八四九	—	八、〇〇〇
	綿繻子	二〇、八二六	—	七、七七一	—	一、九二〇
	更紗	九、五四三	—	二三六、七九一	一、〇三六	一、〇二八
	綿フランネル	八〇、三六五	—	一一、六〇二	一〇五	—
	其他綿織物	三二一、六六七	八九七	六〇四、一七六	四、六三三	二、五三五
	絹織物	一一六、五八九	—	五六〇、四七六	—	三二九
	毛織物	一一三、二四一	五、九五一	一四五、〇一三	五、〇〇四	二、一七〇
	ブランケット	三二、三九一	—	二六、〇九一	一、七二九	—
	地氈及旅氈	二〇、八八八	一二〇	二六、三一二	—	一五〇
	麻袋	四三四、四七一	六三一	一、一一六、二九七	四八四、八八〇	—
	其他織物及編物類	五六七、〇一二	九、〇九七	四九七、七九一	一七、一二一	四、六〇六
	計	四、一七七、七七九	一六、九三九	三、九三六、二七三	五一四、五〇八	二一、九八九
衣服及身邊用品	衣服	一七五、八九六	一、二〇六	七〇、七五四	—	二〇
	シャツズボン下	二四〇、九三八	一九六	一五、六一〇	—	二一〇
	帯子	一〇七、三八三	—	一、二〇〇	—	—
	其他附屬品	三二二、一二三	四一	九一、一八八	二八三	六一三
	帽子	四九、四三七	—	九、九七三	—	—
	履物	一四六、七八六	一八四	二九八、一七三	五〇五	—
	其他身邊用品	九四、三五六	三〇	九、一九八	七、〇六四	三、二四二
	化粧品	三〇九、二三〇	六一〇	一一一、一八六	一三、二五二	三、七四九
	計	一、四四六、一四八	二、二六七	六〇七、二八二	二一、一〇四	七、八三四

諸機械類	車輌	一二五、四〇一	六一七	九四、三五〇	—	七〇
	船舶	六、九四〇	一七	五三、八四三	—	—
	發電機發動機 其他作業機械	四五八、八二八	四八八	一一二、三五七	一、六七九	六、一四五
	其他機械	七九一、三九二	四、七八三	一六八、三六五	七八〇	五六、〇二八
	計	一、三八二、五六一	五、九〇五	四二八、九一五	二、四五九	六二、二四三
諸器具類	陶磁器	一五一、四三二	九	六一、五〇八	—	—
	硝子及硝子器	二九六、六一九	二、一八七	一三、三三〇	一、一一八	七、七二三
	漆器	一九、二三四	—	二九五	—	—
	其他木竹類製品	一〇八、六五一	一、七六二	二八、八二〇	—	六
	皮革、ゴム、セルロイド類製品	一四六、九三一	二、八〇〇	一三、四二七	六二〇	—
	文房具	一一五、三三二	五	三五、六七二	一七四	七〇
	其他諸器具及製飾品	一四三、六七九	一、九三四	三二、四〇七	五四五	一七五
	計	九八四、八七八	八、六九七	一八五、四五九	二、四五七	七、九七三
金屬製品	建築材料	二、二七〇、六二八	二、〇四三	二九四、四七二	五、七六〇	二九一、四八四
	家具皮工匠具 農具類	一七六、二〇八	六二	四八、八二二	一、六四七	五七四
	空罐	三一二、〇九二	五〇、九七一	四四七、九二三	四、九二五	一四
	其他金屬類製品	二一三、八三四	二、五四六	六九、二四〇	九一七	一九、二九四
	計	二、九七二、七六二	五五、六二二	八六〇、四八七	一三、二四九	三一一、三六六
金屬材料	鐵及鋼鐵	二、三九〇、五〇七	三二	二三七、二四三	三四、二九三	一七、五八四
	銅及眞鍮	一三七、九四四	—	一三五、八七三	—	六九〇
	鉛及亞鉛	一七一、六七〇	六〇〇	一一、五九九	四、六九五	—
	其他諸金屬	五七、四二三	—	七九、〇〇七	一、三三一	三二、二四七

一　計		二、七五七、五三八	六三二	四六三、七二二	四〇、三一九	五〇、五二一
動物、植物、鑛物類	動物	一二、五二〇	四五七	三九、八五一	—	—
	植物	三八、四一三	七、七	八、七六一	—	—
	鑛物	六六、四七七	—	一〇、三三六	—	二八
	計	一一七、四一〇	一、一八四	五八、九四八	—	二八
皮革、角牙、貝殼類	皮革	八六九、八六三	一一、五一九	二八一、四〇四	九七、五四九	—
	角牙貝殼類	一五八	—	二三	—	—
	計	八七〇、〇二一	一一、五一九	二八一、四二七	九七、五四九	—
紙及紙製品	和洋紙	四七五、七六七	八八六	二三五、六六九	一、三五〇	—
	其他紙	三六一、七〇三	四四六	一六〇、七三九	五、六一一	九一五
	書籍、新聞紙、雜誌	九七、七九一	八二〇	二六二、一九五	—	二三五
	帳簿其他紙製品	二七三、二三九	七、二二五	五五、〇四〇	一、〇一四	四〇九
	計	一、二二八、五〇〇	九、三六七	七一三、六四三	七、九七五	一、五五九
油脂及蠟	豆油	一二三	—	一五、八三五	—	六六、六〇四
	其他油脂	九八五、七二八	二、一八四	二、〇三一、三一三	一四、四二九	二九二、四七七
	蠟及蠟製品	一八五、五一五	七七五	一、二七四、二八九	五六二	一〇、八八五
	計	一、一七一、三六六	二、九五九	三、三二一、四三七	一四、九九一	三六九、九六六
藥材藥品及染料塗料	藥品及賣藥類	一、六二七、四二五	三二、八九八	三六四、二六〇	一一、一〇〇	七八、四六四
	染料及塗料	一八八、七六九	一九、五〇九	三一三、一八五	八、九二二	六、三〇五
	計	一、八一六、一九四	五二、四〇七	六七七、四四五	二〇、〇二二	八四、七六九
木	材	二〇五、二八〇	一四、六八八	一一九、三二四	—	二、五六三
	鐵道枕木及電柱	二三四、二五〇	一〇、九二七	一、六六八	—	—

建築材料	其他木竹材	一四九、一八六	八、九四八	一八、六二〇	—	—
	疊及建具類	七二、二一六	二〇〇	五七一	一、九〇一	—
	セメント	一八四、〇一八	一九	一、二九二	—	—
	其他建築材料	二六四、〇四一	五、二一六	八七、九八九	一六、七六八	六、九八二
	計	一、一〇八、九九一	三九、九九八	二三九、四六四	一八、六六九	九、五四五
燃料	石油	一八三、四四九	九六〇	二、八一八	—	一、二九二、一六七
	石炭	四、一二三	七四四	一三、二〇六	—	—
	木炭	四四、四五七	二、九六五	五、〇三四	四〇五	—
	燐寸	六六九、〇〇九	四二〇	八、四五三	—	—
	其他燃料	二九、三〇九	一八、〇六九	二六、九六二	六四二	—
	計	九三〇、三四七	二三、一五八	五六、四七三	一、〇四七	一、二九二、一六七
肥料	豆粕	—	七九	四一、四一二	—	三三、六八八
	其他肥料	三、三六一	一二九	四、七二三	—	—
	計	三、三六一	二〇八	四六、一三五	—	三三、六八八
武器及爆發物		二三八、〇一四	一、四〇〇	二四、〇九三	—	二、一三七
雜品		二九一、一八一	九、八五九	一二七、六六九	二六、五一三	六、三六三
總計		二六、六九九、五二二	一、四四六、〇三三	一八、〇八七、七二四	一、〇八三、二六四	三、一七七、五一三
大正四年		一八、〇七一、八二〇	一、二六三、三四〇	一五、四三三、一三二	七九六、三一〇	四、五九七、七三九
同三年		一六、二九六、一七二	一、二五五、一八四	一〇、二六九、〇五五	七九七、四七七	七、六三三、八三八
同二年		二〇、三一三、一九一	一、一九九、六〇四	九、七八〇、九五四	二九三、九八八	五、〇〇六、二二二
同元年		三二、一〇二、五七九円	二、二一九、八七五円	一六、〇三四、〇八八円	七九、六一八円	九、四〇三、一七〇円
明治四十四年		二七、三一一、〇五九	二、二三六、四四三	一〇、七〇八、三六五	三〇、三三七	五、八三六、五四五

(オ) 南滿洲各要港貿易總價額累年比較

港灣名		輸出	輸入	指數 輸出	指數 輸入
大連港	大正五年	兩 五六、三四六、二四一	兩 五〇、四九四、〇五六	一、七四四	一、六七九
	同 四年	五六、七六六、五七五	三九、六九〇、〇九二	一、七六〇	一、三三〇
	同 三年	四二、一八〇、〇六九	三五、七四一、一五〇	一、三〇七	一、一八九
	同 二年	四三、二七四、四五三	三四、九七二、四七六	一、三四一	一、一九六
	同 元年	三六、八七〇、八六五	三九、一四一、一六九	一、一四三	一、三〇一
	明治四十四年	三二、二六一、五九八	三〇、〇七一、五一八	一、〇〇〇	一、〇〇〇
牛莊港	大正五年	一四、〇九七、四九〇	一七、六二一、三七七	五二七	五六〇
	同 四年	二〇、三九三、八三三	二〇、三六五、八四九	七六二	六四七
	同 三年	一六、二一七、五四九	二一、五三〇、七六六	六〇六	六七八
	同 二年	二四、四八〇、〇八七	二五、七三七、七〇六	九一四	八一七
	同 元年	二二、七七六、〇六五	二七、九五二、二七一	八五一	八八八
	明治四十四年	二六、七七二、七三七	三一、九四一、〇〇三	一、〇〇〇	一、〇〇〇
安東港	大正五年	八、六〇九、九六五	二〇、三四〇、三一〇	一、九二五	三、四六四
	同 四年	八、八〇六、二四五	一五、八〇四、八六九	一、九六九	二、六九二
	同 三年	五、七三六、〇〇二	一四、八六七、三六〇	一、二八五	二、五三二
	同 二年	六、八一八、一五二	八、二八三、〇九〇	一、五二四	一、四一一
	同 元年	五、五三八、四六二	五、八一〇、九三四	一、二三九	九九〇
	明治四十四年	四、四七二、六四四	五、八七一、七二五	一、〇〇〇	一、〇八〇

大東溝港　大正五年	二一、九七八	一一、三二三	六五	二三八
同　四年	四〇、八九四	三六、二九六	一二一	七六二
同　三年	一六五、三七二	二八、四一九	四九〇	五九六
同　二年	六七、八六〇	一八、五〇〇	二〇一	三八八
同　元年	二九四、六六一	六〇、七一七	七七一	一、二七四
明治四十四年	三三七、五五〇	四七、六五一	一、〇〇〇	一、〇〇〇

一、本表中大連港ノ分ハ都督府ニ於テ之ヲ調査シ其他ノ各港ハ支那海關調査ニ因ル。
一、表中輸出欄ニハ再輸出ヲ含包セリ。

（ワ）南滿洲各海關關稅收入金額累年比較

海關名		輸入稅 兩	輸出稅 兩	沿岸貿易稅 兩	噸稅 兩	通過稅 兩
大連海關	大正五年	七九五、五五三	一、一七〇、七九五	五六、一七三	一二一	九、二〇三
	同　四年	五一〇、九一一	一、一九二、七六四	三〇、一三八	一、三八二	四、八四九
	同　三年	五八三、三七一	九七三、七〇五	二四、三二八	一、五一七	三、九六四
	同　二年	七七一、三二四	九六一、〇二一	一五、四二六	七九三	七、三五二
	同　元年	六一七、二九三	七五九、八〇六	二六、二〇三	八七六	三、七四九
	明治四十四年	五一〇、八一四	八三一、四七九	一五、七七三	一、〇六九	四二三
	同　四十三年	三七三、八三四	七一一、九九四	一六、四五八	四〇九	一〇九
	同　四十二年	二九五、八三六	七九〇、五五三	一三、六八六	四六四	七九
	同　四十一年	一九一、五九一	三三六、三三〇	七、〇四三	—	—
	大正五年	二一三、九九六	三五四、二一七	六三、〇一八	一〇七六〇	二二、六四五
	同　四年	二二七、一六二	四四一、〇八〇	六六、五九四	二四、七四五	二四、六五四

牛荘海関	同　三年	二九八、五二四	三三一、二八六	八三、〇〇六	二五、二七七	一六、四〇三
	同　二年	三一八、七〇八	四四〇、一一二	九三、五一一	二五、〇七一	二二、〇六三
	同　元年	三四三、六一八	四〇七、五七二	一一二、六〇二	二四、〇二五	三一、四三六
	明治四十四年	三八三、六一八	五一五、五六一	一〇五、八七九	二二、一七七	二三、五四七
	同　四十三年	三六六、三六三	四九〇、九五六	一〇〇、五一〇	二四、七三二	一二、一三一
	同　四十二年	二九六、八九一	五四二、五五四	一一三、四三三	二三、七二〇	七、〇〇四
	同　四十一年	二四五、七六八	四一五、四四五	七六、四二八	三三、五一五	四、六七七
安東海関	大正五年	五一〇、五四〇	二一五、九八六	七、八三七	三、三四七	五、〇三〇
	同　四年	三五七、〇九九	二四八、二六〇	八、四三二	三、四〇四	五、一二三
	同　三年	二九七、九一七	一五八、六〇三	一〇、四〇七	四、〇五〇	四、三四三
	同　二年	一六七、三七一	一九七、七一八	一一、七九五	二、四九三	九四七
	同　元年	九六、四八三	一五一、五一八	一二、二三一	三、四六七	六四九
	明治四十四年	八七、六一九	一三六、一六一	一〇、一五二	四、九八二	四一四
	同　四十三年	九一、〇八三	八四、〇九三	八、九一七	四、二三〇	二四四
	同　四十二年	五五、七四二	一三八、二五五	九、四二九	三、七九五	八三
	同　四十一年	四二、八七四	八九、八三〇	一〇、一〇三	四、二九〇	二七〇
大東溝海関	大正五年	二三四	四〇五	—	一二	二八
	同　四年	二七七	九二三	—	一一	二〇二
	同　三年	三三	四、〇六一	一七	—	四二〇
	同　二年	二八	一、五〇五	—	—	一八九
	同　元年	四九	五、〇六四	四八	—	一、八二六
	明治四十四年	五三	六、七一〇	六	一八五	三、一三九

同　四十三年	一	五,三七二	一一	七一七	一,二七四
同　四十二年	三五	八,五三八	七九	一,五六一	二,八八八
同　四十一年	二八〇	六,六四一	一七三	二	一,九六五

一、本表ハ支那海關ノ調査ニ因ル南滿洲ニ於ケル支那海關ノ收入稅金ニシテ金額ノ單位海關兩ナリ。

一、本表中牛莊海關四十一年ヨリ四十三年マデノ中ニハ阿片稅及ビ阿片釐金ヲ除外シタリ尙ホ安東海關四十二年モ亦同ジ。

滿蒙通覽下編終

大正七年十二月二日印刷
大正七年十二月五日發行

下編定價金九圓

上中下編三冊 定價金貳拾五圓

不許複製

滿蒙遍覽下編奧付

編纂者　大連市山縣通　福昌公司調査部
右代表者　大内逸朗

發行者　東京市日本橋區數寄屋町一番地　濱井松之助

印刷者　東京市麴町區有樂町二丁目一番地　吉原良三

發兌元　東京日本橋區數寄屋町一番地（振替東京一三七五番 電話本局三七三七番 電話本局四二八九番）大阪屋號書店

發賣元　大連大山通（振替大連五五番 電話六〇八番 電話六八八番）大阪屋號書店

同　旅順青葉町（振替大連八五番 電話三五一番）大阪屋號書店
京城本町一（振替京城二五七三番 電話六八四番 電話二〇八六番）大阪屋號書店
鐵嶺東大街（振替大連六五番 電話一四四番）大阪屋號書店
釜山大廳町（振替京城二八〇九番 電話四九五番）大阪屋號書店

—東京丸之内報文社印刷—